Koji ruien

BINDING INSTRUCTIONS FROM

CATALOGUE DEPT.

Bind	front cover in	
	back cover in	
	both covers in	

Mend ✓

神宮司廳藏版

古事類苑

產業部一

古事類苑刊行會

古事類苑

產業部第一冊目錄

古事類苑

産業部一

農業一

産業部二

農業二

産業部三

農業三 農人(附)

産業部四

農具上

産業部五

農具下

產業部七

漁業 捕鯨併入

產業部八

畋獵

產業部九

工業總載

產業部十

木工 竹工 併入

産業部十一

泥工 石灰工 [併入]

瓦工 銅瓦工〔併入〕

産業部十二

鍛工 鋼師併入

鑄工

金工

金彫工

産業部十三

陶工 七寶工併入

産業部十四

漆工 彫漆工 澀墨塗 併入

蒔繪工

產業部十五

染工

革工

古事類苑

產業部一

農業一

農業ハ、古クナリト云ヒ、又ナリハヒトモ云ヘリ、ナリハヒトハ、原ト產業ノ義ナルヲ、特ニ農業ニノミ言フハ、蓋シ農ハ古來我邦ノ產業中、最モ主要タルモノナレバナリ、後專ラ字音ヲ以テ稱ス、抑〻我邦農業ノ起原ハ、遠ク天照大神ノ時ニ在リ、而シテ天孫瓊々杵尊ノ、此土ニ降臨スルヤ、稻種ヲ齎ラシ、神武天皇ノ海內ヲ平定スルニ及ビテハ、諸穀桑麻等ノ種ヲ阿波、安房、總等ノ國ニ播カシム、當時既ニ農業ノ發達セシヲ察ルベシ、爾來歷朝相承ケ、池溝ヲ開キ、墾闢ヲ勸メ、常ニ奬勵ヲ加ヘシカバ、農事益〻盛ナリシニ、歷世ノ久シキ朝政漸ク弛ミ、武家執政ノ世トナリ、戰亂相繼ギ、農民ハ鋤鍬ヲ棄テ、刀劍ヲ手ニスルニ至リ、力ヲ田畝ニ盡スニ暇ナク、所在荒蕪ノ地多カリシガ、德川幕府ノ時ニ至リ、世ハ太平ノ化ニ浴シ、文物制度大ニ備ハリ、農業モ亦漸ク進步ス、是ニ於テ專書モ多ク出デ、宮崎安貞ノ農業全書、貝原益軒ノ諸菜譜ノ如キアリ、農具ニモ、稻扱、麥扱、唐箕、千石簁ドウシノ如キ種々ノ發明アリ、蝗ヲ驅ルニ鯨油ヲ用キルアリ、其他耕耘、灌漑、肥料等ニ就キテモ、進步ノ事許多ニシテ、功ヲ此業ニ奏セシコト淺鮮ニアラズ、

凡ソ穀類蔬菜ヲ栽培シ、其他果樹材木等ヲ栽培スルモ、亦農業ノ範圍ニ屬ス、然レドモ各種ノ栽培法ヲ、悉ク此ニ收載スルコト能ハザルヲ以テ、本篇ニ於テハ、主トシテ稻作ニ關スル

コト、及ビ農業ノ大體ニ涉レルモノ、ミヲ收載ス、各種ノ草木ニ關スルコトハ、植物部各篇ニ就キテ看ルベシ、

名稱

〔倭名類聚抄十五調度〕農耕具（中略）日本紀私記云、農、奈利波比、

〔類聚名義抄十雜〕農ナリハヒ

〔伊呂波字類抄奈人事〕農ナリアヒ耕也 亦作農、古作𦦓、穠作農

〔段注說文解字三上晨〕農、耕人也、各本無人字、今依元應書卷十一補、食貨志四民有業、闢土植穀曰農、洪範次三曰農用八政、鄭云、農讀爲醲、易其字也、某氏因訓農爲厚矣、从晨、庶人明而動、晦而休、故从晨、囟聲、錯曰、當从凶乃得聲、玉裁按、此囟聲之誤、囟者明也、農籒文農从林、𨑃古文農、𦦓亦古文農、小徐从艸、大徐从林、夏竦曰、𨑃見古尚書、

〔下學集下態藝〕農作ノウサク

〔運步色葉集乃〕農作

〔易林本節用集乃言辭〕農耕ノウカウ 農業 農作

〔增補下學集下一態藝〕農耕ノウカウ 農業

〔藻鹽草三地儀〕なりはひ 田舍所爲、田などにも、源氏にもありと八雲御說也、世のなりはひの事をしるかなり共よめり、

〔倭訓栞前編十九那〕なりはひ　萬葉集、源氏に見ゆ、日本紀に生業又農をよめり、遊仙窟に家業をよみ、靈異記に產業をよめり、はひは助の辭、福はひ禍はひの如し、

〔成形圖說一農事〕奈利波比 書紀奈利波比は凡國史農を云、業をも亦奈利波比と訓めり、又稼穡、耕種も訓を同うす、いにしへの人、其業とする所、唯農之を務めしを知べし、奈利は生（ナリ）なり、波比は種波比幸波比などの波比のごとし、凡書紀、萬葉等に、田莊田宅田家の字、並に奈利登古呂と訓り、田をも奈利といふは、田は物の生地（ナルトコロ）なれば也、凡木の實なる菓の根なしといふ、都て實を結び根の着るたぐひを生（ナル）といふ、俗に物成といへり、古は人の生產をも奈利といふ、亦この意なり、

農 書洪範、農用八政、註、農者所以厚生也、周禮、以九職任萬民、一曰三農、注、三農、山農、澤農、平治地農、也、前漢書、闢土植穀曰農、厲山氏有子曰農、能植百穀、後世因名耕墾爲農、左傳注、種曰農、斂曰穡、

今按に、稼穡のことゝ合ていへば即農なり、

初見

〔空穗物語吹上之下〕いゑどもあづかり百人ばかりあつまりて、ことしのなりはい、こがいすべきことさだむ、

〔萬葉集雜歌五〕令反惑情歌一首并序略○中

反歌

比佐迦多能、阿麻遲波等保斯、奈保奈保爾、伊弊爾可弊利提、奈利乎斯麻佐爾、

〔日本靈異記中〕依不布施與放生而現得善惡報縁第十六

飢疲之者、不能營農、令解產業、略○中 產業ナリハヒ

〔續日本紀文武二〕大寶元年九月戊寅、遣使諸國巡省產業、賑恤百姓、

〔日本書紀神代一〕一書曰、略○中天照大神復遣天熊人往看之、是時保食神實已死矣、唯有其神之頂化爲牛馬、顱上生粟、眉上生蠒、眼中生稗、腹中生稻、陰生麥及大豆小豆、天熊人悉取持去而奉進之、于時天照大神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之也、乃以粟稗麥豆爲陸田種子、以稻爲水田種子、又因定天邑君、卽以其稻種始殖于天狹田及長田、其秋垂穎八握莫々然甚快也、

〔日本書紀神代一〕天照大神以天狹田長田爲御田、時素戔嗚尊春則重播種子、重播種子、此云璽枳磨枳、且毀其畔、毀此云波那豆、秋則放天斑駒、使伏田中、略○中

一書曰、日神尊以天垣田爲御田、時素戔嗚尊、春則塡渠毀畔、又秋穀已成則冒以絡繩、

〔古語拾遺〕勅曰、吾則起樹天津神籬、神籬者、古語、比茂侶伎、及天津磐境、當爲吾孫奉齋矣、汝天兒屋命、太玉命二神、宜持天津神籬降於葦原中國、亦爲吾孫奉齋焉、惟爾二神、共侍殿內、能爲防護、宜以吾高天原所御齋庭之穗、稻是也、亦當御於吾兒矣、

〔古史傳二十六〕當御は、舊訓に、麻加世麻都流と訓るに從ふべし、令謂奉るにて、此葦原中國に持降りて、殖著てきこし食む種稻に依し賜へる由なり、是より前にも、葦原中國に稻を殖たるこ

と、須佐之男命の、大須佐田、小須佐田を定給ひし事あり、後に大名牟遲、少名牟遲神相並ばして、國作給ふ時に、天上より稻種の墮し事ありて、大地主神の營田の事あり、〇中略然れども其なほ宜しき種には非ざりけむ、故に今かく大御神の、齋庭に所聞食す稻種をば依賜へるなり、

〔出雲風土記飯石郡〕須佐郷、郡家正西一十九里、神須佐能袁命詔、此國者雖小國、國處在、故我御名者、非著木石詔而、卽己命之御魂鎭置給之處、然卽大須佐田、小須佐田定給、故云須佐、卽有正倉、

〔出雲風土記飯石郡〕多禰郷、屬郡家、所造天下大神、大穴持命、與須久奈比古命、巡行天下時、稻種墮此處、故云種、神龜三年、改字多禰、

〔日本書紀二神代〕一書曰、〇中略時神吾田鹿葦津姬、以卜定田、號曰狹名田、以其田稻釀天甜酒嘗之、又用淳浪田稻、爲飯嘗之、

〔古語拾遺〕令天富命率日鷲命之孫、求肥饒地、遣阿波國、殖穀麻種、其裔今在彼國、當大嘗之年、貢木綿、麻布、及種種物、所以郡名爲麻殖之緣也、天富命、更求沃壤、分阿波齋部、率往東土、播殖麻穀、好麻所生、故謂之總國、穀木所生、故謂之結城郡、古語、麻謂之總也、今爲上總、下總二國是也、阿波忌部所居、便名安房郡、今安房國是也

〔倭名類聚抄二鬼神〕保食神　日本紀私記云、保食神、宇介毛知乃加美師說、保猶保持也、宇氣者食之義也、言是保持食物之神也、

稻魂　日本紀私記云、稻魂、宇介乃美太萬、俗云、宇加乃美太萬、

〔古事記傳九〕和名抄に、稻魂、和名宇介乃美太萬、俗云宇加乃美太萬とあるは誤なり、こは書紀の訓注の介字をケと讀るひがことゝ見ゆ、

〔伊呂波字類抄宇鬼神〕保食神　稻魂ウケミタマ、ウケノミタマ、ウカノミタマ、

〔下學集上神祇〕宇賀神稻神　社稷守五穀神也

〔和爾雅二神祇〕穀神倉稻魂命

〔成形圖說一農事〕稻魂（書紀倉稻魂、稻魂、稻靈等、並云宇賀乃美多麻也、又稻神、武紀糧名爲嚴稻魂女、）屋船豐宇氣姬（古事記）保食神（書紀○中略）稻荷（文德實錄○中略）御氣津神（神祇秘書狐神と書けり、或三狐神）御田神（一名佐具慈、卽作神の訛なり、一說に齋宮神亦三狐神と書けり、俗字なり、）農神（詩一に田畯とも見えたり）先嗇（禮記註、先嗇若神農、后稷司嗇是也、）稷　田正（以上左傳、稷田正也、風俗通云、稷五穀之長、五穀衆多不可徧祭、故立稷祭之、）田主　田神（以上周禮、設其社稷之壝而樹之田主、註、田神后土田正之所依也、）田祖（詩小雅註曰、田祖先嗇也、）穀神（禮祭法註、稷穀神也、）

蕃名未詳

〔日本書紀神代一〕一書曰、伊弉諾尊與伊弉冊尊、共生大八洲國、○中略又飢時生兒號倉稻魂命、

〔日本書紀神代一〕一書曰、天照大神在於天上曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊受勅而降、已到于保食神許、保食神乃廻首嚮國、則自口出飯、又嚮海則鰭廣鰭狹亦自口出、又嚮山則毛麁毛柔亦自口出、夫品物悉備、貯之百机而饗之、是時月夜見尊忿然作色曰、穢矣、鄙矣、寧可以口吐之物敢養我乎、廼拔劍擊殺、然後復命、具言其事、○中略是後天照大神復遣天熊人往看之、是時保食神實已死矣、唯有其神之頂化爲牛馬、顱上生粟、眉上生蠒、眼中生稗、腹中生稻、陰生麥及大豆小豆、天熊人悉取持去而奉進之、于時天照大神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之也、乃以粟稗麥豆爲陸田種子、以稻爲水田種子、又因定天邑君、卽以其稻種始殖于天狹田及長田、其秋垂穎八握莫々然甚快也、

〔日本書紀神代一〕一書曰、○中略次生火神軻遇突智時、伊弉冊尊爲軻遇突智所焦而終矣、其且終之間、臥生土神埴山姬及水神罔象女、卽軻遇突智娶埴山姬生稚產靈、此神頭上生蠶與桑、臍中生五穀、

〔神代紀葦牙上〕稚產靈、○中略又の一書に保食神と申も同神なるべし、

〔古事記上〕既生國竟更生神、故生神名、○中略次生大宜都比賣神、（此神名以音）次生火之夜藝速男神、（夜藝二字以音）○中略因生此子美蕃登（此三字以音）見炙而病臥在、○中略次於尿成神名彌都波能賣神、次和久產巢日神、此

神之子謂豐宇氣毘賣神、自宇以下四字以音

〔古事記傳五〕大宜都比賣神、宜は食、大食と連きて濁る故に、濁音の宜を用り、是をキと訓は非なり、都は例の助辭なり、さて此食を、放ては宇氣と云、下なる豐宇氣毘賣神、書紀の保食神など是なり、此は大食と連く故に、宇を省て云、中略下に須佐之男命の食物を乞しは、傳九八葉此なると一神なるべし、彼を書紀に、保食神とあるは、彼と一神にて、御名の傳への少し異なるなりされど名義同きこと、右に云が如し、

〔古事記上〕速須佐之男命、中略又食物乞大氣津比賣神、爾大氣津比賣自鼻口及尻、種々味物取出而、種々作具而進時、速須佐之男命、立伺其態、爲穢汚而奉進、乃殺其大宜津比賣神、故所殺神於身生物者、於頭生蠶、於二目生稻種、於二耳生粟、於鼻生小豆、於陰生麥、於尻生大豆、故是神產巢日御祖命、令取茲成種、

〔古事記上〕其速須佐之男命、中略娶大山津見神之女、名神大市比賣生子大年神、次宇迦之御魂神、二柱、宇迦二字以音、

〔古事記傳九〕宇迦之御魂神、宇迦は上傳五、大宜都比賣神處、又豐宇氣毘賣神處に云るごとく食なり、書紀に、伊弉諾尊又飢時生兒、號倉稻魂命、倉稻魂此云宇介能美拕磨、介は書紀には力の假字にのみ用ひたり、氣に用ひたる例なし、大殿祭祝詞に、屋船豐宇氣姬命是稻靈也、俗詞宇賀能美多麻とある、此等は此記に豐宇氣毘賣神とありし上出にあたりて、此なる神とは別なるを、御名の同きは、功德の等き故ぞ、彼は食の元始の靈、此は其食の事に功座し神なり、

〔延喜式八祝詞〕大殿祭

此乃敷座大宮地、中略御床都比能佐夜伎、夜女能伊須須伎、伊豆都志伎事無久、平氣久安久奉護留神御名乎白久、屋船久久遲命、是木靈也屋船豐宇氣姬命、是稻靈也、俗詞宇賀能美多麻、今世產屋、以辟木束稻置於戶邊、乃以米散屋中之類也、以御名乎波奉稱氐、皇御孫命乃御世乎堅磐常磐爾奉護利、下略

〔二十二社註式〕稻荷社

下社　大宮女命（伊弉冉尊化神罔象女命、水神也、）　中社　稻倉魂命、神播百谷、〇谷穀借字神也、一名豐宇氣姬命、大和國廣瀨大明神、伊勢外宮同體、神名比咩大明神、　上社　猿田彥命（三千世界地主神是也）

〔日次紀事二月〕初巳午日稻荷社詣、俗稱初午詣、又謂福參、〇中略今日農民參詣特多、門前家々賣百穀種幷雜菜種、

〔成形圖說一農事〕今按に、倉稻魂（ウカノミタマ）を二月に祭れるは、當春既に農事を興すの時なるがゆゑに、仲春の候にして斯神を祭れるなるべし、和銅の頃より初午を用るにや、〇註略西土にても二月社日をもて農事を祈り、大鼓を鳴すこと多く見えたり、

〔秦山集甲乙錄四雜著〕稻荷祭、〇中略秋祭九月、進新谷及瓜等、然後社士亦食之、近年後水尾帝勅、秋初令先進新物、而社士食新物、稻荷等從之、惟賀茂謹守舊儀耳、

〔倭訓栞前編三十美〕みとしのすめがみ　祈年祭祝詞に、御年皇神と見ゆ、式、高市郡御歲神社、同郡大歲神社、古語拾遺には、大年御歲神と引つゞけいへれば同神なるべし、古事記に、須佐能男命、神大市比賣を娶て生大年神、次宇迦之御魂神と有て、何れも穀の神に座り、古語拾遺に、大地主神の田に、御歲神祟りをなし給ふ故事を記せり、式に、葛上郡葛木御歲神社、祈年祭祝詞に、白馬白猪白鷄を備へ祭る事をいへり、

〔古事記上〕故其大年神、〇中略又娶香用比賣（此神名以音）生子大香山戸臣神、次御年神、（二柱）

〔延喜式一四時祭〕祈年祭神三千一百卅二座〇中略

右神祇官所祭幣帛一依前件、具數申官、〇中略御歲社加白馬白猪白鷄各一、

〔延喜式九神名〕大和國　葛上郡　葛木御歲神社（名神大、月次新嘗、）　高市郡　大歲神社二座　御歲神社（鍬靫）

〔文德實錄四〕仁壽二年四月庚申、加大和國御歲神從二位、

〔三代實錄 清和二〕貞觀元年正月廿七日甲申、奉授(略○中)大和國(略○中)正二位葛木御歲神(略○中)從一位、

〔三代實錄 清和十八〕貞觀十二年七月廿二日壬申、是日遣朝使築河內國堤、恐成功未畢重有水害、由是奉幣大和國三歲神、大和神、廣瀨、龍田神、祈無雨潦、以河內水源出自大和國也、

〔古事記 上〕速須佐之男命、(略○中)娶大山津見神之女、名神大市比賣、生子大年神、

〔古事記傳 九〕大年神名義、大は例のたゝへ名、年は田寄なり、(多余をつゞめて登となる、さて余世を余佐志とも余志とも云る例古に多し、)然云故は、まづ登志とは穀のことなる、其は神の御靈以て田に成して、天皇に寄奉賜ふ故に云り、(田より寄すと云こゝろにて、穀を登志とはいふなり、)祈年祭祝詞に、皇神等能依左志奉牟奧津御年乎云々、八束穗能伊加志穗爾、皇神等能依左志奉者云云、とあるを以知べし、(天下に成とし成る穀は、悉く天皇に神のよさし奉給ふなるを云り、奧津御年は、師說に、稻を云、稻は穀の中にも晚く成ゆゑに奧と云なり、同じ稻の中にても、晚きをおくてと云にて知べし、)さて穀を一度取收るを、一年とは云なり、(されば登志と云名は、穀を本にて年月の登志は末なり、)かくて此神は、此穀の事に大なる功まし〳〵、故に、此御名を負給へるなり、

〔延喜式 神名九〕山城國　乙訓郡　大歲神社(大、月次新嘗、)　大和國　高市郡　大歲神社二座　和泉國　大鳥郡　大歲神社(鍬)　遠江國　長上郡　大歲神社　駿河國　安倍郡　大歲御祖神社

〔伊勢二所大神宮神名秘書〕大歲神一座　御靈形石座

件神者、速須佐之男命、娶大山津見之女、名神大市比賣、生子大歲神、化爲眞名鶴(止)、咋穗(天)自天飛來利、此處(仁)穗落(止)須、因以名稱大歲神、本記曰、伊雜方上葦原中在穗一基、生本波一基(爾)爲、末千穗茂也、彼稻白眞名鶴咋持廻乍鳴(支)云々、亦曰、御前(仁)懸奉、仍天都告刀波千稅余八百稅(止)稱白(氐)奉也、因茲其鶴住處、八握穗社造祠也、

〔兼邦百首歌抄 下〕大歲神

天の狹田長田のいなぼくだしけんめぐみぞふかき大としの神

この神、天上にある天のさ田長田は、天照太神のつくらせ給ふ御田也、此神は內宮の末社也、御形鶴にてましますさだ長田のいなぼをくはへて下界へくだらせ給ふ、南せんぶ州にある米の種これ也、神宮の社司鶴をくはざるはこの謂也、

祭農神

〔古語拾遺〕昔在神代大地主神營田之日、以牛宍食田人、于時御歲神之子、至於其田、唾饗而還、以狀告父、御歲神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損似篠竹、於是大地主神、令片巫(志止止鳥)肱巫(今俗、竈輪及米占也、)占求其由、御歲神爲祟、宜獻白猪白馬白鷄、以解其怒、依敎奉謝、御歲神答曰、實吾意也、宜以麻柄作桛桛之、乃以其葉掃之、以天押草押之、以烏扇扇之、若如此不出去者、宜以牛宍置溝口、作男莖形以加之、(是所以厭其怒也)以薏苡、蜀椒、吳桃葉、及鹽、班置其畔、(古語、以薏苡曰都須)仍從其敎、苗葉復茂、年穀豐稔、是今神祇官、以白猪白馬白鷄、祭御歲神之緣也、

〔令義解六儀制〕凡春時祭田之日、集鄕之老者、一行鄕飮酒禮、(○義解略)使人知尊長養老之道、(其酒肴等物、出公廨供、)

〔延喜式八祝詞〕新年祭

御年皇神等能前爾白久、(○中略)御年皇神能前爾白馬白猪白鷄種々色物乎備奉氐、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣、

〔萬葉集十三雜歌〕五十串立、神酒座奉、神主部之、雲聚玉蔭、見者乏文、

〔後賴口傳集下〕いぐしたてみわすへまつるかうぬしのうずの玉かげ見ればともしも

これは田舍に田をつくるときする事なり、田の神まつるとき、幣を五本ばかりはさみて、田のくろと云所に立て、さけなども此料とて、きよくつくりまふけてまつるなり、そのさけのなをみわとは申すなり、うずのたまかげとは、大豆をつらぬいて、うずにしてかざりにするとぞ聞

ゆる、

〔萬葉集抄十四〕先達この歌を釋するに、いぐしたてとは、しづのなが田つくるとき、みなくちまつりするには、幣を五十はさみて、みさきをまつる也、それをいぐしたて、みはすゑまつると云、うずのたまかげとは、まめをつらぬきて、もりものにしたるが、なかのほどはくびれいりて、うずのやうなれば、うずのたまかげといふなりと釋せり、これおしはかりてのことぞや、いぐしたてとは、かずの五十なるにはあらざるべし、伊ぐしとは、みてぐらはさみたるくしをたてたる事なり、發語の詞也、五十を伊といへば、假字にかけるばかりなり、うずのたまかげとは、むかしは冠位のしなにしたがひて、冠にうずをつけりと見えたり、見ればともしもとは、みればめづらしといへる也、

〔松の落葉四〕春田を祭る事

いにしへは稻たねを田にまきそむるときは、そこにしめひきはへ、いぐしたてなどして、神をまつりて、たねはまくことにぞありける、神のまもりなくては、苗のよく生たゝぬよしあれば、げにしかすべきことぞかし、堀川院初度の百首のうちに、

見わたせば小田のなはしろしめはへてたねまくほどになりにけるかな

谷水をせくみな口にいぐしたていほしろ小田にたねまきてけり

とよめる歌どもを見て、いにしへのさまをおもひやるべし、しめはへいぐしたつるは、みな神をまつるさまなり、儀制令にも、凡春時祭田之日、集郷之老者、一行郷飲酒禮とあり、

〔藝藩通志四〕農夫分秧の初、かならず田神を祭る、これをさんはい祭といふ、さんはいの義詳ならず、多くは五月蠅を祓ふの義なるべし、その儀異同あれど、大抵田の畔水口に紙幣を立、あるひは竹樹を以後をかこひ、前に座を設け、田器を列ね、柏葉又は桐葉に飯を盛り、瓶に酒をもりて是を

重農事

供す、田に出る男女列座して、鼓笛を鳴し、田歌をうたふ、插秧にもまた鼓笛歌謠あり、其歌詞も亦一にあらず、大率古朴なり、

〔堀川院御時百首夏〕早苗　右兵衞督師頼

なみたてる田子の袂はそぼちつゝ水口まつり早苗をぞとる

木工頭俊頼

初苗にうずの玉かず取そへていぐしまつらんたちつくりえに

〔夫木和歌抄五春田〕正治二年百首　源師光

ますらおがこなての道にいぐしたて水口まつるほどはきにけり

〔夫木和歌抄五苗代〕屏風に二月田の神まつる所　能宜朝臣

あら小田のなはしろ水のみな上をかへすく\もいのるけふかな

〔中山傳信錄六風俗〕二月麥穗祭、國中同日祭麥神、此日婦女不作女紅、男不事田野、麥穀四祭皆同

三月、○中略此月中、同日又祭麥神、謂之大祭、

五月、○中略此月稻穗祭、選吉同日祭稻神、此祭未行、稻雖登場不敢入家、明夏冊使子陽使錄云、國中神有女王者、王宗姉妹之屬、世由神選以相代、五穀成時、女王渡海至姑達佳山採其穀穗成熟者嚼之、各處乃敢穫、若未嘗先穫者、食之即斃、故田間絕無盜採者、

六月、稻大祭、選吉同日祭稻神、

○按ズルニ、田祭ノ事ハ神祇部雜祭篇ニアリ、參看スベシ、

〔日本書紀五崇神〕六十二年七月丙辰、詔曰、農天下之大本也、民所特以生也、今河內狹山埴田水少、是以其國百姓、怠於農事、其多開池溝以寬民業、十月造依網池、十一月作苅坂池、反折池、一云、天皇居桑間宮、造是三池也、

〔日本書紀十一仁德〕元年正月己卯、都難波、是謂高津宮、卽宮垣室屋、弗堊色也、桷梁柱楹、弗藻飾也、茅茨之

蓋弗剖齊也、此不以私曲之故、留耕績之時者也、

〔日本書紀十七繼體〕元年三月戊辰、詔曰、朕聞、士有當年而不耕者、則天下或受其飢矣、女有當年而不績者、天下或受其寒矣、故帝王躬耕而勸農業、后妃親蠶而勉桑序、況厥百寮曁于萬族、廢棄農績、而至殷富者乎、有司普告天下、令識朕懷、

〔禮記註疏十四月令〕是月○正月也、天子乃以元日祈穀于上帝、○註略乃擇元辰、天子親載耒耜、措之于參保介之御間、帥三公九卿諸侯大夫、躬耕帝籍、天子三推、三公五推、卿諸侯九推、註、元辰蓋郊後吉辰也、耒耜之上曲也、保介、車右也、置耒於車右與御者之間、明已勸農非農者也、人君之車必使勇士衣甲居右而參乘、備非常也、保猶衣也、介甲也、帝籍爲天神借民力所治之田也、

〔日本書紀二十二推古〕十二年四月戊辰、皇太子○聖德親肇作憲法十七條、○中略十六日、使民以時、古之良典、故冬月有間、以可使民、從春至秋、農桑之節、不可使民、其不農何食、不桑何服、

〔日本書紀二十五孝德〕大化二年三月辛巳、詔東國朝集使等曰、○中略於農月不合使民、

〔日本書紀三十持統〕六年二月丁未、詔諸官曰、當以三月三日將幸伊勢、　乙卯、中納言直大貳三輪朝臣高市麿上表、敢直言諫爭天皇欲幸伊勢妨於農時、　三月戊辰、以淨廣肆廣瀨王、直廣參當麻眞人智德、直廣肆紀朝臣弓張等爲留守官、於是中納言三輪朝臣高市麿脫其冠位、擎上於朝、重諫曰、農作之節、車駕未可以動、

〔三代實錄八淸和〕貞觀六年二月廿五日壬午、車駕幸於太政大臣東京染殿第、觀櫻花、○中略山城國司守正四位下紀朝臣今守等、率郡司百姓於東垣外、行耕田之禮、欲令帝覽之知農民之有事也、自晨至暮、極樂而罷、賜親王公卿文武百僚祿、各有差、夜分還宮、

〔三代實錄十二淸和〕貞觀八年閏三月丙午朔、鸞輿幸太政大臣東京染殿第、觀櫻花、王公已下及百官扈從、○中略御東門、覽耕田農夫田婦、

〔續日本紀七元正〕靈龜元年十月乙卯、詔曰、國家隆泰要在富民、富民之本務從貨食、故男勤耕耘、女修紝織、家有衣食之饒、人生廉恥之心、形錯之化爰興、太平之風可致、凡厥吏民豈不勗歟、今諸國百姓未盡產術、唯趣水澤之種、不知陸田之利、或遭澇旱、更無餘穀、秋稼若罷、多致饑饉、此乃非唯百姓懈、固由國司不存教導、宜令佰姓兼種麥禾、男夫一人二段、凡粟之爲物支久不敗、於諸穀中最是精好、宜以此狀遍告天下、盡力耕種、莫失時候、自餘雜穀任力課之、若有百姓輸粟轉稻者聽之、○又見類聚三代格

〔續日本紀二十四淳仁〕天平寶字七年九月庚子朔、勅曰、○中略一旬亢旱致無水苦、數日霖雨抱流亡嗟、此者國郡司等使民失時、不修隄堰之過也、自今以後若有此色、自目已上宜悉遷替、不須久居勞擾百姓、更簡良材速可登用、遂使拙者歸田賢者在官、各修其職務、無至民憂、

〔淸良記七上〕土居式部大輔淸良被問農業事

永祿七年甲子、淸良十九歲の時、家老衆を集め異見を問れけるは、抑旗頭西園寺殿兩代心延々にして、敵國より輕しめられ給ふと云けるは、無詮儀なる者の沙汰成べし、穿鑿をよくして見たまへ、先土州一條家と豐後大友は猛勇なれば、云合て東西大敵也、阿波讃岐は三好左京大夫、又中國は毛利輝元、何れか愚なる敵ぞや、然ども西園寺先代の武功の家なればこそ、四方の大敵に不被挾、何れの旗下にもつかず、終に降らざる事は、少の弱敵を平げ、二三ヶ國を押領したる程の手柄也、しかはあれど四方いづれも大國の强敵なれば、當地は每度籠城の支度のみ也、さるによつて當國の麥稻田畠の乾熟を、敵方には積りて寄せ來、狼藉を宗とし、濫妨を事とするによつて、農の隙を奪れ、作毛を損はれ、大小上下困窮する故に、路次に死人多し、今天下大に亂て、何國も同じ事なれども、其死する者半過て、餓死なる者、領主いづれも無益の事を思ひて、耕作を勸る心なきゆへなり、敵は其國々の作熟の時分をはかりて來るならひなれば、作りを早くしてはやく取ては如何にと申されければ、善家六郎兵衛答へけるは、それこそ一段然るべき事に候へども、作をは

やくしては、所により實入あしかるべく候と申せば、清良の曰、早くしては少々は實入あしくとも、遲く實入能を敵にとられんよりは、味方の民のとらん方然るべき哉、當國にても御莊勸修寺領は、當所には三十日ばかりは早きよし聞及ぬ、此方にても十五日早く仕付、又十五日は不熟なりとも苅とらば、御莊に同じからん、我父祖父か丶る詮儀有しを、幼年の耳に殘て、今は面白く覺ゆる也、されば作業に功者こそ有べけれ、領內にても物に廣く携て、作意有百姓と、正直にして功の入たる者と、又盜心ありて不敵なる者を穿鑿してよべとて、宮下村宗安、黑井地村久兵衞、無田五郞左衞門、彼等三人を撰出し、大森江登城す、清良出合酒呑せよとて、近々と呼寄せ、農の事終日問れけるに、宗安申けるは、それ物作の數は千八品と申傳て候へども、國所により種々樣々の私名を唱て異名多く、片言のみに御座候、難波の蘆は伊勢の濱荻と申ごとく、黑白の替りありといへ共、其所にて申ならはすやうに申さゞれば、急度埒明不申、百姓等承りわかたず、御前にも手遠に被思召候はん、又某申上る處、平外の言葉を御免候へ、謹て可申上と奉存候へば、言多永々敷罷成候とて居直り、○中略總じて物作の內にては、五穀を別して賞し候、米、大麥、小麥、大豆、小豆、是を指出して五穀と申候、又黍、稗、麥、粟、豆、是をも五穀と申候、又米を菩薩と申候事、種子の時は文殊菩薩、苗のときは地藏菩薩、稻の時は虛空藏菩薩、穗に成時は普賢菩薩、飯の時は觀世音菩薩、されば多門天王の城は、吠尸羅摩那城とて、毎日白米ふる都なり、殊に田多く、田の神と申奉るは是也、扨主人農をすゝめらるゝは、いにしへの聖王賢主ことにふれて宜おかれければ、言新しく可申上樣なし、○中略されば上農は居所を專にする事、武家にて堅固の城郭を構へらるゝごとく、上分の居所は、後に山を負、前に田をふまへ、左に流を持て、右に畑を押へ、先祖より讓り地方を屋敷廻りに多く控へざれば、耕作心のまゝならず候、其子細は、下農の作りあらしたる地は、せめて五年こやさゞれば作り不善、あしく耕たる地を俄に上農がよく耕せば、草の間は見事なれども、虫喰風折

多して實入よからず、年久しく能作たる土は、虫も不喰、日損水損風折もさのみなし、扨又田畑の遠所は殊の外惡敷ものにて候、其子細は門前の田畑は水の差引も、朝夕二六時中に去、草をも朝な夕なに隙々をうかゞひとり、こやしを掛るにもそのごとく、夜中にも運び、女子どもにもはこばせ、少の間にも馳出て、蛛の巣をはなち、はざま植をしければあるゝ所なし、扨程の遠きは、たとへんかたなくむづかしき事多し、先其間十五町廿町、或は一里も隔ぬれば、こやしを入るとては、一日に五度三度を身勞して運び、水草の修理をすれども、往來さい〳〵ならず、其作の間は一日に一度は出見まはらでは不叶事也、鳥獸牛馬等の作りを損する事までも不勝計は、農夫の世話に云、遠き上田よりは近き下田にはしかじと、上田下田は殊之外のかはりなれば、遠きはいか程かむづかしき事多く候、又下農はよく〳〵惡敷ものにて候、第一下農の田は水を不持ゆへに、隣田の水乾き候、万疋の田も、水は九千疋と申て、水少ければ畑にも劣り候、扨又こやしを不入により、洪水の時はとなりのこやしを取申候、水に流候事は、何方へ行も同事なるべき事なれ共、何れも同じごとくこやしを入ぬれば相持にて、他人の肥自田の肥入相に成候故、大水の時も同事に候、○中略御當家は清宗公より三代の間を見侍るに、軍法を專にし、農をすゝめられ、田夫の體を見て、彼は上分の農、是は中分の下分のと、目利遊ばしけるにより、皆己が姿形までを直して、農に心を入、其上亂世の時節なれば、武道を心掛、鄕人ながらも歴々の武士のならぬはたらき共を度々仕、感狀あまた持たる者多候は、上に武を好み給ふを、下又是に習つて如此、治れる時は文を以し、亂れたる代には武を以てすとかや申すよしに候、理をつめて非道なき主人の下には、其心を請て下も又是を學ぶ、百姓の菜苑を作るに、其根に養をかけて、其後葉をつみ實を取て食す、主人も其ごとく、下民に養をかけてよく肥し、貢を備へよとあれば、年貢に不足なし、天地同根萬物一體にて候へば、大將の諸卒を育給ふごとく、百姓もよく作る物を養ひ申事に候、君の御父清貞公、農

夫の業を御尋有けるに、かたはし申上候へば、皆までもいわせ果給はず、武士の術に少も替らぬ也、具足甲に似たる蓑笠を着て、太刀長刀に等しき鎌鍬を持、名馬のごとき牛を追ひ、諸士にことならぬ下人子供を左右の脇に立て、風雨寒暑をいとはず、人より先々志所は、武家の戰場に趣く心に替事なし、されば四民にもかぎらず、何の上にも勇なければ、其道を得がたし、出家沙門にも勇猛の行とてあり、それ〳〵の道に皆苦勞難行あり、其苦勞を堪忍せざればすへとげず、小兒性衆までにもよりて是をきけと仰られしは、諸事穿鑿ふかく被成たる御大將にてありしぞとて、はら〳〵と泣て、こぼるゝ泪を押拭ひ、右申上候、千八品の物作り、いづれも相應の仕付時定て御座候、先一ヶ月取分て申上候、上農は其月の上旬に仕付、中農は中に仕付、下農は下旬にさがりて仕候ゆへ惡敷候、農の時たがはゞ(○たがはゞ恐たがはずんば誤)穀あげて食ふべからずとかや申、聖言もあるかに候、一年は十二ヶ月三百六十日と存ては、大にこゝろあて違たる事に候、只一日々々の業きはまりてこそ候へ、同じ苗をおなじ田畑に植申せども、一日二日三日と前後にうへ候へば、其ごとく穗に出で、其如く熟するにも遲速御座候、寒漬とて冬の水に種子をかし置、苗に仕れば、其作に虫つかずして實入よく候、同作同種子にて、其時節相違して地の不善に、しかも野樂百姓は養をせざる上に、耕も麁相にして植により、種子かへりて白き物はあかくなり、赤きは薄色にかへり變じ、味も其如く劣り申ものにて御座候、

〔敎令類纂初集八十八〕延寶八庚申年閏八月三日

條々

一民は國之本也、御代官所之面々、常ニ民之辛苦を能察し、飢寒等之愁無之樣ニ可被申付事、

〔桃源遺事上〕季姬君(綱條公の御室、今出川右府藤原公規公の御女なり、)京都より御下りなされ候砌、小石川後樂園の中に池あり、其側に水をひかせ、田を御こしらへ、苗代よりはじめ、苗を植へ草をぬき養育いたし、秋刈

土宜

て穗をこき、のげをさり、摺春にかけて米となし候まで、一々御目にかけられ、又いとをひかせ、はたをおらせ御目にかけられ候、かくのごとくいやしきもの、平生からきめをいたし候事を、思ひやり候との御事也、

〔清良記七上〕土上中下三段井九段付十八段之事

一上眞土　一中音土　一下疑路

是三段の分樣々、又九段の時は上九段とて、

一上紫眞土、一上中油音土、一上下紫抓眞土、

一中黒眞土、一中中石音土、一中下眞疑路、

一下白眞土、一下中風音土、一下下山疑路、

眞土と云は、本色赤き物にしておもき土也、是本土なるによりて石なし、又石は此眞土より出る物なれば、眞土山には石多し、千八品の作いづれも吉と云傳侍れど、大麥小麥の二は、油音土石音土よりは劣、其ゆへはおんちの麥は腐る事稀也、麥の腐と云は、長雨には草にてくさり、日にくさるは、實入時分苗代日でり、又は三月旱にくさる也、おんちは水の時分かわきやすく、日照時は潤やすきゆへ也、總じて眞土は肥をよくうけて、何こやしに而もくさりやすき土なれば上とす、

一紫眞土とは紫色也、下地より紫眞土とて有により、人にしては聖人の如し、

一黒眞土とは上の紫眞土に似て、本色赤み少き物也、白眞土をこやして、黒眞土となりたるにより、學びて物を知る賢人の如し、

一白眞土とは本色の赤み薄く、少しらけ色也、是をこやして黒眞土となる、總じて此眞土類は、諸作よく、水持よくて、肥能きく物也、

一音土、本色は黒くして、土の軽き事風に飛、踏ばどん〳〵として音有、依之音土とは云り、

一油音土は又少重し、是は眞土まざりたるゆへに、紫眞土の次とす、

一石音土は、いかにも黒き土に石ある故、かわきても水氣不絶、總じて石は水を持物也、おんちは軽き物なれば、石は底へ沈みて、土は上に有、さて又旱にいたまざるも、土軽くてかたまらざるゆへに、上一かわ日にやけても、下へ通らず、此上に旱に痛事なし、

一凰音土は、底は黄色なれども、上の一かわ日に照られて黒くなりたる物也、此下の黄に赤き色は鉛の咽の色有、是を人により白眞土と云は愚也、白眞土は赤み有ておもく、凰おんどは黄色にして軽し、扨又土かたまらずしてうつかりとあり、白眞土は土しまりて堅し、おんち類は刈敷ごへをくさらかす事、眞土より劣れり、糞肉の類油粕蕨草萩の子を用て菜園に吉、旱にはいづれの土よりおんち吉、大豆類木綿總じて實を取るよからず、葉を取る類苧などよし、

一疑路の本色は鼠色也、疑路の内にては紫埖眞土を上とす、しかればこきねずみ色にてねばくして、紫色の所有、眞ぎろをこやしてくらいをあげて、眞土の名を得たる物なり、

一眞疑路は白されの中のこまやかなる土也、それゆへ山遠くしてうち廣みたる田頭に有、山々より大雨の時水ながれ出る、其濁り居付て眞ぎろとなる、眞ぎろの肥て黒みづきたるをしがま土と云、眞疑路はいかにもこまかなる土にてよくしまりたるゆへ、肥のきく事眞土にも勝れり、

一山疑路、右同じ土なりといへども、其内のこまかなるをば水にあらひとられて、跡に殘れる砂なれば、土とは見へながら、こまかならねば肥のきくべき様なし、土の色悪敷、端々に赤き錆水有、是土の本性也と見えて、ふるされ色にして、草も生がたし、かゝる土は山際谷あひのせばき所に有、うち廣みたる所迄は、此小砂ながれ出ざるゆへ也、凡此疑路類は米の味ばかりよくて、

其外は木綿ならではよからず、別して麥惡し、又田地には大概也、こやしには糞肉類吉、木草類の養はまはり遲し、其故は苅敷をくさらかす事ならざる土也、これによりて一廻り後に其田のこやしとなる、拗畑はなにほどこやし、幾年よく作ても上の畑にはならず、あまりにこゑを入て後、其畑一二尺も高くなりては、作に實不入、柄葉など取にはよし、先畑にしては、水をよく持過て、雨ふれば田のごとく水たまり、膝の皿迄ぬかり入、日てれば自然とかはきて、上下ともにかたまり、鍬もたちがたきゆへ、日のあたゝまり底土までこたへで、作もこけてかるゝ、是ヲ以て考れば、音土はふわ〳〵とやわらかなるにより、上の一かわ日に焦ても、底へ日を通さず、布ひとへに日覆をすれば、其かげは涼しきにひとし、

十八段と云事

一黒砂　一赤砂　一白砂　一黒ざれ　一赤ざれ　一白ざれ　一山ごみ　一黒ごみ　一河ごみ

是を下の九段と云、右の九段をば上段と云、この下九段別て替る事なければ共、人の云傳ふる事ゆへ今爰に顯す、此外砂眞土砂音土砂眞土音土眞土疑路眞レごみ眞土ごみ音土ごみ疑路、又九段何蕉其品かはりて見え申候へ共、上の九段にて埒明申候、拗砂は砂にて見分やすく候、ざれと申は、土にもあらず石にも非ず、土を燒かためたるごとくにて、强く打ば碎けて沙となるを云、ごみとは木草のかれくさりたるが水に流れよりて、いまだ土ともならずして積り積り居て、後土に似たるを河ごみと云、山ごみとは山際にてくさりたるを云、音土に似り、里ごみと云は、萬のほこりなどの流よりたるを云、是ごみの內の上也、ごみは實のなる作物あしく、根葉をとる物はよし、別して芋蔘竹類吉、

右の土を山にて見様之事

一木草よく生て、岩多くして山のけはしき麓の田畑は眞土也、山の頂上に黒ざれ有は紫眞土と知る、

一木草多くありて、長じたる木なくして、山高からず、石もなく、頂上のはげざるは音地也、

一木草有ても短く疲て、山高からず、峰々ははげて白ざればかりなる麓は疑路也、

此三の山々より出る川筋川邊の田畑、いづれも其山の土なりとしる、

〔農業全書〔一〕〕土地を見る法

田畑其外土地の善悪、所の高下遠近品々あり、能是をわきまへ、其利分を考へ、勝手のよき相應の物を作らざれば、妄りに人の力を盡しても利潤を得ること少し、先田は水がゝりを專にして、上に長流水ありて、いかほどの旱にも絶ず、又洪水などの難もなく、土の姓よく地深く、糞しをさのみ不用しても、村里の汚水のながれ入て、十分に出來ても實りよくて、耕しこなすには土ばらつきて、牛馬のちからついゑず、麥木綿其外何樣の物を作りてもきらひなく、其土は黄色又は黒土にても、重くしてさはやかなるは上々の土なり、凡土の上なるは必青黒の小石雜る物なり、されば書の禹貢にも、其土は上の上黄にして壤りとあり、黄色にして鍬すきにもつかず、ばらつきておもきが能と見へたり、　又土地を見るに、多くの目付あり、先陰陽を見分、草木の盛長と色とを見、又石の色同土の輕重ねばると、もろきを見、日向のよしあし、雨霧風霜、又は地の淺深と糞しを取所の道路の遠近、都邑の運送、海河船つきの便、牛馬の草飼等に至るまで關る事なきを、上々の村里と云べし、此内かくることの多少を以て、段々上中下の位をはかり定むべし、禹貢の土の位定は九段と見へたり、　汚泉は稻に宜しとて、右にも云ごとく稻は土のよしあしをば先論せず、村里の垢水のけがらはしきが流入と、其外水がゝりのよきを專ら好むものなり、　黒壤は麥に宜しとて、麥の類は黒土の性のよき肥たるを好む物なり、赤土は豆に宜しとて、豆の類は赤土を

好むとしるべし、粟黍は黃白土の肥良に宜し、是は何土にても性よく肥たるが、養しをさのみ不用して、よく出來をよしとす、大根は細粳(コマカニヤハラカ)なる沙土に宜し、芋は水に近き肥柔かなる日かげを好むものなり、　又木の類にては、松は峰に宜し、杉は谷に宜し、楮は南向の深く肥たる赤土によし、但少さがしく濕氣のもれやすき所を好みて、風はげしき高山などはあし、、茶は北向の石交り性の强き土、少しめり氣によし、樹下北陰に宜しと茶經に記しをきたり、　又菓樹の類は、南向の深く肥たる地、取分やしき廻りに宜し、いかほど肥良の地にても、人煙遠き所には必みのらぬものなり、　凡菓木は人の助となる理りなれば、人氣をうけて其實よくなると見えたり、すべて五穀草木皆それ〳〵相應の土地あり、されば能く其所柄を考へ、土地にあひたる物を植立たらんには、五穀菓に至るまで、萬に不足あるべからず、天より人を助る道理、右に云菓木の人煙によりて生じやすき理りなど、よくをしはかりしるべし、其理り一々に記しがたし、　又曰、上々と下々との土は、人のちから及ばざる物也、(上々の土を下にも變じがたく、又下下の土を上にも轉じがたきなり、)其間中下の土におゐては、惡土を肥土となし、弱土を强土とし、堅きを和らかにし、埴きを脆くし、淺きを深くし、かるきを引しむるなどは漸く人のちからにて變じかゆる事なる物なれば、其土の性をよく見分て、うへ物よりそれ〴〵手入の品に至るまで、其相應をしること第一也、土地の性も人の才智のごとくにて、それ〴〵の得物なる事なれば、ものごと經に心を用ゆべし、喩へば茶と楮との二色を以ていへば、土の性つよく堅くねばりけ有て、小石交り底なをかたくして、小柴など枝葉しげくうるはしく、夏冬共に色よく見ゆるは、是茶によろしとしるべし、　又地厚く肥て柔らかに、底ゆるやかにしてうるほひはありて、濕のもれやすく、木だちのびやかに、くさ木むくげなどの楮に似たる類の木よくさかゆる地は、必楮に宜しとしるべし、凡それ〴〵類を以て見分をしはかりて知事、是一入肝要なり、

〔地方落穗集 一〕村里の善惡を知る事

一村方全體の善惡は、地形の高低方角に寄るべし、東南低く西北高きは上々の村也、如何となれば、西北高き故に寒さ薄く、東南低きが故に日請よし、又東南低ければ水落宜し、依之諸作能實る也、東南高きか、南に高き山を請たる地は惡地也、陽を不受、水落惡しければなり、

〔日本書紀 一神代〕一書曰、是後日神之田有三處焉、號曰天安田、天平田、天邑幷田、此皆良田、雖經霖旱無所損傷、其素戔嗚尊之田亦有三處、號曰天樴田、天川依田、天口鋭田、此皆磽地、雨則流之、旱則焦之、

〔古語拾遺〕天日鷲命之孫、造木綿及麻幷織布、(古語阿良多倍)仍令天富命率日鷲命之孫、求肥饒地、遣阿波國殖穀麻種、其裔今在彼國、當大嘗之年、貢木綿麻布及種々物、所以郡名爲麻殖之緣也、天富命更求沃壤、分阿波齋部、率往東土、播殖麻穀、好麻所生、故謂之總國、穀木所生、謂之結城郡、(古語、麻謂之總也、今爲上總下總二國是)也、

〔出雲風土記 島根郡〕蜈蚣嶋、(○中略)東邊神社以外、皆悉百姓之家、土體豐沃、草木扶疎、桑麻豐富、此洲所謂嶋里是矣、

〔出雲風土記 出雲郡〕出雲大川、(○中略)河之西邊或土地豐饒、五穀桑麻稔欵(○欵恐穎誤)枝、百姓之膏腴薗、或土休豐渡、草木叢生也、

〔播磨風土記 賀古郡〕鴨波里(土中中)　長田里(土中中)　驛家里(土中中)

〔藤原家傳 下武智麻呂〕藤原左大臣、諱武智麻呂、左京人也、(○中略)五年(○和銅)六月、徙爲近江守、近江國者、宇宙有名之地也、地廣人衆、國富家給、東交不破、北接鶴鹿、南通山背、至此京邑、水海清而廣、山木繁而長、其壤黑壚、其田上々、雖有水旱之災、曾無不穫之恤、故昔聖主賢臣遷都此地、鄕童野老共稱無爲、携手巡行、遊歌大路、

〔後漢書 八十五東夷傳〕倭、在韓東南大海中、依山嶋爲居、(○中略)土宜禾稻麻紵蠶桑、知織績爲縑布、

播植季節

〔三國通覽圖說〕蝦夷

東北ノ方ニ山住ノ夷人アリ、是ヲ夷語ニメナシト云、海産ニ乏キ故ニ、菽麥粱稗等ヲ植ルト云ドモ、寒氣ノ粗田ナル故ニ、實リ甚微少ニシテ、只耕ス者ノ腹ニ充シメテ、他ニ施スノ餘粟ナシ、

〔三國通覽圖說〕無人嶋

此嶋本名小笠原嶋ト云ドモ、世擧テ無人嶋ト稱スル故、口稱ニ隨テ無人嶋ト表スル也、

此嶋二十七度ノ暖地ナル故ニ、山嶺澗谷ト云ドモ、猶菽麥粱稗蕃藷等ヲ植ベシ、

〔清良記七上〕四季作リ物種子取事

親民鑑月集

正月中可レ植物之事

一垣菽(カキマメ)黑白二アリ　一菊大白濃黛等　一苊苧　一蕗(フキ)　一蘘荷(ミヤウガ)夏秋二アリ　一蔆(ヒシ)二種アリ

一蓮二色アリ　一夏菜　●一藍色々アリ　●一苣(チサ)色々アリ　●一根ぶか　●一葱(ヒトモジ)大小二色アリ

一よめがはぎ　一唐秬(キビ)　●一高秬　●一唐胡麻　一茶　●一茄子

右苗にもし、直にも植る分は、一文字の上に黑星あり、則植付る分は一文字ばかり也、未レ准レ之、

一かたし椿ノ事也　一小かたし山茶花の事也　一松　一杉　一檜　一栗

一柹　一油木　一玉草　一椎　一樫　一梅

一杏子　一桃　一楊梅　一漆　一銀杏　一梨

此外實植の木多といへども、農人の用る分あらまし如レ此、此内桃、梅、樫、銀杏、栗、玉草、楊梅、梨などは、いかやうに植ても萌やすき物也、○中略

二月中可レ植物之事

一苧色々　一大角豆色々　一續隨子(ゾクズイシ)　一夏大豆　一小秬　一午房

一早稗　一高秬　一夕顔色々　一瓢簞色々　一冬瓜　一胡瓜キウリ
一芋廿色計　一蓮　一くはい　一犻支　一蒲萄　一かつら菽
一なたまめ　一ふろう　一十八大角豆　一百合　一早粟　一菖蒲
一蔣　一蒲　一つこも　一とろゝ漉紙用之　一苹タデ　一莧色々
一あざみ　一雞頭　一茄子色々　一晩稗色々　一荏色々　一唐胡麻
一唐秬　一唐茼　一早稲　一紫蘇　一箒草　一花田
一拘杞　一茗荷　一ほど　一野老　一薬　一ぼうふら
一かつらいも　一葱　一ねぶか

大かた是等は二月に植てよし○中略

三月中可植物之事

一晩稗　●一胡麻品々　○一荏二色　一唐胡麻　一なた豆　一唐藍
○一ふろう色々　●一大角豆色々　●一瓜色々　一木綿　○一積随子　○一十八さゝげ
●一午房　●一生薑　一葛大豆　一早小豆　●一早粟　一朝顔
一くわい　●一畑稲色々　一晝顔　一苹　一紫蘇　一唐茼
○一晩藍　●一中稲　●一晩稲　●一春大豆　○一茄子苗ニテモ植ル　●一蒟蒻
●一晩苧　●一小秬　○一莒

右黒丸は種子古根を植、白丸は苗を植、又苗にもする、無丸は苗を植る、苗ならねば遅く生長す、

○中略

四月中可植物之事

●一稗色々　一藍色々　○一茄子色々　一箒草　●一中粟色々　一畑稲色々

○一葱　●一生薑　○一秬色々　一唐秬　一唐荷　一唐胡麻
○一荏二色　一莧色々　一蓼色々　一夕顏色々　一蒟蒻　一芋色々廿品計
一胡瓜　○一苣　一早稻色々　一中稻色々　一葛豆　○一ふらう色々
一大角豆色々　一豆色々　一木綿　一なた豆　一十八大角豆●一晩粟色々
○一小豆色々　一垣豆　一ねぶか　一雞頭色々　一冬瓜　一瓜色々
一胡麻色々　一蓼

右黒白丸無點に前同○中略

五月可植物之事

●一大角豆　●一稗　●一粟　●一桑色々有實ナ植　●一胡麻　●一大豆色々
●一小豆色々　●一小秬色々　●一眕菽アゼマメ　○一苣　●一蕪　●一大根
○一根深　○一夏菜　●一梅　●一杏　一中稻　一晩稻色々
一茄子色々　一莧色々　一荏　一ふろう色々

右黒白星如前、無丸は今苗を不植ば、遲くして用に不立也、○中略

六月可植物之事

●一粟　●一晩菽　●一小豆　一茄上ノ十日植テ吉トイヘドモ、六月中ハ吉、　●一胡麻
●一小秬二度蒔　●一大角豆同上　○一稗　●一大根　●一蕪菜　●一蕎麥
○一苣　○一一字　○一夏菜

右星之印同前○中略

七月可植物之事

一蕪　一大根　一蕎麥　一あさつき　一分葱　一蒜但北州

一苣苗ニスル　一夏菜苗　一菘菜苗

右何も種子を蒔○中略

八月植物之事

●一蒜色々　●一あさつき　●一千根　●一紅花　●一高野大豆　●一小麥
●一分葱　●一野蒜　●一豌豆　●一芥子　●一人參　●一福壽草
●一らんきやう高野ニニンニクトモ　●一苣　●一夏菜　●一菘葉　●一葱
○一ねぶか　●一芹　●一薺　●一蘩　●一法蓮草

右黒丸は此時節種子にて蒔、白丸は苗にもし、又苗をも植る、○中略

九月に植物之事

一小麥色々　一豌豆　一裸麥　一蕗　一分葱　○一葱
一人參　一高野豆　一芥子　○一菘菜　○一苣苗ニモスル　一大麥
一小菜　一蘘荷　○一ねぶか　一法蓮草

右植蒔樣如前○中略

十月可植物之事

●一大麥　●一裸麥　●一三月大根　一菜種　一大根種子　一漆實
●一蓮實　●一茶實　●一ねぶか　○一韮　○一苣　○一夏菜
○一葱　一菘菜　●一蕗　●一茗荷　●一枸杞　●一うこぎ
●一眞苧　●一楮

右星付前に同じ○中略

十一月可植物之事

●一麥　●一蘭　●一眞苧　○一葱　一小菜　●一實植木

●一漆　●一枸杞　一うこぎ　○一苣苗ニモスル　一菘菜　一芥子

右星黑白前に同じ、無丸は苗を不植ば遲くして用に立がたし、○中略

十二月植物之事

一麥　一芥子　一實植子　一苣　一葱　一眞苧

一薺　一芹

〔日本歲時記　三〕二月

春分は陽氣のやうやく發くる時にして、寒温のさかひなり、故に春分の節に入し後、はやく諸菜蔬の種を下すべし、萬のたねをうゆるに春分を斯とする事を惡しくいひならはして、彼岸に物だねをまくといふ愚民はせむるにたらず、士君子たる人のいへるは、いとくちをし、春分は陰陽日夜のひとしき時にして、一年の大節なる事をしらざるにや、又凡花草の苗をわかち種べし、およそ此時たねをまき根をわかちうゆべきものは甜瓜、菜瓜、茄、壺盧、多瓜、絲瓜、胡瓜、芋、牛蒡、稷、煙草、地膚、莙薘、蘘荷、蕃椒、木綿、韭、薤、莧、百合、蔘、紫蘇、萵苣、甘露子、牽牛子、雞冠花、鴈來紅、萱草根、葵等なり、○中略

三月

此月、菜蔬花草藥草等を種べし、或説に、菊苗三月初又は中旬うえてよし、はやければあし、といへり、西瓜、南瓜、蜀黍、玉蜀黍、薏苡、烏芋、豇豆、黑豆、豌豆、蠶豆、扁豆、赤小豆、刀豆、胡麻、薑、眉兒豆、黍、石竹、地黃、萆麻子、荊芥、香薷など、此月の節のはじめうゑてよし、豇豆は三月の中より初て種を下し、五月の節までやう〳〵うゆれば、その實のる事久し、地氣温なる所は、春分よりうゆべし、凡菜蔬をうゆるには、はやきによろし、はやければ長じやすく實のりやすし、陽氣盛なるがゆへなり、又その

地氣の寒暖によりて、遲速のかはりあるべし、

〔日本歲時記四〕四月

此月うゆべきものは黑豆、大豆、赤小豆、胡麻、胡蘿蔔等也、○中略

五月

此月農人は田に苗を插べし、又園に大葱のたねをうゆべし、烈日にはこもをおほふべし、

〔日本歲時記五〕七月

立秋の後菘、及蔓菁、蘿蔔、萵苣の種を蒔べし、處によりて宅中には、菘蔓菁を早くまけば蟲食なり、しからば八月の後まくべし、蘿蔔は虫すくなし、これははやく蒔ざれば根少し、七月初まくべし、長蘿蔔、辛蘿蔔も、蘿蔔と同時にまくべし、おそければ根少し、宅外には虫すくなし、早く蒔てよし、胡蘿蔔を此月の初まくも可なり、大葱小葱等をもうゆ、大葱は苗をわかちうゑ、小葱は根をうゆ、

八月

此月、○中略宅中には上旬に早く菘蔓菁を蒔べし、宅中には蟲多し、はやく種るによろしからず、此月うゆるをよしとす、又芥子、萵苣、菠薐も上旬の初蒔べし、萵苣はおそくうゆれば寒にあたりて生せず、正二月にもうゆ、漸次第にうゆれば常にあり、罌粟は前にしるすごとく、中秋の比種べし、すこしおそくまきてもよし、凡物だねをまくに、たなおほひの土あつければ生じがたし、土かたければ生せず、やはらかなるによろし、けしなどはたなおほひすべからず、○中略

豇豆のたねを收置べし、桃の葉を生にてすりくだき、豇豆だねにもみませ、烈日に能晒し、壺に入口を能ふさぎておくべし、如此すれば虫はまず、又瓜茄子等の子をも取收置べし、

〔農術鑑正記下〕正月二日、鍬初、春初、○中略四日、今日より耕作を營む、○中略十一日、鋤ぞめ也、土神を祭る、村により白餅を舂、椎の葉につゝみ、地每に備へ、牛馬にも飼、今日より犂擺を營む、○中略此

月より二月の節まで、杉、柳、栴檀、松、桑、接骨、櫁、田の界、合壁に插植べし、杉柳は插木大に茂る、此外は實植、根を分栽べし、　此月より諸種物、蒔地、植物地、鋤掘、時々耕こなし、時分を待べし、　此月始るの事業は惠方に向ひ營む、

二月　此月の節に入、麻苧麻の事也種を蒔植べし、此月樹木を接植かへ、竹を栽べし、○中略　此月漆、黃櫨、唐蠟の實を蒔べし、○中略　同荏桐の種を植べし、○中略

三月　此月苗代鋤掘こなし、接骨の葉、臘月より芽出初草也 豌豆、蚕豆、蕪菜、此類苗代の叢に秋より作立置也 諸蓏のわかばへ多く入、引板にて平し、追々籾を蒔也、○中略　此月より木わた、六月荳、早豇豆、里いも、麥の間々に植蒔べし、○中略　此月八十八夜名殘の霜降、物種覆をし、苗代にも水を增べし、○中略

四月　此月わせ粟、高黍、稗藍、たばこ、春地明地の事麥の間追々うへ蒔べし、○中略　此月麥秋也、しほれざる内追々刈べし、○中略　此月の卯の日田うへ初也、栗の枝、すゝき洗米を田毎に祭、酒食を賑ひ飽樂しむ、此祭物國々所々かはり有、○中略　同後の申の日、氏宮にて御田植の祭、鄉々有、○中略　同諸草木を刈、くろに積、芝土を馬屋に敷、田うへ時の糞とす、麥田の岸あせ草を刺邊を打、田植の用意拵置べし、　同五穀種物などの苞をしめ積直せば、虫つかず、

五月　此月麥跡に以知皮苧、胡麻、大豆、赤小豆、さゝげ、黍、はやく蒔植べし、○中略　入梅の前後、田植の最中也、○中略　半夏生過、田をうへずといへども、雨の降やうにて植る事有、油斷すべからず、遲く植たるは一二割違ふ、○中略　植田十日過ば、次第々々草を取べし、

六月　土用の內村々稻虫を送り、海川へながす、鄉により實盛を送とも云、○中略　土用終時分、丹後粟、霜稗、芥菜、早大根をまくべし、○中略

七月　盆後蒔麥、蚕豆、豌豆、根深、わけぎ、菜、大根、雨潤ひ次第追々植蒔べし、○中略

八月　此月野入の最中也、稻靑く共、天氣次第に刈取、その藁をそぐり干貯へ、年中の用とす、○中略

耕作

九月　土用に入小麥を蒔初む、明地より早麥を蒔べし、○中略

十月　麥蒔の最中也、麥地餘乾ざれば蒔ず、雨しげき年あり、油斷すべからず、　同閪の時分、紅花の種、けしの種蒔べし、○中略

十一月　冬至の時分より、麥の中打、糞養專一にはげむべし、　此月油菜菜種といふ所ありを植付、大根たね、蕪菜たね追々栽付べし、○中略

十二月　此月、○中略農家屋根を葺かへ、その藁すゝを糞とす、

〔新撰字鏡 禾〕稲穡耕也田加戸須　〔同 耒〕耕耕耕三同、古行反、犂也、加戸須、

〔類聚名義抄 七禾〕耕俗耕字タカヘス

〔伊呂波字類抄 太人事〕耕タカヘス　〔同 加疊字〕耕耘(カウウン)田作也　耕作　耕種　耕農　耕田

〔段注說文解字 四下耒〕耕犂也、牛部曰、犂耕也、人用以發土、亦謂之耕、从耒井、會意包形聲、古莖切、十一部、古者井田、故从井、此說從井之意也巳

上十字依韵會所據鍇本、

〔倭訓栞 前編十四多〕たがへす　新撰字鏡に稲をよみ、常に耕をよめり、歌に田をかへすと讀り、田をすきかへす也、詩話に、一歲曰蕃、始反草也とみゆ、

〔成形圖說 四農事〕田作古事記出雲風土記佃字を訓り(中略)　宇通書紀耕の字、字知と訓む、應神紀に見えたり、　佐久萬葉集に幸の字、佐久と訓めり、父母がかしらかきなで幸あれといひし辭ぞ忘れかねつる、今云佐久作の字を假用ぬ、　田反新撰字鏡、○中略　耕耘管子古文作畊、正字通、凡致力不忘謂之耕、又假宅事代食若力田然、亦曰耕、耘亦作耘芸、耘說文除田穢也、詩傳除草也、○中略　田作史記、居民、得並田作、不失農業、○中略

凡田を耕すに、早稲遲稲の田は兩畊(モロウチ)に反し、晚稲穐稲(アカ)の田は、偏畊(カタウチ)に反すなり、畊音劣、集韻耕田起土也、兩畊とは、一たびは左より反し、一たびは右より反し、兩方に交て其間を畔のやうになせり、其偏畊とは、一遍より起して一邊に至る、其形魚鱗のごとくなるをいふなり、但剛地は兩畊にし、泥土は偏畊にせり、○中略　先田作の事は、其土を耕すに始る、是を打起しどいふ、雅言にはあらたかへしと云、

荒小田をあらすき反すなどは、去年の秋田を今春に打反すなり、俗言一番打起にて、打は即耕の古訓なり、兼盛集に、澤水に蛙の聲はおひにけり運くやうたん、春の小山田、又すき反す、打かへすとも、亦土を犂起(スキオコス)といへり、故に犂の名を於古志と呼べり、諺に四月田は獨起と云は、土の性冬は重く、夏かけて土輕く起し易き也、種蒔直說に、犂一攥六(サラヘ)といふことあり、一度牛にて犂起し、六度ほど壞塊なきやうに攥碎(サラヘクダク)といふことなり、○中略大抵犂をもて立春より耕し始を一番打起といふ、其後二月の初頃また耕を二番打起といふ、此時耙をもて把(カキ)平(ナラス)を荒塊讀(アラクレヨミ)といふ、凡耙にて田土を碎をよむといふは、行を逐て細に數へるをいふの詞なり、磨升(サヨミ)のごとき是なり、又二月末がた復耕を三番打起といふ、亦中犂ともいふ、このときに耗をいれ、土中に踏こみ、或は澆糞(カケコエ)して、其上を杪(ムマユクハ)にて把治(ヨミサラユ)るを耗讀(カシキヨミ)といふ、細に土を解くことなり、農政全書曰、犂以起レ土、惟深爲レ功、耙以破レ塊、惟細爲レ功、耙之後又用レ耖、用レ耮、耗よみの時は、耙の齒本を竹にて編み、齒を短くなして用う、是漢の耖に當れり、齒を短くするは、泥中の耗にゐはらざるやうにすべき爲なり、此時泥田履てふ者を著、田の上を行き耗を履こむもあり、又泥田履を大きく作り、其上に乘、馬牛に挽て田を平磨(ナラシ)なり、是漢の耮に當れり、又牛馬も立入がたき深泥田は、田橇を著、或は竹を打ちがへ、泥上に亘し、此に乘り大把にて把盪(ヨミサラエ)るなり、 稻田には冬月より水を浸置べし、大かたは一番打起に水を注かくべし、深田ははじめをはり日にあつるを專にすべし、水ふかくして日氣下まで徹ざれば、苗さかえぬなり、夫ゆゑ井手かゝりなど水の自由なるは、隨分淺くして、底まで日氣のとほる心得す、是亦山田里田にて斟酌すべし、凡一番打起より後漸々と反したる土に、春草茁いづるを、打起す度ごとに、土中に犂こめば腐て肥となる、

〔延喜式三十九内膳〕耕種園圃

營大麥一段、種子一斗五升、總單功十四人半、耕地一遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料理一人、畦上作二人、下レ子半人、刈功二人、擇功五人、搗功二人、小麥亦同

營大豆一段、種子八升、總單功十三人、耕地一遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料理平和一人、畦上作二

人、殖功二人、(三月)芸一遍二人、採功二人、打功二人、

營小豆一段、種子五升五合、總單功十三人半、耕地一遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料理一人、畦上作二人、(五月)下子半人、芸二遍四人、採功二人、打功二人、

營大角豆一段、種子八升、總單功十三人、耕地一遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料理一人、畦上作二人、殖功二人、芸一遍三人、採功三人、

營蔓菁一段、種子八合、總單功卅二人半、耕地五遍把犂二人半、馭牛二人半、牛二頭半、料理平和一人、糞百廿擔、(擔別准重六斤)運功廿人、(人別日六度、從左右馬寮運北園、下皆准此、)下子半人、(七八月)採功六人、

營蒜一段、種子三石、總單功九十三人、耕地七遍把犂三人半、馭牛三人半、牛三頭半、料理平和二人、分畦三人、糞二百十擔、運功卅五人、殖功六人、(八月)芸三遍、第一遍十人、第二遍八人、第三遍七人、採功十五人、

營韮一段、種子五石、總單功七十五人、耕地三遍把犂一人半、馭牛一人半、牛一頭半、料理平和二人、畦上作二人、糞二百十擔、運功卅五人、擇苗子功六人、殖功六人、(九月)芸三遍廿一人、(度別七人)

營葱一段、種子四升、苗一千二百把、總單功八十七人半、耕地三遍、把犂一人半、馭牛一人半、牛一頭半、料理平和一人、畦上作二人、糞二百十擔、運功卅五人、下子半人、(八月)殖功廿人、(二月)芸三遍、第一遍十人、第二遍九人、第三遍七人、

營薑一段、種子四石、總單功七十八人、耕地五遍把犂二人半、馭牛二人半、牛二頭半、料理平和二人、糞二百十擔、運功卅五人、分畦四人、殖功四人、(四月)芸三遍、第一遍九人、第二遍七人、第三遍六人、採擇功六人、

營蕗一段、種子二石、總單功卅四人、耕地二遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料理平和二人、糞百廿擔、運功廿人、殖功二人、(九月)芸二遍、第一遍二人、(三月)第二遍二人、(六月)刈功四人、(三年一殖、)

營𦵧一段、種子三石五斗、總單功卌四人、耕地二遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料理平和二人、糞百廿擔、運功廿人、殖功二人、芸二遍、第一遍三人、二月第二遍三人、七月刈功四人、擇功八人、三年一度遷殖、

營早瓜一段、種子四合五勺、總單功卌六人、耕地二遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料理平和三人、堀畦溝三人、糞七十五擔、運功十二人半、位三百六十座、蹈位一人、下子半人、二月拂虫十二人、壅并芸三遍、第一遍五人、三月上第二遍四人、三月下第三遍三人、四月

營晩瓜一段、種子四合五勺、總單功卅五人半、耕地二遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料理平和三人、掘畦溝三人、位三百六十座、蹈位一人、下子半人、壅一人、三度芸三遍、第一遍十人、三月第二遍八人、四月第三遍七人、五月

營茄一段、種子二升、總單功卌一人、耕地二遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、畦料理平和三人、下子半人、三月採苗一人半、殖功十人、四月壅二遍、第一遍三人、五月第二遍三人、六月芸三遍十八人、度別六人

營蘿菔一段、種子三斗、總單功十八人半、耕地三遍把犂一人半、馭牛一人半、牛一頭半、料理平和一人、下子半人、六月採功十四人、

營萵苣一段、種子三升、苗一千五百把、總單功卅九人半、耕地二遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料理平和二人、畦上作二人、糞百卅二擔、運功廿二人、下子半人、八月採苗功二人、殖功六人、九月芸一遍三人、

營葵一段、種子二升、總單功卅一人半、耕地二遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料理平和二人、畦上作二人、糞百卅二擔、運功廿二人、下子半人、八月芸一遍三人、

營胡荽一段、種子二斗五升、總單功廿八人、耕地二遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料理平和二人、畦上作二人、糞百卅二擔、運功廿二人、下子半人、三月、八月、

營蕓薹一段、種子一升、總單功廿八人、耕地二遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料理平和二人、畦上作二人、糞百卅二擔、運功廿二人、下子半人、三月、八月、

營」蘇良自」一段、種子三石五斗、總單功卌五人、耕地二遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料理平和二人、畦上作二人、糞百卌二擔、運功廿二人、殖功三人、（九月）芸一遍二人、刈功二人、

營」蘘荷」一段、種子三石、總單功卌五人、耕地二遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料理平和二人、畦上作二人、（九月）糞百卌二擔、運功廿二人、殖功三人、芸二人、採功二人、

營」芋」一段、種子二石、總單功卌五人、耕地二遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、畦上作料理功四人、殖功三人、（三月）壅功六人、芸三遍六人、（五六七月度別二人）掘功四人、擇功十人、

營」水葱」一段、苗廿圍、總單功五十三人、耕地二遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料理平和一人、糞百廿擔、運單功廿人、殖功十五人、（五月）播殖三度十五人、（度別五人）採功十五人、（三度）

營」芹」一段、苗五石、總單功卌四人、耕地二遍把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料理平和一人、糞百廿擔、運單功廿人、殖功六人、（二月）採」苗功十人、刈功五人、

〔清良記　七下〕清良宗案と問答之事

清良又問云、田地を牛にてかくには、ぢをやわらかにだにせばよからんに、作法のかきやう有とて、六ヶ敷事をいふ事は何ぞや、答云、上農の堪能には、式作法もいらず、然ども大方不堪にして、其道憓ならぬ者多し、されば法を定てせざれば、二度を一度、三度を二度にして、二鍬可」打をば一鍬に起し、扨永日早旦より晩景迄鍬打をするは、殊の外骨を折草臥によつて、皆大略に仕るに付、作法を定て、其法のごとくせざれば、悪敷ものぞと心得させて、下々をもつかひ、又牛馬も作法につかひ入置候、されば直に不」行してつかひにくきにより、其往返をよく合點する樣に仕入置候、武家の馬を責らるゝごとくにて候、作法を定置てさへ略するかたへは趣やすく、目前の法をもわすれ、又知ても不」知體して、骨をぬすみ申者にて候、扨五月朔日五日十五六日廿五日は、牛を休め申日に定り候、此日牛をつかひ候へば、急雨不」降と古來より申傳へ候、清貞公は此日牛をつかひ

たる者を折檻有し、扨耕作にも人に勝れてよく早く作る者には、褒美に田地をとらせられたり、其もの忝さのあまりに彌作をよくし、御陣の時は疲馬なれども引立、侍衆並に御供仕、先をあらそひ、今の鎌田が妻女の祖父などは、物前にて百姓の津右衞門なるぞと名乘、度々手痛き働を仕、敵味方の目を驚し、百人にも勝れたりとて、百敵と異名を付けり、此等が仕初て、御當家の百姓は武士並に手柄を仕候、兩役を仕ながら、二つともに他領の者に勝れて、地頭の大分御德なる事に候、總じて田地に能耕せば、水持能草不生、稻よく實多し、唯鍛と不鍛とにて、利劍鈍刀のかはり有がごとし、亦問、上牛は如何程耕哉、答云、變地のあらは八九反、中牛は五六反、下牛は三反計に候、上農の田は耕安く、下農の田は堅くして、牛草臥候、又中鋤は其三四割は起し劣候、又水田のあらは中鋤より劣候、又問、田夫の上は何程起す哉、上の夫は麥跡を一反、中夫は六七畝、下夫は三四畝、水田も同前に候、其外に小堅田と申は、上夫五六畝、中夫四畝、或者四畝十歩、下夫は三畝計起し候、

〔本朝食鑑一穀〕稻

早稻以二月蒔籾者爲最早、大抵以春土用前後爲期、又有四月蒔籾者也、至四月五月節前而種苗、至七八月熟而苅稻、中稻晩稻相隨有先後、但不可過五月、農間每言過半夏生日、則稻不長不實、然山中之田及東北邊境、至六月而蒔植、至霜雪月而苅收亦有之、

〔農業全書一〕耕作

抑耕作には、多くの心得あり、先農人たるものは、我身上の分限をよくはかりて、田畠を作るべし、各其分際より內はなるを以てよしとし、其分に過るを以て甚あしゝとす、又田畠は年々にかへ、地をやすめて作るをよしとす、しかれども地の餘計なくて、かゆる事のならざるは、うゑ物をかへて作るべし、所により水田を一二年も畠となし作れば、土の氣轉じてさかんになり、草生せず、虫氣もなく、實のり一倍もある物なり、凡此田を畠になしたる地は、物よく生長するものなり、さ

ればよく土にあひて、價高き畠物をうへて、厚利を得べし、さて畠物にて土氣よはりたる時、又本の水田となし稻をつくれば、是又一二年も土地轉じて、大利をうるものなり、されども是は上農夫のなす手立なり、凡土は轉じかゆれば陽氣多く、又執滯すれば陰氣おほし、夫陰陽の理りは、至て深しといへども、耕作に用ゆる所は、其心を付ぬれば、さとりやすし、農人これをしらずばあるべからず、其理りをわきまへずして、耕作をつとむるは、多くの苦勞をなすといへども、利潤を得る事少なし、先土のしめりたるは陰なり、乾きたるは陽なり、ねばりかたまりたるは陰なり、脆くさはやかなるは陽なり、かるくして柔か過たる浮泥の類は陰なり、重く強くはらゝぐ類は陽なり、此等の類をしはかりて、土地の心をしるべし、假初にも陰氣の陽氣に勝ざるやうに分別し、陰陽のよく調る計を專とすべし、晴たる日に耕し、其土白く干たる時かきくだき、雨を得てうゆると、又畠物は日と風を得て中うちし、白く干て培こと、是皆內に陽氣をたくはへ、外うるほひを得る時は、陰陽和順すると云ものなり、農人よく此理りを辨へ、凡耕しうゆる事ごとに皆陰陽を調て、天地の德をたすくべし、又耕作の肝要は奴僕と牛馬にあり、奴僕牛馬の善惡にて、うへ物の得失大きにかはる事なれば、多少下人をつかふものは、心をねんごろに用ひて、仁愛を專とし、正直信實を本とし、善惡をわかち、賞罰を正しくして、己の和悅に心よくして人をつかへば、下人も又心いさみ、苦勞をわすれてつとむるゆへ、其仕事のはかゆくのみならず、五穀の生成も自ら滯らず、よく長じ、よく實のるものなり、是を和氣を感召すると云て、天地の感應をいのる心なり、又古語にもいへるごとく、一年の計は春の耕にあり、一日の計は鷄鳴にある事なれば、未明より起て、早朝陽氣につれて、田畠に出て勤らくべし、又明る日の仕事を、則前夜より考へ定めをき、曉方おきて、天氣の晴雨をよく見はかりて、猶其日の手くばりを定むべし、○中略　さて春の耕しは冬至より五十五日に當る時分、菖蒲の初めてめだつを見て耕し始る物なり、菖蒲は百草に先立て生

する物なれば、是を目當とする事也、此外其所の草木のめだちに、時分々々の目つけ心覺えすべし、すべて田畠共に一村の内にしても、所により陽氣の遲速ある事なれば、寒氣の早くしりぞく所より、段々に耕す心得すべし、又春の耕しは牛に犂で勞すとて、犂てそのまゝ耙にてかくべし、いかんとなれば春は風おほきゆへ、すきてかゝず、そのまゝをけば、土かはき過、うつけて性ぬくるものなり、　又秋の耕しは白背を待て勞すとて、畦の高き所白く干たる時かくべし、其ゆへは秋の田は露しげくして、しめるものなり、よく干ざるに其まゝかけば、土かたまりて性あしゝ、總じてつねには、耕して日よりよくば、一日二日も日に合せ、其まゝかきこなすものなり、犂て間ををき日數をふれば、雨にあひて塊の性ぬけ、陰氣そこにとをりて、甚きらふ事なり、耕さゝるにはおとれり、又曰、秋の耕しは深きをよしとす、春夏は淺かるべし、又犂ことはいかにも平らかにむらなく、かく事は二三べんも、いか程もくはしきをよしとする事也、是かきこなす事の緊にして、塊なからんがためなり、細かによくかきたる地は、うるほひをよくたもつゆへ、少々の旱にもかはかずして苗いたまず、とかく土細かにして和らがざれば、作り物の利潤少しとしるべし、苗の根、あらき土には思ひあはず、糞もむら交りあるゆへなり、　又秋耕は靑きを覆ふと云事あり、草のあをく生たるをすきかへし置ば、其田肥るものなり、　又曰、初の耕しは深きをよしとす、重て段々すく事は、さのみ深きを好まず、初の耕し深からざれば土地熟せず、重てすく事ふかくして生土をうごかせば、毒氣上にあがりて、却てうへ物いたむものなり、但是は荒しをきたるを耕す事を云なり、熟地をつねに耕すはしからず、先初はうすくすきて草を殺し、段々深くして種子を蒔べき前は、底の生土をうごかすべからず、たね生土の毒氣にあたりて、生じがたくさかへがたし、　又曰、耕の本は時を考へて、土を和らぐるを肝要とする事也、其時分をよくしるべし、先春は凍とけてより地の氣始て通じ、土やはらぎとくる時なり、　又夏至は天氣始て暑し、されども陰

氣は此時始てきざす、此時も又土とくるものなり、又夏至の後九十日晝夜ひとし、此時も又天氣和す、凡此等の時を以て田畠を耕せば、一度にして五度にも當るものなり、これを名付て膏澤と云て、土のうるほひ和らぐ時なり、皆これ耕してすぐれてよき時なり、　又春の耕しは、凍いまだとけざる中、春の陽氣の通ぜざるに必耕すべからず、寒陰の氣をおほひ置事甚あしきことなり、朝も日高きを待て耕すべし、　又堅く強き土、黒土のねばりたるなどは、春も少しをそく耕すべし、此等の土は、塊をくだき置て、草少生じたるを見て又耕し、小雨の後又耕しかきこなして、塊少もなきやうにしをきて時を待べし、是を強き土を弱くするのはかり事と云なり、　又かるき土は杏の花咲て耕し、花おちて又耕し、ざつとかきならしをき、草生じ雨うるほひの時、又かきならし、なをも甚かるき土ならば、牛馬を入て踐すべし、如此すれば、よはき土も性つよくなる物なり、若いまだ春の氣も通せず、うるほひもなきに、しゐて耕せば、塊くだけず、草も腐り爛れずして、うへて後苗と草と一つ穴より生ひ出て、中うち芸る事もなりがたく、糞もきかず地やせてあるるものなり、春和の氣通じ、暖かなるにうるほひを得て耕し、草青く生じて又耕し、塊少しもなくこなしたる地は、土和らぎうるほひて、草もたゞれつぶれて、瘠地も良田となるものなり、　又盛冬の寒き時耕せば、陰氣もれ土かれて、土の氣絶るものなり、是甚きらふことなり、　又一説には、強き土黒土の堅きをば、正月より早く耕すべしとも云なり、　又曰、正月凍とけてうるほひを見て、美田と又河に近き所を先耕し、二月杏の花のさかりに、白沙の地かるき土の分を耕すべし、是又一つのならひなり、　又泥田の麥を蒔事はなりがたく、されども水の落し干田にはなるべき瘠たる地は、手立を以て其水を落し干田となし、犂て其まゝかゝず、其塊をくだかずしてをき、力次第段々に耕し、下までよく干たる時、雨を得てよくかきこなしたるは、土よくとけて陽氣を保ち、苗よくさかゆるものなり、是は塊のよく干たるほど實のりおほし、一編には定むべからず、摠

じて泥田の類陰氣がちなる田は、麥地の外は、力のおよびよく干て、天陽をかり用ひて耕すべし、しからざれば利少しとしるべし、　又山谷などにやせたる深田、或は冷水所、赤さび水の出る地、常の作りやうにては、稻の生長せざる所をも、手立を用ひて水を落し、干田となして、山の若草を入、手立よくして作りぬれば、甚利を得る事あり、此等の土地あらば、必才覺を盡して作り、其利を見るべし、冷水の出る所には溝を立、わきにその水をぬきさり、日に當りたる水計を用てよき所あるものなり、冷氣の出る地には、いかほど糞しを入ても、此陰氣をもらしさらざれば、稻さかゆることなきものなり、　又耕すに時節をうしなふべからず、五六月は耕すとも、七月は必耕すべからず、　又多雪のふりつみたるをば、上をかきならし踏付をくべし、春になりてうるほひをたもち、虫も死して、稻よくさかゆるものなり、　又水田をば水の干ざるやうに、冬よりよく包みをくべし、深田の干われたるは甚よからぬものなり、寒中は猶よく水をためて、こほらせをきて春耕すべし、　又犂一擺六と云事あり、是は一度犂ては六度かきこなせと云事なり、常にすくことの深きをのみ專として、かく事のくはしきが肝要とすることをしらず、只幾度もかき熟したるに、糞を入うゆれば、土よく和合して、細根よく生じさかゆる物なり、あらがきしたるは土熟せざる故、たねを落して後、苗を見るといへども、苗の根あらき土に痛み、土氣を思ひ合ずして、日痛虫氣、其外色々の病を生ずることあり、みのりのよからん事を思はゞ、本法のごとく、一度耕して六度までこそかゝずとも、底まで塊なきを詮とすべし、苗の立根が底の細土と思ひ合ざれば、みのりよからぬものなり、惣こと穀子は立根より生ずると心得べし、然故に根の下に塊もなく、又にが土もなきやうにこしらへ、糞も根の下に能行わたる心得すべし、但又土の性により、しげくかくべからざるも、間にはあるべし、細沙の地弱やはらかなる地、灰のごとくちからなくかるき土などは、さのみしげくはかくべからず、此等の土は少々塊ありとも、性をもたせ置き、力とする事

也、一偏には思ふべからず、所により時によりて機轉を用ゆべし、　又耕す事は、麥を蒔地の外も、大かた秋耕に宜し、秋稻を刈おはりて、一日も早く犂、たてよこ何べんもかきをき、白く干たる時、又かく事二三べんし、雪霜にあはせ置て、來春地の氣和する時、日高を待て又すき、かきこなす事三四へんすれば、其地さはやかに、うるほひありて、春のおはり雨なしといへども、時至りてたねを下すべし、秋耕の地は草もをのづからすくなく、中うち芸にさのみちから入ず、萬づ徳分多し、されども貧にして、牛のちから不及ものは、黍大豆などの地は、又春耕もくるしからず、大抵春の耕はをそくすべし、いかんとなれば、雪霜の寒はげしき氣、いまだのぞかざるに、早く耕せば、寒氣をすきおほひ、とぢこむる心あり、少あたゝかになりて、朝も日高きを待て耕すべし、又秋耕の早きをよしとするは、天氣いまだ寒からざる中に、陽氣を犂こめ、地中にあらしむる理り也、然れば春に至り、其苗さかへやすし、秋も天氣寒くして、霜ある朝ならば、日高を待て耕すべし、とかく寒陰の氣を犂こめて、地中にあらしむべからず、　又耙の歯の長きと、短くてしげきとを、段々に調へをき、其宜きにしたがひて用ゆべし、歯のあらきばかりを用ては、細かによくかきこなし、熟しがたし、農書にいへるは、茂木のもとに豐草なく、大塊の間に美苗なしとて、しげりさゝへたる木の下にはうるはしき草なく、あらき塊の間には見事なる苗は生立ぬものとなり、是田畠に草をゝき、塊ながら種べからざることをいへり、深く耕し日にあはせ、細かにかき、細土と糞と和し、熟するを專にするなり、如此よく地をこなしてうゆれば、大かたの旱にあひても、さのみ痛まず、色色のくせさいなんものがれて、全く損亡して、手を空しくするほどの事はなきものなり、是かねてのやしなひよきによりて、作り物の性つよければなり、たとへば人も無病なるつよき者は、外の邪氣にをかされざると同じ理なり、〇中略　又曰、晩稻の跡は春を待て耕すべし、其稻かぶくさらずしてかたき故、冬中くさらかしをき、春耕せば牛のちから不入して犂やすし、　又曰、春の耕

は朝晩も宜し、夏は夜をかぬべし、秋は日高て耕すべし、　又曰、犂耕ことは、農事の第一の仕立にて、其餘の計事は、皆耕して後の事なれば、専耕に心を用ゆべし、高田は深く耕し、底の土までもよく和らぎ熟すべし、底に陽氣を蓄へぬれば、作り物に利潤多きこと疑ひなし、前にしるすごとく、其分限より多く田畠を作ることを貪るは、なべて是農人ごとの病にて、それによりて、すぎはひをあやまるものおほし、田畠分に過ぬれば、假令耕作の法をよくしりても、人力たらず、其法のごとくいとなむ事なく、耕し種る事も、必時におくれ、物ごと皆土地の力を盡すことあたはざるものなり、耕作は分量より内ばにして、深く耕し、委しくこなし、厚く培ふに利潤多しと知べし、

〔農業全書二〕稻田耕しの事、麥蒔の外は秋耕してよき所もあり、沙地などは早く犂、水を入、くさらかしをきたるもよし、大かたは春耕したるにしかず、總じて耕す事は深きをよしとする事なれ共、もしは淺きを好む所もあり、凡高田の分は深き程よしとしるべし、　干田を耕すは、日和を専とすべし、犂て二三日も晴天なるべきを考へて耕すべし、大抵耕す事、先は三遍といへども、餘力あるものは幾度も犂返し、底まで能干ぬきたるよし、　さて水をしかけ田をかく事は、苗をさすべき十日ばかり前にかきならしをき、うゆべき三日前に代すきと云て、一遍すきをき、其後うゆる日、竪横三遍むらなきやうにかきならし、其まゝうゆべし、是大かた常の法なり、若やせ地の土うすく性よはき田をば、淡うへとて、代犂なしにざつとかきならし、其まゝ苗をさすもあるべし、是は下田の天水を守る所にてする事也、つねの法にてはなりがたきゆへなり、　麥跡の事、麥を刈て日和を見合せ、二三遍も犂、よく干たる時水をしかけ、かき付をきて腐らかし、其後代すきして、うへ代三遍かく事右に同じ、うるほひつゞきの善惡によりて、心のまゝならずといへども、大抵かくのごとしと知べし、　水田の事、春耕しよし、春といへども草の少青みたるを見て、一遍すきおほひ置、苗をさすべき廿日も三十日も前、尾花がきとて一遍かき、其後代すき一遍すき、さて

うへ代をかく事は干田と同じ、　又あぜをぬる事は、春耕してより手すきにまかせ、段々次第にこしらへてぬるべし、

〔農業全書二〕稻

凡高田のこしらへ様は、秋耕にても春耕にても、又は麥跡にても、深くむらなく、日和次第力の及び、再三耕して干をき、時分に雨を得て水をしかけ、かきならしくさらかしをき、苗をさすべき時至りて、土わきつぶれ草青みて、うちて見れば和らかにねばりて、にほひ出來るを待て、糞をも入犁かへし、たて横二三遍もかきならし、水の上むらなくして苗をさすべし、凡苗の長さ七八寸ばかりの時が、よき種しほといへども、山田其外風のつよく當る所は短きをうゆべし、深田など水のあつまる所は長き苗をうへて、洪水の時苗水底にならぬ心得すべし、若苗水底になりて日數をふれば腐ものなり、

〔農業全書十一〕我〇貝原樂軒若かりし程より邦君に事ていとまなく、田家の事を深くしらず、しかれども冬春の間、もしは田野に出し事もありて、麥の事をば、多年よく聞ふれ見馴たれば、其あらましを左に記す、

麥を作る事、上の地に功者なる農人、鬼あかとなどいへる麥を、地ごしらへ糞し手を盡し、時分よく蒔て、折々の糞養したてよく調たらば、一段の圃に其實り六石五斗七石あるべし、其次五石七八斗より六石五斗、其次四石七八斗より五石五斗、中の下の農人は四石五石の間なるべし、其下は二石七八斗より三石四五斗なるべし、下の農人は一石五六斗より二石三四斗、其下は壹石より二石の間、猶其下は七八斗より一石一二斗、

右は皆同く上々地也、各作人の上中下により、如斯かはり有事を云なり、右內一石五斗より以下は種る時分をそく、地ごしらへもたらず、糞しもなく、後の手入れもしか〳〵せざるゆへ、此のご

とし、但前にしるす六石七石といふは、遠國にて或土地のあしき村里に住み、他所をしらぬ農人はうたがひあるべし、都の邊にてさへ麥のできに、多くかはれるもみゆれば、遠方田舍にては、作人により甚善惡あらんか、村により同所に畔をならべ、又は同じ地を分て作れども、一倍も三ぞうばいも變りて見ゆる麥あり、皆其作人によるものなり、是は村により所により、いか程も多き事なれば、農人こゝにはうたがひなかるべし、

〔菜譜上〕去年うへたる地に、今年又同じ菜をうふるを、俗にいや地と云、もろこしの書に底と云、夏の菜はいや地をきらふ、茄豇豆夕顔刀豆南瓜冬瓜菜瓜甜瓜越瓜烟草など皆しかり、去年うへたる物を、又今年同地にうふればさかへず、必是を考て、他地にうふべし、若園せばくして、同所に同物をうふるには、他所の土を用ひ土をかへてうふべし、菊をうふるにも如此にす、秋冬植る菜は、いや地をいまず、蘿蔔菘蔓菁萵苣葱蒜菠薐莙薘罌粟蠶豆など、底をきらはずうふべし、大麥小麥なども、いや地を嫌はず、大根菘の類は、いや地にうへたるが殊によし、

〔地方凡例錄二〕兩毛作片毛作之事

田に麥を作り、稻作の外に麥作取入るを兩毛作と云ひ、上方筋西國筋にては、田に麥作の外菜種を重に作、是又兩毛作也、兩毛作の田地にも、土地の善惡上中下は悉雖有之、兩毛作の所は、壹體の地面不宜しては、兩毛取難成、都而田畑共、壹ヶ年も半年も土地を休る程、肥のきゝめも能、作物能出來る物也、然し兩毛作の田は、元來土地不宜しては、兩毛共不出來也、夫故水氣濕氣なき田にても、土地不宜薄田には、兩毛作成がたし、關東の土地は、兩毛作少し、併武州上州抔は、兩毛作場も餘程有り、五畿內中國筋は、田に木綿を作る、是は出來稻と同時節の物故、兩毛作にてはなし、又濕地深田の類、麥作難成、稻作計致を片毛作　云、尤片毛作の場とて、惡地計にてもなく、上田も有事也、勿論租稅の儀、兩毛作の場所何れ高免也、片毛作の所は、麥作不取丈け、取箇下免になくては、百姓

雖立行、致撿見等共、其心得肝要なり、

〔農稼業事 上〕きよろできぬ術（しら穗ともいふ）

きよろといふもの出來るは、干のたらぬ籾、種子に取收置ゆへなり、種子にする籾は、晴天に出し班なきやう數遍ざがし、能々念を入ほしあげ、種子揃の節まで、しけぬ所にをさめ置べし、干に班ありて、少しにても干まへめなれば、苗代にて苗別に勝れて立のび、又秋になりては、同じく稻立のび穗のみにて、少の實も入ざるもの出來るなり、是を所によりて名もかはれど、多くはきよろとも、のんきよとも、又白穗ともいふなり、これは作りて益なきに、耕より刈取まで、其辛苦萬事の費、あげてかぞへがたし、〇中略天氣續よければ、田刈の節、日中に刈たる稻、すぐに籾にして、其儘俵に入、前のごとくをさめ置ときは、白穗出來るとも甚稀なり、是は又少しにても干こと却て惡し、すぐに俵へ入べし、

〔地方凡例錄 二〕植田蒔田摘田共、田之名目にも位ニも非ず、仕形之違たるを云、植田ハ苗代に仕立たる苗を植る田ニ而通例なり、蒔田ハ苗ニ而ハ不植、籾種を苗代に蒔如く、搔田ニ直ニ蒔付る田を云、摘田ハ地を搔て極る所を、棒などにて穴を突、其跡（江）籾種を摘入る田也、籾粒ニ而入るも、又灰に交て肥水を掛ねかして入るもあり、蒔田摘田共、苗にて植付而ハ、成長實入も惡き土地有之、其場所に寄、前々致付たる義、關東筋山寄抔の惡地に有事なり、尤下田ニ而も蒔田摘田ハ土地ニ不合、植田ニ致處も有、其土地の仕來なり、苗代田を親田と唱、格別出來方宜物なり、

〔日本書紀 一神代〕是後素戔嗚尊之爲行也、甚無狀、何則天照大神以天狹田長田爲御田、時、素戔嗚尊、春則重播種子、（重播種子、此云璽枳磨枳、）且毀其畔、（毀、此云波那豆、）秋則放天班駒使伏田中、

〔古事記 上〕爾速須佐之男命、白于天照大御神、我心清明故、我所生之子、得手弱女、因此言者、自我勝云而、於勝佐備、（此二字以音、）離天照大御神之營田之阿、（此阿字以音、）埋其溝、

〔古語拾遺〕其後素戔嗚神、奉爲日神、行甚無狀、種々凌侮、所謂毀畔、古語阿波那知埋溝、古語美曾宇女放樋、古語斐波那知重播、古語志伎麻伎刺串、古語久志佐志生剝、逆剝、屎戶、如此天罪者、素戔嗚神、當日神耕種之節、竊往其田、刺串相爭、重播種子、毀畔、埋溝、放樋、當新嘗之日、以屎塗戶、當織室之時、逆剝生駒、以投室內、此天罪者、今中臣祓詞也、蠶織之源、起於神代也、

〔播磨風土記託賀郡〕賀負里、大海山、荒田村、所以號荒田者、此處在神、名道主日女命、無父而生見、爲之釀盟酒作田七町、七日七夜之間稻成熟、○中略後荒其田、故曰荒田村、

〔播磨風土記餝磨郡〕貽和里　所以稱餝磨御宅者、大雀天皇○仁德御世、遣人喚意伎、出雲、伯耆、因幡、但馬五國造等、是時五國造、卽以召使爲水手而向京之、以此爲罪、卽退於播磨國、令作田也、此時所作之田、卽號意伎田、出雲田、伯耆田、因幡田、但馬田、

〔播磨風土記賀古郡〕鴨波里土中中　昔大部造等始祖古理賣、耕此之野、多種粟、故曰粟々里、

〔勸農固本錄上〕關東の地面水着の田は、常の苗を作ては、苗水にまけかじけ生立かぬる故に、赤米を作也、然に布川村と云所水入の場故、前々より赤米を作る、慶安の比始て白き上米の種子植させ、念入耕作仕候得ば、近國に幷なき上米作出、美濃尾張の米同前之由、自然ヶ樣之事も有べし、跡跡の例成とも、一筋には有まじ、其所々にて考べし、

〔蝦夷日記〕松前にて田作せざる事は、土地にあはざるにてはなく、田作の時節鯡獵と指合故、古來耕試るものなきなり、近來津輕もの來て、およへと云ところへ、少ばかり植付心みし處に、生立は甚よろしく、こへすぎたるばかりにて實のらず、又龜田と云所にても、心みけれども、右之通りなるゆへ、其後稻は不出來物になりて、又試る者もなし、畢竟米不自由になき故なるべし、何ぞできずといふことあるべきや、津輕も以前は松前の如くに、米出來ざる國たるべし、今の弘前より外ヶ濱へかけて、悉く平田となりしは、久しからざる事のよし、猶々外ヶ濱の內北海の邊は、皆新田にて米よく出來るゆへ、山間迄田地となりしなり、總じて新田開發の場所は、三年までは實らざ

る心持にて取かゝらざれば、成就なりがたし、一年試て不出來ゆへ、土地に合はずと決定することあるべからず、米のみならず、麥も不出來物にして、作らずありけるを、去年〇元文三年早麥の種を三ヶ所に心みつくれば、なるほどよく出來みのりて、又々歸路の時其種持來し也、粟稗蕎麥大豆小豆等にても、畠にこやしせずまきおろしたるばかりにて、相應に實のれり、茄子瓜などもよく出來たるなり、

〔蝦夷國風俗記〕一耕作せざるゆへの事

上古三皇より以降、民を敎育するは耕耘をもて本とするは、固より然り、此故に耜を作り耒を作り、耒耨の利をもて天下に敎ゆといへり、上古とても、將來とても、耕耘のみちをもて庶民を敎育するは、是聖人の掟なり、こゝに松前所在嶋の一國は、たゞ今にてひらけし所は、西の在郷に「アッサブ」「アンノロ」邊に畑を作る者あり、また上野國の河すじに畑を作るもの有、又東在郷には喜古(キコ)内(ナイ)の澤邊に、濁川、文月、大野、一野渡、七重、上山、鍰鑪澤、此七ヶ村は畑作を業とす、此外松前所在嶋一國の民家皆獵業を專務とすれども、前章の村々は耕作を第一の業とす、予〇最上德内大野村の若林儀兵衛といふ百姓の宅に旅宿せしときに、耕作の事を尋ねきくに、荒起を主とするといふ、予問て曰、荒起とは何の事ぞといへば、答曰、荻萩薄の繁茂せし曠野を、夏の土用中に刈捨て置、八月の中旬頃に放火して燒拂ひ、翌春に至りて鋤を踏て畑とす、是をなづけて荒起とはいふといへり、初年より三年計は耕作物もよくみのり潤しけれども、五年程も經てのちは、土地瘦て諸穀もみのらず、ゆへに是を捨て又外の處へ荒起をするといへり、如此勝手次第に畑を起し、自他の差別なく、又廣狹のさだまりなきゆへに、五ヶ年に一度ヅヽ領主より撿地ありて、棹を打、地所改ありて、年貢のとり立定るといへり、撿地の度毎に地所反別に增減ありといふ、大野村邊の畑は、一坪ニ付鐚二文ヅヽ、一反ニ付鐚六百文なり、一ヶ村の一ヶ年の租稅凡鐚十五貫文位ヅヽなりと、此

坪數二町五反の積なるところ、五町七町の事にあらず、野にても山にても勝手次第に新開するなり、扨年貢金をなづけて御役と唱ふなり、又古畑を捨て荒起を發すは、糞をするを面倒がりてのゆへなり、畑を穿ち種を蒔後糞もせず、耘もせず、とり草の世話もせず、只作りずてにして、手數か丶らざるを第一とす、此故に終に土地やせて潤しからず、此百姓儀兵衞は生國佐渡のもの也、依て故郷の耕作のやうに耕してはいかゞと尋るに、其者のいはく、佐渡越後等の耕作方も隨分知つては居れども、當國の習にて、糞ももちひず耘もなく、畑數多く發す事をよしとす、如斯疎略なる耕作すれども、家族の養育も事足ければ、敢てあらためずといふ、農業にかぎらずすべて上に教導撫育の令なければ、小民の惰弱するは歷世の常なり、是未開の土地の時勢なるべし、

〔北海隨筆〕田畑耕作之事

松前にて田作せざるは、寒國にて土地に合ざる故歟、又田作の時節は、鯡獵と差合故か、古來より耕作を試る者なし、近來津輕のもの來りて少し計種付試るに、生ひ立は甚宜敷、肥過て實のらず、又龜田といふ所にて試みけれど、右のごとくなる故、其後は稻は出來ぬ事と心得て試る者なし、畢竟米不自由にてなき故なるべし、稻の出來ぬといふ事有べきや、津輕も以前は松前のごとく、米出來ざる國なりしが、今は弘前外ケ濱へかけて平田となりしは久しからず、猶又外ケ濱の中北海の邊は、皆新田に米よく出來る故、山の間までも田地となせり、惣じて新田發開の場所、早く利を思ふ時はならず、當前は實のらざる心持にて取懸ざれば成就仕がたし、一年試て出來ざれば、土地に合ずと決すべからず、米既に出來ざれば、麥も出來ざる筈也、去年早麥の種を三ケ所に試みければ、能實のりて出來たり、又々歸路の時其種を持來りし也、粟稗麥大豆小豆等にても、畠にこやしせず蒔おろしにしたる計にて、相應に實のり、茄子瓜など能出來る也、都而草立は餘國より倍して宜き故也、又雪にておされ、陽氣一時に發する故にや、虎杖蓬も壹丈餘りに延びたる

牛耕　馬耕

所あり、馬にて通るに枝葉其上を覆て、鞭にて打拂ひて通所あり、欵冬の大きなる所あり、常に見る所は、葉の大さ三尺位有べし、蝦夷には猶大きなる有て、五六尺位の葉ありといふ、蕨自然薯蕷澤山にあり、自然牛房胡蘿蔔など多し、

〔紀貫之集〕一延喜六年月次の御屛風八帖料歌四十五首

三月田返す所

山田さへ今はつくるを散花のかごとは風におほせざらなん

〔忠見集〕石上山田つくる子

春くればまづぞうちみる石上めづらしげなき山田なれども

〔夫木和歌抄〕秋田十二大治元年八月攝政左大臣家歌合、戀　俊頼朝臣

秋の田のかるほどもなくかへされてしのびもあへぬねにぞそぼつる

此歌判者俊頼朝臣云、田は秋かへすかなと人に申まゝ、尤しかるべし、證歌を申べけれ共、覺へ侍らず、但涅槃經の名字功德品に、譬如耕田秋耕西勝、此經如是諸經に勝といへる文をおもへば、などか秋かへすとよまざらむと云々、

〔延喜式〕三十九内膳耕種園圃

營大麥一段、〇中略把犂一人、馭牛一人、牛一頭、料頭一人、

〔王氏農書〕一牛耕原始

嘗聞、古之耕者用耒耜、以二耜爲耦而耕、皆人力也、三代以來、牛但奉祭享賓駕車犒師而已、未及於耕也、至春秋之間、始有牛耕、用犂、山海經曰、后稷之孫叔均、始作牛耕、是也、故孔子有犂牛之言、而弟子冉耕、字伯牛、禮記呂氏月令、季冬出土牛、示農耕早晚、其例見如此、後世因之皆賴其力、然牛之有功於世、反不如猫虎、例於蜡祭、典禮實有闕也、嘗考之、牛之有星在二十八宿丑位、其來著矣、謂牛生

於丑、宜以是月致祭牛宿、及令各加蒔豆養牛、以備春耕、請書爲定式以示重本、

〔今昔物語 二十九〕母牛突殺狼語第三十八

今昔、奈良ノ西ノ京邊ニ住ケル下衆ノ、農業ノ爲ニ家ニ特牛ヲ飼ケルガ、子ヲ一ツ持タリケルヲ、秋比田居ニ放タリケルニ、定マリテ夕サリハ小童部行テ追入レケル、〇下略

〔成形圖說 十三 農事〕關東にて牛耕を用ゐず、其民水田を耕には、鍬に畚を結ひ着て、其水を搏たる時、泥の激て身を浼ざるに備ふるあり、淮南子謂、禹之時天下大水、禹執畚臿、以爲民先、(方言、沅湘之間、臿謂之畚、)畚臿もおもひ合すべし、

〔鹽尻 四十八〕或曰、勢江以西の農夫水田を耕には、必犂（カラスキ）を以てす、我尾州の民は、皆鍬を以てする、されば牛耕は一人半日の功、大概田一段をかへすべし、鍬を以てするもの三人に當れる歟、たとひ牛を飼費ありとも、民力を省く利あらむ、

〔地方凡例錄 九下〕用水之事

寛政の始、甲州にて或る御代官勤役中、田を耕すに、馬にてひかするより牛の方利方宜しく、其上馬と違ひ、牛は飼方の入用も少く、求るに價も安く、馬は女か子供にても口取致さねば、耕手計りにては行はれざるゆへ、兩人の手を費し、牛は耕手計りにて口取も入らず、百姓の勝手宜しく、夫故上方筋は、田畑を耕すに馬を用ゆることなく、牛計りにて牽するに付、甲州も一圓牛に致すべきことを、支配の村々へ申渡し、右代官の古鄉成上方筋へ申遣はし、牛五匹を自己の入用を以て買入、庄屋の內にても、可成働きのある者を見立て、五箇村へ預け、牛の遣ひ方を敎へ田を耕さするに、百姓ども支配代官の申付に任せ、牛に牽する處、成程口取もいらず、飼方の入用も少く、勝手の樣に聞ゆれども、馬は田の隅々まで步き、四隅とも犂屆くゆへ、耕したる儘にて人手掛らず、牛は隅の方に行掛ると、早々廻るゆへ、隅々へ犂屆かず、三四尺四方の隅の方殘るゆへ、鍬を以て

燒薙

四隅をうなひ、其上歩行遲く、假令ば馬にて一日に一反を耕すも、牛にては漸く三四畝ならでは耕さず、又甲州は山稼多くありて宿場もある故、農業の隙には駄賃馬に出、又は山より柴薪を附出しなどするに、馬の方宜く、古より馬を使ひ來り、彼是差引すれば、馬より牛は宜からず、依て此次第を申立、免許の儀を村々より願ふに付、代官も詮方なく、右之牛を遠國の上方に返すことも成り難きゆへ、江戸へ出せしに、車牛には少しも間に合はず、據なく信州へ下直に賣拂ひたる由、右體の損益は、農民の自身に手掛試みたる者にあらざれば、分り難く、理屈にては間違ふこと多し、勿論上方中國は、利勘なる國柄にて、田畑を耕すに牛を用ひて損失ならば、用ゆべき樣なけれども、甲州は往古より仕馴れざることゆへ、百姓共曾て心服せず、又土地の違ひにて上方中國に利方成ことにても、甲州關東にては利方少きにや、種々の障りありて終に牛は止みたり、

〔新撰字鏡 禾〕秫 側春反、稲也、不耕蒔也、也支万支、又阿良万支、

〔倭訓栞 中編一 安〕あらまき　新撰字鏡に秫をよめり、又やきまきといへり、不耕蒔也と注せり、又穡もよめり、

〔地方凡例錄 二〕燒畑と云ハ、里方ニハなし、山中ニあり、信州には尤多し、上州榛名山赤城山抔之樣成所、畑地にてハ無之、山之片岨之小柴萱草立候所を、小柴萱原共燒而、一雨請、灰の濕りたる所江、蕎麥麥粟稗等を蒔付、養も不致、灰計ニ而生立たる作物故、實入不宜、誠ニ夫食迄ニ仕付る事なり、是を切替畑共、薙畑ともいふ、石盛等至て低く、山畑よりも下々なり、併し蕎麥計は燒畑之分極上なり、夫故信州上州山中の蕎麥格別宜、勿論年々同じ所に作付難成、當年仕付たる所、來年ハ萱草立次第ニ致置、外之所を燒畑にして作物仕付、右之萱草立生たる場所、草立之樣子ニ隨ひ、翌春翌翌春燒畑にいたし、一ケ年二ケ年ニ替リニ作付致故、切替畑と云、作之撿地請時、縱令バ十町之場所ニ而致撿地は、五町か三町ならでハ作付不致、半分ハ一ケ年も二ケ年も休む故、十町之場所ニ

て、五町か四町か致高請樣之場所ハ、餘歩も定法ニ不拘、格別餘計ニ差加る、或は右燒畑ニハ山內木立有場所、又ハ燒畑ニ可成場所共、一同ニ一山反別相改め、山高ニ請置、燒畑ニ成場所ハ、作付致も有、是ハ切替畑とハ不云、山高なり、又右體之場所無反別ニ而、山稼燒畑等之見込を以、山高計請る所もあり、

〔三代實錄 清和十四〕貞觀九年三月廿五日乙丑、令大和國禁止百姓燒石上神山播蒔禾豆、

〔東大寺小櫃文書 下〕西南五條一息長田里一神田中壹町伯貳拾步〇中略

十一燒蒔田上壹町貳伯參拾貳步　十二燒蒔田上壹町貳伯肆拾步

十三燒蒔田上壹町伯貳拾步　十四燒蒔田上壹町

十五葦原田中壹町伯貳拾步　廿二燒蒔田中壹町

廿三燒蒔田中壹町伯貳拾步　廿四燒蒔田中壹町貳伯捌拾貳步

廿五燒蒔田上玖段　廿六燒蒔田中玖段參伯肆步〇中略

平天神護二年十月廿一日〇署名略

古事類苑

産業部二

農業二

選種

〔教令類纂 初集八十七〕慶安二己丑年二月廿六日

一萬種物秋初ニ念を入、ゑり候て、能たねを取置可ㇾ申候、惡種を蒔候へバ、作毛惡敷候事、

一作の功者成人に聞、其田畑の相應したる種をまき候樣ニ、毎年心がけ可ㇾ申事、付りしつ氣みに作り候て能き物有、又しつ氣みを嫌作も有、作に念を入候得ば、下田も上田之作毛に成候事、

〔淸良記 七上〕功者萬物の種子置樣之事

一何作の種子も、其取べき時分をよくつもりて取て、第一其粒に念を入揃へて置、扨種子の就濡うむれ冷て痛べき事を知て、不ㇾ痛やうに持べし、種子よければ作あしからず、種子惡敷ければ作も不ㇾ快也、

一苗をするには、豫其土をこやして、其上に速くあたるこやしをかけて、苗地をいかにも廣く構へ、種子をうすく伏て、苗平にて、ふとき樣にすべし、萬作皆以て苗はみじかきを植て吉、長き苗を植て作のよきは稀也、されども作りやうにもよるべし、水草は水を可ㇾ持方だにあらば短苗吉、苗を引時荒くせず、不ㇾ痛樣にすべし、

一古根を植るは、其根取引の時手あらく當りては惡し、扨植てはやく有付樣に、土をかたむるかげん有、其根苗ともに有付べき比を考て、こやしのかけ時を違へぬやうにして鍬を入る事を

專にす、

〔農業全書 一〕種子

五穀にかぎらず、萬づの物、たねをゑらぶ事肝要なり、是生物の根源にて、則生理其中にある事なれば、愼て大切にすべきことなり、作り物の過もせず、よき程に出來て、虫氣の痛もなく、色よくうるはしきを、常のかりしほより猶よく熟して刈取、雌穗を見分てゑりとるべし、雌穗といふは、其穀しげく、莖も葉もしなやかに、節高からず見ゆるものなり、作多き家には、刈取て後、にはにてゑり、分量より餘計を貯へ置べし、又粟黍などの類は、其畠にてよく秀て色よきをゑらび、ぬき穗にしてつり置べし、物だねをおさめ置所は、土藏をよしとす、されども濕氣にふれざる心得すべし、土の氣をうくる所にては、生意早くきざす物なれば、窖藏ありて入をきたるは、殊に宜しきなり、又物だねをゑらぶ事、丸くよく實のり、一色にして大小なく、そろひたるをおさめて、折々出し、日風に當てをき、蒔べき前取出し、能吟味して、少も損じたるをば必うゆべからず、少にても痛たるたねは、一旦生じ榮るやうなれども、終にかじけて死る物なり、尤雜りたるたねをうゆべからず、舂て多く減ても、しらげになりがたし、糶にはまじりありて見つきあしく、飯に炊てはむらにゑして味までよからず、物ことたねのゑらびあしければ、色々の損多し、懇にゑらぶべし、　又五穀の種子をよく干あげ、場に堆くしてをき、馬を引かけて三日も五日も食せ、種子の上を踏せて其後おさめ置ば、虫の付事なきものなり、　又寒中に雪汁を貯へをき、春蒔べき前に種子を漬て、しばし置て上て蒔も虫付ず、雪は五穀の精にて、雪汁にひたしうゆれば、虫の喰ざるのみならず、旱にも痛まず、みのりよきものなり、寒の中に雪をつぼに入、日かげの所土中に埋をき、用に隨ひて汲出し用ゆべし、　總じてたねをゑらぶ事、何れの書にも委しくしるせり、前々より其所に作り來るは云に及ばず、いまだ作り心みざる物にても、土地に相應すべきを考て、他所より求てうゆ

べし、同じ類の物の中にても、美惡甚違ふことあれば、委しく心を用ゆべし、或は他所にて名物と云物も、此方の土地には絕て合ざるも、間にはある事なれど、それは稀なる事也、尤又土地風氣の違にて、曾て生立ざる物あり、此理なきにあらず、寒國の柑類、萱、大雪所の竹、是皆うへて枯ずと云事なし、其外南北の違ひ、其寒温により相應不相應ありて、人力にて轉じがたき物は各別なり、此外の物においては、それ〴〵の物の手入糞し、養ひなどの次第に能工夫を用ひ鍛練し、其術を盡したらんには、十分にこそなくとも、かならず大かたの出來はする物なり、其中に利分の勝れたるを求て作るべし、五穀等の種子も、鳥けだものなどの子の其親の氣をうけて、形心までよく似ると同じ理りなれば、勝れてよき種子をうへたらんは、すぐれたる穀子を得ん事うたがひなし、又稻に赤米其外色のあしき米の雜るなどは、多くは其たねをゑらぶ事が委しからざるゆへなり、少の手間にて過分の違となる事なれば、作人たるものつゝしみてゑらぶべき事也、　又曰、種子はよく干て粃少もなく簸去べし、物により水に入いせて、沈をゆりとり乾し用るも有べし、但木の實など油の有物は、よく實りたるも浮ぶものなり、　又たねを蒔べき前より、馬骨をせんじ、其汁を以て浸し乾しうゆれば、作り物虫氣もせず、其外萬のくせ病を生せず、實のり甚よき物としるしをけり、或は溺(いばり)又は魚のあぶらなどにひたし、灰をふりもみ合せ蒔ば、生長心よくみのりよき物なり、

〔農業全書 二〕稻

稻の種子、早晩美惡色々其品限なく多しといへども、其粒白き事霜のごとくすきわたりて、味よく實多きをゑらびて作るべし、尤風虫などにもさのみ痛ます、其所の土に相應して、利分のまされるを考て用ゆべし、必しも前々より其所に作り來りて、此外は求るにたらずと、一偏に思ふべからず、種子のよしあし相應不相應にて、過分の損德ある事、諸書に委しく記し置り、然るゆへに

物種子を收る總論に、詳に其事をしるせり、正月種て五月刈、其根より又莖葉を生じ、九月熟する稻あり、又當年から死て來年をのづから生る稻も、唐には有と見えたり、是等の稻だねを求て作り心みたき事なり、

〔農業全書 二〕又是より田を作る一法あり、先種子をゑらぶ事、中分に出來たる田の、よく熟して色よきを、其田々々にて、それ〲のたねがはりせざるを、來年用ゆべき程をはかりて、ゑり穗にしてつねの米にする籾よりは、少前かどに干、もみをこなすにも、手あらくはうつべからず、穀子必痛むものなり、

〔農稼肥培論 下〕近來稻麥綿、其外の作物に、雌雄ある事を記し、世間の人に知らしむ、是は如何心得候得ばよかるべし、

答云、雌穗雄穗あるといふは、皆尤のやうに聞へ、老功の農人迄も信用致し侍れども、元來雌雄の譯をしらざる人云出せし事より、世間一般の沙汰となりぬ、予〈○大藏永常〉は甚心得がたく、去年天保二卯どし二百十日の頃、稻穗をとり家に持歸り、顯微鏡をもて委しく見れば、籾一花〈もみは稻の花びらなり〉の内に、六雄蘂ありて、二雌蘂をはらませて子を生せしむ、此子則米なり、別に雌穗雄穗とわかれ有べきいはれなし、いかにといふに、穗にて雌雄わかるゝ事ならば、雌は實を結び、雄穗は空穗なるべき筈なり、是は勝れたる穗と劣りたる穗なり、然れば雌穗雄穗と見立たるは誤なれども、勝れたる穗を撰みて種とすれば、よき道理なれば、陰德とも成べし、則予が著したる再種方に委しく圖し置たれば、見給へかし、

麥に雌雄の穗をわかつ事を記したる書有、是誤なり、此一粒の中に三雄蘂二雌蘂ありて、三雄蘂より二雌蘂に孕ませ、勢氣の養ひをやりて、子を生育する事明らか也、此事は江戸花井一登顯微鏡をもて委く分てり、

〔農家備要初編二〕稻種雌雄の辯

夫稻の和名を命根(いね)と云ひ、又年ともいふ、又米を世根といふが如く、異草に同じからず、實に造化妙用の靈草にして、試に情あるもの、如し、そは閑説に所謂兩全花の中にして、花の內に雌雄の蘂ありて、雄蘂より精を雌蘂に通じ、實を結び米を孕む、又稻は別に葩なく、粰を以て葩とす、此葩朝に開暮に閉、蘂を包て眠が如く、蓮花に同じ また雨降る時は、晝も葩を閉て、蘂心を抱てこれを防ぐ、故に時雨長ければ、陽氣を受る事なく、實り薄きものなり、又風強く吹く時は、葩を破り、蘂損じて實り少し、○中略 因曰、農業全書を始め何の農書にも、穀類の雌雄を論ずるに、穗形或は根の形に就てこれを定む、おそらくは誤りならん、

〔東大寺正倉院文書十一〕大倭國正稅帳

山邊郡

天平元年定大稅穀捌仟捌伯伍拾伍斛貳升捌合○中略

穎稻貳仟壹伯肆拾肆束

合壹仟肆伯參拾伍束柒把半　用貳伯束 赤舂米四斛料八十束 小麥一斛宜廿束 賀麻佐種稻百束○中略

添上郡

天平元年定大稅穀捌仟捌伯貳拾斛貳斗貳升貳合○中略

穎稻肆仟壹伯伍拾捌束柒把○中略

合肆千伍伯貳拾陸束伍把半　用肆伯柒束壹把 赤舂米八斛料百六拾束 小麥壹斛宜廿束 太祠神田一町種稻廿束 中衞府作御田三町種稻六十束

○按ズルニ、此文ニ據レバ、一町ノ種稻二十束タリ、十ヲ以テ之ヲ除スルニ二束ヲ得、一反ノ種稻卽チ二束ナリ、大寶令ノ定ニヨルニ、一束ノ稻米五升ヲ得レバ、二束ハ一斗ナリ、以テ當時播

浸種

種ノ量數ヲ推知スルニ足レリ、

〔儀式　二〕踐祚大嘗祭儀

次使與國司共卜定稻實殿地、卽以木綿繫賢木、立地四角、次卜定御田六段、田稱大田、稻稱撰子稻、

〔倭訓栞　前編十四〕たねかし　攝州住吉郡にたねかしの社あり、神名式にいふ多米神社是也、かしは神代紀に爲飯をいひかしてとよめる意也、種を漬すをいへり、

〔成形圖說　農事四〕種浸タチカシ夫木集、賤の男が小田のなは代しめはへて室の早わせ種かしつらむ、又種加須とも云、加志は淅米なかしよれと訓がごとく、物を水に淫を、ほどかすひやかす、又つばかすなどいへり、凝結れろを釋拆す詞ぞ、　種下堀川院百首、しづのをが苗代かきをあせ置て今ぞたな井に種おろしつる、一本に種かしきつる、　浸種宋耕織圖毛詩實方實苞注、方房也、苞甲而未坼也、此漬其種也、

蕃名バアジイゥエーケン

種稻子を水に浸すなり、其水を種井と云、倭類集に秋かりしむろのおしねをおもひいで丶春ぞ種井にたねをかしつる、備中の邑名に稻井あり、金葉集苗代の水によめり、是稻種井より名しならん、親元日記籾井と云名字あり、種かしの法は、凡仲春土用中但早晩は地道に應べし稻子を俵に裹み、渠川又は井の中に浸こと約七日許、地道によりては八九日より十日十一二日浸置もあり、又夏の土用五十日前に種稻子かして田に下す處あるべし、かくて稻子の甲少坼たるを牙秧と云、是を苗代に撒なり、

〔農業全書　二〕同じく種子をつける時分の事、早田はかす時より五月の中までを、凡九十日にあて、或九十五日百日の間を考てかすべし、中田晩田も七八日づ丶間を置てかすべし、其所の風氣又は土地のかわりにて少の早晩あるものなり、一偏には定がたし、　同じくかす日數の事、早稻は廿四五日、中田は廿日、晚田は十七八日ほど、種子池に漬をき、日數になりて取上、晴天に二三日干し、うへを下に返し、晚方日高き中に取入、下にこもをしき、上に、筵にても一重おほひ、ゆる〳〵と自然にもやし、芽二分ばかり出るを待て苗代に蒔べし、

〔農業全書 二〕畿內にて早稻を作る法、先種子を雨水正月中の事也の節に入て後五日めに水にかし、廿日過て取上、十日日に干、手引がんの湯を俵の上よりかけ、筵などをおほひ、芽を出し、春分二月中の事也の節に入て苗代に蒔べし、

〔耕稼春秋 二〕耕稼苗代

種子籾ハ、每年池へ漬る、但年內其品々の籾をこく時分、交りのなきやうに撰立、其品々を俵に入置を、二月上旬に取出し種子拵する、

但種子拵とは、けんどんにて一遍通し、箕にて一遍ひる、但其年可作田の步數に應じ、升數改め、俵の大小によりて、三所或は五所結び池へ漬る、但早稻は田三百步一反ニ付、種子一斗より一斗一升まで、中稻は七升より八升迄、種子漬る所は宮腰の溜り水、又は川をせき、用心能所に漬る、種子上る迄其所に番をする、

摠じて種子は每年二月彼岸の中日に漬る、是古來よりの定法也、昔は池廿日といへ共、今は十七八日にて種子上る、俵のごみを能洗ひ、天氣能時分四五日も干す其儘階子などにのせて置て干す、しめりないとふためなり、寒さ強き時分は、筵又は蔣多く掛て上にをもり抔置、二三日溫めれば目立、是を蒔也、若さむく目立ざれば湯をかけて溫めれば目立なり、

〔草木六部耕種法 十二〕種籾浸漬法

種籾ヲ水ニ漬コトハ、國土氣候ノ番數ニ因テ遲速アリト雖ドモ、京都近邊、早稻ヲバ雨水後、五日過テ、此ヲ溝カ池等ニ浸ス、藁筵ニ包モ有リ、或席嚢ニ入レ、或藁囲ニ入レテ、直ニ沈テ漬ルモ有リ、中國筋、南海道、東海道諸州等、亦大略此ニ同ジ、何レモ此レヲ浸漬コト二十日許、乃水ヨリ揚テ、藁筵ニ攤ゲ、大陽ニ照コト三四日或七八日、其後微溫湯ヲ灑テ溼シ、此ヲ藁筵ニ包テ暖處ニ置キ、上ヨリ厚ク菰等覆被テ溫ルトキハ、不日シテ芽ヲ出ス、其芽ノ二三分ニ及ビタルヲ蒔時トス、中稻、晚稻各七八日モ間ヲ隔テ、此ヲ漬、

國處ノ風習ニテ、五日十日ノ遲速ハ有ドモ、大概皆此趣ナリ、又山陰道北陸道諸州ニテハ、早稻ヲバ春分頃ヨリ水ニ漬コト四七日、中稻ハ春分ヨリ七日許過テ漬コト三七日、晩稻ハ春分ヨリ十四五日過テ漬コト二七日、以上乃水ヨリ揚テ、上ニ說タル如ク大陽ニ照シ、微温湯ヲ洒ギ温覆シテ、芽ヲ二分許出シ、乃此ヲ蒔着ル、又信濃國ハ早稻晩稻ノ差別ナク、春分後五七日或十餘日頃ニ、種子ヲ漬シ、十五六日或二十日以上ニテ水ヨリ揚テ、大陽ニ照スコト三四日、旋風箕ヲ用ヒテ、其輕虛ナル種子ヲ簸去リ、其充實ナルヲ微温湯ニテ潤シ、筵ニ包、温覆シテ、芽一分餘モ出タルヲ、三月中旬頃ヨリ四月初マデニ蒔着ル、又西海道諸州ハ、畿內中國ヨリ少ク早シ、日隅薩三州ハ氣候頗暖ナルヲ以テ、京都近邊ヨリ七八日或十日餘モ早蒔ノ處有リ、又出羽國ハ寒氣強ク雪積コト深キヲ以テ、早稻晩稻ヲ論ゼズ、其種子ヲ席嚢ニ納レ、春分後桶中ニ積テ、上ヨリ微温湯ヲ灑掛テ能沈置キ、此ヲ浸漬コト二十四五日、乃取揚テ水ヲ垂零、其筵嚢ニ入レタル儘ニテ、日ニ照スコトモ無ク、直ニ廐肥塚ニ埋テ温養シ、其芽ノ一二分出タルヲ伺ヒテ、此レヲ取リ出シ、其温氣ヲ淸置キ、八十八夜過テ乃蒔着ルナリ、信淵熟按ニ、諸國稻種ヲ漬ノ法、大同小異何レモ皆宜シ、其中ニ於テ廐肥塚(廐肥塚トハ、夏ノ中ニ青草或ハ木ノ小枝等ヲ刈採テ、馬ニ踏餔セ、能其ノ汚穢タルヲ取出シテ、積置タルハ塚ノ如ク高キヲ以テ、肥塚ト名ク、草木ノ枝葉ヲ多ク積置トキハ、硝氣磺等ヘ陽氣鬱蒸シテ、必大熱ヲ生ジ、蒸氣烟ノ如クニ發出スル者ナリ、故ニ種籾ヲ芽スニ、鬱熱ノ極テ強キ處ニ埋ルトキハ、温養太過テ却テ害ヲ爲スコト有リ、此レニ因テ精細ニ心ヲ用ヒ、時々手ヲ以テ温氣ノ強弱ヲ試ミテ、適ノ微温ナルヲ度トスルコト肝要ナリ、)宜ニテ芽タルハ、殊ニ生氣ノ雄壯ナルヲ覺、故ニ我ガ家ニテハ、江戶近鄕ノ法ノ如ク、二月中ヨリ三月上旬ニ種子ヲ漬、二十日許ニシテ水ヨリ揚テ、其後ハ出羽國ノ法ノ如ク、廐肥ニ埋テ温養シ、芽一二分出タルヲ熱ヲ淸シテ、乃蒔着ルナリ、但六八日七八日ノ如ク、極早キ早稻種ハ、此レヲ漬モ蒔着ルモ半日許速クスベシ、

〔拾遺和歌集十一雜〕けさうし侍ける女の、さらに返ごとし侍らざりければ、

藤原實方朝臣

わがためはたな井のし水ぬるけれど猶かきやらむさてはすむやと

〔散木弃謌集一春〕苗代

秋かりしむろのをしねを思ひ出てはるぞたな井にたねもかしける○又見二堀川院御時百首一

〔散木集注春〕苗代○歌略

たな井とは、種をひたしておく井なり、それをばたな池ともいふ也、其たねつけて置をば、種かすともいふなり、又たねこすともいふなり、なはしろがきのうへよりたねをまきいる、をば、たねこすと申とかや、

〔堀川院御時百首春〕苗代　　権中納言國信

賤の男の苗代がきをあせおきて今ぞたな井にたねおろすめる

〔久安六年百首〕春　　尾張守親隆朝臣

賤のおが小田のなはしろしめはへて室のはやわせ種かしつらん

〔續古今和歌集十五戀〕建長三年吹田にて十首歌講じ侍し時　　新院辨内侍

忘れずば猶かきやらんあかざりしたな井のし水袖はぬるとも

〔類聚名義抄七禾〕稼音嫁ナリハヒタネオロシ

〔運歩色葉集太〕種蒔タネマキ

〔段注説文解字七上禾〕稼禾之秀實爲稼、○註略　一曰、在野曰稼、注稼之言嫁也、毛傳曰、種之曰稼、周禮司稼注曰、種穀曰稼、如嫁女以有所生、此說與穡義別、呂覽君守篇曰、后稷作稼、

〔菜譜上〕春月下種法　日あてよき、肥てやはらかなる地をゑらびて、そのほとりに草木菜蔬なき所を、種をうふる地とす、そのほとりに草木菜蔬あれば蟲生ず、冬月より沙地には田中の土或黒土を半まぜ、赤土或黒土には沙土を半加へて耕し、糞を多くしき、又黒泥を多く乾して加へ、正月

より二三遍耕し乾して、其上にしば〳〵糞をうすくかけ、乾して又耕し、地を細に柔にして、後種をまくべし、日かげ或瘠土堅土或熟耕せずして種をまけば、苗生じがたく、生ずれども長じがたくして甚おそし、子の細なる物は、砂土或灰糞に和してまくべし、不㆑然ばしげくして苗長ぜず、凡種を下すにはうすきがよし、

凡菜蔬を種るには、畦種と漫種との二樣あり、畦種はすぢうへなり、漫種はすぢなくみだりに手にまかせてうふるなり、先うへざる以前に、地を數遍熟耕し、うねのおもてを平らかにして、塊をこまかにくだき或さり、漫種するには、糞をまきちらして乾し、粗其上を淺く耕すが如にして種をうふ、すぢ種するには、うふべき所を、地面より少ひきくして、其溝に糞をしき乾かして、後うふべし、漫種溝種共に、種に糞土を拌(カキマゼ)てうふ、後に糞水をおくためには、漫種はあしく、すぢうへにして、若地せばき所にて地をおしまば、すぢをせばくしげくまきて、後に中のすぢは、菜少長じてぬきとるべし、大根菘、にんじん、ほうれん、けし、ちさ、からし、かぶら、いづれもすぢうへよし、糞水をそそぐによし、かねて糞を多くひろげたるは、ちらしまきもよし、子の大なる物は、たねの上に少土をおほふに、小なるたねはたなおほひすべからず、けしなどはたゞはゝきにてはゝくべし、風にちる物は、其上にわらなどおほふべし、其物の宜きに可㆑隨、又沙地を數度耕せば、地氣ぬけて地力よはし、地によるべし、

〔日次紀事二月〕ものだねをおろすは、彼岸の中日を節とすといへども、春分の節をよしとす、春分は寒温のさかひなれば也、

〔類聚三代格八〕太政官符

畿內七道諸國耕㆓種大小麥㆒事

右麥之爲㆑用在㆑人、尤切救㆑乏之要莫㆑過㆓於此㆒、是以藤原御宇太上天皇〇持統之世、割㆓取官物㆒播㆓殖天下㆒、比

年以來、多闕耕種、至於飢饉、艱辛良深、非獨百姓懈緩、實亦國郡罪過、自今以後、催勸百姓、勿令失時、其耕種町段收獲多少、每年具錄、附計帳使申上、

養老七年八月廿八日

〔類聚三代格八〕太政官符

應種大小麥事

右撿太政官去天平神護二年九月十五日格偁、大納言正三位吉備朝臣眞備宣、奉勅、麥者繼絕救乏、穀之尤良、宜令天下諸國勸課百姓種大小麥、卽勸國郡司恪勤者各一人、專當其事、其專當人名附朝集使申上者、今被大納言正三位藤原朝臣冬嗣宣偁、奉勅、今聞黎民之愚既而不顧、至有絕乏、徒苦飢饉、或雖耕種既失其時、空費功力、遂不得實、是則國郡官司不愼格旨、授時乖方、此而從政、誰謂善吏、月令云、仲秋之月乃勸種麥、毋或失時、其有失時、行罪無疑、宜自今以後始自八月、勸令播種、不得失時、自餘事條一依前格、若有乖犯、科違勅罪、

弘仁十一年七月九日〇又見政事要略

〔類聚三代格八〕太政官符

應勸課播種蕎麥事

右蕎麥之爲物也、不擇土沃瘠、生熟有繁茂、孟秋始播、季秋乃收、稻粱之外、能足療飢、右大臣宣、奉勅、宜仰諸國、爭時勸種、令國司介以上一人專當其事勤加巡撿、

承和六年七月廿一日〇又見續日本後紀、政事要略、

〔續日本後紀九仁明〕承和七年五月丁丑、勅、內外之吏、無祿之人、夙夜服事、身乏衣食、因玆或兼牧宰、猶直本任、或拜外吏、留身京華、皆將潤以俸料、令得代耕、而諸國背忘舊貫、便附遙授人、諸使逐使公文惑於失錯、貢物煩於麤惡、非唯一身兩營、復失辨成雜務、宜下知五畿內七道諸國、播殖黍稷稗麥大小豆及

胡麻等類、爲救民急也、

〔類聚三代格 八〕太政官符

應令百姓下種子幷漑水事

右比者、春雨降少、枯草日多、百姓輟耕、不能播種、被右大臣宣偁、奉勅、宜准弘仁九年四月廿五日符、不問其主貴賤、隨所有水之處、任令百姓下其苗子、遷殖之後各歸其主、神寺田宜同准此、又漑水養田、先賤後貴、事是權時不得爲例、

承和九年三月九日〇又見續日本後紀

〔皇大神宮儀式帳〕年中行事幷月記事

二月例

先始來子日、大神宮朝御饌夕御饌供奉御田種蒔下始、禰宜內人等、率山向物忌子、湯鍬山爾參登時波、忌鍛冶內人乃造奉留金人形、幷鏡鉾種々物持氐、山口神祭、然到櫟木本、即木本祭、祀物員如山口祭、然其木本乎山向物忌仁、令以忌鉾氐切始氐、然即禰宜內人等加戶人夫等仁令切氐、湯鍬仁造持氐、諸禰宜內人等波、眞佐岐蘰爲氐下來、大神乃御饌所乃御田仁到立、酒作乃物忌乃父仁忌鍬令採氐、大神乃御刀代田耕始、即田耕歌氐田儛畢、然即諸神田耕始、幷諸乃百姓乃田耕始、

〔止由氣宮儀式帳〕一三節祭等幷年中行事月記事

二月例

以先子日、二所大神乃朝御饌夕御饌供奉御田種下始行事

禰宜內人等、率菅裁物忌、湯鍬山爾參登、爾時忌鍛冶內人加造奉留金人形鏡鉾、幷種々物持氐、山口神祭、然氐櫟木本祭奉、祀物如山口祭、然其木本乎菅裁物忌、忌鉾以氐切始氐、然即禰宜內人等我戶人夫等爾令切、湯鍬爾造持氐、諸禰宜內人等波、眞佐支乃蘰爲氐自山下來氐、二所大神乃御饌所乃御田爾

到立（氏）、先當裁物忌湯鍬以（氏）耕始（氏）、湯種下始、然卽其御田（乎）令爲耕作殖狀、畢卽諸內人等田儛仕奉（氏）、直會被給（留）、然後禰宜內人等、各私種下始、諸百姓等種下始、

〔延喜式（四伊勢大神宮）〕凡採營神田鉏鍬柄者、每年二月先祭山口及木本、然後採之、所須鐵人像、鏡鉾各八十枚、

〔神宮雜例集（二）〕年中行事　二月

一日內宮鍬山神事

御田種蒔耕作也、宮司參時禰宜相共行、（宮司參列往古不然）在直會饗膳、（三色物忌勤仕也）

上亥日外宮鍬山伊賀利神事

於歲德神方行之、在直會、（前後打手）先參內院神拜、次別宮遙拜、

上子日同神事供奉事

先參內院、別宮遙拜、於一殿行之、有和舞直會、（前後打手）

〔建久三年皇大神宮年中行事（二月）〕鍬山伊賀利神事

番文交替後、役人等山入、時分巳剋計、各衣冠著中道、經（テ）一殿著座、自北戶入東上南面、宮司（衣冠）東座、玉串大內人（衣冠）禰宜次、物忌（布衣）西座如常、（各在舖設）內外物忌父幷山向御巫內人等、於一殿良砌、飮酒後引率、當年歲德神所在方山入、各以堅木（サカキ）鍬作、以葛笠作、御歲木採出時、高聲謳歌也、而後於主神司殿飮酒、○中略鍬清酒、酒作內人外物忌等之所勤也、木綿葛瀧祭物忌役、蘘政所御田役、內外物忌等御鍬褁等調進、先鍬二宛折敷居（スヱ）、山向內人二蔕宮司獻、同一蔕長官獻、玉串大內人獻、次手鍬（タバ）一宛獻、木綿葛相副、是笠（カサ）謂、次褁二宛進、次褁一宛進、次結蘘（ユヒワラ）進、次御種（小石）九宛進、山向祝言和歌申、○中略其後御巫內人唯々申、于時件葛各冠烏帽子懸、御巫內人此鍬持、今年天下泰平、諸人安穩、年穀可豐稔之由、祈申蘘地上、（其詞不記）宮司神主諸職掌人等至、巫之申詞隨賀最申、以手鋤同時敷地上、次山向內人田打次大足、

其後御巫御祓申、○中略次山向內人一人桶種小石入蒔之、次彼內人一人、風日祈內人一人、相並巡見、西方鍬槌、東向乍立申云、今年御苗從前々年勝大還出來御坐、此由以宮政所宮長可申上之由申、政所前蹲踞此由申、○中略內人祝部番長等集、蕃殖作法勤仕、以蕃殖田遊作法、其初度歌云、唱長阿奈太乃志、遣宇乃太乃志佐、伊仁志江母、加久矢阿利遣牟、氣宇乃太乃志佐、次々歌不記、以折敷鞁用、其後宮司神主㽵鍬拜領、諸役人等折敷入小石號年實分給、後一同揖、拜座立沓穿對拜、宮司東二間退出、神主㽵取持、東二間出、㽵各所從令持置、右經物忌父等禮退出如常、件神事兩儀時役人等九丈殿候、田熊一殿內也、

〔萬葉集七雜歌〕詠河

湯種蒔、荒木之小田矣、求跡、足結出所沾、此水之湍爾、

〔萬葉集略解七〕ゆだねは齋種也、水口祭などしてまけばいふ也、あらきは神名帳大和宇智郡荒木神社有、そこか、又は墾田をいへるか、

〔萬葉集十五〕當所誦詠古歌

安乎楊疑能、延太伎里於呂之、湯種蒔、忌々伎美爾、故非和多流香母、

〔萬葉集略解十五〕宣長云、此上の句の意は、すべて田に便よき所に井をほり、井のほとりに柳をおほして、其柳の枝を伐ずして、はね.つるべといふ物をしかけ、苗代の田ごとに水をくみ入ることあり、これかならず柳にて、他木を用ゐず、此青柳の枝きりおろしといふも、其事をいへるなりといへり、猶考べし、

〔夫木和歌抄五苗代〕天慶五年內侍督屛風　貫之

あしひきの山のさくらの色みてぞをちかた人も種はまきける

〔新撰六帖二〕はるの田　家良

苗代

高ねには櫻もさきぬをやまだのたねまくほどになりぞしぬらし

〔古今和歌集十物名〕ちまき　大江千里

の。ち。ま。き。のおくれておふるなへなれどあだにはならぬたのみとぞきく

〔古今和歌集打聽十物名〕種をおそく蒔と云のみにもあらず、是は種の生そこなへる所には、二度蒔を云なるべしと或人いへり、其は後れて生る事本より也、其もあだにおろかにはなしがたき田の子とぞいふをきけると也、さておそく物をはじむるも、つひにはほど〳〵の事はなるものぞと敎ふる意成べし、

〔類聚名義抄八時〕苗代ナハシロ

〔八雲御抄三上地儀〕なはしろは、春たねまく、さなへは夏うふるなり、

〔藻鹽草三地儀〕なはしろ（春たねまく也）

〔運歩色葉集那〕苗代（ナワシロ）

〔本朝食鑑一穀〕稻

二三月蒔者、民俗稱二苗代一、歌人亦古來詠二賞之一、先用二籾種一充二于俵子一、漬二于川水一者十五六日、或十八九日、及二十日三五十日亦有レ之、取出不レ披二俵子一、經二四五日六七日一、而後蒔二于假田一、此謂二苗代一、或有レ用レ籾不レ漬二水中一、而洗淨了蒔レ之者、此稱二洗蒔一、宜二砂石場及新鋤田一也、

〔成形圖說四農事〕苗代（萬葉集俗云なへしろ、田を代といふことは前に出せり、即秧田なり、）

苗床（床は地の略也）　母田（奥羽にて苗代田を稱也、早秧を拵（トリ）て跡は標を設（ハリ）崇（アガメ）て、明年まで復物植す、）　秧田（天工開物正字通、秧音央、禾苗、正字通、苗初生尚穉、分料植レ之、非レ秧卽栽レ禾也、）

蕃名グルーイセル

苗代は一區の內にても、尤土宜を相て治ること最審に度（ハカラ）ふべし、まづ二番打起の時に堅塊なき

やうに把勢へ、一打ごとに菖蒲或は篠葉青草類の秼を二把づゝうづみ、其上に肥糞を澆てつちかふなり、凡苗代に種蒔なんとしては、預水を或は閉或は縦つゝ、既に蒔附ての後も、三日間には又水を閉縦ことなり、閉ば苗葉繁過ぎ、縦ば莖立長ざるなり、閉とは水を貯て苗を漬すなり、縦は水を放去て苗を曬すなり、凡苗代に牙秧を撒こと、一畝に一升の積にて、一畝の苗は三段ばかりに栽わたすべし、上田は七升の苗を一段に栽、下田は八升許なるべし、天工開物、凡秧田一畝所生秧供栽廿五畝、いづかたも梨花開る頃を苗代時といへども、地道によるべし、貫之集に、あしひ木の山の櫻の花を見てをち方人も種はまきける、武蔵風土記曰、荏原郡櫻田者、櫻開之時採苗、故有此名、夫苗代は當年農耕の初發にして、秋成の登衍を期なれば、特に吉日を擇びて、二月土用の初午を以て稻種を播せり、若二月の中午日なければ、偶日を用て奇日を忌めり、此より前正月望に田家擧族潔齋し米占をなす、必新しき白茅を採稻の葉をまなび、柳の枝して玉籤を作る、玉籤、古歌に詠めり、又五十籤とも云、後徳大寺歌に、苗代の水口祭り五十串たてゝいそげや田子の手間はなくとも、西州にて毛玉箸などいふ、籤の頭に正月の若餅を挾、讓葉にて裹み、竈の上に插を稻裹と稱ふ、既に苗代に種蒔て、其稻裹と官幣とを水口に植て、粢を盛、田神に饗まつる、所謂手草を施す也、又標繩を張り鷹偭を設く、是農夫敬てこの歳あるを望の儀也、

〔農業全書 二〕苗代地の事、正月より耕したるを、段々二三遍も懇に耕しかきこなし、一畝に付種子二斗五升蒔を中分とす、糞しに草を入る事、一斗蒔に付十把ほど、馬やごゑ四五把ばかり、なをも瘠地ならば、凡一斗蒔の地に、桶糞を一荷或半荷入ることあるべし、是又一偏には定めがたし、土地の肥磽によるべし、苗のやせたるはもとより惡し、又餘り肥過たるも宜しからず、苗床を少廣くして、菖蒲苗もよけれども、所により虫氣する事あり、土地の性にはよるといへども、いかさま小筋なるよはき苗は、盛長をそく、少すくやかなる苗をうへたるがよし、　苗代水かけ引の事、たねを蒔て十日餘りにて、青み少し見ゆる時水を落し、二日ばかり干、其後又もとのごとく水を入べし、水を深くはすべからず、其後も又見合干事もあるべし、但苗代を干、折ふし雨ふる事あらば、

水をしかけて根を雨のたゝかぬ様にすべし、

〔農業全書 二〕苗代に篠の葉を敷たるは、苗にくせづかずよく生立ものなり、凡一斗蒔に、常のごとく糞を入、其上に竹葉一荷程入べし、赤米もなく苗代に無類のこやしなり、

〔耕稼春秋 二〕耕稼苗代

苗代田は、百姓家近き所の大概堅田を、まづ草を一遍けづり新發して、其上に小割一遍して水を入、耙にて十文字に三遍程かき、古かぶを拾ひ取捨る、(但所により古かぶを新發し前に取捨る)其次水を入、一日程置、水を落し糞をする、こゑは厩土(能くさるを入る也)亦は眞糞灰抔を入る、(但厩土ハ百歩ニ十五荷程、眞糞ハ十荷又ハ十五荷程、)其上耙にて一遍かき、其上を苗代しめる、

但しめるとは、長三四尺幅二三寸の板にて能ならし置、半日程干置て土居付、其後水能程に入、

但種子は目立能時分に蒔去共、雨風繁時分ハ蒔事惡し、是は籾土の内へ变り、亦は籾厚薄見えず、風雨を嫌也、

天氣能時分蒔籾は、一品々々の境を一尺四五寸程置、

但所により、藁又は麻がら抔にて圍ふ、是は籾品々交を嫌ふ、亦大唐は尚以嫌ふ別にもまく、

苗代は第一水加減大事也、毎日朝夕兩度程宛水加減をする、水なければ諸鳥入て損ず、生ざる以前に水多度々入れば、風にてごみをかけいたみ、苗生口惡し、晝夜にても水落し置、苗に成立迄の内、一兩度又は二三度干す、其後廿日程立て、長三寸計生出る頃に水落し、小便糞一遍する、一日程干水當る、

但麥菜種跡に植る苗は、其時分糞すれば、生仲ら故、麥田植仕舞右のこゑする、但重きこゑはいたむ故、小便ごゑをする、總じて苗の糞は、天氣能時分はいたむゆへ、雨天の時分する、

〔草木六部耕種法 十三〕草木ヲ作ニハ、種子ヲ撰ヲ専要トセザル者ハ有コト無シ、稻ヲ作ハ殊更ノ

コトナリ、故ニ能其種子ヲ撰ニ、法ノ如ク水中ニ浸漬シ、既ニ其潤タルヲ水ヨリ取上、此ヲ適宜温ナル厩肥中ニ埋テ、少ク芽ヲ出サシメ、然後蒔著ベシ、苗代ハ最モ肥良ニシテ、用水灌泄自在ナルヲ見立、且西北ニ森林等アリテ、風寒ヲ防ギ、日輪ノ光ヲ十分ニ受、氣候温和ニシテ、諸事便利ナル土地ヲ撰ベシ、若夫村内ニ極良ノ土地無キトキハ、領主ヨリ下知ヲ傳ヘテ、他村ノ中ナリトモ、極良ノ田地ヲ撰ベシ、殊ニ水難ノ畏ナキヲ第一トス、水難ハ小苗ニ於テ甚ダ大ナル患害ナリ、又近來苗代ニ笹葉ヲ用ヒテ肥養スルヲ稱ス、予モ亦此ヲ試シニ、信ニ益アル者ナリ、按ニ竹ハ銅質ヲ解釋スルノ性効有リ、不昧軒翁ノ土性辨ニ説レタル如ク、大地ノ土中ニハ銅氣ヲ含有スルコト頗多キ者ニテ、土地ニ銅氣有レバ、必ズ膽礬ノ氣有リ、故ニ肉眼ニハ明白ニ見エズト雖ドモ、其毒ニテ暗ニ嫩生小苗ヲ腐蝕スルノ害ヲ爲ス、然ルニ竹葉ノ硝氣土地ヲ肥養ノミナラズ、亦能銅硫膽礬ノ毒ヲ除ヲ以テ、小苗無難ニ能生長スル所以ナリ、（膽礬ハ硫黄ノ酸氣ニテ、銅ヲ熔化抱合シタル者ニテ、其事ハ培養秘錄ニ詳ナリ、就テ可レ見、）故ニ我家ニテハ、苗代田ヲ撰コトヲ精密ニシ、然シテ後ニ秋ノ末能耕シテ、土性應合ノ糞苴ヲ調和シ置キ、早春ニ至リ復耕シ、笹葉ヲ剉、一畝ニ二荷ヅヽ入レ、水ヲ溜テ能腐熟セシメ、春分後ニ又耕シテ、濃糞ヲ饒ニ用ヒ、種蒔前ニ再ビ濃糞ヲ入レテ、精碎術ヲ施シ、乃チ平均板ヲ用ヒテ其泥ヲ平均（國處ニ因テ、丸木ノ兩端ニ繩ヲ付テ、二人ニテ其田ノ兩方ノ畔ニテ引キ張リテ平均スモ有リ、其理同ジ、）然シテ後ニ其芽タル種籾ヲ蒔著ルナリ、

〔農業自得上〕種子減法

抑籾種のげんじ方の根本は、享和三亥年、實父苗代を仕附たる處、其頃猪多き故に、夜廻りて、ふせぐといへども、手廻り兼たる故、猪苗代に入りて、悉くふみあらし、其時追苗代をせんと思へども、末苗代故、追苗代間に合ず、據なく其儘に捨置たる處、其頃氣候能き時節故に、苗思ひの外に生立て、苗は太れども不足なり、依て一株の苗をへらし、一坪の株を減じ植置たる處、益々進み、能く秋

の實取多き事、聞も及ばざる收納也、其時分心付、種子の減じを始めたり、夫よりして、諸作物の種子を改め減じを付て試むるに、德分少からず、

〔空穗物語 吹上之下〕紀伊國むろのこほりに、かみなびのたねまつといふ長者、かぎりなききよらの王にて、たゞいま國のまつりごと人にて、かたちきよげにて、心つきてあり、〇中略春は一二萬町の田に、なはしろをまき、なへをうゑても、これわが君の御としのれうにともしかるべしとなげき、〇下略

〔今昔物語 二十六〕土佐國妹兄行住不知嶋語第十

今昔、土佐國幡多郡ニ住ケル下衆有ケリ、己ガ住浦ニハ非デ、他ノ浦ニ田ヲ作ケルニ、己ガ住浦ニ種ヲ蒔テ、苗代ト云事ヲシテ、可植程ニ成ヌレバ、其苗ヲ船ニ引入テ、殖人ナド雇具シテ、食物ヨリ始テ、馬齒辛鋤鎌鍬斧鐇ナド云物ニ至マデ、家ノ具ヲ船ニ取入テ渡ケルニヤ、十四五歲許有男子、其ガ弟ニ十二三歲許有女子ト、二人ノ子ヲ船ニ守リ目ニ置テ、父母ハ殖女雇乘ントテ、陸ニ登リニケリ、〇下略

〔伊呂波字類抄 太人事〕揷秧タカフ、田殖也、

〔八雲御抄 三上地儀〕田　田にはそしろ　そしろといふものなり　田うゑはてたるをばさのぼるといふ、田殖はみたやもりと云、其中の主人也、

〔藻鹽草 三地儀〕見たやもり（田あづかりたるもの也、その中の主也、又いはの神の田などうやまうていふ也、御田屋守とかく也と云々、）

〔日次紀事 五五月〕凡自此月尾至六月首苗種生長、民間稱苗代、爲植之先拔之謂早苗取、農家男女混雜再插苗是稱田植、女子種苗者、謂少乙女（サヲトメ）、各揚音歌謂曰田歌、或兒童擊大鼓而勸之、凡種苗在半夏生日之前、

〔天工開物 一〕稻

一凡播種先以稻麥藁包浸數日、俟其生芽撒于田中、生出寸許、其名曰秧、秧生三十日、卽拔起分栽、若田畝逢旱乾水溢不可插秧、秧過期老而長節、卽栽于畝中、生穀數粒結果而已、凡秧田一畝所生秧、供移栽二十五畝、

〔本朝食鑑穀一〕稻

蒔籾至三四十日、既生苗七八寸或尺餘、採之移種于田、此稱早苗、又謂采早苗、而歌人賞之、農家此稱種田、又有摘田者、田水深而不能種之、故蒔籾而苗至七八寸或尺餘時、摘去滋密處、其殘餘長爲稻也、種苗宜疎種、不宜密種、密則苗細弱實少、或種後不日有風則必折、若過疎亦不好、俗稱菖蒲苗而瘠弱、惡地必生蟲也、

〔農業全書二〕稻

苗をさすかぶ數の事、凡一段の田に三萬を中分とするなり、是一歩に百科なり、されども肥たる田には薄く、やせ田には厚く、かぶに多少のむらなき樣にうゆべし、但稻により、又は糞しの多少により同じ村所にても、作人の心持にて、少々指引はあるべし、これは大抵定りたる中分の法をしるすものなり、　うゆる時分の事、冬至(十一月の中也)より百三十日餘に早苗取べし、(但田を種る事は、國により所により甚遲速あれば、一樣に定めがたし、)凡中田を五月の節にうへ、晩田を夏至(五月の中を云)の前後種終るを、大方定まりたる時分とする事なり、されども所の寒暖によりて、五日十日若は廿日の遲速はあるべし、何れも少し早きをよしとす、總じて稻にかぎらず、草の類は節氣に先立て生ずる物なるゆへ、時にをくるゝに損あり、時にをくるゝ稻は、後の手入を盡しても、十分の實なし、殊にをそき稻は、秋颶のわざはいもあり、時分よくうへたる稻は、莖すくやかにして、かぶ太く穀しげく、穗馬の尾のごとく、籾皮うすく秕なし、春て米多く減ず、時にをくるゝ稻は、莖よはく、糠厚く、萬づわざはいのみおほし、必天の時を失ふべからず、

〔耕稼春秋二〕耕稼苗代

苗植時分は、古來より苗役至て植る、

但苗やくは蒔く三十三日を云、百歩の苗代には籾大概二百宛蒔、但一品の間捻廻の地二割程引而圖にして、田一歩の面には、籾二升五合程、苗數六十把程、是中勘也、

捻じて田植は早き年は四月上旬又は中旬、遲き年は下旬也、田植の前日、女共苗代に出て苗を取なり、

但苗取とは、田に水其儘置、末切藁一筋にて苗一把宛たばねる、但一把は片手一はいなり、能根の土を洗ひ其所に置、

翌日早天に田植る所々へ、男共農籠にて持、

但農籠の圖、農具の卷に出る、田植る女を小乙女といふ、

女ども植る田へ、小乙女女使の男苗を拋配置を、十歳より十四五歳の童ども、小苗打とて女どもへ手間なくくばる、早稻は大苗に植る、所により不同、早稻田は半夏生四十日より五十五日六十日以前にうゆる、但三百歩一反に付籾一斗程、一反の苗數二百拾二十把、一反に荷程入、中稻は一反ニ付籾六升又は七升、苗數一反ニ百四十把程入る、一反に一荷半ほど入る、麥菜種田跡ハ一反ニ付苗數早稻同斷、常の圖りより多入る、小麥田の苗は所による、松任近邊は苗代の中にさし苗にして置、但さし苗とは、苗代の中にひたと緣にかり植にして、其節に當りこぎ取植る、是ハ苗いたまずして吉、但多指苗ハならず、近年ハ稀也、假植せずにこぎ取て植る、

苗代跡ハ苗殘らずこぎ取、緣苗一切宛の境に殘有をこぎ取、一枚の苗代の内二三ヶ所に積置て跡を打、又小割して植る、何にてもこえ逼して、常のごとく植る、右ふち苗は一番取時分其田へちらし置ば糞に成也、奥州には苗代田は母田と云て敬する故、其年一年苗を捻て植ず、休め置と云、

〔農業全書十一〕或老農の云けるは、田に稻を種るかぶ數の事、地の肥やせによりて、しげきとうす

き種やう有といへども、其村里の地味相應を空には定がたきものなり、よく計り考て定法とすべし、同田の内を、一歩は中分と思ふ程にうへ、一歩は少多く取てうすく種、一歩は能程に取うすく種、一歩は少取てしげく種、かやうに同じ田つぼの内に品を變て種る事、右のごとく同じやうに三ヶ所ばかりに種て、秋の實りを心見たらば、其里の地味にあひたる程かよくしるべし、それを以て、其村所の定法とすべし、是一度心見て長く其所の相應をしる事なりといへり、いとやすき事なれば、考へこゝろむべき事なり、

〔草木六部耕種法十三〕田ニ秧ヲ插ノ候ハ、四月中旬頃ヨリ初メテ、六月上旬マデ、大抵五十日許ノ間ナリ、毎年春彼岸仲日ニハ、太陽卯宮初度ニ入ル、卯宮初度ハ即赤道正中ニテ、日輪ハ我日本國京都正南三十五度ニ來テ、頭上ヨリ一千零五十里許リ南ニ在リ、此時分ヨリ種籾ヲ始テ水ニ漬、其後三月中旬ニ至テ、太陽辰宮初度ニ入ル、辰宮初度ハ赤道ノ北十一度半内外ニテ、日輪ハ京都正南二十三度半許リニ照臨シテ、頭上ヨリ七百里餘リ南方ニ在リ、此時分ヨリ種子ヲ蒔始ルコトナリ、其後四月中旬ニ至レバ、太陽巳宮初度ニ入ル、巳宮初度ハ赤道ノ北二十度半許ニテ、京都西南十四度餘ニ在リ、故日輪ハ頭上ヨリ四百二三十里南ニ纏ヲ以テ、氣候頗温暖ヲ催ス、此時分ヨリシテ田ヲ植ルコトヲ始ナリ、然レバ日輪辰宮初度ニ入タル頃ニ、種子ヲ蒔著テ、東行スルコト三十餘日ニ、辰宮三十度ヲ經歷シテ巳宮ニ入ル迄ノ間ニ、小苗ハ大概成長シテ、移植ベキノ候ト爲ルコトヲ得ルナリ、是ニ由テ此ヲ觀ルトキハ、己頭上ヨリ三十五度南ニ日輪ノ照臨スル時ヲ、種漬ノ上時トシ、二十三四度ニ來レルヲ種蒔ノ上時トシ、頭上ヨリ南十四五度ニ來ル時ヲ田植ノ上時トス、抑我日本國京都ハ、赤道下ヲ北ニ距コト三十五度ノ地ナリ、又日向大隅薩摩三州ハ三十度ヨリ三十一度ノ間ニ係、又出羽奥州兩國ハ、四十一度ノ外ニ至レリ、故ニ農政ヲ精密ニスルニハ、各々國土ノ度數ト、氣候ノ遲速ヲ察セズンバアルベカラズ、若夫耕種ノ時ヲ失タルハ、

實ニ生民ノ大患ナリ、是帝堯ノ羲和ヲ四偏ニ分宅セシメテ、其作成ヲ平秩シ、我祖父ノ遍天下ヲ遊歷シテ、氣候寒暖ノ番數ヲ審驗セラレテ、氣候審驗錄ヲ著シタル所以ナリ、

〔草木六部耕種法十四〕家傳田植法

我家法ハ一日モ早ク苗ヲ插ヲ專務トス、其仔細ハ早ク植タル苗ハ、一旦早過タル痒アリト雖ドモ、培養ノ妙ニテ、暫時間ニ壯健ノ勢ヲ生ジ、其根正直ニ泥中ヘ立延ビテ、滋蔓コト極テ盛ナリ、故ニ旱燥ニモ傷コト少ク、風雨ノ害ヲモ被コト稀ナリ、凡草木ノ實ヲ結ビ成熟スルハ、其毛根杪ヨリ大地ノ養液ヲ吸收テ、此レヲ莖ニ輸リ、莖ヨリ其養ヒヲ穗ト蒂トニ湊テ、各自ノ實ヲ成熟ス、故ニ實ヲ需テ作者ハ、其毛根ヲ土泥ト妙合セシムルヲ法トス、其理ハ草木皆同ジ、殊ニ稻ハ水草ニテ、水ノ無キ處ニハ生長スルコト能ハザル者ナルヲ以テ、其根ヲ底ニ深ク蔓シムルニ非ザレバ、旱損ト風雨損ノ禍ニ罹ノミナラズ、穗ヲ生ジ實結モ必多カラズシテ、成熟モ亦十分ナルコト能ハズ、故ニ我家ノ農法ハ、成ルベキ丈ハ苗ヲ早ク植テ、毛根ノ深ク底ニ延繁シムルコトヲ求ム、

〔日本紀略八淳和〕天長九年四月丙子、皇后幸雲林亭、觀農業之風、賜扈從五位已上祿、六位以下及殖田之男女等祿、

〔榮花物語十九御裳着〕五月(〇治安三年)になりぬ、大みや(〇上東門院藤原彰子)つちみかど殿におはしませば、殿(〇藤原道長)なにわざをして御覽せさせんと覺しめして、このとのゝ御まやのまくさのたね、とのゝきたせか院と云所にぞうへける、このごろうふべかりければ、みまやづかさめして、このたうへん日は、れいの有さまながらつくろひたる事なくて、おこがましういかにもありのまゝにて、この南のかたのむまばのみかどよりあゆみつゞかせて、らちのうちよりとをして、北ざまにわたせ、うしとらの方のついぢをくづして、それより御覽じやるべきなり、東の對にてなん、御らんずべきとおほせ事うけ給て、いま二三日のほどなにわざと思、その日になりて、かのすみのついひぢく

づさせ給、東の對に宮〇上東門院との、うへ〇道長妻倫子わたらせ給、女房たち候かぎりは參る、わかうきたなげなき女ども、五六十人ばかりにも、ころもといふ物いとしろうきせて、しろきかさ共きせて、はぐろめくろらかに、べにあかうけさうせさせて、つゞけたてたり、堂あるじといふおきな、いとあやしききぬき、やれたるひがささして、ひもときて、あしだはきたり、あやしきさましたる女ども、くろかいねりきせて、はうにと云物ぬりつけて、かづらせさせて、かささゝせて、あしだはかせたり、又でむがくといひて、あやしき樣なるつゞみ、こしにゆひつけて、笛ふきさゝらといふ物つき、さま〴〵の舞て、あやしの男ども歌うたひ、ゑひて心よくほこりて、十人ばかりあり、そが中にこのたつゞみといふものは、れいのにもにぬ心ちして、こぼ〴〵とぞならしいくめる、したしうものし給殿ばら、ひんがしのすのこにて見給、わかききんだち四位五位などは、ゑんにをしかかりて見けうじ給、又いと大きなるおけおりびつどもに、これらがくひものどもなるべし、もてつゞきたり、さま〴〵めづらしきものどもをのみもてつゞけたれば、いみじうめづらしう御らんず、さていきつぎていまうへのゝしる、御覽じやりて、いとおかしうおぼしめさる、ありつるがくのものども、道の程つゝましげに思へりつる、かしこにては我まゝにのゝしりあそびたるさまども、いみじうおかし、おりしも雨すこしふりて、たごのたもとども、しほとけゞなり、いつのほどにかきあつまりけむ、世人かずしらずなみたちて、見るかほどもさへぞおかしう御らんじける、このた人どものうたふうたをきこしめせば、

　さみだれにもすそぬらしてうふるたをきみがちとせのみまくさにせん

　うふるよりかずもしられず大ぞらをくらにぞつまんみまくさのいね

とぞうたふ、歌さへつくりいでたりける、みまやのつかさの心ばへを、とのばらいみじうけうせさせ給、よみ人たれとしらず、ほとゝぎすのなきわたるを女房、

さなへうふるおりにしもなく郭公しでのたをさとむべもいひけり

また人

ほとゝぎすくも井なるねはきこゆれどしぼりもあへずたごのたもとは

などぞいひけることはて、みまやのつかさめして、いみじうかんせさせ給て、ものかづけさせ給、

〔百練抄 六崇德〕大治二年五月四日、兩院〇白河、鳥羽、女院〇待賢門院璋子臨幸鳥羽殿、有田殖興、

〔中右記〕大治二年五月十四日早旦、三院御幸鳥羽、有田種興云々、〇中略種女廿二人、其裝束金銀錦繡皆有風流、天下過差不可記盡、殿上受領所謂有牛二頭、又有田樂事、了未時還御之次、御覽右衞門權佐顯能八條亭、

〔百練抄 六崇德〕大治三年五月十一日、兩院〇白河、鳥羽、幸八條大宮水閣、有田殖事、

〔長秋記〕大治四年五月十日丁未、於八條殿有種田事、昨日雖可有此事、依雨延引、辰始參院、巳始出御、〇中略午斜種田事始、此間忠能朝臣來告、參上可見物之由、仍內府以下參上、依無所便宜、不進御前、於泉舍北緣見物、種女廿人著赤水干紺帷黃生絹裳檜笠、向御前雙立種之、其後有田樂者、著白張布狩衣袴淺黃目結帷、懸鼓杭、左々良吹笛振指之類、雙立唱歌、又有牧笛瞿、又散樂弘延著大烏帽、立田畝行事、持破唐笠之者一人相從、又田樂法師等十餘人著當色進出御前、一廻了、未及興之間被還入、若是御懷姙間、不可聞食鼓笛聲歟、前年祇園御靈會如此、仍所成此疑也、或說云、田種樂與此樂有相違之故暫被留也云々、

〔玉海〕治承三年六月六日癸巳、關白〇藤原基房自去二日被向宇治、賜健金銅之裝束於田樂法師、有田植云々、今夜歸京云々、

〔續史愚抄 崇光〕貞和五年六月五日乙丑、於新御所〇廣義門院御所、在持明院殿側殿上人等有田植曲、〇伏見殿餘興歟

〔梵舜日記〕慶長二年五月廿日、當院〇神龍院田地毛作植付申付、

〔東海道名所記三〕吉田より御油まで二里半四町
宿ちかくより雨すこしづゝふり出ければ、男も樂阿彌も、しとゝにぬれてゆく、〇中略田の中には早乙女どもをりたち、田蓑ひぢかさきて、思ふことなげに田歌をうたひて早苗をうゆ、

〔東遊雜記一〕布澤より山道三里八町といへども四里餘、野尻に止宿、〇中略此節早稲を植るを見るに、明間もなくしげく植付也、

〔成形圖說四農事〕今仙洞御所に御田あり、小苗の時に及んで、京師大原八瀨の賤の女、一村々の號つけたる摺文の浴衣を表にし、御所に參入し、苑田に早苗を插蒔なり、婦人は是を觀ることを得ども、丈夫は伺ふことさへ免されず、むかし天照大神齋庭の稻穗を耕種させしめ給ひし故實に據けるにや、

〔建久三年皇大神宮年中行事二月〕十二日
先津度惠之神態勤仕、〇中略於爰祝內人等引卒、歲德神ノ坐ノ方ノ山入、御鍬ヲ可取也、作御田爲君爲歲、空御物供進、詔刀祝長申、不記、使拜如例、于時裹ヲ作、權長鍬ヲ取二進、次裹二進、次藁ヲ進、次種ヲ進、如鍬山時、左右ニ九取之、一ノ裹ニ入、以藁結合、次權長御玉串進取之事如恒、于時山向內人給之、本宮ニ參、例所ニ奉納之、又權長御玉串ヲ進取之、于時楊田社祝給之、彼社ニ奉納、酒肴三獻、事畢、年實裹一、鍬一結合テ、飼丁ニ令持、一ノ鍬ヲ各所持、木綿葛ヲ冠ニ懸、乘馬自河原、權長有祝歌、隨其詞、馬上モ歩行モ鍬ヲ打、其參道如昨日、御田ニ參向次第、伊賀利奉仕、次大土社參着、昨日ノ座ニ着、先大饗、〇中略次御田播殖ノ作法勤仕、先祝大略、次種ヲ蒔、次權長歌、次祝二人播殖、次年實御鍬奉進、卽詔刀祝長申、委不記、卽酒肴、次年實奉分、其後本宮ニ歸參、一禰宜衣冠、其外ハ皆布衣也、兄部等黃衣也、

〔日次紀事五月〕此月、上賀茂植祭則御田植也、於澤田社修之、

〔住吉社諸神事次第〕御田植　三月廿日、定僧中、於三昧堂行也、風流以下役人定也、殖物擇四月吉日、神人等沙汰也、○中略 當日於住江殿各著裝束、總官（衣冠）、權官（同）、氏人（布衣）、先權官著座住江殿公卿座、殖女皆參、（當時無此儀）總官、權官、殖女、於萱御所南向見參、（庭上立也）後經釣殿簀子候階隱門、傳待庭上、氏人著座、釣殿中曾利南神人二人、恭申案內、總官權官連參也、各役陪膳侍（布衣）入、神館中門、於下客殿東、社司氏人列立、大海社司以下氏人神官等、參向寶藏前、手水木綿進也、（手水自總官至氏人）侍氏人役也、氏人木綿無之、次列立南門前、總官權官舞臺北、（北面）同西氏人、二薦北、氏人一薦以下氏人、（南向）神官一切經會殿上西御供昇立之後、社司以下參御前、（神官前行）社司著座幣殿、（幣殿未作之間、庭上總官神殿北脇用床子、權官同南脇床子、）氏人庭上、（相床子北上）同北客、（南上）神官等參御殿、御供備進、○中略 著座猿樂等參集、僧中本行所司田樂以下役付、持參總官前、次殖女參也、（兼參）集上客殿、次第使權少祝、殖女次第參立、回御前庭、神人松葉持參、殖女等次第給之、猿樂立殖女中、以大鼓木偏歌也、次殖女著座、（此間東西田樂於神宮寺塔本口也）次專當法師進御幣、權少祝請取、進御前、田樂打也、尻卷、次僧中風流、次雜色進御幣、權少祝請取進御前、本田樂打也、次猿樂風流、次呪師二座、次翁面三座、猿樂長以下數輩立也、事畢殖女等退出、次總官以下退出、自南門於神館中門著御田代座、○中略 次殖女廻御田南岸、自西著座殿上參、（東上）於那利著神官屋前、東西田樂登高足、同渡御田南岸、自西出打也、尻卷同渡也、次風流、（僧中）次本田樂打也、猿樂風流呪師猿樂等著座、次殖女渡御田、三座、猿樂長以下起座、向御田際、大鼓木偏持也、同渡也、長以下上座輩少々相殘不下田、殖女欲下田之時、打大鼓歌唱之、殖女神人猿樂等ト渡也、替殖女、次第殖也、田渡畢、猿樂著座歸遊、先田樂（東西寄合）打也、僧中風流田樂遊畢酒肴給也、田樂退出、次呪師文也、次猿樂遊也、

〔攝陽群談（十一神社）〕住吉大神社　五月廿八日御田植ノ神事、御供ノ御田ヲ植ル早乙女ハ、泉州堺南傾城町乳守遊女勤之、世俗ノ所謂神功皇后三韓ヲ征シ給ヒ、御歸陣ノ時、長門國ヨリ植女ヲ召サセ、五穀農業ノ事ヲ世ニ廣シ給フ、後世末葉愚ニ成テ、乳守ノ遊女ト成ヌ、因茲傾城今ニ植女ト成ノ


攝津名所圖會一住吉郡
御田殖神事

例ト云、

〔攝津名所圖會一 住吉郡〕住吉神社有二一箇年七十五箇度祭祀一、粗撰二大祭一記焉、○中略

五月廿八日、御田植神事、 神田に苗を殖るの祭式也、此日社務乘車して經營あり、又神宮寺の社僧、甲冑を著て遊戲す、甚法式あり、又泉州大津より、田樂人來て藝を行ふ、又堺ノ津乳守ノ傾城來ツて御田を植る體あり、昔は自ら植し也、此神事既に一千有餘歲に逮ぶ也とぞ、田樂のはじめは朝野群載に詳也、此日遠近より詣人稻麻の如く、社頭の賑ひいはん方なし、倭紀事ニ云、住吉御田に、泉州堺津乳守の遊女五人、早乙女となる事、說々あれども信用し難し、神祭に遊女の出る事珍しからず、京師祇園會神輿洗には、祇園町の遊女、錦繡を飾著て邌者に出、播州室祭には、室津の遊女神幸の供奉する例あり、敢て古の事を糺におよばざるにや、唯住吉御田は古き畫にも見へて、紅染の浴衣に、萌黃の生絹の千早に似たるを著し、赤き袴に花笠被り、顏には覆面し、古代の風俗の出立にて神前に連り、又御田をめぐる體を珍とす、

〔香取志上〕祭祀之事

大御田祭 同月○四月五日也、世俗御田植神事と云、此日神事に早少女と云て、少女八人手に早苗を持、色々美服を著、上著右肩を裼手襁を掛、長柄傘の如物に、色々花を飾、上に白木綿の垂を掛、吹流を多く附、此傘大御田の字を書附も有、犬丸金丸大神司田理介田胸田等是也、少女一人每是を指掛、又神面蒙たる者、赤裝束に大口を著、眞先に立て薙刀を乍振、東より西行、又西より東歸、如斯する事數廻、次に立者も同面を蒙、鍬を持、又早苗を持、其次々樂人鼓笛を以樂をなして相從、往昔祭祀畢て後、大御田に往て此事有しと云傳、此時大宮司大禰宜總神宮齋庭神座に就て祝詞を宣、是も手々早苗を持り、閏月有年には少女四人を增、都て先の八人同樣也、此祭祀行れざる先は、神戶民は更也、隣里の民と云へ共、曾て田を植す、此日坂東八箇國商人、幷奧羽等國々より來集て賣

買をなし、又祭祀に詣る人夥く、幾萬を以か可ㇾ算、東國神社祭祀市の類多と云へ共、此日に可ㇾ比なし、是を香取市と云て、世人普知所也、此日茜手襁を賣、近邊の村里少女共多出て餅を販、此を木下餅と云、茜手襁は田植古實、古田を植者必茜手襁を掛と云、木下餅は晝餉に擬、所々木下等にて販故斯號けたり、此二物は大御田祭に就て、古より有來り、參來人も皆家土產に求歸り、然に天正頃世間亂、盜賊狼籍の徒夥く賣買妨ともなりしに依て、御代官大久保氏官命を奉て制札を立らる、此後さる事なし、其文曰、一喧嘩口論之事、一押買狼籍之事、一盜賊等之事、右於ㇾ違犯之輩者、可ㇾ加ㇾ成敗者也、仍而如ㇾ件、天正二十年卯月五日、

〔成形圖說 農事 四〕凡京師賀茂松尾等、又諸州にて神田に耕人を促して、方々より自寄來て、早田を植つくるを御田植といふ、本藩にて千臺新田大隅鹿嶋神社などに此ことあり、風俗の俚歌を唱へ、棍徒の戲技あり、〇中略 又志摩國伊雜宮の田植の神事、鮫二喉づゝ浦口まで來り、復立返る、例年の事也とぞ、

〔萬葉集 十五〕中臣朝臣宅守與狹野茅上娘子贈答歌

比等能宇々流、田者宇惠麻佐受、伊麻左良爾、久爾和可禮之氐、安禮婆伊可爾勢武、

〔堀河院御時百首 夏〕早苗　中宮權大進仲實

こなぎつむふか田の代はかきてけりいそぎて植よむろのはやわせ

〔新撰六帖 五〕あさ衣　家良

山がつのしづのあさ衣みしぶつき草とる田井にたゝぬ日はなし

〔堀川院御時百首 夏〕早苗　阿闍梨隆源

殘り田はそ代にすぎじあすはたゞゆひもやとはで早苗とりてん

〔爲尹卿千首 夏〕田家早苗

十代にもたらぬ庭田のさなへ哉ゆひのてまいる程だにもなし

〔藻鹽草三 地儀〕田

ゆひ〈ゆひとは人をやとふ事也、ことに田つくる時云事と云々、又云ゆひとは人やとふこと葉也と云々、のこる田はそしろにたらずあすはたゞゆひもやとはでさなへとりてん、ことに此歌にては人をやとふときこえたり、袖中抄にあり、これもつともか、田について人をやとふをばゆひと云にや、ゆひもやとはでとは人をやとはでか、〉

〔倭訓栞前編三十五〕ゆひ　田うゝるに互に人を傭て植るをいふといへり、よてゆひの手間入ともよめり、越前に田結神社あり、此義なるにや、又ゆひは傭の音轉なるべしといへり、今俗田ゆひといひ、信濃にてよひといふは、ゆよ通ず、伊勢にてとんどゝいへり、訪人の義にや、

〔玉勝間九〕みちのくの田うゑ歌

陸奥の田植歌とて書たるを人の見せたる、彌十郎、あすは大たむのおたうゑだが、しつたかしらぬか、太郎次郎、からすの八番鳥に、むく〳〵むつくりと、むくしり起、大くろ小くろ、畢のくろ、上の町の一みなくち、そろりそつと、引こんで、はしくとかくべきぞや、なへとり、種は千石、おろし申たが、どれが葉廣はやわせ、おとりやれや、皆おしなべて、葉廣はやわせ、苗の中の鶯は、世をば何とさへづる、瀛枡に十かきそへて、おくら濟とさへづる、朝はか、朝はかの一みなくちに、生たる松は何まつ、白かねの銚子提に、田ぬしいはふ若松、若松の一の枝に、とまる鷹が巣をかけて、巣のうちを見入て見れば、こもち金が九ッ、一ッを宇賀にまわらせ、八ッの長者といはゝれたよ、けふの田うゑの田ぬし殿には、金の臼が七から、七からに八からまして立たは、長者殿にもますべい、杵が十六、女が三十三人、三十三人の其中では、どれが目につく旅人、紅の前だれに、上ゲ嶋田がめにつく、旅びと晝上り、日を見ればひるまになり候、晝いひもちのおそさよ、晝いひはいでき候が、椀を何具そろへた、百三具揃へた、晝いひはいでき申たが、おけくさになに〳〵、いそやわかめ苅あげて、たひをまねふくろから曲、鎌倉へのぼる道には、をうなににたる石あり、男よりて手だにかくれ

ば、なよれかゝる石あり、がまくらの御所の館は、二階作りの八ッむねに、むねさはしをふせて、二階づくりの八ッむね、鎌倉の御所のやかたの、百千本の竹の子、百千本がのたつなら、御所は名所となるべい、夕暮、夕ぐれに出て見れば、前田わせがそよめく、そよめかば、おかりやれや、百や廿餘人、百廿餘の其中に、どれがこなたの聟殿、紅の鉢卷に、左鎌が聟殿、上りはか、上りはかのこんぞめには、誰もけんてにかけるな、玉のみこしでむかへ申ぞ、誰もけんてにかけるな、笠の上で蟬が鳴候、おいとま申ぞ田の神、

田子

〔八雲御抄 三上 地儀〕たごうふる女也　さなへとるとは、うへんとするをりなり、うふるをばとるとはいへども、六帖に五月雨になへひきうふるたごよりもなど云り、其外うふると云多、　ほむけはほの間也　なはしろは春たねまく　さなへは夏うふるなり　いなは　にゐばり青時也

〔八雲御抄 三下 人倫〕たご田うへ

〔藻鹽草 三 地儀〕さなへにたつたご なへうふる女也、おりたつたごのみづからなど云り、

〔倭訓栞 前編 十四 多〕たご　田子と書り、さなへとるたごのもろごゑなどよめり、○中略　桂海蠻志に、民戸强壯可レ敎二勸者一、謂二之田子田丁一と見えたり、

〔堀河院御時百首 夏〕早苗　　春宮大夫公實

いそぎとれ今は早苗もおいつらん田子のもすそは朝しめるとも

〔夫木和歌抄 七 早苗〕文治六年五社百首早苗　　皇太后宮俊成卿

ふしみつやさはだのさなへとるたごは袖もひたすらみしぶつくらん

〔夫木和歌抄 十二 秋田〕千五百番歌合　　後京極攝政

いねがてにいほもるたごのかり枕よはにをくての露ぞひまなき

さをとめ

〔八雲御抄 三下 人倫〕さをとめ田うへ

〔本朝食鑑 一穀〕稻

本邦種レ苗者、大略農婦及娘子、此稱二早乙女一、而男子之種者少、無二婦娘一者、男亦種レ之、或倩二他之早乙女一而種レ之、亦有、惟男常勞二田事一、而無レ遑レ種レ之乎、種レ苗先選二早乙女之修錬者一而令レ種レ之、其修錬不レ足者不レ利レ田、此是上田宜レ疎、下田宜レ密之類也、

〔倭訓栞 前編 十〕さをとめ　少苗少女の義なるべし、西土に插秧婦といふ、戴九靈詩に青裙蒙レ頭作二野妝一と見ゆ、新猿樂記には五月男女とも書り、

〔清良記 七下〕清良宗案と問答之事

清良又問云、〇中略小乙女の田を植るは何程植るを上とするや、答云、上の植女は二反或は一反五畝、下は九畝、

〔農隙餘談〕田植は女の肝心の農事なれば、往古より早乙女の日は愼第一にして、月水のさはり、都て不淨を忌み、餘り若き計りはさは〳〵して、苗ごしを折り、うき根になれば、功者の老女を交ゆる事なるに、今は田植といへば、田歌うたひさはぎ、博行(ハカユキ)を專にして、手元足元へ氣を付ねば、苗根付かず、すそがらみに成ゆへ、蒸實(ムレミ)のりあしく、元殖(コヘ)ずして雨風にいたむなり、いはゞ船歌艫びやうしも、是手足を揃へるの爲と聞へし、折角下地を念入ても、專要の植付惡くては苗育たず、下地の骨折無益に成るなり、

〔夫木和歌抄 七 早苗〕住吉社苗　從二位家隆卿

さなへとるみたのうへめもいろ〳〵の袖をつらねていはふけふ哉

永承六年五月五日殿上根合早苗　式部卿大輔國成

さをとめの山田のしろにおりたちていそぐさなへやむろのはやわせ

〔類聚名義抄 七禾〕耘 禹單反　クサキル　タノクサトル　耨除田器　クサキル　耘 一作レ秐 芸除レ草、

〔伊呂波字類抄 久人事〕耘クサキル　耔同、擁苗本也、又作耔、　耨同　薅同、亦作薅、除田草也、

〔段注說文解字 四下耒〕䅶、䅶或从芸、按當云、或從耒䒑、云聲、今字省䒑作耘、

〔藻鹽草 三地儀〕田草引 田夫はたなすきてひまなきによりて、田草をば下女がとる也ともいふ、六月也、

〔日次紀事 五五月〕凡自此月尾至六月首、苗種生長、民間稱苗代、○中略 農家男女混雜再插苗、是稱田植、○中略 植終後至秋三度取田間之莠、是稱一番草二番草三番草、

〔農業全書 一〕鋤芸 中うちし くさぎる

すでに種子を蒔、苗をうへて後、農人のつとめは、田畠の草をさりて其根を絶べし、稂莠とて、苗によく似たる草あり、此草は苗に先立てしげりさかへ、暫時もさらざれば程なくはびこりて、土地の氣をうばひ竊むゆへ、苗を妨る事かぎりなし、由斷なく取去べし、喩ば草は主人のごとし、もとより其所に有來ものなり、苗は客人のごとく、わきよりの入人なれば、大かたの力を用ては、悉のぞきさりがたし、其上よき物は生立がたく、惡き物の榮へやすきは、世上よのつねの事なれば、草のさかへて五穀等を害するは、甚速かなる物なり、此ゆへに、上の農人は、草のいまだ目に見えざるに中うちし芸り、中の農人は、見えて後芸る也、みえて後も芸らざるを下の農人とす、是土地の咎人なり、　又畠物は、苗生じて馬耳のごとくなる時、中うちするともいふなり、苗一二寸土を生出たる時、畦中の高下土むら有をば、かきならし芸り、ぬきたる草を、田なれば苗の根の下に踏こみ、畠ならば畦の高き所に攤げをきかれて後うへ物の根のきはによせ置て土をおほひ、又其上よりも糞をかくれば、枯たる草腐りつぶれて、土よく肥るものなり、是を耔と云なり、古より耘耔はくさぎり草おほふとて、苗の根に枯たる草かやをおほひをく事なり、　又五穀其外に中うちすること小鋤をよしとするとて、鍬熊手の類にて、細かにかぢり、懇にうつことなり、大鋤に宜しからず、尤物により時にはよる事なれども、強くあらく中うちする事はよからぬ事なり、只草の

根を懇にうちさりて、苗の根にあらくあたるべからず、小鋤は草をさるのみならず、地熟して穀多く粃うすく、米欠事なし、委く中うちすること十遍なれば、八米を得るとて、粃なく實多き事也、

又曰、春の中うちは地を起し、夏は草を削殺しからすと心得べし、是一つのならひなり、又春は取分濕氣のある時、中うちすべからず、夏といへども、六月以後七月は濕に觸るもくるしからず、春しめりたるに中うちすれば、地かたまりて苗痛むものなり、夏はなゑしげりて日を見ることなし、其故にしめるといへども、かたまる事なく、さのみ妨とならず、又夏は熱氣つよくして、底までかはきたるに、中うち深くすれば、苗痛む事あり、

又曰、黍粟の類は、苗のいまだ畦の高き所とひとしからざる時、はや中うち一遍し、又五七日して報鋤とて、やがてうつ事なり、其後又一遍、以上三遍にして人手間なきものはやむべし、餘力ある者は、秀て後も一遍かるくうちたるがよし、但胡麻と大豆は二遍にしてやむべし、

又中うちは、始の第一遍は深きを好まず、さら〳〵とかるくうち、二遍めは深くすべし、三遍めよりは次第に淺きがよし、いかんとなれば、初の一遍は草のめだたんとするを削殺し、二遍めの深くうつ事は、うへ物いまだ立根ばかりにて、わき根はさかへぬ間に、底の塊をもうちくだき、根底の氣よくめぐるためなるべし、三遍の時は早わき根やうやくはびこるゆへ、深く強くうてば苗いたむ事あり、然故に如此せん〳〵に淺くうつ事也、いかさま中うちする度ごとに、干たる細土の底に入て、うへ物の細根是に思ひ合てさかへはびこる心得する事肝要なり、

諺に云、鋤すること八遍なれば犬を餓殺すとて、田畠ともに數度中うちすれば、犬の食物になるべき粃子などなくして飢死と云心なり、

又農具鍬熊手などの類、大小さま〳〵品多し、時と土地とに隨て考へ用ゆべし、古は所により、水田の中をも鍬にてうち、くまでにてかきたるといへども、近代は大かた手にてかきあざり、莠をぬきさり、無用の根葉をもぬきさるをまされりとするなり、

又田畠の畔、其外近き邊りに、草少も立をくべからず、あ

たりに草さかへぬれば、土の氣をうばひぬずみて、目にも見へぬ害をなす事甚し、都てさかゆる物は、其あたりの雨露の氣までも分てとる物なればなり、　又右にも云、穀子は立根の精より生ずる物なれば、實のりを求る類の物は、立根のさきをよくやしなふべし、糞も立根のさきによく行わたる心得すべし、又田を芸る時に、草なくとも浮根浮葉をばとりさるべし、是に精をぬかすまじきためなり、　又中うちはしめりたる時必うつべからず、日と風とにあひて、土白く干たる時一遍うちたるは、しめりて黒き時四五遍もうちたるに勝るものなり、又土地はあらたにうちうかしかきくだけば、其氣さかんなり、居付かたまる時は性あしく瘠るものなり、其ゆへ中うちをさい〳〵すれば、上の日にあたりたる細土底に入かへ、物の根に陽氣を加へ、扨上なるかはきたる細土を以て、ぜん〳〵に根によせおほひ、うるほひに合せぬれば、うへ物さかゆる事甚し、且又根の土厚ければ、旱にも痛ず、風雨にもたをれず、すべて萬の中うち芸る事、心あらくてはなりがたし、心をとゞめて一しほくはしく懇にすべし、但是も又土地によりうへ物により、それ〴〵のほどらいはあるべし、小麥など、其外土地をひきしむる事を好む類の物には、後までさのみはうつべからず、又は中うちくはし過て、青くて實りのよからぬ大豆などの類、又は沙地其外かるくちからなく弱き地などは、中うちの過て性ぬけ、なをよはくなるも有事なり、物ごとには記しがたし、強き土に大麥木綿を作りては、中うちする事幾度にはかぎるべからず、　中うちの道理におゐては、第一土中の氣をめぐらし、天陽の根の下に通じ、土地をてんじあらたにし、其外德分數多し、

〔天工開物〕耕耔

凡稲分秧之後數日、舊葉萎黃而更生新葉、青葉既長則耔可施焉、（俗名撻禾）植杖于手、以足扶泥壅根、併屈宿田水草使不生也、凡宿田茵草之類、遇耔而屈折、而稊稗與茶蓼非足力所可除者、則耘以繼之、

耘者苦在二腰手一、耨在二雨眸一、

〔新撰六帖 二〕夏の田　　爲家

ほに出ぬ夏田にまじるひえ草のひきすてられて世をや過さん

知家

しづのをはしげるいなばの五月雨にはれまを見てや田草引らん

〔類聚名義抄 禾七〕穡 所力反　稼穡 正 アキチサメ　カリチサム　稷 アキチサメ

〔段注說文解字 七上禾〕穡穀可レ收曰レ穡、毛傳曰、斂之曰レ穡、許不レ云レ斂之云レ可レ收者、許主謂下在レ野成熟、从レ禾

嗇聲、此擧二形聲一包二會意一、所力切、一部、

〔伊呂波字類抄 太辭字〕穫 タカル

〔段注說文解字 七上禾〕穫刈レ穀也、穫之言獲也、刈穀者以レ銍以レ鐮、从レ禾蒦聲、胡郭切

〔伊呂波字類抄 加辭字〕芟 カル、カイツク、　刈 斬伐也　苅　艾　芟　蕹 カル 已上

芟二竹草一也、

〔運步色葉集 賀〕薙入 カリシテ 稻

〔成形圖說 五農事〕刈取 續紀に、倭姬世紀、先穗抜穗令レ抜、半分大稅令レ刈云々、拔穗は細稅にて、大刈を大半とす、古事記には、鐮の字を加留と訓り、又竹などをかき刈とあり、國處によ

り、田產を數て幾千刈幾萬刈と

いふは、某把種某升蒔とおなじ、

〔天工開物 一〕稻

凡秧既分栽後、早者七十日卽收穫、粳有二救公饑、喉下急、糯有二金包一、銀包之類一、方語百千不レ可二殫述一、最遲者歷夏及冬、二百日方收穫、

其冬季播レ種、仲夏卽收者、則廣南之稻、地無二霜雪一故也、

〔農業全書 一〕穫收

種を稼と云、斂を穡と云、種斂は年中の始終なり、春力め耕し、秋穫收る事は、暫くも由斷なく、偏に

盜賊をふせぎ守るがごとく、風雨のためにそこなはれ零落せん事を、片時も忘るべからず、又

曰、稼は農事の本、穡は農事の末なり、本かるくして末おもく、前ゆるくして後急なる事は、其理なき事也、されば秋の收めの多からん事を願はゞ、則春の耕しを懇にし怠るべからず、春のつとめ委しければ、秋の實りに利あらんこと、かならず嚢中の物をとるがごとくなり、　扨又秋のかり收めは、物ごとよく實のりて、日和をよく見定め、寔に火を救がごとく、精力をつくし務はたらき、刈ばしも由斷なく刈收むべし、唯一時の風雨により、年中の苦勞を空しくする事もあれば、夜を日につぎてかりとるべし、耕作のならひにて、刈おさめて場に入ざれば、安堵はならぬものなり、其歳の豐凶の極めも、必穫取たる日ならではさだまらざるゆへ、災もなく刈收るは、誠に大きなる幸、此上もなき事なれば祝悅びて土神に手向祭るべし、則天地の萬物を生立る氣も、人の稟る氣も、もと二つなき理りなれば、人憂れば天もうれへ、人悅べば天も悅ぶ、然れば天地の人を育ために儲たる穀物を、事ゆへもなく刈收めぬるは、有難き仕合なりと丹誠を盡して、祝悅び樂むべし、

〔農業全書二〕稻は苗をうへて七八十日にして穗に出、さてそれより早田は三十日、中田晩田は四五十日にて刈ほどになる物なり

總じて刈おさむる物は、稻にかぎらず、由斷なく水火の來るを防ぐがごとく、いかにも速にすべし、手廻しゆるくては、多くの苦勞目前に空しくなる事間多し、取分稻はいまだくたれざる中に刈收むべし、但霜稻は一霜にあはせさらし、堅めてかるもあるなり、霜にあはざれば青米もあり、其上田にてよくさらさずして、早く刈收めたる米は、來夏損じ、虫も付て甚減ものなり、さて一霜二霜もあはせて刈たるは、久しくおさめ置ても損せぬものなり、

〔草木六部耕種法十四〕雪ノ降積ザル國々晩稻ノ分ハ、三五度モ霜ニ遇セテ刈ヲ良トス、晩稻ヲ早ク穫採トキハ、或ハ青米等雜リ、且翌夏ニ傷易ク、蟲ヲ生ジ、擣テ減コト甚シ、又三五度モ霜ニ遇セ



刈穫圖 女大學寶箱所載

テ刈タルハ、其米能堅實ヲ以テ、二年ヤ三年貯置ト雖ドモ、損ズル者アルコト無シ、兎ニ角ニ稻ハ莖モ穗モ能乾スコトヲ要トスベシ、

〔淸良記 七下〕淸良宗案と問答之事

淸良又問云、〇中略 稻は如何程刈物にや、苅干とて飽相に苅は、上の夫一反五畝、中は八畝九畝、下は四五畝、能念を入ければ、此半分迄は難成、三分一計苅候、又苅把とて、稻を結時は、此念入苅積り程飽相にして苅候、稻よく澤山にあれば手間重り、又公役或は毛見などを待て、稻の苅ゝほ遲き時は、拔群手間入、一人役を七八人も掛りて漸苅候、何事も滯あれば必隙を盡し、手間を取申物に候、

〔令義解 三田〕凡田租、准國土收獲早晚、謂收獲者、收斂也、獲刈也、早晚者、九月爲早、十一月爲晚也、

〔令集解 十二田〕釋云、爾雅、收斂也、說文、穫刈禾也、音胡郭反、九月爲早、十一月爲晚也、古記云、穫胡郭反、毛詩十月穫稻文、刈禾也、

〔延喜式 五十雜〕凡百姓被雇刈稻之日、不得率人拾穗、

〔儀式 二〕踐祚大嘗祭儀

是月、〇九月 拔穗使在國、率國郡司物部人擔夫三百人、就水湄而解除、訖至御田、拔取御稻、造酒童女先之、稻實公次之、酒波次之、物部男女次之、擔夫次之、總拔得御稻若干束、以四把爲束、乾之齋院、

〔皇大神宮儀式帳〕年中行事幷月記事

二月例

秋收時爾、小內人、祝部等乎率氏、大神乃御田乃稻乎拔穗仁拔氏、長楉乃末仁就氏、御田乃頭仁立氏、卽臨九月祭日氏、酒作物忌父爾令捧氏、大神宮乃御倉仁奉上、三節祭朝御饌夕御饌供奉、

〔建久年中行事 九月〕十四日、拔穗神事、早旦、一禰宜衣冠ヲ著、當鄉大少ノ刀禰等ヲ相具、御常供田ニ參向シ、御稻穗ヲ奉拔、是米、十六日御饌料也、在酒者、是御神田ノ作丁ノ勤云々、奉仕之後、榊ヲ差、祝

部ニ令捧持、在警蹕本宮歸參、

件拔穗神事、當時作法、一禰宜不參者、家子禰宜參、衣冠出納餉丁等、從政所布衣乘馬前陣、於船橋辻西在直會饗膳、○中略其後御常供田ニ參、自所御社前下馬步行、拔穗瀬町坪ニ著座、在鋪設、爲政所沙汰、役人等酒ヲ呑ス、次權長詔乃ヲ申後、禰宜穗ヲ拔初、三穗也、其後宇治郷大少刀禰祝部等奉拔之、一奉三伏宛十八束也、御田等撿見後、稅等御稻ニ榊ヲ差捧持、權長警蹕前陣、政所後陣、鳥居ヲ經テ本宮ニ參、於石壺拜、與玉拜、荒祭遙拜、在手、櫻宮拜、酒殿前諸神拜等如常、

〔播磨風土記 飾磨郡〕伊和里　所以號手苅丘者、近國之神到於此處、以手苅草以爲食薦、故號手苅、一云、韓人等始來之時、不識用鎌、但以手苅稻、故云手苅村、

〔空穗物語 菊の宴〕九月もみぢみる人の山邊にあり、田かりつめり、

中將さねより

おりしける秋のにしきにまとひしてかりつむ稻をよそにこそみれ

〔枕草子 十〕八月つごもりがたに、うづまさにまうづとて見れば、ほに出たる田に、人おほくてさわぐ、いねかるなりけり、さなへとりしかいつのまにとはまことげに、さいつごろ、加茂にまうづとて見しが、哀にもなりにける哉、是は女もまじらず、男のかた手にいとあかきいねの、もとは青きをかりもちて、かたなか何にかあらん、もとをきるさまのやすげにめでたきことに、いとせまほしく見ゆるや、いかでさすらんほをうへにてなみをる、いとをかしう見ゆ、いほりのさまことなり、

〔源氏物語 五十三 手習〕昔の山里よりは、みづのおともなごやかなり、つくりさまゆゑある所の木だちおもしろく、前栽などもをかしく、ゆゑをつくしたり、秋になりゆけば、空のけしきも哀なるを、門田のいねかるとて、所につけたるものまねびゑつゝ、わかき女どもは歌うたひけうじあへり、

田廬

〔梵舜日記〕文祿五年九月七日、當院手作田地苅也、

〔萬葉集七〕旋頭歌

住吉小田苅爲子、賤鴨無、奴雖在、妹御爲、私田苅、

〔萬葉集略解七〕私田云々、玄のびたをかるとよみたれどよしなし、或說に私は秋の誤ならんと

いへり、さも有べし、

〔堀川院御時百首雜〕田家　藤原基俊

こきたれて雨はふりきぬ我宿のいをしろ小田をかりみだるころ

〔倭名類聚抄居處十〕廬　毛詩云、農人作廬、以便田事、力魚反、和名伊保、

〔和漢三才圖會家宅八十一〕守舍田のはんや　看禾廬　田中之番屋　三才圖會云、至其禾迨垂頴而堅栗、懼人畜之傷殘、縛

草田中以爲守舍、數尺容膝、僅足蔽雨、寒夜無眠、風霜砭骨、此守禾之苦也、若於山鄕及曠野之地、宜高

架牀木、免有虎狼之患、

按、廬乃田圃中假所、作小屋也、苅禾稻時、如有暴雨、則急納之也、看禾廬乃田圃番屋、近山處作之、逐

猪鹿狼、

〔和漢三才圖會家宅八十一〕庵音暗　庵室　園屋　草舍

菴庵本字也、隋唐以來作庵、　和名伊保

廬和名伊保里　租屋總名、漢志云、在野曰廬、田中屋也、毛詩云、農人作廬以便田事、

〔倭訓栞前編四十〕たゐ　田居とは、稻を刈乾て暫くねる所をいふ、夫に田夫すみて居也、

〔萬葉集秋雜歌八〕大伴坂上郎女竹田庄作歌二首

然不有、五百代小田乎、苅亂、田廬爾居者、京都所念、

〔萬葉集有由緣幷雜歌十六〕可流羽須波、田廬乃毛等爾、吾兄子者、二布夫爾咲而、立麻爲所見、田廬者多夫世反

右歌二首、首略○一 河村王宴居之時、彈琴而先誦二此歌一以爲二常行一也、

〔袖中抄十五〕たふせ

顯昭云、萬葉云、田廬者多夫世、今案ふせ屋といふは此義歟、又云、

たゞならずいほしろを田をかりみだり田廬をみればみやこ戀

たいほとよ〻るはわろし、萬葉の注にちがへり、たふせとよむべし、

〔萬葉集八秋雜歌〕忌部首黒麻呂歌一首

秋田苅、借廬毛未壞者、雁鳴寒、霜毛置奴我二、

〔萬葉集十秋雜歌〕詠レ露

秋田苅、借廬乎作、吾居者、衣手寒、露置爾家留、

〔堀川院御時百首雜〕田家　　　權中納言匡房

稻妻の光りのまにもまどろまで山田もるやに夜をあかす哉

〔農業全書二〕刈干事は、高田は其まゝ其田に攤げほすべし、深田の干べき地なき所ならば、溝の土手に木をうへをき、其枝またにかけてほし、又は竹を三本結合せ、泥中にえかとさし立、其さき二方に稻一把づゝさして干事、水所にて専是を用ゆべし、

〔豐稼錄〕夫稻は百穀の長たり、是を作る事は、農家第一の急務にして、何國の農夫といへども、心を盡し思ひを凝し、一粒たりとも益あらんことを工夫する事、至らざる所なし、されば年頃しか勵みつとむることなれば、別に德分のあるべき樣もなけれど、その業の利方によりては、又思ひよらざる利なきにあらじと、種々諸國の農家にてする所の樣を心付見るに、稻は刈て掛干にすれば、第一收米多く、米の性よく、搗て減りすくなく、虫付事薄く、其外莫太の得分多しといへる事を、浪華の西市岡新田なる長に、此事を語りしに、此人まめ〳〵しく三ケ年試けるに、右に言る如く、

その所の米に限り、近村より殊に米の艶出來、賣直段もよくなりしは、如何なる事ならんと、問ひ來る人毎に此事ををしへければ、四五年を待ずして、其邊りの村々、都て掛干にすることゝはなりぬ、其人予に語られけるは、吾支配する新田凡百町餘なり、然るに貳百石は慥に收米多くなりしのみならず、いつも同價に賣し近村より、壹石に付、銀三匁計りは直上して、仲買の者競ふて買やうになりたり、是全く其許の進めによりてなりと、いとよろこばれし事あり、尤深田はすべて掛て干といへども、其餘は掛て干事なき所も多し、出羽邊の雪國は都て掛てほし、又畿内邊にても、むかしより仕來れる所は、斯る得分の多き事をしらず、依て此事を書して世間に弘むといふ、

〔門田榮〕近年幸手くりはし邊、去御大名の領分なりしが、領主より稻を刈て竹にて臺を拵へ干さざる米は、請取事なしと御觸ありしかば、百姓一統大きに困り、先領分村方にある所の竹藪は大體伐盡し、其餘は他所より買入て掛竿の臺とせしが、猶足ざるは領主の國許より廻されしかば、殘らず田の中へ臺をこしらへ掛て干けるが、其年は至つて雨しげくして、隣村の他領は稻を刈て其田に干けるゆゑ、水滯り稻を崩しけるまゝ、米性至つてあしく、掛干たる米とは、壹石ニ付銀拾匁ほど直段下直なりき、掛ほしたる米は、いつもの年のわりより直段三四匁も高直なりけるゆゑ、上下にて右のごとく相違したりき、掛干たる村は領主より迷惑なる事を被仰付、差あたり掛干の竹代に困るなど、さまゞゝのゝしりたるが、一粒も損じ米なく收納するのみならず、例年豐作の年より米多くとり入、賣直段よかりしとて悅びけり、掛てほしたる米に艶あり、青米なく籾すりにくだけ米なく、搗べり少なく、飯にたきて殖よく艶あり、口中に入りてふうわりと、餅米のごとく和らかにして味ひよく、はらのへり方までも違へりといへり、

〔堀川院御時百首雜〕田家　阿闍梨隆源

宿もせに朝ごといねをほすよりははてをゆひてぞかくべかりける

扱簸

肥後

いなしきのふせやをみれば庭もせに門田のいねは苅ほしてけり

〔成形圖說農事五〕稻をかり終て、田こぎもあり、場にてなすあり、むかしは竹管にて挾み捋たりしを、中古稻捋てふもの作りいだして、引すごきつゝ、穗を落し、おとしたる穗を鷹にひろげ、枷棲にて終日打たゝきて、其上を竹插にておの〳〵穎毛を插切り突はなす、是をば搗こしらへすといへり、次に芒毛をはなしたるを、粗簁にてゆり透し、穀の塵芥を去り除く、又再び筵に攤げ曬て、礱にて穀殼を磨り破りつゝ、或箕或米簁にてゆりたつれば、稃は上に浮き、米は底に寄る、其中未磨ざるものは、幾たびも磨て引破るなり、今は千斛透てふものにて、荒稃粗本米と三段に簁し分るゆゑ、甚工夫を省くなり、さて殘えねなく磨とげたる時、通箕に入れて、其羽木を轉せば、米は前に落出て、稃はさき樣に扇ぎ飛びて、米と稃二段に分るなり、是に至て刈あげたる稻穗始て米てふものには成れるなり、其一つ〳〵に米と成までを、刈あげ、乾あげ、搗あげ、磨あげ、簸あげなどいふ、其工夫次第姑も手を措がたく、時に及びて風雨の損壞、穫收の耗失なきやうに、備に艱難をつくして百折千磨の業なれば、筆言には殫く述がたし、

〔百姓傳記九〕稻を扱籾にする事

稻を扱事、何國も同事なり、麥をこなし總ての五穀を實にする事は、國々處々にていろ〳〵手まはしあり、稻をこく事、こはしにてこくより外の手まはしはなきものと見へたり、されどもはか取物にて、埒も明なり、然ども稻なまほしにては、こはくきしみはかどらず、稻をよくほすべし、さて扱ためたるのげ、稻を横づち幷ぶり〳〵を以のげをたゝき落し、もみそろへにてごみあくたを通し、風に向ひのげをたて出し、またあをぎすつる稻なまほしに見へば、のげたゝきを以、能日にほし、そののちたゝき落すべし、のげばなしのをり、米にいたみ付ては、うすにてするとき粉に

なりて費有、またかたき庭に、籾をうすくひろげた、く時は、籾のうちにて米こと／＼くをれすたる、もみのうちにてをれたる米を、唐うすを以ひけば、みな粉になりすたる、其費かぞへがたし、もみのうちに能日をあて、、のげをゐをち出し俵とすべし、

〔東大寺正倉院文書四十三〕薩麻國正税帳

天平四年未償壹仟玖伯捌拾玖束伍把死伯姓二人、免給稻五十一束、

徵納壹仟玖伯參拾捌束伍把

都合𥲤。振。量定稻穀壹仟肆伯貳拾肆斛三斗振入一百廿九斛四斗八升、別入一斛一斗、

定實壹仟貳伯玖拾肆斛捌斗貳升不動

𥲤。振。量定粟穀肆伯參拾陸斛玖斗參升振入卅九斛七斗二升九勺

定實參伯玖拾柒斛貳斗玖合壹勺

〔枕草子五〕五月の御さうじのほど、しきにおはしますに、○中略ついたちより雨がちにてくもりくらす、つれ／＼なるを、郭公の聲尋ありかばやといふをきゝて、われもわれもと出たつ、○中略ゆきもてゆけば、道はまつりのころおもひ出られておかし、かういふ所にはあきのぶの朝臣のいへあり、そこもやがて見んといひて、車よせておりぬ、○中略屋のさまもはかなだちて、はしちかくあさはかなれど、おかしきに、げにぞかしましと思ふばかりに、なきあひたるほとゝぎすの聲を、口おしう御前にきこしめさず、さばかりしたひつる人々にもなどおもふ所につけては、かゝる事をなん見るべきとて、いねといふものおほくとりいでゝ、わかき女どものきたなげならぬ、そのわたりの家のむすめをんななどひきゐきて、五六人してこかせ、見もしらぬくるべきものふたりしてひかせて、うたうたはせなどするを、めづらしくてわらふに、郭公の歌よまんなどしつるわすれぬべし、

搗舂

〔枕草子春曙抄五〕清少などへ馳走に、去年の稲取出てこかせて見する也、源氏の須磨の巻に、三月ばかりに馬に稲を飼し事あり、古は秋の稲を其まゝ置しとみゆ、

〔清良記七下〕清良宗案と問答之事

清良又問云、○中略秋籾をこくはいか程すや、答、三把稲とて、男の三荷に持來、是を女一人一日の役と定む、此籾三斗六升七升程を、女一人分にて仕舞候、是中分に候、上の女は五斗程こき申候、稲四把にて候、下は二斗五升程こき候へども、左様の下手にはこかせ不申候、又まれに在之外積りは家々により不極、右の升は方四寸深さ三寸にして如件、又悪敷稲を遅く苅、去かも麁相に苅たるは、三把三人役に餘り、又寒苦を凌ぎ短日に成ては、五六七人にても手に餘り候、

〔畸人傳三〕位田儀兵衞

淡海神崎郡位田邑に、位田は伊宇天と訓す、もとは里人の訛稱なるべし、儀兵衞といふもの有、○中略萬正直此類なれば、邑人甚愛しけるゆゑ、莊官ふるき家と田十畝を與へしに、苗代の時より刈をさむる迄は、其田にこやを作りて是を守り、沓をうつ、稲をこくにこき箸といふものを用ゆ、是は昔のならはしにて、今はみないなこきといへる具をもて、便利に從ふに、このをのこ衆に異なれば、いかにといふに、われいなこきなし、人の物を貸りてつかへず損じてあしゝとこたふ、

〔伊呂波字類抄都辭字〕舂ツク舂米　惷惷米　擣亦作擣　揘　㨀㨀米　搯　搗

〔下學集下飲食〕飯穀イヒシラゲ米一斗舂爲八升一導也

〔易林本節用集津〕擣篵ツキフルフ

〔袖中抄十六〕かつしかわせ

稲をこきて、そのもみを庭にをきて、おほきなるつちにて、のぎをうしなはんとてうつをば、もみかつといふ、

〔萬葉集十四〕相聞

伊禰都氣波、可加流安我手乎、許余比毛可、等能乃和久胡我、等里氐奈氣可武、

於志氐伊奈等、伊禰波都可禰杼、奈美乃保能、伊多夫良思毛與、伎曾比登里宿而、

〔令義解一職員〕主稅寮

頭一人（掌倉廩、謂穀藏曰倉、米藏曰廩也、出納、諸國田租、謂左右京田租亦准此、舂米、謂知諸國舂米之數、但納大炊寮之日、主計寮計納也、○中略事、）

〔令義解一職員〕宮內省

卿一人（掌出納、謂被管諸司之出納也、諸國調、雜物、舂米、○中略事、）

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

次各拔穗御稻幷雜物、遷納內院、次始各舂御稻、造酒童女先之、（大酒波仕女等終之、）

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡舂黑白酒料米者、造酒兒先下手、次諸女共舂、○中略神祇官左右分、引兩國供物參入、○註略到大嘗宮南門外、卽悠紀左廻、主基右廻、共到北門、○中略神祇官侍於北門內左掖、造酒兒先舂御飯稻、次酒波等共不易手舂畢、

〔延喜式二十六主稅〕凡進官年料、幷國中雜用等米不充舂功、以外皆充、白米五斗、稻二束、黑米一束、但地子白米五斗三束、黑米二束、令作乘田家便舂輸之、

〔北山抄三拾遺雜抄〕定受領功過事

凡受領見物得替之時、致其欠失、或以里倉負名、分付後司、用不可用物、不塡可塡物、違背格式、濟事之類、可爲過也、不勘發前任雜怠、放還之吏、又可爲過、但相代塡補者、非殊過耳、（精代度米者、充二合精代、）

〔江次第抄四正月〕定受領功課事

二合精代

民部式云、年料舂米云々、右以正稅舂運白米、送大炊寮、但其精代不注何合、又云、年料租舂米各以

租穀內春收、其精代用正稅、但其精代亦不注何合、然而世稱二合精粗米歟、是私注歟 雀禹食經烏米一名粝米雁米、謂舂一斛之成八斗之米也、

和名類聚云、比良之良介乃與禰、上音剌、案以二合為精代此意歟、

延喜九年宣旨、不進精代、諸國置一合加精代者、在公務年料未進黑米部以之可為官法精代歟、今案、二合精代有二義、一謂麁惡之米、一斛舂成八斗是也、二謂一石舂代加二合、為舂賃之意也、

〔延喜式三十五大炊〕凡供御料稻粟並用官田、中宮東宮齋宮亦同、但齋宮者在京之間供之、其舂得米一束二把五升、糯米亦同、一人一日舂三束 但稾充內膳司、其舂米女丁八人、御井中宮各三人、東宮二人、各給衣服、夏人別黃帛三丈、紺布二丈、庸布一段、冬黃帛一匹、紺布二丈、庸布一段、庸綿二屯、日別給糧米二升、

〔建久年中行事六月〕十六日、○中略 次正權神主玉串等引率、件色々職掌人等、自西御門參內院、在神拜、其後、二禰宜以下者、恐々ニ歸宿館、○中略 一禰宜ハ外幣殿前ニ鋪設ヲ敷、向南著、但東宮政所御座之時ハ、一禰宜西ニ向、宮政所件ノ殿ノ西ニ向南著敷鋪設、出納二人開御食所、納御稻ヲ方々ニ奉下、一御物、大物忌父請、 二御物、宮守物忌父請、左相殿御料、 三御物、地祭物忌父請、右相殿御料、 荒祭御方、彼宮大內人大物忌父請 瀧祭御方、同前 白御饌料、清酒作內人請 黑御饌料、酒作內人請 四主神御料、御巫內人請○中略 方々御稻等之中ニ、一御方者、於忌屋殿奉舂、大物忌子良荒木田氏女 先奉仕、母良相具也、至于二三荒祭御方者、於主神司殿奉舂、宮守子良荒木田氏男 地祭子良荒木田氏女 荒祭子良石部氏女 各屬方々、先奉仕、但於子良者、奉懸手許マデ、神拜之後歸宿館、其後三職物忌父等、幷荒祭大內人物忌父等、各ガ駈仕共ニ所奉仕也、然後各於忌火屋殿奉炊ノ清酒造、及瀧祭御方ノ御稻者、於九丈殿奉舂、御巫內人同前也、

〔播磨風土記宍禾郡〕比治里 稻舂岑、大神令舂稻於此岑、故曰稻舂前、

〔播磨風土記神前郡〕多駝里 粳岡者、伊和大神與天日桙命二神各發軍相戰、爾時大神之軍、集而舂稻之、其糠聚為丘、

〔播磨風土記賀毛郡〕楢原里　粳岡、右號粳岡者、大汝命、令舂稻於下鴨村、散粳飛到於此岡、故曰粳岡、

〔播磨風土記揖保郡〕萩原里　右所以名萩原者、息長帶日賣命、韓國還上之時、御船宿於此村、○中略舂米女等陰陪從婚斷、故云陰絶田、

〔日本書紀仁德十一〕十三年九月、始立茨田屯倉、因定舂米部、

〔日本靈異記上〕狐爲妻令生子緣第二

昔欽明天皇是磯城島金刺宮食國天國押開廣庭命也御世、三野國大野郡人、應爲妻覓好孃乘路而行、時曠野中、遇於妹女、其女媚馴之、壯睇之言、何行稚孃、孃答言、將覓能緣而行女也、壯心語言、成妻耶、女答言聽、即將於家交通相住、比頃懷任、生一男子、時其家犬、十二月十五日生子、彼犬之子、每向家室而期尅眶皆嘷吠、家室脅惶告家長言、此犬打殺、雖然忠告而猶不殺、於二月三月之頃、年來舂時、其家室於稻舂女等、將宛間食入於碓屋、即彼犬子將咋家室而追吠、即驚譟恐成野干、登籬上而居、家長見言、汝與我之中子相生、故吾不忘汝、每來相寐、故隨夫語而來寐、故名爲岐都禰也、

〔東大寺正倉院文書二十七〕越前國正稅帳

丹生郡

天平元年定大稅穀伍萬伍千壹伯陸斛肆斗伍升壹合玖勺

頴稻漆萬壹仟貳伯陸拾捌束陸把

雜用肆仟陸伯貳拾伍束

舂米新稻參仟伍伯捌拾束

匠手粮料壹仟肆拾伍束

〔類聚三代格八〕太政官符

應令舂年料白米事

右被₂大納言正三位紀朝臣古佐美宣₁偁、奉₂勅、如聞諸國所₂舂年料白米、或以₂古稻₁充、或便舂米納、民之承₂弊率皆由₂是、朝委之情豈合₂如₁此、宜₃收納之日即以₂所₁進正稅₁令₂舂、假令擧₂百束₁戶、舂₂利十束₁、然則百性有₂息、物亦無₁遺、

延曆十五年十月廿一日

〔東大寺要錄〕六 ○僧綱牒　東大寺新藥二寺鎭

應₃割₂修理東大寺塔寺料封一百戶₁宛₂修理新藥師寺封₁事 ○中略

延曆十二年三月十一日　從儀師

封戶廿一箇國二千七百戶 ○中略

上政所

伊賀國百烟 ○中略

租白米百十六石二斗二升九合一勺 ○精代三石二斗四升五合八勺二才、井百卌九石四斗七升四合九勺二才、○中略

紀伊國五十烟 ○中略

租白米十九石七斗六升三合 ○精代三石九斗五升二合六勺、井卅三石七斗一升五合六勺、○中略

讚岐國百五十戶 ○中略

租白米百七十七石五斗六升四合 ○精代卅五石五斗一升二合八勺、井二百十三石七升六合八勺、○中略

下政所

丹波國百五十烟 ○中略

租白米九十一石七斗三升一合 ○精代十八石三斗四升七合三勺、井百十石八升二合二勺、○中略

周防國百戶 ○中略

租白米百廿二石三斗四升 ○精代廿四石四斗六升八合、合、井百卌六石八斗八合、

〔東大寺小櫃文書上〕周防國雜掌秦成案解　申注進東大寺御封米所濟勘文事

合

前司任終長久二年御封百烟〇中略

租穀四百斛　代百卅六石四斗〇正白米百廿二石 精代四石四斗

〔空穗物語吹上之下〕所々のさうしどもつかいとおのこにひつもたせて、いひはかりうけたり、まひとつにうす四たてたり、うすひとつに女ども八人たてり、よねしらげたり、これはみかしぎしろがねあしがなへおなじこしきして、きたのかたぬしのおものかしぐ、みづし所のさうしめのうちはやきてあり、

〔東大寺造立供養記〕同〇建久六年三月十二日、大佛殿供養也、〇中略造寺間古與今勝劣有十二也、〇中略十二者、構水車令舂多米也、依出水力无為人煩、是故息巨多之衣食、令舂數年之八木也、依如此方便、諸事易成也、種々勝事筆舌難及者也、

〔沙石集五上〕學生之世間無沙汰事

常州ノ東城寺ニ、圓幸敎王房ノ法橋トテ、寺法師ノ學生有ケリ、佗事ナク正敎ニ眼ヲサラシ、顯密ノ行怠リナキ上人也、〇中略或時弟子共ニ語テ云ク、世間ノ人愚ニシテ、物ノ計不覺也、法師與アル事案ジ出シタリ、杵一ニテ臼二搗ベキ樣アリ、一ノ臼ハ常ノ如ク置キ、一ノ臼ハ空ニシモニ向テツルベシ、サテ杵ヲアゲ下ダサンニ、二ノ臼ヲツクベシトイフ、弟子ノ云ク、上ノ臼ニハ物ガタマリ候ベクハコソ、ナニヲツキ候ベキト云エバ、此難コソアリケレトテツマリニケリ、

〔織田信長譜〕信長爲用力於軍旅、時々與奴婢相交、以巨杵舂米、

〔梵舜日記〕文祿五年十二月十三日、正月事始米舂、

〔國花萬葉記六之三攝津〕諸職人商人買物所付いろは分

つ　搗米 横堀舟町

〔享保集成絲綸錄 三十四〕享保十六亥年八月

近年白米多く江戸表へ相廻し候に付て、米舂共家業に相離、幷舂米屋共も商賣無之、致難儀候、其上米直段の障に相成候、依之向後白米一切江戸表へ相廻申間敷候、若相背相廻し候者、右之白米取上、其上米主相糺、急度可申付候、

右之趣、奥州幷に關八州御領私領寺社領共、急度可相聞候也、

八月

〔寶暦集成絲綸錄 二十六〕延享元子年十一月

米直段下直に付、御買上米被仰付、町人共にも買置米申付候に付、段々米直段引上候得共、搗方惡敷、淺草御藏米、幷武士方拂米等、買人無數、差支可申哉に付、遂吟味候處、近年舂米屋共、新規に多く出來、緣々を以、近在より商米引請、玄米相場より格別下直に致商賣候、舂米屋共方にては商無之、問屋仲買共方にても、搗方惡敷有之旨に付、依之此度舂米屋共組合申付、近在より直に引請候儀、停止に申付候、御藏米幷武士方拂米、河岸八町問屋仲買方より、買請可致商賣候、若相背在方より直引請致賣崩不埒成致方有之者は、仲間より致吟味可申出候、

但近在より出候商米は、河岸八町幷地廻問屋共方江附送可申候、

十一月

〔和泉志 一〕日根郡菟才田村民、以農隙出大阪及堺、爲人舂米、凡雇傭者雖出他邑、總呼曰菟才田、其歌謠亦謂之菟才田曲、

〔山海名產圖會 一〕攝州伊丹酒造

舂杵

貯藏

酬米は一人一日に四臼、一臼一斗三升五合位酘米は一日五臼、上酒は四臼、極て精細ならしむ、尤古杵を忌みて、是を繼ぐに、尾張の五葉の木を用ゆ、木口窪くなれば大きに損ず、故に臼廻りの者、時々に是を候伺也、尾張の木質和らかなるをよしとす、

〔嘉永明治年間錄一〕嘉永五年六月、玄米早春ノ藥ヲ禁ズ、

巷說、此玄米早春藥は甲州より始り候よし、尾張美濃國境の山より出る砂にて、是を交て舂く時は、半減の力を以て忽精白に相成候由、然し此米を食すれば、人畜共に病を發し、又は卽死すとて、俄に御制禁これあり、此磨砂三合程入にて、壹袋の價四十孔に賣出せし由、依て賣人多人數御咎有之よし、

〔令義解八倉庫〕凡貯積者、稻穀粟支九年、

〔延曆交替式〕倉庫令、凡倉貯積者、稻穀粟支九年、雜種支二年、糒支廿年、貯經三年以上、一斛聽耗一升、五年以上二升、

明法曹司解、官塩積年聽耗事、倉庫令云、凡倉貯積者、稻穀粟支九年、糒支廿年、注云、貯經三年以上、一斛聽耗一升、五年以上二升者、熟案令意、穀糒難損、尙聽其耗、塩之易消、理須聽耗、三年以上一斛聽耗二升、五年以上四升、

寶龜四年正月廿三日

〔建久年中行事十一月〕十一月、冬季諸社神態神事次第、〇中略

次宮政所幷宇治鄕大小刀禰等、相共當鄕御常供田、當年作稻、於廳舍懸之後、御稻御倉ニ奉納ノ例也、而近代外幣殿與御稻御倉於中間懸來也、兼又件御稻之舂法知ム料ニ、一束ヲ舂、件米ヲ來十二月十八日、私御饌ノ御神酒料ニ所置持也、

〔出雲風土記楯縫郡〕玖潭鄕、郡家正西五里二百步、所造天下大神命、天御飯田之御倉將造給並〇並恐處誤覓巡行給、爾時波夜佐雨久多美乃山紹給之、故云忽美、神龜三年改字玖潭

〔出雲風土記神門郡〕稻積山、郡家東南五里七十六步、大神之稻積也

〔播磨風土記揖保郡〕林田里　稲積山、大汝命少日子根命、二柱神在二神前郡堲岡里生野之岑一、望二見此山一云二彼山者當レ置二稲種一、即遣二稲種一、積二於此山一、

〔農稼業事後編三〕貯米土藏の論

或國に、米穀貯藏の場所は、日のあたらざる物陰の方宜しとて、木蔭に土藏を建しこと有しに、其後承るに、米に虫付こと速かりしとぞ、又ある所に貯藏ありて、其邊りに追々人家建連なり、自ら草木ゑげりければ、米の保ちあしくなりて、虫付こと多かりけるゆゑ、畑中の市中にはなれたる所へ藏をうつし、四方に塀をかけ、塀ぎはに松の木を間ばらに植たり、且其所砂地にて濕氣なく、水もれて乾きよき地なり、よりて米の蒸ることうすく、虫のうれひも淺くなりしよし、是等の論は皆人の知る所也、扨此蒸るといへるものは、皆地氣蒸發するゆゑ也、其地氣を遠くれば、米の保ち方よきとて、或所にては、藏の内に籾のすり糠を、厚さ二三尺ほど入、其上にねこざ(藁をあつく織たるなり)を敷、其上に丸太のりんを置て、俵を積置たるに、米の保ちかた大ひに宜しきよし聞り、

〔成形圖説農事十〕或曰、米廩は濕地よろし、乾地は米穀更(フケル)により、土を穿て潮水を打、根下を引て積置、下俵の腐るほどの潤あれば米よく保なり、又曰、藏にて米の更(フケル)は故米と新米と詰込にする故なり、故米更(フケ)の氣殘て新米に傳り、必更るなれば、故米を拂出し、跡を掃除して風を入、火を焚て濕氣をはらひ、然新米を詰替に風の吹ぬくよし、ととまるは濕となれり、唐書云、常平倉粟藏九年、米藏五年、下濕之地粟藏五年、米藏三年、と見えたれば、粟米を下濕の地に貯ふることは風土によるべし、按に古事記速總別王のみうたに、梯たての倉橋山とつゞけ、書紀に、神庫雖レ高也、我能造レ梯、豈煩レ登乎と見え、今熱田神祠は、いにしへの御倉作といふも、神庫の事にて、むかしの倉廩、其柱すべて高かりける、下學集等に叉庫(アゼクラ)といひしは、其園の木を互午(ウチチガヘ)て作れるよし、(前の校倉の注と併見るべし)今吾南島の倉製皆ゑかるにて、方言に高倉と呼べり、其柱の脚極て高くし、底鋪を廣くすかし、風をとほし、

且水難水鼠の患を防ぐによろし、今の鼠倉といふも、是に倣へり、神武紀に高倉下とあるも、是にておもひ合すべし、

〔百姓傳記　三〕米を俵にする事

俵をあみたらば、日に能ほして、ゑつけをさり米を入べし、俵にゑつけあれば、米を入るゝに蟲さしすたり多し、うち俵をかたくしめつけ、上結は猶々しめ付結てよし、俵のうちへよもぎもゝの葉桑の葉を、能ほし入置べし、米の性へんせず、またわせわらの灰をませ置に、猶以米の性かはらず、籠城などに白米をたくはへ置に、味ひすくなるぞ、石ばいをませ置能ものとしれ、

〔日本歳時記　四〕五月

此月米苞を改束ぬべし、蟲くはず、苞ゆるめばかならず蟲生ず、又夏の間蛤殻の灰を多く米苞にぬり置ば不レ蟲、

〔農業餘話　上〕土藏に收むる穀物に虫生せざる術

土藏は火災の防ぎなれば、壁厚く瓦にて葺き、少しも大氣入らぬを主とす、然るに北窓あれば必虫生じ易し、其理は壁と瓦に陽光強く受る故、土藏の中熱せし所へ、北より陰風吹きこめば、陰陽攻蒸して、程なく蟲を生ず、是を以て北に窓明る事悪きを知るべし、然れば總ての物に虫生ずるは、必首夏か初秋なり、極暑には却て生せぬは、盛陽の一氣なる故なり、陰陽すれ合ふ時は、其氣必化するを知るべし、蟲は氣のむせるを根とす、然れば氣の化せざるを肝要とす、

新藁にて俵を織たるは、濕氣ある故虫生じ易し、古藁にて織たるは虫生せず、能乾きて濕氣なき故なり、故に古藁にて俵具を作り收むるなり、さて寒中に至らば、其俵を堅く締むべし、自ら虫生せず、これ全く風氣の往來せざる故なり、又人により、俵の中へ紙袋を入ことし收め置もまゝ有り、風氣を止れば虫の生せぬ故なり、凡そ北窓に限らず、藏の内へ春陽の氣を入るゝ事總てあし

し、春は必窓を閉ぐべし、俗には態と床下又は屋根あひなどに風穴を明る事、理に昧き故なり、熟く此理を辨へば、藏穀に虫の患ひはなき事なり、

〔松屋筆記八十六〕倉廩の積替

經濟纂要前集四の卷藏穀の條に、行厨集云、倉厫五門存空一間、俟久陰氣濕、將穀逐間翻轉、自無紅腐之患、敎書按、今之轉積卽是也、

古事類苑

產業部三

農業三 農人附

〔伊呂波字類抄 古辭字〕糞 コヘ 糞也、チク、〔同 太辭字〕糞 タツタル

〔運步色葉集〕糞 フン 婦糞二其田一 孟子

〔和漢三才圖會 三十五 農具〕糞 音奮 糞 音莽 俗云古惠、又云古夜之、

按、糞穢也、以草木葉糞田謂耗、蓋培之肥土地之和訓也、大抵用人屎尿爲良、果樹下可埋狗猫鼠等死骸、灌魚肉洗汁亦佳、如田圃則乾鰯油糟米糠馬屎皆良、關東以糠爲勝、畿內以鰯爲良、而關東鰯多、畿內糠多、互運送交易用之、因土地肥瘦好惡然而已、

〔周禮註疏 十六 地官司徒〕草人掌土化之灋、以物地、相其宜而爲之種、註、土化之灋化之使美、若氾勝之術也、以物地占其形色爲之種、黃白宜以種禾之屬、○中略 凡糞種、騂剛用牛、赤緹用羊、墳壤用麋、渴澤用鹿、鹹潟用貆、勃壤用狐、埴壚用豕、彊㯺用蕡、輕㶁用犬、註、凡所以糞種者、皆謂煮取汁也、赤緹縓色也、渴澤故水處也、潟鹵也、貆貒也、勃壤粉解者、埴壚黏疏者、彊㯺強堅者、輕㶁輕脆者、故書騂爲挈、墳作坌、杜子春挈讀爲騂、謂地色赤而上剛強也、鄭司農云、用牛以牛骨汁漬其種也、謂之糞種、墳壤多蚡鼠也、壤白色、蕡麻也、玄謂墳壤潤解、潰扶粉運反、本亦作墳、樴音抵、李宅奚反、又吐弟反、墳符粉反、麋音眉、渴其列反、潟音昔、一音鵠、貆呼丸反、又音丸、李一音喜元反、埴時力反、一音職、壚音盧、李一音閭、彊其兩反、注同、㯺本又作槃、呼覽反、劉音豐、蕡扶云反、一音蒲悶反、㶁字照反、李音婞堯反、縓七絹反、鹵音魯、貆宅官反、解胡買反、下同、坌符粉反、疏（中略）釋曰、云凡所以糞種者、皆謂煮取汁也者、雖無正文、以意量之、用牛羊之類、不可以骨肉明煮取汁和種也、云赤緹縓色也者、爾雅云、一染謂之縓、故以縓赤當之也、云渴澤故水處也者、以水鍾曰澤、今澤云渴明、是故時

停水、今乃渴故云故水處也、云潟鹵也者、逆水之處水以寫去其地爲鹹鹵、故云潟鹵也、云貆貉也者、案爾雅云、貈子貆、或曰貆、故以貆貉爲一也、云勃壤粉解者、壤是和緩、故爲粉解也、云埴壚黏疏者、以埴爲黏、以壚爲疏、故云黏疏也、云彊㯺彊堅者、以㯺爲鹽、故爲彊堅、云輕㶇輕脆者、㶇脆聲相近、故知㶇卽脆也、先鄭云、用牛以牛骨汁漬其種也者、此與後鄭義合也、云墳壤多蚡鼠也、壤白色、後鄭皆不從者、餘八等之地、皆據地之形色、唯此墳壤、以蚡鼠外物爲名、於義不可、故還從墳爲正、謂潤解也、又禹貢有黃壤、則此壤不得專據白色解之、故不從壤白色也、

〔論語 五 公冶長〕宰予晝寢、子曰、朽木不可雕也、糞土之牆不可杇也、

〔孟子集註大全 五 滕文公〕龍子曰、治地莫善於助、莫不善於貢、貢者校數歲之中以爲常、樂歲粒米狼戾、多取之而不爲虐、則寡取之、凶年糞其田而不足、則必取盈焉、○中略

龍子、古賢人、狼戾、猶狼藉、言多也、糞壅也於用也、

〔天工開物 一〕稻宜

凡稻土脈焦枯、則穗實蕭索、勤農糞田、多方以助之、人畜穢遺、榨油枯餅、枯者以去膏而得名也、胡麻萊菔子爲上、芸薹次之、大眼桐又次之、樟柏棉花又次之、草皮木葉以佐生機、普天之所同也、南方磨綠豆粉者、取溲漿灌田肥甚、豆賤之時、撒黃豆于田、一粒爛土方三寸、得穀之息倍焉、土性帶冷漿者、宜骨灰蘸秧根、凡禽獸骨石灰淹苗足、向陽煖土不宜也、土脈堅緊者、宜耕隴疊塊壓薪而燒之、埴墳鬆土不宜也、

〔百姓往來〕肥者、下菌、馬糞、馬踏草、干鰯、魚腸、乾苔、贏子、蝦蛄、糠、油絞粕、藁灰等也、

〔清良記 七上〕百姓の門へさし入て見るに、牛馬の家雪隱を奇麗にして糞を貯、菜園見事に作置たるは、外の田畑もさこそと察し、公役貢物未進せざる上の百姓と知べし、又其垣壁崩れ、庭に草生、菜園はあそこゝに鯰の髭の生たるごとく、牛馬の家に垣壁もなきは、糞をそまつにし、不掃除なるは、必其あるじ殺生にすくか、或はばくらう博奕大酒を好み、一生人の貯をかりて返す事をせず、晝盗ばかり上手にして、大守などの狩場又は見物等の所へ出ては、ひとへに奉公人のふりに見せて、男ふり嗜み長高くいきる物也、

〔清良記 七上〕功者萬作物の種子置樣之事

一こやしは糞其肉類油粕酒の糠等を上のこやしとして、作にかくるに、春は三十五日ばかり經て其作を養ひ、夏は廿五日計、秋は四十日計、冬は五十日程經て、其作にきくもの也、かゝる事を思へば、木草の葉はいかに和たる物を入ても、右の日數五割は遲かるべし、草木の葉をば苅。糞。と云、糞肉類糠類をば身。こ。ゑ。と云、扨苅こやしのたけてこわくなりたる葉を入て、其作にこやしは入たり、能こそ出來べけれと思ふは愚也、此こやしは其作にはきかずして、其作を取て其跡へ重て又植たる作のためとなる也、總じて麥のこやしは稻にあたり、稻のこやしは麥にきくと心得べし、大方の農人こやしの子細を辨へず、こゑにより、又作により、田畑にて日數ふるもあれば、其作の實入時にはよくあたる事あれども、前よりこゑて居たる土にこそ作はすぐれてよけれ、下地肥たる土には、種子を蒔、苗を伏せ、古根をうへても、頓て有付、肥たる土に根をさし、草ふとく生じ、青みがちにしてざとりはやし、ざとりはやければ實入よし、其跡の田畑もはやくあく、又すこしおそくうへても實を取事はやし、又上農下農同時日に植たるも、下農の植たるは實入遲し、

〔農業全書 一〕糞

田畠に良薄あり、土に肥磽あり、薄くやせたる地に糞を用るは、農事の急務なり、薄田を變じて良田となし、瘠地を肥地となす事は、これ糞のちからやしなひにあらざればあたはず、いにしへは人すくなく、田地あまりあるゆへ、年々に地をかへ、或二三年も地を息めをきて作りし事ありしかば、糞養をろそかにてもよく實りて、公私のやしなひ乏しからず、近世は人多く、且飲食のついへかぎりなきゆへ、歲にかへいこへをく事は云に及ばず、種蒔こと年中段々うちつゞき、間もなくゑげゝれば、地の力衰へよはりて、發生の氣乏きゆへ、糞養をよく用ひ、地力を助て、常にさかんにせずば、いかんぞ秋の收め思ふやうならんや、是によりて糞壤をあつめたくはゆるはかりご

とを専にすべし、凡農家秋場を收め、わらあくた糠はしか、枯草などに至るまで、有とあらゆるこやしとなるべき物を、一所に集をき、毎日牛馬にしかせ踐ひたさせ、よきほど高く成たる時、わきなる糞屋に移し置べし、（農人は其分限にしたがひ糞屋を調置べし、糞屋なくしてはこゑを多く貯へがたし、○中略）又上糞といふは、胡麻や蕪菁の油糟、木綿ざねの油糟、又は干鰯鯨の煎糟、同骨の油粕、人糞等の色々、力の及び貯へ或は粉にし、或は水糞と入合せてくさらかしをき、それ〴〵の土地と作り物によりて用ゆべし、黒土赤土の類には、油糟を専にすべし、沙地は鰯よし、濕氣埴り心なるには、木綿ざねの油糟よし、上糞の分は田畠にかぎらず、何れの物に用てもよくきく物なり、されども土の性によりて、少づゝの用捨は有べし、了簡指引して用ゆべし、　それ黒土はらぎて重く肥たるは信に美土なり、然れども間に餘り肥過てみのり少なき事あり、是は河の沙などを入てさはやかにすべし、燒土は信に悪し、然れども糞を用ひて手入をよくし培時は、苗さかへて實りよし、土の性美悪色々替り有といへども、其術を盡し其土地によく合るこやしを用ゆれば、必しるしなしといふ事なし、是を田家に糞藥といふなり、實に其こやしを用るの法、醫術によく似たり、土地に虚實冷熱あり、糞に補瀉温涼あり、土の性よはくやせたるには、鰯油糟人糞など土地を補ふ物を用ゆべし、又地の實してつよく肥過て、却て實りのなきには、河溝などの沙泥をよく干をきてくだきて入べし、又白沙を入ても土氣のつよ過たる滯をさるべし、　又濕氣底冷氣のあるには、灰や燒糞の類を入て温むべし、　又南向終日日當の所など、又うるほひなく土乾きて陽氣がちなる所には、水糞を用ひて陰氣を助くるべし、　又糞壤を貯へ置事も、藥種をおさめ置がごとし、風雨濕氣にあたらず、日向の所に糞屋を作り、のきをひきくして、内を掘、瓦を敷、或は石をたゝみ、灰糞の類を入、其一方には桶をいけ、水糞をしめをき、各用にまかせてつかふべし、喩ば良醫の萬の物を捨ず集めたくはへをきて、それ〴〵の用に隨ひ、病を治するごとく、老農も又泥土ちりあくた萬の糞を集めをき、そ

れぞれの地味に隨ひて、是を用るに殘す糞なし、都て農民の糞灰を大切にする事、精米と同じく思ひ入て、耕作をつとむべし、如此して富を得ずと云事なし、財穀の多少則此糞を蓄る手立に有としるべし、又古語にも、上農夫は糞を惜む事、黄金をおしむがごとしともいへり、　又油糟鰯などの糞を貯へ置て、色々の雜糞に合せ和して用ゆれば、其しるしおほき物なり、尤上糞ばかりを用ゆれば、其しるしつよく利を得る事速なりといへども、所により作り物により、都遠き所にて、雜桒雜穀など其價下直なる物、又は田畠其作人の分量より多くて、手にあまりてあらごなししたるに、大切なるかね糞の高直なるを用ひては、却て造作まけして利潤なきゆへ、色々才覺を以て、雜糞を多く蓄へをき、上糞を少づゝ合せて用ゆべし、是則醫者の人參や甘草などの良藥を少し加へて、他の藥性を引立ると替事なし、　又糞も藥劑と同じ心得にて、一色ばかりはきかぬ物なり、色々取合せよく熱して用る事是肝要なり、糞にかぎりて新しきはよくきかす、ねさせくさらかし、熟する加減をよく覺へて、熟したる時用れば其しるし多し、但あまり程久しく熟し過て、陽氣のぬけたるは、却て又きゝ少しとしるべし、　又田畠に糞を入る事、喩へば和(アヘモノ)をあゆるがごとし、それ〳〵のあへしほどよく思ひあはざれば、味ひ調はぬものなり、こやしも其ごとく、土と糞とよく交りむらなく思ひ合ざればきゝ少く、或は虫氣などの病を生ずる事も、こやしのかげんあしくむらまじり、又は地ごしらへのあしきより出來ること多し、然るゆへに、土地は深き程が利潤は多けれども、糞の少き所にて、底のにが土を深く起し耕す事は、和物の其物は多くして、あへしほの少きと同じ心なり、此等の理りをよくわきまへ、糞のさしひき、彼良醫の藥を用る機轉をよく合點して、農業をつとめたらんは、目前に利潤を得ん事疑ひなかるべし、前に云ごとく、醫者の藥種を吟味し大切にしておさめをき、それ〳〵の用を待てつかふごとく、農民は懇に心を用ひて、糞しをさへ多くあつめ置、種物により土地により、時分を考へ宜きに隨て用ひなば、作

り物の取實におゐては、偏に我倉の內の物を取がごとくに、少もうたがひ有べからず、是誠に土民鄙賤のわざの中にも、取分いやしき事なれば、此理りを委くしらぬ方より見ては、極めていやしめかるしむべけれども、五穀の實りなき磽惡の土地を、忽に變じて則肥良の地となし、少くうへて多く收め取事目前なり、然れば天地化育の功を手の下に助け、百穀を世に充しめ、萬民の生養を厚くする事、農業の內にても、取分此糞壤を調するを以て肝要とすべし、されば心あらん農夫は、此理りを深く思ひ、此に心を留め眼を付て、愼んでよく其事をつとめざらんや、是則目前に天地の化をたすけて、世をゆたかにする手立なれば、聖人の御心にかなひたるわざなり、心あらん人誰か是をたつとびざらん、

〔王氏農書　三〕糞壤

田有良薄、土有肥磽、耕農之事、糞壤爲急、糞壤者所以變薄田爲良田、化磽土爲肥土也、古者分田之制、上地家百畝、歲一耕之、中地家二百畝、間歲耕其半、下地家三百畝、歲耕百畝、三歲一周、蓋以中下之地瘠薄磽确、苟不息其地力、則禾稼不蕃、後世井田之法變、强弱多寡不均、所有之田、歲歲種之、土敝氣衰、生物不遂、爲農者必儲糞朽以糞之、則地力常新壯、而收穫不減、孟子所謂、百畝之糞上農夫食九人也、〇中略　又有苗糞、草糞、火糞、泥糞之類、苗糞者、按齊民要術云、美田之法、綠豆爲上、小豆胡麻次之、悉皆五六月穊種、七八月犂掩殺之、爲春穀田、則畝收十石、其美與蠶矢熟糞同、此江淮迤北用爲常法、草糞者於草木茂盛時芟倒、就地內掩罨腐爛也、記禮者曰、仲夏之月、利以殺草、可以糞田疇、可以美土疆、今農夫不知此、乃以其耘除之草、棄置他處、殊不知和泥渥漉深埋禾苗根下、漚罨既久、則草腐而土肥美也、江南三月草長、則刈以踏稻田、歲歲如此、地力常盛、農書云、種穀必先治田、積腐藁敗葉、剗薙枯朽根荄、遍鋪而燒之、卽土暖而爽、及初春再三耕耙、而以窖罨之肥壤、雍之麻枯、舒瘷反穀殼皆可與火糞、窖罨穀殼朽腐最宜秧田、必先渥漉精熟、然後踏糞入泥、盪平田面、乃可撮種、其火糞積土同草木堆疊燒之、土熱冷定用碌軸碾細用之、江南水地多冷、故用火糞、種麥種蔬尤佳、又凡

退下一切禽獸毛羽親肌之物、最爲肥澤、積之爲糞、勝於草木、下田水冷亦有用石灰爲糞、冷則土煖而苗易發、然糞田之法得其中、則可、若驟用生糞及布糞、過多糞力峻熱、卽燒殺物、反爲害矣、大糞力壯、南方治田之家、常於田頭置塼檻、窖熟而後用之、其田甚美、北方農家亦宜效、此利可十倍、又有泥糞、於溝港內、乘船以竹夾取靑泥、杴撥岸上、疑定裁成塊子、擔去同大糞和用、比常糞得力甚多、或用小便亦可澆灌、但生者立見損壞、不可不知、農書糞壤篇云、土壤氣脈、其類不一、肥沃磽确、美惡不同、治之各有宜也、夫黑壤之地信美矣、然肥沃之過不有生土以解之、則苗茂而實不堅、磽确之土信惡矣、然糞壤滋培則苗蕃秀而實堅栗、土壤雖異、治得其宜、皆可種植、今田家謂之糞藥、言用糞猶用藥也、凡農居之側、必置糞屋、低爲簷楹、以避風雨飄浸、屋中必鑿深池、甃以磚甓、凡掃除之土、燒燃之灰、簸揚之糠粃、斷藁落葉、積而焚之、沃以肥液、積久乃多、凡欲播種、篩去瓦石、取其細者、和勻種子、疎杷撮之、待其苗長、又撒以壅之、何物不收、爲圃之家、於廚棧下、深闊鑿一池、細甃使不滲洩、每舂米、則聚礱簸穀殼及腐草敗葉、漚漬其中、以收滌器肥水與滲漉泔淀、漚久自然腐爛、一歲三四次、出以糞苧、因以肥桑、愈久愈茂、而無荒廢枯摧之患矣、又有一法、凡農圃之家、欲要計置糞壤、須用一人一牛或驢、駕雙輪小車一輛、諸處搬運積糞、月日既久、積少或多、施之種藝、稼穡陪收、桑果愈茂、歲有增美、此肥稼之計也、夫掃除之隱、腐朽之物、人視之而輕忽、田得之爲膏潤、唯務本者知之、所謂惜糞如惜金也、故能變惡爲美、種少收多、諺云、糞田勝如買田、信斯言也、凡區宇之間、善於稼者、相其各各地里所宜而用之、庶得乎土化漸漬之法、沃壤滋生之效、俾業擅上農矣、

〔耕稼春秋 六〕糞

一凡田畠は糞するに、時節兩度有、春するをうぶ糞と云、夏幾度もするを、三州にて洩ごゑと云、〇中略

一糞品々ありといへ共、石川郡河北郡能美郡にては、眞糞油かす灰ごゑ鰯ごゑ、但此魚ごゑは、生

にて鰯は小便にまぜ、又は水を入てもする、いわしごまめ濱にて多取時は、よく干俵に入商買す、地濱は少多也、越後出羽奥州邊より、多當國宮腰本吉越前三國敦賀等へ積廻し、江州より畿內邊こゑになる事多し、〇中略

一早稻、其こゑは田三百歩一反、植付る時眞糞二十荷、馬ごゑ十四五荷する、同引ごゑは苅打仕節、油糟又は泥ごゑ廿荷より三十荷迄田へ打まぜる、此外馬屋ごゑなれば、十四五荷より廿荷まで入る、

一中稻、田一反植付ごゑ、眞ごゑ、十二三荷より十六七荷迄、間屋ごゑ計入る時は、二十荷より廿五荷、同夏引糞は、泥ごゑ十五六荷より廿荷迄、馬屋ごゑばかり入る時は、拾七八荷より廿荷迄、總じて田植付幷引ごゑは、百姓上中下の分限にしたがひ段々あり、其上所により違ひ有、但金澤より四方へ一里餘は、小便馬屋ごゑ大、又三里餘迄は眞ごゑ油かすいわしごゑを用る、又道程四里程、糞灰ごゑ干鰯生いはし、又山方幷山きは、此外に草ごゑを用る、右いづれも員數其外糞品々大方を記す、夏引ごゑは、其田々の出來善惡を見て、二三度にもする也、

〔農稼業事後編 三〕肥し心得の辨

一干鰯油糟、是を畿內邊にては金肥といふ、

一灰煤すくも等を內肥といふ

一燒土、けづり土、溝土、かべ土、くもし土、是を地肥といふ、

一糞魚鳥の洗ひ水、はしり先、（ながしともいふ）是を水肥と云、

一山芝牛馬の糞、厩肥、是をあら肥といふ、

其國所にて、いろ／＼の方言あるべし、

地乾き過たるときは水肥よし、しめり過たるときは灰、燒土、かべ土よし、上肥はあら肥よし、都而

苗は小さき時照りつゞきぬれば水肥よし、又何苗にても、蒔付て上肥を置ざれば、雨ふりて土を直に打ば、土かたまりて苗生じがたし、依而生る用心に、上肥は置としるべし、又生たる苗の肥しともなる也、又小さきときは、度々水肥をすべし、左なければ根淺きゆゑ少し照りても、忽リにいたむゆゑなり、さすれば地潤ひて生立宜し、何の作り物にても、大ひになりては、根深くさす故、たとひ照りあがりても、容易日やけすることなし、たとひ水肥するとて、葉に直にかくるは甚あしゝ、脇よりかけて、根にながれよる樣にすべし、又其根の所へ、鋤鍬の小巾なるものをもて、溝をひき、其みぞへみづ肥を入べし、　又砂地にて早く日やけする地は、底ぬけ桶にてかくべし、左すれば苗の上を桶の底にはめ置たる水たれ、袋の口苗のうへを引通るゆゑ苗いたまず、水をあらあらしくかくる時は、小苗倒れ土にまぶれていたむ也、綿などは水肥葉にかゝる時は、芯(シン)とぶこと有、大根葉にかゝる時は、葉こはがりて味なし、小豆角大豆葉にかくる時は根をうしなふ、又肥しを草にすひとられざる樣、常に草をとること肝要なり、○中略　また東國にては、小便をきかざる物とし用ひざる所有、畿内にては馬糞を肥しに除り用ひざるをみれば、農人偏固の癖なるべし、

〔十字號糞培例〕緒言　此書ハ曾祖元庵翁、初心ノ門生等ニ、切紙ニテ傳授セラレタル培養方也、我家農政學ヲ偏ク人ニ敎ルト雖ドモ、其天意ヲ奉ズル窮理論ト、培養ニ用ル品物三十六種ノ註トニ至テハ、一子相傳ノ口授トセシガ故ニ、此十字號ノ方ヲ以テ糞培ノ例トスル事トナレル也、蓋田畑ヲ開發シテ草木ヲ作ント欲スレドモ、土地天然ニ瘠薄陰冷浮洋太肥亢陽ノ不同アリテ、作物ヲ妨障シ、需ル所ヲ成熟セザルコトアリ、此ヲ土地ノ五患ト名ク、○中略　元庵翁此五患ヲ免ルベキノ法ヲ工夫シ、三十六種ノ糞培料ヲ、或ハ二三種或五六種ヲ配合シテ、甲乙丙丁戊己庚辛壬癸十字ノ糞培例ヲ著シ、所謂瘠薄ノ地ニハ、甲乙二號ノ糞苴ヲ用ヒ、陰冷ニハ丙丁二號、浮洋ニハ戊己

二號、太肥ニハ庚辛二號、亢陽ニハ壬癸二號ノ糞苴ヲ用ヒシメ、以テ其太過ト不及ヲ平等ニシ、陰陽虚實ヲ中和セリ、是ヨリ以后ハ、我家門人所謂五患ニ罹ルノ地ト云トモ、草木ヲ耕種シテ成熟ヲ全フスルコトヲ得タリ、信ニ世上ノ大幸ト云ベシ、

文政七年甲申二月初吉日　　佐藤信淵誌

〔培養秘錄二〕第九章糞苴三十六種ヲ論ズ

多年農事ヲ陶練スルニ就テ、熟々考ヘ試ルニ、凡田畑ヲ培養シ、其土地ヲ能肥シテ、諸作物ヲ十分ニ豐熟セシムル糞苴ハ、活物類ヨリ良ナルハナシ、活物ニ次グベキ物ハ草木類ナリ、土石類又此ニ次グ、所謂其活物類等ノ糞苴トナスベキ諸品、我家舊來用ヒ馴タル者ハ、凡十二種有リ、第一人糞、第二人溺、第三馬牛ノ糞、第四馬牛ノ溺、第五鳥ノ屎、第六蠶ノ屎、第七獸肉、第八魚貝ノ肉、第九乾魚、第十魚油、第十一活物羽毛、第十二骨角殼是ナリ、又草木類モ十二種アリ、第一諸穀、第二諸苗、第三厩肥、第四草肥、第五靑草、第六草木灰、第七米麥糠、第八諸穀ノ稃、第九油糟、第十酒糟、第十一醤油糟、第十二海河ノ藻是也、又土石類十二種アリ、第一屋上ノ煤、第二椽ノ下芥、第三塵埃、第四炙日泥、第五焔硝海鹽、第六硫礬、第七紅砒石、第八砒礦灰、第九石炭灰、第十溝河泥、第十一河砂、第十二客土是ナリ、

〔播磨風土記讃容郡〕讃容郡　所以云讃容者、大神妹妹二柱各競占國之時、妹玉津日女命捕臥生鹿、割其腹而種稻其血、仍一夜之間生苗、卽令取殖、

〔播磨風土記賀毛郡〕雲潤里中土中　右號雲潤者、丹津日子神、法太之川底欲越雲潤之方云爾之時、在於彼村、太水神辭云、吾以宍血佃、故不欲河水、爾時丹津日子、云此神倦堀河事云爾而已、故號雲彌、今人號雲潤、

〔皇大神宮儀式帳〕天照坐皇太神宮儀式井神宮院行事

伊鈴乃御川乃漑水道田波、苗草不レ敷氏作食止、大御事垂給支、亦我朝御膳夕御膳稻乃御田作、家田乃堰水道田波、田蛭波穢故留、我田波留不レ住止宣支、依二此御事一今世毛留苗草不レ敷、亦田蛭不レ住、

〔大和本草魚十三〕鰯 順和名、鰯和名イハシ、本文未レ詳トイヘリ、今俗モ鰯ノ字ヲ用ユ、閩書曰、䱜似二馬鮫魚一而小、有レ鱗大者數寸、 其苗最小ナルヲメダツクリト云、又シラストト云、腥氣ナク味佳、ヤヽ大ナルヲタツクリト云、田肥トスル故田作ト云、或曰、五月農夫ノ苗ヲ挟ム時、最多ク是ヲ美饌トス、故田作ト名クト云、ソレヨリ小ナルニ鹽ヲ不レ淹ホシタル淡蒸ヲゴマメト云、又ヒシコト云、最大ナルヲ鹽ニツケテ、苞ニ入遠ニヨス、賤民朝夕ノ饌ニ用ユ、又醢トシ、糟藏飯藏トス、味ヨシ、又ホシタルヲホシカト云、田圃ノ糞トス、木棉ノ糞トシテ尤佳シ、

〔國花萬葉記攝津六之三〕大坂名匠諸職商人 井 諸問屋

ほしか問屋 新うつぼ かめや 三郎右衛門 かいふ堀 いづみや 二郎兵衛

〔攝津名所圖會大坂四〕永代濱 魚市

干魚は北國より多く積來り、此問丸にて市を立る、之を又諸國へ商ひ、農家の手に渡て、細末とし、灰に合せ、田畑の養ひとす、これを肥しといふ、

〔易林本節用集下〕安房 山河原野田里平均、魚貝多、是以田糞用レ之、

〔農稼肥培論中〕干鰯

先干鰯を漁する國々には、上總の九十九里、房州下總の浦方、常陸の鹿島、奥州南部、松前、遠州、參州の濱つゞき、伊豫の宇和島、豐後の佐伯邊より出る干鰯ことに夥し、其外の國々よりも出る也、又松前より出るは、鯡鯑鮏鰹等の搾りかす、數の子は肥前五島平戸邊よりいづる、煎売とて鯨の油を取たる糟、此外諸國より出る諸魚の油を取たる糟等多し、 右干鰯類を多く用る國々は、山城、大和、河内、和泉、攝津、丹波、播磨、備前、備中、備後、或は四國、すべて綿を作る國々に用ふ、 此問屋は大

阪、兵庫、或は備後尾道等に數軒あり、是に諸國より積登る事夥し、　扨此干鰯に品々あり、とり、薄赤、中ごし長、同く中羽、或は赤中羽等なり、中羽といふは、江戸邊にて常に賣あるく鰯なり、頭太く油少し、尤大小あり、干鰯にして中位也、脊黑と云は、中に脊黑とて二通りあり、又ごまめにも脊黑あり、是油多く干鰯の上とす、脊黑の内の大にて、長四寸五分位也、大鰯といふは、長五六寸位あり、是にて多く油をとる也、年により油の多少あり、油の取やう、左に圖○圖略するごとく、取たる鰯を大釜に入、水を入たきて搾り、簀の中へくみ込、押へ板をはめ、其上に筭木の枕を置、其上に〆棒を横へ置て、〆れば水は簀の間よりたれ、油此水に交り出るをくみ分て取、糟は干上る也、則此油を取たるをとりと云り、又〆がすとも云り、とりとは油を取たる故斯云事とぞ、羽はしかは漁したるまゝを干上たる也、きゝ方は此油を取たる方きゝめ宜き故、とりは直段高直也、　用ひ方は農家能志る所なれば、其荒ましを記す、扨此干鰯を古筵か俵の中ざしなどに入、縄にて口をふさぎ、干鰯は中にてぐさ〱する位にして、其包たる莚の兩隅に縄を付置、肥壺の内に水をいれ、銀壹匁ぶんの干鰯に水三斗の割に入る　其中へ入、兩端の縄にて中へずり込まざるやう留置、三四日過れば、水は茶色になるなり、是則きつすいの肥なればくみ取、其跡へ又水を入、兩端に付たる縄を兩手にてもちてあげさげすれば、つゝみたる干鰯は、筵の中にてもめて、骨と頭計殘りて、肉はみな水に交りおる也、此汁と一番と一所にして、夫に水を程よく和して、綿藍田作、其外のものに用べし、　骨と頭の殘りたるは、くだきて肥しに用ふべし、　海魚には潮志み込ある故、干鰯に鹽氣あると思ふべけれ共、生魚に鹽が志み込ものにあらず、持まへの鹽氣あるもの也、此持まへの鹽といふは焔硝質なり、又骨にもホスホリユスと油と焔硝と同じ樣なる質あり、此油肉中にも多くあり、持まへの油と持まへの鹽とを干付たるものなれば、肥しに用ふれば、此油鹽の二ツにホスホリユスの質加はりて、肥しとなれば、養の最第一なり、

油糟

畿内邊にて、干鰯は綿と藍と多く施す事なれば、關東より多く積み登る、中に上總九十九里（九十九里は地名なり、其所にては白里と書て、九十九里とよましむ、白の字は百の字のてんなとりたる字なるゆゑなるべし、）干鰯の薄赤中こし長、同く中羽、或は内海の赤中羽（中の羽ほしかといへるは、油をとらずにほしあげたるなり、）西國より登るは豐後佐伯の赤中羽、又はとり、其外色ありて、諸國より大阪うつぼ永代濱といへる邊の、大問屋數軒あるに、多く積來る、其價一箇年に百萬兩にも及べりとぞ、之をみな大和、河内、和泉、攝津、山城、丹波、播磨、備前、備中、備後、或は四國にても、干鰯の獵なき所迄は商ふ事也、

〔農稼肥培論下〕干鯡

鯡は松前の產物也、畿内北國にて專ら肥しに用ふれども、餘國にて用ふる事を聞ず、假令用ふ共聊の事なるべし、西國にては知らざる人多し、何國にても冬春に食する鯑（かずのこ）の親也、則松前の浦にて獵して干たるを積來る也、又越前敦賀へ多く積來り、夫より北國筋江州邊へ越、其近國にて用ふ、

〔農業全書十一〕ある國の田舍に、浪人の居けるが、渡世のたすけに、田畠を一年ぎりに買て、下人に作らせける、ある時其里近き湊に干鰯をつみたる船泊りけるを聞、農民ども打むれて、ほしか買に行ける、彼浪人は價なかりければ、富人の買たるを一表もらひて、それを木わたたばこの糞しとし、其餘の少有けるを、五畝六畝ばかりなる田に入て、苗をうゑぬ、下地を能こなし調へける故にや、僅の糞しなれども、暑氣に及び稻大に榮へて、秋の實り米六表餘を得たり、此里きはめて地味あしく、其年貢四つ物成にあたる事稀なり、しかるに右の田實り甚よろしとて、其年十一なりの年貢をかけゝるとかや、

〔耕稼春秋六〕糞

一油かすごゑは、四尺桶に油かす廿五、丼水二十荷、眞糞五荷程入てくさらかし用る、一反田には

人糞

二十二三荷程宛入る、近年かす高直にて、銀十匁に十一二賣買也、然ば廿五の代十六匁八九分、糞五荷代三匁五分、〆二十目餘、合油かすごゑ一荷八分にて高直なる故、夫に付近年は市近島山王村、矢作村近所には、菜種を曳割て、油少々とりて、小便と交せこゑにすれば、油かすより直段十四五匁の德有と云、尤こゑのきゝやうは、猶以よくきくといへ共、村々いまだ仕覺ざる故まれ也、され共近年は村々の內百姓、少々いづれも菜種ごゑいたすといへり、是によつて油かす大分下直になると云、菜種ごゑ餘の糞と違ひ、遲く甚きく上上糞也、

〔國花萬葉記 六之三 攝津〕大坂名匠諸職商人 井 諸問屋

油精問屋

米や丁一丁メ 鹽や市右衛門　同丁 松井や市左衛門　同丁 石川や久次郎

同丁 はいや長左衛門　南久太郎町一丁メ 同 太郎兵衛　米や丁四丁メ 大和や彌兵衛

同丁 鶴や長右衛門　長ほり さかいや又右衛門　同所 さかいや與三右衛門

順慶丁二丁メ 大和や八兵衛　北久太郎町三丁メ 今井や三右衛門　北久太郎丁一丁目 鹽や彌三兵衛

同丁 大和や二郎兵衛　あづち丁 大和や久四郎　同丁 同 太兵衛

通出丁せんだんノ木 玄ほや六兵衛　同丁 同 彌一右衛門　同丁 同 伊右衛門

米粕問屋

太左衛門橋ひがしづめ ぬかや六兵衛

〔農稼肥培論 上〕人屎 大糞 小便

屎を肥しに用ふる事は、農家能知る處なれば委しく云はず、前の小便の論に云如く、小便を絞取たる粕(一口にいへば、小便を絞りたる粕といへども、ゲールとて血となる質あり、)なれば、諸作物に用てきかざるものなき糞壤の第一とすべきもの也、然れども根ふとり葉ゆべきものにおもに用べし、

〔耕稼春秋　六〕糞

一小便ごゑ金澤四方へ一里の在々は、第一こゑを多する也、毎朝毎日こゑかゆる物をこしらへ、侍屋敷井町々家にて是をもとむ、此七八年以前までは、大形藁にて替る、凡冬より春迄、小便一荷に藁小束二束宛、又二月末より三束或は四束、五月六月引ごゑの時分、一荷に六束程、六七年以來よりは、藁にては町方大方かへず、是によつて百姓秋菜大根、或は木瓜かた瓜なすび多く作り、段段こゑを多くする、畠物生長成をすぐり取て毎朝かへる、此菜大根、大形四月迄有、又正二月は所に出來のかぶらにてかえる、或は畠なき所はかぶらかた瓜等所より買求來て替る、又夏六七月八月迄、瓜なすび初は一荷に五ッ六ッ、後には十五廿、かくの如く高直也、今寶永酉年〇二の年頃より、町方貧者共は、いづれも錢にてかゆる、冬は下直、二月末より七八月迄、一荷十四五文より三十文迄買、高直之時は必百姓こゑ多く入時分也、百姓は第一其分限にゑたがひ、こへやを廣く作り、金澤廻り一二里は、毎朝毎日多く取ゆへ、こゑ桶を多く年々とゝのひ置事吉、貧者は桶等數多こしらへる事いたし難き故に、水さし又行ざる田畠の内に、或は六尺四方又は一丈四方に、丸角の穴をこしらへ、廻り底とを土にてよくぬり、小便或はどろを入置て、春天氣よき時分、麥菜種或は植田などへ入る、尤跡々は、冬の内大雪時分は、代なしにも小便町家よりもらひ候得共、唯今は代なしには取事なし、是必年麥菜種こゑ多きゆへ也、

一付坪と云事あり、是は第一金澤三里五里迄遠方百姓之する事也、金澤侍屋敷、又は町方、寺社方の糞取事を云、家内人數七八人、又は十人迄有所は、秋米にて五斗、四五人有所は二斗五升、然ば石川郡にて草高五拾石持百姓は、米二石程毎年付坪有、此糞は一家不殘、小便眞ごゑ共に取物也、

一侍屋敷馬屋ごゑは、大形其百姓、又はぬかわく等入る百姓取もの也、此代錢は殘らず中間小者の取事也、

〔農稼肥培論上〕人尿尿溺

關東の人、小便は肥にきかざるものにて、土に應せぬ抔いひて、更に用ひざる人ありても、畿內の農人の如く、大切には思はぬなり、畿內の農人の言るには、小便は人身胃中にて造る所の酒にして、大便は酒の精也、故に唐土にて、小便の一名を輪廻酒と名づけたるも理なり、まづ小便ばかりを菜蔬にかくれば、忽ち葉ちゞれて、枯事大便より最甚し、此小便の酒と同じ利方ある證據は、作物に程よく水に和し施すに、速に莖葉にきく事、酒の醉の廻るに等し、大便の功能は葉末にきく事は甚薄く、根の方によくきく也、

〔見た京物語〕尿を用ひ糞は不用、肥取馬などいふものなし、朝々青菜にしやうべんしようとて百姓ありく、

〔農稼肥培論中〕肥前國濱村といへる近邊にては、小便桶といふものなく、住居の疊をまくりて、簀子を荒くかきたる間より、男女とも小便をする事也、是は其床の下は深く堀り、砂土を入あり、此土に小便しみ込ば、丁度鹽を製する道理にて、小便の精液の鹽氣砂にしみ込、勢力強くなるべし、則此小便に含たる精鹽が、是卽硇砂なり、是を麥蒔前に、簀子をはづし取出して、又乾きたる土を入かへ、扨此出したる肥土を、糞屋に貯置、麥の蒔肥とし、又生てより根に施し、其外の肥しとするに、餘の肥しよりはるかにすぐれりとぞ、是を其所にてのうれ。。。うといへり、如此したる肥しは、作物に、癖つく事なし、鬱したる氣を解し、陽氣になして、植もの、榮え格別也、都て肥しも右のごとくして用ひなば、ます〱きゝめよくなるべし、しかし床の下に小便の氣あるは、大ひなる毒にて、黃腫の病を發し、又短命なるものなれ共、小兒の時よりなれたる故に、害とならざるものにや、

〔有德院殿御實紀附錄十四〕或日郊外に御狩ありしに、田間の畦つたへに、鳥の落草をもとめありかせ玉ふとて、土民等が貯へ置きし糞桶に觸玉ひ、御衣いさゝかけがれければ、いそぎ清水を奉

り、あらひそゝがせ御衣をもぬぎかへ玉ひける、その桶を貯へし農民をつれ來るべしと仰ありければ、いかなる御心にやと、供奉の人々もあやぶみけるに、ほどなく鳥見の役數人、かの農民を引つれ來り御前に引すゑければ、百姓は田實を肥さんため糞を買とり來り、かくのごとく貯へ置事なれば、さこそ辛苦して荷ひ來りしならめ、我あやまちてこれを費したれば、その價を得させんとて、ぬぎかへられし御衣を其まゝかの民に下し賜はりしと、

〔延喜式 三十九内膳〕耕種園圃

營蔓菁一段、○中略 糞百廿擔擔別重六斤、運功廿人人別日六度、從左右馬寮運北園、下皆准此、

營蒜一段、○中略 糞二百十擔、運功卅五人、

營韮一段、○中略 糞二百十擔、運功卅五人、

營葱一段、○中略 糞二百十擔、運功卅五人、

營薑一段、○中略 糞二百十擔、運功卅五人、

營蕗一段、○中略 糞百廿擔、運功廿人、

營薊一段、○中略 糞百廿擔、運功廿人、

營早瓜一段、○中略 糞七十五擔、運功十二人半、

營萵苣一段、○中略 糞百卅二擔、運功廿二人、

營葵一段、○中略 糞百卅二擔、運功廿二人、

營胡荽一段、○中略 糞百卅二擔、運功廿二人、

營蕓薹一段、○中略 糞百卅二擔、運功廿二人、

營蘇良自一段、○中略 糞百卅二擔、運功廿二人、

營蘘荷一段、○中略 糞百卅二擔、運功廿二人、

蓺水葱一段、略〇中糞百廿擔、運單功廿人、
營芹一段、略〇中糞百廿擔、運單功廿人、
〇按ズルニ、大麥、大豆、小豆、大角豆、晩瓜、蘿芋ノ七種ニ糞ヲ言ハザルハ、之ヲ施サヾルニ因レルカ、

〔齊民要術一〕雜說
凡田地中、有良有薄者、卽須加糞糞之、其踏糞法、凡人家秋收後、治糧場上所有穰穀穢等、並須收貯一處、每日布牛腳下三寸厚、每平旦收聚堆積之、還依前布之、經宿卽堆聚、計經冬一具牛踏成三十車糞、至十二月正月之間、卽載糞糞地計、小畝畝別用五車、計糞得六畝、匀攤耕蓋著、未須轉起、自地元後、但所耕地、隨向蓋之、待一段總轉了、卽橫蓋一遍、計正月二月兩箇月、又轉一遍、然後看地宜納粟、先種黑地微帶下地、卽種糙種、然後種高壤白地、其白地候寒食後、榆莢盛時、納種以次、種大豆油麻等田、然後轉所糞、得所耕五六遍、每耕一遍蓋兩遍、最後蓋三遍、還縱橫蓋之、候昏房心中下黍種、

〔沙石集五上〕學生之世間無沙汰事
常州ノ東城寺ニ、圓幸敎王房ノ法橋トテ、寺法師ノ學生有ケリ、佗事ナク正敎ニ眼ヲサラシ、顯密ノ行怠リナキ上人也、世間ノ事ハ無下ニ無沙汰也、田舍ノ習ナレバ、田ニ入レントテ、小法師糞ヲ馬ニ付テ行ヲ見テ制シテイハク、ナニシニ其コエヲモツゾ、ヤレ法師ガ祈リニ仁王經ヲ讀ゾ、馬ノ糞ニヲトル仁王經シモアランヤトゾ云ケル、

〔農稼肥培論下〕厩肥
畿内邊にては、馬屎を肥しに用ふる事は疎にて、小便より劣りたる肥とす、關東にては、小便より馬屎を大切にして用ふ、殊に江戸にては、近在へ取行て、小便に交とかして畓、植ものに用ふる時、水を程よく加へて、麥油菜其外いろ〳〵の作りものに施すなり、

鳥糞

〔八丈島年代記〕一元祿年中迄、八島小島共に作場江下肥しを遣ひ候事無之處、此節打續き困窮し、牛の肥し不求、農業難成候所、樫立村の内百姓吉右衛門と云もの、下肥しを初而遣ひ始メ、夫より村々共に下肥し遣ふ事を覺へる、但小島は今以不用、

〔培養秘錄三〕第十四章鷄屎ノ用法ヲ論ズ

翁○佐藤玄明曰、鳥類ノ屎ハ其性極熱ニシテ、濕氣ヲ乾カスノ効アリ、脂膏アルコト甚多ク、且硇砂ノ氣ヲ含有スルモ少ナカラズ、故ニ其滲徹スルコト強シ、水鳥ノ屎ハ殊更ニ烈シ、鶿鷀ノ屎ニ至テハ、熱燥ノ極酷シキヲ以テ、往々草木ヲ枯殺ニ至ルコトアリ、然ドモ法ノ如ク他ノ糞料ニ調和シテ、此ヲ陰冷ナル濕地ニ培養スルトキハ、驚異スベキ程ノ妙効ヲ奏ス者ナリ、只其多ク得ベカラザルヲ奈ントモスルコトナキノミ、多ク得ベキ者ハ雞屎ナリ、因テ雞屎ヲ多ク得ルノ法ヲ致ン、汝能此法ヲ世ニ弘メテ、肥培ニ不足ナカラシメバ、他鳥ノ屎ハナシト云ドモ、農業ニ於テ遺憾ナカルベシ、

〔農稼肥培論下〕鳥糞

鳥の糞を肥しに用ふる事は、百合桔梗等に施ば能きゝてよし、其外施しなれたる所にては、其用かたに功者あるべし、

〔牧民金鑑十一〕安永七戌年十月十九日申渡

田草の内、ひる藻と申草遣廣り、強深根ニ而、草業とも手間取、其上稲草痛にも成候由、右體の藻草有之候田地仕付の節、鷄糞入候得ば、右藻絶田方肥にもなり、村方勝手にも成候筋ニ付、關東筋の内、右體の藻草多く、鷄糞等も有之村方江は、右の趣申教候樣可致候事、

蠶糞

〔培養秘錄三〕第十五章蚕屎ノ用法ヲ論ズ

翁○佐藤玄明曰ク、蠶屎ハ温煖滋潤ノ脂油ト、揮發運化ノ鹽氣ヲ含メリ、故ニ虚膨(ヨハスギ)テ維持スベキノ土

地ト、軟鬆（モロク）シテ保護スベキノ田畑ヲ培養シテ、作物ヲ豐熟シ、且ツ硬實タル土地ヲ軟化ニシ、陰冷ノ場處ヲ温煖スルノ効アリ、滋養ノ氣極テ厚シ、蟓ト蛾トハ屎ヨリ滋潤ナル脂油ノ多キヲ以テ、草木ヲ肥養ノ効能殊ニ勝レタリ、只此三物ハ多ク得ルコト難シ、

毛肥

〔農稼肥培論下〕毛爪革類の肥

河內國にては、綿の一番肥に、毛肥を施す處多し、是は其土地に相應したるか、入覺たる故にや用ふるなり、此毛は鹿牛馬犬などの類の毛なり、施なれざる所にては、きゝかた薄かるべしと思ふべけれども、其功至てするどく、効驗あるものなり、

〔培養秘錄三〕第二十章人髮獸毛ノ用法ヲ論ズ

翁曰、〇佐藤玄明　毫毛ハ獸類ノ衣服ナリ、是ヲ以テ自然ニ温煖保護ノ性ヲ含ミ、且發生ヲ揮發スルノ氣モ又强シ、就テハ此ヲ農事ニ用テ、他物ノ及バザル所ノ奇効ヲ奏スル妙用多シ、諸獸ノ毫毛皆用ユベシ、又毫毛ノ類ニ於テ頗ル神靈ニシテ、最モ尊貴スベキ者ハ、人ノ目代毛及ビ脱髮ト梳頭垢膩ナリ、凡毫毛類ハ多ク得ルコト甚難シ、只月代毛ト脱髮梳頭垢膩ハ、江戸及諸侯ノ城下、其他繁華都會ノ大邑津港等ハ、篦頭鋪（カミユヒドコ）ニ手ヲ廻サバ、頗ル多ク得ラルベシ、農事ニ志ノ篤キ者ハ、心ヲ用レバ難キコトニ非ザルナリ、

穀肥

〔培養秘錄四〕第二十二章穀肥ノ用法ヲ論ズ

穀肥トハ、穀類ヲ肥養ニ用ユルヲ云フ、總テ粳米糯米ヲ始トシテ、大豆、小豆、豌豆、綠豆、蠶豆、鵲豆、大麥、小麥、蕎麥、黍稷等、皆此ヲ用ユベシ、然ドモ粳米糯米ヲ糞培ニ用ユルコトハ、近來制禁トナレリ、凡ソ穀類ノ實ヲ生ニテ糞培ニ用ルトキハ、其滋潤温煖ノ性ト生氣發達ノ勢トニ因テ、其作物ノ精神ヲ專ラ莖葉ト穗トニ上リ湊シム、故ニ能其莖葉ヲ肥大ラセ、殊更ニ其種子ヲ十分ニ實セシム、是其天性ニ從フ法ナリ、然レバ根ヲ需テ作ル者ニハ、穀類ノ肥ヲ用ルハ無益ナリト知ルベシ、

草肥
苗肥

○中略

大豆肥用法

大豆ノ生糞ハ、專ラ稻ヲ植タル田ニ用テ、既ニ苗ヲ刺テ頗ル成長シ、二番草ヲ耘時分ニ、卽此ヲ用ユ、但シ一段ノ水田ニ、凡大豆一斗ヨリ四五斗ニ至ル迄、生ニテ蒔散シオクトキハ、三伏ノ炎暑ニ泥土沸キ騰リテ、豆悉ク消化シ、極良ナル肥培トナリ、米ノ豐熟スルコト、驚クベキノ多キニ至ル、此ヲ用ヒザル田ニ比校スルトキハ、一段ノ田ニテ七八斗ヨリ一石餘モ米ヲ多ク豐熟ス、故ニ絕レタル老農ハ、常々此法ヲ用テ、皆其家ヲ富スモノナリ、近年大豆ノ高値ナルヲ以テ、豌豆、蠶豆、大麥、黍稷等ヲ代用ス、大豆ノ性功ニハ如カズト云ドモ、大略其用ヲ達ス、故ニ往々此ヲ用ユ、○中略予ガ親戚ニ、武州足立郡鹿手袋村永堀藤五郎ナル者アリ、農事ニ老練ノ人ニテ、年々水田ニ稻ヲ作リ、一段ノ内ニ大豆ヲ種肥ニ用ルコト六斗ニ至ル、故ニ他ノ百姓ヨリ、恒ニ一段ノ田ニテ米ヲ得ルコト一石二三斗モ多シ、良農夫ト稱スベキ者ナリ、

〔和漢三才圖會 百三穀〕糠

又以糠爲田圃培、立鰮培之右、蓋鰯多出於房州總州、運送之大阪、畿內農人用好之、東北地凍而非糠不可、故畿內之糠多運送于武陽、關東農人重之、土地之異同然耳、

〔播磨風土記 賀毛郡〕河內里、土中下右由川爲名、此里之田、不敷草下苗子、所以然者、住吉大神上坐之時、食於此村、爾從神等、人苅置草解散爲坐、爾時草主大患訴於大神、判云、汝田苗者必雖不敷草、如敷草生、故其村田、于今不敷草作苗代、

〔淸良記 七上〕糞草之事

一蕨草　一小萩　一おもと　一せんまい　一たづ
一土たづ　一河原杉　一蓬　一葛葉　一青萱

一かづら類　一うつ木　一海藻類　一觀音草　一畑草類

是等は草木の內にても多くして、勝れたる養也、此外不可勝計ざれども、こやし草の上中下の大概を知べきには、食物にして味甘物上なり、其味は不勝ども、葉の柔なる物は中也、水氣の有物は下と知、右之外桑、柳、雲見草、櫨、枌、桃、槿(ムクゲ)、藤、菽葉などは、別して上也、常磐木の類の葉不善、それも夏木立の和なるはよし、さて栗、柿、樫、樟類惡敷、されども入ざらんにはましたるべし、肉類食物類はいづれもよし、畑の草は田へ入、田の草は畑へ入ては何もよし、其如く田畑を入替て吉、かく他所より木草の葉土迄も求運びて、田畑のこやしとするに、下農のいたづらものは、田畑に見ぐるしく草をはやし、野原の如くにして、其作を押伏しらるゝ上に、其草を引て置べき所なければ、畝畔道へ上てすつる、其道往來の人の妨と成、剰其草に土も肥て、道も崩て惡敷さりあへぬ迄養となるか、ゝる事をする土民は外道也、穀つぶしとも云つべし、

〔農業全書一〕糞

田畠を肥すに、苗糞、草糞、灰糞、泥糞の四色あり、先苗ごゑと云は、菉豆を上とし、小豆、胡麻を其次とす、大豆、蚕豆もよし、當年五六月田に厚く蒔、よきほどさかへたるを、七八月犂かやし殺をきて、春穀田とする時は、二年の取みも有物にて、濃糞を敷たるにははるかに勝れり、(是は瘠地多くして、間には其田をやすむる所にてする事なり、たとひ如此はせずとも、田畠をこやす手立の心もちになる事なり、)又草糞と云は、草木しげりさかへたる時かりたをし、屋敷の內或は近邊にても、日向の所に、いか程も多くつみかさね、雨おほひをよくし、むせ腐り爛たるを細かにきりかやし、便溺をうちひたし、日に當乾し貯へ置て、畠物を種る時の敷ごゑにして取分宜し、尤種子に合せて蒔もよし、是ねばき土堅き土に用て一入よし、初おはりよくきく物なり、〇中略　又草糞と云は、山野の若き柴や草をほとろといひ、又かしきとも云なり、是を取て牛馬にしかせをき、或はつみかさねて腐かし、又は其まゝも田畠に多く入れば、取分よくきく

物なり、殊に其田畠の土やはらぎはらゝぎて、後まで肥るものなり、陽氣發生のさかむなる時の物なれば、其柴草の陽氣を以て、則五穀作物の陽氣を助けて、よくさかゆる理り也、

〔農業全書十一〕小身なる士、ふかき山里に住けるが、下人の隙あればとて、少し田畠を作らせける、五月雨の比、遠所に有ける子のもとより、見まひとして下人に酒肴などもたせ遣しける、親甚悦び、耕作の最中闇敷折ふし來こそ幸なれとて、夫の男を一日とゞめをき、田に入る草をからせける、山中草多き所なるうへ、よき草を二十五六把切出しける前より刈をきたる草に是を加へて田に入れ、時分よく苗を種へければ、大に榮へはびこりて、秋にいたり米五俵半を得たり、此田も農人前々より作りては、きはめて豐年にあひても、漸く米二俵半など出來ぬれば、まれなる幸とて悦びける事となり、

〔農稼肥培論中〕新開の川砂は、初てものを仕付に、土氣なくしては育がたきもの也、此地にはまづ虎杖を方々の野邊より取來りて植付、三ヶ年其儘置、成長致させ、春夏にかけ刈て切くだき、根は牛に犂を仕かけすき切らせ、猶大きなる根は、鍬にて切くだき、一面に程よく蒔散し置、よく腐らかし、砂に鍬もて切交れば、砂に黑み付て土の如くなるもの也と、或先生の説なるよし承りぬ、

〔農稼肥培論中〕苗肥の事

凡苗肥といへるは、一年宛地を休め、緑豆、胡麻、大豆、蚕豆等を蒔、七八月に茂りたるを犂殺し肥とするに、よき肥しを入たるよりはるかまされりと、農書にあり、今は休め地と云事をする事なし、是人多くなりたるに依てなり、諸國にて見及べるうち、備前、備中、いせの津、其餘の國々にては、田を刈たる跡に、紫雲英（武州川越邊にてはたぶんづといふ、九州にてふうざう花といふ所あり、國所にて名かはるべし、畿内にてげんげ花といゝ、）の實を一面に蒔散し置、四月頃耕かへし、田の肥にする也、又或國にては、豌豆を一面に蒔て、四月末に耕返し、又脇の畑に作り置き、其頃引かへし、田に入犂交て、肥しとする所あり、

〔培養秘錄四〕第二十三章苗肥ノ用法ヲ論ズ

翁曰、苗肥トハ、百穀ノ種子ヲ田畑ニ蒔著テ、芽ヲ發生セシメ、其苗既ニ長ジ、或ハ花ヲ開キ實ヲ結バントスル頃ニ、鍬ヲ以テ耙倒シ、或ハ此ヲ畠ニ作リ、採テ他ノ水田及ビ畑等ニ入レテ、悉ク其苗ヲ耕混シ、此ヲ腐ラシメ、以テ其田畑ノ肥培トスルヲ云フ、抑此法ハ、其蒔タル種物ノ芽ヲ生ジテ、苗既ニ生長シ、大地資養ノ精氣ヲ得テ、滋潤ノ油モ既ニ湊リ、揮發ノ鹽モ既ニ集リ、漸々繁榮スベキ勢ヒ既ニ成ル者ヲ、悉ク耕倒テ、此ヲ田畑ニキリ錯ヘ、其含有タル所ノ生々ノ氣ヲ、再ビ大地ニ復歸シテ、大地資生ノ精力ヲ補益スルノ術ナリ、是故ニ生々ノ元氣ヲ强壯ニスルコト、此ニ勝レル者アルコトナシト知ベシ、凡百穀百草何レモ皆苗肥ニ用ユベシト云トモ、別シテ油氣多クシテ性功ノ最モ盛ンナルハ、豌豆ヲ第一トシ、綠豆ヲ第二トス、大豆、豇豆、蠶豆、鵲豆ハ此ニ次ギ、黍稷幷ニ蜀黍等又此ニ次ギ、南瓜、西瓜、絲瓜、萊菔等ノ類ハ又其次也、

〔倭栞訓前編加六〕かじき　伊豫の山中にいふは、木を打おろして、燒て灰とし、穀を蒔也、火田是也、

〔成形圖說農事四〕飼敷(カシキ) 和訓栞、草木葉を水中に漬し數て、田に飼ひ養とするより云、或謂刈數なり、或謂木數也、伊豫の山中に木を打おろし、燒て灰とし、穀を蒔るをもいへりと、又浸種をかし、漸米をかしよれなど訓るも、おもひ合すべし、　保登呂

淤蔭　清耕織圖、淤水中泥艸也、六月稻苗旺時、放去水乾、將亂艸用脚踏入泥中、則四畔潔淨、用灰糞麻枯(アブラカス)、相和撒入田內、曬五七餘日、至土乾裂時、放水淺浸、此月正宜加力也、　秏 音耗、正字通、以草木葉糞田、類篇、吳俗以草木葉糞田曰秏、○中略

按に、穀菜は固より草木一切の養は、先下糞を第一とす、是根張に養を受留るにより、心を徹て養行屆なり、下糞を惡して、後の澆糞許にては、地中よりの上氣を壓て、本株に腐り附、必虫を生じ、下葉より枯上ることあり、されば飼敷といふも、專下地に養を敷置の實言よりいひ習せるなるべし、西土の秏は苗種て後になすよし見えぬ、　凡稻田には、春の木草嫩芽新葉を發(イダス)を相視て、これを刈とり、三番打起の時、田中へ蹈入肥養となせり、木芽をば山かしきといひ、草の葉を野かしき

といふ、稲はかしきの敗爛に随ひ、根はり堅くなり、實を結ぶこと尤宜し、肥糞のみ澆たるは、葉一稈は茂り盛れども、穂を出すこと短く縮り、粒脆く米少し、又土脉の温潤あらざる地は、かしきを用ゐても、來年まで、消化ず、自若に存る所もあるなり、是は泥田などの地底より、水湧暖り薄く、地冷るゆゑなり、因て泥田にはかしきを入ざる多し、　萩は、杼、櫻、楳欅、樸葉樹、接骨木、胡枝等の嫩葉を第一として、一切の草木皆用うべし、櫨椽の核仁もよし、土精の強き地は、皮を剝たる楮幹、或は胡頽などの木幹を入るに、一七日許にして皆土と化所あり、是は其地極めて媛つよき田なり、然ば糞にも地の熱と寒なるとを辨へて、温なるは冷し、冷なるは温まる物を糞べし、畿内上田のごときは、肥糞をつかひがたく、皆小便なり、大和地邊は獸毛を以養とす、

〔敎令類纂 初集八十七〕慶安二己丑年二月廿六日

一百姓はこへはい調置候義專一に候間、せつちんをひろく作り、雨降り候時分、水不入様に仕べし、それに付夫婦かけむかひの者、馬をも持事ならず、こへため申儀もならざるものは、庭之内に三尺に貳間ほどにほり候而、其中へはきだめ又は道の芝草をけづり入、用水をながし入、作りごゑといたし、耕作江入可申事、〇中略

一何とぞいたし、牛馬の能を持候様に可仕、能牛馬ほどこへを多くふむものに候、身上不成ものは是非不及、先如此心がけ可申候、幷春中牛馬に飼候ものを、秋さき支度可仕候、又田畑江かりしき成共、其外何ごへ成共能入候へば、作に取立有之候事、

〔農業全書 一〕糞

火糞と云は、萬の物をつみかさねてむしやきにし、其灰をこきこゑに合せ、麥を蒔、其外萬の物に用ひて虫氣もせず、若こしらへなるべき所ならば、多くもこたゝめをき、深田泥田に入れば取分よし、小麥を蒔、肌糞にしてならびなし、諸の菜をうゆるには、必此やきごゑを用ゆべし、取分濕氣

水肥

心にはなを宜し、殊に此火糞は物のできをはやむるものなり、又場の一方の水の便りよき所に、ねりべいをつき、糞屋を作り、湯釜をぬりすへ、毎日掃除の塵あくた、其外あらゆる物をかきあつめ、又は外の仕事に出る者は、常に草がら何にても、目の及ぶに取持來りてからしをき、此釜の下に火の絶間なく燒ぬれば、熱湯のたゆる事もなく、萬の用を達し、其灰焦土つもりて、限りなき糞となるべし、〇中略 濕氣、冷水氣、泉に近き底冷氣する田、又は山田の日を見ざる所などは、其もとめなるべき事ならば、蠣蛤の類の貝がらを灰にやき、糞に合せ用ゆればしるし甚つよし、

〔農業全書 一〕糞

沐浴の湯、洗濯の濁水をば、皆糞溺と合せて水ごゑとなすべし、 總じて作り物に糞しを用ひても、時分々々のうるほひをなさゞれば、亢陽とて唯陽氣のみにして、土地乾き過、ふとりさかゆべき時しほはづれて、かねての手入も空しくなる物なり、しかれば水糞を多く貯へをき、時をはかりて是を用ひ、陰氣のやしなひとすべし、水糞燒糞の二色は、第一陰陽を調るために專ら用ると心得べし、物のふとり榮る事は、陰氣うるほひの養にあり、又其實のりは、陽氣の力なりとしるべし、〇中略 又水糞の類を菜にかくるには、弱き物には細雨の中にそゝぐべし、常には雨中に水糞をかくれば、糞の氣ながれて益なし、晴天の時をよしとす、 又水糞を穀田に用るは、土かはき研(ワレ)たるに、晴たる時うちひたして干付れば、しめりたる時に濃糞をかけたるには甚勝れり、

〔農稼肥培論 上〕水肥の事

水肥といふは、魚の洗汁、臺所にて食器等を洗ひし水、風呂の湯、(人の膩なれば、小便におとらずきくなり、)常の洗足洗濯の水、悉く溜桶に入置用ふべし、就中旱魃の時水に合して、毎度植もの、根に用べし、是も旱の時根に檜杓にてかくれば、畦の下へ流れ落て、半分ならでは根に行屆かぬものなり、畿内邊にては、根を三四寸又は五寸程除て、脇に釿鍬(巾二寸位小鍬なり)にて小溝を引、其溝の中に水肥を流し込ば、畦

底へながれ費事なく、根にのこらず行滿る也、

泥肥

〔農業全書一〕糞

泥糞と云は、池河溝などの底の肥たる泥を上げ、よく〳〵乾しくだき、糞屋に入をき、久しく程をへて人糞灰など合せ、又は新しく熱氣のつよきこゑと合せ用れば、其こゑるしつよし、此こゑを用れば、菜の類其外作り物にくせのつくことなく、吹込の所に用ゆべし、物の鬱したる氣を解し、物をさはやかにし、萬に用ひて難なきこゑなり、

〔農稼肥培論中〕泥肥の事

泥肥といふは、池河溝などの、底の肥たる泥を上、すこし乾かし、芝の干たる歟、藁にても、一尺程づつに切、壁ぬる土位に踏交、箱(いかき)にもりて、雨のふり込ざる小屋の軒下などへ打明、其上には打明、餅を重ねたる如くつみ置ば、日數を經るにしたがひ能乾く也、此乾きたる土を、田を耕時、程よく碎き入れば、大體の肥しを入たるより能きくもの也、都て乾きたる土を田に入るれば、能肥しになり、餘の肥を入ずとも、田はよく實登る也、攝津國河內邊にては、半田と號し、中深の田の土を、香盤盛たる如く高く掻揚畑となし綿を作り、低き所には稻を作り、二三年も如此して、又元の如畑を潰し、一面の田となして作る也、其年は別に肥しを入ずとも、乾きたる畑土を入たる故、よく實登るとて專ら斯する也、

石灰

〔培養秘錄五〕第四十一章石灰ノ性功ヲ論ズ

翁曰、新石灰トハ、燬テ時ヲ經ザル者ヲ云フ、何ントナレバ、久シク貯ヘ置タル石灰ハ、其氣既ニ脫去リテ、此ヲ肥培ニ用ルト云ドモ、効能ノナキヲ以テ也、又膏風灰石炭ノ灰等アレドモ、性功大ニ石灰ニ劣レリ、故ニ專ラ新燒灰ヲ用ユベシ、此膏風ト石炭ノ灰モ、新ニ燒タル灰ヲ二斗用ユレバ、新石灰一斗ニ當ルベシ、

石灰ヲ製スル法

山ノ崕ニ石灰トナスベキ活石ノアル處ヲ見立テ、其崕ニ傍テ下ヨリ柴薪木ヲ積上ゲ、火ヲ放テ其活石ヲ煆時ハ、表面悉ク煆テ軟石トナル者ナリ、火消テ火氣ノ冷ニ及テ、彼崖下木ノ燃タル炭末等ヲ掃除シ、鐵鎚ヲ以テ其煆化シタル所ノミヲ打碎テ此ヲ剝シ、大塊小塊ヲ論ゼズ、桶ノ中ニ實テ、封固ヲ嚴密ニシ貯フベシ、是即新石灰ナリ、此ヲ用ルトキハ、搗テ粗末トナシ、他ノ糞苴ト調和シ用フベシ、此新製石灰ヲ如斯密封シテ貯ヘ置クトキハ、年月ヲ經ルト云トモ、其灰ノ中ニ必ズ火氣ヲ含ミテ潛藏シアル者ナリ、故ニ此灰ニ妄ニ水ヲ注ルトキハ、忽チ火ヲ發ス、ヨク用心シテ取扱フベシ、主能其性大熱火氣ヲ含藏セリ、故ニ紅礬石爐礦ノ如ク、陰冷ノ土地ヲ温煖ニシ、作物ヲ豐熟スルコト、意外ナル妙効アリ、何ントナレバ、此灰中ニ含メル鹽氣ハ、燖熱煦温極テ酷盛ナルヲ以テナリ、

〔救荒事宜〕蝗を逐ふ事

近來田の肥に多く石灰を用ふ、古よりなき事なれば、田地を瘠せしめ、又はその米を食へば、毒也などいふものあるゆへ、役人もあやぶみて禁ずるものあれども、いつたいは干鰯より下直にて、稻もよくみのるゆへ、民どもひそかに用ひ、今は大分廣まりて、禁もゆるみたり、余〇齋藤拙堂西土の書を見るに、彼土には、此邦よりは久しく用ひ來れり、廣東新語を見るに、嶺南にては石糞と名づけて、専ら用ること也、田に石多き地ゆへ、すぐにその石を燒て肥とするに、火の氣あるものゆへ、田地陽氣を得て、苗長じ易く、穀多く出來て、鼃蛤(かいる)の類を醃死といへり、かく石灰は利あるものにて、此方にても、田の瘠せ人に毒なることは、いまだたしかに見當らざれば、用ひて氣遣ひあるまじき也、石灰の肥にて蝗を除く事はならね共、蛭蛙の類は死するといへり、畑にては、土龍も去るといふ、

補、再按、其後石灰にて作れる米を食するに、味薄く、秤にかくるに、目方も輕るければ、米の性は惡しく成と見へたり、但し人に毒なる事はなき也、又石灰の肥は、山方草作りの田に利多くして、平地の田には利なく、或は害もあると也、

補、再按、石灰諸虫をころすゆへ、根虫などにはふせぎにもなるべきか、聞たゞすべし、

〔培養秘錄 五〕第四十二章土硫黃ノ性功ヲ論ズ

翁曰、土硫黃トハ硫黃ノ下品ニシテ、土質ノ混淆シタル者ヲ云フ、温泉ノ上ニ浮タル湯ノ花モ、沈メル湯ノ花モ、其性功同ジ、其他硫黃ノ混ジタル土質皆用ユベシ、○中略 硫黃ノ主能ハ、性熱ニシテヨク土性ノ温煖ヲ助ケ、水底ノ泥土マデヲ温養ス、故ニ培養ニ用ユベキコト多シ、或ハ土硫黃ノナキトキハ、鹽竈ノ崩土ヲ用ルモ又宜シ、然レドモ性功ハ大ニ劣レリ、若シ又鹽竈ヲモ得ベカラザルトキハ、古キ竈ヲ崩シ、其焦土ヲ用ユルモ宜シ、

〔農稼肥培論 上〕清の趙雲崧といへる人の説に、寧夏といへる地は米の多くある所也、されば田に肥しをする事なく、黃河といへる河の水を、田に入て作るに、其田能く登るよし、尤田のみづ清く澄時は落し、又河の濁れる水を入て作るよし、全水の中に肥しとなるべきものを含める故也、既に肥後の國合志郡大津といへる所の町中を流れ、末は廣き川となり、六七里を過、熊本の城下の邊より海に入、此川を白川といふ、檜垣の諺に云白川はこれなり 扨此川の邊りの田に稻を作り、畑に菜種子麥其外のものを作るに、別に肥しといふものを求めずして、此川の水を引入、或は肥しをかくる如く、作物の根にそゝぎて作るに、餘の肥しを用ひたると同じく生育する也、元來此川の源は、同國阿蘇山阿蘇大權現御鎭座の山也より流れ出るなり、此山は硫黃山にて、常に山燃て煙の絶間なし、全く硫黃と焰硝との多き山なるべし、然れば此硫黃と焰硝の氣水にしみ込て肥しとなると見ゆ、前にも、論ずる如く、草木にも生類にも、其持まへに自然と硫黃の氣のあらざるはなし、故に此水も同性

雪水

質あればよくきく道理ならん、趙氏黄河の說も其理是に同じかるべし、

〔昆陽漫錄二〕雪水

駿州富士山ノ下ノ村ニテハ、糞シナシニ水ヲカケヒキシテ麥ヲ作ル、コレ富士ノ雪水ユヘナリ、

北國ノ厥薇モ、大雪ノ年ハ肥テ宜シケレバ、誠トニ雪ハ豐年ノ瑞ナリ、

〔本草綱目啓蒙一水〕臘雪

增、雪汁ヲ取リ、原蠶屎ヲ漬スコト五六日ニシテ、五穀ノ種ニ雜ヘ置テ蒔ク時ハ、能ク亢旱ヲ禦グ、故ニ五穀ノ精ト云コト、格致鏡原ニ氾勝之書ヲ引リ、

〔著作堂一夕話上〕富士の農男井淺間の辨

昆陽漫錄に載するところの、富士の根がた水田中に麥熟と、これを水入麥といふ、是雪水薗となりて麥みのるといふ、駿河人にこの事をとへば、玄かることありといへり、

培

〔伊呂波字類抄都辭字〕壅ツチカフ或云、壅二瓜茄一、

〔倭訓栞中編十五〕つちかふ　培をよめり、土をかふ也、糞もよめり、又つかとよむ、封垤也といへり、

〔延喜式三十九內膳〕耕種園圃

營二早瓜一一段、〇中略壅幷芸三遍、第一遍五人、三月上第二遍四人、三月下第三遍三人、四月

營二晚瓜一一段、〇中略壅一人、三度

營レ茄一段、〇中略壅二遍、第一遍三人、五月第二遍三人、六月

營レ芋一段、〇中略壅功六人、

收支

〔令義解三田〕凡田長卅步、廣十二步爲レ段、十段爲レ町、謂段地獲稻五十束、束稻春得二米五升一也、即於レ町者須レ得二五百束一也、

〔皇大神宮儀式帳〕神田行事

合陸町九段並在二度會郡一

見佃御田二町四段（荒木田一町、宇治田一町、）並二町御膳料、四段荒祭宮料、苅稻一千六百八十束、以六把爲束、

〔延喜式 二十二 民部〕凡官田者、山城國廿町、（宮内省營八町、國營十二町、）大和國十六町、（省營九町、國營七町、）河内國十八町、（省營八町、國營十町、）和泉國二町、（國營）攝津國卅町、（省營十五町、國營十五町、）其營種料稻、町別一百五十束、（和泉國百廿束、）一所獲苗子五百束、（和泉國四百束、）國別長官主當其事、

〔類聚三代格 十五〕太政官謹奏

應令大宰府管内諸國佃公營田事 ○中略

獲穎五百五萬四千一百廿束

三千六百二町 （町別四百六十束） 肥後國

八千四百九十三町 （町別四百束）

除三百九十七萬三千六百九十九束 （國別有數）

佃功一百卌五萬一千四百束 （町別百廿束）

租料一十八萬一千四百廿五束 （町別十五束）

調庸料一百五十萬七千七百九十束 （人別調廿束、庸十束、）

傜丁食料七十二萬三千八十四束 （人別米二升）

修理溝池官舍料一十一萬束 （國別有數 ○中略）

納官一百八萬四百廿一束

右目錄也、今納官之數超於論定之息利、須田租納官二色爲糙之功率十束給一束令易成事、○中略

弘仁十四年二月廿二日

○按ズルニ、大宰府公營田ノ收穫、甲ハ一町四百六十束、乙ハ一町四百束ノ收穫アリ、之ニ要スル佃功ハ各百二十束ニシテ、其餘ハ租庸調及ビ傜丁ノ食料修理溝池官舍料ニ充テ、一町ニ對

スル官ノ收益ハ凡ソ九十束ナリ、

〔草木六部耕種法十四〕予〇佐藤信淵ガ故郷ハ、出羽國雄勝郡西馬音內郷郡山村ト云フ處ナリ、雄勝郡ノ俗ハ、凡稻ヲ刈ニ三握半ヲ一把トシ、十把ヲ一束トシ、大概一段ノ水田ニテ稻一百束ヲ獲ルナリ、故ニ田ヲ算ルニ、一段二段ト云ハズシテ、百刈ノ田二百刈ノ田ト云フ、所謂三握半ナル一把ノ稻ヲ將取テ、此レヲ磨、此ヲ簸トキハ、米三合餘ヲ得ベシ、故ニ一束ノ米ハ三升二三合、一段百束ニテハ其米三石二三斗アリ、是出羽國雄勝郡諸村ニ於テ中等以上ノ大概ナリ、

〔草木六部耕種法十四〕予〇佐藤信淵遍四海ヲ游歷シテ、審ニ諸國田面ヨリ米ノ生ズル多少ヲ探索シニ、畿內ヲ始トシテ、山陽、山陰、西海、南海諸州、高田ハ皆二毛作三毛作ナルヲ以テ、米ヲ得ルコト多カラズ、大約一段田ヨリ二石三四斗ヨリ二石七八斗ニ過ルコト無シ、深田ハ米ヲ得ルコト、二石七八斗ヨリ三石二三斗ニ及モ有リ、然レドモ深田ノ處ハ甚少シ、東海道モ關ヨリ西ハ此ニ異ナルコト無シ、大抵高田ハ二毛作ナリ、故ニ米ヲ得ルコト少シ、近江、美濃、飛驒、信濃等ハ、右諸州ヨリ高田ハ頗次ナリ、關東諸州モ此レニ同ジ、若狹、越前ハ米ノ生ズルコト、右諸州ヨリ多キモ有レドモ下品ナリ、加賀、能登、越中ハ米ヲ得ルコトハ、右諸州ニ同クシテ上品ナリ、越後ハ高田少ク深田多シ、大抵一段ヨリ三四石半ヲ出ス、出羽、奧州ハ米ヲ生ズルコト日本第一ナリト雖ドモ、一段田ヨリ五石以上ノ米ヲ出ス處ノ有コトヲ聞カズ、然レバ一段田ヨリ米六石ヲ出スニハ、耕耘ノ精細ヲ盡シ、培養ノ神妙ヲ究ムルニ非ザレバ、企テ及ブベカラザルコトヲ知ルベシ、

〔撈海一得上〕齊東野人ノ語モ格物ノ一助トナル事多シ、三越奧羽北邊ノ國ニテ、田產ヲ數ルニ、何クカリト云、富民ノ產ヲ云ニ、幾千苅何萬ガリト稱ス、其高ハ定ニ知タルモノナシ、先年越後北部ノ老農一奴ニ問フ、曰、田四百坪ヲ一反ト云、是ヲ百カリトシテ、男一人ニテ五百カリアテニ作ラシム、田五反ナリ百カリヨリ穀二三石ヲ得上下田ニテ不同アリト、是ニテ幾カリト云事シレタリ、

〔東遊雜記 一〕倉谷村田島に十六日〇天明八年五月止宿、〇中略田地一反三百坪に豐年ならば三石、常年に二石位生ずとなり、肥には山柴ばかり入る、と云、農具も上方中國筋と大に違ひし器多し、

〔淸良記 七下〕一兩具足付田畠夫積り之事

一頃田地一町と云は、近代一兩具足と云、侍一人分の領地也、此田畑耕作之人夫役之事、合て上下中分を積る、

古堅田一反、此古堅田と云は、麥地にあらず水田にてもあらずして堅く、多は水乾きたる田之事也、

一三人役、穫農とて冬至前耕、遲くて十二月中、せめては正月始也、

一二人役、中鋤とて冬の土用、せめては正月中か、又溝堀其外牛を用ゆ、人手にては不調、

一壹人役糞運糞掛ヶ、運には馬を用、

一四人役、苗代拵こやし草刈種子蒔水加減、彼是三月初にする也、

一一人役、後鋤、牛を用ゆ、三月中比、此時もこやしかけてよし、

一一人役、欲田、此時初て水を入る、是迄は畑の如し、是を春かきとも荒かきとも云、

一四人役、中代とて、牛を用、代疇取こやし運び糞かけ、其外萬に入、馬を用ひずして不叶、

一一人役、代かき苗取二色の人夫に入、

一一人役、苗よせゑぶりさし鍬取水加減、其外品々手傳に入、

一五人役、田草取、苗を植て廿日目に二人、又廿日めに二人、又廿日めに一人、

一一人役、水加減、五六七八月初迄のあらまし積ル分、此水かげん又六月初七月末の二度のほしかげん大切の事也、

一二人役、稻かり、但シ一人か一人半にても苅、然ども惡敷苅ては、女の手間多く入、

一一人役、稲取、但し其道の程五六町計の積り也、是も馬を用、人計にては不ㇾ調、
一一人役、米穀俵、但し十二計あひ積り、此外にも入用多けれ共、夜々調事は不ㇾ入、
一五人役、年貢納、同津出しの人夫、此外庭筵縄以下過分に入用多しといへども除ㇾ之、津出の道二三里程の積り、
一麦跡三反七十五人役、一反ニ付二十五人宛ノ積リ、
右十五口合、人夫三拾三人役、但シ一町ニ付總夫積り之事、
一古堅田三反九拾九人役、右之積一反ニ付三拾三人役也、
一水田三反八十一人役、一反ニ付廿七人役宛之積り也、
一山田一反三十八人役、但シ畔水加減鳴子の人數過分ニ入、
右四口夫數合二百九十三人役
是は夫役計積は女の二百人役餘も用ゆべけれども、夫をば一人役と書加へず、夫の働は達者不達者の中分也、件の田地一町の內には、必麥地三反計と、又外に畑二反か三反なくて不ㇾ叶、此兩段その外彼田地に添物之事、
一六十六人役は、右に云麥田三反に麥を作り立取込迄の夫役、但シ一反を三人役に打起すは、八月末九月の初也、八人にて麥を蒔こやしを運ぶは、十月始、二人こやしかけ、十一月中旬、二人中を削り水を遣り、十二月中、四人は二番削り、草の根を切、水をやりこやしを掛ル、右同前也、正月末之事也、三人は麥刈又運人夫馬を用、四月初の合二十二人役に一反を仕込故、三反にては六十六人役也、
一九十人役は、畠二反五畝作り立ル積り、內一反は廿五人役にて、一年に二度之作りを調、但シ念を入ては三拾人四拾人役も可ㇾ掛、是は麥大豆小豆大角豆などをさら〳〵作ル大概を積如ㇾ此、

次之一反は五十人役、〇中略殘る五畝は十五人役と積ル、子細は菜園場なれば、則我家々の前なるによつて、女も出て修理を加へ、亭主も朝間夕間に拵るにより人夫不費、爰を以て人夫を減ズ、〇中略

一二拾人役、蠶を飼夫役、此外に入といへども、蠶多ければ其綿にて償て、此夫積りはなくて不叶分也、

一百二十人役、柴刈、但一年中の釜燒也、是一月に十人宛、一人役に苅柴を日數三日宛に燒積り也、〇中略

一廿人役は、春秋二度家の修理、是を惡敷心得て油斷すれば、五六月の閙敷時雨風に家を損て、肝要の作時に隙を費す物也、風雨はかならず閙敷最中の物也、

一廿人役は、春夏二度之川除井水上、但し此外入積り多しといへども、田作の往來朝夕の事は除之、下手は是をも不心掛に油斷する故、末のよはり也、

一十人役は、茶拵の炭薪、其外にも多入といへども、間々になる事は除之、茶多ければ入用倍、但其茶代替て錢になれば、其買を以て償之、茶拵は、四月初なれども薪は前方に用意す、

一三人役、筵萱取手間、六七兩月にする、萱筵のためなればなくて不叶、

一二人役、蔞葉萱取、六七八九十月正月迄も取、是則武士の鎧同前也、

一三人役、鋤鍬犂馬鍬手鎌斧などの柄木取手間也、武士の兵杖同前、

一四人役、鍛冶炭切、鍛冶の手傳に入、年中農具を拵ルゆへなくて不叶、

一百廿人役、牛馬二疋の飼口の人夫、春三月より秋九月迄七ヶ月の間、草苅一日に半人宛の積りにして百五人役、但馬にて苅積、馬無之者は歩にて行、是も半人、牛不持者は田作難成、但一町には牛馬二疋は不足なれども、皆能働達者之積也、〇中略

一四十人役、糞の草刈、三四兩月に廿人役、六七兩月に廿人役、〇中略

右總人夫合八百十一人役、是田畠一町二反五畝作リ立ル夫役にて、女役は除之、

〔耕稼春秋 六〕石川郡中の里草高五百石計の中の村にて、草高五拾石所持の中百姓、持高不殘耕作するもの、農人男女人、馬里子給銀糞入用の大圖、

一四人男内一人其身　壹人は馬仕下人達者成者給銀平均百貳拾目　壹人は中男給銀平均九十五匁　壹人は草刈童給銀平均四拾目　貳百五拾五匁中勘三人給銀

一貳人　下女一人給銀幷ニ七色の小道具代共四拾五匁、但中勘、

一馬一疋　但銀二三枚之馬もあれども、毎日金澤へはこたへず、　代百七拾目

一三石六斗　馬大豆平均一日一升宛ニシテ、但畠所幷疇大豆取分ハ此内引、　代百六拾貳匁　但石ニ付四拾五匁

一三百駄程　眞糞、但付坪にても一駄買にても、一駄に付米一升五合より貳升迄高下有、　代米五石貳斗五升　此代銀貳百六拾二匁　但中勘石ニ付五拾目宛

一三百五拾目　油糟干鰯糞代中勘、但直段年々高下有、

一九拾目　兩度夫銀高打銀用水入用傳馬餘荷、幷十村鍬米肝煎走り給米代、其外高懸り物共に中勘、

一貳拾五匁　農具鍬鎌桶の類、幷馬道具品々修理代、其入用年々高下有、

〆壹貫三百六拾九匁

〔柵莽雜筆 三〕良農夫一人婦一人、劇敷時に日雇一人にて田一町を耕す、種一斛蒔て穀四十斛ばかりを獲べし、摺て米廿斛も有べし、御年貢諸掛五斛許を納めて、殘十五斛許あり、其内五斛は田の

主へ納め、全く十斛許が作得なり、又畑五段ばかりを耘し、大根二萬五千根を得べし、(一段五千根の積り)賣て百卅五貫文許になる、(一根五文二分の積り)此內糞の價五十貫、江戶へ舟賃二兩二分、運賃四十貫を引、全廿八貫七百五十文が得分なり、但此五段の內三段へ麥を作り、六斛許も得べし、御年貢三貫も上納して、廿五貫七百五十文(金四兩許とす)と、米十斛麥六斛を、一夫一婦一年の辛苦料と知べし、是內夫婦の食麥三斛六斗、米一斛餘を引、又日雇の扶持麥一斛八斗、米五斗を引、正月餠等の米三斗餘と、種穀一斛を引、又子女あれば、其食料一人に九斗許と積り、又親屬故舊の會食二斗を引ば、米七斛二斗を殘す、金七兩餘に充べし、畑の得分と合せ、十一二兩に過ず、鹽茶油紙の費二兩許、農具の價家具の料二兩許、薪炭等一兩餘、夫婦衣服子女の料共また一兩二分餘、春を迎へ、歲を送り、魂祭り、年忌佛事の入用二兩餘、日雇賃一兩二分餘、親屬故舊の音信贈遺一兩許、すべて十一兩餘を引、殘る處二三分に足ず、故に風寒暑濕に侵され、一二月も怠惰する時は、收獲に損ありて醫藥の價に充るにたらず、何を以て酒色に費す餘力を得べけんやと云、(是武藏豐島郡德丸村農夫話)これにて農夫の辛苦を知べし、

〔農業全書 二〕稻

又云、稻にむら枯、虫氣する事は、尤年の豐凶によるといへども、田のこなし疎かにて塊あり、又は糞むら有て、毒氣その間に滯り、此病を生ずる事有としるべし、農書に、大塊の間に秀苗なしと云て、あらき塊の間にはうるはしき苗は生立ぬものなり、土よく和せざるゆへなり、春より度々犂かやし、干をきたるに糞を入、犂おほひ、よくかきくだき、うへしほになりては、前方に水をしかけかきならし、十日十五日もして、塊もわきつぶれ、糞と土と和合し、土よく熟し黑くなりてにほひある時苗をさすべしとなり、

〔大和本草 十四 蟲〕蝗　螟螣蟊賊ノ四ヲスベテ蝗ト云、イナゴノ類ナリ、爾雅、食心曰螟、說文螟蝨也、食

葉曰螣、埤雅、作蟘、音特、食根曰蟊、食節曰賊、此四種皆蝗也、本草綱目ニ蝗ヲノセズ、蟲螽ノ集解曰、蝗亦螽類、大而方首、首有王字、沴氣所生、蔽天而飛、性畏金聲、一生八十一子、冬有大雪則入土而死、管子ニ凶年五害、水旱風厲蟲ト云ヘリ、蟲ハ即蝗ナリ、倭俗ニ實盛虫ト稱スルアリ、イナゴニ似テ小也、青色也、首ハカブトヲキタルガ如シ、稲葉ヲ食テ大ニ害ス、夜松明ヲトモシ鐘鼓ヲナラシテ逐之、コレ螣ナルベシ、燈ト鐘鼓ノ音ニ畏ル、子ムシハ赤色ニテ木棉虫ノ如シ、羽ナシ、長四五分、馬蛭ノ如シ、稲粟ノ根ヨリクヒノボリクラヘバ、其實秕トナル、是第一ノ害ナリ、湿熱ヨリ生ズ、是蟊ナルベシ、コヌカノ如小ナル虫アリ、葉ヲ食フコヌカムシト云、又水ギハヨリ茎ヲ食キル虫アリ、タバコ虫ノ如シ、羽ナシ、出ルコト稀ナリ、粟稗ニ多クツキテ甚害ヲナス、

〔除蝗錄〕蝗の種類

貝原翁の大和本草に、螟螣蟊賊の四生を蝗といふ、イナゴの類なりとあれども、稲に付虫は數生ありと見ゆ、其國々にて名かはり、又かはりたる虫あるべし、是をせんさくするに暇あらざれば、爰に其あらましを出す、

螟　焦螽の集解を以て見ればイナゴなり、心を食ふとあれ共、イナゴの稲を害するは心のみに非ず、葉も茎もくらへども、其害は却てすくなき歟と覚ゆ、

螣　俗にいふ實盛虫也、茎葉の氣を吸て害をなす也、防かたいは松明にてやきとり、又は油にて除べし、

蟊　売虫といふ、是蟊なるべし、是は能くできたる稲に生ずる事多し、此虫の付たるは、出穂の巳前くされかゝりたる苗をぬいて是を見るに、根の間に白きはだか虫あり、則是なり、故に度度油を入除べし、然して稲葉の新に出かゝりたる時ぬいて見るに、白き根生じて、右のはだか虫は見えず、又田水を落したる跡に、再び蝗生じて増長し、茎ふし痛む事あれば、隨分茎と葉に付たる所を、念頃に油をもてのぞかざれば、再び出穂に至りて生ずる時は、穂すくみて出かれるもの也、是を去るには、又水を仕かへてたゝえ、油を入、稲の痛まざるやう、株毎に椀の類にてくりかけ〱洗ひ落すべし、然して一晝夜程水をたゝへ置、常の如くして水を落すべし、虫を去事に委しからざる所にては、氣候陰冷故穂出兼ると見誤る事あるもの也、

賊　売虫に似て小なるをいふ歟、稲粟等の節を食ふ、故に出穂に至りて枯穂となる、

飛虫　名を知らず、初の程は至て小にして、其色赤く、蚕の飛がごとし、蛻はりて、くり色に変じ、小蜘の尻に似て、兩脇に飛足あり、實に盛虫ともに群集す、羽至て短し、是を防くは油にしかず、

苗虫　尺蠖の類にして、年に依て苗代に群生し、葉末より食下りて甚害あり、或は葉を包みて中に入、後蛻りて羽生じ、飛事蝿の類の如し、始め除き方は、水を深くつゝめば、虫葉末に登る、是を笊(關東にてはザルと云、九州にてはサウケと云)やうの物を敷置、箒を以てはらひとるべし、

ぼう　稲粟其外にも群集して穂を吸ふ故に粃となる、其害少なからず、除方は松明をつくり、黄昏比により其田の畦に燈せば、飛び來りてやけ死す、如此度々にして除く、

貝原先哲の曰、ボウの漢名未詳、

葉まくり虫　螟の種類ならん、蔡虫に似て其色薄青く、稲粟等の葉に付て食ひ、後口より糸を出し、葉を巻て其内に蟄す、此虫旱續く時生す、防方苦辛を煎じ、篠箒にて水を打如く、二三日度々すればさる也、但大風あれば巣を吹破りて自ら除事あり、又は羽化てる蚊のうばの類の小蝶となる、尤害淺し、

こぬか虫　糠が如く生じて、稲葉の根を食ひ、大ひに害をなす、其色青白なり、長じて羽あり、羅のごとし、防方油にしくはなし、

小金虫　壹分位にして、甲に光りある羽虫にて、晝は稲株に手まりの如く集り、夜は散りて稲の莖をくらひて害をなす、是を除には、前條に云如く、松明にて焼と、又油にて除べし、

右都て十種なり、前條にも云如く、國所にて名かはり、又かはりたる虫あるべし、攝津邊にてイモチと云名あるを以て推知べし、又蝗をなべてウンカと唱る所多し、

〔耕稼春秋 四〕田疾惡作之類

一。指虫は、苗を田に植、十五日廿日程過、苗をさしからす事有、色白くほそくちいさき虫也、半夏生前に指虫は三分計、苗ふとり夏土用過にもさす虫は五六分ばかり、五月南風にて、暑さむし〳〵とすれば、必此虫生す、第一沼田土目惡き所は、猶々苗をさしからす、去共夏土用前に風なをり、天氣よくして、此むし指とまる年は、打ごゑ多く入候得ば、土用の照にて苗子さきなをる、土用の内もさしやますして、穂のかたち有時虫さす年あり、左様の年は稲數大に不足する物也、

一。まきいもちといふ物あり、是も虫なり、指虫の如く色白く五分計ある虫なり、夏土用の内付虫也、是は一葉宛こよりの如く包、葉のさきよりからす、とろ虫ともいふ也、され共包虫程にはなし、

一包虫。。は半夏生の頃より生じ、稲葉を喰成長す、夏土用過時分夜寒なれば、一夜の内にも多くめざましく包悪むし也、色青く又うす白きもあり、一寸ばかりより一寸五分ばかりも有虫也、され共包まざる年あり、

一にち入。。は、第一天氣相による事なり、夏の土用前より打つゞき天氣悪くさむくして、苗でき兼、土用過より俄に暑き年は、急に出來する故、稲和にして、露落かね、其まゝ天氣にほしつけられて、やけつきたる露にちとなる、又雨ふりはれの天氣いり有氣色にてにち入事あり、又打ごゑの時分、天氣相悪く、地いきる事有、加樣の時にち入第一の病也、是をいもち。。とも云也、赤き有、黒きあり、多くつきたるは穂に出ず、麥桒種作り取候跡は、おそく植おそく出來する故、にち入事はやし、黒いもちなどは見へ難きものなり、手に掛ざる人など知る事にあらず、青稲の時分みゆるか見へざる程のにちも、米取おとる事過分なり、風損にもまさる病也、

一用水大川にて、ひや水掛りにち入事あり、是も寒き年入なり、總じて稲は陽氣を受あたゝか成に稲ものび子もさく、寒き年はひや水にて、稲すくみのびずして打ごゑにあひ、俄にふとる時、稲やはらかにしてにち入事早し、

一指虫包虫にち入、いづれにも時分を見合、打ごゑ多く入てよし、されどもむかしと違ひ、糞大切にして、かじけ百姓はかなひ難儀事也、

一嵐はげしき所者、稲葉に露たまる事なきによつて、にち入事うすし、嵐有所は、總じて稲かたく生ずる故ふとり兼、やしなひは多く入といへ共、實入よくぬか薄く、又すくなくして米も吉、山かげ或は里中の嵐なき筋有、加樣の所者いねながく、出來はよくみゆるとも、實入うすく米少なし、ぬかも各別に多し、

一根虫。。是は秋ひがんの前後に付虫なり、天氣相むら〳〵としてあつければ必ず付、是は其頃稲

の本ふとければ、夜の内に生るむし也、色白く一寸計有虫なり、多付年は第一の惡虫なり、田の坪がれなど、いふも此虫也、皆天氣のむしあつきに生る虫なり、總じて稻の穗に出がたき成程夜寒なるよし、夜さむければ惡虫の病なし、され共晝夜寒きは稻すくみ、さぶといふものになり、實いらず、晝あつく夜寒きよし、加樣の利をもつて陰陽の時と云、

〔老農茶話附錄〕年惡く氣候變なるときは蝗あり、これを凶年といへり、此蝗を去には、西國にて田面へ油を注ぎ蟲を除くに、尤とも効あり、東國にては此事を聞ず、故に記していまだ知らざる農民の一助とす、先稻にむしの付たると見ば、田の下を堰とめ、一面に水を注ぎ入れ、扨田の小端より、油を一滴づゝ滿邊に落し入れ、油の水の面に散滿たるとき、長き竹のしなへを用て、稻の葉を水中へおし倒しおしたをして、蝗を洗ふべし、油の氣を蝗きらふにや、悉く死して災なし、扨洗ひ終りて、直に堰留たる水下を切落せば、田面の水勢急にながれ落るにしたがひ、蝗も油氣もともに散じて、稻に災はひなし、

爰に一術あり、いかなる凶年惡歲にも、稻に一切むしの付ざる法あり、其法はたばこの莖を多く集め、二三分計にきざみ、苗代の田の面へ、壹寸ばかりにかきならし、扨三日程過て、水のすこし澄たる時分に、穀種を蒔附べし、かくのごとくし蒔たる苗は、いかなる田地に植付るとも、一切蝗の愁なし、蝗付て後さまざま力を盡し防ぎ去らんよりは、苗代の時少しの手間を用ひ、右の法のごとくなさんには、是に過ぎたる奇術はあらじとぞ、

〔除蝗錄〕總論

夫氣候不順なる時は、稻に蝗生じ害をなして、飢饉に至る、是天下の一大患なり、然らば農家蝗を防の方をしらずんば有べからず、元祿の頃迄は、西國にても是をさるべき事をしらず、蝗生じたる年には、黃昏より人集りて、火をあまた照し、鐘太鼓をならして、田の畦(アゼ)を巡るより外にすべ

き道をしらざりき、彼國精民の書にも、蝗をとらへ蝗を追ふ方あれども、大體前文の所意に過ざしのみ、享保十七壬子年、蝗生ずる事甚しく、諸國の農家是を患ふといへども、いかんともすべきやうなかりしとなん、茲に筑前三笠郡八尋氏某、我屋敷のうちに安置したる菅廟に詣で、蝗を除かん事を祈る、或夕御燈を捧むとするに、蝗夥しく群て、燈明の油に飛入て死す、是を見て油の蝗に大敵たる事を心付、田に油をそゝぎて試るに、須臾にして蝗の死する事夥し、夫より晝夜精力を盡して油を用ふるに、稲復び蘇り、其田實る事を得たり、實に靈神の冥助なりと、深く禮拜して事の趣を書殘されし書あり、由之是を考るに、油の蝗を除く事、其證明々たり、唯その油も又鯨油の功の速かなるにしくはなし、然れども其頃は未鯨油の速功なる事は世間にしらざりしなり、○中略文化より文政七までの間は、豐年打續、萬民鼓腹して太平をうとふ、實にありがたき御代なりし、しかるに昨年乙酉の年○文政八年は、畿内より關東の間最蝗多く生じ、東海道筋は猶多かりし時に、予遠州にありて、此田災を見るといへども、いかにせん、鯨油の正眞なき事を獨嘆息して有しが、先づ菜種子油にて蝗を去べきの仕方を人にかたりて用ひさせけれとも、其功鯨油より劣りぬれば、速にはさりがたかりき、茲に大井川の邊なる上新田村三右衛門なるもの、其苗の衰たるを見て、早くも蝗生じたるをさとり、其田を三つにわけ、其内蝗の多き田は、菜種子油多く五度に入、蝗のうすき田へは、油半を三度に入、蝗の少き田は少しもいれずして試けるに、蝗多くて油多くいれたる田は、七八歩の作となり、蝗のうすく油半に入たる田は四分の作となり、蝗すくなくて油いれざる田は、稲悉く枯穗となりしと、其人語られけるまゝ、予も往て見けるに、實に其言の如くなりき、嗚呼此時にあたつて、鯨油の備あらば、いかでかかゝる蝗のうれひの有べきぞと、嘆息すれ共甲斐なし、予きく先年豐後より、尾形氏なる農夫肥後國に至り、鯨油をもて蝗を去る事を傳へしより、其術肥後一國にひろごり、地頭より備油と號し、年々四斗入の樽にて、五島平戸よ

り正眞の鯨油貳千挺宛買入となり、村々田高に應じて割渡し、蝗生ずと見る時は、直に其油をそそぎ、蝗のひろがらざるうちに用ふる故、油少しにて蝗去り盡せば、其患ひなしとなり、最九州の御諸家方は、大體其備へありき、東北のうちにても、羽州秋田ばかりは、此備ありと承りぬ、實にありがたき事也、○中略農業は國家固本の業にして、就中蝗を去の事、農家第一の要方なれども、未東北の國に用ふるものすくなし、予先年北國へ往しに、蝗付て稻多く衰へたるを見て、其邊の農夫にむかひていふ、是蝗の付たるなり、何故に油をそゝぎてさらざるやといへば、其事は未知らじと答き、是より東國北國の人に逢毎に、油を用ひて蝗を去事を語るに、其事を知らざるもの多く、偶其説を聞及びぬれども、其仕方を知らずといふ、於是此術の未東北の國に及ばざる事を知れり、

〔農稼肥培論中〕草肥之事

駿州富士郡にては、馬醉木(東海道九州邊にてはあせぼといふ、畿内邊にてはあせみといふ、)を刈て、田に犂込肥に用ふる也、此馬醉木は字義の通り、牛馬食れば忽ち病を生ず、人食すれば毒なり、此富士の裾なる沼田には、鹽虫とて田に虫生ずるよし、依て此馬醉木を近山に多く作り置と見え、年々田に刈り入て虫をふせぐといへり、尤肥ともなるよし、都て菜類は葉虫生じたる時、此馬醉木の葉を煎じ、其汁を檜杓にて水打如く、葉に打かくれば、虫死て去なり、

〔除蝗錄〕蝗をくりの説

漢土にては、炎火に投ず、又は蝗逐蝗をとろふなどの事あり、本邦に同じ、我國にては、いつの頃より始りじと云事詳らかならざれども、今諸州一統虫送りとて、黄昏より一村集て、松明を燈し、鐘太鼓をならし、或は藁にて人形をこしらへ、紙旗などをもち、螺を吹、鯨波をあげ、蝗逐と號し、田の畦を巡り、その松明を引て、田に遠き野邊或は河原に捨れば、付添來れる蝗悉く燒れて死す、按ず

るに、夜の虫の人聲に群れ、燈に集り己れとやかれて死するにより、いつしか松明を燈し、鉦太鼓をならし、田の畦を巡れば、其音に集り、燈火に群て燒る丶故、蝗逐といへる事を始しと見へたり、又空也上人の六齋念佛より出たりともいへり、

〔成形圖說 三 農事〕本藩〇鹿兒島の俗、田に蝗つきたる時は、必霧島廟に禱祝て虫拂を行ふ、十に七八其災を免ることあり、蓋皇孫尊始高千穗峯に降臨の時散米をなして、雲霧の害を拂玉ひし故實に據れり、蕘氏曰、〇中略 一年相州足柄郡に蜉蝣の如き羽虫稻に付、押並て穗を出しかね、次第々々に虫はびこり、何ともすべきやうなく騷ぎあへり、其時おもふ樣、鎭守は田の神稻魂におはしませば、頓て村長共を遣し虫除の祈をなし、たゞたのめむかしの神の志るしにはのべの草木のくるしみぞなき、と云歌を紙に書て、竹に挾み田毎に植、夜に入て明松をふり立、田の中へ植たる竹の本より稻を分て、縱橫に行通り、夫より川原に集り明松を捨て歸るべし、耕作の地の道つらは、篝のごとく火を燒てあるべしと約し、其日になり、初夜の鐘を相圖にして、こゝかしこより出て、面々田毎にひしめきわたり、明松をふり立〳〵稻を分て、田の中を十文字に通り、ゑいや聲を上て、川原さまに走行、明松を一所に捨て亂聲して歸りぬ、田場には所々に篝火を揚、かの折句を唱、田神を祈りしが、火の光を追て虫あまた飛來、篝火の本に落て、稻虫薄く成たるに、折節雨降秋風冷やかに吹ぬれば、虫悉く失てけり、さあれば虫送は所々に篝火を揚、明松を立て、夜々田の中を追出るに志くはなしと云々、今按に、詩大田云、去螟螣及其蟊賊、無害我田穉、田祖有神、秉畀炎火、註蟲蝗則非人力所及也、故願田祖之神、持此四蟲、付之炎火之中也、姚崇遣使捕蝗、引此爲證、夜中設火、火邊掘坑、且焚且瘞、蓋古之遺法如此、是和漢同日の談といふべし、蕘氏も之に取りしにや、

〔藝藩通志 四〕送蝗の式又さま〴〵あり、大抵神祠にて禳蝗の祓を修し、藁人を作り、芻馬に乘せ、こ

れをさねもりと稱す、おもふに蝗蟲の頭、墨もて染るに似たる故なるべし、小竹を以田毛の上を掃ひ、さてかの藁人を先にたて、旗幟を樹て、鐘鼓をうち、人々呼て、さはいさねもり送るといひて、川に流す、或は炬火を多くとぼして送り、又空銃を放つもあるなり、

〔古語拾遺〕昔在神代、大地主神、營田之日、以牛宍食田人、于時御歲神之子、至於其田、唾饗而還、以狀告父、御歲神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損似篠竹、於是大地主神、令片巫志止止鳥肱巫今俗竈輪及米占也占求其由、御歲神爲祟、宜獻白猪、白馬、白鷄、以解其怒、依敎奉謝、御歲神答曰、實吾意也、宜以麻柄作桛桛之、乃以其葉掃之、以天押草押之、以烏扇扇之、若如此不出去者、宜以牛宍置溝口、作男莖形以加之、是所以厭其怒也以薏苡子、蜀椒、呉桃葉及鹽、班置其畔、古語以薏苡曰都須仍從其敎、苗葉復茂、年穀豐稔、是今神祇官以白猪、白馬、白鷄、祭御歲神之緣也、

〔延喜式三十九内膳〕耕種園圃

營早瓜一段、○中略拂虫十二人、

〔三代實錄二十六清和〕貞觀十六年八月十三日己巳、遣從五位下守玄蕃頭弘道王於伊勢太神宮奉幣、禱去災蝗、從此以後、蝗虫或化蝶飛去、或爲小蜂所刺殺、一時消盡矣、

〔日本紀略十三後一條〕寛仁元年八月、是月也、山城、近江、丹波等國、蝗虫湌損田畝生苗、仍三日戊辰、賜官符於諸國、可祈禱之由被仰之、

〔類聚符宣抄三〕太政官符　五畿七道諸國司

應令轉讀仁王般若最勝王經等攘除蝗蟲災事

右正二位行權中納言兼侍從藤原朝臣行成宣、奉勅、如聞山城、近江、丹波等國、蝗蟲競起、蠶食民業、禾黍漸遺空莖、田畝殆爲荒地、若流布於天下者、誰免菜色之愁哉、方今轉禍爲福、莫先般若之威神、富國安民、不如最勝之妙力、然則已萌之處、忽斷蜂起、未臻之境、遙除蠹害、宜仰諸國司已下、殊致潔齋、七箇

日間、令㆑轉㆓讀件經王㆒、其料用㆓正税㆒、若無㆓正税㆒、用㆓不動穀㆒、且申㆓開用㆒、且以宛行者、國宜承知、依㆑宜行㆑之、符到奉行、

右少辨正五位下兼行左衞門權佐藤原朝臣資業

正六位上行左少史酒人眞人明義

寛仁元年八月三日

〔古今著聞集 六管絃〕樂所預小監物源頼能は、上古に耻ざる數寄の者也、玉手信近に順て、横笛を習けり、〇中略 或時は信近荒田にありて、其虫をはらひければ、頼能も隨ひて、朝より夕にいたるまで、もろ共にはらひけり、

〔看聞日記〕嘉吉三年八月廿三日、重賢朝臣自㆓伏見㆒歸參、境內畠毒虫付、其形如㆓アツキ虫㆒有㆓目四㆒云々、畠萬草所㆑食悉枯、仍苅捨河へ流之處、件虫魚食テ死云々、野草此虫食する草刈て、牛にかふ忽死、淨喜牛、此草食斃云々、況於㆓人倫㆒哉、他郷も如㆑此云々、天災不思議事也、

〔師象記〕大永六年六月廿一日癸酉、今夜於㆓所々㆒有㆓囃物㆒、近日有㆓蝗虫㆒侵㆓禾黍㆒之間、逐㆓件蝗㆒之由也云々、昨夜同有㆓此事㆒、

〔八丈島年代記〕一元祿六年夏、三根村倉の坂邊に、不思儀なる虫夥々敷生る、其形チ蚕のごとく、草木の葉何品によらず、一圓に喰倒し、作物喰荒し掛るに付、六月十二日、兩寺立會祈禱する所、速時に消失す、

〔享保集成絲綸錄 二十五〕享保十七子年十月

御勘定奉行 江

今年西國中國作毛夥敷虫付、爲㆓非常之儀㆒に付、於㆓右之所々㆒、來月御祈禱被㆓仰付㆒候、

伊勢內宮 江　黃金五枚　同外宮 江　同斷　出雲大社 江　黃金三枚　豐前宇佐 江　同

断　常陸鹿島江　同断　同國香取江　同断　石清水八幡宮江　同断

是は於京都支度、従牧野河内守相達之候、

白銀百枚　日光准后

同三十枚　比叡山

同三十枚　護持院

右之通御祈禱料被遣候間、可被得其意候、

十月

享保十八丑年二月

田畑に虫付候所は、虫の巣殘、葭萱等の根に、むかごのごとく成もの取付、或は右の壹貳寸下に、右の巣有之、段々生じ候も有之由に候間、可心付儀候、若右様の所も候はゞ、葭萱は焼拂、又は土を掘焼捨可申候、

二月

右之趣可被相觸候

〔牧民金鑑十一〕天明七申年七月十二日申渡

當年田方之儀、出水等有之場所は格別、其外は一統草生も宜敷、當時の趣に而は無難の年柄と相聞候、然ル處霖雨の後、俄ニ暑氣強候得ば、其所ニ寄虫付等有之事も候由及承候、當年の儀は右體の儀も有之間敷候得共、差懸り防方世話いたし候而は、難行届筋も可有之哉、虫防の義は、其土地に寄、品々之取計も有之、夜分畦ニ而火を焚、或は毒荏を流し、其國々に寄、いたし覺候取計も有之、油断も有之間敷事ニ候得共、虫附候田方江は、鯨の油を凡壹畝に二三滴程づゝ打そゝぎ候へば、虫を去り候由、鯨油無之土地は、曉天に風上より石灰をふり懸、根虫に候はゞ、用水口より石灰を

流し候得ば、虫去り候由ニ而、尤右灰ニ而、翌年土地〆り候樣にも存じ候はゞ、冬より竹葉を入置、春ニ至り切返し候得ば、地の〆り無レ之趣に候間、右之趣兼而相心得、村方之者江も、虫防の義申敎置候樣可レ被レ致候、

右兼而の手當心得之儀、上ニ而も御世話有レ之段、越中守殿被二仰含一候間、各油斷無レ之事に候得共、猶又右手法をも、兼而村方江申含候樣可レ被レ致候、

七月

驅鳥獸

〔成形圖說四農事〕凡いまだ獲ざる稻田には、鷲雁雀鳥鳩雉もつねにおほくはつかざれども、已に刈て晒し置たる沼田などに、雁鶩刺促(アサリ)たつる時は、數十石の稻子をば食ひ禿(カブ)し、剩へ其稻莖は盡く泥中に踏こみ、一畝二畝の田町などは、僅一夜の間に牛舍のやうに踏なすものなり、かゝる勢になりては、現人さへ驚かぬゆゑ、鹿がしなどの藁人はたのみになることならず、詩に難レ奈飢鴉攫二錦鱗一、藁人蓑笠立二池邊一、慣看來冠尙如レ故、豈憶他時假々眞、まして山谷の傍近き處には、野猪は稻稈を抱きくらひ、鹿は穗をすごき食ふ、猪鹿の群り行し跡などは、大木を引通せしがごとし、因て百姓夜は金鼓を鳴し是を驅に、通宵寢ざるなり、されども目もとゞかぬといふ千町の頎田などは、五人十人の力にて追がたく、後は雁鶩も金鼓の音を聞馴れて、撃ども叫ども驚き逃げず、數群おり立て、首を突貫々々稻蔭に入て、どこゑらず啄みぬる、其田地の跡を見るに、さながら人馬の蹂躙せしよりあさまし、天武紀童謠に、我なまもる田に、あざりはむといふも、田に災するよし也、是農家の大厄、萬方すれども防ぐに由なし、故に守舍を立て、弶獲(ワナオリ)を施し、切(キビシ)く驅捕ゆるより外術なし、

〔日本書紀五崇神〕四十八年正月戊子、天皇勅二豐城命、活目尊一曰、汝等二子、慈愛共齊、不レ知曷爲レ嗣、各宜レ夢、朕以レ夢占之、二皇子於是被レ命、淨沐而祈寐、各得レ夢也、○中略弟活目尊、以二夢辭一奏言、自登二御諸山之嶺一、繩

縆四方逐食粟雀、

〔成形圖說 農事 四〕是鳥逐のことの見えし始なる歟、むかしは鹿豕の類稼苗を傷ひ害(ヤブル)の患多し、春秋に田獵をなして、禽獸を逐ひ除く事あり、之を鹿狩ともいふなり、

〔豐後國風土記 速水郡〕頸峯 在柚富峯西南 此峯下有水田、本名宅田、此田苗子鹿恒喫之、田主造柵伺待、鹿到來、擧己頸容柵間、卽喫苗子、田主捕獲將斬其頸、于時鹿請云、我今立盟、免我死罪、若垂大恩、得更存者、告我子孫、勿喫苗子、田主於玆大懷怪異、放免不斬、自時以來此田苗子不被鹿喫、全獲其實、因曰頸田、兼爲峯名、

〔續日本紀 三十三 光仁〕寶龜六年四月己巳、河內攝津兩國、有鼠食五穀及草木、遣使奉幣於諸國群神、

〔古今著聞集 二十 魚虫禽獸〕安貞の比、伊豫國矢野保のうちに、黑島といふしまあり、○中略 すべてかの島には鼠みち〳〵て、畠の物などをもみなくひうしなひて、當時までもえつくり侍らぬとかや、

〔京都御役所向大概覺書 三〕鐵砲改之事

寬永六巳年被仰出相觸候覺

一猪鹿多出、田畑荒シ、人馬江モ掛り候節は、不及相伺、玉込鐵砲に而爲打可被申候事、

附目付に家來附置候儀、幷打留候數寄之書付、不及差出事、

一玉入鐵砲免許之儀候間、常々威鐵砲、幷月切おどし鐵砲、向後不及願事、

〔敎令類纂 初集 八十七〕寬永十五戊寅年十二月

覺

一猪鹿追せ申べし、勿論取來候所は、猶以可爲其通事、

〔大成令 八十三〕享保六丑年四月十五日

五年已前酉五月被仰出候、猪鹿狼多出、田畑をあらし候節は、日切にて鐵砲打候得共、自今は御養

場之外は、四月朔日より七月晦日迄、日切之構なく打せ可ㇾ申候、尤打初候節、鐵砲改江相屆打せ可ㇾ申候、且又鐵砲打候儀相止候との儀、七月晦日ニ書付可ニ差出一候、

但八月朔日より三月晦日迄は、只今迄の通り可ㇾ被ニ相心得一候、

以上

〔天保集成絲綸錄百三〕寛政五丑年五月

大目付江

山城國町在々所持いたし候鐵砲之儀、近來心得違、猥ニ打候儀有ㇾ之趣相聞候間、去子年〇安永九年以來、京都町奉行所において糺之上、前々より玉込鐵砲相用、其外玉拔之威鐵砲等、用ひ來ル譯相立候分は差免、紛敷鐵砲之分取上、又は差留申度、夫々證文申付置候間、此以後山城在々、御料私領之分共、諸鳥猪鹿等耕作を荒らし、難儀いたし、威鐵砲貸渡之儀願出候はゞ、御代官領主地頭より、京都町奉行江承合、差圖次第村々江貸渡候樣可ㇾ致候、

右之趣可ㇾ被ニ相觸一候

五月

〔武野燭談〕内藤修理亮清成、青山大藏大輔幸成御勘氣之事、本多正信窺ニ御機嫌一事、

本多佐渡守正信ハ、新將軍秀忠公ノ扶翼トシテ、江戸ニ被ニ附置一、大御所樣〇德川家康ヨリ秀忠公ヘ御政道之事、萬事佐渡守ニ可ㇾ有ニ御相談一トノ御事也キ、依ㇾ之正信江戸駿府ヘ行通ヒテ、萬ヅウルワシク執行ヒケル、或年大御所樣、常ニ渡ラセ玉フ十金ノ御鷹場ヘ、冬枯ノ野鳥多ク群シ居テ、麥苗ヲ大方啄盡ス由、百姓共訟ヘケルヲ、青山大藏大輔、内藤修理亮聞テ、尤モ大御所樣ノ御鷹場トハ云ヒナガラ、百姓共ノ難儀モ如何也トテ、餌指共ニ下知シテ、御臺所御入用ノ鳥ヲゾ取セケル、

〔明良洪範十三〕同ジ御代ニ〇德川家光武州八王子村ニ勝レテ大ナル猪出テ田畑ヲ荒シ、且人ヲモカ

ケ倒シ、農民難儀ニ及ブ由聞シ召シ、御先手ヘ仰付ラレテ、鐵砲ニテ討ントスルニ、其走ル事至テ早ク終ヒニ打留ズ、然ル所ニ紀伊大納言賴宣卿ハ猪狩御スキニテ、御功者也ト云事、兼テ將軍家ニモ聞召サレケレバ、賴宣卿御登城ノ時御話シ有ケルニ、賴宣卿忝キ由御請申、

〔玉露叢二十五〕延寶二年二月十二日ニ、相州鎌倉邊猪數多有ニ依テ、田畑荒亡ス、依テ田村四郎兵衞ニ獵セラルベキト也、

〔八丈島年代記〕元祿三午年七月八日、小島江鼠渡ル、作物草木を喰荒し及困窮、

同五年申年、小島兩村、去ル午年より、鼠作物其外草木迄喰荒し、飢饉シ、餓死人出來ス、

同六酉年、小島の鼠彌起過、人民夫食一圓に無之、及餓死候に付、同年正月小島の人數百人餘、元島江引取介抱ス、

〔半日閑話二編一〕鼠喰田畑

寛政三年亥の夏、美濃の國大垣領に鼠多く出て、畑を食ふと云、虛實未分明、

〔羽林源公傳〕近年はいかなる故にや、何方も猿鹿多く出、農事を痛しむる事也、臣〈○廣瀬典〉三年前越後へ行し時も、猿鹿の憂を聞、今年紀州駿州にても多き事を聞、〈○下略〉

〔佐渡志三田土〕舊ノ國府ノワタリハ、一圓ノ平田ニテ、大凡一國ノ田租半ハ此所ニツボミ、其餘ハ悉ク山田ニテ、然モ養水乏シカラズ、且貉兎ノ外山獸ナケレバ、是ガ爲ニ作物ヲ荒サルヽノ患ナシ、

案山子

〔萬葉集十六有由緣并雜歌〕高宮王詠數種物歌二首

婆羅門乃(バラモンノ)、作有流(ツクレル)小田乎(ヲダヲ)、喫烏(ハムカラス)、瞼腫而(マナブタハレテ)、幡幢爾居(ハタホコニヲリ)、

〔和漢三才圖會三十五農具〕案山子〈加賀之〉　彈　僧都〈俗稱〉　鳥劫〈俗、止利乎止之、〉

藝文類聚云、古者三皇之世者、人死未有棺槨殯葬、裹以白茅投之中野、孝子不忍視其禽獸所食、作彈以守之、絕鳥獸之害、

按、彈俗云案山子、今田圃中使草偶持弓、以防鳥雀也、備中國湯川寺玄賓僧都、晦迹於民家之奴、入田護稻、以驚鳥雀爲務也、至今權鳥雀、翁靈稱之僧都、

〔物類稱呼四器用〕案山子かゝし（わら人形なり）　西國にて鳥をどし、加賀にてがんをどし、肥前にてそふづど云、（關西より北越邊かゞしといふ、關東にてかゝしとすみていふ、）又添水（そふづ）を肥前にてうさぎつゞみ、河内にてそふづがらうす、上野にてみづなるこ、信濃にてしかつゞみ、加賀にてはじきといふ、貞德翁の云、そうづは、田へ水を添る具にて、板にて拵たる物也、そは添也、づは水也、季吟翁の云、そふづは水邊にしかけて、水の力を添て音を出す鹿をどしなり、

〔日次紀事五五月〕凡自播種至刈獲、鳥獸來食、故爲數品巧而驚之、以藁作偶人置田間、是謂安民（カヽシ）、或謂安民（カヽシ）木、

〔耕稼春秋七農具〕かゞし

鳥威し也、胴大かた藁にて拵へ、其上に古笠古蓑にて人形を作る事、高三四尺許也、

〔鹽尻四〕一かゞしは、驚山子と書、是をそほづと呼、（僧都の字なんど用るは非也）そほつは、山子の轉語也、もと和語にあらず、本名はおどろかしと呼人形なり、歌にそほつとよめり、

〔倭訓栞前編六加〕かゞし　傳燈錄にいふ、案山子也といへり、鹿にがし成べし、山田のそほづといふも是也、信濃にて節分の夜、いわしまめがらをさすを、やつかゞしといふ、燒かゞしの義也、埃囊抄には、炙（ヤキ）串と名くと見えたり、いわしをたけば、魑魅の畏るといひ傳ふる意なり、

〔松屋筆記六十六〕かゞし　燒かゞせ　案山子　そうづ

似我蜂物語中卷四丁オに、物くふことのつねならねば、ゑだい〳〵におとろへ、山田のかゞしのごとくにぞ成にける云々、按にかゞしは、かゞせの轉語也、日蓮書錄外□□の卷に、燒カゞセとあるは、節分夜の燒串の事にて、鰯の頭を燒て柊に刺たる也、江戸にてヤキガシラといひ、武相の田舍

にてヤツカヾシといへり、ヤツカヾシハ燒令鰁(ヤキカヾシ)の通音也、山田のかゞしも、猪鹿の嫌物をくゆらして令レ鰁おどろかしむるゆゑにさはいへり、さて引板案山子なども、おなじく鳥獸を驚して田實を食せざる物なれば、俗にいひうつして、そうづをかゞしともよべる也、そうづは古事記に山田の曾富騰、又は久衣彦ともいふ神にて、そほづとは、雨露にぬれそぼちて立るよしの名、久衣彦は崩彦にて、立るまゝ古く成行ば、自然崩るゝよしの名也、玄賓法師が、

山田もるそうづの身こそかなしけれ秋はてぬればとふ人もなし、とよめるは僧都によせたる也、是を案山子といへるは、宋人の詩に見えたり、

〔葛原詩話 四〕案山子

吾邦ニテ田ヲ守ル鳥ヲドシヲ、カヾシト稱シ、案山子ト書ク、彼邦ニテハ何ト云ヤラン、偏ク詩文等ニ氣ヲツクレドモ未レ得、予曾テ唯有二芻人彎一レ竹弓一ト作レルモ、據コロアルニ非ズ、偶宋ノ利登ガ田家ノ詩ヲ看ル、小雨初晴歲事新、一犂江上趁二初春一、豆畦種罷無二人守一、縛二得黃茅一更似レ人、トコレ正シク案山子ノコトナリ、學語篇ニ膽俑、天工開物ニ出トアリ、コレハ案山子トハ別ナリ、

〔梅園日記 三〕案山子

玉池雜藻三編に、案山子、禪語に出、愚此文字を鹿驚(カヾシ)に當る事、或禪師に問しに、云、案山とは、大山に添し小山を云、人ならば、前に書案を置形なり、陰に有て不用の山故、影法師の意にて、用立ぬ人を案山子と云と、是にて思へば、わらにて作り人の影法師同前の物ゆへ、右の文字をかり用ひしなるべしとあり、按するに、いふにもたらぬ僻說なり、隨齋諧話に、鳥驚の人形、案山子の字を用ひし事は、友人芝山曰、案山子の文字は、傳燈錄、普燈錄歷代高僧錄等、並に面前案山子の語あり、注曰、民俗刈レ草作二人形一、令レ置二山田之上一、防二禽獸一、名曰二案山子一、又會元、五祖師戒禪師章、主山高案山低、又主山高嶮々、案山翠青々などあり、按るに、主山は高く、山の主たる心、案山は低く上平かに机の如き意な

らん、低き山の間には必田畑をひらきて耕作す、鳥おどしも、案山のほとりに立おく人形故、山僧など戲に案山子と名づけしを、通稱するものならんといへり、徂徠鈐錄に、主山案山輔山と云ことあり、多くの山の中に、北にあたりて一番高く見事なる山あるを主山と定めて、主山の南にあたりて、はなれ山ありて、上手につくゑの形のごとくなるを案山とし、左右につゞきて主山をうけたる形ある山を輔山といふとあり、又按ずるに、此面前案山子を注せる書、いまだ讀ねども、この人の作と見えて取にたらず、此事は和板傳燈錄卷十七通膺禪師傳に、僧問、孤廻廻、硝山巍巍時如何、師曰、孤廻峭巍巍、僧曰、不會、師曰、面前案山子也、不會とあり、和本句讀を誤れり、面前案山、子也不會を句とすべし、子とは僧をさしていへり、鹿驚の事にあらぬは論なし、案山は增集續傳燈錄卷四如珙傳にも拈却門前大案山、放儞諸人東去西去など、禪家にてよくいふ語也、又按に、此語はもと堪輿家とて、地理のことを業とするものゝいへること也、唐土にては人を葬る土地むづかしくして、親など死たる時、葬るべき地を撰に、彼堪輿家をたのみて撰ばするなり、もしよき地を見あたらぬ時は、數年葬らで置事などあり、撰みてもその詮もなき事あり、西湖遊覽志餘佞倖盤荒論に、蔡京之父準、葬臨平山、山爲駝形、術家謂、駝負重乃行、遂作塔山頂、以浙江爲帶水、秦望爲案山、何其雄也、富貴既極、一旦顚覆、幾于滅族、俗師風水之說、安定憑哉、按にこれもと陸游いへる事なり、入蜀記云、宿臨平、者太師蔡京、葬其父準於此、以錢塘江爲水、會稽山爲案、山形如駱駝、老學菴筆記にもまたこの說あり是なり、さて諧話に、案山は低く、上平かに机の如き意ならんとあれど、平かならぬをもいふべし、机の說は是なり、明の徐世彥が地理玄關第三卷朝案說に、朝與案皆穴前對峙之山也、所居之方位雖同、所處之名分寔異何也、案者乃隨龍之餘氣、推于前、爲穴之證佐者也、如人之坐處、必有桌案、則手足方有所憑依、須要不逼不遙端正潔淨、開面有情爲上、苟歪斜破碎、面飽脚飛、皆非案山之善者、細想弊几歌案、不設于正人君子之前、更認得案山之眞性矣、また鈐錄に、南にあたりて離れ山とあれども、離れずともいふべし、正南にも限らず、其證は徐霞客遊記に、遊

黃山日記に、望獅子峯已出、遂杖而西、是峯在菴西南、爲案山とあり、また山ならぬをも案山といへり、夷堅三志(周十卷)十翁塋處、左右前後、唯產茅茨、獨對穴有古松一株、指爲案山とあり、

〔敎令類纂 初集八十七〕寛永十五(戊)寅年十二月

覺(○中略)

一在々所々雖爲御鷹場、かゞしをいだし、年内より麥をまかせ可申事、(○中略)

戊十二月

〔古事記 上〕故大國主神、坐出雲之御大之御前時、自波穗乘天之羅摩船、而內剝鵝皮剝爲衣服、有歸來神、爾雖問其名不答、且雖問所從之諸神、皆白不知、爾多邇且久白言(自多下四字以音)此者久延毘古必知之、卽召久延毘古問時、答白此者神產巢日神之御子、少名毘古那神(自毘下三字以音○中略)故顯白其少名毘古那神、所謂久延毘古者、於今者山田之曾富騰者也、此神者足雖不行、盡知天下之事神也、

〔古事記傳 十二〕山田之曾富騰(サダノソホド)、こゝの文を按に、當時久延毘古と云しは、卽今世に至るまで、山田の曾富騰とて有物是なりと云意なり、然れば久延毘古、卽曾富騰のことなり、さて曾富騰は後の歌に曾富豆(ソホヅ)とよめる物にて、清輔朝臣の奧義抄に、田におどろかしに立たる人形なりと云り、(註略)○古今集に、足引の山田の曾富豆(ソホヅ)己さへ我をほしと云うれはしきこと、後撰集に、明暮し守るたのみをからせつゝ袂そほづの身とぞなりぬる、拾遺集(長歌)に、小山田を人に任て我は只袂そほづに身をなして云々、曾禰好忠集に、山田守そほづも今はながめする舟屋形よりほさき見ゆめり、などよめり、(續古今集に、僧都玄賓、山田守そほづの身こそあはれなれ秋はてぬれば問人もなし、此歌によりて、曾富豆は僧都を以て名けし物と心得るは、古を考へざるひがことなり、)名義は、或人雨露に所沼そぼちて立る由なりと云り、(沼水の意など云說は、いふにもたらず、)今按に、曾富豆と云は、後のことにて、本は曾富騰なれば、そほち人(ヒト)てふ意にや、(遲毘登を約れば、そほ騰となるなり、)ちと云言は、書紀武烈卷影媛歌に、岐儺曾㝠遲(キナツホヂ)と見ゆ、(後の歌にも多し)山田は山の田なり、下卷輕太子御

歌に、夜麻陀遠豆久理と見ゆ、さて久延毘古てふ名も、よとともに雨露にうたれ、風に吹破られなどして、身體の壞れ傷はれたる意にもやあらむ、久豆禮を久延と云は古言なり、萬葉十四〔六丁〕に、伊波久叡乃、又三〔四十九丁〕に、河岸之、妹我可悔〔河岸の崩かけたるなりと云〕書紀仁德卷歌に、以播區娜輸〔岩崩なり〕などあり、

〔北邊隨筆 初編 二〕山田之曾富騰

古今集に、足引の山田のそほづおのれさへわれをほしといふうれはしきこと、壬二集に、秋のたにたてしそほづのすがたまで霜にまよへる冬の山ざと、此山田のそほづ、もと神の御名にて、山田のそほどなるを、杼を豆にかよはせたる也、古事記神書に、故顯白其少名毘古那神、所謂久延毘古者、於今者山田之曾富騰者也、此神者、足雖不行、盡知天下之事神也、とあるこれなり、後世にては、案山子の事の如くいふは附會にて、もとは此曾富騰の神の御像を作りて、まつりたりけるが、おのづから案山子の如くなるより、心えあやまれるなるべし、田にしも祭るべき御たまあらん事、神書のうへにはみえざる事なり、あながちに田の爲にまつりたるにはあらで、盡知天下之事といふ御たまのかしこさに、農家村落などに祭りたるが、案山子に混じたるにやあらん、添水などいふ說は、もとよりよしなき事なり、

〔古今和歌集 十九 俳諧〕題しらず　讀人しらず

あしびきの山田のそほづ己さへ我をほしといふうれはしきこと

〔後撰和歌集 十二 戀〕男の物などいひつかはしける女の、田舍の家にまかりてたゝきけれども、きゝつけずやありけむ、門もあけずなりにければ、田のほとりにかへるのなきけるをきゝて、　よみ人しらず

あしびきの山田のそほづ打わびて獨かへるの音をぞ鳴きぬる

僧都

〔拾遺和歌集 九長歌〕圓融院の御時大將はなれ侍りて後、久しく參らで奏せさせ侍りける、

東三條太政大臣（○藤原兼家）

をやまだを、人にまかせて、われはたゞ、袂そほづに、身をなして、ふたはる三春、すぐしつゝ、その秋ふゆの、あさぎりの、絕間にだにも、と思ひしを、（○下略）

〔古事談 三〕玄賓僧都者、南都第一之碩德、天下無雙ノ智者也、（○中略）古今集ノ歌ニ、

山田モルソウヅノミコソ悲ケレアキハテヌレバ問人モナシ、是ハ玄賓僧都ノ歌ト申傳タリ、如風雲サスラヘアリカレケレバ、田ナド守給ケル時モ侍ケルニヤ、（○又見續古今和歌集）

〔八雲御抄 三上地儀〕田　そほづ（しなどろかなり）

〔奧義抄 下ノ上〕足引の山田のそほづをのれさへわれおほしてふうれはしきこと

そほづとは、田におどろかしに立たる人がたなり、さればあやしの人ならぬものといはむとて、そほづによそへたる也、それさへわれにあはまほしといふなん、うれへとおぼゆるとよめる也、あやしき人にけさうせられてよめる歌にこそ、

〔無言抄 上そ〕そうづ（山田なども物なり）

〔鹽尻 三十九〕一鳥を催す偶人を、そうづといふ、

〔下學集 下器財〕僧都（ソウヅ在秋田驚水鳥器也、或搗米器也、備中國溫川寺玄賓僧都始造焉、故世俗名之謂僧都、或說曰、有倭歌、又云世話者謂之兎鼓云々、）

〔運步色葉集 之〕僧都（ツ中略）山田驚鳥之物也、備中湯川寺玄賓僧都始作之、故呼曰僧都、

〔日次紀事 五月五〕凡自此月尾至六月首苗種生長、（○中略）凡自播種至刈獲、鳥獸來食、故爲數品巧而驚之、（○中略）竹筒尺許切之、中間橫貫細竹、以其兩端挾溪水漲落處之兩岸、此竹筒上口受流水、則隨出自下口、其落處水底置石、故激之筒又觸之、有我巨々音、依之鳥獸驚走、曾玄賓僧都始製之、敎農民代捕鳥殺獸之事、故民間是稱曾都、又謂我巨々、或人高引繩於田間、結鳥羽又小木斷、或小竹筒以緖連結板、

而高懸柱頭建田間、觸風則必鳴、是謂鳴子、或隱人於田間、時々引繩使鳴之、然則鳥獸驚走、凡雜品巧術、民間總謂鳥威、

〔覆醬續集一〕僧都詩幷序

爰有農器、名之添水、添水者僧都也、古今集所載山田僧都蓋是矣也、宗祇言曰、山田僧都自玄賓之歌起、洵有以哉、雖爲田野小器、所由來者漸矣、竹筩尺餘、上短下脩、概類歌器、又劈桔槹、矯首於下流、鼓尾於片石、旋轉俯仰、發揮我巨々之聲、（蓮心院曰、我巨々竹筩鳴聲也、）聲韻不凡、圓轉淸亮、如喚起鳴於春曉、俞山民至秋構諸稻田、時驚鹿豕、予（石川丈山）亦係園水、常羊容與、目之耳之、屢益隱興、空谷傳響、無晝無夜、不遲不駛、曲節中度、奇聲適心、足以潤色山潛之寂寥、豈獲媿孔生之鼓吹之屬也哉、因作小詩以形容之、

爾以自鳴、秋守田畝、水滿覆前、石出戛後、形側溪流、聲答山阜、宥座惟肖、爲誠云有、

答謝羅山僧都之二絶幷序

夕顏翁傳觀余僧都小詩、技癢之餘、與二難偕蒙示珠玉兩篇、詞况華潤、諷玩無斁、雖人有其口、焉能至於此、雅倘之風、温然可見、惟夫起玄賓於三泉、傳僧都於千載、可謂不朽之盛事也、老樗綴叙所懷、繼呈鹿二韻、以奉酬田舍翁火爐頭之語、而資笑柄、

渠穿準擬竹根呈、添得香嚴省道情、戞戞淸音與磧礫、閑林宿鳥入秋驚、

同

此君生涯常水宿、罷亞牛黃護場穀、農器聲高山獸藏、知有野人過駭鹿、

寄藤林春齋所惠僧都長律幷序

不佞前此作僧都詩幷小引、以寫野意、自爾之後、衞生杏仙、釣在貴地、往訪之次、懷其詩以呈似仲氏函三、足下亦瞥然瞰之、輙記取一箇之僧都、損惠七言之淸律、形容之巧、體製之美、淸風穆如、其爲賜

也、蹤褭蹏千鎰矣、養痾之暇、目閲口吟、唾壺幾碎、非翅爲閑居之雅玩、病根將去、珍荷何檝、久在沈散、笔研耗廢、不克述酬、妄繼奇蹋、以添蛇足而已矣、

一首新詩抵萬金、枯筒學曲寫淸吟、瀉流㗊㗊聞庭院、擊石丁當響晚林、越女沿涯鳴瓦缶、湘妃臨水鼓瑤琴、春來得遇江城雁、欲寓神交千里心、

繼響林春德所貽擡今二韻之僧都詩寄謝

寒溜傾頭頭自擡、辛勤日夜幾輪回、非金非石非匏木、却怪溪邊擊柝來、

同

一首倭歌入古今、僧都傳響助蒼黔、請看天地盈虧事、瀉下筒中水淺深、

〔羅山詩集五十九器用〕石丈山有僧都詩幷序、果然乎、見序所云、則其爲物也、不待一犂之雨、以灌田園、不持三尺之箠、以驅狂鹿、有益于壟甿如此、洞筒之點滴、激石之流聲、雖簫鼓琴筑、而其適耳不異歟、古人所謂何必絲與竹、山水有淸音、亦可以思也、且曰、此蓋玄賓僧都之所爲也云々、事在序辭中、因同其題作二首、聊滑稽而已、

早識機心巧手呈、有情本不奈無情、客將洗耳杜筒口、麋鹿雖遊鷗可驚、

玄賓風飡又露宿、遠在方外避輦轂、滴滴聲非睡羝僧、都曇擊水逐野鹿、明曆元年

〔運步色葉集那〕鳴子ナルコ

〔增補下學集下二器財〕鳴子ナルコ鳥トリ驚アドシ

〔和漢三才圖會三十五農具〕鳴子奈留古　引板比太

按、鳴子以方尺許板、小竹管列挂板兩面、鈎之圃中、張繩於四方、如烏雀來時以繩引之、則鳴而鳥驚去、故名引板、名鳴子、

〔耕稼春秋七農具〕なるこ

引板

管を切て板に付ル、板なる程輕きがよし、總て鳥類のおどし品々有、鷙獸、鳥の羽、鹿から、又は糸に紙を切付、又は竹竿何にても黑白をはじめ、常に見馴ざる物、また板五六寸に横七八寸、但板うすきは風にて動き鳴て能き也、

〔堀川院御時百首秋〕霧　中宮權大進仲實

御田や守なるこの繩に手かく也晴まもみえぬ霧のみなかに

〔玉葉和歌集雜十六〕嘉元の百首の歌奉りける時、田家をよみ侍りける、　左近大將實泰

庵さすそともの小田に風過ぎてひかぬ鳴子の音ぞ聞ゆる

〔新千載和歌集雜十八〕題しらず　法眼行胤

よもすがらたえずなるこの音すなり山田のいほを風やもるらむ

〔下學集器財下〕引板鳴子之類也、驚鳥物也、

〔運歩色葉集比〕引板ヒキイタ 鳴子

〔易林本節用集比器財〕引板秋田驚鳥物也

〔類聚名物考調度三〕ひた

思ふにひたは二ツのさま有、山河などのとく流るゝ河にしかけて、水の勢ひにておのれとなるも有、またはその河などなき所には、人してひかせてならすも有、そのさまは板もてつくりて、うち合せてなる物也、かくして鹿猪などをおどすもの也、なるこは音もはつかにて、鳥を追ものなり、ひたは音もいと高くひゞけば、獸をおどすがため也、引板の略語にや、古き繪にてもしらるゝ、也、新名所歌合の繪にも見えたり、

〔撈海一得下〕山里ニハ引板ヲ用テ山獸ヲ妨グ、鳴ル子ニテハ鳥ハ驚ケレド、野猪ナドハ怖ヌユヘナリ、是ヲ添水トモ云、僧都玄賓ノ、山田もるそふずの身こそト詠シモ是ナリ、流落ル水口ヘ板ヲ

アテ、水ヲセキカクレバ、動イテ鳴コト甚響亮ニシテ强シ、ひきいたヲ中略シテひたト云、是ヲ水牌ト云、宛委餘篇云、以板激水、以鼓之田間、防禽獸之器也、

〔松屋筆記六十六〕かゞし　燒かゞせ　案山子　そうづ
引板は万葉にもよみて、鳴子といへるも同物也、繩して引延おきて、そを引搖して鳥獸をおどろかすもの也、又水車などのさまにものして、水の溢て器の覆るをり、繩の自ら引れて切竹を搖しおと立るもあり、

〔源氏物語五十三手習〕ひた引ならすをもおかしく、みしあづまぢなどのことなども思出られて、彼夕霧の御息所のおはせし山里よりは、今すこしいりて、山にかたかけたる家なれば、〇下略

〔更科日記〕西はならびの岡の松風いと耳ちかう心ぼそく聞えて、内にはいたゞきのもとまで、田といふものゝ、ひたひきならす音など、井中のこゝちしていとおかしきに、〇下略

〔萬葉集八秋相聞〕或者贈尼歌二首
衣手爾、水澁付左右、殖之田乎、引板吾波倍、眞守有栗子、

〔萬葉集略解八〕引板は、ひたといふに同じく、猪鹿をおどろかさん爲に引て鳴らす板をいふ、

〔後撰和歌集十五雜〕人のむすめに、源かねきがすみ侍りけるを、女の母きゝ侍りて、いみじう制し侍りければ、忍びたる方にて語ひける間に、母しらずして俄にいきければ、かねきが逃げて罷りにければ遣しける、　女の母
小山田の驚しにもこざりしをいとひたぶるににげし君哉

〔伊勢集上〕ひたはへたる所
ひたはへてもるつなをのみひく時は稻葉に露ぞとまらざりける

〔夫木和歌抄十二秋田〕三百六十首中　好忠

ねたる間に露やをきつゝしぼるらんひ。た。うちはへてまもる山田を

燒しめ

〔藏玉和謌集異名〕やきしめ　やきしめとは、馬の毛を木にはさみて、けふらかして田にたつるをいふなり、鹿にくはせじがれう也、

〔類聚名物考調度三〕かゞし　鹿驚　燒串やいぐし　案山子

猪鹿の田畠を荒すをおどろかさんとて、串に四方の板をさして、その下に人の髮を少し結付て、それに火を付てやかすれば、甚だ嗅氣のあしきものにて、この匂ひにて皆逃去也、江戸八王子邊にても此事をする、是は猪鹿にかゞする意にて、かゞしとはいふならん、又國に依て直に鹿猪の毛肉をも燒事あり、燒串ともいふ也、

祈豐熟

〔令義解二神祇〕仲春祈年祭　謂祈猶レ禱也、欲レ令二歳災不一レ作、時令順度一、卽於二神祇官一祭レ之、故曰二祈年一、

〔公事根源二月〕祈年祭

是は太神宮以下三千一百卅二座の神をまつらせたまふ、其所のたしかならざるもあり、國々におの〳〵幣をつけらる、諸國にも年ごひのまつりをば行ふ也、周禮に、祈年は豐年をもとむるなりと見えたり、神祇官おこなはる、辨かねてより諸國のめし物をもよほしとゝのふ、白猪白鷄やうの物なり、天武天皇四年二月に、はじめて此祭あり、大かた祈年の祭月次兩度新嘗祭をば四ヶの祭とて國の大事とするなり、

○按ズルニ、神祇ニ對シテ年穀ノ豐熟ヲ祈ルコトハ、神祇部祈年祭奉幣及ビ祈穰ノ各篇ニ詳ナリ、

祈晴雨

〔禁秘御抄下〕止雨

奉二幣丹生、貴布禰一、上卿行レ之、使神祇官人、殊時藏人若非藏人、凡霖雨之時有二官寮御卜一、隨二其狀祟文一有二送氣方一、遣二實檢使一尋二子細一、山陵同レ之、應和三年、止雨奉幣猶不レ止、奉二幣十一社一、十五大寺御讀經、過レ法之時有二種々御祈一、一切同レ之、奉幣社々十六社、上七社、大原野、大神、大和、石上、廣瀨、龍田、住吉、丹生、貴布禰、

是上古例也、神祇官人參丹生貴布禰之時、神馬召寮、或內野放御馬、殊時藏人參之、其時被進尋常御馬、或自院被進之、止雨赤毛、祈雨白毛也、應和御記、依式止雨可奉白馬、而年來赤馬也、都末仰下之由、爲之如何、仍令加奉赤毛馬、如延喜式、祈雨黑毛、止雨白毛也、而先々有沙汰、祈雨白毛、止雨赤毛ト云云、自中古流例也、應和丹生使大中臣高枝、申無乘物之由、請給御馬、仰依請、康保二年八月御記、二社被副進赤毛馬、(十六社內寮及野放)

〔禁秘御抄下〕祈雨

先以藏人(若非藏人)令拂神泉苑、承仰行向、率人夫先池邊石水灑、高聲一同云、雨タベ海龍王、此事無所見歟、近代如此、限七日無驗時替藏人、有驗時藏人參申事由、召朝餉內侍給御衣、(白衣、或七瀨御禊單給之、永長源仲正給紅打衣、如何、)藏人下庭舞踏、或退殿上口舞踏、又陰陽師奉仕五龍祭、(或於神泉祭之)一名雩祭、三日齋龍、魚味、御衣、御鏡共不用之、又龍穴御讀經、神泉御讀經水天供、數人奉仕此供、有驗二社奉幣同止雨、(黑馬、或白馬、)又神祇官人參本宮、承仰祈申、諸社奉幣隨御卜方、有沙汰、神祇官有驗、召殿上口給內藏寮祿、(藏人給之、寬治八年、神祇少副中臣輔弘祈雨、於殿上口給祿、內藏寮大褂、本官七ヶ日祈、永久任此例、卜部兼貞如此、)又祈山陵有宣命、其外御祈不可勝計、大極殿御讀經、或七大寺請雨經供法、諸社御讀經、僧綱於社々讀金剛般若經、寬平例(賀、松、稻、春、住、)成祟社々有奉幣也、凡不過二社奉幣、尤有驗事歟、必以殿上使可奉尋常御馬、祈雨ニハ忌赤毛、貞觀於神泉有船樂、應和於神泉被行北斗法、又十一社奉幣、(木島、乙訓、水主、火雷、恩智、平岡、座摩、生田、廣田、長田、)雷公祭雖有驗頗絕畢、範俊行請雨經法之時、威儀師能算以意趣擅邊放赤鷄云々、世人爲珍事、

〔日次紀事六六月〕此月旱、則民間修請雨之法、是謂雨乞、上古祈天雷、水主、木島、乙訓、平岡、恩智、廣田、生田、長田、座摩、垂水、是謂祈雨十一社、至近世則貴布禰、或神泉苑、或丸山吉水、吉田池、叡山横川龍池、隨其方土民人擊鉦鳴鼓而踊躍、或戴笠著蓑爲雨裹之粧而祝之、大德寺中龍翔寺之天童像、南浦紹明自中華所携來也、祈雨則必有應、一說此像非天童而聖德太子也、又鳴瀑般若寺山上有池、旱歲請雨於

農書

此處、幷龍安寺境內住吉社、下醍醐龍王宮亦然、乙訓寺幷西岡迎錫山福田寺有龍王像、村人祈雨、此寺後惠法師所棲也、一日諸國修行、歷年歸舊庵、詠故里乃板井淸水乃倭歌、其井到今在、又此寺中有火雷神社、或請雨於此神、必有驗云、嵯峨臨川寺前河中有石、號赤太郞、俗傳龍神之枕石也、此邊民家禱雨於此石、凡村落無氏神之地、登愛宕山、取神前之火、謂食各請雨、又依年田蝗爲害、則民人擊鉦鼓送野外、是謂送虫、凡旱歲五穀之枯萎曰燒、茄根枯曰舞、瓜蔓之枯曰上、是民間之詞也、

〔成形圖說 十二 農事〕又沖繩玉城間切玉城に、玉井といふ靈泉あり、國王每年雨請の處なり、先年沖繩旱の時、國王の詠る歌、かくてこそ民の草葉のかれ行をあはれと見ずやあまつくの神、此詠にて大雨滂沱たり、あまつくは海祇にて、此あたりに豐見城高嶺などいふ山嶽峙て、故城の址多し、此歌は、明和年中潮平親雲上、土佐の大島へ漂著せし時の話也、

〔中山傳信錄 五 禮儀〕請雨、每於十月墾種後、先三日齋、各官皆詣龍王殿及天尊廟拜請、又請龍王神像升龍舟至豐見城、設雨壇拜請、旱甚、國王親詣崎山雩壇躬禱、或詣雨城〔在玉城村內〕躬禱、首里圓覺寺及波上護國寺、皆令僧衆人祈禱、

○按ズルニ、神祇ニ對シテ晴雨ヲ祈ルコトハ、神祇部祈禱篇ニ詳ナリ、

〔農政敎戒六箇條〕伊豫ノ國ニモ中古ニ出來タル農書アリ、永祿年中、宇和郡ノ領主土居虎松丸淸良、少年ノ時ヨリ思慮深ク、國勢ノ衰弱スルヲ憂ヒ、配下松浦宗安ナル者ヲ招テ國事ヲ問フ、所謂宗安ハ頗ル當時ノ有識ニテ、存ジ寄ノ事件十五卷ヲ筆シテ獻上セリ、今尙ホ之ヲ傳テ土居淸良記ト云フ、其六七八ノ卷ハ大概農事ヲ論ゼリ、此ハ世ニ稀ナル珍書ニテ、農業ヲ說クコト頗ル丁寧ヲ盡セリ、伊豫國ニハ所持スル者多カルベシ、宜ク此書ヲ以テ宇和島農業ノ模範ト爲スベシ、

〔農業全書 一〕農業全書敘

聖人之政、在敎養二者而已矣、而論其序、則養爲先、敎爲後、是令富而後敎之也、何則食惟民之天、農爲

政之本、民之爲道也、無恒產者無恒心、故衣食足而後禮義可興、敎化可行、是故古昔明君、以制民產爲先務、制民產之道、在敎稼穡而已、舜以棄爲后稷、敎民稼穡、樹藝五穀、五穀熟而民人育、然後以契爲司徒、敬敷五敎、五敎行而人倫之道明、是聖人爲政之序也、欽亮天功之道、於是乎備矣、夫人倫之敎載在六經語孟、炳如日星、況後世賢哲代起、而更有發明之乎、如稼穡之法、中華之載籍固多、而傳在本邦、足以爲農家之敎、然凡民不能讀之而解其說、是以農家每昧于種植之術、終身由之、而不知其道、識者以爲恨焉、余嘗欲以國字輯錄之、然庸劣之資、治經而力常不足、況及其他乎、是以既廢稿矣、本州〇筑前之士宮崎安貞、村居四十年、常以試種植爲樂、其用心也尙矣、其執術也熟矣、且遊觀于畿內暨諸州、旁爰詢謀于老農、考於中華之農書、驗於本邦之土宜、將著書以諭農、起稿十卷、命名爲農業全書、但恐有疎謬孟浪之患、而不能成書、因玆請予之家兄樂軒翁之是正、而不輟、樂軒亦年既高邁、雖不任其勞、然平生利人濟物之志至老益厚、不耻于古人、故不克固辭、修飾數回、於是易稿而成編、竊謂此書之於本邦也、古來絕無而初有者也、若後有繼作者、當以此爲本邦農書之權輿、然則於訓農之方、豈謂無補乎、今將鋟梓以廣其傳、請序於予、安貞今玆七十有五歲、余感其爲志老而益壯、於是述此書之所以作而爲之叙、

元祿丙子中和節　筑前州後學貝原篤信書

〔百姓囊 二〕耕作農業の事、唐土の書に多く見へたり、近代本朝の學士、農業の和書をあらはし、印行して農業全書といへるあり、農人これを讀見るべし、尤諸國地氣水土の不同、萬差なりといへども、先大略肝要を知て後、委細を尋ぬべし、

〔耕稼春秋 一〕耕稼春秋自序

傳曰、厥父菑、厥子弗肯播、予就丁役以來、深有激此言、旦夕欲孳々肯播、既而辱奉國命、襲父祖之業服石川闔郡勸農之事、於是益就老農老圃、勵功修業敬處事也凡三十年、其間欲自春正月至冬十二月、

詳田家之業、求樹藝田圃之種類、審鎡基之形狀、以使惰農刻心、記尸爲筆之書、集錄爲七卷、名曰耕稼春秋、其言也以方言俗說、不聊以雅言、此艾年辭風塵、爾來廢置不錄、今也衰老尤甚、思慕先考之情不能止矣、頃日偶見彼草稿、頗有思先考於畎畝之中、思於是再集成云、

寶永四年丁亥三月日　直心野衲〇土屋又三郎

〔耕稼春秋六〕此一部者、石川郡御供田村居住之十村土屋又三郎、遁世して直心といひける者の編たる物也、元祿の半頃は、改作奉行園田左十郎と云者、罪出來の時、不調法の品有て禁籠し、園田落著の刻に、籠舍は一年計經て御赦免、十村役は被召放、平百姓に成けるが、無程遁世しける、是を算用場の奉行共へ、一應不達との咎にて、百日計遠慮してゆるされ、享保四年正月に病死、歳は七十八歳かと覺るの由、或人語りける、當年去人に借て寫して、直心が心意を盡して編たるもの故、賞感の餘り毫を染る者也、

享保四年厚秋仲旬　口木

〔農術鑑正記上〕發端

此編錄は、予久年病に罹り、片山里に蟄居し、〇中略常々農書を校閲、年々近國に往來し、老農の稼穡を見習、作り覺し草薬を聚む、草木菌菜藥種等も、五穀と等しく民の產業に利有物、予が管見を賤山がつの爲に記、夫農術は廣大也、九牛の一毛耳、

〔勸農固本錄上〕勸農固本錄自序

享保癸卯〇八年曆彌生穀雨日阿州之鄉士砂川野水誌

地域民業の事は、地に原濕衍沃あり、風に義方淫佚あり、本より一定なるべからず、されば土地の應不應を考て、農民の家業に疎からざるやうに、教育の道なかるべからず、予蚤歳より深く此事をうかゞはん志ありといへども、才短くして其方にうとし、故に或老農舊吏の言をきゝ、或先覺

の拔萃に管見を加、愚昧をかへりみず、諺に其事を述て、しばらく勸農固本錄と成しぬ、こひねがはくは本を固し民を專にする、萬分の一助ともなれかしと云爾、

享保十乙巳歲三月之初　　丹波州篠山城下萬尾時春

〔續農家貫行〕續農家貫行序

正喬のぬしは、おほんたからのしわざにかしこき才ありて、しかもからやまとのふみをもうかがひ、人を惠むの心ざしなんふかゝりける、よそじあまりの昔、駿河の國ふじの山やけいづる事ありて、其ほとりの、八の家居に、石をふらしいさごをとばしみなうづもれぬ、○中略ことには相模の國さかはの鄉なるあともなきまでいさごつもりて、民のなげきいふ計なし、喜古と聞えし老たるたみの、わざよろづの修理のみちをもよくしれるをめし出て、是をおさめしむ、いさおしにことなりて、今は昔の俤に立歸りぬと見るほど、空蟬のはかなくよをさりぬ、武さし野の草のゆかりをとて、かの正喬のぬしなんえらばれまいらせ、其なしおけるあとをつぎて、つゝみいせきなどいふもの何くれのたくみ、年をつみ世をかさねて、河の瀨もむかしのみちにかへり、幾千まちともなき田面、うへつべくたがへすべくなりぬ、○中略世のつねなきことはり、事さり物あらたまり行まゝ、彼ぬしも所の司めしはなたれ侍りしかば、よもぎが露に門さしこめ見ぬ世の人を友となし、硯の水のながれし世の、ことかいつらねたる卷々の中に、此一まきなんありしを、このまき田舍人の、なにはのよしあしわかぬために、たよりあらせんとて、かきしるしぬる文に、又書つけるもの也、○中略ゆたかにのばゆる二のとし、霜ふり月のはつ日あまり、雪げのまどに灯をかかげてしるし畢ぬ、

みなもとの信遍識

〔農稼業事〕農稼業事自敍

予壯年の頃より、農事に心を用ひ、躬勤いとなみ、五穀諸草に至るまで、盡雌雄を知り、作物により

て雌雄の損益をわかち、一種に善と惡とを顯し、又其年の運氣土地手入によりて、病入ことなく、豐作を得ることを考へ、是又數十年が間試み、功有ことを記し、農人に委しくこれをしらしめ、世界豐饒ならんことをねがふ、時に寛政五年寅仲春なり、

湖東　八十六翁兒島如水書

〔除蝗錄〕農書十三種序

予之友大藏龜翁、紹乃祖之志、夙潛心於此道、七十年如一日、遂遊于四方、以試之其風土、選其最簡便者、國字以著書、積至十三部、題曰、農書十三種、曰老農茶話、曰農家益、曰農具便利論、曰豐稼錄、曰再種方、曰除蝗錄、曰民家敎育草、既梓行于世、其他曰琉蘭百方、曰棉圃要務、曰甘蔗大成、曰抄紙必用、曰葛粉製方錄、曰民間書簡法、陸續上木也、日者併持其書來示予、予講書之暇、一々取讀之、愈讀而愈偉矣、○中略翁姓大藏氏、名永常、字孟純、俗稱德兵衞、龜翁其號也、豐後日田郡人也、後徙家于大阪焉、爲人不喜浮華之事、性沈默而有奇思、今玆文政丙戌○九年初春、又來于江戶、一日過弊舍、爲其書請一言、因書之以爲序云、

秋田　奥山翼撰

〔除蝗錄後附〕黃葉園大藏永常著述藏版目錄

老農茶話　受和圖藏出版　全
　貧農の助けになることをしるす
農家益　文金堂出版　全三冊
　櫨木の植やう製法までをしるす
同後篇　同出版　全二冊
　同もれたる事をしるす

同附錄　文金堂　未刻　全二冊

同斷

豐稼錄　受和園藏　出版　全

稻むしを去り、稻の干やうを記、

農具便利論　黄葉園藏　出版　全三冊

諸國農具の便利なるを集め記

同後編　同　未刻　全二冊

右にもれたることをしるす

琉藺百方　同　未刻　全

琉球藺をつくり、筵の織やうを記、

棉圃要務　同　未刻　全二冊

諸國の綿つくりやうをしるす

甘蔗大成　同　未刻　全二冊

白黒さたう製法をしるす

紙漉必用　黄葉園藏　未刻　全二冊

楮の仕立やう、紙の漉方をしるす、

葛粉製法記　同　未刻　全二冊

葛根をほりて白葛を製し、つるを刈て葛布におる事を記す、

再種方　同　出版　全

一年に二度田植して、二度收納する事を記、

民家育草　宋榮堂藏出版　全三冊

町人百姓の身の行ひ、小兒の育かたを記す、

文通案文早引　黄葉園藏近刻、横本、全

手紙をかくに入用の文章を引出すに、古今便利の書也、

除蝗錄　同出版　全

稻に蝗生じたるを除事をくはしく記す

〔農稼肥培論上凡例〕凡そ此書にしるす肥培の論は、只其肥しにはおの〳〵其質ありて、是が肥となりてきくといへるを阿蘭陀の窮理説にもとづき、漢土の事どもを併せ考へて記したれば、牽合の説少からずといへども、その惡しきをすて善をとり用ひ、意をつけ思を盡しなば、其益また多かるべし、○大藏永常著

〔成形圖說一提要〕一大凡天地の物を生じ形を成すもの、中にて人を靈とす、其人を養ふもの、最切要なるを穀帛とし、菜肉とし、藥物とす、故に樹藝の道を敎るより先なるはなし、○中略吾太公臨聽の日、民に敎へて農桑を勸め、更に藥園署を設けて、廣く有用の藥種を致し來し、其產地の異同を審にし、其時候の先後を考がへ、おの〳〵其ものをして生成の功を遂しむ、これ事を好むにあらず、天意に隨ひ民事を急にし給ふがゆゑなり、○中略しかれども唐山和蘭等の地に出る物は、本邦の稱謂と同じからず、これをもてかれに充れども、素より當らざるものあり、我にありて彼にあらず、彼にありて我にあらざるもまた少なからず、我と彼とともにありて其名をしれども、其物をしらざるあり、彼にありて我になきを、其似たるものもて强て充なむには、名實相乖きて其弊恐らくは人をそこなひ、物をやぶるに至るものあらん、吾太公深くこゝに憂へて、臣曾槃臣白尾國柱等の數人に命じて、大に品物を索めてこれを類聚せしむ、こゝに於て、嘗て眞を寫して藏

め給ふところより、其地の目睹するものにいたるまで、收入して部を分ち、殊域の產は蕃籍の圖載に臨摹し、毎品おの／＼其說を著はす、書成て一百卷、題して成形圖說と名づく、今これを梓に鋟ばめて藩中に布く、〇中略

文化元年甲子十一月朔旦　　臣曾槃謹記

〔草木六部耕種法序〕斯耕種法者、家嚴翁〇佐藤信淵之所作也、抑我家世修天文、地理、農業、產物之學、遠祖歡庵翁著國土經緯論、及甲州傳水利法、高祖元庵翁著諸國度數譜、及氣候審驗錄、山海形勢圖說、至曾祖父不昧軒翁、遍游歷四方數十年、益開張我學、苦心覃思、著土性辨、及勸農要錄、水陸經營秘錄、開物新書、通移開闢法、垂統法話等、元祿年中、開出羽國松岡山金鑛、及阿尼銅山、寶永中開下野國足尾、仁田本村錫山、享保中、開豐後國竹田錫山、晚年推究山嶽含藏金玉者、必日中吐精氣、夜半發火華、且生苗兒之明證、著山相秘錄、實維先賢未曾知之實徵、而坑鑛家之鴻寶也、至今奧羽兩州有唱山相學者、大抵以我曾祖翁爲開山手焉、祖父玄明窩翁、自蚤歲奉曾祖翁命、游學四海、叩諸名家之門、周爰諮謀以開物窮理之法、於農桑之事尤所致意也、著隄防溝洫志、及培養秘錄、漁村維持法、坑場法律等、家嚴亦纘祖先之志、負笈游歷四方、索隱探賾、推究萬物之數理、孜々矻々、精研家學者五十餘年、足迹所及幾遍于天下、其所曾著有天柱記、地柱記、鎔造化育論、經濟要錄、坤元錄、西洋列國史略、混同秘策、火攻親書、三銃用法論、兵法一家言、諸國經緯記、田畯年中行事等、其他隨筆極多矣、耳順以後潛心於草木耕種之術、一從事于農業、而不知耄期之將迫焉、毎語人曰、夫穀者人命之所繫也、稼穡之法不可不精密講究也、我聞之、昔在禹平水土、易巢窟以宮室、昏墊之民、免魚龍之患者、禹安之也、校其德業、通計得什中之五、契修仁義、敎人倫、凡後世之民、免禽獸之類者、皆契成之也、通計得什之七、弃敎稼穡、豐食物、以濟天下之飢、凡萬世之民、免餓殍之困者、皆弃爲之也、通計裕什之十、何以言之、禹之功獨洽於九州、而不及外國、契之澤深于賢者、而淺于愚人、唯弃之德無內外、遠近、貴賤、賢愚之差、山澤高卑、靈蠢飛

走之別、凡粒食之類、無不被其賚者也、由是觀之、則敬事上天、贊成化育之業、何事有大於敎民稼穡、而豐食物者哉、在主國家者、尤爲當務之急也、然而古來農書之多、未曾有分別草木六部而作者也、何其疎放天地化育之甚也、凡種殖萬物、有需根作者、有需幹作者、或需皮而作之、需葉而作之、或有需花、有需實、所謂根幹皮葉花實、各從其所需、而耕耙培養皆不同、假令需根作物、令其莖葉繁衍、則不可得良根也、故不分別六部之需、而孟浪種殖、則不能全其物之成熟、而曠化育之神功也、可不敬哉、是家嚴翁之窮理論也、於是講明稼穡之業、而著農政本論、次作斯書、題草木六部耕種法、以爲農事之表準焉、然社中白井磐水、奧山鳳鳴、渡邊華山等、欲上木以公之於世、請予序之、予固不閑文辭、而斯擧也、述祖先之志之最大者、則非所可固辭也、乃猥不自揣、記家學之所由來、以冠之於其卷首云、

天保三壬辰之年六月初吉　外庵佐藤信昭謹譔

〔經濟要錄 一〕融齋佐藤翁信淵〇旁涉書傳、尤究筭數、讚研農政水利兵制火術、少壯周游天下、親驗其所學、後爲二三諸侯所招、經略其國、務皆有實蹟、非空言也、自言、其學傳自父祖、書號國土經緯論者二卷、曰垂統法話者三卷、曰開物新書者十卷、高祖良邦所著、曰氣候審驗錄者五卷、曰勸農要錄者三卷、曾祖信榮所作、曰土性辨者五卷、曰堤防溝洫志者五卷、曰通移開闔法者一卷、祖父信景所述、曰甲州傳水利法者一卷、曰漁村維持法者二卷、曰坑場法律者二卷、父信季所筆、至翁集而大成之、所輯有農政本論、經濟要錄、培養秘錄、籌海新書、三統用法論、兵法一家言、草木六部耕種法等數十部、皆經國要術也、〇中略

安政六年歲在己未春三月中澣　山縣敎授江戸鹽谷世弘序

〔田畯年中行事 序〕田原侯百姓ヲ慈愛スルコト篤ク、農政ニ力ヲ用ヒ給フコト、固ヨリ他邦ノ比スベキニ非ズ、近來益々其ノ善ヲ盡サンコトヲ欲シ、田畯官ヲ置テ、農民ヲ敎育セシメ、將ニ耕種培養ニ精細ヲ極メシメントス、此ニ因テ華山大夫、予〇佐藤信淵ニ田畯ノ職業ヲ詳ニセンコトヲ請フ、

中略○於是乎先ヅ豳風七月之詩、及ビ豳雅甫田大田等ノ詩ニ詠ズル趣ヲ取テ、公劉ノ農政ヲ說キ、其他皇國ノ舊典ト、愚老ガ家歷世相傳ル所ノ農法ヲ輯彙シ、以テ一卷ノ書ヲ編テ、田畯年中行事ト題シ、以テ此レニ贈ルト云フ、

〔田畯年中行事〕新ニ田畯ヲ置テ、農業ニ善ヲ盡サンコトヲ欲セバ、先ヅ農政學講究ノ會日ヲ立テ、國君モ第一番ニ出席シ、家宰ヲ始メ、諸士及ビ百姓ノ家柄ナル者マデヲ會シ、種々ノ農書ヲ會讀スベシ、農書多シト雖、一得一失アリテ、其事ノ全備シタル者ハ稀ナリ、故ニ愚老固陋ヲ顧ズ、和漢古今ノ諸書ノ中ヨリ、農政ニ益アル說ヲ集メ、且ツ我家高祖父以來家傳ノ農法ト、愚老少壯ヨリ農事ヲ陶錬シテ、自得セシ所ノ諸件ヲ會聚シテ、農政本論三編、草木六部耕種法二十卷ヲ著シ置ケリ、此書ヲモ會讀シ、席上ニ於テ、各ヲシテ農政ニ善ヲ盡スベキノ所見ヲ議論セシムベシ、此議論頗ル國事ニ益アルコト多キ者ナリ、

〔農業餘話 上〕農業餘話序

小西篤好、攝州佐保邑長也、頗有奇節、其於金玉也、不知有何榮可羨、所貴者天下唯穀而已矣、且少長于畎畝之中、潛心于農事、蓋亦有年矣、嘗憂今世農夫多不明其業而令百穀不遂其生、乃著農業餘話一篇、其言樹藝之方、至矣盡矣、非致力凝思而能如是乎、嗚呼使百穀得遂其生而不中道夭者、其在斯書歟、其在斯書歟、

文政丁亥四月　　鴻谷茂潤撰

〔農業自得 上〕農業自得はしがき

ことしのむつき江戶をたちて、故鄕にゆく道すがら、病こと有りて、下毛野國河內郡、わが殿のしらす、萱橋領なる、仁良川の御陣屋に居けるほど、都賀郡の下石橋村なるをしへ子、中山信義が來て、その近き邊なる蒲生村に、呼名を仁左衞門とて、農業にかしこき男ありとて、其有さまを語る

に、己もとより此わざを好む心に、いかで行ても問まほしと、思ひ叓れる折しも、此をとこ、己がこゝにある由をきゝて、こゝの事とる小林の本宜とは、はやく相知る人なれば、伴はれて來にけり、いと嬉くて、氏名を問へば、田村の吉茂といふ、その村の里長にて、ことし五十まり二つになれる叟なり、その語ることゞも農事をおきては、更にしる事なき由にて、自からはやく草稿せる物どもを、もて來て見せたるに、詞は鄙びたれど、意あまりあり、前に津の國の小西篤好が記せる農業餘話の下書なりし時と同じさまにて、西と東と國こそへだゝれ、其心を用ひたる趣はも、宇武岐の貝の、うまくあひ合ふ說どもにて、すべて百姓の守りと成べき敎へ等なる中にも、種子の見つもり、日和の考へなどは、世にいまだ記せる書なく、此をぢが、年ごろ試み知れる事になむ有ける、かくて此を人にも見すべく、文のあやをもなしてと請ふに、己いひけらくは、かく實なるふみをし、世の學者らのふみめかさむは、却りて見おとりのせらるゝ態なり、此まゝにこそ直さめとて、くり反しよみ味へ、心得かねたる事は、かへさひ問あかし、言たらず覺ゆるふし〳〵は、其鄉言もて書そへつゝ、ふみの名は、己がかく名づけて與へつ、抑田人は、國の本ちふことわりは、己がつねに心にかくる事にし有れば、若きほどより、其かたの書をもかき出て、世に傳へまく欲せし物から、元より手肘に水沫かきたり、向股に泥かきよせて、鉏くは取れる身にしあらねば、謂ゆる畠におよぎを習ふ類なるを、彼からおきなが、老農にとへと云へりし言を思ひて、前にはかの篤好が餘話をものし、今はたこの吉茂が、自得を物する事は、徒ならめやも、農事をはじめ給ひし大神たちの、我が此わざを好む心に、御靈幸はひて、西より東より、この道のひじり二人を得しめて、車にふたつの輪のある如く、古の道のまなびの、世にめぐり行はるべき祥を示し給ふにこそ、阿波禮世の百姓たらむもの、常にこの自得と、かの餘話とを左右にとりもちて、西東そのつくりわざの、少異なる趣にこゝろをつけて、猶次々に、この道の奥所をたづね、世にあらはし傳へんには、誠に

豐葦原の水穗の御國の、神の大御寶ともなも云べかりける、御寶ぬしとなも稱(ホム)べかりける、

天保十二年といふ年の彌生　いぶきの屋の平田篤胤

○按ズルニ、德川時代ニ於ケル農書ノ著述頗ル多ク、此外砂川野水ノ農術鑑正記、飯塚生清ノ農具古持籠、賀美眞知ノ農政隨筆、山名文成ノ農家訓、利根川敎豐ノ農隙餘談、高井蘭山ノ農家調寶記、堀井好信ノ農術廣益錄、山崎美成ノ農家必讀等悉ク枚擧ニ遑アラズ、

〔地方落穗集 七〕田畑境植物之事

田の境には、しやが杜若の類よし、水につよし、又切かきたる方へふへる草也、依て境を切込事成難し、

畑の境には、うつぎいぼたの木の類吉し、牛房根深く土へ入物なり、

〔農業餘話 上〕穀物の水に入たるを救ふ事

去し享和二年戌七月朔日、關東筋も大風物にて出水有りしが、攝河の所々洪水四方に溢れ、米穀器財等に至るまで、水亡せる事夥し、其頃水に沈(ひた)れる米穀を救はむ術を考へて、人々に語りけるに、信用する者も有ざれば、押て言むもいかゞしく、殊に予〇小西篤好は山里に住る身なれば、水邊へ遠くかれこれ徒く打過ぬ、然りといへども、洪水の度ごとに、穀物を損せむこと、常に心に歎かはしく思はれて、翌年夏の頃、此理を試し見むと、態々俵に米麥小豆の三品を入て、池の濁りたる水中に七日漬し置て試みたるに、思ひの如く違はざれば、今此に其術を記し出て、洪水の節の救けとす、夫夏は水底冷かなり、總論に云ふ如く、穀は陰物なれば、深き水中に置きたらむには、陰陰を包める故、其氣漏れざれば、腐る事なし、唯ほとぶるばかりなり、洪水いまだ落ざるうち、夜中或は曉がたに、水深き池の淵へ沈め置き、晴天を待て朝五つ頃に取上げ、急ぎ干すべし、夏は盛陽なれば乾くこと速し、夕方或は曇りたる日に水より出すべからず、燃きて爛るものなり、晴天に干し

乾したるを蓄へ置て、挽米となし食ふべし、少しは臭ふ物なり、苗代籾の燒米の臭ひにひとし、味はひさして變らざるなり、右に言ふ事どもをよく會得せば、出水の患ひある民家にては、救亡の利多かるべし、

農人

農人ハ、古ク之ヲオホミタカラト稱セリ、蓋シオホミタカラトハ、大御寶ノ義ニシテ、上古農人ヲ重ンゼシヨリノ美稱ナリト云フ、農人ハ又之ヲ百姓ト稱ス、百姓ハ元ト庶民ノ汎稱ナリシヲ、後世商人ヲ町人ト稱スルニ對シテ、專ラ農人ヲ稱セルナリ、

百姓ニハ、其身分ニ由リテ、長百姓、平百姓、家抱百姓、分附百姓、水飲百姓等ノ別アリ、而シテ德川時代ニハ、特ニ由緒アル百姓ニ苗字帶刀ヲ免シテ、之ヲ優遇スルノ制ヲ設ケタリ、

〔運步色葉集乃〕農人(ノウニン)

〔易林本節用集人倫乃〕農人(ノウニン)　農夫

〔和爾雅人物三〕農人(ノウニン)　耕者、田夫、農夫、耘夫、田父、野人竝同、

〔日本靈異記上〕得雷之喜令生子强力子緣第三

農○夫○(タツクルヲヂ)

〔常陸風土記茨城郡〕夫此地者、○中略商豎農夫棹艀艖而往來、

〔出雲風土記大原郡〕阿用鄉、郡家東南一十三里八十步、古老傳云、昔或人此處山田佃而守之、爾時目一鬼來而食佃○人○之男、爾時男之父母竹原中隱而居之時、竹葉動之、爾時所食男云動動(アヨアヨ)、故云阿欲、神龜三年改字阿用、

〔新猿樂記〕三君夫、出羽權介田中豐益、偏耕農爲業、更無他計、數町戶主大名田堵(タト)也、兼想水旱之年調鋤鍬、暗度腴迫之地繕馬杷犁(マクハカラスキ)、或於堰塞堤防埔渠畔畷之功、育田○夫○農○人○、或於種蒔苗代耕作播殖之

營勞五月男女之上手也、所作稙稑粳糯苅穎勝他人、春法增每年、加之薗畠所蒔、麥、大豆、大角豆、小角豆、粟、黍、稗、蕎麥、胡麻、員盡登熟、春以一粒雖散地面、秋以萬倍納藏內、凡始自東作至于西收、聊無違誤、常懷五穀成熟稼穡豐贍之悅、未會旱魃洪水蝗虫不熟之損、撿田收納之厨、官使迎送之饗、更無所遁避、況地子官物租穀租米調庸代稻段米使料供給土毛酒直種蒔營料交易佃出擧班給等之間、未致束把合勺之未進、抑雖拙爲輸稅贖課之民烟、進莫未若困諛乞索之貧家、

〔庭訓往來〕東作業事、兼相水旱之年、須計迪迫之地、被致所務、有可開作之地者、招居農人、令開發之、於可任用水之便者、爲土民之役、可修固堤井溝者也、佃御正作之勸農、除迫地撰熟田、急令下行種子農料、促鋤鍬犂等農具、令耕作粳糯早稻晚稻等、西收期、可顧春法既得、次畠事、蕎麥、大豆、小豆、大角豆、粟、麥、黍、稗等、隨畑山畠之乾熟、可課桑代加地子、遂每年實撿之節、敢以不可存自由依怙、

〔三十二番職人歌合〕十一番　左持　　農人

とりをけるわがものだねの色々は春の花にもいかゞまくべき

五穀十穀の物だねを、我國我門田にうへたて、、春の花にもまくまじう思へる農業の家には、花よりも心をそむべき事、ことはりに侍り、

二十七番　左　　農人

さしつどひそんまうこはんあらましや百姓くちの名にも立らむ

〔伊呂波字類抄人太倫〕民。タミ　黎　甿　氓巳上同

〔東雅人倫五〕民タミ　農民をタミといひし事、其始をしらず、日神天熊人大命して、葦原中國の水田陸田の種子を取らはしめ給ひ、よりて天邑君を定めて、始て其種子を植られしなど見えたれば、舊事記に此天邑君といふ詞、後に連讀してムラジといふの起りと見えし、此時既に稼穡の事をも民の教導れし也、さらば其比よりしてタミといふ名も始れるにや、タミとは田部也、へといひみといふは、其語の轉せし也、國史に

田部といふ事のみえし始は、景行天皇の御代の末の事にて、やがて成務天皇御代をつがれし始に、諸國に令して、國郡に長を立て、縣邑に首を置れし事どもあり、また欽明天皇の御代に、百濟高麗人の其國の亂を避來りしものどもを、屯倉の田部となされしなどみえしが如き卽此也、

〔倭訓栞前編十四〕たみ　民をよめり、四民の內わけて農を稱するは、田人の義、田人は古語拾遺に見ゆ、又田部の義也、景行天皇の時、始めて田部を興したまふ事、日本紀に見えたり、倭名抄諸國の郷名にも多く見えたり、

〔八雲御抄三下異名〕百姓　おほむたから　みたみ府抄　くちゝゆき倭抄氏名也　あをひとぐさ民人

〔倭訓栞中編三十於〕おほみたから　公民をよめり、萬葉集に御民と書て、おほたからとよめり、

〔古事記傳二十四〕公民とは、奴婢に對へて良人を云稱にて、古書に常多く見ゆ、孝德紀には王民ともあり、良、良人、良男、良女などゝ共に、皆意富美多訶羅（オホミタカラ）と訓り、續紀四十に、公民之徒、變作奴婢云々、又廿九に、寺神封戶百姓云々、公戶百姓云々、一准公民云々とあるは、神戶寺戶の百姓と對へて、公戶の百姓を公民と云り、など見えたり、但し必しも奴婢に對へねども、たゞ天下公民など云は、民と云ことなり、

〔書言字考節用集四人倫〕百姓（タミクサ）出比　百姓（ヒヤクシヤウ）孝經正義、謂天下之皆有族姓、言百衆其多也、

〔名物六帖人品二農圃樵蘇〕老農（トシヨリヒヤクセウ）論語　耘夫（ヒヤクセウ）　農夫（ヒヤクシヤウ）杜牧賦、南畝之農夫、

〔庭訓往來〕名主、百姓請取返抄、臨時點役證跡、御服貢絹調進、准絹准布濟例、別納直進請文、租穀租米送狀、納所卒法、收納徵納濟期、現物色代之償、來納過上准據、旱水兩損、撿田不熟、損亡之勘註、筭用散失、都合勘合聊無其煩、

〔百姓往來〕凡百姓取扱文字、農業耕作之道具者、先鋤鍬鎌犂、○中略等之加修理破損、每日田畑を見廻、指圖肝要也、

〔日本國風四〕百姓

日本紀黎元民百姓共におほんたからと訓ず、又萬民は氏姓おほし不一ゆへ百姓と書、八十氏人といふも其意同じ、五穀は命を養ふ物故、これに勝たるたからはなし、太古百姓皆田を作る故に、百姓をおほんたからといふなり、今農民に限りて百姓といふは、其たからたる穀を君上に貢するの民、或は士となり、工となり、商となれども、根本の農業を不失民ゆへ百姓と云、古名の遺れる者なり、崇神紀に、五穀既成百姓饒之と云り、

〔松の落葉 三〕百姓

いにしへ百姓といひしは、大宮づかへせざる人をなべていふこと、しられたり、日本書紀持統天皇の巻に、詔令天下百姓服黄色衣とあるを見るべし、大宮づかへする人は、つかさ位のしなによりて、衣の色もことなれば、さらぬなべての人をいへるよしなり、又職員令の左京職のところに、大夫一人掌左京戸口名籍字養百姓云々事と見えたるは、京のまちにすむ人をいへりか、ゝればものつくる民にかぎりていふ今の世のならひはかたよれり、

〔享祿本類聚三代格 十七〕太政官符

應賑賜力田以勸農民事

右得大和國解偁、頻歳不登、人民乏絶、當國儲稀、無由賑救、仍收富人物、貸給貧人、因玆百姓安堵、不致離散、眷言其事、力田之功也、若不加褒顯、何勸農民、望請勸所收物、隨等賜爵者、○中略

弘仁十二年五月廿七日

〔今昔物語 二十八〕尾張守□五節所語第四

今昔、□天皇ノ御代ニ、□ノ□ト云フ者有ケリ、年來舊受領ニテ、官モ不成デ沈ミ居タリケル程ニ、辛クシテ尾張ノ守ニ被成タリケレバ、喜ビ乍ラ任國ニ急ギ下ダリケルニ、國皆亡ビテ田畠作ル事モ露無カリケレバ、此守ミ本ヨリ心直クシテ、身ノ辨ヘナドモ有ケレバ、前々ノ國ヲモ

吉ク政ケレバ、此ノ國ニ始メテ下テ後、國ノ事ヲ吉ク政ケレバ、國只國ニシ、福シテ隣ノ國ノ百姓雲ノ如クニ集リ來テ、岳山トモ不ㇾ云、田畠ニ崩シ作ケレバ、二年ガ內ニ吉キ國ニ成ニケリ、

〔新編追加 政所〕一河內國橋嶋庄地頭代右衞門尉爲保申、名主、百姓等、沽二却有一レ限名々庄田一由之事、

訴狀〔副二具書等一〕遣ㇾ之、子細見ㇾ狀、爲二往人身一、不ㇾ令ㇾ知二地頭一、田地賣買之條、事實者、所行之企、太無二其謂一、〇中略

弘長元年十二月廿七日　相模守〔左京權大夫〕

陸奥左近大夫將監殿

〔梵舜日記〕慶長二年十月廿四日、當院年貢米百姓納壽等召寄、奉行申付了、當年依二日旱一、少事納也、

〔成形圖說農事一〕大御寶（オホミタカラ）古事記、書紀に、人民、億兆、衆庶、百姓、蒼生、黔首等並に訓り、古は貴賤にわたりての泛稱といふ、古事記傳、引二江家次第一曰、爲二公御財一御調物備進禮とある、是於保美多加良と云言の正しく見えたるなりといへり、多美即民なり、古語拾遺に、田人と書けり、榮花物語等まで亦田人の名あり、今多年登（タンド）といへり、並に田部（タベ）の義なり、臣亦於美と訓す、蓋大民なり、皆君に對しいふ、君は諸冊（キミ）より出て、君に非る者臣とも民とも稱へり、

耕人〔以上同上〕田子書紀、多く歌に詠めり、壬二集、片山のほきのさ田を打かへし春もや田子のみしふつくらん、今擔桶を田子といふも、田子の持ものなればなり、譬へば、包丁のは本包丁のつかふものなれば、包丁刀なるべきを、包丁とのみいふがごとし、按に、海變志云、民戸強可二敎勸一者、謂二之田子一、田丁と見えたり、

佃人（カツクリ）〔出雲風土記〕　賤子（スコ）萬葉集しづの反すにて、鮮民といふ意なるべし、略解曰、菜採す兒にて、暇すは助辭なり、名稱にはあらず、芳雲集に、おり立てる田づらの里になつむすこて、あはろ春のおにがすさびに、

民種（タミクサ）歌に、草の義に取て民の草葉、民の千葉などよめり、續千載集に、風わたる民の草葉も年あれば君にぞなびく千世の秋まで、　皇草猶公民といふがごとし、藻鹽草に野民なりと注せしは、かいはれり、

大戸名（オトナ）　百姓〔出雲風土記〕　佐久人佐は、田稼の大名、詳に時節の部にあり、

農夫〔毛詩〕　農民〔前漢書〕　農人〔歸去來辭〕　耘夫〔唐書〕亦耘父　田民〔說文〕也、亦田父、郎貯　種戸〔宋史〕　租戸〔綱目宋紀〕　稅戸

糧戸　課戸〔以上文獻通考〕　耕戸〔經國雄略〕　耕人〔大藏一覽〕　佃戸〔訓蒙字會〕

〔雅言集覽二〕いなをさ。稻長にて、農民の事なるべし、

〔夫木和歌抄三十三〕久安百首　前大納言隆季卿

ふりつもるしらねの雪はいなをさのかひのけごろもほすとみえけり

長百姓

〔地方凡例錄七上〕村役人唱之事

一村役人の唱之義、關東方にては、名主、組頭と云ひ、五人組の筆頭を判頭といふ、上方遠國は庄屋年寄と唱る、所に依ては庄屋壹人、年寄壹人ありて、組頭は其外に三四人ある處もあり、又庄屋長百姓と云處もあり、甲州などは、名主、長百姓と云ふ、西國筋にては庄屋を別當といふ處も有、尤在方には少し、在中にても町場には別當と云所多し、元來長百姓と云は、上方關東遠國とも、一村の内高持、又は其村開基の節ゟ之百姓、當時零落して小高に成りたる者にても、頭立たる百姓を長百姓と唱へ、村役人にてはなし、〇中略右に所謂庄屋長百姓と唱る處は、凡て云長百姓とは違ひ、村役人の役名なり、

百姓代

〔地方凡例錄七上〕組頭百姓代之事

一百姓代と云は、名主組頭の外、其村にて大高持の百姓一人を極置き、尤も村により二人三人あるもあり、是は名主組頭へ百姓よりの目附なり、村入用、其外諸割賦物等の節は立合、大高を持たる百姓承知の上は、小高の者申分なき爲なり、百姓代は高持の役にて勤るゆゑ、給米引高等なく、右の極なれども、村によりては組頭同樣、高の多少にも強て拘はらず、其一人を撰み、總百姓より頼みて百姓代に致すもあれども、是は當らざることなり、この名主、組頭、百姓代を村方三役と云なり、

平百姓

〔德川禁令考四十四農家〕年月闕

平百姓麻上下著用之儀ニ付、阿部飛驒守より問合、

都而在方ニ而麻上下著用仕候儀ハ、割役名主等ニ限リ、其餘之百姓共著用いたし候儀ハ、不相成筋ニ可有之哉、格別舊家之百姓ハ、村役人ニ無之候共、著用仕不苦筋ニ可有御座哉、御料抔之御振

合無急度御問合申上候、以上、

下ヶ札

書面、麻上下著用之儀、村役人ハ勿論、平百姓ニ而も、草分之家筋等之者ニ而、外より差障も無之候得バ、致著用不苦筋ニ候、以上、

阿部飛騨守家來
姓名闕

〔徳川禁令考四十三農家〕寛永二十未年

在々御仕置之儀ニ付御書付

一庄屋惣百姓共、自今以後不應其身家作不可仕、但町屋之儀ハ、地頭代官差圖を受可作事、

脇百姓

一百姓之衣類、此以前より如御法度、庄屋ハ妻子共絹紬布木綿、脇百姓ハ布木綿計可著之、此外ハゑり帶等にも致し申間敷事、

〔徳川禁令考四十三農家〕差上申一札之事

一兼而被仰出候通、大小之百姓五人組を究置、何事によらず五人組之内ニ而、御法度相背候儀ハ不及申上、惡事仕候者有之候ハヾ、其組より早速可申上候、若隱居脇より申出候ハヾ、其者ニハ品ニより御褒美被下、五人組之者名主共ニ曲事ニ可被仰付旨奉畏候、惡事仕候者申上候ハヾ、自然同類親類縁者抔、後日ニあたをなすべきと氣遣存候ハヾ、隱密ニ可申上候由、是又奉畏候、諸事致吟味、聞出次第御注進可申上候、脇百姓家抱前地店之者共ニ五人組を極、判形取置可申候、若五人組はづれ申候もの御座候ハヾ、名主組頭曲事ニ可被仰付候事、〇下略

大百姓
中百姓
小百姓

〔農隙餘談〕凡百姓と只一口にいへども、家業の心得には三四段の次第あり、先大百姓と號するにも品あり、其村鄕の高に應じ田畑を多く持たる有、又さほど高は無くても身上能く、諸事豐に暮す大家もあり、〇中略

中の百姓にも品あり、下から仕上た人は、いつ迄も前の心を忘れず心力を盡し、どこ迄も中すみ

家抱百姓
分附百姓

を行かば、進む事早かるべし、〇中略小。百。姓。は、一人作りの田畑積りをよくして、餘計を好まず、尤一人作りに足らずば、下作を請て作るべし、さりながらいか程骨折拵ても、年貢諸仕入を引ては、なかなか餘分はなき筈なり、仍て油斷なく心掛働きて能手入せば、年久敷荒地も膏地と成るべき譯は、幼少より土に馴れ、山林萬づ働骨强がちなる故なり、〇下略

〔吟味伺進達留二ノ百八十八〕酉朱書五月三日、大和守殿江直達之振ニ而、以北角十郎兵衞返達、〇中略私知行所、美濃國不破郡大石村小。前。百。姓。共願筋有之候迚、多人數門前罷出、强訴仕候始末、〇中略且又村役人共儀は、小前百姓共、不束の儀無之樣可心附と罷出候處、多人數ニ相成、不存寄義にて當惑仕候儀、右始末に至候由、一同心得違後悔仕候趣、御吟味御下ゲの儀願申出候、夫々事柄相分り、向後差支候儀も無御座候間、下タ方願之通、御吟味御下ゲ被下候樣仕度、此段申上候、以上、

五月　御小姓組大久保甚右衞門組
長谷川與三郎

〔勸農固本錄上〕家けの抱ほう、分ぶん附つけ百姓と云は、親之代高或四五拾石目有之を、子孫或は家來に分け讓り、其以後撿地入候節、水帳に惣領式之名を肩書に仕、何右衞門分誰と記、是を分附と云、家來に讓りたるを家抱と云、勿論年貢諸役も惣領式之方へ相渡、分附之名之者、手前分と一緒に、年貢諸役相勤申候、永代小作と云も大概右に准、

〔地方凡例錄七〕分附家抱百姓之事
分附と云は、祖父親の代田畑ヲ二男三男孫抔へ讓り、其巳後撿地入たる時、惣領式之名を肩書に誰分として、當主之名誰と記す、是ヲ分附といふ、二男三男へ讓渡、分家百姓壹軒ニなれば、分附ニあらず、本百姓也、是ヲ只新屋と唱る所も有、又二三男を親召連致分家たるを、隱居と云、本屋を表と唱、永々表隱居と云所も有、何にも本家末家ニ而本百姓なり、分附は本百姓にならず、又家抱と

云ハ、下人へ田畑讓り、分附同然肩書を誰讓分誰と記スヲ云、分附家抱共、内附たるに依て、年貢諸役も摠領式へ渡し、本家より一諸ニ勤ム、永小作と云も大概右ニ准ジ、家抱ハ百姓之譜代之下人也、門屋と云所もあり、庭子供とかいふ、尤庭子と云ハ、家抱とハ少し譯替り、田畑讓渡さず共、譜代の下人夫婦共屋敷内ニ差置、少々田畑ヲ耕作致さする、或ハ臺所之内部屋抔しつらひ差置、子供出生したるを庭子といふ、西國方にてハ家抱百姓ヲ名子といふ、町人の手代へ町屋敷等讓り、家名のらせ置を暖簾下と云、譜代の家來也、是も百姓の家抱ニ同樣ニ而、子孫ニ至リ何程大身ニ成る共、主從之名ハ不ㇾ遁なり、

水飲百姓

〔農隙餘談〕水飲百姓は田畑を持ず、下作計り作り、或は雇を挊ぎ、海邊には網の手を引、山中にては木を伐り、其村里々々の水を呑をいふなり、是も心懸よく正直を專として、一日の雇にても我作と心得、表裏なく勤る時は、終に田畑の主となるべし、

〔松屋筆記六十五〕久具都、譜代百姓、水呑百姓、佾樂、

又水呑百姓といへる一種の賤民もあり、自己の屋敷も田地もなくて借地に住し、賃租して世をわたるもの也、

百姓心得

〔類聚三代格十二〕太政官符

應ㇾ禁ㇾ制田夫喫ㇾ魚酒ㇾ事

右被二右大臣宣一偁、奉ㇾ勅、凡制二魚酒之狀一、頻年行下已訖、如聞頃者畿内國司不ㇾ遵二格旨一、曾無二禁制一、因ㇾ玆殷富之人、多蓄二魚酒一、既樂二產業之易一就、貧窮之輩、僅辨二蔬食一、還憂二播殖之難一成、是以貧富共競、竭二己家資一、喫彼田夫百姓之弊莫ㇾ甚二於斯一、〇中略

延暦九年四月十六日

〔日本後紀二十一嵯峨〕弘仁二年五月甲寅、勅、農人喫二魚酒一、禁制惟久、而國司寬縱、無ㇾ情二糺斷一、今須下遣ㇾ使重加

督察、宜令國司在前禁止、若有輙喫幷與者、卽禁其身、使到之日、付行決罰、不得慣常寬容、

〔德川禁令考 四十三 農家〕寬永五辰年二月九日

百姓著物之事

定

一百姓之著物之事、百姓分之者ハ布木綿たるべし、但名主其外百姓之女房ハ、紬之著物迄ハ不若、其上之衣裳を著候之者、可爲曲事者也、

寬永五辰年二月九日　老中

〔享保集成絲綸錄 一〕寬永十二亥年十二月

條々

一百姓公事双方自分之於爲知行所は、其地頭可計之、相地頭之百姓と公事いたさば、其類之番頭組頭相談を以捌べし、番頭なき者は、其並之輩寄合可濟、捴而滯儀あらば、役者に達し捌を可請事、

〔敎令類纂 初集 八十七〕寬永十九壬午年五月廿四日

覺

一祭禮佛事等結構に仕間敷事

一男女衣類之事、此巳前より如御法度、庄屋は絹紬布木綿を可著服、百姓は布木綿たるべし、右の外ゑり帶等にも仕間敷事

一嫁とりなどに乘物無用之事

一不似合家作自今以後仕間敷事

一御料私領ともに、本田畑にたばこ不作樣に可申付事、

一荷鞍毛氈掛け乘申間敷事
一來春より在々所々におゐて、地頭代官木苗を植置、林を仕立候樣可申付事、
寛永十九午年五月廿四日

寛永十九壬午年五月廿六日

覺

一此以前被仰付候諸法度の儀、彌不相背樣、堅可被申付之事、
一當年より在々にて酒作り申間敷候、但通之町は格別、併通りの者計酒賣候て、在々百姓に賣申間敷候、若賣申におゐては、酒道具不殘取可申事、
一當年は温飩切麥蕎麥きり素麵饅頭等、賣買仕間敷事、
一當年は豆腐仕間敷事
一在々百姓食物之事、雜穀を用ひ、米おほくたべ候はぬ樣に可被申付候事、○中略
一諸勸進幷看賣、在々堅入申間敷事、
右之趣、面々御法度之所、此外々も被寄存候義は、世間くつろぎのために候間可申付候、
五月

〔德川禁令考四十三農家〕慶安二丑年二月廿六日
諸國鄕村江被仰出

一公儀御法度を怠り、地頭代官之事をおろかに不存、扨又名主組頭をば眞の親とおもふべき事、
一名主組頭を仕者、地頭代官之事を大切に存、年貢を能濟、公儀御法度を不背、小百姓身持能仕樣に可申渡、扨又手前之身上不成、萬不作法に候得ば、小百姓に公儀御用之事申付候而も、あなどり不用物に候間、身持を能致し不便不仕樣に常々心掛可申事、

一名主心持、我と中惡者成共、無理成儀を申かけず、又中能者成共、依怙最負なく、小百姓を懇にいたし、年貢割役等の割少も無高下、ろくに可申渡、扱又小百姓ハ名主組頭之申付候事、無違背念を入可申事、

一耕作に情を入、田畑之植樣、同揃に念を入、草はへざる樣に可仕、草を能取、切々作之間江鍬入仕候得バ、作も能出來、取實も多有之付、田畑之堺に大豆小豆など植、少もとりとも可仕事、○少し以下恐有誤脫

一朝おきを致し、朝草を苅、晝は田畑耕作にかゝり、晩には繩をない、たわらをあみ、何にてもそれぞれの仕事無油斷可仕事、

一酒茶を買のみ申間敷候、妻子同前之事、

一里方ハ、居屋敷之廻りに竹木を植、下葉共取、薪を買候ハぬ樣に可仕事、

一萬種物秋初ニ念を入ゑり候て、能種を置可申候、惡種を蒔候得バ、作毛惡敷候事、

一正月十一日前ニ每年鍬のさきをかけ、かまを打直し、能きれ候樣ニ可仕、惡きくわにてハ田畑おこし候に、はかゆき候ハず、かまもきれかね候得バ同前之事、

一百姓ハ、こへはい調置候儀專一ニ候間、せつちんをひろく作り、雨降り候時分水不入樣に仕べし、それニ付夫婦かけむかいのものニ而、馬をも持事ならず、こへため申候もならざるものハ、庭之内ニ三尺に二間程にほり候而、其中へはきだめ、又ハ道之芝草をけづり入、水をながし入、作りごゑを致し、耕作へ入可申事、

一百姓ハ分別もなく、末の考もなきものに候故、秋に成候得バ、米雜穀をむざと妻子にもくはせ候、いつも正月二月三月時分の心をもち、食物を大切ニ可仕候ニ付、雜穀專一ニ候間、麥、粟、稗、菜、大根、其外何に而も雜穀を作り、米を多く喰つぶし候ハぬ樣に可仕候、飢饉之時を存出し候得

バ、大豆の葉、あづきの葉、さゝげの葉、いもの落葉など、むざとすて候儀ハ、もつたいなき事に候、

一家主、子共、下人等迄、ふだんは成程疎飯をくふべし、但田畑をおこし、田をうへ、いねを苅、又ほねをり申時分は、ふだんより少喰物を能仕、たくさんにくはせつかひ可申候、其心付あれバ情を出すものに候事、

一何とぞいたし、牛馬の能を持候様ニ可仕、能牛馬ほどこへを多くふむものに候、身上不成ものハ是非不及、先如此心がけ可申候、并春中牛馬に飼候ものを、秋さき支度可仕候、又田畑江かりしき成共、其外何ごへ成とも能入候得バ、作にとりみ有之候事、

一男ハ作をかせぎ、女房ハおはたをかせぎ、夕なべを仕、夫婦ともにかせぎ可申、然バみめかたちよき女房成共、夫の事をおろかに存、大茶をのみ、物まいり、遊山ずきする女房を離別すべし、乍去子供多く有之て、前廉恩をも得たる女房ならバ各別なり、又みめざま悪候共、夫の所帯を大切ニいたす女房をバ、いかにも懇可仕事、

一公儀御法度何に而も不相背、中ニも行衞不知牢人、郷中ニ不可抱置、夜盗同類、又ハ公儀御法度に背候徒者など、郷中江隠居、訴人有之而公儀江召連參、御詮議中久々相詰候得バ、殊外郷中の草臥候、又ハ名主、組頭、長百姓、并一郷之惣百姓に、にくまれ候ハぬ様に、物毎正直に徒成る心持申間敷候事、

一百姓ハ、衣類之儀、布木綿より外ハ、帯衣裏ニも仕間敷事、

一少は商心も有之而、身上持上ケ候様に可仕候、其子細ハ年貢之爲に雜穀を賣候事も、又は買候にも、商心なく候得バ、人にぬかるゝものに候事、

一身上成候者のハ格別、田畑をも多く持不申、身上なりかね候ものハ、子共多く候ハゞ、人にもくれ、又奉公をもいたさせ、年中之口すぎのつもりを能々考可申事、

一屋敷之前の庭、を奇麗ニ致し、南日向を受べし、是ハ稲麦をこき、大豆をうち、雑穀を拵候時、庭悪候得バ、土砂まじり候而、賣候事も直段安く、事の外しつゝいに成候事、

一作の功者成人に聞、其田畑の相應したるたねをまき候様に、毎年心がけ可申事、付りしつきみニ作り候て能き物有之、しつきみを嫌候作も有、作ニ念入候得バ、下田も上田の作毛ニ成候事、

一所にハよるべく候得共、其麦田ニ可成所をバ少成共見立可申候、以來ハれん／＼麦田に成候得バ、百姓之ため大き成徳分に候、一郷麦田を仕立候得バ、隣郷も其心付有之物に候事、

一春秋灸をいたし、煩候ハぬ様ニ常ニ心掛べし、何程作ニ情を入度と存候而も、煩候得バ、其年之作をはづし、身上つぶし申ものニ候間、其心得専一なり、女房子共も同前之事、

一たば粉のみ申間敷候、是ハ食にも不成、結句以來煩ニ成ものニ候、其上隙もかけ、代物も入、火の用心も悪候、万事ニ損成ものニ候事、

一年貢出し候儀、反別ニかけてハ一反ニ付何ほど、高ニかけてハ一石に何程、割付差紙地頭代官よりも出し候、左候得バかうさくに入情を能作り、取實多く在之バ、其身の徳に候、悪候得バ人不知身上のひけに候事、

一御年貢皆濟之砌、米五升、六升、壹升ニつまり、何共可仕様無之時、郷中をかりあるき候得共、皆濟時分互に米無之由、かさゞるニよつて、米五升壹斗ニ子共又ハ牛馬もうられず、農道具著物などうらむとおもへバ、金子壹分ニ而仕立候を、五六升にうるもにが／＼敷事に候、又賣物拵不申ものは、高利にて米を借り候ハ、彌しつゝい成る事に候、地頭代官より割付出候而、其積りを仕、不足に付てハまへかどかり候て可濟、前廉ハ借物の利足もやすく、うる物もおもふまゝ成べし、尤可納米をもはやく納べし、手前に置候ほど、鼠も喰、盗人、火事、其外万事ニ付大き成損ニて候、籾をバ能干候て米にするべし、なまひなればくだけ候て米立候、能々心得可有事、

一身持を惡敷いたし、其外之年貢不足ニ付、たとへバ米を二俵ほどかり、年貢ニ出し、其利分年々積り候得バ、五年ニ本利之米拾五俵ニ成ル、其時ハ身體をつぶし、妻子をうり、我身をもうり、子孫共に永くくるしむ事に候、此儀を能々かんがへ、身持を可仕候、まいかど米二俵之時分ハ、少之様ニ存候得共、年々之利分積り候得バ如斯候、扨又何とぞいたし米を二俵ほどもとめ出し候得バ、右之利分くハへ、拾年目ニ米百十七俵持候て、百姓之ためニ其うとく成事無之哉、

一山方ハ山のかせぎ、浦方ハ浦々のかせぎ、それ〳〵に心を付、毎日無油斷身をおしまずかせぎ可申候、雨風又ハ煩、隙入候事も可有之間、かせぎにてもうけ候物を、むざと遣候ハぬ様ニ可仕事、

一山方浦方には人居も多、不慮成かせぎも在之、山方に而ハ薪材木を出し、からるいを賣出し、浦方に而ハ鹽を燒、魚を取、商賣仕ニ付、いつもかせぎハ可有之と存、以來之分別もなく、儲候物をも當座にむざとつかひ候故、きゝんの事などハ里方之百姓より一入迷惑仕、餓死するものも多く有之と相聞候間、飢饉之年之苦勞常々不可忘事、

一獨身之百姓、隙入候而、又煩田畑仕付兼候時ハ、五人組、惣百姓助合、作あらし候ハぬ様に可仕候、次に獨身之百姓、田をかき、苗を取、明日ハ田を可植と存候處を、地頭代官所、又ハ公儀之御役にさゝれ、五日も三日も過候得バ、取置候苗も惡敷成、其外之苗も節立植時過候故、其年之作毛惡敷故、實もすくなく、百姓たをれ候、田植時ばかりニ不限、畑作ニもそれ〳〵の植時、蒔時の口のび候得バ、作も惡敷候、名主、組頭、此考を仕、獨身百姓右申すごとく役にさゝれ候時は、下人共抔よき百姓ニさしかへ、獨身の百姓を介抱可申事、

一夫婦かけむかいの百姓にて、身上も不成、郷中友百姓ニ日ごろいやしめられ候ても、身上を持上、米金をたくさんに持候得バ、名主、おとな百姓をはじめ、言葉ニても能あいしらい、末座に居

候者をも上座へなをし、馳走仕るものニ候、又前かど身上能百姓も、ふべん仕ず、親子、親類、名主、組頭迄も言葉を不掛、いやしむる者に候間、成程身持を能可仕事、

一一村之内にて耕作ニ入情を、身持よく致し、身上好もの一人あれバ、其まねを仕、郷中之ものみなよくかせぐものに候、一郡之内ニ左様なる在所一村有之バ、一郡皆身持をかせぎ候、左候得バ一國之民皆豊に成、其後ハ隣國迄も其ひゞきあり、地頭ハ替もの、百姓ハ末代其所之名田を便とするものに候間、能く身持を致し、身上能成候者、百姓之多きなる徳分にては無之哉、扨又一郷に徒なる無法もの一人あれば、郷中皆其氣にうつり、百姓中ヶ間の言事不絶、公儀之御法度など背き候得バ、其者を奉行所へ召連參、上下の造作番等以下之苦勞、一郷之費大き成事、物毎出來候はぬ様ニ、みな〳〵よく入念、此趣ハ名主たる者心に有之、能々小百姓ニおしへ申べし、

附、隣鄕之者共中能、他領之者公事抔仕間敷事、

一親に能々孝行之心深くあるべし、おやニ孝行之第一ハ、其身無病ニて煩候ハぬ様ニ、扨又大酒を買のみ喧嘩すき不仕様ニ身持を能いたし、兄弟中よく、兄ハ弟をあわれみ、弟ハ兄に隨ひ、たがいにむつまじければ、親殊之外悦ものニ候、此趣を守り候得バ、佛神之御惠もありて、道ニも叶、作も能出來、とりみも多く有之ものニ候、何程親に孝行の心有之も、手前ふべんニ而ハ成がたく候間、なる程身持を能可仕候、身上不成候得バ、ひんくの煩も出來、心もひがみ、又ハ盗をも仕、公儀御法度をも背、左ばりからめられ籠ニ入、又ハ死罪はり付などニかゝり候時ハ、親の身ニ成てハ何程悲しく可有之候、其上妻子兄弟一門之ものニもなげきをかけ、恥をさらし候間、能々身持を致し、ふべん不仕様ニ、毎日毎夜心掛申べき事、右之如くニ物毎入念、身持をかせぎ申べく候、身持好成、米金雜穀をも持候ハゞ、家をもよく作り、衣類食物以下ニ付心之儘なるべし、米金雜穀を澤山ニ持候とて、無理ニ地頭代官よりも取事なく、天下泰平之御代なれバ、脇よ

りおさへとる者も無之、然ハ子孫迄うとくに暮し、無間きゝん之時も、妻子下人等をも心安くはごくみ候、年貢さへすまし候得バ、百姓程心易きものハ無之、よく〳〵此趣を心がけ、子々孫迄申傳へ、能々身持をかせぎ可申もの也、

慶安二年丑二月廿六日

〔地方凡例錄七〕百姓新規商賣停止之事

附享保丁寅年御觸出之事

百姓は農業を專一に出精致し、餘事に心を不移、質素に世話を可營事第一也、然るに當所の利潤心を迷はし、農業を麁略にし、商賣事抔に掛る事、堅く致間敷、併在鄕にても、町場は格別也、縱市中に無之とも、年久しく商賣仕來りたる者は其通り、自今以後新規に商賣相始る義、堅可爲停止、尤山方にて材木炭薪等賣出し、海邊河筋の漁獵は、新規に相始る共不苦旨、享保七寅年被仰出有之ニ付、支配所領分知行所等、新規商賣願出る共、町方の外は、差免間敷、又不願して商事等に掛り、耕作を跡に殘す者は、及見聞ば、利害申諭相止めさすべし、

享保七寅年被書付左之通

覺

一諸國在々、所々百姓舊來家居の外、自今新規に家作致すべからず候、一家の内に子孫兄弟多く、或は病身の者有之候て、同居難成子細有之者は、一屋敷の内に小屋を作り、或はさしかけ等致候儀は、格別たるべき事、

一百姓田畑配分定之事、高の拾石、反別は壹町歩より内所持候者は割分べからず、前々より拾石內之田地持候者は、配分御制禁たりといへども、近來密々猥に相分候由相聞、自今拾石壹町歩の外の餘分を配分すべし、此定めより少し殘すべからず、是より内所持候者は、配分一切停

止に候間、厄介人有レ之者は、同所には耕作の働仕度致、渡世又は相應の奉公に可二差出一事、

一村中新規入作の者出來候時は、入作高に應じ、本高の百姓入作の百姓無二差別一、高次第諸役割可二相勤一事、

一山林野原の類、新規割合有レ之時は、是又高次第に、入作の百姓へも割渡すべき事、

右入作高二箇條定りたる事たりといへども、百姓相對を以、極め置候故、其品々區々にて宜からず候間、自今書面の通、急度可二相守一候、但前々よりの入作相對にて、極置候義は、尤只今迄の通たるべし、

一惣百姓農業を麁略に致し、商賣事掛候義可レ爲二停止一候、但年久敷商賣事仕り來候者は、其通りにて、自今新規商事不レ可レ致、耕作專一に可レ入レ情事、

但山方にて、材木炭薪等、海邊にて漁獵等いたし、右の品々新規に商賣の事は、可レ爲二格別一事、

右條々堅可二相守一、此旨若違背の輩あらば、可レ爲二曲事一者也、

享保七年寅十一月

〔地方落穗集一〕耕作制之事

一耕作の制は、一夫耕す所田三反畑三反也、二夫の職壹町貳反を以て、民七口の家を養ふ、七口の民七人を以て傭夫壹人を出す、是禁庭の夫なり、

〔柳莽雜筆三〕百姓の屋敷は、間口七間に奥行十五間の定めと、美濃國可兒郡天正十三年の撿地帳に見えたり、石田杢頭の奉行せし由なれば、豐臣關白の掟と聞ゆ、此坪數百五坪なり、（三畝十五歩の地也）但是は軍役を充らるゝ爲となり、去ば屋敷廣くて三百坪に餘れば、是を三軒役と云、又千坪餘なれば、十軒役と云、然るに此間口七間奥行十五間と云こと、長束正家、石田杢頭等の心より定めしことにやと思ひしに、左にあらず、大内裏の頃一町の内を三十二戸主と割定められし時の一戸主

と云は、間口四丈五尺餘、京間七間奥行九丈五尺京間十五間なるよし、拾芥抄四行八門の法に見えたり、是に依て考ふれば、長束石田等の私意に定めつることゝも思はれず、若拾芥抄に從て立たる屋敷割ならば、書物と云者は何時何の用に立と云ことの、兼ては知ぬものなるのみならず、豐臣太閤も書物ぎらひとは云難し、

〔病間長語〕二官家の歛も輕きにはあらざれども、農も古の農には非ず、先年川越に在りしとき、毎夜茶など喫して退休老農と古今の事變を語りしに、昔の農は水にて髮をなで、藁にて結び、元結油は婿入婦取ならねば用ひず、中農夫より以下は、家に四壁もなく、たゞ柱の間に苫を以て包み、冬は地爐にあたりて、別に今のゆろり火燵もなかりしに、今は都下に異らぬありさまなれば、上ばかりにも限らずと云へり、さもあるべしと思はる、

〔地方凡例錄〕七由緒百姓之事

附百姓席順之事　無由緒百姓帶刀御仕置之事　無謂百姓苗字停止之事　同上下着用停止之事○中略

一御料所にては、何程由緒正敷、先祖は高貴の末葉に無紛共、民間に落ては、苗字帶刀決而不成、勿論何ぞ譯有之、從公儀苗字帶刀永々御免、或は其身一代御免の百姓は不申及、前々より由緒有之苗字帶刀之者有之ば、御代官引渡之節、姓名相記、帳面に仕立、何々の由緒を以、前々苗字帶刀に、先支配より申送り有之段、演說を以引渡し、鄕村請取たる上、其段御勘定所へ相屆也、當時士官の者、村方へ差置事不相成、又浪人にて村方へ假りに致住居者も、宗門帳に加れば、武士の浪人たり共、決而苗字帶刀は不成なり、元來宗門帳に不入者は、村方に住居可爲致謂なし、私領たり共、領主地頭の家來分之者は格別、他の家來縱宮方門跡堂上方之家臣たり共、村方住居は不爲致事也、若主人より領主地頭へ賴有之、承知の上差置は格別也、御料所にて猶更不相成、甲州に武田家之浪人、

當時民間に有ける由緒を以、古來より浪人相立、農業を營、苗字帶刀にて致住居す者多し、其内には御朱印或除地等致所持、由緒の者も有、箇樣の類美濃近江國などにも有、和州吉野郷には、往古より有之、其外國々にも稀には有之、尤關東には少し、

一百姓席順之儀、苗字帶刀御免の外、由緒有之百姓、前々より神事祭禮、其外村方集會等の節、名主組頭より致上座、百姓有之、先年席順及出入ニ、奉行所ニ差出るに御糺之上、由緒有之義雖無紛、苗字帶刀御免の外は、支配を請る村役人之可致上座謂無之、名主組頭の次席に著座すべし、其餘之百姓は其次席たるべし、平百姓席順之義、其村可任郷例、尤上下の分り無之者は、其席へ到著之先後に順じ可座付旨、御下知相濟たり、然れ共百姓に席順無之とは一圖に難言、右體の出入等有之ば、其心得可有事なり、

百姓帶刀の儀は、何ぞ規摸に成義有之、苗字帶刀御免有之か、又は先祖より由緒有之、代々帶刀致來り、御料は公儀へ相伺、私領は領主地頭聞屆之上、差免は格別、其外之百姓帶刀、決而不相成者、若隱して致帶刀者有之、於及露顯は、輕き追放位の御仕置相成候事也、

一苗字を名乘る事も、右同然、由緒有之御免なくては不相成處、猥に苗字名乘るもの有之ニ付、享保年中御代官辻六郎左衞門相伺、其節御糺之上、以來一統無由緒百姓苗字名乘義、急度御停止被仰出たり、

一百姓上下著用之義、庄屋年寄又ハ村内にて譯有之長百姓之外、著用致間敷旨、享保年中是又御停止に相成たる事、

〔德川禁令考 四十四 農家〕享和元酉年七月十九日

百姓町人苗字帶刀之儀ニ付御觸書

松平伊豆守殿御渡

百姓町人苗字相名乗并致帯刀候儀、其所之領主地頭より差免候儀ハ格別、用向等相達候迄、御料所ハ勿論、地頭之者より猥ニ苗字を名乗らせ、帯刀致させ候儀ハ有之間敷事ニ候間、堅可為無用候、

右之通可被相觸候

古事類苑

產業部四

農具上

農具ハ其種類頗ル多シ、我邦ハ古來最モ農業ヲ重ンジ、神代既ニ水田陸田ノ耕耘アリ、大己貴命ガ碓ヲ造リテ稻ヲ舂キ、又箕ヲ用キシ事アレバ、其他ノ農具モ當時粗〻備ハリシコト、推シテ知ルベシ、是ヨリ後ニモ、景行天皇ガ二皇子ニ命ズルニ大碓小碓ノ名ヲ以テシ、武內宿禰ノ歌ニ、臼ノ名見エ、吉野ノ國樔ノ歌ニ、余久須ノ言アリ、余久須ハ卽チ橫臼ナリ、又仁德天皇ノ御製ニ、許久波ノ名見エ、雄略天皇ノ御歌ニ、加那須岐、又布久思ノ名アリ、其他、鋤、鍬、犂(カラスキ)、馬杷(ウマグハ)、鎌、鉈(ナタ)、篩(シタミ)、畚(フゴ)等ノ名ハ、延喜以前ノ古書ニ散見ス、

農具中、効用最モ多キハ、鍬ヲ以テ第一トス、故ニ農家之ヲ藏セザルハナク、朝廷ニ於テモ、每年諸國ヨリ貢獻セシメテ、官田耕耘ノ用ニ充テ、又諸王諸臣ニ賜ヒテ、春秋ノ祿トセラル、祈年ノ祭幣中ニ之ヲ加フルモ、蓋シ農家ノ最モ重ンズル所ナレバナリ、鋤モ亦鍬ト相並ビテ農家ノ要具タリ、犂及ビ馬杷ハ、之ヲ牛馬ニ牽カシメテ田ヲ耕スニ用キ、人力ヲ助クルコト甚ダ多シ、凡ソ開墾ニ用キルニハ、鶴嘴、木起ノ類アリ、耕耘ニハ、鋤、鍬、鎛(コクハ)、鎒(サクヅリ)ノ類アリ、灌漑ニハ水車、龍骨車、桔槔(カナツナヰ)、戽斗(ミツクミ)ノ類アリ、刈伐ニハ鎌鉈ノ類アリ、穀皮ヲ去リ及ビ舂キテ米ト爲スニハ稻管、稻扱、臼碓、礱、磨、箕、篩ノ類アリ、其他便ニ從ヒ用キル所ノ農具頗ル多シ、

近世農業ノ發達ニ隨ヒ、農具モ亦大ニ進步シ、犂ニハ二挺掛、ズンカラ犂、馬杷ニハ車馬杷、欒

名稱

研馬杷等ノ新製アリ、其他稻扱、麥扱、颺扇、千斛簁、萬斛簁等、種々ノ農具ヲ發明シ、農家ノ便益ヲ受クルコト、昔日ノ比ニアラザルナリ、

〔運歩色葉集乃〕農具唐堯始作也、於日本人皇第二代綏靖天皇始作之、

〔易林本節用集乃〕農具

〔農術鑑正記上〕農具も耕作の本也、鞍、口籠、犂、鋤、鍬、鎌、杷、草刺、塊刴、唐鍬、碓、礑、石臼、杵、槌、棒、唐竿、管、箸、篝、蓧、畚、箕、米通、麥颪、篩、斗桶、升、上戸、團、筵、箒、蓑、笠、草鞋、龍骨車、案山子、鳴子、引板、添水等は、昔よりの農具也、

〔成形圖說十三農事〕田乃器書紀、和名鈔に、農具といへり、

農器孔子家語、錆劍戟、爲農器、凡田器耕器農具耕具等の名あり、其實おなじ、〇中略　田器禮記月令〇中略

抑又百姓の田器を貯ふることは、宜しく武夫の兵具を藏るがごとくならんかし、いかほどの好農具を持たりとも、之をとりあつかひて耕し耘るの倣工こまやかなからましかば、劍鎗刺擊の術をしらざるものゝふの、鍛匠の巧拙を鑑賞し、其鋭鈍を試み玩ぶに異ならず、

〔農具便利論上〕總論

諸國往々農家の耕作するを見るに、畑には只鋤鍬のみにて、別に農具を用るを見ず、これみな昔年より仕來れる事なれば、更に用をかく事をおぼへずといへども、畿內のごとく夫々の農具を用ひざれば、徒に日を費し力を勞し、中々に其功速かならざる事あり、試に是をいはんには、先畦を立、其中に小溝を切、其所へ菜蔬を蒔にも、常につかふ鍬の端をもて筋をなし蒔おろす事なるを、畿內にては左にあらず、砂地眞土の別を辨へ、鍬も一やうならず、まづ大畦をなすにも、關東にては田麥に至る迄、畿內にて畑に麥をまくやう、大畦を切事をせず、小畦を切て蒔也、なべて畦を切たさいを切と云也、筋引といふものをもて、假にあさく筋を付、畦をなす故、いがむ事なく、廣狹なく、畦底は鋤をもて、つちくれひとつ散さゞるや、箱の底の

ごとくなし、扨蒔付る筋は、畦切といふて、幅一寸許の小鍬、又は其蒔ものにしたがひ、一寸五歩二寸のものを用ひ筋を引、蒔おろすことなり、都て便利にして勞をなさざるやうに工夫し耕す事なれば、費を省く事、年に積りては大に益あるのみならず、作物の出來かたも違ひあり、昔より仕なれたる農具なれば、鋤鍬ばかりにても、さのみ用もかゝざるなどいふて用ひざる人多かるべし、是等は一村の長たる人、其土地に用ひて、便不便なる差別を考へ、委しく敎へ聞せたきものにこそ、

〔本朝食鑑一穀〕稻

東北之民間、犂鉅小柄短不ㇾ能深耕、民物亦惰慢、西南之民反ㇾ之、而精勤不ㇾ倦、農器亦殊、故米穀自堅實、不ㇾ獨土地之宜乎、

〔東遊雜記一〕十一日、〇天明八年五月白川城下止宿、〇中略下野の國より此邊迄は、〇略下々國の風土にて農具なども異なり、

〔佐渡志三田土〕其土ハ紫赤黑ノ眞土ニシテ、多ハ石マジリ砂マジリ也、土ノ輕キ所モアレド、僅ニ指ヲ折ル計リナルベシ、是故ニ農器鍬ヲ用ヒテ鋤ヲ用ヒズ、

〔鳩巢小說中〕一鈴田彌兵衞ト申者コト、長崎ニ罷在候浪人ニテ候、〇中略國姓爺日本ニ居申內、長崎末次平藏ト交接ノナジミ有ㇾ之テ、每年平藏方ヨリ漳州ヘ絲ヲ買ニツカハシ申候時分、臺灣マデマカリコシ、此國ニ中宿致シ風ヲ待候處、紅毛人ドモ、右糸ヲカイ申代金大分有ㇾ之ヲ見スマシ、漳州スコシコナタニヒヤント申小島有ㇾ之處、其島マデ舟ヲ着テ、夫ヨリ漳州ヘワタリ申候、紅毛ドモ右ノシマヘ先達テ人ヲツカハシ置候テ、日本人ヲ剝取申候、日本人ホウ〳〵ノ體ニテ、又臺灣マデマカリ歸リ、臺灣ノ土人ヲ、右ノ證據ニ一兩輩日本ヘ同道イタシ、平藏ヘ右ノ段申候、平藏殊ノ外無念ガリ候ヘドモ、可ㇾ仕ヤウモ無ㇾ之候、然處右ノ鈴田彌兵衞ウケ玉ハリ候テ、日比平藏念比

ニ致候故、見舞候テ申候ハ、內々御懇意ノ上ハ、此度ノ御遺恨、拙者ハラシ申ベキコト心易候、然ドモ最早當年ハ成申マジク候、來春ニ至候ハヾ、大船一艘ト百姓百人バカリ玉ハルベク候、其外武具ハ一ツモ入不ㇾ申候、耕作ノ道具百人分計、相ソヘラルベク候、其外何モ入不ㇾ申旨申候、平藏ハ其時分長崎御代官ニテ、天下ノ富有者ニ候處、手下ノ百姓ドモ催シ候テ、彌兵衞ニワタシ申候、彌兵衞同船イタシ、弟小左衞門、子何某三人タカサゴヘ渡候テ着岸ノ處、紅毛人ドモ見付候テ、番船數十艘出シ候テ、グル〳〵ト日本ノ船ヲ取廻シ、石火矢仕掛候テ、日本ノ船ニ差向、サテ申候ハ、何ユヘニ參候ヤ、有樣ニ不ㇾ申候ハヾ、一々打殺可ㇾ申旨申候、彌兵衞申候ハ、其義ニ候、此國沃土無類ニ候處、耕作ノ事不案內故、大分ノ地アレ罷在候、ソレニ付先年此土人ヘ申合候テ、近年ノ內日本ノ百姓幷耕具等持參、田地ヲ開キ申度候、左候ハヾ、ワレ〳〵ヘモ相應ノ田地宛行ハレ候ヤウニ約束仕置申ニ付、當年マカリコシ申候間、各サマニモ此段御聞屆下サレ候テ然ルベキト申候ヘバ、紅毛ジンドモ日本船ヘノリ移リ候テ、一々サガシ候處、耕具ヨリ外ハ兵具一ツモ無ㇾ之、百人バカリノモノドモ無刀ニテ、百姓ニマギレナク見ヘ候、先安堵シテ其日本船ヲノコラズ陸ヘ引上サセ、其上ニバンヲ付テ、船ヨリ出シ不ㇾ申候、食物等モ與ヘ不ㇾ申、日數ヲ經候ヘドモ打捨置候、ヒコロシニ仕ル體ニテ候、

〔敎令類纂初集八十七〕慶安二己丑年二月廿六日

一正月十一日前に、每年鍬のさきをかけ、かまを打直し、能きれ候樣ニ可ㇾ仕、惡き鍬にては、田畑おこし候にはかゆき候わず、かまもきれかね候へば同前之事、

〔地方凡例錄六〕石州粕淵村類燒農具代拜借伺書

川崎平右衞門

覺

石州邑智郡粕淵村
類燒百姓

農具料拜借

類燒家五拾九軒之内　風下七軒之分

一銀百貳拾四匁三分壹厘

　但來午より戌迄五ヶ年賦、壹ヶ年銀貳拾四匁八分貳厘貳毛ヅヽ返納之積、

外銀百六拾三匁　吟味ニ付減

此譯

鋤七挺　但壹軒ニ付壹挺ヅヽ、壹挺ニ付六匁ヅヽ　此代銀四拾貳匁

鍬七挺　但右同斷、鍬壹挺ヅヽ、壹挺ニ付六匁九分ヅヽ　此代銀四拾八匁三分

鎌七挺　但右同斷、鎌壹挺ヅヽ、壹挺ニ付壹匁九分八厘ヅヽ　此代銀拾三匁八分六厘

稲こき七挺　但右同斷、稲こき一挺ヅヽ、壹挺ニ付貳匁五分八厘ヅヽ　此代銀拾九匁九分五厘

右は私御代官所、石州邑智郡粕淵村之儀、當二月中出火、家數五拾九軒之內、五拾軒之儀、農具拜借願出、先達而奉ㇾ伺候處、拜借家數多、御定法ニ不相當候間、篤と取調可ㇾ伺旨被ㇾ仰渡、伺書御下ゲ被ㇾ成奉ㇾ承知候、右出火之節、至て風烈敷、急火にて多分農具燒失仕候ニ付、五拾軒之者共、拜借相願之通り相違無ㇾ之、捨置候而は農具差支、荒地出來御不益ニ付、五拾軒ヘ拜借被ㇾ仰付候樣、相伺候得共、風下七軒之外は、拜借不ㇾ被ㇾ仰付候定法ニ而、其上早々相伺候得共、書面四品之外は、願不ㇾ相立旨被ㇾ仰渡候ニ付、尙又吟味仕、品々爲ㇾ相減、書面之通御座候、於ㇾ然は右銀御金藏より請ㇾ取之貸渡、尙巳年御金藏御勘定元拂組仕上返納之儀は、來午より戌迄五ヶ年賦、書面割合取ㇾ立之相納、皆濟之節、納札を以、私入手形引出候樣、御證文可ㇾ被ㇾ下候、依ㇾ之奉ㇾ伺候、以上、

天明五巳年十月　川崎平右衛門

御勘定所

〔農具便利論下〕泉州さかい攝州大坂邊にて製

農具直段附

攝津西成郡の鍬　代銀五匁五分但し眞土に用
大黒鍬但し尾州智多郡に用　代十五六匁
尼崎邊の鍬　代八匁位但しれば土に用
大坂邊に用鋤　代六匁より五分
同手傳之者用鋤　代十匁より一匁
廣嶋　代九匁五分エとも
地ならし　代五匁五分エとも
くまで　代二本爪貳匁七分三本爪三四匁
いてう萬能同　代三匁三分、エとも
紀州草けづり　代三匁五分位エなし
鷺のはし　代三匁四分エとも
堀揚おこし　代四匁五分臺とも
筋きり　代貳匁六分エとも
ふぐし但しれぶかほり　代三匁京同八匁位エとも
足桶　代六匁
鷹爪田の草とり　代壹匁五分貳匁五分エなし
鋤れん　代惣鐵骨十六匁先刃五匁五分
源五兵衛からすき　代大からすき七匁より、びわのは四匁、より、さゝのは三匁七八分、うのくび、
水たご一名そこぬけ桶　代十匁位遠方へは底の細工計を求て桶につくりてよし、尤細工計一荷分五匁位、

同砂地に用鍬　代同断
小黒鍬同斷　代十匁位
唐鍬但し惣鐵の鍬、又ハ鑄鍬、　代五匁より
同植木屋に用鋤　代七八匁
京邊に用鋤　代十五六匁
金さらへ　代六本足四匁五分四本足三匁五分
木さらへ　代三匁位エとも
油揚萬能草削　代三匁エとも
廣小路草削　代六匁位エなし
角萬のふくさけづり也　代三匁三分より四匁エとも
木おこし　代五六匁
釿鍬　代貳匁八分大同三匁五分エとも
びわの葉　代貳匁二分エとも
貳丁掛播州ずんからすき　代八九匁
網貫　代上十五匁、中八匁、下五匁、
備中　代六匁おはん十五六匁エなし

踏車　四尺五寸代四十八匁、五尺代五十五匁、五尺五寸代六十匁、

稲こき　いづれも十七枚代六匁七分、十九枚代七匁五分、はがね製廿一枚代八匁五分より十匁、其國所土性米性によりて、値のうへかたかわれり、

麥こき　壹間半代十四匁、壹間代十匁、

紅毛うつし（スホイト）水揚道具　右圖之通（圖略）製すれば、凡金五十兩にて出來申候よし、押手等を木にて略製いたし候へば、金廿兩位にては出來可申と井手氏被申候、

大坂邊のゆり板　代國所にて大小あり

農具取次　大阪南久寶寺町中橋南へ入東側　扇屋重兵衞

右は泉州堺、又ハ大阪邊の農具鍛冶のつくり出す所の直段なり、右農具之內、此土地には此具を用ひたらばよかるべしと思ひ玉ふものあらば、扇屋重兵衞方迄被仰遣候はゞ調へ進べく候、つかひ試て便利ならんと覺へ玉はゞ、夫を手本として、其處の鍛冶に作せて、猶流行せば予が此書を出せる本意なり、都而泉州堺ハ、打もの類には妙ありて、先たばこ切剃刀等の、餘國にてつくりても、切味堺の作には及ばざるが如く、農具もこれに同じく切味格別也、依而聞糺し其直段を記し置ぬ、

大藏十九兵衞永常誌

〔新撰字鏡　金〕鉏（仕於反、須支、）　鋤（鉏鋤二同、士去反、須支、）　鎃（芳逸反、鍬也、須支、）　錤（巨姬反、鎡也、久波、須支、）　鍎（須支）

〔同　連字〕鎡錤（除草器也、久波、須支、）

〔倭名類聚抄　十五農耕具〕鋤　唐韻云、鎡錤（茲期二音）鋤別名也、釋名云、鋤（上魚反、和名須岐、）去穢助苗也、鍤（音揷、和名上同、）插地起土也、

〔字鏡集　十六雜物〕鋤（シヨ、鋤同、鉏古、スキ、）　钃（戳同、スキ、クハ、）　鋤（キヨ、鋙同、鉏同、スキ、）　鍤（サウ、臿同、鏟同、鍤同、スキ、）　鍈（ヤウ、スキ）

〔類聚名義抄　八金〕鋤（今正、士魚反、スキ、）　鉏（クハ、スキ、）　鎡鉗（クワ、スキ、）　鎡錤（スキ）　鎡鍅鎡（上俗、中下正、音玆、鎡錤、スキ）　鍤（音臿、楚洽反、スキ、又丑涉反、スキ、）

鍤（同反、農器、）　鍈（スキ）

〔伊呂波字類抄　須雜物〕耒（スキ）　耜　鋤（亦作鉏、田器也、）　鎡錤（玆姬二音）　櫌（音憂）　鍤　剷　犂　鍾　鍪

錠　錄（已上同、鋤屬也、）

〔下學集 器財下〕鋤鍬 二字同義、農具也、

〔運步色葉集 須〕耒 鋤

〔和爾雅 農家具五〕鍬 鏵同 梠 鍬也 鍤 臿鍤同

〔日本釋名 雜器下〕鋤 田をすくゆへに名づく

〔東雅 器用九〕鋤スキ　倭名鈔に鋤鍤二字、並に讀てスキといひ、釋名を引て、鋤は去穢助苗也、鍤は插地起土也と注せり、舊事神武天皇紀に、天太玉命孫天富命、率手置帆負彥狹知等神之孫、以齋斧齋鉏始採山材構立正殿とみえしは、たとへば大嘗祭の齋場を設らるゝに、齋鉏をもて始掃地、齋斧をもて始伐木などいふ事のごとく也、上古之時、鋤といふもの墾田之用のみにあらず、凡そは去穢掃地之器なれば、その名をスキといひし也、スキとは素戔烏神の出雲清地に至りまして、我心須賀須賀斯とのたまひしによりて、此地を呼びて清といふと、舊事紀、日本紀等に見えし即是也、スガといひ、スキといふは、其語の轉ぜし也、鋤亦讀てサヒといひし、義不詳、倭名鈔に國語注を引て、鎛は鋤屬也、漢語鈔にサヒツエといふとみえたり、古にサヒといひしは、即是鎛の事なれど、鎛もまた鋤之屬なれば、鋤の字亦讀てサヒといひしなるべし、サヒツエといふものは、即今俗にコグハといふものとみえたれば、そのサヒといひしは、小柄の謂とみえたり、鋤ノ屬にサヒツエといふあり、椎ノ屬にサイツチといふあり、サヒといひ、サイといふは、其語相同じ、並にこれ其執る所の小しきなるをいふ也、俗に鍫鍬等の字、また讀てスキといふなり、

〔和漢三才圖會 三十五農具〕鍬 音悄 すき 鍫同 鐰同 𠜾同 鍏 音韋 臿 測洽反 鍤同 和名久波、今云須木、

釋名云、鍤插也、插地起土也、鏵刳也、刳地為坎也、

三才圖會云、臿鍬也、所以開渠者也、〇中略

按、鍬 須木、鋤 久波、二物和名相反、於今謬傳也、猶甲冑舳艫和名相誤也、蓋鍬墾田也、鋤斫地也、

〔倭訓栞前編十二須〕すき　日本紀に、耜字鉏字鏁字などをよめり、新撰字鏡に、鏵をよみ、鏨也と注す、又鍬をよみ、鍤也と注せり、古事記の歌に、すきはぬるとよめり、美濃には鍬一ツを兩人にて把てすく、柄は木の枝の如し、是耦耕にやといへり、土を撥上る器也、よて名とす、

〔成形圖說農事十三〕須岐（書紀、耜の字を訓めり、亦鉏鏁鍬なども書けり、）志貴（シキ）　金耜（カナスキ）（以上古事記、古の耜、或は木を用ふ、故に云、○中略）　蕃名ブルウグ

古語拾遺曰、齋部官掘以齋鉏、而造伊勢宮及大嘗由紀主基宮、蓋上世の時、鍬（スキ）てふもの、田を耕し、土を起すものばかりにあらず、凡は去穢插地の器なれば、その名須伎といひしなり、○中略古事記雄略の大御歌に、すきばぬるとよみ給ひ、故號其岡謂金鉏岡也とも見えぬるは、土を撥（スク）ひ上るの事よりいふなり、書紀には御田鍬てふ人名あり、又送飯をいひをすくと訓、字鏡には糙（スキ）をいひすくと云、凡物を取上るに須久比の語あり、手に擣（ウクル）をすけるといひ、或は魚をすき、網を結、紙（スキ）を抄など、皆物を指ひして起上るにいへり、○中略蓋太古の耜は、或は金、或は木なるが、木の柄を施しつゝ、柄耜（スキ）の名はいできにけりと見えたり、其製の如きは、後には韓にならひしにや、されど神代の時より、牛もて田を耕すことのありしには、其形美濃の耜てふもの、ごとくにて、或は耜の柄を曲て牽せしならん、西土にても、むかしは木を曲尖らして耒耜作るとも、又後漢書には、九眞の俗、牛耕を知らざりし事も見えたれば、西土にも牛に駕せしは、後のわざなめり、

〔段注說文解字四下耒〕耡、殷人七十而耡、（孟子滕文公篇文、今孟子作助、周禮注引作莇、）耡耤稅也、（孟子曰、夏后氏五十而貢、殷人七十而助、周人百畝而徹、其實皆十一也、徹者徹也、助者藉也、趙曰、徹者猶人徹取物也、藉者借也、猶人相借力助之也、按、耤耡二篆皆係古成語、而後釋其字義、耡即以耤釋之、耤稅者借民力以食稅也、）从耒助聲、（牀倨切、五部、）周禮曰、以興耡利萌、（遂人職文、今萌作甿、俗改也、注曰、變民言萌、異外內也、萌猶懵懵無知貌也、鄭本作萌、淺人一改爲氓、再改爲甿、注又云、鄭大夫讀耡爲藉、杜子春讀耡爲助、謂起民人令相佐助、按、鄭意耡者合耦相助、以歲時合耦于耡、謂於里宰治處合耦、因謂里宰治處爲耡也、許意以周禮證七十而耡、謂其義同、）

〔段注說文解字十四上金〕鉏、立薅斫也、（斫也、各本作所用也、今依廣韻正、薅者披去田艸也、斫者斤也、斤以斫木、此則斫田艸者也、云立薅者、古薅艸坐爲之、其器曰槈、其

柄短、若立爲之、則其器曰鉏、其柄長、欘之用淺、鉏之用可深、故曰斫、釋名曰、齊人謂其柄曰橿、橿然正直也、頭曰鶴、似鶴頭也、橿見木部、从金且聲、士魚切、五部、俗作鋤、

〔段注説文解字 耒四下〕耒、耕曲木也、各本耕上有手、今依廣韵隊韵周易音義正、下文云、耕犂也、謂犂之曲木也、禮記音義引字林亦云、耕曲木、考工記、車人爲耒、庛長尺有一寸、中直者三尺有三寸、上句者二尺有二寸、自其庛緣其外以至於首以弦其內六尺有六寸、注云、庛讀爲棘刺之刺、刺耒下前曲接耜、緣外六尺有六寸、內弦六尺、應一步之尺數、按經多云耒耜、據鄭說、耒以木、耜以金、沓於耒刺、京房云、耜耒下耓也、耒耜上句木也、許木部耜作枱、耒耑也、耕犂也、許說與京同、與鄭異、鄭木匠人謂犂爲耜、統言之也、許分別金謂之犂、木謂之枱、析言之也、从木推耒、考工記曰、直庛則利推、从木推耒、會意、盧對切、十五部、古者垂作耒梠、梠見木部、今之耜字也、各本作相、誤、相亘也、以振民也、此出世本、世本有作篇、振舉救也、

〔農具便利論 上〕鋤は農具の内にては欠べからざるものにて、鍬と並べあげていふときは、假令ば将碁の飛車角行のごとく、用をなす事大かたならず、然るを九州の地抔に至りては、鋤の形だに見ざる所多し、此地には追々につかふことを教へたきものにこそあれ、總て鋤はつかひ馴れば、至て重寶なる事を覺ゆ、又溝をほり、或は麥田の畦底をさらへるに、箱の底のごとくするには、鍬にてはつかひ勝手、鋤に及ばざることあり、濕地などは猶更鋤にて塊ッも畦底に散ざるやうせざれば水はき惡し、半田をつくる地は、必土おもきものゆへ、是非鋤を用ゆべき事也、

江州鋤

近江國栗田郡邊に此鋤〇圖略を用ゆ、餘國に用るとは形いさゝか大いにして、京鋤に類し、少しくぐみありて、畦底の土をすくうには至て便利にして、仕業きれいに出來也、予〇大藏永常諸國の鋤の利方を考へあはするに、此鋤田畑ともに用ひて、尤も便利なりと覺ゆるまゝ、人々に此形を寫してつかひおぼへ給へとすゝめし事ありき、

關東鋤　はね付〇圖略　同　つちきり〇圖略

右圖のうち土切といへる鋤は、土普請おもに用ゆ、遣かたは、向ふと左右へふみ込み、前より向ふへおして、土をすくひてもつかうに入るに、四すき入て壹荷となる也、尤砂地にては鋤簾にあらざれば堀がたし、ざらつきたる内にねばりある土を深く切に、はやくして便利なり、

はね付といへる鋤は、池など堀時にかならず此鋤を用る也、向ふ左右へふみ込み土を切、又前より一とふみ踏こみ、左右へはねあげる事、凡高サ壹丈、或は壹丈六尺程、横に三間ほどづヽ、刎揚るに造作なく、さのみ人力をついやさず、便利の具なり、土切と同じく、眞土には用ひがたし、たヾねばりありて和らかなる田土に用ひては、また一箇の妙なり、

〔耕稼春秋七農具〕鍤

ふむすき鐵目三百目、或は四百目、代銀貳匁五分より三匁也、古鐵を燒直ても用る、鍬よりは薄く直に作る、柄はぶな也、代銀八九分也、

〔類聚名物考調度三〕踏犂

是からすきにあらず、牛を用ずして、足にて踏て耕すもの、よし、西土の書に見ゆ、そのまヽ今の鋤にてや有べき、

古今原始十三黃晟 宋太宗以太子中允武允成踏犂式給宋亳人戸、其式不用牛而用人、亦足便民、又一制也、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮造奉時行事幷用物事〇中略

取吉日宮地鎮謝之用物幷行事注左〇中略

右祭告刀申、地祭物忌父仕奉、所侍造宮使中臣忌部、然祭奉仕畢時、地祭物忌以忌鎌〇氏 宮地草苅始、次以忌鋤〇氏 宮地穿始奉、禰宜大物忌波 忌柱立始、然後諸役夫等柱堅奉、

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀

鎮稻實殿地〇中略 鎮畢、使執齋鉏鎌芟除草木、始堀柱穴、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

各禰宜卜部郡司等、率造酒童女、物部人六人、工一人、夫十人、始堀齋場御井、童女井、于時童女先執齋。

○鉏、堀御井、次禰宜執鉏堀童女井、物部人工夫終之、

〔延喜式〕(八祝詞)大殿祭

食國天下(登)天津日嗣所知食(須)、皇御孫之命(乃)御殿(乎)、今奧山(乃)大峽小峽(爾)立(留)木(乎)、齋部(能)齋斧(乎)以伐採(氏)、本末(波乎)山神(爾)祭(氏)、中間(乎)持出來(氏)、齋鉏(乎)以齋柱立(氏)、皇御孫之命(乃)天之御翳日之御翳(止)造奉仕(流禮)瑞之御殿、(古語云阿良可○下略)

〔出雲風土記〕(意宇郡)所以號意宇者、國引坐八束水臣津野命詔、八雲立出雲國者、狹布之稚國在哉、初國小所作、故將作縫詔而、栲衾志羅紀乃三埼矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而、童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三自之綱打掛而、霜黑葛聞々耶々爾、河船之毛々曾々呂々爾、國々來々引來縫國者、自去豆乃打絕而、八穗米支豆支乃御埼也、(○中略)出雲神戶、郡家南西二里廿步、伊弉奈枳乃麻奈子坐、熊野加武呂乃命、與五百津鉏々猶所取々而所造天下大穴持命二所大神等依奉、故云神戶、

〔古語拾遺〕逮于神武天皇東征之年、(○中略)建都橿原、經營帝宅、仍令天富命(太玉命之孫)率手置帆負彥狹知二神之孫、以齋斧齋鉏、始採山材、構立正殿、

〔古事記〕(下雄略)天皇、婚丸邇之佐都紀臣之女袁杼比賣、幸行于春日之時、媛女逢道、卽見幸行而、逃隱岡邊、故作御歌、其御歌曰、表登賣能、伊加久流袁加袁、加那須岐母、伊本知母賀母、須岐婆奴流母能、故號其岡、謂金鉏岡也、

〔日本靈異記〕(上)得雷之喜令生子強力子緣第三

昔敏達天皇(○註略)御世、尾張國阿育知郡片蕝里有一農夫、作田引水之時、小細雨降、故隱木本、探金杖而立、時雷鳴、卽恐驚金杖而立、卽雷墮於彼人前、雷成小子而隨伏、(○中略)然後其童子作優婆塞、猶住元興寺、其寺作田引水、諸王等妨不入水、田燒亡時、優婆塞言、吾引田水、衆僧聽之、故十餘人可荷作鋤柄、

犂

使持也、優婆塞彼持鋤柄、撞杖而往、立水門口而居、諸王等鋤柄引棄、塞水門口而不入寺田、優婆塞亦取百餘人引石、塞於水門入於寺田、王等恐乎優婆塞之力、而終不犯、

〔日本書紀持統三十〕六年四月丙辰、賜有位親王以下至進廣肆、難波大藏鍬、（スキ）各有差、

〔東大寺小櫃文書下〕東大寺越前國桑原庄券第一（田地雜物坂井郡）　天平勝寶七年

合買雜物廿一物

價稻四百五十四束（中略）

鉏十柄　直卅束（三束別柄）

〔本朝文粹二意見封事〕意見十二箇條　善相公（清行）（中略）

一重請修復播磨國魚住泊事（中略）

東大寺僧賢和修菩薩行、起利他心、負石荷鍤、盡力底功、

〔枕草子五〕ねたきもの

おもしろき萩すゝきなどをうへて見るほどに、長櫃もたるもの、鋤などひきさげて、たゞほりにほりていぬるこそ、わびしうねたかりけれ、

〔毛吹草三〕若狹　熊川棒木鋤鍬柄等

〔國花萬葉記十二若狹〕若狹國名物出所　鋤　鍬柄

〔國花萬葉記十三播磨〕播州國中名物出所　鋤鍬

〔新撰字鏡金〕鍜（胡瓜反、犂、加良須支、）

〔倭名類聚抄十五農耕具〕犂　唐韻云、犂（音黎、和名加良須岐、）墾田器也、鐴（必益反、和名閉良、）犂耳也、漢語抄云、耒底（上音類、爲佐利、）耒骨、（爲佐乃江、）耒梋（等利久比、下音實、）耒箭（太々利、加太）耒鑱（佐岐）

〔字鏡集八動物〕犂（レイ、犂、カラスキ、）〔同十六雜物〕鉵（トウ、カラスキ）　鎡（シ、クハ、カラスキ）　鍻（シヨ、カラスキ）　鈹（ト、カラスキ）　鈣（カ、鎬同、同、錍同、カラスキ、）

〔類聚名義抄四牛〕犂音黎、カラスキ、ウシクハ、　〔同八金〕鏵カラスキ、　鋘玉姑反、カラスキ、

〔伊呂波字類抄加雜物〕犂カラスキ墾田器　耒耜同　耒鑱カラスキノサキ　〔同宇雜物〕犂ウシクハ耕器也、

〔下學集下器財〕犂カラスキ　耒ムマクワ二共農具也、

〔東雅九器用〕犂カラスキ　倭名鈔に唐韻を引て、犂はカラスキ、墾田器也と注したり、此器もと韓地より傳しかば、かく名づけしなるべし、素戔烏神大蛇を斬給ひし劍、舊事記、日本紀等に、其名を韓鋤としるして、讀てカラサヒといふ、私記には、其形似鋤、故名之、今之須岐也とみえ、釋には先師之說を引て、カラスキ歟と注せり、古の俗、小刀をサヒといひ、鋤をもまたサヒといふ、劍の名サヒといひしは小刀なり、其名相同じかりしかば、舊事記に鋤の字借用ひられしを、日本紀またこれによられしなり、劍の形、犂鋤に似たるをいひしにはあらず、詳に刀劍の注にみえたり、スキの儀は下にみえたり

〔和漢三才圖會三十五農具〕耒耜　犂音離　和名加良須岐

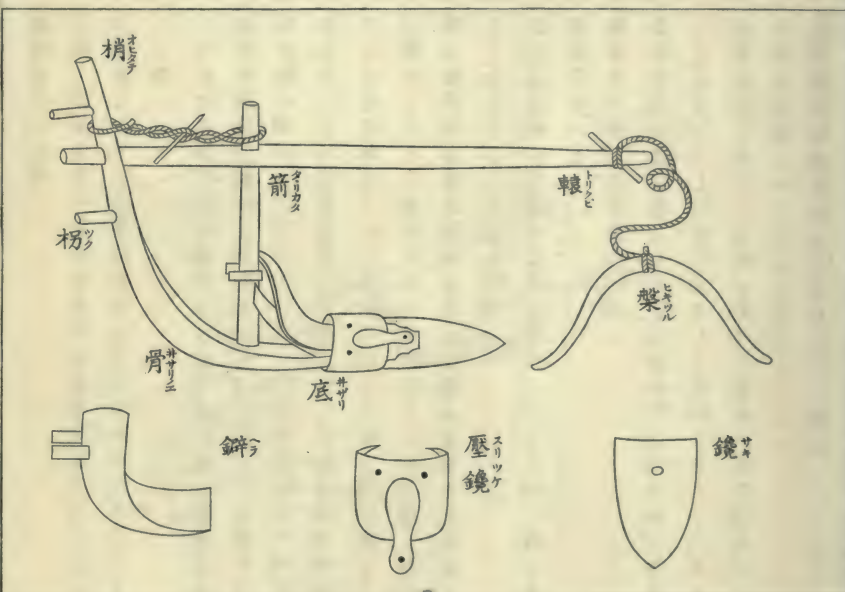
釋名云、犂利也、發土絕草根也、冶金而爲之曰犂鑱、斲木爲之曰犂底、凡有十一品名、

按、耒耜卽犂也、墾田器、用之反土開田也、墾者治也、所耕土曰墢、猶塊、

鑱和名佐木長一尺四寸、廣六寸、以起墢者也、　鐴和名閉良以覆墢者也、　策額有鑱之次、　耒底和名爲佐利、俗云止古、長四尺、廣四寸、　耒箭和名太々利加太自策額達耒底、縱而貫者也、　耒骨和名爲佐利乃江犂底之柄也、　耒轅和名止利久比、俗云爾利、前如梩而樛者也、　耒梢於比太天後如柄而喬者也、　犂槃之利加世所以着牛木也、　犂建、犂評等之數品、凡十一種、

〔倭訓栞中編四加〕からすき　新撰字鏡に鋘をよみ、倭名鈔に犂をよめり、韓鋤の義也、牛にかけて耕す具也、てがらすきは、日本紀略に手韓鉏と書り、

〔成形圖說十三農事〕耒耜カラスキ亦云牛鍬



凡犂に打延持鑱の二件あり、打延は底板より梢を附て、梢の本末に片枴各一を出し、左手に本の枴を執り、右手に末の枴を執て耕なり、因打延は只幷々に土を起して深淺を自由しがたし、持鑱、一名は持立、是鑱本より梢を附て、梢の端に横木を加へ、兩手にてこれを按輓するほどに、深く耕むと欲には、つよく押へ、淺からんとするには、弱く押ふ、故に其淺深手に應て自由すべし、凡田土を起墢こと、淺深の変錯あるを宜とす、打延犂は只一やうにて、誰しもとりあつかふべし、持鑱犂は、手熟者にあらざれば輙持使がたし、凡犂にて耕すは十餘人の力に代と云○中略 近江美濃等の水田は深淖ゆゑ、牛耕を用ゐがたく、人各一耜を乗て田を耕り、其大なるものを大鋤といひ、小をば小鋤と稱へり、

〔耕稼春秋 農具 七〕鋤

一鋤一柄、鍰鏟共代銀大概拾一二匁也、鍬細工人一日ニ一柄作る、鍰鏟は鐵の鑄物也、からの具ねりは杉、たゝりは草槙、或は杉を用、餘の具は何本にても堅木用也、○中略

犂

しりかせは、木の枝の曲たるを作る、鋤に懸る物也、馬杷には懸ず、

〔農具便利論 中〕此源五兵衛末耜(からすき)、○圖略 の用やうは、假令ば麥に培に、鍬をもて中を打和らげ、両筋の麥の根に(關東にては、麥にかぎらず小畦にして、一畦に一と筋ツヽ蒔事なれば、爰に云ごとくにてはつかひ方違へり、)土をよするは常の事也、然るを此末耜にては、畦の廣狹にしたがひて、大末耜、(源五兵衛からすきのうちにて大をいえり)或は枇杷の葉、笹の葉などの大小を見合、圖のごとく末耜の頭につなぐ所の繩をうしろ腰にかけ、あとすさりに一通りひけば、鍬をもてうち和げたるよりむらなく、土も深く和らぎ、左右の麥の根を加減よく土を覆ひ、手際も能出來る也、又菜類を蒔んと思ふ前、地を此末耜にて耕せば、力を勞する事なく、前にいふごとく、土むらなくて宜し、○中略

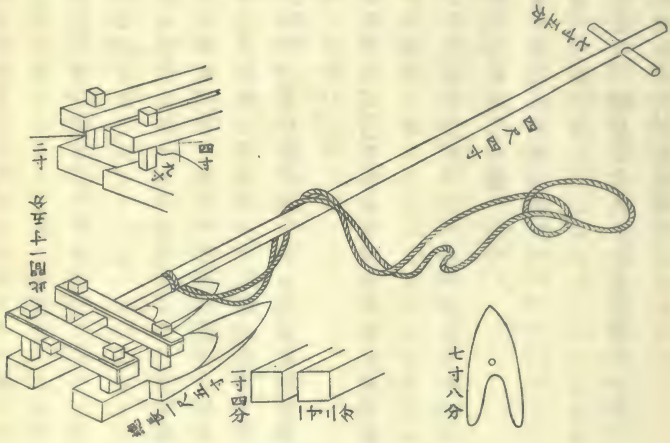
土おもき所にては、からすきの頭につなぐ所の繩を長く一筋付て、曳ものゝ、股をくゞらせて小兒に引すべし、

〔農具便利論 中〕隱岐國耜 ○圖略

此耜は隱岐國の耜なるよし、乙亥年(○文化十二年)の春、予丹後國由良の湊に遊びし時、里人來りていへらく、吾若かりし時、船の水主して、彼國に至りし時、求め來りし由にて見せぬ、なを其つかひかたを聞に、牛に輓せて田畑を耕すに、底石の多き所は、手ごころにて越しゆくに自由にして、はかどる事も末耜(からすき)におとらじとぞ、

〔農具便利論 中〕播州にて用ゆ、ずんがらすき、

（農具便利論中）大坂近在にて用る二挺掛



右に圖をあらはしたるずんがらすきは、專ら畑に麥を蒔に用ゆ、譬ば三尺五寸幅につくり、其中へ筋を切、是に麥を二行に蒔おろす時、其二行の筋を、畦切にて引ときは、一行ツヽ引事なれば、鍬の角をもて筋をきるより手輕くしてはやしといへども、此二挺掛は、二行一度に引るゝゆゑ、手間大にすくなくしてはやし、〇中略今宮村久左衞門といへる農夫工夫して、此二挺掛を造りぬ、

〔成形圖説十三農事〕長刀耜(ナギナタスキ)亦長刀鍬ともいふ、長刀は長き刀の略なるを、長劍の名にまぎれし故に、薙刀と書ことになれり、小柄耜(コカラスキ)○中略此ものは、新開の平地を牛馬に服控(フクヒカ)せて、草木芟(カリ)燒(ヤキ)し跡の亂根を裁斷に用る所なり、形眉尖刀に似て、其舂の方に鋒刃をつけ、柄は耒(スキエ)の如くし、中ごろに環を着、耕索を貫し、牛槃に繋るなり、其柄の端へ横股(テ)を施し、兩手にて按(オサ)へ、畜の力をもて輓するなり、其土塊を鋤破、荊棘の根(ネ)を切通すこと、利劍毛を吹の快に比すべし、かくして後犂耖隨便によみさらへぬるときは、大に人力の勞を省き、敏に墾闢の功を遂なり、西藩営此ものを用ゐて、數千畝の開荒をなせしものあり、其器用を按に、西土の鋒鑮なるものぞこの制に符(カナアヘル)なり、

〔延喜式三十九内膳〕凡作園所須牛十一頭、以左右馬寮牛充之、○中略馬鍬二具上舊返辛鉏閉良二枚、鋒四枚、已上隨損請

〔空穗物語吹上之下〕たねまつがむろのいゑ、よをもてめぐりて、まちとのへたち田はたまちばかりつくりめぐりてあり、うしどもにからすきかけつゝ、おのこどもをもちて、すくけにいひもりつゝくへり、はなれていかめしきかはうみのこととしてながれたり、

〔奥儀抄上本〕和歌三種體

一雜會　資人久米廣足歌云

かすがやまみねこぐふねのやくしでらあはぢのしまのからすきのへら

牛馬犬鼠等、一處如相會、無有雅意、故雜會と云、

〔夫木和歌抄二十七牛〕百首御うたけだもの、　土御門院御製

此比のしづが田かへすからすきのうしと思ふもちからなのよや

同〇文永十一年毎日一首中　爲家卿

庭のおもにさをとるうしのからすきにわたりてつゞく春のたをやめ

〔攝津志五島上郡〕土産 犂東五百住村出

〔攝津志六島下郡〕土産 鍋 犂倶編井村出

〔中山傳信錄六〕耕器
粗犂皆彷中國、但減從輕少、

〔倭名類聚抄十五農耕具〕鍫 兼名苑云、鍫、七遙反、字亦作鍬、和名久波、一名、鏵音華 說文云、鑮、補各反、揚氏漢語抄云、和名上同、大鋤也、

〔字鏡集十六雜物〕鍫サウ 鍫同、鏉同、鍬同、クワ

〔類聚名義抄八金〕鏵鑄 今正音華、雨函ヤサキ、サキホコ、今鍫一名、臭音果、ソハクハ、 鋤鉏 今正士魚反、タハスキ、スク、クハ、 錐 音隹、タハ、ヤサキ、 钁鑊 俗正、居縛反、カラスキ、又補各反、クハ、スキ、 鑺 音劬、戟屬、スキ、サク、

〔伊呂波字類抄久雜物〕鍫クハ 亦作鍬斛、並同、 鏵クハ 亦作鏁鈣、並同、 鑺 鈹 鍥 已上同

〔撮壤集中農器〕鏵クハ 鍬

〔玉造小町子壯衰書〕翠畝久弃鋤、玄疇長擲鎡クハ、薄田禾穰々、疎畠麥離々、

〔舜水朱子談綺下器用〕鋤タハ

〔日本釋名下雜器〕鏵クハ 音を用て訓とす、鍬をくはとよむも鏵よりおこる、

〔東雅九器用〕鍫クハ 倭名鈔に、略○中 唐韻に𣏾は鍬屬也、漢語抄に、コスキと讀むと注したり、鏵は鋤屬と見えしに、コゲハといふは小鍫也、𣏾は鍫屬と見えしに、コスキといふは小鋤也、もとこれ鍫といふも、大鋤なるが故に、相通じていひしとみえたり、クハといふは、クとは入るといふがごとく、ハは歯也、其制歯のごとくにして土に入るをいふ也、或人の說に、クハといふは、鏵の字の音を呼也といふ、こゝろえぬ事にこそあれ、

〔和漢三才圖會三十五農具〕鋤くは 音助 鉏同字 钃音竹 和名須岐、今云久波、 钁丘縛切 錯斫 魯斫 斸音竹

鏵音華

說文、鋤立薅所用也、 釋名云、鋤所以助苗者、故字从助、其大者曰钁、

〔倭訓栞前編久 八〕くは　鏵は音をもて倭語とせしなりといへれど、心得がたし、鍬も同じ、大鋳なども見ゆ、新撰字鏡に、鑝又鍖もよめり、唐くはは鍷子也、

〔成形圖説農事十三〕久波古事記

鍫音憔、漢溝洫志、　臿亦作鍤、鍤、農政全書、古謂臿、今謂鍬、一器二名、宜通用、蓋今の俗すきくはといふがごとし、○中略　鋤音鉏、集韻、即與鉏同、故に鉏語亦作鋤、語字彙、鉏立薅所用也、是今の立鋤なり、左傳註、耨鋤也、　鎡基孟子、史記作茲基、基亦作錤、字典、鉏也、　鐵鏵本艸　蕃名ガラアフ

久波とは喫歯(クラバ)といふがごとし、其首の曲て利く、地を斫れば、喫(クヒ)いれるがごとくなるより名づけしとぞ、凡鋤の端尖(サキトガ)るを箆先(ヘラサキ)といひ、方なるをば筒先(ツヽサキ)となんいふ、按に和名鈔に鍫を久波とし、字鏡には、鏵は鍫也、須伎と訓たれば、いにしへは須伎久波通じていひしこと、今の套語のごとし、西土にても、古は臿といひ、今は鍬といふと有て、後は人して耕すものを推なべて鍬(クハ)とし、牛して土墢(オコ)すを鉏(スキ)といふことになりき、

〔段注説文解字十四上金〕鍫、河内謂臿頭金也、郭注方言曰、江東謂鍫刃為鍫、

〔農政全書二十一農器〕臿、顔師古曰、鍫也、所以開渠者、或曰削、有所守也、唐韻作鍤、俗作臿、同作插、爾雅曰、斛謂之疀、方言云、燕之東北朝鮮洌水之間、謂之𣃁、宋魏之間謂之鏵、或謂之鍏、江淮南楚之間謂之臿、趙魏之間謂之喿、皆謂鍫也、然多謂之臿、蓋古為臿、今謂鍫、一器二名、宜通用、淮南子曰、禹之時、天下大水、禹執畚臿、以為民先、前漢溝洫志白渠歌曰、舉臿為雲、決渠為雨、

○按ズルニ、日本書紀崇神巻ニ豐鍬入姫命トアルヲ、古事記ニハ豐鉏入日賣命ト書シ、皇大神宮儀式帳ニハ、豐耜入婦命ト書セリ、又推古天皇紀二十二年六月ノ條ニ、犬上御田鍬(ミタスキ)トアリテ、是ヲ舒明天皇二年八月ノ條ニハ、犬上君三田耜(ミタスキ)ニ作レリ、又持統天皇六年四月ノ條ニ、難波大藏鍬(スキ)トモアレバ、古ハ鍬ヲスキトモ訓ミシナルベシ、

〔農具便利論上〕夫鍬は和漢とも種植第一の要具にして、百穀はいふに及ばず、人世日用の菜蔬に

至る迄、此具なくしてはつちかふことあたはず、然らば稼穡の基、貴賤ともに人命のあづかる所なれば、何ぞ卞玉夜光と日を同じくしていふべけんや、實に國家の大寶、億兆の司命ともいふべし、世の人やゝもすれば、農はいやしき業にして、農具は瓦礫とひとしくいやしめり、かゝる人はいふもさらなり、辨へある人誰か是を仰がざらん哉、○中略

鍬は諸國とも其所により形も變れり、其ゆへは、土のねばき所にて、砂地につかふ鍬を用ひては、少しも用をなさゞるがごとし、その土地にしたがひ、昔しより遣ひなれたるものあれば、何ぞ畿内に用る鍬のみ用をなして、其他の鍬は用をなさゞるといわんや、右に圖する所の鍬は、予○大藏永常諸國遍歴して、便不便に拘はらず摸寫し置ぬるを記す也、心あらん人は、其土地に用ひて功あらんと思ふものあらば、造りて用ひ給へかし、鍬は國々にて、三里を隔ずして違ふものなり、

〔耕稼春秋 七農具〕鍬

鍬壹丁之重サ四百目より五百目迄、一丁之代銀七匁より七匁五分迄有、鐵目により、古く成て燒直シ先を懸也、大先に懸は四匁五分、小先に懸は三匁五分の賃也、新鍬の先を懸ざるを更鍬と云、柄はぶなと云木を用、仕込賃共に八九分也、鍬のなりに先の狹きは石地に遣、刃先の廣は地の淺きに遣ふ、又土のねばきには、柄をかゞめて仕込也、總て鍬のなり、幷に柄の樣子、國郡に依て大に形違、仕込或は大くゝみ、又少くゝみ、或柄に長短これ有、

〔農術鑑正記 凡例〕嵜鍬　鋤のさきのごとく、鑄物、石ある地を打こなし、溝をほりさらへ、立毛に土をかくるによし、

〔農具便利論 上〕耜先鍬　小石をすくふに用、備後福山製、

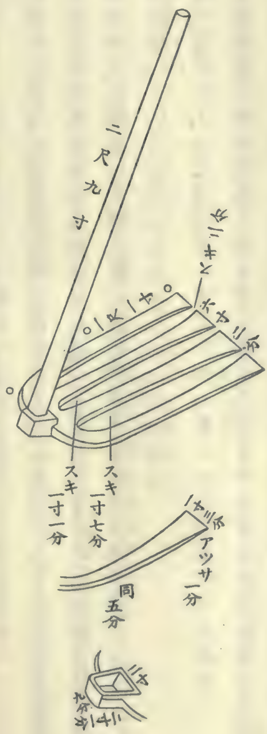
此犂先鍬は、○圖略鑄ものなれば、ふりあげて石にうちあつれば、たちまち欠碎るなれども、つぶて石碁石のごとき石がちの所、又は荒砂を堀には、靜に手前にゆりこみすくひ揚、あるいはかき寄

るには、鍬鋤簾より便利なり、

〔農具便利論 上〕鑄鍬　下總國邊に專ら用ゆ、○中略 土人いんぐわとよべり、ふみくわとも云、

蹈鍬○圖略 は關東にて畑を耕すに用ゆ、つかひかたは、兩手にて柄をもち、鍬の頭を右の足にて能能ふみ込、左りへかえし〱して耕すに、又一箇の便利なる具也、攝津國にては專ら用ゆる、源五兵衛耒耜と同樣の用をなす事あれども、作物の中をすき和らぐる事はあたはず、只片はしよりすきかえすのみに用ゆるなり、

〔農具便利論 上〕捴名　備中鍬　田を耕す具　尾州海東郡邊ニ用



備中鍬と稱するもの、其國々にて其形は少しづゝ變りあれども、大體相似たるをもて、なべて備中と唱るなり、尤備中備後邊にては、是を熊手鍬と云、畑をかへすにも用るなり、餘國にては田計に用ゆ、まづ田を耕すには、麥を刈て後、牛馬ある百姓は耒耜もてすき、荒おこしをなし、幾日も日にあてゝ乾かし、塊をわりくだき、雨をまち、又は水をあて、しめりたるを見て、牛に馬杷を仕かけ、かきならし、田を植る地ならしをなす事なるを、牛馬なき所にては、此備中をもて耕し、元來深田

は、うち起すに水あれば、耕す人の顔へ水かゝるゆへ、鍬の柄の向ふへ竹にて編たる越後邊にてはれこと云、根かごなるべき歟、此ごときものをはめて耕す事なり、江戸近國の農夫の話を聞に、昔年は備中といへるものなくして、悉く鍬をもて耕をなせしに、近世は備中鍬を用る事をおぼへしより、勞をはぶく事すくなからじといへり、

〔令義解三賦役〕凡調、〇中略若輸雜物者、鐵十斤、鍬三口、

〔令義解四祿〕凡在京文武職事、及大宰壹岐對馬、皆依官位給祿、〇註略自八月至正月上日一百廿日以上者、給春夏祿、正從一位、〇中略鍫壹佰肆拾口、正從二位、〇中略鍫壹佰口、正三位、〇中略鍫捌拾口、從三位、〇中略鍫陸拾口、正四位、〇中略鍫參拾口、從四位、〇中略鍫參拾口、正五位、〇中略鍫貳拾口、從五位、〇中略鍫貳拾口、正六位、〇中略鍫拾伍口、從六位、〇中略鍫拾伍口、正七位、〇中略鍫拾伍口、從七位、〇中略鍫拾伍口、正八位、〇中略鍫拾伍口、〇中略從八位、〇中略鍫拾口、大初位、〇中略鍫拾口、少初位、〇中略鍫伍口、

凡食封者、〇中略東宮一年雜用料、〇中略鍬一千口、

〔令義解五軍防〕凡兵士、毎火、〇中略鍫一具、〇中略皆令自備、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮造奉時行事幷用物事〇中略

用物九種官庫之物請、造宮使調行、鐵十廷、鍬五口、鋤五口、〇下略

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀

卜定小忌院、訖宮主卜部率行事幷小忌官人以下鎭小忌院、其料〇中略鍬五口、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

先祭七日、鎭大嘗宮齋殿地、〇中略鎭畢、二國童女、各執著木綿賢木、捌神殿四角幷門處、訖執齋鍬、國別四柄、以布袋結以木綿、始堀殿四角柱壇、壇別八鍬、然後諸工一時起手、

〔延喜式一四時祭〕祈年祭神三千一百卅二座、〇中略

奠幣案上神三百四座、〇註略　社一百九十八所　座別、〇中略　鍫一口、〇中略

不奠幣案上祈年神四百卌三座〇註略　社三百七十五所〇中略　就中六十五座、各加鍬一口、靫一口、

卅座各鍬一口、

〔延喜式二十四主計〕伯耆國　調、〇中略　自餘輸絹綿鍬鐵、

美作國　調、〇中略　自餘輸絹鍬鐵、

備中國　調、〇中略　自餘輸絹鍬鐵鹽、

備後國　調、〇中略　自餘輸絹鍬鐵鹽、

〔延喜式三十九正親〕凡諸王給春夏時服者、二世王絹六疋、絲十二絇、調布十八端、鍬卅口、四世王以上並如令、

〔延喜式三十九内膳〕凡作園所須、〇中略　鍬七十四口、鍬柄卅枝、鋤柄卅四枝、並二年一請、舊鍬返上

〔播磨風土記讚容郡〕邑寶里〇中略　鍫柄川、神日子命之鍫柄令採此山、故其山之川號曰鍫柄川、

〔播磨風土記美嚢郡〕志深里〇中略　於奚〇仁賢　袁奚〇顯宗　天皇等、所以坐於此土者、汝父市邊天皇命、所殺於近江國摧綿野之時、率日下部連意美、而逃來隱於惟村石室、然後意美自知重罪、乘馬等切斷其筋逐放之、亦持〇特恐持誤　物椟等盡燒廢之、卽經死之、爾二人子等隱於彼此、迷於東西、仍志深村首伊等尾之家所役也、因伊等尾新室之宴、而二子等令燭、仍令擧詠辭、爾兄弟各相讓、乃弟立詠、其辭曰、多良知志、吉備鐵、狹鍫持、如田打、手拍子等、吾將爲儛、

〔續日本紀八元正〕養老五年正月甲戌、賜明經第一博士從五位上鍛冶造大隅、正六位上越智直廣〇麻呂二字恐衍　廣江、各絁二十疋、絲二十絇、布三十端、鍬二十口、

〔大安寺伽藍緣起流記資財帳〕合鍬陸佰陸拾漆口〇通物中略

右平城宮御宇天皇、以養老六年歲次壬戌十二月七日、納賜者、

〔續日本紀 九元正〕養老七年二月己酉、詔曰、○中略朕巡京城、遙望郊野、芳春仲月、草木滋榮、東候始啓、丁壯就隴畝之勉、時雨漸澍、蠶養有浴灌之悅、何不流寬仁以安黎元、布淳化而濟萬物乎、宜給戶頭百姓種子各二斛、布一常、鍬一口、令農蠶之家永無失業、宦學之徒專可忘私、

〔東大寺小櫃文書 下〕東大寺越前國桑原庄劵第一 田地雜物坂井郡 天平勝寶七年

合買雜物廿一物　價稻四百五十四束○中略

鍬廿柄　直六十束 柄別三束

〔日本後紀 五桓武〕延曆十五年十一月庚子、勅、納貢之本、任於土宜、物非所出、民以爲患、今備前國、本無鍬鐵、每至貢調、常買比國、自今以後、宜停貢鐵、非絹則糸、隨便令輸、

〔類聚三代格 一〕太政官符

定准犯科祓例事

一大祓料物廿八種○中略

鍬六口○中略

延曆廿年五月十四日

〔日本後紀 十三桓武〕延曆廿四年十二月壬寅、備後國神石、奴可、三上、惠蘇、甲努、世羅、三谿、三次等八郡調糸、相換鍬鐵、

〔日本紀略 四村上〕天德元年十一月卅日壬子、今夜竊盜穿大藏省長殿、盜取鍬鐵等、

〔東大寺小櫃文書 上〕東大寺返抄　美作國

撿納御封調庸雜物事

元永元年料百烟 代　代米伍佰參拾捌石壹斗玖升陸合○中略

調鍬二百廿五口半　代米廿二石五斗五升

〔吾妻鏡 九〕文治五年七月十九日丁丑、巳剋二品 頼朝○源 爲征伐奥州泰衡發向給、○中略御進發儀、先陣畠山次郎重忠也、先足夫八十人在御前、五十人別荷征箭三腰、以雨皮裹之、三十人令持鋤鍬、

〔朝倉始末記 七〕金津溝江之館一揆等攻ル事

如ㇾ案ノ同二月〇天正十年二十日、河北一揆蜂起シ、思々ノ出立、キラ〳〵敷ハ無ケレドモ、珍敷コソ見ヘニケレ、里方ノ一揆ハ、薬鑵小鍋ヲ冑トシ、田蓑ヲ鎧ト引張テ、疲タル馬ニ荷鞍ヲ置、田櫓ニ縄手綱、鍬柄ヲ切テ鎧トシテ乗ルモ有、或ハ簏箙ヲ冑ニ著、熊手鼠突ヲ振マハシ、馬杷ノ子ヲ竹柄ニ仕込、鑓ト名付ヲ持モ有リ、

〔宇野主水記〕天正十二申歳八月四日、河内國高屋ノ城、奥鳥帽子形ト云古城普請、筑州〇豐臣秀吉ヨリ被ㇾ仰付由ニ而、中孫平人數ニ而コサル丶ニツキ、今日爲ㇾ見舞益田少將被ㇾ遣之御書アリ、鍬五十丁御音信也、

〔信綱記〕一御私領之百姓名主等、有時信綱公御前へ罷出候時分、被ㇾ仰出候は、昔より申傳候蓬萊之島成鬼之持たる寶は、かくれ蓑、かくれ笠、打出の小槌、延命小袋と申事有ㇾ之候わけを、存知候哉と御尋被ㇾ成候へば、その詞は承傳候へども、其わけは不ㇾ存候由申上候、扨は秘事にて候へ共、御相傳可ㇾ被ㇾ成とて、縦ば雨降候など、諸人農業に不ㇾ出節、近隣の者にもかくれ蓑笠を著し田畠耕事也、打出之小槌とは鍬也、〇中略かせぐに貧乏をひつかずと申由被ㇾ仰聞候、いづれも謹而奉ㇾ感候也、

〔新撰六帖 二〕はるの田　　　左京權大夫行家

山本のあら田のくはゐ手をたゆみかへす〳〵もひろひやはせぬ

〔古事記 下仁德〕天皇聞ㇾ看大后自二山代一上幸而、〇中略遣二丸邇臣口子一而歌曰、〇中略都藝泥布、夜麻志呂賣能、許久波母知、宇知斯淤富泥、泥士漏能、斯漏多陀牟岐、麻迦受祁婆許曾、斯良受登母伊波米、〇中略天皇御二立其大后所ㇾ坐殿戶一歌曰、都藝泥布、夜麻斯呂賣能、許久波母知、宇知斯意富泥、佐和佐和爾、那賀伊幣勢許曾、宇知和多須、夜賀波延那須、岐伊理麻韋久禮、

〔古事記傳 三十六〕許久波母知は木钁持なり、師は木钁と云はあるべからねば、許は小なるべしと云れしかど然らず、記中小又子の假字には、必古

を用ひて、許を用ひたる例はなし、書紀の私記にも持木鍬也と注せり、倭名抄に、兼名苑云、鍫、和名久波、説文云、钁、大鋤也、和名同上とあり、鐵をすげずして、木のかぎりなる钁も今もあるものなり、契沖は、和名抄に、杴、漢語抄云、古須岐、鍬屬也とあるを引て、此なるべきかと云り、杴字は木に从へれば、古須岐は木鍬なるべし、然れば鍬にも木ばかりなるがあるなれば钁にも然るがあるべし、但し須伎と久波とは別なれば、此の許久波を杴かと云るはあたらず、

〔成形圖說農事十三〕按に、神名式尾張國諸鍬諸钁等の神社あり、今も美濃には鋁一を兩人して、一は押へ、一は引つゝ耕せり、是諸鍬てふものにて、古の遺法なるべし、周禮注、古者耜一金兩人併發之とも、論語、耦而耕などあれば、和漢ともいにしへのわざは一揆にや、

〔蝦夷志〕其寶器、形類燕尾、長尺有五寸、鐵質金鐶、兩岐懸鈴各一口、藏諸地室、祈禳則祭焉、

〔成形圖說農事十三〕蝦夷に鍬先てふ物あり、極て大きく、いにしへ諸耜の屬にて、先王夷人へ農を勸が爲に賜ふ所の鍬にやと云、一說に、此鍬先は夷人極て重き寶として、病る時に枕神に立て災を禳ふ物なり、慈姑の葉の開たるに象る、冑の鍬形もかゝるものにて、いにしへは靈寶ともせしものにこそ、

〔東遊記後編五〕鍬先

蝦夷島は、文物いまだひらけず、物事質朴のみにして、唐日本の大昔の如し、金銀米錢といふものもなく、綾羅錦繡といふものもなし、唯むかしより持傳へたる寶物あり、鍬先といふ、金鐵にて作りたる兜の鍬形のやうなるものなり、蝦夷地周廻八百里といふ島中に、纔に此鍬先を持傳へたる者三五家に不過といふ、此鍬先に甚神靈ありて、病氣或は災難などある時に是に祈請すれば、甚奇特ありてしるしを得る事なり、故に此鍬先を持傳へたる者は、島中の者より尊信して、自然に其所の頭のやうに成り居る事とぞ、此鍬先甚古き物にて、幾千百年のものともしれず、書物なき國にて、古き傳來しれざれば、何れの時のものにて、何の用になす物ともしれず、一說には、源義

钁

經蝦夷地に渡り威を振ひ、夷人甚尊敬しけるゆゑに、義經主從の兜の鍬形を今に傳へたる也ともいふ、然れども余〇橘南谿彼邊の人に聞しに、兜の鍬形よりは大にして、鐵にて作り、尤丈夫なる物といふ、さすれば兜に立べきものにあらず、余深く思ひ考ふるに、日本神代の頃の耕作の具なるべし、開きたる所を兩方の手に持ちて田畑を耕せしものなるべし、それより後世に至り、人心段段世智かしこく成り、耕作もせわしく成りしより、便利なる事を考へ出して、其かねを小くなし、それに木の柄を付て今の鍬となせしなるべし、今の鍬も木の柄を取り捨れば鍬形に成る也、耕作第一の具にして、人民飲食の根本となるものゆゑに、質朴の神代の事なれば、此物を上無き寶として貴けるを、蝦夷人の大むかし、其子細は何ゆゑといふことを知らずながら、日本人の寶とするにて、貴き物と心得て、纔に廿本三拾本許も彼地へ傳へたるを、今に至り寶物となし居るなるべし、蝦夷地は昔より田畑なく、耕作せざる國なれば、無用なる鍬の事ゆへに、唯何といふわけ無き寶物にて、反而今に傳り居なり、日本は耕作の事第一なるゆゑに、今の鍬の如き便利なる道具を考へ出して、後は不便利なる大昔の鍬先は、皆追々に打直して、今のスキ鍬となしたるゆへ、昔の鍬先日本には一本も殘り居らざるなり、

〔耕稼春秋七農具〕ていく、又はてたう共云、

ていくは、鍬の柄に付、竹藤を以組也、是は沼田を耕時、鍬の柄に付て水泥を除く物也、

〔百姓傳記五〕一鍬かさの事、竹のひごを以組、鍬平より三四寸高く柄に指て緒を付、其緒を以、鍬の柄に結付るは、ゞ五六寸にして長さ七八寸に及ぶべし、水田弁こできりほかすに、農夫の身に水どろかゝるゆへ、鍬笠にて水とまり、かゝらざるやうにするなり、何國にても同意なり、ていでいとも云也、

〔新撰字鏡金〕钁居縛反、斫也、畬也、久波、

〔倭名類聚抄 十五 農耕具〕鍫 ○中略 說文云、鑁、(補各反、楊氏漢語抄云、和名上同、○久波)大鋤也、

〔下學集 下 器財〕鑁(クワ)

〔和爾雅 五 農家具〕鑁(タウクハ)(鐯钁並同)(クハ)

〔段注說文解字 十四上 金〕鑁、大鉏也、(鉏之大者曰鑁)从金、矍聲、(居縛切)

〔農政全書 二十一 農器〕鑁

鑁劚田器也、爾雅謂之鐯、斫也、又云魯斫、說文云、欘主以誅除物根株也、蓋農家開闢地土、用以劚荒、凡田園山野之間、用之者又有闊狹大小之分、然總名曰鑁、

〔延喜式 三 臨時祭〕鎭新宮地祭 ○中略 鍬六口、鑁一口、鎌二丁、

〔延喜式 七 踐祚大嘗祭〕凡應供神御雜器者、(神語曰由加物)所司具注所須物數、預前申官、○中略

淡路國所造、○中略 作具钁斧小斧各二具、○中略

阿波國所獻、○中略 作具钁斧小斧各四具、

〔日本書紀 二十九 天武〕五年八月辛亥、詔曰、四方爲大解除、用物則國別國造輸祓柱馬一匹、布一常、以外郡司各刀一口、鹿皮一張、鑁一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束、　十年正月辛巳、勅境部連石積封六十戶、因以給施三十匹、綿百五十斤、布百五十端、鑁(スキ)一百口、

〔類聚三代格 八〕太政官符

應厚作調鑁事

右被大納言正三位神王宣偁、奉勅、今聞諸國調鑁、已惡亦薄、班給公私、曾不中用、良是國宰郡吏無心奉公、出納官人不存撿挍之所致也、宜加嚴制不得更然、仍令中邊共厚一得堅全、撿納之日、諸司相對、一々簡取、莫有行濫、曉喩之後、違於此制、科違勅罪、返却其物、

延曆十六年四月十六日

鎛

〔新撰字鏡 金〕鎛 補各反、田器也、鐘磬上橫木、豆彌、

〔倭名類聚抄 十五 農耕具〕鎛 國語注云、鎛、音博、漢語抄云、佐比都惠、鋤屬也、釋名云、鎛迫地去草也、

〔類聚名義抄 八 金〕鎛 音博 サヒツヱ 鉏屬

〔多識編 五 錢鏄〕錢 久左岐利須岐　鎛 久左岐利久波　耨 久左岐利久波　櫌鉏 久左岐利久波

〔和爾雅 五 農家具〕鎛 未詳、今按コクハ、鋤鉏皆鎛屬、

〔毛詩註疏 十九 周頌〕於皇來牟、將受厥明、明昭上帝、迄用康年、○略 註 命我衆人、庤乃錢鎛、奄觀銍艾、傳、庤具錢銚、鎛鎒、銍穫也、箋云、奄久觀多也、教我庶民具女田器、終久必多銍艾、勤之也、庤持耻反、錢子踐反、鎛音博、奄鄭音淹、王徐並如字、觀古玩反、又如字、注同、銍珍栗反、艾音刈、銚七遙反、何士堯反、沈音遙、世本云、垂作銚、鎒乃豆反、或作耨、呂氏春秋云、耨柄尺、此其度也、其耨六寸、以間稼也、高誘注云、耨芸田也、六寸所以入苗間也、字詁云、頭長六寸、柄長一尺、鎒古字也、今作耨同、

〔和漢三才圖會 三十五 農具〕鎛 音博 和名佐比都惠、今云鍬鋤、

鎛 鋤屬也、釋名云、迫地去草者、○中略

按、鎛小鋤形微似鍬、故名鍬鋤者是乎、

〔成形圖說 十三 農事〕鋤杖 漢語鈔、天武紀に小子部連鉏鉤てふ人あり、鉏をも佐比と訓れば、鋤も亦佐比と呼びしならんと云へり、○中略

狹田の草去具なり、書紀に韓鋤之劒とあり、古事記傳に、佐比は、物を截斷貌を云る言にて、須加比の切たる也、又曰、古須伎を延て、須加比と云るが、此佐比の本言の須加比と同き故に、通はし借れるにや、古事記解所佩之劒小刀著其頸其鍔者於今謂佐比持神とあれば、刀劍の小きものをも鋤といひし、さらば鋤杖は杖の端に鋤を著たるの名にて、其本は竹藪等を薙きるの山拂なるべし、

〔農具便利論 上〕鍬鍬 すぢきりの類

此鍬鍬 鎛又サン に、大小三通ほどあり、第一麥を蒔、菜類等萬のものを蒔とき筋を切に用ゆ、九州關東その外の國々にても、鍬の角をもて筋を切、蒔下すことなるを、此筋切は手がるくして、女の

業に筋を切に力いらず、男貳人にて切べきを、女一人の業にて易かるべし、その外蒔ものにしたがひ大小を用ゆべし、〇中略廣き斫鍬を用ゆるは、田をすきかへし、日に乾かしたる塊を碎くには、此具をもてきざみ、又はみねをもて打くだくに、鍬をもてなすよりは、はるかはかどりて勞すくなし、

鏟

〔多識編 五 鍑鏄〕鏟 久左介都利

〔和漢三才圖會 三十五 農具〕鏟（さんのくわ） 音産 鏟同

鏟、三才圖會云、其柄長二尺、刃廣二寸、以剗地除草、此古之鏟也、今則其柄長數尺、首廣四寸許、兩手持之、但用前進攛之剗去壠草、就覆其根、溝田者皆用之、

按、鏟亦鑄（ナヲノクハ）之屬矣、然鏟字正木之器、卽鐵也、三才圖會以爲鋤鍬之類者、未審、

〔成形圖說 十三 農事〕草削 多識編

韓鍬（カラクハ） 和訓 根切（子キリ）鋤 江戸 鏟 字彙作鏟〇中略 錢 農政全書、錢其制似鍬非鍬、殆與鏟同、纂文曰、養苗之道、鋤不如耨、耨不如鏟、鏟柄長二尺、刃廣二寸、以剗地除草、此鏟之體用、卽與錢同、 剗鍬 全浙兵制

〔日本風土記 四 農具〕剗鍬 骨索多利（クサトリ）

萬能

〔農具便利論 上〕油揚萬能　大和河内邊のとうふの油あげは、其形三角也、夫に似たるゆへか、萬のうといえるは、草をけづるに萬自由なるをもて、いひならはせしものなるべし、

此草削は、土地砂地ともに用ゆ、畑は勿論、平原の地或は道路庭などの草をけづるには、一日かゝりてとり盡し難き草も、一時かゝればきり盡すなり、草の頭生せんとする時毎に削れば、根ながらぬきたるに同じ、都て平地の草をけづるには重寶なり、農家は元より廣き屋鋪を持たらん人、此具なくては叶はざる者なり、此具に大小あり、畑の筋廣き中をかくには大を用ひ、狹きは小を用ゆ、

筋切

杏葉萬能草けづりすべて草けづりを萬のうとよべり

此草削は眞土に專ら用ゆ、綿作の筋の橫面に草の生ずるを切具なり、又は畦底のたをめなるは、此杏葉萬能を用ひざればあし、同じ草けづりなれども、油揚萬能にては角ありて、たをめなるはけづり難し、其故は鋤をもて角立て、箱の底のごとくなしたる畦底は、油揚萬能、角萬能にあらざればけづりがたし、此具は都て仕事のはか行ことは、譬ば男二人にてとり盡しがたき程の草も、女一人の業にて奇麗にとれるなり、畿內にては、綿作の中に少しも草のはへざる先に、此萬能をもて削てとるゆへに、綿作の中に草を見ざる所あり、是全くこの萬能の便利なる具あればなり、

草削　名、むかふづき、

此草削は、大坂邊の廣馬場の草をけづるに專ら用る具なり、たとへ手ごろの石ある間に生得たる草たりとも、此具をもて土にすり付、向ふへおせば、石ともに起て、草は根より切る也、其後きれたる草は、竹ばうきにて掃とるにいとやすし、

紀州の草削

此草けづりは、紀州邊にて用ゆ、また重寶なり、

角萬能

此草削の角萬能の用ひかたは、油揚萬能にては、兩角つかへてつかひがたく、杏葉萬能にては船底にてつかひがたき所あり、其上地畦のもやうにて便利あり、其外土を寄るなどの用にもつかふなり、或綿の中抔削には、植ものをそこなへる事なし、

〔農具便利論中〕筋きり　蒔ものゝ畦をなすに、筋を付る具、

此筋切略○圖の用は、畦を造るに、柄にある所の尺を以て、此間を何間とさし積り、幾畦に切べしと

割合、印を向ふと手前に付おき、水縄をはり、其縄の際を、此すぢ切にて引通し〳〵して、扨其筋を眞中にして、くわをもて兩方へ土をほりあげ、畦をつくり、ほりあげたる高きところの土は、その土性にしたがひ、右にしるすごとくさらへをもてかきならせば、むざうさに地ごしらへ出來て、至て便利なる具なり、

枇杷葉

〔農具便利論中〕枇杷の葉

此枇杷の葉〇圖略は、筋切にも用ひらるゝなり、鋘鍬筋切と同じ用をなせども、蒔ものによりて此方便利なる事あり、麥綿菜種子等の根に肥しをいるゝ小溝を切に、鋘鍬同樣の用をなすなり、土性のおもきには此具を用ゆべし、勞する事いとすくなし、

鐙鍬

〔和漢三才圖會三十五農具〕鐙鋤阿布美久波、今云唐鋤、

鐙鋤乃钁之屬、可以剗堅地、其刃尖者名鶴觜、

〔成形圖說十三農事〕鐙鍬形に象るなり　鐙鋤三才圖會、剗草具也、柄長四尺、按、漢の鐙は壺のごとし、

〔農政全書二十二農器〕鐙鋤、剗草具也、形如馬鐙、其踏鐵兩旁、作刃其利、上有圓銎、以受直柄、用之剗草、故名鐙鋤、柄長四尺、比常鉏無兩刃角、不致動傷苗稼根莖、或遇少旱、或熇苗之後、壠土稍乾、荒薉復生、非耘耙耘爪所能去者、故用此剗除、特爲健利、此創物者、隨地所宜、偶假其形而取便於用也、嘗見江東農家用之、

〔報德記二〕先生青木邑の貧民を教諭す

青木村廢衰極り、再復の方法を先生に請ふ、先生之を辭すること三年、而して其懇願止まず、其艱難殆ど亡村に及ばんとするを悲み、已を得ずして再興の方法を下す、一時貧民老幼を携へ、他鄉に走らんとする者あり、先生之を察し問ふて曰、汝將に此地を去らんとするの意あり、夫れ人情故鄉を思念せざるものなし、暫時他鄉に至るも、速かに家に歸らんことを思ひ、晝夜安んせず、遠

路旅行の勞を厭はず歸村し、始めて安眠するを得るにあらずや、且つ當邑の如きは幸福自在の地なり、然るを祖先以來の家株を棄て、故郷を去らんとするものは何ぞや、應て曰、貧苦既に迫り、負債償ふ能はず、且其督責に堪へず、眞に已むを得ざればなり、何ぞ家產を失ひ、故郷を去るを好んや、先生曰、實に汝の心情愍むべし、我今汝に唐鍬を與へん、此鍬を以て貧苦を除き、負債を償ひ、富優を得よ、何ぞ此地を去るに及ばんや、且當邑には家屋あり、田圃あり、然して尙一家を保つことを得ず、他鄉に至らば家屋なく田圃あるなし、何を以て一日も生活の道あらん、徒に道路に飢餓して、其斃るゝを俟たん耳と、貧民曰、僅に一挺の鍬を以て富を得、借財を返すことを得ば、何を以て是の如きの絶窮に至らんやと、先生諭して曰、汝富を得るの道を知らざるが故に窮せり、夫れ天地の運動頃刻の間斷あるなし、是故に萬物生々息まず、人之に法り、間斷なく勉勵する天の運動の如くならば、困窮を求むと雖も得べからず、汝種々の艱苦ありと雖も、畢竟農力足らず、怠惰に流れ、終に窮乏に及べり、今我が敎る所に從ひ、一の唐鍬を以て從來の廢地を開墾し、老幼に至りては開田の草根を振ふべし、是の如くして此鍬の破るゝ迄に力を盡さば、必ず多數の開田を得可し、彌黽勉此開田を耕耘せば、數年ならずして富むに至らん、何ぞや今汝所有の田圃を鬻ぎ、代價を以て宿債殘らず返却せば、負債頓に消す、而して開田を耕す時は、十年乃至十五年も無稅なり、是を以て產粟皆汝の有となる、夫れ生地の出穀其半は租となり、高掛りとなる、有稅の田を以て負債を償ひ、無稅の田を耕す時は、求めずと雖も、必ず富を得ること疑ふ可からず、是唐鍬一つを以て富優を得る所以なり、是の如き安心自在の村里に生れ、之を棄て他鄉に走り、安地を出て危地に入る、何ぞ愚の甚しきや、貧民良久しくして大に感悟し、悅て曰、高敎に從て勉勵せんと、先生直に唐鍬を附與せり、是に於て生田を以て負債を償ひ、擧家開墾に盡力し、年々多分の產粟を有し、累年の貧苦を免れ富饒を得たり、村民亦之を感じ互に勉强し、之が爲に開墾頗る速か

なり、先生の教諭を下し、懶惰を改め勉業と化し、貧人をして富を得せしむる者、往々此の如しと云、

〔新撰類聚往來 上〕番匠之具 同鍛冶具 鶴觜（ツルノハシ）

〔書言字考節用集 七器財〕鶴觜（ツルノハシ）

〔倭訓栞 中編十五都〕つるのはし 鶴觜也、鑵の類にいふも、其形の似たる也、

〔成形圖說 十三農事〕鶴乃觜 岡本錄 鵄觜鋤 飲硯譜 蕃名ピールハアムル

是石匠の具といへども、田器亦此ものを闕べからず、

〔百姓傳記 五〕一鶴のはし、つねに農具に用るものにはあらず、されども土民の家にもたずして不叶道具なり、かた土石地をほるに德あり、おのまさかりのごとく、長さ八九寸壹尺餘までにうつ物なり、四方よりゆかねを付うたざれば、かた地にうちこみ、石に當り刃先めりて用にたゝず、四角にうち、刃先を鶴のはしのごとくにして、四方にゆかねをつける故に、農かじ下手にてはうちゑず、石畑かた土の田地を持たる土民、鶴のはしなくては不叶、また井堀堤普請に定りて入ものなり、樫の木を以柄を入可用、山をくづし、石をはり出すに其德備れり、

〔耕稼春秋 七農具〕鶴觜 右邊共云 代銀壹匁五分より二匁、石地を堀物也、

〔柴田退治記〕峯城龜山多勢楯籠、丈夫相拵之地也、〇中略秀吉自身寄馬見敵之働、以短兵引拂亂杭逆茂木、〇中略或以鋤鍬玄翁鶴觜突崩磊築地、

〔勸農固本錄 下〕撿地仕樣之事

撿地に用道具〇中略 鶴觜

〔農具便利論 上〕鷺の觜 他物の根に水こへするに、小みぞをひく具、

鷺（さぎ）の觜（はし）鋤〇圖略は、砂地に專ら用ゆ、綿作の中に水をそゝぐ時、地にしむやうに此鷺のはしをもて

作物の根際へ筋を引て、夫へ水肥をつぎいれ、または水をながせば、地に水しみ込、水氣をたもつものなり、

木起

〔農具便利論上〕木起(きおこし) 耕作にも用、大小あり、

種子ものを蒔下すに、筋を細かに切んと思ふには、此具(圖略)をもて切べし、午房胡蘿蔔ねぶかなど掘おこすにもちひてよし、

鋤簾

〔成形圖說農事十三〕鋤簾(じよれん) 溝渠の淤泥を渡へ扱(スク)ひ取るものなり

〔農具便利論中〕鋤簾

鋤簾は、國所にて少しづゝ變れるもの也、しかのみならず、更に見及びたる事もなき所もあり、依て爰に其大體をしるす、先大坂堺邊にて、砂がちの土を堀には、第一に圖する所の鋤簾を用ゆ、尤刃先きによき刃金をつかひ、價にかゝはらず、手がるく丈夫なる利方を專らに工夫し用ゆ、此鋤簾の能切るゝは、大體鍬の代りに用ゆ、土性によりては鍬より仕業一倍す、惣て土砂をすくいて脇へなげ上るに、手輕(かる)くして、拔群はかどるもの也、

馬杷

〔倭名類聚抄十五農耕具〕馬杷 唐韻云、杷(白賀反、一音琶、辨色立成云、馬杷、宇麻久波、一云馬齒、)作田具也、鍽錗(漏奏二音、漢語抄和名上同、)鐵齒杷名也、

〔箋注倭名類聚抄五農耕具〕下總本棱作梌、奏作奈、廣本棱作榛、奏作秦、按、齊民要術云、耕荒畢、以鐵齒鍽錗再偏把之、鍽錗蓋疊韻字、作棱作梌作榛皆誤、

〔類聚名義抄八金〕鍽棱(漏奏二音、ウマクハ、)

〔伊呂波字類抄无雜物〕馬把(ムマクハ、田器、)作田具也、 馬齒 鍽棱(同已上) 〔同雜字物〕馬把(ウマグハ、見牛部、) 馬齒

〔新猿樂記〕三君夫、出羽權介田中豐益、(中略)兼想水旱之年、調鋤鍬、暗度腴迫之地、繕馬把犁(マグハカラスキ)、

〔東雅九器用〕鐅クハ 倭名鈔に、辨色立成を引て、馬杷はウマグハ、一つに馬齒といふ、漢語抄に、鍽棱

讀事上に同じ、鎘楱は唐韻に鐵齒杷名也といふと注せり、馬に繋けて田を治る具なれば、ウマグハとはいふ也、

〔和漢三才圖會農具三十五〕耖杷(さくは)　馬齒杷　馬杷　和名宇麻久波

耖杷、字彙云、重耕田者、三才圖會云、疏通田泥器也、高可三尺、廣四尺、上有橫柄、下有齒、以兩手按之、前用畜力輓行、

按、其齒大疎、故名馬齒、凡作田先用犂墾之、重使耖杷平均之、

〔倭訓栞中編二十四〕まぐは　和名抄に馬杷をうまぐはと訓せり、馬牛に繋て田を治るをもて名とせり、杷又耙に作るとばかりもいふ、磨耙はならしぐはなり、

〔成形圖說農事十三〕馬鍬(ウマグハ)〇延喜式中略

此もの馬に繋て田を作る具なれば、宇麻久波とはいふなり、馬齒は形に象る、或云、即馬鍬の略なり、今猶麻久波、麻牟具波など呼がごとし、凡三番打起しの時、田中に莚(カシキ)を踏入つゝ、水を漑かけて、馬に此を輓て、田土の塊を碎破り、泥滓を一面に熟均(コナス)なり、

〔農政全書農器二十一〕耙作爬、今作𦓤、宋魏間、呼爲渠挐、又謂渠疏、陸龜蒙曰、凡耕而後有耙、今日只知犂深爲功、不知耙細爲全功、蓋耙徧數惟多爲熟、熟則上有油土四指、可沒雞卵爲得、耙程長可五尺、闊約四寸、兩程相離五寸許、其程上相間、各鑿方竅、以納木齒、齒長六寸許、其程兩端木栝、長可尺三、前梢微昂、穿兩木搊、以繫牛輓鉤索、此方耙也、又人字耙、鑄鐵爲齒、齊民要術謂之鐵齒鎘𨪐、凡耙田者、人立其上、入土則深、又當于地頭不時跂足、閃去所擁草木根茇、水陸俱必用之、

耖、疏通田泥器也、高可三尺許、廣可四尺、上有橫柄、下有列、以兩手按之、前用畜力輓行、一耖用一人牛、有作連耖、二人二牛、特用於大田、見功又速、耕耙而後用此、泥壤始熟矣、

〔百姓傳記五〕一まんぐはの事、年中に一度ツヽ用る具にてあれども、大切なる道具なり、刃がねを

以よくきたはざれば、土にとをりかね、草の根きれずまがる也、子の長さ八寸九寸にして、土あたりの方をせまく、見込の方をはゞひろに、少しさきをくれに角を立てうたすべし、荒しろまんぐはゝ、子を八本用てよし、土こわくねばき國里にては、子を六本にもすべし、子數を多くしては土こなれず、中しろ植しろの萬ぐは、段々に子を多くさして、手まはしよくはかどるものなり、臺木は樫の木を以、二寸二三分の内外なる角にして、長さ二尺餘にすべし、引繩付、押手も、みな樫の木を以つくるべし、萬ぐはの子、角つぶれふるくなりては、くれ土きれず、草の根かき切事すくなし、臺木かさ高ければ、どろのり農夫のうでよわる、またかろければ土に入事すくなし、眞性地の土こわなる田は、萬ぐは段々にして、四五へんまでもしろをかきて徳實を得る、萬ぐはの子十本十貳本までに及ぶべし、萬ぐはあしくしろをあしくかきて、田うへにのぞみはかどることなく、稻の手なをりあしく、村出來なり、大方子は八本に定るなり、

〔耕稼春秋農具七〕馬耙之事

馬杷之數八本也、鐵之重サ五百目、又ハ五百三拾目ニ作リ、代銀六匁、重目は七匁也、軸鳥居代銀二匁ヨリ二匁五分也、軸上ハ杉或槇也、鳥居ハ何木ニテモ用也、

〔農術鑑正記凡例〕杷　今利方の仕出し馬鍬也、畠物立毛の間々を牛馬にて引、草をからし、土をやはらぐる道具なり、植物の廣きは子五つ、せまきは二つにも自由にする也、

〔農具便利論中〕左のかた文中圖どりあるは、車馬鍬(くるまむまくは)の塊(つち)わりにて、播州明石姫路邊の間にもつはら用ゆ、先田をすきかへし、乾しおきたる塊を荒わりするに、牛馬に挽せて三返も挽ば、大概荒われするなり、播州の地は土性つよき眞土にて、塊われかぬるゆへ、此具を其土地に考へ合て造り用ゆるものと覺ゆれば、土性強き所は、此具を用ゐたらば便利なるべき歟、播州より備中邊迄は、七性いたつて強き土地がらゆへ、塊を碎には一入農家の骨折強し、〇中略

次に記す藥研馬鍬は、車馬杷とちがひ、土性强く濕氣ある地に用ひ功あり、つかひたかは車馬杷と同樣也、

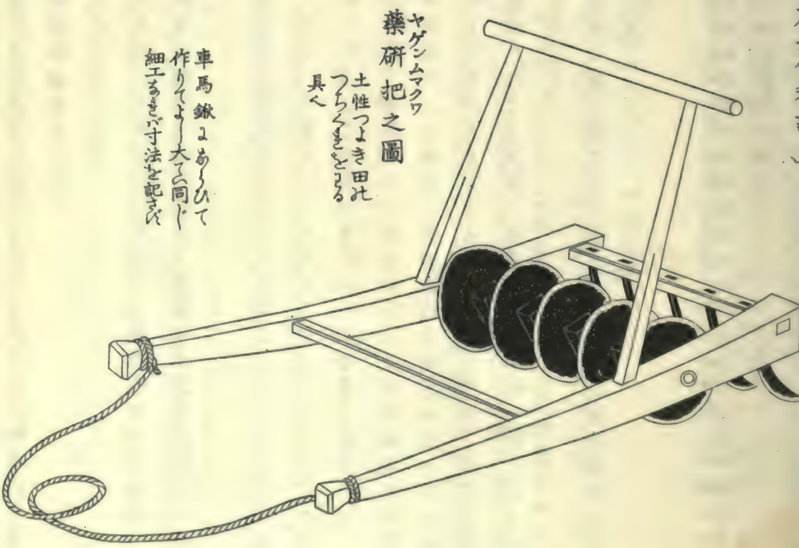
〔農具便利論中〕谷馬鍬 溝の塊わる具

此谷耖も車耖と同じく、土性强きは、畦底までもかやうの具をもて碎ざれば、荒われ出來兼るゆへ、前に云如く土性にあはせ用る也、

〔本朝月令四月〕同日〇上申松尾祭事

口傳云、松尾社禰宜秦眞足、祝秦興主、依犯用大鼓輪鐵解却見任、興主之男、一人大膳職掌、一人沙彌、住神宮寺也、眞足無子、初深草天皇明〇仁之御時、伐葛野郡家前槻木、作相撲司之大鼓、明神忿怒託宣云、此樹者、我時々來遊之木也、而伐取不可然云々、其伐木囚人多死去也、行事官人墜馬傷身、時人云、嘉祥元年洪水、爲流彼財、所出交也、神

〔農具便利論中〕



明之祟猶不休止、奉爲公家數々有現、遂牽彼鼓進神社、其鼓經年破損、眞足與主竊取彼輪鐵、作雜釘馬鐙等、宛賣買料、于時神明示祟、公家仍勘發、解却禰宜祝之職、

杷

〔和漢三才圖會三十五農具〕杷音罷 渠疏 渠拏 和名古麻佐良閉

〔農政全書二十二農器〕杷、鑁鍬器也、方言云、宋魏間謂之渠拏、或謂之渠疏、直柄横首、柄長四尺、首闊一尺五寸、列鑿方竅、以齒爲節、夫畦畛之間、鑁劚塊壤、疏去瓦礫、場圃之上、摟聚麥禾、擁積稭穗、此益農之功也、

〔百姓傳記五〕一こまざらいの事、横手の木を八九寸壹尺計に、かたぎを以こしらへ、子を六本も八本も、樫の木を以さし、柄の長さ四尺五尺に及ぶべし、横手にはあなをあけるものなれば、われ安し、また土をもたゝきこなすによりて、丈夫にしてよし、土民の家にありて徳多き道具なり、一こまざらひを用るに、深田の土をかきならして、稲を植るに手まわしよし、石田石畠をかきならし、石をとりてすつるによし、また砂畠を耕作するに徳多し、麥蒔畠のくれ土をたゝきこなしならすに、はかどる物なり、ごみあくたをかきひろげかきよするに自由よし、男女ともにつかひて、内外の徳あり、當世國々里々にて遣ふ事多けれども、賣買に諸職人拵て市町へ出したるをみず、人々細工にしても、よほど手間かゝるものなり、

碌碡

〔成形圖說十三農事〕碌碡(タナラシ) 此物前後の兩板に人跨り、横に乘て牛に輓す、中の軸轉に隨ひ、羽板にて田土を平摩也、故に此に田ならしといへり、○圖略

塈加伎

〔成形圖說十三農事〕塈加伎定家假字遣

塈佐良衣 輓杷(ヒキサラヘ) 杷音琶、亦作爬杷、篇海犂屬、(中略)陸龜蒙云、凡耕而後有杷、今日只知犁深爲功、不知杷細爲全功、蓋杷偏數惟多爲熟、熟則上有油土、四指可沒鷄卵爲得、

鐵齒鍋鏉齊民要術 人字杷 方杷 鍬器以上農政全書、宋魏之間、呼爲渠拏、又謂渠疏、

此もの延喜內膳式等に、陸田を耕すに杷犂といふこと毎(ウチ)なり、用て馬耕に代ふべし、水田のごと

鎃

き杪杷いまだ徧からず、或は馬牛入がたき片傍田の畝町狹處など、一人輓き、一人之を按、田土を疏通るなり、又陸田にて一人郤行して、杷にて杷蘯すものあり、(漢の人字杷は、人其上に載て來するとあり、)按に遲かきといひ、曳さらへといふもの、其田土を杷蘯す等の用は全く同じく、其實は木柄と索緒との差別にて、其名を異にせるのみ、

〔倭名類聚抄 十五 農耕具〕鎃　麻果切韻云、鎃(普麥反、又普狄反、漢語抄云、加奈加岐、一云久之路、)鉤鎃也、

〔箋注倭名類聚抄 五 農耕具〕按、加奈加岐、今熊手是類也、久之路訓釽字、備中國鄕名可證、凡從川字、隷或作爪、皇國古鈔諸書、又增一畫或作爪、馴作馴、訓作訓之類是也、故釽亦或作鈲、萬葉集第九卷、玉爪即用是體、源君誤認之爲爪字、遂訓鎃爲久之路誤也、久之路是服玩、在臂上者、故用釽字、萬葉集振田向宿禰退筑紫國時歌云、吾妹兒者、久志呂爾有奈武、左手乃、吾奧手爾、纏而去麻師乎、亦可以見其非農耕具也、

〔類聚名義抄 八 金〕鎃(普麥、又普狄反、カナカキ、一云クシロ、)

〔伊呂波字類抄 久 雜物〕鎃(クシロ、クロシ、農器、)

〔東雅 九 器用〕鎃カナガキ 中略○ 鐵をもて打造る事、爪のごとくなれば、カナガキといふなり、クシロとはクジリといふ語の轉せしに似たり、我國之俗に、物を挑出するをクジルといふ也、卽今俗にクマデといふもの丶類也、(クマデは、俗に熊手の字を用ゆ、鐵搭之屬なるなり、)また倭名鈔に、方言の四齒杷を謂て欋といふを引て、欋讀てサラヒといふ、卽今俗に木杷をサラヒといひ、竹杷を木間サラヒとも、木葉カキなどいふ、俗に爬の字をいひてサラヒといふ也、

〔倭訓栞 前編 八 久〕くしろ　倭名鈔農耕具に鎃をよめり、字書に、折木爲器又裂也と見えたり、よてさくくしろとも見えたり、櫛代の義なるべしといへり、

〔成形圖說 十三 農事〕金鉤(カナカキ)

熊手

櫛代(クシロ)以上漢語鈔〇中略　䥥音拍、和名鈔引二切韻一、鉤䥥也、　鐵搭　鐵杷以上三才圖會、農政全書、南方農家、或乏二牛犂一、舉レ此以代二耕墾一、取二其疏利一、仍就二鍋鑄一、塊墣、又折レ木爲レ器ともいへり、〇中略

金鉤(カキ)は鐵にて造れるが爪の如くなれば、かなかきといふ、櫛代は其歯の櫛に似たるより名けしなるべし、又鍬代(クハシロ)也ともいへり、

〔農具便利論上〕廣島　眞土砂地ともに地ならしに用ひ、ひろしまといへるは、あきの國ひろしまにて專ら用ふる形をうつせしものとみへて、〇中略圖　土人此名をよべり、

此鐵(かなざらへ)は畑の畦をこしらへ、其面をかきならすには砂地土地ともに用ゆ、又麥栞種子の切株などをかき起すに手ばやく、或は土の少し堅まりたるか、あるは碁石のごとく石のまじりし地などをかきあざるに、摠鐵にて製したる具なれば、土のさばけよく便利なり、〇中略

金ざらへ　地ならしの類、臺を樫にて製し、歯ばかり鐵にして、四かくにこしらへ、角を上になしてうゑたる也、

此金欏(かなざらへ)は、右廣島と同じく、麥栞種子の伐株を起し、堅き土を深く起し、堅まりをよく砕きならすに用ひて、人力をたすけはかどる事莫大なり、其外遣ひ方さま〴〵あり、

地ならし　臺は樫にて製し、鐵の歯のひらめなるをうゑたる也、

此地平(ちならし)は、金ざらへとは少し違ひて、砂地又は和らか成地は勿論、打和らげたる地の上土をかきならすには、至て手がるくしてはやし、余〇大藏永常一年東武へ持行、農夫へつかはせ見るに、手ばやく勞うすきを覺へ、其のち東國流に、鍬の端をもてならすことは、手だるくて出來ざるといへり、何國にも此具を用たきもの也、

〔運歩色葉集久〕熊手

〔多識編五耒耜〕鐵搭豆地加岐、今案熊手、

〔和漢三才圖會 三十五 農具〕鐵搭（くまで） 俗云熊手

鐵搭　三才圖會云、四齒或六齒、其齒銳而微鉤、似ㇾ杷非ㇾ杷、斸ㇾ土如ㇾ搭、就帶ㇾ圓銎、以受ㇾ直柄、長四尺、兼有ㇾ杷鑁效、

〔成形圖說 農事 十三〕熊手（クマデ）亦言手鉤（テカギ）　熊（クマ）　土爬（ツチカキ）　鋒鉤 細集　長鉤　鉤竿 以上通鑑、竿或作ㇾ干、　撓鉤 海防纂要

溝渠の葷芥をかけとり、水の流を疏通すの器なり、

〔百姓傳記 五〕一くまでの事、性能竹を人さしゆびほどにふとくけづり、長さ壹尺三四寸程にして、さきをまげ、間二寸程に、六本も八本もならべてあみ、柄を竹にてつけ、田畑にひろげるごみあくたをかきならしかきよせする、おもきは作毛損じあしきなり、手なしにしても用るものなり、薪の料に、木かやの落葉をかきあつむるに、專一に用るものなり、また土民家內庭場に、ごみあくた日々にちるゆへ、毎日つかふものなり、鐵熊手こまざらいは、おもくして庭の土おきあしきなり、竹のくまでを以かき、其跡をはゝきにてはき、をちこぼれのつぶをとるに德あり、

一鐵熊手の事、二つ熊手も三つくまでをも用ゆべし、柄のながきとみぢかきとありてよし、田畠作毛にごみあくたのつよくをしかゝるをかきのけ、また井の水を田に引とき、水みちにとゞまるものをかけのけさらへ、溜池井みぞの水草をかき切るに德あり、

〔耕稼春秋 七 農具〕熊手　こゑを上るに用る、代銀九分より壹匁貳三分迄也、

〔農具便利論 上〕熊手　ごもくかき、二また、三またあり、

此鋒鉤（くまで）は、ごもくをかき起すに專ら用ひ、又は茄子蔓ものゝるいの根をかきあざり、土を和らげ、肥しを入れ、水を引に重寶なり、其外つかひ方あまたあることは、農家よくしる所也、農家にあらすとも調置ば、小用をなすもの也、

〔平治物語 二〕待賢門軍附信賴落事

早駈ノ名馬ニ、兩鐙ヲ合セテ被懸ケルニ、少シモ不劣追付テ、甲ノ手返ニ、熊手ヲ打カケン〳〵ト、續テ走ケレバ、〇下略

〔源平盛衰記 四十三〕二位禪尼入海幷平家亡虜人々附京都注進事

女院〇建禮門院平德子ハ後レ奉ラジト、御燒石ト御硯ノ箱トヲ左右ノ御袂ニ宿シ入、御身ヲ重クシテ續キテ海ニ入セ給ケルヲ、渡邊源次兵衞尉番ガ子ニ、源五馬允眤ト云者、急飛入テ奉潜上ケルヲ、眤ガ郎等熊手ヲ下テ、御髮ヲカラ巻テ御舟へ引入奉ル、

竹杷

〔和漢三才圖會 三十五 農具〕竹杷 古乃波加 〇中略

竹杷 同〇三才圖會 云、場圃樵野間用之、

〔舜水朱氏談綺 下 器用〕竹把 俗ニ云コマザラヒ、竹爬同、

〔成形圖說 十三 農事〕木間佐良衣 俗に駒掫など書けり 木乃葉爬 松葉爬 〇中略

楸笊 玉堂雜字、破竹爲齒、以取松楸、 竹杷 三才圖會

穀杷

〔多識編 五 杷杙〕穀杷 毛三左阝伊

〔和漢三才圖會 三十五 農具〕穀杷 透齒杷、 俗云古豆波

〔農政全書 二十二 農器〕穀杷、或謂透齒杷、用攤曬穀、

耘杷

〔成形圖說 十三 農事〕草杷 草取ともいふ、其形大小一つならず、

草取 以上和訓栞 耘杷 農政全書、以木爲柄、以鐵爲齒、用耘稻禾、又云、耘盪形如木屐而實、長尺餘、闊三寸、底列短釘二十餘枚、簨其上以貫竹柄、耘田之際、農人執之推盪禾壟間草泥、使之混溺、則既勝于杷鋤、又代手足、水田有手耘足耘、

鴈爪

〔農具便利論 中〕鴈爪 田の草とり三本足、五本足、四本足あり、又大小あり、

此鴈爪は、田の一ばん草、二ばん草をとるに專ら用ゆる也、稻株のあいだ〳〵に打こみ、前へかへせば、草は下になる也、又稻の根を切ゆへ、延宜しといえり、夫よりして根際をまた懇にとるなり、

櫂　杁

至てはかどるのみならず、勞をはぶき、其草くさりて肥しともなり、田の爲によしといえり、畿内西國は昔しより用ひざる國なし、

〔新撰字鏡　木〕扠初夏反、平、左夏比、

〔倭名類聚抄　十五農耕具〕櫂　楊雄方言云、齊魯謂四齒杷爲櫂、音衢、漢語抄云、佐夏比、

〔和漢三才圖會　三十五農具〕櫂音渠　和名佐良比〇中略

按、凡木屑土塊、重實者用櫂、落葉穀禾、輕虛者用竹杷、

〔倭訓栞　前編十佐〕さらひ　和名鈔に櫂をよめり、さらへるを體にいふなり、品字箋に𣏾とも見えたり、倭績の、さらひする室の八島とよめるも是也、よて顯昭もさらひは掃除也といへり、木杷ともいへり、新撰字鏡に扠をよめり、

〔成形圖說　十三農事〕佐良比ナラムル櫂新撰字鏡、俗言佐夏衣、凡物を復し濟くし、爬カキ、がごとき、皆さらへるの語多し、〇中略

凡陸田の草刈引、一所に爬カキ聚ツメ、或は肥壅の合アハセツチ壤かき寄に、此ものをつかふ、

〔農具便利論　上〕木ざらへ　地ならしの類、臺齒とも樫をもて製す、木杷とも云べし、此木櫂〇圖略は、和らかなる土、又は砂地、或は日やけして土の乾きたる地など、淺くかきあざるに用ゆ、又麥を蒔て土を覆に、此木ざらへにて土をかきさせるに用ゆ、

〔倭名類聚抄　十五農耕具〕杁音八　郭璞方言注云、江東杷之無齒者爲杁、音拜、漢語抄云、江布利、

〔類聚名義抄　三木〕杁音拜、エフリ、

〔伊呂波字類抄　江雜物〕杁エフリ、無齒杷也、　㰏同

〔多識編　五杷杁〕杁波奈之伊乃加籏　平板比夏伊多　田盪多奈夏之、均泥田器也、

〔東雅　九器用〕𣏾カナカキ　倭名鈔に、〇中略杁は漢語抄にエフリといふと注せり、エフリといふ義不詳、

〔和漢三才圖會 三十五 農具〕杁(えぶり) 音八　楜　和名江布利

三才圖會云、杁所下以平二土壤一聚中穀實上也、無レ齒杷也、

〔成形圖說 十三 農事〕衣布利 漢語鈔

古與世 杷寄(カキヨスル)の約なる歟　田奈(タ)良志 多識編

杁 音八、或作二耍楜一、○中略　田盪 農書、凡水田渥漉精熟、然後踏レ糞入レ泥、盪二平田面一、乃可レ撒レ種、此亦田盪之用也、是亦碌碡と同功なり、○中略

按に、柄簀(エブリ)なる歟、西州簀を夫利といふ、この物或は糞の具にて、塵を掻入ること簀のごとくにし、柄をつけたれば此名あり、又溼田などの杪(ウワクハ)も鉏(スキ)も立がたくよまれぬ所を、是にて杷(カキ)ませ、泥を盪し、耕にかふるべし、凡は田の面を盪平に用ゐ、又其長柄のものは、土を杷聚(カキヨス)るにつかへり、

〔松屋筆記 百五〕なふりは杁の類

正月御事始記 四丁ウ 御作事始の條に、御庭の者五六人相出候て、なふりをもち候て、それにてすなをひろげ候云々、これマタブリの類也、相撲人エブリといへり、

〔農具便利論 中〕培(つちかひ)　土をよする具、杁なるべし、

樫か松板にて製してよし、柄の竹向ふへ出ざるやう、柄のすげ際は少し板を厚くして、板の横より釘にて留べし、

諸國にて作物の根際に培(つちかふ)をみるに、多く鍬を以て横さまに土をよする事也、此杁の土かひにて寄れば、勞をはぶき、鍬よりもきれいにして、自由によせらるゝのみならず、十歳の女子にも出來易かるべし、畿內にては、麥あるいは綿の根に、釿鍬又は枇杷の葉等にて筋を引、肥しを入、乾かして、其後土を元のごとく寄るに、右いふごとく、鍬のかはりに此培をもて寄れば、手輕くして莫大のはかどりなり、

〔今昔物語 二十八〕近江國矢馳郡司堂供養田樂語第七

或ハヒタ黒ナル田樂ヲ腹ニ結付テ、袪ヨリ肱ヲ取出シテ、左右ノ手ニ桴ヲ持タリ、或ハ笛ヲ吹キ、高拍子ヲ突口ヲ突キ、杁ヲ差テ、樣々ノ田樂ヲ二ツ物三ツ物ニ儲テ、打嗔リ吹キツレツヽ、狂フ事無限シ、

〔禁秘御抄　下〕雪山

年内雪蒙レ催、所衆瀧口等參、春雪沓鼻隱、必可レ參、大内藤壺、弘徽殿也里内依二便宜一、〇中略瀧口相二具衞士及取夫一、上二殿舍上一、於二棟拋一雪、所衆作二雪山一、瀧口上﨟三人、所衆上﨟三人、立レ庭奉行、持二柄振一、藏人頭候二簀子一奉行、

〔明月記〕正治二年正月十九日、雪紛々、朝天晴、早旦參上、可レ御二法性寺一之由、夜前被レ仰之處、人々遲々及二辰時一之間、御出止了之由有レ仰、依レ召參二御前一、人々退參事、勘發御詞、委細被二仰含一、爲レ恥爲レ恐、雪朝參更不レ可レ具二威儀一、只一人隨二天曙一打出可レ參也、中將隨身廿人待具、遲來之條甚見苦、相府遲々總無レ歎奇心之故也、壯年若年之人皆如レ此、心中已冷然、仍不レ可レ向二法性寺一、隨身共遲參無レ云二甲斐一、雪朝更不レ可レ待レ催、拂曉着二毛沓一參入、必エフリヲ可レ持、而被レ尋二求之一後、適出來、被レ召レ仰二雪山事一、エフリ可レ給之由申レ之、尾籠之中尾籠也、各非二父祖子孫一歟、無レ慙也々々々、諸人不レ得レ心之故也、於二今者一只可二沙汰一雪山也、汝可レ爲二奉行一者、蒙二此仰一成レ恐祗候、猶爲レ申二此由一參二大臣殿一、以二女房一申入了、歸參之間、大臣殿御參、俄而御氣色漸和平、巳時許猶可レ御二法性寺一之由有二沙汰一、

〔公方樣正月御事始之記〕一十一日御作事始有レ之、樣體は御大工以下何も祗候仕始申也、

一從二畠山尾張守一被官人六人罷出候て、兩人づゝもつこに砂を入候て持、御殿之正面に置レ之、〇中略さて御庭の者五六人罷出候て、な。。ふりをもち候て、其にてすなをひろげ、其上をはうきにてよくはきて、さてざいもくれうの物をかざりて、まがり〇曲尺出して、木のこぐちに金をたて、木のふりを見て、すみを常の如くあて候て、まがりのき候へば、〇下略

耰

枕

〔伊呂波字類抄 太辭字〕耰 タチカス、田器也、

〔多識編 五耒耜〕櫌 多宇知豆地

〔和爾雅 五器用〕櫌 ツチワリ 櫌墒槌並同

〔和漢三才圖會 三十五農具〕櫌 音憂 木斫 俗云、豆知和利、

櫌打塊槌、說文云、摩田之器、布種後以此器摩之、使土開發處復合以覆種也、

三才圖會云、無齒杷、首如木椎、柄長可四尺、可以平田疇擊塊壤、

〔成形圖說 十三農事〕土破 ツチワリ ○和爾雅 中略

此もの、あるは堅垎 カタツチ を碎き、あるは築堤を固むる等に用るものなり、又稻穗を搉 コキ 落して、其芒 ノギ 毛を打きるに、專このものを使へり、其形常の槌に比ぶれば橫手稍長し、

〔段注說文解字 六上木〕櫌、摩田器也、漢石經論語、櫌不輟、五經文字曰、經典及釋文皆作櫌、鄭曰、櫌覆種也、與許合、許以物言、鄭以人用物言、齊語、深耕而疾櫌之、以待時雨、韋曰、櫌摩平也、齊民要術曰、耕荒畢、以鐵齒鏂鏤再徧杷之、漫擲黍穄、勞亦再徧、按先云再徧杷之、卽國語所謂疾櫌待時雨也、後云勞亦再徧、卽鄭所謂覆種也、許云摩田、當兼此二者、賈又曰、春耕尋手勞、秋耕待白背勞、古曰櫌、今曰勞、郞到切、集韻作橯、若高誘云櫌椎也、如淳云椎塊椎也、服虔孟康云櫌鉏柄也、椎塊尙近之、鉏柄之說、未可信矣、從木憂聲、於求切、三部、論語曰、櫌而不輟、微子篇

〔倭名類聚抄 十五農耕具〕枕 唐韻云、枕 虛嚴反、漢語抄云、古須岐、鍬屬也、

〔箋注倭名類聚抄 五農耕具〕按、古須岐、木鍤之義也、純木所造、無鐵之鍤、今越後俗有是物、用以掃去積雪、古事記仁德條御歌有許久波、蓋無鐵钁也、雄略條御歌有加奈須岐、對古須岐之名也、

〔類聚名義抄 三木〕枕 許嚴反、コスキ、

〔伊呂波字類抄 古雜物〕枕 コスキ、亦作杴、塗具也、木鍬也、 枕 馬式云、コスキ、

〔多識編 五耒耜〕枕 須岐 鐵枕 加奈須岐 木枕 木須岐 鐵刃枕 都知机利

〔和漢三才圖會 三十五農具〕枕 コスキ 音險 三才圖會云、臿 スキノ 屬、但其首方濶、柄無短拐 ツク、此與鍬臿異也、煆鐵爲首、謂之

鏟

鐵杴、剡木爲首、謂之木杴、○中略

杴（和名須岐）古木杴也、今本朝所用鍬形、多此鐵杴也、杴和名合矣、

〔延喜式 四十八 左右馬寮〕凡馬水桶杓杴箒及炬松、寮斟量儲充、

〔倭名類聚抄 十五 造作具〕鏟　唐韻云、鏟（音讒、一音鑱、漢語抄云、加奈布久之、）犂鐵、又土具也、

〔伊呂波字類抄 加 雜物〕鏟（カナホクシ、造作具、又土具也、）　鍬（カナカキ、農具也、）

〔易林本節用集 不 器財〕土掘子（ツクヤ）

〔塵添壒囊抄 二〕土ヲホル物ヲフクセト云ハ何レノ字ゾ　漢ニハ是ヲ土掘子ト云、和語ニハツイフクセト云也、ツイハ、ツチ也、掘子フクセ也、然レバカナフクセト云ハン時ハ、鐵掘子ト書ベシ、順ガ和名ニハ、鏟ノ字ヲツイフクシトヨマセタリ、シセハ同也、說文ニハ、鏟字、剗也、錐也ト釋セリ、キリノ形ナル物ナレバ、此字心モ叶ヘル也、

〔類聚名物考 調度 三〕鏟　ふぐし　陸奥出羽の人は、畠物をほりおこす竹刀のさましたるものを、今もさいふ也、こゝにて小手かなへらなどいふさまのもの也、和名抄に造作の具にかなふぐし有、これにてしるべし、仙覺抄には、採菜器なりといへるは、歌の大意によりて思ひはかれる也、筍篦等の物にはあらず、

〔倭訓栞 中編 不 二十二〕ふぐし　萬葉集に見ゆ、俗にふくせとも、ほぐしともいふ、堀串の義也といへり、野菜をほるに用う、

〔成形圖說 農事 十三〕布久志（萬葉集、和名鈔加奈布久志、）　金篦（カナヘラ）　鳥乃舌（トリノシタ）（布久志を曲たるなり、形に象りいふ、）　草取鎌（和雅留）　長鏟（杜甫同谷縣歌、集韻、鏟土具、蓋犂具と名同じく物異なり、）　塔刀（土民切用、削去田畔穢草、）

〔農具便利論 中〕ふぐし

此長鑱〇圖略は、午房胡蘿葱多く堀時には、片はしより鋤にて起す事なれども、わづかに五十本百本を堀ときには、京大坂近邊にては、此長鑱を向ふの根元へさし込、手元へひけば、土くつろぎて、ざうさなく、根にきずつかずぬけて、至て便利なり、

〔萬葉集雜歌一〕天皇〇雄略御製歌

籠毛與、美籠母乳、布久思毛與、美夫君志持、此岳爾、菜採須兒、家吉閑、名告沙根、〇下略

〔萬葉集抄一〕布久思と云は、採菜器也、

〔萬葉集代匠記一上〕和名曰、唐韻云、鑱音讒一音暫、漢語抄云、加奈布久之、犁鐵、又土具也、此土具の注卽ふぐしなり、犁鐵の事は農具の所に見えたり、ふくしは、鐵ならでも木にてもする物なり、俗には土堀子の三字を用てふくせと云、しとせ音通ず、橋を矢橋の時やばせと云ひ、年を一年の時ひとせと云がごとし、仙覺抄に、採菜器と注せられたるは此に叶へども、廣くかゝる事に用る物なるを、狹く云ひなされたり、袖中抄のまてがたの注に、鍬にて沙を掻て、馬蛤の有所を知て、まてかりと云具にて、刺取やうを云へる所に、又鍬ならねど、上手はふくせにても、すなごをかくといへるにて知べし、

堀揚起

〔農具便利論上〕堀あげおこし　畑地に水のしみ込やう土をくつろげる具

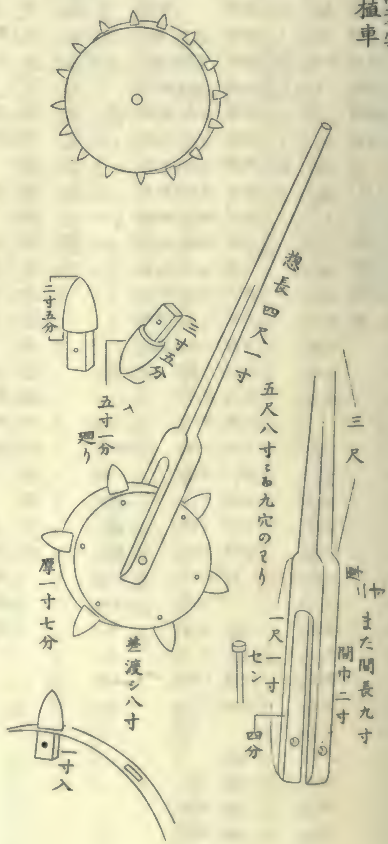
右にある圖〇圖略のごとく、畿内にては綿作、其外菜類に至るまで、六月土旺前より日和續きたる時は、畑の溝底へ水を流し入る也、深田の邊、又は眞土のしめりある地には、水たいることなし、砂地計入るゝ也、凡十日ほども水をながしいるれば畦溝かたまりて水しみ込かぬるゆへ、其時此おこしをもて、右に記す鐵のはしをさし入るごとく、凡八九寸ヅヽ間を置てさしこみ、向ふへねぢて引ぬき〳〵して、穴をあけてのち水をはなせば、地に水しみ込でたちちよし、

芋植車
豆蒔車

〔農具便利論中〕

芋植車（イモウヱヱルマ）

豆蒔車（マメマキクルマ）



豆植庖丁

鎌

諸方にて大豆を種るに、穴つきをもて穴をつき、其穴へ種子を入、土を覆こと也、關東にては筋を切、ばら蒔に蒔付、生得たる時、間引育るなり、是は種子大豆に損毛あり、京都邊にては、芋を種るには此車を用て、筋の通りを向ふへおしゆけば、車の銕にて穴あくゆへ、種子を下す間の尺寸廣狹もなく、いがむこともなし、其穴へ種子を入、土を覆なり、尤芋を種るは車の銕を太くあらく造、大豆を蒔にはほそくしげく造るべし、

〔耕稼春秋七農具〕大豆植庖丁　大豆小豆大角豆抔植るに用、代銀三四分也、

〔新撰字鏡金〕鐮力鹽反、加万、

〔倭名類聚抄十五農耕具〕鐮　兼名苑云、鐮音廉一名鍥音結、和名加末、方言云、刈鉤二音艾鉤、野王案、㓨音祠、和名加萬都加、鐮柄也、

〔箋注倭名類聚抄五農耕具〕按、説文云、銍穫禾短鐮也、釋名、銍言短鐮、則單言鐮之長可知、墨子備城門篇

云、長鎌柄長八尺、六韜軍用篇云、芟草木大鎌、柄長七尺以上、穫禾者可謂銍、刈草者可謂之鎌、故釋名亦云、銍、穫禾鐵也、然則鎌今俗呼立刈者、然混言則不分也、

〔伊呂波字類抄加雜物〕鎌カマ　鍥鍥結　刖　刈同巳上　柄カマツカ、鎌柄也、

〔易林本節用集加器財〕鎌カマ刈草

〔多識編五銍艾〕銍伊禰加利加末　艾加末　鐮麻加利加末

〔日本釋名下雜器〕鎌　かまハ、草をかる也、まハ、まがる也、其かたちまがれり、

〔東雅九器用〕鎌カマ○中略　カマとは刈也鉤也、揚子方言に、刈鉤或謂之鎌とみえしに、其義自ら相合ひぬるところ見えたれ、凡物の柄をツカといふは束也、手の握る所なるをいふ也、俗にツカムといひ、ツカマユルなどいふが如き此義なり、

〔和漢三才圖會三十五農具〕鎌同鐮　鎌　和名加末　銍音質、俗云草刈鎌、　柯音祠、和名加萬都加、

鎌刈鉤也、杜子美詩云、新月似磨鎌、說文云、穫禾短鎌曰銍、鎌柄曰柯、

按、刈柴篠鎌宜厚刃、穫禾草銍宜薄刃、

〔倭訓栞前編六加〕かま　鎌をいふ、かりまくるの意にや、○中略　豐後辭にかもといふ、

〔成形圖說十三農事〕加麻古事記、和名鈔引方言、刈側、柯鎌柄、和名加末豆加、卽鎌柄、

刈小鎌カリコカマ萬葉集　草刈鎌クサカリカマ(中略)佐夏須鎌と云、又鉈鎌あり、刈鎌に較れば刃短く厚く、草木を刈、或柴薪を斫て以て鉈斧に代ことあるを以ていふ、　鎌音廉、亦作鐮、事物紀原、鎌三代之田器也、鏺、集韻鎌也、正字通、刈禾鎌曰刈鉤、亦曰鉊、曰鍥、詩銍艾、朱傳穫禾短鎌也、小爾雅截穎謂之銍、三才圖會、刈刀、穫麻刀也、　釗鎌農政全書　斫稻鍥珠璣藪○中略

加麻とは刈カルなり、鉤マガルなりと注せり、

〔段注說文解字十四上金部〕鎌、鍥也、从金兼聲、力鹽切、七部、俗作鐮、　鍥、鎌也、方言曰、刈鉤、江淮陳楚之間謂之鉊、或謂之鐹、自關而西、或謂之鉤、或謂之鎌、或謂之鍥、郭音結、刀部曰、切鎌也、卽方言之刈鉤也、从金契聲、苦結切

〔農政全書二十二農器〕銍、穫禾穗刃也、臣工詩曰、奄觀銍艾、書禹貢曰、二百里納銍、小爾雅云、截穎謂之銍、

截穎卽穫也、據陸詩釋文云、銍穫禾短鎌也、纂文曰、江湖之間以銍爲刈、說文云、此則銍器、斷禾聲也、

故曰銍、

艾穫器、今之刈鎌也、方言曰、刈、江湖陳楚之間謂之鉊、音昭或謂之鐹、音果自關而西、或謂之鉤、或謂之鎌、

或謂之鍥、音結詩奄觀銍艾、釋音鎌、韻作艾、芟草、亦作刈、賈策若艾草菅、注艾讀曰刈、古艾從草、今刈從

刀、宜通用、

鎌刈禾曲刀也、釋名曰、鎌廉也、薄甚、所刈似廉、考工又作鎌、風俗通曰、鎌刀自揆、積芻蕘之效、然鎌之

制不一、有佩鎌、有兩刃鎌、有袴鎌、有鉤鎌、有鎌桐之鎌、皆古今通用芟器也、

〔百姓傳記 五〕一鎌を用る事、土民の家に多し、先品々道具多き中に、鍬鎌が土民のうわもりの道具なり、國々處々に用るなり、かつこう少宛のちがひ有、されども上手のかぢ直段高直にきたひたるは、何國にてもよし、直段下直にうちたるは、それまがりてついゑ多きなり、第一稻をかる鎌には、刃うすきを用てよし、はゞひろくわたりながく打て其德すくなし、はゞは刃ぶくらにて二寸程をかぎりにし、渡りは五寸の內外をかぎり、刃がね地がねにむらありては、砥當り惡しくむらべりになりて、其品々をかるに、はかどらず、やきばかたくては、ひたものかけて、其品に稻麥かゝり、根こげ手間をついやす、またやきばやはらかなれば、めりてきれず、一年に兩度づゝいそがしくつかふ物なれば、念を入うたせたしなむべし、惣て諸家に用る品々の道具多けれども、土民の用る鍬鎌にましたる目出度道具はあらじ、柄をばゑの木か、くはか、何ぞかろきねばき木を以て、手のうち能すげべし、おもきかた木は、手のうち草臥、ついへをなす、御當代三州よし田のかまかぢなり、かつこうよくうち、よくきるゝ也、○中略

一草かり鎌は、少かさねあつくうたせ、其國々里々のつかひつけたるごとくすべし、所により平地ばかりはなく、砂地石地かや原諸木まじり、村里に色々あれば、はゞもわたりも、つかひぬしこ

のみあるべし、平地の草かるには、はゞひろく、わたりながきをこのみ、石地かや原、並に木のまじはりたる草は、はゞせまく渡りみぢかきがつかひよし、また地芝をめぐるには、はゞのせまきなる程、渡りのながきあつがまよし、いづれにつけても、なまがねにてうち、みそを付、鹽をつけ、ゑんせうをつけて、ひとはやきにしたるは、用にたゝざるものなり、大切なる道具にてあれば、高直にかまはず、念を入うたすべし、

一土民鎌を用る事、稻麥其外の物をかり、草をかる鎌の外に、竹木をもきり、また用心むきに手鎌といひて、分限相應に、二丁も三丁も五丁も拾丁もうたせたしなむべし、田まはり畠まはりをするに腰にさし、鋤鍬をかつぎ、先々にて畠のくろ、田の落込土、其外作毛のかせになる事を、日々によくすべし、土民は鎌の外、田畠へ持あるくものなければ、ゆるさず持あるき、木かやをきりて、田地のかこひとすべし、また晝夜のかぎりなく、夏は田に水をひく山方の土民は、麥作より秋毛にいたるまで、作毛の番を勤め、猪猿諸鳥を追ふものなれば、不慮なる生類にあふこと度々なり、依て手鎌は、能かぢに念を入させうたすべし、はゞをせまく、少渡りをながく、かさねをあつく、わりはがねにして、こみをながくうたせ、柄をも樫の木を以、丈夫にすげたしなむべし、〇中略

一草取がまの事、諸國共に古鎌の柄を取、こみの所をなはまきにして、當分ものいりをいとひてつかふ、尤事かけしろにつかひてよし、然れども古鎌には刃つきて、みななまがねとなる、なまがねは一圓きれず、依之耕作するに、作毛の根に草の根殘りとまる事多し、草取がまは、はゞを一寸程に、渡り四寸程に、少かさねをあつく、こみふとく、刃がね計を以うたせ、德多きものなり、

〔耕稼春秋七農具〕鎌

草刈鎌一丁、代銀壹匁三分、或は壹匁四分、是第一山里〇里一本作方一共に遣鎌也、

鋸鎌壹丁、代銀五六分、但なたにてめを切、刃を直にする也、但古鎌を鍛冶へ遣しても、めをやきて

きらする也、

から懸鎌、代銀八分、或は壹匁、不耕以前此鎌にて稲のかぶを割也、

〔農具便利論中〕江戸邊に用る刈草大鎌

右圖略○圖のごとき鎌の大なるは、江戸邊にて廣野土手堤の横はら等の、石なき地の草を刈に、立ながらはふきにて塵をはくごとく、横へはらいがりに刈て、しかふして後、箒或は松葉かきやうのもの抔にて掻よすれば、小鎌をもて刈より十ばい早し、都て江戸より東の鎌は、少しくゞみありて、畿内西國邊の鎌より大形なり、さうたいものを刈には、手元をいたつて下るに及ばざれば、刈よき道理、鎌は其國所にて異なれば略之、

〔令義解五軍防〕凡兵士每火、略○中鎌二張、略○中皆令自備、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮造奉時行事幷用物事略○中

取吉日、山口神祭用物幷行事略○中

忌鎌一柄略○中

右祭、造宮驛使忌部宿禰告刀申畢、卽山向物忌、以忌鎌氏草木刈初、然以後役夫等草刈木切、所々山野散遣、

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀

鎭稲實殿地、其料、略○中斧鎌各二柄、已上官所充○中略鎭畢、使執齋鉏鎌、芟除草木、始堀柱穴、

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀

國司率禰宜造酒童女及當郡司役夫等、向卜食野、卽祭野神、略○中祭畢造酒童女先執齋鎌芟之、役夫等終之、訖歸來、自後令役夫艾運、

〔延喜式四伊勢大神宮〕山口神祭略○中手鎌一柄鎌一張、

〔延喜式八祝詞〕六月大祓

彼方之繁木本乎、燒鎌乃敏鎌以氏、打掃事之如久、○下略

〔古事記中景行〕爾美夜受比賣其於意須比之襴〈意須比三字以音〉著月經、故見其月經御歌曰、○建命倭比佐迦多能、阿米能迦具夜麻、斗迦麻邇、佐和多流久毘、比波煩曾、多和夜賀比那袁、麻迦牟登波、阿禮波須禮杼、○下略

〔古事記傳二十八〕斗迦麻邇は、利鎌になり、

〔東大寺小櫃文書下〕東大寺越前國桑原庄券第一〈田地雜物坂井郡〉　天平勝寶七年○中略

合買雜物廿一物　價稻四百五十四束○中略　鎌二柄　直四束〈柄別二束〉○下略

〔古今著聞集六管絃歌舞〕樂所預小監物源賴能は、上古に耻ざる數寄の者也、玉手信近に順て横笛を習けり、信近は南京にあり、賴能其道のとをきをいとはず、或は隔日にむかひ、或は二三日をへだてゝゆく〳〵、信近ある時にはをしへ、或時は教ずして、遠路をむなしく歸おりも有けり、或時は信近荒田にありて其虫をはらひければ、賴能も隨て、朝より夕にいたるまでもろ共にはらひけり、扨かへらんとする時、たま〳〵一曲を授けり、ある時は叉豆を苅所にいたりて又是をかり、苅をはりて後、鎌の柄をもて笛にして教けり、

〔東遊雜記一〕布澤より山道三里八丁といへども四里餘、野尻止宿、○中略此邊の薙鎌は、他國と異也、○圖略

〔新撰六帖六〕夏の草　衣笠内大臣

夏の野に草かる鎌のかねよわみ世にたへぬ身はのどけかりけり

〔運歩色葉集那〕薙鎌

〔倭訓栞中編十七〕ないがま　薙鎌と書り、製異なるにや、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮造奉時行事幷用物事○中略

鉈

取吉日宮地鎭謝之用物幷行事注左

鐵人形四十口、鏡四十面、鉾四十柄、大刀廿柄、奈岐鎌一柄、鎌一柄、鋤二柄、鍬二柄、〇下略

〔大神宮儀式解八〕奈岐鎌一柄

奈岐鎌は、奈岐加萬とよむべし、薙鎌也、(岐と伊と音通へば奈伊加萬といふ)今の世奈伊加萬と奈多と同物なれど、むかしは全く同じきにはあらじ、大神宮式鎭祭宮地用物これを不載、建久假殿遷宮記、鎭祭宮地奉立心御柱祭物の中にも不見、後には略せられし歟、

〔類聚名義抄八金〕鈖ナタ

〔伊呂波字類抄奈雜物〕鉇ナタ

〔運步色葉集那〕山刀ナタ　鉈ナタ

〔增補下學集下器財二〕鐁ナタ　捺刀同上

〔和爾雅五農家具〕彎刀ナタ(鐸鍥鑤並同、出于農政全書)

〔日本釋名下雜器〕鍥ナタ　なぎがたな也、彎刀ともかく、

〔和漢三才圖會三十五農具〕鐰(なた音結)　鐸同　鍥同　彎刀　俗云奈太

三才圖會云、鐰似刀、而上彎如鎌カマ而下直、其背指厚、刃長尺許、柄盈二握、以刈草禾、或斫柴篠、可代鎌斧、

〔倭訓栞前編十九〕なた　日本紀に釤字をよめり、薙斷の義なるべし、大神宮式に鉾、儀式帳に奈多に作り、字彙に、鉾平木器と見えたり、全浙兵制錄に小斧を譯せり、〇中略　新撰字鏡に、鈛を打なたとよめり、蝦夷には鎌をなたといひ、斧をむつかりといふ、

〔成形圖說十三農事〕奈多(書紀釤の字を訓り、釤字晉書東夷傳に見へたり、玉篇に大鎌也、)

奈伎鎌(儀式帳)　鍥(音猰、或作鐸鐰、農政全書、鐰似刀、而上彎如鎌、而下直、其背指厚、長尺許、柄盈二握、以刈草木、或斫柴篠、或代鎌斧、一物兼用、農家便之、)　彎刀同上

奈多は薙斷也と注せり、今圖する所の者、〇圖略　柴薪を斫り、竹木を割べし、其上端に寸許の距鉤あ

り、物を引取に便す、されど其身厚く柄太く、草莽をば芟べからず、是唐山の者とおのづから別あり、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮造奉時行事幷用物事○中略

取₂吉日₁、爲₂正殿心柱造₁奉、率₂宇治大内人一人諸内人等戸人等₁入₂杣₁、木本祭用物注₂左₁、○中略

忌奈太一柄、忌鎌一柄、○下略

〔延喜式〕四伊勢大神宮　鎮₂祭宮地₁

太神宮所攝宮地鎮料、○中略　鐇鐇鎌各四柄、鍬八口、○中略　度會宮所攝宮地鎮料、○中略　鉇鎌刀子各一枚、鍬二口、

〔日本書紀〕二十七天智　六年十一月丁酉、以₂錦十四疋、○中略　鉇ナタ六十四、刀子六十一枚₁、賜₂椽磨羅○耽人等₁、

〔東大寺小櫃文書〕下　東大寺越前國桑原庄券第一　田地雜物坂井郡　天平勝寶七年

合買雜物卄一物　價稻四百五十四束○中略　鉇二柄　直四束柄別二束

樏

〔和漢三才圖會〕三十履襪　樏がんじき俗云加牟之木

虞書云、禹王山行所₂乘者₁以₂鐵爲₁之、其形似₂錐長半寸₁、施₂之履下₁、以爲₂上₁山不₂蹉跌₁也、

按、如₂越州₁北地、雪深而不₂乘₁楯不₂能₁行、不₂著₁樏不₂得₁上₂山也、南方人未₂嘗見₁者也、

〔物類稱呼〕四器用　樏かんじき　かじき　畿内にて、なんばといふ、　今按に、かじきは、くろもじの木をたはめて輪となし、繩にてあみ、革の紐をつけ、大サ壹尺ばかりあるもの也、北越及奥羽などにて、雪沓をはき、かじきを結ひ付て、道路を踏かたむるに用ゆ、畿内にてなんばといふ、深田の泥の上を行ものにて、是則かじき也、

〔成形圖説〕十三農事　加慈伎仲正歌集、雪輴カシキを踏こむに用る、にょりて、かじきといふとぞ、　加武慈伎太平記、今俗、皮にて作れるを賀武義と云は、加慈伎の訛也といへり、

泥田屐ムタアシタ

田船

〔農具便利論 中〕かんじき　深田下駄　橇(かじき)又は泥履(ひたあしだ)なるべし、土人がんじきとよべり、橇(かしき)は深田に入て耕しをなし、または稲子の實播、稲かるなどにはきて、足を深泥にふみこまずして自由なり、

〔百姓傳記 五〕一かんじき、なんばとも云、拵やうさまぐ\ あり、ふか田をかへし、また田を植るに、足にはくものなり、ひろき板にて結を付、足にゆい付てもはく、また竹や木を指渡し壹尺二寸ほど丸くまげ、それに小板を渡し、なわを付てもはく、寒國の雪の上をはくかんじきも大方同事なり、ふか田に足の不入用心にはくものなり、また水田の稲をかるにもよきなり、

〔廣益國産考 三〕畿内邊にては、なんばと號し、板にて造りたるものを下駄のごとくはき、深田に入て自由に働くなり、九州にては右のごとく竹をふまへて耕せり、何れとも利方のよきを用べし、依てなんばの作りやうを爰にしるす、

關東にては田下駄とて、此ごとくつくり用ふ、木の枝を曲て輪にし、夫に板をゆひ付、はなををすげたるもの也、

〔百姓傳記 五〕一稲船の事、杉か、ひのきか、ひめこ松か、不斷水しみのうすき板を以、一枚そこにして、わきをひろく作るべし、松板楠の類のあつ板は、おもくしてあしきなり、植田に望み、深田を引てこやしを置、苗を運び、此船に腰をかけ、農夫の休むやうに、端ひきく作るべし、秋は稲をかり、陸地にはこび、ふけ原の草をかり、かよひ足場のあしき處々にて人ものり、竿一本にて自由をする事なり、今角の倉舟といふて、板うすく作り、水のふかさ五寸ありてはかよひ、百人千人のはたらきあり、その類なる船のごとく、板の五六分ありても釘持さへあらば作るべし、わきのせまきはぐちつきあしきなり、

〔農具便利論 中〕田舟は、深田の稲をかりてつみ入、田の中を押て岸に至るにはこぶ舟なり、または

田面高下あるを地面よく直す時、高き所の土をのせて、ひくき所へ引よせうつし〳〵するに用ゆ、又水なき田などを直すには、此舟を通すみちに、竹を數本敷て、其竹の上をずらせて引用ゆるに重寶也、

〔堀川院御時百首夏〕早苗　權中納言匡房

早苗とる深田にわたす板舟のおりたつことのさもかたき哉

水車

〔伊呂波字類抄見雜物〕水車ミツクルマ

〔撮壤集中五穀〕農作　水車ミツクルマ

〔和爾雅五器用〕筒車ミツクルマ同筒輪

〔舜水朱氏談綺下器用〕水車ミツクルマ、龍尾車、龍骨車ノ類アリ、

〔和漢三才圖會五十七水〕水車三豆久留末

凡水車、龍骨車、其用一而製異、龍骨車長似龍骸骨、而兩人對向轉機、則數十木鍔、悉錄水自外提、

〔倭訓栞前編三十〕みづぐるま　水車也、西土にもいへり、三國の時、馬鈞が作る所也と、本朝にては良峯安世卿に始まる、

〔天工開物上乃粒〕水利　筒車　牛車　踏車　拔車　桔槹皆具圖

凡稻妨旱藉水、獨甚五穀、厥土沙泥磽膩、隨方不一、有三日即乾者、有半月後乾者、天澤不降、則人力挽水以濟、凡河濱有製筒車者、堰陂障流、遶于車下、激輪使轉、挽水入筒、一一傾于梘內、流入畝中、晝夜不息、百畝無憂、不用水時、栓木礙止、使輪不轉動、其湖池不流水、或以牛力轉盤、或聚數人踏轉、車身長者二丈、短者半之、其內用龍骨栓串板、關水逆流而上、大抵一人竟日之力、灌田五畝、而牛則倍之、其淺池小澮不載長車者、則數尺之車、一人兩手疾轉、竟日之功可灌二畝而已、揚郡以風帆數扇、俟風轉車、風息則止、此車爲救潦、欲去澤水以便栽種、蓋去水非取水也、不適濟旱用、桔槹轆轤功勞、又甚細已、○圖略

〔農政全書 十七 水利〕筒車、流水筒輪、凡制此車、先視岸之高下、可用輪之大小、須要輪高於岸、筒貯於槽、方爲得法、其車之所在、自上流排作石倉、斜擗水勢、急湊筒輪、其輪就軸作轂、軸之兩旁、閣於椿柱山口之內、輪軸之間、除受水板外、又作木圈縛繞輪上、就繫竹筒或木筒、謂小輪則用竹筒、大輪則用木筒、於輪之一週、水激轉輪、衆筒兜水、次第傾於岸上、所橫木槽謂之天池、以灌田稻、日夜不息、絕勝人力、若水力稍緩、亦有木石制爲陂柵、橫約溪流、旁出激輪、又省工費、或遇流水狹處、但壘石斂水湊之、亦爲便易、此筒車大小之體用也、有流水處、俱可置此、但恐他境之民、未始經見、不知制度、今列爲圖譜、使做傚通用、則人無灌漑之勞、田有常熟之利、輪之功也、

〔類聚三代格 八〕太政官符

應作水車事

右被大納言正三位兼行右近衞大將良峯朝臣安世宣偁、耕種之利、水田爲本、水田之難、尤在旱損、傳聞、唐國之風、堰渠不便之處、多構水車、無水之地、以斯不失其利、此間之民、素無此備、動苦焦損、宜下仰民間作備件器、以爲農業之資、其以手轉、以足蹈、服牛廻等、各隨便宜、若有貧乏之輩不堪作備者、國司作給、經用破損、隨亦修理、其料用救急稻、

天長六年五月廿七日

〔徒然草 上〕龜山殿の御池に、大井川の水をまかせられんとて、大井の土民に仰て、水車をつくらせられけり、多くのあしを給て、數日にいとなみいだしてかけたりけるに、大かためぐらざりければ、とかくなをしけれども、終にまはらで徒にたてりけり、さて宇治の里人をめして、こしらへさせられければ、やすらかにゆひてまいらせたりけるが、思ふやうにめぐりて、水をくみいるゝ事めでたかりけり、よろづに其道をしれるものは、やんごとなきものなり、

〔徒然草諸抄大成 六〕コノ水車トアルハ、筒車ノ事也、又ハ筒輪トモ云也、龍骨車ヲモ水車翻車ト

イヘド、ソレトハ作リヤウモ別也、野槌ノ東坡詩モ、龍骨車ノアガル形、蛇ノ肉ノサレタルガ、ウゴクヤウニ見ユルヲ作レルナレバ、筒車ノメグルニハ似ザルコト也、又尋到源頭ニアルモ、兒童ノメグラシテ圍ニツヽグトアレバ、是又龍骨車ノコトナルベシ、其子細ハ、筒車ハヒトリメグル物ナレバ、兒童ノメグラスベキニ非ズ、參日本ニテハ、水車ト龍骨車トハ二色也、コヽニアル水車ト云ハ常ノ水車也、又龍骨車ト云ハ、長キ樋ノヤウナル物ニ、四方ナル板ヲ多ク綴ニツナギ、池水ヲモクリアグル也、水車ハ己レト流水ノ勢ニテ舞也、増讀

〔應仁記三〕洛中大燒之事

臨川寺ノ水車ハ、廻ル迹トナク成ハテヽ、昔ノ嵯峨ノ舊迹、草深キ野ト成リニケリ、

〔夫木和歌抄三十三車〕承安三年七月右大臣家歌合水月　みづぐるま

はやきせにやどれる影をくみあげて月のわかくる水ぐるま哉

〔半日閑話初編四〕一山州淀の外に、北の方大川の中に水車二ツ有、其車大さ差渡八間有、廻り貳拾四間なるべし、釣瓶一ツに水一斗六升入るよし、川水を城の方へ汲入るゝ爲なり、二ツとも泉水の用にして、城用の益にもならず、年々修補のつゐえのみと雖ども、聞へたる名物なれば、今に其まゝにかけ置ると云、

〔視聽草九集三〕水車樋幷水打柄杓圖

芝如來寺門前書上
一當町家主佐兵衛御願濟之品、水車樋、水打柄杓、畫圖幷願書、被仰渡之趣左之通、

一水車樋　代金貳兩貳分、長短壹尺ニ付銀五匁ヅヽ、高下御座候、

一水打柄杓　代銀壹匁五分

乍恐以書付奉願上候

一芝如來寺門前家主佐兵衛奉申上候、別紙繪圖面〇圖略を以、奉入御覽候水車樋之儀は、私父三拾

ヶ年以前工風仕置候而、其後病死仕候節、私江相傳仕候間、尙又工風相加相仕立申候、右樋之儀は、壹丁ニ付貳人ヅヽ相掛り、人力三拾人前程之働も仕、其場所に寄、樋大小之儀は何程にても取立、至極便利に相成申候、然ル處四ヶ年以前、相州小田原表に而、鹽濱之潮汲揚候に、右樋相用度旨申ニ付、私儀彼地江罷越、場所見分之上、樋取立早速相用申候、其場所に而水入用貳百石程に御座候處、右樋に而一時程之內、高サ貳丈三四尺も御座候高場之畑江汲揚申候、此潮人力ニ而汲揚候はゞ、凡五六十人程も人足相掛り可ㇾ申見積之上、〇旨上恐誤鹽濱渡世之者共申ㇾ之候、夫より彼地に而は銘々雛形を以、勝手次第に取立相用候儀に御座候、此樋之儀は、百姓方田畑用水掛引之節も相用候はゞ、便利宜敷儀に而、水深サ壹尺程御座候得ば、勝手之場所江持步行、手輕に早速水操揚ゲ申候ニ付、出火之節、其場所におゐて井之水澤山に汲揚、水相廻り候はゞ、龍吐水井水鐵炮抔之水之手能廻り、辨利に相成候儀と奉ㇾ存候、且又右之外に、私儀相樣し見置候品之儀は、柄杓之柄を逆にすげ、壹人にて相用候得ば、水八方江六七間ヅヽも自由に散候間、是又出火之節、多勢にて相用候はゞ、龍吐水同樣に早速防方之辨利に宜義と乍ㇾ恐奉ㇾ存候ニ付、此度私儀相對を以、右貳品賣弘め候樣仕度奉ㇾ存候間、直段之儀も、乍ㇾ恐別紙に相認め奉ㇾ入二御覽一候、依ㇾ之何卒以二御慈悲一、右貳品共御糺之上、私壹人賣被ㇾ爲二仰付一被ㇾ下置候はゞ、寘加至極難ㇾ有仕合に奉ㇾ存候、

文政六未年五月廿三日　　芝如來寺門前　願人佐兵衞　五人組彥作

御奉行樣

右之通町御奉行榊原主計頭樣江願出候處、御糺之上、左之通被二仰渡一候、

水揚道具
一壹人ニ限賣弘メ申付　　芝如來寺門前　佐兵衞

其方儀、親上槇町家持死失佐兵衞工風致候水揚道具之仕方を習請罷在、拵立試候處、格別人力

之助に相成、便利之品に付、在方は耕作之爲め、御府內ニ而は出火之備にも可然義と存付、賣弘め度、井逆柄之柄杓を存付、右は高ミ江水を揚候には手輕にて、出火消防之益ニ可相成品ニ付、右貳品共所々江出見世差出し、壹人ニ限賣弘め度旨願出候ニ付、遂吟味候處、申立候通無相違、差障候儀も無之間、願之通壹人に限、賣弘め申付候間、同樣之品、外に而賣出候者有之候はゞ可訴出、右之通被仰渡奉畏候、仍如件、

文政六未年十月廿七日　右 佐兵衞　五人組 榮藏

但右佐兵衞儀轉宅仕、當時高輪北町與兵衞次店に住居罷在候、

踏車

〔農具便利論下〕踏車全圖○圖略

昔年より井路の水を、高燥の田地へ揚るには、龍骨車を用る事、諸國一般なりしに、寛文年中より、大坂農人橋の住京屋七兵衞、同淸兵衞といへる人、此踏車を製作し、寶暦安永の頃までに諸國に弘り、今は龍骨車を用ゆる國すくなし、

〔地方凡例錄九〕中國の內には、筑後肥前などの樣に引水無之、堀水を吸上る處も有之由、然れども是は多分踏車とて、小さき水車之樣にして、羽根を柄杓之樣にして其田々々へ持運び、水口に仕掛け、壹人して車を踏廻せば、堀之水、柄杓に入、田之水口へ移す、城州淀川之水を水車にて城內へ刎込む樣なるものなり、先年右之踏車は、人夫之掛りも少く、利方宜しく見ゆるに付、久留米侯にて、其仕方に馴たる中國浪人を抱、領主の入用を以、車を數多拵、村々へ渡し、踏方等を右之者巡村して教諭致し、田每に仕掛たる處、水は柄杓にて入、田にも移れども、桶にて汲上るより遙に劣り、悉田方及渴水旱損致に付、百姓共擧て願上、踏車相止み、元之汲水に成たり、

龍骨車

〔攝壤集中五穀農作〕龍骨車(レウコツシヤ)

〔易林本節用集利器財〕龍骨車(リウコツシヤ)

〔多識編 五灌漑〕翻車 美豆久留末、龍骨車也、

〔和爾雅 五器用〕翻車(ホンシヤ) 水車、同龍骨車也、

〔和漢三才圖會 五十七水〕龍骨車　翻車　水車　俗云利宇古之

龍骨車、魏略云、馬鈞居京都、城內有地可爲園、無水以灌之、乃作翻車、令童兒轉之、而灌水自覆、今田家天旱時、引水漑田者此也、

〔類聚名物考 調度二〕翻車　みづはじき

機關のしかけにて、こなたよりあなたの方へ水をひく也、たとへば下所より高所へ水を引の類ひなり、又龍骨車、俗云龍土水のたぐひをもいふべし、或は水鐵炮などもいふなり、

龍骨車 俗云 りうこし　龍吐水

〔成形圖說 十二農事〕利宇古志 即龍骨車の約語なり○中略

日本後紀、天長六年夏五月、太政官符曰、大納言安世作水車云々、以爲農業之資、其以手轉、以足踏、服牛廻等、各隨便宜、若有貧乏輩不堪作備者、有司作給、今按に、以手轉は龍尾車の類にて、輪軸(マキロクロ)のごとく、以足踏は卽龍骨車也、服牛は牛轉翻車なり、

〔百姓傳記 五〕一龍骨車、ひくき處より高き田畠に水をまきあぐるものなり、方一尺にも、また一尺三四寸にも、檜杉梅の類なるかろき木を以、九尺にも二間にも三間にも箱をさして、上一方を明て、水をつくる小板をからぐり付る、則箱の下を水にひたし、上のかたには、ろくろ木を仕つけて、男女にかぎらず水をくりあげ、田畠にかくるからくりの小板には、けやき、つき、せんだん、楠板を用てよし、ことゞゝくほねを折によりて損じ安し、今五畿內、近江國、揔て平安城ちかくの土民よくつかひ得たり、日損に望み、水をかへるに德分多し、國々處々の大工手本なしに拵がたし、

〔農政全書 十七水利〕翻車、今人謂龍骨車也、魏略曰、馬鈞居京都城內、有田地可爲園、無水以灌之、乃作翻

龍尾車

車、令兒童轉之、而灌水自覆、漢靈帝使畢嵐作翻車、設機引水、灑南北郊路、則翻車之制、又起于畢嵐矣、今農家用之溉田、其車之制、除壓欄木及列檻樁外、車身用板作槽長可二丈、闊則不等、或四寸至七寸、高約一尺、槽中架行道板一條、隨槽闊狹、比槽板兩頭俱短一尺、用置大小輪軸、同行道板、上下通週以龍骨板、繫在其上、大軸兩端、各帶枴木四莖、置於岸上木架之間、人憑架上踏動枴木、則龍骨板隨轉、循環行道板、刮水上岸、此翻車之制、關楗頗多、必用木匠可易成造、其起水之法、若岸高三丈有餘、可用三車、中間小池倒水上之、足救三丈已上高旱之田、凡臨水地段皆可置用、但田高則多費人力、如數家相博、計日趨工、俱可濟旱、水具中機械功捷惟此爲最、

〔國花萬葉記六之三攝津〕諸職人商人買物所付いろは分り

龍骨車 天滿橋より一丁北、同 天神橋より北、

〔成形圖說十二農事〕龍尾車は、河濱にて水を引揚るの器なり、累接して水を上れば、山にもあらしむべし、是一人の力を以て田二十畝をうるほすの功を達すべし、此ものの內に螺旋の孔道あり、外は圜して水を洩さず、水旋に轉り升る、長一丈なれば、水の高六尺、是三四五の句股の法あり、これを失なへば水升らず、橫斜の度あり、一人まはす、

〔草茅危言三〕龍尾車ノ事

龍尾車ハ武備志ニ見ユ、往歲家弟其製ヲ考ヘテ、試ニ少サク造リ見シコトアリシ、低キ所ノ水ヲ高キ所ヘヒキ上ル道具ナリ、軍中ニテ用水ヲ貯ル爲ニ用ヒ、移シテ農務ニ用テ甚ダ便ナルモノナルベシ、其制一圓木ノ長サ六尺許ナルヲ軸トス、其上ノ長短ハ意ニ任スベシ、コノ軸ノ木ノ本末ヲ少シ殘シ、斜ニ漕ヲ鑿チ、本ヨリ末ニ及ビ、螺纏シテ昇リテ、圓木ノ巨細ニ從ヒ、漕ノコフバイノ分量アリ、枝ヲ以テ齒ヲ造リ、漕中ニ密比シテ、齒ノ高サ數寸、圓形ヲ存シ、ソノトヲ板ニテ包ミ、滲漏ナキヤウニシテ、外形ハ一大筒ヲナス、上下ノ筒ハ螺纏ノ事ユエ、ソノ四分ノ三ハ自カラ寀

ガリ、ソノ一ツ自カラ斜メニ一孔ヲ通ズレバ、下孔水ヲ吸ヒテ、上口水ヲ吐ク設ケヲナス、別ニ雙柱ヲ立テ、一柱水ニアリ、一柱陸ニアリテ、斜ニ筒ヲ架シ、軸梢ニ手ヲ付テ運轉スルコト龍骨車ノ如クスレバ、下孔ヨリ入タル水、次第ニクリ上ゲテ上孔ヨリ出ルナリ、龍骨車ハ水ヲ引ク勢ヒハゲシク、水モ多クアガレドモ、アトヘ戻ル水モ亦多シ、又兩人カヽリテ力ヲ勞スルコト甚シク、小シク挽メバ水ミナ流レ落テ用ヲナサズ、コノ車ハ只一人ニテ、シカモ力ヲ勞セズ、勢ハ緩キ樣ナレドモ、筒中ニ入タル水ハノコラズ上出シテ、一滴モアトヘハ戻ラズ、又龍骨車ハ力ヲ用ルコト多キ故、五人モ六人モ手代リナクテハ終日用ヒガタシ、コノ車ハ力ヲ勞セヌ故、唯一人ニテ終日ツカルヽコトナシ、故ニ數筒並ベテ數人カヽリタラバ、水ヲ得ルコト幾倍ナルベキ、又龍骨車踏車ノ類ハ、下ニ水多ナクテハ功ヲ施シガタシ、コノ車ハ下ニ壓ニ筒口ヲ容ルホドノ水アレバ、ソノ水殘ラズ引上ラルベシ、故ニ上二段ニ水タマリヲ拵オキ、數筒ヲ連子テ是ハ引ナバ、少シノ水ニテモ、イカホド高キ所ヘ取ルコトモ自由ナリ、是旱暵ノ時ノ大益ナルベシ、今コノ車數十百ヲ製シ、農戸ニ給シテ用ヒサセ、民ソノ利ヲ知テ、面々ニ作リ用ル樣ニナリナバ、ソノ益鴻大ナルベシ、タヾ民ハ與ニ始テ慮ルベカラザル者ナレバ、初ニ上ヨリ給セズシテ、令シテ造ラシメテハ行ナハレガタカランノミ、

〔農政全書十九水利〕用江河之水爲器一種

龍尾車記曰、龍尾車者、河濱挈水之器也、治田之法、旱則挈江河之水入焉、潦則挈田間之水出焉、治水之法、淺涸則挈水而入方舟焉、疏濬則挈水而出舂鍤焉、不有水之器不得水之用、三代而上、僅有桔槔、東漢以來、盛資龍骨、龍骨之制、日灌水田二十畝、以四三人之力、旱歲倍焉、高地倍焉、駕馬牛則功倍、費亦倍焉、溪澗長流而用水、大澤平曠而用風、此不勞人力自轉矣、枝節一蔆、全車悉敗焉、然而南土水田、支分櫛比、國計民生、于焉是賴、郎茲器所在、不爲無功已、獨其人終歲勤動、倘

憂衣食、至北土旱災、赤地千里、欲拯斯患、宜有進焉、今作龍尾車、物省而不煩、用力少而得水多、其大者、一器所出若決渠焉、累接而上、可使在山、是不憂高田、築爲堤塍而出之、計日可盡、是不憂潦歲、與下田、去大川數里數十里、鑿渠引之、無論水稻若諸水生之種、可以必濟、卽黍稷菽麥木棉蔬菜之屬、悉可灌漑、是不憂旱、濬治之功、出水當五分之一、今省十九焉、是不憂疏鑿、龍蟠之斗、旱熯之年、上源枯竭、穿渠旁引、多用此器、下流之水、可令復上、是不憂漕也、蓋水車之屬、其費力也以重、水車之重也、以障水、以帆風、以運旋本身、龍尾者、入水不障水、出水不帆風、其本身無銖兩之重、且交纒相發、可以一力轉二輪、遞互連機、可以一力轉數輪、故用一人之力、常得數人之功、又向所言、風與水能敗龍尾之車也、在鶴膝斗板、龍尾者、無鶴膝、無斗板、器居水中、環轉而已、湍水疾風、彌增其利、故用風水之力、而常得人之功、若有水之地、悉皆用之、竊計人力可以半省、天災可以半免、歲入可以倍多、財計可以倍足、方于龍骨之類、大略勝之、然而千慮之一、以當起予可也、智士用之、曲盡其變、不盡方來、或者無煩覼縷焉、

龍尾者、水象也、象水之宛委而上升也、龍尾之物有六、一曰軸、軸者轉之主也、水所由以下而爲上也、二曰墻、墻者以束水也、水所由上也、三曰圍、圍者外體也、所以爲固抱也、四曰樞、樞者所以爲利轉也、五曰輪、輪者所以受轉也、六曰架、架者所以制高下也、承樞而轉輪也、六物者具、斯成器矣、或人焉、或水焉、風馬牛焉、巧者運之、不可勝用也、

鼈車

〔成形圖說 十二 農事〕鼈車は、山陽道わたりにて水田に用る器也、方一間許の箱の底を咬違に開たるを、川に臨み淺く伏て、箱中に蝶鋏の板を箝、柄を附て押ときは板窄り引ば板開くやうにして、水其勢につれて升るなり、柄の端に拐あり、

玉衡車

〔昆陽漫錄 三〕玉衡車

今流行スル水アゲハ、農政全書ニ載ル玉衡車ナリ、圖ノ如シ、〇圖略

〔農政全書十九水利〕用井泉之水爲器二種

玉衡車記曰、玉衡車者、井泉挈水之器也、既遠江河、必資井養井汲之法、多從綆缶、饔飱朝夕、未覺其煩、所見高原之處、用井灌畦、或加轆轤、或藉桔槹、似爲便矣、乃俛仰盡日、潤不終畝、聞三晉最勤、汲井灌田、旱暵之歲、八口之力、晝夜勤動、數畝而止、他方習惰、既見其難、不復問井灌之法、歲旱之苗、立視其槁、饑成已後、非獰則流、吁可憫矣、今爲此器、不施綆缶、非藉轆轤、無事桔槹、一人用之、可當數人、若以灌畦、約省夫力五分之四、高地植穀、家有一井、縱令大旱、能救一夫之田、數家共井、亦可無饑餓流亡之患、若資飮食、則童幼一人、足供百家之聚矣、且不須俛仰、無煩提挈、略加幹運、其提若抽、故煙火會集之地、一井之上、尙可活一郛民也、

玉衡者、以衡挈柱、其平如衡、一升一降、井水上出、如趵突焉、玉衡之物有七、一曰雙筩、雙筩者、水所由代八也、二曰雙提、雙提者、水所由代升也、三曰壺、壺者水之總也、水所由續而不絕也、四曰中筩、中筩者、壺水所由上也、五曰盤、盤者中筩之水所由出也、六曰衡軸、衡軸者所以挈雙提下上之也、七曰架、架者所以居庶物也、七物者備、斯成器矣、更爲之機輪焉、巧者運之、不可勝用也、

注曰、趵突、泉水上出也、

〔成形圖說農事十二〕玉衡車は、井泉の水を挹(クミ)引くに、水彈の製のごとくにして、田畝の旱のあるに、一井を以て水を灌げば數畝を濕べし、一人もて一器を動せば、百泉逆上して高に升り、いかなる大旱ありとも、數井を合て人力相代り汲取らば、數町の田をも乾涸(カラサ)ざる也、是江河泉澗の水をして、高岡の上に越さしめ、屈曲の盤道をも致しむべきの機巧なり、

〔農具便利論下〕茲に浪華薩摩ぼりなる中村何某といえるぬし、素より予〇大藏永常も知己なりし、ゑかるに此人諸侯の用を達し、いとくらからざる身にしあれど、常に農夫の勞するを深く憂ひ、水利の一助ともならんもやと、水車の便利を種々工夫し、そが中に牛をもて牽しむるに、數丈の高

龍吐水

きに水を揚る事のいとやすき一條を告〔つく〕○告恐造誤り給ふ、予是をもて試るに、後世はいざしらず、此牛車よく人力を省き、多くの水を高く揚るには、其益又尠なからじと、予がこたびつゞりたる農具便利論に加て、諸國の農夫に示し給はゞ、陰德是より大なるはなかるべしと進しかば、斯ることはいと嗚呼がましき事ながら、農家の聊一稗益にもならんは平日希ふ所也、頓に梓に壽し、水利の一助に備てよと、予に託しけるを左に圖する者也、

激龍水の圖○圖略　高一丈五尺ニ而、水上ルこと晝夜ニ三千五百石餘、

〔成形圖説十二農事〕恒升車は、俗言龍吐水也、然かるに此製は、革或は布にて嚢をこしらへ、筒のやうして幾十間にても繼たて、其下の一端を井泉の底に浸〔ツケ〕て、左右より鞴〔タヽラ〕ふむごとして水を吸昇せ、其上の一端をば、おもふ所へ振つけ灌ぎかくるなり、是龍尾車等の及ざる所の壁立深淵の水にても、此器を以てすれば、山にさかのぼらせ、又岡にも迸しむべし、其嚢には桐油をひしと塗堅めて水を洩さず、もとより嚢なれば、屈伸自由に紉〔シナ〕へ沿〔ツタ〕へるがゆゑに、高遠嶮岨の田所ともえらばず、水升り届ずといふことなし、此和蘭の製にて、著名スポイトといへり、

〔農具便利論下〕ブランドスポイトの圖○圖略

爰に圖するスポイトと號する水あげ道具は、天明の頃、紅毛もち渡りけるを、浪花某氏もとめて、銅山の水拔、且は非常用具の爲、此器にならひて、時計師井手左平直政、長男文左衛門興正、次男斧次定興、右三人の上工をして數多造らしむ、其妙用蘭物と同じく、丘山を越超事いとやすし、

右に圖するブランドスポイトの用法は、谷をへだて、あるいは山の向ふに對せし田地、又高燥の田地の水の手乏しく、旱魃の憂ある土地に、此スポイトを仕掛て、山を越させ水を遣には、元蘭製に倣ふものなれば、水勢大いにして格別也、先溜池或は流水にても、いづれ水の手ある所へ、此水

桔槹

器をすへ置、吸口の布䘏を水中へ浸漬し、また吐口の布䘏を高燥へ引上、屈曲出沒羊腸の所は、地勢に隨ひ布䘏を自在に繞し、扨所々に抗をうち、布䘏のずりおちざるやう備へ䍜て水を遣るときは、たとへ高山にても、三寸計のかうばいにて、六七十間は水快通する也、其心得を以て、彌遠方へ水を通るには、中途にて又スポイトを加へて仕懸、布䘏を接足せば何程の遠方へも水を通達するに自在也、

〔倭名類聚抄 十一 水〕桔槹　辨色立成云、桔槹、鐵索井也、結高二音、和名加奈豆奈爲

〔箋注倭名類聚抄 一 水 土〕按、莊子天運篇、子獨不見夫桔槹者乎、引之則俯、舍之則仰、天地篇、鑿木爲機、後重前輕、挈水若抽、數如泆湯、其名爲槹、釋文、司馬李云、桔槹也、禮記曲禮、奉席如橋衡、鄭玄注、橋井上㮑槹也、衡上俯仰者、釋文作挈皐云、依字作桔槹、見莊子、史記信陵君傳、北境傳擧烽注、文穎曰、作高木櫓、櫓上作桔槹、桔槹頭兜零、以薪置其中、謂之烽、常低之、有寇卽火然、擧之以相告、漢書郊祀志、通權火、注、張晏曰、權火烽火也、狀如井挈皐矣、其法類稱、故云之權火、太平御覽引通俗文云、機汲曰桔槹、通致以上諸書、桔槹之狀可知、蓋今俗所謂挑瓶是也、辨色立成以爲鐵索井、可疑、古桔槹、或用鐵索歟、未得其證、說文無槹字、按說文、桔一曰直木、橋木梁也、蓋直木爲機、如橋梁、以汲井水、故謂之桔橋、或假借挈皐字、俗或从木作槹也、

〔和漢三才圖會 五十七 水〕桔槹　𣗳槹　機械　和名加奈豆奈爲　鐵索井、今云波禰豆留倍、

物原云、伊尹始作桔槹、以機汲水之具也、

莊子云、子貢過漢陰、見一丈夫爲圃畦、鑿隧而入井、抱甕而出灌、用力多而見功寡、子貢曰、有械於此、一日浸百畦、鑿木爲機、後重前輕、挈水若抽、數若沃湯、其名曰桔槹、

按桔槹、子貢以前既有之、而識者少、於此歎之乎、

〔百姓傳記 五〕一はねつるべの事、杉か、さわら木か、ひの木を以、水の三升程入樣にこしらゆべし、た

戽斗

かさもほそく、桶子もうすくかろくすべし、また曲ものにもせよ、兩方へ繩をつけ、二人して水を高き田へはねあぐる桶なり、ひくきよりひくき處へ水をかへるは、桶大きにして德あり、ひくき池川よりも高き田畑に水をあぐるは、二升入程にして、段々つるべをつきて、はねさするに、五丈拾丈にしても、あがらずと云事なし、緖を付からげやう、筆紙にのべがたし、國々里々にて能しれり、

〔農政全書十七水利〕桔槔、挈水械也、通俗文曰、桔槔機汲水也、說文曰、桔結也、所以固屬、槔皐也、所以利轉、又曰皐緩也、一俯一仰、有數存焉、不可速也、然則桔其植者、而槔其俯仰者與、莊子曰、子貢過漢陰、見一丈人、方將爲圃畦、鑿隧而入井、抱甕而出灌、搰搰然用力甚多、而見功寡、子貢曰、有械於此、一日浸百畦、鑿木爲機、重前輕、挈水若抽、數如沃湯、其名爲槔、又曰、獨不見夫桔槔者乎、引之則俯、舍之則仰、彼人之所引、非引人者也、故俯仰不得罪於人、今瀕水灌園之家、多置之、實古今通用之器、用力少而見功多者、

〔中山傳信錄六器具〕耕器

高田惟仰雨澤、下田層列引泉下漑、其江湖通潮者、皆鹵不可漑、故無桔槔戽斗諸具、

〔多識編五灌漑〕戽斗美豆久美

〔和爾雅五器用〕戽斗ナゲツルベ　戽桶同

〔和漢三才圖會五十七水〕戽斗陡呼　俗云奈介豆流倍

三才圖會云、凡水岸稍下不容置車、當旱之際、乃用戽斗、繫以雙繩、兩人掣之、抒水上岸、以漑田稼、其斗或柳筲、或木罌、

按、舟中抒水器、亦名戽斗、同名異物也、

〔農具便利論下〕取桶　一名ふりつるべ、國所にて名かはるべし、

口八寸五分、又八九寸立同じ、板は赤杉のまさにて造、板厚さ二分、各貫を入る、手なわ、水の淺深にて長短あり、

爰に圖(○圖略)する振釣瓶は、諸國にも年久しく用ひ來れども、其製作を考ふるに、元來桶の板厚くして手重くみえたり、今畿内に用ゆる桶は、世間に用ゆる釣瓶よりは稍大形にも見ゆれども、其材を至て吟味して、年久しく枯しおき、手薄く造りなす故に、尤手輕くして、人力自ら勞煩すくなし、

〔農政全書十七水利〕戽斗、挹水器也、唐韻云、戽、抒(上與切)也、抒水器挹也、凡水岸稍下、不容置車、當旱之際、乃用戽斗、控以雙綆、兩人挈之、抒水上岸、以漑田稼、其斗或柳筲、或木罌、從所便也、

玄扈先生曰、此是岸下不必置車、或所用水少、權作此耳、若以漑田、卽岸下亦是置車爲妙、

追馳

〔農術鑑正記凡例〕追馳(ついはせ)　田へ水を取入るに、一人してかへ入、大にはやし、人力ついゑず、竹三本立、ついはせをつるなり、四五尺高き田へも水汲入る也、

〔耕稼春秋農具七〕ついはせ

是はごみを上るために溜の水をかゆる物也、ごみ上のごとくにして大成物也、或ふちをまげ物にもする、又は木をさしても、代銀三匁五分也、

泥上

〔耕稼春秋農具七〕ごみあげ

溜江の泥を上る物也、ちりとりの如くに箱を指、柄を付也、代銀壹匁七八分也、但江の深に不用、江淺き所に用、諸江村近邊に有、

水カキ桶

〔農具便利論中〕水かき桶　そこぬけとよべり、嫩菜るいに水かくる具、

此水かけ桶を用ゆるは、京大坂の近村のみにして、他國に用ゆるを見ず、譬ば夏日旱魃の時は勿論、秋といへども、作物に隨ひ水をかけざれば、出來惡敷者あり、總じて三都に近き農家は、多く菜

蔬を作り出せば、此具なくて叶はざる也、畿内にては、藍木綿菜類、其外のもの、苗いまだ二三寸にたらざる時は、至て大事なるものにて、手當せざれば生のぼらず、譬ば砂地に種るに、二寸計芽を出したる時、杓にて水を打かくれば、水のためにおしたをされ、砂は脇へちりて苗の根をあらはし、却而痛とはなる也、此桶に水を入荷ひて、底の穴にたれたる木綿の長き袋を苗の上にあて、栓の柄を引あぐれば、水は木綿の袋を傳ひて程能出るゆへ、水少しも散ず、其苗の根を潤し、水も費へざる也、旱魃は勿論、砂地にては、一升の水すらたやすき事にあらざれば、一滴にても水の費なきやう謀るこそ、おのづから天理にもかのふべけれ、

足桶

〔農具便利論中〕足桶　冬ねぶか大こん等を洗ふに用

此足桶は、寒中に葱胡蘿、葱、大根等を河にて洗ひ、市に出す人用ひねば叶はざるもの也、先あらはんとする時、是を兩足にはき、すげたる所の繩を手に持、河へ入て洗ふに、足ぬるゝ事なければ、こごへず仕業もはかどり、至極重寶なる具なり、

擔桶

〔倭訓栞前編十四多〕たご　潮桶尿桶をいふは田籠の義也、擔桶也、江戸にになひといふ、伊勢に尿桶をたごといひ、水桶の荷ふべきをになひといふ、

〔百姓傳記五〕一こゑ桶の事、ほそながく酒樽のごとく、檜、さはら、杉にてゆはせ、つよくすべし、牛馬におはせ、田畠にこやしをはこび、また遠方より不淨を求めとる桶なり、一つに水三斗入程にしては、牛馬に二つづゝをはせ、一斗四五升入にしては、四つ付にこしらへよ、たがも子もふたも、丈夫なるがよし、何國も同事なれども、山中むきにはすくなし、

一こゑ荷桶、杉か、さはらを以、たがほそくかろくゆはせたるがとくなり、日々に田畠にいろ〳〵のこやしをはこぶゆへ、桶重きはつゐゑあり、一方に水一斗七八升貳斗入にこしらへべし、水こやしのおもさ壹斗は、五貫目に及ぶとこゝろへよ、諸國共にこしらへやう同前なり、結が折々き

る、物なり、わか竹をへぎ、日にほし、しなばかし、三ッぐりの縄に打て付るに、つよく、しやつきとしてよし、今京都大坂江戸にて多くこしらへ賣なり、

〔耕稼春秋農具七〕馬桶

こゑを入て馬に付る桶也、一駄二ッ付、代銀、杉にて拾三匁、槇にて九匁、一駄に四つ付の代銀、杉にて拾六匁、槇にて拾三匁也、

擔桶

なるを荷桶也、一番桶一荷、代銀杉にて四匁五分、槇にて三匁也、二番桶一荷、杉にて三匁五分、槇にて貳匁五分、三番桶一荷、槇にて一匁七八分也、　壹荷は二つ也　壹番桶壹尺二寸とう返シ、三番迄一寸おとり、

溜桶

〔耕稼春秋農具七〕溜桶　こゑを入置桶也　三尺物、代銀拾匁、拾貳荷入、　四尺物、代銀貳拾目、廿四荷入、　五尺物、代銀三拾六七匁入、　此外大百姓にては、六尺物迄も木にて仕る、

古事類苑

産業部五

農具下

稲機

〔伊呂波字類抄 伊 雜物〕稲機 イナキ、懸稲木也

〔多識編 五 杷朳〕喬扦 伊禰加介

〔和漢三才圖會 三十五 農具〕喬扦 稲城 俗以奈木

三才圖會云、喬扦挂禾具也、取竹長短相等者三莖、上用篾縛之、於田中上控禾、

麥笐 今云稲乾笐

三才圖會云、笐架也、竹竿也、以竹木構如屋狀、若麥稲等穫而束之、悉倒其穗控於其上、久雨之際不致鬱浥、

〔農政全書 二十二 農器〕笐架也、集韻作杭、竹竿也、或省作笐、今湖湘間、收禾並用笐架懸之、以竹木構如屋狀、若麥若稲等、稼穫而蘊 音蘊 之、悉倒其穗、控於其上、久雨之際、比於積垜、不致鬱浥、江南上雨下水、用此甚宜、北方或過霖潦、亦可倣此、庶得種糧、勝於全廢、今時載之、冀南北通用、

喬扦 音干 挂禾具也、凡稲皆下地沮濕、或遇雨潦、不無渰浸、其收穫之際、雖有禾穗、不能臥置、乃取細竹長短相等、量水淺深、每以三莖為數、近上用篾縛之、叉於田中、上控禾把、又有用長竹横作連脊、挂禾尤多、凡禾多則用笐架、禾少則用喬扦、雖大小有差、然其用相類、故并次之、

〔倭訓栞 前編 三 伊〕いなぎ 三才圖會にいふ麥笐をもよべり、稲木の義なるべし、稲をもかけほす、四

國邊にあることなり、

掛干臺の名を稲機ともいへり類聚三代格承和八年の官符に見へたり

〔豐稼錄〕掛干の論

畿内にてははせと云、だてと云、北國邊にてははさといへり、おもふに古歌にいへるはての轉訛せしものなるべし、○中略或は是を稲木といへる所もあり、畿内邊北國にては、田の畦に榛の木をうゑ、その木と木に竹を結付、又其上にはゆひつけ、是に株を上に穗を下に懸てほす也、これをのろせにかくるとも、のろしにかくるとも云國あり、所々にて名かはるべし、

〔類聚三代格〕八太政官符

應設乾稲器事

右被右大臣宣偁、國以民爲本、民以食爲天、是以春雨初降、老弱赴畝於東、秋露稍飛、丁壯收穀於西、保玆五穀、濟彼萬事、如聞諸國百姓所營稼穡、偏恃陽景、既忘霖雨、如逢雲影難霽、雨足不歇、置稲中庭、見之且飢、庶民甚悲、一至於玆、大和國宇陀郡人、田中構木懸曝種穀、其穀之燥、似當火炎、俗名謂之稲機、今諸國往々所有在焉、宜仰諸國廣備此器、專緣利人、不得疎略、

承和八年閏九月二日

〔政事要略〕五十三應禁斷官物未納前運稲京内事

右得山城國解云、○中略今國司始爲收早稲巡撿城邊農業下部、希苅獲之稲機懸運、或門裏積置、或曳運、雖國知不可、然而不能輙拘制、○中略

延喜三年九月四日　　右大史御船宿禰有方奉

〔夫木和歌抄〕十二秋田家集　　大納言經信卿

きりはるゝ門田の上のいなはたのあらはれわたる秋の夕風

〔曾禰好忠集〕五月中
山賤のはてにかゝりほす麥の穗のくだけて物をおもふころ哉
〔藻鹽草三地儀〕田 はてゆふ いねかくろ木也
〔倭訓栞前編二十四波〕はて はつ木をはてともいふ、羽手の義にや、
〔和漢三才圖會三十五農具〕稻扱 稻扱俗字 以奈古岐 俗云孀倒 古介太乎之 呼孀稱後家
按、古者扱麥稻穗、以二小管通繩繫握持之、挾扱穗也、至秋收時、則近隣賤嫠孀婆、爲之所傭以得飽、而近年製稻扱、其形如狹牀机、植竹大釘數十、微似馬齒杷、搭穗拖、其捷十倍於扱竹、故孀婆失業、因名後家倒、又近頃以鐵爲齒、名鐵稻扱、
耘杷 三才圖會云、以木爲柄、以鐵爲齒、用耘稻禾、
按耘杷、卽今云稻扱也、拖杷亦其用不遠、
〔和泉志二大島郡〕𢷋杷俗呼倒寡、元祿中、高石大工邑人始造、其製橫木爲臺、長可三尺、四脚斜支、短前脚、高與臺長聰、仰列扁釘二十齒、齒五六寸長、投束稻插入齒縫一扯、去蒃、一日可收三十束、工大省、
〔成形圖說十三農事〕稻𢶍俗に𢶍亦扱に作る、按、和泉志等には、三才圖會の拖杷の字を假て稻𢶍に充たり、然ども圖譜を按に、此器と異なり、
寡𡟎俗言後家倒、亦後家泣せ、凡古昔稻穗を𢶍扱もの、二つの管を手挾て穀を落せしを、此物製出してより、日に數千斛の穀を落て、尤便捷を得がゆゑに、寡婦孀婆人に傭はれて稻𢶍するの生活を失ひ遺秉の利なきがゆゑに此目あり、○稻管是大むかし稻粮落せし器なり、其粮を去に、いとねむごろに弊なければ、今にも種子を揮み落には、此ものにて一穗二穗ツヽすごき取れり、
〔物類稱呼四器用〕稻扱いなこき 京江戸共に、いねこきと云、畿内にてごけたをしと異名ス、越後にて、ごけなかせと云、上野信濃にて、せんだこきと云、下野佐野にて、からはしと云、奥の津輕にて、せんこきと云、遠江にてかなこばし、江戸田舍にて、かなごきと云、西國にて、せんばごきと云、今按に、畿内にて後家たをしと異名せしは、昔は篠竹を三寸計に切て、鳥の嘴の如く製て掌の中にをさ

萬力
連枷

めて、いねをこきし也、近世鐵をもて制たる便利なる物有て、孀婆の業を失ひしに似たり、よつて名とす、

〔農具便利論 中〕此麥こきは、〇圖略稻こきよりはるか後に、畿内にて作り出せし物とみへて、いまだ諸國に用ひざる所あり、右に圖するごとく、壹間又壹間半のものありて、多人數立幷びて稻こく如くして、去かふして筵に廣げ干て、唐竿にて打おとすこと也、其國所にて、麥場に打當て打おとす所あり、畿内にても如此仕來しを、此麥こき出來て、其事は止ぬ、いまだ用ひざる所にては、此圖にならひて造り用ひ給へかし、

〔農術鑑正記 凡例〕萬力　此齒は鐵又竹をわり、燒かため付る、籾をこなす道具也、

〔倭名類聚抄 十五 農耕具〕連枷　陸詞切韻云、連枷音加、和名加良佐乎、打穀具也、釋名云、枷加也、枷於柄頭、所以撾陟瓜反、打也、穗出穀也、或曰、羅枷三杖而用之、

〔伊呂波字類抄 加 雜物〕連枷カラサチ農具也

〔多識編 五 杷杁〕連枷毛美加知

〔東雅 九 器用〕連枷カラザヲ〇中略　此器また韓地より傳へし所とみえたり、サヲは竿也、

〔和漢三才圖會 三十五 農具〕連枷　枷音駕　欇殳　僉音籤　棓音旁　柫音弗　柍音英　桲音孛　和名加良佐乎

釋名云、枷加也、加於柄頭、所以撾穗出穀也、方言云、僉所以打穀者、宋魏間謂之欇殳、自關西曰棓、或曰柫、齊楚江淮之間曰柍、或謂之桲、

三才圖會云、其制用木條四莖、以生革編之、長可三尺、濶可四寸、　又有以獨梃爲之者、皆於長木柄頭造爲擐軸、擧轉之以撲米也、

〔類聚名物考 調度 三〕柫　からさを　連枷和名抄〇中略

意ふにからさを歟、江戸西邊土の人は、ぐるり棒といふ、上に轉機有てめぐる故にいふ也、

臼

〔成形圖說 農事十三〕柄竿和名抄 枷古語拾遺、延喜式儀具に加世伎といふあり、形相似たればしかいへり、　輪杵　穀搗　旋轉　振撥　轉棒　車棒〇中略
此ものは、兩の竹の頭を孔して橫木をもて、鉗鑷の如き軸ぬきつゝ、柞の條或は破竹などを二に折曲、棒の頭につけるなり、三才圖會には、木條四莖を生革にて編と云、

〔物類稱呼 器用四〕連枷からざほ穀をうつの具也　京にて、まひぎねと云、東國にて、くるりと云、越後にて、ふりばいと云、中國及四國にて、からざほと云、肥後にて、ぶりこと云、

〔倭名類聚抄 木器十六〕臼　四聲字苑云、臼巨久反、上聲之重、和名宇須、舂穀器也、

〔伊呂波字類抄 雜物字〕臼ウス舂穀器也

〔書言字考節用集 器財七〕搗臼カチウス　搗臼ツキウス

〔日本釋名 雜器下〕臼　うつ也、米をうつなり、つとすと通ず、

〔東雅 器用十一〕臼ウス〇中略　ウスとはウは大也、スは窠也、たとへば漢に窠臼などいふがごとくに、其形の鳥窠のごとくにして、大きなるをいふ也、〇中略　また國樔人の歌に、橫臼といふもの見えたれば、タチウスといふものも古よりありしとみえたり、

〔和漢三才圖會 農具三十五〕臼杵　臼音求　和名宇須　臼字下畫相連、與臼音菊字不同、
易繫辭云、黃帝堯舜作杵臼、斷木爲杵、堀地爲臼、
字彙云、古者堀地爲臼、後穿木石也、
　按、臼舂穀器也、今用松木肥脂者作之甚佳、五葉松亦良、大抵高一尺八寸、其周匝任木大小、

〔倭訓栞 前編四字〕うす　臼をいふ、打窠の義成べし、すは物を入るよりいふ詞也、三才圖會、主磨臼腈注磨臼眼と見えたり、此邦の稱もまた同じ、橫臼あり、竪臼あり、橫臼は古事記に見ゆ、唐臼と呼はすりうす、土礱木礱也といへり、

〔成形圖說農事十三〕宇須古事記　竪臼蓋いにしへは磐を横臼といひ、竪臼は横臼に對へいへり、　舂臼　幾杵書紀節　幾禰　打木

臼黃帝內傳、帝既斬蚩尤、因拠杵臼、　柏子義楚六帖　石臼後漢書、今石臼石杵あり、以藥を搗く、是碓の漸なり、諺に碌々執泥の事を石臼藝と呼べり、　杵同上

宇須は打窠の義、或謂、宇は搗なり、須は磨なり、一名に兩物なり、猶今磨搗といふがごとし、又上圓く下棱て、中稍細く、杵は直にして、兩端太きを搗臼搗杵と云、字林、直舂曰搗、卽杵なり、又圓して筒のごとく、其槌は上の方短きものを撫臼撫杵と云、楊升菴集、臥杵、卽手杵なり、貞觀儀式に、臼には某腰、杵には某枚とあり、

〔段注說文解字七上〕臼、舂臼也、各本無臼字、今補、杵下云、舂杵也、則此當云舂臼也明矣、引伸凡凹者曰臼、　古者掘地爲臼、見易繫辭傳、蓋黃帝時、雍父初作、如此、　其後穿木石、或穿木、或穿石、　象形、象木臼石臼也、　中象米也、所舂也、其九切、

〔耕稼春秋農具七〕臼

半俵から代銀四拾目、或は三十五匁也、

〔百姓傳記十五〕一立臼と云ものは、如何なる家にも一から二からなくて不叶ものなり、國里に依て種々に形を拵へうちて用れども、其つく物かづ物の品々、早くつけ早くかてるやうに拵へ用ること專一なり、色々木を以てうてども、老木の松に越る木なし、諸木共に用れども、つくもの、品々折碎け、併も捗行ず費へあり、雜木の類を用たるには底を深く堀り、こえ松を以、うすこを新敷き內より入て使うべし、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

始各釀小齋院御酒、次各受大膳職水戸五口、都婆波四口、酒缶二口、陶臼二口、〇下略

〔成形圖說農事十三〕陶臼貞觀儀式

按、是燒物の臼にや、延喜神祇式に數所載れぬ燒物にては、米去らぐべくも覺はれねど、祠具の米は、眞精にあらざるがゆゑともいへり、

〔延喜式齋宮五〕年料供物　臼八口、瓶五口、〇中略　註叩戸十四口、

〔延喜式踐祚大嘗祭七〕凡應供神御雜器者、神語曰由加物所司具注所須物數預前申官、〇中略

尾張國所造、〇中略　陶臼八口、　備前國所造、〇中略　陶臼卅口、〇中略

凡舂黑白酒料米者、造酒兒先下手、次諸女共舂、〇中略　國別所須〇中略　臼四腰、杵八枚、箕八枚、〇下略

〔延喜式民部二十三〕凡諸司年常所須、瓲臼箕杵匏槽甍籠畳簀者、省卽撿收、隨官符到便卽分充、自非破損不得輙換、年終總計、如有剩者、廻充後年、

〔延喜式民部二十三〕交易雜器

山城國〇中略　臼十腰、杵十五枚、〇中略　大和國、〇中略　臼三腰、高各二尺二寸、徑二尺一寸、杵六枚、長各三尺〇中略　河內國、〇中略

臼六腰、杵六枚、〇中略　和泉國、〇中略　臼三腰、杵六枚、〇中略　攝津國、〇中略　臼八腰、杵十四枚、

〔延喜式主計二十四〕備前國　調、〇中略　臼廿四口、

〔延喜式大膳三十三〕年料雜器〇中略　木臼八口、職三口、醬二口、侍從一口、菓子各　杵十六枚、職五枚、醬三枚、菓子三枚、大厨三枚、侍從二枚、〇中略

右職家料

〔延喜式大炊三十五〕供御年料中宮亦同　臼三腰、各高三尺、口徑二尺六寸、杵十枚、〇中略　右十一月新嘗會始用、迄來年新嘗會請換、但臼杵槽案隨損請受、

〔延喜式內膳三十九〕年料〇中略　木臼四口、二口舂鹽井楡等料、二口舂粉料、　杵八枚、舂雜物料〇中略　陶臼四口、

〔延喜式內膳三十九〕新嘗祭供御料　爐瓮臼各八口

〔年中行事秘抄十月〕亥子餠事

或記云、盛朱漆盤立紙四枚、居御臺一本上、女房取之供朝餉、次召藏人所、鐵臼入其上分、擣令爲猪子形、〇中略

右亥日餠本緣如此、奉供事藏人方沙汰候歟、外記不知也、但內藏寮進殿上男女房料餠各一折櫃以柳

臼杵等、於朝餉方令春御云々、仍言上如件、

〔日次紀事十月〕期月亥日、禁裏賜赤白黒小團餅於羣臣、謂之御玄猪、○中略女中御下頭伊豫局調進擣餅之木臼幷木杵、今日春之、

〔日本書紀九神功〕十三年二月甲子、命武内宿禰、從太子令拜角鹿笥飯大神、癸酉、太子至自角鹿、是日皇太后宴太子於大殿、皇太后擧觴以壽于太子、因以歌曰、○中略武内宿禰爲太子答歌之曰、許能彌企塢伽彌鷄武比等破、曾能菟豆彌、于輸珥多底氐、于多比菟菟、伽彌鷄梅伽墓、許能彌企能、阿椰珥于多娜濃芝、作沙、

〔東大寺小櫃文書下〕東大寺越前國桑原庄劵第一田地雜物坂井郡　天平勝寶七年

合買雜物廿一物　價稻四百五十四束○中略　宇。須。一要　直五束

〔東大寺小櫃文書下〕東大寺越前國桑原庄所□□田地　天平寶字元年

合定雜物貳拾貳種○中略　宇。須。二要　箕一舌

〔甲陽軍鑑十三品第四十上〕一或年一二月の間、打續雨降て、一日の内も空晴つくもりつ有つる日に、信玄公へ駿河今川殿より送まいらせらる、定家の伊勢物語を取出させ給ひ、御看經所の次の座にて是をよみ給ふ時、○中略信玄が若き時鷹野へ出て、在郷の家を見つるに、石。臼。と云物は、種々の用にたて共、百姓さへ座敷へはあげぬなり、さて又茶臼と云物は、茶を引一種なれ共、是は又侍の所にて、一入馳走いたす、信玄が見たては、家康が無能は茶臼、氏政氏眞手跡のよきと歌の作は、ただ石臼のごとしと、信玄公の御批判なり、

〔豐薩軍記八〕鶴ガ城合戰ノ事

去程ニ、島津中務少輔家久ハ、鶴ガ城ヨリ南方八町餘ヲ隔テタル、梨尾山ト云ケルニ陣營シ、軍兵ノ手配アリケル、○中略寄手イツマデタメラフベキ、去ラバ急ニ攻メ落セトテ、伊集院、新納、本庄、野

村、白濱、家久ノ勢、荒手ヲ入替々々、同十一日〇天正十四年十二月マデ、晝夜三日、息ヲモ續セズ攻立テ、塀ギハ近ク押寄スルヲ、弓鐵炮ヲ放チカケ、アタ矢ヲアラセズ討伏ル、〇中略其内ニ熊手長鎌ヲ以テ、竹東ニ打掛ケ引タリケル程ニ、難ナク十五六間引タヲセバ、築地ノ陰ニ兼テ置タル大石小石。臼。茶。臼。木臼ナド、數ヲ盡シテ投カクル、手負死人ノ出來シコト、算ヲ亂セル如クナリ、

〔毛吹草三〕攝津 立臼、

〔國花萬葉記六之二攝津〕諸職人商人買物所付いろは分

う 臼屋 齋藤町 同天滿川崎 石臼四橋ほり 同もみすり臼天滿鳥井となり

〔國花萬葉記七之下武藏〕江府名匠諸職商人

臼屋 木引町二丁 日本橋西かし 引臼屋 鎌倉がし 大船丁

〔新撰字鏡木〕杵 昌與反、春也、支爾、

〔倭名類聚抄十六木器〕杵 昌與反、岐爾、春槌也、

〔伊呂波字類抄雜物幾〕杵キ子 春槌

〔日本釋名下雜器〕杵 きハつき木、ねハ根也、つく所ハ根の方也、又きゞとも云、きゞハつき木也、

〔東雅十一器用〕杵キネ〇中略キネとは、上古之俗、木槌之類を呼てキといひしは木也、出雲國杵築社は、諸神宮所に參集りて杵築せられし故にかくいひしと、其國風土記にみえしがごとき是也、ネは根也、太古之俗、ネといひしもの、草木の根をのみいひしにもあらず、椎檣之末を椎根(シヒネ)といひ、比々良木八尋矛根(ヒヒラギノヤヒロホコネ)などいひしがごとき是也、其代には、舂くには、臼のほとりに鼓をたて、、鼙鳴して杵歌をたすけ、また酒を造るをも臼に釀する事にぞありける、此等の事、古事記、日本紀等にみえて、私記にも詳に釋してけり、

〔和漢三才圖會三十五農具〕臼杵 杵音處、和名岐禰、

杵者舂槌也、有細腰杵、又有形如槌大者、俗謂之搗杵、カチキネ

凡杵臼擣米曰舂、詩大雅或舂、或揄、舂字本作𦥯、今古杵、从兩手奉杵以臨臼會意、

〔倭訓栞前編七〕きね　新撰字鏡に杵をよめり、多くはきとばかりよめれば、ねはつけ字成べし、杵根の字、神代紀に見えたり、

〔段注說文解字六上木〕杵舂杵也、舂擣粟也、其器曰杵、繫辭曰、斷木爲杵、掘地爲臼、臼杵之利、萬民以濟、从木午聲、昌與切

〔物類稱呼四器用〕杵きね　出羽にて、うちぎといふ、下總にて、をといふ、腰の細き杵を關西にて、かちきねと云、かちは搗也、搗栗と云もをなじこゝろ也、東國にて、てぎねといふ、上總にて、きゞといふ、婚禮に用る手杵に、鶏龜やうのもやうを紛ンを以て畫くことあり、

〔百姓傳記十五〕一手きねは、長サ三尺二三寸、丸み八九寸壹尺許の木を用る、兩方にて五穀色々の物をつきこなしかづやうにして、眞中を手のうちににぎるやうにこしらへる、何にても堅木を用る、やわらかなる木は、片へり出來てあしきなり、

一うちきねには、專樫の木を用る長さ壹尺五六寸の內外にして、丸み壹尺一二寸まはり、さきおくれにはづり、二尺五六寸なる丸木を柄に入、おもさ二貫目より三貫目の餘に及ぶべし、これはうす一からに一二人向ひてつくきねなり、又松の木その外雜木を以、七八百目ほどにこしらへたるうちきねは、五人も七人もしてつきかづによし、然ども大勢にてつくには費あり、今江戶大坂にて一人づゝにつかするに、上手ありて、一日に米壹石四五斗を上白米につき出し、玄かも米にもぬかにも費なし、

〔耕稼春秋七農具〕杵

米をしらげ籾をかつきね、一丁代銀五六分也、獨杵は三匁貳三分也、〇以下四圖略　獨杵、米をかつ、　小杵

麥抔をかつ、　手きね、万雜穀を臼にてハタク、

〔延喜式雜五十〕凡諸國鎮害氣者、於國郡鄕邑、每年正月上厭日、作坑方深三尺、取東流水沙三斛、置坑內、以醇酒三斗灌沙、然後以土覆之、大小各蹈、其上以杵築之、各二七杵、〈○下略〉

〔出雲風土記出雲郡〕杵築鄕、〈○中略〉八束水臣津野命之國引給之後、所造天下大神之宮將奉與、諸皇神等、參集宮處杵築、故云寸付、〈神龜三年、改字杵築、〉

〔金葉和歌集十連歌〕賀茂の御社にて、物つく音のしけるをきゝて、　神主成助

𛀁めのうちにきねのをとこそきこゆなれ　行重

いかなる神のつくにかあるらん

〔新撰字鏡石〕碓〈都海都逹二反、去、舂也、築也、刺也、宇須、〉

〔倭名類聚抄十六木器附碓〕碓　祝尙丘切韻云、碓〈音與對同、字亦作磓、和名賀良宇須、〉踏舂具也、兼名苑云、碓一名䃉、〈音的〉魯般造也、孫愐云、桯、〈他丁反、又他經反、今案俗云、保呂之歟、〉碓桯也、

〔箋注倭名類聚抄四木器〕按、說文無磓字、玉篇廣韻、碓磓音義皆不同、廣雅、䃉、磓也、廣韻太平御覽並引作䃉碓也、蓋誤、說見下、源君云、碓亦作磓、非是、新撰字鏡、碓單訓宇須、碓訓加良宇須、辛碓、見萬葉集乞食者爲蟹述痛歌、又見空物語吹上上卷、源氏物語夕顏卷、按、諸有機發者、謂加良、連枷訓加良佐乎、權衡訓加良波加利、傘訓加良加佐、又今俗呼機關爲加良久利者皆是也、碓桯有機、故名加良宇須、本居氏以爲柄臼之義非、

〔類聚名義抄石六〕碓〈音對、亦椎、カラウス、ウス〉

〔伊呂波字類抄加雜物〕碓〈カラウス〉　磓〈同〉

〔東雅十一器用〕碓カラウス〈○中略〉我國之碾磑は、高麗の僧曇徵に始れりと見えたれば、碓もまた三韓より傳へし故に、カラウスとはいひしなるべし、舊事紀に、景行天皇の皇子大碓小碓の二王は、雙生にておはしませしを、天皇愛しみ給ひ、碓に誥(タケ)び給ひしによりて、かくは名づけ申せしとみえ

しごときは、たゞその字を借用ひて、讀てウスといひしのみにて、其代にカラウスといふもの有しにはあらじ、桯讀てホロシといふ、義不詳、今は俗にサホといふものこれ也、碓桯または碓楷等の字を用ゆる也、ホニシといひしは、韓國の方言にや、出でぬらむ、碓觜はすなはちキネなり、

〔和漢三才圖會三十五農具〕碓音對　和名加良宇須　秖音時　碓衡加頁宇須乃左保

桓譚論云、宓犧制杵臼之利、後世加巧借身踐碓而利十倍也、　物原云、軒轅臣雍父作碓、后稷作水碓、

孔融曰、水碓之巧、勝於聖人斷木堀地、言其利倍於杵臼之義也、

堈碓塈也堈者　三才圖會云、其制先堀埋堈坑、深逾二尺、坎下木、地釘三莖、置石於上、後將大磁堈穴透其底、向外側嵌坑內埋之、後取碎磁與灰泥和之、以窒底孔、令圓滑如一、候乾透、乃用半竹篘長七寸許、徑七寸、如合背瓦樣、但其下稍濶、以熟皮周圍護之、倚於堈之下唇篘下兩邊、以石壓之、然後注糙於堈內、用碓木杵擣於篘內、米自翻倒、

按、碓杵謂之碓觜、其秖橫以短木爲樞機、而人踏秖尾、則頭隨起上者謂之軸美、俗云與古加或云保呂、

〔物類稱呼四器用〕碓からうす　江戶にて云からうすは、是畿內にて云ふみうす也、江戶の鄙いなかにてちがらうす也、今略してぢがらと云、又穀する臼に、農家にて云からうす、すりうすの二品有、爰に略す、

〔農術鑑正記凡例〕唐臼　桶の如く輪を入、竹にていかきのごとくに造る、齒は樫、くぬ木よし、糼すり臼也、大にははやくして米くだけず、利あり、大坂より國々へ賣、今は諸國に造る、右唐臼のかせなり、〇圖略　人力費ず勝手よし、

〔百姓傳記十五〕一からうすの事、石にてほり用るものなり、むかしはたちうすばかりありしかども、元和慶長の比より、我朝に多くはじまりて、當世專に用るといへども、于今片田舍にては不用、石にて升數壹斗入壹斗五六升入に丸くほりて、土にいけて、まはりを粘土にてぬり、うすへ塵は

こりの不ㇾ入やうにして、きねは七尺ほど有、五寸角の雜木に松の木、樫の木を仕付る、きねのさき丸くして八九寸壹尺には過ず、うすの處より五尺程さりて、雜木をほり込み、土ぎはより上へ壹尺程出し、其木の土ぎは六七寸上に穴をほりて、木を丸くして、さしぎねの柄、角木の元に、あなを丸くほりさしこみて、足にてふみつけるに、くる／＼とまふやふにして、五穀萬物をつくものなり、人のたちてふむ處に、また木を二本四尺程の高さに立て、よこ木をわたし、それへつく人もたれかゝりて、居ながらきねをふむなり、わらにては、ゝきを造り、柄を長くつけて、五穀のうすばたにちるを居ながらなで込てよし、今專大坂奈良其外國々の酒屋、また米をつきて商賣にするもの用て德多く、こぬかのちる事少なく、米くだけずしてはか取事多し、また麥のあらつきをするにはかどるものなり、

〔古事記傳二十六〕加良宇須と云は、杵に柄のある由にて、柄臼なり、韓臼の意には非ず、上代より有りし物と見えたり、

〔成形圖說十三農事〕柄臼即碓也、萬葉集、

踏臼畿內、以西の方名なり、東國の部にて地柄臼といふ、

柄臼壺鄕談正音に、碓圖亦碓挟とも云、　柄臼杵即碓嘴なり　保呂々木俗或橫嘴と云、鄕談正音に碓瀾亦碓棱とも云、　保呂志和名鈔引ニ廣韻、桯碓桯也、俗言棹なり、正字通に、碓衡一名ハ抵、　鳥木碓の前に取附所とする木なり、形鳥居に似たり、

碓品字箋碓舂具、木杵上之石嘴也、兼名苑、碓一名碻、又曰碓臼、臼所ニ以受ㇾ米、碓其舂也、此石をもて杵とするなり、石嘴を作るは秋葵の種を水に浸し、其汁を用て、杵の端を石にて繼たてるなり、秋葵の根汁、よく石を繼べし、

此ものは礱磨と殊にして、米を精鑿に用うる所なり、

〔松屋筆記七十八〕踏碓

俗に踏碓の事をカラとも云ひ、立置て舂を立碓といへり、踏碓の字面、碧巖集四の卷十二丁オ三十

四則に、毎踏碓忘移歩と有、

〔段注說文解字九下石〕碓所以舂也、所以二字各本無、今補、舂者擣粟也、杵臼所以舂木、斷木掘地爲之、師其意者又皆以石爲之、不用手而用足謂之碓、桓譚新論、宓犧制杵臼之利、後世加巧、借身踐碓、按其又巧者、則水碓水磑、失聖人勞其民而生其善心之意矣、以石、隹聲、都隊切

〔天工開物上粹精〕攻稻

凡稻米既篩之後、入臼而舂、臼亦兩種、八口以上之家、堀地藏石臼其上、臼量大者容五斗、小者半之、橫木穿插碓頭、碓嘴冶鐵爲之、用醋滓合上、足踏其末而舂之、不及則粗、太過則粉、精糧從此出焉、晨炊無多者斷木爲手杵、其臼或木或石、以受舂也、

〔皇大神宮儀式帳〕土師器作物忌無位麻績部春子女、父無位麻績部倭人、

右二人卜食定、補任之日、後家雜罪事祓淸、年中五處神宮供奉職掌、○中略御碓卌二口、御枳根卌二口、御箕卌二口、○下略

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

太政官符諸國、每國有符、

應造新器、○中略

備前國○中略　瓦碓卌口○中略

太政官符、民部大藏宮內三省、○中略

宮內○中略　陶碓二口

〔播磨風土記賀毛郡〕下鴨里○中略下鴨里有碓居谷、箕谷、酒屋谷、此大汝命、造碓稻舂之處者、號碓居谷、

〔日本書紀景行七〕二年三月戊辰、大碓皇子、小碓尊、一日同胞而雙生、天皇異之、則誥於碓、故因號其二王、曰大碓小碓也、

〔書紀集解景行七〕按、此用碓字、與碾磑相混也、名物六帖器財箋引唐律釋文曰、碾磨上轉石也、磑磨下

碾磑

定石也、大碓小碓之義、卽謂碾磑也、

〔古事記傳二十六〕參河國猨投村と云所には、昔より碓を禁むとぞ、其は其處にさなぎ山と云に、式の狹投神社ありて、今も大なる社なる、或は景行天皇を祀ると云、或は大碓命を祀ると云り、又尾張の熱田にても、碓を禁むなり、もし此を用ふれば、必ず祟ありといふなり、

〔東大寺小櫃文書下〕東大寺越前國桑原庄劵第一　田地雜物　坂井郡　天平勝寶七年

自大伴宿禰所勘受物〇中略

草葺屋三間 東屋二間 眞屋一間　釜一口 受二斗五升　缶三口　碓一要

〔東大寺要錄四〕一碓殿 在碓七具

〔源氏物語四夕顏〕こほ〳〵となる神よりも、おどろ〳〵しくふみとゞろかすからうすのをともまくらがみとおぼゆ、あなみゝかしかましと、これにぞおぼさるゝ、

〔毛吹草三〕近江　碓棹柱

〔國花萬葉記一之上山城〕金銀　竹木　土石

碓竿　河原町四條上町　一條通ノ西聚樂ニ有

〔國花萬葉記六之二攝津〕諸職人商人買物所付いろは分

か　碓棹 道修町せんだんの木

〔萬葉集十六〕乞食者詠二首

足引乃、此片山乃、毛武爾禮乎、五百枝波伎垂、天光夜、日乃異爾干、佐比豆留夜、辛碓爾春、庭立、碓子爾春、〇下略

〔倭訓栞中編二十五美〕みづうす　日本紀に碾磑を訓せり、水碓なりと注せり、古今原始に、水碓は晉の杜預が作る所とみゆ、今みづからうすともいへり、されど碾磑と書せるは水磑なるべし、凡そ

水車の用に碓と磑との二式あり、舂と磨との分ちなり、又碓と磑とを一事に施せるもあるをもて混じいへるにや、

天智紀九年、造水碓而冶鐵、式にも此事載られぬ、又生鐵を鍛錬するにも用う、山城志曰、於堰渠作水車、轉磨磑、

〔成形圖説農事十二〕水碓紀書

水車臼　水碓増續韻府、三才圖會、機碓、水搗器也、桓譚新論、水碓曰揺車、註、今俗依水遇壅上流設水車、轉輪與碓身交激使自舂、卽其遺制也、又翻車、水磨、水礱、水轉磨也、水轉礱也などもも見えたり、

曾布豆鳥威の曾富騰におなじ、足動かさずして、自舂に取れり、無名氏詩、野碓無人水自舂、これ蓋水牌より出たるなるべし、今備中國曾布豆谷此者あり、僧の玄賓が作所といひ傳ふ、

曾布豆碓俗言近太郞左

〔地方凡例錄五〕一水車之濫觴は、○中略本朝ニ而水車を製したる發りは、人皇五十三代淳和天皇之御宇、天長六己酉年、桓武天皇之皇子、大納言良峯之安世卿、始て水車を巧み出し、宇治之里人を召て造らしめ給ひ、農事之助と玄給ふと、古書に有るを見れば、本朝に而巧み出したる樣にも聞ゆ、安世卿、中華の製を閲して、其法を教へ給ひしにや、又其製和漢異同あるにや、事實詳ニ難解、今水車を以、田圃に水を洒ぐ器とはせず、碓挽臼等を仕掛、稼之爲に爲すは、後人之巧みとみへたり、今も田に水を洒ぐ水車、播州作州邊ニ有り、是は車之徑り五六尺にして、羽子に箱の如く緣を付、繁くして、田頭之溝堀に仕掛、一人に而踏廻し、水を田に汲入る農具なり、中華之翻車、我朝にて安世卿製し給ひしは是なるべし、後人是に倣て、流水に而廻る水車を巧出したると見へたり、

〔天工開物上粹精〕攻稻

凡水碓、山國之人居河濱者之所爲也、攻稻之法、省人力十倍、人樂爲之、引水成功、卽筒車灌田同一制度也、設臼多寡不一、値流水少而地窄者、或兩三臼、流水洪而地室寬者、卽並列十臼無憂也、江南

信郡水碓之法巧絶、蓋水碓所愁者、埋臼之地、卑則洪潦爲患、高則承流不及、信郡造法、即以一舟爲地、橛樁維之、築土舟中、踏臼于其上、中流微堰石梁、而碓已造成、不須椓木壅坡之力也、又有一舉而三用者、激水轉輪頭、一節轉磨成麪、二節運碓成米、三節引水灌于稻田、此心計無遺者之所爲也、

〔農政全書十八水利〕槽碓、碓稍作槽受水、以爲舂也、凡所居之地、間有泉流稍細、可選低處置碓一區、一如常碓之制、但前頭減細、後稍深闊、爲槽可貯水斗餘、上庇以厦、槽在厦外、自上流用筧引水、下注於槽、水滿則後重而前起、水瀉則後輕而前落、即爲一舂、如此晝夜不止、可毇米兩斛、日省二工、以歲月積之、知非小利、

〔令義解一職員〕主稅寮

頭一人、掌倉廩、○中略碾磑謂水碓也、作米曰碾、作麪曰磑、事上、

〔令義解十雜〕凡取水溉田、謂溉灌注也皆從下始、依次而用、其欲緣渠造碾磑、經國郡司、公私無妨者聽之、

〔唐六典七工部〕水部郎中

凡水有溉灌者、碾磑不得與爭其利、

自季夏及于仲春、皆閉斗門有餘、乃得聽用之、

〔日本書紀二十二推古〕十八年三月、高麗王貢上僧曇徵法定、曇徵知五經、且能作彩色及紙墨、幷造碾磑、蓋造碾磑始于是時歟、

〔地方凡例錄五〕一水車運上

水車之儀、新規ニ願出取建ルニハ水下之用水差支有無は不及申、水元隣村差障等、得と相糺、川之上下近隣差障無之バ申付べシ、運上冥加永ハ其村又ハ隣郷類例も有べし、勿論車之大小により、碓之多少有り、凡徑七八尺位の水車、永貳百文より貳百五拾文位、九尺より一丈一貳尺に及ぶ車ハ、永三百五拾文程より四百文位、夫も稼之多少ニ依リ、同様ニならざる也、私領抔ニは無運上之

磑

車もあれども、渡世之爲仕立たる水車ハ、冥加永可爲納事なり、

〔絕海錄上〕修水碓、沿溪分得碧潺湲、撥轉機輪不暫閑、傾出明珠何日了、大倉紅腐積如山、

〔新撰字鏡石〕磑(五內、許移二反、加良宇須、)

〔倭名類聚抄十六木器〕磑　兼名苑云、磑(五對反)一名磜(音砌)磨礱也、唐韻云、磨礱(二音與麻籠同、又並去聲、和名須利宇數、)磑也、

〔箋注倭名類聚抄四木器〕按、磨粟去穀皮者、今俗呼須利宇須、或急呼須留須、或呼唐臼、若磑呼石字須、或比岐宇須、此蓋兼二物也、

〔類聚名義抄六石〕磑(五對反、カラウス、スリウス、)

〔伊呂波字類抄須雜物〕磑(スリウス)　磜　碓磨(スリウス)礱(同)　礱

〔和爾雅五器用〕礱磨(モミスリウス)

〔東雅十一器用〕磑スリウス　倭名鈔に兼名苑を引て、磑はスリウス磨礱也と注せり、スリとは磨也、ウスとは臼也、今俗にスルスといふもの卽是也、日本紀欽明天皇(○欽明恐推古誤)の御代に高麗貢上僧曇徵善く碾磑を作る、蓋碾磑を造る事こゝに始れりとしるされ、碾磑讀てミヅウスといふ、釋には碾磑は水碓也と注せり、今の水車の用のごときは、碓と磑との二式あり、碓は穀を舂き、磑は物を碎く、其用を施すこと各異也、令義解にも、碾磑は水碓也、作米曰碾、作麪曰磑とみえけり、されど古の時、ミヅウスといひしは水磑也、水碓といふとは見えず、凡そ磨礱の制、木をもて作り、石をもて造れる、其用を施す所、また各異也、(碾は磨上の轉石、俗にウハウスといふものにて、磑は磨下の定石、俗にシタウスといふものなり、すなはちこれ麪を作るの器なり、令義解の注、碾と磑とをわかちて二式とす、いかゞあるべき、)

〔和漢三才圖會三十五農具〕磑(音位)　礱(音龍)　磜(音砌)　篩稻　和名須利宇數　俗唐磨(タウウス)

世本云、公輸般作之、編木附泥爲之、所以破穀出米者、山東曰磑、江淅曰礱、又曰之篩稻、

三才圖會云、礱所以去穀殼也、編竹作圍、内貯泥土、狀如小磨、仍以竹木排爲密齒、破穀不致損米、就用拐木竅貫礱上、掉軸以繩懸檩上、衆力運肘轉、檩音凜、橫木也、

按、礱俗曰唐磨、碓亦曰唐臼、唐字音與訓以爲異、而磨與臼同訓形品異、總俗間所傳和訓名目如此紛紜者數多、

〔倭訓栞中編十一〕すりうす　倭名抄に礱をよめり、磨礱も同じ、今ひきうすといふ是なり、

〔耕稼春秋七農具〕摺臼

籾を摺臼也、桶臼の大きは代銀十四五匁、小きは八九匁より十匁也、或は丸木の臼も有、今は希也、

〔成形圖說十三農事〕橫臼ヨコウス古事記、與久須と讀め り、古字の反久なり、　磨臼スリウス和名鈔、又須留須と讀めり、　久留返伎毛乃枕草子　田臼タウス唐臼の字に作るは是からず　穀磨臼セヽスリウス和爾雅

礱音龍、世本所以破穀出米也、三才圖會白山而東謂之礱、編竹作圍、内貯泥土、狀如小磨、仍以竹木排爲密齒、方謂之木礱、石鑿者謂之石木礱、並名苑、礱一名礫、　篭稻世本　木礱

木磨　穀托礎以上類書纂要　土礱幼學須知　挨粟　礱稻子　檣橘子　推礱子以上鄉談正音

此ものは、田家專穀セヽを磨り、米を作る具にして、木臼竹臼等の製あり、田家の要器なるゆゑに、田臼と呼べり、代匠記にくるべきものとは、今のすりうすといふもの、事にや、眩の字を目のくるめくと云に用たり、物のまはるを、俗にくる〳〵とも、くるめくとも云詞も、この理よりおこりて、まはる意としるべし、竹臼は米碎けずといへども、一兩年には、埴ハニを易、竹を改ざれば、壞やすきゆゑ今多く木臼を用う、されど古人の製にあらまほしけれ、

〔段注說文解字九下石〕礱、䃺也、下文云、䃺者石磑也、此云礱也者、其引伸之義、謂以石䃺物曰礱也、今俗謂䃺穀取米曰礱、　䃺、石磑也、䃺今字省作磨、引伸之義、爲研磨、俗乃分別、其音石磑則去聲、模臥切、研磨則平聲、莫婆切、其始則皆平聲耳、按詩如切如磋、如琢如磨、是釋器毛傳皆曰、玉謂之琢、石謂之磨、詩釋文磨本又作摩、詩爾雅皆言治石、非謂以石治物、然則作摩是矣、釋元應引爾雅作䃺、石謂之䃺、乃善本、　从石靡聲、模臥切、十四部、　磑、䃺也、从石豈聲、五對切、十五部、古者公輸班作磑、廣韻云、世本曰、公輸般作磑、踏必出世本作篇矣、班與般古通、是以檀弓作般、孟子注作班、

〔天工開物粹精上〕攻稻
凡稻去殼用礱、去膜用舂用碾、然水碓主舂、則兼併礱功、燥乾之穀入碾、亦省礱也、凡礱有二種、一用木爲之、截木尺許、質多用松斲合成大磨形、兩扇皆鑿縱斜齒、下合植筍、穿貫上合、空中受穀、木礱攻米二千餘石、其身乃盡、凡木礱穀不甚燥者入礱、亦不碎、故入貢軍國漕儲千萬、皆出此中也、一土礱折竹匡圍成圈、實潔淨黃土于內、上下兩面各嵌竹齒、上合篘空受穀、其量倍于木礱、穀稍滋濕者、入其中即碎斷、土礱攻米二百石、其身乃朽、凡木礱必用健夫、土礱即孱婦弱子可勝其任、

〔古事記中應神〕吉野之國主等、〇中略於吉野之白檮上作橫臼、而於其橫臼釀大御酒、獻其大御酒之時、擊口鼓爲伎而歌曰、加志能布邇、余久須袁都久理、余久須邇、迦美斯意富美岐、宇麻良爾、岐許志母知袁勢、麻呂賀知、

〔古事記傳三十三〕橫臼は、〇中略橫とは形狀に就て云名なるべし、今世に、竪臼と云があるを以て思ふに、形の高きを竪臼と云、立たる臼と云意には非じ、橫臼に對ひたる名なればなり、低きを橫臼と云なるべし、契沖は、橫臼とは、白は木を縱にこそ穿くぼめたるを、是は橫さまに穿たればに云にやと云れど、然にはあらじ、

〔日本書紀十應神〕十九年十月戊戌朔、幸吉野宮、時國樔人來朝之、因以醴酒獻于天皇、而歌之曰、伽辭能輔珥、豫區周塢莵區利、豫區周珥、伽綿蘆淤朋瀰枳、宇摩羅珥、枳虛之茂知塢勢、磨呂俄智、

〔袖中抄十六〕かつしかわせ
今案、〇中略いねをばこきて、すりすといふ物にいれて、すりて米にはなす也、

〔農稼業事後編三〕木臼土臼の論
近世土臼は何國にても用ふるといへども、往昔は木にて拵へたる臼を、右の手にて力にまかせ押付て廻し、左の手には、升に籾をすくひ、うすの中に入てすりたるよし、今の世、袖臼のごとくなるものと見ゆ、攝州邊にては、木臼の獨ずりありて、米くだけざれば、粃も碎くることなく、得分な

りとて用ふる所あり、此所の人に問へば、先年土臼は多くすりて速しとて、用ひたることありしが、粃みなくだけ散て、夕飯の團子汁とすべき物なかりしゆゑ、又木臼を用ひしよし、米拾石すれば、粃四斗あり、出來過るくらゐの米には、却而粃多し、然れども西國も東國も、今は多く土臼を用ふる樣になりたり、又大坂にて製する木の木口に目をきりて、土臼のごとく、土にて重みを付て用ふる所あり、又臺を木にて、目の所を土にして、堅木を打こみ、目をもりたる臼あり、近世仕かけ臼といふもの、阿波の國より始りしよしの土臼は、米損せず、粃も碎けざるよしにて、專ら大坂の近在にて今用ふ、是亦農家大事の具なれば、利方のよきを穿鑿して、用ふべきものなり、

〔農政全書（十八水利）〕水礱、水轉礱也、礱制上同、但下置輪軸、以水激之、一如水磨、日夜所破穀數、可倍人畜之力、水利中未有此制、今特造立、庶臨流之家、以憑倣用、可爲永利、

〔和漢三才圖會（三十五農具）〕磨（ひきうす）　䃺（同）　俗云挽礚（ヒキウス）、莫臥切、去聲、則磨礚也、眉波切、平聲、則治石也、

磨、說文云、石磑也、蓋起於公輸般作磑之後也、

三才圖會云、塡磨曰碙（波宇須）、磨床曰摘（太之宇須）、主磨曰臍（保曾）、注磨曰眼（宇須乃女）、轉磨曰榦（比木）、承磨曰槃（俗云臺）、載磨曰床、多用畜力輓行、或借水輪、或掘地架木下置鐵軸亦轉、凡磨上皆用漏斗盛麥下之眼中、利齒旋轉、

按、磨者碾礚（阿豆宇須）今云挽磨也、其大者徑二尺許、搾油家索麪家等用之、使衆力轉之、其小者徑一尺許、民家每用之、磨以可挽餅粉藥末、凡抒磨曰挽（音于）詩大雅曰、或舂或挽者是也、

日本紀、推古天皇十八年、高麗僧曇徵來造碾磨、此其始也、其石出於攝州御影者最佳也、雍州伏見城山之石、密理堪爲茶磨、

〔成形圖說（十三農事）〕阿通宇須（アツ）（和名鈔）

引臼（ヒキウス）　石臼（イシウス）（和爾雅、越風礑歌訓曰、越俗之所傳石臼屑粟、偶而挽之之歌也、男女說以忘勞、粉末食之、）　麥臼（ムギウス）（麥を引破り、粉にするによれり、）

磨（説文、石磑也、蓋古の磑は或木をもて作れり、）　碾磑（唐律、碾、磨上轉石也、磑、磨下定石也、）　磨子（品字箋）　石碾（五雜組）

上臼（ウハウス）（即碾也、三才圖會、磨曰硐是なり、）　下臼（シタウス）（即磑也、同上、磨床曰墒是なり、）　保曾（即䃺なり、同上、磨主曰䃺、）　引木（ヒキヽ）（同上、轉磨曰軑、）　宇須承（スケ）（同上、承磨曰䃸、）

臼乃眼（同上、注磨曰眼、）

天智（○天智二字恐推古誤）紀に、高麗の曇徵碾磑を製とあれども、書紀集解引景行紀大碓小碓二皇子之名義曰、大碓即碾也、小碓即磑也とあるこそ宜なるべけれ、必曇徵に始るにはあらず、此もの石もて作る全礱と同して、其質木石の別と大小の異なるのみ、因其名も互に呼べり、蓋杵臼の制變じて巧便を加へて柄臼（カラウス）を作り、又遂に水柄臼の設あり、其臼碓に至ては、其用事おのづから殊別あり、曰臼（ウス）、曰碓（カラウス）、曰磨（ヒキウス）、曰礱（スリウス）、四の者方言稍異に、古今或は混れることあり、故に煩を憚ずして、いさゝか圖書せり、

〔耕稼春秋 七農具〕挽臼　雜穀米抔をする臼也、但石にて作る、

〔百姓傳記 十五〕一石うすは、土民所帶道具のうち、第一重寶なるものなり、五穀雜類をひきこなし、粉にするに、たちうすにてはたくは、はかゆかず、石うすに善惡あり、やわらかなる石にてきりたるは、砂をりて食物に入惡し、當世攝津國みかげ石伊豆を上とす、

〔松屋筆記 六十二〕磨の機軸

日下舊聞五の卷宮室三下元に、尙食局進御麥麪、其磨在樓上、於樓下設機軸以旋之、驢畜之蹂踐、人役之往來、皆不能及、且無塵土臭穢所侵、乃巧工瞿氏造焉（輟耕錄）云々、按に文政十一年の比、武藏倉岐郡金澤の巧工忠兵衞者ありて、水力を不借、水車を江戶郊北鳴子に造、人一人樓上にありてこれを踐ば、八箇の臼自然米を搗、一箇の磨自然粉を磨といへり、此忠兵衞は代々工に名ありて、鎌倉八幡宮の圖をも持たるを、それに據て、文政十一年御再建の作事成れりとなん、

〔農政全書 十八水利〕水磨、凡欲置此磨、必當選擇用水地所、先儘並岸擗水激轉、或別引溝渠、掘地棧木、棧

箕

上置磨、以軸轉磨中、下徹棧底、就作臥輪、以水激之、磨隨輪轉、比之陸磨、功力數倍、此臥輪磨也、又有引水置閘、甃爲峻槽、槽上兩傍、植木架以承水、激輪軸、軸要別作竪輪、用擊在上臥輪一磨、其軸末一輪、傍撥周圍木齒、一磨既引水注槽、激動水輪、則上傍二磨、隨輪俱轉、此水機巧異、又勝獨磨、此立輪連二磨也、復有兩船相傍、上立四樓、以茅竹爲屋、各置一磨、用索纜於水急中流、船頭仍斜插板木湊水、拋以鐵爪、使不橫斜、水激立輪、其輪軸通長、旁撥二磨、或遇泛漲、則遷之近岸、可許移借、比他所又爲活法磨、庶興利者、度而用之、

〔新撰字鏡 竹〕簸（補我反、颺、）

〔倭名類聚抄 十六竹器〕箕　說文云、箕（音姬、和名美、）除糞簸米之器也、

〔伊呂波字類抄 見雜物〕箕（ミ）簸米之竹器也

〔舜水朱子談綺 下器用〕簸箕（ミ）（簸箕ニテフタチ播弄ト云）

〔東雅 十一器用〕箕（ミ）〇中略　彥火々出見尊横刀をもて鈎となし、一箕に盛りて兄命に與へ給ひしといふ事、日本紀にみえしかば、其因來る所特に久しきもの也、みといふ義不詳、（ミとは簸といふ語の轉なるにや、古語にヒといひ、ミといふは、相通じていひけり、簸讀てヒといふは颺也、颺讀てヒヽルといふがごときこれなり、）

〔和漢三才圖會 三十五農具〕箕（音姬）　匧（音全）　匧（同字）　和名美
箕、說文云、除糞簸米之器也、方言云、陳魏宋楚之間謂之籅、凡以箕揚米去糠曰簸、（訓比留）箕舌曰揭、（音葉）禮少儀云、執箕膺揭、謂持箕舌自向胷前、不得向尊者、
按、禮記所言、箕除塵埃之器、俗謂之塵取、一物二用而有大小之異耳、簸米箕、泉州上村多作出之、劇楮皮爲經、破筱竹爲緯、織如筵而作箕形、緣纏藤蔓、

〔倭訓栞 前編三十美〕み　箕は皮穀をひて、實のみ殘る器なれば名づくるなるべし、

〔成形圖說 十三農事〕美（古事記、美部箕也、）

箕乃舌本草箕簸正音に、箕簸箕邊といへり、　箕音姫、篇海、箕揚米去穅之具、方言、陳宋楚之間謂之籭、凡箕の古文十餘字、字典に見えたり、

通證引卜氏說曰、箕者以去皮殼留子實、故訓爲實、此もの和泉上村のものを名品とす、所謂和泉箕なり、米を揚げ、糠を去を簸と云、莊子、播糠眯目と讀り、あふるは今言ひるなり、

〔耕稼春秋農具七〕箕

糟芥を簸るに用る、竹と藤にて組也、代銀四分、或五分也、

能州羽喰郡論田村早貸村にて下地をして、金澤へ登せ、野町邊にて賣也、

〔段注說文解字箕五上〕箕所以簸者也、所以者三字今補、全書中所以字爲淺人刪者多矣、小雅曰、維南有箕、不可以簸揚、廣韵引世本曰、箕帚少康作、按簸揚與受塵皆用箕、从竹甘象形、六其下也、四字依韵會本、今各本下互譌、居之切、一部、凡箕之屬、皆从箕、甘古文箕、象形、箕多不用足者、今之箕、下象㨨手　𠀠亦古文箕、此象箕之哆口　亦古文箕、

〔皇大神宮儀式帳〕一供奉朝大御饌夕大御饌料地祭物本記事

朝夕御饌箕造奉竹原、并箕藤黑葛生所三百六十町、在伊賀國名張郡、

〔延喜式主計二十四〕大和國　調、箕一百卌枚、

〔延喜式內膳三十九〕年料〇中略　箕五枚二枚簸擇鹽并楡等料、三枚簸擇粉米料、

〔播磨風土記飾磨郡〕伊和里〇中略　昔大汝命之子、火明命、心行甚强、是以父神患之、欲遁棄之、乃到因達神山、遣其子汲水、未還以前、卽發船遁去、於是火明命汲水還來、見船發去、卽大瞋怨、仍起風波追迫其船、於是父神之船不能進行、遂被打破、〇中略　箕落處者、仍號箕形丘、〇下略

〔播磨風土記賀毛郡〕下鴨里〇中略　下鴨里有碓居谷、箕谷、酒屋谷、此大汝命、〇中略　箕置之處者、號箕谷、

〔日本書紀神代二〕兄火闌降命、自有海幸、幸此云左知、弟彥火々出見尊、自有山幸、始兄弟二人相謂曰、試欲易幸、遂相易之、各不得其利、兄悔之、乃還弟弓箭、而乞己釣鉤、弟時既失兄鉤無由訪覓、故別作新鉤與兄、兄不肯受、而責其故鉤、弟患之、卽以其橫刀鍛作新鉤、盛一箕而與之、

〔日本書紀 三 神武〕戊午年九月戊辰、天皇既以夢辭爲吉兆、及聞弟猾之言、益喜於懷、乃椎根津彥著弊衣服及蓑笠、爲老人貌、又使弟猾被箕、爲老嫗貌、○下略

〔東大寺小櫃文書 下〕東大寺越前國桑原庄券第一 田地雜物 坂井郡 天平勝寶七年

合買雜物廿一物　價稻四百五十四束○中略　箕一舌　直二束

〔古今著聞集 十六 興言利口〕近江法眼寬快いまだ凡僧にて有ける時、六條殿の御懺法にめされたりけるに、供米のいま〳〵敷不法成けるを、僧どもさたの物を不當に思ひあへりたりけれども、うたへ申べきにもあらですぎ侍けるに、此寬快がしゆくしたる所の軒に、箕をかけて置たり、其頃は法皇每日に御覽じめぐらせ給ければ、見ぐるしき物などは引かくし、さうじすべきに、寬快がもとに、かゝる見苦敷物をかけたるを、奉行の者見付て、こはいかに、只今御幸成て御覽じまいらせ給はんずるに、是取かくし給へといへば、寬快少もおどろかず、何かはくるしう侍るべき、大方奉行の人の御科候まじ、見ぐるしき事仕たるとて、あしざまなる御氣色にならば、寬快こそはともかくもなり侍らんずらめ、あまりに供米の不法にて、たゞぬかのみおほく候へば、それをひさせん。とて置たる物をば、いかでか取捨候べき、なじかはさらば不法の供米を下行せらるゝと、言葉もはゞからず云ければ、奉行人尤さいはれて候、これは奉行の越度に候、雜掌が不當、不日にさたしなをすべく候、これより後不法の時いか成御訴訟も候へ、今度計は取のけ給へと、念頃にいひければ、左樣に候はんにはとて、とりのけてけり、

〔山城志 九 綴喜郡〕土產　簸箕 多賀村出

〔大和志 九 宇智郡〕土產　簸箕　焰硝 俱五條村出

〔毛吹草 三〕和泉　上村箕(ウヘムラミ)

〔和泉志 二 大島郡〕土產　簸箕 大島鄉上村

颺籃

〔三十二番職人歌合〕十五番　左勝　箕つくり

ねながらも花はよるみんほしの名のみ。つ。く。る。わざに日をくらしつゝ

三十一番　左勝　箕つくり

いたづらにふるみ。のはてをいかゞせむ人のひ。い。づ。る。事をなしても

〔和漢三才圖會農具三十五〕颺籃（さしあけみ）　今多用箕及桶、向風撲之、則去粃糠、俗謂太天流、

三才圖會云、颺籃形如箕而小、前有木舌、後有竹柄、農夫收穫之後、場圃之間所踩禾穏糠秕相雜、執此揉而向風擲之、乃得淨穀、不待車扇、又勝箕簸、

〔農具便利論中〕風起筵（かぜおこし）

麥或は籾の、庭仕廻の塵にまじりたるを分るには、箱（ゆかき）やうのものにいれ、風吹にさし上て少しづつおとせば、籾は下におち、塵は風に吹れて風下へ落て、籾と塵とわかる也、然るに風少しも吹ざる時は見合することと多し、其ときには筵一枚をふたつに折、其中を兩足にて少しひらきてふまへ、兩はしの中より手前を兩手にて持、むかふのはしを打あわすれば、風起て右箱より落す所の籾と塵、よく吹わかる也、尤男子などの裾をからげたるは、うしろへ風ぬけてむかふへ風おこらざる也、東海道筋にては、かくのごとくすれども、未西國にてかくする事見及ばざる也、左かるゆへに爰に載る也、

颺扇

〔和漢三才圖會農具三十五〕颺扇（たうみ）　唐箕俗　太宇美　以颺擒穀、用颺扇去桴也、

三才圖會云、颺、風飛也、揚穀器、其制中置簨軸、列穿四扇或六扇、用薄板或糊竹爲之、復有立扇臥扇之別、各帶棹軸、或手轉足躡、扇即隨轉、凡舂輾之際、以糠米貯之、高檻底通作匾縫下瀉、均細如簾、即將機軸棹颺搧之、糠粞即去、乃得淨米、其功倍箕簸、

〔成形圖說農事十三〕穀車（サヽクルマ）多識編　通箕（トホシ）〇中略　扇米風車圖繪宗彝　風扇車天工開物　風櫃玉堂雜字〇中略

今通箕を持ざる農夫は、蟠道(セト)風などの吹通す所に、磨穀、搗穀の類を筵の上におひて、竹器、或量などより傾け落せば、稃糠は飛散り、米は筵の上に下留るを、俗に登保志といふ、扇車をも登保志美といふべきを、志を省て登遠美といふ、唐箕など書は假字なり、登と多と通音

〔農術鑑正記凡例〕唐箕 千石とをしの事也、こなしたる籾を入れば、もみほこり粃、段々に分る、ひるに及ばず、

〔新撰字鏡竹〕簁、篩、同、所宜反、平、竹器也、箱也、篩也、又擣簁也、豆支不留不、

〔倭名類聚抄十六竹器〕篩 說文云、篩、音師、字亦作簛、和名布流比、除麁去細之竹器也、

〔類聚名義抄八竹〕籭音師、又生士反、フルヒ、ヒソ、ル 簛簛篩三式 簁簁俗正音師、又生綺反、フルヒ、ツキフルフ、フルフ、又簾、 篩フルヒ

〔伊呂波字類抄不雜物〕篩フルヒ竹器也 簛簛〇恐誤 斗 籮 簁已上同下物竹器也

〔日本靈異記下〕憶持法花經者舌著髑髏中不朽緣第一

蓰フルヒ

〔日本靈異記攷證下〕蓰卽篩字、新撰字鏡艸部、蓰不留不是也、博物志、海上有草焉、名蓰、俗名自然穀、非此義也、

〔東雅十一器用〕篩フルヒ〇中略 フルヒとは振也、其動きて用をなすをいふ也、今のごときは、竹器のみにあらず、絹をもて底となす、キヌブルヒといふもの、馬毛をもて羅となすものは、漢に羅合といひ、羅斗といふ二式あり、スイノウなどいふあり、キヌブルヒといふて、漢に篩斗といふものゝ類なり、スイノウは佛氏のいふところの流水囊の遺制にしも

〔和漢三才圖會三十五農具〕籭音躧 簁同 簛同 篩同 和名布流比、今粗者曰止乎之、密者曰布流比、籭、說文云、下物竹器、可以除麤取細也、傳燈錄云、六祖舂米、五祖問、米熟未、答曰、未經篩、 三才圖會云、篩竹器、內方外圓、用篩穀物、其制有疎密大小之分、

按、自攝州有馬、駿州府中作出竹籭、外圓內方、而疎密爲入子一組、製藥家用之、一種捲板爲外側、編竹爲內底、民間以篩舂米、可去糠、近年織銅線爲底、名銅籭(カナトヲシ)、最耐久、篩穀篘用之、

籭

一種細密者、織馬尾為底、今云布流比是也　以篩糠糲穬者可去糠、每家必用之重器也、

〔物類稱呼器用四〕篩ふるひ　常陸にてほうろぎと云

〔成形圖說農事十三〕布流比〇和名鈔　絹篩同名なり天工開物　籭音𨻶、或作簁、和名鈔引說文、篩除麁去細之竹器也、

籭は新撰字鏡に豆支布留布と訓り、又曰籭は簸也、比曾曾留とあり、今にも箕にて糠を去るに簸そゝるといふ、人をそゝのかすなどの詞あり、

〔耕稼春秋農具七〕ふるひ　雜穀米などをふるふ、但外をはんにて曲、內を竹にて組也、糗ふるひ籠　藤を曲物にして、細き藤にて組也、代銀壹匁貳三分、但ふちなしに、目籠にてもふるふなり、目籠は代銀八九分也、

〔延喜式一四時祭〕供神今食料〇中略　絹二丈一尺、篩料　絲四兩、縫篩等料、

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡舂黑白酒料米者、〇中略　灰篩二張、粉篩二張、

〔延喜式四十主水〕諸祭雜給料

園韓神祭料〇春冬並同中略　布篩一口四尺

〔延喜式四十主水〕供御年料中宮亦同

貲布篩卅二口、各二尺、磨御粥料、　絹大篩四口、各八尺、二重、　絹小篩廿口、各一尺六寸　絹井篩四口、各七尺、二重、〇中略　絹小篩四口、各一尺五寸、牛乳井御澡豆料、　絁大篩十四口、各四尺　絁小篩十二口、各二尺

〔和泉志二大島郡〕土產　米篩馬尾製、堺南莊出、(中略)

〔攝津志二住吉郡〕土產　米篩馬尾造、堺北莊出、(中略)

〔書言字考節用集七器財〕籭不出　簁同上

〔名物六帖器財四庖廚家什〕麻篩天工開物、麻篩與米篩小者、同形而目密五倍、　米篩同上　竹篩居家必用、種牛膝法、密置竹篩中、

〔成形圖說農事十三〕米透西州にて多く此器をつかひ、東國には稀に用う、

篩穀筹

千斛簁　萬斛簁

〔百姓傳記十五〕一けんとをしの事、ふちには竹をまげ、ほそなわを以組付、指渡し一尺五寸、二尺に及び、麻糸のつよきにて、四ッ目にこまかにくみ、荒米をとをす、よき米は下へぬけ、あらは上によるものなり、米に大小あるゆゑ、目に大小あるとをしを、二とをりも三通もたくはへ持べし、ふちのふかさ四寸許にして、なる程丸きがよし、ひづみあれば、もみよりかねるぞ、

〔耕稼春秋農具七〕米簏

緣を曲物にして麻糸を通し、或は竹の下骨にぬいほ繩を組てもする也、小米簏の代銀壹匁五分より、籾通一匁三分也、粒の大小により、目の廣狹を用る、

〔毛吹草三〕和泉　鳥取通トヲシ

〔國花萬葉記攝津六之二〕諸職人商人買物所付いろは分

こ　米簏御鑑前、同御堂前、同銅せんだん木、

〔和漢三才圖會農具三十五〕篩穀筹つりとをし　今云釣籭

三才圖會云、篩穀筹竹器、筹與袋同音、其制比籭疏而頗深、如籃大而籍淺、上有長係有挂、

按、篩穀筹、卽篩之大者、不堪以手振、故挂係振之、其底今多用銅線網爲之、蓋筹音界魚笱中用具、此篩底略相似、故名矣、三才圖會謂筹與袋同音未考、

〔和漢三才圖會農具三十五〕千斛簁せんごくとをし　萬石簁　其制相似而少異、近年作出之、

按、近年出大籭、其功十倍於篩穀筹、名曰千石簁、用二大箱共無蓋底者重置之、上箱中嵌板於斜、下箱中嵌銅網於斜、其網最細密、而板與網如ノ丶字、而從上投舂米、則走板上復奔網上、而糠脫于下、米出於外、猶人身闌門水穀相分、

〔成形圖說農事十三〕千斛簁センゴクトホシ和漢三才圖會　萬斛簁但此もの千斛透より功多きを加ふ、故にこの目あり、

此もの新制なり、底なき大箱二を重置き、上級の箱中に、左より右さま斜に板を嵌て、下級の箱中

に、右より左さま銅網を嵌、其網最緻密にして、上より米糠のいまだ簸ざるものを投下るに、先上級の板を右にはしり、次に下の網を左にはしるに、糠は網より脱漏り、米は漏れずして外に出を、別器に受盛るなり、之を簸に比れば、力をいれずして、日に舂米の粃糠を去ること、千萬石をもて數ふべし、故に此俗目あり、或謂是風車なり、

〔經國本義中〕農業人夫之所作　簸揚車(アホリクルマ)今云千穀車

〔本朝世事談綺二器用〕千石簁

貞享のころ、東武大門通釘屋喜兵衛といふもの工夫し、はじめてこれを造る、

〔日本永代藏五〕大豆一粒の光り堂

鑛の土割手づからに畑うち女は麻布を織延、足引の大和機を立、東あかりの朝日の里に、川ばたの九助とて小百姓ありしが、○中略萬に工夫のふかき男にて、世の重寶を仕出しける、鐵の爪をならべ細攫(こまざらへ)といふ者を拵へ、土をくだくに是程人のたすけになる者はなし、此外唐箕、千石通し、麥こく手業もしどけなかりしに、鉾竹(とがりたけ)をならべ、是を後家倒と名付、古代は二人して穗尖を扱けるに、力も入ずして玄かも一人して手廻りよく、是をはじめける、

〔成形圖說十三農事〕簸宮

式の舂稻とあるは、是糲搗(もみかち)にて、之を簸(ひる)とは、稃を透し簸なり、簸宮とは簸篩のごとく、其眼の簸篩なり、さてその宮とあるを見るに、今の籾車の製のごとき、これに倣ひて作り出せしなるべし、後の千斛簁てふものも、本は簸宮の變製に出たるなり、

簸宮

〔延喜式四時祭二〕鎭魂祭○中略

右其日、御巫於官(○神祇官)齋院、舂稻、簸以簸宮、炊以韓竈、

〔農具便利論中〕淘板(ゆりいた)の圖○圖略

淘板

俵

右に圖する淘板は、最初木臼にて籾を磨て万石簁(まんごくどふし)にて通し、米と籾を分るなれども、其米に籾小米等頗る雜るもの也、是をもて、右に圖する所の淘板に、其米を少々づゝ入れて、籾小米等を分る道具也、前に圖するごとく、上に紐を付、手元の持手を兩手に持、腰をすへ、下腹を張、脊をそらし、骸を肩より調子つり合よく、ゆらり〳〵と振出す心地にて、左右へゆり板をゆれば、籾は上にうきて、ゆり板の中に籾一の字の如く並寄也、是を濟ひ取てよき米を得る也、尤此ゆるに甚上手下手あり、上工に從て學ばざれば、籾容易には分りがたし、播州灘手二見明石邊に專ら此器を用ゆ、尤津の國に用ゆるゆり板よりは余程大きく仕立、又鍛錬のものは、底板の眞中より二三寸計手前に、三寸四方位の穴をあけ、鐵網を張、此穴より小米をぬく也、又箱の左の手前の隅に、小さき穴をあけ、此穴よりゆるうちに、自然と上米下へ落て、別に手をとゞめる勞なし、誠に一粒よりのごとくになりて、御年貢米など調達速にしてははなはだ重寶なり、

〔伊呂波字類抄 太雜物〕俵タハラ

〔日本釋名 下雜記〕俵 つゝむわら也、つとたと通ず、つゝむを略す、米をつゝむわら也、日本にて米苞を俵と云、からの書には、俵の字に米苞の注なし、

〔和漢三才圖會 三十五農具〕俵 音標 俗云太和良 苞藁也 豆止二字通太字

按、中華多用竹器、本朝多用藨莚蓋俵苞藁也、以代中華篅篭也、編稻藁如藨、卷成圓様、別卷束藁蓋口底盛米穀、外以繩結縛、大抵盛米五斗、其重十二斤半、以二俵爲一斛、以三俵爲馬一駄、

俵字訓散也、然爲苞笣字義、皆無的據、而其用來尙矣、

〔倭訓栞 前編十四〕たわら 俵をよめり、田藁の義にや、今俵子ともいへり、俵の字は宋史に定俵馬歳額と見え、文獻通考、治平全書等にも見ゆ、○中略延喜式に公私運米五斗爲俵といへる是其義にて、今諸州に五斗俵、四斗俵、三斗三升俵等の不同あり、

〔盍簪錄二〕今人編稻稈爲囊、盛米麥或豆、或受五斗、或四斗、通謂之俵、稱一俵二俵、盛土塞流、謂之土俵、即中夏所云土豚也、俵考字書、只有俵散之義、無盛物之意、稱米包、只云一囊二囊、沈氏筆談云、私船受米八百餘囊、囊三石是也、亦云一包二包、

〔安齋隨筆前編十二〕米一俵并米一駄　延喜式卷十五雜式曰、凡公私運米五斗爲俵、仍用三俵爲駄、雜物亦准此、其遠路國者斟量減之、

按、延喜の頃より俵の字をタワラに用たり、俵字、玉篇、彼廟切、散也とありて、物を包むの義なし、苞苴此二字を連ねてツトとよむ、又タワラともよむ、物を包ムの義なり、小補韻會曰、一包也、詩箋に、以果實相遺者、必苞苴之、一曰裹魚肉と見へたりキ、或苞ノ一字をも用ゆ、俵ノ字をタワラとするは、苞ノ字ノ音を借用るなるべし、苞は平聲、肴ノ韻、俵は去聲、嘯ノ韻、

〔南畝莠言上〕俵の字、字書に米苞の名とする事みえず、いつの比よりかいひ出しけん、甲陽軍鑑第三十三品松山御陣において俵子かり申たる者とあり、按ずるに、馬端臨文獻通考に、唐宋和糴の事を論じて、自唐始以和糴充他用、至于宋而糴、遂爲軍餉儲邊一大事、熙豐後始有結糴、寄糴、均糴、俵糴、博糴、兌糴、括糴等名、何其多也、この中に俵糴といへる事は、俵散の義なるべし、これらよりあやまりて、一俵二俵などいひし歟、

〔鋸屑譚〕米囊を俵といふ、俵の字、字書に無此義、類聚國史云、一俵は米二升以上をいふ、則古は大小の異なるあり、かならず五斗米をのみ一俵とはいはず、類書纂要賞賜部云、分俵は俵散也と、これによれば則本出于賜賞之分俵、ゆゑにこれをうちまきといふ、打撒之義なり、今たわらと訓ず、田藁也、蓋謂田實之苞苴耳、

〔舊唐書二十下哀帝〕天祐元年八月丙辰、勅、朕奉太后慈旨、以兩司綱運未來、百官事力多闕、旦夕霜冷、深軫所懷、令於內庫方圓銀二千一百七十二兩、充見任文武常參官救接、委御史臺依品秩分俵、

〔成形圖説十四農事〕俵類聚國史、俵は和字なり、蓋把稃の略歟、一説に田稃也、○中略

俵てふ者、書紀には見る所なしされど雜式等既にこのもの載られしかば、ふるきより聞えたり、又諸國風土記の中に、公穀幾丸假粟幾丸とある丸は、即俵をいふなるべし、今にも日向國人は俵をば丸といひけり、日向は太むかし神聖都し玉ふの舊墟なれば、伊勢や日向の談、世に言靈の散失ずいひ傳ふるわざおほく徵とすべきにぞ、

〔百姓傳記九〕米を俵にする事

一米を俵にするに、わらの善惡、あみやうの善惡により、米あしくなる事かぎりなし、先俵に用るにわせわらを用てよし、あくつよき故、わらつよく損じがたし、中田晩田のわらには、あくすくなく、わらよわく、損じやすし、あみふの間をゆい、繩のかゝるやうにあむべし、あみ繩もよくたゝきて、あみふをしめつけ、わらを小手に取あみてよし、本俵も上かはも、はかまをすぐりすて、米にごみのいらぬやうにすべし、俵ぼうしも同じ儀なり、さん俵共いふ、ゆい繩をも、わらをよくたゝきないたるがよし、

〔耕稼春秋七農具〕俵

米を入俵壹つに、藁八把ぬいこ繩九尋にて、四ほにあむ也、さん俵はわら二把にて一ッ組也、結繩は雨のひうちに四尋、横の五所に十尋、立の十文字に七尋、七尋半、たるくさり八尋也、

〔延喜式五十雜〕凡公私運米五斗爲俵、仍用三俵爲馱、自餘雜物亦准此、其遠路國者、斟量減之、

〔類聚三代格八〕太政官符

應諸司納米用秤事

右出納明察、載在法令、而頃年廩院大炊納米之日、未必概量、下用之時、量欠稍多、斯則因撿納諸司不存覆量也、宜自今以後、本司先毎俵概量、已知無行濫、然後申官收之、○中略

承和十一年十一月二日

〔播磨風土記揖保郡〕越部里〇中略御橋山、大汝命積ㇾ俵立ㇾ橋、山石似ㇾ橋、故號二御橋山一、

〔帝王編年紀十一聖武〕天平十一年己卯、依二諸兄大臣之計一、以二米五斗一爲二一俵一、

〔日本靈異記下〕彌勒菩薩應二於所願一示二奇形一緣第八

近江國坂田郡遠江里、有二一富人一、姓名未ㇾ詳也、〇中略阿陪天皇〇孝謙御世、天平神護二年丙午秋九月、至二一山寺一、累ㇾ日止住、其山寺內生二立一柴一、其柴枝皮上、忽然化二生彌勒菩薩像一、時彼行者見ㇾ之仰瞻、巡二柴哀願一、諸人傳聞、來見二彼像一、或獻二俵稻一、或獻二錢衣一、

〔日本靈異記中〕孤孃女憑二敬觀音銅像一示二奇表一得二現報一緣第卅四

明日夫去、以二絹十匹米十俵一、送二妻而言、絹䟽縫二衣被一、米急作ㇾ酒、

〔類聚國史八十政理二〕延曆十七年十月乙未、勅、量二收稻穀一、斗斛有ㇾ限、經ㇾ年除耗、法令立ㇾ例、今或所司斛斗之外、更加二耗分一、稻則一俵二升已上、穀亦斛別五升已上、〇下略

〔百練抄九安德〕養和元年十月十一日、於二院一書二柿葉於心經千卷一供養、納二俵十二一、爲ㇾ被ㇾ入二東海西海一也、是依二資盛朝臣夢想一也、

〔古今著聞集十一畫圖〕鳥羽僧正は、近き世にはならびなき繪書なり、〇中略いつ程の事にか、供米の不法の事有ける時、繪にかゝれける、辻風の吹たるに、米の俵をおほく吹上たるが、塵灰のごとくに空にあがるを、大童子法師原はしりより、取とゞめんとしたるを、さまざまにおもしろう筆をふるひてかゝれけるを、誰かしたりけん、其繪を院御覽じて御入興ありけり、其心を僧正に御たづね有ければ、あまりに供米不法に候て、實の物は入候はで、糟糠のみ入て輕く候故に、辻風に吹上られ候を、さりとてはとて、小法師原が取とゞめんとし候が、おかしう候を書て候と申されければ比興の事也とて、それより供米の沙汰きびしく成て、不法の事なかりけり、

〔志貴山緣起下〕こゝに中比信濃國に、命蓮上人といふありけり、さる田舍にて法師に成にければ、まだ受戒もせで、京にのぼりて、東大寺といふ所にて受戒せんと思て、とかくしてのぼりて受戒してけり、さてもとの國へ歸らんとおもひけれども、よしなしさる無佛世界のやうなる所へ歸らじ、こゝにゐなむと思に心つきて、〇中略坤のかたにあたりて、山かすかに見ゆ、そこにおこなひてすまんと思て、行て山の中、えもいはずおこなひて過すほどに、すゞろにちいさやかなる厨子佛をおこなひいだしたり、毗沙門にてぞおはしましける、〇中略この山のあなた山崎といふところに下す德人ありけり、そこに聖の鉢は、つね飛行つゝ、物は入てきけり、大なるあせ倉のあるをあけて、物とりいだすほどに、この鉢飛て、れいのものこひにきたりけるを、れいの鉢きにたり、ゆゆしくほくつけき鉢かとて、とりて倉のすみになげをきて、とみに物もいれざりければ、鉢は待居たりけるほどに、物どもしたゝめはて、この鉢をわすれて、物もいれず、とりもいださで、倉の戶をさして主歸りぬるほどに、とばかりありて、この倉すゞろにゆた〳〵とゆるぐ、いかに〳〵と見さはぐほどに、ゆるぎ〳〵て、土より一尺ばかりゆるぎあがるときに、こはいかなる事ぞとあやしがりてさはぐ、ます〳〵ありきて、鉢をわすれて、とりいでずなりぬる、それがしわざにやといふほどに、この鉢藏よりもりいで、、此鉢に藏のりて、たゞのぼりに空さまに一二丈許のぼる、さて飛行ほどに、人々見のゝしりあざみさはぎあひたり、〇中略やう〳〵飛て、やまとの國に、このひじりのおこなふ山の中にとび行て、聖の坊のかたはらにどうとおちぬ、いとゞあさましと思て、さりとてあるべきならねば、この藏ぬし聖のもとによりて申やう、かゝるあさましき事なんさぶらふ、この鉢のつねにまうでくれば、物入つゝまいらするを、けふまぎらはしく候つるほどに、くらにうちをきて、わすれて、とりもいださで、じやうをさして候ければ、この藏たゞゆるぎにゆるぎて、こゝになん飛てまえりおちて候、このくら返たまひ候はんと申時に、まことにあやし

きことなれど、飛て來にければ、藏はえ返しとらせじ、こゝにかやうの物もなきに、をのづから物をもをかんによし、中ならむ物はさながらとれとのたまへば、ぬしのいふやう、いかにしてか、たちまちにはこびとり返さん、千石つみて候なりといへば、それはいとやすき事なり、たしかに我はこびとらせんとて、この鉢に一俵を入て飛すれば、雁などのつゞきたるやうに、のこりの俵どもつゞきたる、むらすゞめなどのやうに、とびつゞきたるを見るに、いとゞあさましくたうとければ、ぬしのいふやう、しばしみななつかはしそ、米二三百石はとゞめてつかはせ給へといへば、聖あるまじき事なり、それこゝにをきては、なにゝかはせんといへば、さらばたゞつかはせ給ばかり、十廿石をもたてまつらんといへば、さまでも入べきことのあらばこそとて、主の家にたしかにみなおちゐにけり、〇又見二宇治拾遺物語一

〔吾妻鏡二十八〕寛喜四年〇貞永元年二月廿六日、武藏椚沼堤大破之旨、可レ令二修固一之由、可レ被レ仰二便宜地頭一之旨被レ定、左近入道道然、石原源八經景等爲二奉行一下二向彼國一、諸人領內百姓不レ漏二一人一可レ催二具在家別俵二可レ充、自二二月五日一始レ之、自身行二向其所一可レ致二沙汰一之旨含レ命云云、

〔沙石集六〕養二盲目之母一事

一南都ノ春乘房ノ上人、東大寺ノ大佛殿造立ノ爲メニ、安藝周防兩國ノ山ニテ杣作セサセテ、其間ノ食物ノ俵オホクウチツミテ置タリケルヲ、或時俵ヲ一ツ盜テ逃ケル者ヲミツケテカラメテケリ、〇下略

〔太平記十五〕三井寺合戰并當寺撞鐘事附俵藤太事

承平ノ比、俵藤太秀郷ト云者有ケリ、〇中略龍神ハ是ヲ悅テ、秀郷ヲ樣々ニモテナシケルニ、太刀一振、卷絹一、鎧一領、頸結タル俵一、赤銅ノ撞鐘一ツヲ與テ、御邊ノ門葉ニ必將軍ニナル人多カルベシトゾ示シケル、秀郷都ニ歸テ後、此絹ヲ切テツカフニ更ニ盡ル事ナシ、俵ハ中ナル納物ヲ取ド

ドモ取レドモ盡ザリケル間、財寶倉ニ滿テ衣裳身ニ餘レリ、故ニ其名ヲ俵藤太トハ云ケル也、

〔水谷蟠龍記〕常陸國久下田ノ城主水谷蟠龍ハ、誕生以前ヨリ不思義有人ナリ、○中略蟠龍十九ノ年、天文十年五月半ノ比、永雨降、三ノ丸ノ竹垣、何者カ百間ホド破リ盜ム、家老共腹ヲ立、穿鑿致セバ、足輕百人ノ業ナリ、故ニ統領十人縛リ、圖ヲトラセ、一人成敗ニ究メ、此由蟠龍ヘ窺ヘバ、大キニ立腹シ仰ケルヤウハ、盜賊ノ大將ハ家老共ニテ有、何トテソレ程ニ下々詰ルヤウニハ擬候ゾ、八木錢ヲ持ヌニヨリテ、是非ニ及バ子、バコソ、命ヲモカヘリ見ズ、盜ミ候ゾ、足輕ニハ咎ナキゾ、○中略百間ノ竹屏ヨリ、一人ノ足輕コソ大事ナレ、ソレ〳〵ハヤユルセト仰ケル、扨又此間足輕共、故ナキ穿鑿ニアヒ、サゾヤ苦勞致スラン、俵子百俵、薪百駄、百人ノ足輕ニトラセヨト仰給ヘバ、皆感涙ヲナガシケルトカヤ、

〔成形圖說農事十四〕俵

むかしの俵てふものは、二升以上五升盛のものにて、今の裹(ツト)のごとし、蝦夷の地には猶かゝるもの見えぬ然に裹をば加麻須とも呼しは、卽今の俵てふものにて、一統に俵の大きくなりしは、上に納る料に製へけるにや、類聚國史、延暦十七年十月、勅量收糯穀、斗斛有限、又曰、糯一俵二升已上、穀亦斛別五升已上と云々、雜式曰、公私運米五斗爲俵、仍用三俵爲駄、是五斗俵の始にて、蓋穀米なり、凡駄荷馬の荷の重の積を四十貫といふも、五斗俵二俵を負する積といへり、今諸國によりて五斗俵、四斗俵、三斗俵、二斗俵などの不同あり、大かたは三斗五升入を通例とす、上方は四斗俵あり、東北には五斗俵多し、又量るに三斗五升の俵なれば、三斗七升收(ト)にも及ぶといふは、米久しく儲置ば耗(ヘリ)たち、持運は眼こぼれ等の欠立より此斂法あり、

〔勸農固本錄上〕俵入之儀、五斗入、四斗入、三斗入、三斗三升入、所により不同なり、關東は三斗五升に二升之込米を加て、三斗七升入にて納、一村切に寄候、

〔地方凡例錄 四〕一諸國俵入之事

本朝米苞之量數、延喜式に、凡公納運米五斗爲俵、仍用三俵爲駄、自餘雜物又準之、其遠路國者斟量減也とあれば、往古ハ五斗入ニ定たりと見へたり、當時ハ國々の俵入悉異同有、關東ハ三斗五升入なれども、俵入ハ壹俵ニ貳升づヽ加へ、三斗七升入なり、出羽國村山郡三斗七升入、同川由利飽海郡ハ四斗八升入、甲州ハ三斗六升入、奧州岩城領、又美作國ハ三斗三升入、奧州白川郡福島領、越後、越前、三河、遠江、駿河、美濃、丹後、但馬、備後ハ四斗入、尾張、攝津、播磨、豐前、豐後、肥後ハ五斗入也、御料之國々も如此俵入違ひ有、此外ニも御料の所々俵入之異同何程も有べし、私領方にては、まして國々之俵入區々成べし、關東私領にても、上州ハ四斗二升、四斗三升入、下總ハ三斗九升、四斗入、筑後國ハ三斗三升入ニて口米壹升宛壹俵に加へ、三斗四升入也、其外諸國に違ひ多かるべけれども、承傳たる分記置ものなり、

一關東之國々、壹俵を三斗五升と極めたる發りハ、中昔日本國中御料之取箇無難にて、平年二三箇年致平準、免三ッ五六分ニ當り、高百石ニて米三拾五石程有、依之壹俵ヲ三斗五升入と極め、御藏米取之面々、知行高百石百俵之定法に成りたり、其後享保六丑年より同十五戌年迄拾箇年之內、中分に當る年を平均して、御料高凡四百貳拾万石餘、此本途取米百拾九万四千八百石餘、金拾壹万千五百兩餘、此取百五拾万六百石餘、免三ッ五分七厘餘に當ル由、御代官辻六郎左衞門相樣し、同人書記ニ見へたり、年々作方之豐凶ハ有べけれども、古今格別之違もなければ、一統三ッ五分之免は誠に的當なるべし、

〔鹽尻 八十二〕或人云、米穀の俵に米を盛て、横に細繩を以てしめ、然して後に不動繩とて、竪にかけて結ぶ太繩あり、不動の稱いぶかし、不動明王のよせ有とも覺えずと、予〇天野信景曰、名目いと久しきか、延喜式十二に、不動倉鑰云々、江次第四に、不動倉の穀といへり、康保元年の官符に云、天曆官符

以₂正稅₁遺₂爲₁不動₁云々、古しへ正月吉書奏に、諸國の鑰給て、不動の倉ひらかんといふ詞を奏せしと也、これ動きなき御倉の謂にして、明王の名にはあらず、昔穀倉院の俵に結びし繩よりいひ初たりと見ゆ、

不動繩　公方家及び三家の御國にして貢する所は、くもでに二筋かけ侍る、諸州の俵は一筋なり、又俵の口をかゞるにも、公倉の俵は九結、御家人は八結にする事、農家の所傳也、

犀

〔耕稼春秋農具七〕犀

かますは、なたねを入る、筵の端には太繩を當て、細繩を以とづる也、

〔倭訓栞前編六〕かます　日本紀に褁をよめり、蒲簀の義也、くゞつともいふ、蒲筍に同じ、

〔物類稱呼器用四〕褁かます　かまけ　西國にてかまきと云、肥前島原にてゑなまきと云、唐津にては米穀を入るゝをかまぎといひ、錢を入るをかますといふ、

⿱竹宁

〔和漢三才圖會農具三十五〕⿱竹宁音主　⿰巾盾音屯　俗云太天　疑⿰巾盾⿰巾盾二字相似、故誤曰₂太天₁歟、未ₗ詳、

字彙云、⿱竹宁⿰巾盾也、所₃以載₂盛米₁者也、或布爲ₗ之、故⿰巾盾字从ₗ巾、

按、今用₂藁席₁縫合爲₂圓形₁、可₃以盛₂茶及木綿₁、凡薦作者曰ₗ俵、筵作者曰₂太天₁、即此⿱竹宁之屬乎、

苗籠

〔運歩色葉集那〕苗籠ナヘゴ

〔耕稼春秋農具七〕野籠

苗こゑ草などを田畠へ通ふ物也、枝の太サ長四尺計成本弓の如く張て、竹を二ッ割にして、壹尺四寸五寸程にあみてあつる、

笭箵

〔倭名類聚抄竹器十六〕笭箵　四聲字苑云、笭箵二音、與₂零青₁同、漢語抄云、賀太美、小籠也、

〔伊呂波字類抄加雜物〕笭箵カタミ小籠也　筐　篅　篂　篕已上同

〔玉造小町子壯衰書〕予行路之次、歩道之間、徑邊途傍、有₂一女人₁、〇中略筐。入何物。野青蕨薇。、

籠

〔成形圖說　十四　農事〕加多美（漢語鈔、堅間筐の略なり、筐は物を盛るよりいふ、古は密籠を堅間と云は、荒籠に對へたり、）　手籠（取柄ある籠を云）　鉤籠（ツルカゴ）
竹革籠（タカカハコ）　籃（音藍、古文唐、廣雅籃、一名篋、一名簞、一名筐、和名鈔引二四聲字苑、笭箵小籠也、說文笭簏也、篇海笭箵小籠、）
笭箵を加多美といふは堅間（カツマ）の轉せしにて、其眼の密たる籠の總稱なり、朱子談綺に、籃は目のこまかなる籠を云、むかしは伊佐留と加多美と、其製の粗密によりて名を異にせるを、今はおしなべて坐留とのみいふはくはしからず、西州に婆良と呼るは、卽むかしの堅間なり、

〔耕稼春秋　七　農具〕手籠
藁にて編也、ほ繩には、ぬいほ繩にて四方に編、口の指渡壹尺五寸、但大手籠也、
　馬いづみ
ぬいほ繩にて編也、幅壹尺、長壹尺二寸、七ほかくる、
　旅いづみ
大たば藁拾束を、繩百尋にて、幅壹尺五寸あむ、但十二ほ懸る、大たわら拾束入也、
　たんほいづみ
藁繩六十尋にて、ほなわぬいほ也、廻り三尺、長さ一尺一寸、六ほ懸也、六十尋入也、
　大いづみ
藁繩六十尋にて、廻り六尺、長一寸五分に編、
たんほいづみ是に同じ、旅いづみとは、一日又は二日も遠方へ馬付ル時持、大豆等入ル、其外田方へも晝飼之時用る也、

〔萬葉集　一　雜歌〕天皇（雄略）御製歌
籠（コ）毛（モ）與（ヨ）、美（ミ）籠（コ）母（モ）乳（チ）、布（フ）久（ク）思（シ）毛（モ）與（ヨ）、美（ミ）夫（フ）君（ク）志（シ）持（モチ）、此（コノ）岳（カ）爾（ニ）、菜（ナ）採（ツマ）須（ス）兒（コ）、家（イヘ）吉（ノ）閑（ラヘ）、名（ナ）告（ノ）沙（ラ）根（サネ）、（下略）

〔新撰字鏡　竹〕笧（時規市緣反、舟筍也、志太彌、又阿自加、又伊佐留、）　笔（徒本反、盛穀竹器也、篅、志太彌、又伊佐留、）

〔倭名類聚抄〕十六竹器 篅　方言注云、籮形小而高者、江東呼爲篅、(呼撃反、漢語抄云、阿自賀、)今按又用簣字、見史記、

〔箋注倭名類聚抄〕四竹器 原書卷五云、所以注斛、陳魏宋楚之間謂之篅、今江東亦呼爲篅、音巫覡、自關而西謂之注、箕陳魏宋楚之間謂之籮、篅亦籮屬也、形小而高無耳、與此所引不同、盧文弨曰、謂之注句、箕字以下別條、觀篅條、載陳魏宋楚方言、箕下又擧陳魏宋楚方言、可見其別條、按盧說是也、其郭注、篅亦籮屬也、似當作籮亦篅屬也、源君混引非是、○中略史記、孔子世家云、有荷簣而過門者、此所引蓋是、而作簣不同、按荷蕢出論語憲問篇、彼注云、蕢草器也、又論語子罕篇云、未成一簣、苞氏曰、簣土籠也、玉篇廣韻皆云、蕢草器也、簣土籠也、並求位切、音同訓異、然說文蕢草器也、無簣字、故漢書何武王嘉師丹傳贊、以一蕢障江河、注、蕢織草爲器、所以盛土也、是土籠亦從艸、蓋從艸從竹、隸皆通作、則蕢簣本是一字、分爲二字非是、下總本無今案以下九字、伊勢廣本同、按、篅盛米穀以注斛中者、如今俗以呼斗桶者注斛、彼以竹造、此以木造、不同耳、漢語抄訓阿自賀、恐誤、阿自賀者、織草爲器、以盛土者、則用蕢字爲允、源君合篅簣爲一條、非是、

〔類聚名義抄〕八竹 篠(音小、アシカ)　簣蕢(二今、渠貴反、盛土籠、)　篅篙(二今、許狄胡狄二反、カタミ、アジカ、シタミ、)　篙(正)

〔運歩色葉集〕阿 簣

〔易林本節用集〕安器財 筐(アジカ)　簣(同)

〔和漢三才圖會〕三十五農具上 簣篕(同)　土籠　篅(音吸)　和名阿自賀　輕籠(俗字、加留古、)

方言注云、○中略論語曰、山未成一簣止者是也、

按、簣土籠也、近世厭其重、用繩編成、如蜘蛛巣形、方尺半許、四隅着糾繩、名輕籠、以載土及雜物、甚捷易也、

一種用筵疊方形、四隅着紉盛塵芥、使兩人荷、名毛豆古、

〔倭訓栞〕中編一安 あじか　簣をよめり、新撰字鏡に篅をよみ、倭名鈔には、篅をもよめり、網代籠の義

持籠

成べし、

〔成形圖說十四農事〕阿自加(和名鈔、蓋簏(アシカゴ)なり、字鏡には簣をよめり、又篰圓筥也とありて、名を同うす、廣韻篰、盛(レ)穀圓囤也といへば、我いにしへ物もるものをば、阿自加とはいひしならん、)

草籠(今田家の者、或背負(オヒ)、或提携ものゝ是なり、)　猫飼　篠(音搾、同(レ)筱、說文草田器、論語註、篠竹器、)

〔百姓傳記五〕一あじかの事、竹のへいを以、大きなる籠に作り、ふちをもつよく卷せ、をい繩をつけこしらゆる、四ッ目に組たるは惡し、目かごのごとくに竹の上皮ばかりを以つくりたるがつよし、是は田に置てこやしを入せをい、また苗を入てせをい、草をかり入持運び、秋はな大こんをこきとり、家路に運ぶ道具なり、男女ともに持あるくに自由あり、

〔延喜式一四時祭〕春日神四座祭

祭神料
　簀一枚、籮(シタミ)一口、槲二俵、

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡春(二)黑白酒料米(一)者、○中略籮八口、

〔運步色葉集毛〕簣子(モッコ)

〔易林本節用集毛器財〕持籠(モッコ)(持(レ)土簣同)

〔百姓傳記五〕一もつこなわにてあみ用る、わらをよくうちて、なわをほそくないたるにて、あみてつかふべし、田畠の土を持運び、同こやしの品々を荷ふもの也、また五月苗取うへ田に運び、五穀をかりとり、家路にはこぶに用る、何國にも用る事なれども、大籠大ぼうより手廻しあしく、損じ安し、さし合に二人して荷ふ大もつこ、またふかき處より高き處へ土をはね上る小もつこ、何も大小あれども、捬やう同事なり、遠き處へ土をはねるには德多きものなり、

〔耕稼春秋七農具〕持籠

藁なわ六十尋にて六ほにあむ也、幅二尺五寸、長三尺五寸也、但二人にて持なり、但一荷に六十尋入也、

ふり持籠

藁繩五十尋にて一荷編也、一尺二寸四方にして四方懸也、但一人して荷ふ、手繩五尺宛入也、

はね持籠

竹にて幅一尺二寸、藁繩にて編也、但兩方に手繩を四筋付て、深き江の土を二人してはね上ル也、手繩六尺餘也、

ひきずり持籠

藁にてあむ也、或は筵にてもする、幅三尺五寸に横木を付て、三尺四方にあむ也、但横木の繩を付て、一人或は二人して引也、兩方に長一丈計のなわを付る也、

手持籠

太繩九拾尋にて、幅二尺五寸、長三尺にあむ也、兩方に木を通、長八尺、但三十尋たくね三ば入、

〔公方樣正月御事始之記〕一十一日御作事始有之、樣體は御大工以下何も祗候仕始申也、一從畠山尾張守被管人六人罷出候て、兩人づゝもつこに砂を入候て持、御殿之正面に置之、すなを御庭に置候事、六人して九度也、

〔類聚名物考調度三〕錦のもつこ
身心養生記云、紫野に大德寺草創有し時、庭の池をほりしに、官人たち、開山と値遇の緣をむすび給ふとて、おの〳〵錦のもつこにて土をはこばれし故に、之を官池といふ、今に方丈の前にある池なり、

〔在盛卿記〕一御所御普請始幷御築地始御木作始日　二月十三日庚子、時辰申、

正月廿五日　從二位在盛

二月十三日庚子、辰時普請始幷築地始、巽南以北一簣立、南界樣二三杵、被仰奉行結城下野、杉原布施、來

箯輿

謁總奉行管領畠山之前、披露事由畢、面々歸宅、

〔利家夜話上〕一或時伏見御城下宇治川を、大納言殿〈〇前田利家〉肥前殿〈〇前田利長〉へ、川せきに被仰付候へば、宇治川を堰切事末代の聞とて、御滿足にて、御家中に當、土俵集候へば、〈〇中略〉

一同後日に、大納言殿後代の聞の爲とて、もつかう持を被成候、御相肩は齋藤刑部、二かへり持候て、以之外肩を痛め、しほらしくころび申候、利家殊之外御機嫌にて、起つころびつ御笑被成候、扨長九郎左衞門內鈴木と申者、是も六十歲計成候、是を御招き、御相肩に被成候て、御持被成候、其時肥前殿後むきに御座候、其後公方〈〇豐臣秀次〉御聞被遊、則利家に、扨も〳〵大納言の位にて、土籠を持ものかとて、御笑事に御座候、大納言殿御申は、昔より宇治川をせき申事無之事故、態と私のもつかう持を仕候由にて御笑候、又孫四郎殿にも其時もつかう御持被成候由、右の樣子彼是御普請御見廻に、太閤樣〈〇豐臣秀吉〉御船にて御出被遊、御父子へ骨折之由、御懇意之御事に候、

〔倭名類聚抄十三刑罰具〕箯輿　漢書注云、箯輿〈上音鞭、和名阿美以太、〉編竹木爲輿也、

〔箋注倭名類聚抄五刑罰具〕按、漢書陳餘傳、貫高箯輿前、卬視泄公、師古曰、箯輿者編竹木以爲輿、形如今之食輿矣、高時榜笞、刺爇委困、故以箯輿處之也、此所引卽是、然則箯輿非特令罪人乘之輿、源君以爲囚輿非是、說文、箯竹輿也、王念孫曰、箯之言編也、編竹爲輿也、史記、上使泄公持節問之箯輿前、集解引韋昭曰、箯輿如今輿牀、人輿以行也、

〔伊呂波字類抄安雜物〕箯輿〈アミイタ、アムタ、〉編竹木爲輿、

〔倭訓栞中編阿一〕あんだ　和名抄に、箯輿をあみいたとよめり、編板の義、あんだは略語也、

〔鹽尻十四〕笰〈アンダ〉　石土ヲ運ブ器、但字ノ聲イカヾゾヤ、字書ニ笰ノ字アッテ、音拂、爾雅ニ輿革ノ後ヲ謂之笰、郭璞曰、以韋靶後戶也云々、モシ此字ナルカ、

〔源平盛衰記十五〕南都騷動始事

宮〇高倉宮以仁王ハ今ハ奈良坂ニモカヽラセ給ヌラント思ケル所ニ、軍兵ノケ甲ニ成テ、雲霞ノ如クニ歸ケル中ニ、淨衣著タル死人ノ首モナキガアフダニ昇レテ通ヲ見レバ、腰ニ笛ヲサセリ、〇下略

〔太平記十〕龜壽殿令落信濃事附左近大夫僞落奥州事

四郎入道〇北條高時弟慧性ヲ畚ニ乘テ、血ノ付タル帷ヲ上ニ引覆ヒ、源氏ノ兵ノ手負テ、本國ヘ歸ル眞似ヲシテ、武藏迄ゾ落タリケル、

〔太平記二十六〕執事兄弟奢侈事

越後守師泰〇高大ニ忿テ、安キ程ノ事カナ、夫ヲ勞ハヾ、シヤツ原ヲ仕フベシトテ、遙ニ行過タリケルヲ呼返シテ、夫ノ著タルツヾリヲ著替サセ、立烏帽子ヲ引コマセテ、サシモ熱キ夏ノ日ニ鋤ヲ取テハ土ヲカキ寄サセ、石ヲ堀テハ畚ニテ運バセ、終日ニ責仕ヒケレバ、是ヲ見ル人々、皆爪彈ヲシテ、命ハ能々惜キ者哉、恥ヲ見ンヨリハ死ネカシト云ハヌ人コソ無リケレ、

〔伊呂波字類抄不雜物〕籮フコ 筐底方

〔類聚名義抄二田〕畚舍、畚正音本、小筐、イシミ、 畚古 畚古

〔易林本節用集不財器〕籮フゴ

〔日本釋名下雜器〕籮フゴ ふかき籠也

〔和漢三才圖會三十五農具〕畚本音 俗云布吾

畚、三才圖會云、盛土器、以蒲葦索爲之、

〔倭訓栞前編二十六〕ふご 畚をいふ、深籠の義也といへり、關西にめかご、東國にめかい、又びく、又ふごと、又米あげざる、其大なるをかたまきといふ、今俗わらふごのみをいへり、

〔成形圖說十四農事〕布古

畚音本、古文畚、左傳趙盾巳朝而出、有人荷畚自閨而出者、註、畚盛土器、以草索爲之、周禮挈壺氏挈畚令糧、註、畚所以盛糧之器、晋書、王猛少以鬻畚爲業、三才圖會畚以蒲葦索爲之、洞冥記、李充自言三

百歲荷ニ草香、

此もの草具にて、其用は前の簣に異ならず、又春にして單に底のみあり、四隅四緒を着て土及び米錢貨物を荷ひ持も輕籠といふ、

〔夫木和歌抄春野五〕百首御歌　慈鎭和尚

春の野にふごてにかけて行しづのたゞなどやらんもの哀なる

猫飼

〔和漢三才圖會農具三十五〕篠（音調）　禰古加比

三才圖會云、去草器、今之盛穀種器也、論語曰、以杖荷篠者是也、

按、篠與簣同訓、蓋簣以竹作、篠以藁作、名猫飼(ネコカヒ)者類乎、

〔耕稼春秋農具七〕ねこかへ

太き繩を十四筋立て、打藁にて厚く組也、藁は大束二束入物也、立にふとき繩を十四五筋入て組、成程厚く堅く、大たば藁二束程入也、

篝

〔倭名類聚抄竹器十六〕篝　說文云、篝（古侯反、和名加々里、）竹器也、

〔成形圖說農事十四〕加賀利（和名鈔、薰籠及び庭燎も名をおなじくす、共に其形の似れるをもてなり、歌のかゞり火などは庭燎にて、加賀はかゞやくと通ふ、光明を稱せり、庭燎は漢にしては、地燭、也火などといへり、）

篝（音鉤、亦作𥴦、和名鈔引說文、竹器也、按、字典、負物籠、類篇、上大下小而長、謂之篝、答、史記淳于髡云、道傍有禳田者、操一豚蹄酒一盂、而祝曰、甌窶滿篝、）

此もの紙縷(コヨリ)して製れるを負篝(カラヒカヾリ)といふ、元は脊に負ふものなり、又草索にて編を肥篝(コエカヾリ)といふ、其眼粗し、農圃にて駄荷とも負擔ともなしぬ、其用一ならず、蓋此もの竹器ながら、其形の燎の受骨にも、薰籠の圈眼にも似れるゆゑ、名字をひとしくせり、

朳

〔新撰字鏡木七〕朳（旅郎反、隅也、木理也、材也、阿保己、）

〔倭名類聚抄行旅具十四〕朳　聲類云、朳（音力、和名阿布古、）杖名也、

〔下學集 下器財〕枴（アフコ）杖也、古買反、日本之俗、呼擔物杖云枴也、

〔多識編 五杷扒〕禾擔 伊爾仁奈比、今案阿不古、

〔和漢三才圖會 三十五農具〕擔 音膽 檐 同上、移那切、則屋簷、 枴 音力 梻 音鄂 和名阿布古 楤 音 棇 同 俗云山阿布古

檐、三才圖會云、其長五尺五寸、制扁木爲之者謂之軟檐、斫圓木爲之者謂楤檐、其扁者宜負器與物、圓者宜負薪與禾、

按、枴、老人柱杖也、然以爲擔之和名者、未審、楤尖頭擔、今云山擔（アフコ）也、擔儋也、說文云、負何也、背曰負、何曰儋、何 荷同 左傳曰、弗克負荷、今多用荷字、

〔物類稱呼 四器用〕枴あふこ 物をになふ木なり、兩はしとがりたるをいふ、 中國及西國にて、あふこと云、長崎にて、らことい ふ、四國にて、さすといふ、江戸にて、てんびんぼう、物をになふ木にて、兩の端丸く、あふこと形少しかはれり、京にて、たごのぼうと云、越後にて、かたげぼうと云、奧の仙臺にて、かつぎほうと云、遠州にて、になひぼうと云、大坂及堺或は四國にてあふこと云、九州にて、ろくしやくぼうと云、肥後にてもつこぼうと云、

〔倭訓栞 前編二阿〕あふこ 倭名鈔に朸をよめり、杖名也と注せり、新撰字鏡には、あほこと訓せり、あげ棒の義なるべし、歌に多く逢期によせたり、あとおとかよふ例あり、負木の義にや、今の俗おごといへり、山おごは楩擔、旅おごは匾擔也といへり、平治物語に竹朸といふ事も見えたり、野人てんびん棒ともいへり、

以上、和訓栞、

〔成形圖說 十四農事〕阿保古 新撰字鏡、和名鈔、阿布古に作るは音の轉ぜしなり、 佐須 佐須と云こと、古歌によみたれば、舊き稱なるべし、 於度 荷棒 檐 音擔、通作擔、管子不明于則、而欲出號令、猶檐竿而欲定其末、

阿布古は負子なり、古負矛といへるは、玉堂雜字に、鎗擔、俗曰松擔と相似たり、蜻蛉日記に、山かつのあふこまちいで丶くらぶればこひまさりける方もありけり、山かつの負子は、今の山負子（ヤマオコ）と

いふものにて、圓木の兩端を尖かしたるなり、三才圖會の擴檐とも槵ともいふものなり、又云、匾擔は旅負子の類と、朱子談綺に見えたり、又石持棒は、大圓木にして兩端尖がらず、平治物語に竹枴といふあり、棠陰比事の竹擔是なり、伊勢談のおふごかたみは、一本にあふをかたみと見えたり、

〔三十二番職人歌合〕三十二番　右　とりうり

になひもつあふこの竹もあをくびのとりやう身こそ世にふしやうなれ

〔延喜式一四時祭〕平岡神四座祭　祭神料　宮形一具、朸一枚、已上幣料官物、神祇官所請、

松尾祭　朸一枚、夫一人、

〔延喜式三神祇〕宮城四隅疫神祭　朸一枚

〔播磨風土記揖保郡〕大家里〇中略　上宮岡、下宮岡、黒戸津、朸田、宇治天皇之世、宇治連等遠祖兄太加奈志、弟太加奈志二人、請太田村與富等地、墾田、將蒔來時、厮人以朸荷食具等物、於是朸折荷落、〇中略荷朸落處、卽曰朸田、

〔播磨風土記託賀郡〕都麻里〇中略　阿富山者、以朸荷宗、〇宗恐誤字　故號阿富、

〔體源抄四〕或人時光ニ問テ云ク、公里ト時忠ト勝劣イカム、時光答テ云、イカヾハ朸ヲ折ムト云、

〔國花萬葉記六之二攝津〕諸職人商人買物所付いろは分

を　になひ棒　枴屋　備後町仕出シ、同御だうの前、

古事類苑

産業部六

養蠶

養蠶ノ事ハ遠ク神代ニ起レリ、其後秦氏等ノ人歸化シテ、更ニ此業ヲ傳ヘ、歴朝亦之ヲ重ンジ、屢〻勸課ノ詔ヲ下シ給ヒシカバ、蠶織ノ業大ニ弘マル、延喜式ノ諸國貢物中ニ、多ク絹ヲ載セタルヲ見テ、諸國大抵此業ヲ營マザルモノナカリシコトヲ知ルベシ、中世以後蠶業稍〻衰ヘタリシガ、徳川氏ノ時ニ至リ、復タ之ヲ營ムモノ多ク、殊ニ奥羽關東ノ諸國ヲ以テ最モ盛ナリトス、

養蠶ノ業頗ル製絲ト關係ス、但シ製絲ノ事ハ、絲篇ニ詳ナリ、宜シク參看スベシ、

〔倭名類聚抄十四蠶絲具〕蠶　說文云、蠶、昨含反、和名加比古、一訓古加比須、虫吐絲也、俗爲蚕字、

〔箋注倭名類聚抄六蠶絲具〕按、加比古、所飼養之蟲、古加比謂飼養其蟲也、

〔類聚名義抄虫十〕蚕コカヒ　蠶コカヒ　蠶、蠶、俗、或正、在布反、カコヒ、一訓コカヒス、

〔七修類藁十九〕蠶

皇圖要記曰、伏羲化蠶爲絲、又黃帝四妃西陵氏始養蠶爲絲、而干寶搜神記以爲古有遠征者、女思父、語所養之馬曰、若得父歸、吾將嫁汝、後馬迎父歸、見女輙怒、父殺馬曝皮庭中、忽卷女飛去、下於桑間化蠶、故乘異集載、蜀中寺觀多塑女人披馬皮、謂之馬頭娘、以祈蠶也、予意化蠶之說荒唐、而西陵氏養蠶者爲是、但世遠不可稽也、○中略漢舊儀又曰、蠶神苑窳、婦人寓氏公主、據之則始於西陵氏可

起原

知、故世以蠶爲婦人之業也、

〔東雅九器用〕桑蠶クワコ　舊事紀に、初葦原中國に保食神あり、其神月神のために擊殺され、頭は桑蠶と化り、口裏に蠒を含みて絲を抽く、これよりして養蠶の道ありと見えたり、桑は木名也、クハといふは飼葉カフハなり、蠶を飼ふ葉なるをいふなり、蠶は倭名鈔に說文を引て、蠶は吐絲蟲也、讀ミてカヒコといひ、一つにコガヒスといふと注せり、カヒコといひ、コガヒスといふは、これを養ふこと兒の如くなるをいふなり、

〔東雅五人倫〕工タクミ（中略）女工の事に至ては、舊事紀に、伊弉諾神の冠裳衣帶、皆々神となりなどしるされて、また其後日神葦原の保食神を化出し、桑蠶を取りて繭絲を抽し給ひしより、始有養蠶之道、乃起紝織之業としるされたり、もし日神の御時、紝織の業始りたらむには、それよりさきは、如何なる物をもてか、衣裳とはなされたるらむ、但し蠶絲をもて紝織するの業、こゝに始れるの義にや、古事記には、其事をばしるさず、日本紀は舊事紀によられたれど、始有養蠶之道とのみ見えて、その起紝織之業といふ事をばしるされず、（猶布帛の條を倂見るべし）

〔古事記上〕食物乞大氣津比賣神、（中略）速須佐之男命立伺其態、爲汚穢而奉進、乃殺其大宜津比賣神、故所殺神於身生物者、於頭生蠶、（下略）

〔古事記傳九〕書紀には、頂化爲牛馬、顱上生粟、眉上生繭、眼中生稗、腹中生稻、陰生麥及大豆小豆とあり、又稚產靈神頭上生蠶與桑、臍中生五穀と云こともあり、是も一事の傳の異なるなるべし、（是等を書紀の註どもに、如此身體に生と云は、假の言にして、實は其物々に宜き土地に殖なすことゝ說なせるは、みな例のなまざかしき推量の私事にて、いたく古傳の意にそむけり、又生る物と其處とを合せて、然る由を云るも、眉に蠒の生るを云る外は、みなあたらず、强て言なり、凡てなにごとも、强ていへば、如何さまにもいはるゝものぞ、）

〔日本書紀一神代〕一書曰、（中略）軻遇突智、娶埴山姬、生稚產靈、此神頭上生蠶與桑、（中略）

一書曰、（中略）天照大神在於天上曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊受勅而降、

蠶神

已到于保食神許、保食神乃廻首嚮國則自口出飯、又嚮海則鰭廣鰭狹亦自口出、又嚮山則毛麁毛柔亦自口出、夫品物悉備、貯之百机而饗之、是時月夜見尊、忿然作色曰、穢矣鄙矣、寧可以口吐之物敢養我乎、廼拔劒擊殺、然後復命、具言其事、〇中略是後天照大神、復遣天熊人往看之、是時保食神實已死矣、唯有其神之頂化爲牛馬、顱上生粟、眉上生蠒、眼中生稗、腹中生稻、陰生麥及大豆小豆、天熊人悉取持去而奉進之、〇中略即以其稻種始殖于天狹田及長田、其秋垂穎八握莫莫、然甚快也、又口裏含蠒、便得抽絲、自此始有養蠶之道焉、

〔古語拾遺〕素戔嗚神、當日神耕種之節、〇中略當織室之時、逆剝生駒、以投室內、〇中略蠶織之源、起於神代也、

〔養蠶秘錄中〕蠶神祭の事

或人神道者に問云、諸國に蠶神と崇祭る神一體ならず、何れの神を祭りて是ならんと問ふ、答云、夫神は不測の德を備ましませば、何れの神にても、崇信至誠ならば、諸願に隨て感應あらずといふ事なし、然といへども、今問に因て姑らくこれを論せば、天照皇太神、保食神、天熊人神、此三神を祭りて則可ならん、天照皇太神、保食神は、天地陰陽の神にして、太神は始め大日靈尊と申奉り、天上の道をしろし召給ふ、又保食神と申すは、陰にして地の御神なり、始め稚產靈尊と申奉り、又保食神、又倉稻魂命とも申す、此三ッの別號あるを以て、三寶荒神とも崇め奉るなり、

〔養蠶絹篩上〕例年二月初午の日は、士農工商ともに、稻荷大明神をまつること諸國一ッなり、又養蠶をいとなむ鄕は、强て稻荷大明神には不限、其村鄕の鎭護の神へ太鼓鉦にて祭をなし、老若男女のにぎはひ、いふばかりなし、

又家ごとに、もちをつきて、繭の形に團子を製し、產神江供す、是をまゆだんごといふ、養蠶を祝して、俗に初午まつりとも、蠶まつりともいふなり、

蠶種類

〔農家調寶記初編〕蠶養道輕からざる事

養蠶の道は神代よりありしことにて、我國の古書に、天兒屋根命の姉、天市千魂姫といへるに、天祖命じて天の豐岡をひらき、桑を植て蠶(こがい)することを主しめ給ふとあり、今出羽國象潟に祀豐岡の神祠は、彼媛にして蠶の祖神也、

〔養蠶要記〕凡ソ蠶ハ、漢土產ノ蠶兒ニ三眠三起ノ種アリ、故ニ漢土今時ニハ、悉ク三眠三起ノ種ヲ用フ、三眠蠶ハ、繭大ニシテ厚ク、其性ノ上品ナルコト、唐絲ノ極テ强キヲ見テ察スルニ足レリ、日本ニハ其種渡ラザルヲ以テ、今ニ四眠四起ノ蠶ノミナリ、故ニ化生ヨリ、大抵三十七八日ヨリ四十餘日ヲ經ザレバ、繭ヲ作ルコト能ハズ、繭成テ後十七八日目ノ朝ニ至テ蛾出ヅ、故ニ日本ノ養蠶ハ、六十日間ノ業ナリ、凡ソ蠶種ヲ取ルニハ、其蠶ヲ、別ニ潤澤ノ有ル砂地ニ作リタル上桑ヲ以テ飼フベシ、此ノ如クスルトキハ、極上品ナル蠶種ヲ生ズ、

〔養蠶須知下〕夏秋蠶ナツコ

夏秋蠶、是今の夏蠶なり、是も西土は三眠にて、日本は四眠なり、和漢ともに一年に三度繭を作る也、初出は本蠶と同じ、二度目は原蠶と同じ、三度目は八月にして、桑甚剛くして多くよからぬもの也、殊に夏蠶は、繭あしくして糸にはならず、綿にする也、本蠶を多く養ふ場にては、來年の桑を傷ふゆへ養ふべからず、又桑澤山にして本蠶を養ふといへども、每年桑の餘る土地にては、必ず夏蠶をも養ふべし、本蠶より甚養ひ易き者なり、二度目は原蠶と同じく、大に桑を度々あたゆべし、淮南子曰、原蠶一歲再登、非不利也、然王者法禁之、爲其殘桑也とあり、是は原蠶と夏秋蠶とを一つに云ひ込めたる也、本蠶の障りとなるゆへに、何れも禁制とみへたり、

〔倭名類聚抄十四蠶絲具〕桑蠒　唐韻云、蟓、音象、和名久波萬由、桑蠒、卽桑蠶也、

〔箋注倭名類聚抄六蠶絲具〕玉篇、蟓、桑蠶也、源君蓋依之、郭璞曰、桑繭食桑葉作繭者、卽今蚕、按、爾雅所

栽、是自生桑樹上、爲繭者、雖郭氏云即今蚕、然非家蚕也、王念孫曰、今柘桑上多野蠶食葉絲之堅韌、遠過家蚕、俗所謂雙絲繭也、今俗所謂山繭之類、

〔倭訓栞前編三十四也〕やまゝゆ　山繭は蟓也、延喜式に、蟓糸二十絇と見えたり、又後漢書に、野蠶成繭と見えたり、予一の木化石を得たり、其石に洞穴ありて、絲を纏ひ、山繭の如くにて、野蠶の如き住るを得たり、此稽神錄五色線などにいふ石中金蠶なるにや、山眉絹は黄絲絹也、

〔養蠶須知上〕擇種

上州信州奥州にて、蠶種一枚といへるは、連紙の廣さ七寸五分、長さ一尺二寸なり、尺は短尺なり、種に上中下のわかちあり、數年の功にあらざれば見分がたし、然れども大略を爰に記す、其れ蠶種の色は、深碧にして上白く、艶ありて、粒々能くそろひ、其色鮮にして、種にむらなくかさなりなし、たとへかさなりありても、しまりよく膏澤ありて、いかほどさはりても種落る事なく、あちらこちらに、淺紅色の粒四五十づゝあるを上種とす、淺紅色の粒あらば斑といふ、斑ある種にあしきはなき物なり、上種ほど斑多し、中下の種は艶なくしまりよからず、斑そろはずして色曇り、中にしひね多くあるなり、最下の種は少しさわればはら〱と落やすきものなり、種は我家にてよく養ひ、よき繭を擇び產しめたるは、極上々の種にて養よく、眠み起もよくそろふものなり、もし我家の繭、蛾不出して蛆ばかり生る年あり、是はさむきにあたりたる年也、其年は隨分よき種を價を高く求むべし、種賣人色々の事を云て人を迷し、奥州ならでは上種はなしといふ、又養蠶の家も、我家にて產し種は、一年凶るれば、其後は皆々買たる種ばかり養ふ、是大なる誤りなり、奥州より來る種も、養法あしければ豐る事なし、我家にて生じたる種も、養法よければ凶るゝ事なし、たとへば五穀の如し、其地々々に生じたる種にあらざれば其地に應せず、故に其家々にて種を貯へ、外の國に求る事なく足り、蠶種も同じ事也、我家にて生じたる種は、其家の氣候に能あふ

ゆへに凶れすくなし、他國の種は、氣候のあはざるゆへに豊り少しと知るべし、種のとりやうは末にあり、種は我家にて年々產しめたるは、自然と上中下見分るものなり、必々種賣人の言に迷ふて、我家にて生じたるをあしとおもふ事なかれ、種の貯へやうは、八月九月までは、風の入る座敷の梁の下につるし置、十月時分箱に入、寒きところに置べし、種は連紙にある時、寒きによろし、暖なるはあしく、又蠶種を雪にてらせば發生あしきものなり、

〔天明集成絲綸錄 四十六〕安永二巳年十月

武藏國　相摸國　上野國　下野國　下總國　甲斐國　信濃國

蠶種之儀、奥州福島領本場村々に而仕出候を上種と唱、致蠶飼候國々に而茂望候處、近來出所不宜惡種をも福島種と唱、種商人共商賣いたし候故、自然と蠶之飼違も有之、致難儀候趣も相聞候、依之此度蠶種仕出候本場村々札之上、似種銘等無之ため、右村々より仕出候種改印申付候、尤改印鑑は、銘々御代官江相渡置候間、望候者は、其御代官江相願、右印鑑請取之引合候樣可致旨、御料所村々江申渡、私領之儀は最寄御代官ゟ申通候樣可被致候、

十月

安永二巳年十月　　奥州村々

蠶種之儀、奥州福島領本場村々ゟ仕出候を上種と唱、蠶飼いたし候國々に而望候處、近來出所不宜惡種をも福島種と唱、商人共賣買いたし候故、飼違等有之間、飼場村々難儀之筋茂有之趣に相聞候、依之此度福島領蠶種仕出本場井場脇村々、其外共札之上、右村々より仕出候蠶種紙江者、改印申付候間、似印似銘等致間敷候、若紛敷筋茂有之候はゞ、急度可申付候、

右之趣、奥州伊達信夫兩郡村々は勿論、其外之村々江茂相觸、私領之儀は最寄御代官より申通候

樣可レ被レ致候、

十月

〔養蠶絹篩上〕一和漢とも、蠶紙を寒晒するに、一二晝夜、或は四五日も水に浸し置、氷に閉させて、其後蠶紙を棹にかけ、家內にて自然と干乾なり、其故いかんとなれば、蠶幼稚の時、冷氣を不レ恐よくしのぐといふ、畢竟兒女の妄言、信ずるに足ざる事也、蠶卵のうちに入定して、春の陽氣にもよふされ、天性卵の內より生れ出るを、たとひ寒中三十日ひたし置とも、入定何ぞ是をしらんや、紙煤たるをあらひ淸むるには寒中に限らず、唐土にては每月洗ひ淸むるなり、

蠶紙を貯置に匂ひある箱に入置べからず、また蠟燭、行燈の油烟、沈香、抹香等のかほりをかくれば、蠶卵の內に居籠死て、一虫も生れ出ず、かならず心得あるべし、

〔養蠶秘錄下〕蠶種本場の事附り燒飯を金百兩に賣たる事

元文年中の頃、關東の國々は、信州上田邊の蠶種を求て上品とし、帝都の近國は、江州并播州加古川より出る黃繭種をもつて蠶業をなす、又其比下總國結城邊より蠶種多く出し、奧州其餘の國國へも賣出す、或時結城邊大洪水にて、川下の幅狹き所にて、上なる山崩れ落、川上三里餘の間、一面海のごとく、民屋田畑大きに損じ、死する者夥し、因レ玆其所の種商人、其年蠶種を取る事あたはず、故に奧州伊達郡伊達村に行て、右大變の事を語りけるに、亭主いふは、當地の桑は、結城邊よりも勝れ候得ば、當地にて種をとり給はゞ、天晴上種出來すべしといふ、夫より居村近鄕の繭を擇求て種を取りける、又亭主いふ樣、信州は國に善光寺如來まし〳〵ける故、國人等此結緣にあづかるとて、種紙の內書を中如來と書しとかや、幸ひ當地に靈驗あらたなる如來の在ます御堂あり、當國は如來堂と書て然るべしといふにぞ、尤と同じける、是奧州種紙內書の始なり、夫より今は、色々其家々の印を書入るなり、右の種諸國に賣て試るに、翌年蠶天晴上作せり、是より奧州本

場種ともてはやし、今は伊達信夫の兩郡、其外近郷にても種を取て出すなり、

〔德川禁令考五十六布帛絲綿衣服〕慶應元丑年十二月

生糸并蠶種紙改印之儀ニ付御書付

周防守殿御渡　　大目付江〇中略

蠶種紙之儀も、近來不馴之もの、猥ニ製作賣買いたし、養蠶之もの共及難儀候趣相聞候ニ付、是又生産元方爲御取締、國々支配御代官ニおゐて、御料私領之無差別、其筋取扱候もの之內、肝煎申付、元紙漉立候場所より買集、改印之上、蠶種製作人共江相渡候筈ニ付、何れも右改印有之元紙江種仕付、銘々國所名前を相記し、正路に取引可致候、尤外國行之分は、製作出來之品、最寄御代官江差出し、改印を受、相當之冥加相納候儀と相心得、以來生糸并蠶紙共、改印無之品一切賣買いたす間敷候、若心得違之もの於有之は、其品取上ゲ、急度可申付もの也、右之趣御料私領寺社領共、不洩樣可被觸候、

十二月

右之趣可被相觸候

〔天工開物上乃服〕蠶種

凡蛹變蠶蛾、旬日破繭而出、雌雄均等、雌者伏而不動、雄者兩翅飛撲、遇雌即交、交一日半日方解、解脫之後、雄者中枯而死、雌者卽時生卵、承藉卵生者、或紙或布、隨方所用、嘉湖用桑皮厚紙、來年尚可再用、一蛾計生卵二百餘粒、自然粘于紙上、粒粒勻鋪、天然無一堆積、蠶主收貯、以待來年、

〔本草綱目啓蒙二十七卵生蟲〕蠶

凡ソ蠶ヲ養コト、〇中略三月清明節ノ後、桑初テ出ルノ時、蠶連紙ノ上ニ、細カク切タル嫩桑葉ヲ以テ、糝シ置ケバ、已ニ卵ヲ出タル蠶兒、桑葉ニ上リ附クヲ、鳥ノ翮ヲ用テ、葉ト共ニ拂ヒ落ス、其出ル

コト早晩齊シカラズ、故ニ一番ハキ、二番ハキ、三番ハキノ稱アリ、大抵辰巳ノ時蛻シ出ヅ、長サ僅
一分許、康濟譜ニコレヲ蟻ト云フ、時珍ノ謂ユル蚲ナリ、ソノ身ハ黑褐色、首ハ小クシテ御米（ケシ）ノ如
ク、黑色ニシテ光リ漆ノ如シ、康濟譜ニ、初生黑色、三日後、漸變白、變青、復變白、變黃、純黃則停食、謂之
正眠、眠起自黃而白、自白而青、自青復白、自白而黃、又一眠也、毎眠例如此ト云、日ヲ追ヒ長ズルニ隨
テ、色變ズルナリ、五日ニナレバ、長サ二分餘ニナリ、葉ヲ食ハズ、眠ル狀ノ如シ、コレヲ眠ト云、飛州
ニテ、ツボムト云、是第一眠ナリ、一名正眠（康濟譜）江州ニテ、一度井ト云、上州ニテ、シヾト云、康濟譜ニ、
北蠶多是三眠、南蠶俱是四眠ト云、本邦モ皆四眠ナリ、凡ソ一眠一起ノ間十二時ナリ、故ニ今日午
時ヨリ眠スルモノハ、明日午時ヨリ、クビスジノ處裂破レテ、漸ク舊皮ヲ蛻出ヅ、是ヲキヌヲヌグ
ト云、已ニ出レバ、半身以上ハ立チテ、半身以下ハ、葉ニ附著シテ暫ク動カズ、コレヲ起ト云、是一起
ナリ、飛州ニテ、ヒトヲキト云フ、此時長サ三分許、九日ニ至リテ、長サ四分許ニナリ、眠起初ノ如シ、
是第二眠ナリ、江州ニテハ、二度井ト云、上州ニテ、タケト云、第二起ヲ飛州ニテフタヲキト云、此時
長サ四分餘、十四日ニ至リテ、長サ七分餘ニナリ眠起ス、是第三眠ナリ、江州ニテ、ヒナ井ト云、又フ
ナ井ト云、上州ニテ、フナト云、第三起ヲ飛州ニテ、ミヲキト云、此時長八分許、十九日ニ至リテ、長サ
一寸二三分ニナリ、色白ク微黃ニシテ光アリ、眠起ス、是第四眠ナリ、是ヲ大眠ト云ヒ、停眠ト云、俱
ニ康濟譜ニ出ヅ、江州ニテ、ニワ井ト云、上州モ同ジ、第四起ヲ飛州ニテ、ニワヲキト云、此時長サ一
寸四分許、白色微黃褐、身ニ九段アリ、第一段ハ長クシテ、上ニ兩眉ノ形アリ、色黑シ、下ニ左右各三
足アリ、三段ノ上、前ニヨリテ（）ノ形アリ、深黑色二重ナリ、五六七八段ノ下段ゴトニ、左右各一足
アリ、九段ノ上ニハ、肉刺一アリテ、蚖蠋（イモムシ）ノ刺ノ如シ、尾下ハ兩ヨリ葉ヲ挾デ足ノ如シ、廿七日ニ至
リテ、長二寸二分許、濶三分許、全身白色ニシテ光アリ、喉下及尾上透徹シ、漸クヒロガリ、全身透徹
シテ黃色トナル、コレヲ南部ニテ、ヒキルト云、是ヨリ漸ク老テ、形小クナレバ、只仰デ上ニ向フ、此

養蠶法

時採テ簇中ニ入ル、康濟譜ニ、候二十蠶九考一、方可レ入レ簇ト云、簇ハ器中ニ枝叉アル木柴ヲ束ネタルヲ入置キ、上ニ稻草(ワラ)ヲ覆フヲ云フ、蠶ヲコノ中ニ入レバ、便チ絲ヲ吐キ、枝叉ニ掛テ繭ヲ造ル、コレヲ飛州ニテ、スガクト云、

〔養蠶須知上〕養蠶大意

我上毛の國は、むかしより養蠶の衆多、海内第一といへり、然れども男子は養蠶の事を知る人少し、皆々婦人女子の手業とのみ思へり、夫蠶を養ふは、其年々の寒凉暖暑の氣候に應じて養へばはづるゝ事なきもの也、婦人女子は、氣候の變によりて養ふ事を不レ知して、覺へ來りの一様の養法にて毎年養ふゆへに、豐凶(アタリハヅレ)あり、蠶は其養ふ屋にては、蠶の利得を其家半年の收りあつるといへり、養蠶年々あたる屋は、漸々と富饒になり、蠶年々はづるゝ人は、次第に衰微になる、然れば民の富も衰るも、皆養蠶にある事なれば、尤大切によく養法を知るべき事なり、然るに男は蠶を不レ知不レ構して、婦人女子のみ任せ置て、あたる時は喜び、はづるゝ時は蠶の運あしゝといふ、蠶の豐(アタ)り凶(ハツ)れは運にはあらず、皆養ひやうの善と惡とにありと知るべし、我屋昔より蠶を養ふ、一年旭山先生、蠶の月我屋に淹留ありて、養蠶を熟覽して、其養ひやうの疎略なるを嘆き、蠶書をたづね見て、養蠶須知三卷を著し給ふ所、○下略

〔蠶飼仕法申渡覺〕蠶の事は、丹後但馬國共、昔より有來候、農業のいとま、女の手業飼立、渡世の助にいたし來り、農人の家業には第一の儀に候處、兩國の內、自分支配所に限らず、都て國の風俗にて、養方疎略に候哉、多分外れ候趣に相聞え、最年により、當り候分も有レ之候得共、關東邊の蠶に引競候ては、六七分にも不二行屆一趣にて、歎敷事に候、元來蠶種は奥州福島を最上といたし候事にて、關東抔は養方も行屆候上、右福島種の內、致二吟味一飼立候ゆへ、少々の當り不當りは有レ之候得共、外れると申儀無レ之考候得ば、蠶の年の氣候、人の運によらず、種と養方とに有レ之儀、歴然之儀に付、當レ之

もの共も、關東の養方を會得いたし飼立候者、多分之助成に相成り、困窮之者共貧苦を遁れ、自から土地も繁昌いたす儀に付、試のため、當冬より福島蠶種吟味之上取寄候條、前文之通相心得可㆑申候、則養方手入等之儀、左に申上候、

一蠶飼の元は桑に候得者、桑を育る事肝要に候、桑は丹後但馬とも、古來よりの風俗にて、大木の葉を摘取來候得共、大木にては多く植立がたし、蠶繁昌の土地にては引たらざる故、關東邊にては、多分刈桑を相用候、刈桑は性分も強く、葉も和らかなる故、蠶の爲にも能道理に候條、得㆑其意、以來刈桑を以て蠶飼致馴候樣に可㆑心懸候、〇中略

一蠶は寒氣を厭はず、濕氣を畏るゝこと無㆑之ものに候、寒く飼たる蠶は、一體急がず、品により桑を喰兼る事もあれども、船起より急ぎ揚りに捨る事なし、初めより夜著蒲團につゝみ、又は火の側に置、紙帳などにて溫めたるは、二ツの起りにては、急ぎて見事なれども、船より惡しく成り、或は不揃に成り、揚に捨る事多し、兎角蠶は掃立より一ツの起りまでの飼方計りに候得ば、掃立より棚江差入、何までも替らず、寒く育て桑飼たるは、揚り十分としるべし、是當國と違たる所々舊く然り、然れども當國などにて、春の內雨降雪氣色に成り、只ならず寒き事あり、其節は、餘程離れて屛風を建て、少し火を燒べし、火強ければ蠶損じ候兎角右之節は、天井をはらぬ所に竹を渡し、其上江差入て置事宜敷候、天井をば張候得者、濕氣迫りて蠶損ずなるり、常は只家內を取拂ひ、涼しく桑多くつけ飼ふ事肝要に候、夜も其心得にて、高窓などを塞ぎ候事あしく候、總じて掃立より三日の內を涼しく飼候事、秘事のよしに候、

一掃立より桑を澤山掛け、七日八日目に休むを上とし、六日目に休むを中とし、四日五日目に休むを下の蠶とするなり、兎角掃立より暖めたる蠶は、休みも急ぐものなり、ケ樣に休みを急ぎ候下の蠶は、縱令能く育てたりとて、二三ならではなきよしに候、〇中略

一右之通申渡候條、村々村役人共より世話致し、銘々百姓共不ㇾ洩樣に得と申聞せ、さだまり作るに出精飼立候はゞ、多分之助成相成候事故、追々村柄も繁昌可ㇾ致儀に付、無ㇾ心得違ㇾ得と申合可ㇾ相勵候、最本文糸蠒幷桑皮等賣捌方差支も有ㇾ之候ば、申出次第早速賣捌候樣取計可ㇾ遣候、依ㇾ之蠶飼仕法書相渡候、以上、

寬政九年巳五月　　野村權九郎

〔養蠶絹篩上〕凡例

一諸國養蠶の流義、千差萬別にして、雜具もまた種々あり、其中に是をゑらび非をはぶきて、前編蠶飼絹篩の折本に、蠶の生れはじめし其日より、糸に終る其日まで、日々の守護を見安からんため委く記すといへども、中にも諭しがたく思ふ類を、今此卷に圖畫とす、〇中略

一我朝十六ヶ國〇本書後文云、東山道八ヶ國、幷武藏、甲斐、加賀、越前、若狹、三丹州、凡十六ヶ國、以下同、の外には、養蠶の風土に不ㇾ應ゆへ、育がたしと思ふは、蠶の性質を知らざるゆゑなり、抑蠶は有情なるゆゑ、暖國は早く生れ、寒國は遲く生れて、風土のちがひ、天然となすゆゑ、何れの國にも育ちがたきと言ことなし、委は卷中を見て考へしるべし、

一飛驒信濃より東國は、廣大無邊の土地多きゆゑ、桑畑の多きこと、春蠶ばかり飼ても掌にあまり、冬春までも繭をいとにくるなり、夏蠶飼がたきこと至極せり、然るに土地狹き國々は、一反の地面にて、每歲金二十兩づゝも所務收納するには、春蠶一所務にては出來がたし、前編絹篩の折本に記する所は、狹き土地にて、所務多あることを、證を以てしるすなれば、後に見ん人、必ず嘲り咎むることなかれ、

一蠶業をする國々に、種々の惡習國風に染み、勞して益なき失ある類、其一二、春蠶に諸蠶をかひ、あるひは蠶を薪にあげ、または大繭をゑりわけず取込、糸に繰の類、此外、魯桑荊桑の損益、また

雜具の不便利まで、一々卷中の書と畫とを照しあはせて、損益に心を盡さば、かならず益を得ることと鏡にかけて疑ひなかるべし、

一蠶に大毒あり、春蠶に冷雨ふりつゞき、夏蠶に霖雨にて蒸暑などの天災は性得きろふ大毒なるがゆゑ、一國一郡、悉皆平等決定不作する物なり、是毒の至極と知べし、故に世俗誤て、ぬれ桑を毒なりと申傳れども、濡桑は決て毒にあらず、溼るを嫌ふがゆゑなり、末卷の圖を見て工夫あるべし、

一蠶數虫のうちに、偶一僻づゝありて、繭をつくらざるもの、一名づゝ、屑の名有、然に和漢の蠶書に、其名と其僻とをいふものなし、蠶業をいとなむ人、其名を知ずして養蠶するの謂なし、予是が爲に其僻をよびて、一々褒貶を加ふるのみ、

一蠶業に五の禁あり、此禁に精熟人は、百年に一歳も繭の不作といふ事なし、蠶の諸病は、五禁より出、若五禁一つにても犯ば、終に是より種々の僻出て、勞して功なし、夫養蠶は習ひやすくして、和漢此禁を傳ふる人なし、予是を深く歎て、五禁を題して、初心の人の過ちなからんことを庶幾ことしかり、

文化十年癸酉冬　　湖東長濱ノ北相撲村 成田重兵衛思齋翁

〔養蠶絹篩上〕一蠶業を營國々は、東山道八ヶ國、幷武藏、甲斐、加賀、越前、若狹、三丹州、およそ十六ヶ國なり、尤右等に隣たる國々は、おのづから風をうつしてや、多少養蠶あるべきか、中古二百年以前、慶長元和のころより、正德享保のころまで、およそ百年の間に、諸國いとの產物、およそ一倍にまし、また享保の頃より文化年中の今を見れば、四增倍にもましたる事、十目の見るところなり、しかるに糸の價は豐凶平均にして、昔も今もかはることなし、

〔養蠶絹篩下〕一奧州大隈川といふ大河は、水上白川の城下の奧よりながれ出、川下は荒濱といふ

海邊まで凡そ六拾里餘の長流なり、此大河の兩邊洪水度ごとに、廣大無邊の流作となるゆへ、其むかしは村里などもすくなかりしに、經濟にこゝろある人ありしにや、廢地をひらきて桑をうへ、蠶業をひらきしに、追々風をうつして是を見習ふ、其後享保年中の比、予〔成田重兵衛〕が同郷の商人、毎歲二人づれにて、一人前に三百兩ばかりの金子をたづさへ、奥州江おもむき、福島邊の糸を買あつめしに、追々盛になりて、別して本場十八郷の繁昌なること、文化年中のたゞ今にいたりては、養蠶の家一軒前にても、糸眞綿の所務、金三百兩ばかりも收納するまゝ、是あるよし、福しま糸の産物は、天下の央にすぎ、例歲數千駄の糸、京都江のぼり、數十萬兩の代金、爲替手形にて通達して、いさゝか滯る事なし、百姓の女業として、かくのごとくの産物は、天下をつくしてもあるまじく、其上本場蠶紙の製其多きこと、近世諸國の商人買得に下る者、東山道筋國々、千里を遠しとせず、風をうつして仕入に下る、大商は壹人前に蠶紙八九駄づゝ、小買は一二駄づゝ、但し蠶紙千二百枚を一駄とす、これを奥州本場蠶紙と稱して、諸國養蠶のたねとす、右蠶紙の濫觴は、元文年中のことなりとぞ、但蠶種紙は、奥州本場にかぎり、其德ある事を諸國信じて、四方の國々蠶紙商人分配するものおびたゞしきをや、是まつたく經濟にかしこき人、養蠶開發の餘薫、わづかに百年以來に斯のごとく、國家繁昌、稱するになをあまりあり、

〔養蠶要記〕蠶ハ最初ヨリ桑ノ葉ヲ用テ養フベキ者ナレドモ、桑芽未ダ出ザルニ、蠶早ク化生シタル時ハ、已ムコトヲ得ズ、桑花ト嫩椹ヲ用テ養フコト有レドモ、桑ノ葉ノ生ズルトキハ、早ク此ヲ喰スベシ、久ク花椹ニテ養ヒタル蠶ハ、少シク赤色ト爲テ、性モ惡ク、生長モ遲シ、桑ノ葉モ、最初ハ葉ノ筋ヲ去テ細ニ刻ミ、一分四方ノ篩ニテ篩ヒ、上ニ說タル如ク、種一枚ノ蠶ニハ、桑ノ葉ノ刻粉ヲ一日ニ六合許モ與フベシ、

〔養蠶要記〕蠶家ハ、先ヅ第一ニ暑濕ヲ除ル樣ニ高ク作ルベシ、空ニ風拔ノ穴ヲ設ケ、或ハ窓ヲ多ク

開キ、何レモ戶ノ開闔ヲ自由ニスベシ、日ノ照込ハ甚惡シ、元來夜分ハ四方ノ陽醒テ、朝五ツ過迄ハ涼キ者ナリ、午前ヨリ暖ニナリテ、八ツ時分ハ蒸ホメク西受ノ家ハ、殊ニ夕日ノ火氣蠶ヲ傷ルコト多シ、斯ノ如キ屋敷ハ、西方ニ厚ク樹木ヲ植立テ夕照ヲ防グベシ、又冷風ノ吹ク日ト雖ドモ、蠶ニ屛風ヲ引廻シ、又ハ紙帳ヲ張リテ、氣ノ流行ヲ痛ク止メホメカスコト甚宜シカラズ、氣候ハ晝夜時々變化スル者ナレバ、家內何時モ同樣ニシテ、蠶ニ適宜ナラシムルヲ良トス、春ハ蠶幼キヲ以テ冷氣ニモ傷ミ、夏ハ四眠以後、暑氣ノホメキニテ性惡クナルコト多シ、我家ノ陽氣ヲ適宜ニスルヲ養蠶ノ大事トス、

〔機織彙編 一〕蠶種并飼育之方

一蠶初て庭起したる時、籠の端へ上るを嫌ふなり、如此は極て用に不立なれば、此蠶は早く見切り川へ流すべし、（にはおきとは、蠶の皮のむけて、とやなする事なり、）蠶は庭起四度あり、四度目の庭起より、八日九日目位にて糸を引仕廻ふなり、糸を引けば、ゑびらと云物に入る、家の上に上げ置く、初の庭起より、不揃ひおきざれば、起き揃ふ迄桑を不懸、不揃起たる時桑を懸る事なり、庭起の度毎如此にするなり、

〔養蠶秘錄 中〕諸國にて繭を作らす品ある事

扨蠶殘らず蔟（すが）き、水晶のごとく透とをる樣になり、繭を作らんと巢隱る所をたづね歩む、是を（東國にては、ひきろと云、中國にては、すがくといふ、）扨國々にてまゆつくらす仕樣色々あり、先荒增を繪圖にしるす、○圖略奥州路は筵の緣を二寸程折立て、中に力竹を角違ひに結び付、藁三四本宛もつて、圖のごとく○圖略三角に折、是をむしろの中に立ならべ、此中にすがきし蠶をばら／＼と配り入れ、少は火も燒き、暖なる所へ上げ置て繭をつくらす、是をゑびらと云、又間伏ともいふ、

丹波、丹後、但馬邊は、柴薪の枝を圖のごとく○圖略たばね、是を棚の間にならべ置き、此間に蠶を入、

おのれ儘にのぼらせ、まゆ作らす、又薪に蠶登りたるを外へとり、少し暖なる所へ上げならべ置、繭をつくらすなり、夫より三日めに身わけとて、薪を引分、風を入、繭の濕りを乾すなり、

又江州は、圖のごとく略○圖二階裏より繩を二筋づゝつり、此繩にふしなき竹の管を通し、蠶の棚を圖のごとく略○圖つり下げ置、桑喰すとき、棚の薦を棚木ともに上げ下げ自由にする也、又熟きし時は、此棚に簀を敷、圖のごとく略○圖藁苞に蠶を入れ、是を棚の間へ立ならべ、繭をつくらすなり、

又關東邊は、幅三尺餘、長サ壹間程の竹の目籠の中に、薄き筵をしき蠶を飼ふ、又熟し時も、此籠に繩など張、薪の枝を入れ、是に蠶を入、まゆを作らす、其外信州北國筋、色々の流儀ありて、諸道具樣樣差別あり、其國々に隨て、宜きを用ゆべし、又すがきし蠶は、桑を喰ざる物故、痛早し、隨分手早に取あつかひ、繭作る所へ入べし、又厚くすれば、熟きし蠶の尿り、まゆにかゝり、糸口よはくなる、隨分薄く入べし、扨まゆは、五六日めに殘ずはづし取、器に入れ風に當べし、七八日過ば、日南に干つけ、中の蛹をいため、出ざる樣にすべし、又雨天ならば、早く炭火をおこし、焙爐に入、中の蛹をいため、出ざる樣にすべし、扨最初蠶の掃立より、千辛萬苦して、漸繭作る頃に至り、誤て手入の麁忽出來なば、今迄の勤、忽水の泡と消へ、莫太の損失成べし、能々心得べきなり、つれ／＼草に云、高名の木のぼりといふもの、人の高き木にのぼりて、やがておりんとするを見て、今纔になりし時、危うきぞ過すな／＼といふに、かたへの人訝りて、さしも高き所に上り居る程は何ともいはで、纔になりてかくいふは、心得ぬ事かなといふ、彼高名のいふ、されば高き所に居たらん程は、めくるめき、足わななき、己も誠に危しと思へば、我いふ迄もなし、纔になりて心ゆるみし時にこそ、過ちは有なれといひしとぞ、此事兼好が筆ずさみに載せて、人の能しれる事なれど、理の近く聞へて、志かも諸道にわたりて意味深ければ、爰に書印侍る也、大方の事、心の油斷より過ち出來るなり、蠶

業も、初めの程は、晝夜大切に養育し、最早仕課たりと油斷より、思ひの外、過有べければ、能々愼べし、

〔養蠶絹篩 上〕養蠶惣論

文化十年癸酉歳春蠶夏蠶凡惣日數積書例年是になぞらふべし

四月小　四月八十八夜　三日蠶生れ、羽にて箒、十一日一度居

四月三日八十八夜　十三日一度起　十九日二度居

四月七日五月節　廿二日二度起　廿七日三度居

廿三日中　廿九日三度起

五月小　五月六日庭居　八日庭起

九節　十六日蠶揚る　廿日繭かき

十六日入梅　廿一日糸取初　廿四日蛹出る用心

廿四日夏至中　廿八日蛾出る　廿九日諸蠶紙製

六月小　六月十一日夏蠶生、羽にてはく、十六日一度居　五日半夏生　十七日一度起　十一日二度居　十日六月節　廿二日二度起　廿六日三度居

廿二日土用

廿六日中　廿七日三度起

七月大　七月二日庭居　三日庭起

十二日節　八日蠶揚　十一日繭かき

廿七日中　十二日糸繰初　十九日蛾出る

右春蠶凡四月三日に生れ、五月十六日迄四十三日目に終るなり、

養蠶例

但諸蠶をあげたる日より十二三日めに夏蠶紙出來、又十一二日めに夏蠶生る、原蠶(ナツゴ)のたねは、片蠶(ハルゴ)とは別種なり、春諸蠶を飼て、夏蠶のたねを取る也、

右夏蠶六月十一日に生れ、七月八日迄凡廿七日目に終る也、

但暖國は、八十八夜より十日も早く生れ、寒國は、八十八夜より廿日も遲く生れ、惣日數は凡同然なり、

〔養蠶絹篩下〕一蛹は、繭をつくりて、五日めか六日めかに、繭の内より蛆出るを蛹といふ、竹木の雫をうけたる桑を喰し、あるひは住居の風影などの桑を喰せば、繭虫に黒子でき蛹になるよし、又竹木の雫もうけず、風の吹晒しよろしき桑にて養蠶いたせば、蛹にならざるよし、實否分明ならず、其ゆへは、おなじ家にて、同じ桑を喰しけるに、夏蠶には、決してブトにはならず、但し糸眞綿にするに、ブトは障りにならず、蠶紙を製するには、ブト出ては、蠶卵無少して損なり、これ又うたがはしきはしばらく欠、

〔古事記仁德下〕於是口子臣、亦其妹口比賣、及奴理能美三人議而令奏天皇云、大后幸行所以者、奴理能美之所養虫、一度爲匐虫、一度爲殼、一度爲飛鳥、有變三色之奇虫、看行此虫而入坐耳、更無異心、如此奏時、天皇詔、然者吾思奇異故欲見行、自大宮上幸行、入坐奴理能美之家時、其奴理能美、己所養之三種虫獻於大后、

〔新撰姓氏錄左京諸蕃上漢〕太秦公宿禰、秦始皇帝十三世孫、孝武王之後也、男功滿王、仲哀八年來朝、男融通王一云弓月王、應神天皇十四年來朝、率百二十七縣百姓歸化、獻金銀玉帛等物、仁德天皇御世、以百廿七縣秦氏、分置諸郡、卽使養蠶織絹貢之、

〔古語拾遺〕至於長谷朝倉朝、○雄略 秦氏分散、寄隷他族、秦酒公進仕蒙寵、詔聚秦氏賜於酒公、仍率領百八十種勝部、蠶織貢調、充積庭中、因賜姓宇豆麻佐、言隨積埋益也、所貢絹綿軟於肌膚、故訓秦字謂之波陀、仍以秦氏所貢絹、纏祭神劒首、今俗猶然、所謂

蠶繅織之絹也矣、

〔新撰姓氏錄左京諸蕃下漢〕調連　百濟國奴理使主之後也、○中略顯宗天皇御世、蠶織獻絁絹之樣、仍賜調首姓、

〔日本書紀十四雄略〕六年三月丁亥、天皇欲使后妃親桑以勸蠶事、爰命蜾蠃、蜾蠃人名也、此云須我屢、聚國內蠶、於是蜾蠃誤聚嬰兒奉獻天皇、天皇大咲、賜嬰兒於蜾蠃曰、汝宜自養、蜾蠃卽養嬰兒於宮墻下、仍賜姓爲少子部連、

〔日本書紀十五仁賢〕八年、是歲五穀登衍、蠶麥善收、遠近淸平、戶口滋殖焉、

〔日本書紀十七繼體〕元年二月戊辰、詔曰、朕聞士有當年而不耕者、則天下或受其飢矣、女有當年而不績者、天下或受其寒矣、故帝王躬耕而勸農業、后妃親蠶而勉桑序、況厥百寮曁于萬族、廢棄農績、而至殷富者乎、有司普告天下、令識朕懷、

〔續日本紀六元明〕和銅七年二月辛丑、始令出羽國養蠶、

〔續日本紀十六聖武〕天平十八年十月癸丑、日向國風雨共發、養蠶損傷、仍免調庸、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲二年三月乙巳朔、山陽道使左中辨正五位下藤原朝臣雄田麻呂言、○中略長門國豐浦厚狹等郡宜養蠶、乞停調銅、代令輸綿、○中略詔並許之、

〔續日本紀三十一光仁〕寶龜二年五月己酉、右京人白原連三成獻蠶產成字、

〔日本後紀五桓武〕延曆十五年十一月乙未、遣伊勢、參河、相摸、近江、丹波、但馬等國婦女各二人於陸奧國、敎習養□□以二年、

○按ズルニ、敎習養ノ下恐クハ蠶限ノ二字ヲ脫セルナラン、故ニ姑ク之ヲ此ニ收ム、

〔類聚三代格八〕太政官謹奏

備後國神石、奴可、三上、惠蘇、甲努、世羅、三谿、三次等八郡調絲相換鍬鐵事、

右件國、百姓彫弊、積有歳年、雖加存濟、猶未復舊、而前件八郡、僻居山間、土宜採鐵、不便養蠶、所輸絹絲、營求多苦、因茲承前國司、屢請停絹絲令輸鐵、伏望永停絹絲令輸鍬鐵、謹以申聞謹奏者、奉勅依奏、

延暦廿四年十二月七日

〔今昔物語二十六〕參河國始犬頭糸語第十一

今昔、參河國□□郡ニ一人ノ郡司有ケリ、妻ヲ二人持テ、其ニ蠶養ヲセサセテ糸多ク儲ケル、而ルニ本ノ妻ノ蠶養、何ナル事ノ有ケルニカ、蠶皆死テ養得事无リケレバ、夫モ冷ガリテ、不寄付成ニケリ、然レバ從者共モ、主不行成ニケレバ、皆不行成ニケレバ、家モ貧ク成テ、人モ无ク成ヌ、然レバ妻只一人居タルニ、從者僅二人許ナン有ケル、妻心細ク悲キ事无限、其家ニ養ケル蠶ハ、皆死ニケレバ、養蠶絶テ不養ケルニ、蠶一ツ桑ノ葉ニ付テ咋ケルヲ見付テ、此ヲ取テ養ケルニ、此蠶只大キニ成レバ、桑ノ葉ヲ摘入テ見レバ、只咋失フ、此ヲ見ニ哀ニ思エケレバ、掻撫ツヽ養フニ、此ヲ養立テモ何カハセムト思ヘドモ、年來養付タル事ノ、此三四年ハ絶テ不養ケルニ、此ク不思ニ養立タルガ哀ニ思ケレバ、撫養フ程ニ、其家ニ白キ犬ヲ飼ケルガ、前ニ尾ヲ打振テ居リケルニ、其前ニテ此蠶ヲ物ノ蓋ニ入テ、桑咋ヲ見居程ニ、此犬立走テ寄來テ此蠶ヲ食ツ、奇異妬ク思ユレドモ、此蠶ヲ一食タランニ依テ、犬ヲ可打殺ニ非ズ、然テ犬蠶ヲ食テ呑入テ向ヒ居タレバ、蠶一ツヲダニ不養得テ宿世也ケリト思フニ哀ニ悲クテ犬ニ向テ泣居タル程ニ、此犬鼻ヲヒタルニ、鼻ノ二ツノ穴ヨリ白キ糸二筋一寸許ニテ指出タリ、此ヲ見ニ怪クテ、其糸ヲ取テ引バ、二筋乍ラ絡々ト長ク出來レバ、籰ニ巻付ク、其籰ニ多ク巻取ツレバ、亦異籰ニ巻ニ、亦□□ヌレバ、亦異籰ヲ取出テ巻取ル、如此シテ二三百ノ籰ニ巻取ニ盡モセネバ、竹ノ棹渡シテ渡ノ絡懸、尚其ニモ盡セネバ桶共ニ巻ク、四五千兩許巻取テ後、糸ノ畢被絡出ヌレバ、犬倒テ死ヌ、其時ニ妻、此ハ神佛ノ犬ニ成テ助ケ給フ也ケリト思テ、屋ノ後ニ有畠ノ桑ノ木ノ生タル本ニ犬ヲバ埋ヌ、然テ此糸ヲバ、細シテ

蠶病

可遣方无シテ繚フ程ニ、夫ノ郡司物ヘ行トテ、其門ノ前ヲ渡ケレバ、家ノ極テ口氣ニテ人氣色モナケレバ、口口ニ哀ト思テ、此ニ有シ人何ニシテ有ラント、糸惜ク思ケレバ、馬ヨリ下テ家ニ入タルニ人モナシ、只妻一人多ノ糸ヲ繚居タリ、此ヲ見ニ、我家ニ蠶ヲ養富テ絡懸ル糸ハ黒シ、節有テ弊シ、此糸ハ雪ノ如ク白シテ光有テ微妙キ事无限、此世ニ類ヒナシ、郡司此ヲ見テ、ミキニ驚キ、此ハ何ナル事ゾト問ヘバ、妻事ノ有樣ヲ不隱語ル、郡司此ヲ聞テ思ハク、佛神ノ助ケ給ケル人ヲ、吾愚ニ思ケル事ヲ悔口ヤガテ留テ今ノ妻ノ許ヘモ不行シテ棲ケリ、其犬埋シ桑ノ木ニ、蠶弾無蠒ヲ造テ有、然レバ亦其ヲ取テ糸ニ引ニ微妙キ事无限、郡司此糸ノ出來ケル事ヲ、國ノ司口口ト云フ人ニ語テ出シタリケレバ、國ノ司公ニ此由シ申シ上テ、其ヨリ後、犬頭ト云糸ヲバ彼國ヨリ奉ル也ケリ、其郡司ガ孫ナム傳ヘテ今其糸奉ル竈戸ニテハ有ナル、此糸ヲバ藏人所ニ被納テ、天皇ノ御服ニハ被織也ケリ、天皇ノ御服ノ料ニ出來タリトナン人語リ傳ヘタル、亦今ノ妻ノ本ノ妻ノ蠶ヲバ、構テ殺タルト語ル人モ有、慥ニ不知ズ、此ヲ思フニ、前生ノ報ニ依コソハ、夫妻ノ間モ返リ合ヒ、糸モ出來ケント語リ傳ヘタルトヤ、

〔止由氣宮儀式帳〕一三節祭等幷年中行事月記事

五月例　月内取吉日、禰宜内人等養虫乃糸先平神宮幷高宮、及宮廻神奉進、

〔吾妻鏡二一〕養和二年五月廿六日乙未、金剛寺僧徒訴事、○中略

如申狀僧徒等者有謂、山寺仁公事幷狩山蠶養召仕事、見苦事也、速可令停止狀、仰處如件、

〔李花集雜下〕住侍しあたりの山がつのすまゐも、みならはぬことのみおほく侍し中にも、こかふわざなんいとむつかしくはこきたるあたりも、まことに所せげに見え侍しかば、

いとはじなおやのかふこのいぶせさもかゝるふせやのならひと思へば

〔本草綱目啓蒙二十七卵生蟲〕白殭蠶通名オシャリ江州○中略蠶ノ死シテ白直ナル者ナリ、曲リタルハ佳ナ

繭

ラズ、色黑キモノハ僞ナリ、

〔延喜式三十七典藥〕諸國進年料雜藥

伊勢國白殭蠶十兩、參河國白殭蠶二兩、〇下略

〔養蠶秘錄〕追考

一上武信州邊にては、近年傴蠶にて、繭一粒も見ざるほどの失當あり、其失當は、庭蠶五日六日めの頃か、又は引蠶揚てより一日か二日の間に其儘死て、白き粉をふき出すなり、右の違は、多く陰氣勝の家にて蒸氣籠り、其上蠶下澤山たまりしを、そのまゝにさし置か、又は陽氣の家にでも、陰氣に養か、又は所々應せず遲蠶にて舟蠶か庭蠶にいたり、俄に暖氣烈敷なり、何れ蒸氣勝にて、晝夜ともに風も入らざる程に閉置家あり、且又近年來、舟蠶か庭蠶の節、鬱蒸の氣候勝にて、桑休每に其氣にあたり、違作する蠶世間に甚多し、

〔機織彙編一〕蠶種并飼育之方

一蠶種取る方、種繭を十宛切り、小口より繭中のひゞつを出し見るに、十不殘生たるひゞつなれば、十分の出來と定む、十の中二ッ死たるあれば、八分の出來、三ッ死あれば、七分の出來、又十ながら生きたる中に、一ッきづあるをば、死ひゞつと同じ、きづとは、ひゞつの摠身の中に黑き星か、又つやなく瘠ひゞつにしわ抔あるをば、生きて居るとも死すと同じ、如此二ッあれば、八分の出來と定む、繭の中にある虫をば、信州にては、ときと云、奧州にては、ひゞすと云、野州にては、ひゞつと云、上州にては、さなぎと云、

〔倭名類聚抄十四蠶絲具〕蠒附獨蠒 說文云、蠒音顯、和名萬由、蠶衣也、列子云、詹何者善釣人也、以獨蠒絲爲綸、獨蠒、和名比岐萬遊、

〔箋注倭名類聚抄六蠶絲具〕原書〇列子湯問篇云、詹何以獨繭絲爲綸、張湛注云、詹何楚人、以善釣聞於

國、此蓋併注引之也、按、上林賦云、曳獨繭之褕絏、郭璞曰、獨繭一繭之絲也、谷川氏曰、比岐万由、抽繭之義、按、後撰集歌云、比岐万由乃、加久夫多古毛里、世末保志美、久波古支太禮天、奈久袁見勢婆也、然則比岐万由非獨繭、飛驒俗謂二蠶乃至四五蠶爲一繭者爲太万由、獨繭爲小万由、

〔段注說文解字十三上糸〕繭、蠶衣也、衣者依也、蠶所依曰蠶衣、蠶不自有其衣、而以其衣衣天下、此聖人之所取法也、从糸从虫从芇、

〔類聚名義抄九〕繭マユ

〔東雅九器用〕桑蠶〇中略倭名鈔に繭は蠶衣也、マユといふと注せり、マとは眞也、ユとは其色の白きをいふなり、猶眞白といふが如し、ユの義、前の雪の注に見ゆ、蠶は蟬蟲にあるべし、倭名鈔には、蠶糸具に載せしが故に、こゝにしるしぬ、

〔倭訓栞前編二十九〕まゆ　繭は、異木綿の義なるべし、神代紀に、眉上生蠶といへば、眉生の義也ともいへり、東國に繭玉とて、正月十四日に餌を製し、柳の枝或は小竹の枝などにつけて、繭に象り祝ふ事あり、西國には、秋蠶の成時にぞ、繭玉を造り祝ふ事になん、漢書司馬相如傳に、曳獨繭之褕袘、郭注に獨繭絲也とあり、蠶の眉の中、多くいくつも居あり、一匹おるあり、夫をひとつまゆといふて、其絲甚好、專ら糸につくる、二ッ三ッ出るは、其絲弱きにより綿に作る、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌類〕寄物陳思

足常、母養子、眉隱、隱在、妹、見依鴨、

〔萬葉集十二古今相聞往來歌類〕寄物陳思

垂乳根之、母我養蠶乃、眉隱、馬聲蜂音石花蜘蛛荒鹿、異母二不相而、

〔萬葉集十四東歌〕筑波禰乃、爾比具波麻欲能、伎奴波安禮杼、伎美我美家思志、安夜爾伎保思母、

右二首〇一首略常陸國歌

〔催馬樂〕走井

はしり井の小がやかりをさめおけ、それこそ、まゆつくらせて、糸ひきなさめ、

蠶沙

〔後撰和歌集十二戀〕せうそこつかはしける女の返事に、まめやかにしもあらじなどいひて侍りければ、

忠房朝臣

ひきまゆのかくふたごもりせまほしみくはこきたれてなくをみせばや

〔源重之集上〕大嘗會主基の歌、こしの國桑原の里題にて、

桑原の里の引まゆひろひあげて君もやちよの衣糸にせん

〔和泉式部集三〕僧都の母、いとこひたるやるとて、

このふしにたえもこそすれまゆごもりいとすくなくもひきてたるかな

〔金葉集八戀〕すみかをしらせぬ戀といへることをよめる

前齋院六條

ゆくへなくかきこもるにぞひきまゆのいとふこゝろのほどはしらるゝ

〔八雲御抄三下虫〕蛾　おやのかふこのまゆとこもりといへり　ふたごもり　ひきまゆ

〔養蠶絹篩下〕一大マユ、蠶二ツ三ツ、あるひは四ツもあつまりて繭一ツをつくる、節出來て上糸にはなりがたし、是を大マユとも、쬬繭ともいふ、○中略

一大繭は眞綿に製し、上品下品と種々あり、其大略、生潰し、小綿、角綿、空綿、臂綿等の名ありて、直段もまた格別高下あり、又大繭を糸にくりては、空糸といふ、裏絹等に織なすものなり、また繭の附口をしけといふ、或は紬、組ひも等に製するなり、また繭の屑をたゝきものといふ、のばしてなかいりわたに著用するなり、

〔倭名類聚抄十四蠶絲具〕蠶沙　本草云、蠶沙和名古久曾　蠶矢名也、

〔類聚名義抄十虫〕蠶沙コタツ

〔本草和名二十本草外藥〕蠶沙、治胃反　和名加比古乃久曾、

〔養蠶絹篩下〕一蠶糞は、筵百疊分は、凡田地二反の屎に充るなり、蠶百疊分の繭虫は、およそ田地三

畝歩のこやしにあてるなり、右蠶糞、繭虫、宿葉までも、田畑の屎によく利ものなり、繭虫の干たるは麥種のこやしに用ゐて、捨るものは一品もなし、

〔養蠶要記〕養蠶ノ諸道具ハ、先ヅ桑切庖丁、最初ノ桑篩、五六日目ノ篩、八九日目ノ篩、三眠ノ篩、桑ノ押切、桑採籠、桑採簣(アシカ)、箕、羽箒、手箒、箸、團扇、テッキ、同桑採フゴ、桑入網袋、葉駄、蠶籠、蔫筵、棚竹、繩、棚ノタテ木、蠶架、桑採梯子、踏臺等、悉ク冬ノ内ニ用意スベシ、又繭作ラシムル時ニ用ル、藁、檪柴薪ノ類マデ、前方ヨリ心ヲ盡シ、濕氣ノ無キ樣ニ能ク乾燥シテ備置クベシ、

〔倭名類聚抄十四蠶絲具〕蠶簿　兼名苑云、簿、音薄、和名衣比耳、一名笛、音曲、養蠶器、施蠶於其上令作璽者也、

〔箋注倭名類聚抄六蠶絲具〕廣雅云、笛謂之簿、兼名苑蓋依之、養蠶以下蓋兼名苑注文也、按簿笛古作薄苖、方言、薄、宋魏陳楚江淮之間謂之苖、自關而西謂之薄、史記絳侯世家亦作薄、說文、薄林薄也、一曰蠶薄、又云、笛蠶薄也、並從艸、其器後世用竹造、故變艸從竹、廣韵、簿、蠶具、傍各切、又云、苖亦作笛、苖是也、苖或單作曲、說文曲字注云、或說曲蠶薄也、禮記月令、季春具曲植籧筐、鄭注曲薄也、許愼淮南子注云、曲葦薄也、豳風七月傳云、豫畜萑葦可以爲曲簿、下總本者下有是字、

〔類聚名義抄八竹〕笛苖正、音曲、蠶薄、エヒラ、　簿音薄エビラ　簿エヒラ　籭エヒラ　〔同十雜〕䉐或䌕字、音耻、エヒラ、

〔散木弃謌集一春〕伊勢の國に侍りける比、む月のはつねの日、ねいみといひて、家を出で、野に行て、ひねもすに居くらして、萓を刈りて、こ。が。ひ。するおりに、え。び。ら。といふなるものにすなるを、そのついでに事の本なれば、松をなをざりに引きてかへるとてよめる、〇歌略

〔養蠶要記〕蠶棚ハ、國々ニテ種々ノ造方アリ、何レ勝手ノ宜キニ從フベシ、草家ナレバ、破風ニ大窓ヲ開テ、開閉ヲ自由ニシテ、所々ニ風ヌキノ穴ヲ明ケ置テ、雲ノ樣子ヲ伺ヒ、時々戸ザシノ工夫スベキコト勿論ナリ、元來、蠶ハ陰蟲ニテ暗處ヲ好ム故ニ、其處置ハ闇クシテ、風モ廻リテ入ル樣ニスベシ、別シテ幼蠶ハ、板ノ間ニテ養フコト甚ダ宜シカラズ、板ノ濕氣ハ殊更蠶ニ毒ス、居下ノ裏

養蠶書

ニ徹ノ生ゼザル樣ニシ、且筵樣ノ物ヲ鋪クベシ、

〔養蠶絹篩上〕本朝にては、寶暦年中に、養蠶秘書全部一冊、又享和年中に養蠶秘錄書入全部三冊彫刻せり、此外に蠶業の書を論判する人、古今絶てなし、

〔養蠶要記〕養蠶要記以前八部書解題

一新撰養蠶秘書　一冊

距今〈明治二十年、以下同、〉百三十一年前寶暦七年、信州上鹽尻ノ人塚田與左衞門著ス、奧州野州信州等ノ桑樹栽培方、及養蠶方ヲ示セリ、江戸日本橋通須原屋平左衞門出版、明治四年、上州群馬郡箕輪上芝村橋爪清之助再刻セリ、

一養蠶茶話　一冊

距今百二十三年前明和三年、佐藤友信著ス、年來蠶業ニ從事シ、享保以後ノ養蠶帳五十餘冊ヲ基本ト爲シ、實驗ノ養法ヲ記スル寫本ナリ、

一養蠶私記　一冊

距今百四年前天明五年、越中礪波郡ノ人宮永正運著ス、多年見聞スル所ノ養蠶法、及ビ栽桑ノ方ヲ記スル寫本ナリ、

一養蠶須知　四冊

距今九十四年前寛政六年、上州澁川ノ人田友直著ス、上下二冊ニハ、養蠶大意、養蠶名義ヲ始メトシテ、飼養ノ次第ヲ示シ、附錄ニハ、繰絲擇繭ヨリ栽桑ノ諸般ヲ示ス、又別ニ養蠶詩一冊アリ、全四冊ノ寫本ナリ、

一蠶飼仕法書　一冊

距今九十一年前寛政九年、野權九郎牧民ノ職ニ在リ、丹後但馬ノ蠶業ヲ奬勵スル事ヲ記セリ、

雜載

福島地方ノ蠶種ヲ移ス等、養蠶ノ心法ヲ示ス寫本ナリ、

一養蠶秘錄　三冊

距今八十六年前享和二年、丹後ノ人上垣伊兵衞著ス、和漢蠶桑ノ權輿ヨリ、古來養蠶ニ關スル事蹟ヲ集錄シ、之ニ自家ノ經驗說ヲ併記スル版本ナリ、

一養蠶絹篩大成　二冊

距今七十四年前文化十一年、江州ノ人成田重兵衞著ス、養蠶ノ起源ヨリ、以テ收繭、製絲ノ方、販賣ノ狀況等ニ至ルマデ、之ヲ圖說ニ詳ニス、近頃東京農書肆有隣堂之ヲ出版セリ、

一蠶養手引草　一冊

距今七十三年前文化十二年、蠶桑園稻麿著ス、養蠶栽桑ノ要ヲ示ス版本ナリ、

〔たはれぐさ上〕此國は絲すくなければ、もろこしよりきたりうれる人なくば、衣服ゆたかならじといひし人ありしに、ある人のいへるは、此國の絲もとよりすくなきなるべけれど、かひこも、くはも、みな此國の産する所なれば、むかしの王后をはじめ、親ら蠶の禮を行ひ給ふごとく、下は士大夫の妻までも、そのやしきに、くはの木をしたて、われさきにとこがひするの風俗となりなば、絲のすくなき事やあるべき、今も絲こしらへいだせる村里なきにしもあらねど、もろこしよりきたれる絲多く、しかも其あたひいやしきゆへ、ほねをりこしらへてもうるところの利すくなし、人々其益不益をかんがへ、かひこかふにはおよばざるなり、此後天下後世の事をふかくおもふ人、上にたち給はゞ、もろこしよりきたれる絲を禁じ、家々に桑をしたて、かひこをやしなふ事を、をしへ給ふなるべしといへりとぞ、

〔養蠶絹篩下〕一天下の寄品、邊鄙に産するもの多し、其あらましをいはゞ、八丈が島に蠶飼をして八丈島を織出す、また蠶業にかゝはらず、越後縮或は薩摩の上布、美濃がみ、いづれも山家邊鄙の

名產、其地の國益と謂つべし、此類舉てかぞへがたし、夫經濟に心ある人國にいづれば、名產奇品は工に出すものなり、その濫觴をいへば、奥州の糸、幷本場蠶紙、防州石州の紙、紀州の砂糖、此外諸國の產物るゐ、近世開發の品々數多くして、是又記すに遑あらず、すでに百年巳前、五十年以前までは、曾てなかりし產物ども諸國に多し、又織もの類にては、上州の八丈、江州濱ちりめん、是又五七十年まへは、更になかりし產物なれども、當時天下の名產となりしこと、諸人しる所なり、其以前經濟にかしこき人、其國々になかりせば、斯のごとくの名產奇品は、いつの世までも出まじきか、恐ながら治世の急務は、土地より物を產するより能はなし、是を撰むに、萬物の內、糸眞綿に勝るものなし、又廢地をひらくは、桑より好はなし、國を富するは、養蠶より所務多きはなし、

〔養蠶絹篩下〕養蠶をいとなむ家には、糸屑綿屑、絓糸、たゝきものなど、筭當の外の小物なるゆゑ、屑をそろへて、或は節絹紬糸入しまに婦人のこのみもよふを下機にて織、これを手おりととなへ、兒女の著用にするを樂しみとするなり、故に蠶業は、百姓のいとなみにて、別に一職ましたるやうにおもふはごゝろ得ちがひ也としるべし、其ことは前にいふ十六ヶ國の百姓、農業にいさゝかも妨げなきを見て、證據としるべし、されば、前篇養蠶絹篩のおり本に、日々傳をあらはす、なをまた此書の畫圖をてらし合せて養蠶をいたさば、囊中の金銀を探るがごとし、家を興さんこと、かならずうたがふべからず、これまた蠶業をいとなむ國々家々、豐饒繁昌するを見て證據とすべし、

〔人倫訓蒙圖彙三〕綿師(わたし)　農夫の業としてこれをなす、桑を植て蠶をやしなひ、つゐにそれを煮ころしてわたをなすなり、此作業おほく殺生なり、ゆへに戒律の僧は、絹類を身にまとはれず、是佛のいましめ也、

產業部七

漁業 捕鯨併入

漁ハ魚介ヲ捕フルナリ、古クイサリ、又ハスナドリト云ヒ、後ニ獵ト云フ、其法ニ釣ヲ以テスルアリ、網ヲ以テスルアリ、魚梁アリ、魚䇭アリ、而シテ鵜飼ハ我國特種ノ捕魚法ニシテ、既ニ神武天皇ノ時ニ見エタレバ、其起原最モ古シ、

〔倭名類聚抄 十五調度〕漁釣具第百九十四 漁 音魚、說文云、捕魚也、訓須奈度利、

〔箋注倭名類聚抄 五調度〕欽明紀捕魚、持統紀漁採同訓、萬葉集云、吾漁有藻臥束鮒、岡部氏曰、是伊佐奈止利之訛略、然則本謂捕鯨魚、後泛言也、或曰、伊曾奈登利之訛略、乃謂捕在磯之魚也、伊佐利亦伊佐奈登利之訛略、則伊曾奈登利與須奈止利同語、又阿佐利、其語與伊左利相似而不同、阿佐利蓋阿佐須奈止利之急呼、謂於潮水淺處漁之也、岡部氏以爲足搜之義、似不穩、

〔段注說文解字 十一下𩺰部〕𩽾捕魚也、略〇注 从𩺰水、必从𩺰者、捕魚則非一魚也、𩺰水者、魚之驚逃於水也、語居切、𩽾篆文漁、从魚、後篆文者、亦先二後上之例也、

〔日本靈異記 下〕用網漁夫値海中難憑願妙見菩薩得全命緣第卅二

漁 取魚

〔類聚名義抄 五水〕漁 音魚 スナトリ 潒 或 漁 今 〔同 十魚〕䱷漁魰 或今正音魚、又去、スナトリ、

〔運步色葉集 須〕漁 スナドリ

釣

〔易林本節用集　寸言辭〕漁捕

〔冠辭考　二〕いさなとり

物のついでに、あまの伊佐りと、須奈杼利てふ語を思へば、伊佐利も勇魚取を略きていふなるべし、其よしは、伊は本の如し、佐は佐那反、また須那反も佐也、利は登利なはぶきていふ也、また須那取も伊須魚取の伊を略き、須と佐は上の條の如く通ふなれば同じ事也、然れば鯨魚取を本にて、何の魚とるをもしか云なりけり、

〔倭訓栞　中編十一須〕すなどり　漁をよめり、簀魚捕の義なり、

〔倭訓栞　前編三伊〕いさり　萬葉集に礒廻と書てかくよめり、いそかりの義、そか反さなり、同集にいさると用にもいへり、

〔萬葉集　十五挽歌〕至筑紫館遙望本鄕悽愴作歌

思可能宇良爾、伊射里須流安麻、伊敝妣等能、麻知古布良牟爾、安可思都流宇乎、

〔親俊日記〕天文十一年六月十二日辛卯、貴殿八瀨へ河狩御出之、

〔新撰字鏡　金〕釣　多嘯反、伊乎豆留、

〔運歩色葉集　津〕釣　釣魚

〔東雅　九器用〕釣ツリ　倭名鈔に聲韻を引て、釣はツリ、設鉤餌取魚也と注せり、八重事代主神、出雲國三穗之崎にありて、釣魚られし事舊記にみえたれば、釣魚の事は、上古より既に聞えたる也、ツリとは、鉤連の義なるべし、

〔倭訓栞　前編十六都〕つり　系をよめり、釣の義也、

〔和漢三才圖會　二十三漁獵具〕釣　弔音　釣　和名都利　緡綸　伊止　鉤　音句　鉤　同都波利

按、釣設鉤餌取魚也、以食誘魚曰餌、和名惠　釣線曰緡綸、其針曰鉤、

〔萬葉集　五雜歌〕多良志比賣、可尾能美許等能、奈都良須等、美多多志世利斯、伊志遠多禮美吉、

〔日本山海名產圖會四〕堅魚

漁捕は、網は稀にして釣多し、○中略餌は鰯の生餌を用ゆる故に、先鰯網を引く事も常也、○中略釣人は一艘に十二人、釣ざほ長一間半、糸の長さ一間許、ともに常の物よりは太し、針の尖にかゑりなし、舟に竹簀筵等の波除あり、さて釣をはじむるに、先(マツ)生たる鰯を多く水戸に放てば、鰹これに附て踊り集る、其中へ針に鰯を尾よりさし、群集の中へ投れば、乍喰附て暫くも猶豫のひまなく、ひきあげひきあげ一顧に數十尾を獲ること、堂に數矢を發つがごとし、又一法に、水淺きところに、自然魚の集をみれば、鯨の牙或は犢牛の角の空中へ針を通し、餌なくしても釣なり、是をかけると云、(牛角を用ることは、水に入ておのづから光りありて、いわしの群にもまがへり、)又魚を集んと欲する時は、おなじく牛角に雞の羽を加へ、水上に振り動かせば、光耀尙鰯の大群に似たり、此餘天秤釣などの法などあれども、皆是里人の手すさびにして、漁人の所業にはあらず、又釣に乘ずる時、若遠く餌を逐ふて鰹の群來る時にあへば、自船中に飛入りて、其勢なかなか人力の防ぐ所にあらず、至て多き時は殆舟を壓沈す、故に遙に是を窺ひて、急ぎ船を漕ぎ退けて、其過るを待なり、

〔嬉遊笑覽十二漁獵〕鼠頭魚(キス)釣は、立春より八十八夜を過ざればつれず、一説にそれにかぎらず、時鳥の鳴を聞かば、東中川近邊に出て、ねらひ釣して得もの有といへり、五月中釣を春釣といへるもおかし、六月はつれず、七月より九月迄釣、(春釣は二歳より小きはなし、秋釣は當歳多し、)古歌に、汐ひれば蟄のまてぐしひまもなし我思ふことをゑる人もなし、類柑子、本目の春を名のるや尺のきす、(雪花)俳度曲、(享保七年刻)きす釣や一刀流のあはせき、(以下四字恐有二誤脱一)文里うなぎ搔もこのごろ專有と見えて、舟辨慶を題にて、其さまに又や汗かき鰻かき、(貫十)九月より後は河水寒ければ、蝦虎魚海に出て深き所に集る、此ころの釣舟往々風波の難あり、貞享五年桊花咄、女郎に對のものをいふ處、よう喰もの、小琴が食、川口のはせ釣、西鶴が世の人心三、秋のころ三軒屋川口へはせ釣舟に出し人、酒にみだれて後、つりた

るはせを丸燒にして、數くふ事を手がらに各あばれける云々、はせ釣や水村山廓酒旗の風寝雪江戸には釣客舟の數を定め、つるはせの多少をもて、勝負をなす戯あり、五元集拾遺、ほの〳〵と朝飯匂ふ根釣かな、其角根釣はあゐなめ、がらかさごの類などを釣、其外種々の魚あるなり、事跡合考に、慶長のころ加藤清正獻上する石船七艘、大風雨に逢て、品川より四里ばかりの海上にて破損し、其石悉く水底に沈めるもの、今に七ヶ所存在す、是釣魚の人のすぐれて得ものありとて、舟を浮ぶる所、これを根釣といふ、其處を根といふは、石船の略言なりといふ事、或等さへ七十年近く耳にふるれば、尤是實唱たるべしといへり、其石のしもりしはさもあるべし、根は岩石のある處をいへば石根の略なり、江戸海の根は年々埋りて、沖の根、中根、燒根、西の根、新根、虎根等なり、今は僅に中根、沖根、虎根のみになりて、魚もいと少し、加奈川の根は自然の岩ある處多し、其處には高藻出し、二ッ根、石の越、かはうそ、御みき根、壺根、おり船、丸根等なり、猶あるべし、

〔釣口傳記〕鐵炮洲より芝品川春鯑殘魚事

春釣の事、於江戸往古なき所に、寛文年中の頃、上總國伍大力仁兵衞と云ふ者、伍大力船之船頭にて、生得の漁人なり、毎年鐵炮洲に舟をつなぎ、此地に鯑殘魚ありといへども、人是を不知、其後岩崎長大夫往古水戸家之能大夫と云勝たる釣の達人にて、伍大力に續て春釣專らなり、今に岩崎流とて一流の祖なり、此時より春きすと云事世上に流布せり、

〔東都歳事記一三月〕漁獵　凡釣の時節は、温涼、風雨、陰晴、潮の清濁によりて、年々遲速あり、春釣は大概三月末四月に入りて、朝より晝迄の間と、夕方を時刻とし、六月土用に入て止む、虚より潮たけ、又盈より引に得る事あり、總じて漁は白鱚しげく、又川ぎすを得る事もあり、鐵炮洲は春秋滿潮を盛とす、春鱚は淺洲に集りて子を生故に、洲の淺き所漁人高といふを釣りてよし、此節小河豚、鏡鯛、鷹の羽鯛、小鯒、鰈などを得ると云り、漁人唱ふるところの釣の場所、洲の名目、當の場所等は、繁多に

して記すに遑あらず、江戸總鹿子名所大全等に詳なり、大よそ佃島鐵炮洲崎より中川品川河崎に至る、漁人稱する江戸根といふ所あり、（本船と櫓木の間）慶長の頃、伊豆國根府川より大石を積廻す船、此所にて風波にあひ數艘沈沒す、其石の間に海藻生ひ茂り、海魚多くこゝに集る、魚は都て塊石の陰に宿す、故に魚の根といふ心なりと云ふ、この所は四季ともにちらず、又は深ふして網の恐れなき故に、常に集り居るとぞ、是を根釣といふ、沖は總じて四季ともに幸ありといへども、船路はるかにして、時節により風波を恐るゝが故、猥に行がたし、又中川春鱚によし、鱚の九寸以上なるを鼻曲りといふ、七寸八寸を三才鱚といふ、其以下五六寸を二才鱚といふ、當才鱚は腹白く、二才はうすく、黄色に背通り黒みあり、三才以上は腹黄色に赤く、背通り黒く、勝れて大なるは鱗あらく、漁人これを鼻曲りといふ、尺を越たるを寒風といひ、亦寒病（サムヤミ）といふ、海鱚は白ら鱚といひ、川鱚は青鱚といふとぞ、其餘釣竿、釣針、綸錘、餌餌等にいたるまで、ならひありて、一舉に盡すべからず、玄ばらくこゝに略す、但し江戸根にて釣る魚は、大抵左のごとし、

鯛（五月ヨリ）黒ガラ（四月ヨリ）鯒（春ノヒガン後ヨリ）鯎（四月ヨリ）タカノハ鯛（五月ヨリ）鮫（六月ヨリ）鯙（六月ヨリ、小ナルハ五月ヨリモ、）鮋（五六月ヨリ）鰈（三月四月）モ魚（三月四月ヨリ）鰺（四月ヨリ）鯽（四季共ニ）シトキ、ゴハタ白（九月ヨリ）イタチ（五月ヨリ）

都て鮒鰻は春彼岸より、鯰は水し遲し、おぼこかいづは五月中より、烏賊は三月四月より八九月頃、河豚は四月中、手長海老は五月節に釣るとぞ、凡釣は彼岸の明より出始て、寒前まで釣なり、尤四月五月を盛とす、

〔東都歳事記（三七月）〕漁獵　秋鱚の場所大概春鱚に同じ、さりながら場所によりて又相違あり、先は内より釣り始め、寒さに向ふて沖へ出る、大抵八月中旬より、朝夕に得るといへども、强て定がたし、秋鱚は佃の邊をつる人多し、秋の末鰈𩸽魚などかゝるなり、七月末八月始中川大鯊よし、中川秋鱚八月末の潮よし、九月中旬を盛とす、大鱸鰈あり、又九月頃に鯔𩸽さい抔あり、鱸魚（中川七月せつ、永代）

七月中、鯊、九月せつ、さゝみに鐵はらす、烏賊八九月ごろ　あなご、八九月頃、品川暗夜に釣る、　猶此道くはしき人に問ふべし、

〔魚獵手引川魚一〕さい　一名にごひ

おもりづり、利根川中川にてはごかいにてつる、荒川戸田邊にてはうきづり、おかゑさにてつる、あら川にてはゐなをつる時もつれるなり、荒川にて釣には竿を兩手にてもち、糸をむかふへなげ、魚かゝりたる時は、そのまへ後の砂はらへなげ出し、魚をとらゆるなり、

うなぎ　鰻鱺魚本草中略○

づゝごつりといふあり、どばゑさをもめんいと、又あさ糸に通し、輪の樣に作り、竿の先へ付つるなり、魚くらひたる時引上る、鉤はいらぬなり、これをづゝごといふ、此つりよふは口傳あり、

〔魚獵手引海魚一〕きす○中略

立こみ釣、新地ごみの邊新みよ前洲のすなどの邊よし、又は中川すさき大森大し河原、ゑほ濱の邊よし、

ねらひづりといふは、ふねの面をつなぎ、ともの方へ出して、手ざを一ぱいに出してつるなり、但し壹人釣をよしとす、貳人並びてはつりがたし、

ゐな　おぼこ　鯔魚閩書

浮づり、おかゑさくひあしき時は、ごかいをよしとす、五月の中よりよし、初めゑに付うちは、ごかいにてつり、くひ出してはおかゑさにかへるなり、又すて竿とて、別に竿に大きなる鉤を付、ごかいを澤山に付、うき下二寸ばかりにして、川中へ出し置、其まはりにてつるべし、あやまりて魚を落すとも、いなちらずしてよし、

かゐす　烏頰魚閩書中略○

おもりづり、でぐすをもつてこれをつる、水けの時はくわず、夏の中あつき時をよしとす、

かれい　比目魚本草

おもりづりなわもよし、ゑびゑさなり、手づり五歳かれいは、七月の頃より十月の頃まで、永代橋みなみ、つくだ島、同渡し場の邊、新地より羽太沖との邊迄なり、またてりこむ時は、川へのぼるものなり、

〔岡釣話〕大洋(おき)釣は丘釣を拙なりと笑ひ、丘釣は沖釣を亡命者と嘲弄る。○中略抑丘釣の出立を考ふるに、手ッこふ脚あてに身をかため、釣竿大小七八本三本つぎ、或は五本七本つぎ、木綿の袋に是をおさめ、飼箱にはハタキの根付、春は網をたゝみ込て、別に四方より縄を取る、其上に爼板には小さく、足駄の片々には穴なくして、大イナルものをうつむけて携ふ、正に腰かけなるべし、

〔日本山海名產圖會四〕章魚

諸州にあり、中にも播州明石に多し、磁壺二ッ三ッを縄にまとひ、水中に投じて、自來り入るを常とす、磁器是を蛸壺と稱して、市中に花瓶ともなして用ゆ、蛸は壺中に付て引出すにやすからず、時に壺の底の裏を物をもつて掻撫れば、おのづから出て、壺を放るゝこと速なり、伊豫長濱には、此魚甚だ多き故に、張蛸として市に出すなり、是はスイチャウと云物を以て取るに、一人に五六百、一艘には千二千に及ぶ、スイチャウとは、四寸に六寸許の小片板の、表の端に鉤を二ッ付け、表にズ蟹の甲をはなし、足許をのこし、石を添へて二所苧にて括たるを、三ッ許長四五十尋の苧糸に付て、水中に投ずれば、蛸は蟹の肉を喰はんとて、板の上に乗るを手ごたへとして、ひきあぐるに、岸近く或は水際などに至て、驚き逃んと欲してかの鉤にかゝるなり、泉州亦此法を以、小蛸を採るには、烏賊の甲、蕎麥の花などを餌とす、長州赤間關の邊には、船の艫先に篝を焚けば、其下多く集りて、頭を立て踊り上るを、手をもつて摑み、手の及ざる所は打鎰を用ちゆ、手取の丹練尤妙あり、

飯蛸〇中略

漁捕は、長七八間のふとき縄に、細き縄の一尋許なるを、いくらもならび付て、其端毎に赤螺の殼を括りつけて水中に投、潮のさしひきに波動く時は、海底に住みて、穴を求るが故に、かの赤螺に隱る、これをひきあぐるに、貝の動けば、尙底深く入て引取に用捨なし、

〔日本山海名物圖會五〕章魚　たこを取には、たこ壺をいくらもつなにつけて、桐の木の切口をうけにつけて流し置、一日一夜過て引あぐれば、つぼの内にたこ入て居る也、

〔嬉遊笑覽十二漁獵〕突魚と鰻鱺の穴釣は、下賤のものならでは出ず、數珠子とは糸の長四五尺ばかりの間、ふとき蚯蚓を貫き、糸の先に竹串を付て通す　これを綰て一糸にて結固め、五尺許の竹の先に結付、同じ長さに柄を付たる纚丸きあみ玉と呼　とを持て、日暮より出て夜中釣、餌をくへば、纚の内へ釣こみて、取手もぬれぬわざなれど、蚊の刺す故に袷をき、手覆もゝ引足袋はきて出、暗夜を行、夜中八ツ時に至れば、魚も食を求めず、七ツ時よりは釣るゝとなり、穴を尋ねて釣る故、夜はならず、これも陸をありきて、汐入の小堀をのみ釣たるに、近ごろは釣人舟に乘り、橋臺の石垣の透間、又汐のそこりには河底の穴をみて、舟の上より釣るなり、

〔魚獵手引一川魚〕うなぎ　鰻鱺魚本草〇中略

穴づりといふあり、川の石がきなどにてつる、水中にて石の間へさし入てつるなり、壹尺ぐらひの細き竹の先へ、圖の如く地獄鉤を付て、穴へさし入見るべし、魚あれば一たんおし出すなり、この時しづかにしておれば、魚喰ふときは竹をとり、魚十分にのみたる時、いとばかりにして引べし、

ぢごくばりといふは、直なるはりのまん中へ糸を付、其糸にかまはず、みゝずをさしおくなり、魚の腹に入りたる時引ば、圖のごとく〇圖略はりは横になりて鉤とれる事なし、さて魚をとりたら

ばびくの中へ入れ見れば、魚の腹に鉤先出るなり、是をつまみ出すべし、糸はいとばかり、又口より引出すべし、

〔嬉遊笑覽 十二漁獵〕堀釣。といふは、池中に諸魚を放ち置て、價を定めて釣人につらしむ、鉤に中らぬ鯉、また鯔魚などは、尾鰭の糸にさはるを見て、急に引てひきかくるをひきかけといふ、釣にはあらず、興もなきわざなれども、此堀本所深川處々にありて、好みてゆくものあり、帝京景物略西堤條、萬曆十六年、上謁陵、還幸湖、御龍舟、先期水衡于下流閘、水々平堤內瀦繫、巨魚水中處々識之、則奏擧網、紫鱗銀刀潑刺水面、上顏喜、いづくにも猶稚なき事あり、

〔日本書紀 二神代〕是時其子、事代主神、遊行在於出雲國三穗（三穗、此云美保）之碕、以釣。魚。爲樂、或曰、遊鳥爲樂、故以熊野諸手船（亦名天鴿船）載使者稻背脛遣之、而致高皇產靈勅於事代主神、且問將報之辭、時事代主神、謂使者曰、今天神有此借問之勅、我父宜當奉避、吾亦不可違、因於海中造八重蒼柴籬（柴、此云府璽）、蹈船枻（船枻、此云浮那能倍）而避之、

〔古事記 上〕櫛八玉神化鵜入海底、咋出底之波邇（此二字以音）作天八十毘良迦（此三字以音）而、鎌海布之柄、作燧臼、以海蓴之柄、作燧杵而鑽出火云、是我所燧火者、於高天原者、神產巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝烟（訓凝烟云州須）之、八拳垂摩氏燒擧（摩氏二字以音）地下者、於底津石根燒凝而、栲繩之千尋繩打延、爲釣海人之、口大之尾翼鱸（訓鱸云須受岐）佐和佐和邇（此五字以音）控依騰而、打竹之登遠遠登遠遠邇（此七字以音）獻天之眞魚咋也、

〔古事記傳 十四〕佐和佐和邇、○中略、噪々（サワ〳〵）になり、○中略、さて此は釣取たる千萬の鱸を積たる舟を、栲繩して海人どもの挽寄すとて、呼ぶ聲々の諠く噪しきを云、○註略、さて此言は、上の海人之と云より續けて心得べし、○註略、凡て此處はことさらに下上と語を入れ亂へて、文をなせる物にて、○註略、直に云ば、大口の小翼鱸を舟に積て、其を釣たりし海人等が、千尋栲繩を打延て、佐和佐和

に控依と云意なり、

〔古事記上〕火照命者、爲海佐知毘古、(此四字以音、下效此、)而、取鰭廣物鰭狹物、火遠理命者、爲山佐知毘古而、取毛麤物毛柔物、爾火遠理命謂其兄火照命、各相易佐知欲用、三度雖乞不許、然遂纔得相易、爾火遠理命以海佐知釣魚、都不得一魚、亦其鉤失海、

〔古事記中神武〕於吉備之高島宮八年坐、故從其國上幸之時、乘龜甲爲釣乍、打羽擧來人、遇于速吸門、爾喚歸問之汝者誰也、答曰、僕者國神、名宇豆毘古、(○名以下五字、據一本補、)

〔古事記中仲哀〕其大后息長帶日賣命者、(○中略)到坐筑紫末羅縣之玉島里而、御食其河邊之時、當四月之上旬、爾坐其河中之礒、拔取御裳之糸、以飯粒爲餌、釣其河之年魚、(○註略)故四月上旬之時、女人拔裳糸、以粒爲餌、釣年魚、至于今不絕也、

〔日本書紀十四雄略〕二十二年七月、丹波國餘社郡管川人水江浦島子、乘舟而釣、遂得大龜、便化爲女、於是浦島子感以爲婦、相逐入海、到蓬萊山、歷覩仙衆、語在別卷、

〔萬葉集九雜歌〕詠水江浦島子一首幷短歌

春日之、霞時爾、墨吉之、岸爾出居而、釣船之、得乎良布見者、古之、事曾所念、水江之、浦島兒之、堅魚釣鯛釣矜、及七日、家爾毛不來而、海界乎、過而榜行爾、(○下略)

〔類聚國史三十一帝王〕天長四年四月乙巳、幸神泉苑、歷覽垂釣、　癸丑、幸神泉苑遊釣、

〔續日本後紀十仁明〕承和八年四月庚申、從四位下百濟王慶仲卒、(○中略)世人謂爲有詹公之術、衆人漁者與慶仲臨川沈緡、魚之喩喁專呑慶仲之鉤、瞬息間引得百餘喉、

〔萬葉集三雜歌〕柿本朝臣人麻呂羈旅歌

荒栲、藤江之浦爾、鈴寸釣、白水郎跡香將見、旅去吾乎、

〔神樂歌〕磯等

いそらが崎に、たひつるあまも、たひつる、たひつる、
わぎもこがためと、たひつるあまも、たひつるあまも、

〔山家集下雜〕沖のかたより風のあしきとて、かつをと申いをつりける船どものかへりけるをみて、
いらこざきにかつをつり舟ならびうきてはかちの浪にうかびてぞよる

〔書言字考節用集七器財〕釣竿（ツリサホ）

〔名物六帖器財二宰畜魚鼈〕釣竿（ツリサホ）、戴石屏詩、萬事無心一釣竿、漁竿（ツリサホ）、綸竿（ツリサホ）、釣魚竿（ツリサホ）、

〔藻鹽草十七人事雜物幷調度〕棹　つりさほ、あまのつりさほ、

〔古今和歌六帖五雜思〕思ひわづらふ
あだ人のをこつりさをのあやふさにうけひくことのかたくも有哉

〔夫木和歌抄三十五海人〕太神宮百首御歌
おもふかたのいせをのあまのつりさほのながきよあかすぬるゝ袖かな　後鳥羽院

〔嬉遊笑覽十二漁獵〕鯽を釣も浮を水に志もらせて釣ことは、むかしはなかりし、是に用る竿は、そのかみの鯽竿とは異なり、利右衞門と云者、其竿の作りやうに妙を得たり、今はかしらおろして、名を其儘に竿利といひて、釣具作るもをかし、これが作がさまにならひて、續竿の風一變したり、釣道具屋東作これを好みて賣はやらかす、〇中略昔の續ざをは、まくり竿などとて、すげ口厚くふとやかに、つよきものなりし、今はまくり竿などの名だに志らぬもの多し、まくりとは水の灣頭なるべし、河邊にまくりと呼ところ處々に有り、扨つぎ竿は、いくつ續ぐ數有ても、入子にして二本に收まるがもとの造りやうなり、彼わらびや利右衞門、竿をやわらかにほそく作るに、二本には收りがたく、始めて三本をさまりに製り出せり、

〔釣口傳記〕釣竿に品々有て、人の得手不得手有といへ共、古來はもろうきす、片うきすを賞翫せり、諸うきすは甚だ輕く、大魚にあやうし、二歳三歳鼻曲りの鱸、昔は芝沖中川にて喰事稀なる故、小うきすを賞翫せしと也、然共元祿寶永の頃、春日先生、阿久澤先生、上手下手を論せしは、手釣の事にして、一向竿釣の事にあらず、近世沖釣の上手なく、舟頭も不功者にて、唯竿釣而已多ければ、實に竿の善惡を書り、

竿は一丈を限り、先に二尺餘りの性强き篠を用る事よし、昔一丈の竿に節廿五有るを名竿とて、松平半左衞門殿と云此道の達人有しが、此人一丈の竹に節三拾六有を所持にて秘藏し、半井朴養狂歌を讀て添にて書たり、

浦島が持たる竿を吳竹の伸ず縮ず節はろく〳〵、かゝる名竿はしらず、五拾節ありとも先づれか、中しないて重き竿はよろしからず、節多きを賞翫せしは、折れ間敷爲ばかりなるべし、先輕くはづむを最上とす、又或人先輕き竿は度々釣落し有、重き竿は大魚かゝりてもはづれなしと云人あれども、得手不得手なるべし、重き竿は一日遣ひがたし、

或人竿の力は手先より一二尺にあり、此內に弱み痛有る竿にては、大魚揚がたしト云、近世竿に二タ繼三繼有、昔は不用事なり、是は元來陸釣の竿にて、沖は一丈、又は二間の竿に二尺三尺の穗をすげたる竿のみ用ひたるに、種々仕出し多く、二タ繼三繼は持運には甚短てよろしかるべし、され共魚のさわり二段三段にひゞく故不宜と云人有、しかし繼手の丈夫に差入たるが宜く有べし、近世又はねと云事有、又懷中竿とて振出しに、二ッ繼三繼の竿有、皆是手釣のひゞき宜き爲を考て、作り出せし也、此懷中竿は近き比、長門屋六右衞門と云竿屋の仕出し也、

〔魚獵手引〕二竿

つぎ竿といふは、だん〳〵につぎたして用ゆるものゆへ、是をつぎさほといふなり、たなご、ふな、

こひ、いなの類、みなこれを用ゆ、

斑竹箭竹などにて、一本にて用ゆるをのべざほといふ、又きす、はせなどつる竿は、うきすといふて、新竹の實のいらざるをきり、根を梁に結付、先へ石をおもりに下ゲて是をまがりななをすため也からしたるものなり、長サ壹尺ぐらひ至てかるきものなり、

〔明和新增京羽二重大全三〕入子釣竿師

東洞院五條下ル町　平野や四郎右衞門

〔節用集財門寶〕綸ツリノイト

〔名物六帖器財二箋宰畜魚〕緡ツリイト品字箋、緡釣綸也、　釣綸ツリイト上見　釣絲ツリイト

〔和漢三才圖會二十三漁獵具〕釣　緡綸都利伊止

天蠶絲訓天久須　出於廣東、相傳此物生水中、長二丈許、似三絃之線、而黃色甚强勁、堪爲緡綸、

〔嬉遊笑覽十二漁獵〕釣糸に用るテグスは、弓弦のくすねにたとへて、手くすねの意なるべし、嶺外代答、宋周去非　蟲糸廣西楓葉初生、上多食葉之蟲、似蠶而赤黑色、四月五月蟲腹明如蠶之熟、橫州人取之以釅醋浸而蘗取其絲、就醋中引之、一蟲可得絲長六七尺、光明如煮、成弓琴之絃、以之繫弓刀紈扇固且佳、又天蠶絲といふ、廣東新語に、天蠶出陽江、其食必樟楓葉、歲三月熟錯浸之、抽絲長七八尺、色如金、堅靭異常、以作蒲葵扇緣、名天蠶絲、亦有成繭者、大於家蠶數倍、禹貢厥篚檿絲、或卽此類、然不可繰爲絲、入貢者齊魯之山繭也、また釣具に用る事も見えたり、漳州府志樟蟲如指大長數寸、綠色、用醋洗之去肉、其中有絲抽出許長、名曰蟲絲、用以繫鉤、こゝにても今は薩州、また信州などにも製すといふ、此虫樟楓の木にのみ出來るにあらず、松などに多く、また他木にもありと聞り、巣は網の如き袋なり、俗にすかしたはらといふ、○中略

鱮魚の釣具、いかにも輕く少きがよし、おのれ○喜多村信節一とせ戲に髮毛を糸に代て用ひしかば、其

時はまねする者もすくなかりしが、翌年の冬より、大かたみな是を用たり、何者か巧みてこれにはしもりとて浮に貫具を付て、水に沈むやうにしたりしが、今は用ゐず、

〔釣口傳記〕縃之事　菅糸を用ひ、或は近江の濱糸を用ひ、又奈良の御召晒の糸を吉と云、又縮を織る糸を好み、或は山璽よしと、甚說多しといへ共、漁人常に如此の難得糸を用る事を不聞、唯麻の性よろしきを細くよりて、澁にて染たると、柏木を煎じ染たると、たんからと言草をせんじ染たると三品なり、銘々の好にて、柏木よりたんから染よしと云人もあり、澁に浸し翌日強く引張て、漆を少布切に付てこきたるが吉し、糸強く延すは漆にはひて、魚の付き惡敷抔と言人あれども、昔は濫染のみにて左程細なる吟味なし、

天蠶絲(テグス)之事　天蠶絲は瓜の蔓の中に有る心なりと云、本朝食鑑に、熱瓜の下に曰、瓜の蔓を晒し、乾て如金絲、截之難斷、俗稱天蠶絲、又和漢三才圖會に、天蠶絲出於廣東、相傳此物生水中、長二丈計、似三絓之絲、而黃色甚强、爲縃綸、されば瓜蔓の心とも、海中の草とも未だ決定仕がたし、此物丸と平との二色有り、其中にも善惡有り、世に丸手ぐすを上とすれども、平にも丸に增たる平有、新手ぐすの水色なるを上とす、本丸手ぐすは唐ォクト云國より出ると云、色赤黑く太し、西國の鮪(ハマ)と云魚は、重サ四斗俵の貫有れども、此糸にて不切上ると云、阿波國鹽舟、大阪の檜板船の持來る手ぐすを上とす、大阪あわざ堀の獵師町に、手ぐす問屋十七軒有ると云、鱸手ぐすとて商賣するよし、白く太きは手ぐすの根にて弱し、先き能ゑなひて和かなるを最上とす、

竿に糸を附る事　竿は太き所より折る事稀なれば、太き所に糸を卷き初め、段々細き上の方へ卷上げ、穗先きへ二重からみて糸を留め、水に付てよし、とけざる爲也、穗先きにばかり卷て、若穗の拔たる時、甚難義なれば、太き所より卷べし、

〔本朝無題詩二〕賦漁歌勸　法性寺入道殿下〇藤原忠通

旅泊留船暮齡程、漁歌千里聽方生、閑思樵夫雪中曲、不似釣糸浪上聲、唱月浮遊江浦曉、叩船來往海湖晴、學功猶淺文章少、詩句今迷題目情、

〔倭名類聚抄 十五漁釣具〕釣 聲類云、釣都弔反、和名都利、設釣餌取魚也、

〔箋注倭名類聚抄 五漁釣具〕新撰字鏡、釣訓伊乎豆留、按都利謂釣魚、紀字鏡是也、轉謂所以釣之鉤、亦曰都利、曾我物語云、含都利魚是也、神代紀鉤訓知、卽都利之急呼、古說以知爲都利婆利之急呼、本居氏爲登利之急呼、並非、後俗呼都利婆利、神功紀、鉤訓川利八利、恐非古也、(中略)說文云、釣鉤魚也、卽此義、按此都利、若謂鉤魚之釣、則當在漁訓須奈度利之下、而今在漁釣具籍下泛子上、則知是訓所以釣之鉤、爲都利者、非訓鉤魚之釣爲都利者、然則宜擧鉤字引莊子胠篋篇鉤餌網罟罾笱之知、釋文云、鉤釣鉤也、說文、鉤訓曲鉤、謂其形曲句以鉤取物者、以爲釣魚鉤者轉注也、源君擧釣字引聲類云々者、以其和名同、字亦相似誤混也、

〔段注說文解字 十四金〕鈐、鉤魚也、鉤者曲金也、以曲金取魚謂之鉤、从金勺聲、多嘯切、二部、

〔書言字考節用集 七器財〕釣鉤ツリバリ上音弔、釣魚也、下音苟、曲也、 魚鉤同字彙、鈎俗鉤字、曲鉤同

〔名物六帖 器財二宰畜魚鹽〕釣鉤ツリバリ杜詩、稚子敲針作釣鉤、

〔東雅 九器用〕鉤をば上古の俗呼びて、チといひけり、日本紀に火々出見尊、兄命と幸易られし事見えされし注に、鉤讀みてチといふとみえたり、後に此物をハリといひしがごときは梵語也、波利翻曲鉤といふ卽此也、翻譯名義集に俗に簾鉤をハリといふがごときも、亦此義也、

〔古事記傳 十七〕波理と云は、もと物縫針の名にて、其を曲て、釣に用ふるを釣針と云なり、書紀神功卷に、勾針爲鉤とあるが如し、或人翻譯名義集に、婆利、翻曲鉤と云るを引て、波理は梵語なりと云るは本末を辨へざるひが說なり、曲鉤は波理の本義に非れば、末の自似たるにこそあれ、

〔和漢三才圖會 二十三漁獵具〕釣 鉤音苟 鈎同 都利波利

鐖音雞 一名鉤距、距者雞距爪也 鉤逆鋩也、淮南子云、無鐖之鉤、不可以得魚也、形似雞距、凡刀鋒倒刺皆曰距、

おもり

魚呑之則順、吐之則逆、

〔窓の須佐美追加下〕寶永の末にや、殺生制禁の比、御歩行組頭愛久澤彌大夫といふ者、同僚の何某とうちつれて釣を好み、つねの事にしてたのしびしがきこへて、召出て推問有けり、〇中略彌大夫申は、御制禁と存ながら、若年よりすきたる事にて、老後やみがたく、公務の間は是ばかり慰り、樂み暮し候と申けるに、此御制禁の世に、釣針などは何くより求出せしぞと問れければ、某は若年より此事に熟し、釣針など人の製したるは、心に不叶候故、初より手自磨て、世にも愛久澤流と申て、某のを手本に致す事故、求たる事は無之候と答けり、

〔釣口傳記〕鈎は人々の得手不得手にて、色々有りといへども、兎角小形の鈎宜し、昔品川にて春日流、阿久澤流とて、人々賞翫せしも、皆小形なり、春日翁の物語に、はりはさのみ鍛におよばず、若根などに掛りたる時は、鍛は折て惡敷し、なま鈎は延ても鈎曲を以て直し用ゆる也、それ故に鈎曲を持て行なり、鈎の形はふところせまく、自然と腰の折れたるがよし、急に折たるは惡し、鱚鯊の類四分、五分のはりがねよし、

〔日本書紀二神代〕一書曰、兄火酢芹命能得海幸、弟彦火火出見尊能得山幸、時兄弟欲互易其幸、故兄持弟之幸弓、入山覓獸、終不見獸之乾迹、弟持兄之幸鉤、入海鉤魚、殊無所獲、遂失其鉤、是時兄還弟弓矢、而責己鉤、弟患之乃以所帶横刀作鉤、盛一箕與兄、

〔日本書紀九神功〕九年〇仲哀四月甲辰、北到火前國松浦縣、而進食於玉島里小河之側、於是皇后勾針爲鉤、取粒爲餌、抽取裳糸爲緡、

〔新増明和京羽二重大全三〕釣針師

東洞院五條下ル町　平野や四郎右衛門

〔魚獵手引二〕おもり　板おもりといふは、鉛を打て紙のうすさのごとくのべて、六七分四方ぐら

泛子

ひに切たるものなり、おもりづりに用ゆるは、鐵炮の玉の鑄形にて鉛をわかし、つぎ込て製する、大小又は角にするもあり、これを漢土にては沈といふ、邵雍が漁樵問答に曰、漁者の六物は竿なり、綸なり、浮なり、沈なり、鈎なり、餌なりといふ、これ沈はおもりなるべし、

〔本朝食鑑 八鱗〕波世(ハゼ)魚

此魚性沈近于泥砂、故釣者鉤上之綸二三寸著鉛錘一箇、其錘如彈丸、或如小鐘、重者不過四五錢、若遇急水來潮怒風者、不至一二兩、則不覺魚打餌也、鉛錘附地則魚含餌、其餌者鰕蛤、而釣𩸽須、鮎魚女、鰷、黑鯛之類亦然、

〔倭名類聚抄 十五 漁釣具〕泛子　蔣魴切韻云、泛子(漢語抄云、宇介、今按綱具、又有此名、故別置之、)釣別名也、

〔箋注倭名類聚抄 五 漁釣具〕今俗呼宇岐、○中略 按雞肋編、釣絲之半、繫以荻梗、謂之浮子、視其沒則知魚之中鉤、即此物也、此云釣別名、其解不斷、網具宇介、三才圖會謂之綽網、

〔伊呂波字類抄 宇 雜物〕泛子(ウケ、釣具、網釣具、浮不沈謂泛子、)

〔藻鹽草 十七 人事雜物并調度〕網

うけ(網綱に付るおけなど也、又つりにも有、泛子と書也、)

〔和漢三才圖會 二十三 漁獵具〕塘網

泛子　和名宇介

泛子　釣具也、大小不定、泛於水上、以知所在、塘網之泛子桶也、

〔和漢三才圖會 二十三 漁獵具〕釣

泛子　用蘆黍莖一二寸、著緡下、泛水上、凡魚啗餌則泛子微動、急可擧竿、緩則失餌、(網亦有泛子)

〔古今和歌集 十一 戀一〕題しらず　よみ人しらず

伊勢の海に釣する蜑のうけなれや心ひとつを定めかねつる

〔嬉遊笑覽 十二 漁獵〕雞肋編(宋莊綽)釣絲之半、繫以荻梗、謂之浮子、視其沒則知魚之中鉤、韓退之釣魚詩云、羽

餌

沈知食駛、則唐世蓋浮以羽也といへり、羽は今もはねうきといふなり、又鵜の羽を浮子とし、繩を引網を張る、是を鵜繩といへり、今鵜繩といふは、網に長き繩を付、それにぶりといひて篩に作るべき片木の輪を、二ッに切たるを、多くあまた處につけたり、漁人云、この木日かげにうつりて、魚の目に鵜のむれて追くるさまに見ゆる故、是をうなはといふ、空の陰りたる日は、ぶり光らねば、その時はし、繩とて、かのぶり付る處に、鳥の羽を多く付たるを用といへり、思ふにには名のまがひたるにや、鳥の羽を用るは、鵜の羽にかへたるなり、しからば是ぞまことの鵜繩なるべき、

〔魚獵手引 二〕今は浮に色々あり〇中略

そろばん 以下同、〇圖略、　とうがらし 紅白あり　しやくり　なつめ　まるうけ　ほりうけ　いなうけ

はねうけ とりのはねのちくを用ゆ　糸を中へ通し用ゆるを、しもりうきといふ、水の中へだん〳〵としづむものなり、　みちうけ、いとうけといふものは、いなをつるにもちゆ、

〔倭名類聚抄 十五 畋獵具〕餌　四聲字苑云、餌 仍吏反、和名惠、以食誘魚鳥也、

〔箋注倭名類聚抄 五 畋獵具〕莊子胠篋篇、鉤餌網罟罾笱之知、釋文、餌魚餌也、文選傳咸贈何劭王濟詩、臨川靡芳餌、注餌魚食也、玄應音義引服虔曰、鉤魚曰餌也、皆此義、按、餌本訓粉餅、以爲魚釣餌者、轉注也、

〔嬉遊笑覽 十二 漁獵〕蚯蚓を餌に用るも古きことなり、唐書 四十四 選擧志 寶應二年、進士科栖筠等議曰、今取士試之、小道而不以遠大、是猶以蝸蚓之餌垂海、而望吞舟之魚、不亦難乎、同書 三十五 五行志 貞元十年四月、江西溪澗魚頭皆戴蚯蚓とあるは、魚の口に含みて端の出たるなるべし、

又魚を釣る餌に、江戶にてゴカイと呼もの、潮の入る川の土中にある虫なり、沙土の處にあるは肥す、これ漢名禾蟲なり、事物紺珠、虫食品類に、禾虫秋成時、隨海潮浮田上、如蚕味甘といへり、彼處にて專食料として、魚の餌とすることをしらず、こゝにては食ふことをせず、又嶺南雜記に、禾虫

形如百脚、又如馬蝗、身軟如蠶、細如箸、長二寸餘、靑黃色相間、中有白漿、狀甚可惡、產海濱田中禾根、長數尺、或至丈許、縷々如血絲、隨海水而出漾、至海濱寸々自斷、卽爲此虫、土人網而取、取之午前擔負而賣、午後卽敗不可食、取虫置器中、滴鹽醋一小盃、其漿自吐、濾以蒸雞子最鮮、潘逆時、禾虫亦稅至數千金、按に靑黑色は赤黃の誤なるべし、下文に如血絲とあるにかなはず、又長きもの、斷て二寸餘の虫となるといへるは誤れり、浮て出るとき、多く集りて水面を覆ふ故、長きものと見たるにや、

こゝにても河岸の潮水滿干する處の、草根に居れども、禾田に生ずることはなし、夏秋は堀て取、又浮て出るも、秋にはあらず、每歲大かた十一月の三四日の夜、新月に映じ、水面へ紅ゐなり浮みて流る、それより後廿日を經て又浮出、都て三度ばかりぬけ出る、是をぬけゐさといふ、その背を伺ひて、漁者船に乘り、四ツ手網又白魚あみにてすくひて是を取り、貯へて冬月釣の餌に賣る、然せざれば冬月此物なし、おもふにみな浮出て、翌年はみな新たに生ずるにもあるべからず、いと大なるも有ば、殘りて有しなるべし、これをすくひ取る處は、大橋の下三ツまた、濱町の小川の入口、とうか堀の邊、其出口にてとる、其外處々なれ共、此邊ことに多し、廣東新語に、禾蟲狀如蠶、長二三寸無種類、夏秋間蚤晩稻將熟、禾虫自稻根出、潮長浸田、因乘潮入海、日浮夜沈、浮則水面皆紫、采者以巨口狹尾之網繫於杙、逆流迎網、尻有囊、囊重則傾瀉於舟杙之所、在江兩岸、其名曰臯、臯有主、爭者輙訟、與嚳門白蜆塘皆土豪所私以爲利者也、これに種類なしとあれども、イトメとて一種似たるものあり、色赤けれども尾のかた白し、冬月も浮み出る事なし、是又魚を釣に用、按るにミヽズを陸餌と云、コガヒを川餌と云し、其ヲカエをまがへてゴカイとなりたるなり、今はエとのみいはで、エサと云、飼とは餌のことなり、漁夫かつをなどつるにあぢを用れば、あぢ飼と云、いわしを用れば、いわし飼と云ふ、廣東新語に、節斷して浮出と云り、又云、得醋則白漿自出、以白米泔濾過、蒸爲膏、甘美益人、蓋得稻之精華者也、其醃爲脯、作醯醬、則貧者之食也、

〔釣口傳記〕餌飼之事　餌は鰕を第一とす、鰕に品々有り、其中にも車鰕を良しとす、沖鰕とも手赤

鰕とも云、身白く魚の附吉、又さや卷鰕と云有、車ゑびより色黑く筋有、身割して不宜、白挾鰕白手鰕とも云、四ッ手網に掛る小鰕、其中にも小きは二ッに切て良し、皮共に切身を押出し遣ふ、漁人は喰切て遣ふ也、此鰕にて品川沖宜し、一盃鰕芝浦にて多く取る故、芝鰕と云、暑の時分は前夜に强くたて鹽して置、又は皮をむき鉢にならべ紙を掛、其上より鹽を振掛置、翌日遣ふ、併馬鹿貝蛤の生よりおとれり、

鹽吹も夏は鰕に增と云人有り、黑鯛には至極の餌なり、中川丸葭の先干潟東澪笹澪邊に、馬鹿貝蛤多し、川蚯蚓漁人の詞にゴカイと云、專ら長繩の餌なり、尤釣にも吉、能く日に解る故、日陰に可置、寒むみへ移る程、此ごかいよろし、所々川の落口に有、每月九日廿四日頃卯の時過、そこり手の裏の筋見ゆる時、ほりて太を專遣ふ、朝のそこりに多し、

〔魚獵手引一川魚〕こひ　鯉魚〇本草綱目中略　ゑんこの團子にて釣なり、外のものにてはつれず、

なまづ　鯰魚本草

釣る法うなぎに同じ、大鯰は泥鰍をゑさとするなり、又たゝきとて蝦蟇を糸にてしばり、竹の先へ結び付、川のふちをかゐるの飛やうにたゝけば、下よりかへるを見つけ、喰付を釣上るなり、

〔魚獵手引一海魚〕はせ　鰕虎魚〇彙苑詳註中略

おもりづり、ごかいゑさ、品川にてはゑびのきりゑさなり、本所深川のおか釣はみゝづゑさ也、

かゐず　烏頰魚閩書〇中略

ゑさはゑび、しらた、まくちなどいづれもよし、佃じまにては、ゑさを生ておくなり、又小蟹、蛤のむきみもよし、

ふぐ　河豚本草　ゑさはこのしろなり

あじ　竹筴魚〇寧波府志中略　中釣にて、ともゑさ也、

ぴく

〔嬉遊笑覧十二漁獵〕釣魚を入る籠を、江戸にてビクといふは、近きころの俗名なるべし、物類稱呼、關西にてメカゴと云を、東國にてメカイ或フゴビク、むかしは餌畚といへり、もと鷹の具を用ゐしにや、新竹齋物語、申の剋ばかり宇治につく夕こそ魚つるによけれ、竿よ餌ふごよと取出す云々、びくはふごの轉じたるにや、續虚栗、臺に菌の生る水鉢、其角取りかへる沙魚は餌畚をかたにして、我介

〔魚獵手引二〕びく正字詳ならず、俗には㮇の字をもちゆ、魚籃とかきて可なるべし、下はざるにて上へ網を付る、これをくちあみといふ、江戸にても形一樣ならず、いろ〳〵あるなり、

ながふごくちあみなし形圖の如し、略○圖長さ貳尺計り、まるさ三尺計りなり、簗などの時用ゆ、

また美濃の釜戸村邊にて、うなぎを釣る時用ゆ、長サ壹尺、口二寸、胴にて三寸位なり、茶入花筒にかへ用ゆるなり、みのむしといふは、これなるべし、略○中網びく立込釣などのときに用、こしに付るなり、

參州邊にて香魚をつるに用ゆる㮇は、石のある流れ川へ、立こみづりの時是をもちゆ、口の細き處に少し口あみを付て、おじめにて〆める樣にす、川中へころびても、魚の出る事なし、

釣繩

〔藻鹽草十七人事雜物并調度〕繩

あまのつりなは

〔古今和歌集十一戀一〕題しらず　よみ人しらず

いせの海のあまのつりなは打はへてくるしとのみや思わたらん

〔源順集〕應和元年、勘解由の判官の勞六年、いにしへになずらふるに、かく〆づめる人なし、つかれたる馬のかたをつくりて、つかさの長官朝成朝臣に給ふにくはへたるながうた、略○中

蜑のつり繩、うちはへて、ひくとしきかば、ものはおもはじ、

〔日本山海名産圖會三〕鮪

綱

一法に釣りても捕るなり、是若州の術にて、其針三寸ばかり、苧繩長百間、針口より一間程は、又苧にて卷く也、是を鼠尾といふ、餌は鰹の腸を用ゆ、糸は桶へたぐりて、竿に付ることなし、

若狹小鯛

是延繩を以て釣るなり、又せ繩とも云、繩の大さ一掘許、長さ一里許、是に一尺許の苧糸に針を附け、一尋々々を隔て、繩に列ね附て、兩端に樽の泛子を括り、差頃ありて、かの泛子を目當に引あぐるに、百糸百尾を得て、一も空しき物なし、餌は鰺鯖鰕等なり、同じく淡乾とするに、其味亦鰈に勝る、鱈を取にも、此法を用ゆ也、ところにてはまころ小鯛と云、

〔魚獵手引一川魚〕うなぎ　鰻鱺魚本草中略〇

なわにて多く取、ごかい也、春より夏迄はなわなり、尤夜繩四季ともによし、

〔魚獵手引一海魚〕かれい　比目魚本草

おもりづり、なわもよし、ゑびゑさなり、

あなご　海鰻鱺本草

繩にてとる、このしろ、鹽さんま、八九月の頃よりをよしとす、月夜はくひあし、、

〔倭名類聚抄十五漁釣具〕網罟　廣雅云、罟音古、阿美、魚網也、

〔箋注倭名類聚抄五漁釣具〕按、廣雅所擧罽字罾字、說文並訓魚网、又楚辭九歌注、罾魚網也、太平御覽引廣雅、作罽罾魚網謂之罟、莊子胠篋篇釋文引廣雅云、罾魚罔也、疑今本原書衍罽罟二字、罔也上脫魚字、御覽所引謂之罟上脫一網字也、然說文云、罟罔也、與廣雅罔謂之罟合、易繫辭傳云、作結繩而爲罔罟以田以漁、小雅小明、罔與罟通名、非特魚網也、源君擧罟字訓魚網、恐非是、玉篇云、罟魚網也、其誤與源君同、

〔段注說文解字七下网〕网庖犧氏所結繩以田以漁也、以田二字依廣韵太平御覽補、周易繫辭傳文、从冖冪其上也下象网交文、从糸

网、目文紡切、在二十部一、五經文字曰、說文作レ网、今依二石經一作レ罒、

〔倭訓栞前編二〕あみ　網は荒目の義なるべし、塘網は引あみなり、撤網は打あみ也、又扇網あり、又擲網あり、伊勢に小だかと稱す、

〔和漢三才圖會漁獵具二十三〕網古妄　网冈罒並網本字　和名阿美　网内罒三字似而別也、罒下横在二兩傍中一、罒乃横レ目也、

網罟魚網也、易繫辭云、庖犧氏結レ繩而爲二網罟一、以田以漁、

〔月詣和歌集雜九〕弟子なりけるわらはのいとまこひて、人のもとへまかりけるが、さりぬべからず

おもひて、又もまうでこんと申ければよめる、　惠圓法師

かへりこんほどはかたゝにおくあみのめにたまらぬは淚なりけり

〔和漢船用集六〕大網繩を以てあめる者、其目四寸なるべし、其用る處に從て、苧繩苧糸を以て作る、目の大小廣狹あり、〇中略塘網は引あみなり、方一里にうけをおろして引、泛子は板を網の綱に付たる者也、網計のうけは樽を用、獵船にて此うけを付たる網なはを、海中にておきめぐり、陸に立ならびて磯邊へ引、是を地網と云、又沖網は船にて引まはして取也、網の廻に獵船をならべ舩をたゝき、或は聲を發して謳ふ、是をあびきの聲と云、あごと唱ふと云、長き竹にて水面を打おどろかし、魚を網の中へ入しむ、

〔和漢三才圖會漁獵具二十三〕塘網ひきあみ　塘網阿比岐阿美　泛子和名宇介

按、塘網海中大網也、凡方一里許、配二泛子一候レ時、數人引レ之、

〔日本山海名物圖會五〕江鮒引網　緇、河ぼらあり、海ぼらあり、ちいさき時をすべて江鮒と云也、是をとるは地引あみ也、長さ三町ばかりに引廻して、兩方のつな手に人あまたかゝりて、磯へ引よせて、玉あみをもてすくひ取也、

〔書言字考節用集器財七〕撒タウアミ網　投網俗字

〔和漢三才圖會〕二十三漁獵具 撒網（なげあみ）　罨音始、宇知阿美、今云唐網、江湖漁川多用之、

字彙云、罨從上掩之網也、或謂之撒網、

〔和漢船用集〕六 罨罟舟　唐網船と云、網打舟と呼、一人船の首に居て網を打、一人ともに居て棹さす、是を楫子と云、

〔折たく柴の記〕上 父〇新井正濟の仰られしは、我わかゝりし頃、播磨國宍粟をしれる人の家につかへし人に、高瀧の何某といふがありき、〇中略此もの漁することをこのみしが、唐網といふものをもたせ出て、河のほとりにて、著たる物どもぬぎ、刀脇ざしをば、召供せしものに、よく守れよといひて、我ひとりかの網をうちて、水に入りて、鮎をとりつゝゆくほどに、林田領の境に入りぬ、

〔和漢三才圖會〕二十三漁獵具 注網（そゝぎあみ）

三才圖會云、網制數品各不同、隨所宜而用之、惟注網則施於急流中、其制纖口而巨腹、所得魚極不貲、

〔和漢船用集〕六 蛤舟　小漁船也、後太平記に蛤舟といへり、蛤を取の舟也、今攝州川口にて蛤を取に、小船に車知をこしらへ、注網におもしを付て海にしづめ車知を卷て是を引て取なり、

〔書言字考節用集〕七器財 攩網（スクヒアミ）

〔和漢三才圖會〕二十三漁獵具 攩網（かひたま/すくひたま）　攩網 須久比太末、又云加比太末、　扠網 末太布利太末

按、攩網扠網之二物、三才圖會所圖制相似、而於流水中用拼取小魚也、

〔漁獵手引〕二 たま網、中華にていふ攩網也、略してタマといふ、柄は竹にて作るか、自然の木を曲て、直に柄とするもあり、

〔日本山海名物圖會〕五 海參　なまこ虎子共云、漁人これを取には、くじらの油をちよくにいれて、こよりにつけて海へ入るれば、海水そこまで見えすくなり、其時長きかいだまにてすくひ取也、かいだまは、柄の付たる小網也、

〔和漢三才圖會 漁獵具二十三〕綽網（おひさはし）　綽尺約反、寛也、緩也、　俗云於比末和之

按、圖出于三才圖會、兩邊有竹、兩人持其竹、自水深處追寄捕魚、

〔倭名類聚抄 漁釣具十五〕纚　文選注云、纚所買反、師說、佐天、網如箕形、狹後廣前名也、

〔箋注倭名類聚抄 漁釣具五〕按說文、纚冠織也、非此義、疑是籭字、籭取麤去細之器、纚網捕魚猶籭之取麤、故云籭網、後連下字、變竹从糸也、

〔運歩色葉集 佐〕叉手（サデ）取魚網名

〔書言字考節用集 器財七〕纚網（サデ）漁具、文選註、形如箕、狹後廣前、趕網同又作狹網小網萬葉

〔倭訓栞 前編十一〕さで　萬葉集に見ゆ、和名鈔に纚をよめり、三才圖會に扠網と見えたり、小手の義なるべし、手に持て魚を捕もの也、梁塵鈔に小網也といへり、よて萬葉集に小網をよめり、

〔和漢三才圖會 漁獵具二十三〕趕網（さで）　纚網　和名佐天　萬葉集作小網二字

文選注云、纚網如箕形、狹後廣前者也、

按、三才圖會所圖趕網是也、趕音干追也、於淺川追拼小魚也、

〔萬葉集 相聞四〕市原王歌一首

網兒之山（アゴノヤマ）、五百重隱有（イホヘカクセル）、佐提乃埼（サデノサキ）、左手蠅師子之（サデハヘシコガ）、夢二四所見（イメニシミユル）、

〔萬葉集略解 四〕さでは和名抄纚佐天と有、其崎にて魚とる業する女を、思ひ出てよめるなるべし、

〔萬葉集 九〕春日歌一首

三河之（ミツカハノ）、淵瀨物不落（フチセモオチズ）、佐提刺爾（サデサシニ）、衣手湖（コロモデヌレヌ）、干兒波無爾（ホスコハナシニ）、

〔散木弃謌集 戀八〕皇后宮權大夫師時の八條の家にて、歌合によめる、

これをみよむつ田のよどにさでさしてしほれししづのあさ衣かは

〔新撰六帖 三〕あゆ　爲家

かも川ののちせしづけみさでさしてあゆふす淵をねるやたがこそ

〔續後撰和歌集十一戀〕入道前攝政家戀十首の歌合に寄レ枕戀　源家長朝臣

こも枕たかせの淀にさすさでのさてや戀路にしほれはつべき

〔書言字考節用集七器財〕罾（ヨツデ）（魚網有レ機者）罶（同）方張（同）

〔倭訓栞前編十〕さで　手に持て魚を捕もの也、梁塵鈔に小網也といへり、○中略同類によつであり、手を四ッにしたるなり、

〔倭訓栞中編二十八與〕よつで　板罾也といへり、さでの類なり、

〔魚獵手引一川魚〕てながゑび　草蝦（圖通志）○中略てんがいといふ網にてとる、龜戶川にて多くこれを用ゆ、古きいはし網などにて作る、壹尺四五寸四方ぐらひ、四ッ手網の小なるもの、如くし、長き竿の先へ付、田螺をくだき日中に晒し、臭くなりたるをあみの中へ入れ、水のなかへ入れおきて、時々引上ゲて見るべし、中にゑび二ッ三ッぐらひづゝあるものなり、

〔和漢三才圖會二十三漁獵具〕坐罾（もちあみ）　坐罾（毛知阿美）　提罾（四手阿美）

三才圖會云、坐罾、板罾、提罾、其三制俱相似、惟坐罾稍大、

按、坐罾池塘江湖中維レ舟、或作レ架、漁人箕居以引二上之一、其小而可二提攜一者稱二提罾一、字彙云、罾（音增）魚網有レ機者也、

〔利根川圖志三〕手賀沼　印旛郡に在り、○中略この沼の產物は、○中略鯰小蝦（秋は麥圖の塔洲とし、冬は乾して貯ふ、ハッサカ網にてとる、）蓴菜等なり、

〔北條五代記七〕東海にて魚貝取盡す事附人魚の事

見しは今、相撲、安房、上總、下總、武藏、此五ヶ國の中に大なる入海あり、諸國の海をめぐる、大魚共此

入海をよきすみ所と知て、あつまるといへ共、關東のあま取事をしらず、磯邊の魚を小網釣をたれて取計なり、然所に今武州江戸はんじやうゆへ、西國の海士共、こと〲く關東へ來り、此魚を見てねがふに幸かなと、地獄あみといふ大網を作り、あみの兩のはしに、二人して持ほどの石を、二つくゝり付、是を千貫石と名付、繩を二筋付、長さ三尺ほどはゞ二三寸の木をぶりと名付て、大網の所々に千も二千も付る、此眞木といふ木、魚の目にはひかるといふ、早船一艘に水手六人宛七艘に取乘、大海へ漕出て網をおろし、兩方へ三艘づゝ引わけて大網を引、一艘はことり舟と名付、網本に有て左右の網のさし引する、此網の内にある大魚小魚、一ッも外へもるゝ事なし、海底のうろくづまでも、こと〲く引上る、扨又砂底にある貝をとらむとて、網のもとに石を二ッをも荷につけ、それにかな熊手を作り付、網を海へおろし、大網を引はへて、船の内にまき車を仕付、いかりを打て網を引ぬれば、砂三尺底にあるもろ〱の貝共を、熊手にかけて引おこす、天地かいびやくより、關東にて見も聞もせぬ海ていの大魚、砂底の貝を取上る、去程に四時を待て波の上砂の上に、出る魚貝共、今は時をしらず常に漁しぬれば、江戸にて初魚初貝のさたなし、はや二十四五年以來、此地ごくあみにて取つくしぬれば、今は十の物一つもなし、數罟汚池に入ずんば、魚鼈あげて喰べからずとは、孟子の言葉なり、其上淮南子に流をたつてすなどるときんば、明年に魚なしといへるも、おもひ出てうたてさよ、

〔和漢船用集〕六手繰船　小漁船也、磯邊を引さき網を手繰網と云、

〔嬉遊笑覽〕十二漁獵享保十七年子七月、あぐり網被仰付、金六十五兩鯨舟二艘被下置、あぐり舟に相用、同十九年寅八月、あぐり舟を大六人引あみ二組に相直し候樣仰付らる、

〔新編相模國風土記稿〕三十二足柄下郡早川庄

舊家臺右衛門　代々里正ヲ勤ム、〇中略臺右衛門文政七年、一大網ヲ工夫シ、長十四五町ノ間海底

ニ下シ置、別ニ一嚢ヲ添、日々其嚢中ニ諸魚ヲ得ルコト甚多シ、是ヲ底魚網、皆古安美字又チヨソギ網大小ノ魚漏サズ得ルヲ以テ名ヅクト云、網ノ目五分ヨリ二間ニ至ル、ト唱フ、近村是ガ爲ニ漁魚ヲ減ズルニ至ル、據テ春二月ニ始メ、秋七月ニ及ビテ是ヲ止ム、領主ヘ税ヲ納ム、年毎得ル所ノ魚、價千金ニ及ブ、其十分ノ一ヲ税トス、

〔日本山海名産圖會三〕海鰕

魚網は、大抵七十尋、深さ二間計、但し磯の廣さ、岩間の廣狹にも隨ひて大小あり、向と左右と三方の目はあらし、向ふの深さ十五尋許の目は細くして、是を袋といふ、アバ泛子也、いは瓶を桶を用、重石用ゆ大抵鯛網に似たり、日暮にこれを張りて翌朝曳くに、鰕悉く網の目をさしてかゝる、是は後に透る物なれば、尾の方よりさせり、又網の外よりもかゝる也、

鰤

丹後與謝の海に捕るもの上品とす、○中略追網は目大抵一尺五六寸なるを縄にて作り、入海の口に張るなり、尚數十艘の船を並らべ、艫を扣き魚を追入れ、又目八寸許の縄網を二重におろして、魚の洩るゝを防ぎ、又目三四寸許の苧の網を三重におろし、さて初めの網を左右より轆轤にて引あげ、三重の苧網は手繰（タグリ）にひきて、袋磯近くよれば、魚踊群るゝを、大なる打鎰にかけて、磯の砂上へ投あぐるなり、泛子は皆桶を用ひ、重石は縄の方燒物、苧の方は鐵にて作り、土樋のごとく連綿す、○中略

他國の鰤網　凡手段かはることなし、いづれも沖網にて、堅網は細物にて深さ七尋より十四五尋許、尚海の淺深にも任す、網の目は冬より正月下旬までを七寸許とし、二三月よりは五六寸を用ゆ、漁船一艘に乘人五人也、四人は網を繰あげ、一人は艪を取る、泛子は桶にて、重石は砥石のごとし、網を置くには湖中の魚竈の如くに引廻し、魚の後へに退くを防也、かくて海近き山に遠目鏡を構へ、魚の集るを伺ひ、集るときは海浪光耀ありて、水一段高く見へ、魚一尾踊る時はかなら

ず千尾なりと察し、麾を振て船に示す、是を辻見、又村ぎんみ、又魚見とも云、海上に待かけし二艘の船ありて、其麾の進退左右に隨ひ、二方に別れて網をおろしつゝ、漕廻はる事二里許にも及べり、ひきあぐるには、轆轤手繰など、國々の方術大同小異にして略相似たり、

鰤

筑前宗像、讚州平戶五島に網する事夥し、〇中略凡一網に獲る物多き時は五七萬にも及べり、〇中略網は目八寸許にして、大抵二十町許細き繩にて制す、底ありて其形箕のごとし、尻に袋あり、繩は大指よりふとくして、常に海底に沈め置き、網の兩端に船二艘宛付て、魚の群幅を待なり、若集る事の遲き時は、二月乃至三月とても、網を守りて徒に過せり、是亦山頂に魚見の櫓ありて、其内より伺候ひ、魚の群集何萬何千の數をも見さだめ、麾を打振りて、かまいろ〳〵と呼はる、カマイロとは構へよとの轉也其時ダンベイといふ小船三艘出、一艘に三人宛腰蓑、襷、鉢卷にて飛がごとくに漕よせ、網の底に手を掛て引事、過半に及べば、又山頂より麾を振るにつひて、數多のダンベイ打よせて、總がかりにひきあげ、網舟近くせまれば、魚浮騰して涌がごとし、漁子熊手鳶口のごとき物にて、魚の頭に打付れば、彌膠ぎておのづから船中に踊り入れり、入盡きぬれば、網は又元の如くに沈め置て、船のみ漕退也、尻に付たる袋には、鰯二艘ばかりも滿ぬれども、他魚には目をかくることなし、是は久しく沈沒せる網なれば、苔むしたるを我窠のごとくになして居れりとぞ、

他州以外〇若狹鯛網

畿內以佳品とする物、明石鯛、淡路鯛なり、されども讚州榎股に捕る事夥し、是等皆手繰網を用ゆ、海中巖石多き所にては、ブリといふものにて追て便所に湊む、ブリとは薄板に糸をつけ、長き繩に多く列らね付け、網を置くが如くひき廻すれば、ブリは水中に運轉して、木の葉の散亂するが如きなれば、魚是に襲はれ、畳々として中流に湛浮ひ、ブリの中眞に集るなり、此繩の一方に三艘

の船を兩端に繋ぐ、初二艘は乘人三人にて、二人は繩を引き、一人は樫の棒、或槌を以て鼓て、魚の分散を防ぐ、此三艘の一ッをかつら船といひ、二を中船と云ひ、先に進むを網船といふ、網舟は乘人八人にて、一人は麾を打振り、七人は艪を採る、又一艘ブリ繩の眞中の外に在て、繩の沈まざるが爲、又繩を付副て是をひかへ、乘人三人の内、一人は繩を採り、一人は艪を採り、一人は麾を振りて、能程を示せば、先に進みし二艘の網船、ブリ繩の左の方より麾を振りて、櫓を押切りひかへ舟の方へ漕よすれば、ひかへ舟はブリ繩の中をさして漕ぎ入る、網舟は繩の左右へ分れて向ひ合せ、ひかへ繩のあたりより、ブリ繩にもたせかけて、網をブリの外面へすべらせおろし、彌雙方より曳けば、是を見て初兩端の二艘繩を解放せば、ひかえ舟の中へ是を手ぐりあげる、跡は網のみ漕よせ〳〵、終に網舟二艘の港板を遣ちがへて、打よせ引しぼるに、魚亦涌がごとく踊りあがり、網を潜きて頭を出し、かしこに尾を震ひ、閃々として電光に異ならず、漁子是を攩網をもつて、小取船へ、棄ひうつす、小取船の乘人三人、皆艪を採て磯の方へ漕てよするなり、かくして捕るをごち網と云、

右ブリ繩の長凡三百二十尋、大網は十五尋、深さ中にて八尋、其次四尋、其次三尋なり、上品の苧の至て細きを以て、目は指七さしなり、アバあり、泛子なし、重石は竹の輪を作り、其中へ石を加へ、糸にて結ひ付て、鼓のしらべのごとし、尤網を一疊二疊といひて、何疊も繼合せて廣くす、其結繋ぐの早業一瞬をも待たず、一疊とは幅四間に下垂十間許なり、

〔日本山海名產圖會四〕鰤

海鰤川鰤二種あり、川の物味勝れり、越中、越後、飛驒、奧州、常陸等の諸國に出れども、越中神通川の物を名品とす、○中略是を捕るに乘川網といふて、横七八尺、長五尋の袋網にて、上にアバを付、下に岩をつけて、其間わづか四寸許なれども、アバは浮き、イハは沈みて、網の口を開けり、長き竹を網

の兩端に付て、竹の端をあまし、人二人づヽ乘たるスクリ船と云小船二艘にて、網をはさみて魚の入るを待ちて、手早く引あげ、兩方よりしぼり寄するに、一尾或は二三尾を得るなり、魚は流れに向て游ぐ物なれば、舟子は逆櫓をおして扶持す、

〔紀伊國名所圖會二編五海士郡〕鹽津の湊

臘月より末は敷網をほどこし、鰡鰤の類を漁すること夥しく、其魚味美なり、

〔金毘羅參詣名所圖會四〕鯛鰆之漁場 大濱詫磨の間、備濱といへる所にて、鯛を多く漁す、又大濱より三里ばかり沖の方、あるひは箱の岬より四里餘り沖にても漁す、是すなはち鹽飽の佐柳島の邊りといふ、

鰆を捕るは流し網といへる具にて、頃は凡四五月の頃、十月以前に多し、大なる者長六七尺にも及ぶ有、先漁師魚の集りたるを鑑みて、數十艘の船を列ね、魚の後邊より漕まわりて、頻りに追ふ、魚逃まどひて、終に勞れ醉がごとし、其とき先に進みたる船より、敷石を投る、魚ますます驚き引かへて通れんとするの時、網を亂して、一尾も洩さず網をたぐりて、攩網にてすくひ取なり、

〔利根川圖志一〕利根川にて鰱魚を漁するは、毎年七月下旬より十月下旬までなり、〇中略これを漁するは、大網、待網、打切(うちきり)、歩掛(かちがけ)、無相流(むさうながし)、イクリ、バカツピキ、これ等は網なり、〇中略

鰱魚大網の圖〇圖略

網を舟に積み、梼一人、篙一人、船頭に槳一人、網打二人、大率六七人にて舟を走らせ、川上より網を打廻し、上りさけを圍み、岸に沿ひて下り、川下を引廻らし、傍の砂上に引きあげてとるなり、網長七八十間より百間に至り、幅八九尺より一丈に至る、これは川の淺深廣狹に從ふなり、

〔利根川圖志二〕歩掛(かちがけ) これは淺瀬にてさけをとる法なり、船を淺處に繫ぎおき、二人裸にて網を持ち、へさきに立つ、さてさけ上り來る時は、河中に連たつを的として、網を張り廻らし、圍でこれをとる、網の幅五六尺、長さ七八間より十二三間に至る、

〔魚獵手引一川魚〕こひ　鯉魚○中略

みやくなわといふあり、これは一尺四方位のあみへ耳糸を通し、このいとを長くして、岸の方にて引やうにす、汐の引たる時、川の中の洲の上へあみをしき、細き竹の根へ稲穂をつけ、竹のさきへ小なる鈴を二つ計もつけをき、網の中へ立置なり、水來る時はこひのぼりて、竹の根の稲穂を喰ふ時は鈴なるなり、この音をあいづに糸を引べし、こひは圖のごとく、○圖略つゝみ引あげるなり、

たなご　鱮魚本草○中略

めざしといふものあり、すがにて網をすき、みゝの外すべてかいるまたにすくべし、上へあばうきなりを付、下へゑいのみ、おもりの名なり、今戸にて作る、是を付、長サ六尺幅貳尺位に作るべし、この網を川江横に張りおけば、魚きたり此あみへ鼻を入れ、先へくゞらんと先へ行て見るに、先へもゆかれぬゆへ、あとへさがらんと思へば、あごにいと入りてとれず、あとへも先へもゆかれずして、網にかゝりいるなり、これをたなごのめざしあみといふなり、

〔日本山海名産圖會四〕鯡こり

漁捕は簁二枚を繼ぎて淺瀬に伏せ、小石を多く置き、一方の兩方の耳を二人して持あげゐれば、又一人川下より長さ三尺餘りの撞木を以て、川の底をすりて追登る、魚追はれて簁の上の小石に付き隱るを、其儘石ともにあげ採るなり、是を鯡押と云、

又加賀淺野川の物も名產とす、是を採るに加茂川の法に同じく、フッタイ、板おしきと其名を異にするのみ、フッタイは割りたる竹にて、大なる箕のごとき物を、加茂川の簁のかわりに用ひ、板おしきは竪五尺、横三尺許の厚き板を、竹にて挾み、下に足がゝりの穴あり、是に足を入れて上の竹の餘りを手に持、石間をすりて追來る事、前に云ごとし、

〔日本山海名物圖會五〕鰮網　いはしあみは大小二網なり、大をまかせと云、小をはちだと云、此二あみを一里四方へ引也、其うけをあばと云、うけづなの中程に舟二そうつけて、あみの一所へよらぬやうに、兩方へかぎにて引也、網船の先に立舟は、まあみさかあみとて二艘也、其舟にけんばうとて、いはしをぬけぬやうに跡へ追者四五人有、

〔漁村維持法下〕九十九里魚獵場ノ大略

大地引ノ圖說

罟師居恒ニ海上ヲ眺望シ、水ノ色紫ミ白鷗ノ群來ルヲ窺ヒ得レバ、直ニ音人ニ命ジ濱ヲ呼シム、音人卽チ大音聲ヲ揚テオミミミト長聲ニ號コト數十度、其聲遠近村々ニ震ヒ響クヲ以テ、村內ニ居ル網主ヲ始メトシテ、數多ノ漁士等此聲ヲ聞テ、皆疾走テ漁獵場ニ馳セ集リ、兼テ罟師ヨリ申シ付ケ置キタル例ニ從ヒ、二艘ノ漁船ニ種々用具ヲ積入レ、沙上ニ數丸太ヲ並ベ、船ヲ辷ラセ行キテ海ニ押入レ、乃チ罟師ハ右船ニ乘リ、飛ガ如ク沖ニ漕ギ出ダス、左船モ繼テ推シ進ム、罟師海上ヲ航行シ、魚集リタルヲ覘濟シ、再幣ヲ振リテ下知スレバ、漁士等其下知ニ從テ、急ギ二船ヲ一所ニ寄セ、左右ノ網ノ正中ニ大囊ヲ附ケ合セ、上ニ木鷲桶ヲ浮シ、漁船ハ卽チ左右ニ分レテ、網ヲ海ニ卸シナガラ岸ニ向ヒ漕ギ寄テ、其網既ニ卸シ盡ルトキハ、卽チ大繩ヲ網端ニ結ビ繼グコト、五本モ十本ヲモ用フ、若シ遠キ所ニ網ヲ張リタルトキハ、二十餘本モ繼足ス事アリ、淺キニ至リ飛入リ、游泳行テ木鷲樽ノ下ニ至リ、大囊ノ口ヲ縛塞ギ、兩手ヲ擧テ大漁ヲ得タル由シヲ示シ、於是漁士等ハ船ヨリ下テ、大繩ニ兩手ヲ掛テ、喊々聲ヲ揚テ引キ寄ル、九十九里ノ濱ニテハ、地引キ網ヲ引キ張ルトキハ、近隣ノ村々ヨリ老若男女夥シク群リ來テ、網引キノ手傳シテ、其大繩ヲ引キ、網ヲ沙上ニ引キ上グレバ、網主ノ下男等、其魚ノ取片附ベキ仕方ヲ勤メトス、是時罟師ハ呼子ヲ吹キテ漁士ヲ集メ、又別網ヲ船ニ積ミ、直ニ海上ニ乘出シテ、沖ノ樣子ヲ撿察シ、魚ノ群リ聚

ル所ヲ覘テ、再ビ網ヲ御コト前ノ如シ、故ニ善寄ノ有時ニハ、一日ノ中七八度、或ハ十餘度モ網ヲ引事アリ、又彼ノ賄役ハ下納屋ノ中ニ在テ、飯焚男ニ命ジ飯ヲ炊ギ豆腐汁等ヲ調ヘ、寒冷ノ日ニハ酒ヲ熱テ、漁士ニ飲食セシム、然ラザレバ漁士等赤裸ニテ終日海水中ニテ働クガ故ニ、身體寒龜テ或ハ死スル事アリ、不龜ノ藥酒方ヲ用ルハ殊ニ宜シ、抑九十九里ノ濱ハ曠漠ナル沙漠ナレドモ、大獵ノアル日ニハ遠近諸村ノ人々群集シテ、其駢闐ナルニト、恰モ江戸ノ火事場ニ似タル事アリ、且ツ又罟師實ニ心力ヲ盡シ、漁士等皆粉骨シテ働ク事ナルヲ以テ、地引キ網ハ一條株ナリトモ、三四條モ代網ヲ所持セザレバ、存分ニ獵事ヲ働ク事能ハズ、且ツ又善キ寄ノ有ル時ニハ、コヽロモチヨク酒ヲ飲マシメ、意外ナル褒美ヲ與ヘザレバ、漁士ノ精力ヲ盡ス事能ハズ、九十九里ニモ吝嗇ナル網主甚ダ多ク、眼前ニ得ベキ大利ヲ空クスル事少ナカラズ、予傍觀シテ毎ニ浩歎ヲ發セリ、偖彼漁士等ガ沙上ニ引キ揚テ、置捨ニシタル網ト大囊ヲ、網主ノ下男等此ヲ取片付ルトキニ、網ニ罹タル魚ヲ聚メ、且ツ其大囊ヲ開テ傾出ストキハ、鰯ハ勿論、其他ノ鯛、比目魚、鰈、鮫、赤鱝、鯖等モ亦甚多クシテ小山ノ如シ、其中雜魚ヲバ悉ク取リ除キ、鰯ノミヲ揚籠ニテ撈ヒ集メ、沙上ニ打擴ゲテ干鰯ヲ製ス、或ハ下納屋ノ大釜ニ煎テ魚油ヲ搾リ、或ハ雜魚等ヲモ其場所ニテ商人ニ賣拂事有リ、又其近傍ノ村々ヨリ老若男女夥シク群リ來テ、引網ノ手傳スル所以ンハ、何レモ腰ニ籠袋等ヲ提來テ、雜魚ノ小者ヲ貰ヒ、且ツ其鰯ヲモ攘取事少ナカラズ、網主ノ下男頻リニ呵リ制スト云ドモ、皆百錢二百錢ヅヽノ利ヲ得テ歸ルト云フ、凡ソ地引網ノ働キ、鰯ヲ漁ヲ專業トス、故ニ鯛比目魚等ノ魚ハ、多ク獵得ト云ドモ、此ヲ雜物ト稱シテ悅ブ所ニ非ラズ、唯鰯ヲ多ク漁トキハ大獵ト稱シ、親戚緣者會集宴樂シテ此ヲ祝フ、漁獵ノ利ハ鰯ヨリ大ナル者ノ無キヲ以テナリ、故ニ大地引キヲバ此ヲ世ニ鰯網ト唱フ、

〔日本山海名物圖會五〕蜆貝 海と河との鹽ざかひに多く生ず、又湖水にもあり、小蜆を取て泥池

の中にやしなひおけば、年をへて甚おほきくなりて味よしといへり、蜆を取には竹籠をこしらへ、底に袋網を付て水中をかきて取也、土砂と共に袋の中へ入て、ゑゞみは袋の中に殘り、土砂は袋あみよりもれてのく也、

〔日本靈異記下〕漂流大海敬稱尺迦佛名得全命緣第廿五

長男紀臣馬養者、紀伊國安諦郡吉備鄉人也、小男中臣連祖父麿者、同國海部郡濱中鄉人也、紀萬侶朝臣居住於同國日高郡之潮、結網捕魚、馬養祖父丸二人傭賃而受年價、從萬侶朝臣晝夜不論、苦行駈使、引網捕魚、

用網漁夫値海中難憑願妙見菩薩得全命緣第卅二

呉原忌寸名妹丸者、大和國高市郡波多里人也、自幼作網捕魚爲業、延暦二年甲子秋八月十九日、應到紀伊國海部郡內於伊波多岐島與淡路國之間海、下網捕魚、

〔今昔物語二十八〕大藏大夫紀助延郎等唇被咋龜語第卅三

今昔、内舍人ヨリ大藏ノ丞ニ成テ、後ニハ冠賜ハリテ、大藏ノ大夫トテ、紀ノ助延ト云フ者有キ、○中略助延ガ備後ノ國ニ行テ、可爲キ事アリテ、暫ク有ケル程ニ、濱ニ出テ網ヲ引セケルニ、甲ノ廣サ一尺許アル龜ヲ引上タリケルヲ、○下略

網石

〔倭訓栞中編一阿〕あみいし 六百番歌合によめり、網の重しの石也、

〔倭訓栞前編三伊〕いは 小網にいはといふも重石なり、大網にては直に網石といへば、いはも石の義成べし、今鐵を用うるも名を同うす、歌にいはおろすなどよめり、いやといふ所もあり、

あば

〔倭訓栞中編一阿〕あば 獵師の語に、網にあるいはをいへり、あばがはなるゝといふは、網のわかるゝ也、よて小兒の人に別るゝを、あば／＼といへり、網にあるをあんばといふ所もあり、網齒にや、

〔日本山海名產圖會三〕海鰕

網代

漁網は大抵七十尋、深さ二間計、〇中略アバ泛子也、桶を用、

〔倭訓栞中編一阿〕あ〇み〇の〇う〇け〇ふ〇ね〇　網の筌舟の義、大網には舟をもてうけとする也、沖のうけ舟も同じ、

〔萬代和歌集十三戀〕入道前攝政家戀十首歌合に寄網戀を　民部卿典侍

たがのあまのあみのうけのをうきながら絶ぬうらみは猶ぞ悲しき

〔散木弃謌集九雜〕海人

ひくしまの網のうけ舟浪間よりかうてふさすとゆふしてゝかく

〔和漢船用集六〕網のうけ船　大網には船をもてうけとするゆへかくよめり、網の浮舟、沖のうけ舟などよめるもおなじ、

〔伊呂波字類抄安地儀〕網代アシロ

〔運歩色葉集阿〕網代

〔易林本節用集阿器財〕網代アジロ捕レ魚處

〔源氏物語四十五橋姫〕あじろは人さはがしげなり、されど氷魚もよらぬにやあらん、すさまじげなるけしきなりと、御ともの人々、みしりていふ、

〔倭訓栞前編二阿〕あじろ　延喜式に網代とかけり、冬川に氷魚をとらんとて、百千の杌を網引形にうち、其木にたてぬきを入て、其はてに簀をあて、ゝ置也、よてあじろ木とも、あじろ人とも、あじろの床とも歌によめり、西土の書に魚箔、蔪簾などいふ是也、萬葉集にあじろ守ともよめり、

〔萬葉集三雜歌〕柿本朝臣人麻呂從二近江國一上來時、至二宇治河邊一作歌一首

物乃部能、八十氏河乃、阿白木爾、不知代經浪乃、去邊白不母、

〔萬葉集略解三〕あじろ木は早川の中に、水上を廣く下を狹く網を引たる形に、左右に透間なく

杭を打たて、其下に床を水に漬ほどに作る、さて其網形なる杭木の內へせかれて流入浪の、床の簀の子に汀よすれば、水は漏て、流來し氷魚のみ殘るを、守ものゝ居ながらとる也、

〔新撰六帖三〕ひを　　行家

あじろすにうちあげらるゝあさひををこまかにくだく氷とぞみる

〔山家集上冬〕落葉あじろにとゞまる

紅葉よるあじろのぬのの色そめてひをくるゝとはみゆるなりけり

〔橘庵隨筆二〕網代の說、諸說區々なれども治定せられず、〇中略それ網代とは、網を入る場所なり、今猶九州にては、大洋の內に漁獵の場をさして海税を納て、何某が網代、彼が網代といひて、自分自分請持の網代にて漁れり、其境目々々牓示を打、これ網代木なり、昔は氷魚使を立られ、うへに氷魚を召るゝにより、猥に漁獵の場へ人を入れず、夜分忍びて漁んことを防がん爲、網代守を置歟、

〔碩鼠漫筆一〕網代の製作

宇治田上の網代の製は、後宇多院の御宇弘安七年、睿尊法師の請奏に依て、長く停止せさせ給へりしかば、其後は世に知る人もなかめり、されば高階隆兼延慶頃人がかけりといふなる、石山縁起にも此繪やう見ゆれど、そは簗にして網代ならず、又清涼殿の御障子の圖とて、適世間にみゆる物も、猶其縁起と異なる事なし、殊に近頃或畫師等がかけるは、ひとりは今の四ッ手網といふ物、ひとりは近江の湖水に見ゆめる、魞エリといふ物の圖を寫して、何れも古への網代と思へる、是等は云にもたらぬものなりかゝれば眞の網代の製は、今の世にしては知り難きに似たれど、下總國利根川の下流に、サケアジ鮭網代の下略なりと呼ものありて、此製に據るときは、古への網代のやうも、おろおろ推考せらるゝ物なり、そは利根川銚子川口より、川上五六里の間、櫻川笹川など云あたりまでなりあじと云物を以て、古來より魚獵をしたり、さるは春の彼岸より八十八夜頃まで、日數廿日許の間は、東海

より鱸、黑鯛、赤鱏、鰤の類上り、秋の彼岸頃より廿日許の間は鮭、冬はカドノ魚の上るを取るとて、
此三時のみ懸る具とぞ、偖其製は、魚のよく登るべき瀬を見とめて、杭を二間ばかり間違に打め
ぐらし、（瀬の淺深によりて杭の長短あり）水中三四尺底に横手を結び、夫に目あらき藁繩の網をはり、下にゝづみ
の石を付おく、又其なからに小屋をかけ、其前に袋あみあり、袋の口に脈竹とて、鈴を付たる竹を
たて、網代守これをとらふ、偖魚どものぼり來て、繩網に行あたり、其ひまを求めむとして、終には
袋の口に至りて、おのづから袋に入り、脱れむとして尾鰭を振て、脈竹に觸る故に、鈴のなる音を
聞て、網代守網を曳き、袋網の口をしめ、其網の中網をひき揚るに、左右垂りて魚の入たる方しる
ければ、是をすくひ玉と云物にてすくひとり、網をばもとの如くかくる事、幾度も斯の如し、此袋
網の大さ、凡三間四方許あり、餌もかはずして魚をとる事、夥しき事といへり、さるを此あじも亦
川筋の水害ありとて、いにし天保二年といふに、おほやけより停止せられぬ、此鮭網代の製に依
て、彼氷魚取しやうを思ひ量るに、魚に大小のたがひあれど、其大凡をばしるに足れり、但堀河百
首、山家集等に、あじろの布と詠るを見れば、上件にいへる繩網袋網等をも、氷魚のは布もて作れ
るなめり、こは小魚なればさるべき事なり、

〔延喜式三十九内膳〕山城國近江國氷魚網代各一處、其氷魚始九月迄十二月卅日貢之、

〔北山抄七都省雜事〕請內印雜事
下山城國符、充修理宇治御網代料正税稻事、

〔中右記〕永久二年九月十四日、藏人辨來云、網代早可令破却、差遣撿非違使有貞經則等、慥可加實撿、
殺生重可禁斷者、但可除賀茂供御所、　十五日、以藏人辨奏云、可除賀茂供御所者、然者齋院網代如
何、諸社又多云々如何、仰云、被免所々者如何、可除賀茂歟、歸家之後、召有貞經則、可破宇治田上網代
之由仰了、但可除賀茂之旨仰含了、又申殿下了、　十七日、明兼來、重時來、魚取不可免由仰了、有貞經

魚梁

則來云、田上宇治網代破却了、注文可付藏人之由仰含了、

〔山槐記〕永暦元年十一月一日乙亥、博陸〇藤原基實内相府〇藤原基房相共令向宇治網代給云々、

〔平家物語四〕宮の御さいごの事

伊賀伊勢兩國の官兵ら、馬いかだをしやぶられて、六百よきこそながれたれ、〇中略その中にひをどしのよろひきたる武者三人、あじろにながれかゝりて、うきぬしづみぬゆられけるを、伊豆のかみ見給ひて、角ぞ詠じ給ひける、

いせむしやは皆ひ威の鎧きてうぢの網代にかゝりけるかな

〔帝王編年記二十六後宇多〕弘安七年二月廿七日、宇治網代停止、

〔本朝高僧傳五十九淨律〕和州西大寺沙門睿尊傳

四月〇弘安四年在平等院講梵網經古迹、初宇治里民作罨業漁、聽尊說戒、八百餘人稟菩薩戒、裂網破罨、尊又奏請平等院上下流宇治橋南北永禁漁捕、帝〇後宇多僩可、賜官符、其文長不錄、尊造石浮屠十三級、樹之洲中、以爲制禁之表、於今存焉、

〔鹿島紀行〕此秋鹿島の山の月見んと思ひ立ことあり、〇貞享四年八月芭蕉遊鹿島、中略、日既に暮かゝる程に、利根川のほとりふさといふ所につく、此川にて鮭の網代といふものをたくみて、武江の市にひさぐ者あり、宵のほど其漁家に入てやすらふ、

〔利根川圖志三〕この網代は、水路を妨ぐるを以て是を廢す、今川側に網代場の名を存せり、

〔倭名類聚抄十五漁釣具〕魚梁　毛詩注云、梁音良、和名夜奈、魚梁也、唐韻云、簎士角反、漢語抄云夜奈須、取魚箔也、

〔箋注倭名類聚抄五漁釣具〕按說文、梁水橋也、是本義、棟梁之架南北柱、魚梁之亘兩岸、其形如橋梁、遂以轉注也、周禮𪊨人掌以時𪊨爲梁、鄭衆注云、梁水偃也、偃水爲關空、以笱承其空、疏、笱者葦薄、以薄承其闕孔、魚過者以薄承取之、谷風篇、毋逝我梁、毋發我笱、傳云、梁、魚梁、笱所以捕魚也、〇中略按說文、

籍刺也、周禮鼈人、以時籍魚鼈龜蜃凡貍物、注、籍謂以扠刺泥中搏取之、廣韻同紐、又有簎字、云魚罩、說文、簎罩魚者也、然則籍扠泥中取魚鼈者、簎罩魚之具、二物不同、則取魚箔可以注簎、不可以訓籍、孫氏以簎籍同音、訓籍爲取魚箔、誤、簎之可訓夜奈須、下條詳證之、又按周禮䱷人注、梁水偃也、偃水爲關空、以笱承其空、依之夜奈須亦可謂之笱也、

〔倭名類聚抄十五漁釣具〕筌　野王案筌且沿反、和名宇倍、捕魚竹笱也、笱古厚反、取魚竹器也、

〔箋注倭名類聚抄五漁釣具〕今本玉篇竹部作捕魚笱、慧琳音義二引與今本同、二引與此同、吳都賦筌鉅鱐、劉逵注、筌捕魚器、今之斗回也、按說文無筌字、莊子外物篇、荃者所以在魚、得魚而忘荃、釋文、荃七全反、崔音孫、香草也、可以餌、或云、積柴水中、使魚依而食焉、一云魚笱也、說文、荃芥脃也、崔氏所謂香草可以餌者、蓋是、可以捕魚故、後名捕魚笱爲荃、又改作筌也、○中略今本玉篇句部、作所以捕魚也、按說文、笱曲竹捕魚笱也、从竹从句、句亦聲、演繁露云、笱者以竹爲器、設逆鬚於其口、魚可入不可出也、又云、魚具而內有逆刺、此吾鄉名爲倒鬚者、是可知笱狀之詳也、

〔伊呂波字類抄字雜物〕筌ウヘ、亦作筍、捕魚竹器、　笱同亦作筍　〔同也雜物〕魚簗ヤナ　籍ヤナス

〔倭訓栞前編三十四〕やな　梁をよめり、屋魚の義、木をよせて魚を捕もの也、やなうつとも、くだりやなともよめり、年魚の時、美濃の藤川のやなくだし觀つべき者也、

〔和漢三才圖會二十三漁獵具〕魚梁やな　魚梁和名夜奈　笱音苟　筌音詮、和名宇倍、　罶音柳　籍音寂、和名夜奈須、今云加倍留、

魚梁、字彙云、堰石障水而空其中、以通魚之往來者、

笱　曲竹承梁之空以取魚者、詩齊風曰、敝笱在梁者是也、一名筌　莊子云、筌所以得魚、得魚而忘筌者是也、

罶　嫠婦之笱也、唐韻名籀、此用曲簿爲笱、承梁之空者也、古者川澤之利以時取之、獺祭魚、然後入川澤、非其時有禁、惟嫠婦家上所矜閔、得時時以罶入川澤、詩小雅云、魚麗于罶者是也、

按今魚梁、多以竹簀立于左右、上濶下狭而空口、別曲簿如箆無底、編細爲底、承魚梁之空口者、卽筍也、魚隨流入、又以簀如扉、而魚入則順而無障、出則逆而不得出去、俗云閉流 加此留之新製者乎、

〔日本山海名物圖會 五〕八月枯鮎　正字は鰷と書べし、鮎の字は俗也、○中略 八月の落鮎を取には、河のながれをせきとめ、眞中をあけて竹の簀を敷、其上へ落くるを取也、此竹のすを魚梁(やな)と云也、

〔嬉遊笑覽 十二 漁獵〕孔雀樓筆記に、世に梁といひ傳ふるは、魚を養ひおくいけすぞ、北地にて梁と云は、魚を捕るの具にて、彼いけすとは形全くかはれり、是を作るに多く巨材を用、その費用甚多し、夏秋これを大河に設け、雨の都合よければ、只一日に鮎を得ること、馬數十駄に至る、雨の都合よからず、梁をやぶらるれば、是をかけたるもの大に財を損ず、鮎の外にさけなども取、梁のどう木といふにはせかゝれば、いかなる魚にても梁へ落ざるはなし、梁へ落ては死たる人も、これまで多し、先年馬ながれ落て死せることも有しとかや、さほどおそろしき勢なれども、鯉魚ばかりは終に梁へ落ず、水勢に隨てどう木まではせかゝれども、撥かへりて落ずと云ふ、化龍の說故なきに非ず、

〔魚獵手引 一 川魚〕どせう　泥鰌○中略

草加邊にては、やなにてとる、面白きものなり、其形は圖の如く○圖略 長サ二尺計り、口にて三四寸、胴にて四五寸もある長きざるなり、此ざるの立の竹はひとにぎり計りなる竹を、節の先は貳寸計りのこし、其あとをわりて立とし、よこ竹をあみ付るなり、このやなを三ッ四ッ用水の中へ半分浸しおくなり、いつとなくどせう穴よりなかへはいりおるなり、

あゆ　香魚○兩航雜錄 中略

やなにてとるものは、三四月は細き竹にて作りたるを用ひ、五六月七八月と段々にあらきやな

を用ゆ、やなを繩にてつなぎ、川の中へ置、石をおもしにをき、川下より追ふ時は、あゆは石の間にかくれんとて、石の間と心得てやなの中へいるなり、あいを追ふには、うなわといふものを用ゆ、これは十四五尋ある繩へ鵜鵄の羽を付たるものなり、碓井川の邊にては、うなわにて網の中へ追こむなり、武州玉川にては、うなわにてやなへおいこむなり、

〔古事記中神武〕故隨其教覺、從其八咫烏之後幸行者、到吉野河之河尻、時作筌有取魚人、爾天神御子問、汝者誰也、答曰、僕者國神、名謂贄持之子、

〔日本書紀二十九天武〕四年四月庚寅、詔諸國曰、自今以後、制諸漁獵者、莫造檻穽及施機槍等之類、亦四月朔以後、九月三十日以前、莫置比滿沙伎理梁、○中略若有犯者罪之、

〔播磨風土記讚容郡〕筌戶(ウヘト)、大神從出雲國來時、以島村岡爲呉床坐、而筌置於此川、故號筌戶也、不入魚而入鹿、此取作鱠、食不入口而落於地、故去此處遷他、

〔出雲風土記島根郡〕朝酌促戶渡、東有通道、西在平原、中央渡、則筌互東西、春秋出入大小雜魚、臨時來湊筌邊、駈駭風壓水衝、或破壞筌、

〔出雲風土記解上島根郡〕促戶に筌を張て魚を捕、もし筌の邊に人來り湊(アツマリ)て、魚をおどろかせば、驚く魚、筌を破り、風おし水つくさまは、促戶はやく、また魚の多きを云るべし、○中略さて筌を用るさまは、遠江國豐田郡の大河の上なる魚梁を見るに、ウケ(筌)てふ竹籠を沈めおけば、魚はみながら水脈の早みに落流て、沈めたる筌に入なり、その塞の木を踏て通ふは、促戶の筌と凡似たるをもて、思ひ合せられたり、

〔萬葉集三雜歌〕仙柘枝歌三首○中略

此暮(コノユフベ)、柘之左枝乃(ツミノサエダノ)、流來者(ナガレコバ)、梁者不打而(ヤナハウタズテ)、不取香聞將有(トラズカモアラム)、

右一首

古爾、梁打人乃、無有世伐、此間毛有益、柘之枝羽裳、

右一首、若宮年魚麻呂作、

〔萬葉集 十一 古今相聞往來歌類〕譬喩

山河爾、筌乎伏而、不肯盛、年之八歲乎、吾竊舞師、

〔紀貫之集 二〕やな

やなみれば河風いたく吹ときは波の花さへおちまさりけり

〔躬恒集〕やな

春のためうてるやなにもあらなくに波の花にもおちつもるらむ

柴積

〔新撰字鏡 木〕槮罧 同、所今反、樹長皃、不志豆介乃木、

〔倭名類聚抄 十五 漁釣具〕罧 爾雅云、罧 蘇蔭反、字亦作槮、 謂之涔、 字廉反、又音岑、和名布之都介、 郭璞曰、積柴於水中、魚得寒入其裏、因以簿圍捕取之、

〔箋注倭名類聚抄 五 漁釣具〕按釋文云、字林作罧、此當正文作槮注作罧、又按、毛詩爾雅釋文云、槮、爾雅舊文幷詩傳、並作米旁參、太平御覽引舍人云、以米投水中、養魚曰涔、毛詩正義引李巡曰、今以米投水中、養魚曰涔、是爾雅槮本作穇、故以投米養魚爲解、穇古文糂字、糂訓粒、並見說文、釋文又云、小爾雅云、魚之所息謂之橬、橬槮也、謂積柴水中、令魚依之止息因而取之、郭景純因改爾雅、從小爾雅作木旁參、毛詩正義、又云、諸家本作米邊、然則爾雅舊注及毛詩諸家本皆作穇、只詩正義引孫炎曰、積柴養魚曰槮、郭氏依孫炎及小爾雅、改作槮、非古義也、說文𣏟積柴水中以聚魚也、槮木長皃、二字不同、依之似𣏟正字槮假借、然爾雅釋文云、字林作𣏟、知說文無是字、今本有之、疑後人依字林及郭注增之也、說文涔潰也、毛詩周頌潛篇、潛有多魚、傳云潛槮也、韓詩作涔、章句云、涔魚池也、見釋文、正義云、涔潛古今字、廣雅云、湰涔栫也、又云、漫潰也、王念孫曰、潰積聲相近、雨水漸潰謂之漫、亦謂之涔、柴木

壅積謂之涔、亦謂之潒、其義一也、字廉反、與廣雅音合、

〔倭訓栞前編二十六不〕ふしづけ　倭名鈔に罧をよめり、涔又槮とも見えたり、新撰字鏡にはふしづけの木とよめり、伏見のあたりには、柴をすに入て魚を集るをいふ、柴漬の義也といへり、楊升菴集に魚椿とも見ゆ、

〔耶蘇天誅記下〕一寛永二乙丑年、肥前ノ國高來郡島原ノ城主松倉豊後守重政私領、高來ノ村々吉利支丹宗門稠シク詮議セシメ、紀明ノ上ニテ、本宗ニ立復ル輩ヲバ赦宥シ、邪宗ヲ故路備ザル族ヲバ、種々重刑ニ行フ、中略○作右衛門ガ子共三人ハ、島原表ノ海ニ臥漬ニス、

〔嬉遊笑覽十二漁獵〕柴漬は、和名抄罧、また涔槮とも見えたり、新撰字鏡にふしづけの木と訓り、天祿識餘、說文椿以柴壅水也、江賦、椿澱爲涔、夾乘羅筌、皆取魚之具、蜀中有魚椿之名、冬の内に柴を水中に束ね入おけば、魚寒を避てその中に集り居を、春に至りて柴をあげ、網をもて魚を捕る、俗にふしづけを切込といふ、

〔拾遺和歌集四冬〕屏風に　平兼盛

ふしづけしよどのわたりをけさみればとけんごもなく氷しにけり

筌篁

〔和漢三才圖會二十三漁獵具〕筌篁　正字未詳、用字音假借、出此字、蓋有同名形略似、不知其何本乎、

按江湖池塘捕魚具、編竹作之、上笮以繩括之、下濶而圓、以稿爲底、横有口、用熬糠稗等餌在于内、別懸垂簣扉、魚入而不能出、俗呼曰志牟止宇、

〔物類稱呼四器用〕竹筌たつべる魚などをとる具也　近江にてたつめといふ、河内にてぢんどうといふ、四國にてうゑと云、武州にてどうと云、江戸の北いなかにてどうと云物に似て、少し別なる物をごしうけと云、其形椀をふせたるに似たり、いにしへ椀をがうしといひければ、盒子魚器とやいひつらん、今は詞ちゞみてごしうけとよぶ也、

簄簀

〔魚獵手引川魚一〕うなぎ　鰻鱺魚〇中略本所邊にて太サ一虎口ひとにぎりばかりの竹を三尺ほどに切て節をぬき、池の中へ入れおけば、いつとなくうなぎはいりおるといふ、時々引上て見るべし、又予先年沼津邊にて、うなぎをとるを見しに、これも一虎口計の竹を、三尺ほどにきり、ふしを通し、すだれのごとく縄にてあみ、川の中へ入置くなり、一夜をおくりて明る日に至り出し見れば、十本の竹の中に五本は魚あるといふ、節をぬき行通しゆへに、水はぬけて魚ばかり中にとまるといふ、

〔書言字考節用集乾坤二〕魚簄エリ海中連竹以捕魚者　魚箈同、魞同本朝俗字

〔和漢三才圖會漁獵具二十三〕簄音戸俗云惠利　簄　海中取魚竹也

〔嬉遊笑覽漁獵十二〕ひゞの製こゝにいへる如くなれば、漢土に魚箔と云るもの是なり、楊萬里が過臨平蓮蕩詩に、蓮蕩層々鏡樣方、春來嫩玉斬新光、角頭一々張蘆箔、不遺魚蝦過別塘、和名抄䈶とあるものに似たれども、是は魚を養ふ處なり、ヤナズ倭名抄に䈶をよめり、取魚箔なりと注せり、梁簀の義なり、やなは和訓栞に梁をよめり、屋魚の義、木をよせて魚を捕るものなり、やなうつともくたりやなともよめり、年魚の時、美濃の藤川のやなくだし、觀つべきものなり、〇中略ひゞとはひゞきの略なるべし、魚聚れば竹木の枝動くもの故ひゞと云歟、今品川鮫洲の邊にて海苔をとるひゞは、もと魚を取しものなり、事跡合考ひゞや町の事をいふ處、ひゞといふものは、ひゞ網など唱ふ、正字は無之、漁人詞歟、その製、海中に枝付の竹、或はきり竹をならべ置て、風雨大浪に破れぬやうにゑつらひ、口を一所あけおく、魚どもおのづから入る、然れども出る事ならぬやうにこしらへたるものなり、凡ドウヤナ抔いふ、此類の製、その法同じ意なり、品川表、深川浦等、此ひゞ其數幾千に及ぶ、上總、三浦、本牧等の漁獵少く、かの浦々の者愁訴年を經たりしに、一とせ大水にてひゞ悉く浪にとられ、打つゞきゑつらひしも、悉く浪にとられ、再興なり難く斷絕せし

簎魚猎

となり、今も品川浦磯邊に葉付の生竹を、水中にゆりこめて、春の苔を取を、ひゞ竹といふ、然してそのむかしひゞかせぎしたる獵師ども居候、ひゞやといひしもの、此處にやよすがしなり在て、終に移し出されしが、今芝口のひゞや町なり、寶永七年寅九月廿一日、今度新御門芝口御門と、唱可ㇾ申候、幷橋は芝口橋と可ㇾ申事、日比谷一丁目、二丁目、三丁目、向後芝口町一丁目、二丁目、三丁目と唱可ㇾ申事、右之通昨日被ㇾ仰出ㇾ候間、町中不ㇾ殘可ㇾ觸ㇾ知候、以上、芝口御門、享保九年正月廿九日、大火にやけて後なし、

寛文九年己酉十一月、芝新網町、宗十郎、久右衛門差配の獵師共、ひゞ網立る事、當年より三年の内無用、並ひゞ竹の儀、當月中に取拂可ㇾ申候、其上五分四方よりこまかなる網堅つかひ申間敷候、この時、芝の御門出來、其土を以新網町の邊海手に築立、京間六間四方坪數五千七百九十坪なる、

〔利根川圖志 三〕無相仕掛の圖 圖略○

これは網代の遺製なり、近時多く廢せり、中略○サケ川を上り來り進みて、竹ヤライの中に入り、鈴竹の下横に張りたる絲に觸るれば鈴鳴る、この時長竿を以て水底の網をあげ、出路を塞ぎ、左右の網に追込みてとるなり、竹ヤライ竹簀の間あきたるは、舟を乘込む處なり、

〔魚獵手引 川魚一〕こひ　鯉魚 中略○

すをたてるといふ事あり、是はたけ四尺ぐらひのよし簀を、四五間もぐる〳〵と川中の汐引たる處へたて、中へ魚の腸など、臭きにほひのするものを入れおくなり、汐さしたる時魚來れば、此臭氣をかぎて中へはいりてくらわんとて、すにそひめぐり〳〵て、おもはずも中へはいるなり、汐引たる共出る道をわすれ、中におるなり、中川邊にてかくする也、

〔倭名類聚抄 十五漁釣具〕簎　纂要云、簎 郭虎反、又士角反、漢語抄云、比之、以ㇾ鐵施ㇾ棹頭、因以取魚也、

〔箋注倭名類聚抄 五漁釣具〕按說文、䉪罝ㇾ魚者也、或省作ㇾ簎、爾雅、簎謂ㇾ之罩、郭注、捕ㇾ魚籠也、毛詩正義、李

巡云、篧編細竹以爲罩、捕魚也、孫炎云、今楚篧也、孔穎達曰、罩以竹爲之、無竹則以荊、故謂之楚篧、據孫孔二說、篧覆捕魚之竹器、上條簎訓夜奈須即是、則非刺魚之鐵器、蓋纂要以二字音同誤以篧爲簎也、周禮鼈人、以時簎魚鼈龜蜃凡貍物、注、簎謂以扠刺泥中搏取之、是可見刺取魚鼈者是簎、非篧也、但詳周禮注意、簎刺簎魚鼈之事、非刺以取魚鼈之器、依鄭注、其器謂之扠也、然則比之當以扠充之、征戰具叉族訓比之、亦可證扠之爲比之也、

〔書言字考節用集 七器財〕魚稂(モリ)(刺魚具)

〔和漢三才圖會 二十三漁獵具〕簎(ヤス)(やす ひし)(音泥)　篦(音泥)　擉(同)　猎(同)　和名比之、又云夜須、

簎(ヤス) 以扠刺泥中取魚者也、周禮云、以時簎魚鼈龜蜃凡貍物、

篦(ヒシ) 纂要云、以鐵施棹頭、因以取魚者也、

按、簎篦一物也、漁人窺泥上泡起、知魚鼈所在、以之刺取也、

一種猎(今云毛利)似小矛、以刺鯨者、用生鐵作之、鯨皮肉厚而鋼刀却不佳、故切鯨庖丁皆用生鐵、

〔嬉遊笑覽 十二漁獵〕魚を突ことは、山家集に、宇治川をくだりける舟のかなつきと申ものをもて、鯉のくだるをつきけるをみて、宇治河のはやせおちまふれう舟のかづきにちかふこひのむらまけ、云々と見えたり、和名抄漁釣具に、纂要云、篦(漢語抄云比之)以鐵施棹頭、因以取魚也とある、比之といふものは、(形菱に似たるべし)鯨などを突もりといふ物とみゆ、山家集にかなつきといへるも、是なるか、今やすといふものも、もとは二股の器なり、やすは東國の名なるべし、(蝦夷にてやすと云もの、卽ヒシなり、)續山井、淵に臨み鮭をつくこそやす大事、(南部宜以)もとより漁人の用ひたるものなれど、今の如く突魚に多く出ることは、おもふに鼠頭魚(キス)釣に立こみとて、高き屐をはき、杖を突て水中に入て釣ことあり、その杖に用る竹の先は、鐵の二股のやすなり、砂に立る爲に去たるものなり、是にておもはずも魚を突得たる事有しより、廣く行はれて、魚突ためにやすの股を多くし、三股に作り、形も大にして、終に

おとし

六股七股に及べり、二股なるをもやすとて共に用るは、大魚突たる時、やす一本にてはならぬ故なり、又かすがひにて作りたる、かなわらぢといふものをはくは、是にも魚を踏て取ことあり、冬月は水に入らず、舟のうへより突、これを流を突といふ、地に伏す魚、牛尾魚、魟鰈等を取なり、是は見突に非ず、見突は魚の有を見付て突なり、是は空つきにして突中るなり、赤ゑいは尾の針にて足をきらるゝことあり、さなくとも大なるを踏ときは、彼かすがひのわらぢにては、魚驚て人をはね返す、やすにて突ても、手をはなたざれば、穗先ねぢきるなり、魟の類よこさといふものには大なるあり、此類のぼりくる事は三月頃よりなり、〇中略見突また底見などもいふ、船中より水底の魚を見とめて突て取なり、魚目光るをみるといへり、熟せざればあたはず、そのやすは常の空づきの櫛の齒に似たるやすと異にて、股いたく開かず、四方に四またに分れ、中に一本ありて都て五本なり、此やすはねらひくるはずとなり、水の淸みたる時ならではなしがたし、もし波たちて光ちらめくには、油を水上にたらして見るとなり、

〔山家集下雑〕うぢがはをくだりける舟のかなつきと申ものをもて、こいのくだるをつきけるをみて、

宇治川のはやせおちまふれう舟のかつきにちかふこいのむらまけ

〔本朝食鑑九鱗〕烏賊魚　漁童尖利竹梢、自岸上窺而刺之、

〔日本山海名物圖會五〕赤鱏　これを取には、漁人舟にのりて、舟ばたをたゝけば、ゑい多くうき出る也、これをもりにてつき取なり、

〔利根川圖志一〕利根川にて鰱魚を漁するは、毎年七月下旬より十月下旬までなり、〇中略これを漁するは、〇中略猎にて鎚きてとるを、ヤスツキといふ、

〔魚獵手引川一魚〕こひ　鯉魚〇中略

おとしといふものにて取る事あり、圖の如く〇圖略竹にて鳥籠のごとくこしらへ、下は板にて底をこしらへ、圖にも方にも人々このみによるべし、前へ板のふたをこしらへ、もつとも內のかたへあくやうにして、ふちより竹をかいおき、中へくさりたる田螺、又は魚の腸などを入れ、川のあさき所へおくべし、魚來りゑさをくらわんとて、中へはいるとき、板か又竹にさわり、板ふたになり、出ることできぬなり、本所邊にてかくしてとると、花井某の話なり、

鰻かき

〔日本山海名產圖會四〕八目鰻

江海所々是有、就中信州諏訪の海に採る物を名產とす、上諏訪下諏訪の間一里許は、冬月氷滿て其厚さ大抵二三尺に及ぶ、〇中略氷なき時はうなぎ搔を用ゆ、

〔日本山海名物圖會五〕瀨田鰻鱺 うなぎかきといふ物有、これにて水中をかきても取也、

〔魚獵手引一川魚〕うなぎ 鰻鱺魚〇中略

かくといふて、圖の如きものにて、〇圖略川の中をかきてとる事あり、淺き川を小舟にて向より手前へかき、また舟底より向の方へとかくなり、先は鐵にて柄はたけか、又は樫の木也、柄の長サ九尺ばかり也、

鵜飼

〔運步色葉集宇〕鵜飼ウガイ

〔倭訓栞前編四宇〕うかひ 鵜飼也、源氏にみづし所のうかひのをさと見えたり、をさは長也、日本紀に養鵜をもよめり、歌にはうかひがともともよみゆ、鸕鷀を水に放ちて、年魚を捕ゑむる事は、神武帝の時より見えて、西土には古へかゝることなかりしにや、隋書に我方俗の事をめづらしげに載たりき、

〔隋書八十一倭國列傳〕水多陸少、以二小環一掛二鸕鷀項一、令三入レ水捕二魚一、日得二百餘頭一以充レ食、

〔源氏物語三十三藤裏葉〕ひがしの池に舟どもうけて、みづしどころのうかひのおさ、院の鵜かひをめし

ならべて、鵜をおろさせたまへり、ちいさきふなどもくひたり、わざとの御らんとはなけれど、すぎさせ給ふみちのけうばかりになん、

〔謠曲〕鵜飼

シテ既に此夜も更過て、鵜つかふ比にも成しかば、いざ業力の鵜をつかはん、○中略玄める續松ふり立てワキ藤の衣のたまだすきシテうかごを開きとり出しワキ玄まつすおろしあら鵜どもシテ此河浪にばつと放せば同面白のあり樣や、底にもみゆる篝火に、おどろく魚を追まはし、かづき上、すくひあげ、隙なく魚をくう時は、つみも報も、後の世も忘れはてゝ、おも白や、漲る水のよどならば、いけすの鯉やのぼらん、玉島河にあらね共、小鮎さばしるせゞら木に、かたみて魚はよもためじ、ふしぎやなかゞり火の、もえてもかげの暗くなるは、思ひ出たり、月になりぬるかなしさよ、鵜舟のかゞりかげ消て、闇路に歸る此身の名殘おしさを、如何にせん〳〵、

〔人倫訓蒙圖彙三〕鵜遣　早瀬に船をうかめ、あまたの鳥のつなを手に持て、それ〳〵にさばき、鳥魚をとればひきあぐる所作、大かたならぬ早態なり、罪も報もわすれはてたるありさまは、あはれはかなき罪業なり、

〔木曾路名所圖會二〕長柄川岐阜の北町端れ、因幡山の麓を流る、水源飛驒國より出て、下流は墨俣川なり、中夏の頃より秋まで鵜飼多し、鵜飼船は長柄村より尾州侯の命令を受て、暮がたより河上に漕のぼり、闇の夜に松明を照らし、船のめぐりにさし出し、鵜飼の綱をさばき、鵜をつかふけしき又めづらし、一人して鵜を十二三羽もつかひ、鱗をとらす事いと興あり、

〔美濃明細記十一〕土産方縣郡長良村武儀郡小瀬村一長良川小瀬川鮎○中略

方縣郡鵜飼村者岐阜北也、元來鵜舟十二艘アリ、今七艘トナル、長良川鮎ヲ鵜舟ヲ以テ漁ス、鵜十二羽ヲ一人ニテツカウ也、川ヘ入ザル鵜ヲ船バタヲタヽキ追入、又魚ヲ呑タル鵜ニハ魚ヲ吐セ、

篝火ヲタキ、立方セハシキ業ナリ、和名抄方縣郡鵜飼地名アリ、村上帝、圓融帝比ヨリ鵜飼アリト見ヘタリ、武儀郡小瀬村亦鵜飼舟アリ、

〔諸國圖會年中行事大成三上四月〕此月より八月に至つて、鵜遣ひ鵜を川に放つて、鮎を捕しむ、濃州岐阜の近江長良の鵜飼殊に名高し、其體闇夜に船を出し、舟一艘に鵜十二羽、鵜つかひ一人、船人一人なり、先舳先には、鐵網の中に篝火を燒く、鵜の頭には、各一丈二尺の繩を付て、鵜遣ひこれを左の手に持ち、十二の鵜を川中に放つに、鵜魚を追ふに隨て、其綱もつれ、次第分ちがたきをおき替て直ならしむ、其間きことといふばかりなし、玄かもはなはだ靜に見ゆ、鮎を十分に呑たる鵜は、おのづから舟ばたに上るを、右の手に捕へて魚を吐しめ、又水中に放つて取らしむ、長良の渡三里の間、鵜かひ舟十四艘出之、

〔令義解一職員〕大膳職

大夫一人、〇中略 雜供戸、(謂鵜飼、江人、網引等之類也、)

〔令集解五職員〕釋云、別記云、鵜飼卅七戸、

〔侍中群要十〕御覽鵜事

奏覽解文下給之時、被仰可有御覽之由、卽垂御簾、御厨子所鵜飼等、著舍人裝束、持參瀧口戸於御前出之、若鵜飼等不候、所衆出納等役之、而後召鵜飼等分給、兵衞陣前立胡床、藏人出納御厨子所預等著之、或只於陣屋座行之、上古於進物所樹下給之云々、

進鵜鷹時事

諸國進鵜時奉解文後、藏人於右兵衞陣外召鵜飼分給、藏人出納居胡床子、有御覽時、所衆取鵜籠參御前云々、御鵜所衆同持參云々、

御覽諸國貢鵜事

奏解文下給之比、被仰可御覽之由、先下廂御簾召、鵜持來時、仰便門陣、々可入之由、令候北戸外、或說云々、出納必覽、余未必覽、隨召召御前、御厨子所鵜飼著舍人裝束持參、出之入之了、上御簾、若無鵜飼者、藏人所幷出納等持之令覽、已有先例、御覽之後給鵜飼事

出納一人、藏人一人、預等召鵜飼長等給、於右兵衞陣前給之、上古例、於進物所唐木下給之、今其木顚倒云々、○中略

東西宣旨飼事埴川、葛野川　一條院御宇之後、此事不見、

藏人二人東西相分相率御厨子所預等、召供御鵜飼等、至河邊行事、前日出納等有河邊用意、諸司平張等令誡仰之、所飼獲之魚、早馳使者備供御云々、依其遲速、東西勅使各稱唯者也、

凡此事、或及二三夜、每日獻魚、爾後歸參、或東河一夜還、

〔古事記神武中〕擊兄師木弟師木之時、御軍暫疲、爾歌曰、多多那米氐、伊那佐能夜麻能、許能麻用母、伊由岐麻毛良比、多多加閉婆、和禮波夜惠奴、志麻都登理、宇上加比賀登母、伊麻須氣爾許泥、

〔古事記傳十九〕宇加比賀登母は鵜養之徒なり、○中略古は鵜を使て魚を捕こと、いと多かりき、故公に供奉る鵜養もありて、職員令大膳職の下に、雜供戸といふあるを、義解に、謂鵜飼江人網引等之類とあり、萬葉集を始めて、世々の歌にも、鵜河をよめる多く、物語書などにも此彼見えて、中昔まで何處にも川邊などには鵜養ありて、今世にも稀には遺れり、

〔日本書紀神武三〕戊午八月、是後天皇欲省吉野之地、○中略及緣水西行、亦有作梁取魚者、梁、此云揶奈、天皇問之、對曰、臣是苞苴擔之子、苞苴擔、此云珥倍毛菟、此則阿太養鸕部始祖也、

〔日本書紀雄略十四〕三年四月、阿閉臣國見更名磯特牛譖栲幡皇女與湯人湯人此云喩衞廬城部連武彥曰、武彥姧皇女、而使任身、武彥之父枳莒喩聞此流言、恐禍及身、誘率武彥於廬城河、僞使鸕鷀沒水捕魚、因其不意而擊殺之、○下略

〔萬葉集雜歌一〕幸于吉野宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌、

安見知之、吾大王、神長柄、神佐備世須登、芳野川、多藝津河内爾、高殿乎、高知座而、上立國見乎爲波、疊有、青垣山、山神乃、奉御調等、春部者、花插頭持、秋立者、黄葉頭刺理、一云黄葉加射之遊副川之、神母大御食爾、仕奉等、上瀬爾、鵜川乎立、下瀬爾、小網刺渡、山川母、依氐奉流、神乃御代鴨、

〔萬葉集十七〕遊覽布勢水海賦一首幷短歌此海者在射水郡舊江村也

物能敷能、夜蘇等母乃乎能、於毛布度知、許己呂也良武等、○中略宇奈比河波、伎欲吉勢其等爾、宇加波多知、○下略

〔萬葉集略解十七〕うなび河は、和名抄越中射水郡宇納宇奈美と有也、

〔萬葉集十七〕思放逸鷹夢見感悦作歌

安由波之流、奈都能左加利等、之麻都等里、鵜養我登母波、由久加波乃、伎欲吉瀬其登爾、可賀里佐之、奈豆左比能保流、○下略

〔萬葉集十七〕見潜鸕人作歌一首

賣比河波能、波夜伎瀬其等爾、可我里佐之、夜蘇登毛乃乎波、宇加波多知家里、

〔萬葉集十九〕潜鸕歌一首幷短歌

荒玉能、年往更、春去者、花耳○耳恐明誤爾保布、安之比奇能、山下響、墮多藝知、流辟田乃、河瀬爾、年魚兒狹走、島津鳥、鸕養等母奈倍、可我理左之、奈津左比由氣波、吾妹子我、可多見我氐良等、紅之、八鹽爾染而、於己勢多流、服之襴毛、等寶利氐濃禮奴、

反歌○中略

毎年爾、鮎之走婆、左伎多河、鸕八頭可頭氣氐、河瀬多頭禰牟、

〔萬葉集略解十九〕さき田は越中、○中略さて越前越中にては、多く川へおりたちて、鵜を飼とぞ、この多摩川なども、川瀬淺ければ左かせり、

〔赤染衛門集〕それより株瀬川といふ所にとまりて、よる鵜かふを見て、
ゆふやみのう舟にともすかゞり火を水なる月の影かとぞ見る

〔後深心院關白記〕應安六年三月卅日壬申、密々巡二禮西芳精舍一、過二桂川一之間、見二鵜船一、兼日可二用意一之由、所レ令レ下二知桂庄屋三艘用意、鵜ヲツカフ、頗有二其興一、

〔平治物語〕二頼朝青墓下著事
去ル程ニ、兵衛佐〇源頼朝ノ有樣コソ勞敷ケレ、〇中略有鵜飼見逢奉リ、思外ニ情有テ、人目ヲ忍ブ御事ニコソ御座セ、有ノ儘ニ仰候ヘ、イヅクヘモ御志ノ所ヘ、送著ケ進セント申ケレバ、有ノ儘ニ語テ、青墓ヘ行バヤトコソ思ヘト宣ヘバ、扨ハ此御姿ニテハ難レ叶候トテ、女ノ形ニ出立セ奉リ、持給ヘル太刀ヲバ、菅ニ包テ我持テ、男ノ女ヲ具シタル體ニテ、青墓ヘコソ下ケレ、

〔古今著聞集〕二十魚虫禽獸文學上人高雄興隆の頃、見まはりけるに、清瀧川の上に、大なる猿兩三疋有けるが、一の猿岩のうへにあふのきふしてうごかず、二疋は立のきてゐたりけり、上人あやしみ思ひてかくれて見ければ、烏の一兩飛來て此ねたる猿のかたはらにゐたり、しばし計ありて猿のあしをつゝきけり、猿猶はたらかず、死にたる樣にてあれば、烏次第につゝきて、うへにのぼりて、目をくじらんとしける時、猿烏の足を取てをきあがりにけり、其時殘の猿二疋出來りて、長きかづらを持て、からすのあしに付てけり、烏とびさらんとすれ共かなはず、扨やがて川におりて烏をば水になげ入て、かづらのさきを取て一疋は有、今二疋は川上より魚をかりけり、人の鵜つかひけるをみて、魚をとらせんとしけるにや、烏を鵜につかふためしはかなけれども、こゝろばせふしぎにぞ思よりたりける、烏は水になげ入られたれ共、其益なくてしにゝければ、猿共は打すてゝ、山へ入にけり、ふしぎなりし事まのあたり見たりしとて、彼上人のかたりける也、

〔吾妻鏡〕十六正治二年七月一日乙卯、羽林〇源頼家爲レ覽二鵜船一、令レ赴二相摸河邊一之給、畠山次郎、葛西兵衛門

尉以下、愛鵜之輩依別仰令供奉云々、

〔增鏡十老の波〕廿二日〇建治三年正月朝覲行幸〇後宇多龜山殿へなりしかば、上達部殿上人、れいの色々のをり下襲をり物うち物めでたくゆゝしかりき、御前の大井川に龍頭鷁首うかべらる、夜に入て鵜飼どもめして、篝火ともしてのせらる、

〔增鏡十老の波〕九月〇弘安二年の供花には、〇中略御花はつれば、兩院〇後深草、龜山、ひとつ御車にて、伏見殿へ御幸なる、〇中略又の日は、ふし見の津にいでさせ給ひて、鵜舟御らむじ、〇下略

〔藤河の記〕十七日〇應仁六年五月又鏡島へ返る、月出ぬほど、江口に出て鵜飼をみる、六艘の舟にかゞりをさしてのぼる、又一艘をまうけて、それにのりて見物す、大凡此川ののぼりくだり、やみになれば、獵舟數をしらぬといふを聞て、

夕暗に八十とものをの篝さしのぼる鵜舟は數もしられず、鵜の魚をとるすがた、鵜飼の手縄を扱ふ體など、けふ初てみ侍れば、言のはにも述がたく、あはれともおぼえ、又興を催すものなり、

鵜飼人くるや手縄の短夜もむすぼほれなばとくはあけじを、則ち鵜のはきたる鮎を、篝火にやきて賞翫す、これを篝やきといひならはしたるとなん、

〔甲陽軍鑑品第三十四十一〕永祿十一辰年六月上旬に、甲州信玄公より信州伊奈飯田城代秋山伯耆守を御使に被成美濃國岐阜の織田信長公へ、御緣者御祝儀の御音信、〇中略秋山伯耆、岐阜におひて信長公馳走被成、〇中略岐阜の河にて、鵜匠をあつめ、鵜をつかはせ、伯耆守に見せ給ふに、伯耆守乘候舟をも、信長のめし候舟のごとくになされ、みせ給ひ、鮎の魚上中下を、信長公御覽じよらせ、伯耆守に信長直に仰渡され、甲府へ御越なされ候、

〔時慶卿記〕文祿二年四月廿八日、殿下〇豐臣秀次大井川鮎ニ鵜ヲ可被遣由候、雖雨無御延引候、日野、烏丸、飛鳥井三人ハ御供候也、

〔閑窻自語〕近衞准后內前公被召飼鵜於庭池事付彼第庭事

近衞殿今出川の第の庭は、延寶の火ののち、應圓滿院前關白基熙公のこのみつくられしとぞ、故准后內前公かたり給ひしなり、この庭の池水にて、天明三年の事なりしに、鵜飼舟をまうけられて、見物すべきよし、かねて內前公仰せ合されしに、まゐるとて見侍りぬ、河にて見れば、今一入の興ならんと覺えぬ、むかしは大井川などちかき所にも有りけん、今は美濃尾張などのみにてのこれりとなん、このうかひ人も、尾張よりきたれりとぞ、

かづき

〔古事記傳六〕迦豆伎(カヅキ)は水中に入ことにて、潛字を書り、〇中略水鳥の沒るをもいひ、海人の海底に入て物とるをも、體語にも云り、師〇賀茂眞淵云、迦豆久は拜(ヲガム)を額衝(ヌカヅク)と云如く、水に頭を衝入(ツキイル)てふ意の語なりと云れき、

〔日本書紀十三允恭〕十四年九月甲子、天皇獵于淡路島、時麋鹿猿猪、莫莫紛紛、盈于山谷、焱起蠅散、然終日以不獲一獸、於是獵止以更卜矣、島神祟之曰、不得獸者、是我之心也、赤石海底有眞珠、其珠祠於我、則悉當得獸、爰更集處處之白水郞、以令探赤石海底、海深不能至底、唯有一海人、曰男狹磯、是阿波國長邑之海人也、勝於諸海人、是腰繫繩入海底、差頃之出曰、於海底有大鰒、其處光也、諸人皆曰、島神所請之珠、殆有是鰒腹乎、亦入探之、爰男狹磯抱大鰒而泛出之、乃息絕以死浪上、既而下繩測海底六十尋、則割鰒實眞珠有腹中、其大如桃子、乃祠島神而獵之、多獲獸也、唯悲男狹磯入海死之、則作墓厚葬、其墓猶今存之、

潜女

〔魏志三十倭人傳〕倭人在帶方東南大海之中、依山島爲國邑、〇中略今倭水人好沈沒捕魚蛤、

〔倭名類聚抄二漁獵〕潛女　本朝式云、伊勢國等潛女、和名加豆岐米

〔箋注倭名類聚抄一男女〕延喜大嘗祭式有賀多潛女、那賀潛女、主稅寮式有志摩國取御贄潛女、無伊勢國潛女、此所引或出弘仁貞觀式也、〇中略按說文、潛涉水也、一曰藏也、潛藏水中以捕魚、故曰潛女、

〔類聚名義抄 女二〕潛女メカツキ

〔伊呂波字類抄 人倫加〕潛女カツキメ（在志摩國御厨女海人之名歟）

〔藻鹽草 人倫幷異名十五〕海士

かつきめ　あまのことなり　かつくあま　いきもつきあへずともいへり

〔萬葉集 寄物陳思十二〕海處女、潛取云、忘貝、代二毛不忘、妹之光儀者、

〔圓珠庵雜記〕あまは、總名にてかづきめは、あまの中の別名なり、歌にはかづきめとよめることはなくて、かづきするあまなど萬葉集によめり、

〔儀式 二〕踐祚大嘗祭儀

神祇官差卜部三人、申官、差遣紀伊、淡路、阿波等國、監作由加物、各到國、先大祓、○中略其供神幣物幷作具及潛女衣料（人別布一丈四尺）並用官物、但粮以當國正稅給之、（人別日米二升、紀伊七日、阿波十日、）其物造了、卜部監送齋場、分付兩國、但阿波國所獻、鹿布木綿付神祇官、紀伊國薄鰒四連、生鰒、生螺各六籠、都志毛古毛各六籠、蛛貝燒鹽十顆、並令賀多潛女十人量程採備、○下略

〔儀式 四〕踐祚大嘗祭儀

太政官符宮內大藏兩省○中略

右得神祇官解偁、爲供奉大嘗會、其所造紀伊、淡路、阿波等國、由加物幣帛、並潛女等用度、依例所請如件者、省宜承知、依件充之、

〔延喜式 踐祚大嘗祭七〕凡應供神御由加物器料者、○中略其供神幣物幷作具、及潛女衣料、（人別布一丈四尺）並以大藏物充、但粮以當國正稅給、○中略紀伊國所獻、薄鰒四連、生鰒生螺各六籠、都志毛古毛各六籠、螺貝燒鹽十顆、並令賀多潛女十人量程採備、○中略潛女所須鑒十具、刀子二枚、○中略

阿波國所獻、〇中略鰒卅五編、鰒鮨十五坩、細螺棘甲蠃石華等幷廿坩、已上那賀潛女十人所作、其幣〇中略墨十二具、刀子四枚、鉇二枚、火鑽三枚、並令忌部及潛女等量程造備、

〔延喜式 二十六主稅〕凡志摩國供御贄潛女卅人、御厨廿人、中宮十人、步女一人、仕丁八人、其粮料穀四百八十斛、雜用料二百五十六斛八斗二升、潛女衣服料稻二千七百七十三束九把、並以伊勢國正稅宛之、

〔倭姬命世記〕垂仁天皇二十六年、〇中略倭姬命御船乘給、御膳御贄處定奉幸行、島國々碕島留、朝御氣夕御氣止詔而、湯貴潛女等定給天、還坐時、神界定給支、戶島志波碕佐加太岐島定給而、伊波戶居給而、朝御氣夕御氣處定奉、然倭姬命御船留而、鰭廣魚鰭狹魚貝津物息津毛邊津毛依來留、海鹽相和而淡在介留、故淡海浦止號支、

〔萬葉集 五雜歌〕沈痾自哀文　山上憶良作

竊以、朝佃食山野者、猶無災害而得度世、〇註略晝夜釣漁河海者、尙有慶福而全經俗、〇謂漁夫潛女各有所勤、男者手把竿、能釣波浪之上、女者腰帶鑿籠、潛採深潭之底者也、〇下略

〔袖中抄 十六〕くゞつ

しほかれのみつのあまめのくゞつもてたまもかるらんいざ行てみん

顯昭云、くゞつとは、わらにてふくろのやうにあみたるものなり、それに藻などをもいるゝなり、

童蒙抄云、くゞつとはかたみをいふ也、今云、かたみは籠なり、くゞつにはあらず、

〔枕草子 十二〕うちとくまじきもの

あまのかづきしたるはうきわざなり、こしにつきたる物たえなば、いかゞせんとなん、おのこだにせばさてもありぬべきを、女はおぼろげの心ならじ、男はのりてうたなどうちうたひて、此たくなはを海にうけありく、いとあやうくうしろべたくはあらぬにや、蜑ものぼらんとては、其な

はをなんひく、取まどひくりいる、さまぞことわりなるや、舟のはたをおさへてはなちたるいきなどこそ、まことにたゞ見る人だに衣はたるゝに、おとし入てたゞよひありくおのこは、めもあやにあさまし更に人の思ひかくべきわざにもあらぬことにこそあめれ、

〔人倫訓蒙圖彙三〕蜑人　海人の業、夫船をさせば女は水底に入る、魚をとり貝をとり、其外海草をもとるなり、海人のいさり火といふは、船にともすかゞり、たぐ縄といふはこしにつけて海に入事あり、其縄をうごかせば引あぐる事あり、これをいへり、皆和歌にも是を詠ず、まことにくるしき業なり、

〔雲萍雜志二〕伊勢の浦にて海士の鮑取には、乳のみなんど引つれて、夫はかいをつかひゐて舟もやひするに、妻は海底に飛入り、こゝかしこ貝をもとむるうちに、子の乳を尋ねてよゝと泣聲の水底に聞ゆるにぞ、今一ツ得まくおもへど、子の泣こゑの聞ゆるにひかされて、浮びいで舟ばりに取つき、息もつきあへず、子に乳をそふる其ありさま哀にして、實に惻隱の心も發動すべし、

〔日本山海名產圖會三〕鰒

伊勢國和具浦、御座浦、大野浦の三所に鰒を取り、二見の浦北塔世と云所にて鮑を制すなり、鰒を取には必女海人を以てす、是女は能く久しく呼吸を止めて、たもてるが故なり、船にて沖ふかく出るに、かならず親屬を具して船を盪らせ、縄を引せなどす、海に入には腰に小き蒲簀(をす)を附て鰒三四ツを納れ、又大なるを得ては二ツ許にしても泛めり、淺き所にては竿を入るゝに附て泛む、是を友竿といふ、深き所にては、腰に縄を附て泛んとする時、是を動し示せば、船より引あぐるなり、若き者は五尋、卅以上は十尋十五尋を際限とす、皆逆に入て立游ぎし、海底の岩に著たるをおこし、篦をもつて不意に乘じてはなち取り、蒲簀に納む、その間息をとゞむること暫時、尤朝な夕なに馴たるわざなりとはいへども、出て息を吹くに、其聲遠くも響き聞えて實に悲し、

涸漁

〔類聚三代格十六〕太政官符

禁斷畿內七道諸國漁竭池水事

右被右大臣宣偁、奉勅、益國之道、務在勸農、築池之設、本備漑田、如聞、猾民好漁、決瀉池水、悉吏寬縱不加捉搦、遂乃秋冬池凋、〔○凋恐涸誤〕春夏水絕、田疇荒損、莫不由斯、自今以後、宜嚴禁斷、如有違犯、隨事科決、位蔭共若高散禁進上國郡不糺、特置重科、

延曆十九年二月三日

〔日本紀略嵯峨〕弘仁十年十二月庚戌、勅、乾池捕魚、禁制已久、云々、宜重布告、勿令更然、

〔魚獵手引一川魚〕どせう　泥鰌本草

千住邊の用水、本所邊の堀などかへてとる、

藻卷

〔類聚國史百八十二佛道〕天長十年六月戊寅、山城國民卷藻爲漁、勅、豺獺已祭、虞人入澤、鷹隼初擊、獵者因山、是故殺不以禮、曰暴天物、取不以義、爲逆時候、如聞、藻卷之爲體也、惠薄潛鱗、害及昆虫、微物失所、既非德政之美、下民夭命、殆是濫殺之報、嚴加禁斷、莫令更然、

毒流

〔類聚三代格十二〕太政官符

一應禁流毒捕魚事

右權僧正法印大和尙位遍照奏狀偁、今聞、諸國百姓每至夏節、剝取諸毒木皮、搗碎散於河上、在其下流者、魚虫大小擧種共死、尋其元謀、所要在魚、至于虫介、無用於人、而徒非其要、共委泥沙、人之不仁淫殺至此、夫先皇至德、永遺放生之仁、後主深仁、盍除流毒之害、伏望自今以後、特禁一時之毒殺、將救群虫之徒死者、〔○中略〕

以前條事如件、右大臣宣、奉勅依請、

元慶六年六月三日〔○又見三代實錄〕

雜漁

〔吾妻鏡八〕文治四年六月十九日癸未、二季彼岸放生會之間、於東國可禁斷殺生、其上如燒狩毒流之類、向後可停止之由被定訖、可被宣下諸國之旨、可被經奏聞云云、

〔雲萍雜志二〕淀川にて鯉を取るに、漁父水中に入て、鯉とならび居て、脇へかひこみて浮み出るを抱。鯉。と云、近きころよりのことなりとぞ、

〔利根川圖志四〕吉高鯯　名物なり、金色にして骨堅し、肉しまりて味美なり、なますにして尤よろし此鯯をとるに一種の漁業あり、冬の漁なりまづ一人小舟に乘り、水淺き所を棹さしながら舷を蹈て、舟を左右へ蕩搖す、この浪音におどろきて、鯯は藻の根に隱る、その水中の濁るを見て、手にて是を握みとる、故にて。ど。り。鯯。ともいふ、

〔東都歳事記一三月〕汐。干。當月より四月に至る、其内三月三日を節とす、南風烈しければ汐乾兼るなり、凡潮汐の來去は國所によつて大に違へり、又四季にて遲速あり、月の大小によりても一定しがたし、或人云、今世に朔日を六時四分の滿と心得たるは、大阪の汐なり、朔日正六時を滿と定て可なりといへり、

芝浦　高輪　品川沖　佃島沖　深川洲崎　中川の沖早旦より船に乘じて、はるかの沖に至る、卯の刻過より引始て、午の半刻には海底陸地と變ず、こゝにおりたちて蠣蛤を拾ひ、砂中のひらめをふみ、引殘りたる淺汐に小魚を得て宴を催せり、

○按ズルニ、潮干ノ事ハ、歳時部三月三日篇ニモ在リ、

漁船

〔和漢船用集六〕獵船　凡海中の獵船その大なる者、五六十石程の舟にすぐべからず、舟の中倉に仕切を入、加敷上棚の舟ばらに夾間をあけて、潮を舟の内に出入せしめ、其うちへ魚をとりいるるなり、生魚舟也、又綸ともいへり、○中略働處の舟は、沖網には獵船の中の大船二雙を用、内に絞車を立、船に碇おろしうごかざる様にして、絞車をまいて、兩船より是を引、小船は網の廻りに有て舷をたゝき、又竹にて水面を打、魚をしてにげざらしむ、○中略其外皆小船を用、獵船と云は、大船小船によらず、河海江湖ともに漁獵する船の總名也、

コタイキ　字未考、コタ、濁音也、武州にて呼所磯場の類、漁船也、表高くしてふたて板の上に貫木

漁火

を入、中に魚を取いるゝなり、舟覆ても魚の出ざる樣のためなり、

〔運歩色葉集〕伊 漁火(イサリビ)

〔倭訓栞〕前編三 いさり　漁火をいさりびといひ〇下略

〔萬葉集〕十一 寄物陳思 鈴寸取(スヾキトル)、海部之燭火(アマノトモシビ)、外谷(ヨソニダニ)、不見人故(ミヌヒトユエニ)、戀比日(コフルコノゴロ)、

〔萬葉集〕十九 見漁夫火光歌一首

鮪衝等(シビツクト)、海人之燭有(アマノトモセル)、伊射里火之(イサリビノ)、保爾可將出(ホニカイデナム)、吾之下念乎(ワガシタモヒヲ)、

〔日本山海名產圖會〕三 鯖

丹波、但馬、紀州熊野より出す、其ほか能登を名品とす、釣捕る法何國も異なることなし、春夏秋の夜の空曇り、湖水立上り海上霞たるを、鯖日和と稱して、漁船數百艘打並ぶこと一里許、又一里許を隔て並ぶこと前のごとし、船ごとに二ッの篝を照らし、萬火灼々として天を焦す、漁子十尋許の糸を苧にて卷き、琴の緒のごとき物に、五文目位の鉛の重玉を付、鰯鰕などを餌とし竿に付ることなし、又但馬の國にては釣針もなく、只松明を振立、其影波浪を穿がごときに、魚隨て踊りておのれと船中に入れり、是又一奇術なり、船は常の漁船に少し大にして緣低し、越前倘大也、

〔日本山海名物圖會〕五 河蝦　川海老を取には、竹の簀をかぎの手に立まはしおき、夜に入て其かたはらにて松明をふれば、其火のひかりにつれて打よるを、玉あみにてすくひ取也、凡川へ水の出たる時、川ばたにてかゞりをたけば、ゑび多くより來る也、手網にてすくひ取べし、

〔江戶名所圖會〕二 佃島　此地は殊更白魚に名あり、故に冬月の間、每夜漁舟に篝火を焼、四手網を以て是を漁れり、

〔享保集成絲綸錄〕四十二 寶永四亥年三月

覺

白魚漁船明松篝火を燈し、川筋江大分集候樣に相聞候、川筋船込候而は、往來之船之障にも可ㇾ成候、左樣に無ㇾ之樣に、其上明松篝火も大分燈し候而は、火之元のため旁に而候間、向後大分不ㇾ出樣可ㇾ相心得ㇾ候、尤相止渡世之障に不ㇾ成樣可ㇾ被ㇾ申付ㇾ候、以上、

三月

漁人

〔倭名類聚抄 二漁獵〕漁子　文選江賦云、蘆人漁子 和名伊乎止利 漁與ㇾ魚同、採ㇾ蘆捕ㇾ魚者也、

〔空穗物語 國讓上〕中の君はちかくても、おなじおぼつかなさなれば、さふはさて手づからとぞ、さればこそとしごろは、

わたのはらよそになりにしいをとりは雲いづる原をたれかあけけむ、とりちらすなとあるは、ひとりごとよくとあり、

〔倭名類聚抄 二漁獵〕漁父　楚辭云、漁父鼓ㇾ枻而去、漁父一云、漁翁 無良岐美 鼓ㇾ枻叩ㇾ船也、

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕按、無良岐美、當ㇾ群君之義、今安房俗呼ㇾ無良伎ㇾ按ㇾ省ㇾ岐美ㇾ呼ㇾ岐、物語書多見、

〔倭訓栞 前編三十一〕むらぎみ　和名抄には漁翁を訓せり、今も海郷にはしかいへりとぞ、漁父も訓同じ、是常に食を給して漁人を養ふ者也、船中其指揮に從ふ、

〔空穗物語 吹上之下〕三月十二日に、はじめのみの日いできたり、君たち御はらへしに、なぎさのゐんにいで給て、あまかづきめしつどへて、よきものかづかせ、むらぎみめしておほあみひかせなど○下略

〔夫木和歌抄 二十六網代〕家集冬歌中　顯仲朝臣

たなかみやそのむらぎみにあらなくにまつあじろ木にきてぞうちみる

〔山家集 雜下〕沖なるいはにつきて、あまどものあはびとりけるところにて、

岩のねにかたおもむきも浪うきてあはびをかづくあまのむらぎみ

〔倭名類聚抄 二漁獵〕白水郎 辨色立成云、白水郎、和名阿萬 今按云、日本紀云、用漁人二字、一云用海人二字、

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕按、海訓阿萬、漁人常在海上、故云阿萬也、○中略 允恭紀、仁賢紀、作白水郎、三代實錄同、類聚國史三十四、載大同五年紀作白水郎、百八十二重載作泉郎、萬葉集或作白水郎、或作泉郎、按、元稹送嶺南崔侍御詩云、黃家賊用鑱刀利、白水郎行旱地稀、震澤龍女傳、有會稽郡鄮縣白水郎庚毗羅、李昉太平廣記引原化記云、唐周邯自蜀沿流、嘗市得一奴、名曰水精、善于探水、乃崑崙白水之屬也、蓋白水地名、白水人善沒水探物、故謂沒海捕魚者爲白水郎也、又樂史太平寰宇記云、泉州風俗、泉郎卽此州之夷戶、亦曰遊艇子、其居止常在船上、兼結廬海畔、隨時移徙、不常厥所、船頭尾尖高、當中平濶、冲波逆浪、都無畏懼、名曰了鳥船、是白水郎泉郎並可訓阿萬、然皇國古籍所謂泉郎、蓋白水二合字、非泉州之義、本居氏謂分泉郎爲白水郎者、非是、○中略 萬葉集又用礒人海夫海子等字、

〔後漢書 九十鮮卑傳〕光和元年冬、又寇酒泉、緣邊莫不被毒、種衆日多、田畜射獵不足給食、檀石槐乃自徇行、見烏集秦水廣從數百里、水停不流、其中有魚、不能得之、聞倭善網捕、於是東擊倭人國、得千餘家、徙置秦水上、令捕魚以助糧食、

〔日本靈異記 上〕自幼時用網捕魚而現得惡報緣第十一

漁夫取魚男也

〔類聚名義抄 一人〕漁人アマ　海人同上　〔同 六邑〕白水郎アマ

〔倭訓栞 前編二阿〕あま　海人をいふは海より轉じたる也、蜑戶龍戶などいふ是也、日本紀に白水郎をよめるは、白水はもと地名、郎は漁郎のごとし、崑崙奴の類にて水によく沈むよし、代醉編に見えたり、

〔和字正濫鈔 五〕獵師　れふし　獵力涉切、和名かりびと、これは山にて獸をかるものをこそいふ

を、香にいひつれば、世にはすなどりする者をいへり、西行上人の歌に、れふ舟とよまれたれば、むかしよりの事にこそ、

〔人倫訓蒙圖彙 三〕漁人　海の獵師なり、釣針を垂、網をおろし、其品一つならず、一切の鱗、目にふるるを幸にとらずといふ事なし、

〔日本山海名物圖會 五〕海人　海士とも蜑とも書也、世には蜑といへば、女に限りたるやうに思へども、男あまも有也、海人と書は、男女の通稱なり、はだかにて海中へ飛入、鮑貝を取也、籠になわをつけて海底へ持行、あはび貝を取入るゝ也、あま海上にあがれば則なはを引て、其籠を舟へ取入るゝなり、海人の身すぎさま〳〵有、舟にて釣針にて鯛をも釣なり、よのつねは鯛は網にて取、又釣にも能かゝるなり、

〔令義解 職員一〕大膳職
大夫一人、〈○中略〉雜供戸、〈謂鵜飼、江人、網引等之類也、〉

〔令集解 職員五〕釋云、別記云、鵜飼卅七戸、江人八十七戸、網引百五十戸、右三色人等、經年毎丁役、爲品部、免調雜徭、〈○下略〉

〔享祿本類聚三代格 四〕太政官符
網曳長一人　江長一人
右被大納言從三位神王宣偁、件長等、宜改隸内膳司、
延暦十七年六月廿五日

〔延喜式 三十九内膳〕凡山城、河内、攝津、和泉等國、江人網曳御厨所請徭丁、江人卅人、網曳五十人、

〔古事記 上〕於出雲國之多藝志之小濱、造天之御舍、〈多藝志三字以音〉而、水戸神之孫、櫛八玉神爲膳夫、獻天御饗之時、禱白而、〈○中略〉栲繩之千尋繩打延、爲釣海人之、口大之尾翼鱸、〈訓鱸云須受岐〉佐和佐和邇〈此五字以音〉控依

騰而、打竹之登遠々登遠々邇、此七字以音獻天之眞魚咋也、

〔日本書紀 三神武〕甲寅其年十月辛酉、天皇親帥諸皇子舟師東征、至速吸之門、時有一漁人、乘艇而至、天皇招之、因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神、名曰珍彥、釣魚於曲浦、聞天神子來、故卽奉迎、

〔日本書紀 八仲哀〕二年六月庚寅、天皇泊于豐浦津、且皇后〇神功從角鹿發而行之、到渟田門、食於船上、時海鯽魚多聚船傍、皇后以酒灑鯽魚、鯽魚卽醉而浮之、時海人多獲其魚而歡曰、聖王所賞之魚焉、

〔日本書紀 九神功〕九年〇仲哀九月己卯、令諸國集船舶、練兵甲、時軍卒難集、皇后曰、必神心焉、則立大三輪社、以奉刀矛矣、軍衆自聚、於是使吾瓮海人烏摩呂出於西海、令察有國耶、還曰國不見也、又遣磯鹿海人名草而令視、數日還之曰、西北有山、帶雲橫絙、蓋有國乎、

〔日本書紀 十應神〕三年十一月、處處海人、訕哤之不從命、訕哤、此云佐麼賣玖、則遣阿曇連祖大濱宿禰、平其訕哤、因爲海人之宰、故俗人諺曰、佐麼阿摩者、其是緣也、

〔日本書紀 十一仁德〕四十一年〇應神、中略、太子〇菟道稚郞子、中略、旣而興宮室於菟道而居之、猶由讓位於大鷦鷯尊、以久不卽皇位、爰皇位空之、旣經三載、時有海人、賷鮮魚之苞苴、獻于菟道宮也、太子令海人曰、我非天皇、乃返之令進難波、大鷦鷯尊亦返以令獻菟道、於是海人之苞苴鯘於往還、更返之取他鮮魚而獻焉、讓如前日、鮮魚亦鯘、海人苦於屢還、乃棄鮮魚而哭、故諺曰、有海人耶、因己物以泣、其是之緣也、

〔豐後風土記 海部郡〕此郡百姓、並海邊白水郞也、因曰海部郡、

〔萬葉集 一雜歌〕麻續王流於伊勢國伊良虞島之時、人哀傷作歌、

打麻乎、麻續王、白水郞有哉、射等籠荷四間乃、珠藻苅麻須、

〔萬葉集 三雜歌〕長忌寸意吉麻呂應詔歌一首

大宮之、內二手所聞、網引爲跡、網子調流、海人之呼聲、

〔日本靈異記 上〕自幼時用網捕魚而現得惡報緣第十一

禁漁

播磨國飾磨郡濃於寺、京元興寺沙門慈應大德、因檀越請安居、夏內講法花經時、寺邊有漁夫、自幼迄長、以網爲業、

〔古今著聞集 二十 魚虫禽獸〕安貞の比、伊與國矢野保のうちに、黑島といふしまあり、人里より一里ばかりはなれたる所なり、かしこにかつらはざまの大工といふあみ人有、魚をひかんとて、うかゞひありきけるに、○下略

〔鶴岡放生會職人歌合〕十二番　右　漁夫

ふかくとも人の心をつるばかりあはれいかなる江をかたづねむ

〔本朝無題詩 二 人倫〕賦漁父　藤原周光

湖亭靜處少人事、漁父爲之使感窮、問宅遙知卑濕地、尋蹤自入荻蘆叢、偏營魚稅雖輸貢、更與鹽商欲論功、多歲垂綸頭已禿、每朝曬網手方忩、生涯空暮孤舟底、意氣獨高一醉中、縱使庾人旁妨利、早逢楚客識含忠、卯時要飮江村霧、亥日成群沙岸風、羅水叩舷秋浪冷、磻溪抛釣暮雲空、忘筌何日將知道、枕棹通宵不結夢、高唱滄浪終遠去、定嘲洙泗獨醒翁、

〔類聚國史 七十九 政理〕弘仁五年二月乙巳、勅、水陸之利、公私所倶、捕之不時、物無繁育、如今百姓好捕小年魚、雖所獲多、於物無用、宜仰山城、大和、河內、攝津、近江等諸國、令加禁斷、唯四月以後、不在禁限、

〔續日本後紀 十四 仁明〕承和十一年五月辛丑、淡路國言、他國漁人等、三千餘人、責王臣家牒、群集濱浦、寃凌土民、伐損山林、雲集霧散、濫惡不休、○中略望請、官符皆悉禁制、官宣宜嚴加禁止、勿令更然、如不遵制旨、尙至濫猾、立加決罰、以懲將來、但所犯之罪、杖罪已上者、勘錄所犯及姓名、早速言上、

〔三代實錄 四十三 陽成〕元慶七年二月廿一日戊午、是日制、山城國□□野、自故治部卿賀陽親王石原家、以南至赤江埼、承和元年以降百姓、不能漁獵、重加禁、

〔西宮記 臨時 五〕禁河。。　埴河 左衛門府擬抜　葛野河 右衛門府擬抜　以上夏供鮎

〔古事記 上〕此二神〈○經津主神、武甕槌神、〉降到出雲國伊那佐之小濱而、〈伊那佐三字以音〉拔十掬劍、逆刺立于浪穗、趺坐其劍前、問其大國主神言、天照大御神、高木神之命以問使之、汝之宇志波祁流〈此五字以音〉葦原中國者、我御子之所知國言依賜、故汝心奈何、爾答白之、僕者不得白、我子八重言代主神、是可白、然爲鳥遊取魚而、往御大之前、未還來、

〔古事記 上〕猨田毘古神、坐阿邪訶〈此三字以音、地名、〉時、爲漁而於比良夫貝〈自比至夫以音〉其手見咋合而沈溺海鹽、故其沈居底之時名、謂底度久御魂、〈度久二字以音〉

〔常陸風土記 多珂郡〕古老曰、倭武天皇爲巡東陲、頓宿此野、有人奏曰、野上群鹿無數甚多、其聳角如蘆枯之原、比其吹氣、似朝霧之立、又海有鰒魚、大如八尺、并諸種珍味、遊理口多者、於是天皇幸野、遣橘皇后、臨海令漁、相競捕獲之利、別探山海之物、此時野獵者、終日驅射、不得一宍、海漁者、須臾才採、盡得百味、焉、獵漁已畢、奉羞御膳、時勅陪從曰、今日之遊、朕與皇后、各就野海、同爭祥福、〈俗語曰佐知〉野物雖不得、而海味盡飽喫者、後代追跡、名飽田村、

〔日本書紀 三十持統〕六年閏五月丁酉、大水、遣使循行郡國、稟貸災害不能自存者、令得漁採山林池澤、

〔江戸名所圖會 二〕佃島　鐵炮洲に傍たる孤島をいふ、〈舟松町より舟渡ありて、こゝに至る、〉文龜年間、江戸の舊圖に向島とあり、天正年間、東照大神君遠州濱松の御城にましまし〳〵、皇都へ上り給ふ頃、攝津國多田の御廟、および住吉大神にまうで給ふとき、神崎川御船なかりしに、佃村の漁夫、獵船をこぎ出して渡し奉りしかば、伏見御城にまします時も、御膳の魚を奉るべき旨台命あり、又西國へ御使などの折からは、かならず漁船を以て仕へ奉るべき旨命ありしかば、大阪兩度の御陣にも軍事の密使、或は御膳の魚獵等の事、日々怠なく仕へ奉りしかば、其後漁人三十四人江戸へめされ、慶長年間、淺草川御遊獵の時、網を引せ給ひ、同十八年八月十日、海川漁獵すべき旨免許なし給へり、〈其頃迄は安藤石川兩侯の藩邸ありし頃は、今の小石川網干坂、小網町、難波町等に旅宿して居たりしとなり、難波町に今も六人川岸と云所ありて、六人網と號けて、專ら用ゆるとなり、〉然に寛永

年間、鐵炮洲の東の干潟百間四方の地を給り、正保元年二月、漁家を立並べて、本國佃村の名を採て、卽佃島と號く、又白魚を取て奉るべき旨、台命によりて、每年十一月より三月迄怠らず奉る、其間は他の獵を堅く禁め給へり、

〔辻六郎左衛門上書〕一網役之事

是は濱邊又は大川通魚獵をいたし、運上出すを網役といふ、他村の濱邊川々江も、一領之內向寄之所には定り有之、魚獵する也、

〔經濟要錄　六〕漁撈第一

海河ヲ論ゼズ、網師、蜑戶、漁士、鬼主等ヲ始メトシテ、統テ魚ヲ捉コトヲ業トスルヲ魚撈ト名ク、凡魚鰕ヲ捉ルノ業ハ、河邊ニ於テハ小ナリト雖モ、大海ニ濱スルノ土地ニ至リテハ、其利極テ廣大ナリ、今ノ世ニ當テ、其名ノ最モ高キ者、南總北總九十九里ノ海鰮、西海南海諸州ノ鉛鰹魚、及ビ鯨鯢、海豚、鮪、南海東海諸州ノ鰒魚、拳螺、花蛤、蚶子、牡蠣、鯛、鰱、鮫、馬鮫、海鰻、章魚、蝦、黃穡、金線魚、其他松前ノ鱖、大口魚、鱒、青魚、鰊鯑、北海ノ大紅魚、鯇、鯔、鯖、海鱰、大章魚、華臍魚、烏賊、比目魚、鰈、竹麥魚、火魚、鮸、白鰯、神魚等、皆其味極テ美ナリ、以テ神祇ヲ祭ルベク、君子ニ供スベシ、凡人民ノ食シ餘ル者ハ、油ヲ搾リテ燈燭ヲ助クベシ、且其糟粕ヲバ此ヲ肥培ニ用テ、穀果諸菜ヲ作ルベシ、故ニ漁獵ノ人ヲ養フニ於ケル、一日モ無クテハ叶ハザルノ要用ナリ、且海濱ヲ富實スルニハ、漁獵ヨリ便利ナルハ無シ、然シテ右ニ論ジタル、諸國漁獵ノ中ニ於テ、其業最モ大ナル者ハ、九十九里ノ海鰮ナリ、九十九里ノ漁獵ハ、日本總國ノ第一ナルベシ、何トナレバ、上總ノ國東海見村ノ大東岬ヨリ、下總ノ國銚子江ノ犬吠鼻マデノ間ニ、漁獵ヲ以テ口ヲ糊スル者四萬餘戶、其首領タル地挽網主、三百餘家、其他繩舟ヲ業トスル者、數百家有テ、各配下ノ漁父ヲ養フ、故ニ網主タル者ハ、箇々每年千金以上ノ獲アルニ非レバ、其部下ヲ衣食スルニ足ラズ、然レバ九十九里三百餘家ノ網師、其業モ亦大ナ

ルニ非ズヤ、凡海岸遠淺ノ地ハ、地引網ヲ用ルコト多ケレドモ、大抵ハ皆片地引ナル者ニテ、九十九里ノ如ク、兩地引ヲ用ルハ鮮シ、故ニ此地ノ大網ハ、往々一擧千金ノ大利ヲ得ルコト有リ、漁業ノ第一タル所以ナリ、其次ハ西海及ビ南海ノ鯨、其次ハ土佐、阿波、薩摩諸島、及ビ紀州、勢州、伊豆、安房、上總、下總等ノ鉛錘魚（カツヲ）ナルベシ、其次ハ蝦夷國ノ松魚（サケ）、大口魚（タラ）、青魚（ニシン）、鰊鯑（カズノコ）ナリ、其他海附ノ諸國ハ、種々ノ魚類ヲ捉テ、或ハ鮮ニテ賣リ、或ハ乾シ、或ハ割調ノ法ヲ行テ、美味ナル食物ヲ製シ、以テ他邦ニ輸スベキコト自在ナリ、故ニ海ニ濱スルノ土地ヲ領スル者ハ、富盛ヲ致スコト極テ易シ、然ルニ漁士ト云フ者ハ、其人トナリ、甚ダ放埓ナル者ニテ、酒ヲ嗜、博奕ヲ樂ミ、絶テ省用スルコトヲ知ラズ、故ニ大漁ノ時ニハ、其志以ノ外ナル高慢ニナリテ、金錢ヲ費スコト塵芥ノ如ク、其得タル所ヲバ須臾ノ間ニ遣ヒ盡シ、後日ノコトハ少シモ慮ルコト無キ者ナリ、負養ノ漁夫ハ勿論、彼首領タル網主ト雖モ、大抵皆右樣ノ風習ニテ、大利ノアリシ時ニ節儉ヲ勤メ、金錢ヲ畜積シテ基根ヲ厚クシ、精シク家業ノ仕方ヲ工夫シテ、其利ヲ廣クスベキノ思慮ハ無ク、唯々倨傲ヲ縱ニシ、飲博ヲ事トシテ放蕩ヲ盡シ、往々眉急ノ厄塞ニ困ムコト多シ、故ニ久霖風濤等ニテ、不漁ノ長ク續クコトアル時ハ、皆痛ク貧窮スル者ニテ、配下ノ漁夫ヲ始トシテ、蠻丁、沖釣等ノ撈戶（レウシ）ニ至ルマデ、大半衣食ノ足ラザルニ因テ、婦女ノ孕ル者アルモ、其兒ヲ養フコト能ハズシテ、墮胎陰殺スルコト甚ダ多シ、是ヲ以テ海濱ハ山間ヨリモ貧村多キコトアリ、故ニ我家ニハ、漁士ヲ維持保護スルノ法アリテ、漁村ヲバ漸々ニ富實セシメ、漁業ヲ漸々ニ廣大ナラシム、卽是海國ヲ隆盛ニシ、人民ヲシテ大ニ蕃息セ令ルノ秘訣ナリ、此ヲ魚家保護論ト名ク、其說ヲ玆ニ擧ンコトヲ欲スレドモ、其事頗ル長文ナルヲ以テ、此要略ニハ之ヲ載セズ、且又予ガ論ヲ讀ズト雖モ、至心ニ彼等ガ困ヲ濟ヒ、子孫ヲ養育セシメテ、漁村ノ戶口ヲ增益シ、精ク其事ヲ講明シテ、益其業ヲ廣大ニシ、漁獵ノ利潤ヲ厚クシテ、己ガ國家ヲ安集シ、以テ事天ノ功業ヲ立ント欲セバ、至誠ノ感ズル所ニテ、自然

捕鯨

ニ維持保護ノ法ヲ得ルコト有ラン者ナリ、既ニ上ニ論ジタル如ク、漁士ハ甚ダ放埒ナル者ニテ、只仕馴タル事ノミヲ專一ノ業ト心得テ、別ニ大利ヲ興スベキノ新工夫ヲ爲スコト無シ、故ニ鯨ヲ捉ルコトヲ業トスル者ハ、僅ニ西海ニテハ肥前ノ松浦、五島、南海ニテハ土佐、紀伊、伊勢等ノ數國ニ過ズシテ、東海、北海及ビ薩摩諸島等ノ鯨ノ多キニ、絕テ促ラント思フ者モ有ルコト無シ、又沖釣、網船ニ出ル者モ、年々風波ノ難ニ罹リテ、非命ニ死スル者幾千人ト云フコトヲ知ラズ、皆是己ガ家業ヲ講ゼズシテ、其事ニ暗キガ故ナリ、火魚船ノ遠海ニ出テ、難船スル者ノ少キヲ觀テモ、其趣ヲ察スル、ニ足レリ、故ニ漁士モ領主ヨリ茲澤ヲ下シ、法律ヲ嚴ニシテ、此ヲ維持保護シ、益其事ヲ講明シ、其業ヲ精密ニスルニ非レバ、遺策ノ極テ多キコト知ルベシ、

○

〔古事記中神武〕然而其弟宇迦斯之獻大饗者、悉賜其御軍、此時歌曰、宇陀能多加紀爾、志藝和那波留、和賀麻都夜、志藝波佐夜良受、伊須久波斯、久治良佐夜流、○下略

〔古事記傳十九〕久治良佐夜流は鯨障にて、鳴羂へ鯨の罹れると云なり、如此譬たまへる意は、思ひかけぬ大軍の來て、小謀の違へるとなり、○中略さて鳴の小に對へて云むには、大に猛き物は、鳥にも獸にもあるべきに、羂に似つかはしからぬ、海物の鯨をしも作賜へるは、徒に大なる物を擇出賜へるのみには非ず、此は此大饗の御饌物の中に、鳴と鯨との有しに就て、卽其物に寄て詔へるなり、然らざれば、鳴に鯨は似つかず、

〔大和本草十三魚〕海鰌　倭名イサナドリ、昔ハクジラヲモリニテツカズ、弓ニテ射ル、死シテ浦ニヨル、イスナドリナリ、○中略慶長年中、筑紫諸浦ノ漁人、初テホコヲ以テツキ得テ、油ヲトリ肉ヲスツ、其後肉ヲ食シ、腸ト骨ヲスツ、又其後ワタヲ食ス、其後頭骨ヲ食ス、

〔鯨史稿四〕捕鯨叙原

我古ヘハ鯨ヲ弓ニテ射テ取ルコトナリシガ、我古以下大和本草ニ依ル人皇百七代正親町院ノ御宇、元龜年中、鯨記ニ、明和元年迄凡百九十五年ト云、今按ニ、明和二年ヨリ文化五年マデ凡四十五年ナリ、前ノ百九十五年ニ通ズレバ、凡二百四十年ナリ、三河國內海ノ者船七八艘ニテ、初テ銛ニテ突取リ、其後丹後、但馬ノ邊ニモ、三河ノ者行テ取リシカドモ、利無シテ、止ム、又文祿ノ初、紀州尾佐津、或ハ熊野邊ニテ取リ、元和二年西國ニテ初テ取リシ此說ニ據ルトキハ、大和本草ニ慶長年中、筑紫諸浦ノ漁人、始テホコヲ以テ突テ取ルト云ハ誤ナリ、ヨリ、寛永年中ニ至リテハ、鯨組トテ彼シコノ島、爰ノ浦ニ人數ヲ構ヘ、場所ヲ定テ突取ルコトニナリ、明曆萬治ノ頃、イヨ〱盛ニシテ、七十三組マデ組ヲ立テ取リシナリ、人皇以下鯨記ニ依ル初肥前大村ノ深澤義大夫ト云モノ、紀州ニ行テ大地村ノ大庄屋大地覺右衛門ニ、突組ノ法ヲ受テ歸リ、五島魚目ニテ突組ヲ始メ、此事何年ノ頃ノコトナルニヤ、上ニ云ヘル元和二年、西國ニテ取ルノコトハ、義大夫始テ銛ニテ取リタルコトカ、若シ然ラバ延寶ノ初、紀州ニテ初テ網ヲ用ヒシマデハ、已ニ六十年ニ及ベリ、必ラズ突組ノ法ヲ受タル義大夫ヨリ、覺右衛門網組ノ法ヲ傳タルニハ非ザルベケレバ、義大夫覺右衛門、共ニ其子ノ時ニ、網組ノ法ヲ傳ヘタルカ、若又西國ニテ銛ヲ用ルコトハ、元和二年ヨリ始レドモ、義大夫其全法ヲ受タルハ、明曆ノ頃ノコトカ、テンチウト云銛ハ、明曆ノ頃義大夫始テ作ルト云說ニヨリテ、左思ブナリ、然ラバ義大夫覺右衛門トモニ一代ナルベシ、然レドモ未ダ其詳ナルコトヲ得ズ、其後義大夫網ヲ打コトヲ工夫シテ、網組ト云コト起レリ、其網初ハ蕳麻俗ニ市皮ニ作ルニテ造リシガ、蕳麻ハ弱キユヘ、後ハ苧網ニ易エタリ、覺右衛門此苧網ヲ學ビニ、大村マデ來リ、其法ヲ傳エテ歸リ、肥前大村以下、是ヲ義大夫ノ後松島與五郎ガ弟村田元雄ニ開ク、元雄ハ大村ノ藩醫ナリ、延寶ノ初、紀州大地ニテ、初テ網ニテ取リ、夫ヨリ土佐ニ移リ、大概網組ニナレリ、延寶以下、鯨記ニ依、鯨記ニハ、紀州ニテ始テ網ニテ取リ、土佐ヘ移リ、其後五島魚目ニテ座頭小鯨ヲ多ク網ニテ取ルト云、又紀州鯨圖、原本ニハ元祿三年ノ頃、始テ網ヲ作ルト云、未ダ孰カ是ナルヲ知ラズ、此後ハ突組網組ヲ合セテ一ト爲テ、捕鯨ノ法全備セリ、コレ我國捕鯨來由ノ大略ナリ

〔土佐國捕鯨說〕捕鯨來由ノ事

都テ皇國捕鯨ノ初發、年曆詳ナラズト雖ドモ、勇魚取(イサナトリ)ト云冠辭、古史ニ見ユ、勇魚ハ卽鯨魚、取ハ捕スルノ意、殊ニ魚ヲナト唱フルハ、食事ニ供スル上ノ稱ナリト云說アリ、此ヲ以テ考フレバ、捕鯨ノ上古ヨリ有ルコト疑ナシ、又我土佐國ノ事ヲ案ズルニ、源朝臣順ノ和名抄ニ、幡多郡鯨野郷ア

リ、此地今詳ナラズト雖ドモ、今ノ伊佐村近邊ナリト云、伊佐村ハ卽幡多郡蹉跎山ノアル處ニシテ、乃捕鯨場ヲ設タル窪津ノ近處ナリ、伊佐ハ卽鯨魚ノ古稱ナレバ、必捕鯨ヨリ起ル地名ナラン、然レドモ文獻乏シクシテ、徵トスルモノナシ、今ヲ距ル二百五六十年、香川郡浦戶ニ於テ鯨魚ヲ捕獲シ、時ノ國主長曾我部元親、豐臣太閤ニ丸ナガラ之ヲ獻ジ、且其捕術ヲモ上言シテ賞譽ヲ受シトイフ、舊記ニ見ユ、又慶安ノ頃、初テ網ヲ下シ、其後中絕、貞享ノ頃再起トイフ說アリ、是ハ慶安中國宰野中良繼、尾張藩士尾津義左衞門ト稱セシ人ヲ招キ、捕鯨ノ術ヲ傳習セシコトアリ、卽捕鯨ノ中興ニシテ、網ヲ用ユルコトノ初ナルベシ、然レドモ漁事稀ニシテ其事止タリ、多田伊藤ノ二氏モ、大ニ此事ニ關リシト云、元祿中奧宮宮地ノ二氏興起シ、若干ノ財本ヲ抛テコノ營業ヲ開キ、政府ヨリモ其成功ヲ賞シ、絕ルコトナク此盛業ヲ勸メ、宮地氏ハ今ヲ距ル三十年此事ヲ止メ、政府ノ手先トナシテ、奧宮氏ト兩立セシヲ、又奧宮氏モ七八年前此業ヲ藩主ニ獻ジテ、悉ク藩府ノ手先タリシヲ、又變遷ノ今日ニ至リ、又民業ニ歸シタリ、年ヲ逐テ其術ノ進步センコトヲ竢ノミ、

鯨魚捕術ノ事

夫土佐國ニテ鯨鯢ヲ捕縛スルノ術、古昔開業スルノ原ハ詳ニスル能ハズト雖ドモ、近世ニ至リ、西肥ニテ施ス所ノ術ニ類セルヲ見レバ、彼ノ法ニ倣フモノナランニ、十ケ年前、奧宮某西肥ニ遊ビ、其良術ヲ學ビ來リ、之ヲ採用スルト聞ケリ、サレバ其器械ノ備ヘ方、彼方ノ圖說アレバ、今此ニ贅言セズ、鯨魚已ニ洋中ヨリ海岸ニ寄來リ山岬ニ臨ミ、所謂網代ナル所ニ落レバ、捕場外洋中ヲ一望スル地、各處ニ斥候所ヲ設、遠見ト稱ス、望遠鏡ヲ置ク、一所先ヅ魚ノ來ルヲミレバ、旗章ヲ揚グ、他皆之ニ應ズ、其魚隻頭ナレバ隻旗、雙頭ナレバ雙旗ヲ揚グ、之ヲ見テ網船先ヅ前ミ、勢子船之ニ次、持船又之ニ次、網船乃チ魚ノ前頭ニ回旋シ網ヲ張ル、魚果テ網ニ罹レバ、怒テ飛躍ス、勢子船

數艘馳テ取卷ク、羽指ト呼ブ漁人、銛利或ハ劍ヲ提ゲ、各々其船頭ニ立、次第シテ銛利ヲ投ズ、飛鯨ノ雙翼頸脇ノ要處ヲ刺ス、魚之ヲ苦ミ、奔騰尤甚ク、大ニ狂波ヲ起シ、白沫亂噴近クベカラズ、是ニ於テ漁丁喧嘩神ヲ勵マシ、櫓手咿啞力ヲ戮、進退機ニノゾム、恰モ水軍ノ小船巨艦ヲ圍ミテ、蟻附スルモノヽ如シ、魚益怒號、逆鬣天ヲ衝キ、波間ニ出沒、血汁淋漓、海波之ガ爲ニ赤シ、夫鯨魚實ニ動物中ノ巨大、魚王ノ稱アリト雖ドモ、人智ノ奇巧ニ逢ヘバ、逃ルヽ所ヲシラズ、終ニ網裏ニ全軀ヲ委シ、漸精力ヲ失フニ至ル、其銛利ヲ投ズルヤ、一番二番三番ノ順次ヲ以テ稱シ、劍ヲ加エテ終ニ魚斃ル、其未斃ザルトキ持雙船二隻ヲ一聯シ、魚ノ左右ヲ挾ミ、横木ヲ以縛リ、沈溺ニ至ラシメザルヲ要ス、凡鯨魚ノ類ハ、他ノ鱗族トハ異ニシテ、半身ヲ露ハシ、額上ノ一孔ヨリ潮水ヲ噴キ、奔走自在ニス、死ニ就ニ至テハ其量尤重キガ故ニ、沈溺シ易シ、之ヲ堅船ニ繫ガザルヲ得ザルナリ、報已ニ場ニ達スレバ、浦間喧嗷ノ聲聚蚊ノ如ク、男女絡繹トシテ沙濱ニ滿集ス、場中轆轤繩網等嚴重ニ之ヲ備ヘリ、凡捕鯨場大納家ト呼ブモノアリ、其捕獲ノ海央ト相隔ルコト、一里左右ナレバ、暫時ニ漕寄、磯邊忽然ト一黒邱ヲ生ズ、屠夫大切刀ヲ把リ軀背ニ跳リ上リテ分剖シ、綱ヲカケテ轆轤ニテ卷キ斷ッ、近傍ニアル所ノ花子相爭、切肉ノ小塊ヲ掠メ取アレドモ、强チニ之ヲ制セズ、亦是此場ノ一盛事ヲミルニ足レリ、其分截ノ肉輸送已ニ了リ、大納家ニシテ肉ノ一片ヲ煮、之ヲ切揚ゲト稱フ、賣人ヲ集會シテ之ヲ試嘗セシメ、丹腸碧肚肉ノ上中下ヲ點撿シ、分斷シテ賣與ス、賣人等祝詞ヲ擧散シ去、凡ソ鯨魚ヲ認ル、其日ノ八時ヨリ十時ノ際ナレバ、之ヲ捕フルコト十二時ヨリ一時ノ際ナリ、夫ヨリ二時三時ノ際漕寄來リ、四時五時ノ際斷截輸送、六時前後ニ賣售シ了ル、此ノ如ク初メ終日ノ手業アルガユヘニ、午後魚ヲ認ムル時ハ、之ヲ捕フコト少ナカルベシ、

〔本朝食鑑九鱗〕予素聽勢肥采鯨之事、僉謂、漁浦采鯨之會家曰納屋、刺鯨船者以輕捷爲勝、用漆塗之、一船以四端帆八櫓一棹爲限、載羽指一人、舟子十四五人、裹二日之糧而泛海、羽指持森鉾以刺鯨、及掌

一船之進退、每被長袖之短衫、如鳥羽翼、既遇鯨者不能言語、若言則鯨忽駭去、故禁之、但振羽袖以指揮、因謂羽指乎、勢肥海上以十五六船逐鯨、常總海上以十餘船、是依鯨之大小、海之遠近也、西海之船逐鯨者過數百里、勤至朝鮮琉球之界、而亦爲不足、勢紀亦至南海數十里、東海之鯨船者漸不過數百里而息、故鯨不大、船亦小耳、刺鯨鉾呼曰森、形作樣、用樫木作柄、鉾頭之脚著繩、繩尾緊繫船柱、森鉾中鯨則脫柄入肉、隨鯨之動作而深入肉中不拔、鉾頭雖脫柄、著繩之故不失、鉾柄尾亦著繩繫于船柱、則鉾脫後柄亦不失、大抵船中之物雖些小之器、必緊繫船柱、是爲覆船時不失一物也、鯨船極輕狹、故動覆之、雖覆而船中之卒悉練水精選輩、急翻船而乘之、未聞一溺水者也、先有早森者、鉾頭長二尺五寸、重十八兩、柄長一丈三尺、圍三寸、鉾脚柄尾共著苧繩五丈葛繩三十丈、苧繩以苧麻索之、葛繩初僴用葛藟、近世用麻代之、細索復併數條、而一索之作圓、圓二寸半也、此森呼曰本早森、又有代早森者次之、鉾柄著繩亦同、有中劒森亦次之、惟鉾頭如樣、鉾柄著繩亦同、有羽指森者、比前之森則大、鉾頭三尺五寸、重百兩、柄用柚木、長一丈一尺、圍八寸、鉾脚柄尾著苧繩二丈五尺、葛繩六尺五寸、有用心森及爲知桶者、此森與前之早森同形也、鉾脚柄尾著苧繩三十丈、繫木桶、木桶者泛水爲知鯨之在處、每船若斯相牽于繩、每船建此森者、備不時之用、有大萬森者、鉾頭四尺五寸、重百三十兩、柄用柚木、長一丈一尺、圍八寸、鉾脚柄尾著苧繩九丈餘、鯨被創多、向死而必欲去時、投此森而刺之、令繩尾連船結拌、而以大小劒頻斬之、大劒長五尺、重二百五十兩、廣三寸六分、柄用樫木、長一丈、圍四寸、此亦柄尾著苧繩四丈五尺、以繫船柱、小劒者長三尺五寸、重百六十兩、橫三寸、柄用樫木、長一丈一尺、圍三寸半、又有華森者、鉾頭一尺六寸半、重三十兩、樫柄長一丈三尺、圍三寸三分、是鯨欲死時、搖尾掉鰭而打船欲放、故每船以此森懸船、懸繩以相譏之、有鼻刺者、用樫木削作橛形、長三尺、橛頭著苧繩七尺、鯨既死時、必沈水底、羽指入水中跨鯨背、貫透鼻刺于頭皮肚腹數處、每船中牽鼻刺之繩、以舉于水上、又以手形庖刀割鯨背、若遲割鯨背、則熱散肉爛、故早割發氣也、貫繩于背上創口、或懸胴繩于鯨之頭尾、以群繩

而緊縛四橋、橫附于鯨背、以第一森船第二森船、緊繫於四橋上、二船竪二朱旗、指麾群船、群船牽鯨近于岸畔也、其所縛之胴繩長七丈、手形庖刀者長一尺三寸、如小腰刀、白鞘白柄木鐔也、納屋前畔設絞車于三處、漁家呼謂神樂筭、纏苧繩七八丈餘、繩尾繫于水中死鯨、轉引于岸畔、然後細割以冲斬庖刀小斬庖刀、冲斬者長二尺半、栢木柄六尺、小斬者長九寸、松木柄五寸、俱如中華之刀形、以兩刀細割油皮、收蓄于納屋、而商主及漁長等監撿指揮之、先賞第一第二第三森之羽指、是如賞本朝戰場之一二三番鑓、而先驅先登之類乎、其賞第一森者、以鯨之最厚皮多膏油處一枚方三尺、舟玉皮一枚方一尺、森皮方五寸、白銀二錠也、賞第二者、以厚皮多油處一枚方二尺、舟玉皮一枚方一尺、森皮方五寸也、賞第三者、以厚皮多油處一枚方一尺、森皮一枚方五寸也、是羽指常給之外而賞三船之舟子亦有品、若遇大風驚波、嘗艱辛勞獲鯨者亦行賞有品、凡會采鯨之浦者、納屋之商主漁家羽指舟子傭夫、及交易群賈、都三百五十人、悉是交易于鯨油及肉鬣牙腸等、而貨殖之也、俚諺所謂一浦獲一鯨、則七鄕之賑、或謂一歲之中獲一鯨、則償采鯨之費、一歲之中獲二鯨、則足采鯨之聚給、一歲之中獲三鯨、則得加多之利、餘積鉅萬不可勝計、實本朝漁家之巨富也、然放樂耽遊日費千金、而不顧素封之殖、于嗟悼哉、或所謂以鉾號森者、以鉾形象森字畫乎、未詳、

〔人倫訓蒙圖彙 三〕鯨船　船のありさま、旗をたて船をかざり、漁人さま〴〵出立して、四人乘の船十二艘を一組と云、其中一人くじらつきあり、これを筈指といふ、突を守といふ、或は一番につくを一のもり、二を二の守といふなり、互に手がらをあらそひ、勝負をなすなり、

〔鯨魚覽笑錄〕九州鯨組浦ヲ記

一五島福江領　柏浦冬　有川浦冬春通　大田浦　西津浦　黃島浦春　宇久島冬　丹奈浦

一同富江領　魚目浦冬春　黑瀨浦春

一大村領　江島浦春　平島浦春　蠣浦春

一平戸領　前目浦冬春通　御崎浦冬春　津吉浦春　勝本浦冬春通　大島浦冬　小德賀浦冬

一唐津領　小川島浦冬春　馬渡島浦冬

一筑前領　大島浦　於呂島

一對馬領　廻り浦冬春　鰐浦　伊奈浦春　吉野浦

鯨突道具之圖

早銛○圖略、下同、　長二尺

柄樫木長サ一丈ニシテ少平目アリ、大サ一寸二歩、一寸三分位ニ仕立、末ノ方小シ、矢縄ト申拾二尋附、此掛目苧ニテ三百目ニテ仕立ル、此銛鯨網ニカヽリ兼タル時、跡追カケ突銛也、

萬銛　長サ四尺掛目壹貫目

柄ハ樫カ、椿カ、又ユズ、イヅレモ堅キ木ニシテ丸木其儘也、長サ九尺ニシテ、廻リ七寸八寸ノ丸太也、根苧ト申カラス掛目八百目ニテ仕立七尋也、萬カラス三房、此掛目壹房苧ニテ二貫五百目ニテ仕立ル、シラセ四房、此掛目一房ニテ壹貫五百目ニテ仕立、此銛鯨網ニカヽリタルトキ突銛也、

劒羽差ト申者ノ數用意　長サ四尺壹寸

柄樫木ニシテ、一丈二尺、太サ五寸餘、廻リ末ニテ三寸程也、是ハ鯨ニ萬銛突揃、其後此劒ヲ以突殺ス也、

手形庖丁　長サ一尺ニ柄四寸餘

此庖丁鯨網ニカヽリ、萬銛突揃劒ヲ以突央ニ、若羽差水レンヲ得タル者、海中ニ入、鯨ニスガリ附、未生タル魚ニ穴ヲ明、網ヲ通シクヽル也、

鯨船壹艘諸道具仕込方

一萬銛　二本　一ハス（但市皮ニテ五尋程渡ス）一房

一早銛　二本　一早緒　十六筋　持雙船斗増道具　一劒　一本

一小口　三十二口　一胴縄　二房　一萬カラス　三房

一根差　十六　一手形カラス（ハナカケ共ニ）　二房

一チラセ　四房　一麻カラミ（古網カラスニテ二間ニツ切）

一持雙（カ、ミシラセニテ）　三房　一根苧　二房　一水樽　一丁

一持雙柱　一本　一矢縄　二房　一カシ桶　一ツ

一手形庖丁　一挺　一突出シ（但尻次共ニ）　二房　一柄杓　一本

一ヲモテ取合カラス（納カラスニテ渡ス）　一櫓　八挺　一柄長　一本

一苫　五枚増也　一楫　一羽　一羽釜　二ツ　網附鯨船ニ増

一柱　一本　一風呂　一ツ　一漕柱　一本

一桁　一本　一火床ガマチ　一ツ　一漕ハス　一本

一海丈　一丁　一ノミ　一本　一漕根苧

一合鍵　一本　一鉈　一丁　〆此品増也

一帆（但長四尋二尺ニ仕立）　一張　一卯（大小竹共ニ）

一身縄（但市皮ニテ八尋）　一房　一苫　五枚　一水越　一筋

鯨組沖備方三結之次第

一追船（是勢子舟ト云）　拾六艘

壹艘ニ人數拾四人乗、内一人ハ羽差ト云、頭立候羽差ヲ親父ト云、是ニハ増水主ト申而、一人乗櫓八挺也、萬銛二本、早銛二本、劒一振、カラス其外一切諸道具仕込、品名附ハ先ニ記有リ、

一持雙船但追船ヨリモ丈夫也　四艘
拾三人乘、内一人羽指諸道具追船之通、網繩二房、是者鯨掛留候節、持雙ニカケ入用之品也、外ニ手形カラスト云有リ、手形庖丁ト云有リ、是ハ若羽差者銘々一丁宛用意アリ、

一雙海船但百石積之船也　六艘
是ヲ三結ト云、網拾九端宛一艘ニ積也、櫓八挺、其外諸道具一切仕込也、委細之名附者先ニ知ル、
一結トハ二艘ノ事也、一艘人數拾人乘、

一鯨船但雙海ヲ漕也　六艘
十三人乘、内一人羽差諸道具仕込方者追船ニ同ジ、是ヲ網附船ト云、

一同船　一艘
是ヲ納屋船ト云、魚見立候節、別當并目代等乘組、沖ニ乘出ス也、

一同船　三艘
是ヲ替船ト云、沖場ニテ船痛候節、乘替之船也、此内一艘ハ持雙替船也、殘リハ追船之替リ船也、

一同船　二艘
是ハイロリ船ト申テ、苧之綱モ積、又繩之綱モ積也、尤組ニヨッテナシ、

一鯨網壹端ト申ハ、カラス七拾房ニテ仕立、但壹房ト申ハ、苧掛目七百二十目ヨリ五十目位迄モカケ改ヌ、ハヘ二十五尋ニシテ、取合打立拾八尋ニナル、網仕立方者、其年々ニテクリ合ヲ以、苧仕込方有リ、尤網拵方之網之目寸法二尺八寸ヨリ九寸迄有リ、三結備之網數百二十反仕立ル、六艘之船數ニ網拾九反宛積、入殘リハ替網ニナル、

一羽指三拾人　但夫々船ニ一人宛之積リ、殘ヲバ増羽差ニナル、

一水主之人數

沖場總人數羽差水主合

〔慶長見聞集八〕關東海にて鯨つく事

聞しは今、〇中略くじら大魚なれ共、伊勢、尾張兩國にてつく事有、是より東の國の海士はつく事を知ず、然に文祿の比ほひ、間瀨助兵衞と云て、尾州にて鯨つきの名人、相摸三浦へ來りたりしが、東海に鯨多有を見て、願ふに幸哉と、もり綱を用意し、鯨をつくを見しに、鯨子を深く思ふ魚也、故に親をばつかずして、子をつきとめいかしをく、二ッの親、子ををのが腹の下にかくし、をのが身を水の上にうかべ、劒にて肉を切さくをわきまへず、親子共に殺さるゝ、哀なりける事共也、〇中略此助兵衞鯨つくを見しより、關東諸浦の海人迄、もり綱を仕度し、鯨をつく故に、一手に百二百ヅヽ毎年つく、はや廿四五年このかたつきつくし、今は鯨も絶はて、一年にやう〳〵四ッ五ッつくと見えたり、

産業部八

畋獵

名稱

畋獵ハ鳥獸ヲ捕フルヲ云フ、其法ニハ、弓矢、刀、槍、鐵砲等ヲ用キル、又網ヲ置クアリ、檻穽ヲ設クルアリ、照射(トモシ)ヲ以テスルアリ、照射トハ夜中火ヲ燭シテ、獸ヲ誘ヒテ之ヲ獲ルナリ、戰國ノ際ニ於テハ、武士ノ輩畋獵ヲ以テ、演武ノ業ト爲シ、常ニ弓矢ヲ執リ、山野ニ馳騁セリ、鷹ヲ放チテ鳥ヲ捕フル事ハ、遊戲部放鷹篇ニ載ス、

〔倭名類聚抄十五調度〕畋獵具第百九十三畋音田、唐韻云、取禽獸也、

〔類聚名義抄三〕狩音獸、カリ、冬田、獵獵力葉反、カリ、カル、音レウ、獵獦獦俗獦カル　遊獵カリ

〔干祿字書入聲〕獵獵上俗下正

〔段注說文解字十上犬〕獵、放獵、逐禽也、放、小徐作畋、畋、平田也、非許義、韵會作效、效疑校之譌、校獵見奐都賦、並卽孟子之獵較也、校獵二字連讀、以逐禽釋之、蔡邕月令章句曰、獵捷也、白虎通曰、四時之田、總名爲獵、毛詩、不狩不獵、箋云、冬獵曰狩、宵田曰獵、此因經文重言而分別之也、引伸爲凌獵、爲捷獵、从犬巤聲、良涉切、八部、獠、獵也、許渾言之、釋天折言之、曰、宵田爲獠、管子四稱篇、獠獵畢弋、从犬尞聲、力照切、二部、狩、火田也、火、各本作犬、不可通、今依韵會正、釋天曰、冬獵爲狩、周禮、左傳、公羊、穀梁、夏小正傳、毛詩傳皆同、又釋天曰、火田爲狩、許不偁冬獵而偁火田者、火田必於冬、王制曰、昆蟲未蟄、不以火田、故言火以該冬也、孟子曰、天子適諸侯曰巡狩、巡狩者、巡所守也、此謂六書叚借以守爲狩、有叚守爲狩者、如明夷于南狩、天王狩于河陽、皆或作守是也、从犬守聲、書究切

〔易林本節用集加言語〕狩(カリ)春蒐同夏畋同秋獵同冬

〔高忠聞書〕一かりといふは鹿がりの事也、其外あるひは鷹がりなど、其名をあらはすなり、

〔倭訓栞前編六〕かり　獸に獵といふは、鹿を主としていふにや、魚鳥より草木にいたるまでにいふは、准へたる詞成べし、凡其名目宿狩、夕狩、朝狩、鳥狩、初鳥狩、小鷹狩、日次狩、贄狩、荒熊狩、川狩、藥狩、櫻狩、紅葉狩、茸狩、紫狩などいへり、

〔八雲御抄三下人事〕狩　ゆふ　あさ

〔萬葉集六雜歌〕山部宿禰赤人作歌

安見知之、和期大王波、見芳野乃、飽津之小野笑、野上者、跡見居置而、御山者、射目立渡、朝獵爾、十六履起之、夕狩爾、十里蹋立、馬並而、御獦曾立爲、春之茂野爾、

〔吾妻鏡十三〕建久四年五月八日癸酉、將軍家〈○源頼朝〉爲覽富士野藍澤夏狩、人々赴駿河國給、

〔日本書紀九神功〕明年〈○皇后攝政元年〉二月、皇后領群卿及百寮、移于穴門豐浦宮、卽收天皇〈○仲哀〉之喪、從海路以向京、時麛坂王、忍熊王、聞天皇崩、亦皇后西征、幷皇子新生、而密謀之曰、今皇后有子、群臣皆從焉、必共議之立幼主、吾等何以兄從弟乎、〈○中略〉麛坂王、忍熊王、共出菟餓野、而祈狩之曰、〈祈狩、此云于氣比餓利、〉若有成事、必獲良獸也、二王各居假庪、赤猪忽出之、登假庪、咋麛坂王而殺焉、

〔和字正濫鈔二〕祈狩　うけひがり　日本紀、事の吉凶を獲物によりて、知らんためにする獵をいふ、伊勢物語に、つみもなき人をうけへばといふ歌によりて、うけふといふは、さだめてのろふ事なりと思へるは、あながちなり、神代紀には、誓約をうけひとよみ、神武紀にも祈の字をよめり、只何事にも、いのるとちかふとを、うけふといひて、其中に伊勢物語にあるは、のろふかたに、うけふと心得べし、

〔萬葉集十七〕十六年〈○天平〉四月五日獨居平城故宅作歌

加吉都播多、衣爾須里都氣、麻須良雄乃、服曾比獵須流、月者伎爾家里、

右〈○中略〉大伴宿禰家持作

〔萬葉集略解十七〕きそひがりは、宣長云、競狩にはあらずして、服裝て狩をする也、五の卷にも、ぬのかたぎぬありのことごと佼曾倍どもと有といへり、されど五の卷なるは、貧窮問答の歌にて、服裝といふべき所ならず、服襲なれば、こゝとは少異なれども、語の例とすべし、

〔夫木和歌抄三十六狩獵〕六帖題　　信實朝臣

ゑゝやとぐこらがつどひの山まつりけふのかりくらむなしからめや

〔高忠聞書〕一かりくらといふは、鹿がりにかぎりたる事也、さればけふのかりくら、昨日のかりくらなどといふなり、かりくらとは、かりの總名なり、

〔嬉遊笑覽十二流獵〕昔鎌倉將軍のはじめ頃、武士の遊興ゑゝ、狩をことゝす、伊豆國おくのゝ狩くら、其後右大將家あさまのみかり、みはらの下つけなすのゝ狩、それより富士のゝ狩くらあり、狩くらとは、諸人きそひて狩りて、獲ものを爭ふなれば、狩競なるべし

〔類聚三代格十二〕詔、○中略又聞、國郡司等、非緣公事、聚人田獵、妨民產業、損害實多、自今以後、宜令禁斷、更有犯者、必擬重科、

天平十三年二月七日○又見續日本紀

〔日本紀略嵯峨〕大同四年七月丁未、勅、自今以後、不得遊獵於大原、栗前、水生、日根等野、

〔三代實錄四十二陽成〕元慶六年十二月廿一日己未、勅、山城國葛野郡嵯峨野、元既不制、今新加禁、樵夫牧豎之外、莫聽放鷹追兎、同郡北野、愛宕郡栗栖野、紀伊郡芹川野、木幡野、乙訓郡大原野、長岡村、久世郡栗前野、美豆野、奈良野、宇治郡下田野、綴喜郡田原野、天長年中既禁縱禽、今重制斷、山川之利、藪澤之生、與民共之、莫妨農業、但至于北野、不在此限也、大和國山邊郡都介野、天長承和累代立制、今宜加禁莫令縱獵、制拂禽鳥、許採草木、美濃國不破安八兩郡野、本自禁制、永爲藏人所獵野、播磨國賀古郡野、印南郡今出原、印南野、神埼郡北河添野、前河原、賀茂郡宮來河原、爾可支河原、先既有制、今重禁斷、嘉

祥三年下符、勿禁採樵牧馬、備前國兒島郡野、永爲藏人所獵野、承和之制、今緣不行、何禁芻蕘、莫害農畝、總施法禁、須下諸國、

○按ズルニ禁野ノ事ハ、地理部野篇ニ在リ、

〔三代實錄 四十三 陽成〕元慶七年二月廿一日戊午、是日制、山城國□□野自故治部卿賀陽親王石原家以南至赤江埼、承和元年以降、百姓不能漁獵、重加禁、

〔三代實錄 五十 光孝〕仁和三年五月廿八日辛丑、勅、以山城國乙訓郡大原野、爲太上天皇（○陽成）遊獵之地、

〔扶桑略記 二十二 宇多〕仁和五年（○寛平元年）十二月二日、甘南扶持還來云、去廿九日申時、始到島下郡、審問事由、鄕人語云、太上天皇（○陽成）御此鄕、備後守藤原氏助之宅御在所也、率若干從卒、亂入此宅、家人士女、或遁亡山澤、或逃迷道路、氏助之宅無有一人、此爲狩取安倍山猪鹿也、而夜以松火炬、時臨暮之間、還御此宅、但率童子十二人、厩舍人二人、悉著武裝、帶弓矢、相分前後、騎馬行列云々、今日以件山、爲院禁野、宇治繼雄爲專當、牓示路頭、

〔吾妻鏡 十三〕建久四年三月廿一日戊子、舊院（○後白河、去年三月崩、）一廻之程者、諸國被禁狩獵、日數已馳過訖、仍將軍家（○源賴朝）爲覽下野國那須、信濃國三原等狩倉、今日進發給、

〔新編追加 雜務〕一鷹狩事

度々嚴制之處、普違犯之由有其聞、令露顯之輩者、可被分召所領也、且不謂敵對之有無、地頭御家人相互就差申之、可有其沙汰、次供祭鷹事、雖爲神領、社司之外、固可停止之、但諏方社、御射山、五月會頭人事、異于他之間、於信濃國者、非制之限、至他國者、可禁制之、次賣買在所事同前、且嚴密可相觸諸國守護人之旨、可被仰沙汰侍所、次鎌倉中繫鷹事、可停止之由、同前、

〔德川禁令考 四十三 農家〕覺（○中略）

一御鹿狩之場所之外、在々所々ニ而、鹿猪等おわせ可申勿論、從跡々取來所者、可爲其通之事、

以上

右各相談之上如斯候、組中井領內江可申付者也、

寛永十九年閏九月十四日

〔德川禁令考四十四農家〕寛文二寅年九月

獵師之外鐵炮停止之事

關東山中筋、此以前より鐵炮御免之處たりといふ共、獵師之外鐵炮所持すべからず、勿論其外之在々所々令停止之間、其外之地頭代官より相改之、鐵炮於所持致ハ可取上之、獵師無紛鐵炮打來輩ニハ、地頭代官より札に鄕村井鐵炮主之名を書付相渡之、餘人に貸候儀可為無用之由堅可申付、若致違背鐵炮令所持、晝夜ニよらず、山野ニ住ものあらば可申出之、縱雖為同類、其科をゆるし御褒美可被下之、自然隱置、他所より顯るゝにおゐては、御穿鑿之上、其所之名主五人組迄可被罪科之旨、急度可申付候也、

九月

〔德川禁令考四十四殺生禁止〕享保元申年九月

御留場ニ而殺生致候者可召捕旨御書付

最前相達候、御留場ニ而今以殺生致候者有之様ニ相聞江、不屆候間、御料之分ハ御代官より急度申付、不絕手代相廻し遂吟味、殺生致候者見懸候ハヾ、召からめ候様ニ可申付候、私領之分も、小給之面々ハ、家來相廻し候儀可難成候間、近邊之御代官、手代、私領迄相廻し、御領同前遂吟味候様ニ可申渡候、以上、

九月

享保元申年、從江戶拾里內郡付、

武藏國足立郡　同豐島郡　同葛飾郡　同荏原郡　同橘樹郡　同久良岐郡
同都筑郡　同多摩郡　同高麗郡　同新座郡　同入間郡　同埼玉郡
相模國三浦郡　同鎌倉郡　同高座郡　同愛甲郡　下總國葛飾郡　同千葉郡
同印旛郡　同相馬郡　常陸國筑波郡

右郡之內、江戸より拾里四方、古來之通御留場ニ成候間、萬事如先規相心得、私領共ニ右之場所、江戸より拾里之間、鳥おとし不申樣可被申付候、尤私領方江も、右向寄之面々より、右之旨相達置可被申候、以上、

申八月

御勘定吟味役
御勘定奉行

狩獵法
鷹狩

〔日本書紀 十一仁德〕四十三年九月庚子朔、依網屯倉阿弭古、捕異鳥獻於天皇曰、臣每張網捕鳥、未曾得是鳥之類、故奇而獻之、天皇召酒君示鳥曰、是何鳥矣、酒君對言、此鳥類多在百濟、得馴而能從人、亦捷飛之掠諸鳥、百濟俗號、此鳥曰俱知、是今時鷹也、乃授酒君令養馴、未幾時而得馴、酒君則以韋緡著其足、以小鈴著其尾、居腕上獻于天皇、是日幸百舌鳥野而遊獵、時雌雉多起、乃放鷹令捕、忽獲數十雉、是月甫定鷹甘部、故時人號其養鷹之處、曰鷹甘邑也、

○按ズルニ、鷹狩ノ事ハ、遊戲部放鷹篇ニ詳ナリ、參看スベシ、

狗山

〔嬉遊笑覽 十二漁獵〕狗山といふは、舊本今昔物語、廿六第七語、此人犬山といふ事をして、數の犬を飼て山に入て猪鹿を犬に令噉殺て取事を業としける、此外犬山の犬大蛇を咋殺して主を濟ひし物語などもあり、狗山といふ地名などのあるは、此事によりたるも有べし、西京雜記に、馳駿狗逐狡獸と是なり、

〔今昔物語 二十六〕美作國神依獵師謀止生贄語第七

今昔、美作國ニ中參高野ト申ス神在マス、其神ノ體ハ中參ハ猿、高野ハ蛇ニテゾ在マシケル、毎年ニ一度其祭ケルニ、生贄ヲゾ備ヘケル、其生贄ニハ國人ノ娘ノ未ダ不嫁ヲゾ立ケル、此ハ昔ヨリ近ク成マデ不怠シテ、久シク成ニケリ、而ル間其國ニ何人ナラチドモ、年十六七許ナル娘ノ形チ清氣ナル持タル人アリケリ、父母此レヲ愛シテ、身ニ替テ悲シク思ヒケルニ、此娘ノ彼生贄ニ被差ニケリ、〇中略然ル間東ノ方ヨリ事ノ緣アリテ、其國ニ來レル人アリケリ、此人犬山ト云事ヲシテ數ノ犬ヲ飼テ、山ニ入テ猪鹿ヲ犬ニ令噉殺テ、取事ヲ業トシケル人ナリ、亦心極メテ猛キモノ物恐チ不爲ニテゾアリケル、

〔源平盛衰記三十六〕鷲尾一谷案內者事

辨慶トテ古山法師ノオソロシキ者ガ來レリ、疾々可參也ト云、老人急起上、烏帽子打著テ申ケルハ、若侍シ時ハ、攝津國丹波山々暗キ所ナシ、春夏ハネラヒ射、秋冬ハ笛待落シク、リ押上、犬山ナド申テ、晝夜ニ山ニ侍リシカバ、木ノ根岩ノ角知ラヌハナシ、〇下略

〔播磨風土記多可郡〕伊夜丘者、品太天皇獵犬（名麻奈志漏）與猪走上此岡、天皇見之云射乎、故曰伊夜岡、此犬與猪相鬪死、卽作墓葬、故此岡西有犬墓、〇中略目前田者、天皇獵犬爲猪所打害目、故曰目割、

〔嬉遊笑覽十二漁獵〕狩に用ゆる犬に佳名を付る事西土より然り、西京雜記に、茂陵少年李亨、好馳駿狗逐狡獸、或以鷹鷂逐雉兎、皆爲之佳名、狗則有修毫、釐睫、白望、靑曹之名、鷹則有靑翅、黃眸、靑冥、金距之屬、鷂則有從風鷂、孤飛鷂、楊万年、有猛犬名靑駮、買之百金など見えたり、

〔明良洪範十三〕同ジ御代ニ、〇徳川家光武州八王子村ニ、勝レテ大ナル猪出テ田畑ヲ荒シ、且人ヲモカケ倒シ、農民難義ニ及ブ由聞シ召レ、御先手ヘ仰付ラレテ、鐵砲ニテ討ントスルニ、其走ル事至テ早ク終ヒニ打留ズ、然ル所ニ紀伊大納言賴宣卿ハ猪狩御スキニテ、御功者也ト云事、兼テ將軍家ニモ聞召サレケレバ、賴宣卿御登城ノ時、御話シ有ケルニ、賴宣卿忝キ由御請申、御退出ヨリ直ニ

八王子ヘ御出ニテ、所ノ名主年寄共ヘ夫々支度仰セ付ラレ、夫ヨリ御歸館アリテ御家中ヘ觸レ、皆々用意サセケル、此事尾水兩家ヘモ聞エケレバ、兩家ヨリ勝レシ狩犬ヲ進ゼラレケル、扨其日ニ至リ、曉天ヨリ御出有テ、八王子ニ至リ給ヒ、賴宣卿ニハ床机ニ掛リ、燒飯ヲ載タル三方ヲ前ニ置キ、水戸殿ヨリ進ゼラレシ犬ヲ召出サレ、燒飯ヲ與ヘ、汝得タル所ナレバ、隱レ居ル猪ヲ探シ出セヨト仰聞ラレケレバ、頭ヲウナダレテ居タリシガ、ヤガテ頭ヲ上ゲ、山ノ方ヘ向ヒ、尾ヲ卷キ上ゲ、一サンニ走リ行キシガ、暫クアリテ山ノ方ヨリ大猪荒來ル、カノ犬其シヽノ前後左右ヘ走廻リ、飛付キ齕付キナガラ、共ニ走リ來ル、列卒是ヲ見ルト、他ノ犬十疋計リシヽニカケ、カノ先ノ犬ハ傍ヘ引退ケ、水ヲ呑セ、燒飯ヲ喰セ休息サセケル、猪ハ大勢ノ犬ヲ事トモセズ、ヲチコチ荒レ廻ルヲ、賴宣卿御下知ニテ、尾張殿ヨリ進ゼラレタル犬ヲ放シヤリケレバ、ヤガテ走リ行テ、シヽノ咽ヘ齕付ケル、シヽハ其儘荒廻ケルガ次第ニヨハリ、人ヲ掛倒サン勢ヒモ見エズナリケレバ、賴宣卿御下知ニテ、御家士各鎗ヲ持テ馳出、ヤガテ仕留ケル時ニ、其犬ヲ見ニ、シヽノ咽ヘ齕付シ儘死シ居タリ、賴宣卿アタラ犬ヲ死ナシタリトテ、甚惜ミ給ヘリト也、

燒狩

〔源平盛衰記 三十九〕賴朝重衡對面事

兵衞佐殿〇源賴朝折節伊豆奧野ノ燒狩トテ、狩場ニ御座ケリ、此由角ト申タリケレバ、北條ヘ奉ㇾ入ト也、〇中略北條ヘ入給タリケレバ、一法房ヲ使ニテ、是マデ御下向返々難ㇾ有覺ヘ侍リ、此間燒山狩仕リテ、狩場ノ灰ナド懸リテ見苦シク候ヘバ、靜ニ見參ニ入ベシト宣棄テ、鎌倉ヘ入給ケリ、

〔吾妻鏡 八〕文治四年六月十九日癸未、二季彼岸放生會之間、於東國可ㇾ被ㇾ禁斷殺生、其上如燒狩、毒流之類、向後可ㇾ停止之由被ㇾ定訖、可ㇾ被ㇾ宣ㇾ下諸國之旨、可ㇾ被ㇾ經奏聞云云、

卷狩

〔倭訓栞 中編二十四 末〕まきがり 東鑑に卷狩と見えたり、まきは纒の義成べし、富士のまき狩、人口に膾炙す、

〔吾妻鏡十三〕建久四年五月廿七日甲午、未明催立勢子等、終日有御狩、射手等面々顯藝、莫不風毛雨血、爰無雙大鹿一頭、走來于御駕前、工藤庄司景光〈書作與美水干、駕鹿毛馬〉兼有御馬左方、此鹿者景光分也、可射取之由申請之、被仰可然之旨、本自究竟之射手也、人皆扣駕見之、景光聊相開而通懸于弓手、發射一矢不令中、鹿拔一段許之前、景光押懸打鞭二三矢又以同前、鹿入本山畢、景光棄弓安駕云、景光十一歲以來以狩獵爲業而已、七旬餘莫未獲弓手物、而今心神惘然太迷惑、是則爲山神駕之條無疑歟、運命縮畢、後日諸人可思合云云、各又成奇異思之處、晩鐘之程、景光發病云云、仰云、此事尤怪異也、止狩可有還御歟云云、宿老等申不可然之由、仍自明日可有卷狩云云、

〔明良洪範續編十〕慶長十五年正月末之頃、將軍秀忠公御猪狩トシテ、三州ヘ御動座アリ、戸田因幡守領知田原ノ城ヘ入ラセラレ、同所大山ニテ御狩コレ有、此所ハ三方ハ海也、大山ヲ平押ニシテチゴ島ト云所ヘ鹿ヲ追入、高山ノ上ニ將軍家御座ナリ、此度ノ勢子大將ニハ土井大炊頭、井伊掃部頭兩人仰付ラレ、右左ニ分レテ下知ヲナス、總勢子ハ三ケ國ノ百姓出候テ、三日前ヨリ狩出シ下押ヲ致シ、其上ヲ六萬餘ニテ左右ノ海ヲ境トシテ、高山ヨリ兩ノ原海際迄取切、太鼓ニテ一手一手ノ馬印ヲ持セ、勢子頭ドモ御使番御目付衆ハ、東西ノ中二里三里ノ間ヲ、馬ニテ乘廻リ下知ヲ傳ヘ、凡生類ヲバ殘ラズ得ントノ構ヘ也、〇中略扨猪鹿ノ事ハ申ニ及バズ、兎狐ノ類ニ至ル迄、殘ラズチゴ島ヘ追入、四方ヲ取廻シ、海手ハ船ヲ懸並ベ置候テ、洩出ベキ樣モナシ、將軍家ニハ御馬上ニテ鐵炮或ハ弓モテ遊バサレ、御獲物多カリシ、其後何レモ入込、思ヒ思ヒノ得物ヲ以テ働キタリ、

〔元寛日記〕寛永十一年十月、將軍家〇徳川家光板橋ニ有御狩、數千人ノ勢子卷林、手々ニ以竹狩廻ル、其中ノ猪鹿狐兎狸ノ類不知數、御旗本ノ諸番頭立纒、一組ニ備テ手々ニ猪鹿ヲ押詰、于時將軍家ノ御前ニ其衣裳皆飾綾羅錦綉、花麗驚目、松平伊豆守信綱、阿部豐後守忠秋等ガ御預ノ唐犬共ヲ放

追鳥狩

チ、追猪令留之、其勝負逸物犬ノ手際不可得云、猪鹿ドモ指御前而走行、將軍家乍被爲召御馬、以御長刀被爲切、其御早業奉見者皆鳴舌、御近習ノ輩、或ハ弓或ハ鐵炮太刀ヲ以テ留鹿、希代ノ見物也、御機嫌御快然、皆賜盃酒、入夜還御、

〔貞丈雜記武藝十二〕一追鳥狩(オイトリガリ)之事、今將軍家にて行はるゝは、雉子の居る野原を馬にてはせめぐり、六尺許の竹杖にて馬上より打殺を追鳥狩と云、此名目古代聞えず、追鳥狩は古代のふせ鳥の遺る物歟、古代のふせ鳥は、野中に雉子うづらの居るを馬上にて乘廻し射るを云也、西土にも是に似たる事あり、傳咸欵多賦序曰、予曾逐禽登北山、于時中冬之月云々、追鳥の文字此文ニ據歟、

〔吾妻鏡十三〕建久四年三月廿一日戊子、將軍家〇源賴朝爲覽下野國那須野、信濃國三原等狩倉、今日進發給、　廿五日壬辰、於武藏國入間野、有追鳥狩、藤澤二郎清親施百發百中之藝、揚獲雉五獲鶬廿五之名、將軍家御感之餘、所駕給之御馬、號一郎、自令引之給、是曩祖將軍〇源義家征貞任給之後春有野遊、清原武則以一箭獲兩翼、于時將軍自引馬給云云、被思食其例歟、彼賈氏如皐、和婦女之情、此清親出野、預主人感、弓馬之眉目、射鳥之興遊、焉而極耳、

〔柳營秘鑑八〕戶田志村追鳥狩御條目幷繪圖

一享保七壬寅年三月十六日、於戶田志村追鳥狩被仰付之、騎馬之列幷法令、〇中略

御定書

一御鷹場にて貝二聲小從人、同三聲御徒方、赤麾振候時、押出し白麾振候時踏留、

一小從人方は御鷹場より御相圖之時、同音に高く一聲掛ケ、鎮り押出し、御山御立場山片通り踏留、尤押候內は聲かけ不申、鳥出候近所より、四五人聲をかけ追かけ可申候、一同には聲掛不申候事、

一鳥捕直に持參可申候、其組之頭付候ニ不及、人々の姓名を紙札に書付可申候事、

獸網

一御徒方押出候より、踏留迄は聲なく、鳥出候近所より四五人程聲かけ可ㇾ申候、踏留り候後押詰候樣ニ、御指圖有ㇾ之時、一同に一聲高く掛、鎮り押出し詰可ㇾ申候、雉子隨分損不ㇾ申樣ニ捕可ㇾ申事、

〔泰平年表大御所〕寬政三年四月六日、於₂駒場野₁追鳥狩、

〔倭名類聚抄十五畋獵具〕罘網附紭　纂要云、獸網曰ㇾ罘、音浮麋網曰ㇾ罠、武巾反兎網曰ㇾ罝、子耶反、已上訓皆阿美、文選注云、紭戸萠反、訓平、又與ㇾ綱同、罘之綱也、

〔箋注倭名類聚抄五畋獵具〕按、月令鄭注、獸罟曰₂罝罘₁、高誘淮南子注、罘麋鹿罟也、說文、罘作ㇾ罟、云兎罟也、與都賦劉逵注云、罠麋網、說文罠訓ㇾ釣、不ㇾ與ㇾ此同、爾雅、兎罟謂₂之罝₁、說文、罝兎网也、與ㇾ所ㇾ引義同、新井氏曰、阿美龜目之義、或曰、是物編造ㇾ之、故名₂阿美₁、編訓₂阿美阿牟₁、龜組之義、○中略　按、說文、紭冠卷也、以ㇾ爲₂罘綱₁者轉注也、

〔東雅九器用〕網アミ　倭名鈔に纂要を引て、獸網曰ㇾ罘、麋網曰ㇾ罠、兎網曰ㇾ罝、並讀みてアミといふ、（中略）或人の說に、アミとは編也といふ也、繩は合ひぬるをナワともいへば、網は編むをもてアミといひしもしるべからず、然し網をば古より此かたスクとこそいふなれ、萬葉集抄に網遣るをスクといふ、スクとはツヾといふ詞也、ツとスと同韻なるが故なりと見えたり、神武天皇の初、高尾張邑の土蜘蛛を葛網を結て、掩襲殺ㇾ之、よりて改めて其邑を葛城といふとみえしも、カツラチキの義也とみえたり、網をアミといふ事、編むの義なるべしとも思はれず、又古事記に張網讀みてワナミといひしは、說文に罟は網也といふ義に合ぬるにや、我國の上世には罟罟之類總言ひてはワナミといひ、分言ふには、一目を張るをば、ワナといひ、衆目を張をば、アミといひしと見えたり、さらばアミとは、衆目の謂にぞあるべき、衆はなを大といふがごとし、古語に大をばアといひけり、ミといひ、メといふは轉語也、

〔和漢三才圖會二十三漁獵具〕罘音浮けだもの、あみ　罟同上　和名阿美　紭音橫　紘同　阿美乃乎

按、今多不ㇾ用ㇾ罘、以₂鳥銃₁打₂取之₁、或作ㇾ穽生₂捕之₁、

鳥網

〔倭名類聚抄十五畋獵具〕鳥羅　爾雅云、鳥罟謂₂之羅₁、和名度利阿美

〔和漢三才圖會二十三漁獵具〕羅音蘿とりあみ　羅　和名止阿美　罼音畢

羅、說文云、以ㇾ絲罟ㇾ鳥也、張待ㇾ物也、古者芒氏初作ㇾ羅、

罼　小而柄長、執以掩物也、田獵之網本作畢、後人加网於其上、終畢之畢、與此同字二義、

按、羅有數品、掛囮於羅傍、聞同鳥聲來罹、其羅細密朧朧、鳥欲去、躁自紲脚爪、不得去、

〔藻鹽草十七人事雜物并調度〕網　すゞめのあみ

〔物類稱呼四器用〕罟てんのあみ小鳥を捕あみ也　關西四國にて、でんのあみと云〻　てはかすみといふ、東國にて、ひるてんと云、

〔萬葉集十三雜歌〕帛叫、檜從出而、水蓼、穗積至、鳥網張、坂手乎過、〇下略

〔冠辭考六〕となみはる　さかて

是は集中に坂鳥朝越ましてとよめる如く、木ぶかき谷方に宿れる鳥どもの、朝には群たちて、山の多和などを飛越るを、そこに網張設てとる故に、鳥の網はる坂とはつゞくる也、

〔地方凡例錄五〕一高網役鷺運上

高網役は、冬春之內鴨小鴨之類を取、鷺運上は、夏秋鷺を取運上也、兩樣共勢州長島本田新田附に重に有之、〇中略

但高網ニ而鳥之取樣は、長七尺程之篠竹を水溜り、又は田方等鳥之附く所を見立、十四五間程間を明け相向ひ、たがへ違ひに六拾本程立並べ、黐糸を右之竹に機をへるやうに、二重に卷付、月の出入に鳥さわぐ時、糸に掛るを取ル、又鷺取樣は夏秋田之畔、葭抔の生へたる所に、鷺の形を土に而作り、けつなをさし置けば、友鷺と心得けつなに掛る、又水際野方田所等空地有所に、貳三尺程之窪を拵置水を入、魦鮏之類を餌にかひ、むそうと云打網を敷置、拾間程脇ニ笹竹を立、其內にかくれ居、鷺付を見て打網を引かぶせ取る事也、

〔日本山海名產圖會二〕鳧

鳧は攝州大阪近邊に捕るもの甚美味なり、北中島を上品とす、河內其次なり、是を捕るに、他國に

ては鴨羅といへども、津の國にてはシギテンとて、横幅五六間に竪一間計の細き糸の羅を、左右竹に付て立る、又三間程づゝ隔てゝ、三重四重に張るなり、是を霞共云、○中略又一法無雙がへしといふあり、是攝州島下郡鳥飼にて鳧を捕る法なり、昔はおふてんと、高縄を用ひたれども、近年尾州の獵師に習ひて、かへし網を用ゆ、是便利の術なり、大抵六間に幅二間許の網に、二拾間計の網を付て、水の干潟、或は砂地に短き杭を二所打、網の裾の方を結び留め、上の端には竹を付ケ、其竹をすぢかひに兩方へ開き、元打たる杭に結び付、よくかへるやうにしかけ、羅竹縄とも砂の中によくかくし、其前をすこし掘りて窪め、穀稗などを蒔きて、鳥の群るを待て、遠くひかへたる綱を、二人がゝりにひきかへせば、鳥のうへに覆ひて、一ツも洩すことなく、一擧數十羽を獲るなり、是を羽を打ちがひにねぢて、堤などに放に飛ことあたわず、是を羽がひしめといふ、雁を取るにも是を用ゆ、されども砂の埋やう、餌のまきやうありて、未錬の者は取獲がたし、

峯越鴨鴨の字はアヒロなり、故に一名水鴨といふ、カモは鳧を正字とす、今俗にしたがふ、

是豫州の山に捕る方術なり、八九月の朝夕、鳧の群れて峯を越るに、茅草も刈に揩り切れ、高く生る事なきに、人其草の陰に周廻深さ共に三尺計に穿ちたる穴に隱れ、羅を扇の形に作り、其要の所に長き竹の柄を付て、穴の上ちかく飛來るをふせ捕に、是も羅の縮鳥に纒はるゝを捕、尤手練の者ならでは易獲がたし、但し峯は、兩方に田のある所をよしとす、朝夕ともに闇き夜を専らとす、網をなづけて取網といふ、

〔利根川圖志〕三手賀沼　印旛郡に在り、○中略この沼の産物は、水鳥鳧類、ナガ、アヂ等、又雁鴻等、○中略その鳥を捕るは、張切網を以てす、こは九月下旬より二月上旬の間、沼畔三十六村の人々組この内十一村を下沼といふ、鳥多き處なり、五日目を當日と定め、晴夜を待ち、雨日は次におくる、布瀬村の告を待て發す、網二十段を一人前の業とす、網一段廣十九尋、高二尋なり、各その信地もちはあり、岸より潭に向ひ、次第に竹を植てゝ、網を張るに十段、これを二重にす、この網を張る事全岸を閣がすを以て、鳥皆沼中に集まる、この時布瀬村の人稱縄を水中

に流す、これに再驚きて沼畔に飛行きて、沼周の衆網に嬰るを、潜まり居て捕るなり、この二は相須(あい)づの業なるを以て、共にその約に爽(たが)ふ事なし、

〔利根川圖志五〕根山神社　北須賀村門河といふ所にあり、牛頭天王を祭る、此所鳥獵第一の場と云、ヤ。ツ。ギ。リ。網にて捕、(ヤツギリは、谷を截切と云義なり、)此邊沼に眞菰多し、水鳥はマコモの實を好で養る者也、

〔日本書紀二神代〕一書曰、兄火酢芹命能得海幸、故號海幸彦、弟彦火火出見尊能得山幸、故號山幸彦、(中略)是時弟往海濱低徊愁吟、時有川雁、嬰羂困厄、卽起憐心解而放去、

〔古事記中神武〕然而其弟宇迦斯之獻大饗者、悉賜其御軍、此時歌曰、宇(ウ)陀(ダ)能(ノ)多(タ)加(カ)紀(キ)爾(ニ)、志(シ)藝(ギ)和(ワ)那(ナ)波(ハ)留(ル)、和(ワ)賀(ガ)麻(マ)都(ツ)夜(ヤ)、志(シ)藝(ギ)波(ハ)佐(サ)夜(ヤ)良(ラ)受(ズ)、伊(イ)須(ス)久(ク)波(ハ)斯(シ)、久(ク)治(ヂ)良(ラ)佐(サ)夜(ヤ)流(ル)、(○下略)

〔古事記中垂仁〕是御子(○本牟智和氣御子)八拳鬚至于心前、眞事登波受、(此三字以音)故今聞高往鵠之音、始爲阿藝登比、(自阿下四字以音)爾遣山邊之大鶙、(此者人名)令取其鳥、故是人、追尋其鵠、自木國到針間國、亦追越稻羽國、卽到旦波國多遲麻國、追廻東方、到近淡海國、乃越三野國、自尾張國傳以追科野國、遂追到高志國、而於和那美之水門張網、取其鳥而持上獻、故號其水門、謂和那美之水門也、

〔播磨風土記多可郡〕云大羅野者、昔老夫與老女、張羅於袁布中山、以捕禽鳥、衆鳥多來、負羅飛去、落於件野、故曰大羅野、

〔日本書紀十一仁德〕四十三年九月庚子朔、依網屯倉阿弭古捕異鳥、獻天皇曰、臣每張網捕鳥、未曾得是鳥之類、故奇而獻之、(○下略)

〔類聚國史三十二帝王〕天長六年十月丙辰、幸泥濘池、羅。獵。水鳥、御紫野院、山城國獻物、日暮雅樂寮奏音聲、侍從幷狩長五位、及院預、山城國掾已上、賜祿有差、

〔新撰字鏡口〕囮(五戈反、哀止利、以鳥呼鳥、)

〔倭名類聚抄十五畋獵具〕囮　唐韻云、囮(音訛、漢語抄云、天々禮、)網鳥者、媒也、

囮

黐

媒鳥　文選射雉賦注云、少養雉子、至長狎人、能招引野雉者、謂之媒、師說乎度利、

〔箋注倭名類聚抄五畋獵具〕按說文、媒謀也、謀合二姓、媒鳥之引鳥、如媒人、故轉注謂之媒、按雲雀爲乎度利、見空物語藤原君卷、又新撰字鏡囮訓袁止利、源君囮媒鳥並擧、然則二物不同、未知其詳、或曰、放馴鳥致鳥捕之謂之媒、繫鳥致鳥捕之謂之囮、或曰、所以射鳥之媒謂之媒、所以網鳥之媒謂之囮、

〔拾遺和歌集七物名〕きじのをとり　すけみ
河きじのをとりおるべき所あらばうきにしにせぬ身はなげつべし

〔東雅九器用〕囮テヽレ　倭名鈔に唐韻を引て、囮網鳥者媒也、漢語抄にテヽレといふ、又文選に少養雉子、至長狎人、能招引野雉者、謂之媒、師說にヲトリといふと注せり、並に義不詳、テヽレとは、トリといふ語の轉ぜしに似たり、日本紀に鳥取の字讀でトヽリといふ也、ヲトリといふヲは、招引之義なるに似たり、今も俗に根引をいひて、ヲビクなどいふ事あるなり、招

〔和漢三才圖會四十四鳥之用〕囮おとり音化てこれ　囮　和名天々禮　𪈄音栲　鴭囮、和名乎止利、○中略
按𪈄媒同字從女從鳥　蓋媒人則用媒、𪈄鳥則用𪈄以別之、和名抄囮𪈄爲二物、未詳　蓋以同鳥𪀚爲𪈄、今𪈄鳥之中、用木兎最佳也、其傍設黐擌、則群鳥來、笑木兎之醜形、竟羅擌、

〔空穗物語藤原君〕かゝるほどに、大臣までになりぬ、○中略ひばりのほしとりこれらをいけておとりにてとらば、おほくのとり出きぬべしと、思ひほれてゐ給へり、

〔倭名類聚抄十五畋獵具〕黐擌附　唐韻云、黐丑知反、和名毛知、所以黏鳥也、擌所責反、漢語抄云、波加、所以捕鳥也、

〔易林本節用集登食服〕黐トリモチ

〔書言字考節用集七器財〕擌ハカ ハゴ唐韻、捕鳥具、

〔東雅九器用〕黐モチ　倭名鈔に唐韻を引て、黐はモチ、所以黏鳥也、擌はハカ所以捕鳥也と注せり、我國之俗、凡物の黏するをモチといふ也、ハカの義不詳、漢に黏竿といふものは、此の俗サシザヲといふもの是也、

〔和漢三才圖會二十三漁獵具〕擌はご山責切　擌　黐擌　和名波加、今云波古、　黐出灌木類　囮　出鳥類下

黐擌、所㆓以捕㆒㆑鳥者也、

按、用㆑黐傅㆓蘆竹及繩㆒謂㆓之擌㆒、置㆓囮之傍㆒、鳥誘㆓于囮㆒、頡頏往來絓㆓羅於擌㆒、如㆓水禽㆒者以㆑稗爲㆑擌、設㆓之田澤㆒、名曰㆓流擌㆒、

〔和漢三才圖會 灌木 八十四〕黐樹(もちのき)　黐 音癡　黐膠所㆔以黏㆓鳥者㆒、俗云止利毛知、其樹有㆓數種㆒、

按、黐樹在㆓深山㆒、葉大而不㆑結㆑子者爲㆑黐佳、結㆑子者爲㆑黐少、其色亦惡、木葉似㆓女貞(イヌツバキ)㆒而薄光澤、雖㆓四時不㆑凋、只二三分落葉、四五月開㆓細白花㆒結㆑子、正圓熟紅色、大如㆓大豆㆒而攢生、剝㆓其木皮㆒浸㆑水爛㆓舂之㆒、濾㆓於流水㆒去㆓皮滓㆒、則如㆓麪筋㆒而甚稠粘、人用黏㆓鳥雀㆒謂㆓之黐膠㆒、毛知 止利 紀州熊野多出㆑之、

〔萬葉集 雜歌 十三〕近江之海(アフミノミ)、泊八十有(トマリヤソアリ)、八十島之(ヤソシマノ)、島之埼邪伎(シマノサキザキ)、安利立有(アリタテル)、花橘乎(ハナタチバナヲ)、末枝爾(ホツエニ)、毛知引懸(モチヒキカケ)、〇下略

〔按納言集 戀〕我戀はこさしのもちにつく鳥の思ひはなてどえこそはなれね

〔日本山海名產圖會 二〕鳧

鳧は、〇中略是を捕るに、〇中略一法に、池の邊にては、竹に黐を塗り、横に多くさし置ば、鳧渚の芹など求食とて、竹の下を潜るに、觸れて黐にかゝる、是をハゴと云、又一法に水中に有る鳥をとるには、流し黐とて、藁葉に黐を塗り、川上より流しかけ、翅にまとはせて捕ふ、

〔古今著聞集 變化 十七〕水無瀨山のおくにふるき池有、みづとりおほくゐたり、くだんのとりを人とらんとしければ、此池に人とり有ておほく人しにけり、源馬允仲隆、薩摩守仲俊、新馬介仲康、此兄弟三人、院の上北面にて、水無瀨殿に祗候の比、をの〱相議して、かのみづとりとらんとて、もちなはのぐなど用意して行むかはんとするを、〇下略

〔明良洪範 十二〕安藤右京進重長ノ家士ニ、一場鄉右衛門ト云者アリ、或時鐵炮洲ノ下屋敷ヨリ上屋敷ヘ船ニテ行キケル途中、鴨ノハゴニカヽリテ有リ、未明ノ頃ニテアタリニ人モ居ザレバ、鄉右衛門ノ家僕、ハゴノ儘船中ヘ取入レケル、〇下略

高縄

〔日本山海名産圖會二〕鳧

鳧は、○中略是を捕るに、○中略一法に高縄と云有、是は池沼水田の鳥を捕るが爲なり、先づ黐を寒に凍らざるが爲、油を加えて、是を一度煮て苧に塗り、籰に卷取り、さて兩岸に篠竹の細きを、長さ一間計なるを、間一間半に一本宛立並らべ、右の糸を纏ひ張る事圖の如し、○圖略一方に向ひたる一本づゝの竹は、尖の切かけの筈に油を塗り、糸の端をかけ置き、鳥のかゝるに付て、筈はづれて纏はるゝを捕ふ、是を棚が落るといふ、東西の風には南北に延き、南北の風には東西にひき、必風に向ふて飛來るを待なり、又鴨群飛して糸の皆落るを、總まくりと云、獵師は水足袋とて葦にて作りたる沓をはき、又下になんばと云物を副差きて、沼ふけ田の泥上を行に便利とす、又鳥の朝下しと、宵に下りしとは、水の濁りを以て知り、又足跡について、其夜來る來ざるを考がへ、且來るべき時刻など察するに、一もあたらずといふことなし、

雁を捕るにも、此高縄を用ゆとは云ども、雁は鴨より智さとくて、元より夜の目の見ゆるもの故に、飼の多きには下りず、土砂亂たる地には下らず、或番ひ鳥の其邊を廻り、一聲唱て飛ぶ時は、群鳥隨て去る、たまく高縄の邊に下れば、獵師竹を以て急に是を追へば、驚きて縄にかゝること十に一度なり、

鳥指

〔德川禁令考四十四殺生禁止〕寶永七寅年六月十八日、江戸近邊ニ而鳥をさし候儀、停止之事、

覺

一頃日江戸幷近邊ニ而鳥をさし候ものこれあるよし相聞候、前々より御餌差之外、江戸近邊ニは鳥指候儀、停止ニ候處、猥成儀ニ候間、彌停止たるべき事、

一魚鳥取候儀、御堀廻り幷停止之場所、殺生仕間鋪事、

以上

機穽

〔新撰字鏡 四〕罥（古玄反、上、繋也、挂也、和奈、）

〔倭名類聚抄 十五畋獵具〕蹄　周易云、蹄者所以得兔也、故得兔忘蹄、（師説和奈、今案卽牛馬蹄字也、見玉篇也、）

〔箋注倭名類聚抄 五畋獵具〕所引文原書不載、略例明象云、蹄者所以在兔、得兔而忘蹄、此引云周易、非是、按、是語本出莊子外物篇、字句與略例全同、此所引有誤、蹏、説文作蹏、云足也、莊子釋文云、蹄兔罥也、又云、兔弶也、係其脚故曰蹄、和奈見神武紀御歌及萬葉集、神代紀羂、新撰字鏡罥同訓、按、牛馬體類引玉篇作蹄牛馬蹢也、

〔萬葉集 十四東歌〕安思我良能、乎氐毛許乃母爾、佐須和奈乃、可奈流麻之豆美、許呂安禮比毛等久、（アシガラノヲテモコノモニサスワナノカナルマシヅミコロアレヒモトク）

〔萬葉集略解 十四〕さすわなは、鳥獸をとる羂をさし作る也、神武紀辭藝和奈破盧と云に同じ、是はこはぜといふ物をもてあやつりおくに、獸の觸るれば、急にこはせの弛れて、そのわなにかかる、其はづるゝ間の疾きをいとえばしあふに譬、かなるまは羂のこはせのはづるゝ間を、かなぐる間といふを略きて、かなるまといへり、

〔倭名類聚抄 十五畋獵具〕弶　四聲字苑云、弶（其高反、漢語抄云、久比知、）取獸械也、

〔倭訓栞 前編八〕くひち　倭名抄に、弶をよめり、獸を取の械也と注せり、杙路の義成べし、

〔和漢三才圖會 二十三漁獵具〕弶（わな）（音強）　弶　和名久比知、今云和奈、　蹄（音題、和名和奈、牛馬足蹄字亦與此同）

弶、四聲字苑云、取獸械也、字彙云、弶設罟於道以掩其足、故曰蹄、周易注云、蹄所以得兔也、故曰得兔忘蹄、

按、狐弶、作彈弓、用油熬鼠置機械中、則喜香來、終係弶、狗弶、結繩爲輪形、前置餌、則欲食入頸於弶、則縮不解、

〔令義解 十雜〕凡作檻穽、及施機槍者、（謂檻者圈、穽者陷、並所以捕獸者也、）不得妨任及害人、

〔唐律疏議 二十六雜〕諸施機槍、作坑穽者杖一百、以故殺傷人者、減鬪殺傷一等、若有標幟者、又減一等、

疏議曰、有人施機槍、及穿坑穽、不在山澤、擬捕禽獸者、各杖一百、○中略其深山逈澤、及有猛獸犯暴之處、而施作者聽、仍立標幟、不立者笞四十、以故殺傷人者、減鬪殺傷罪三等、

〔日本書紀二十九天武〕四年四月庚寅、詔諸國曰、自今以後、制諸漁獵者、莫造檻穽及施機槍(フムハナチ)等之類、○下略

〔續日本紀十聖武〕天平二年九月庚辰、詔曰、○中略造陸䍉捕禽獸者、先朝禁斷、擅發兵馬人衆者、當今不聽、而諸國仍作陸䍉、擅發人兵、殺害猪鹿、計無頭數、非直多害生命、實亦違犯章程、宜須諸道並須禁斷、

〔日本紀略仁明〕天長十年六月丁巳、禁斷山城近江丹波等近都之山、施作坑穽機槍、

〔古事記中神武〕故爾於宇陀有兄宇迦斯(自宇以下三字以音、下效此也、)弟宇迦斯二人、○中略於是兄宇迦斯、○中略欺陽仕奉而作大殿、於其殿內作押機待時、弟宇迦斯先參向、拜曰、僕兄兄宇迦斯、○中略作殿、其內張押機將待取、故參向顯白、爾大伴連等之祖道臣命、久米直等之祖大久米命二人、召兄宇迦斯、○中略矢刺而追入之時、乃己所作押見打而死、

〔古事記傳十九〕押機は淤志(オシ)と訓べし、○中略さて此物は、下文に押見打而死と云、書紀に蹈機而壓死とある如く、人を欺て殺む爲に、然りげなく見せて、蹈ば覆り墮入て、壓され死ぬべく、構へたる物なり、和名抄畋獵具に、漢語抄云、鼠努、一云鼠弓、於之とある、○註略是は鼠を取む料の䩭機なり、又天武紀に、詔諸國曰、自今以後制、諸漁獵者、莫造檻穽及施機槍等之類、とある機をば、フムハナチト訓れども、蹈發の意なり、此も於志と訓べし、獸を取る押機なり、

〔日本山海名產圖會二〕捕熊

一法には、落しにて捕るなり、是を豫州にて天井釣と云、又ヲソとも云、阿州にておすといふ、ヲスはヲシにて古語也其樣圖○圖略にて知るべし、長さ二間餘の竹筏のごとき下に、鹿の肉を火に燔べたるを餌とす、又柏の實シヤ〳〵キ實なども蒔也、上には大石二十荷ばかり置く、又阿州にて七十五荷置くといふなりものなれば、

箭射

落る時の音雷のごとし、落て倘下より機を動かすこと三日ばかり、其止時を見て石を除き、機をあぐれば、熊は立ながら足は土中に一尺許り踏入て、死することとみなしかり、又一法に陷し穴あれども、機の制に似り、中にも飛驒加賀越の國には、大身鎗を以て追廻しても捕れり、逃ることの甚しければ、歸(かへ)せと一聲をあぐれば、熊立かへりて人にむかふ、此時又月の輪といふ一聲に、恐る體あるに、忽ちつけいりて突留めり、これ獵師の剛勇、且手練早業にあらざれば、却て危きことも多し、

〔利根川圖志四〕稻荷藤兵衞　佐倉より一里餘り東の方、墨村の百姓なり、この男常に狐をとる事に妙を得たり、故にたうか藤兵衞といふ、〇中略　藤兵衞常に自分居屋鋪の裏にブッチメ、狐を捕る仕かけ也を拵らへ置、此所へつれ來りて捕と云、

〔古事記上〕故爾以天之麻迦古弓自麻下三字以音天之波々矢此二字以音賜天若日子而遣、

〔古事記傳十三〕天之麻迦古弓、天之波々矢、古は清て讀べく、下の波は清べし、又書紀に、天鹿兒弓、天羽々矢とかゝれたり、一書には、天鹿兒弓、天眞鹿兒矢とあり、又此記下に、雉を射たる處には、天之波士弓、天之加久矢といへるを、此は別弓矢かとも云べけれど、上を承て、天神所賜といへれば、同弓矢と聞ゆ、書紀には、本書一書ともに、雉を射たる弓矢も、初に所賜と同名なり、かくて又下に、天忍日命、天津久米命の天降らす時に、取持るをば、天之波士弓、天之眞鹿兒矢とあるを、書紀には、天梔弓梔此云波茸、天羽々矢とあり、是等を相照して考るに、眞鹿兒弓と、波士弓と一(ツ)にして、別物に非ず、波々矢と眞鹿兒矢とも、一(ツ)にして別ならず、鹿兒とは、鹿兒を射る由にて、弓矢共に其用をいへる名、波士は木名、波々は羽の狀にて、これらはその體を云る名なり、かくて此には、麻迦古弓と、弓には用名を云、波々矢と、矢には體名を云て、下にはそれを打飜して、弓に體名、矢に用名を云る、弓と矢と互に體用の名をちがへ擧て、同物なることを、暗に知せたる、古文の巧おもしろし、さて鹿兒とは、〇中略　此はたゞ鹿のことに

て、其子をいふにはあらず、たゞ鹿をも鹿兒と云は、馬をも常に駒といひ、猪をも韋能古といふ(猪一名豕とあり)と同例なり、○中略さて古へにも、獵に小獸及鳥などを射るには、小き弓矢を用ひ、猪鹿など大なる獸には、弓も大にして強きを用ひ、矢も長きを用ひけむ、故鹿兒弓鹿兒矢といふは、大キナル弓矢の稱なり、○下略

〔古事記 中 崇神〕爾天下太平、人民富榮、於是初令貢男弓端之調、女手末之調、故稱其御世、謂所知初國之御眞木天皇也、

〔古事記傳 二十三〕弓端は由波受と訓べし、和名抄に、釋名云、弓末曰弰、和名由美波數とあり、○註略書紀神代卷に弓弰、神武卷に皇弓弭などあり、(弭ノ字も弓ノ末の名なり)波受は弓ノ末の端に在て、角又骨などを以て造れる物なり、○中略さて此に弓端之調と云は、弓以て射獲たる獸の肉、又其皮などの類を貢るを云り上代には常に獸肉を食し、又其皮を衣褥などにせしことも多かりし故に、其を主として、如此は云るなり、○註略但男の調、上代にも、弓を以て獲る物のみには限らざりけめども、女の手末と云に對へて、かく云るは言の文なり、

〔播磨風土記 揖保郡〕欟折山、品太天皇(應神)狩於此山、以欟弓射走猪、卽折其弓、故曰欟折山、

〔日本書紀 十四 雄略〕四年二月、天皇射獵於葛城山、忽見長人、來望丹谷、面貌容儀、相似天皇、天皇知是神、猶故問曰、何處公也、長人對曰、現人之神、先稱王諱、然後應導、天皇答曰、朕是幼武尊也、長人次稱曰、僕是一事主神也、遂與盤于遊田、駈逐一鹿、相辭發箭、並轡馳騁、言詞恭恪、有若逢仙、於是日晚田罷、神待送天皇至來目水、　五年二月、天皇校獵于葛城山、靈鳥忽來、其大如雀、尾長曳地、而且鳴曰、努力努力、俄而見逐嗔猪從草中暴出逐人、獵徒緣樹大懼、天皇詔舍人曰、猛獸逢人則止、宜逆射而且刺、舍人性懦弱、緣樹失色、五情無主、嗔猪直來欲噬天皇、天皇用弓刺止、擧脚踏殺、於是田罷、欲斬舍人、舍人臨刑而作歌曰、野須瀰斯志、倭我飫裒枳瀰能、阿蘇磨斯志、斯斯能宇拖枳舸斯固瀰、倭我尼碍能裒利志、阿理嗚能

宇倍能婆利我曳陀阿西嗚、皇后聞悲與感止之、詔曰、皇后不與天皇而顧舍人、對曰、國人皆謂、陛下安野而好獸、無乃不可乎、今陛下以嗔猪故而斬舍人、陛下譬無異於豺狼也、天皇乃與皇后上車歸、呼萬歲曰、樂哉人皆獵禽獸、朕獵得善言而歸、

〔古事記傳四十二〕阿蘇婆志斯とは、射賜へるを云り、凡そ阿蘇夫とは、まづ主と樂するを云へど、○註略又廣く如此る事をも云り、上卷に鳥游とあるも、鳥を狩ることなり、○註略宇津保物語にも弓射る事を、あそばすとあり、○下略

〔今昔物語二十七〕獵師母成鬼擬噉子語第廿二

今昔、□□ノ國□□ノ郡ニ、鹿猪ヲ殺スヲ役ト爲ル者兄弟二人アリケリ、常ニ山ニ行テ鹿ヲ射ケレバ、兄弟搔列テ山ニ行ニケリ、待ト云フ事ヲナムシケル、ソレハ高キ木ノ胯ニ横樣ニ木ヲ結テ、其レニ居テ鹿ノ來テ、其ノ下ニアルヲ待テ射ルナリケリ、然レバ四五段許ヲ隔テ兄弟向樣ニ木ノ上ニ居タリ、

〔陸奧話記〕源朝臣賴義○中略素爲小一條院○敦明判官代、院好畋獵、野中所赴、麋鹿狐兎、常爲賴義所獲、好持弱弓而所發矢、莫不飮羽、縱雖猛獸、應弦必斃、其射藝巧軼人如斯、

〔源平盛衰記三十六〕淸章射鹿幷義經赴鵯越事

同六日ノ未明、上ノ山ヨリ巖崩テ落、柴ノ梢ユルギケレバ、城ノ中ニハ、スハヤ敵ノ寄ハトテ、各甲ノ緒ヲシメ、馬ニ騎、笞ヲ取テ待處ニ、雄鹿二雌鹿一ツヾキテ出來レリ、能登守ハ此鹿ノ下樣ヲ思ニ、一定敵ガ寄ルト覺エタリ、爰ニハマン鹿ダニモ、人ニ恐テ深ク山ニ入ベシ、深山ノ鹿爭人近ク下ルベキ、菩薩ヲ山ノ鹿ニ喩タリ、招ケドモ不來トイヘリ、敵ノ近付ル條子細ナシ、我ト思ハン者アマスナト宣ヘバ、伊豫國住人高市武者所淸章ハ、馬ノ上ニモ步立ニモ、弓ノ上手ナル上ニ、而モ獵師成ケルガ、折節射付馬ノ早走ニ乘タリケリ、一鞭アテヽ、弓手ニ相付テ、箙ノ上ザシ拔出シテ

雄鹿二ハ同草ニ射留ツ、雌鹿一ハ逃テケリ、不意狩シタリ、殿原草分ノカフ、ソジ、ノハヅレ、肝ノタバネ、舌根、鹿ノ實ニハ能處ゾ、鹿食殿原ト云ケレ共、大形ノ恐々ノ上、軍場ニテ鹿食事憚アリ、其上稻村明神トテ、程近ク御座ケレバ、松ノ二三本有ケル本ニ棄置ケリ、

〔山槐記〕治承二年正月廿三日戊午、辰剋凌大雪、(昨日雪不消、今日不降、)自中山堂參鞍馬寺、於美土呂坂逢右少將維盛朝臣、(折烏帽子著直垂小袴行縢騎馬、)侍五人騎馬在前後、又十餘人下居波太枝堂、今曉爲狩獵向櫟原野云云、犬十五匹在後、鹿二頭、猪一頭、雉一羽取之、或以弓爲杖、或以竿荷之、凡鹿五頭射取云々、

〔吾妻鏡 六〕文治二年四月廿一日戊辰、遠江守義定朝臣自彼國參上、○中略召御前遠州、被備三獻、此間頗及御雜談、二品(○源賴朝)仰云、遠江國有何事哉、義定朝臣申云、○中略貧見狩獵向二俣山之處、鹿九頭一列走通、義定之弓手、仍義定幷義資冠者、淺羽三郎等馳囲、悉以射取之畢、件皮所令持參也者、興終五枚獻二品、三枚進若公、一枚被志小山七郎朝光、只今候御酌之故也、

〔倭名類聚抄 四射藝具〕射翳　文選射雉賦注云、翳(於計反、隱也、障也、師說末布之、)所以隱射者也、

〔箋注倭名類聚抄 二射藝具〕末布之、蓋間伏之義、今肥前國松浦郡有宇土翳村、訓宇度末布之、○中略原書無射字、月令鄭玄注亦云、翳射者所以自隱也、新序雜事篇、弋者修其防翳、亦謂此也、按說文、翳華蓋也、所謂羽蓋卽是、故其字从羽、轉爲凡隱蔽之稱、

〔曾我物語 一〕かはづの三郎うたれし事

されば此かへりあし(○河津三郎祐)をねらひてみん、しかるべしとて、みちをかへてさきにたち、おくの、くち、あかざは山のふもと、やはた山のさかひに、あるせつしよをたづねて、しいの木三ぼんこだてにとり、一のまぶしやは大みのことうだ、二のまぶしにはやはたの三郎、てだれなれば、あまさじものをとて、たつたりけり、

〔八雲御抄 四言語〕まぶし(かりするに木などをおりさして、かくれゐたる也、しかうかゞふおりの事也、)

〔曾根好忠集〕九月上

まぶしさし鳩吹秋の山人はをのがありかをしらせやはする

〔清輔奥儀抄下〕問云、はとふくあきといふは何事ぞ、答云、れうしの鹿まつには、人をよばんとても、又人にしゝありとしらせんと思ふにも、手をあはせてふくを、はとふくとはいふ也、鳩といふ鳥のなくににたるゆへなり、

〔千載和歌集十四戀四〕堀川院の御時、百首の歌奉りける時、戀の心をよめる、　藤原仲實朝臣

まぶしさすしづをの身にもたへかねてはとふく秋のこゑたてつなり

弋射

〔倭名類聚抄四射藝〕弋射　唐韻云、弋(與職反、以豆留、)射也、四聲字苑云、矰(音曾)弋射矢也、繳(之若反)矰繳所以加飛鳥也、

〔箋注倭名類聚抄二射藝〕按説文、弋橜也、又云、隿繳射飛鳥也、二字不同、後人借弋爲隿射字、橜弋從木作杙以別之、玉篇云、弋橛所以挂物也、今作杙、又繳射也、亦作隿、○中略按説文、矰隿射矢也、四聲字苑蓋依之、○中略按、文選文賦、翰鳥纓繳、李善注、説文曰、繳生絲縷也、謂縷繫矰矢而以弋射也、與此義同、蓋轉注也、

〔書言字考節用集七器財〕繳射(イトユミ)弋鳥具

矪

〔倭名類聚抄十五畋獵具〕矪　唐韻云、矪(張留反、漢語抄云、久流利、)射鳥矢名也、

〔運歩色葉集久〕矪(クルリ)矢

〔書言字考節用集七器財〕矪(クルリ)唐韻、射鳥矢也、

〔倭訓栞前編八久〕くるり　倭名抄に矪をよめり、射鳥矢の名也と見えたり、水鳥などに用う、轉字の意成べし、俗にくるりと廻すなどいへり、くを濁りていふも同じ、

〔貞丈雜記十弓矢〕一くるり矢は、水鳥を射る矢也、矪矢と書也、木にてしんどうの形のごとく作り、輕

照射

く水に浮く樣にする也、其さきに少きかりまたをすげるなり、○略圖くるりの樣は、蓑目の如く内をうつぼにくりて、かろくなる樣にして、合せて糸にてまきうるしにてぬる也、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕みちのくに田村の鄕の住人馬允なにがしとかや云をのこ、鷹をつかひけるが、鳥を得ずして、むなしく歸りけるに、あかぬまといふ所にをし鳥一つがひゐたりけるを、くるりをもちていたりければ、あやまたずおとりにあたりてけり、○下略

○按ズルニ、㺃ノ事ハ兵事部弓矢篇矢種類條ニモ在リ、參看スベシ、

〔新撰字鏡才〕獠力吊反、獵、止毛志須、

〔倭名類聚抄四射藝〕照射附蹤血　續搜神記云、晶友少時家貧、常照射、見一白鹿、射中之、明晨尋蹤血矣、今按俗云、照射、止毛之、蹤血、波加利、

〔箋注倭名類聚抄二射藝〕原書卷八云、吳晶友字文悌、豫章新汵人、少時貧賤、常好射獵、夜照見一白鹿、射中之、明尋蹤血、既盡不知所在、與此所引字句少異、各本友誤支、今依原書改、○中略按、新撰字鏡、獠字訓止毛志須、蓋燒燈射獵之義、

〔類聚名義抄七才〕照射トモシ

〔運步色葉集登〕照射トモシイ

〔八雲御抄四言語〕ともし夏山などに入て、矢に火を指具して、しゝをちかくよせている也、

さつほのねらひ山をあさるもの也、かり人なり、

〔新猿樂記〕中君夫、天下第一武者也、合戰、夜討、馳射、待射、照射、步射、騎射、笠懸、流鏑馬、八的、三々九、手挾等上手也、○下略

〔倭訓栞前編十八登〕ともし　倭名鈔に照射をよめり、新撰字鏡に獠をともしすとよめり、遼志の說に、ぶえの下にみゆ、五月の比鹿を取んとて、火串に松をともして待居て、鹿のより來るを射る

也といへり、幽齋座右の注に、ともし狩は、鹿の眼に、火の光のあふを志るしに射也、

〔歌袋時節四夏〕照射(トモシ)、夏のよ、狩人鹿をとらんとて、山又は野にいりて、木陰に松の火串をともし、鹿のねしたる笛などふくに、夏秋は鹿のつまこふ時なれば、此笛のねにはかられてよりきたり、又はかの火串にもよりくるを、狩人これをいる也、但照射をともしといふは、火をともすといふを體に云也、

〔今昔物語二十七〕被呼姓名射顯野猪語第卅四

今昔、□□ノ國□□ノ郡ニ兄弟二人ノ男住ケリ、兄ハ本國ニ有テ、朝夕ニ狩スルヲ役トシケリ、弟ハ京ニ上テ、宮仕シテ時々ゾ本國ニハ來ケル、而ル間其兄九月ノ下ツ暗ノ比、燈(トモシ)ト云フ事ヲシテ、大キナル林ノ當リヲ過ケルニ、林ノ中ニ辛ビタル音ノ氣色異ナルヲ以テ、此ノ燈爲ルモノヽ姓名ヲ呼ケレバ、恠ト思ヒテ馬ヲ押返シテ、其ノ呼ブ音ヲ弓手樣ニ成シテ、火ヲ焰串(ホクシ)ニ懸テ行ケレバ、其ノ時ニハ不呼ザリケリ、本ノ如ク女手(メテ)ニ成シテ、火ヲ手ニ取テ行ク時ニハ、必ラズ呼ケリ、然レバ構テ此レヲ射バヤト思ヒケレドモ、女手ナレバ可射キ樣モ无クテ、此樣ニシツヽ、夜來ヲ過ケル程ニ、此ノ事ヲ人ニモ不語ザリケリ、而ル間其ノ弟京ヨリ下ダリケルニ、兄然々ノ事ナムアルト語ケレバ、弟糸希有ナル事ニコソ侍ナレ、己レ罷テ試ムト云テ、燈シニ行ニケリ、彼ノ林ノ當リヲ過ケルニ、其ノ弟ノ名ヲバ不呼ズシテ、本ノ兄ガ名ヲ呼ビケレバ、弟其ノ夜ハ其ノ音ヲ聞ツル許ニテ返ニケリ、兄何カニゾ聞給ツヤト問ケレバ、弟實ニ候ヒケリ、但シエセ者ニコソ候ヌレ、其ノ故ハ實ノ鬼神ナラバ、己ガ名コソ可呼キニ、其御名ヲコソ尚呼ビ候ヒツレ、其レヲ不悟ヌ許ノモノナレバ、明日ノ夜罷テ必ズ射顯シテ見セ奉ラムト云テ、其ノ夜ハ明ヌ、亦ノ夜夜前(ヨベ)ノ如ク行テ火ヲ燃シテ、其ヲ通ケルニ、女手ナル時ニハ呼ビ、弓手ナル時ニハ不呼ザリケレバ、馬ヨリ下テ鞍ヲ下テ、馬ニ逆樣ニ置テ、逆樣ニ乘テ呼ブ者ニハ女手ト思ハセテ、我レハ弓手ニ成テ、火ヲ焰

鹿笛

串ニ懸テ箭ヲ番ヒ儲テ過ケル時ニ、女手ト思ケルニヤ、前ノ如ク兄ガ名ヲ呼ケルヲ、音ヲ押量テ射タリケレバ、尻答ヘツト思エテ、其ノ後鞍ヲ例ノ樣ニ置直シテ馬ニ乘テ女手ニテ過ケレドモ、音モ不爲ザリケレバ、家ニ返ニケリ、兄何ニカト問ケレバ、弟音ニ付テ射候ツレバ、尻答フル心地シツ、明テコソハ當リ不當ズハ行テ見ムト云テ、夜明ケルマヽニ、兄弟搔列テ行テ見ケレバ、林ノ中ニ大キナル野猪、木ニ被射付テゾ死テ有ケル、此樣ノモノヽ人謀ラムト爲ルホドニ、由ナキ命ヲ亡ス也、此レ弟ノ思量ノアリテ、射顯カシタルナリトテゾ、人讃ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔續世繼二つりせぬ浦々〕此御時(中略)白河、いきとしいけるものゝ、いのちをすくはせ給て、かくれさせ給まで、おはしましき、さ月のさやまにともしする𛀙づのをもなく、(下略)

〔古事談三僧行〕大和國ニ以狩爲業之者、舜見上人常雖被制止、敢不承引、依之五月下暗夜、件狩者照射ニ出タリト聞テ、上人鹿皮ヲカツギテ、作鹿體臥野、

〔千載和歌集三夏〕權中納言俊忠中將に侍ける時、歌合し侍ける時、照射の歌とてよめる、

藤原顯綱朝臣

五月やみ茂きは山にたつ鹿はともしにのみぞ人に𛀙らるゝ

〔倭訓栞前編十一𛀙〕𛀙ゝぶえ　鹿笛也、徒然草に、女のはけるあしだにて作れる笛には、秋の鹿必ずよると書り、今は鹿の耳皮、或は腹ごもりの皮を用う、又蝦蟇皮を勝れりとすといへり、太平廣記に、以鹿心上脂膜作簧と見え、遼志に、七月上旬射鹿、夜半令獵人吹角倣鹿鳴、既集而射之と見えたり、

〔高忠聞書〕鹿笛の事、かり人の申は、はやるけいせいのあしだにて、造りたるがよくよると申なり、又はじめて人のつくりたるも能よると云也、

〔徒然草上〕女のはけるあしだにてつくれる笛には、秋の鹿必よるとぞいひ傳へ侍る、

〔野槌上二〕ある人の申されしは、近代參河國安部山人、都にのぼり、名ある遊女のはける履をとりて歸り、笛につくりて、阿部山中に入、これをふくに、鹿のおほくよる事、常のあしだにて作れる笛よりも、まさりてしるしありとかたり傳る、

鹿笛の作樣あまたあり、鹿のはらごもりの皮を用るもあり、又鹿の耳のうちの皮を用るもよし、笛かわけばならず、吹とき口にてぬらすなり、

〔曾我物語八〕二たんのしゝにのる事

刀擊

こゝにいづのくにのぢう人、にたんの四郎たゞつな、いまだしゝにあはずして、おちくるしゝをあひまつところに、いくとしふるともしらざるゐのしゝが、ふしくさかく十六つきたるが、ぬしをしらぬしゝ、やども、四ッ五つたつたりしが、大きにたけつてかけまはる、○中略たゞつなこれをさいはひとかけよせけり、○中略大のしゝ、やをぬき出し、たゞ一やにと、ひいてはなつところに、やよりもさきにとびきたり、のりたるむまをぬしともに、ちうにすくふてなげあげ、おちばかけんとするところに、かなはじとや思ひけん、ゆみもたづなもうちすてゝ、むかふさまにぞのりうつる、されどもさかさまにこそのつたりけれ、○中略しゝはいよ／＼たけりをかき、木のもと、かやのしたいわがんせきをきらはずして、ちうにとんでまはりしかば、ゑぼしたけがさ、くつ、むかばき、一どにきれておちにけり、大わらはになりて、たゞおちじとばかりぞこらへける、おほきにたけきゐのしゝも、あまた手はおひぬ、にたんがいにやおされけん、御まへちかきかれぐいにつまづき、よはる所にあやまたず、こしのかたなをぬき、どうなかにつきたて、あばらぼね二三まいかききりければ、しゝは四そくを四五寸つちにふみいれて、たちすくみにこそなりにけれ、にたんはいそぎとびおりて、かずのとゞめをさす、上下のかり人これをみて、せんだいみもんのふるまひかな、おもしろくもとゞめたり、のるものつたり、こらへもこらへたりと、かんせぬ人こそなかり

槍擊

けれ、君も此よし御らんじて、かりばのうちのかうみやうは、これにしかじと御かんあり、ふじのしもかたにて、五百よ丁を給はりけり、

〔明良洪範十九〕黒田長政在國ノ時、猪狩ニ出ラレシニ、大キナル猪ノ手負タルガ飛來リシユヘ、近所ニ居合タルモノドモ、我モ我モト弓鐵炮ニテ仕留ントセシニ當ラズ、イヨ〱猛リテカケ廻ル所ニ、長政ノ居ラレシ所ヨリ、四五十間計リ先ニ、若侍一人刀ヲヌキ、件ノ猪ニ向テ進ミヨルヲ、長政見ラレテ、只今猪ニ出向ヒタルハ侍トミヘタルガ、甚無分別ナリ、側ニアル松ノ木ヲタテニトリテ待カケ、猪ノカヽル時ヤリ過シテ、切留メヨト申シ聞ケベシト有シ時、近習ノモノ聲々ニヨバハリ候ラヘドモ、聞ヘン物カハ、其儘居タル所ヘ、猪ハ無二無三ニ欠來リシヲ、飛違ヘテ切タルニ、胴腹カケテ半分切付シユヘ、猪ハノツケニタヲレケルヲオサヘテ、一刀ツキ通シ、難ナク仕留テ、高聲ニ仕留タリト呼ハリケリ、長政呼ビテ、只今ノ働キ早業ト云ヒ見ゴトナル振舞、若者ニハ似合ザル仕方ナリ、サリナガラ無分別千萬ノ事、其方ヘハ猪ヲ相手ニテ高名シタレバトテ、左ノミ功ニモアラズ、萬一切損ジ猪ニカケラレナバ、所ニヨリテ死スル事モ有ベシ、タトヘ死ナズトモ、大疵ヲ蒙リ、一生難儀ニ及ビ、武道モ成カネタラバ、侍ヲ一人獸ニカヘン事、大キナル損ナラズヤ、最前モ申スゴトク、猪ノ怒リテ欠ル時ハ、アタリニ木カ、又ハ石ニテモアラバ、夫ヲ楯ニトリテ、待カケテ仕留ルヲヨシトス、若木楯ニ取ベキ物ナクバ、是非ニ及バズ、逃モセラレネバ、待カケテ切殺スベシ、幸ニ木楯モアルヲ用ヒヌハ、イラザル汝ガ無分別ナリ、合戰ニ及ブ時ハ、弓鐵炮ニテ打合セ血ニソミ、又ハ武士同士鎗ヲ合セ、敵ヲ突フセ高名スル者ナレバ、何ゾ畜類ニマクベキ、若切留ズシテカケラレナバ、見苦シキ耻ノ上ノ損ナラズヤ、向後ハ其心得スベキ由、申シ聞ラレケレバ、皆々感ジケリ、

〔東遊記一〕熊突

加賀越中は、世に名高き熊多き所也、熊膽なども此邊より出るを、極上の品と定む、余〇橘南溪越中に在りし時、飛驒境の山中の人に出會て、熊を取ることを聞に、其獵者も亦勇猛なり、冬に至り雪降積る時は、熊皆穴に入り住む、其時獵者ども薪木を多く持行て、熊の住る穴の中へ投入るゝに、熊怒りて其薪をうしろの方へ押やる程に、穴の奥の方次第につまりて、其熊段々に穴の口の方へ出、ついには穴皆つまりて、熊穴の外へ出る時、長さ壹間計の手鎗を以て、月輪のあたりをねらいて突く也、熊突れながら、其鎗をうなぐり捨んとして引程に、彌鎗深く身を貫く、獵者は始終其鎗をはなさず取付居て、加勢の獵者を待つ、加勢の獵者走りかゝりて、まさかりを以て熊の頭を打て取る事也、もし鎗を突損じぬれば、熊の掌にて鎗の穗先を握るに、丈夫なる鎗の身三ッ四ッに折れ碎く、左あれば獵者もつかみ殺さるゝとなり、余是を聞て、かく手詰の危き働きをせんよりは、など鐵砲にてはうたざるといへば、鐵砲は猶あやうしといふ、いかにといふに、もし月輪を打はづす時は、たとへ鐵砲の玉熊の身を貫くといへども、忽ち飛かゝりてつかみ殺すなり、鎗は獵者其鎗に取付居る故に、飛かゝる事あたはず、されば命を失ふこと無しと也、只手負の熊には、中中近付がたきもの也、手負ざる間は、をだやかなるものゆゑ、近付こと甚だ自由なりと語れり、誠に漁者は水に勇に、獵師は山に勇あり、盜賊は又利欲に勇あり、皆其習ふ所に勇ありと思はる、

〔日本山海名產圖會 二〕捕熊 熊の一名子路

熊は必大樹の洞中に住みて、よく眠る物なれば、丸木を藤かづらにて、格子のごとく結たるを以て、洞口を閉塞し、さて木の枝を切て、其洞中へ多く入るれば、熊其枝を引入れ〳〵て洞中を埋、終におのれと洞口にあらはるを待て、美濃の國にては竹鎗、因幡にては鎗、肥後には鐵砲、北國にてはなたきといへる薙刀のごとき物にて、或は切或は突ころす、何れも月の輪の少上を急所とす、又石見國の山中には、昔多く炭燒く古穴に住めり、是を捕に鎗鐵砲にて頓にうちては、膽甚小さ

銃擊

しとて、飽まで苦しめ憤怒せて打取なり、〇中略又一法に駿州府中に捕には、熊の巣穴の左右に兩人、大なる斧を振擧持て待ちかけ、外に一兩人の人して、樹の枝ながらをもつて、巣穴の中を突探ぐれば、熊其樹を窠中へひきいれんと、手をかけて引に、横たはりて任せざれば、尙枝の叉かしこに手をかくるをうかゞひて、かの兩方より斧にて兩手を打落す、熊は手に力多き物なれば、是に勢つきて終に獲る、

〔德川禁令考鐵砲改二十五〕寛文二寅年九月廿一日

獵師之外鐵炮所持不ㇾ可ㇾ致旨御觸書

關東山中筋、此以前より鐵炮御免之所たりといふ共、獵師之外鐵炮所持すべからず、勿論其外之在々所々令二停止一之間、其所之地頭代官より相改之鐵炮於ㇾ致二所持一ハ可ㇾ取二上之一、獵師無紛鐵炮うち來輩には、地頭代官より札ニ郷村幷鐵炮主之名を書付相二渡之一、餘人ニかす儀可ㇾ爲二無用一之由堅可二申付一之、若致二違背一鐵炮令二所持一、晝夜によらず、山野ニ住するものあらば可二申出一之、縦雖ㇾ爲二同類一、其科をゆるし御褒美可ㇾ被ㇾ下之、自然隱置、他所より顯るゝにおゐてハ、御せんさくの上、其所之名主五人組迄可ㇾ被ㇾ行二罪科一之旨、急度可ㇾ被二申付一者也、

九月

〔享保集成絲綸錄四十三〕寶永六丑年四月

覺

一猪鹿猨多出、田畑荒し、人馬江も掛り候節者、不ㇾ及二相窺一玉込鐵炮ニ而爲ㇾ打可ㇾ被二申事、〇中略

一獵師鐵炮相續幷增減之儀、鐵炮改方江不ㇾ及二相窺一、御代官領主地頭可ㇾ爲二勝手次第一事、〇中略

四月

〔德川禁令考鐵砲改二十五〕享保六丑年二月

高札書改之儀ニ付御書付〇中略

定

在々にて、若鐵炮打候もの有ㇾ之候ハヾ申出べし、并御留場之内にて鳥を取申者捕候歟、見出候ハバ、早々可ㇾ申出、急度御褒美可ㇾ被ㇾ下置者也、

享保六年二月

右ハ鐵炮打候儀ニ付而、先年建置候高札、今度書改候間、先年之高札削、此趣調べ建置可ㇾ申候、

二月

〔德川禁令考二十五鐵砲改〕天明三卯年十二月

關八州之外ニ而鐵炮取扱之儀、鐵炮改江問合并挨拶書、

鳥獸殺生いたし、狩人を渡世致度旨願出候節、關八州之外は、玉込鐵炮差許候而も不ㇾ苦事ニ候哉、

鐵炮改大目付河野信濃守江、伊豫守より問合下ケ札いたし來ル、

但京、大坂、駿府等は、幾里四方は不ㇾ相成旨、夫々極り有ㇾ之候哉、

下ケ札　關八州之外、御定取扱無ㇾ御座候、

一私領家來、其領分知行之内ニ而、玉込鐵炮を以、鳥獸殺生いたし候而も、領主、地頭、聞濟之上は不ㇾ苦候哉、

卯十二月

下ケ札　一關八州之外、諸國之鐵炮、稽古鐵炮は、其支配江相願濟次第品により鐵炮懸り江も相達候事、

〔常山紀談十〕朝鮮にて何れの所にてか有けん、淸正の陣、大山の麓なりけるに、虎夜來りて馬を中に引さげ、虎落の上を飛出けり、淸正口惜き事なりと怒られけるに、小性上月左膳をも虎來て咥

殺せり、清正夜明ると、山を取卷て虎を狩たるに、一疋の虎、生茂りたる萱原をかきわけ、清正を目がけて來る、清正大なる岩の上に在て、鐵炮を持ねらはるゝに、其間三十間計、虎清正を睨みて立止る、人々鐵炮を揃て搏んとするを、清正下知して打せられず、自打殺さんとの志なり、斯て虎間近く猛り來り、口を開きて飛かゝる處をうたれしに、咽に打込たれば、そこに倒れ起上らんとせしかども、痛手なれば終に死しぬ、

〔明良洪範十二〕大坂ニ至リ合戰ニ及ケル時、天王寺口ノ方ヨリ武者三騎、城ヘ引入ントスルヲ、三之助見テ能キ敵也、討取申サント云故、山本ト、三之助ト、今一人ノ若黨ト、三人ニテ追付ク、〇中略三之助殘念ナリトテ、山獵ニ手。練。セ。シ。小。筒。ヲ取出シ、殘リノ一人ヲ馬ヨリ打落シテ、山本ニ其首ヲ取ラス、

〔寛永系譜百五十九稻富〕直賢

同〇寛永二十年正月五日、將軍家〇德川家光下總國牛島ニ御鷹狩の節、隅田川の御館に渡御あり、還御の時、堤の東に白雁の群りあつまれる有、時に直賢をめし、鐵炮をたまはりてのたまはく、かの雁を追立、飛ゆく所をうつべしとなり、直賢仰をうけたまはり、すみやかにはしりより、聲をあげて雁を驚かす、雁すなはちとびあがること二丈餘なり、直賢鐵炮を放て、あやまたずこれにあたり、雁すなはち田水に落、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕御みづから〇德川吉宗の砲術も、堪能におはしましけり、いつも十六匁の玉を放ち給ひて、百發百中の妙をあらはし玉へり、御狩の折、御手に十六匁の筒を携へ、自在にし玉ふ御さま、常人の竹杖などうちふるごとく、いとかろげに見えさせ玉ひし、殊更其精妙を感じ參らせしは、享保十五年の三月、青山大膳亮幸秀が青山の別業にて狩せさせ玉ひしに、たくましき野猪はしり出しかば、御みづから鐵砲を提出玉ひ、既に火蓋をきらせ玉ひし時、加納遠江守久

畋獵例

堅、筒先に馬を乘出しければ、人々あはやと見る所に、きと御覽じて、とみに筒を上にむけ玉ひしかば、銃丸は空に入てあやまちなかりしなり、また品川邊にて、土岐大學頭朝澄が射損じたる野猪を、小筒にて打留られしなど、とり〴〵の御はや業、見る人々深く感賞し奉れり、

〔古事記上〕是以此二神、降到出雲國伊那佐之小濱而、（伊那佐三字以音）拔十掬劍、逆刺立于浪穗、趺坐其劍前、問其大國主神言、○中略葦原中國者、我御子之所知國言依賜、故汝心奈何、爾答白之、僕者不得白、我子八重言代主神是可白、然爲鳥遊取魚、而往御大之前、未還來、○下略

〔古事記傳十四〕鳥遊は、野山海川に出て、鳥を狩て遊ぶをいふなり、

〔日本書紀神代二〕一書曰、兄火酢芹命能得海幸、故號海幸彥、弟彥火火出見尊能得山幸、故號山幸彥、兄則每有風雨、輙失其利、弟則雖逢風雨、其幸不忒、時兄謂弟曰、吾試欲與汝換幸、弟許諾、因易之、時兄取弟弓矢、入山獵獸、弟取兄釣鉤、入海釣魚、俱不得利、空手來歸、

〔古事記上〕故火照命者、爲海佐知毘古、（此四字以音、下效之、）而取鰭廣物鰭狹物、火遠理命者、爲山佐知毘古、而取毛麤物毛柔物、爾火遠理命、謂其兄火照命、各相易佐知欲用、三度雖乞不許、然遂纔得相易、

〔古事記傳十七〕海佐知、山佐知は、直に宇美佐知、夜麻佐知と訓べし、○中略書紀に海幸山幸と書て、幸此云左知とあれども、幸の意のみには非ず、○註略佐知は幸取にて、伎を省き、登理を切めて知と云なり、○註略さてまづ幸とは、凡て身のために吉き事を云、（福字をも書り）此にては、海にて諸魚を得るを海佐岐と云、山にて諸獸を得るを、山佐伎と云、凡て物を得るは、身のために、吉事なる故に、幸と云なり、さて其海山の佐伎を取賜ふを以て、幸取彥と申せるなり、

〔日本書紀景行七〕二十八年、是歲日本武尊初至駿河、其處賊陽從之欺曰、是野也麋鹿甚多、氣如朝霧、足如茂林、臨而應狩、日本武尊信其言、入野中而覓獸、○下略

〔日本書紀雄略十四〕三年○安康十月癸未朔、天皇恨穴穗天皇○安康曾欲以市邊押磐皇子傳國、而遙付囑後

事、乃使人於市邊押磐皇子、陽期校獵、勸遊郊野曰、近江狹狹城山君韓帒言、今於近江來田綿蚊屋野、猪鹿多有、其戴角類枯樹末、其聚脚如弱木林、呼吸氣息似於朝霧、願與皇子、孟冬作陰之月、寒風肅殺之晨、將逍遙於郊野、聊娛情以騁射、市邊押磐皇子、乃隨馳獵、

〔日本書紀 十四 雄略〕二年十月癸酉、幸于吉野宮、　丙子、幸御馬瀨、命虞人縱獵、陵重巘、赴長莽、未及移影、獮什七八、毎獵大獲、鳥獸將盡、遂旋憩乎林泉、相羊乎藪澤、息行夫、展車馬、問群臣曰、獵場之樂、使膳夫割鮮何與自割、群臣忽莫能對、於是天皇大怒、拔刀斬御者大津馬飼、是日車駕至自吉野宮、國內居民、咸皆振怖、由是皇太后與皇后聞之大懼、使倭采女日媛擧酒迎進、天皇見采女面貌端麗、形容溫雅、乃和顏悅色曰、朕豈不欲覩汝妍咲、乃相携手入於後宮、語太后曰、今日遊獵大獲禽獸、欲與群臣割鮮野饗、歷問群臣、莫能有對、故朕嗔焉、皇太后知斯詔情、奉慰天皇曰、群臣不悟陛下因遊獵場、置宍人部、降問群臣、群臣嘿然、理且難對、今貢未晚、以我爲初、膳臣長野、能作宍膾、願以此貢、天皇跪禮而受曰、善哉鄙人所云、貴相知心、此之謂也、皇太后視天皇悅、歡喜盈懷、更欲貢人曰、我之厨人菟田御戸部眞鋒田、高天、以此二人請將加貢爲宍人部、自茲以後、大倭國造吾子籠宿禰、貢狹穗子鳥別爲宍人部、臣連伴造國造又隨續貢、

〔源平盛衰記 二十三〕平氏淸見關下事

權亮少將維盛ハ、齋藤別當ヲ召テ、抑賴朝ガ勢ノ中ニ、己程ノ弓勢ノ者、イクラ程カアル、東國ノ者ナレバ、案內ハ知タルラント問給ヘバ、眞盛ナドヲヨキ者ト思召候カ、〇中略馬ハ牧ノ內ヨリ心ニ任テ撰取立飼タレバ、早走ノ曲、進退ノ逸物ヲ、一人シテ五匹十匹ヒカセタリ、彼馬乘負セテ、朝夕鹿狩狐狩シテ、山林ヲ家ト思テ馳習タレバ、乘トハ知レドモ落事ナシ、

〔曾我物語 一〕おくの、かりくらの事

さてもりやう三がこくの人々は、その〳〵おくのにいり、はう〳〵よりせこをいれて、やかんを

かゝりけるほどに、七日がうちに、ゐのしゝ六百、かのしゝ千かしら、くま三十七、むさゝび三百、その外、きじ、山どり、さる、うさぎ、むじな、きつね、たぬき、さい、大かめのたぐひにいたるまで、いしやうそのかず二千七百あまりぞとゞめられける、いまはさのみやかんをほろぼしてなにゝかはせんとて、をの〳〵かしはがたうげにぞあがりける、このほどのざつしやうは、いとう一人してひまなかりければ、もたせたるさけ、人々のげんざんに入ざるこそほんいなけれ、いざや山ちんをとりて、よりともに今一こんすゝめたてまつらん、しかるべしとて、むねとの人々五百よ人、とうげにおりゐつゝ、よういをこそはせられけれ、

〔吾妻鏡十三〕建久四年三月十五日壬午、近日依可有那須野御狩、所被構藍澤之屋形等、以宿次人夫、壞渡下野國云云、　廿一日戊子、舊院〇後白河崩去年三月一廻之程者、諸國被禁狩獵、日數已馳過訖、仍將軍家〇源頼朝爲覽下野國那須野、信濃國三原等狩倉、今日進發給、自去比所被召聚馴狩獵之輩也、其中令達弓馬、又無御隔心之族被撰二十二人、各令帶弓箭、其外縱雖及萬騎、不帶弓箭、可爲踏馬衆之由被定云云、

江間四郎	武田五郎	加々美二郎	里見太郎	小山七郎
下河邊庄司	三浦左衞門尉	和田左衞門尉	千葉小太郎	榛谷四郎
諏方大夫	藤澤二郎	佐々木三郎	澁谷二郎	葛西兵衞尉
望月太郎	梶原左衞門尉	工藤小二郎	新田四郎	狩野介
宇佐美三郎	土屋兵衞尉			

四月二日戊戌、覽那須野、去夜半更以後入勢子、小山左衞門尉朝政、宇都宮左衞門尉朝綱、八田右衞門尉知家、各依召獻千人勢子云云、那須太郎光助奉駄餉云云、　廿八日甲子、將軍家自上野國還御、

五月二日丁卯、北條殿下向駿河國給、是爲覽狩倉、可令赴彼國給、御旅館已下作事、伊豆、駿河兩州

御家人等、狩野介相共可令沙汰給之由含御旨、先以首途給云云、　八日癸酉、將軍家〔○源賴朝〕爲覽富士野藍澤夏狩、人々赴駿河國給、江間殿、上總介、伊豆守、小山左衛門尉、同五郎、同七郎、里見冠者、佐貫四郎大夫、畠山二郎、三浦介、同平六兵衛尉、千葉太郎、三浦十郎左衛門尉、下河邊庄司、稻毛三郎、和田左衛門尉、榛谷四郎、淺沼二郎、工藤左衛門尉、土屋兵衛尉、梶原平三、同源太左衛門尉、同平二、同三郎兵衛尉、同刑部丞、同兵衛尉、糟屋藤太兵衛尉、岡部三郎、土岐三郎、宍戸四郎、波多野五郎、河村三郎、加藤太、同藤次、愛甲三郎、海野小太郎、藤澤二郎、望月三郎、小野寺太郎、市河別當、沼田太郎、工藤庄司、同小次郎、禰津二郎、中野小太郎、佐々木三郎、同五郎、澀谷庄司、小笠原次郎、武田五郎等候御共、其外爲射手輩之群參、不可勝計云云、　十五日庚辰、藍澤御狩事終、入御富士野御旅館、當南面立五間假屋、御家人同連軒、狩野介者參會路次、北條殿者、豫被參候其所、令獻駄餉給、今日者依爲齋日、無御狩、終日御酒宴也、手越黃瀨河已下近邊遊女令群參、列候御前、　十六日辛巳、富士野御狩之間、將軍家督若君〔○源賴家〕始令射鹿給、候愛甲三郎季隆、本自存物逢故實之上、折節候近射、追合之間、忽有此飮羽云云、尤可及優賞之由、將軍家以大友左近將監能直、內々被感仰季隆云云、此後被止今日御狩、訖屬晚於其所被祭山神矢口等、江間殿〔○北條義時〕令獻餠給、此餠三色也、折敷一枚九置之、以黑色餠三置左方、以赤色三置中、以白色居右方、其長八寸、廣三寸、厚一寸也、以上三枚折敷、如此被調進之、狩野介進勢子餠、將軍家幷若公敷御行騰於篠上令座給、上總介、江間殿、三浦介以下、多以參候、此中令獲鹿給之時、候而在御眼路之輩中、可然射手三人被召出之、賜矢口餠、所謂一口工藤庄司景光、二口愛甲三郎季隆、三口曾我太郎祐信等也、梶原源太左衛門尉景季、工藤左衛門尉祐經、海野小太郎幸氏、爲餠倍膳持參御前、相並而置之、先景光依召參進蹲居、取白餠置中、取赤置右方、其後三色各一取重之、〔黑上、赤中、白下、〕置于座左臥木之上、是供山神云云、次又如元三色重之三口食之、〔始中、次左廉、次右廉、〕發矢聲太微音也、次召季隆、候法同于景光、次餠置樣、任本體不改之、次召出祐信仰云、一二口殊射手賜之、三口事可爲何樣哉

者、祐信不能申是非、則食三口、其所作如以前式、於三口者、將軍可被聞召之趣、一旦定答申歟、就其禮有與之樣、可有御計之旨、依思食儲、被仰含之處、無左右令自由之條、頗無念之由被仰云云、次三人皆賜鞍馬御直垂等、三人又獻馬、弓、野矢、行騰沓等於若公、次列座衆預盃酒、悉垂醉云云、次召蹈馬勢子輩、各賜十字、被勵列卒云云、

〔吾妻鏡十七〕建仁三年五月廿六日癸巳、將軍家〇源頼家爲狩獵御進發伊豆國、　六月一日丁酉、將軍家著御伊豆奧狩倉、　三日己亥、將軍家渡御于駿河國富士狩倉、　十日丙午、將軍家自駿河國還御鎌倉、

〔羅山文集一賦〕大獵賦并序

天正十有九年歲在辛卯、冬十有一月、豐氏大相國將狩於三州吉良、乃普告諸侍、於是乎以吉日佳時、遂往、鷹犬數千頭、器綱數百車、士卒以萬數也、經日歸洛、其行粧殆盡天下之美、聚海內之善、新莊越前守、新莊駿河守、栢植大炊助、小出播磨守、小出大和守、片桐東市正、長谷川右兵衞、石川備前守、石川掃部助、齋村左兵衞、大野修理大夫、福原右馬助、三上與三郞、片桐主膳等之衞兵、各帶劍戟而前驅、人人牽狗、手手臂鷹、有伊駒某、臂力絕人、能臂大鷲、希有之事也、見者爲之莫不注目、臂鷹者右往左往多有之、是亦不常有也、四足則有麀鹿狐狸兎猪熊羆猿狼之類、二足則有鳧鷺鴻雁鳩鶉雀燕鸞鷄雉鵠鶴白鳥山雞之匹、其餘不可勝而計焉、或以紅絲絜之于竹木、或布錦繡載之于車馬、東自大津西迄聚樂、綿綿不絕、無有罅隙、而並有次序、詩傳曰、太平而後、微物衆多、取之有時、用之有道、則物莫不多矣、是則即今之時乎、時哉時哉、其次大相國駕龍輿、而手黃鷹、石田治部少輔三成、增田右衞門尉長盛、德善院權僧正玄以扈從乘輿、其餘之諸士各橫兵仗而後拒、其華麗誠以不可言也、無少無長、無貴無賤、莫不見之者、歸洛之後、班與禽獸於下民、其數不幾千萬也、古之所謂得天下者、如分肉者乎、國俗甚美、大相國之愛人也〇下略

〔慶長日記〕慶長十五年閏二月十日丙戌、將軍家〇徳川秀忠爲鹿狩、今日駿府御立、參州田原ニ被赴、今夜田中城止宿也、此度將軍家御供關東衆盡美麗、其費不可勝計、十四日、將軍家到田原著給、十五日、雨故無狩、十六日、十七日、大久保山藏王山狩場にて、鹿二百七十、猪二十七、合貳百九十七留、參河衆人多召連被出、鐵炮弓無際限、十八日、休息、十九日、將軍家御袋依忌日無狩、廿日、藏王山被爲狩、鹿百五十、猪三拾四、合百八十四留、廿一日、雨故無狩、廿二日、わかみ山まぐさ山被爲狩、鹿百六十二、猪三十三、合百九拾五留、廿三日、たつほへ落し鹿五十二、猪二、合五十四、〇中略都合七百參拾留、此內鹿六百參拾四、猪九十六也、廿四日、將軍家田原立給、廿七日、駿府へ著給、

〔明良洪範〕四鹽竈九右衞門ト云士アリ、百石ニテ南部大膳大夫方へ召出サレ、入部ノ供シテ在所へ行ケル、或時猪狩致サレシニ、南部ニテハ七十俵ヨリ百俵迄ノ者、陣立ノ節ハ一匹一本ニ罷出ル定ニテ、常ハ放シ飼ヒニ致シ置ル、此輩大勢アリ、是ヲ猪狩ノ列卒ニ申付ラレ、右九右衞門ハ其列卒大將ニテ、馬上ニ鹿ヲ取テ、右列卒ニ下知シケルニ、〇下略

〔柳營秘鑑〕八小金中野牧御鹿狩之一件同繪圖

一享保十一丙午年三月廿六日、將軍家〇徳川吉宗下總國小金中野牧御遊獵之節御定書、〇中略

一御鹿狩ニ當リ候勢子之番頭組中共同勢ハ面々請取之小屋場に始終差置、小屋場ゟ外へ不罷出候樣、其組之末々迄急度可被仰渡候、尤小屋場前後、御徒目付幷御小人目付等附置、制させ可申候、左樣御心得可被成候、

一御先江被相越候面々、刀持者此方ゟ出不申候間、小屋場にて面々御家來ニ爲御持、小屋場ニ可被差置候、

一松戸通市川共往來武具諸道具人數共、夜ニ入候共相通申儀御斷、書付員數書付御出可被成候、尤昨日被仰渡候御書付を以、御斷致候番所御書出し可被成候、但シ鐵炮五挺宛之分ハ不及御

斷候、○下略

〔天保集成絲綸錄 六十六〕寛政三亥年九月　御目付江

御鹿狩之儀、可被仰出御沙汰に付、右稽古として、近在猪鹿多之場所江御番方之内、相望候者追々に被差遣候ハヽ、若手之面々、山野にも馴可申哉之御内沙汰に候、然とも猪鹿多之村方者、孰れも困窮之趣に付、一通り之作法ニ而者及難義候筋故、御鷹野御供之振合、又者非番之節、野邊江遠乘遠足等ニ相越候節之振合ニ而、鎗さへ爲持候得者宜と申程ニ、可成丈ヶ省略いたし、足樣之爲ニも候間、馬駕籠不相用、歩行にて罷越、諸事手輕之取扱にいたし、御鹿狩稽古第一ニ心得、勿論困窮之村方猪鹿多作毛を喰荒し難義に付、御救にも相成候御趣意をも相含、何事も手輕に取扱候趣を以、先近在村方之内江御番方之内一組より二人宛差遣而、孰れもにも被相越候積被相心得、御番衆名前所調可被申聞候、尤何も腰帶辨當用意可然候、猶委細之儀者、掛り御目付申談可被取計候事、

九月

右之通、兩番頭江相達候間、被得其意、各と右場所江被相越、差引等可被致候、諸事御場掛り江承合、可被申談候事、

寛政七卯年二月　寺社奉行衆

當三月上旬、小金野御鹿狩に付、勢子に罷出候村々、兼而猪鹿防之ため預置候鐵炮、不殘持出候樣、關東郡代より申觸候間、下總國村々、御料者御代官、私領者領主地頭より、兼村方江渡置候四季打鐵炮之分者勿論、月切鐵炮之分も、當月下旬より御狩相濟候迄之間先貸渡置、勢子差引出役之もの、差圖次第、右御用之方江玉なし鐵炮相用、御用相濟候はヽ、早速取上、定例之通、四月より八月迄貸渡爲打候積り、尤全御鹿狩御用ニ付、制外之事ニ候間、若鐵炮預人病氣ニ候歟、又者外御用有之

勢子之方江、鐵炮難持出分者、親類或者村役人等之内、勢子之方江罷出候ものに爲持差出候積り、是等之儀も右御用限之事に而、自餘之例に者不相成候間、其段も村方江厚可申付候事、

右之趣、松平伊豆守殿被仰渡候間申達候、

右之趣、武藏、下總、上總、常陸之内、四季打月切鐵炮有之村々江、地頭により早々御申渡可被成候、以上、

卯二月　　安藤大和守

○按ズルニ、此時ノ記事ニ、小金原御狩ノ記アリ、續視聽草五集ノ八ニ見エタリ、文煩シケレバ載セズ、

〔續泰平年表〕嘉永二年三月十八日、總州小金原江被爲成、鹿御狩、

〔倭名類聚抄二漁獵〕獵師　内典云、譬如群鹿怖畏獵師、涅槃文云一謂獵者、和名加利比止

列卒　文選云、列卒滿山、和名加利古

〔箋注倭名類聚抄一男女〕所引涅槃經四相品文、按說文、獵放獵、逐禽也、故業逐禽者爲獵師、○中略所引蓋子虛賦文、賦作列卒滿澤、罘網彌山、此引作滿山誤、按說文、列分解也、迾遮也、二字不同、列卒之列、遮迾之義、宜作迾、西京賦、迾卒清候、李善注、引鄭玄禮記注曰、迾遮也、是也、後遮迾轉爲行迾、又假列字爲之、故訓分解之字、從衣以別之、與訓絹餘之裂字混、迾字遂廢、○中略俗呼勢古、見東鑑建久四年條、

〔類聚名義抄十一〕列卒(ノカリコ)　〔同二日〕獵者(カリヒト)　〔同三犬〕獵師(カリヒト)

〔運步色葉集滿〕獵師(マスラヲ)

〔下學集上人倫〕獵師(リヤウシ)

〔易林本節用集禮人倫〕獵師(レフシ)獵者(シヤ)

〔萬葉集（雜歌三）〕志貴皇子御歌
牟佐佐婢波、木末求跡、足日木乃、山能佐都雄爾、相爾來鴨、

〔萬葉集略解（三）〕さつをは幸人にて、獵する人を云、

〔新撰六帖（二）〕かり　　　　　　　　　　　　　　爲家
なにとしてみ山おとしのせこ聲にやらはれながら鹿もすむらん
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　知家
明わたるもと山とをくせこたてゝ夜ごめの鹿の行方ぞなき

〔歌袋（四時節夏）〕せこ聲とは、鹿を追出す者、聲をたつるを云、又せこたてゝとも云は、追出す人を並立るを云、

〔人倫訓蒙圖彙（三）〕獵師　狩人ともいへり

〔出雲風土記（秋鹿郡）〕大野郷、郡家正西一十里廿歩、和加布都努志能命、御狩爲坐時、即郷西山狩人立賜而追猪犀、北方山之至河内谷而、其猪之跡亡失、爾時詔、自然哉猪之跡亡失詔、故云内野、然今人猶誤大野號耳、

〔豐後風土記（大野郡）〕網磯野（在郡西南）　同天皇（景行）行幸之時、此間有土蜘蛛、名曰小竹鹿奥、（訓志努奸意拘）小竹鹿臣、此土蜘蛛二人、擬爲御膳作田獵、其獵人聲甚讙、天皇勅曰大囂、（謂阿那美須）因斯曰大囂野、今謂網磯野者訛也、

〔日本書紀（仁德十一）〕三十八年七月、天皇與皇后居高臺而避暑、時毎夜自菟餓野有聞鹿鳴、其聲寥亮而悲之、共起可憐之情、及月盡、以鹿鳴不聆、爰天皇語皇后曰、當是夕而鹿不鳴、其何由焉、明日猪名縣佐伯部獻苞苴、天皇令膳夫以問曰、其苞苴何物也、對言牡鹿也、問之何處鹿也、曰菟餓野、時天皇以爲、是苞苴者必其鳴鹿也、因謂皇后曰、朕比有懷抱、聞鹿聲而慰之、今推佐伯部獲鹿之日夜及山野、即當鳴鹿、

其人雖不知朕之愛、以適逢獨獲、猶不得已而有恨、故佐伯部不欲近於皇居、乃令有司移鄕于安藝渟田、此今渟田佐伯部之祖也、

〔日本書紀十四雄略〕五年二月、天皇校獵于葛城山、靈鳥忽來、其大如雀、尾長曳地而且鳴曰、努力努力、俄而見逐嗔猪從草中暴出逐人、獵徒緣樹大懼、

〔日本書紀二十八天武〕元年六月甲申、是日、發途入東國、事急不待駕而行之、〇中略過甘羅村、有獵者二十餘人、大伴朴本連大國爲獵者之首、則悉喚令從駕、

〔延喜式四十六左右衞門〕凡狩子五十人、冠幷衣袴布卌端三丈之中、紺布一端一丈五尺冠料、桃染布廿五端、白布十四端一丈五尺、橡絲十八兩三分、

〔吾妻鏡十三〕建久四年四月二日戊戌、覽那須野、去夜半更以後入勢子、小山左衞門尉朝政、宇都宮左衞門尉朝綱、八田右衞門尉知家、各依召獻千人勢子云云、　五月十六日辛巳、富士野御狩之間、〇中略召踏馬勢子輩、各賜十字、被勵列卒云云、

〔吾妻鏡二十九〕貞永二年〇天福元年五月廿七日、武州參御所給、帶一封狀、被披覽御前、令申給曰、去三月七日、熊野那智浦有渡于補陁落山之者、號智定房、下河邊六郞行秀法師也、故大將家〇源賴朝下野國那須野御狩之時、大鹿一頭臥于勢子之內、幕下撰殊射手、召出行秀、被仰可射之由、仍雖應嚴命、其箭不中、鹿走出勢子外、小山左衞門尉朝政射取畢、仍於狩場遂出家、逐電不知行方、近年在熊野山、日夜讀誦法華經之由、傳聞之處、結句及此企可憐事也云云、

矢口祭

〔倭訓栞前編三十四也〕やぐち　武將の狩に矢口祭あり、晴の時に於て、必ず山神を祭らる丶、故實也、矢口餠といふ事も、東鑑に見えて、箭祭餠ともいへり、

〇按ズルニ、箭祭ノ事ハ、神祇部雜祭篇ニ在リ、

雜載

〔古事記上〕大國主神之兄弟八十神坐、〇中略故爾八十神怒、欲殺大穴牟遲神、共議而、至伯伎國之手間

山本云、赤猪在此山、故和禮(此二字以音)共追下者、汝待取、若不待取者、必將殺汝云而、以火燒似猪大石而轉落、爾追下取時、卽於其石所燒著而死、

〔常陸風土記(信太郡)〕風俗諺曰、葦原鹿、其味如爛、喫異山宍矣、常陸下總二國大獵無可絕盡也、

〔相州兵亂記(二)〕小田原軍之事并大森敗北之沙汰

相摸國ノ住人大森式部少輔入道ト云者アリ、〇中略式部少輔入道小田原ノ城ヲ取立、〇中略或時新九郎入道宗瑞小田原ヘ使者ヲ立テ申ケルハ、此間當國ノ山ドモニテ、多日鹿狩仕候故ニ、他山ノ鹿箱根山ヘ集ルト見エ候間、此方ノ勢子ヲ御分國ノ方ヨリ入テ、鹿ヲ此方ヘ押テ、追入度存ズルトイヘドモ、貴國ノ方ヘ、人衆ヲ廻シ候ハンコト、如何恐入候、枉テ御免ヲ蒙ラバヤト申ケルニ、大森運盡果ケルニヤ、斯ヲ謀計トハ不知シテ、安キ御事也ト免シケル、早雲大キニ喜ビ、武勇カシコキ若者ドモヲ數百人勝リ、足輕ノ勢子ニナシ、物馴タル手ダレ共數百人、犬引ニ作立、竹鑓ヲ持セ、夜討ノ支度ヲサセ、アタミ日金ノ山ヨリ打コサセ、追々ニ石橋ヤ湯本ノ邊ヘ隱シ置テ、其相圖ヲ待居タリ、〇中略大將大森吏部入道ヲ初メ、小具足計ニテ切合ケルガ、深手數多負ケレバ、散々ニ成テ落行ケル、

〔高忠聞書〕一かりばの祿は、昔かぶら箭をも給たる例あり、又太刀かたなをも給たる事もあり、總て何とは不定給候やうも不定事、

一かりことばに、うつにひかゆるといふことは、馬上のことなり、うつにひかへたる時、身とをりよりはおしもぢりのやうに、矢をはなすことあり、それをばひらきてと云なり、又馬のかしらのとをりなるさきなる物をいるをば、つぼみてといふなり、射やうはみすみだちたるやうなり、ひらきてにて射て候、つぼみてに射て候など物語にはかたる、かりには弓を射かへさぬなり、

一一ひきの物をば射ぬなり、とをすべし、其謂は一ひきの物をいれば、殘の鹿かならずにげ返すなり、さるによりておつれより射るなり、一ひきとは一番にとをる鹿のことなり、おつれとは、二番目よりとをるをいふなり、〇中略

一まへをきの物と申は、うさぎ、狸、狐、おほ犬、ゐのしゝ、此五色のこと、是等をばおこいて射と語なり、〇中略

一ふせ鳥といふ事、鳥と鶉と二つならでは、ふせているみと云こと、あるまじきなり、能々可心得、〇中略

一射まじき鳥の事、鶯、雁、とび、ふくろふ、みゝづく、いしくなぎ、庭鳥、木ねずみ、むさゝび、鷹の事は不及申、此鳥どもをば射まじき也、〇下略

古事類苑

産業部九

工業總載

工人名稱

凡ソ工業ニ從事スルモノヲ、古クハタクミ或ハテビトト云ヒ、後ニハ專ラ稱シテ職人ト云ヘリ、而シテ其謂ユル職人ハ、醫師、陰陽師ヨリ商人ノ類マデヲ包含セリ、凡ソ職人ハ、古代皆其業ヲ世々ニシテ、或ハ官ノ工事ニ從ヒシニ由リ、往々官位ニ敍任セラルヽモノアリ、後世ニ至ルマデ猶ホ其風ヲ存シテ、官ノ工事ニ從フ所ノ御用職人ヲ首トシテ、其他ノモノニモ間々官名ヲ稱スルモノアリ、又此時代ニハ、必ズ職人ニ鑑札ヲ與ヘテ、其家職ヲ督察シ、又組合ヲ設ケ、漫ニ工賃ヲ上グル事ヲ戒メ、就業時間ヲ制定スル等ノ事ヲ爲セリ、

〔倭名類聚抄 二工商〕工匠　穀梁傳云、昔有₂工人₁、有₂商人₁、四聲字苑云、工功反、和名太○久○美○、匠上反巧人也、

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕調度部木工具下、重引、作₂匠者工巧人也₁、按廣韻、工工巧也、匠工匠、卽此義、說文、工巧飾也、象₃人有₂規榘₁也、匠木工也、从₂匚₁从₂斤₁、斤所₃以作₂器也、公羊傳成元年注、巧₂心勞₁手、以成₂器物₁曰₂工₁、曲禮正義、匠能作₂宮室之屬₁者、

〔類聚名義抄 一匚〕匠音上吳、音昌近、タクミ　〔同 一匚〕工音功タクミ

〔伊呂波字類抄 太人倫〕匠タクミ　工工匠　巧兒　黨巳上同

〔和爾雅 三人物〕工タクミ諸工之總稱也、曲禮註疏云、工能也、言能作₂器物₁者也、

〔東雅 五人倫〕工タクミ　タクミとは、造るといふ語の轉なり、タといひツといふは轉語なり、クといひ、ムといひ、クルと云もまた轉語也、タは

手也、我國の俗、凡合作る事をクムといふ、絲かけ織るをクムといひ、組をクミといふが如きも亦此義なり、(俗に手を叉するを手を組むといひ、兩人相抱持するをも組むといひ、凡營造之事をキリクムといひ、クミタツルなどいふが如き皆是也、)古の時、工匠の類をテビトといふ、これその手伎あるを云ひし也、

〔竹取物語〕一人のおとこ、ふばさみに文を插て申、つくもどころの、つかさのたくみあやべのうちまろ申さく、玉の木を作りつかふまつりし事、五穀を斷て、千餘日に力をつくしたる事すくなからず、然るに祿いまだ給はらず、是給はりてわろきけこにたまはせんと云てさゝげたり、

〔古事記 中 應神〕百濟國主照古王、○中略貢上手人韓鍛名卓素、亦吳服西素二人也、(○手人原作人手、據古事記傳說改)

〔古事記傳 三十三〕手人(テヒト)は、諸本並人手と作れども、其は下上に寫誤れること決ければ今改めつ、(師(賀茂眞淵)は人手と作るまゝにて、氐毘登(テビト)と訓れしかど、てびとゝ書べき由もなく、又さる書ざまは、此記の例に非ず、)書紀雄略卷に、吉備臣弟君還自百濟、獻漢手人部、衣縫部、宍人部、○中略織員令內藏寮下に、○中略百濟手部十人、○中略大藏省下にもかく見えたる○註略手部も、氐毘登と訓べし、手人は諸の物作る工を云稱なり、(今俗に職人と云物なり○中略)

此は韓鍛冶と吳服とを指ていへり、

〔日本書紀 十四 雄略〕七年、天皇詔田狹臣子弟君與吉備海部直赤尾曰、汝宜往罰新羅、於是西漢才伎歡因知利在側、乃進而奏曰、巧於奴者多在韓國、可召而使、天皇詔群臣曰、然則宜以歡因知利副弟君等取道於百濟、幷下勅書令獻巧者(タクミスルモノ)、於是弟君銜命率衆、行到百濟而入其國、國神化爲老女、忽然逢路、弟君就訪國之遠近、老女報言、復行一日而復可到、弟君自思路遠、不伐而還、集聚百濟所貢今來才伎(イマキノテヒトラ)於大島中、託稱候風淹留數月、○中略弟君之婦樟媛、國家情深、君臣義切、忠踰白日、節冠青松、惡斯謀叛、盜殺其夫、隱理室內、乃與海部直赤尾、將百濟所獻手末才伎(タナスヱノテヒトラ)在大島、天皇聞弟君不在、遣日鷹吉士堅磐固安錢、(堅磐此云柯陀之波)使共復命、遂即安置於倭國吾礪廣津邑、

〔古事記 中 垂仁〕又其大后比婆須比賣命之時、定石祝作、又定土師部、

種類

〔古事記傳二十五〕土師部は、波邇斯粋(ハニシベ)と訓べし、〇中略斯とは、土物(ハニモノ)を造る者と云ことにて、爲(シ)の意なり、凡て工人の屬に、某師(ナニシ)と云、みな然なり、今世にも某師と云こと多し、皆同じ、然るに漢國にても、某師と云ことと多きに因て、卽其師字を用ひたるのみなり、

〔下學集上人倫〕塗師(ヌシ)人漆　鑄物師(イモノシ)　繪師(エシ)　蒔畫師(マキエシ)

〔守貞漫稿五〕工匠〇中略又三都トモ某工ト云ベキヲ、某師ト云モノ多シ、漆工ヲ塗師、鑄工ヲ鑄物師、其他錺箔師、蒔繪師、彫物師、金物師、筆師、硎師等、無限也、唯砂糖製菓子屋ハ菓子司ト書多シ、

〔書言字考節用集四人倫〕職人(シヨクニン)

〔守貞漫稿五〕工匠

三都トモニ諸工ヲ太久美ト云ズ、職人ト云、大工、左官等、其他トモニ專ラ他ニ出テ業ヲ爲ヲ出職ト云、デジヨクト訓ズ、家ニ在テ業スル、ヰジヨクト云、居職也、

〔東北院職人歌合〕作者

左　醫師　佛師　鍛冶　刀磨　巫女　深草　紺搔　塗師　博打　針磨　桂女　商人

右　陰陽師　經師　番匠　鑄物師　盲目　壁塗　筵打　檜物師　船人　數珠引　大原人　海人

〔七十一番歌合〕一番　左番匠　右鍛冶　二番　壁塗　檜皮葺　三番　硎　塗士　四番　紺搔　機織　五番　檜物し　車作　六番　鍋賣　酒作　七番　あぶらうり　もちゐうり　八番　筆ゆひ　筵うち　九番　炭やき　小原め　十番　むまかはふ　かはかはふ　十一番　山人　浦人　十二番　木こり　草かり　十三番　ゑぼし折　扇うり　十四番　おびうり　しろいものうり　十五番　蛤うり　いをうり　十六番　弓

つくりつるうり　十七番　ひきれうり　かはらけつくり　十八番　まむぢう賣　ほうろみそ賣　十九番　かみすき　さいすり　二十番　よろひざいく　ろくろし　廿一番　ざうりつくり　硫礦箒賣　廿二番　傘張　あしだつくり　廿三番　翠簾屋　から紙し　廿四番　一服一錢　煎じ物賣　廿五番　琵琶法師　女盲　廿六番　佛師經師　廿七番　蒔繪士　貝磨　廿八番　繪師　冠師　廿九番　鞠括　沓造　三十番　たち君　つじ君　卅一番　銀ざいく　薄うち　卅二番　針磨　念珠挽　卅三番紅粉解　鏡磨　卅四番　醫師　陰陽師　卅五番　米賣　まめ賣　卅六番　いたか穢多　卅七番　豆腐うり　索麪賣　卅八番　鹽うり　麴うり　卅九番　玉磨　硯士　四十番　燈心うり　葱うり　四十一番　すあひ　藏まはり　四十二番　筏士櫛挽　四十三番　枕賣　疊刺　四十四番　瓦燒　笠縫　四十五番　鞘卷きり　鞍細工　四十六番　暮露　通事　四十七番　文者　弓取　四十八番　白拍子　曲舞々四十九番　放下　鉢扣　五十番　でんがく　猿がく　五十一番　ぬひ物し　組し五十二番　すりし　疊紙うり　五十三番　葛籠造　皮籠造　五十四番　矢細工　箙細工　五十五番　蟇目くり　むかばき造　五十六番　金ほり　汞ほり　五十七番はうちやうし　てうさい　五十八番　白布賣　直垂うり　五十九番　苧賣　綿うり六十番　薰物うり　藥うり　六十一番　山伏　地しや　六十二番　ねぎ　かんなぎ六十三番　競馬組　相撲取　六十四番　禪宗　律家　六十五番　念佛宗　法花宗六十六番　連歌し　早歌うたひ　六十七番　びくに　にしう　六十八番　山法師なら法師　六十九番　華嚴宗　倶舍しう　七十番　樂人　舞人　七十一番　酢造心太うり

〔守貞漫稿五〕工匠○中略

因ニ云、足利幕府比ヨリ、職人ノ名及某師ト云コト專ラ也、七十一番職人盡歌合ニテ知ルベシ、蓋職人ト云トモ、工ノミニ非ズ、諸工商巫醫トモニ生業アルモノ、皆職人ト云シ也、今世ハ唯工匠ノミヲ云也、

〔江戸職人歌合〕一番　左名主　右大屋　二番　左儒者　右醫者　三番　左八卦見　右人相見　四番　左いちこ　右願人　五番　左青物賣　右魚賣　六番　左虫賣　右笛賣　七番　左馬方　右車引　八番　左呉服屋　右ふるぎや　九番　左女郎　右藝者　十番　左夜鷹　右船饅頭　十一番　左穢多　右乞食　十二番　左鳶者　右臥煙　十三番　左猪牙舟こぎ　右四ッ手駕かき　十四番　左覺兵衞獅子　右經業　十五番　左そばや　右湯屋　十六番　左紙屋　右茶屋　十七番　左酒屋　右餅屋　十八番　左みす賣　右ざる賣　十九番　左筆結　右經師　廿番　左屋根葺　右左官　廿一番　左疊刺　右石切　廿二番　左水くわしや　右上菓子屋　廿三番　左付木賣　右箒賣　廿四番　左座頭　右山伏　廿五番　左念佛宗　右題目宗

〔名物六帖人品三梓匠輪輿〕工師孟子註、工師主工匠之吏、○中略　大匠通監齊紀、代庖人宰、而爲大匠而斷也、　都匠書叙指南、作頭曰都匠、　作頭名山記、林俊傳、嘗工大監崔文名下李陽鳳等、時向作頭宋廷科歛、不ㇾ途、因謂廷於文、會典、修建倉廒、各委官、及作頭姓名、刻ㇾ扁懸記、　都料匠輟耕錄正音、鄉曰木匠、正曰都料匠、五雜組、宋時木工喩皓、以工巧著一時、爲都料匠、　木匠見上會典

〔倭訓栞中編十六〕とうりやう　大匠をかくいふは、都料匠の訛也といへり、柳文に見えたり、棟梁にはあらじ、

〔天保十一年武鑑〕御大工京都棟梁○人名略、下同、　御作事方大棟梁　御小普請方大工棟梁　御小普請大鋸棟梁　御大鋸棟梁○中略　御飾棟梁○中略　樋橋切組方棟梁○中略　御塗師蒔繪師棟梁○中略

神寶方棟梁　神寶深秘職棟梁〇中略　御桶大工棟梁〇中略　御石方棟梁〇中略　御屋方棟梁

〔京都御役所向大概覺書〕六　諸職人之事

御城內出入職人年寄。

一小川一條上ル町　柳屋勘兵衛

一油小路御池上ル町　竹屋傳右衛門

一車屋町二條下ル町　澤村九郎兵衛

一油小路御池上ル町　鞘師治右衛門

〔享保集成絲綸錄〕三十四　元祿十二卯年正月

一大工方　鵜飛驒　大谷平大夫　村松石見　平內大隅　柏木周防　依田壹岐　小村若狹　柏木土佐　溝口筑後　辻內茂兵衛　甲眞豐前

一木挽方　石山嘉左衛門　櫻井六兵衛　櫻井新兵衛　田所作左衛門　佐野喜左衛門

一塗師方　幸阿彌與兵衛　圓阿彌又五郎

一餝方　鉢阿彌源七　鉢阿彌吉左衛門　松井彌七郎　丹阿彌源次郎

一鍛冶方　高井助左衛門　高井彌惣右衛門

一疊方　伊阿彌新之丞　中村彌大夫　早川助左衛門　渡邊與右衛門

一屋根方　鈴木市兵衛　檜皮屋長四郎

一壁方　安間源大夫　清水彌次右衛門　谷太郎兵衛

一桶方　細井藤十郎　鈴木長四郎　野々山孫助

一瓦方　寺島壹岐　橋本五兵衛　齋木與四郎

一石切方　龜岡久三郎　前田文四郎

一張付方　山田喜兵衛

右之者共、向後其職々之肝。。煎相究候間、町中家持は不及申、借屋店借地借之職人ども、同弟子手間取之者迄爲申聞、家職之儀ニ付、差圖急度相守、少も違背仕間敷候、此旨町々ニ而職人共ニ可申渡候、以上、

正月

〔名物六帖人品三梓匠輪輿〕幼匠ショクニンノデシ○○匠名山記、弘治十四年、内府針工局、請比例收招幼匠千名、工部叙乞停止以節冗濫、上曰收五百、

〔下學集下態藝〕細工サイク者把刀

〔武家名目抄職名二十上〕細工奉行

按、凡工匠のうち、屋舍をつくるものを大工といひ、器材をつくるものを細工といふ、世俗古よりの稱呼なり、共に闕べからざる有用の職なるが故に、幕府より大名諸家にいたるまで、皆此兩職を扶持し置て事を辨せしなり、

〔雍州府志七土產〕張子○中略凡爲諸品雜細之巧、總稱細工、

〔延喜式十七内匠〕五尺屛風四帖料、○中略單功一百卌九人、木工十六人、細工五十六人、(中略)

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

定内匠寮雜工數事

長上卅三人○中略細工二人○中略番上一百人○中略細工十人○中略

大同四年八月廿八日

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年九月七日壬辰、有臨時評定、爲出羽前司行義奉行、細工所輩恩澤事有沙汰、野世五郎、拜領相摸國横山五郎跡新田垣内等、是細工故日向房實圓本給地也、女子頻雖申子細、付藝能充給訖、今又爲御用人分、勿論云云、

〔太閤記八〕天正十一年城主定之事

官工　工戸

浮田家の軍法は、家中の人數を四與(よくみ)に分、何ごとも四人（戸川肥後守、岡越前守、長船越中守、花房助兵衞尉、）之與頭へふれ渡しければ、東西のはて〳〵に在ものまでも、一時にあつまるやうにこしらへ置て、一人も與はづれなきやうに侍りぬ、勿論小性馬まはり、其外代官、細工人、中間、或は弓鐵炮鑓、或は藏米家具等も四に分、何事ももるゝ方なく沙汰し置つゝ、東に事出來ぬれば、東くみをつかはしけり、

〔正德六年武鑑〕御小細工　中橋　德岡杢右衞門

〔令義解一職員〕中務省　圖書寮〇中略　裝潢手四人、（掌裝潢經籍）造紙手四人、（掌造雜紙）造筆手十人、（掌造筆）造墨手四人、（掌造墨）〇中略　紙戸、

內藏寮〇中略　典履二人、（掌縫作靴履鞍具、謂此供御也、及檢校百濟手部、）百濟手部十人、（掌雜縫作事）〇中略

百濟戸、〇中略

畫工司　畫師四人、畫部六十人、〇中略

兵部省　造兵司〇中略　雜工部廿人、（謂此取雜工戸而充之、其鍛冶司鍛部、土工司泥部等、如此之類者、皆自鍛戸泥戸內而取充、但戸內无人者、通取他氏、）〇中略

雜工戸、〇中略

大藏省〇中略　典履二人、（掌縫作靴履鞍具、〇註略、檢校百濟手部、）百濟手部十人、（掌雜縫作事）典革一人、（掌雜革染作、檢校狛部、）狛部六人、（掌雜革染作）〇中略　百濟戸、狛戸、

典鑄司〇中略　雜工部十人、〇中略　雜工戸、〇中略

漆部司〇中略　漆部廿人〇中略

縫部司〇中略　縫女部〇中略

織部司〇中略　挑文師四人、（掌挑錦綾羅等文）〇中略　染戸、〇中略

宮內省　木工寮〇中略　工部廿人（謂不限雜色白丁、取知工者充、即得考之色、）〇中略

鍛冶司〇中略　鍛部廿人、〇中略　鍛戸、〇中略

土工司略○中 泥部廿人、略○中 泥戸、略○中

筥陶司略○中 筥戸

内染司略○中 染師二人

〔令集解職員四〕造兵司

穴云、雜工部者、簡取雜工戸之中人、或云、不依別取良人、雜戸此卑人、不可預得考之例、故之說、釋云、取雜工戸内也、或云、雜工部不在雜戸、取良人爲之、假令弓削宿禰等是也、可校、略○中 古記及釋云、別記云、鍛戸二百十七戸、甲作六十二戸、靫作五十八戸、弓削三十二戸、矢作廿二戸、鞆張廿四戸、羽結廿戸、桙刊卅戸、右八色人等、自十月至三月、每戸役一丁爲雜戸、免調役也、瓜工十八戸、楯縫三十六戸、幄作十六戸、右三色人等、臨時召役爲品部、取調免徭役、

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶四年二月己巳、京畿諸國鐵工、銅工、金作、甲作、弓削、矢作、桙削、鞍作、鞆張等之雜戸、依天平十六年二月十三日詔旨、雖蒙改姓、不免本業、仍下本貫、尋撿天平十五年以前籍帳、每色差發依舊使役、

〔延喜式四十九左右兵庫〕雜工戸

左京廿五烟今絕戸　右京卅九烟今絕戸　大和國六拾九烟　攝津國五十烟

河内國七拾一烟　和泉國五烟　伊勢國四烟　尾張國四烟

遠江國廿烟　近江國十八烟　美濃國卅二烟　丹波國七烟

播磨國四烟　紀伊國廿六烟

右雜工戸免調庸、每年自十月一日至二月卅日役使雜作、人別不得過五十日、其役分物每年附貢調使進之、但攝津國有馬郡羽束工戸役十五日、不免其調、若有絕戸、其口分田准價賃租、充雜工食、不給公粮、

凡雜工部廿人、簡㆓取戶內百姓藝業勝㆑衆者㆒、移㆓兵部省㆒勘籍補㆑之、

○按ズルニ、官工ノ工戶ノ事ハ、官位部令制官職編ニ詳ナレバ、多クハ省略ニ從ヘリ、

官等

〔令義解 一官位〕大初位 上階○　畫師　挑文師 下階○　少初位 上階○　染師

〔延喜式 十八式部〕凡准㆑令以㆓別勅才伎㆒長㆓上諸司㆒者、其位主典以上、准㆓少判官㆒、以下准㆓大主典㆒、與㆓主典㆒見階相當以下准㆓大主典㆒、以上准㆓少判官㆒、其木工竿師准㆓二寮竿師㆒、鉦鼓師准㆓雅樂師㆒、諸司雜色長上並准㆓少初位官㆒、

長上番上定員

〔令義解 四選敍〕凡略○中 其以㆓才伎㆒長㆓上諸司㆒者、若充㆓侍遭喪患解者㆒、侍終服滿、及患損之日、還㆓令上㆒本司㆒、

〔享祿本類聚三代格 四〕太政官符

內匠寮

長上工廿人、准㆓從八位官㆒番上工百人、並取㆓白丁㆒、但入色人情願亦聽、使部一人、

右右大臣宣、奉㆑勅、改㆓承前格㆒、一依㆓件定㆒、永爲㆓恒例㆒、

大同三年十月廿一日

太政官符

停㆓止幷減定諸司才長上㆒事

圖書寮　造紙長上二員　右減㆓一員㆒定㆓一員㆒

內藏寮　典履三員　右減㆓一員㆒定㆓二員㆒　典革造油絁長上　御履長上　造御櫛長上　右四員並停止

縫殿寮　染師二員　右並停止

造兵司　才長上二員　右並停止

織部司　挑文師四員　右減㆓二員㆒定㆓二員㆒

補闕

木工寮　長上十七員　右減九員定八員　轆轤長上　右依舊爲定　鍛冶長上二員　右減一員定一員

以前被右大臣宣偁、奉勅、件司等才長上數、停止并減定如件、永爲恒例、

大同三年十二月十五日

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

定内匠寮雜工數事

長上廿三人　畫師二人　細工二人　金銀工二人　玉石帶工二人　鑄工二人　造丹一人　屏風一人　銅鐵二人　漆塗二人　木工二人　轆轤一人　捻一人

番上一百人　畫工十人　細工十人　金銀工十人　玉石帶工四人　銅鐵工十三人　鑄工四人　造丹工二人　造屏風工四人　漆塗工十人　木工廿人　轆轤工二人　捻工二人　革筥工四人　黒葛筥二人　柳箱工四人

右撿案内、太政官去年十月廿一日下式部省騰勅符、唯注長上番上之員、不辨色目、今所定如件、永爲恒例、

大同四年八月廿八日

〔續日本後紀四仁明〕承和二年九月癸卯朔、木工寮中所番長上雜工、隨其才巧、各有品數、而承前考文總注長上、木工不別其品色、至是長上及工品、選其人、每色弁置、隨闕補之、木工八人、土工二人、瓦工二人、轆轤工一人、檜皮工二人、鍛冶工二人、石灰工一人、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

應補雜工十二人事

鑄手五人　造錢形生四人　鐵工二人　木工一人

秩限

右得鑄錢司解偁、撿案內、造年料錢三千五百貫文之日、被給雜工八人、而今加作錢七千五百貫文、總一万一千貫文、因玆雜工苦倦、公事闕怠、望請依件加增、通前爲卄人、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅依請、若有死闕、隨卽補之、不得輔〈〇輔恐輙誤〉補他色、

承和四年

〔類聚三代格五〕太政官符

應才長上秩六年爲限事

鑄錢師一人　作錢形師一人

右得鑄錢司解偁、件長上、是終身之任、无有秩限、任此職者、亦無他望、今作鑄之生、望在長上、而守待終身闕、恨無所進、望請以六年爲秩限、以勸後生、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅依請、

齊衡二年九月十九日

考課

〔延喜式十八式部〕凡織部司雜色十人、掃部寮雜色五十人與考、

凡木工寮長上工、木工七人、土工一人、瓦工二人、轆轤工一人、檜皮工一人、鍛冶工一人、石灰工一人、並與考、

凡修理職長上工、木工五人、檜皮工一人、瓦工二人、石灰工一人、將領卄二人、並預考、又工部六十人、待職移勘籍補之、同預考、

〔延喜式三十織部〕凡內藏寮綿綾織手、勘籍卄人直司家、其考文送彼寮、

供給

〔延喜式十四縫殿〕凡染手六人、各日黑米一升五合、

〔延喜式十五內藏〕雜作手卌三人

造御櫛手二人、夾纈手二人、蘭纈手二人、暈繝手二人、造油絁手二人、織席手一人、燒灰四人、燒炭二人、作埴器四人、作陶器三人、作木器五人、採黃櫨一人、各日黑米二升、仕丁五十一人、日米二升、

染手五人、日米一升五合、
鹽、總四斗九升三合五勺、
　右寮中驅使雜作手等依前件、
〔延喜式十七内匠〕凡番上工卌八人、各日黑米二升、
凡長上番上給作物衣者、五月十一日奏之、以調布給之、
凡史生以下雜工已上給等第祿、五月十六日奏之、以庸布給之、
凡雜工自非寮申文不聽遷他色、其年老身尫不堪出仕、永許還郷、然後申補其替、
〔延喜式三十織部〕織手共造機工卌五人、各給粮日黑米二升、間食四合、薄機織手五人、各日白米一升六合、絡絲女三人、各日米一升五合、并夏冬時服申省請受、其今良男十人女廿人、衣粮不經本寮便受所司、
凡定額作手并今良加物布綿代、以讃岐國庸米運送於司家、
〔延喜式三十四木工〕凡工部五十人、各日黑米二升、
〔官中秘策三十〕御用之職人諸商人之事
一御繪師 狩野 拾六人　一御大工頭 是者京住居御役人五百石 壹人 中井藤三郎　一御大工京都棟梁 四人　一御大工棟梁 拾人　一御大鋸棟梁 六人　一江戸町年寄 三人 樽や奈良北村　一江戸町地割方 壹人 樽藤左衛門　一御飾師棟梁 四人　一御刀脇指目利究所 本阿彌 拾三人　一御冠師 京 壹人　一御烏帽子師 同 壹人　一御末廣師 同 壹人 岡本淡路　一御金改役 壹人　一大判分銅 壹人 後藤四郎兵衛彫物師　一銀座 三人 主ハ無之、年寄、役人戸棚役等也、　一御上納銀改役 壹人　一朱座 五人　一御秤所 壹人　一古筆見 貳人　一糸割符年寄五ヶ所 京、大坂、堺、長崎、江戸、 拾九人
〔天保十一年武鑑〕京都三職　御冠師 木村出雲介　御烏帽子師 杉本長門介　御末廣師

組合

岡村越後介

〔德川禁令考 四十九 御用達町人〕正德五未年七月五日

御用承候職人町人共江町奉行より相觸書付條々

一御用承候職人町人、此外何事ニよらす、御金藏ニおゐて御金を請取候もの共、歩銀を定、御金藏同心共江差出し、其禮物として、御金奉行中江音信仕之由相聞候ニ付而、此等之儀制禁有之候、自今以後、禮金歩銀等差出し候もの有之におゐては、年月過候後ニ相顯候共、急度御用を召放され、其事之體により、罪科之沙汰あるべき事、

一總而御用承候職人町人等、御用掛り支配之役人中、并其家來之末々ニ至迄も、年來出入之由緒有之候共、輕少之音物もいふに不及、振廻等之儀あるべからず、自今以後違犯之輩有之ニおゐては、是又前條之制ニ准じ、急度其沙汰有べき事、

但御用掛支配役人中、其主人ハ言ニ不及、家來等にも相賴まれ、或ハ金銀之取持、或ハ買物取次等、一切禁制之事、○中略

右之條々、嚴重ニ相守るべし、若音物等之儀無之ニ就而、御用之事、又者公事訴訟等難澁遲滯之煩在之ニ至而ハ、其子細を以、大目付御目付中之間、いづれへ成共訴出べし、宜其沙汰有べき者也、

〔拾要抄 一〕享保六丑年十一月

一諸商人、諸職人、組合相極メ、月行事相立、新規之品巧出し不申候樣、被仰付候間、先達而申渡組合帳面、銘々差出候付、其月々之月行事名前月書付可差出候事、

一火事以後、直段二割三割之外、高利取申間敷義ニ付、竹、丸太、葭簀、縄、苫、筵、菰商賣人、組合仲ケ間相定、月行事相立、吟味可仕旨被仰付候ニ付、毎月相場書、五日、十五日、廿五日、右三度ツヽ差出可申候、尤月々之月行事之名前、月書付可差出候事、

鑑札

一先達而組合候もの共之外、新規ニ商賣ニ取付候もの有之候ハヽ、其段相屆帳面ニ付可申候、帳面ニも付不申、組合ニも入不申候者有之候ハヽ、可為越度候、

一同商賣ニ而仲ケ間江入不申候者有之候ハヽ、仲ケ間之もの共方ゟ相改可申來候事、

但仲ケ間ニ入不申候同職之もの有之、仲ケ間之者相改候節、自分了簡を以商賣相構候事抔不仕、左樣之者有之候ハヽ、其もの名幷住所承屆可申來候、

一先達而組合江入候商賣人、職人家職相止候歟、家職いたしかへ候歟、又者所替致候ハヽ相屆帳面直し可申事、

一先達而組合候商人職人ニ而、人數限り候事ニ而無之間、新規ニ商賣ニ取付候もの有之候ハヽ、相屆候上、勝手次第商賣可致候、尤同職ゟ妨申間敷事、

附商賣致し替候事も、同前ニ候事、

右之趣共有之候ハヽ、早速奈良屋所江可訴出候、

十一月

○按ズルニ、大工左官等ノ組合及ビ組合規約ノ事ハ、木工泥工等ノ各篇ニ詳ナリ、宜シク參看スベシ、

〔御觸帳 三〕覺

疊刺　大工　木挽　葺師　左官　張付師　傘張　桶師　差物師

右職人、前々より札無之者ハ、細工不能成御定に御座候處、猥リケ間敷相成候間、彌札無之職人は、一圓雇申間敷事、

右之通被仰渡候間、町中幷寺社門前町續端々迄、不洩樣に入念可被相觸候、以上、

四月（元文四年）朔日　花井八郎左衛門

功程

町中　町代衆　上長者町印

〇按ズルニ、大工桶師等ノ鑑札ノ事ハ各篇ニ詳ナリ、

〔令義解六營繕〕凡計ニ功程ヲ者、謂此條大例、爲ニ毎年雇ニ役丁匠ニ立制、其賦役令、雇ニ役丁ニ者、本司預計ニ當年所作色目多少ニ申官、預爲ニ次第ニ依次赴役者、並依ニ此條ニ皆與ニ功直ニ但下條稱ニ和雇ニ者、卽依ニ當時當鄕傭作之價ニ不限ニ功之多少ニ也、四月、五月、六月、七月、爲ニ長功ニ布一常得ニ四功ニ二月、三月、八月、九月、爲ニ中功ニ一常得ニ五功ニ謂一常者、一丈三尺、得ニ五功ニ者、其雖ニ功有ニ長短ニ而皆依中爲ニ定法ニ故律云、平ニ功庸ニ者、計ニ一人一日ニ爲ニ布二尺六寸ニ凡餘條稱常皆准此、但賦役令云、正役之外須ニ留役ニ者、滿ニ卅日ニ租調俱免、役唯依ニ日數ニ立法、不依ニ長短之制ニ也、十月、十一月、十二月、正月、爲ニ短功ニ一常得ニ六功ニ

〔延喜式十七内匠〕銀器

御飯筒一合徑六寸、深一寸七分、料、〇中略　長功日十六人、火工五人、鍍鑪工四人、磨三人、夫四人、中功日十九人、工十四人、夫五人、短工日廿二人、工十六人、夫六人、〇中略

朱漆器〇中略

八尺臺盤臺一脚長七尺六分、廣二尺五寸七分、高一尺五寸五分、料、〇中略　單功廿五人、

四尺臺盤臺一脚長三尺二寸、廣二尺三寸、高一尺五寸五分、料、〇中略　單功十三人、

〔延喜式四十九兵庫〕凡二季大祓横刀八口、金裝二口、烏裝六口、〇中略　作功二百五十人、金裝口別廿六人、烏裝口別廿三人、

〔延喜式工事通解〕長功、中功、短功、　長功ハ長日ノ工功ヲ言フ、短功ハ短日ノ工功ヲ言フ、其中ナルモノヲ中功ト言フ、營繕令ニ云フ、四月、五月、六月、七月ヲ長功トシ、二月、三月、八月、九月ヲ中功トシ、十月、十一月、十二月、正月ヲ短功トスト、卽チ是ナリ、

單功　單功幾人ト云モノハ、中功短功ニシテ成スベキモノ有ト雖モ、ミナ長功ヲ以テ、一人ニシテ成スベキ工程ヲ言フナリ、

造功、作功、　或ハ功幾人、工幾人ト云、共ニ單功ト同ジ、

〔尊勝院文書〕越前國田使解　申勘定桑原庄所雜物并治開田事〇中略

合運立屋并修理垣三箇

單功二百九十人

充功稻二百九十束人別一束　食料稻一百十六束人別四把

板屋二間

運作功二百六十五人　充功稻二百六十五束人別一束

修理楉垣一條長百五十丈

作功廿五人　充功稻廿五束人別一束

○中略

天平勝寶八歲二月一日　左大舍人无位曾禰連乙万呂

就業時間

〔令義解三賦役〕凡役丁匠者、皆晝作夜止、其六月七月、從午至未、放聽休息、謂炎毒正盛、乾坤鬱然、傷其喘喝、放令休涼、若其所役在影陰之中者、即不入此限也、不要須役者、不在此例、謂喪葬有時、宴會有日、事不獲已、理在必行、如此之類、是爲要須之役也、

〔幕府令拔抄四〕家根葺職　瓦葺職　左官職　張付職　手傳職　木挽職　切石職

朝六ツ半時より五ツ時前まで之內、働ニ罷越、人數相揃候迄少々見合、五ツ時前より細工始、

四ツ時前小休　中食休　八ツ時過小休　暮六ツ時仕廻

右中食休四步計、兩度之小休三步計宛、一日一時計休、四時全働、

四月八日より八月朔日迄、晝休と唱、中食後日影三尺之休致候、此刻割六步程、長日之節相增、一日一時六步計休、三時四步餘相働、右之外手籠候細工之節は、工夫相兼、多葉粉給候義も有之、又急ニ普請之節ハ、掛ヶ引致し働候故難相定よし、

右先達て、大工共働之義ニ付、被仰渡取置振合を以て、町々へ被申聞置候樣被仰渡候事、

右之通、寛政六寅年十月十二月兩度ニ急度以口達觸ニは無之候へども、爲心得町々へ此方ども心得を以て爲申聞置候處、近頃職人共働方相弛候趣も達御聽、如何ニ付、心得違無之樣、尙又得と

工賃

申聞置候樣被仰渡候事、

文政三年辰十月廿二日

〔長曾我部元親百箇條〕掟○中略

一大工、大鋸引、檜物師、鍛冶、銀屋、俐、塗師、紺搔、革細工、瓦師、檜皮師、かべぬり、疊指、具足細工等、右諸職人賃、一日に上手者京升籾七升、中者京升籾五升、下手者京升籾三升、職人上中下之事者、其奉行人可相尋事、付、舟番匠之賃者京升籾可爲壹斗事、○中略

右條々、於國中自今以往可爲龜鑑之矣、貴賤共令信用、全可相守、若一言於相背者、忽可處嚴科者也、依所定如件、

慶長貳年三月廿四日　盛親在判　元親在判

〔享保集成絲綸錄二十六〕明曆三酉年六月四日

一此度江戸中火事已後、諸職人手間料高直之由候間、向後者高利不可取之候、若此段不相守、高利取候ハヾ、從公儀手間料之御定可有之旨、於評定所申付之、今日評定所へ不出職人之分者、町年寄々可相觸由申渡之、

〔享保集成絲綸錄三十四〕明曆三酉年八月

一上大工壹人ニ付銀三匁飯米共ニ

一上やねふき壹人ニ付同三匁同斷

一疊さし右同斷

一木引壹人ニ付貳匁同斷

一上さくわん右三匁同斷

一上石切右同斷

右上職人者、直段可ㇾ爲二定之通一候、其より下之職人者、可ㇾ爲二相對一事、

〔享保集成絲綸錄三十六〕明曆三酉年九月

一大工、木挽、屋根葺、石切、左官、疊屋、此外諸職人會所を定、中ヶ間一同之寄合致し、手間料高直申合候ニ付て、最前其後相觸候間、彌可ㇾ得二其意一事、

右總別一味同心之寄合、何事によらず御法度旨、最前も相觸候、若自今以後、一同之申合仕候者在ㇾ之者、可ㇾ爲二曲事一者也、

九月

〔享保集成絲綸錄三十四〕享保十五戌年九月

覺

一昨晦日風雨ニ付、大工、屋根葺、左官、諸職人、幷諸日用賃錢高直仕間敷候、尤竹丸太板類、其外直段上ゲ申間敷候、若高直ニ致候儀相聞候ば、急度可二申付一候之間、此旨町中不ㇾ殘可二觸知一候、

九月

〔寶曆集成絲綸錄二十六〕延享三寅年三月

今度就二火事一、大工屋根葺左官諸職人手間賃、諸日用賃錢高直ニ仕間鋪候、幷板竹丸太莨簀苫筵菰、其外直段上ゲ申間敷候、若高直致し候儀相聞候ハヾ、急度可二申付一候間、此旨町中不ㇾ殘可二觸知一候、

三月

延享四卯年十月

此節世上一同之風邪病人有ㇾ之ニ付、職人諸人足、其外諸色野菜等に至迄高直ニ候段相聞不屆ニ候、引下ゲ商賣可ㇾ致候、若於二相背一は、吟味之上急度可二申付一候條、此旨町中可二觸知一候、

十月

〔御觸書集覽一〕天保十三寅年四月十日

諸色直段之儀ハ、元方相場を見合賣買致し候得共、諸職人手間賃、人足賃ハ、元方ニ不拘品なれ共、地代店賃引下ゲ候ニ隨ひ、商ひ品は勿論、諸職人手間賃、人足賃に至迄、引下ゲ候道理ニ有之候處、稀には御趣意を相辨へ、引下ゲ候向も有之哉ニ候得共、聊之儀にて、總體の響にも不相成、右者畢竟地主共、沽券高之步合ニ當り候程之地代店賃取立候故、自然高直ニも相成候間、何によらず、都て寛政度以前之振合ニ見合、直段引下ゲ、諸職人手間賃、人足賃之儀も、地代店賃引下ゲ候上ハ、同様之振合ニ立戻リ、早々引下ゲ候樣可致、若心得違之もの有之、不相用ニおゐてハ、吟味之上急度可及沙汰候條、町中不洩樣可觸知もの也、

右之通可被相觸候

寅四月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中家持借屋店借裏々迄、不洩樣早々可相觸候、

寅四月十日　町年寄　役所

〔天保十三年物價書上下〕

一大工手間賃銀　壹人ニ付　手間賃銀三匁貳分　飯料同壹匁貳分　壹割增　手間賃銀三匁三分　飯料同壹匁三分貳厘

一左官手間賃銀　壹人ニ付　手間賃銀三匁貳分　飯料同壹匁貳分　壹割增　手間賃銀三匁三分　飯料同壹匁三分貳厘

一建具職手間賃銀　壹人ニ付　手間賃銀三匁貳分　飯料同壹匁貳分　壹割增　手間賃銀三匁三分　飯料同壹匁三分貳厘

一家根職手間賃銀　壹人ニ付　手間賃銀三匁貳分　飯料同壹匁貳分　壹割增　手間賃銀三匁三分　飯料同壹匁三分貳厘

一疊職手間賃銀　壹人ニ付　手間賃銀三匁貳分　飯料同壹匁貳分　壹割增　手間賃銀三匁三分　飯料同壹匁三分貳厘

右者諸職人共手間賃、去午年正月中より當分早出居殘り等も有之、增方申上置候、然ル處去ル丑年午年大火後之月數見競候得ば、舊多平和之賃錢高ニ相直可申處、米直段今以平和相場よりは少々

ヅヽ引上ゲ賣買致し候ニ付、右見合手間賃銀之儀も、平和之節ゟ壹割增ニ請取候積ニ御座候、此段奉₂申上₁候、尤此上無₂油斷₁心付、米直段引下ゲ候はゞ、早速可₂申上₁候、以上、

未五月　諸色掛名主共

〔市中取締續類集〕三十五　午〇安政年六月廿四日出

御下札之趣致₂承知₁候、諸色幷職人共取締之儀、雙方御役所江引分ケ取調候積、伺濟ニ而候得共、御場所柄、御普請を始メ、諸向普請も追々出來ニ付、平和之節之銀賃ニて可₂相改₁旨、去巳三月中被₂任₁申渡₁候儀ニ付、右相濟ニ不₂拘₁、月當取扱之方可₂然旨、御相談之趣致₂承知₁候、拙者儀、何之存寄無₂之候間、以來者諸色直段、幷職人共手間賃共、都而前々之通、月當にて取扱候樣可₂致旨存候、御挨拶旁尙又此段及₂御照會₁候、

午六月　伊澤美作守〇江戶町奉行

午六月廿七日來ル

再御下ゲ札之趣致₂承知₁候、以來御同樣取扱候樣可₂致候、猶又此段及₂御挨拶₁候、

午六月　石谷因幡守〇江戶町奉行

〔德川禁令考〕四十五　宗工　安政二卯年十月

諸賃銀當分直增高

大工手間平和之節
一飯料人壹　銀三匁貳分

下大工同斷
一飯料人壹　銀貳匁五分

當分之內　印〇以下△ハ朱書
△一飯料人壹　銀四匁五分

下大工
△一飯料人壹　銀三匁五分〇中略

左官手間賃平和之節
一飯料人壹　銀三匁貳分

工人心得

當分之内　一壹人銀五匁　飯料銀壹匁五分

屋根職人手間釘飯料平和之節　一壹寸足ニ付銀八匁五分　壹寸貳分足ニ付銀五匁五分

當分之内　△一壹寸足ニ付銀拾匁　壹寸貳分足ニ付銀八匁五分○中略

瓦葺手間賃平和之節　一壹人　錢五百文

當分之内　△一壹人　錢五百四拾八文

手傳手間賃平和之節　一壹人　錢三百拾六文

當分之内　△一壹人　錢三百四拾八文○中略

一諸職人手間賃之儀ハ、當分請取候朱書ニ認候賃錢を、其職限江西ノ内江墨ニ而大筆ニ認、家前江張出置可ㇾ申事、○中略

右者伺濟之上御達申候、御組合限、早々御通達可ㇾ被ㇾ申候、以上、

十月十九日　御用伺當番

〔大坂堺問答 坤〕同職同商得意妨

一職人商賣仲間有ㇾ之分、同職同商仲間より差留候願、仲間江入候儀者相對次第、同職同商者差留可ㇾ申候、

此儀株差免有ㇾ之候商、幷職致候ハヽ、御書面之通候得共、御役所之株帳等も無ㇾ之、同職同商人申合候内、仲間之儀者、商幷職留之儀願出候共、不ㇾ取ㇾ上方ニ候得共、其趣意ニ寄可ㇾ申儀ニ付、難ㇾ差極ㇾ筋と存候、

○按ズルニ、職人仲間ニハ各〻組合アリテ、多クハ組合規約ヲ設ケタリ、事ハ各篇ニ詳ナリ、參看スベシ、

〔御觸書集覽 一〕天保十二丑年八月十九日

皆川町三丁目宗治郎店 鐵五郎
外八人

此者共儀、町内諸職人若キもの共之内にて、重立若者頭抔と相唱候もの有之由、然ル處、祭禮之節等、渡りとか名付、贈りもの申請、若不行屆之場所有之候得者、彼是事六ヶ敷儀申懸、口論にも及び候に付、外町々にては、迷惑いたし候樣子候得共、穩便に事濟候を專一に存、無益之費多分相懸ヶ候趣に相聞、以之外に候、寬政度町法改正之節も、若ものと唱、六ヶ敷、若者共、祭禮之外、吉凶又ハ盆燈籠神佛開帳納もの、秋葉石尊參詣諸入用、宗旨之出會、出家社人之奉加帳に付候類を、地主幷地借店借之者迄も、無理にすゝめ、不得心之ものゑは、仇をなし候族も有之由に付、申出次第早速吟味之上御仕置可申付段、申渡も有之間、右體之儀者無之筈之所、いつとなく相弛み候哉、既に其方共若者頭抔と唱、祭禮其外諸事に立入相綺候樣子に相聞、甚不埒之事に候、就ては當九月神田明神祭禮之儀も、品々改革をも申付、別て贈りもの積物等聊たり共不相成旨、祭禮町々江も申渡候條相心得、是又前々之申渡之趣も有之、若者或者若者頭抔と相唱候儀、向後堅不相成、銘々職業之餘事に拘間敷候、若右を不相用、渡り等之儀申談候歟、又ハ渡り無之迚、口論等仕懸ケ、祭禮其外妨致候族は、無用捨召捕、吟味之上曲事に可申付、尤猶此上密々爲取調候間、心得違無之樣可相守候、

丑八月

右之通被仰渡奉畏候、爲後日仍而如件、

天保十二丑年八月十九日　右若者頭町々　月行事　五人頭　名主

〔享保集成絲綸錄三十四〕寶永七寅年四月

一諸職人內、武藏守と申受領名つき候もの有之候ば、向後致改銘筈ニ候間、內意申置候、其趣を存、町々職人共江可被申渡候事、

四月

待遇

〔天明集成絲綸錄四十五〕明和三戌年十一月

諸職人受領蒙勅許候者共、織目之受領不相願、父或祖父蒙勅許候受領を、其子孫名乘候者共有之趣ニ相聞候、若右體之者共有之候ハヾ、向後國名幷官名共ニ、自分と相名乘候儀者可爲無用候、尤織目之受領相願候儀者、勝手次第たるべく候、

右之通、御料者御代官、私領ハ領主地頭ゟ可相觸者也、

十一月

右之通可被相觸候

〔舊令諸商株仲間書札〕國名官名名乘候者ノ事

諸職人共、自今國名官名名乘候儀難相成儀、先達テ相觸候通り勿論ノ事ニ候、勸修寺宮、仁和寺宮、大覺寺門跡、右ハ古來ゟ諸職人呼名國名等被免來候由ニ付、向後右三門跡ゟ被免候而、其度々京町奉行江相屆候樣可仕旨、安永三午年二月令アリ、

〔諸問屋幷商雜類編〕朱書安藤例ニ　安永三午年十一月

職人受領之儀ニ付書付

牧野大隅守殿　安藤彈正少弼

筆屋　墨屋　菓子屋　佛師

右之外ニも受領いたし候職分之ものハ、いづれへ便り許狀之類申受候哉、右類職分ニ、堂上方、或ハ地下役人抔ニ司之家柄有之、其家江便り候事ニ候哉、御糺被下候樣致度候、

午十月

下ケ札
御書面、四職之外受領いたし候職分之もの、

一香具屋　一琴三味線師　一白粉伽羅油屋　一賣藥商賣之者　一小間物屋　一香道指南之

者
右職分之もの當時受領いたし罷在候許狀之儀者、御室仁和寺、又ハ公家衆江相願受領いたし候由ニ而、願方區々ニ有之、尤公家衆江相願候方、多相聞申候、

午十一月　　牧野大隅守

〔撰要集法度〕文化十一戌年十二月町觸

勸修寺宮、仁和寺宮、大覺寺門跡、從古來永宣旨ニ而、諸職人受領呼名等被差免候處、諸職人等、國名官名等、自分と相名乘候儀、可爲無用旨御觸以後、國名呼名被差留候處、此度右三門跡願ニ付、古來之通、國名呼名被差免候筈ニ候間、此旨可相心得候、尤以來右三門跡江受領等相願候者は京都江罷登候以前、町年寄方江其段屆申出、願相濟罷歸候ハヽ又々其旨早速屆可申出旨、明和九辰年觸置候處、醫師、畫師、其外職人共、近來紛敷受領呼名等相名乘候もの有之趣ニ相聞候、以來仁和寺宮、大覺寺門跡、勸修寺御門室之外江猥ニ申込、紛敷國名呼名等相名乘申間敷候、尤先年觸置候趣相心得、京都江願出候前後、町年寄方江屆可申出候、

右之通、町中可觸知者也、

戌九月

○按ズルニ、工人ニ位ヲ賜ヒ、又ハ物ヲ賜フ事アリ、各篇ニ載セタレバ、宜シク參看スベシ、

天下一

〔信長記六〕室町殿重御謀反之事

今度義昭公〇足利惡逆ノ御働故、上京炎上ニ及ブ事、尤不便ナリトテ、赦免セラルヽ條々、

定〇中略

一天下一ノ號ヲ取者、何レノ道ニテモ大切ナル事也、

但京中諸名人トシテ、內評議有テ可相定事、〇中略

右條々、相計可₂申付₁者也、

元龜四年七月吉日　　　　　　村井長門守

信長

トゾアソバシケル、角テ室町殿流シ奉ラル丶上ハ彌萬民ヲ撫、逸氏ヲ擧、百工ヲ試、善人ヲ進メ、古ノ政道ニカヘラセ玉ハントノ御心バヘ、誠ニ申計モナシ、

〔茶道筌蹄三〕風呂作者之部

宗四郎　宗三郎の子にて、京松原に住す、太閤時代に天下一の名を下さる、今は江戸住居故、千家にも江戸旅宿中は此風呂を用ゆ、（御風呂師なり）　但し茶器細工人に天下一の名は

風呂師にて　宗四郎　　塗師にて　盛阿彌　　樂師二代目　吉左衞門

〔憲教類典五ノ十七江戸町觸〕天和二壬戌年七月

一　覺

町中ニ而、諸事ニ天下一之字、書付彫付鑄付候義、自今以後御法度ニ付、向後何によらず、天下一之字付申間敷候、勿論唯今まで有來候鐙判鑄形板木書付等まで、早々削取可₂申候、若違背仕候者於₂有₁之は、急度曲事に可₂申付₁候也、

〔基熈公記〕天和二年七月廿四日己巳、京中菓子士、筆士、墨士、鏡士、其外雜々物士等、百年許以來、悉其物ノ銘ニ天下一ト三字ヲ書、各爭₂其妙₁也、而今日從₂關東₁天下一ノ字ヲ可₂削去₁旨、爲₂諸司代₁可₂被₁觸、

古事類苑

産業部十

木工 竹工 併入

木工ハ今世謂ニル大工、木挽、及ビ指物師、檜物師ノ類ヲ總稱ス、木工ハ古クハ之ヲコノミチノタクミト云ヒ、又コダクミト云ヒ、又略シテタクミトモ云ヘリ、而シテ中世以來、專ラ稱シテ番匠ト云フ、番匠ノ名ハ、上世、飛驒國ノ匠人ガ、一年一替京師ニ交番セシニ起レリト云フ、凡ソ木工ノ術ハ、夙ニ開ケテ、神代ノ時、既ニ家屋建築ノ事アリ、其後外國ノ工人入リ來リテ、其技益〻進ミ、推古天皇ノ頃ヨリ以後ハ、寺院官衙等、宏壯ノ建築頻ニ興リシモ、多クハ内地ノ工人ヲ以テ、之ヲ辨ズルヲ得ルニ至レリ、大寶令制定ノ後ハ、木工寮、内匠寮等ノ官衙ヲ置キ、大工少工等ノ技人アリテ、工事ニ從ヘリ、其間名工多ク出デシガ、中ニモ飛驒國ハ工人ニ富ミテ、常ニ朝廷ノ役ニ服スルニ由リ、後世或ハ飛驒工ヲ以テ、工人ノ稱ト爲スニ至ル、

木工ノ業漸ク進ムニ從ヒ、工人其技ヲ分チテ之ヲ修メ、主トシテ家屋建築ノ任ニ當ルヲ大工ト云ヒ、大鋸ヲ以テ木材ヲ挽キ剬ルヲ木挽(コビキ)ト云ヒ、其山中ヨリ木材ヲ伐リ出スモノヲ杣(ソマ)工ト云ヒ、彫刻ヲ爲スヲ木彫(キボリ)師ト云ヒ、神佛ノ宮殿等ヲ作ルヲ宮殿師ト云ヒ、箱ノ類ヲ作ルヲ指物(サシモノ)師ト云ヒ、障子等ヲ造ルヲ建具(タテグ)師ト云ヒ、桶樽等ヲ作ルヲ桶大(ヲケ)工ト云ヒ曲物(マゲモノ)ヲ造ルヲ檜物(ヒモノ)師ト云ヒ、轆轤ヲ用キテ器具ヲ造ルヲ轆轤工ト云フ、

竹工ハ、竹ニテ諸器物ヲ作ルモノヲ謂フナリ、

大工名稱

〔倭訓栞〕（中編入）こだくみ　木匠の義也、杣匠にむかへていへり、（○中略）このみちのたくみ　徒然草に見ゆ、木道の工也、匠人をいふ、

〔倭名類聚抄〕（五官名）寮　職員令云、（○中略）木工寮（古多久美乃豆加佐）

〔源氏物語〕（二帚木）木のみちのたくみの、よろづのものを心にまかせてつくりいだすも、臨時のもてあそびもの丶、その物とあともさだまらぬは、そばつきざればみたるも、げにかうもしつべかりけりと、時につけつ丶、さまをかへて、今めかしきにめうつりておかしきもあり、

〔榮花物語〕（十五疑）攝政どの、（○藤原頼通）くにぐにまで、さるべきおほやけごとをばある物にて、この御だう（○法成寺）のことをさきとつかうまつるべきおほせごとの給、（○中略）御だうのうへをみあぐれば、たくみども二三百人と上りゐて、おほきなる木どもには、ふときをつけてするをあはせておさへ、さとひきあげさはぐ、

〔運歩色葉集〕（多）大工（タイク）

〔和爾雅〕（三人物）木匠（ダイク　コノタクミ）（俗云大工、工匠、匠人並同、）

〔名物六帖〕（人品三、梓匠輪輿）匠人（ダイク）（同上、孟子註○）木工（キノタクミ）（曲禮註、鄭玄云、木工輪輿弓廬匠車梓也、通鑑唐紀、知温州事丁韋爲木工、李彦所殺、○中略）梓人（ダイク）（柳文）

〔書言字考節用集〕（四人倫）大工（ダイク）（本朝俗造家屋者曰大工、其長曰棟梁、學其術者曰番匠、）木道（コノミチ）（又云木匠、世云大工、）

〔雍州府志〕（七土産）工匠　倭俗造家屋者、總稱大工、其長謂棟梁、自十二三歳從大工學其術者稱番匠、番匠元侍大家勤其役之謂也、今誤稱之、其所作工之處謂木屋（コヤ）、凡從禁裏經營之事者、謂木子（キコ）總官、

〔工匠式〕一大工と云は工匠の長なり、是を棟梁と云、古代は五位六位を授く、小工と云は引頭なり、鋅初柱立上棟などの儀式の時官位有之、棟梁は勿論之義、官位無之工匠も、高位の裝束を著する事、前々より其例有、神社佛閣を建るの節、其神位佛位主君を尊敬し奉るの故に、時に至りて受領を給り、或は其日の權官を得て、其裝束を著する事なり、尤工匠の官位なきにあらず、又おもき役

義を勤たる例あり、祿を給はる等之事多し、殊右大將家〇源賴朝の御時、度々其例あれば、東鑑のおもむき、あら〳〵書しるす處なり、

〔下學集人倫上〕番匠（ハンシヤウ）飛驒之流也

〔宇治拾遺物語十四〕今はむかし、遍照寺僧正寛朝といふ人、仁和寺をもしりければ、仁和寺のやぶれたるところ修理せさすとて、番匠どもあまたつどひて作けり、

〔庭訓往來抄上〕巧匠ハ番匠ノ中ノ棟梁也、木ノ道ト云事モ同ジ作事ヲ巧ミ出ス者也、番匠ハ木ヲ切リ削リ、彫（エル）リ鑿（ウガツ）スル者也、木ノ道ハ杣人ノ頭領也、木ノ品ヲ云也、此木ニハ板何間有ベシ、クレ何程有ベシナンド見ニ違ハザル者也、

〔守貞漫稿五〕工匠〇中略

又大工左官以下造家ニ拘ル者ヲ、京坂ニテ俗ニフシンカタト云、普請方也、江戸ニテヤジヨクニント云、家職人也、

江戸ニテ普請方ト云ザルハ、幕府及ビ諸大名等職名、俗ニ云役名ニ普請方アル故ナラン、蓋普請ト云ハ、諸人ノ施財ヲ普ク請受テ、堂宇ヲ造營スル意ニテ、寺院ニ云ベキ言ナルヲ、近世ハ武家市民トモニ、家宅ヲ作ルヲ普請ト云、

初見

〔古語拾遺〕令手置帆負、彥狹知二神、以天御量大小斤雜器等之名也伐大峽小峽之材而造瑞殿古語美豆能美阿可、

〔古事記上〕故二柱神〇伊邪那岐命、伊邪那美命、立訓立云多多志天浮橋〇中略於其島〇淤能碁呂島天降坐而、見立天之御柱、見立八尋殿、

〔東雅五人倫〕工タクミ〇中略　凡我百工の事、國史に其事の始て見えし所はあれど、其事の始は不詳、大苦彥大苦姬二神の時、戶道の事既に始れりしより後、陰陽二神淡路洲に天降りまして、八尋殿を見たて給ひしなどいふ事もあれば、木匠の事の如きは、太古之時既に其事始れる也、國史に其

職司

事の見えし始は、日神天磐屋戸にこもり給ひし時、手置帆負神、彥狹知神、以天御量造雜器、復伐大峽小峽之材而造瑞殿、また神武天皇大倭國橿原宮造給ひし時、彼二神之孫正殿を構立つ、其裔孫所居、紀伊國御木麁香二鄕、其採材忌部所居謂之御木、造殿忌部所居謂之麁香と見えしは、〈舊事紀、古語拾遺等、〉即後に杣匠といひ、木匠と云ひし者の事也、其後新羅百濟より良匠をまいらせし事代々に見えて、番匠など云ひしは、昔飛驒國匠、每年九月番上交代せしに因る、それが中、大匠を都料匠などいひしを、俗にトウリヤウなどいふは、其語の轉じ訛れるなり、

〔令義解 職員一〕木工寮

頭一人、掌營構木作、及採材〈謂、斬伐樹木、可以施於工匠者、爲材也、〉事、助一人、大允一人、少允二人、大屬一人、少屬一人、工部廿人、〈謂不限雜色白丁、取知工者充、卽得考之色、〉

〔令集解 職員五〕木工寮

古記云、工部廿人、不限貴賤、知工人充、得考幷給衣服常食、釋亦同之、跡云、友造等取知工才人等爲工部、非雜戶、令知也、

○按ズルニ、聖武天皇神龜五年、新ニ內匠寮ヲ置キ、嵯峨天皇弘仁九年、更ニ又修理職ヲ置ク、並ニ木工ノ事ヲ管セリ、事ハ官位部ニ詳ナリ、宜シク參看スベシ、

工人

〔令義解 職員一〕太宰府

大工。一人、掌城隍、舟檝、戎器、諸營作事、少工。二人、掌同大工、

〔松の落葉 一〕大工　少工

今の世に、木のみちのたくみをすべて大工といひ、鍛冶を少工といふは、あやまりなり、日本書紀、雄略天皇の卷に、大工(コダクミ)とあり、大工少工は、木工のをさの職の名なり、職員令の太宰府のところに、大工一人、掌城隍、舟檝、戎器、諸營作事、少工二人、掌同大工と見えて、大工少工とも、掌る事は

同じくて、いさゝか職のたかきみじかきゝなことなるなり、さて此令にも、大郡小郡といへるやうに、大には小をむかへていふならひなるに、官職の名はみな、大に少をむかへていへり、大納言、少納言、大貳、少貳、大進、少進のたぐひを見てしるべし、されば大工少工も、職の名なることあきらけし、おほやけごとにめさるゝ、たゞの木工をば、丁匠といへり、

〔延喜式 十七内匠〕凡毎年元正前一日、官人率木工長上雜工等、裝飾大極殿高御座、

〔二中歷 十三一能〕木工

基綱 東大寺大工　義俊　公用　季兼 字榔代子工　吉忠

〔日本書紀 十應神〕三十一年八月、當此時新羅調使共宿武庫、爰於新羅停忽失火、即引之及于聚船、而多船見焚、由是責新羅人、新羅王聞之、讋然大驚、乃貢能匠者、是猪名部等之始祖也、

〔日本書紀 十四雄略〕十二年十月壬午、天皇命木工鬪鷄御田、一本云、猪名部御田、蓋誤也、始起樓閣、於是御田登樓、疾走四方有若飛行、時有伊勢采女、仰觀樓上、恠彼疾行、顚仆於庭、覆所擎饌、饌者御膳之物也、天皇便疑御田姧其采女、自念將刑而付物部、時秦酒公侍坐、欲以琴聲使悟於天皇、橫琴彈曰、柯武柯噬能、伊制能伊制能、奴能婆柯曳鳴、伊褒甫流柯枳底、志我都矩屢麻泥爾、飫褒枳彌爾、柯拖俱都柯陪、麻都羅武騰、倭我伊能致謀、那我俱母鵝騰伊比志、拖俱彌皤夜、阿拖羅陀俱彌皤夜、於是天皇悟琴聲、而赦其罪、　十三年九月、木工猪名部眞根、以石爲質、揮斧斲材、終日斲之不誤傷刃、天皇遊詣其所、而恠問曰、恒不誤中石耶、眞根答曰、竟不誤矣、乃喚集采女、使脫衣裙而著犢鼻、露所相撲、於是眞根暫停、仰視而斲、不覺手誤傷刃、天皇因嘖讓曰、何處奴不畏朕、用不貞心妄輙答、仍付物部使刑於野、爰有同伴巧者、歎惜眞根而作歌曰、婀拖羅斯枳、偉儺謎能陀俱彌、柯該志須彌儺皤、旨我那稽摩、拖例柯柯該武預、婀拖羅須彌儺皤、天皇聞是歌、反生悔惜、喟然頽歎曰、幾失人哉、乃以赦使乘於甲斐黑駒、馳詣刑所止而赦之、用解徽纆、

〔日本書紀 推古二十二〕十四年四月壬辰、銅繡丈六佛像並造竟、是日也、丈六銅像坐於元興寺金堂、時佛像高於金堂戶、以不得納堂、於是諸工人等議曰、破堂戶而納之、然鞍作鳥之秀工、以不壞戶得入堂、卽日設齋、

〔日本書紀 舒明二十三〕十一年七月、詔曰、今年造作大宮及大寺、則以百濟川側爲宮處、是以西民造宮、東民作寺、便以書直縣爲大匠。。

〔續日本紀 文武一〕三年十月辛丑、遣淨廣肆衣縫王、直大壹當麻眞人國見、直廣參土師宿禰根麻呂、直大肆田中朝臣法麻呂、判官四人、主典二人、大工二人於越智山陵、○皇極 淨廣肆大石王、直大貳粟田朝臣眞人、直廣參土師宿禰馬手、直廣肆小治田朝臣當麻、判官四人、主典二人、大工二人於山科山陵、○天智 並分功修造焉、

〔續日本紀 元明四〕和銅元年九月戊子、以正四位上阿倍朝臣宿奈麻呂、從四位下多治比眞人池守爲造平城宮司長官、從五位下中臣朝臣人足、小野朝臣廣人、小野朝臣馬養等爲次官、從五位下坂上忌寸忍熊爲大匠、判官七人、主典四人、

〔東大寺大佛記〕勅、○中略 粤以天平十五年歲次癸未十月十五日、發菩薩大願、奉造盧舍那佛金銅一軀、○中略

大佛師從四位下國土麻呂○中略　大工從五位下猪名部百世　從五位下益田繩手

〔日本後紀 桓武五〕延曆十五年七月戊戌、外從五位上物部多藝連建麻呂爲造宮大工、外從五位下秦忌寸都岐麻呂爲少工、

〔日本後紀 桓武十三〕大同元年二月丙申、外從五位下秦宿禰都伎麻呂爲少工、

〔三代實錄 淸和十九〕貞觀十三年五月廿九日甲戌、太政官厨賜酒饌、饗造應天門工匠以上、公卿會飮、竟日乃罷、

〔三代實錄 三十陽成〕元慶元年四月九日庚辰、辰剋始構造大極殿、〇中略是日親王公卿向八省院饗行大夫已下飛驒工已上、木工助已下及大少工、工長上將領六十人、番上工六十人、雇工八十人、飛驒工六十人、□□三十人、擊鼓三下、長上〇上原脫、今據一本補、已下應鼓聲而就座、四位五位諸司百官畢集助饗焉、

〔類聚符宣抄 七〕太政官符式部省 外

應補長上三人事

從七位上公連氏吉　長上額田吉村轉任權少工替〇中略

右得修理職去七月廿七日解偁、件氏吉等、才能頗長、年勞又積、仍可被補長上如件、望請官裁被補件闕、將勵後進者、正三位行中納言兼春宮大夫左衞門督藤原朝臣師氏宣、依請者、省宜承知、依宣行之、符到奉行、

權右少辨　　左大史

康保四年十月十四日

〔朝野群載 八請奏〕木工寮

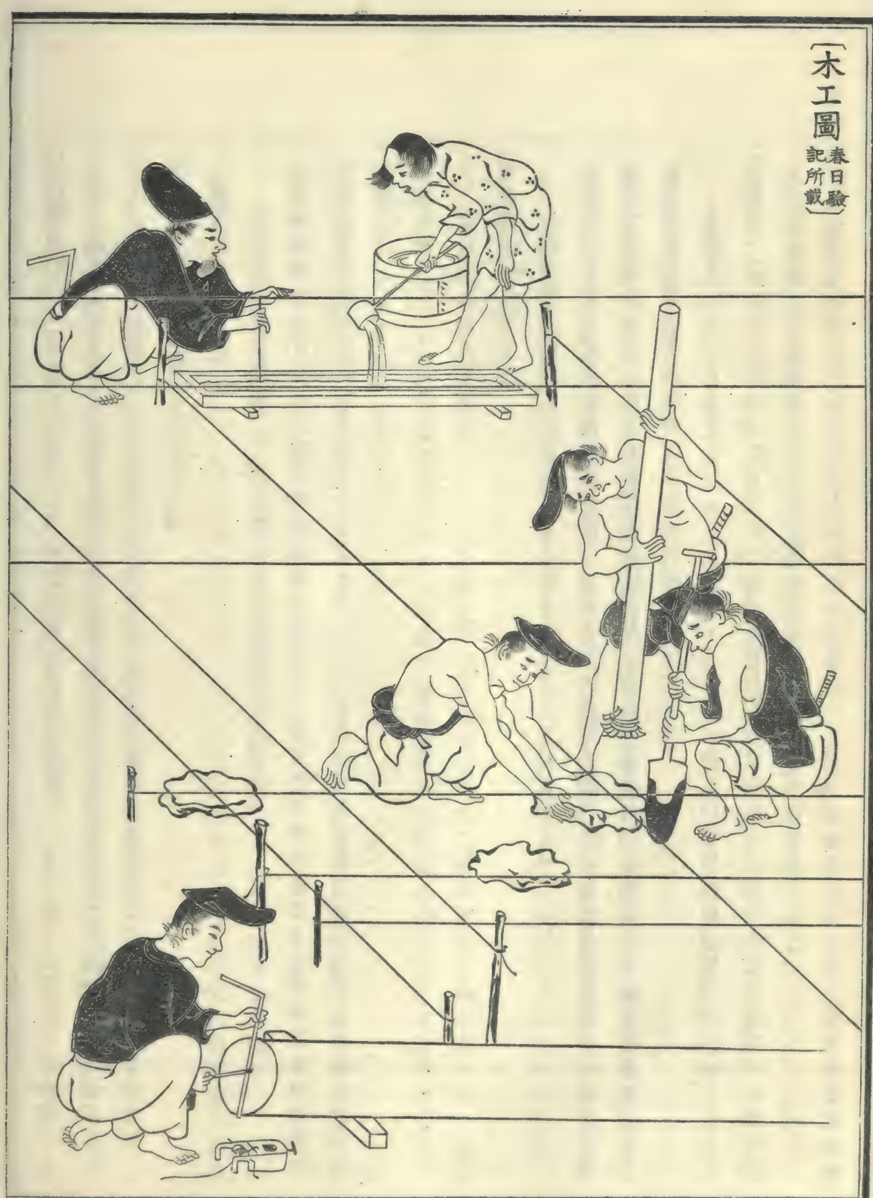
請特蒙天恩、因准先例、以長上從七位上清原眞人正行、被拜任少工闕狀、

右得正行款狀偁、謹撿案內、爲長上職之者、少工有闕之時、依勤公勞被抽任者例也、爰正行兼傳郢斤成風之藝、久致夏屋如雲之勤、採擇之處、已當其仁者、今加覆審、所申有實、望請天恩因准先例、以正行被拜任彼闕者、將令知奉公之不空矣、仍勒在狀、謹請處分、

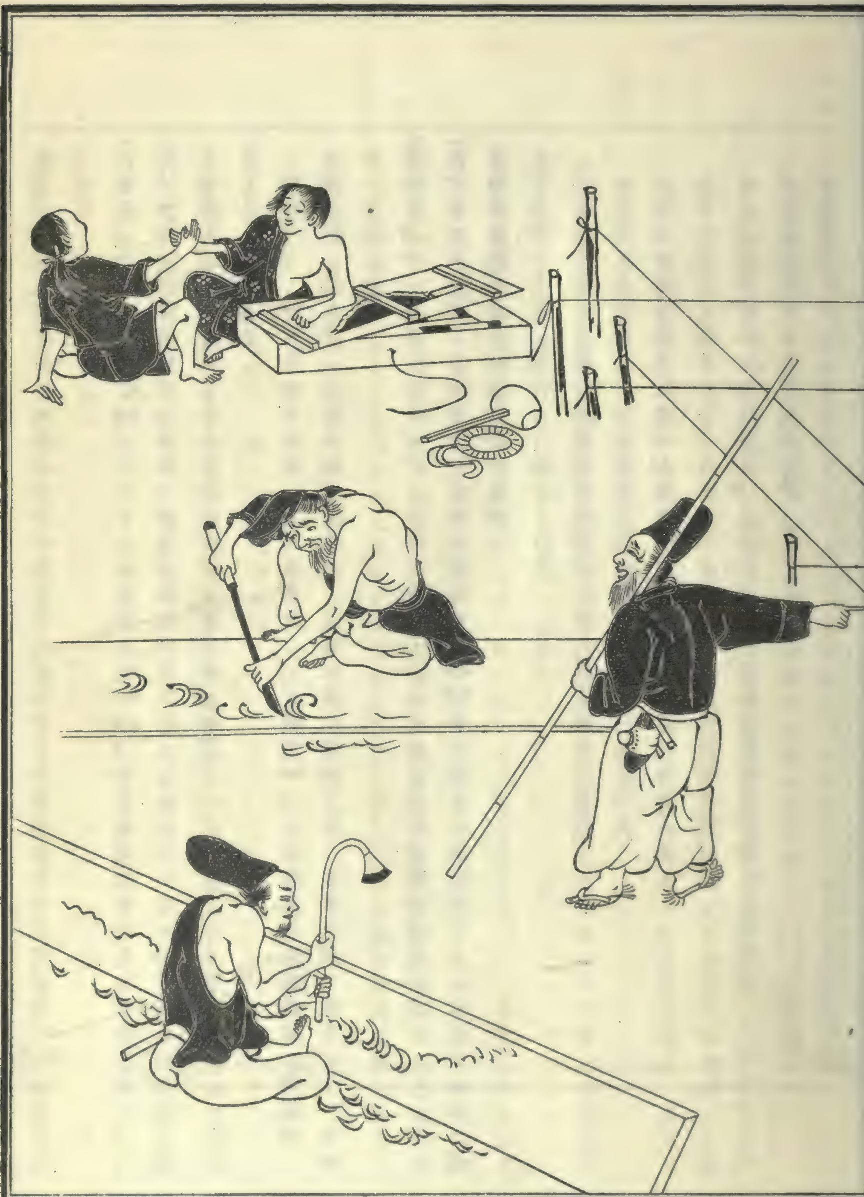
長治元年十二月十八日　　正六位上行權助藤原朝臣未到〇以下三人略

〔吾妻鏡 二〕治承五年〇養和元年七月三日丁丑、若宮營作事、有其沙汰、而於鎌倉中無可然之工匠、仍可召進武藏國淺草大工字鄉司之旨、被下御書於彼所沙汰人等中、昌寬奉行之、

〔吾妻鏡 四〕元暦二年三月十八日辛丑、於南御堂番匠一人字觀能者、誤而自木屋上落地、然而其身無



木工圖〔春日驗記所載〕



殊煩、諸人成奇異之思、是眞實御所願叶佛意之故、此男不及死悶、始終有恃之由、武衞〇源頼朝御自愛再三云云、

〔吾妻鏡 三十〕文暦二年〇嘉禎元年二月十日癸酉、將軍家〇藤原頼經自基綱家渡御于五大尊堂之地、〇中略今日被立御堂、親職、晴賢、文元等朝臣參進、申時刻事、及午剋有其儀、大工矢坂次郎大夫也、引頭四人參上、事終大工等賜祿、判官代大夫隆邦、清判官季氏等爲奉行、

大工分　馬二疋

一御馬鹿毛　野内太郎兵衞尉　同次郎引之　二御馬黑毛　本間次郎左衞門尉　同四郎

十物十種　絹十疋　染絹十端　綿十兩　白布十端　藍摺十段　奥布十端　直垂紺十　惟紺十　色革十枚

〔吾妻鏡 三十一〕嘉禎三年四月十七日戊戌、番匠大工大夫長宗、依召自京都參著云云、

〔快元僧都記〕天文二年四月十一日甲申、御假殿〇鶴岡八幡宮事始、番匠木屋入數十八人、　十月廿八日、一鎌倉番匠奉行、久瀨山田圖書助被仰付、

三年二月十八日、一鶴岡上宮廻廊奉行事、

一方鎌倉番匠、此奉行朝倉與四郎、仙波肥前入道、後藤善右衞門、

一方奈良番匠衆、此奉行太田亦三郎、地藏院、田村與三左衞門尉、

一方玉繩番匠、此奉行者蔭山圖書助、渡邊次郎三郎、神保宮內入道、

一方伊豆番匠、此奉行山中彥次郎、窪田豐前入道、橋本九郎五郎、

右此人數爲請取每日改番匠幷小奉行迄モ無闕如可被申付、出陣之時爲中間一人宛可殘置間、何モ嚴蜜可被申付者也、仍如件、

天文三年甲午二月廿二日　氏綱判〇中略

一奈良番匠大工與八郎小奉行何モ去年之番帳被改之、神尾治部入道、横田木工助、久瀬、
一玉縄番匠大工次郎左衛門號小番匠、小奉行者鵜野筑後入道、杉本□□、近藤彌三郎、
一伊豆番匠大工、事書以下子細同前小奉行者渡邊太郎左衛門尉、財川兵庫助、石黒、
惣奉行大道寺藏人、太田兵庫、岡田石卷勘解由左衛門、狩野左衛門尉、笠原越前、大草丹後、玉不磨
者寶々、鏡不砺無光、敬神々威增長、依增神威人長久耳、諸事練磨尤也、去年者鎌倉番匠ニ、京大工
計也、依多今年奉行人數被相加之由了、惣而手傳廿人計也、
三月一日、昨日伊豆番匠相加了、十四人有之、奉行者山中彥次郎、橋本九郎五郎、　六月三日、京番匠
彥左衛門子亦三郎ニ、八足門可令建立之由被仰付、
〔法隆寺衆分成敗曳附幷諸證文寫〕一天文廿一年壬子正月十日、岡元塔再興、付四ヶ寺大工職無之處、
寺之四人大工四ヶ寺之大工存知之由、號證跡捧一書之間、則衆分中披見在之處、彼狀ニ年會五師
與基、公文代尊英兩人判形雖在之、四ヶ寺之儀者、衆分一圓進止之間、根本沙汰衆判形無之條、謀書
依無紛承引無之、則上棟之剋、寺大工之外、兩鄉番匠之內五人、探取上棟之鑰、西口與四郎大夫打了、
向後自然寺々大工衆如何樣之儀雖申上、於四ヶ末寺無大工仁評定事切了、
　　　　　于時　　沙汰衆光心　　公文代有助
〔集古文書下知狀三十二〕天正十一年下知狀所藏不詳
辨慶讓渡申大工職幷買德分田地百姓職之事、任證文旨、從先々今以如申付來、不可有相違之狀如
件、
　　　天正十一年六月廿五日　　　　　　玄以
　　　　　大工新五郎
天正十一年下知狀所藏不詳

當寺大工職之義、質物仁被取置流之趣承屆候、然者任證文之旨可爲御進退候、不可有相違候、恐々
謹言、

天正十一
十一月七日

本能寺
御坊中

〔安樂壽院文書〕大佛殿大工幷杣大鋸事、和州、紀州、江州、伊州、丹州五ヶ國、能々相改可召仕候、殊其身者不能出、下。手大工を爲代出之輩可爲曲事候、若無沙汰族於在之者、爲見懲候條、可被仰付候、然者給人夫役事、最前如被仰出候、諸役有之間敷條、猶以右通可申聞候、自然召仕諸役懸候者、給人之名を可書付上候、入念悉召寄、作事可指急候也、

六月廿一日　　秀吉朱印

木食上人

寺澤越中守どのへ

〔雍州府志土產七〕工匠○中略　近世勤公方家之事者、謂中井氏、元是大和國法隆寺邊之人也、於今禁裏院中之造營、亦中井氏主之、所屬其下之大工、矢倉氏、幷池上氏、是自古爲公方家之棟梁、於今有家領、然近世中井氏得公方家之眷遇、自茲皆屬其下、

〔京都御役所向大概覺書三〕御大工頭幷棟梁五畿內近江大工杣木挽數之事

一五百石 四拾人扶持　　中井主水

御知行被下候棟梁三人

一高百石　京四條通四條立賣西町住居　辨慶小左衛門

一　右同斷　小左衛門悴 同　次郎左衛門

一高七拾壹石　洛外聖護院村住居　池上五郎右衛門

一高三拾八石七斗八升　小川通上立賣上ル町報恩寺前町借宅　矢倉久右衞門

受領之棟梁五人

一樵木町通三條上ル大坂町住居　頭棟梁　塚本石見

一新椹木町丸太町下ル土御門町住居　同斷　角井壹岐

一和州法隆寺西里住居　長谷川越後

一御幸町通竹屋町上ル町住居　塚本出雲

一西洞院通椹木町下ル町住居　堀内筑後

右棟梁之儀、前々ゟ禁裏御造營之時、木造始上棟之御用相勤候ニ付、從禁裏棟梁五人ニ受領被仰付候、春宮御殿御造營之時も、貳人ニ受領被仰付候、五人之內貳人頭分ニ申付御用相勤候、

二條御城御用相勤候棟梁

一油小路通竹屋町下ル橋本町ニ住居　福井作左衞門

此者ニ者、前々ゟ京升被仰付、今以御定之通升段々仕出申候、

〔三秘集 五〕天明八申年十月、先祖御判物所持ニ付、駿遠三大工棟梁願度旨、寺社奉行牧野備前守樣江問合、

武三郎領分　遠州濱松傳馬町　大工　五郞次

右之者、先祖ゟ大工職御判物所持罷在候處、中絕仕候儀ニ付、御書替ハ不相願、御朱印御改之節、披露仕度旨相願、當申四月、御掛り松平右京亮樣、西尾隱岐守樣御出席江差出入御覽候、右所持仕候御判物之御威光を以、駿河、參河、遠江、三ヶ國之大工棟梁被爲仰付被下置候樣、今般公邊江可奉願出府之儀申出候、右之趣如何可申付哉、願書寫壹通、幷別紙書付貳通入御覽、御問合申上候、以上、

十月　井上武三郞家來　三坂新八

御附札 書面遠江濱松傳馬町大工五郎次願之儀、利害をも被申聞候者ニ候得共、大工頭差障候筋有之旨申達候上者、今一應利害被申聞、其上ニも不得心ニ候ハヽ、奉行所ニ被差出候方と存候、

中略 十一月

〔三秘集十一〕享和三亥年閏正月、百姓大工之業致し候ニ付、石川左近將監樣江問合、

佐渡守領分田邊ニ而、前々より百姓共、灰小屋、又ハ雪隠等自分ニ而拵來候處、近來ハ家又ハ堂塔建候ニ付、城下町ニ罷在候大工棟梁共ゟ差留候得共不相用、棟梁共差圖を不請、猥ニ大工職致し候儀、領主ゟ差留候義不苦儀ニ御座候哉、○中略

閏正月廿六日　牧野佐渡守家來 古河藏主

御附札 書面持前ニ無之業致し候者有之、本職江差障候筋之儀ハ、御領主より御差留聊不苦と存候、

以上、

飛驒工

〔雍州府志七土産〕工匠○中略 凡本朝於伽藍也、盡其巧者、多謂飛驒內匠之所作也、然是非斥一人而言之者也、飛驒國幷大和國工匠多出、大抵爲巧手、故謂飛驒工人所作之義也、

〔玉勝間八〕ひだのたくみ

いにしへ、飛驒國より匠おほく出たりし故に、かならず其國のならねど、匠をばひだのたくみとなむいひける、もろこしにも、にたることあり、史記の灌嬰といふが傳に、斬樓煩將五人といへる注に、樓煩縣名、其人善騎射、故以名射士爲樓煩、取其美稱、未必樓煩人也、

〔新猿樂記〕八御許夫、飛驒國人也、位大夫大工、名檜前杉光、傳八省豐樂院之本圖、鑒造殿造宮等之式法一式、造寺者、講堂、金堂、經藏、鐘樓、寶塔、僧房、大門、中門、二蓋、四阿、重榱、間椽、並椙寢造也、或人家作者、對、寢殿、廊、渡殿、曹司町、大炊殿、車宿、御厩、又倉、甲藏等之上手也、

〔令義解三賦役〕凡斐陀國庸調倶免、每里點匠丁十人、謂若不足里者、即率此法而降減也、○中略 一年一替、餘丁輸米、充匠丁

食、謂若遭ニ虫霜水旱一者、准ニ庸調法一、以折ニ除之一、然則上條免レ役之色、此條亦當ニ相折以一レ米、若上條不レ免ニ調役一之色、此條亦不レ須レ免レ米、其匠丁者、尚依レ例點、何者遭レ損之時、仕丁不レ免レ役故也、〇中略正丁六斗、次三斗、中男一斗五升

〔延喜式二十二民部〕凡飛驒國、毎年貢ニ匠丁一百人一、其返抄准ニ諸國調庸例一、

〔延喜式三十四木工〕凡工部一人、飛驒工一人、充ニ大學寮一、令レ修ニ理小破官舍一、

凡飛驒國匠丁卅七人、以ニ九月一日一相共參ニ著寮家一、不レ得ニ參差一、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌類〕寄レ物陳レ思

云云、物者不念、斐太人乃、打墨縄之、直一道二、

〔今昔物語二十四〕百濟川成飛驒工挑語第五

今昔、百濟ノ川成ト云フ繪師有ケリ、世ニ並无キ者ニテ有ケル、〇中略而ルニ其比、飛驒ノ工ト云フ工有ケリ、都遷ノ時ノ工也、世ニ並無キ者也、武樂院ハ其工ノ起タレバ微妙ナルベシ、而ル間、此工彼ノ川成トナム各其態ヲ挑ニケル、飛驒ノ工、川成ニ云ク、我ガ家ニ一間四面ノ堂ヲナム起タル、御シテ見給ヘ、亦壁ニ繪ナド書テ得サセ給ヘトナム思フト、互ニ挑乍ラ中吉クテナム戯レケレバ、此ク云事也トテ、川成、飛驒ノ工ガ家ニ行ヌ、行テ見レバ、實ニ可咲氣ナル小サキ堂アリ、四面ニ戸皆開タリ、飛驒ノ工、彼堂ニ入テ、其内見給ヘト云ヘバ、川成延ニ上テ南ノ戸ヨリ入ラムト爲ルニ、其戸ハタト閉ヅ、驚テ廻テ西ノ戸ヨリ入ル、亦其ノ戸ハタト閉ヌ、亦南ノ戸ハ開ヌ、然レバ北ノ戸ヨリ入ルニハ、其戸ハ閉テ、西ノ戸ハ開ヌ、亦東ノ戸ヨリ入ルニ、其戸ハ閉テ、北ノ戸ハ開ヌ、如此廻々ル數度、入ラムト爲ルニ、閉開ツ入ル事ヲ不得、侘テ延ヨリ下ヌ、其時ニ飛驒ノ工咲フ事无限リ、川成妬ト思テ返ヌ、〇中略其比ノ物語ニハ、萬ノ所ニ此ヲ語テナム、皆人讃ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔牛馬問三〕世俗に飛驒の匠といへば、一人の名の樣に思ふ事非なり、日本事跡考に、飛驒の國は、昔

組合

此州良匠を出す、故に飛騨の匠と號すといへり、いにしへは、京田舍に不限、飛騨の國より諸國へ出て、普請を請取り、木取を致、又其先其先と、段々に右のごとく木取をし、扨最前請取たる所へもどり、木もよくかれたるを以て、削立て拵へ、其家出來終と、又其次へ行如此木取して、其木のかれたる時分に廻りて拵る故に、二三年もかゝりしとなり、又楔壹本にてかためたると俗にいふも、貫穴を、內をふくらにほり、貫を少しふとく削り、木をころすとて、たゝきひしぎて、差込たるもの故、一木にて作付たるごとく、後代迄も透間なく丈夫也、今時の大工の果(ハカ)やりにするとは、格別の細工なり、右いふ如く、京へは公役(クヤク)に登り、國々へは、おもひ〳〵に下りて作れり、扨こそ國々に、飛騨の匠　遺作の神社佛閣の多きも此故也、是一人の名にあらざるの證也、何とやらん題する書に、飛騨の匠は、一人の名にて、入唐せしなど、來歷を引て書たる本あれども、其說愚案に落ず、飛騨は良匠の多きなれば、其うちより、一人ふたりは異國へも行しなるべし、

〔京都御役所向大概覺書 三〕御大工頭幷棟梁五畿內近江大工杣木挽數之事

一京大工拾組　辨慶　池上　矢倉　平松　神野　小山　荻野　柳田　田邊　木子

右往古者、京拾人之棟梁と申、洛中洛外之大工ヲ拾ニ小割支配致候處ニ、辨慶、池上、矢倉、此三人之外七人者家料無之、身上不如意ニ付、家相續不致候、依之只今者、此拾人之名字を以、拾組ニ名付、組之內壹人宛組頭と申、肝煎相勤候、此拾組之外ニ拾組有之、以上貳拾組と申大工京都ニ罷在候、

一京大工拾組　福井組、四條組、大佛組ニ四組、建仁寺組、東福寺組、智恩院組、伊豆組、

右者京都大工貳拾組と申候

一五畿內江州大工杣大鋸木挽人數

大工數貳千三百五拾三人　山城國分　同千三百貳拾七人　大和國分　同四百七拾人

河内國分　同五百七拾八人　和泉國分　同千七百六拾貳人　攝津國分　同七百七拾人　近江國分

右六ヶ國大工數合七千貳百六拾人

千七百六拾貳人　高役御免大工

内　此作高壹萬四千八拾四石貳斗四升五合三勺九才

五千四百九拾八人　高役御免無之、又ハ町並住居之者共、○杣大鋸木挽略

〔幕令拔抄 八〕一京都御大工頭中井岡治郎支配、五畿內近江六ヶ國之大工、杣、木挽、三職之者ども、是迄向寄々々にて組合相立、京、大坂、伏見、奈良、堺、大津、其外國違へ者、夫々稼ニ不罷越、且他之得意先へ立入候節者、屆合口錢取遣仕來候よし候處、今般株札幷問屋仲間組合等御停止ニ付、向後右三職之者ども、組々之唱へ相止、互ニ國違へも入込、手廣に相稼、屆合口錢取遣致間敷、雇主ニ於も、何方之職人相雇候とも勝手次第ニ致、三職とも、作料賃銀者、其土地仕來、又者自他之見競ニ不拘、銘々成丈ヶ引下ゲ可申、若三職之者ども、多人數ニ付、向寄々々ニ、人數改之者、岡次郎より申付、印札者是迄之通可相渡候、以來他國之者、六ヶ國內へ罷越、又者六ヶ國內之者ニても、百姓ども新規三職之稼致候節者、御料者御代官御預所、私領者領主地頭へ相願、其筋より岡次郎方へ達有之印札受取候上、相稼可申候、尤新規稼之分者、高役免除不相成候、

一洛中洛外三職之者共より差出來候、岡次郎方火消人足夫代銀、幷見分大工之儀者、一通り無賃人足とも譯違候間、是迄之通可差出候、

右之通、今般申渡候間、岡次郎支配三職之者ども心得違致間敷候、若不相守者有之候ハヽ、急度可申付候、尤右三職之者共者、前々より御所方御造營幷御普請之節、役仕事等相勤候事ニ候間、右體之節者岡次郎差圖次第、無遲々可罷出候、

鑑札

右之趣、五畿內近江國中ヘ、不㆑洩樣可㆓相觸㆒者也、

右之通、從㆓江戶㆒被㆓仰下㆒候條、此旨三鄕町中可㆓觸知㆒者也、

天保十四卯年二月廿八日

〔市中取締續類集 三〕午六月廿四日出

乍㆑恐以㆓書付㆒奉㆓願上㆒候

一大工職貳十一組之內、拾五番組總代麴町四丁目吉兵衞店淸五郞外三人奉㆓申上㆒候、私共職業之儀者、去辰年三月廿八日、北御番所樣江重立候者一同被㆓召出㆒、於㆓御白洲㆒取締行事役被㆓仰付㆒、難㆑有仕合奉㆑存候、向後仲間限りニ而取極候儀者、堅不㆓相成㆒候趣被㆓仰付㆒奉㆑畏候、其節御受書奉㆓差上㆒候、然ル處私共職業之儀者、多人數之儀ニ而、取締向區々相成奉㆓恐入㆒候、右ニ付、精々行事共丹精仕候得共、出稼之者共入込候而、何方ニ店借致居候哉、御府內之振合ニ不㆑拘、不同之賃銀受取候者共御座候哉、一切分り兼申候、且者在所ニ而切組等致候而差送候モ、數多御座候ニ付、依㆑之取締被㆓仰付㆒、御場所之內ニ不埒之儀等も御座候而者、一統殊之外難澁仕候、右之節者行事共より申談候而も、其後在所江立戾候者も有㆑之、甚以不行屆ニ相成、當惑仕候、右ニ付而者、仕手方共迄も、夫々順候哉者難㆑計、何分行屆兼申候、左候得者、此儘捨置、猥ニ相成候而者、御上樣より蒙㆓御叱㆒を以而奉㆓恐入㆒候間、今般一同連印之者寄合評議之上、御訴訟申上候、何卒裏々に居候者共迄も、其筋より御申渡候樣、御威光を以、急度被㆓仰付㆒被㆓下置㆒候者、向後取締も行屆可㆑申儀と奉㆑存候間、乍㆑恐此段御聞濟之程偏奉㆓願上㆒候、以上、

安政五午年五月晦日　大工行事拾五番組　麴町四丁目吉兵衞店　淸五郞印 ○以下三人略

御奉行所樣

〔幕令拔抄 四〕三鄕町中○大坂ヘ、此節無札之大工致㆓徘徊㆒、其上近來家作事等手細工を致候ものも有

之役大工ども渡世之差支に相成候趣、中井主水より申立候、右體之義猥成事ニ候條、主水幷當地御大工山村與助下之外、無札之大工相雇ひ候義、幷家作事手細工致間敷旨、寶暦十辰年七月、爲觸知置候處、心得違候者も有之哉、無札之大工致徘徊、大工共渡世之差支相成候間、木細工職人、幷船大工日雇ひ働之もの、家大工業之細工不致、勿論右體無札之者不相雇樣再觸之趣、此度ハ中井主水、山村與助より申立候間、先達而申渡置候通り彌相守り、主水與助下之外、無札之大工相雇候義、幷家作事手細工ニ致間敷候、○中略

右之趣、安永四未年九月、同八亥年五月、爲觸知置候處、近頃心得違之者、方々右體之所業致し、剩家大工共之働場へ、右細工之品取付ニ立入、役大工共渡世之差支ニ相成候旨、今度中井主水、山村與助より申立、不埒之事ニ候、前々觸書之趣、無遺失可相守旨、三鄉町中可觸知者也、

文化七午年正月

〔守貞漫稿 五〕大工

番匠ヲ云也、○中略今世京都中井氏ヲ大工頭ト云、番匠ノ長トス、京坂等ノ大工ハ此中井氏ニ請之、鑒札ヲ得ザル者ハ業之トスルコトヲ許サズ、鑒札ヲ得ルニハ金ヲ以テスル也、又槌代ト號テ――――氏ニ、年々課錢ヲ納ム、江戸ニハ大工ニ鑒札ニ無之、槌代等ノ課錢ヲ出サズ、

〔延喜式 三十三大膳〕造器二人、一人木器、一人土器、月別所造折櫃卅合、平片坏八百口、其粮料、黑米日二升、鹽二勺、

〔延喜式 三十九內膳〕作木器二人、一人贄殿、一人司家、作土器九人、月別一人所造、折櫃卅合、土器七百八十口、大坏、中坏、窪平坏、埦形、片盤、瓮、𤭯等類、作土器人充商布九段、埴器料鍬九口、舊納新請粮人別日黑米二升、鹽二勺、時服夏各絁四丈五尺、冬絁一疋三丈、綿四屯、

〔續修東大寺正倉院文書 三十五〕作物雜工散役及官人上日解文○中略

木工所別當貳人判官正六位上葛井連根道、主典正六位上彌努連奥麻呂、

單口貳仟壹伯壹拾貳人二百卌八人將領、一千八十五人雇人、五百卌三人雜工、二百卌一人仕丁、五人調丁、

作物

構作東塔少廊材五十二物柱井柱貫肱木之類　功七十四人

構作食堂近廊材一百卌物柱井柱貫鴨柄肱木之類　功百七十人

構作同堂食停材一百八十物丸桁架之類　功二百卌八人

作客房院塗垣　功七十八人

塗同院板殿白土　功七十八人

作僧房經藏　功廿三人

作同房間度幷棧　功六十三人

引治泉津材幷荒作　功八十六人

作埴穴屋幷塗壁　功六十七人○中略

天平寶字六年四月一日　主典從六位上阿刀連酒主○下略

就業時間

〔幕令拔抄四〕大工働刻限、朝六ッ半時より五ッ時迄之内ニ働罷越、人數相揃候上、少々見合、五ッ時より細工始、

四ッ時前　小休　中食　休　八ッ時過　小休　暮六ッ時仕廻

右中食休四歩計、兩度之小休三歩計ツヽ、一日一時計休、四時働、四月八日より八月朔日まで、晝休と唱、中食後日影三尺之休ニ致し候、此刻割六歩程長日之節相增、一日一時六歩計休、三時四歩餘相働、右之外手籠候細工の節ハ、工夫相兼、多葉粉給候義も有之候、又ハ急ニ普請の節ハ掛ケ引致し相働候故、難相定よし、

右之通、大工共働方、休刻限之義、御糺之上被仰出候、尤以來大工共雇候節、右之刻限より長く休候

ハヽ、雇主より此方共月番まで可申出候、其上此方共より申上候筈ニ被仰渡候間、組合町々家持借家末々迄、不洩樣得と可被聞候、〇中略

文政三年辰十月廿二日

〔續修東大寺正倉院文書四十三〕造石山寺所牒　造物所

返上木工阿刀乙万呂　上日拾伍　肥廣國　上日拾伍　功錢四百八十文別十六文

右依作物畢、副上日幷充功錢、返上如件、宜承知狀、以件錢其替可雇役、今以狀、故牒、

二月〇天平寶字六年十六日　主典

〔鑁阿寺文書一〕於當寺大工事者、屋敷幷御恩地等有之事候、前々も一月ニ三人宛致奉公候、然而近年ハ一向不仕候、か樣之儀も爲御心得被申候、以前以相賀總左衛門付方令申候番匠作料事、當寺ニ限、七十錢宛ニ致之候、如自餘半ケ宛之刷ニ、大工番匠等かたへ被仰付候者、肝要ニ可存候、自今以後爲伽藍興隆候、連々如此之儀雖申入、度々一段造營之砌爲可申致遲延候、今度東門砌被仰付之者、爲當寺可然存候、將又八幡など之儀も笑嚴御時如此被相定候由承及候、委細口上申含候、恐恐謹言、

四月廿二日〇年闕　良濟

成田大膳亮殿

〔多聞院日記〕天正九年九月二日

一カケ硯事、上コン誂ノ間調テ、去廿九日ニ下了、箱カケコ一、皆朱チキ板一、總ノ臺以上番匠三日ノテマ也、代三斗、金具雜用一斗、仕合マデ、ハコノ總ノヌリチンタルノ家ノ如二斗七升、木ノ代二升、上ノヌキフクミノ皮、上ハ一石、中ハ七斗、下ハ五斗ト申間、中ヲ六斗ニテ申付候、ジヤウカギ金物代一斗、水入一斗五升、シヤクドウニテ、硯二升、筆二升、小刀三升、同ツカトウマキ一升、ジヤウノカギノヲ

八合、臺ノヲモンメン モヨギイト三升、合一石六斗六升入リ、此代前ノ預リ米八斗在之處、彼是度々預音信間、其代ニ此入目不可取之由申遣了、

〔御作事方定法〕一大工

一大工割合下拵四分、上場所六分、

一御障御場所上場所六分江五割増、下拵四分割まし無、

御退出後下拵四分江四割増、御障度々手引貳割まし、

一駒場野御場所上場所六分江四割増、下拵同斷、

據江御場所之大工ハ割増無之、右三口大工計也、

一下手間一人ニ而、上手間貳人四分當、　但正人壹匁五分壹升五合　壹人也

右御障御場所、御退出後取掛、駒場野御場所、三口共割増大工高江、木挽割合なし、

一上大工壹匁八分壹升五合　一上大工六升五合

一中大工壹匁五分壹升五合　一中大工六升

一下大工壹匁貳分壹升五合　一下大工四升五合

右下三口ハ古ヘ之事也

大工口米壹人之内貳合ヅヽ、大棟梁江懸、當時中大工也、

一國役大工に而積時ハ、手間を積、半減にして米計を立、木挽ち同斷之事、

大工國役高、處々大工町より出、尤町內小間割也、

一千七百拾七人　大工一人ニ付銀なし米一升五合

內千貳百拾七人　御本丸
　五百人　西丸

元大工町四百六十二人半　竪大工町五百四人半
南大工町三百七拾人　横大工町三百八十人

〔守貞漫稿 五〕大工〇中略

大坂大工雇錢定アリ、一日銀四匁三分也、若造家ノ主ヨリ三時ノ食ヲ與フ時ハ一匁二分ヲ減ジ、三匁一分ヲ與フ也、此一匁二分ヲ飯料ト云也、

蓋今世三都トモニ一日ト雖ドモ、中食トモニ一日三度ノ休息アリテ、業ヲナスコト、其實大略二時許也、故ニ或ハ夙ニ來ラシメテ增錢ヲ與フ、是ヲ朝出ト云、大略定制ノ半ヲ增ス、是ヲ作料一人半ト云、乃六匁四分五厘ナリ、又夙ニ來リ黃昏ニ歸ル、是ヲ朝出居殘リト云、大略一倍ヲ與フ、乃チ四匁八分也、江戶モ唱之、一倍或ハ半倍スルコト准之也、

待遇

〔日本書紀 二十九天武〕朱鳥元年六月庚午、工匠、陰陽師、〇中略幷三十四人授爵位、

〔續日本紀 七元明〕養老元年二月己丑、和泉監正七位上堅部使主石前進位一階、工匠役夫賜物有差、

〔續日本紀 二十八稱德〕神護景雲元年三月戊午、幸大安寺、授造寺大工正六位上輕間連鳥麻呂外從五位下、癸亥、幸藥師寺、捨調綿一萬屯、商布一千段、賜長上工以下奴婢已上二十六人爵各有差、

〔續日本紀 四十桓武〕延曆八年十一月丁未、授造宮大工正六位上物部建麻呂外從五位下、

〔朝野群載 九讓狀〕大工依造功申叙爵

正六位上行修理大工伴宿禰延武誠惶誠恐謹言

請殊蒙天恩、因准先例、依造宮賞、被叙爵狀、

右延武謹撿案內、國家有大造作幷造營之時、修理木工不論大小工、以爲第一之者被叙爵、古今之例也、是以造興福寺時、多吉忠以修理小工被關榮爵、是必依可被抽賞於第一者、雖非大工、以小工所被叙也、爰延武爲大工之上職、已爲第一、可預榮爵、尤當其仁、抑吉忠與延武、大小工之間、非無差別、皇居與他所、恩賞之處、亦可懸隔、重案事情、木工者文室光任、紀守武、相比爲五位、修理者、雖竭勤節、已無叙爵、職之大愁、何以如之、望請天恩依件賞、被叙爵者、爲職爲身、將知勤節、延武誠惶誠恐謹言、

延久四年正月五日　正六位上修理大工伴宿禰延武

〔尊勝寺供養記〕康和四年七月廿一日甲辰、今日有尊勝寺供養事、○中略

木工、大工紀恒行五位　修理大工國光季五位　以上可叙一階

木工權大工菅乃是永　修理權大工清原國貞　以上可為從五位下、○中略

工　成國可依申請

〔延喜式十二中務〕時服

木工寮一百卅四人(中略)大工一人、少工一人、長上十三人、將領十人、工部五十人、飛驒工卌七人、○中略　修理職三百九十人、(中略)長上十人、將領廿二人、工部六十人、仕丁二百廿七人、飛驒工六十三人、

右雖有定員、待本司解、明知見定、然後給之、其自十二月一日至五月卅日、上日長上百廿以上、番上八十以上、給春夏時服、秋冬准此、但木工寮修理職飛驒工者、春以三月、秋以九月為限、四月十月給之、

〔續修東大寺正倉院文書二十九〕作金堂所解文断簡

作金堂所解　申應賜雜色人等物事

合伍拾伍人○中略　木工十三人

卅九人預冬衣服　十六人間應班給○中略

殊等○中略　木工他田亂上日百九十二

右二人、殊等、各絁三匹、綿十屯、布四端、

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字元年四月辛巳、勅曰、○中略　可大赦天下、○中略　又東大寺匠丁、造山陵司役夫、○中略　並免今年田租、

〔續日本紀三十稱德〕神護景雲三年十一月壬午、彈正史生從八位下秦長田三山、造宮長上正七位下秦倉

人皆主、造東大寺工手從七位下秦姓綱麻呂、賜姓秦忌寸、

〔參考源平盛衰記一〕平家繁昌幷得長壽院導師事

長門本云、長承元年三月十三日、耀宿相應ノ良辰トテ、其日供養ト定ラル、禪定法皇〇鳥羽叡覽ヲ歷ル二、外廊内院一トシテ叡慮ニ應ゼズト云事ナシ、〇中略鍛冶、番匠、杣山ノタクミ、總テ結緣經營ノ人夫ニ至マデ、程々ニ從テ勸賞ヲ蒙ル事、眞實ノ御菩提也ト覺ヘタリ、

木挽

〔書言字考節用集四人倫〕大鋸挽(ヲガヒキ)又云木挽 木挽(コビキ)

〔名物六帖人品三梓匠輪輿〕鋸匠(コヒキ)綠雪亭雜言、庭下有鋸匠、解木因以命題、五雜俎、雷公爲檢所夾、狄仁傑乃命鋸匠、破樹方得出、天中記、唐代州有大槐、震雷所擊、中裂數丈、雷公夾于樹間、吼如震霆、時狄仁傑爲都督、命鋸匠破樹方出、其後吉凶必報命、 鋸傭(コヒキ)冷齋夜話、景靈宮鋸傭解木、木既分有蟲鏤紋數十字、如梵書字傍行之狀、傭本誤作鏽、

〔倭訓栞中編八〕こびき 木挽の義也、鋸匠をいへり、

〔人倫訓蒙圖彙六〕木挽 聖德太子難波の浦に四天王寺を御建立の時、大木を割べき思慮をめぐらし給ふに、雁一羽青木葉をくはへて來りぬ、太子御覽あつて、彼葉の姿に鐵をもつてつくらせたまふに、よくきれしよりはじまれり、是鋸のはじめとかや、鋸師は所々に住す、中屋といふは伏見に住す、大坂に上手あり、

〔三十二番職人歌合〕四番 左 おがひき

のこぎりのこのめも春のやま風に花の香ながらおがくづぞちる

〔甲斐國志百一人物〕在鄉諸職人

一大鋸五拾貳人 壹人屋敷百坪ツヽ、御年貢不納、役引被下、勤日一年ニ廿四人ツヽ、一日一人ニ御扶持方米壹升八合ツヽ、其外ハ賃銀被下候、御役ニ罷出候節、御傳馬拾人ニ壹匹、又貳匹、幷役場夫一人ツヽ被下候、〇下略

〔天保十一年武鑑〕御小普請方大鋸棟梁 三人フチ、本所一ツメ辨天やしき、南川定八

御大鋸棟梁 御切米三十俵、深川大しま丁、櫻井粒藏 御切米三十俵、本所ばんば、櫻井八十太郎 御切米三十俵、本所みどり丁、石山加左衞門 御切米三十俵、本所原には、田所熊太郎 御切米四十俵、下谷御かち町、佐野喜左衞門

〔寶暦集成綠綸錄二十六〕寶暦十辰年二月

覺

此度二丸御普請御用御材木挽立候木挽、江戸雇之外、在々ゟも請負人方ニて呼寄挽立させ候處、江戸木挽之分、所々材木河岸町木挽立之方江罷出候者多ク、人數揃兼、挽木捗取不申候ニ付、明七日ゟ日數廿日、町々材木河岸ニ而挽之候木挽差留可申候、

右之通、木挽いたし候町々者勿論、其外共、右之趣急度相守候樣、町中不洩樣入念早々可相觸候、以上、

二月

〔幕令拔抄四〕大坂三郷町中總材木屋共、無札之木挽を雇ひ、且又船大工共ハ、手前挽、又ハ木鋸等を挽、賣出し候者有之、役木挽渡世之障ニ相成候旨、中井主水申立候ニ付、右體之義、堅く致間敷旨、寶暦六子年十二月相觸、尚又明和六丑年九月、寬政七卯四月、同十二年申十二月觸知らせ置候處、近頃猥ニ相成、無札之木挽共相働、船大工之外、諸職人とも手前挽致し、役木挽之渡世ニ障候旨追々申立候、右之段ハ、前々より申渡置候處、又々猥リニ相成候趣相聞、不埒之事ニ候、總材木屋船大工諸職人とも、先達申渡候通り、右體之儀堅く致間敷候、若し相背候もの有之バ、吟味之上、急度可令沙汰間、三郷町中可觸知者也、

右之趣、七年巳前辰年閏六月觸置候處、近頃猥リニ相成、諸職人とも專ら手前挽致し、殊町續端々まで、素人にて木挽業致し、彼木挽渡世之障ニ相成候旨、此度中井藤三郎より申立候、不埒之事ニ候、前々觸書之趣、無違背可相守旨、三郷町中可觸知者也、

文化十一年戌九月

〔御作事方定法〕木挽割合

一本木は勿論、山挽物ニ而本木少々入交候共、新規三割四分、修復貳割九分、

但廉々有之內、一廉切皆山挽物計ニ而出來致候分は、新規修復共木挽割合無之、

一假板圍之類、柱、杉丸太、胴緣等、脊貫、羽目、御藏挽板、又は山挽板等遣候類、新古割合相立

一柱、杉丸太、脲緣、山挽、貫羽目、御藏挽板遣等廉立候御入用、何ニ不寄、本木無之丸太、皆山挽物計ニ而出來候分ハ、新規修復共木挽割合無之

一廉御入用之內、竹釘等拵、其外竹仕事致し候大工木挽割合無之、

一小仕事本木并脊板ニ而出來致候分は勿論、御藏挽板、并山挽板ニ而出來致候箱類之內、少分たり共挽木遣候處、新規三割四分修復二割九分割合相立

但箱類山挽板御藏挽板ニ而も、其外何ニ不寄挽木無之、皆山挽物計ニ而出來致候分、并小箱之類、裏棧組通手掛棧等有之候而も、挽木遣ひ不申分は木挽割合無之、

御假物御取立御入用之内
一御成先詰日雇大工

是は本文大工之木挽割合ニ准じ、日雇大工も木挽割合相立、本文皆山挽物ニ而木挽割合無之候ハヾ、日雇大工も木挽割合無之、

一日雇大工定式詰大工木挽貳割九分之割合相立

一見分計相勤候日雇大工木挽割合無之

一御障リ有之候而、割増差加候共、右割増計之大工は木挽割合無之、

右木挽割合、以來共區々之儀無之樣張出、

一板挽巾九寸五分厚五分ナレバ片面片厚ノ寸法折廻ニ而、壹尺之巾トナル也、厚七分以上長壹間六巾壹尺五を壹枚トス

右百枚ニ付代銀四十二匁五分米四斗貳升五合

大揚所離揚所共建具方新規修復共御材木壹尺角壹本ニ付、五通之大割木挽相立候事、

杣工

右板挽拾枚之御入用積入候事

先前之通挽ハ九分九合也

〔運歩色葉集 楚〕杣人(ソマビト)

〔書言字考節用集 四人倫〕杣人(ソマビト)本朝俗、山人木客曰二杣人一、

〔倭訓栞 前編十三曾〕そま〇中略倭名抄に杣をよみ、功程式にみゆといへり、功程式は山田福吉が作にして、杣は倭字也、〇中略西土の書に、木客又山伐とみゆ、是そまの義なりといへり、杣山、杣木、杣人などよめり、

〔甲斐國志 百一人物〕在郷諸職人

北山筋十二村ニ所藏九章

杣大鋸文書

一在々杣共、就二當城一召遣、如二前々一諸役令二免除一者也、

天正十九年十月十九日 加藤ノ印

甲州杣中

一國中鋸大鋸公事役、田地役之儀、書上致候處、御印被レ下候人數百四拾七人之分、不レ可レ有二異儀一候所如レ件、

天正十九十月廿六日　岩佐吉介押

杣鋸中

〔京都御役所向大概覺書 三〕御大工頭幷棟梁五畿內近江大工杣木挽數之事

五畿內江州杣大鋸木挽頭

一寺町裏新地二條上ル角倉町住居　中村虎助

一右同所夷川上ル西革堂町借宅　藤村治右衞門

一車屋町二條上ル町借宅　森作右衞門

一大坂西横堀五幸町借宅　吉田五郎兵衞

並棟梁

一人數四拾六人

京都幷和州之內法隆寺村其外所々ニ住居〇中略

杣大鋸木挽數千八人　山城國分　同貳百三拾五人　大和國分　同百四拾八人　河內國分　同百六拾貳人　和泉國分　同貳千五拾三人　攝津國分　同貳千七百五拾人　近江國分

右六ケ國杣大鋸木挽數合六千三百五拾六人

貳百四拾壹人　高役御免之分

內　此作高五千五百七十六石七斗四升七合五勺五才

六千百拾五人　高役御免無ㇾ之、又者町並住居之者共、

右大工大鋸杣田畑之儀、寬永十二年、小堀遠江守、五味備前守相改、先規之通、高役御免之趣、御奉書出申候、

大鋸杣も、前々より高役御免ニ候得共、御奉書ニは大工と計有之候、

〔塵塚談下〕杣工の事、江戶中に當甲戌年〇文化十一年百人有ㇾ之、每年三度づゝ寄合をなし、人數を改め、自分勝手のよき事を申合せるよし、御作事方小普請方兩定小屋へ、日每に三十人相詰るよしかど立たる御普請有ㇾ之節は、その餘數人出る事也、平日三十人相詰、殘り七拾人、江戶中に散在して渡世をなす、平日の定御普請、江戶四五里四方、普請の三分一出るを以て、上の萬事廣大なる事、筆に

書盡すべきにあらず、

〔甲斐國志百一人物〕一山作杣六十四人　壹人屋敷百坪ヅヽ、御年貢不納、役引高ハ七石六斗ヅヽ、勤日一ヶ年ニ壹人、廿四人ヅヽ、一日壹人ニ米壹升八合ヅヽ、御扶持方貳拾人ニ味噌壹升、三拾人ニ鹽壹升、但時之相場ヲ以、代銀ニ而被下候、尤增役相勤候得者、賃銀被下之、御領分中御傳馬拾人ニ壹匹、或ハ二匹、但他國へ被遣候節ハ、他領之分駄賃被下、御役場夫壹人ヅヽ被下候、

〔正月揃四〕杣取の孟趣

杣取の正月、万木叢林の中より用木材木取貯、里に下つて越年し、秘藏の斧、鐇口、今朝は鴨居にかけならべ、苔猿ふしの唄初も、心々の慰として、五ヶ日立と横霞、また山中へ分入、木を剪枝を打はらひ、筏に編てさしおろす、よし野の川のよしやよの棹さす隙もあらし吹、湊津浦に引あげて、堂塔、伽藍、寺社、在家、板屋、瓦屋、膳所、臺所、贊殿、雜事假屋、染殿屋、民家、僧坊、宮殿作、みな杣人の作業なり、猶立優さる御屋形、かずかずの正月まさる家々、

木彫師

〔人倫訓蒙圖彙五〕木彫師（きぼりし）　佛塔厨子、其外さまざまのかざりに板木の面にこれを彫、上古には飛驒内匠名人なり、天正の比、左と號する名人あり、

〔匠家必用記上〕彫物の辨

俗間に、堂塔の彫物をする番匠は、器用也とて褒美し、彫物不鍛錬の番匠は恥也とて賤むもの有、今按ずるに、堂塔の木鼻渦雲唐草等は、皆番匠の職なり、此外生物草木の類は、彫刻匠の職也、彫刻匠も、木匠の內の其一也といへども、今番匠、彫匠、板木匠とわかれたれば、器用たり共、番匠は彫べき事に非ず、傳へ聞、上古は彫物はなきことにて、中比寺院建立の節は、彫匠を雇ひてをかしめ、番匠は番匠の職を勤といへり、必竟彫物は番匠の表とすべき事に非ず、たとへば屋根をふき、かべを塗るにも同じき也、堂塔建立の節は、必其人を賴て彫こむべし、番匠の極上彫より、彫匠の下手

が遙に勝るべし、俗に餅は餅屋のが吉といふがごとく、番匠の彫物、多くはいきはひあしく、笑ひを後代にのこさむより、彫ざるが大に益有べし、彫物をするとも譽にならず、又ほらず共恥にもならず、是番匠の職に非るが故也、よく心得有べし、

〔近世奇跡考〕一 左リ甚五郎家譜

佛殿山門等の彫物古雅なるは、來由正しからざるも、みだりに左り甚五郎が作なりといひて、名譽高しといへども、いづれの時代、いづれの所の人と云事詳に知る人なし、予〇岩瀬醒 其譜を得て、始て時代を知る、左の如し、

左甚五郎　伏見人、寛永十一甲戌年四月廿八日卒、四十一歳、

左宗心　元祿十五壬午年三月十五日卒、七十一歳、

左勝正　京今出川寺町住、享保十二丁未年五月十三日卒、

以下略

元祿三年板人倫訓蒙圖彙に、天正頃左りと號する名人あり云々、

鉛文翁云、左甚五郎は、關東には不來、播州明石に住けるとぞ、

〔嬉遊笑覽〕一上居處 左甚五郎と稱する者、受領して飛驒にて有しが、甲陽軍鑑に、大工受領して飛驒になる事ともみゆ、飛驒の甚五郎と稱せられたるを、後に左りと誤りとなへしも知べからず、人倫訓蒙圖彙に、木彫師の處に、天正の頃、左と號する名人ありなどいへり、居龍工隨筆に、左甚五郎は、我祖父の弟子なりと、大工堺内大隅が語りし、然れば明曆天和あたりの者なるべしといへり、堺内は平内の誤りにや、件の圖彙にも左とのみいひて、甚五郎の名をいはず、江戸にて甚五郎といひし者は、左の名を襲ひしなるべし、近世奇跡考に出る家譜は覺束なし、

〔裝劍奇賞〕七 根附工 井圖

三輪　姓欸、名欸、スベテ詳ナラズ、下倣之、　江戸關口水道町

上手也、子供の獅子遊、蛸、猟師など稱する物あり、すべて櫻木の素刻にして、紐通の穴に萌黄の染角を入る、象牙の物はなし、○中略

蘘荷屋清七　大坂備後町西本願寺横ニ住ス

元欄間工にして、根付を兼作るに、甚だ巧に細密なるをこのめり、すべて素刻なり、色付象牙等なし、○中略

岷江（華押略）勢州津人

木刻に色々と與をそへたる巧を弄す、たとへば、達磨を彫るに、其眼のぐる〳〵とひつくりかへるなど、甚だ拙なからず、故に世にもてはやせり、現在の人なれども、巳に僞物あるにて其妙を知るべし、

草花平四郎　博勞町心齋橋筋

欄間師なり、此人草花を能彫を以て姓とす、間根附も彫れり、志かれども多からず、○中略

佐武宗七　大坂内本町御祓筋ニ住

欄間師なれども、根附にて其名きこゆるは、果して上手なれば也、彩色象牙木彫何にても彫刻せり、○中略

清兵衛　京師人

世に清兵衛彫と稱し名高く、此人の作ならざれども、木刻の志ほらしきを見れば、なべて清兵衛彫といふは、上手なれば也、今僞物多し、

〔再訂江戸總鹿子七〕諸細工名物

高松彫物　御用御彫物師　神田九軒町代地　高松又六郎

祖父高松又八郎は、寛文の頃江戶に名あり、天和年中被二召出一、種々の御細工御用被レ爲二仰付一、金城所所御門の鴟吻の鑄形等を彫刻す、中にも東叡山根本中堂御建立のころ、御額の御用相勤む、其外日光、上野、增上寺、紅葉山、御靈屋方、御彫物御用被二仰付一、其餘御府內に有る所、國主城主の書院玄關門冠木等の彫物、又は武具甲の立物、馬印品々の細工一流の妙、古今獨歩の名人也、額彫は異邦の流を傳へ得たり、關東にて彫物を家業とする者、此門人にあらざるはすくなし、當時の高松父祖に劣らず、其業に妙を得て、神社佛閣にも、此家の細工を以て莊觀とす、

宮殿師

〔人倫訓蒙圖彙 六〕宮殿師(くうでんし)　寺塔佛壇に置厨子(づし)に、棟をつけ柱をたて、造るを宮殿といふ也、此外小社持佛堂これをつくる、所々に住す、

〔雍州府志 七土產〕宮殿屋　近世工匠、豫造二大小宮殿幷須彌壇持佛堂等一而賣レ之、故稱二宮殿屋一、始在二大佛殿門前大和大路一、今京師所々有レ之、

〔再訂江戶總鹿子 七〕諸細工名物

宮作幷鳥居　神田紺や町

此所家々に小宮、鳥居等を造る、江都市中稻荷の宮、幷近在の百姓屋敷の鎭守の宮に調へ行人、年中絶ず、〇中略

惠比須大黑宮　淺草並木町　權左衞門(ゑびすや)

此細工人並木町に軒をならべ、餘多有といえども、此家當所の元祖也、先祖の權左衞門は細工人ながら、大膽剛强の者にて、其ころ神祇組とかや聞へし、任俠の徒も手を置たる由、古人の語りし、

〔東都歲事記 二二月〕初午〇中略　神田紺屋町の邊は、常に小宮鳥居を造りて商ふ故に、俗宮町といふ、此月分て買人多し、

指物師

〔人倫訓蒙圖彙 六〕指物師(さしものし)　桐檜杉等をもつて萬の箱をつくる也、長持櫃等には杉槇を以て造り、

此指物師新町通五條松原より北に住す、

〔雍州府志 七土產〕板匠　凡桐杉幷紫檀、黑檀、桋榔樹、樺、梨、桑板、黑柹等諸品木、造宮幷棚或椅子机案卓子之類、凡倭俗以板造器總謂指、造之家號指物屋、所々有之、然二條北指物町有巧手、

〔令義解 一職員〕宮陶司

正一人、(掌宮陶器皿事、謂器總名、爲皿、木土器亦皆掌、)佑一人令史一人、使部六人、直丁一人、宮戶、

〔令集解 五職員〕宮陶司

古記及釋云、別記云、宮戶百九十七戶、年料一丁、長二尺、廣一尺八寸、深四寸、若干具、長一尺六寸、廣一尺四寸、深三寸、二具、爲雜戶免調役、

○按ズルニ、宮陶司ハ平城天皇ノ大同三年、大膳職ニ倂セラル、事ハ官位部ニ詳ナリ、

〔天保十一年武鑑〕御指物檜物師　(獻上御調進所新すきや町)加川半四郎　(南檜物町)龜屋喜兵衛　(すきや町)小山平吉　(傳通院うら門前)岸庄左衛門　(通はたご町)德岡林三郎　(京ばし柳町)宮辻甚右衛門　(四ノくぼ新下谷町)平野與兵衛　(雁木御小細工師かんだ通新石町)杉村理三郎　(山しろ町角)椎名忠右衛門

〔人倫訓蒙圖彙 六〕戶障子師　堀川二條より三條の間に多く住す、屛風下地、眞那板、戶棚等これをつくる、

〔德川禁令考 四十五衆工〕寬政五丑年十月廿一日

建具職組合定

願人名前略ス

此者共之內、久兵衛外貳人、定右衛門外拾八人之者共願出候ハ、建具屋渡世之者、仲ヶ間取極無之故、口用又ハ火災等之節、建具直段手間賃猥ニ引上ゲ、申合難行屆、幷弟子共細工習得候得バ、年季之內暇取、或ハ欠落致し、同職其外江罷越、心儘職分相稼候故、自然と身持放埒ニ相成、難儀致候間、此度仲ヶ間取極メ、御作事方定小屋江無代ニ而職人差出、御用等相勤度旨願出候得共、右定小屋

御用相勤候而ハ、難儀及候旨多分申立、右御用不相勤仲ヶ間取極弟子共〆り、仕法之通致度、一同得心、印形差出、外ニ相障候儀も不相聞候間、以來見せ持建具職三百拾人を總仲間ニ申付候間、最寄最寄ニ而組合拾組ニ相定、仲ヶ間幷弟子共取〆り等、仕法書之通取極メ、一同町年寄方之帳面江名前相記置、向後加入望之者共ハ、仲ヶ間ニ而物入不相懸樣、早速最寄之組合加入爲致、弟子共之儀ハ、取〆之爲ニ候迚、爲差事も無之、聊之儀をも非道之取扱不致、職業ハ勿論、身持等迄能々致遣し、非常之節迚も、無謂直段手間賃引上ゲ不申樣、一同精々爲申合置候樣可致候、

但總仲間之者共江、右之趣銘々ニ可申通候、

右之趣被仰渡奉畏候、爲後日仍如件、

寬政五丑年十月廿一日　　當人　家主　五人組　連印

〔人倫訓蒙圖彙六〕桶結(をけゆひ)　輪がへにふれめぐる言葉、所々にてかはりあり、京にてかづらといふは、むかし藤かづらにて結しゆへなり、江戸のたがといふは、輪を多くくはふるの心也、國々にてかわりあるなり、

〔大乘院寺社雜事記十一〕寬正四年二月十九日、當門跡結桶座衆申入、近日衆中幷沙汰衆等、任雅意召仕條歎入云々、城作事時分、云番匠云諸職人、悉以公事ニ召仕事在之、以其准如此令沙汰云々、以外事歟、可仰衆中由返答了、誠ニ不便事也、

〔甲斐國志百一人物〕町人諸職人勤方

一桶大工職屋敷四拾軒爲桶屋町諸役免許ナリ、桶屋町彌五右衞門所藏古文書三通燒失シテ寫シアリ、斗桶ノ事ハ、國法部ニ出セリ、

定

朱印
一當國中桶大工職小長井宗兵衞尉、吾分兩人ニ被下置候條、御細工之奉公不可疎略、但非分無

沙汰之義有之者、可被行罪科者也、仍如件、

天正九年辛巳九月　長坂筑後守奉之

勝村清兵衛

豐臣少將ノ印書、並文祿四年己未七月七日淺野ノ黒印、同文書、但折紙也、

〔雍州府志 七土產〕桶屋〇中略在堀川一條南、大小桶無不有之、

〔安政五年武鑑〕御桶大工頭御木具師 二十俵おけ町 細井藤十郎　御桶大工頭 十御五俵 野々山七三郎　御桶大工棟梁 三人フチ 鈴木榮之丞

〔德川禁令考 四十五衆工〕享保七寅年六月

桶大工共江札渡之儀町觸

一町方ニ有之桶大工共、爲御役御桶部屋御用相勤候筈之處、御役不相勤桶大工共も有之由、左樣ニハ有之間敷事ニ候、自今ハ御桶師藤十郎孫助方より札渡し置、人別も相改、御役勤させ候筈ニ候間、兩人方より觸次第、急度御役可相勤候、依之來ル十七日より同廿一日迄之間、藤十郎孫助方江參、帳面ニ付、札受取可申候、若御役不相勤譯も有之候ハヾ、其旨書付、奈良屋市右衛門方江〇江戸町年寄可差出候、此旨町中不殘可被觸候、以上、

六月

〔御觸書集覽〕天保十三寅年七月朔日　桶町 名主 藤五郎

當三月組合仲間停止被仰出候處、是迄桶町ゟ差出候國役錢之儀、以來古格ニ立戻リ、桶町貳丁目之もの、御賄頭支配桶大工頭細井藤十郎、野々山七三郎方江相納、其餘ハ相對ニ而雇入ニ相成、御扶持を茂被下候積りニ有之候間、其旨可存、

右之通被仰渡奉畏候、爲後日仍如件、

寅七月朔日　桶町　藤五郎

〔諸問屋再興調二十一〕桶樽職人共組合再興桶町國役錢一件

奉　仁杉八右衛門

朱書　〇嘉永亥四年　五月七日、於御殿飯島泰助江達ス、同廿三日挨拶來ル、

御賄頭中　遠山左衛門尉　井戸對馬守〇二人並江戸町奉行

諸問屋組合等之儀、都而文化以前之通再興被仰出、夫々取調中之處、御府内桶職人共儀も、寛政度之振合ニ復、以來役錢取集方者、市中名主共之內、掛申付取立、年々及兩度、御引渡候見込ヲ以、取調候心得ニ有之、尤現在之姿ニ而、最寄分ヶ組合相極候ハヽ、町年寄共方江も爲取縮、名前帳差出置、以後人數增減共爲書出可申旨存候、右者桶大工頭共御糺之上、各方御見込をも承知致度、此段及御懸合候、

亥五月

御書面御懸合之趣承知仕、則桶大工頭共相糺候處、去ル寅年以前之通、役錢御取集之上、年々兩度ニ御引渡之積、然ル上ハ、桶類一式御買上被仰付候而も差支之儀者無之、併最早追々暮御用桶類下拵等ニ取掛リ候間、若右御調中之儀、桶職之もの共追々承傳、出方不宜候而者、御用御差支と相成可申も難計候旨申出候、就而ハ右等之儀も御差含御取調有之候上者、御賄所ニおゐて差支之儀無之、且役錢取集方ニ付、取締方等之儀ニ於て者、別段申込も無之候、猶又右御調向御治定ニも相成候ハヽ、其段御申聞有之度、左候得者、右之趣拙者共よりも御支配方へ可申上存候、且又桶町國役錢之儀、去ル寅年以來、桶町之もの共より、桶大工頭共江直納ニ致し來候、然ル處、右者今度御掛合も無之候間、矢張御居置之御見込ニ候哉、又者寬政之度國役錢之儀も、役錢同樣、御取集之上

御引渡ニ相成候儀故、此度も追而役錢同樣之御調にも相成候御見込ニ候哉、尤何れニても當方ニおゐて差支之儀者無之候得共、御調伺御治定ニも相成候ハヽ、是又御申聞有之候樣仕度、依之御答旁此段及御問合候、

亥五月　　御賄頭

桶樽職人之儀取調申上候書付

書面再與名前本帳仕立調印爲仕、取集掛り名主、別紙申上候者共被仰付、其外職人增減取調方等之儀、伺之通可取計旨被仰渡奉承知畏候、

亥十一月十七日　　町年寄

諸問屋組合等之儀、都而文化以前之通再與被仰付御取調ニ付、御府內桶職人共、寬政之振合ニ復し、以來役錢取集方者、市中名主共之內、掛り可被仰付、現在之妻ニ而、最寄分組合相極候ハヽ、町年寄方江も爲取締、名前帳取置、以後人數增減可相調旨被仰渡候間、左ニ申上候、

一桶樽職人　現在千三拾九人
　但組數貳拾七組

右者寬政六寅年より役錢取集、掛名主被仰付、去ル丑年迄八人宛相勤候處、寬政度之儀、私共方書留連續不仕、聊日記書拔差上、都而名主共方ニハ樽與左衞門〇江戸町年寄申渡候寫差出候間、其儘奉入御覽、此度諸色掛名主書上候現在人數書面之通ニ御座候、〇中略

朱書
亥十一月十五日、對馬守より長谷川又三郎を以上ル、

伊勢守殿

御府內桶職人共之儀ニ付申上候書付

遠山左衞門尉
町奉行

諸問屋仲間組合、文化以前之通再興之儀被仰出候ニ付、御府內桶職人共組合、幷役錢等之起立取調候處、右職分のもの共、古來より御賄頭支配桶大工頭細井藤十郎外壹人之差配を受、御賄所桶方御用相勤、天和度より桶職貳拾七組ニ相定、右職人共より爲代役錢、壹ヶ月壹人ニ付表店住居之もの錢百文、裏店同四十八文、壹人前之弟子共者同貳十四文宛、桶大工頭江取立、右役錢を以、職人共御春屋江雇入相成、桶方御用相勤、且桶町貳ヶ町之儀者、往古より國役錢納來、是又桶大工頭江取集候仕來ニ候處、寛政六寅年、小田切土佐守町奉行之節、御賄頭掛合之上、前書役錢納方仕法相改、町々名主共江懸申付、右役錢兩樣共、私共御役所ニ而隔年ニ取扱爲相納、年々兩度ニ御賄頭支配向之者呼出相渡、桶數一式御買上相成來候處、去ル寅年、問屋組合無代上納もの等停止被仰出、桶職人共仲間組合不相成候ニ付、役錢差免候間、桶方御用御差支可相成次第、御賄頭申上候處、桶町國役錢之儀者、前々之通居置、納方者古格ニ立戻り、同町之もの共より、桶大工頭共方江直納致し、其餘職人ども者、直相對ニ而御春屋雇入御扶持被下候方ニ可取計旨御下知有之、其段先役共江被仰渡之趣、町々江も申渡候、然ル處、此度再興ニ付而者、現在之人數を以、古格之通組合爲相建、前書桶町國役、幷職分之もの共役錢取立方之儀者、寛政度改候仕法之通、取計候樣可仕奉存候、尤見込之趣を以、此程御賄頭江も打合仕候處、存寄無之、併最早暮御用桶類下拵ニ取懸候間、此節役錢納方ニ振替り候而者、御差支難計趣申聞候ニ付、來子正月ゟ役錢納方ニ改候樣申渡候、依之此段申上置候、以上、

亥十一月　　遠山左衞門尉　井戸對馬守

〔饅頭屋本節用集 人倫〕檜物師（ヒモノシ）

〔人倫訓蒙圖彙 六〕檜物師　一切の木具、曲物、造物（つくりもの）、島臺等、杉檜槇等を以て造類、所々に住す、

〔東北院職人歌合〕八番　右　檜物師

轆轤工

おけじりのおぼろげならぬながめよりもるもくるしき軒の月影
おしきひく杉のまさ板ふし之げみよこめをもせであふよしもがな

〔七十一番歌合上〕五番　左　檜物し

汲たむる桶なる水に影みれば月をさへこそ曲いれてけれ〇中略
逢ことはそれそとぢめの櫻かはかばかりとこそ思はざりしか

〔甲斐國志百一人物〕町方諸職人勤方

一檜物師屋敷五拾六軒、工町五拾五、堅町壹戸、諸役免許ナリ、工町殿之丞所藏、武田家朱印アリ、

〔京都御役所向大概覺書六〕諸職人之事

檜物師　一室町武者小路下ル町　木具屋源四郎　一同町　同　新右衛門〇下略

〔正月揃四〕檜物師の雜日

舊獵より椙檜榑柾あつめ置、三方、小四方、はがための三方、二重、高盛臺、十二合、大衝重、小衝重、鮑挨、小折敷、薄折敷、硯ぶた臺、土器臺、おさへのだい、桶、柄杓、手洗、梘、行器、盆、たてもの、種々の木具、公用、私用、出家、在家、寺社、諸方の重器、此職より作出し、正月の細工はじめまたあらたなり、

〔攝壤集中術藝〕轆轤師

〔名物六帖人品三梓匠輪輿〕鏇匠（ヒキモノシ）會典、字彙、鏇在線切、音暖、轉軸、　輶匠（ヒキモノシ）鄕談　旋匠（ヒキモノシ）正音

〔空穗物語吹上之下〕これはつくも所、さいく三十人ばかりゐて、ぢむ、すはう、したんどもして、わりこ、をしき、つくゑどもなどいろ〳〵につくる、ろくろし〇〇〇ども、ゐて、ごきどもおなじものして、ひゞつくゑたてゝものくふばんすへて、さけのみなどす、

〔東北院職人歌合〕十番　右　數珠引

さやけさは秋をためしにひくすゞの露よりつたふ袖の月影

君もこず我もかよはぬ中なればろくろびきにてあはぬ比哉

〔彩畫職人部類下〕轆轤

玉櫛笥箱根山中に、温泉の涌出づるところ七所ありて、なゝ温泉と云、此山家に多くこの業をなすものあり、いづれの時よりといふ事をしらず、工み出せる其細工いたつて妙なり、槐樹、柊、梅、櫻、神代杉をもつてす、是を江都には、湯本細工とて、殊さらに稱美す、文房几上飾の具をはじめ、庖厨家飾に至るまで、このむ所に隨はざるはなし、是を挽物工といふ、

〔東海道名所圖會五〕箱根名品挽物細工（街道湯本村にあり、花美なる諸品を細工して、色々彩り塗て、店前に飾る、又雛の芥子人形の細工をしほらしくして、機方寸の箱に百品も入るゝ也、湯本伊豆屋の店諸品多し、）

〔延喜式十八式部〕凡木工寮長上工、（○中略）轆轤工一人、（○中略）並與考、

〔類聚符宣抄七〕太政官符式部省

　應補長上三人事（○中略）

　　從七位上清世吉世　轆轤長上品治豐連死闕替（○中略）

右得修理職去七月廿七日解偁、件氏吉等、才能頗長、年勞又積、仍可被補長上如件、望請官裁被補件闕、將勵後進者、正三位行中納言兼春宮大夫左衞門督藤原朝臣師氏宣、依請者、省宜承知、依宣行之、符到奉行、

權右少辨　　左大史

　康保四年十月十四日

〔大館常興日記裏書〕伺事（大永八四五○中略）

一轆轤師助太郎申引物商賣事、被成下御下知者、忝可畏存之段言上之、以上、

長俊

〔天保十一年武鑑〕御挽物師　深川東仲町　中西善之助

〔挽物職仲間取締申合印形帳〕天保三辰年閏十一月

中間取締申合印形帳　椀盃食籠轆轤挽物職　仲間

定

一轆轤挽物職之者共儀、先年ゟ申合有レ之候處、仲間諸事爲二取締一、椀盃食籠木地職仲間ニ加入仕、兩職一體ニ相成度段、此度御公儀樣江奉二願上一候處、右願之趣御聞屆被レ爲二成下一候上、以來椀盃食籠轆轤挽物職仲間と相唱へ候儀御免被レ爲二成下一、一同難レ有仕合奉レ存候、依レ之爲二御冥加一、一ヶ年ニ仲間廿七人之者ゟ、銀百六十二匁ヅヽ、乍レ恐奉二上納一候段、御聞濟之上ハ、每年年行司之者ゟ相納可申候事、

一右仲間廿七人之內ニ而、年分ニ二人ヅヽ、年行司等相定置、諸事仲間用向相勤候上、壹ヶ年相立候ハヾ、年行司札無二失念一、翌年年行司之者ニ相廻シ、廿七人之者、每年貳人宛、一ヶ年替ニ年行司相勤可レ申候、尤年行司ニ相當リ候者、他國等決而致間敷候、若無レ據義ニ付他國等仕候ハヾ、合年行司江相談之上、仲間一同得心之上、他國等可レ仕候、且年行司當役ニ相當リ候共、筆頭ヶ間敷義者勿論、我儘等堅致間敷候上、年行司相勤メ居候內、自分之了簡不レ出、諸事先々ゟ之仕來通相守可レ申候、幷仲間一同差支之儀無レ之樣常々心用ひ、仲間之內互に贔負之沙汰無レ之樣世話仕、尤年行司ゟ申聞候義、急度相守可レ申候事、〇中略

一總而加入之儀ハ、先年行司江相斷、其上年行司ゟ仲間一同江、廻文ヲ以差支之義尋合候上、差支無レ之、一同承知候ハヾ、年行司ゟ御役所樣幷ニ總會所表共、其段御斷奉二申上一、仲間株帳面ニ加入張紙仕、仲間へ相加へ可レ申候間、以來同職相初メ候者有レ之候共、猥ニ差留候義、或ハ加入ニ付定出銀之外、餘分之出銀、決而差出申間敷候事、

一弟子奉公人、年季中不奉公致、暇遣候者有之候ハヽ、早速年行司へ相斷可申候、其旨年行司之者ゟ、仲間一同江廻章ヲ以通達可仕候、然ル上ハ、年行司より沙汰有之候奉公人召抱候儀ハ勿論、日雇抔ト名目ヲ付ケ雇入候儀、決而致申間敷候、且又年行司より沙汰無之候とも、職向仕覺居候者召抱候節ハ、名所相糺の上、先年行司江相斷り、年行司ゟ一同江差支之有無尋合候間、年行司より之沙汰承候上ニて取計可仕候、右等之義不相調、猥ニ奉公人召抱申間敷候事、

附　手間取之者、手間賃錢先借有之候手間取、其算當不相立內、其家ヲ罷出候ハヽ、是又年行司へ相斷可申、其旨仲間一同江通達仕置可申候間、右差支之案內有之候手間取、賃雇入申間敷候事、

一仲間之內、自分之細工場せばきニ付、他家ニ名前御座候處、自分之細工場ニ借り受置、細工爲致候抔と申立、家數ヲふやし、恐多も御冥加銀之割合出シ不申、其上相定置候、加入銀差出不申候樣成行候而ハ、仲間申合之差支ニ相成候ニ付、以來ハ自分家之外、他家借リ受細工爲致候義、堅致間敷候事、

但シ取打取挽之義ハ、是又堅爲致申間敷事、

一轆轤挽物職、水上祖神御祭禮、每年四月七日、增長無之樣相勤可申候、尤定仕法左之通、

參會之節　膳料　貳匁ヅヽ、　雜用　壹匁五分ヅヽ、

右之通ニ相定置、縱當日不參仕候共、右入用之義、仲間一同へ相割付可申候事、

一參會之節、親子兄弟之外、代人差出し申間敷候事、

一仲間之內、養子、婚禮、元服、其外祝義不祝義之義ハ、互ニ爲取替無用之事、○中略

右ケ條之趣、忘却不致樣永々相守候上、渡世向第一ニ相勵ミ可申候、且又御冥加銀之義ハ不及申、其外仲間諸入用、幷臨時諸入用共、諸事取集之節ハ、早速差出可申候、自然右爲相滯候歟、此度之仲

間取締申合之條々不ニ相用ニ候歟、又は違背之者有レ之候ハヾ、年行司之者より乍レ恐御役所樣へ職留之義御願奉ニ申上ニ候間、其旨兼而一同承知仕候上ハ、其節ニ至リ、一言之申分無ニ御座ニ候、爲ニ其仲間一同取締申合仕候上、印形仕候處、依テ如レ件、

天保三辰年閏十一月　日　　轆轤挽物職仲間總代 堺屋作兵衞印

大和屋次兵衞印

〔延喜式三十四木工〕神事幷年料供御〇中略　轆轤手湯戸盆、口徑一尺八寸、高一尺三寸、長功四人、外廿五人、工一人、夫三人、中功四人半、短功五人、

〔續修東大寺正倉院文書四十〕造鏡用度帳

東大寺　應鑄御鏡四面〇中略

單功一百廿四人〇中略

細工一人單十五人

轆轤工一人單二人

右二人樣功〇中略

共作夫二人〇單卌人中略

二人轆轤工共作

天平寶字六年四月二日　主典正八位上安都宿禰雄足

〔正月揃四〕轆轤師　青陽

轆轤師、塗師の正月、五日より鉋鉞の具足を調、入山去秋に木を臥、木地を挽ば、塗師これを請取て、鮫椋の葉木賊にて摺磨、黒わん、皆朱、引入合子、皿、盃、酒臺、御器、盤、引鉢、ちや盃、菓子盃、木鉢、佛餉器、神の御土器、其外かゞあらゆる塗物、赤漆、栗色、黒漆、青漆いろ〳〵、万民所帶の具足、蒔繪の手道具、煙

工具

入の具、みな此轆轤師より起りて、三國一をうたふ正月、

〔倭名類聚抄 十五 造作具〕轆轤 四聲字苑云、轆轤 鹿盧二音、俗云六路、圓轉木機也、

〔箋注倭名類聚抄 五 造作具〕廣韻、轒、轒轤、圓轉木也、轆上同、韻會、轒轤、井上汲水木、一作轆轤、通作鹿盧、禮記喪大記注、樹碑於壙之前後、以紼繞碑間之鹿盧、輓棺而下之、淮南子氾論訓注、長劒欂施鹿盧、

〔倭名類聚抄 十五 造作具〕鋋 漢語抄云、鋋 辭戀反、又市連反、和名路久魯加奈、轆轤之裁刀也、

〔箋注倭名類聚抄 五 造作具〕按木工寮式所載、轆轤鉇、卽此、〇中略 按廣韻、鋋市連切、小矛、方言曰、五湖之間、謂矛爲鋋、其音與此所引又音合、然非轆轤裁刀之義、廣韻又云、鏇、辭戀切、轉軸裁器、又似宣切、圓轆轤也、音義皆合、其字不同、蓋從旋字或省作疋、如淀蜓字、是也、故鏇字亦省作鍉、以字形相近、與鋋字混、遂又以市連音之也、市連似宣其音略同、唯輕重之異耳、是亦所以致誤也、玄應音義亦云、鏇、周成難字云、鏇作㯿同、謂以繩轉軸、裁木爲器者也、蓋鏇、以旋轉爲名、卽所云轆呂也、漢語抄爲裁刀非是、又按鏇本蓋名旋、後人從金、與說文訓圜鑪之鏇字自別字、

〔延喜式 三十四 木工〕年料〇中略 油一升一合 一升塗轆轤軸料、一合塗大祓刀料、 鐵百廿四廷二斤、 轆轤鉇刃料、并造充諸司雜鐵物料、

〔和漢三才圖會 二十四 百工具〕車鋋 牽鑽 鋋 音禪 和名路久魯加奈 〇中略

按、鋋小矛也、其制立短柱、横設轆轤、置器於耑、有二革紉、一人以左右牽轉之、一人持鋋削器、如木盌錫盤碁笥之類、皆用之造、

〔新撰類聚往來 上〕番匠之具 同鍛冶具

鉋(カンナ) 鑿(ノミ) 槌(サイヅチ) 鎚(カナヅチ) 鋸(ノコギリ) 錐(キリ) 鐫(ミソノギリ) 斧(テノ) 鉞(マサカリ) 斤(テノ) 鎌(カマ) 鉉(モヂリ) 挑(クヂリ) 墨壺(スミツボ) 曲金(マガリ) 目扣(メウチ) 指鑿(サスノミ) 計曳(ケヒキ)

木割(キワリ) 壺鑿(ツボノミ) 墨笟(スミサシ) 大鋸(ヲヽガ) 鉗(ハサミ) 鎗(タヽラ) 銼(ヤスリ) 鐍(ケヌキ) 鉸(ハサミ) 鶴觜(ツルノハシ) 筩突(トウツキ) 轆轤(ロクロ) 持篭(モツコ)

加様之物共被調置候者、於少々杣取荒削等、以細工之謀計可致料揀(レウケン)候、昔郢人斵(ケヅル)鼻端之泥、運斤成風(フルツテ)而不傷鼻、到如此手段所難覃也、只屬小工脇手附酒直作料等、爲拔群之合力歟、以此旨可預御披

露候、恐々敬白、

沽洗五日　小野某

謹上　左近將監殿

〔番匠往來〕凡番匠取扱文字、○中略先要用之品々者、墨壺、墨笣、曲尺、垂準、釿、鋸、柊楔、鏨、鐵鎚、荒鉋、中鉋、上鉋、精鉋、鎗鉋、生反、溝鉋、决鉋、實鉋、挽切、小福羅、挽廻壺錐、三目、大通、中通、小通、南蠻錐、鋲子錐、鍔鑿、玄能、釘拔、掛屋、鐵梃、鋤、鍬等、肝要之道具也、

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

太政官符大藏宮內等省○中略

宮內省　鋘二具、小鋘二具、○中略

右得神祇官解偁、爲供奉大嘗會遣悠紀國拔穗使卜部等用度、依例所請如件者、省宜承知依件充之、○中略

太政官符宮內大藏省兵庫寮

宮內省○中略　鑿二柄、刀子二柄、鉋二柄、小斧二柄、鋸二柄、○中略

右得神祇官解偁、供奉大嘗會神服等供奉和御服用途料、依例所請如件、省寮承知依件充之、○中略

太政官符宮內大藏兩省

宮內○中略　斧三柄○中略　鑿十一柄、有二柄常柄九、刀子三柄、阿爲二東刀一、鉋一柄、錐一柄、小斧三柄、○中略

右得神祇官解偁、爲供奉大嘗會其所造紀伊、淡路、阿波等國由加物幣帛幷潜女等用度、依例所請如件者、省宜承知依件充之、

規矩

〔倭名類聚抄十五工匠具〕曲尺　辨色立成云、曲尺、麻可利加禰

〔箋注倭名類聚抄五木工具〕按史記禮書索隱、矩、曲尺也、甘泉賦、般倕棄其剞劂兮、王爾投其鉤繩、注、呂

延濟曰、鉤、曲尺、漢書律歷志、矩者所以矩方器械令不失其形也、孟子告子上注、矩、所以爲方也、荀子不苟篇注、矩正方之器也、法隆寺古今目錄抄云、番匠鈎金、卽是、

〔和爾雅五器用〕規 矩曲尺也 尺 摺尺 裁尺俗云定木 界尺界方同

〔書言字考節用集七器財〕墨曲尺

〔倭訓栞古中編八〕こんはす 混撥子と書り、もと番語也、或は圓規をよめり、天文家算術者など此器を用う、今絲欄をひく鐵筆をも名を同うす、蠻國の名にも見えたれば、二物其國より出たるにや、

〔和漢三才圖會二十四百工具〕規(音圭) 俗云不無末波之 根發子

規爲員之器也、凡丈夫識用、必合規矩、故字从夫、

按、規判竹成杈、而栒直而鋒如針、條斜而繼筆旋之、廣狹宜任意也、規矩工匠肝要之器、

根發子 近頃異國來于長崎之器、以鐵作之、筭學者家流覗可見者也、又爲規可也、

徑一尺、則周有三尺一寸六分二釐二毫餘、知之法、用天元一開平法、蓋古法多用三、(去一六二之無盡、故差大者甚有差、)

矩(音擧) 曲尺 和名麻可利加禰 有竹尺、故稱之曰加禰、

說文云、矩字从矢、巨象手持之形、爲方之器也、

按、曲尺、卽木匠營造尺也、歷代尺有數品、(詳于後) 今所用者、大明所改製也、以鋼鐵作之、能撓能伸也、(生鐵者不可)

裏尺 卽曲尺之裏尺也、其一尺當表一尺四寸一分四釐餘、番匠以知椭之度定法也、蓋出於勾股弦法、方一尺、其弦長一尺四寸一分四釐二毫一絲、求此法術、一尺自乘、又一尺自乘兩鼎和、則寸積二百坪、以開平法、則知弦長也、

〔雍州府志七土產〕規矩準繩 工匠專用之、各有製造之家、

準繩

〔東北院職人歌合〕三番　右　番匠

墨がねのなをきをたゞす身なれどもかたぶく月にかゝはりぞなき

○按ズルニ、規矩ノ事ハ、稱量部度篇ニ詳ナリ、宜シク參看スベシ、

〔倭名類聚抄　十五造作具〕準繩　漢語抄云、準繩、美豆波加利

〔箋注倭名類聚抄　五造作具〕呂氏春秋自知篇、欲知平直、則必準繩、分職篇、巧匠爲宮室、爲圓必以規、爲方必以矩、爲平直必以準繩、淮南子修務訓、無準繩、雖魯般不能以定曲直、潛夫論讃學篇、倕爲規矩準繩、以遺後工、事物紀原引尸子云、古者倕爲規矩準繩、使天下倣焉、漢書律曆志、繩直生準、準者所以揆平取正也、繩者上下端直、經緯四通也、韋昭曰、立準以望繩、以水爲平者、說文、準平也、从水隼聲、段玉裁曰、謂水之平也、天下莫平於水、水平謂之準、因之製平物之器、亦謂之準、按天智紀黃文造本實獻水臬、訓三川八加利、卽謂準也、新撰六帖詠之、

〔和爾雅　五器用〕水平（ミヅハカリ）

〔和漢三才圖會　二十四百工具〕準（音準）　槷（音孽）　臬（同上）　和名美豆波加利

準平也、以水所以取平也、

槷所以辨方正位、周禮注云、匠人以繩縣於槷上、然後從旁望縣、卽知地之高下而平之也、卽平得地、欲正其東西南北、先於中置一槷以正之、恐其槷下不正、

素問奇垣篇云、匠人不能釋尺寸而意短長、廢繩墨而起平水、工人不能置規而爲員、去短而爲方、

〔倭名類聚抄　十五工匠具〕墨斗　漢語抄云、墨斗、須美都保

繩墨　內典云、端直不曲、喩如繩墨、（涅槃經文也、繩墨、和名須美奈波、）

〔箋注倭名類聚抄　五木工具〕原書一切大乘所問品云、有河端直不曲、名娑婆那、喩如繩墨、直入西海、此節文、按離騷云、繩墨以追曲兮、王注、繩墨所以正曲直也、

〔倭名類聚抄 十五 工匠具〕墨芯　蔣魴切韻云、以篾爲筆曰芯、音浸、和名須美佐之、周赧王時、史臣公檀造也、時人以竹芯畫文字、今工匠墨芯是、

〔撮壤集 中 術藝〕番匠具足　墨斗 和名

〔和爾雅 五 器用〕準 垂準也　縄 墨斗也○中略　楤 竹筆也、芯篾並同、

〔名物六帖 器財二 工匠利用〕墨斗 鄕談　墨厢 正音　緒繩 升庵集、商君書、緒繩束二枉木一、古之匠人用二緒繩一、卽今之墨斗也、　墨縄線 鄕談　木縄

木線 正音　墨筆 幼學須知　篾 字彙、篾匕鳩切、墨工人具、　墨篾 訓蒙字會、篾俗稱二墨篾一、　竹篾　楤 正字通、篾字之譌、墨工人具、　木梫 鄕談

木箭 正音

〔書言字考節用集 七 器財〕縄墨 順和名　墨斗 工人具、順和名、　墨芯 音浸芯　篾墨 同

〔東雅 九 器用〕縄墨スミナワ　倭名鈔に、涅槃經を引て縄墨讀てスミナワといふと注せり、縄はナワ也、墨はスミ也、其呼ぶ所と其記せし所の同じからぬは、我國の語にはスミナワと云ひつぎしかど、漢字を借用ひぬれば、其字を用ゆる事は漢語に從ひしが故なりナワとは合也、アフといひ、ナフといふは轉語なり、舊事紀に占合の字、讀てウラナフといふが如き卽是也、

〔和漢三才圖會 二十四 百工具〕縄墨　和名須美奈波　墨斗、和名須美豆保、

涅槃經云、端直不曲、喩如縄墨、孟子曰、大匠不下爲二拙工一、改中廢縄墨上者是也、

按、縄墨木工所用器、以墨絲彈畫者是也、

墨斗　穿穴貯墨、令絲潜染於穴中也、其所造木以桑爲上、欅次之、

墨芯　篾　楤 並同　須美佐之○下略

〔大安寺伽藍緣起流記資財帳〕後岡基宮御宇天皇 齊明○ 造此寺、司阿倍倉橋麻呂、穗積百足二人任賜、以後天皇行幸筑紫朝倉宮、將崩賜、時甚痛憂、勅 久 此寺授誰參來 止、先帝待問賜者、如何答申 止 憂賜、爾時近江宮御宇天皇 天智○ 奏 久、開 伊 髻墨刺、肩負鋸、腰刺斧奉 爲 奏 支、件天皇奏 久、妾 毛 我妋等炊女

斧

而奉造(止奏支、○下略)

〔萬葉集(五雜歌)〕好去好來歌一首反歌二首(○中略)
事了、還日者、又更、大御神等、船舳爾、御手打掛氐、墨繩袁、播倍多留期等久、阿庭可遠志、智可能岫欲利、大伴御津濱備爾、多大泊爾、美船播將泊、(○下略)

〔新撰字鏡(金)〕鉛(古沓反、尺鋋也、與支、)　釿(魚斤反、列也、氐乎乃、)　鉡(釪字、手乎乃、)

〔倭名類聚抄(十五工匠具)〕斧(柲附)　兼名苑云、斧(音府、和名乎能、一云與岐、)神農造也、柲(音秘、一音必、和名乎乃々江、一云、布流、)斧柄名也、

〔箋注倭名類聚抄(五木工具)〕按、考工記廬人職、戈柲六尺有六寸、注、柲猶柄也、方言、三刃枝、其柄自關而西謂之柲、說文、柲欑也、欑積竹杖、玉篇、柲戟柄也、段玉裁曰、戈戟矛柄皆用積竹杖、不比他柄用木而已、然昭十二年左傳、君王命剝圭以爲鏚柲、注鏚斧也、柲柄也、漢書楊雄傳注、張晏曰、玉戚以玉爲戚柲也、然則戚柄亦可謂柲、故兼名苑爲斧柄之名也、要之不如用柯柄字之穩也、詩伐柯篇毛傳、柯斧柄也、說文、柯斧柄也、柄柯也、依之柄字本義、專謂斧柄、轉爲凡柄之稱也、

〔倭名類聚抄(十五工匠具)〕鐇　唐韻云、鐇(音繁、漢語抄云、多都岐、)廣刃斧也、

〔箋注倭名類聚抄(五木工具)〕按、古事記允恭天皇御歌、萬葉集高橋連蟲麻呂歌、共有夜麻多豆、大神宮儀式帳有立削、漢語抄所云多都岐蓋是、然據以夜麻多豆爲牟加倍之枕詞見之、其狀蓋爲如手斧而大、用以伐木者、又鐇字後世呼麻佐加利者、則訓鐇爲多都岐似非是、

〔古事記(下允恭)〕故後亦不堪戀慕而追往時歌曰、(○衣通王○輕太子)岐美賀由岐、氣那賀久那理奴、夜麻多豆能、牟加閉袁由加牟、麻都爾波麻多士、(此云山多豆者、是今造木者也、)

〔古事記傳(三十九)〕夜麻多豆能は、山釿之なるべし、迎の枕詞なり、(○中略)今も手斧と云物なり、

〔倭名類聚抄(十五工匠具)〕釿(欘附)　釋名云、釿(音斤、和名天乎乃、)所以平滅斧迹也、唐韻云、斲欘(竝音勅)上釿也、下釿柄名也、

〔箋注倭名類聚抄 五木工具〕廣韻作斤柄也、按說文、欘斫也、齊謂之鎡錤、一曰、斤柄性自曲者、孫氏蓋依說文一說、而斤俗從金、莊子在宥篇云、于是乎釿鋸制焉、釿卽斤字、故釋文云、釿本作斤是也、源君所據唐韻、俗寫斤柄作釿柄、見以爲平滅斧迹之釿柄、故誤引在於此也、段玉裁曰、說文斤部斸字、木部欘字、蓋實一字、

〔伊呂波字類抄 遠雜物〕斧 チノ　釿　術　斤 已上同　柲 チノヽエ 斧柄也　柯 同斸　〔同 不雜物〕柲 フル 斧柄　欘 同 鎌欘

テサノ　ヨキ

〔下學集 下器財〕斧 ヲノ　釿 テウノ 手鎌　鐇 タツキ 玉篇云、鐇廣刃斧也

〔名物六帖 二器財 工匠利用〕匠斧 テヲノ 天工開物

〔物類稱呼 四器財〕釿てをの　關東にててうな、大坂にてちようのと云、

〔日本釋名 下雜器〕斧 ヲノ　あな也、斧には穴ありて、柄を入る所あり、あなとおのは通音也、

〔東雅 九器用〕斧ヲノ　舊事紀に、天目一箇神、斧造られし事見えたり、手置帆負彥狹知等の神、大峽少峽之木を伐りて、瑞之御殿を構立せられしと見えしも、後代に及びて、大宮造られし初に、齋部、齋斧をもて始て木を伐るなどいふ事の始なるなり、倭名鈔には、鐇は廣刃斧也、タツキといふ、斧はヲノ一にヨキといふと注せり、タツキとはタツは縱也、ヨキとはヨは橫也、國樔人の歌に、ヨクスといふ事を、日本紀釋に、橫臼也と注せしが如き是也、古語に鋒刃あるものヽ類をキといひ、またチといひ、ノといひき、義は前の刀劒の注に見えたり、凡材を取るに、橫ざまに截つべきと、縱ざまに削るべきと、其用ゆる所の制同じからねば、其名づくる事も異なるなり、すべてはこれをヲノといふ、ヲノとは、その大刃なるを云ひしなり、又萬葉集抄に、古は斧をワと云ひけり、ワとは木を破るの義也と見えたり、〇中略

釿テヲノ 〇中略　テヲノとは、萬葉集に手斧としるせし卽是也、そのテと云ひしは、執るをいひて、

平かなるの義も、かねて其中にあるに似たり、

〔和漢三才圖會二十四百工具〕釿音巾　和名天乎乃　欘音勅　釿柯天乎乃能柄　銎音穹、斧空受柄之處、

釋名云、釿所以平滅斧迹也、

按、釿手斧也、有兩刃片刃二種、船工用兩刃、尋常末濶而片刃也、又有小釿、以片手斫木、凡欘以槐爲上、槐欅次之、

〔雍州府志七土產〕手斧　工匠用之、徑五寸許刃、以曲木二尺餘爲柄、脚蹈材木、以兩手持手斧、大削木是謂手斧、又稱釿、大和大路稻荷邊鍛冶屋造之、

〔令義解五軍防〕凡兵士每火、○中略斧一具、小斧一具、

〔日本書紀二十七天智〕六年閏十一月丁酉、以○中略斧二十六、○中略賜椽磨等、

〔皇大神宮儀式帳〕忌鍛冶內人無位忌鐵師部正月麻呂○中略每年二月之祈年祭忌鍬一口、忌鐇一口、○中略又同時○四月九月神御衣祭同前仁神部等用使物、大鐇二柄、立義鐇二柄、前鐇八柄、

〔延喜式三十六主殿〕寮家年料　大鐇十九口、鉇二柄、已上請木工寮返故、

〔拾遺和歌集十九雜戀〕さだもりがすみ侍ける女に、くにもちがえのびてかよひ侍けるほどに、○中略つとめていひつかはしける、　くにもち

宮つくるひだのたくみのておの音ほと〳〵しかるめをもみしかな

〔曾禰好忠集〕二月中

はるやまに木こる樵夫の腰にさすよきつゝきれや花のあたりは

〔宇治拾遺物語三〕いまはむかし、木こりの山守によきをとられて、わびし心うしとおもひて、つら杖うちつきてをりける、山守見てさるべきことを申せ、とらせんといひければ、

あしきだになきはわりなきよの中によきをとられてわれいかにせん、とよみければ、やまもり返しせんとおもひて、こゝ〳〵とうめきけれど、えせざりけり、さてよきかへしとらせてければ、うれしと思けりとぞ、人はたゞ歌をかまへてよむべしと見えたり、

〔萬代和歌集雑十六〕いほりつくるとてよめる　惠秀法師

まがきするひだのたくみのたつきおとあなかしましきなぞや世の中

〔倭名類聚抄十五工匠具〕鐁　唐韻云、鐁音斯、和名賀奈、辨色立成用曲刀二字、新撰萬葉集用鉇字、今案鉇字所出未詳、但唐韻有鉇、視遮反、一音夷、短矛名也、可為工具之義未詳、平木器也、釋名云、鐁有高下之跡、鐁以此平其上也、

〔箋注倭名類聚抄五木工具〕今俗呼若寒奈、此所載今所謂也利寒奈是也、一種有其頭宛曲者、俗呼奈末曾利、故或用曲刀字、非今世所專用都鼓寒奈、正字通云、鉋、鋪告切、音砲、正木器、鐵刀狀如鏟、銜木匡中、不令轉動、木匡有孔、旁兩小柄、以手反復推之、木片從孔出、用捷于鏟、天工開物云、凡鉋磨礪嵌鋼、寸鐵露刃、杪忽出木口之面、所以平木、是可以充都鼓寒奈也、新撰萬葉集用鉇字、上卷八見、下卷十一見、皆借為語辭之哉、古萬葉集云、眞鉇持弓削河原、是此字本義宜引證之、而引新撰萬葉集、豈源君偶忘之耶、按、波歧用芽字、乎美那閉之用女郎花、萬葉集數見、而源君並引新撰萬葉集、又稲負鳥始見新撰萬葉集、而引萬葉集、源君奉勅讀萬葉集者、其疏謬不應如是、蓋奉讀萬葉集勅、在天曆五年、見源君歌集、源君時年四十一、本書之成在承平末年、時源君年二十六七歲、是所以本書引萬葉集未精也、下總本無新撰二字、似是、然是條下總本多錯誤、則其新撰字亦疑傳鈔逸脫、不得遽從被削之、按大神宮儀式帳、大嘗祭、縫殿寮、兵庫寮式等、亦用鉇字、所引唐韻與廣韻略合、按說文、鉈、短矛也、鉈鉇同、孫氏依之、又按古書以鉇為加奈者、卽鉈今字、蓋加奈其狀似短矛、故古書用鉇為之耳、但源君以鐁當加奈、而不取也、廣本其義作之義、〇中略　原書名〇釋作鉇、彌也、以此鉇彌其上而平之也、此恐錯脫、

〔下學集 器財下〕鐁(カンナ)

〔名物六帖 器財二 工匠利用〕鉋(カンナ) 正字通、鉋鋪告切、音砲、正木器、鐵刃狀如鏟、銜木匡中、不令轉動、木匡有孔、旁兩小柄、以手反復推之、木片從孔出、用捷于鏟、方音讀若刨、義同、通作刨、俗作鉋、

推鉋(カンナ) 天工開物、凡鉋磨礪嵌鋼、寸鐵露刃、秒忽斜出木口之面、所以平木、古名曰準、巨者臥準露刃持木抽削、名曰推鉋、圓桶家使之、尋常用者横木爲兩翅、手執前推、梓人爲細功者、有起線鉋、刃濶二分許、又刮木使極光者、名蜈蚣鉋、一木之上、銜十餘小刀、如蜈蚣之足、　起線鉋(リツカンナ)　臥準(カンナ) 共見上　推刀(カンナ) 幼學須知、敲刀也、推木使平者、　檻桶刀(オケカンナ) 鄕稱　桶刀(オケカンナ) 正音

〔東雅 九器用〕鐁カナ〇中略 カナといふもの、古の時にはマカナと云ひけり、萬葉集の歌に、眞鉇(マカナ)と云ひし即是也、マカナは即辨色立成に、曲刀としるせしもの、今も尙その物あるなり、今俗にヤリカナといふものの國に、ナマゾリといふ物、即是也、鉇は鉋の字を誤り寫したるなり、鉋は玉篇に平木器と注せしもの、即今俗にツキガナといふ是也、

〔和漢三才圖會 二十四百工具〕鐁　曲刀 辨色立成　鉇 鉈同、新撰萬葉集、　和名賀奈　俗云也里賀牟奈〇中略

按鐁有大棹、中棹、止久利、裏白等數種、並尖鋒形如槍、又似短矛、

奈末曾利　其刃如釣針曲、佛工及彫工用之、

前鐁　造桶家用之、此亦有內刃外刃二種、

鉋 音暴　推刀　俗豆木加牟奈

字彙云、鉋正木器也、

按、古者唯用槍鐁、凡百年餘以來始用突鐁、二物狀異、功相似矣、比槍鐁甚捷且精密、今俗用鉋字、爲突鐁別之、其制以樫木、長六七寸、狀如硯而穿細溝孔、斜嵌平刀、推以削木、其制不一、凡削如欅、華櫚、黒柿等、性堅實之材者、用堅鉋、堅者刃不甚斜、

圓鉋(マルカンナ)　有二種、削杖棒者、刃曲於內圓也、掘削圓溝者、刃曲於外圓也、

一種有掘削戶閾者二品、其削底者名底鉋、其削側者名脇鉋、

鋸

正直　大鉋也、長三四尺、俗呼名正直、桶工用之、但推木於鉋上削之、近頃(○正德頃)削經木、硫黃木者亦用之、(○中略)

鐵(音尖)　鏟剗　剗刀　和名奈良之　鏟鏟同字而从剗

按鐵、鐫鋒也、今名鐵者有數品、皆有兩柄以削物也、鍛冶以削鐵器者兩刃、其餘片刃也、葺(ヤネフキ)屋人以判柿(コケラヘギ)片、作榑(タルヤ)人以削桶木、並用之、凡桶木形彎、頗似龜甲、故削內外者、形狀有異、其刃微剖者名內鐵、(和名抄鍛冶具下有鏟剗、一名剗刀、和名奈良之、蓋此今云世牟也、別有奈良之者、乃鐵之屬也、古今名目相違者不少也、)

〔雍州府志七土產〕鐁　倭工以片木板爲臺、中間横鑿細穴、其間插片刀、其刃少許一齊出板外、以是臺削木則平而麗、是謂加牟奈、是近世之所製也、始造短鎗、以木爲柄、以是削木、故板面有高低而不平夷、是謂鑓(ヤリ)加牟奈、大和大路稻荷之所有爲堪用也、

〔嬉遊笑覽一上居處〕百工そのことをよくせむとするに、必まづその器をえらぶとかや、古は物ごとに備はらぬこと多し、鉋なども、今のやうなるはなくて、削たるものも木賊などにてむらをとりしなり、故に椋の葉みがき、鼻あぶらひくなどいふ諺あり、無名抄に、業平の家の柱は、ちまき柱にてとあるも、ことさらに圡たるにはあらじ、今の鉋は、突かんなと云ふ、百年以前に始れりとぞ、(○中略)眞如堂緣起、畫者掃部助久國と云ふ、大永四年甲申八月と奥書あり、其畫中に今世の鉋をもて木を削る處あり、大永は三百餘年の昔なり、此器其頃あれども、用ゆる者すくなかりし歟、又は繪の轉寫によりて誤りし歟圡らず、

〔皇大神宮儀式帳〕忌鍛冶內人無位忌鐵師部正月麻呂(○中略)
同時(○四月九月神御衣祭)同前仁神部等用使物、(○中略)鉋二柄、

〔延喜式十四縫殿〕年料雜物　鉋一枚

〔新撰字鏡金〕鉍(彼密反、秘也、柄矛、乃保支利、)　錯(七各反、乃保支利、)(中略)　鐵(口外反、去、鈴鑿、乃保支利、)　鑓(乃保支利)　鐵(乃保支利)

〔倭名類聚抄十五工匠具〕鋸　四聲字苑云、鋸(音據、和名能保岐利、)似刀有齒者也、

〔箋注倭名類聚抄五木工具〕按、○中略 蓋登截之義、今俗呼能古伎利、○中略 按說文、鋸、槍唐也、玉篇、鋸、解截也、廣韻云、鋸、刀鋸、古史考曰、孟莊子作鋸、釋名、鋸、倨也、其體直、所截應倨句之平也、皆卽此義、

〔下學集下器財〕鋸(ノコギリ)　大鋸(ヲガ)

〔名物六帖器財二工匠利用〕鋸子(ノコギリ)(日用雜字)　細齒鋸(コブクラ)(燕居筆記、接工用細齒鋸、○中略)　鋸齒(ノコギリノメ)(天工開物、鑢開鋸齒、用茅葉鐵、)

〔物類稱呼四器財〕鋸のこぎり　畿內及山陽道にて、のこと云、上州にて、のこずり、上總安房にて、のふざりと云、これはいにしへ、のほぎりといひし名の轉じたる也、

〔日本釋名下雜器〕鋸(ノコギリ)　のこは殘也、のこぎりにて木をきればくづ殘る也、

〔東雅九器用〕鋸ノホギリ ○中略　ノは刀也、ホは齒といふ語の轉なり、キリは切也、今俗にノコギリといふ是也、(鋸の制、大小あり、大鋸をば、俗にチガともチホガともいふ、小なるものも其制多し、チガチホガなどいふがは、ハといふ語の轉なり、)

〔和漢三才圖會二十四百工具〕鋸(音據)　和名能保岐利　俗云能古岐利、保與古通、

四聲字苑云、似刀有齒者也、古史考云、釿、鋸、鑿、皆孟莊子始作也、

按、鋸有數品、泉州堺土居原之作得名、大抵長一尺至一尺六寸、營造木工用之、有八九寸、齒細者俗名引切、造器工用之、頭尖如木葉者、船造木工用之、

根隅鈎(禰須美加賀利、)　小而長七寸許、頭方者以彫細溝、

引廻(比木末波之、)　長七八寸、濶五六分許者、以可切竹、

大鋸　俗云於賀　前挽大鋸、末閉比木、　臺切大鋸、太以岐利、

按、大鋸長六尺、齒半順半逆、有竹柄、杣人用之、

前挽大鋸　長二尺、濶一尺一寸、齒皆向前、其柄屈以竪引大木爲板、

臺切　長二尺二寸、濶一尺、齒不傾、有兩柄、對引橫切大木、

鑿

〔雍州府志六土産補遺〕鋸　今以大鋸挽制材木者稱大鋸挽、倭語大鋸與於我音相近、故謂於我者乎、

〔雍州府志七土産〕鋸　所々鍛工打之、其内專造之家、多號天王寺屋、始攝州天王寺門前鍛冶造之、倭俗山人木客謂杣、杣人自新秋至初冬入山林伐取材木、其所用之大鋸、伏見中屋之所鍛爲好、人求之、

〔堺鑑下土産〕土居原鋸

昔日、櫻町ノ西ニハ人ノ家居モナク土居也シ所ニ、小家ヲ建住居シテ鋸ヲ打出セリ、他人ノ工ヨリモ勝タル故ニ、世人持弄テ土居原鋸トテ重寶ス、今ニ至迄、其子孫不絶、其土居原ニ町屋ヲ建テ役地ト成リ、此所櫻町ノ續成故カ、梅小路ト町ノ名ニ云リ、

〔令義解五軍防〕凡兵士、〇中略毎五十人、〇中略手鋸一具、

〔新撰字鏡金〕鑿徐各辭羅二反、穿也、乃彌二字、　〔同木〕橇其京反、平、乃美乃江、

〔倭名類聚抄十五工匠具〕鑿附橇　野王案、鑿音昨、和名能美、所以穿木之器也、通俗文云、橇音利鑿柄名也、

〔箋注倭名類聚抄五木工具〕太平御覽引云、石鑿曰鏨、鑿充曰銑、小鑿曰鏍、柄曰橇、與此所引字句少異、按、玉篇廣韻云、橇、鑿柄、與此略同、新撰字鏡、橇、乃美乃江、説文、欘、鉏柄名、釋名、齊人謂鉏柄曰欘、欘然正直也、王念孫曰、橇與欘聲近義同、昭二年穀梁傳云、疆之爲言猶竟也、是其例矣、

〔倭名類聚抄十五刻鏤具〕鐁　辨色立成云、鐁加布良惠利、巨淹反、曲刀鑿也、

〔箋注倭名類聚抄五細工具〕按、加布良惠利、鐫彫也、造鳴鏑者、以之鑿之、令鏑中虛也、〇中略按、廣韻云、鈐兵鈐、又鉤鈐星名、説文、鈐鏞、大犂也、巨淹切、又云、鐁、曲頭鑿、丘廉切、二字音義皆不同、此作鐁爲是、然見以巨淹反音之、則疑辨色立成誤作鈐、源君承其謬、就音之也、若是作鐁、源君必不以巨淹音之、類聚名義抄、伊呂波字類抄、亦並作鈐、然則此作鐁者後人改正、非源君之舊也、今不徑改、又依廣韻、曲刀鑿當作曲頭鑿、又按、曲頭鑿當是唐韻文、則是或正文脫唐韻云鈐四字、其辨色立成云鈐六字、本夾行小字在注音者、誤爲正文也、

〔伊呂波字類抄〕〈能雜物〉鑿〈ノミ、鑿穿木器也、〉 鐫〈小鑿名也〉 鋻〈同鋻イ〉 橇〈ノミノツカ鑿柄也〉 〔同〕〈加雜物〉鈐〈カフラエリ〉

曲刀〈カフラクリ鑿也〉

〔下學集〕〈下器財〉鑿〈ノミ〉

〔和爾雅〕〈五器用〉鑿〈ノミ同鑿〉 鑿柄〈ノミノエ同橇〉 剜刀〈クルノミ〉 捲鑿〈マルノミ〉

〔名物六帖〕〈二器財工匠利用〉鈍鑿〈ハナシノミ天工開物、凡船板合隙縫、以白麻斮絮爲筋、鈍鑿扱入、然後篩過細木灰和桐油、舂杵成團調艌、〉 鑿仔〈ノミ鄕談〉 剷子〈ノミ正音〉 鋺鑿〈マルノミ〉

雜字〈眉公〉捲鑿〈ツボノミ同上〉

〔東雅〕〈九器用〉鑿ノミ　義不詳、按倭名鈔に玉篇を引て、鑿はノミ所以穿木之器也と注せり、ノは卽刀也、ミといふ義不詳、或人の說に、ミといふはメといふ語の轉也、見るといふも、目を開くをいふなり、我國之俗に、凡孔竅を目といふ、ノミは穴を穿つものなれば、刀の目を開くものなるの謂なりといふ、如何があるべき、又辨色立成を引て、鈐はカブラエリ、曲刀鑿也と注す、カブラとは鳴鏑也、エリは鑿也、我國之俗、彫刻を云ひてエルといふ也、また鑿を云ひてもホルといひ、ヨルといふ事あり、穴をエリ、穴をヨルなどいふが如き是也、カブラエリといふは、鑿之義也、また小刀の簫の竅をさすものを竅剜といふ、亦是類也、俗にハンサシといふは卽竅剜になり、

〔和漢三才圖會〕〈二十四百工具〉鑿〈音昨〉　和名能美　橇〈音剤〉　和名能美乃江

鑿所以穿木之器也、字从丵、从羊、从臼、从殳、　橇、鑿柄名也、

按、鑿有大小數種、而又有壺鑿、〈豆保能美〉小圓如剜竹、以可圓穿、又有佐須鑿、柄長近尺、有鐔鑿、〈豆波能美〉船工家用之、〇中略

鎊〈音謗〉　曲刀鑿也　和名加布良惠利　俗云奈末曾利

按、鎊字彙謂之曲頭鑿、蓋鑿之類、皆以槌敲穿者、而曲頭何得能入耶、今有佛工穿鼻穴之刀、乃鏟之屬、似前鏟而頭少曲剞、故俗呼曰生剞、又名鈎鏟、此乃鎊也、其彫穿之功謂鑿亦不遠矣、以圓穿謂蕪彫、亦適理矣、

〔雍州府志〕〈七土產〉鑿　小鎗五寸許、以木爲柄、穿穴於木時、建鑿於其所、以木鎚敲之、隨手則穴成、其槌謂

佐伊都知、其鑿刃徑有三分者、謂三分鑿、五分者謂五分鑿、廣狹隨其用而有之、稻荷社前打之、

〔延喜式 三十四 木工〕卜鑿四柄、鏟二口、

右十一月新嘗會御卜料充神祇官、六月十二月神今食亦同、

〔松屋筆記 百三〕鏟前がき前かんな、

今桶工の具にマヘガキと云物あり、圓形の物を造るをりの具也、和名抄十五(十二丁オ)刻鏤具に、辨色立成云鏟(巨浣反、加布良惠利、)曲刀鑿也云々とあるカブラエリはマヘガキ也、

〔令義解 五 軍防〕凡兵士毎火、(○中略)鑿一具、

〔皇大神宮儀式帳〕忌鍛冶內人無位忌鐵師部正月麻呂(○中略)

同時(○九月神御衣祭)同前仁神部等用使物(○中略)大乃未八柄、

〔新撰字鏡 金〕鋒鏠(二作、字共反、鋭端、支利、) 鈿鉒(二字、毛知支利、)

〔倭名類聚抄 十五 刻鏤具〕錐 毛詩云、童子佩錐、(職追反、和名岐利、)

〔箋注倭名類聚抄 五 細工具〕原書衞風芄蘭篇、凡二章、第一章云、童子佩觿、第二章云、童子佩韘、無佩錐之文、此所引誤、按、急就章注、錐所以刺入也、訓錐爲岐利、宜引證之、新撰字鏡、鋒同訓、按、岐利以錐穿物之音爲名、

〔倭名類聚抄 十五 刻鏤具〕觿 唐韻云、觿(許規反、和名攻之利、)角錐、童子佩觿、說文云、角鋭、端可以解結者也、

〔箋注倭名類聚抄 五 細工具〕是亦蓋唐韻所引也、廣韻引說文、角上有觿字、端作耑、無者字、今本說文角部作佩角、耑鋭可以解結、按耑端古今字、又按禮記內則云、子事父母、左佩小觿、右佩大觿、注、觿貌如錐、以象骨爲之、毛詩芄蘭傳、觿所以解結、則觿非細工具也、疑細工具有呼久之利者、其名偶與觿和名同、故引以充之也、

〔倭名類聚抄 十五 工匠具〕鈬 考聲切韻云、鈬(雷內反、又音戾、漢語抄、鈬毛遲、)鑚也、

〔箋注倭名類聚抄五木工具〕今俗呼毛治利、以用語爲名、○中略所引文集韻同、玉篇鋟、平板具、不與此義同、

〔下學集下器財〕錐

〔撮壤集中術藝〕番匠具足　鋟　錐

〔和爾雅五器用〕鑽同、穿物之錐也、　鋟字未詳　錐　圓錐　方錐俗云四方錐

〔名物六帖器財二工匠利用〕鑽字彙、鑽祖算切、穿物之錐也、　錐同上、錐朱惟切、器如鑽、　錐子眉公雜字　錍仔　三稜錐天工開物、凡錐治鐵爲之、中圓則三稜錐象也、　圓鑿日用雜字　舞鑽同上

〔日本釋名下雜器〕錐　木に入る也、るとりと通ず、

〔東雅九器用〕錐キリ○中略　キリとは鑽也(中略)或說に、キリとは木入也といふ、しかるべからず、

〔和漢三才圖會二十四百工具〕錐音追　和名岐利　鑽鑽同　三稜錐　俗云三ツ目錐

錐、銳也、如鑽、今有圓錐、方錐之異、

按圓錐、如絹紙柔物所以通孔也、方錐、四方岐利利圓錐也、鑽卽三稜錐也、鋒三稜、而木工每用穿釘穴、錐柄以桑爲上、

三叉錐　形如戟、而以明樽口、又有大小、

壺錐豆保岐利　半圓如剜竹、以明圓穴、造樽家用之、

鋟音戻　和名毛遲

按鋟大鑽也、柄橫於頭、如丁字樣、先以三稜錐、次敲入之、以柄紾捩、

南蠻鋟　捻如眞糕餅形、功倍於常、

舞錐　末比岐里

按、舞錐、竹柄長尺餘、有鐔如蕪形、橫木貫柄、端有紉、斜纒柄、使木上下、則錐自舞、故名舞錐、以穿鍼及

數珠穴、

〔雍州府志土産七〕錐　所々製之、然是亦稻荷社前人家得其巧、

〔嬉遊笑覽居處一上〕錐をきりと云は、切る具なる故なるに、夫をもむとも云るは同言なりと云り、されば靈異記に、鑽をきり、又もみとあれば、古へよりもむとも云しなり、

〔皇大神宮儀式帳〕忌鍛冶内人無位忌鐵師部正月麻呂〇中略毎年四月九月、合二時服織神部之御服供奉所仁作奉、御小刀卅八柄、御錐卅八柄、〇中略同時同前仁神部等用使物、〇中略大錐十柄、中錐八柄、三俣錐八柄、

〔源平盛衰記一〕兼家季仲基高家繼忠雅等拍子附忠盛卒事

村上帝ノ御宇、左中將兼家ト云人アリ、北方ヲ三人持タレバ、異名ニハ、三妻錐(ミツメギリ)ト申ケリ、或時此三人ノ北方一所ニ寄合テ、妬色ノ顯レテ打合取合髮カナグリ、衣引破リナンドシテ、見苦カリケレバ、中將ハ穴六借トテ、宿所ヲ捨テ出給ヌ、取サフル者モナクテ、二三日マデ組合テ息ツキ居タリ、二人ノ打合ハ常ノ事也、マシテ三人ナレバ、誰ヲ敵(カタキ)共ナク、向フヲ敵ト打合ケルコソ哄シケレ、是モ五節ニ拍子ヲカヘテ、取障(トリサヘ)ル人ナキ宿ニハ、三妻錐(ミツメキリ)コソ揉合ナレ、穴廣々ヒロキ穴カナト、ハヤシケリ、

〔伊呂波字類抄加雜物〕鎹カスカヒ　カケカスカヒ

〔下學集器財下〕鎹(カスカイ)

〔東雅器用九〕釘クギ〇中略　延喜式に、鎹の字讀でカスガヒといふ、これまた釘屬也、萬葉集〇恐萬葉集誤抄には、カヒといふ詞を、羽のゆきあひなりといふによらば、カスガヒといふも、兩木のゆきあひを合はするを云ひぬらん、此物は漢に馬蝗絆といふものゝ類なり、鎹の字は我國の俗創造れる所なりといふなり、

釘

〔延喜式 三十四 木工〕鐵工（○中略）

擧鐩一隻（徑三寸、環六寸、）料、鐵十三兩、長功一人四隻、中功一人小半三隻、短功一人大半二隻、

鐩舌一枚（長八寸、廣九寸、）料、鐵七兩、長功三枚、中功二枚半、短功二枚、

〔槐記〕享保九年四月廿九日、參候、カスガイト云正字シレカチタリ、鐩ノ字ヲ、古來用來レリ、シカルニ此鐩ノ字、字書ニツヒニナシ、博覽ノ士ニ尋ヌベシ、和書ノ歷々タル書ニ多ク出タレドモ、カスガイノコトニアラズ、然ルニ今和漢通事ノ人ニ、カスガイト云字ヲトヘバ、鐩ノ字ヲ答フ、何トヤランキミワロキコトナリ、和字ノ漢ニワタルベキヤウモナシ、イカヾト仰（○近衞家熈）ラル、　閏四月十三日、參候、昨十二日ニ、竹田某ニ御尋ノ趣ヲ申入シニ、先達テ承リシ故ニ、奥田某ハ、先年普請奉行タリシ故尋見シニ、江戸ニテハ、支用帳ニハ必鋑ノ字ヲ書テカスガイト訓ズ、京都ニテハイサシラズトナン、大德寺芳春院ノ僧ニ尋シモ亦如此、鋑ノ字ハ、字書ニ釘鋑トツヾキテ、形如松葉挾婦人衣ト云、イカサマニモ、カスガイニ類スルヤウナリト申上ル、仰ニ、鋑ノ字ハ、ハサミト訓ジテヨシ、今ノハサミハ形コトナリ、昔ノハサミハ、釘ノゴトクナルモノヲ、本ノフトキ處ニテヤリチガヘノ物ヲ打テ、イカニモ形松葉ニ類シタルモノナリト、

〔新撰字鏡 金〕鐕（子含反、元蓋釘也、久禮久義、）

〔倭名類聚抄 十五 造作具〕釘　陸詞切韻云、釘（音丁、和名久岐、釘物之處、定反、）鐵杙也、

〔箋注倭名類聚抄 五 造作具〕按、說文、釘鍊餅黃金也、玉篇、廣韻、竝收釘字、皆不載訓語、集韻、韻會、依說文、韻會又云、又鈴釘、矛名、郭璞曰、鶴膝矛、江東呼爲鈴釘、一曰鐵鋌、又鐵釘、所謂鐵釘、蓋釘物之釘、乃可訓久岐、潛夫論浮侈篇、說棺椁之制云、釘細要、削除鏟磨、不見際會、廣雅、栓、櫝、釘也、隋書楊素傳、萬釘寶帶、本事詩、蘇味道與張昌齡互相誇誚、味道曰、子詩雖無銀花合、還有金銅釘者、卽是義、古只用丁字、晉書陶侃傳、官用竹、皆令錄厚頭、積之如山、後桓宣武伐蜀、裝船、悉以作丁、玉篇、廣韻、栓字注云、木

丁也、是也、後人從金、世說政事篇、載陶侃事、作釘、遂與鍊餅黃金之釘字混無別、又按、解釘云鐵杙者不穩、豈非韻會所謂鐵鉞之誤耶、

〔倭名類聚抄 十五 造作具〕鐕　唐韻云、鐕（作含反、和名岐利久木、）無蓋釘也、

鉼鉅　漢語抄云、鉼鉅（浮謳二音、和名乃加太乃久岐、）頭高大釘也、

〔箋注倭名類聚抄 五 造作具〕唐韻云、鉼鉅、大釘、卽此義、按鉼鉅、酉陽雜俎作浮漚釘、諸皐記、巨白菌如殿門浮漚釘、蓋其狀如浮漚、故以名之、浮付音通、又其物用金造、故後人作鉼鉅也、今俗呼鋲者卽是、鋲疑鉼鉅之急呼爾、

〔倭名類聚抄 十五 造作具〕栓　四聲字苑云、栓（山員反、和名岐久木、）木釘也、

〔下學集 下 器財〕釘（クギ）

〔倭訓栞 前編 二十七〕べう　砲頭釘也といへり、音の轉訛成べし、鋲と書は和の俗字也、

〔東雅 九 器用〕釘クギ　〇中略　古語にクといひしは入也、また凡物の鋭耑なるをキと云ひけり、クギとは、其鋭耑なる物に入るをいふ也、〇中略

栓キクギ　〇中略　今俗にセンといふは、字の音を呼ぶなり、

〔和漢三才圖會 八十一 家宅〕栓（音扇）　和名木久岐　今用字音者、木釘之大者、

按、栓木釘也、用樫櫸削、如鑿刃、插柱枘之際、打之固者曰栓、或嵌扃之孔、代鎖（ゼウ）者亦曰栓、皆用字音名之、匠人以山楊（ウツギ）櫨木爲釘、縫箱者卽木釘也、

釘（音丁）　釘、和名久岐、　鐕、音簪、和名岐利久岐、今云間乃（アヒノ）釘（クギ）、

釘鐵杙也　鐕無蓋釘、可以綴著物者、

按、釘有大小數品、造船釘大有長尺許者、大抵造家釘有六寸五寸四寸、

十本物（長三寸、數以十本爲一把、）　大一連（長二寸中、以五本爲一把、）　次（ナミ）一連（長二寸、以二十本爲一把、）

二連（長一寸半、以四十本爲一把、）　三連（長一寸、以六十本爲一把、）　四連（長八分、以八十本爲一把、）
五連（長六分、以百本爲一把、）　六連（長四分、以百二十本爲一把、）

鐕兩頭尖、以板二枚綴爲一枚釘也、　頭卷釘打扉板、令頭不顯也、

鉗鉅　鋪首、和名乃之加太乃久岐、俗云鐶甲、　泡頭丁、俗云比也宇、

鉗鉅、頭高大釘也、　通俗文云、門扇飾謂鋪首(トビラ)、　三才圖會云、閉塞金謂之鋪（文云鉅）今俗謂浮漚丁是也、

按、鉗鉅卽浮漚丁、（字音相同）鋪首與鉗鉅一物少異也、凡欽之飾亦曰鉗鉅、（呼字音）　門扇大釘曰鋪首（俗云鐶甲）
長押(ナゲシ)、懸魚(ゲギヨ)等大釘曰鉗鉅、（呼和名）　箱櫃等飾小者曰泡頭丁、

〔延喜式三十四木工〕檜床子一脚（長四尺、廣一尺四寸、高一尺三寸、）料、切釘廿六隻、（四隻、長各二寸、廿二隻、長各一寸五分、○中略）

鐵工（○中略）

一尺打合釘一隻料、鐵十四兩、長功五隻、中功四隻、短功三隻、
九寸打合釘料、鐵九兩三分、長功七隻、中功五隻、短功四隻、
八寸打合釘料、鐵七兩一分、長功十二隻、中功十隻、短功八隻、
七寸打合釘料、鐵七兩、長功十七隻、中功十五隻、短功十三隻、
六寸打合釘料、鐵六兩一分、長功廿五隻、中功廿三隻、短功廿二隻、
五寸打合釘料、鐵三兩一分、長功卅隻、中功廿五隻、短功廿隻、
四寸打合釘料、鐵二兩、長功卅五隻、中功卅隻、短功廿八隻、
三寸打合釘料、鐵一兩一分、長功五十隻、中功卌隻、短功卅七隻、
二寸吳釘料、鐵三分、長功六十隻、中功五十隻、短功卌隻、
一尺平釘（頭徑二寸）料、鐵一斤三分、長功四隻、中功三隻、短功二隻、
九寸平釘（頭徑一寸八分）料、鐵十三兩二分、長功六隻、中功五隻、短功四隻、

釘拔　鎚

八寸平釘（頭徑一寸七分）料、鐵十二兩二分、長功七隻、中功六隻、短功五隻、
七寸平釘（頭徑一寸五分）料、鐵九兩、長功十五隻、中功十二隻、短功十隻、
六寸平釘（頭徑一寸四分）料、鐵七兩三分、長功十七隻、中功十五隻、短功十二隻、
五寸平釘（頭徑一寸二分）料、鐵五兩、長功廿五隻、中功廿隻、短功十八隻、
四寸平釘（頭徑一寸一分）料、鐵三兩二分、長功卅隻、中功廿五隻、短功廿隻、
三寸平釘（頭徑一寸）料、鐵二兩三分、長功卅五隻、中功卅隻、短功廿五隻、
二寸半平釘（頭徑八分）料、鐵一兩、長功五十隻、中功卌隻、短功卅五隻、
七寸丸頭釘料、鐵一斤九兩、長功四隻、中功三隻、短功二隻、
釘座（徑三寸）料、鐵三兩、長功八枚、中功六枚、短功四枚、

右雜釘工一人所造依前件、但錯手者每一尺釘十隻、九寸十二隻、八寸十五隻、七寸廿隻、六寸廿五隻、五寸卅隻、四寸卅五隻、三寸卌隻、二寸半六十隻、釘座四枚、各充一人、其鐵三斤五兩充和炭一石、

〔榮花物語〕（三十二歌合）まことや女院（上東門院）○は無量壽院のかたはらに、御堂たてさせ給へり、（中略）○柱檜などもよのつねならず、くぎうつ所には、瑠璃をくぎのうへにふせなどよろづとつくしたり、

〔名物六帖〕（器財二工匠利用）千斤（クキヌキ）秤（幼學須知、千斤秤用以去木上鐵釘不起者、）　千斤（クキヌキ）（類書纂要、千斤起舊釘之器、）

〔和漢三才圖會〕（二十四百工具）千斤　久岐奴木　俗云萬力

類書纂要云、千斤起舊釘之器、

按千斤、方寸半許鐵器、隨透穴、別長尺許鐵挺、大應穴嵌之如鐔、而鐔與挺之間挾舊釘拔起之、千斤萬力之名、共取强剛之義矣、

一種形如鋏而肥、其頭圓、以挾舊釘拔之、

〔新撰字鏡〕（金）鍉（丁提反、銅也、鑊軍戟、加奈豆知、）　鎚（持追反、平、鍛具、加奈豆知、）

〔倭名類聚抄 十五 造作具〕椓䃺　纂文云、齊人以大槌爲椓䃺、(漢語抄云、阿比、)

〔倭名類聚抄 十五 工匠具〕鐵槌　廣雅云、鍦(於劫反、和名加奈都知、)鐵槌也、

〔箋注倭名類聚抄 五 木工具〕原書釋詁云、鏨、鐇、鍦、敤、椓、鍛、椎也、無鐵字、按椓不得訓鐵椎、則此鐵字恐衍、然鍛冶具再引之、有鐵字、非後人傳寫誤衍也、

〔倭名類聚抄 十五 工匠具〕柊楑　纂文云、方椎(直追反、字亦作槌、)謂之柊楑、(終葵二音、漢語抄云、散伊都遲、)

〔箋注倭名類聚抄 五 木工具〕按說文云、椎擊也、齊謂之終葵、玄應音義引蒼頡云、椎、用打物者也、說文又云、槌、關東謂之槌、關西謂之持、郭璞方言注亦云、槌、懸蠶薄柱也、二字不同、而爾雅釋訓注、椎󠄀𠕀釋文、椎本作槌、廣韻、椎、棒椎也、槌上同蓋隹追音近、故椎字俗或諧追聲作槌字、遂與蠶具之槌混無別、然韻會釋名、椎、推也、○中略太平御覽引作柊楑方推、按說文云、椎、齊謂之終葵、終葵柊楑正俗字、與說文訓木也楑字別、

〔伊呂波字類抄 加 雜物〕鋌カナツチ 鐵槌　鍦已上同

〔下學集 下 器財〕鐵鎚カナヅチ

〔撮壤集 中 術藝〕番匠具足　鎚(鐵槌)　鍦(同)　楑キヅチ(和名キヅチ 柊楑サイヅチ)　槌サイヅチ(韻會椎字)　柊サイヅチ(同)

〔名物六帖 器財二 工匠利用〕鐵鎚カナヅチ(公眉雜字)

〔和漢三才圖會 二十四 百工具〕鍦(音醫)　和名加奈都知　鎚(音岳)　大椎　今云源翁之屬乎

廣雅云、鍦鐵鎚也、

按、鐵鎚打釘之槌也、有數種、而柿葺打竹釘之鍦、以生鐵作之、造銅器人所用之鍦頭加鋼作之、○中略

柊楑(中葵)　方椎(同)　和名散伊都遲　楑(楑梣並同)　俗云與古都遲

按、槌椎總名也、有數種、柊楑(一名方椎)木工每用之、其橫木曰持、(音擣)

楑(音睽)　橫槌也、用縱木作之柄亦直用擣衣、

椓擊　和名阿比　俗云加計夜

按、纂文云、齊人以大槌爲椓擊、蓋椓音琢、訓久比宇都、以可擊杙也、番匠以可擊棟木、

〔雍州府志七土産〕鐵槌　其大者謂玄翁、古武藏〇武藏當作下野、國那須野有怪石、時々作妖怪、且鳥獸觸斯石、則立斃、依之號殺生石、洞家之僧玄翁和尙誦咒、以大鐵槌碎其石、然後怪止、世稱石破玄翁、自玆石工謂大鐵槌曰玄翁、其小者謂鐵槌、工匠專用之、所々鍛工造之、

小刀

〔倭名類聚抄十五刻鏤具〕刀子　漢語抄云、刀子太奈、賀都牢反、

〔和漢三才圖會二十四百工具〕小刀　古加太奈　佐須賀　見于藝材、可考合、

武備志日本考云、有小裁紙設機刀、出長門、號象常者最嘉、

按、凡腰刀鞘側掘溝穴、插小刀、以削竹木、裁紙便急用、其欄以金銀銅鐵飾之、木工所用小刀、多木欄也、

木賊

〔倭名類聚抄十五膠漆具〕木賊　辨色立成云、木賊度久散

〔箋注倭名類聚抄五細工具〕木賊出嘉祐本草、云、木賊苗長尺許叢生、每根一莖無花葉、寸々有節、色靑凌冬不凋、圖經云、獨莖苗如箭笴、李時珍曰、此草有節面糙澀、治木骨者、用之磋擦、則光淨、猶云木之賊也、按度久佐、礪草也、

〔延喜式十三大舍人〕凡正月上卯日、供進御杖、〇中略木賊十五兩、十二月五日申省、

〔延喜式三十四木工〕年料〇中略　木賊大二斤床案等料

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡御梓弓一張、〇中略木賊小一兩三分、錯弓料

〔當社御造替日記下〕應永十四年十一月七日

一同日、隨堯殿ノ方ヨリ、神殿〇春日ミガキ奉ル木賊百連ノ內、現木賊六十連、殘四十連代四百八十文、コレヲ常住代官請取テ、三方ノ神殿守ノ中エ出候畢、若宮方ノ分、現木賊十二連、用途九拾二

文、(拾入道分也)是ヲ請取テ、兩常住支配スル、

〔榮花物語十五疑〕攝政(○藤原頼通)どの、くに〴〵まで、さるべきおほやけごとをばある物にて、この御だう(○法成寺)のことを、さきとつかうまつるべきおほせごとの給、(○中略)御だうのうちをみれば、ほとけの御座つくりかゞやかす、いたじきをみれば、とくさ、むくのはなどして、四五百人、てごとになみゐてみがきのごふ、

〔源平盛衰記一〕兼家季仲基高家繼忠雅等拍子附忠盛卒事

花山院入道太政大臣忠雅ノ十歳ニテ、父中納言忠宗卿ニ後レ給ヒ、孤子ニテオハセシヲ、中御門中納言家成卿ノ播磨守ノ時、聟ニ取テ花ヤカニモチナサレケレバ、是モ五節ニ、播磨米ハ、木賊カ椋ノ葉カ、人ノ鉛(キラ)ヲ付ルハトゾ拍子タリケル、

椋葉

〔倭名類聚抄十五膠漆具〕椋葉　本草云、椋葉、(無久乃波、具見木類)

〔箋注倭名類聚抄五細工具〕千金翼方、證類本草木部中品、有椋子木、不擧葉、源君引本草云椋葉、非是、按本草和名云、椋子木、和名牟久乃岐、源君從之、以椋葉爲无久乃波、然椋子木未詳、輔仁以爲牟久乃岐、非是、牟久乃岐、蓋朴樹之類、物理小識、糙葉樹當是、説詳木類、

雜載

〔續日本紀十五聖武〕天平十六年十月辛卯、律師道慈法師卒、(天平元年爲律師)法師俗姓額田氏、添下郡(○大和)人也、性聰悟、爲衆所推、大寶元年隨使入唐、渉覽經典、尤精三論、養老二年歸朝、(○中略)遷造大安寺於平城、勅法師勾當其事、法師尤妙工巧、構作形製、皆稟其規模、所有匠手、莫不歎服焉、卒時年七十有餘、

〔寛平御遺誡〕延暦帝主(○桓武)毎日御南殿、(○中略)造羅城門巡幸覽之、卽仰工匠曰、此門高可減五寸云々、後又幸覽之、卽喚工匠、如何、工匠云、既減、帝歎曰、悔不加五寸、工匠聞之、伏地絶息、帝奇問工匠、良久蘇息、卽云、實不減、然而爲有煩詐言耳、帝宥其罪、

〔枕草子十二〕いひにくきもの

たくみの物くふこそいとあやしけれ、新殿をたて、東のたいだちたる屋をつくるとて、たくみどもゐなみて物くふを、東おもてに出ゐて見れば、まづもてくるやをそきと、とる物とりてみなのみて、かはらけはつゐすへつゝ、つぎにあはせをみなくひつれば、おものはふようなめりと見るほどに、やがてこそうせにしか、二三人ゐたりしものゝ、みなさせしかば、たくみのさるなめりと思ふ也、あなもたいなのことゞもや、

〔碧山日錄〕寬正三年六月十二日丙子、匠工數員來、余數日視其所爲者、克度屋之廣狹、視材之能否、俾群工制之、遂莫毫釐之謬、以終其事、可謂得其妙也、凡在上而稱禪敎之師者、大率不極其道、不至其閫、稍使參到之士敎諭、以不極不至之術、何其不得免其差也乎、於戲匠師、又可羞也、

〔政談二〕昔ノ大工ハ、家ニ卷物ヲ傳テ、堅ク法ヲ守リシガ、當時ノ大工ハ、渡世ニ逐ハレテ、少シモ細工ヲ多請取ントスル故ニ、細工モ次第ニ下手ニ成テ、家居モ早ク損ズル也、器物モ如此、

〔匠家必用記上〕聖德太子は番匠の祖神に非る辨附天王寺の說

俗說に曰、聖德太子始て天王寺を建立し給ふ、これ日本寺建立の始也と、又太子唐へ渡りて番匠の道を習ひ得給ひ、歸朝の後、日本の番匠に此事を傳へ給ふ、依之番匠の祖神也、故に祭るには佛經を誦、魚類を禁ずと云、〇中略

聖德太子唐土へ渡りて番匠の道を習ひ得給ひ、歸朝の後、日本の番匠に此術を傳へ給ふこと、正史實錄に曾て見へず、實に此ことあらば、日本紀にのせざらんや、其證なきを以て僞なる事を知べし、日本紀曰、崇峻天皇元年に、善信といふ尼受戒し、學問のため百濟國へ渡り、同三年三月に歸朝す、是等をあやまりて聖德太子の事とせるにや、又聖德太子を番匠の祖神といふこと非也、上に略ゑるすごとく、日本神代に番匠の祖神まします也、聖德太子自番匠の業をし給ふことをきかず、たまたま四天王寺を建立し給ふといへども、番匠の祖神といふ事曾て其理なし、實に祖神と敬ひ奉るは、天地開闢するとひとしく、始て此道を起し給ふ故に祖

竹工

神と申奉る、總じて祖神の祖といふ文字は、事の始といふ意有、此外鑄物師の祖神、鍛冶の祖神、醫の祖神等も、日本にて其ことを始め給ふ故に、祖の一字を置てあがめ奉る也、まづそのごとく番匠の祖神も、其道を興し給ひて御子孫に傳へ給ひ、又人より人に傳へて、今此職をつとむるは、これ職神の遺教也、今より前へくり戻して、祖神の敎なることを明らむべし、〇中略又祖神たるによつて忌日を祭り、佛經をよみ、魚類を禁じ、精進する事、聖德太子を祭らば左も有るべし、番匠の祖神を祭るといへば神事也、神事には反て魚類を獻じ、佛經は大に忌ことなり、

〇

〔名物六帖人品三竹木皮作〕竹工(タケサイク)（通典、王元之黃州竹樓記、吾聞竹工云、竹之爲瓦、僅十稔、若重覆之、得二十稔、）竹匠(タケサイク)（典會）竹器匠(タケサイクシ)（珠璣藪）

〔延喜式二十八隼人〕年料竹器

薰籠大一口（口徑二尺二寸、高二尺七寸、）料、篦竹五十株、中一口（口徑一尺八寸、高二尺、）料、篦竹卅株、漉紙簀十枚（長各二尺四寸、廣一尺四寸、）料、篦竹各廿株、茶籠廿枚（方二尺）料、篦竹各六株、

凡造竹綾刺帙、長功十八日一張（長二尺、闊一尺五分、作竹様線成帙、）中功廿一日一張、短功廿五日一張、

凡年料雜籠料、竹四百八拾株、用司國園竹、

〔雍州府志七土產〕網代團扇　油小路一條北、專有製團扇之家、以竹編之、其狀似取魚之網代、網代編竹橫河水、遮魚而漁之、以是代網之謂也、故細割竹編連之、是謂網代團扇、其兩面塗漆、是謂塗團扇、近世或以圓竹爲柄、細割其末、是爲心貼紙或紗、婦人女子專用之、中華所謂輕羅小扇之類也、又自南都來者、以紙貼竹、其體製至輕、有便生風、多春日社禰宜製之、是稱奈良團扇、〇中略

空穗　盛矢器也、凡造長竹籠、其內盛矢、其籠之尾端貼獸毛、以緒括其中央、橫繫武人之腰間、〇中略

翠簾　禁裏院中之翠簾、谷口和泉守製之、公方家之所用者望月某造之、其餘簾箔大佛邊伏見町造之、茶亭窓間所揭之伊豫國產細竹簾、別有其家、〇中略

竹屋　近世二條京極所々、幷四條京極東、以竹造諸品物、第一倣茶人之舊製、而以大竹切插花之筒、又削掬茶之杓、或引切、或柄杓、悉製之、倭俗圓竹徑二寸許、長二寸餘、存節切之、置爐邊安釜蓋於竹頭、是謂引切、言以鋸引切之謂也、或稱竹輪、又謂蓋置、柄杓汲湯之具也、竹筒存節二寸許切之、横貫竹柄、以之杓湯幷水、

竹具　建仁寺町大佛前、亦以竹造諸品物、竹輿、竹床、竹椅、竹枕、竹簾、竹杖、及菓籠等物無不有、

〔明和新增京羽二重三〕竹組物師　藤靈軒　幸行町松原上ル町　花庭

〔日本山海名物圖會四〕有馬籠細工　攝州有馬、日本第一の温泉にて、四時湯治の人おほく繁昌の地なり、此所の人、竹細工に妙を得て、いろ〳〵の竹籠をつくり出す、有馬籠とて名物なり、湯治の人、買求めて家づとゝす、駿河の府中、又竹籠の名物有、其細工よし、有馬細工にまけずおとらず、關東の人は、有馬籠は名もえらず、駿河籠を賞翫する也、

〔人倫訓蒙圖彙六〕籠師　唐土の靈照女、父の組たる籠を市にうりをりしよしいひつたへたり、日本にては、竹取の翁是を造るとかや、當時有馬駿河の細工名物也、

〔人倫訓蒙圖彙四〕竹屋　竹屋町通の西、其外所々にあり、諸竹、扇の骨、團籠一切の竹細工人是を求、弓竹は醍醐を上とす、茶湯道具竹輪を初、其外尺八一節切等所々にあり、

〔彩畫職人部類上〕籠

籠は和名にして、唐土には籃といふ、種類多く、農業の具、あるひは家飾の具なり、駿河に生る竹いたつてよろしく、其業をなすものそこに集る、攝州有馬に又産あり、花器菓籠をはじめとして、甚妙なる細工をなす、世に名產とす、

〔尾張名所圖會後編六丹羽郡〕名產竹籠　同村、(瀨部村)及び島宮村、東野村等、すべて竹籠を夥しく造り出し四方にひさぐ、此邊を竹郷といひて、往

昔より松樹竹林多く、竹の性强く、諸品に造りて上品なり、故に瀨部の籠作りとて名物とす、〇下略

〔藝備國郡志上安藝土産〕竹籠　竹工元嚴島之人、而今在府治、割竹以編造花籠菜籠筐筥簽篩之類也、

〇中略

竹器　在今府治、以竹作匙、又製小刀柄、

〔甲子夜話十四〕此四五年前バカリ、大坂ヨリ下リタル籠細工ノ名人ト呼ルヽモノ、樣々ノ物ヲ目籠ニ組立テ、其大ナルハ丈ヲ超ルニ至ル、淺草兩國橋邊等ノ觀物場ニ羅列シテ、殊ノ外流行リ、貴賤老弱コノ籠細工ノ見セ物ヲ見ザルモノナシ、近頃カク迄流行リタル見セ物ナシト云コトナリキ、其時近藤正齋〇守重ガ云シハ、籠細工ハ流行ル筈ナリ、外ヲ取繕タル計ニテ、內ハ空虛、何モ無シ、今ノ世ノ人才、皆コノ籠細工ナリト、是又知言ナリ、

古事類苑

産業部十一

泥工 石灰工 併入

泥工ハ、後ニ左官ト云フ、壁ヲ塗ル工人ナリ、大寶令ノ時ハ、土工司ニ泥部アリ、泥戸アリ、此司ハ、土作ノ外ニ瓦ヲ作リ、石灰ヲ燒クコトヲモ掌レリ、

〔下學集 上人倫〕壁塗

〔和爾雅 三人物〕泥水匠 坊者、塗者並同、今俗云沙官、 墁人 漢書楊雄傳注、今之仰泥也、

〔名物六帖 人品三梓人匠輪輿〕圬者 左傳、圬者以時塓館、宮室、註、圬者塗者、 塗者 見上 塗工 同疏 墁人 古傳考畤、墁人音槾、古之書塗壁者、即今之仰塗也、 仰塗 見上、類會、壁於既切、仰塗也、師古曰、即今仰泥、說文、壁仰塗也、 仰泥 見上 土工 五雜組、木工於堅造之日、以木鐵作厭勝之術、其他土工石工莫不皆然、 墁匠 許晉齋集 泥水 日用雜字 泥匠 泥工 共同上 春墻人 鄕談 泥水匠 正音 土水 鄕談 土泥匠 正音 揉壁 鄕談 墁壁匠 正音

〔七十一番歌合 上〕壁塗

やれ〳〵うばらよいへにて、こて猶とりてこ、かべの大くまいりて候、まだ地とくして候はゞや、

〔貞丈雜記 二人品〕一檜大工、塗大工と云事舊記にあり、(中略)塗大工はかべぬり也、又壁の大工とも云也、職人盡歌合の繪の詞に見えたり、

〔人倫訓蒙圖彙 六〕左官。壁ぬりなり、燕のすをつくるを見て、ぬりはじめしとなり、かんばんに、す火つを出す、左官といふは本所考す、

〔倭訓栞中編九佐〕さくわん　佐官也、〇中略墁匠をいふは、番匠と同じく、受領せしより、かくいひ習ふなりといへり、

職司

〔令義解一職員〕土工司
正一人、掌營土作瓦埿、謂瓦埿、猶瓦也、以埿爲瓦、故連言也、并燒石灰等事、佑一人、令史一人、埿部廿人、使部十人、直丁一人、泥戸、

〔令集解五職員〕朱云、營土作、謂總掌土作物耳、假令爲塗壁起土、此等者、〇中略穴云、泥部者、古言、波都加。。此乃友造、〇中略朱云、泥戸、文讀何、穴云、泥戸、奴利戸、

〇按ズルニ、土工司停廢ノ年代ハ詳ナラザレドモ、次下引ク延喜式ニ依ルニ、當時ハ既ニ其工人ヲ木工寮ニテ管セシメタリ、

工人

〔延喜式十八式部〕凡木工寮長上工、木工七人、土工一人、〇中略並與考、

〔延喜式三十四木工〕掘埴
掘開埴土一人一日立方五尺、堅埴減一尺、一人一日取埴大二千斤、堅埴減一千斤、工一人作埴槌十五柄、夫一人作運埴葛籠十五口、

〔吾妻鏡三十〕文暦二年〇嘉禎元年二月十日癸酉、將軍家〇藤原頼經自基綱家渡御于五大尊堂之地、〇中略今日被立御堂、〇中略事終大工等賜祿、〇中略此外、檜皮大工、壁塗、鍛冶等、各御馬一疋、

〔在盛卿記〕長祿二年十二月五日乙未、今日辰初刻、上御所御作事御事始也、〇中略壁塗參入三拜、同被下御馬、月毛

〔公方様正月御事始之記〕永正十五年七月五日、下京三條御所御普請始御事始、〇中略
一御事始當座に、番匠ニ御太刀御馬被下之、檜大工同前、塗大工同前、都合御太刀三振、御馬三疋、御太刀ハ伊勢右京亮渡之也、

〔集古文書 三十三 免許狀〕天正十二年免許狀 所藏不ㇾ詳

依ㇾ爲二壁塗大工頭一、如二前々一諸役幷寄宿以下令二免除一之狀如ㇾ件、

天正十二正月十八日

壁塗喜助どの

〔正德六年武鑑〕御左官

御數寄屋方御細工御壁塗　神田白かべ町 安間源大夫　神田ぬし町 清水彌二右衞門

百石五人ふち 平松町 秋山助六

功程

〔延喜式 三十四 木工〕土工

方丈壁一間一重棧料、楉三擔、藁三圍、繩七十五丈、編ㇾ棧夫一人、塗工一人夫二人、二重棧料、楉四擔、藁四圍半、麁塗一圍半、中塗三圍、繩一百丈、編ㇾ棧夫一人、麁塗夫一人半、中塗工大半、夫一人小半、間度材工一人、穿著廿枚、表塗料、白土二石、洗馬矢一石、粥汁料白米二升、塗工大半、夫二人椽間准二方丈一、中塗料、藁一圍半、塗工一人、夫二人、表塗料、白土一石、洗馬矢五斗、粥汁料白米一升、塗工一人、夫三人、不ㇾ充二麻桂功一、夫一人洗馬矢長功一石五斗、中功一石三斗、短功一石一斗、搗二篩白土一長功五斗、中功四斗五升、短功四斗、

工賃

〔市中取締續類集 一〕乍ㇾ恐以二書付一御訴訟奉二申上一候

一市中左官職之內、拾三ヶ所之者總代、三十間堀壹丁目次右衞門地借金八、住吉町裏河岸安兵衞地借源藏、藥研堀埋立地仁右衞門地借太兵衞、右三人奉二申上一候、私共同職之內、十三ヶ所ニて年來職業仕候者共、其所々ニ而重立候もの世話致シ、仲間同樣申合、諸御觸被二仰渡一、幷大火等之節手間賃銀等引上ゲ不ㇾ申、一統不同無ㇾ之樣行屆罷在候處、今般地震幷出火ニ而、私共職分之儀者、別而所々ゟ雇入も多く御座候ニ付、賃銀其外區々ニ不二相成一樣、一統申合仕度存念ニ御座候處、右申合寄合等仕候而も不二罷出一ものも數多有ㇾ之、被二仰渡一候賃銀高ゟ區々ニ請取候者も御座候哉に而、御觸相守申合仕、正路ニ致候者ハ、却而職人共雇入方ニ差支難儀至極仕候、幷同職のも

の、土藏普請受負仕、荒打と唱、初而壁土附候節、雇入不申職人共數多罷越、理不盡ニ手傳仕、祝儀等申受、及斷候得ば口論等申掛ケ候儀も間々有之、右者年來仕癖之樣相成、受負致候者、一同迷惑仕候間、一統申合、右體猥成樣儀無之、被仰渡相守、正路ニ職業仕候樣仕度、就而者同職之者共寄合候節者、不洩樣罷出申合候樣、何卒以御慈悲、拾三ヶ所同職之もの共江、被爲仰付被成下置候樣奉願上候、然ル上者、御公儀樣御用者不及申、諸方受負仕候者差支等も無之、一統難有奉存候間、御憐愍之御沙汰、偏ニ奉願上候、以上、

安政二卯年十二月朔日

拾三ヶ所左官職總代三十間堀壹丁目次右衞門地借
訴訟人　金　八印
家主　次右衞門印
住吉町裏河岸安兵衞地借
訴訟人　源　藏印
家主　安兵衞印
藥研堀埋立地仁右衞門地借
訴訟人　太兵衞印
家主　仁右衞門印

御奉行所樣

工具

〔新撰字鏡金〕鏝莫槃反、槾字同、謂之杇鏝、己天、

〔倭名類聚抄十五造作具〕泥鏝　爾雅云、鏝音謾謂之圬、音烏、字亦作杇、郭璞曰、圬泥鏝也、野王按、鐵釫和名古天塗土具也、

〔箋注倭名類聚抄五造作具〕今本玉篇云、鏝泥鏝也、不載此所引文、按說文、鏝鐵杇也、依之鐵釫、卽鐵杇之俗寫、從金途泥釫鍬字、

〔名物六帖器財二工匠利用〕鏝コテ字彙、鐵杇也、　杇コテ同上、杇汪胡切、塗墁器、故謂塗墁爲杇、　泥杇コテ佛祖統記、白居易一見歸宗常禪師、師打泥杇一下、

〔東雅九器用〕泥鏝コテ　〇中略　コテといふ義詳ならず、俗に泥を和する事を、泥をコヌなどいふなり、古より云ひつぎし俗言ならんも知らず、もしさらば、コとは土を和するを云ひて、テとはこれを執て塗るをいふなり、

〔和漢三才圖會二十四百工具〕泥鏝（こて） 鋘杇圬並同音烏 和名古天 泥鏝乃鐵鋘、塗土具、所以泥也、

按鏝音滿 塗壁有大小數種、麁土、中塗、上塗、揭塗、隨時有異、鶴（ツル）頸（クビ）、柳葉等、因形名之、

○

〔延喜式十八式部〕凡木工寮長上工、木工七人、○中略石灰工一人、並與考、

凡修理職長上工、木工五人、○中略石灰工一人、○中略並預考、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年九月癸卯朔、先是木工寮中所番長上雜工、隨其才巧各有品數、而承前考文總注長上、木工不別其品色、至是長上及工品、選其人、每色辨置、隨闕補之、○中略石灰工一人、

〔類聚符宣抄七〕太政官符式部省

應補修理職燒石灰長上從八位下清宗宿禰忠孝事

右得彼職去四月廿八日解偁、謹檢案內、清宗氏秀以石灰長上之勞、去年被任山城權少目、自爾以降、依無其人、勤闕其用、方今件忠孝、是氏秀之男也、箕裘繼業、職掌可堪、不擧若人、誰練其道、望請以件忠孝被補氏秀之替、將令勤石灰之事者、右大臣宣、依請者、省宜承知依宣行之、符到奉行、

右少辨藤原朝臣國光　左少史栗前宿禰扶茂

天曆四年九月廿三日

瓦工 銅瓦工 併入

瓦工ハ、崇峻天皇ノ時、百濟ヨリ瓦博士ヲ貢セシヲ以テ初見ト爲ス、時ニ瓦ハ寺院ニノミ用キシガ、後ニハ宮殿官舍ニモ之ヲ用キ、大寶令ニ於テハ、土工司ニテ造瓦ヲ掌レリ、後世ニハ諸國ニテ盛ニ之ヲ造ル、

名稱

銅瓦工ハ古クヨリアリシト見エ、寺院等往々之ヲ用キテ屋ヲ蓋フモノアリ、今此ニ併載ス、

〔和爾雅 三人物〕瓦工(カハラヤキ)　甄者(カハラヤキ)漢書董仲舒傳註、師古云、作瓦之人也、

〔名物六帖 人品三坑冶鑄陶〕陶人(ヤキモノシ)荀子性惡篇、陶人挻埴而爲器、註、陶人瓦工也、○中略　瓦工(カハラシ)見上○中略　瓦匠(スヤキシ)典會　甎匠(カハラシ)同上　做瓦(カハラシ)雜字大全
陶長(カハラシノカシラ)天工開物

初見

〔七十一番歌合〕四十四番　左　瓦。燒。

玄ばし只うつぶせ〳〵しめ瓦のあふげばこそは月もみえけれ

〔人倫訓蒙圖彙 三〕瓦師(かはらし)　唐土の堯帝の御代にはじまれり、京は三十三間の南門の前、深草の瓦町、江戸淺草、大阪は天神橋筋にこれを作るなり、

〔日本書紀 二十一崇峻〕元年、是歲百濟國遣使、○中略獻佛舍利、僧聆照、律師令威、惠衆、惠宿、道嚴、令開等、寺工太良未太、文賈古子、鑪盤博士將德白昧淳、瓦博士麻奈父奴、陽貴文、陵貴文、昔麻帝彌、○中略始作法興寺、

職司

〔令義解 一職員〕土工司
正一人、掌下營二土作瓦埿一、謂瓦埿猶レ瓦也、以埿爲レ瓦、故連言也、幷燒二石灰一事上、佑一人、令史一人、泥部廿人、使部十人、直丁一人、泥戶、

工人

〔續修東大寺正倉院文書 二十九〕作金堂所解文 斷簡
作金堂所解　申應レ賜二雜色人等物一事
合伍十伍人(中略)瓦工一人○中略
卌九人預二冬衣服一　十六人間應二班給一○中略
一等○中略　瓦工刑部足人 上日二百一
右九人、一等各絁二匹、綿六屯、布三端、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

應置造瓦長上一員事

右得造瓦使解偁、瓦之脆弱、無師之所致也、方今木工寮瓦工從八位上模作子鳥、久直寮家、知造瓦術、望請件人爲長上、謹請官裁者、右大臣宣、奉勅依請、宜割木工寮長上工十四人之内、置造瓦長上一員、以件人初爲任、

承和元年正月廿九日

〔續日本後紀四仁明〕承和二年九月癸卯朔、先是木工寮中所番長上雜工、隨其才巧、各有品數、而承前考文總注長上木工、不別其品色、至是長上及工品選其人、每色辨置、隨闕補之、○中略瓦工二人、

〔延喜式十八式部〕凡木工寮長上工、○中略瓦工二人、○中略並與考、

凡修理職長上工、木工五人、○中略瓦工二人、○中略並預考、

〔攈書漫筆二〕大和國唐招提寺の金堂の鵄尾の銘に、此御堂元亨三年癸亥春、三箇月之間成上葺畢、以此次同六月候西方鵄作替之、作者壽王三郎大夫正重とあり、この三郎大夫は、法隆寺の近わたりにすむ瓦工がとほつおやなりとぞ、

〔信長公記九〕天正四年四月朔日より、當山○安土大石を以て、御構之方に石垣を被築、又其内には天主を可被仰付之旨にて、尾濃勢三越、若州畿内之諸侍、京都奈良堺之大工諸職人等被召寄、在安土仕候て、瓦燒唐人之一觀被相添、唐樣に被仰付、

〔正德六年武鑑〕御瓦師　本所石はら寺島壹岐　さや町境屋搃左衞門　橋本五郎兵衞門　柴與四郎

〔武江年表二〕正保二年乙酉　江戸にて始て瓦を燒く寺島氏某、中氏彦六といふもの、江戸瓦師の元祖といふ、

〔續江戸砂子一〕江府名產井近在近國

今戸瓦　今戸、橋場、本所中之郷瓦師多し、

功程

〔延喜式 三十四 木工〕作瓦

夫一人一日打埴大三百斤、（雇人加一百斤）以沙一斗五升交埴四百斤、以一千八百斤爲一疊、以四疊充一夫、工一人日造瓺瓦九十枚、（筒瓦亦同、但彫端八十三枚）宇瓦廿八枚、鐙瓦廿三枚、以埴十一斤造瓺瓦一枚、筒瓦九斤、宇瓦十八斤、鐙瓦十五斤、夫一人、暴干雜瓦三百五十枚、作瓺瓦料、商布一尺四寸、（宇瓦一尺五寸、鐙瓦筒瓦各二尺二寸、並充二千枚）苧小二兩、充雜瓦六百枚、工卌人、夫八十人、作瓦窯十烟、烟別工四人、夫八人、燒雜瓦一千枚料、薪四千八百斤、（柴埴加一千廿斤）

〔東寺百合古文書 六十一〕瓦之御注文

貳百枚　鐙瓦御てま十三人　　貳百枚　のき瓦御てま十三人

貳百枚　丸瓦御てま十人　　四百枚　平瓦御てま廿人

以上

千枚之分五十六人

此外土打之御てま日用十八人五人

此千枚をやき候　御てま十人　　人夫　十人　　つちうち　十人

此外おぬの可入候

明應八五月廿日　　　　瓦大工 華押

灌頂院ツイ地修理注文

瓦名稱

〔倭名類聚抄 十 居宅具〕瓦　蔣魴切韻云、瓦（五寡反、和名加波良）燒泥爲之、蓋屋宇上、蓬萊子所造也、

〔箋注倭名類聚抄 三 屋宅具〕瓦　按加波良、蓋梵語、瓦梵名迦波羅、見梵語雜名、蓋瓦之入皇國、在崇峻天皇時、崇峻元年紀云、百濟進調、幷獻舍利僧寺工、鑪盤博士、瓦博士、畫工、蘇我馬子宿禰、請百濟僧等、問受戒之法云々、始作法興寺、是瓦爲造寺而來、當時人家屋宇無用之者、是以齋宮寮忌詞、寺稱

種類

瓦葺、故呼瓦以梵語、其後至葺宮殿以瓦、亦沿舊名不改也、○中略　按、廣韻引古史考曰、夏時昆吾作瓦也、博物志同、說文、瓦、土器已燒之總名、然則屋瓦紡專皆瓦中之一、紡專爲瓦、見毛詩斯干篇傳、釋名釋宮室、瓦、踝也、踝、确堅貌也、亦言腂也、在外腂見也、

〔倭名類聚抄居宅具十〕跡瓦　辨色立成云、跡瓦、都々美加波良

〔箋注倭名類聚抄屋宅具三〕跡瓦　按木工寮式有筒瓦、筒瓦之名、見金匱要路、宋陸游、吳越王錢、鏐鐵券跋、謂之甯瓦、說文謂之茂、玉篇謂之甋、廣雅謂之甑、清俗謂之瓪、瓪从甯省、瓬从筒省、竝會意字、甑諧聲字也、淸程敦秦漢瓦當文字云、屋瓦皆仰、當兩仰瓦之際、爲半規之瓦以覆之、俗謂之筒瓦、是也、其狀如剖竹筒、故名筒瓦、筒瓦宜訓都々加波良、後世呼丸瓦、見應德二年造法勝寺注文、凡葺屋瓦先敷瓦、次瓪瓦、程氏仰瓦、併稱之也、仰瓦葺完之後、筒瓦覆兩仰瓦左右接續之際、其垂簷端者花瓦也、葺筒瓦花瓦者、總謂之跡瓦、葺仰瓦者、上下端重疊、從旁見之、爲雁齒之狀、左右亦相接續無間隙、葺跡瓦者、雖上下有筍距接續、左右則間隔仰瓦、故謂之跡瓦、跡者希跡之義、與李善注好色賦歷齒云歷猶跡也之跡同、葺跡瓦自甍至宇、其狀如隄防、故西大寺資財帳、廣隆寺資財帳、木工寮式、謂之堤瓦、辨色立成所云、都々美加波良是也、然則跡瓦都々美加波良、竝葺筒瓦花瓦之後所立之稱、非瓦名、猶謂葺仰瓦者爲甓瓦也、故木工寮式、堤瓦、甓瓦、葺瓦工下載之、作瓦條無載、都々加波良、都々美加波良、其名相似、源君擧跡瓦、不載筒瓦、木工寮式、作瓦條云、作瓪瓦料、商布一尺四寸、宇瓦一尺五寸、鐙瓦筒瓦、各二尺二寸、依之瓪瓦宇瓦、長皆可一尺二寸許、造宇瓦布、比造瓪瓦布長一寸者、以宇瓦垂簷端處有文耳、鐙瓦筒瓦可二尺許、葺瓪瓦宇瓦、重疊其端二寸許葺之、二枚凡得二尺許、與筒瓦鐙瓦之長殆等、與葺瓦工下云、堤瓦以甓瓦二枚爲一重合、是可見甓瓦葺瓪瓦宇瓦之名、堤瓦葺筒瓦鐙瓦之名也、

〔倭名類聚抄居宅具十〕花瓦　辨色立成云、花瓦、鐙瓦也、阿布美加波良、

〔箋注倭名類聚抄〕三屋宅具 花瓦　按、是筒瓦之垂簷端者、古謂之瓦當、見漢書司馬相如傳、華榱璧璫注、程敦曰、謂之瓦當者、以瓦文中有蘭池宮當、宗正官當、宜富貴當、八風壽存當、是秦漢時本名、又名瓦頭、見元李好文長安志圖、又明王褘漢瓦硯記云、漢未央諸殿瓦、其身如半筒、而覆簷際者、則其頭有面外向、其面徑五寸、面背厚一寸弱、程敦曰、漢筒瓦、長二尺餘、兩端皆有筍距、至覆檐際之瓦、一端下體、爲正圓形、五六寸、有至七八寸者、皆是也、皇國瓦當、古多著花文、故曰花瓦、仰之其狀似馬鐙稱舌長者、故又名鐙瓦、後世多著巴文、故今俗呼巴瓦、

〔倭名類聚抄〕十居宅具 牝瓦　唐韻云、瓪音板、和名女加波良、牝瓦也、

〔箋注倭名類聚抄〕三屋宅具 牝瓦　唐韻、作瓪、瓪瓦也、與此不同、然玉篇、瓪、牝瓦也、與此合、廣韻作瓪瓦也、恐誤、廣本無屋字、與玉篇合、似是、按、是其狀平坦如板、故名版瓦、版瓦出漢書昌邑王傳、後俗从瓦作瓪也、雖平坦如版、然小爲反張之勢、以受降雨、流之簷端、備雨汎濫瓦之左右接續隙也、故秦漢瓦當文字、謂之仰瓦、瓪瓦無藻文、故或名牝瓦、木工寮式亦謂之瓪瓦、後俗呼平瓦、

〔倭名類聚抄〕十屋宅具 牡瓦　唐韻云、㼧音皆、和名平加波良、牡瓦也、

〔箋注倭名類聚抄〕三屋宅具 牡瓦　按是瓪瓦之垂簷端者、蓋垂簷端之狀似堦砌、故名㼧也、㼧瓦有藻文、故或名牡瓦、木工寮式所云宇瓦、秦漢瓦圖記所云溝間檐際之瓦、皆此、今俗呼唐草瓦、木工寮式作瓦條云、工一人、日造瓪瓦九十枚、筒瓦亦同、但彫端八十三枚、宇瓦二十八枚、鐙瓦二十三枚、瓪瓦筒瓦無藻文、故爲功多、宇瓦鐙瓦著藻文花文、故爲功少也、是可證瓪瓦之爲平瓦、筒瓦之爲丸瓦、㼧瓦之爲唐草瓦、花瓦之爲巴瓦、唯筒瓦有有筍距者、有無筍距者、無者日造九十枚、有者日作八十三枚、式云彫端者、謂爲筍距也、羽倉氏在滿、有木工寮式葺工考、其說多謬、或有後學襲誤不覺者、是所以不厭煩重也、又木工寮式有甓瓦之名、按甓、瓴甋也、今俗呼敷瓦者是也、葺㼧瓪之狀似之、故名甓瓦、今本木工寮式作甓瓦誤也、

〔倭名類聚抄 十居宅具〕鵄尾　唐令云、宮殿皆四阿、施鵄尾、辨色立成云、久都賀太、

〔箋注倭名類聚抄 三屋宅具〕鴟尾　按、蘇氏演義、蚩、海獸也、漢武作柏梁殿、以蚩尾水之精、能却火災、因置其象於上、蓋鴟尾蚩尾音近、其實一耳、又墨客揮犀、漢以宮殿多災、術者言、天上有魚尾星、宜爲其象冠于室、以禳之、今自有唐以來、寺觀舊殿宇、尙有爲飛魚形尾指上者、不知何時易名爲鴟吻、狀亦不類魚尾、然大和國招提寺金堂、拾平城宮朝集堂所建、今猶巋然而存、其制與梵刹頗不同、屋上設鴟尾、其狀如韡履之象、故訓鴟尾爲久都賀太、西大寺資財帳、謂之沓形、皆以是也、蓋是承李唐之制者、則不類魚尾、非仿趙宋也、

〔和漢三才圖會 八十一家宅之用〕瓦　音蛙　牡瓦　甋音　瓪音　甌音　和名乎加和良、今云丸瓦、　牝(ヒラ)瓦　瓪

茂音環　和名女加和良、今云平瓦、○中略

平瓦、丸瓦、　法陰陽、而平瓦稍匾而仰、丸瓦圓而覆、故有牝牡平丸版筒等之名、

巴(トモヱ)瓦　卽䟽瓦也、牡瓦耑有底、略似鼓面而作巴文、故有鼓巴等之名、

三巴記云、閫白水東南流曲折三廻如巴字、蓋巴象水渦、取辟火災之義乎、

唐草瓦　卽花(アブミ)瓦也、牝瓦耑作水草文、故名唐草、略似鐙形、中古以來甚扁不似鐙、蓋見古瓦窪而不如今、

鳥衾(トリブスマ)瓦　卽鵄尾也、牡瓦之長彎者似沓形、在棟頭、鳶鴉每休于此、故有履形鳥衾等之名、

蚩吻(シフン)　頭面如龍、身尾似魚而有鰭鱗、蓋此龍子也、俗以爲鯱(シヤチホコ)者甚非也、唯稱蚩吻可也、○中略

城櫓及唐僧寺屋棟、皆安鴟吻、尋常民家不許置之、

鬼瓦　方形而裾兩耑卷如蕨拳、面作鬼頭、或以木板亦作之、故名鬼板、未知其據、蓋此鴟吻之略乎、

獅子口　方形而戴三鵄尾、表作波文、而安棟耑、以代鬼瓦、未知名義、當時禁裏及門跡堂殿用之、其他不用、

製作

菊瓦　乃疏瓦小者、面圖菊花文、棟上相雙層置之、

輪違瓦　形似爪甲、故又名爪瓦、乃菊瓦上相雙覆仰數枚如輪違文、以上二物亦甍之飾也、

女牟度(メント)瓦　即牡瓦之半者、屋脊牡瓦之交用之塞鏬(スキマ)間、蓋女牟度者雌羽之義乎、

竪瓦　可以蔽壁腰、敷瓦即可以爲甃、

土竈(ドヒ)瓦　形如筒、埋地中通水、

竇(音豆)水溝口、周禮注云、宮中竇崇三尺云云、

井甃(ヰトカハラ)　一名甋瓻(俗云井戸瓦)

凡瓦有數品、不枚擧、呂氏曰、陶者爲瓦必圓而割分之、則瓦合之則圓、而不失其瓦之質、

〔修理大成〕萬寶番匠往來(頭書)唐草　巴　空穗　筋違　輪違　向面戸　筋違面戸　勝男面戸　二ノ平
隅巴　隅唐草　繰懸丸(クリカケマル)　劒高唐草　鳥臥間　棟丸臥間　袖丸　大棟長丸　熨斗瓦　敷平
丸棧付板瓦唐草　同切掛熨斗　板瓦唐草　同切掛巴　目板瓦　鬼板　足元瓦、鬼板鰭トモ
云　鬼板ハ三篇　五篇　七篇　十篇　十三篇　十五篇アリ、大サ寸法其品ニ應テ違有、

〔和漢三才圖會(八十一家宅之用)〕瓦

瓦燒泥爲之、以蓋屋宇之上者也、

〔本朝食鑑(一土)〕五方土

海中之者蒼黑粘膠、江東用之作壁土、燒作甍瓦及瓦器、此亦五畿西南俱不用海泥、而別有好土耳、

〔天工開物(中)〕瓦

凡埏泥造瓦、掘地二尺餘、擇取無沙粘土而爲之、百里之內、必產合用土色、供人居室之用、凡民居瓦形、皆四合分片、先以圓桶爲模骨、外畫四條界、調踐熟泥、疊成高長方條、然後用鐵線弦弓、線上空三分、以尺限定、向泥不平戛一片、似揭紙而起、周包圓桶之上、待其稍乾脫模而出、自然裂爲四片、凡瓦

大小若無定式、大者縱橫八九寸、小者縮十之三、室宇合溝中、則必需其最大者、名曰溝瓦、能承受淫雨不溢漏也、凡坯既成、乾燥之後、則堆積窰中、燃薪擧火、或一晝夜、或晝夜、視陶中多少爲熄火久暫、澆水轉銹、音右與造磚同法、其垂于簷端者有滴水、下于脊沿者有雲瓦、瓦掩覆脊者有抱同、鎭脊兩頭者有鳥獸諸形象、皆人工逐一做成、載于窰內受水火、而成器則一也、若皇家宮殿所用、大異于是、其制爲琉璃瓦者、或爲板片、或爲宛筒、以圓竹與斵木爲模、逐片成造、其土必取于太平府、舟運三千里、方達京師、参沙之僞、雇役撓紅之擾害、不可極、即承天皇陵、亦取于此、無人議正、造成先裝入琉璃窰內、每柴五千斤、燒瓦百片、取出成色、以無名異椶櫚毛等煎汁、塗染成綠黛、赭石松香蒲草等塗染成黃、再入別窰減殺薪火、逼成琉璃寶色、外省親王殿與仙佛宮觀間亦爲之、但色料各有譬合、採取不必盡同、民居則有禁也、

〔好古小錄 坤〕滋賀宮ノ屋瓦、至テ得ガタシ、世上ニ滋賀宮ノ瓦トテ賞スルハ、皆滋賀寺ノ瓦也、余〇藤井貞幹滋賀宮花頭瓦研アリ、密緻堅實、石ニ減ゼズ、太宰府廢址ノ瓦ニ、一種此ニ似タルアリ、傳云、此等ノ屋瓦、此間ノ所製ニ非ズ、

屋瓦料ヲ用ルハ、平城宮殿ニ始ルナラム、余乃樂二條ノ北ノ田間ニシテ、碧料瓦ノ小片ヲ得タリ、其製恭仁宮ノ廢址ニ出ル者ト同ジ、平安太極殿亦碧料瓦也、廢址希ニ破壞スル者ヲ出ス、又紫褐料瓦、平城宮ノ廢址ニ存ス、西京藥師寺ニモ出、平安ニテハ外記廳ノ廢址ニ出、又黑料瓦アリ、大學寮ノ廢址ニ出ル者、密緻堅實、石ノ如シ、

〔一話一言 十二〕池田氏筆記

一大內裏ノ時、紫宸殿ノ瓦ハ、靑キクスリヲカケテヤキタルナリ、裏白ク布目アリ、是ニカギラズ、往古ノ瓦ハ裏ニハ布目アリ、

〇按ズルニ、本文ニ紫宸殿ノ瓦トアルハ、太極殿ノ瓦ノ誤ナラン、

〔大內裏圖考證 三上〕碧料瓦

廢址今猶出碧料瓦、花頭菊紋瓦經六寸、牝瓦水草紋厚三寸、廣一尺二寸、

〔老牛餘喘 初編中〕備中國吉備寺古瓦○圖略

わが備中國下道郡矢田村に、古吉備寺ありし所に、岡田の君今の吉備寺を再興し給へる時に、其地より出たるを、彼寺にをさめたるを、同所妹尾是助紙にすりておくれり、

同國國分寺古瓦

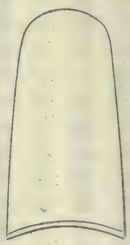
同國窪屋郡上林村の國分寺も絶たりしが、近き世に再興したり、其地に殘りたるを寺僧に得てをさめたり、實に天平の頃の物と見ゆ、

厚サ八分

長サ一尺一寸五分

高サ二寸四分

幅　六寸一分



重サ　六百七十目

高サ一寸五分

かくのごとくにてつぎ合す處なし、おもふに葺合すには、細方を半分、上なる瓦の下に入れて葺しなるべし、されば雨水のかへりもる事はあらじ、○圖略

葺てかくなるべければ、葺て後に下る事はあるまじきなり、すべて古き物はうち見るには見にくかれど後までよき事おほし、此寺には古き世の物とては、かゝる丸瓦五六あるのみにて、平瓦などはすべてなし、

〔江戸名所圖會 九〕醫王山國分寺　最勝院と號、國分寺村にあり、府中より北の方十八町を隔つ、當寺は天平年間、行基菩薩草創する所にして、聖武天皇の勅願所なり、○中略

古瓦 二王門舊跡の邊り、數百歩の間、往の古瓦の破碎せるものあり、皆堅密にして形全からずといへども、文樣奇にして、國分寺の古大伽藍なりし事、想像にたれり、其地にして得たる古瓦の中、武藏國郡の名を印せしもの、こゝに其形を摹て證とす、○此次ニ那珂郡、榛澤郡、比企郡、秩父郡、大里郡、豐島郡、荏原郡、埼玉郡、男衾郡、幡羅郡ノ名ヲ記スル瓦圖ヲ載ス、

〔一話一言二十七〕觀法勝寺古瓦　　　　觀齋

蘆寺巳荒廢、古墟見狐燐、空留一片瓦、猶問昔時春、

古瓦長サ一尺二寸三分幅一尺二分　厚サ前二寸五分後八分　重サ貳貫百目

洛東岡崎村一條殿御家領の地堂筋といふ處は、むかし法勝寺の舊跡にて、祖父以來農業を勤む、一とせ天明三癸卯年二月、はからずも此古瓦を掘出す、尋常のものにしもあらねば、好事の人々にも一見におよびしかば、法勝寺の古瓦ならむとて、高貴の御方々の御覽に入奉り給りしに、めづらしとの御感を蒙、御歌、或御添文など下し給、まことに身にあまり有がたく、忝さを聊記し侍ぬ、

天明四甲辰年　　北村長忠

〔雲錦隨筆三〕洛西妙心寺の浴室の敷瓦には杢目あり、故に杢目瓦といふ、惟任日向守光秀の建立する所なりとぞ、之に依て俗に明智瓦と號す、色は通例の瓦色也、傳云、妙心寺は應仁の亂に悉く滅亡すと、按ずるに、當寺大破に及びありしを、光秀浴室を再建せられしなるべし、

〔山里の塵四〕高木要助が宅は上本町なり或時入口のかたはらを深く堀て得たりといふ瓦を見せぬ、今云鬼瓦のくだけたるものにて、桐の紋少し殘りたり、其紋ばかりを金にてだみたるが、はげ殘りて見ゆ、疑ふべくもなき太閤殿下の頃の金城〇名古屋の瓦なり、其古雅なる事愛翫すべきものなり、下に圖〇圖略を出す、又太閤時分のものなりとて、菊の紋付たる瓦御城内より折々堀出せり、今年御本丸御金藏の棚の御修復なりけるが、其邊り堀うがつ事ありて多く出たりとて、予も月形にやれたるを得たり、隣小屋中村忠貞、遠里小野の杜若をつぼの内に假に植るとて、菊瓦の半なるを一ツ得たり、猶其邊りを堀めぐらし五ツ六ツ得たり、〇中略後に圖〇圖略するは御太鼓坊主鈴木長順がもてる、太閤別業伏見桃山御殿の瓦なり、古雅尤愛すべし、

瓦直

〔一話一言 二十〕牛込舟河原古瓦
牛込舟河原の堀より出たる古瓦に、國土安穩天下太平文祿元山口作、といふ文字のある丸瓦を見たり、牛込若宮といふ所にすめる、土屋清三郎といふものゝ得しなり、

〔本朝世事談綺 五人事〕瓦工
瓦は崇峻帝の時に始事久し、江戸にては寺島氏中氏彥六はじめてこれをやく、愚編江戸砂子に此事委記す、又瓦に巴の紋を作は水の縁也、巴は水の卷狀にて渦なり、蜀は水邊の所、その江上水波風にしたがひて、波の紋◎のごとし、古文字の巴に似たり、よつて蜀江を巴蜀と云り、瓦の唐草も水草也、正親町殿御說に、巴は水をかたどりたるゆへに、古よりつけ來れり、釘かくしの六角なるも水をかたどる、天井鳴居鴫居蛙股など、みな水の縁をとる、堂塔に飜龍雲水を畫もおなじ理也、すべて火難を避るの祝事也、

〔攝陽群談 十六名物土產〕高津瓦　西成郡西高津ノ地ヨリ南瓦屋町ノ間ニアリ、此竈往古ヨリ相傳テ不ㇾ絕ノ所傳タリ、土强シテ響ㇾ鐃ノ如シ、因テ遠國ヨリ設ㇾ之、鬼形、氣生形、隨ㇾ所ㇾ求造ㇾ之、

〔日本山海名物圖會 三〕大坂瓦屋町瓦師
大坂東高津西高津の地靑土にして性よし、瓦にやきて色うつくしくつよし、古へ仁德天皇の舊都にて、高きやにのぼりて見ればけぶりたつ民のかまどは賑ひにけり、とよませ給ふ古跡にて、今も瓦やの煙たえず賑し、聖德太子天王寺建立の時も、此地の土をとらせて瓦となさしめ給ふと也、此所の瓦日本最上にて、諸國の城館にも皆此瓦を用ひらる、

〔筑前國續風土記 二十七土產〕瓦　博多瓦町とて、瓦工の集り住め町一坊有、屋瓦及びもろ〳〵の瓦器を作る、

〔寶曆集成絲綸錄 二十八〕延享三寅年六月

瓦直段高直ニ付、先達而相觸候處、別而高直ニ致、其上出來兼候由申レ之、誂候方江も不二相渡一、世上之差支ニ相成、旁不屆ニ候、此上直段引下ゲ不レ申候歟、手支候儀も有レ之候ハヾ、吟味之上急度可二申付一候、此旨町中瓦屋幷瓦師共ハ勿論、瓦商賣致候者共江申聞、急度可二相守一候、若於二相背一は、可レ爲二曲事一候、

六月

〔德川禁令考 四十五雜工〕安政二卯年十月

諸賃銀當分直增高 ○中略

一地上棧瓦壹万枚 平和之節金貳拾兩、當分之内(以下△印は朱書) △金貳拾五兩

一同下棧瓦壹万枚 平和之節金拾八兩、當分之内△金廿三兩

一上平瓦壹万枚 平和之節金拾九兩、當分之内△金廿四兩

一同瓦壹万枚 平和之節金拾七兩、當分之内△金貳拾貳兩

一同丸瓦壹万本ニ付 平和之節金貳拾兩、當分之内△金貳拾七兩

一同壹尺巴瓦百本ニ付 平和之節銀五拾匁、當分之内△銀六拾匁 ○中略

一蕨繩、大洲繩、瓦之儀ハ、是又右渡世筋之もの宅前江、前同樣張出置可レ申事、

右者伺濟之上御達申候、御組合限早々御通達可レ被レ申候、以上、

十月十九日

御用伺當番

〔新撰字鏡 穴〕窯 羊招反、平、燒瓦竈也、又作陶、須惠加萬、

〔倭名類聚抄 十居宅具〕瓦 ○中略 唐韻云、窯 音遙、楊氏漢語抄云、加波良加萬、燒瓦竈也、

〔名物六帖 器財二工匠利用〕燒瓦窯(カハラヤキノカマ) 本草、烟膠燒瓦窯上黑土也、　瓦窯(カハラヤキノカマ) 同上、瓦窯突上墨煤、　燒磚窯(カハラヤキノカマ) 天工開物、煤炭燒磚窯、　瓦模(カハラノカメ) 同上、瓦模桶中、有二四界一、

〔輶軒小錄〕和州古碑之事

享保十三戊申の秋、和州宇知郡の內、大澤村の農家平右衞門の家に、四五升程入る壺一つ、幷瓦十二枚を堀り出だす、中一枚文字を彫り付け、朱を入れたり、瓦の厚一寸八分、はゞ一尺七寸、長一尺九寸なり、其文に從五位上守右衞士督兼行中宮亮下道朝臣眞備、葬亡妣楊貴氏之墓、天平十一年八月十二日記、歲次己卯と、凡四十三字づゝ、一行にあり、

〔老牛餘喘 初篇中〕下道郡尾崎村古瓦

下道郡尾崎むら(矢田村の隣むら)に、文政庚申といふ年、古瓦を堀出せり、醫師佐藤左仲といふ人の家の西に老松あり、これを伐たる根の下に、平なる石二あり、此あたり石まれなる地なれば、あやしみてうがちあげたれば瓦あり、五にくだけたり、左仲これを合せみれば文字あり、こはわが父猶龍翁に、かのむら人某(其名失念)よみてきかせ給はれと持來たれり、

備中國下道郡八田郷戶主天田部益足戶、白髮部毗官作買之墓地、以天平寶字七年癸卯年十一月十六日、八田郷長天田部益足買地劵文

とあり、長さ一尺三寸、幅七寸五分、厚さ一寸なり、左仲が家にひめおけり、

〔碩鼠漫筆 十五〕經瓦の說

後世古刹の地より、掘出たる古瓦中に、經瓦と稱するものまゝあり、年頃我(○黑川春村)見およびしは、大治二年、山城國葛野郡、松室最福寺谷堂の天養元年、播磨國(郡縣可尋、)極樂寺の承安四年、伊勢國度會郡山田下之郷、旦過山舊趾等のなり、此他筑前國早良郡、九州探題城跡(或云、太宰府安樂寺、)のといへるもあり、(此瓦はいまだ年號あるを見ず)こは堂塔を葺む料にも、雨露のたより宜しからじを、あらぬ物好せしものかなど、いと怪しくのみ思ひて有しを、彼極樂寺の瓦の中に、其瓦を造る事の願文ありて、詳に其所以を志るせり、さるは經文を尊ぶあまりに、瓦に彫り地に埋みて、末代に傳へむためとぞ、されど容易からぬ業なればなるべし、保元平治の前後の間、僅に一時のすさびにして、其後はまた廢た

るなるべし、

○按ズルニ、瓦硏ノ事ハ、文學部硯篇ニ載セ、其他ノ瓦器ハ、器用部飮食具篇ニ載セタリ、

銅瓦工

○

〔帝王編年記　十一稱德〕天平神護元年、今年造西大寺、安置七尺金銅四天像三體、如意鑄畢、○中略此寺以銅瓦葺之、

〔皇代記　淸和〕貞觀十七年乙未六月、大炎旱、西大寺銅瓦解落、

〔正德六年武鑑〕御銅瓦師　淺草すは町　西村傳八　淺草すは町　北村甚右衞門

〔御作事方定法〕御藏銅○中略

一同○銅平瓦　壹尺貳寸壹尺　壹枚ニ付　百貳拾目　一同丸瓦　九寸六寸　同　六拾目

一同唐草瓦　壹尺貳寸六寸　同　百五拾目　一同巴瓦　差渡外法貳寸八分　御紋出しへしは無之候　同　三拾目

屋根葺

名稱

家屋ヲ覆フニ、柿（コケラ）アリ、瓦アリ、草茅ヲ以テスルアリ、專ラ檜皮（ヒハダ）ヲ葺クヲ檜皮工ト云ヒ、瓦ヲ葺クヲ葺瓦工ト云フ、而シテ以上ヲ通ジテ屋根（ヤネ）葺（フキ）ト云ヘリ、

〔下學集　上人倫〕葺主（フキシユ）

〔多聞院日記〕天正七年己卯九月十五日、番匠三人來、ヤチフク、下ヨリ九人、ヤ○チ○フ○キ○一人、コレハ四郎、與一、源三郞、合十三人、

〔雍州府志　六土産〕倭俗以片板幷獨蘗或茅葉、掩屋宇、是謂葺屋根、業之者稱屋根葺、多住西京、

〔人倫訓蒙圖彙　六〕屋禰葺（やねふき）　こゑ高くわめく者也、檜皮、木けら、執葺（とりふき）有、民家には、草葺、數寄屋萱葺師

工人

伏見に住す、

〔延喜式十八式部〕凡木工寮長上工、〇中略檜皮工一人、〇中略並與考、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年九月癸卯朔、先是木工寮中所番長上雜工、隨其才巧各有品數、而承前考文、總注長上木工、不別其品色、至是長上及工品選其人、毎色辨置、隨闕補之、〇中略檜皮工二人、

〔榮花物語十五疑〕攝政〇藤原道通どの、くにぐにまで、さるべきおほやけごとをばある物にて、この御だう〇法成寺のことをさきとつかうまつるべきおほせごとの給、〇中略ひはたぶき、かべぬり、かはらつくりなど、かずをつくしたり、

〔吾妻鏡三十〕文暦二年二月十日癸酉、將軍家自基綱家渡御于五大尊堂之地、〇中略今日被立御堂、〇中略事終大工等賜祿、〇中略此外檜皮大工、壁塗、鍛冶等、各御馬一疋、

〔百錬抄十後鳥羽〕建久四年八月十五日己酉、放生會也、〇男山八幡宮神輿令下於極樂寺御之間、一日之中被修理御殿、於木作者、兼日用意之、木工寮修理職等工八十人檜皮工百餘人、各給浄衣云々、

〔當社御造替日記上〕應永十三年丙戌　一同九月廿四日午剋、御事始マリ、〇中略三御殿大工末久、四御殿大工光實、番匠方所役アリテ後、葺ノ所役アリ、葺總大工左近次郎藏實、大乘院方是ハ五殿ニワタル、

〔在盛卿記〕長祿二年十二月五日乙未、今日辰初剋、上御所御作事御事始也、〇中略次檜皮大工參入三拜、又被下御馬、月毛

〔享保集成絲綸錄三十四〕寶永七寅年七月

一御當地町々屋根や共、出入之屋敷、幷町方屋根之用事申付候節、いまだ屋根取付不申、又は半分葺掛候而も、子細有之、雇候方ゟ其者を差止候歟、或ハ屋根方之者ゟ、存念有之、半仕懸ヶ跡不致儀有之節、外之屋根や江申付候得バ、仲間ゟ相障候由、自然後ニ雇候者仕足シ候得ば、其者仲ヶ

間を外し、土手組と申に仕候由、不屆之至ニ候、向後左樣之儀有ㇾ之候ハヾ、本人は不ㇾ及ㇾ申、右之儀申合候者共曲事ニ申付、家主五人組共可ㇾ爲二越度一候事、

一只今迄土手組と申に相成居候もの共も有ㇾ之候ハヾ、屋根屋仲ヶ間一同ニ仕可ㇾ候、若一同仕間敷と申者有ㇾ之候ハヾ、此亦可ㇾ爲二不屆一候間、土手組と申者共之內より早速可二申出一候事、

一此外諸職人、右之類之立合有ㇾ之候ハヾ、可ㇾ准二此趣一候間、此旨可二相心得一候事、

右之趣、町中不ㇾ殘可二相觸一候、以上、

七月

〔幕令拔抄三〕大坂三郷町中ニテ、他國瓦は勿論、泉州在瓦をも商賣致し申間敷旨、先達而度々相觸候處、近年又々猥リニ相成、別而泉州在瓦を買受致二家作一、右瓦商ひ候者も今以て有ㇾ之趣相聞え、不屆之事ニ候、右之通ニ而は、當所瓦師共、渡世職御用之節差支ニ相成候間、他所瓦幷泉州在瓦、彌賣買致間敷候、且又三郷寺社町方表立候普請等之節は、寺島藤右衞門支配之瓦ぶきニ致させ、繕普請等ハ、是迄之通リ、勝手次第之者雇候儀ハ、其通リ之事ニ候、其段先年も相觸候處、是又近年猥リニ相成リ、兩職之者ども及二難義一候間、前々申渡候通リ、彌可二相守一候、若相背族於ㇾ在ㇾ之は、本人幷家主年寄迄も急度可二申付一候、

右之通、明和七寅年三月、三郷町中相觸置候處、又々近年猥リニ相成、他所瓦賣買仕候ものも有ㇾ之よし、其上表立候普請ニ而も、古瓦用候分ハ繕普請と申紛し、勝手のものにふかせ候ニ付、寺島藤右衞門支配之瓦屋瓦ふき共、兩職差支及二難義一候由ニ而、他所瓦彌賣買致間敷候、且又瓦ふき之義も、表立候普請ハ勿論、たとへ繕普請ニ候とも、已來半日雇の手間相掛り候分は、藤右衞門支配之瓦ぶき共ニふかせ可ㇾ申候、尤此坪數本屋根、幷並ふきニても、大概二坪餘ニ相當り候趣ニ相聞え候、其以下之繕ひおたれ繕少々之儀は、勝手之者ニふかせ候儀ハ、是迄之通り相心得可ㇾ申、若相背

功程

族有之バ、本人并家主年寄迄も、急度可申付候、

右之趣、三郷町中可觸知者也、

寛政七年卯六月十三日

〔延喜式 三十四 木工〕葺工

葺瓦工一人、夫三人、葺長十二丈、以藁一圍充長三丈、提瓦以甓瓦二枚爲一重、(其數隨屋大小)

五丈屋八重、工一人、夫三人、充長一丈七尺、

九丈屋十二重、工一人半、夫四人半、充長一丈、

葺檜皮七丈屋一宇(葺厚六寸)料、三尺檜皮九百圍、(三尺三寸爲圍)釘繩一千丈、葺工七十人、(無飛檐者減七人、檜皮八百圍、繩八百七十五丈、)

五丈屋一宇(葺厚六寸)料、檜皮六百圍、釘繩七百五十丈、葺工五十人、(無飛檐者減五人、檜皮五百五十圍、繩六百廿五丈、)

〔續修東大寺正倉院文書 三十五〕作物雜工散役及官人上日解文(○中略)

造瓦所別當貳人(判官上六位上葛井連根道、散位從八位下坂本朝臣上麻呂)

單口捌伯拾參人(五十五人將領、二百卅人瓦工、五百廿八人仕丁、)

作物

作瓦一萬一千四百八十五枚　功百卅五人

打埴十三萬七千八百斤　功三百五十一人

開埴穴并堀積埴　功卅五人

修理瓦屋三字(別長八丈)　功卅三人

掃淨瓦屋四字(一字長卅五丈、三字別長八丈)　功廿六人

奉請彌勒觀世音菩薩像二軀珍努宮　功百廿八人

雜工等所　功五十人〈中略〉
天平寶字六年四月一日　主典從六位上阿刀連酒主

工賃

〔享保集成絲綸錄三十四〕寛文四辰年六月
一町中やねや共、大風吹候砌、又は俄成儀有之、やねふき大勢入用之節、やねや共申合、手間賃高直ニ取候由被聞召候、自今已後、一身之申合仕、手間賃高直取候者候ハヾ可爲曲事、附やねふき候儀請取仕、其やね葺かけ置、餘仁之屋ねやどもふき不申候樣申合候由、若巳來左樣之出入出來候ハヾ、葺かけ申候やねやども籠舍可申付事、
六月

〔守貞漫稿五〕瓦工
瓦ヲ作ルハ瓦工自宅ニテ作之、以價テ賣之レドモ、屋上ニ並之ニ至リテハ、雇錢ヲ以テス、其制亦大略大工ニ准ズ、

石工

石工ハ、石作ト云ヒ、又石切トモ云フ、石材ヲ以テ建築シ、若シクハ器具ノ造作ヲ爲ス工人ヲ謂フナリ、

名稱

〔名物六帖人品三彫刻剞劂〕鍥工〈イシヤ王荊公鄒縣經遊記、觀鍥工鑿石、〉　石匠〈會典〉
〔守貞漫稿五〕石匠
因云、三都トモニ石匠ヲ石屋ト云、墓碑工ヲ石塔師ト云、其業相以テ別アリ、
〔和爾雅三人物〕石工〈イシキリ石匠同〉

工人

石切

〔三十二番職人歌合〕四番　右勝

あかずおもふ春のこゝろのたがねあらば石にも花をきりつけて見ん

〔人倫訓蒙圖彙〕三石伐（いしきり）　道具に矢（や）、土持（ちごろもち）、玄能（げんのふ）などいふものあり、鐵にて是をつくる、むかし下野國那須野原の殺生石を、玄能禪師一句を㐫めし持念あれば、惡靈石を分て出しより、石割を玄能と號す、都の北白川の里は、石を伐いだして業とす、溝石柱の束（つか）石などは、女のわざとして馬につけて京に出るなり、町にて石伐住所は寺町通上にあり、大坂は横堀にあり、大坂石は御影山の名石なり、

〔新撰姓氏錄〕（左京神別下天神）石作連

火明命六世孫、建眞利根命之後也、垂仁天皇御世奉爲皇后日葉酢媛命作石棺獻之、仍賜姓石作連公也、

〔播磨風土記〕（宍禾郡）石作里、（本名伊和）土下中、所以名石作者、石作首等居於此村、故庚午年、（○天智天皇九年）爲石作里、

〔續修東大寺正倉院文書〕（二十九）作金堂所解文（斷簡）

作金堂所解　申應賜雜色人等物事

合伍拾伍人（中略）石工三人（○中略）

卅九人預冬衣服　十六人間應班給（○中略）

一等（○中略）　石工物部足人（上日百六十○中略）

右九人、一等各絁二匹、綿六屯、布三端、

〔延喜式〕（十七内匠）馬瑙御腰帶一條（六道）料、（○中略）　鎊具石一顆、（方四寸）切石料大坂沙一石、鐵三廷半、裏幷鈌料銀大六兩、長功一百七十五人、（革工七人、石工七十二人、銀十五人、夫八十一人、○下略）

〔榮花物語疑十五〕御堂〇法成寺の內をみれば、佛の御座つくりかゞやかす、〇中略又としおひたる翁法師などの、二尺ばかりの石を心にまかせてきりめとゝのふるもあり、

〔長秋記〕天承元年四月十二日戊寅、長剋御幸白河殿、於此殿先朝御骨之上ニ可置石塔被造也、爲御覽有御幸歟、召法成寺石作被造也、

長承三年八月十二日己丑、相具師仲參女院、令申云、明日法金剛院御塔御經藏等之可立柱上棟也、

十三日庚寅、召工下給祿、木工國末馬二疋、一疋置鞍也、〇中略木工三人許被物布、檜皮工、壁塗、石造三人馬、被物布、

〔雍州府志一山川〕白川山　白川村東北山總謂白川山、〇中略凡斯山之地中悉白石也、世所謂白川石是也、村中石工以斧鑿斫之、石壁石橋石碑柱礎礎石溝血之限等、悉以斯石造之、其細碎者爲沙石被敷是於禁庭、

〔甲斐國志百一人物〕在鄉諸職人

一石切拾五人　壹人屋敷有坪、勤日一ヶ年ニ廿四人ヅヽ、一日壹人ニ米一升八合御扶持方被下、

其外ハ賃銀被下候、

拾五人　北山筋宇津谷村　高七石貳斗ヅヽ合百八石

〔諸問屋再興調十一〕亥〇嘉永四年朱書六月十七日爲持遣ス

御作事奉行衆　遠山左衛門尉

諸問屋組合、都而文化以前之通リ再興被仰出候ニ付、御府內石工見世持ども、向後組合相立、名前帳町年寄ども江爲差出候、勿論爲御國役、其御役所江石工三百人ヅヽ差出候儀は、天明度以來取極之通ニ有之候、此段爲御心得及御達候、

亥六月

再與　石工見世持名前本帳取極御屆申上候書付　町年寄

六月十七日御下知之內

一石工見世持

右再與名前本帳相仕立帳面、前文伺之通、以後加入幷讓替等可願出旨申渡、七月四日調印爲仕內、旅行之者有之、同廿九日迄手印形取揃申候、則右帳面一冊奉入御覽、此段御屆申上候、已上、

亥七月　館市右衛門　喜多村彥右衛門　樽藤左衛門〇三人共江戶町年寄

〔故談二〕加藤清正ハ、石垣ノ名人ト云レシ人也、侍大將ニ飯田覺兵衛、足輕大將ニ三宅角左衛門、其事ヲ司テ、足輕ニ石ヲ切セタリ、幕ヲ打テ人ニ見セズ、甚秘事トスル由、彼家ノ老人ノ語シヲ某直ニ承ル、今其足輕ノ子孫水野和泉ガ家ニ有テ、今ニ石細工ヲ爲也、尾州ノ與力同心ハ平岩主計頭ヨリ傳、今ニ色々ノ細工ヲ爲也、古風皆如此、

石器

〔正德六年武鑑〕御石屋　五人ふち、ふくゝ島町、龜岡久三郎　ひもの町　前田文四郎

功程

〔延喜式三十四木工〕作石

山作、計六面積以一千二百材充工一人、中功短功並以二百材爲差減之、其庭作計五面積以九百材充工一人、

〔播磨風土記印南郡〕大國里〇中略原〇池之原南有作石、形如屋、長二丈、廣一丈五尺、高亦如之、名號曰大石、傳云、聖德王御世、弓削大連所造之石也、

益氣里、〇中略土中上、此里有山、名曰斗形山、以石作斗與乎氣、故曰斗形山、有石橋、傳云、上古之時、此橋至天、八十人衆上下往來、故曰八十橋、

〔釋日本紀十三述義〕筑後國風土記曰、上妻縣縣南二里有筑紫君磐井之墓墳、高七丈、周六丈、墓田南北各六十丈、東西各卅丈、石人石盾各六十投、交陳成行周匝四面、當東北角有一別區、號曰衙頭、衙頭政所也

工具

其中有一石人、假容立地、號曰解部、前有一人、躶形伏地、號曰偸人、(生爲偸猪、仍擬決罪、)側有石猪四頭、號贓物、(贓物盜物也、)彼處亦有石馬三匹、石殿三間、石藏二間、古老傳云、當雄大迹天皇(○繼體)之世、筑紫君磐井、豪強暴虐不偃皇風、生平之時、預造此墓、俄而官軍動發欲襲之間、知勢不勝、獨自遁于豐前國上膳縣、終于南山峻嶺之曲、於是官軍追尋失蹤、士怒未泄、擊折石人之手、打墮石馬之頭、古老傳云、上妻縣多有篤疾、蓋由茲歟、

〔好古日錄(本)〕石人

往年欽明帝御陵ノ邊ノ田間ヨリ石人四軀ヲ掘出ス、一ハ一石三面、一ハ一石四面、一ハ一石三面、一ハ一石二面、後土人此ヲ陵上ニ列ス、俗呼テ七福神ト稱ス、固ヨリ意義ナシ、亦其形製何ノ意アルコトヲシラズ、或云、古昔石工ノ戲ニ鐫ル所ナラムト、或ハシカラム、

〔好古小錄(上)〕元明天皇御陵碑(碑石高三尺、濶二尺餘、厚一尺、○中略)

此碑何レノ時ニカ土中ニ埋レテ後、御陵ノ南ノ崩ルヽ所ヨリ出タルヲ、奈良坂ノ春日社ノ庭中ニ移シ立、又御陵上隼人ノ形ヲ鐫ル石三枚ヲ立、一ハ立二ハ踞ス、

〔藝備國郡志(下備後土產)〕尾道石　山岳之間、多出巨石、石工鑿穿之、以鐵鑿剗之、凡石壁、石橋、柱礎、渠石、皆探用之、

〔和爾雅(五器用)〕石鑿(イシキリノミ)

〔名物六帖(器財二工匠利用)〕攻石椎(グンノウ)(天工開物、凡攻石椎、日久、四面皆空、)

〔和漢三才圖會(二十四百工具)〕鑿(音鑿)　以之木里乃美

按鑿廣韻云、鐫石鑿也、

鉈○(中略)　錐(音岳)　大椎　今云源翁之屬乎○(中略)

源翁　大如枕、以可摧破鐵石、齊人謂大椎曰錐者是乎、蓋昔有禪僧源翁者、偶行野州那須野、咒破殺

生石、而後俗稱破石錐曰源翁、

〔雍州府志 七土産〕鐵槌　其大者謂玄翁、古武藏〇武藏當作下野國那須野有怪石、時々作妖怪、且鳥獸觸斯石則立斃、依之號殺生石、洞家僧玄翁和尚誦咒、以大鐵槌碎其石、然後怪止、世稱石破玄翁、自玆石工謂大鐵槌曰玄翁、其小者謂鐵槌、工匠專用之、所々鍛工造之、

〔小右記〕長和五年四月十日癸未、去七日行圓聖號皮聖來云、從九日可令往還人拾粟田山石、又以鐵槌錯等錯たがれ可破大石、忽令作錯二、可與者、一昨持來、以木作錯樣、今日重示送云、只今可送者、差使送之、從大津來者云、皮聖從昨日令拾小石、亦破大石、往還人響應拾之、又大石少々破得、往返車馬破石之處、既無停滯云々、

玉工　硝子工　牙角工 併入

名稱

玉類ヲ彫琢スルモノヲ玉工ト云フ、中世或ハ又之ヲ玉磨ト云フ、神代ノ時、玉祖命ガ八尺ノ勾玉ヲ造リシヲ以テ造玉ノ初見ト爲ス、古代ノ玉ハ、山中水中ヨリ出デタル天然ノモノヲ磨キタルモノモアレド、土石ヲ錬リ、若シクハ土石象牙等ヲ磨キ、文彩シテ造ルモノモ亦甚ダ多カリシガ如シ、

吹玉モ亦一ノ製玉ニシテ、夙ニ行ハル、而シテ後世ノ硝子ハ、洋人ノ舶載ニ依リテ、其製法ヲ傳ヘタルモノナレバ、古代ノ製トハ、自ラ其趣ヲ異ニスルナリ、

牙角ヲ以テ器物ヲ造ルヲ、牙細工又ハ角細工ト云フ、

〔撮壤集 中術藝〕玉磨スリ

〔和爾雅 三人物〕玉人キウジンタマスリ 玉工同、玉音鰥、與玉不同、

初見　職司　工人

〔名物六帖 人品三 彫刻剞劂〕玉人（タマヤ）孟子、使玉人彫琢玉、　玉工（タマヤ）增續韻府、柳渾爲相、時玉工爲德宗作帶、　碾玉匠（タマヤ）與會　追師（タマスリ）書紀指南、遺玉人曰追師、歐陽詹、
玉作家（タマヤ）本草、紫鑛下、　穿珠師（タマヤ）法苑珠林　珠師（タマヤ）同上　穿珠家 同上、有一比丘、次第乞食、至穿珠家、立門外、時彼珠師、爲國王穿摩尼珠、比丘衣赤、往映彼珠、其色紅赤、彼穿珠家卽入其舍、爲比丘取食、時有一鵝、見珠赤色其狀似肉、卽便呑之、　碾工（タマスリ）志雅堂雜鈔、碾工描玉、用石榴皮汁、則見水不脫、　石工（タマサイク・イシサイク）曲禮註、石工玉人磬人也、

〔古事記 上〕故於是天照大御神見畏、閉天石屋戶而、刺許母理此三字以音坐也、○中略高御產巢日神之子思念金神、令思加尼訓金云加尼而、○中略科玉祖命、令作八尺勾璁之五百津之御須麻流之珠、

〔令義解 一 職員〕典鑄司
正一人 掌造鑄金銀銅鐵、塗飾瑠璃、謂火齊珠也玉作及工戶戶口名籍事、

〔日本書紀 神代二〕一書曰、○中略天照大神乃賜天津彥彥火瓊瓊杵尊八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劒三種寶物、又以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神使配侍焉、

〔古語拾遺〕建都橿原、○神武經營帝宅、○中略令天富命率齋部諸氏作種種神寶鏡玉矛盾木綿麻等、櫛明玉命之孫、造御祈玉、古語美保伎玉、言祈禱也其裔今在出雲國、每年與調物貢進其玉、

〔古事記 中 垂仁〕乃興軍擊沙本毘古王之時、其王作稻城以待戰、此時沙本毘賣命○垂仁后不得忍其兄、自後門逃出而納其之稻城、此時其后姙身、於是天皇不忍其后懷姙及愛重至于三年、故廻其軍不急攻迫、如此逗留之間、其所姙之御子既產、故出其御子置稻城外、令白天皇、若此御子矣、天皇之御子所思看者可治賜、於是天皇詔雖怨其兄、猶不得忍愛其后、故卽有得后之心、是以選聚軍士之中力士輕捷而宣者、取其御子之時、乃掠取其母王、或髮或手、當隨取獲而掬以控出、爾其后豫知其情、悉剃其髮、以髮覆其頭、亦腐玉緒三重纏手、且以酒腐御衣、如全衣服、如此設備而、抱其御子刺出城外、爾其力士等取其御子、卽握其御祖、爾握其御髮者御髮自落、握其御手者玉緒且絕、握其御衣者御衣便破、是以取獲其御子不得其御祖、故其軍士等還來奏言、御髮自落、御衣易破、亦所纏御手之玉緒便絕、故不獲御祖、

製作

取得御子、爾天皇悔恨、而惡作玉人等、皆奪其地、故諺曰不得地玉作也、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

定內匠寮雜工數事

長上廿三人（中略）　玉石帶工二人（中略）　番上一百人（中略）　玉石帶工四人（中略）

大同四年八月廿八日

〔天保十一年武鑑〕御玉細工所　元いゝだ町　玉屋庄左衞門　元せいぐはん寺まへ　玉屋市左衞門

〔寶曆集成絲綸錄二十六〕寶曆五亥年十二月

覺

水晶玉眼摺立出來方之儀ニ付、御用有之間、玉細工職之者、明廿日四ツ時前、大手御番所後御勘定所江可罷出候、御急之御用ニ候間、無遲滯可罷出候、尤罷出候者共、奈良屋所江相屆可罷出候、此旨町中不殘早々可相觸候、以上、

十二月

〔雍州府志六土產〕玉石具　御幸町三條北多玉人、水精幷珍石以金剛砂磨琢之、作雜品物、是謂玉屋、金剛砂出自大和國金剛山、凡此處所製之靉靆勝蠻船所載來者、靉靆眼鏡之一名也、

〔續日本紀十五聖武〕天平十五年九月己酉、免宮奴斐太從良、賜大友史姓、斐太始以大坂沙治玉石之人也、

〔續日本紀考證六聖武〕大坂沙（大坂見古事記、日本紀、神名式等、和名抄大和國鄕名、葛上郡大坂、卽此、按大和志葛下郡今有逢村、志又云、金剛嶺、逢坂村上方及蔡穴村出、所謂大坂沙卽此、）

〔延喜式十七內匠〕馬瑙御腰帶一條（六道、料、中略）鑄具石一顆（方四寸）切石料大坂沙一石、

〔續修東大寺正倉院文書三十三〕造佛所作物帳斷簡

蘇芳四兩（染珊瑚琸渠料）　象牙一材（長七寸、五斤八兩、珊瑚琸渠料、）

〔續修東大寺正倉院文書三十四〕造佛所作物帳斷簡

用黑鉛九百八十三斤　熬得丹小一千一百五十八斤

朱沙小八兩 赤玉料　綠青小十七斤九兩 靑玉幷黑玉料　騏驎血小七兩一分 赤刻玉染料　漆九合 黑刻玉染料　胡麻油一升 刻玉形土作調度　猪脂九升三合 鉛熬調度　鹽一斗三升五合 鉛腊料　墨六十四挺 刻玉形塗料　紙卌八張 雜用料　絁三尺 雜餝料　帛四尺 騏驎血流調度　薄絁四尺 雜餝料　調布三丈二尺 雜巾幷冠等料　商布二丈四尺 雜巾料　白革一張 土工等構料　破砥十四顆 刻玉形塗料　赤土小三斤 二升玉合料　白石二百卌斤 玉合料　土三百六十斤 玉和合壷料河內國石川郡土　可路草莖二百八十把 刻玉調度　炭二万一千六百斤 玉作料　薪二百四束 鉛熬料

右件造玉、幷料用物具如前、

〔續修東大寺正倉院文書三十四〕造佛所作物帳斷簡

鈴玉一百八枚 廿四枚各周三寸半 卅八枚各周二寸 十二枚各周二寸九分 十二枚各八面六角 十二枚各周二寸四分

料銅二斤三兩二分　合白鑞一兩一分　練金小三分四銖　水銀小五兩二分

珊瑚形卌八箇 各長一寸半 以象牙作　硨磲形卌八箇 各長一寸三分 以象牙作○中略

玉節等花形銅薄廿二枚 各長七寸 廣二寸　料銅七兩一分

練金小二分一朱　水銀小三兩一分

〔集古圖 四 玉器〕安閑帝御陵白玉器 口徑四寸□分半、內深二寸三分、外高二寸八分、圓點五層、上四層、凡七十六、一周各十九箇、第五層一周七箇、形大也、

〔東大寺獻物帳〕雜玉雙子六百六十九 水精卅五 琥碧卅五 黃琉璃廿 藍色琉璃廿 淺綠琉璃十五 綠琉璃十五 白碁子十四 黑碁子十五 納小皮箱

紫琉璃念珠一具

〔人倫訓蒙圖彙 五〕珠摺(たますり)　眼鏡　珠數粒　舍利塔　皆水晶をもつて造り、其外諸の石緒占、是をつ

硝子工

くる、金剛砂に水を泡て鐵の樋にあて是をするなり、傳聞、唐土には、さま〴〵の名珠有、日本にては、昌泰年中に陸奥より掘いだせり、京御幸町通四條坊門の下、其邊に住す、大坂は伏見町にあり、江戸南傳馬町、神明前三島町、

○

〔延喜式三臨時祭〕凡出雲國所ㇾ進御富岐玉六十連、三時大殿祭料三十六連、臨時廿四連、每年十月以前、令ㇾ意宇郡神戸玉作氏造備、差ㇾ使進上、

〔類聚名物考調度十六〕富岐玉　ふきだま　吹玉

珠玉の眞ならざるは硝子を合せて作る、是を假玉と云、又ふきたまと云は、吹作る玉なれば也、是即ち假水精也、延喜式に、富岐玉と見えたれば、此物本邦にても古へより作りしと見ゆ、今の方は、和蘭陀國の制を傳へし也、

〔續修東大寺正倉院文書三十三〕造佛所作物帳斷簡

琉璃雜色玉一千四百九十八枚〇中略戻玉廿四枚　小刻玉一千三百廿枚

琉璃雜色玉四千二百六十枚丸玉二百七十六枚　小刻玉三千九百六十六枚　戻玉十八枚

〔續修東大寺正倉院文書三十四〕造物所作物帳斷簡

琉璃雜色玉二千一百卌二枚〇中略丸玉一百六十二枚　小刻玉一千九百八十枚

琉璃雜色玉廿四萬三千五百九十枚〇中略

琉璃雜色玉廿五萬五千九百九十六枚〇中略

琉璃雜色玉十五萬一千一百八十八枚丸玉三千一百八十枚　懸玉八百廿八枚　大刻玉十四萬五千九百廿枚　戻玉一千二百六十枚

〔延喜式八祝詞〕大殿祭

皇御孫命乃御世乎堅磐爾常磐爾奉ㇾ護利、五十橿御世乃足志良御世爾田永能御世止奉ㇾ福爾依ㇾ氏、齋

玉作等我持齋波利持淨麻波利造仕禮留瑞八尺瓊能御吹伎乃五百都御統乃玉冊、明和幣古語云爾伎氏曜和幣乎附氣氏、〇下略

〔內宮長曆送官符〕太政官符　伊勢太神宮司〇中略

神財貳拾壹種〇中略

玉纒太刀壹柄〇中略

以五色吹玉三百丸、四面隨玉色黏裹玉笥着居、

〔彩畫職人部類上〕硝子ビイドロ

本朝のものならず、外國より出ると云、紅毛人持來れるを始とす、其製いたつて美なり、中興長崎に是を製することを得て、花洛坂場に傳へ、其業をなすものあり、近頃は東都に其職行はれ、品類數多、器物の物數奇徵明也、まことに四海おさまれる君が代の德化溢れ、かゝる外國に產するものまでも殘りなく鳩集するは、有がたき聖代ならずや、

〔和漢三才圖會六十玉石〕硝子びいどろ唐人稱之曰波宇利伊、玻瓈字音也、俗云比伊止呂、蓋蠻語乎、

按、硝子乃玻瓈乎、本出於南蠻、而肥州長崎人傳習之製、近頃攝州大坂亦多作之、其法用肌濃白石細末生鹽硝、微火炒去鹽氣、居壺於竈內、唐津燒之壺佳投鉛於壺、加硫黃、以炭火鎔之、而候鉛消化、投石末硝末煉之、則如膠餳、以二尺許細銅筒、粘其耑、稍温吹之成形、圓團扁瓠之諸品、皆隨氣息延縮工人之練磨也、白色而加藥末成酒色、紫碧細色、但正赤者不能耳、朱丹入火變色也、多作念珠及緒鎮、以僞水精琥珀瑠璃玉、作缻トクリ盞チヨク皿等甚美、唯恨脆破易也、爲眼鏡不劣於水精、又能取陽火、字彙云、瑠璃似玉、有十種、此自然之物、今所用皆鎔冶石汁、加以衆藥、灌而爲之、始元魏、月氏人商販至京、蓋此硝子造法之始、

布羅須古　自阿蘭陀來、碧瑠璃色方缻也、盛酒久不味變、盛油久不脫漏、布羅須古者缻之蠻語矣本盛阿剌吉珍太等酒之缻也、如此厚者倭未能之、

〔萬金產業袋三 硝子細工〕びいどろ吹の事、右は只唐さいくと計心得、ふき物なりとはしれども、其術等はおもひもよらざりしに、ふと長崎人唐の傳受を稱にならひ、調方の藥味を試み、終にはその術を感得して、我ひとり秘して是を製作せしが、いつとなくして他にもれしや、又秘事を世に殘さん爲と授與せしにや、いかさまにも此仕やうを覺えたる人有てか、此ごろは一向法會祭祀の場の市中におゐて、その術をあらはに見せ、萬人に是を奇異たらしむ、尤びいどろの藥味、調合の方、竈の仕かけ、その道具をそれ〳〵に貯へ置て、人前にて製作する、しかれどもこれ誠秘訣の珍術なれば、藥方は勿論、其仕やうの味をしらする事なし、尤さも有べき事也、ふき立たる道具をば打わり〳〵、又堝にいれてわかし、いく度もかくのごとくするゆへ、一度調合し置たる藥味は、いく度も用らるゝの道理、此ゆへに、右の細工人、びいどろは製すれども、たゞ白計、あい、こはく、もへぎ等の諸色は、いまだその術を見せず、ゆへに爰にびいどろの藥方、幷に色の付やうの秘方、竈の仕かけ、道具の圖〇圖略をまで、こと〴〵く左にあらはしひろむ、爰にかくいふ所を試ん人、微少の事もその法をたて、少しの事も省略なくして調法有べし、秘事といへども、一件々々の末に至り、びいどろの事をいふべきの部にせまりて、他事なくも爰にのする物也、試みて其妙をなぐさみ、術を得たらましとぞ、　白石脂、唐物也　よく透とをりて水晶のごとく成をゑらみ、石の臼に入れ、鐵の杵にていかにも細末し、羅合（きぬぶるひ）にかけて、扮唐鉛の至極よきを火にかけときて、その中へ右の白石脂の粉をば少しづゝいるゝ、此分量極て極めがたし、鉛のねばりつよきとよはきと、石の性の淡（あは）きと重きとにて、時々の相違あれば、とかくその湯に成たる鉛の中へ白石の粉をいれ、鐵のへらをいれて見て、ひめのりの少し堅きほどにして、鍋の下に炭火をいかにもほそくして、へらに力を入れ、ねる事なり、煉々て終日に及ぶ時、半切に水をいれ、右のにえたる白石鉛を打あぐるに、亞鉛（とたん）のごとく成、それをまた右の臼にいれ、鐵の杵にてさいせんの如く細末して、焰硝の鹽を取

り末し、右の粉に和て鍋にいれ、すみ火にてそろ〱と三日三夜計たく、湯にわきて焦つくべき程にみゆる時は、鹽氣のなき釜にて湯をわかし置、半時一時のほどに一杓づゝいるべし、湯は何ほどいれても、右藥味と八分に成て鍋に殘る、扨此ゑんしやうの鹽の取やう口傳有、たとへばゑんしやう一斤の鹽をとらんとせば、鍋に水三升ばかりに、右一斤のゑんしやうをいれてたく、是にさびけのなき銅さいくの切屑を目方拾匁ばかりいれて、よく蓋をして煮たつべし、一ふきにえて後、その鍋ともにおろし、さまし置、よくさめて蓋を取、上水をしたみ、ゑんしやうを陰ぼしにす、此中へ入たる銅の切屑青くさびるなり、もしさびざる時は鹽のいまだとれざるなれば、又右のごとくにしてたくべし、いく度にてもたき、銅にさびの付を期とす、此製法もし仕かけ惡ければ、ゑんしやうに火の入事有、いかにも心を付べし、右の藥味を三日三夜たき、吹立んと思ふ時は、かねて鐵の管貳尺五寸、三尺ばかりなるを拵へ置て、右の藥味堝のうちに火に成て有中へ、鐵の管の尖をいれかき廻し、それを引出し、息をしづかに吹に、一たまりの藥味、管の尖につき、ほうづきのごとく玉になるを、又堝の中へいれてかき廻すに、さいせんの一たまりの上へ、又藥味のつくを引上げ、管のさきをすこしさげ、圖〇圖略の如くにしてふらすこをふく時は、その形をふき出すに、息をゆるくすれば、尖のかた下りてふらすこにまがり出來る、よつて管を上下など取なをして、まんろくにふき形よく出來なば、盤の上へそこを付て、管ながら少しをさゆれば、底に平みの出來る、扨管の口を刃物にてちよとうち折ル、いかにも手輕く、よき程を見て折ルべし、折レ口そのまゝにてはうつくしからざれば、また口計を火にいれ、鐵べらにて直すべし、〇中略扨色の付やう、藥の調合は、琥珀色には雄黃の粉と松脂等分にして入る、もへぎ色には松脂少し丹礬等分よりは少し大めにいるゝ、瑠璃色は粉錫(たうのつち)を靑黛にて煎じ、湯とき分に堝にいれ、ぬるき火にかけ置、右びいどろを管につけ、その尖を又粉錫の堝にいれて取あげ吹也、あい色の堝のぬるきに入

ルゆへ、びいどろの藥味さめて、大きなる德利、ふらすこ等は出來がたし、ちよく、筆の軸、笄の類まては出來る也、粉錫のわざゆへ透通らずうるむ、此粉錫に松脂をいるれば、こきもへぎいろになる是も透る事はなし、惣じて此あい色は唐ゟわたる、るり玉、あるひはをじめのむしの巢のまがひ等、みな紛錫のいろ付ヶに、びいどろの藥味を調和し煉たる物也、又此あい色の中へ、金箔のうすずみをいるれば、びいどろに合てよく透とをるともいへり、是いまだ試ず、まづ爰にいふ一通りの製作、よく試て記す物也、然りとはいへども火の加減、白石脂の品の善惡、唐鉛等のよく和し、調合の熟せる時を得ざれば、器物の製作心に任せがたし三度も五度も、その調和に心を盡し、仕損ずる事度々の上にて、自然とその妙を覺てよく出來るもの也、一度や二度計、その術を試て、心に任せずとて中途に止ては、その是を能知する事かたし、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕今も淺草に長嶋屋半兵衞といふ硝子師あり、年七十餘なり、此老父が祖父を源之丞といふ、江戸にて硝子をふき初めたるは、この者なりといへり、彼是考へみれば、其始正德のころにやあらん、のぞきからくり、西洋の硝子をも用ふべければ、これにあづかりたる事にはあらねど、高價なる物は、かゝるものに用ふまじく思はる、貞德が發句、かざりや興行にと端書ありて、氷とくる水はびいどろながしかなとあるは、西洋の硝子を粉にして、七寶ながしなどせしをいふ歟、

〔武江年表五〕寶暦十三年癸未　硝子は外國のものなるを、蘭人持渡り、中古長崎にて製する事を得、京大阪に傳へしを、近頃東都に其職人多く出來て、萬の器を製し、活業とするものあまたあり、曳尾庵云く、ビイドロは蘭語にあらず、ホルトガル辭なりと、

〔武江年表七〕文化十四年丁丑　ギヤマンの諸器物を製し始む、其製舶來のものにかはらず、

〔武江年表八〕文政二年己卯　向兩國にてもギヤマンの燈籠幷蘭船の造り物抔も見せたり、

文政三年庚辰　今年正月より秋にいたり、寺地或は兩國橋詰へ大造の看せ物出る、おのれが見る所を左にしるす、〇略ロギヤマン象頭山景(東兩國へ出る、細工人大阪武樂齋、)

〔齋彬公御言行錄上〕紅色瓦羅斯製煉御開之事

紅色瓦羅斯及透明紅瓦羅斯、嘉永四年辛未ノ夏、工人四本龜次郎ニ命ゼラレ創製セラレタリ、弘化三年丙午ノ秋、齊興公ノ命ニ依リテ、鹿兒嶋中村騎射場趾ニ製藥館ヲ創建セラレ、專ラ醫藥製煉ヲ開カレタリ、製煉ノ術ハ、瓦羅斯器必用ナルガ故ニ、四本ナル者ヲ江戶ヨリ雇入レラレ、(當時江戶中ニ、有名ナル瓦羅斯工人也、)製造竈ハ、製藥局ノ近傍ニ建設シテ、研究スルコト數月間、數百回ノ試驗ヲ經テ、紅色ヲ發スルニ至リ、其紅色藥ハ宇宿彥右衛門、中原尙介、及私〇市四郎來共ニ製造ヲ命ゼラレタリ、其色澤般紅透明、種々ノ器皿ヲ製造スルニ、紅ヲ素色トシ、青黃白紫ヲ交錯シ、琢磨シテ各色ヲ顯シ、尤モ美麗ナリ、當時薩摩ノ紅硝子トテ、都鄙讃賞セリ、

〔人倫訓蒙圖彙五〕角細工　梗槩　櫛栟　掛落　根著　緒占　挽蓋(ひきよせ)　鐵鉋の柄入等、角象牙をもちゆるたぐひこれをつくり、寺町通をはじめ、所々にあり、

〔雍州府志七土產〕象牙　以二象牙幷水牛角一造二器物一、或盛二礪茶一之滋器、用二象牙一爲レ蓋造レ之、人稱二蓋換一、又作二印章及雙陸賽之類一、凡書畫卷末軸多用レ之、近世婦人櫛簪又用レ之、

古事類苑

產業部十二

鍛工 硎師 併入

鍛工トハ、銅鐵ヲ鍛鍊シテ器具ヲ造ル工人ニシテ、其技既ニ神代ニ見エタリ、應神天皇ノ時、百濟ヨリ工人ヲ貢シ、稱シテ韓鍛ト云ヘリ、外國ノ鍛法、始テ我國ニ入ル、大寶令ノ制、鍛冶司アリテ、銅鐵器ノ鍛冶ヲ掌ル、而シテ我國ハ古來尤モ武事ヲ尙ブヲ以テ、特ニ刀劍ヲ重ジ、名工盛ニ出デタリ、

〔新撰字鏡 金〕鏋 加奴知

〔古事記傳 八〕鍛人は加奴知と訓べし、字鏡に鏋、加奴知とあり、書紀天武卷に、田中臣鍛師(カヌチ)と見え、又綏靖卷にも此訓見ゆ、大に引り金打(カネウチ)を約たる名なり、泥字は奴と切後に加遲(カヂ)と云も、此加奴知の約たるぞ、和名抄に、鍛冶の字音を訛て、俗に鍛冶(カヂ)と云よし云るは、中々に誤なり、又師(賀茂眞淵)は鍛人を加多志と訓て、加遲もその約りたるなりと云れき、されど加多志は鑄師の義なれば、鑄物師のことにて鍛冶とはいさゝか別なり、書紀垂仁卷に鍛地(カタシドコロ)とあれど、こは土物(ハニモノ)を作る處をいへれば別なり、又三代實錄十八に加太之とあるも、鑄を鑄ことなり、書紀に、冶工作金者など書るを、加那陀久美と訓を附たれど、古名にあらじ、

〔倭名類聚抄 二工商〕鍛冶 四聲字苑云、鍛段反 冶夜反 打金鐵爲器也、俗云鍜冶訛也、燒鐵銷鑠也、

〔倭名類聚抄 十五調度〕鍛冶具第二百 野王案、段二音、四聲字苑云、鍛打金鐵爲器也、冶燒鐵銷鑠也、

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕調度部鍛冶具下、重引同、顏師古急就篇注、凡金鐵之屬、椎打而成器者、謂之鍛、與此義同、按說文、鍛、小冶也、段、椎物也、二字不同、椎段金鐵爲器、故曰段、鍛冶之鍛當作段、故考工

記段氏不從金、後人借段爲分段字、以段工椎打金鐵之工、從金別於分段字、遂與訓小冶之鍛字混也、冶之非段、詳下文、〇中略新撰字鏡有鑴字、蓋鍛師二合字、亦訓加奴知、加奴知、亦加禰宇知之急呼、所謂打金鐵爲器者也、源君謂誤讀鍛冶、爲鍛治字音者非是、又按說文、冶、銷也、玄應音義引三蒼云、冶、消鑠也、遭熱卽流、遇冷卽合、與冰同意、故字从仌、禮記運注、冶謂陶鑄也、曲禮注、冶謂煎金石者、急就篇注、凡金鐵之屬、銷冶而成者謂之鑄、又云、冶銷金鐵之鑪也、則知冶工今俗所謂鑄物師、非鍛工也、連鍛冶二字爲加知、似非是、然說文云、鍛小冶也、謂小作鑪鞴、以冶金而椎之、故謂之鍛冶也、内匠寮式、鍛冶工鑄工兼擧、

〔類聚名義抄　八金〕鍛冶(俗云カチ)

〔日本靈異記　中〕佛銅像盗人所捕示靈表顯盗人緣第廿二

鍛(カヂスル)

〔下學集　上人倫〕鍛冶(カヂ/タンジヤ)(打鐵造器者也、日本之俗、以此二字呼作假治音、大誤也、蓋以字形相似歟、字已別、音亦別也、可辨之、)

〔名物六帖　人品三坑冶鑄陶〕冶者(カヂヤ)(漢書董仲舒傳、唯冶者之所鑄、)　鍛工(カヂ)(通典、南史侯景傳、請東冶鍛工、欲更營造、)　冶工(カヂ)(通典)　鍛家(カヂヤ)(本草、鍛家燒鐵赤沸、)　煆(カ

工(チヤ)(輟耕錄、吳江分湖里煆工、)　鐵工(カヂ)(天工開物、鐘工亦貫鐵工一等、)　鍾工(カヂノツチ)(見上)　鐵匠(カヂ)(會典)　冶匠(カチ)　冶人(カチ)(上共同)　冶金匠(カチヤ)(名山藏、憲宗紀、冶金匠輿濬家有運、其敢冶賫金者、實以濬寬之、濬知縣王濬也、)

〔東雅　五人倫〕工タクミ〇中略倭名鈔には、俗に鍛冶を鍛冶といふは訛れりと注せり、されど垂仁紀に鍛の字讀てカヂと云ひしは、カタシといふ語の轉せしにて、鍛人をカタシといひしは、上世より云ひつぎし所、古事記に見えし所の如し、漢字傳得し後、其字相似たるをもて、鍛冶を鍛冶といひしにはあらず、(カタシと云ふはキタシ也、カと云ひ、キといふは轉語也、されば鍛の字又讀てキタシともいふ也、キタシといふは、刀劍の類を打造るに、折返すなど云ひて、打折て段々になして、打造る故にかくいふ也、又それをキタフなどいふは卽キタシなり、)

〔雍州府志　六土產〕鐵〇中略造細大釘及鎖鑰等物家、是謂鍛冶屋、

初見

職司工人

〔古事記 上〕取天安河之河上之天堅石、取天金山之鐵而求鍛人天津麻羅而、(麻羅二字以音)科伊斯許理度賣命、(自伊下六字以音)令作鏡、

〔令義解 一職員〕鍛冶司

正一人、(掌造作銅鐵雜器之屬、及鍛戸戸口名籍事、)佑一人、大令史一人、少令史一人、鍛部廿人、使部十六人、直丁一人、鍛戸、

〔令集解 五職員〕鍛冶司

古記及釋云、別記云、鍛戸三百卅八戸、自十月至三月、毎戸役丁爲雜戸、免調徭、

〔令集解 四職員〕造兵司

古記及釋云、別記云、鍛戸二百十七戸、○中略右八色人等、自十月至三月、毎戸役一丁、爲雜戸、免調役也、

〔延喜式 三十四木工〕鍛冶戸

左京十九烟　右京五十八烟　大和國一百二烟　山城國十烟

河内國卅六烟　攝津國五十八烟　伊賀國三烟　伊勢國三烟

近江國卅四烟　播磨國十六烟　紀伊國十三烟

右鍛冶戸、毎年當國計帳進官、官先下主計寮、全計損益、然後下寮、即從十月一日至二月卅日、爲番役使、

凡五畿内、及伊賀、伊勢、近江、丹波、播磨、紀伊等國、鍛冶戸百姓調庸倫分者、附工調使送之、

〔延喜式 十七内匠〕五尺屏風四帖料、榲榑十材、(骨料、)檜榑一材、(押料、)炭三斛、(鑄釘并塗金料、)和炭六斛、(作鈷金料、)熟銅大三斤十二兩、(作鈷金料、)牟熟銅大十二斤、(鑄釘料、)滅金十兩三分、水銀五兩二分、○中略單功一百卌九人、(木工十六人、漆工五人、鍛冶工十七人、細工五十六人、鑄工三人、張工卌八人、夫四人、)○中略

野宮裝束○中略

菅翳二柄（同笠縫作単功十人）料、〇中略管金二口、觔金四枚料、熟銅大一斤八兩、滅金一兩、水銀二分、炭一斗、和炭一石五斗、單功卅人、（木工八人、漆工四人、鍛冶工四人、細工十三人、夫一人、）

〔日本書紀四綏靖〕大歳己卯十一月、神渟名川耳尊〇綏靖與兄神八井耳命、〇中略乃使弓部稚彥造弓、倭鍛部天津眞浦造眞麛鏃、矢部作箭、

〔古事記中應神〕科賜百濟國、若有賢人者貢上、故受命以貢上人名和邇吉師、〇中略又貢上手人韓鍛名卓素、亦呉服西素二人也、

〔古事記傳三十三〕韓鍛（カラカヌチ）、鍛は加奴知（カヌチ）と訓べし、〇中略韓國の鍛冶の渡參來てより、皇國に元よりあるをば、倭鍛と云て分てり、（倭鍛部、書紀綏靖卷に見えたるは、後より云る稱なり、さて皇國のと韓國のとは、鍛の法異なることあるにや、又彼國には諸器物など、殊に巧に造れるを以て召たるにや、いかにも後まで倭韓と分れたるは、異なる事ありしなるべし、今世の鍛冶は、何れの流にかあらむ、刀鍛などの法は、もとより倭鍛の流にぞあるべき、）

〔續日本紀九元正〕養老六年三月辛亥、伊賀國金作部東人、伊勢國金作部牟良忍、漢人安得、近江國飽波漢人伊太須、韓鍛冶百嶋、忍海部太須、丹波國韓鍛冶首法麻呂、弓削部名麻呂、播磨國忍海漢人麻呂、韓鍛冶百依、紀伊國韓鍛冶杭田、鎧作名床等、合七十一戸、雖姓渉雜工、而尋要本源、元來不預雜戸之色、因除其號、並從公戸、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲二年二月癸卯、讃岐國寒川郡人外正八位下韓鐵師毗登毛人、韓鐵師部牛養等一百廿七人、賜姓坂本臣、

〔皇大神宮儀式帳〕忌鍛冶内人無位忌鐵師部正月麻呂
右人占食定補任之日、後家祓淸齋愼供奉職掌、作進雜金物四百卅六柄、御食料之御贄小刀十五柄、祭別大宮三柄、荒祭瀧祭祭別各一柄、御波志十五、祭別大宮三柄、荒祭宮瀧祭祭別各一柄、毎年二月之祈年祭、忌鍬一口、忌鉾一口、神祭大刀八柄、鉾斧前卅六枚、鏡卅六枚、人形卅六口、已上件祭物百十八口供奉、毎年四月九月合二時、服織神部之御服供奉所仁作奉、御小刀卅八柄、御錐卅八柄、御杖前

卅八口、御針卅八隻、幷件御服之加物百九十二柄、又同時同前仁神部等用使物大鉾二柄、立義鉾二柄、前鉾八柄、大乃末八柄、鉇二柄、大錐十柄、中錐八柄、三俣錐八柄、小刀卅四柄、已上用物九十六柄、忌愼供奉、具顯月記條、

〔古今金工便覽 下〕左近士義武 上古鐵工譜云、大和國岩井戸、桓武天皇ノ工人、一木左近士源義武ト云、アレドモ、コノトキ源氏ナシ、左近士ハ左工司ナルベシ、日夏繁高云、春日山ノ麓岩井川邊ニ治田ト云地アリ、コレ春田鍛冶ノ宅地カ、今春日社頭ニテ現存スル古甲冑ノ金物、ミナコレ等ノ工人之手ニ出シモノ也、春田家久、大和國奈良、慶長中ノ人、〇中略

信家 増田明珍、出雲守紀宗介十七代、右近將監、永正、享祿、大永、弘治、天文、上州白井住、又甲州府中住、大隅守覺意入道、武田晴信侯ノ諏訪法性ノ兜チ作ル、コノ安家ト云ハ、後ニ晴信ノ一字チ賜リテ信家ト銘ス、鐵キタヘノ奇々妙々ナル二枚合、地紋龜甲、瓢簞、唐草、龍、弓八幡、其外色々アリ、地モン彫下地、スリ磨キタル物ニアラズ、鎚目鑢自然トツキ、ツヤチ持、銘ニモ見定ル處アリ、信家門人六人アリ、左ニシルス、(中略)信行、信光、信綱、家男、信忠、信政、此六人イヅレモ上手ナルベシ、

〔天保十一年武鑑〕御鍛冶師 かんだお玉が池 新山藤三郎 かんだ皆川町 高井幸治郎 御鍔師神田お玉が池 山田路助 かやば町同心町 梶川茂七 南てんま町 小細工次郎吉 御庭鍛冶(中略)日本ばしはくや町 野原文七

關八州御鍛冶頭 御切米八十五俵兩國やげんぼり 高井吉之助

〔雍州府志 七土產〕剃刀幷鐵鐔 所々製之、然不及埋忠之所作、伏見文殊四郎之小刀、幷剪刀(ハサミ)或謂鋏、爲堪用、剃刀京師金義之所造次之、至剃刀鐵鐔埋忠爲勝、倭俗作有刃者謂打、作鐔謂磨(スル)、琢磨之義也、〇中略

庖丁 凡於庖厨截魚肉之刀、不論大小、倭俗摠謂庖丁、是出自庖丁解牛之義者乎、多於鍛冶屋町打之、〇中略 又截野菜之短片刀、是謂菜刀、北野通西鍛工ロ人之所打爲宜、

〔日本山海名物圖會 三〕堺庖丁 泉州堺の津山上文珠四郎、庖丁鍛冶の名人也、正銘黒打と云、刃金のきたひよく、切あぢ格別よし、出刃、薄刃、指身庖丁、まな箸、たばこ庖丁、何れも皆名物也、

〔御觸帳 九〕天保十三壬寅年

餝師職、農鍛冶、船鍛冶職之儀、職頭ハ是迄之通ニて、新規に相始候儀は、勝手次第之筈に候、

但農鍛冶、船鍛冶、新規に相始候分は、火之元に付、細工場取建等、心得之儀申渡候儀も有之候に付、前廉可二伺出一候、○中略

寅四月

〔諸問屋幷商雜類編〕弘化二巳年七月十二日

伊勢守殿　淡路守　内匠頭　大和守　立合返達

八月七日

御同人立田録助ヲ以、承付候樣一座エ御渡、大和守受取、同月十四日承付致、同人ヲ以御同人エ返達、

御作事奉行申上候

鍛冶棟梁高井縫之助、國役勤方、幷町屋敷拜領之儀ニ付、評議仕候趣申上候書付、

書面評議仕申上候通、池田筑後守、篠山攝津守エ被二仰渡一候旨被二仰聞一、承知仕候、

巳八月七日　評定所一座

當五月十三日、評議致可二申上一旨被二仰聞一、御渡被レ成候御作事奉行相伺候書面、夫々一覽仕候處、鍛冶棟梁高井縫之助儀、養父高井美濃不屆有レ之、吟味中病死致候間、相續之義ハ難二相成一、併舊家之事ニ付、新規御切米四拾五俵被二下置一、直ニ鍛冶棟梁被二仰付一候ニ付、先代ヨリ勤來候國役御用之儀、是迄之通爲二相勤一、且先祖拜領致候、神田鍛冶町壹町目細工地貳百五拾八坪餘、幷柳原松下町代地屋敷地百五拾二坪餘、八町堀松下町代地拾五坪餘之地所、是迄之通被二下置一候樣仕度旨、相願候趣ニ御座候、

此儀國役勤方之次第、御作事奉行エ懸合承糺候處、高井美濃先祖高井助左衞門儀、天正十八寅年、闕八州鍛冶頭被二仰付一、右國々鍛冶職之者共ヨリ國役銀取立收納致、爲二冥加一奥向御不斷御用御小細工、諸御役所向渡道具、其外トモ品々御用向相勤來候趣申聞候、右美濃儀、不屆有レ之、吟味

中病死、相續ハ難相成候得ドモ、舊家之故ヲ以、縫之助儀、新規御切米被下置、鍛冶棟梁被仰付候上ハ、素ヨリ職分之儀、美濃勤來候節之通爲相心得、振候儀有之間敷候得共、拜領屋敷之儀ハ、今般縫之助被召出、全新家之儀、未ダ一事之規摸も無之内、拜領屋敷等是迄之通被下候テハ、家督相續相成候も同樣之姿ニテ、相當トモ難申、元來美濃屋敷之儀ハ、同人御切米被召上候砌、同樣上地相成候ハ勿論之儀ニテ、其上御用達町人拜領屋敷之儀、御代々年久敷相勤候者ニ而モ、當時差テ御用モ繁ク不相勤者ハ被下間敷段、延享度之御觸、其後モ追々被仰出候趣モ有之、旁容易ニ可被下置筋有之間敷、然ル處、右拜領屋敷三ヶ所之内、神田鍛冶町壹町目之方ハ、爲細工屋敷被下置候由ニテ、美濃代迄モ、右地所エ細工所取建置、夫々御用向取扱來候趣、是又懸合之上、御作事奉行申聞、一ト通助成之タメニ被下候地所トモ譯違候間、先例相糺候處、文化七午年、元御金改役後藤庄三郎不屆有之、御仕置相成、引續後藤三右衞門儀、新規御金改役被仰付候砌、庄三郎上地總坪數貳千九十八坪餘之內、八百坪、幷同人役所住居向トモ、其儘三右衞門エ可被下置哉之段、御勘定奉行、御勘定吟味役ヨリ相伺候處、其通御差圖相濟候例有之、右ハ職業ニ差支有之候故ヲ以、前書之通相伺候儀ニテ、縫之助ニ於テモ、御用筋御差支候趣意ハ同樣ニ付、右細工地之儀ハ、是迄之通被下置、其餘ハ上地相成候方相當ニ可有御座候間、國役勤方之儀ハ伺之通、拜領屋敷之儀ハ、難相成筋ニ候得共、神田鍛冶町一町目ハ御用場之儀ニ付、以前之通爲細工地被下置、其餘之貳ヶ所ハ、不被及御沙汰段被仰渡可然哉ニ奉存候、

右評議仕候趣、書面之通御座候、御渡被成候書付貳通返上仕候、以上、

巳七月

〔七十冊物類集六十二〕御達書　半切紙

其方支配木挽町五町目清兵衞店鍛冶職富五郎、當御役所御用職人之內申付候間、明十九日五時

申渡之義も有之候間、名主同道可被罷出樣申達候、

但御請之義者、御帳面江認め可申事、

二月〇安政四年十八日

講武所御製作所
矢口中輔印
名主
六右衞門

〔煙草庖丁鍛冶仲間定〕一堺極と申、添極印御免、享保十五年戌四月ニ被爲仰付、依之爲冥加、一ヶ年ニ金子三拾兩宛御上納仕候ニ付、銘々共相談之上、庖丁壹枚ニ付三厘宛口錢、無滯急度差出可申候事、

一御公儀樣江差上候帳面之趣相守可申事、

一庖丁長幅　大形長ヶ四寸五步幅三寸七步、中形同四寸四步同三寸三步、小形同四寸四步同貳寸八步、

右寸幅極之通相改差出可申候、勿論無銘之庖丁ニ添極印堅打申間敷候事、

一株入極印方入、或者名前讓り共仲間得心之上ハ、御番所江御斷可申上候、其上掛り之御役人衆へ可罷出事、

一鍛冶名前壹軒ニ除け極印一銘より外、堅所持致間敷候、但し右二銘之內、新銘拵え申度砌者仲間へ達し、其文字を書附、仲間中之差構ニ不相成、銘々致し可申事、

一申合之休日之間ハ、庖丁之類ひ堅打申間敷事、

一總體諸鐵物鍛冶ニ居申候中半者、俄拘江申間敷事、

一手間取抱申候節ハ、雙方親方互ニ屆け合、其上仲間江達し、仲間幷先々親方得心之上、相對を以て究め可申事、

右手間取、縱一日之日雇にても、無斷て者遣ひ申間敷候事、

一參會之節、任私用不罷出候て、仲間一決之上、不埒之我儘申出す間敷候、尤家業筋之參會有之候節は各々私用を差置出會可致事、

一夜細工之鍛冶は、一日之出庖丁、大にては廿一枚、中にては貳拾七枚、小にては三拾枚、右先年より定之通急度相守可申候、但し是より上之出來は晝鍛冶ニ可致事、

一仲間之中、銘々出入事有之節は、何も出合、無餘儀相談致し、其上造用銀も有之候はゞ、其品に付仲間中より宜敷引請可申事、

一仲間之中、何れにても商賣筋之義ニ付難儀之節は、極印所迄可申出候、其節極印方月行司共、其外仲間中出會、如何樣共相談可申事、

一庖丁鍛冶職之儀は、先年より綾町 善教町 錦町 二町目 藍屋町 中濱町 にて渡世致來候處、近年猥りに相成候故、此度相改、已後右五町之內より外にては、新株又は古株之鍛冶にても堅致間敷候、勿論裏細工場致間敷事、

寶暦十一年巳七月　　岡本佐左衞門 外貳拾九名

〔幕令拔抄 三〕泉州堺ニて多葉粉庖丁打立、先年より賣出し候處、近年賣捌方惡敷、鍛冶屋どもの內、當時家業相休居候者も有之候、右は鍛冶手間元共之內離散致し、他國へ罷越、鋏小刀鍛冶等へ、右庖丁鍛冶之仕方を敎へ、外々に而も打出候義に可有之哉、右に付、堺鍛冶共家業に相障、渡世相續無覺束候に付、堺之外にて多葉粉庖丁不打出樣致度よし、併他所に而、是迄右庖丁打出し致渡世候者も有之、相止候ては難儀におよび候はゞ、堺鍛冶共之內休職も有之候に付、同所へ罷越し候はゞ、何人にても仲間に加へ、一同爲稼可申付旨、右庖丁打出し之由緒、幷御益等申立、堺鍛冶職之者ども、於江戶相願候間、當表鍛冶職、幷庖丁賣買に拘り候者ども、障有無相糺可申聞候、右返答書、來る廿日迄可被差出候

劍工

天明五年巳八月十六日

〔日本山海名物圖會 一〕銅山鍛冶

鋪の中にて用ゆる道具あまたあり、皆山にてこしらゆるなり、故に鍛冶屋をたて、その職人をかゝへ、あらたに道具をこしらゆるのみにあらず、そこねやぶれたるをなおしつくらふなり、其道具の品々は、次に繪圖あり見合すべし、山の役人あまたあり、〇圖略

鋪役人　床家　手子　山留役人　燒出　鉑持　鍛冶　釜大工　素吹大工　間吹大工

〔名物六帖 人品三 坑冶鑄陶〕劍匠(カタナカチ)小窓別紀、越絕書、使三劍匠作二爲二枚一、一曰二干將一、一曰二莫邪一、　刀子匠(カタナカチ)經國大典　刀匠(カタナカチ)會典

〔雍州府志 六 土產〕鐵〇中略　刀鍛冶以二素鑰一燒レ鐵、乘レ熱以二鐵槌一打成、鍛鍊及二數度一而作二大小刀一、是謂二打物一、

〔尺素往來〕祇園御靈會今年殊結構、〇中略　遣刀、長刀、及太刀、腰刀者、昔在月山、天國、雲同以後得二其名一鍛冶、雖レ有二數百人一、於二其中一信房、舞草、行平、定秀、三條小鍛冶宗近、後鳥羽院番鍛冶、御製作者以レ菊爲レ銘、粟田口者藤林、國吉、吉光、國綱等、來者國行、國俊等、此外者一文字、千手院、僧了戒、有計留、進藤五、仲次郎、五郎入道正宗、備前三郎國宗、孫子四郎、文珠四郎、幷金剛兵衞等、一代聞達者候、皆獲二干將、莫耶、吹毛、太阿之佳聲一、不レ異二不動利劍一者歟、所持之分少々所二副進一也、

〔人倫訓蒙圖彙 六〕刀鍛冶　刀鍛冶、諸國に名家多し、京には日本鍛冶總匠伊賀守藤原金道、和泉守金道、近江守源久道、丹波守吉道、越中守正俊、信濃守信吉、何れも菊の御紋を銘に切ル也、

梗毛貫　小刀鍛冶伯耆守金義、土橋住金義、

小刀梗刺刀　東山住埋忠、美平埋忠、大和吉信、山城國美平、此外所々にあり、刀脇指小刀望にまかす、

〔諸國鍛冶寄〕諸國鍛冶上寄

天國 和州宇多郡住 文武御宇　神息 豐前宇佐郡住 元明天皇御宇　天座 和州住 文武御宇　菊作 備前福岡住 則宗也

行重 奥州住舞草 時不明
國友 粟田口住 後深草院御宇
吉定 粟田口住 伏見院御宇
正宗 相州鎌倉住永仁 伏見院御宇

安綱 伯耆大原住 平城天皇御宇
久國 粟田口口傳 後鳥羽院御宇
元眞 筑後住號傳太 白河院御宇
義弘 越中松倉 後醍醐御宇

眞守 伯耆安綱子 嵯峨天皇御宇
國吉 粟田口住 四條院御宇
定秀 豐後彦山學頭 順德院御宇

宗近 三條小鍛冶 四條院御宇
國綱 粟田口住 後深草院御宇
行平 同國住紀新大夫 同院御宇

諸國鍛冶中上寄

國宗 備前三郎正宗師 龜山院御宇
包平 備前或河內住 一條院御宇
國安 粟田口住 後鳥羽院御宇
信房 備前住 後鳥羽院御宇
正恒 豐後住紀新大夫子 四條院御宇
正恒 備前始也 同御宇

貞宗 鎌倉住彦四郎 後醍醐御宇
國行 京來太郎 伏見院御宇
國光 同住 四條院御宇
有國 粟田口住 後鳥羽院御宇
安則 和州住清新大夫 一條院御宇
友成 備前住打 君萬歲

國光 相州住 進藤五
助包 備前始也 一條院御宇
國清 同住 同御宇
守家 備前後守家中也 同御宇
助平 備前住始也 同御宇
延房 備前住鍛冶長者 後鳥羽院御宇

國光 相州山田住 後二條院御宇
則國 粟田口住 四條院御宇
諷誦 奥州住 一條院御宇
世安 奥州住 同御宇
國行 當麻 後醍醐天皇御宇

○按ズルニ、本書ハ諸國ノ鍛工ヲ、上、中上、中、下上、注進物、可ㇾ然物、新作物ノ七等ニ分テリ、今姑ク上ト中上トノミヲ引ケリ、

〔新刀辨惑錄上〕應永慶長之間之上手之評 附今時之作人之評

問曰、應永ノ比ヨリ慶長ニ至ルマデ二百有餘年ノ間、勝レタル上手アリヤ、答曰、世々名アル作人有トイヘドモ、格別ニ勝レタル上手ヲ見聞セズ、唯永正ノ比、關ノ和泉守兼定ハ、勝レタル上手ナリ、又其比孫六兼元モ、兼定ニ續ギタル上手ナリ、故ニ世以テ是ヲ稱美ス、亦業ニ勝レタル作ハ、間多シトイヘドモ、位業揃タル作スクナシ、然ルニ慶長ニ至テ、埋忠、國廣、忠吉ノ如キ勝レタル上手出來テヨリ、勝レタル作人多シ、薩州正良、天然子、元平、攝州助高等ハ、今時ノ上手ナリ、同州鷹湛、肥前、忠吉、忠廣等ハ、大抵ノ上手ナリ、羽州照道、武州保則、繼平、繼秀、綱介、正秀門人上手ナリト云彫物ノ國吉等少々

ヅヽノ勝劣ハ有レドモ、大抵ノ作ナリ、播州氏繁、（元來ハ同州手柄山ノ住ナリ、近來白河侯ノ抱ヒ鍛冶トナツテ、江都ヘ來テ住シテ、正繁ト銘ヲ打替タリ、）羽州住正秀、（水心子ト號ス、山形侯ノ鍛冶ナリ、二十年以來江都ニ住ス、）此兩人ハ、今時關東ニテノ上手ト謂ベシ、殊ニ水心子ハ老功ニシテ、鍛錬ノ術ニ別シテ委シト謂ヘリ、近年武備古ヘニ復スル故ニ、諸州ノ志シアル作人ドモ競ヒテ江都ヘ修行ニ出ルトゾ、右東行スル作人ドモ、幷ニ大夫士ノ中、慰ミニ刀劍ヲ造レル人々モ、多クハ正繁正秀ノ門人ナリト謂ヘリ、其外ニモ上手ノ作人モアランガ、玆ニハ予（○荒木甫秀）ガ聞ク所ヲ誌ス者也、

〔日本書紀 六垂仁〕三十九年十月、是後命五十瓊敷命、俾主石上神宮之神寳、（一云、五十瓊敷皇子居于茅渟菟砥河上、而喚鍛名河上、作大刀一千口、）

〔播磨風土記 讚容郡〕船引山、（○中略）昔近江天皇（○天智）之世、有丸部具也、是仲川里人也、此人買取河內國免寸村人之賫劒也、得劒以後、擧家滅亡、然後苫編部犬猪圃彼地之墟、土中得此劒、土與相去、廻一尺許、其柄朽失、而其刃不澀、光如明鏡、於是犬猪卽懷恠心、取劒歸家、仍招鍛人、令燒其刃、爾時此劒屈申如蛇、鍛人大驚、不營而止、

〔古刀銘盡大全 二大和〕天○國○（大寶頃、宇多郡住、平家重代小烏丸作、）

〔本朝軍器考 八刀劍〕寶劒ツクレル工ハ、大和國宇多郡ノ人天國（アマクニ）トイヒシナド世ニ傳ヘタレド、平家重代ノ寳小烏トイフ大刀ニハ、大寶三年、天國トイフ銘アルナリ、（此大刀、今モ伊勢ノ家ニ傳ヘラルヽ歟、）大寶トイフハ、第四十二代ノ朝廷ノ（文武）年號ニテアルナレバ、天國トイヒシハ、後ノ寶劒作リシ人ニハアラジ、但シ後ノ寶劒ヲバ、大和國宇多郡ニテ作ラレシヨシ見エタレバ、彼天國トイヒシモ、天目一箇神ノスヱニテ、後ノ寶劒作リシ人ノ子孫ニコソアルベケレ、

〔相州兵亂記 四〕上杉敗北幷龍若最期之事
憲政（○上杉）景虎（○長尾）ヲ養子ニシテ、上杉重代ノ太刀（天國）幷系圖ヲ渡シ、關東ノ管領ヲ讓リ玉フ、

〔續應仁後記 七〕畠山家蜂起三箇城軍事

城主下野守政成好○三モ力不及、搦手ノ方ヨリ通レ出テ、十四五町程落延ケルヲ、畠山方ノ玉置與九郎無透間追駈、鑓ヲ持テ突落シヌ、下野守ガ郎黨走來テ、主人ヲ肩ニ引カケ引退ク處ヲ、川口喜兵衞ト云者玉置ヲ助ク來リ追駈リ、終ニ下野守ヲ追落シ、頸ヲ取テ差上ゲタリ、其後玉置川口ハ一所ニ集リ、下野守ガ太刀刀ヲ分捕シケルニ、太刀ノ作ハ天國、刀ハ雲次(ウンジ)トゾ聞ヘシ、

〔諸國鍛冶寄〕文武天皇御宇　大寶比　天國大和宇多郡

太刀ノ姿見樣口傳、鍛板メイカニモコマヤカ也、地色青クヌレタリ、ハダノ心、流水ノウヅマキタルガ如シ、鍛ニ少モニゴリナキ地ハダナリ、刃ニヘ多シ、切先ツヾマヤカ也、切先ノ刃燒ツメタリ、小亂刃ニ是ヲ入タリ、尋常也、ノタレ刃モ有、ミチノ庵深シ、大刀細ク長シ、刃色イカニモ白ク雪ノ如シ、ナヲ口傳在之、

一條院御宇　永延比　安。則。同國

太刀ノ姿重アツク、ミチノ庵丘也、ソリ高ク、鎬廣シ、切先ツヾマヤカ也、ホリ直刃ニ熱多シ、鍛柾メイカニモコマヤカ也、

〔本朝鍛冶考 一 山城〕宗。近。一條御宇永延、號三條古鍛冶、少納言入道信西蟬丸或小狐丸トモ則此作也、其外名刀多シ、日本一三日月不動、亦一無銘、二三條、三宗近、四三日月、五次之說アリ、

〔本朝世事談綺 三 器財〕宗近刀

宗近三人あり、京一人小鍛冶、伊賀に一人、九州に一人、

〔裝束集成 四 劍〕寶劍晝御座劍之事

禮葉考云、備。前。國。介。成。友。成。父子、一條院御宇御劍打、永延二年事也、同頭書云、永延人皇六十七代一條院なり、寶劍長二尺五寸四分、拵菊唐草、鞘黑塗、鞘は木をうすくえたるもの也、

晝御座の御劒、長二尺五寸、後鳥羽院勅作之、今案、介成友成父子が打たる劒は、本晝の御座の御劒なるを、壽永に右劒入水してより、晝御座の御劒實となる、又御座の御劒は、其後後鳥羽院の勅作をもて、晝御座の御劒となりしならんかし、

〔中右記〕寛治八年〇嘉保元年十一月二日庚子、裏書、

長德三年五月廿四日、藏人信經私記云、遣召主計助安倍晴明、召問宜陽殿御劒等事、申云、〇中略今日所遣劒身六柄之中、靈二腰有之、實有其眞、件靈刀等國家大寶也、必可被作儲者、天德奉勅以備前國撰獻鍛冶白根安生令燒其實於高雄山也者、〇下略

〔羽尾記〕能登守〇海野待モウケタル事ナレバ、持太刀ニテ丁ト打、然レドモ木ノ内〇八右衛門カタナハ二尺八寸、海野太刀ハ三尺三寸、殊ニ茶磨トテ異名アリ、備前長光也、

〔別所長治記〕神吉ノ城攻

神吉〇民部少輔重代ノ打物、備前菊一文字則宗二尺九寸アリケルヲ、右ノ小脇ニ引ツバメ、押入敵ニ走カヽリ、當ルヲ幸ニ打廻ル、

〔南海治亂記〕三老父夜話雜記

或老父語テ曰、阿州海部ノ城主左近將監吉清ト稱スルハ、大名ニテ武功モアリ、此人自ラ刀ヲ造ルコトヲ喜ンデ、良工ノ鍛冶ヲ召シテ、是ト共ニ鍛フテ刀ヲ造リ、後々上工ト成テ、今ノ世ニ遺レリ、其子孫鍛冶ノ術ヲ傳來テ、寛永年中ノ海部左近將監吉辰マデ八代ニ成ナン歟、又其頃備中ノ國松山ノ城主石川左衛門尉モ刀ヲ作ルコトヲ好ミ、片山一文字ヲ扶持シ、又ハ備前ノ長船ヨリ良工ノ鍛冶ヲ召シテ、鎚ヲ打セテ自ラ刀ヲ造、後々上工ニ成テ、其作世ニ遺レリ、サテ又備前長船ハ數十人皆銘定ト銘ス、天正ノ末ニ洪水シ、夜中ニ大河ノ堤沒シテ、長船町男女數千人成ク沒ス、長船鍛冶於是絕ス、

〔西遊記續編三〕鍛冶祐定

余〇橘南谿諸國に遊ぶに、何に寄らず、才藝勝れたる方には、必尋て其論說を聞、醫術の心得にせるに、備前にては、名高き長船の里に入りて、長光、祐定などいふ鍛冶の家を問ふ、其刀劍を鍛ふを見るに、他國の鍛冶に異りて、石を以て鐵を鍛ふ、何れの家も皆繁昌して賑なり、彼石にて鍛ふ故にや、又は水土の故にや、又は傳來の良法あるゆへにや、備前物は打見るより他國の作に異りて、別段に見ゆ、今の祐定なども、初は格別の聞へも無りしが、後に薩州の奧の元平に從ひ學び、伊勢守祐平と銘して、殊に見事にて世上に珍重す、己が家の名高きを藝道の爲に屈して、二三百里の遠路をいとはず、師に從ひて上達を求む、誠に殊勝の志なり、近來丹波守吉道も伊豫に行て國輝に學べりと云、誠に修行はかくのごとく有たきものなり、己が家にのみ誇、拙き才藝を以て下問を耻、一生下手の名を取るは愚の至りなり、醫たる者など殊に心得べき事なり、近來此外にも京以西の鍛冶夥敷聞ゆるに、余が遊びし道筋にては、薩摩の正良、同國元平、大隅の貞宗、肥前の忠義、伊豫の國輝、播磨の氏繁など、數ふるにいとまあらず、就中正良元平など世上に名高し、正良は俗稱を伊知地平角といふ、余も彼國にて親しく交り別るゝ時、小刀を打て贈らる、相州物の風あり、又近年因幡の壽格(としのり)、上手の聞へありて、東武に撰ばる、都て武刀は僊にて實用に勝れりとて、近き頃は、人々別て珍重するより、自然に價も貴く成り、鍛ひも念に入るより、國々上手多く出る事にこそ、

〔平治物語一〕源氏勢汰事

扨髭切ト申ハ、八幡殿貞任宗任ヲ攻ラレシ時、度々ニ生捕者ノ十人ノ首ヲ打ニ、皆髭トモニ切レケレバ、髭切トハ名付タリ、奧州ノ住人文壽ト云鍛冶ガ作也、

〔平治物語二〕待賢門軍附信賴落事

三河守〇平賴盛、中略、帶タル太刀ヲ引拔テ、シトヽ切、〇中略名譽ノ拔丸ナレバ、能ク切レケルハ理也、〇中略

伯耆國大原眞守ガ作ト云々、

〔源平盛衰記三十七〕則綱討盛俊事

盛俊頭ハ水ノ底ニ、足ハ岸ノ耳ニ起ン〳〵トシケルヲ、則綱上ニノラヘテ頸ヲ掻、太刀ノ鋒ニ貫テ、〇中略平家ノ侍、今日近來鬼神ト聞エツル越中前司盛俊ガ頸、猪俣近平六則綱分捕ニシタリト叫ケリ、誠ニ由々敷ゾ聞エケル、彼刀ハ薩摩國ノ住浪平造ノ一物ナリケリ、

〔西遊記續編五〕鍛の舞

堂の間にのり居し男年の頃四十ばかりにて、鼠色の旅合羽を著たるが、長き刀のちり打はらひ、是は谷山の安行が鍛ひたる一腰なり、むかし海上を過る人の難風に逢ける時、安行が作のかたなにて、打入浪をはらひしに、忽ち波風靜りしかば、其奇特より波の平の行安といふ名を得しとかや、〇中略

〔諸國鍛冶系圖〕後鳥羽院御宇鍛冶番之次第

月	鍛冶	國	奉行
正月	則宗	備前	大宮中納言後當　二位僧都尊長
二月	貞次	備中	同奉行
三月	延房	備前	太政大臣二位宰相　新中納言、範義
四月	國安	粟田口	同奉行
五月	恒次	備中	中納言康業　二位中將實康
六月	國友	粟田口	同奉行
七月	宗吉	備前	新中納言重房　光新朝臣國綱
八月	次家	備中	同奉行
九月	助宗	備前	二位中納言雅經朝臣　宰相中將資兼
十月	行國	備前	同奉行
十一月	助成	備前	二位中納言　有雅朝臣
十二月	助延	備前	同奉行

久國粟田口　信房備前　兩人日本國鍛冶之惣司被下、閏月之番也、

〔諸國鍛冶寄〕後鳥羽院鍛冶詰番次第〇中略

一閏月之番鍛冶別人也、口傳云、久國作也、菊作有十二人云、異說口傳云、番鍛冶十二人也、然而十二

人作者、何後鳥羽院被レ打云歟、此儀不レ可レ用、菊後鳥羽院御劍作計也、

〔承久軍物語 三〕ちくごの六郎ざゑもん、○中略おち行所を武田七郎よきかたきと目をかけ、きたなし返せとよばゝりければ、六郎ざゑもんきゝもあへずとつて返し、御所やきといふたちをぬひて、七郎がおしならべたる處を丁とうつ、むまのひらくびたづなぐはへにふつときつておとしければ、七郎はあぶみをこえており立たり、この間に六郎ざゑもんはのびにけり、○中略抑御所やきと申たちは、上くはう○後鳥羽いへまさといふかぢをめしてつくらせ、君御てづからやかせたまふたちなりけり、くぎやうでん上人をはじめて、ほくめん西めんのともがらにいたるまで、御きしよくよきほどのものには、みな〳〵給はりけるが、ちくござゑもんも、こんど都を出けるとき、給はりけるとかや、

〔太平記 十〕鎌倉兵火事附長崎父子武勇事

爲基○長崎ガ佩タル太刀ハ、面影ト名付テ、來太郎國行ガ百日精進シテ、百貫ニテ三尺三寸ニ打タル太刀ナレバ、此鋒ニ廻ル者、或ハ甲ノ鉢ヲ、竪破ニ破ラレ、或ハ胸板ヲ、袈裟懸ニ切テ落サレケル程ニ、○下略

〔相州兵亂記 三〕小弓義明ト合戰ノ事

義明○中略其日ノ裝束ニハ、○中略來國行三尺二寸ノ面影ト云太刀、二尺七寸赤銅作ノ重代ノ御太刀二振ハイテ、○下略

〔武邊咄聞書 四〕一三好長慶は、光源院義輝公の執權にて天下の仕置する、其弟に三好豐前守之長、後に實休と云、○中略根來法師往來左京三尺一寸の太刀を眞向に指かざし、實休に切てかゝる、是を見て推參なりと云儘に、光忠の太刀を以て拔打に拂はれけるに、左京が脚當十王頭を半切て膝口を切付たり、左京はひるまず立掛り、散々に戰ひ、終に實休を切伏首をとる、○中略實休は稀代

の物數奇にて、天下の珍物を求め所持す、〇中略信長公、天下を治め玉ふ比、光忠の刀を好み給ひて、廿五腰迄集め玉ふ、或時江州安土の御城にて、堺衆御目見に參しに、信長公、天主へ召て御茶下され、其内に木津屋と云町人、堺一番の好事の者と聞召、光忠の廿五腰の御道具を御見せ被成仰られけるは、此内實休光忠あり、何れがそれにて候と御尋あり、木津屋則廿五腰の光忠を不殘見て、一腰取上げ、是ぞ實休光忠にて御座候と申上しに、果して實休光忠なり、信長公御手を打玉ひ、何とて見知たるやと御不審成しに、木津屋承り、此光忠の御腰物、切先三頭に小こぼれ御座候、傳へ承るに、久米田にて實休最期の時、往來左京が臑當を拂ひしに、少し刃かけたりしと承り候、夫故に如此申上候と云、信長公御機嫌なりしとかや、

〔古刀銘盡大全 二相模〕正宗 〇岡崎五郎入道行光子、十七歳ノ時、弘安三、父行光ニ別ル、新藤五國光弟子ニ成、正應頃廿五歳、建武頃七十一歳、文永元生、康永二死、八十一歳、建武ヨリ前諸國へ出、又七十五ニ出、七十七歳ノ時歸ル、

〔新編鎌倉志 五〕鍛冶正宗屋敷跡

鍛冶正宗屋敷跡ハ、勝橋ノ南ノ町、西頰也、今ハ町屋トナル、正宗ハ行光ガ子ナリ、行光、貞應ノ比、鎌倉ニ來リ、爰ニ住スト云フ、今モ此所ニ刃ノ稻荷ト云小祠アリ、正宗ガマツリタル神ナリト云傳フ、

〔本朝世事談綺 三諸藝〕正宗刀

正宗といふ鍛冶八人あり、相州鎌倉に一人、五郎入道ト云京に三人、達磨と云、三代なり、武藏二人、父子備後に一人、大和一人なり、又近世高位に此名あり、打物に術を得給ふ、此銘には、爲遊興打之とあり、鍛冶にてはなし、又おなじ唱への政宗三人あり、

〔常山紀談 十五〕田中兵部大輔吉政、石田を生捕にせられしが、〇中略三成打わらひ、〇註略秀賴公の御爲に害を除き、太閤の恩に報い奉らんと思ひしに、運盡かくなりし事、何をか悔むべき、是は太閤

より賜はりし切刃正宗の脇ざしなり、かたみにまゐらすよとて與へけり、

〔江濃記〕道三最後之事

日根野備中同彌吉二人、屛風ノ影ヨリ跳リ出テ、兼常ノ二尺三寸、ヌケバ玉チル計ナルヲヌキ持四郎ヲ一太刀ニ切臥ケレバ、隼人ト彌吉ハ一色右兵衞佐ヲ切タヲス、

〔美濃明細記十一土産〕一關打物

武義郡關邑鍛冶多シ、故ニ都而美濃打物ヲ關ト云、其鍛冶之名有増左ニ記ス、今モ其子孫關岐阜ヨリ小刀剃刀等多クレ出之、關打物都而位ハノボラザレドモ、地金刃金トモ强ク、指料ニヨキ也、日本鹿子曰、美濃刃士ヲ吉トス云々、

〔金鐵集〕大道記

阿母州中東濃之關内、有鍛家之名士、稱曰蘭道、永祿十二稔春之季作劒、一日謹獻天子遷宮遷左金吾見任奥州刺史、賜大之一字、改蘭道作大道、中略亦復本朝雀三種神器寶劒其一也、加之皇圖代々有名劒、就中一條院朝夢作出之、然後鳥羽院朝從孟陬至臘月、定鍛各結番、次第者凡十二人、始于則宗終于助成、忝祀王者刀、製作敍衣刀劒、門鍛家高職非凡手所及、今左金吾賜大道號、而好子好孫月鍛年鍊、大其道、則山河大地一團鐵而元非吾有、勉旃至祝不書以爲大道記、

甲身梅里道人書

天正四載蜡月吉辰

〔大江俊光記〕貞享二年十二月十二日、竹屋藤兵衞來、仲三以丈堺引出物ニ被遣候刀關ノ兼信代金二枚金拵ニ申付ル、刀藤兵衞ニ渡遣、

〔武將感狀記〕八一淺野彈正少弼長政ノ歩士伊勢ニ使シテ、道ニ墓原アル所ヲ夜中ニ過リケルガ、變化ノ者出タリ、身ニ火焰アリテ不動明王ノ形ノ如シ、火光ノ中ニ其面ヲ見レバ、ニガリ〱ト打笑テ來ル、歩士刀ヲ拔テ走リカヽリテ斬之、火光忽キエテ暗夜トナリヌ、ソレヨリ伊勢ニ往テ、

明日歸路ニ右ノ所ヲ見レバ、苔ムシタル石佛ノ頭ヨリ血流出、切先ハヅレニ斬タル跡アリ、是ヲ取テ歸リ人ニ云ンモ誠シカラチバ、親キ友ニ密ニ語リ、ソノ刀ヲ見セケルニ、刃ニ血ツキ石ノヒキメアレドモ刃カケズ、淺野長政聞之テ秀吉ノ聽ニ達ス、秀吉彼刀ヲ召ヨセ一覽アルニ、備。中。靑。江。ノ作ニテ二尺五寸アリ、是名物ナリト云テ、ニガリト異名ヲツケテ秘藏セラル、其後京極若狹守忠高ノ家ニ傳レリ、

〔常山紀談二〕浮田直家近國を攻とらんとす、毛利元就、備中松山の城主三村紀伊守家親に下知して、美作の三星の城を攻させらる、○中略高德○三村の妻兵部をよびかけ、腰なる刀をぬき出し、是は國。平。が造れるにて候、わが家重代の物なり、父にそひ申心にて身をはなさず候が、武名聞えある兵部殿にまゐらするなりといひて、城に歸り自害す、

〔板坂卜齋記中〕十月末、○慶長五年進藤三右衛門と申侍一人、大坂にて本多上野介所へ、何方より共なく來り、備前中納言殿、○浮田秀家色々樣々御尋被成候、最後迄附居候者なり、被達上聞候へと申候、證據は何ぞと尋候へば、鳥。飼。國。次。と申名物の脇差御指候、百姓共取候を慥に見申候、被仰付尋候ば出可申候由に付、三右衛門案内仕、伊吹山の麓在々所々不殘三日尋候へ共脇指なし、三右衛門致し方を失ひ、如何にも破れかゝりたる小屋へ這入見ければ、女一人在て外に人なし、女麻を績て居申候オゴケの內に、脇指の樣成もの立てあり、取て見ければ國次なり、金具もはづし、鞘計りなり、女に亭主を尋候へば、十日計以前果候由申候、○下略

〔武將感狀記十〕一安藤對馬守重信ノ從士河合半左衛門、口論ノ場ニテ相手ヲ斬殺シ、松平宮內少輔忠雄ノ留守居渡邊數馬ガ所ニ立退タリ、○中略又右衛門○荒木ハ二尺七寸ノ金。道。ノ刀、鐵棒ノ如クナルヲ杷サキヲ握リ、片手ヲ以テ振之、

〔雍州府志七土產〕刀　山城國自古有巧手、粟。田。口。當。麻。丞。等之所打爲上作、於今也二條北西洞院正。

俊、國俊、金道徒是爲良、俗謂刀鍛冶金道小刀堪用、故毎年獻禁裏院中、親王元服所用之笄刀、亦依舊例金道調進之、

〔京都御役所向大概覺書 六〕諸職人之事

京都五鍛冶　一西洞院竹屋町下ル町　伊賀守金道　一同斷　丹波守吉道　一同斷

和泉守來金道　一同斷　近江守久道　一同斷　越中守正俊

〔天保十一年武鑑〕御打物鍛冶　青山　法城寺次左衛門　おはり町二丁目　久永庄兵衛　ゆしま手代町　常陸庄三郎　南本所元町　炭屋四郎兵衛

〔國花萬葉記 七下武藏〕江府名匠諸職商人

刀鍛冶　平安城　藤原助房　京橋弓町よこ丁　山城守秀康　オ尻前　法乘寺　三郎大夫　山下丁　下坂　繼十郎丁　源正友　神田かぢ丁　島田　牛込　下坂市之丞　神田紺や町二丁メ　法乘寺　三郎右衛門　神田きじ丁　國康　芝　法乘寺　但馬守正弘　瀧山丁　法橋　石道金盛　石道之勝　同光平　信濃守　佐竹殿まへ　相摸守　宇田川丁　出雲大掾　藤原吉武　ひせん丁　越前住　宇田國次　三田臺丁　法乘寺　宅大夫　山下丁　小鐵　神田下略　○

〔藝備國郡志 上 安藝土產〕刀　今府治之輝廣者鍛冶之精者也、曾毛利輝元授諱字號輝廣、到今世其業、製短刀長刀、其莖鐫播磨守輝廣字、又有多廣者同鑄利刀、以行于世矣、

鐵砲工

〔堺鑑 下 土產〕鐵炮

古老物語云、○中略 正ク日本ニ傳シハ、永正七年庚午、泉堺ヨリ小田原ノ山伏玉龍坊ト云客僧買求テ、北條氏綱ニ奉、其後氏康ノ世ニ成テ、和泉堺ヨリ國康ト云鐵炮鍛冶ヲ呼下シテ、數多張ラレシニ、根來法師ニ杉坊二王坊ナド云者、關東ヲ廻テ鐵炮ヲ數弘タリ、(中略)已上古老物語、又大筒ノ張初ハ、當津芝辻氏也、此氏ノ先祖ヨリ鍛冶ノ家ニシテ北莊櫻町ニ住ス、中比清右衛門入道妙西ハ、鐵炮張事

其妙ヲ得タリ、其子孫理右衞門入道道逸ニ至テ、彌精徹ノ處ヲ極タリ、其比異國ヨリ銅ノ鑄筒玉目一貫目許ノ大筒渡シニ、東照宮鐵炮ノ大筒得玉ハン事ヲ思召、諸國ノ鍛冶ヲ召集、鐵張ノ大筒ヲ調進上仕トノ上意成下ト云共、誰カ御受ヲ申上者ナカリシニ、道逸畏テ領掌シ奉ル、卽本口一尺三寸、末口一尺一寸、長一丈、玉目一貫五百目ノ大筒ヲ、不日ニ張上奉、是蓋鐵張ノ大筒ノ始成ベシ、其大筒今紀州ノ御城ニ有之由申傳、今ニ至テ其子孫門葉相續シテ、忝モ公方ノ御用ヲ承列ニ加ル家ト成リ、

〔雍州府志 七土産〕鐵炮　凡本朝之鐵炮、中華所謂鳥嘴銃也、曾弘治元年、南蠻人氏宇志倶智者、超海行琉球國、教造鐵炮、〇中略本朝工人倣彼之製、今處々作之、特和泉國堺造之家多、其內箕形氏人爲巧手、

〔天保十一年武鑑〕御鐵炮師　百五十俵七人半フチ、てつほう丁、松屋道太郞　百五十俵七人半フチ、てつほう丁、松屋鐵六郞　百五十俵七人半フチ、てつほう丁、胝發之進　御鐵炮臺師五十俵、てつほう丁、大塚吉之助

〇按ズルニ、鐵砲工ノ事ハ、武技部小銃術篇ニ散見セリ、參看スベシ、

待遇

〔新刃銘盡 一〕鍛冶の受領の始といふは、永正年中濃州關の和泉守兼定を始とす、是より以前は後鳥羽院の時代の番鍛冶といへども受領なし、和泉守受領して後、元龜の比、若狹守氏房、慶長の比、飛驒守氏房、信濃守國廣、同田貫上野介が類受領あり、

〔清閑寺熈房卿記〕承應四年二月六日、鍛冶山城大掾源一法轉任守、右職事資熈、　廿七日鍛冶藤原行道任河内大掾、同同則道任肥後大掾、右職事資熈、

萬治四年十月十一日京刀鍛冶源久道任近江大掾、丹波刀鍛冶同利重任武藏大掾、右職事賴孝、

製作

〔庭訓往來〕山造斧、鐇、鋸、釿、并造作釘、金物者、用意炭鐵、召居鍛冶、令造之候也、

〔古今鍛冶備考 一〕鑄錬鍛控略辨　川部正秀補助

鍛控の法は、中古以來專行はれ、近世益功成、鍛境を顯さず、精美にする鍛法に於ては、先哲も耻べ

し、先づ鍛法の大概は、一鍛に鋼三四百目程、挺の先へ鍱し付、泥土藁灰を塗包み、鍱し加減に過不及なく、鎚打互に精を合せ、たるみなく三方より挫て打延べ、眞四角に幅狹く打延し、扮折返す度毎に、合口に爲んと思ふ一方は、横になし上になし、鐵鉆へ付す、鏡の肌のごとく打延し、其上小槌に水をそゝぎて、火肌鐵肌を能く去り、一點の瑾なきやうに能く鍱し、少し中高に象を付け、其裏の眞中へ、割鏨を以て横に切目を入れ、鐵鉆の向ふ角へかけ、小鎚を以て無理なく二ッに折曲げ、柾目の方より大鎚を以て三ッ四ッ打せ、又小鎚に水をそゝぎて能く鍱し、泥をかけ一鍱して引出し、又上に云ふごとく鍛挫する也、凡折返し鍛ふる遍數は、十四五より廿遍餘にして志かり、尤鐵性に應じて、折數大に加減あるものなれど、精鋼を擇び、生鍛に數遍折返し鍛たるも良なり、

〔日本風土記二〕百工器械

鐵匠能制㆓利刀㆒、非㆔獨取㆓鋼爲㆒利、生鐵久鑄久煉、成而復毀、毀而復成、朝尋煉煆暮入㆓濕泥㆒、如㆑此一百二十日而工成、其刀可㆘以吹㆑毛削㆒鐵也、上古倭刀以㆓年久者㆒爲㆑貴、邇來新鑄之刀儘爲㆑利矣、今之利刀以㆑柄鑿㆑名、不㆑記㆑名者、則尋常之器耳、

〔正月揃四〕鍛冶の初正

鍛冶の正月、鞴に注連かざり、鏡もちをそなへ、吉日をゑらびて、打初の槌、かなしきたがね、鋳せん、みがきづち、鎔、とぎすりのもの、鉾、つるぎ、かま、刀、太刀、長刀、釘、針、のみ、鋸、かけがね、はさみ、鐔、なた、鐽、具足の鏈、鑿、犂の子、ひうち、あぶみの緣、つりばり、すゞかぎ、雁俣、こて、たまぎ、これを作て銘を打、下○略

〔倭名類聚抄十五 鍛冶具〕鞴　唐韻云、鞴蒲拜反、漢語抄云、鞴袋、布岐加波、韋囊吹㆑火也、野王案、鞴所㆔以吹㆓冶火㆒令㆑熾之囊也、

〔箋注倭名類聚抄五 鍛冶具〕按木工寮式云、鍛冶吹皮卽是、今俗訛呼㆓布以賀字㆒、新撰字鏡、鞴字、韛字、訓㆓不支㆒、或云、疑不支下有㆓脫文㆒、愚謂箑所㆔以扇㆓物㆒、訓㆓阿布伎㆒、然則鞴所㆔以吹㆑火起㆑風、亦可㆑訓㆓不岐㆒、恐非㆓脫㆒、

文、○中略按說文鞴紲或字、非此義、則此鞴宜從韋、然慧琳音義、引古今正字文字典說從韋、引埤蒼從革、則鞴亦或作韛、故源君引唐韻從革也、龍龕手鑑云、韛蒲拜切、吹火具也、又紲也、薄故房六二切、遂合韛鞴爲一字誤、○中略今本玉篇韋部、作可以吹火令熾、慧琳音義一引作所以冶家用吹火令熾、一引作所謂吹鑄冶火令熾也、一引與此全同、按玄應音義引埤蒼云、橐又作韛、又作排同、鍛家用吹火令熾者也、顧氏蓋本之、按韛字、說文所無、玄應音義云、韛、東觀漢記作排、則知韛俗排字、古排蒲同音、故從韋諧蒲聲、以別排斥字也、

〔撮壤集中術藝〕鍛冶具足　鞴(フキガハ)（韛同字、和名、皮拜切、韋囊也、可以吹火令熾、玉篇、韛吹火韋囊、韻會、）　韝同

〔延喜式三十四木工〕年料　凡鍬五十口、幷鍛冶吹皮料牛皮十五張、申省三年一請、

〔東雅九器用〕鞴フキガハ　倭名鈔に漢語抄を引て、鞴は皮袋、フキガハ也と註せり、舊事紀に、石凝姥神、天八湍河之川上の天堅石を採り、又眞名鹿皮を全剝て、天之羽鞴を作れりと見えたれば、古語にはハフキといひしなり、後にフキガハといひしは吹皮也、今俗にフイガフといふは、フキガハといふ語の轉せしなり、

〔和漢三才圖會二十四百工具〕鞴（音敗）　橐（同字）　風廂　鞴袋　和名布岐加波　俗云不以古○中略

按鞴鍛冶家皆用之、吹韋也、以狸皮爲上、

〔名物六帖器財二工匠利用〕橐籥(フイゴ)（老子、天地之間其猶橐籥乎、口義、籥者橐之管也、翼、橐籥冶鑄所用、致風之器也、橐者、外之櫝所以受籥也、籥者內之管所以鼓橐也、林兆恩曰、橐以皮爲之、皮囊以爲風袋也、籥以竹爲之、袋口之管也、）　鞴(フイゴ)（字彙、鞴薄邁切、韋囊所以吹火、小補韻會、吹火韋囊、或作韝、亦作排、後杜預造作水排鑄農器、）　皮排(フイゴ)（綱目梁紀、以皮排吹之、）　鼓鞴(フイゴ)（朱子曰、天形如一箇鼓鞴、天便是那鼓鞴、外面皮殼子、）　風箱(フイゴ)（天工開物、其爐或施風箱、或使交箑、）

〔日本書紀一神代〕一書曰、○中略以石凝姥爲冶工、採天香山之金、以作日矛、又全剝眞名鹿之皮、以作天羽鞴(アマノハブキ)、用此奉造之神、是卽紀伊國所坐日前神也、

〔釋日本紀七述義〕羽鞴

私記曰、問是何物哉、答今代鍛師所用吹皮者也、既採金銅以作日矛、故用吹皮耳、謂之羽者、以其扇風相似鳥之羽翼故也、

〔人倫訓蒙圖彙 六〕鞴師(ふいごし) ふいごは京童の説に、稲荷の御神、天上より持來りたまふとかや、鍛冶を初、一切の鐵物師是を用ゆ、大坂天滿ふいご町より諸國へ出す也、

〔倭名類聚抄 十五鍛冶具〕蹈鞴 日本紀私記云、蹈鞴、太々良、今按、漢語抄用館字、非也、唐韻、館音貫、一音管、車軸頭鐵也、

〔箋注倭名類聚抄 五鍛冶具〕按三國志韓曁傳云、徙監冶謁者、舊時冶作馬排、毎一熟石、用馬百匹、更作人排、又費功力、曁乃因長流爲水排、計其利益三倍於前、注、排蒲拜反、爲排以吹炭、所謂人排、即太々良、人排之吹炭、令盛踏以生風也、排、鞴古今字、見上條、則人排亦可曰踏鞴、但未見所出耳、

〔東雅 九器用〕鞴フキガハ 〇中略 日本紀に、踏鞴讀てタヽラといふは、新羅の方言に出しと見えたり、舊事紀に、神武の皇后の御名を、姫鞴五十鈴姫命としるされしを、日本紀には、踏鞴(タヽラ)としるされたり、されば踏鞴をタヽラといふ事、我國上世より云つぎし事の如くに見ゆれど、二紀にしるされたし所は、たゞ夫等の字を借用ひられし所なるなり、古事記には比賣多々良伊須氣余理比賣としるして、その御名を得たまひし故をも詳にしるしたり、踏鞴の義にもあらず、また五十鈴の義にもあらず、併せ見つべし、

〔伊呂波字類抄 太雜物〕蹈鞴(タヽラ) 鍛冶具也

〔和漢三才圖會 二十四百工具〕蹈鞴 和名太太良

按蹈鞴、冶工常鑄鍋釜或鐘等物用蹈鞴、令數人對蹈板端、如碓板下有竇、而風通于甘堝、能所扇火熾、金流入型、字彙云、冶鑄之時扇熾其火、謂之鼓鑄者、蓋不捷也、今之蹈鞴甚捷方也、

〔日本山海名物圖會 一〕南蠻鞴

なんばんふきは、たゝらかべにつけ、はぐちをして、二てうふいごにてふく也、銅よりなまりをしぼり取に用ゆる也、又銅より銀をしぼり取にもこれを用ゆる也、〇中略

鐵蹈鞴

鐵をふくには、ふいごにては湯になりにくし、故にたゝらにかけて湯にわかすなり、

鐵鉗

〔倭名類聚抄 十五鍛冶具〕鐵鉗 漢語抄云、鐵鉗、加奈波之、下奇炎反、

〔箋注倭名類聚抄 五鍛冶具〕按說文云、拑、脅持也、鉗、以鐵有所劫束也、箝、籋也、三字音同、義亦近、經典多通用、鬼谷子飛箝注、箝謂牽持緘束令不得脫也、周禮典同疏、引鬼谷子作飛鉗、後漢書梁冀傳、妻孫壽性鉗忌注、鉗鋏也、言性害忌、如鉗之鋏物也、是鉗所脅持物之器、故鐵鉗訓加奈波之、其冶器所用之鉗謂之鋏、說文云、鋏以持冶器鑄鎔者也、新撰字鏡、鉗字拑字、並訓波志、今俗呼也登古、

〔伊呂波字類抄 加雜物〕鐵鉗 カナハシ　鉆　鉐 已上同

〔和漢三才圖會 二十四百工具〕鋏 音劫　鐵鉗　和名加奈波之

說文云、鋏可以持冶器鑄鎔者也、

鐵碪

〔倭名類聚抄 十五鍛冶具〕鐵碪 漢語抄云、鐵碪、加奈之岐、

〔箋注倭名類聚抄 五鍛冶具〕按、碪擣衣石也、鍛金鐵之碪、質與擣衣碪同、故用鐵碪字、訓加奈之岐、新撰字鏡、碪、加奈志支乃石、又云、斟、礩也、阿氐、又按、詩公劉篇云、取厲取鍛、毛傳鍛石也、鄭箋鍛石所以為鍛質也、正義質者質椹也、言鍛金之時、須山石為椹質、是亦可以訓加奈之岐、今俗用鐵造、呼加奈登古、

〔伊呂波字類抄 加雜物〕鐵碪 カナシキ 鍛冶具　鑕 已上同

〔和漢三才圖會 二十四百工具〕鑕　鐵碪　鐵砧　和名加奈之岐　俗云鐵床

按、鑕俗云鐵床也、鍛冶燒鐵載鑕、以鐵槌打之、大抵高七八寸、長五六寸、幅二三寸、

奈良之　似鑕而方二三寸、以其所鍛者再載此上為細工也、和名抄以鏟劃一名劃刀訓奈良之、蓋鏟劃今云世牟削鐵器者也、

鎚

〔倭名類聚抄 十五鍛冶具〕鎚　四聲字苑云、鎚、直追反、今案、即鐵槌也、打鐵器也、

〔箋注倭名類聚抄（五鍛冶具）〕按玉篇云、鎚、鐵鎚也、廣韻云、鎚、金鎚也、卽此義、又按本作椎、或作槌、而有用金鐵作之者、故從金以別木槌、與金石部半熟銅之鏈自別字、

〔和漢三才圖會（二十四百工具）〕（中略）

大鈍　鍛冶家用之、大如杪椤、其柄長三尺餘著端、

鏟

〔倭名類聚抄（十五鍛冶具）〕鏟𠝹　唐韻云、鏟𠝹（鏟、初限反、辨色立成云、鏟、奈良之、一云𠝹刀、）上平木器也、下削也、

〔箋注倭名類聚抄（五鍛冶具）〕廣韻削上有𠝹字、按辨色立成所言、鏟一云𠝹刀、蓋削鐵之器、今俗呼若先、或是鏟𠝹字音也、或曰、說文鑿器也、讀若銑、是可充今俗呼先者也、今俗呼奈良之者、礎鐕之屬、與此無涉也、又按此辨色立成云、鏟一云𠝹刀十字、當爲正文、鏟下夾注奈良之三字、𠝹刀下夾注唐韻云、鏟𠝹並初限反、上平木器也、下削也十七字、

鑽

〔倭名類聚抄（十五鍛冶具）〕鑽　陸詞切韻云、鑽（徐感反、上聲之重、漢語抄云、太加禰、）剪鐵器也、

〔箋注倭名類聚抄（五鍛冶具）〕錯　那波本錯作鑽、與伊呂波字類抄合、按廣韻錯無蓋釘也、徐感切、鑽錐鑽、子筭切、錯見造作具、訓歧利久歧、此作鑽爲是、然徐感反、是錯字音、蓋源君所見切韻、傳寫誤鑽作錯、故就音之以徐感反也、然則作鑽者係那波氏校改、非源君之舊、今不徑改、伊呂波字類抄作鑽、亦知源君之誤而改者也、類聚名義抄併鑽錯爲一字、非是、然是亦可證其所見本書誤作錯也、又按說文鑽所以穿也、玉篇廣韻作鑽云、錐鑽、急就篇鐵鈇鏟錐釜鍑鍪、注云、鑽所以穿通也、錐所以刺入也、雖二物異解、猶是同類、又火鑽求火、與錐穿物同、故火鑽訓比歧利、依之鑽錐皆可訓歧利、漢語抄以爲太加禰者、蓋依陸詞剪鐵器之釋也、然訓鑽爲剪鐵器、未知所本、

〔伊呂波字類抄（太雜物）〕鑽（タガネ、剪鐵器也）

〔攝壤集（中術藝）〕鍛冶具足　錯（タガネ）

〔和漢三才圖會（二十四百工具）〕鏨（音讒）　太加禰（中略）

按字書云、鑽穿物之錐也、鏨鐫石也、(錐注云、鑽也、鏨注云、鑱也、)參考之、鑽三稜錐也、鏨太加禰也、以鋼制之、有數種、鍛冶以剪鐵鐫刀器銘、石工以彫石攻玉之類、大小不一、

鉸刀

〔倭名類聚抄　十五鍛冶具〕鉸刀　漢語抄云、鉸刀、(波佐美、上古數反、)所以切銅鐵也、

〔新撰字鏡　金七〕錯(各反、雜也、摩也、廁也、鑢也、鑿也、胃也、己須利、又也須利、又乃保支利、)

〔同　違字〕借木(摩木之具也、己須利、)

鑢

〔倭名類聚抄　十五鍛冶具〕鑢子　四聲字苑云、鑢(音慮、字亦作鋁、漢語抄云、鑢子、夜須利、)所以利鋸齒也、

〔倭名類聚抄　十五膠漆具〕錯子　唐韻云、錯(倉各反、漢語抄云、錯子古須利、)鑢別名、又摩也、

〔箋注倭名類聚抄　五細工具〕廣韻鑪作鑢、按說文云、鑪、方鑪也、又云、鐻、錯鐵也、二字不同、左傳、鑪金、釋文云、鑪本又作鐻、漢書古今人表亦作鐻金、蓋二字古通用、又諸本及類聚名義抄、伊呂波字類抄、皆作鑪、今姑依舊、然訓詁不宜用假借字、則此當作鐻爲是、又按鐻可以厝厲鐵、故又名厝、後人从金與訓須利、此錯訓古須利、別爲二物、恐非、古須利未詳、今俗呼若雁伎者或是、金涂之錯、混無別、又按錯卽鐻別名、故劉賓客嘉話錄云、出懷中錯鐻磨數處、源君鍛冶具載鐻訓夜

〔類聚名義抄　八金〕鑢(ヤスリ刃諫反、ヤスリ、鍛冶具、)　錯子(コスリ)　鑪子(ヤスリ)　鑪鐻(音慮ヤスリ)

〔撮壤集　中術藝〕鍛冶具足　鐻(ヤスリ同和名ヤスリ、鑪子、和名ヤスリ、コヤスリ、)

〔東雅　九器用〕鐻子ヤスリ(○中略)　鐻は六書故に、錯之精者とも見たれば、ヤといふは彌精きの義にて、コといふは細小之義なるべし、スリは則摩也、

〔和漢三才圖會　二十四百工具〕鐻　鋁(同)　錯子　和名夜須利

四聲字苑云、鐻所以利鋸齒器也、磨錯銅鐵者也、

按、鐻不襍生鐵、單以鋼制之、形如疊扇、表裏作細刻目、以摩剝鐵器、有大小數種、而利大鋸者、鐻齒三稜也、又磨獸角者齒麤、名之鴈岐鐻、

〔雍州府志　七土產〕鑪錫(ガンギヤスリ)　倭俗是謂賀牟義、幷也須利、工匠以是磨鋸刃之所禿、則刃砬立而有利伐木、所

和炭　炭鉤　硎師

所鍛工造之、

〔倭名類聚抄 十五鍛冶具〕和炭　漢語抄云、和炭、邇古須美、今案一云加知須美、

〔倭名類聚抄 十五鍛冶具〕炭鉤　陸詞切韻云、鈐、音欽、和名須美加岐、炭鈎也、

〔撮壤集 中術藝〕鍛冶具足　鈐(スミカキ)　炭鈎 同

○

〔書言字考節用集 四人倫〕磨刀人(カタナトギ)

〔羅山文集 四十九序〕相刀抄序 寛永十三年作

木屋光保請余曰、○中略 後鳥羽院朝廷、掄其良者、易月代番、所謂鎌切、乙丸、櫻丸之屬、是御劍之號也、時有洛陽人澤田國弘者、善巧發硎、故磨礪御劍焉、○下略

〔天明集成絲綸錄 四十五〕天明二寅年十一月

御硎師佐柄木彌太郎儀、先祖より關八州硎屋觸頭ニ而、御矢之根磨御用之節者、國役硎屋共觸集、御用相勤候處、致中絶候、此度由緒を以、先年之通、右御用有之節、彌太郎方ゟ相達候ハヽ、觸書ニ隨ヒ、硎職之者、無遲滯江戸著いたし、彌太郎方江屆候樣可致候、

右之趣、關八州御料者御代官、私領者領主地頭ゟ可相觸候、

右之通可被相觸候

十一月

御勘定奉行江

〔天保集成絲綸錄 百三〕文政五午年八月

御硎師佐柄木彌太郎、先祖より關八州硎屋觸頭ニ而、御矢之根磨御用之節は、御府内幷在々硎屋共觸集、國役硎及差圖、其後御鑓御長刀御紋付御小刀御刃ぶくら等、國役硎申付候處、彌太郎

觸出之方不行屆故、心得違之者有ㇾ之、不ㇾ能ㇾ出趣相聞候、縱令外職より相兼候共、鑄職いたし候ものは、一ヶ年一人役之積を以、彌太郎より順々觸達候筈に候條、急度罷出、同人差圖を請可ㇾ鑄ㇾ上候、

右之通御府內は勿論、關八州之內、御料は御代官、私領は領主地頭より不ㇾ洩樣可ㇾ相ㇾ觸候、

午八月

右之通可ㇾ被ㇾ相ㇾ觸候

〔正德六年武鑑〕御鑄屋　百俵七人ふち長者丁　木や松壁　百俵十人ふち水道ばし　木や常運　百俵十人ふち增上寺切通　木や常悅　十人ふち白□□　木や五郎左衞門　百俵下谷　竹や淸兵衞　飯田丁　竹や昌山　新兩石一丁目　角野壽見　十人ふち飯田丁　澀谷秋水

〔國花萬葉記七下武藏〕江府名匠諸職商人　刀鑄屋御用人右ニ記　木屋利兵衞京橋南二丁メ　木屋理左衞門總十郎丁　松本十左衞門すきや丁　河井傳左衞門神田かはや丁　左馬五兵衞かが丁　澀谷助右衞門南さい木丁　越前屋市兵衞赤坂ゆや丁　竹屋總次郎山下町

〔甲斐國志百一人物一〕町方諸職人勤方

一鑄師屋敷貳拾貳軒細工町十七戶、元連雀町二戶、竪町一戶、堺町一戶、柳町一戶、諸役免許也、堺町十次郎所藏、戊辰五月十七日印章一通ハ禰津喜右衞門、一通ハ禰津與三右衞門、又一通ハ辛卯七月十日加藤平兵衞尉印書、是モ與三左衞門トアリ、皆細工ノ奉公ニ依テ、宿次ノ普請役免許ノ旨、同文言ナリ、十次郎ヲ鑄ㇾ本ト云、

鑄工

鑄工ハ金銀銅鐵等ノ金屬ヲ冶鑄スル工人ナリ、金屬ヲ冶鑄スルトハ、之ヲ沸騰シテ型ニ入レテ器ヲ造リ、或ハ其金湯ヲ他物ニ流シテ、其外面ヲ包ム等ノ事ヲ爲スヲ謂フナリ、故ニ礦山ニ在リテ礦石ヲ分解スル如キモ、一ニ冶鑄ノ力ヲ俟ツモノナリトス、此術神代ノ時既ニ之アリ、大寶令ノ制ニハ、典鑄司ヲ置キテ、此業ヲ掌ラシメタリ、凡ソ此術ハ佛敎ノ漸ク行ハレテ、銅製ノ佛像ヲ造ル事多キニ及ビ、益、進步セシニ似タリ、有名ナル東大寺ノ大佛ノ如キ其一例ナリ、

名稱

〔新撰字鏡　金〕鋂　伊物、又章、

〔倭訓栞　中編伊　二〕いもの　鑄物の義也、新撰字鏡に鋂字をよめれど、和字成べし、

〔下學集　上人倫〕鑄物師（イモノシ）

〔和爾雅　三人物〕冶工（イモジ）　鑄人也、爐匠、鑄氏竝同、　鑄冶師（イモノシ）見子列仙傳

〔名物六帖　人品三坑冶鑄陶〕鑄工（イモノシ）通典　鑄銅工（イモノシ）文獻通考、魏武帝時、鑄銅工柴玉有巧思、　鑄匠（イモノシ）會典　鎔工（イモシ）聖諭像解、按此與上鑄工一與、

初見

〔東北院職人歌合〕四番　右　鑄物師

たゝらふむやどの烟に月影のかすみもはてぬ有明の空

たのめしをまつとせしまにまがねふくきびの中山跡たえにけり

〔宇治拾遺物語　一〕十七八ばかりなる小侍のふとはしり出て、うちみて、○中略　あれは七條町に、江冠者が家のおほひんがしにあるいもじの妻を、みそか〳〵に、いりふし〳〵せしほどに、去年の夏いりふしたりけるに、男のいもじかへりあひたりければ、とる物もとりあへずにげて西へはしる冠者が家のまへほどにて追つめられて、さいづへして、頷をうちわられたりしぞかし、

〔雍州府志　六土産〕鐵　鐵西州處々山出、三條釜座人鑄大小鐵器、是謂鑄物師、

〔古語拾遺〕爰思兼神、深思遠慮議曰、宜令太玉神率諸部神造和幣、仍令石凝姥神天糠戸命之子鏡作遠祖也取天

香山銅、以鑄日像之鏡、〇中略於是從思兼神議、令石凝姥神鑄日像之鏡、初度所鑄少不合意、是紀伊國日前神也

次度所鑄其狀美麗、是伊勢大神也

職司

〔令義解一職員〕典鑄司

正一人、掌造鑄金銀銅鐵、塗飾、瑠璃、謂火齊珠也玉作、及工戶戶口名籍事、〇中略雜工戶、

〔令集解四職員〕典鑄司

跡云、此司掌鑄造物、餘以鐵造物、皆鍛冶司掌耳也、

工人

〔延喜式十七內匠〕御鏡一面、方七寸〇中略長功廿二人、鑄工三人、夫二人、〇中略磨十八人、

五尺屏風四帖料、〇中略熟銅大三斤十二兩、作肱金料、半熟銅大十二斤、鑄釘料〇中略單功一百卅九人、木工十六人、漆工五人、鍛冶工十七人、細工五十六人、鑄工三人、張工卌八人、夫四人、

〔東大寺大佛記〕勅、〇中略粵以天平十五年歲次癸未十月十五日、發菩薩大願、奉造盧舍那佛金銅像一軀、〇中略

金銅盧舍那佛像一軀、結跏座高五丈三尺五寸、〇中略用熟銅七十三萬九千五百六十斤、白鑞一萬二千六百十八斤、〇中略

大佛師從四位下國土麿　大鑄師從五位下高市眞國　從五位下高市眞麻呂　從五位下柿木男玉〇下略

〔續修東大寺正倉院文書四十〕造鏡用度帳

東大寺　應鑄御鏡四面各徑一尺、厚五分、

合應用熟銅七十斤〇大中略

單功一百廿四人

鑄工五人單六十四人

八人鑄功

五十六人鎝作功〇中略

以前依去三月廿五日因八麻中村宣、應奉仕御鏡用度如件、

天平寶字六年四月二日　　主典正八位上安都宿禰雄足

(續修東大寺正倉院文書四十九)紙背ニ牒　岡田鑄物師王公所

應充黑米伍斛

右信樂殿壞漕所充遣如件、宜察此趣、隨請使至日、便彼買置米、依員許充、令具狀、故牒、

付丈部萬呂

天平寶字七年二月十八日、案主下、

(今昔物語三十一)愛宕寺鑄鐘語第十九

今昔、小野ノ篁ト云ケル人、愛宕寺ヲ造テ、其ノ寺ノ料ニ鑄師ヲ以テ鐘ヲ鑄サセタリケルニ、鑄師ガ云ク、此ノ鐘ヲバ撞ク人モ無クテ、十二時ニ鳴サムト爲ル也、其レヲ此ク鑄テ後、土ニ堀埋テ、三年可令有キナリ、今日ヨリ始メテ三年ニ滿テラム日ノ其ノ明ム日可堀出キ也、其レヲ或ハ日ヲ不令足ズ、或ハ日ヲ除テ堀開タラムニハ、然カ撞ク人モ无クテ、十二時ニ鳴ル事ハ不可有ズ、而ル構ヘヲシタル也ト云テ、鑄師ノ返リ去ニケリ、〇下略

(吾妻鏡三十一)文暦二年〇嘉禎元年六月十九日庚辰、被鑄五大堂洪鐘、而今日鑄損之、奉行人周防前司、勘發鑄物師之處、陳申云、依銅不足如此、可被加銅歟云云、

(正德六年武鑑)御鑄物師　小傳馬町三丁目 宇多川善兵衛　神田なべ町 椎名伊與　南なべ町八間町 長谷川豊前

(筑前國續風土記二十七土產)蘆屋釜、むかしより此國遠賀郡蘆屋の里、又那珂郡博田の邑諸所に鑄物師有て、釜鍋等の類を鑄ける中にも、蘆屋の鑄物師は、其元祖元朝より歸化して、鑄物の上手成し

かば、禁中より官を給はり、菊桐の御紋を御免有て、數家恩澤に潤へり、〇中略長政〇黒田公入國の時迄、猶蘆屋に冶工數人有しが、漸下手と成て好釜を鑄る事あたはず、遠世に至て終に斷絶せり、博多には今も冶工多して、釜鍋等を製す、其居所を金屋町と云、其餘の町にも住す、就中蘆屋の鑄物師の遠孫博多に居る者、古に及ばざれ共、頗良工也、近年早良郡姫濱里にも冶工の遠孫也とて、其製法頗精く、つとめて後に至らば、いにしへにも及びなん、夜須郡甘木にも鑄工あり、鍋釜を作る、

〔先民傳下〕道佐業鑄冶、其工各稱奇矣、

〔諸問屋幷商雜類編〕鑄物師

大久保加賀守殿御出座式日跡立合、

貞享四卯年十二月

一井伊伯耆守領分遠州森町七郎右衞門儀、駿州遠州兩國之鑄物師大工職可相勤旨、先年御朱印被下置候處、同國板屋町太兵衞、御朱印を不用、金〇鐘之銘文切付候旨訴之ニ付、令詮議處、七郎左衞門儀、駿遠兩國鑄物師可爲大工職、小工共可隨之旨、御朱印有之上者、太兵衞其外鑄物師小工共可相隨旨申渡、

酒井河内守　甲斐庄飛驒守　佐野六右衞門　戸田能登守　荻原彦四郎　米津出羽守
北條安房守　小菅伊右衞門

右出座

右安永四未年十月十一日寫留ル

〔御觸帳三〕覺

鑄物師太郎左衞門願に依て、先規之通、御國中に而他所鐘鍔口鍋釜之分、商賣不能成筈候間、他所より來候て、右商賣いたし候者、一宿も爲致申間敷候、併太郎左衞門より不苦由申屆候者は、宿い

たし候而も不ㇾ苦候事、

右之通、御奉行所より被ㇾ仰渡ㇾ候間、町中幷寺社門前町、續端々迄、不ㇾ洩樣に可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候、以上、

六月〇元文四年 廿七日　　山口善助　坂嘉兵衞　青木茂兵衞

花井八郎左衞門殿

如ㇾ斯被ㇾ仰渡ㇾ候間、町中幷寺社門前町續端々迄、不ㇾ洩樣に可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候、以上、

花井八郎左衞門

町中 町代衆　上長者町印

〔德川禁令考四十五 朱工〕安永五申年

諸國鑄物職之事

諸國鑄物師職之儀ニ付、評議仕候趣申上候書付、

石谷豐前守　安藤彈正少弼 懸り　新見加賀守　上遠野源太郎　辻源五郎　松本

十郎兵衞　飯倉德左衞門　御勘定方

先達而御渡被ㇾ遊候所司代より之御狀、幷禁裏藏人所御藏眞繼佐渡守、傳奏衆江差出候願書帳面等一覽仕候處、眞繼佐渡守儀、先祖より諸國鑄物師職之支配仕、許狀差遣職分爲ㇾ仕候處、近代座法致ニ混雜ㇾ國々鑄物師共、許狀をも不ㇾ請、職分仕候趣ニ付、只今迄相隨罷在候鑄物師江申付、諸國一統相改、座法之通、眞繼家代替幷國々鑄物師職相續之度々致ニ上京ㇾ繼目之許狀を請、御卽位之節も、致ニ上京ㇾ恐悅申上、常々年始八朔等之嘉儀、眞繼家江相勤候樣仕度、尤新職之もの、往古之筋目無ㇾ之候得ば、職分差留候樣被ㇾ仰付ㇾ候はゞ、爲ニ冥加ㇾ江戶表御臺所御用之銅鐵鍋釜百器ヅヽ、年々差上候樣仕度旨申上、猶又追願を以申立候は、鑄物師共江申付、國々相改候而は、異論等出來可ㇾ仕哉ニ付、前書之趣一統御觸被ㇾ成候樣仕度、且大坂表鑄物師共、先達而相願、冥加銀相納、同

所町奉行支配ニ相成、

朱書 此儀大坂町奉行江懸合承糺候處、去ル寅年、同所鑄物師共、仲間爲取、鑪鞴株貳拾五相願、爲冥加銀貳拾五枚相納可申旨申出候ニ付、御城代江伺之上、願之通申付候處、去ル巳年增株壹ツ相願、是又御城代江伺之上差免、增銀申付、當時六株ニ而銀貳拾七枚ツヽ相納候儀之由申聞候、

眞繼佐渡守江は不沙汰ニ相成候間、右冥加銀同人方江取集、上納仕度旨相願候由ニ御座候、依之御當地鑄物師共之儀は、町奉行、御賄頭、御細工所頭江懸合、其外國々之儀は、遠國奉行江申達、御代官井御預所役人江申渡、諸國仕來之趣相糺候處、御賄方、御細工所御用勤候、椎名土佐、木村將監を始メ、京都三條釜座之者共、井右支配山城國中、其外遠州森町村七郎左衛門支配駿遠兩國之鑄物師共は、何れも百年餘以前、從公儀御免有之、奥州會津城下鑄物師和右衛門は延應元亥年より勅免之筋目ニ而、五百三拾年餘鑄物師相稼候得共、孰も眞繼家支配井許狀等請候儀無之由申之、且前書朱書ニ申上候攝州貳拾六株之鑄物師も、是又奉行所より差免候もの共ニ付、別段ニ許狀請可申筋ニ無御座、右之外御當地井遠國仕來區々之內、前々より許狀請不申ものの多、又は數代以前は許狀請候得共、其後請不申、或は家別抔ニ而綸旨許狀等之寫を以、鑄物師相稼候ものも有之、勿論國々之內には、代々許狀請來、座法相勤候ものは有之候、依之評議仕候處、眞繼佐渡守諸國鑄物師職支配之儀は、往古勅免之儀ニ而、品々書物等致所持候由ニは御座候得共、諸國一統支配之儀は、往古之儀と相聞、當時迄聯綿仕來候筋には無御座、及中絕候儀ニ付、此節願後之筋にも有之、既前書之通、從公儀御免之もの之外にも、數代許狀請不申もの多分有之候處、俄ニ許狀不請候而は稼難成儀に相成候はゞ、國々右渡世筋甚手狹に罷成、殊に遠國ニ而纔之稼を以渡世仕候もの共も、年始八朔之嘉儀相勤、御卽位井繼目之度々上京仕候而は

入用も相懸り、自然と稼相止候より外無之ものも可有御座哉、勿論當時之姿に相成候は、何年以前より之事ニ候哉、年數も難相知程之儀御座候間、今更諸國相改許狀相渡候樣には難相成筋に奉存候、尤爲冥加鍋釜百器宛上納可仕由之儀も、禁裏勤仕之者に御座候間、在町之もの同樣、冥加等差上可申筋無御座、并大坂表鑄物師相納候冥加銀之儀も、是以眞繼佐渡守方江取集メ上納可仕筋ニ無御座候間、旁諸國一統相改、許狀相渡候之儀は、願後之儀に付、難被及御沙汰旨傳奏衆江被仰達候樣、所司代江被仰遣候方に可有御座哉に奉存候、被遊御渡候御狀、并書付帳面共奉返上候、以上、

申八月

申八月廿一日、右近將監殿、吉松次左衞門を以御下ゲ、承付いたし、翌廿二日、同人を以返上、

御書面之通、土井大炊頭殿江被仰遣候旨奉承知候、

申八月廿一日　石谷豐前守　安藤彈正少弼　新見加賀守

〔三聰秘錄七〕一寬政七乙卯年二月、町御奉行小田切土佐守樣御問合、

一京都眞繼能登守ゟ鑄物師職之許狀無之候而、蹈鞴鑄相立候義者、御法度御座候哉、

一新鑄物師相始候義者、御制禁ニ御座候哉、

一棄篇ニ而鑄物師致し候義は、御構無御座候哉、

御附札

御府內鑄物師職之者、新鑄物師何方ゟ之許狀無之候而、棄篇蹈鞴相立候義、法度と申義無之、銘銘弟子共も勝手次第相用候、諸國之義は如何有之候哉、

御府內職分之者共、眞繼能登守より定法請候義は無之候、

右之趣、御問合申上候、以上、

三月三日　　　　秋元但馬守家來
　　　　　　　　安館門藏

〔甲斐國志人物百一〕町方諸職人勤方

一鑄物師　新青沼町ニ三戸アリ、雨宮十左衞門、沼上源藏、同治左衞門也、寛政四年三月、禁裏諸司能登守齋部宿禰鑄物師職座法ノ掟書一章、同十年二月同人申渡一章、但是ニハ都留郡新田村足立惣右衞門共爲二四人一、

〔諸問屋再興調三〕亥朱書〇嘉永四年八月二日、忠大夫を以御渡、同三日致二ヒレ付一返却、　鰭付末ニ記

左衞門尉殿江相談もの

再興　鑄物師取調申上候書付　　　町年寄

此度問屋組合之義、文化以前之通再興被二仰付一、現在人數を以、追々取調之內、左に申上候、

一鑄物師　三十四人　　一同　去ル丑年以來家業相始候者　十二人　　〆現在人數四十六人

朱書是は寛政七卯年組合御定、名前帳町年寄方江差出し候節、人數御定無之、増減町年寄手限承屆來候處、丑年御改革之砌御差止、

右者寛政之度、名前帳取出候組合ニ御座候間、此度再興被二仰付一可レ被レ下哉、名前帳之義は、兼而被二仰渡一候通、私共方江取置、以來加入、幷名題替讓替等、組合差添可二願出一旨申渡、且以後者町年寄手限承り屆候義相改、外問屋向之通、其剋々御內寄合ニ而、伺之上進退可レ仕候、則差出し候名前帳一冊奉二差上一候、以上、

亥七月　　館市右衞門　喜多村彥右衞門　樽藤左衞門

朱書亥八月三日致二鰭付一上ル
ヒレ付

書面鑄物師之儀、御役所に書留無之候得共、寛政七卯年組合御定有之、去ル丑年迄、町年寄江名前帳差出し有之候上は、文化以前之通、組合再興被二仰付一、名前帳爲二差出一候義等、總而町年寄伺之通被二仰渡一可レ然哉に奉レ存候、

亥七月　　再興掛

ヒレ付 書面鑄物師組合再興之儀、御向類ロ方とも取調申上候迄、町年寄江被仰渡可然哉に奉存候、

亥八月　　南　再興掛

〔和漢三才圖會 七人倫〕鑄冶音野 冶从冫台聲 冫即冰也 和名伊毛乃之〇中略

按佛像鍋釜及諸鐵器、入鑄用踏鞴鑄成者、總稱冶工、鍋釜冶工、始於河州我孫子村、江州辻村次之、近頃攝州大坂專多有之、

〔萬金產業袋 二目貫井緣頭小柄〕鑄目貫といふは、埴土に油を和しいれ、麥のふみ糠のあらきをすさ三に入、やはらかに塑てひらめ、ほり立てある目貫を、八ッばかりならべ、臺の土の大キサにまた土をこしらへ上へかさね、その土へまた目貫をならべ、土を蓋にし、その蓋の土に目貫をならべ、また土をふたにする事、以上に三べん程して、それを又一ッ〳〵はなし、跡へみな銅を鑄こむ筋をつけ置て日にほし、土をかはかし、よく土の干て後、右のごとく合口をあはせ、坩堝に銅をいれよく濃し、右の筋の鑄口ゟかねを流しこむ也、此型の事、目貫計にかぎらず、惣じてのかな道具、褐銅、白銅、亞鉛ざいく、小は右の目貫の類、あるひは佛具の品々ゟ、大に至つては喚鐘、つきがね、丈六佛を鑄奉るも、仕やうはみな此型の仕かけ也、爰の此目貫の所作も、品こそかはれ、型には二ッはなし、畢竟おもへば、火は土を生じ、土また金を生ずるの心、水火の力、人力を符合して、製作時としてならずといふ事なし、

〔東大寺造立供養記〕壽永二年二月十一日、大佛右御手奉鑄之、同年癸卯四月十九日、始奉鑄御首、同年五月十八日丙戌奉鑄既了、首尾經卅九日、前後及十四ヶ度、終其功了、鑄物師大工陳和卿也、都宋朝工舍弟陳佛壽等七人也、日本鑄物師草部是助以下十四人也、和卿與土人作火爐三口、以置佛上之東

工具

西、鑪口弘一丈、高一丈餘也、涌銅或時一萬餘斤、或時七八千斤也、炭或六十石、或五十石、初日如法如說奉轉讀一日大般若經、惣奉鑄之間、或讀不斷觀音經、或讀持經持物、或勤行百座仁王講、或誦尊勝陀羅尼、又與福寺別當權僧正催當國諸寺諸山之淨行人等、與於鐘堂之岡、以誦尊勝陀羅尼、凡如此祈請每度勇猛精進也、彼別當僧正以銀銅二香呂令入鑪中、時僧正自昇假屋上也、今日奉加人不知其數也、水瓶鋋鏡金銅具等多寶物皆所施入也、當寺長官左大辨藤原朝臣行隆之子息爲上人之弟子也、大勸進上人以下同朋五十餘人、鑄師七十二人、幷中門衆、法花堂衆、或有驗壯年輩、同心合力也、錫湯入鑪內、如大河流于江海、飛焰上空中、似猛火燒于秦山、其聲如雷電、聞者悉驚動、禪定法皇〇後白河御奉加之銅奉送、御使當寺長官左大辨藤原朝臣行隆、大夫史小槻宿禰隆職、藤原朝臣成範被相副御使也、〇中略至五月廿八日奉鑄滿畢、

〔正月揃 四〕鑄物師三朝

鑄物師の正月、それ〴〵の道具をならべ、餅をかざり、吉日をゑらび、鑄物は釣鐘、大釜、小釜、湯風呂、鋁、鐃鉢、打版、磬、沙波琍、鈴、三具足、鉦、鍋、念佛鐘、鑵子、飯銅、鍔口、佛具、花皿、燈爐、花瓶、蠟燭臺、香爐、火鉢、獨鈷、五鈷、塔婆、空輪、いろ〳〵の鑄物、御正體の鏡、鋤、鍬、鐵輪、鞴踏踏時は、むかしの祇園精舍の鐘、唐土にては金山寺開元寺の鐘、吾朝にては南良東大寺大佛、其長十六丈、四天は八丈、三井寺の鐘は龍宮よりあがらせ給ふ事までおもひ出ぬ、〇下略

〔撮壤集 中 術藝〕鑄師具足　踏鞴 踏鞴、和名タヽラ、　鐵臼 同字 カナウス　鎔 イカタ　鑪鞴 フイカウ

〔空穗物語 吹上之下〕いもじの所、おのこどもあつまり、たゝらふみ、ものゝこがたいなどす、しろがねこがね、しららうなどをわかして、はたご、すきばこ、わりご、しぶくろ、うみ山かめ抔、いろをつくしていだす、こゝにもみなものくはへり、

〔倭訓栞 前編 三十九〕るつぼ　堝をよめり、爐壺の義なるべし、訓蒙字會に、坩堝燒煉金銀器と見え

たり、又礶もよめり、

〔和漢三才圖會 二十四 百工具〕甘堝 流豆保 鎔 音容 型 音刑 埭 音素 塑 同上、俗加太、

甘堝、玉篇云、所以烹也、

按甘堝、冶工鑄諸金時、埏土作之、大小不一、有底無蓋、底有小竇、熾火於金上、候金沸熱、自竇流于鎔中、

〔倭名類聚抄 十五 鍛冶具〕鎔 漢書注云、鎔 音容、和名伊加太、 鑄鐵形也、

〔箋注倭名類聚抄 五 鍛冶具〕食貨志注、應劭曰、鎔形容也、作錢模也、董仲舒傳注云、鎔謂鑄器之模範也、並不與此合、慧琳音義引董仲舒傳應劭注云、鐵形也、此所引蓋是、其無鑄字者恐誤脫也、說文、鎔冶器法也、

〔名物六帖 器財二 工匠利用〕鑲 イモノウチカタ 正字通、鑲說文作型中腸也、或曰型者鑄器之法、凡作型先以繩爲坏胎、型固則從竅搯繩緒耑、繩寫而型存、有類于腸也、

〔東雅 九 器用〕鎔イカタ 〇中略 金を鎔するをイルといふは、猶漢に煎辨といふが如し、カタとは模範也、

〔倭訓栞 前編 三〕いかた 倭名鈔に鎔字をよめり、漢書の注に鑄鐵形也とす、鑄形の義なり、模範をも譯せり、童蒙頌韻に型をよめり、

〔和漢三才圖會 二十四 百工具〕甘堝〇中略

鎔 鑄器模範也、埏土象物也、

〔人倫訓蒙圖彙 六〕鑄掛師 いかけし 佛前の三具足をはじめ、金の器物破損をつくろいゐかけ、鍋釜のも同じ類なり、

鑄掛師

〔倭訓栞 前編 三〕いかけ〇中略 平家物語に鑄懸と書り、釦をよめり、字書に金飾器口也と見えたり、いかけ師あり、宋小說に、老學菴續筆記を引て、市井中、有補治故銅鐵者、謂之骨露と見えたり、

〔守貞漫稿 六〕鑄鐵師

銅鐵ノ鍋釜ノ破損ヲ脩補ス、フイゴヲ携ヘ來テ卽時ニ爲レ之、其扮三都相似タリ、蓋江戸鑄鐵師ノ拐、甚ダ長キヲ用フコト京坂ト異也、

金工

金工ハ、鍛鑄彫鏨等ノ力ヲ藉リテ、金屬ノ器物ヲ作ル工人ナリ、今其明ニ鍛鑄彫鏨ニ係レルモノハ、別ニ各、其篇ヲ立テ、其鍛鑄彫鏨ニ屬セザルモノ、及ビ遽ニ鍛鑄彫鏨ヲ斷ジ難キモノヲ此ニ類聚シ、汎ク稱シテ金工ト云フ、

塔ノ鑪盤ヲ造ル所ノ工人、幷ニ鑪工ノ事モ亦此ニ載セタリ、

金銀工

〔撮壤集 中 術藝〕銀工（ギンコウ）

〔和爾雅 三 人物〕銀工（シロカネサイク） 同 銀匠

〔新猿樂記〕四御許者覡女也、〈○中略〉尋其夫、則右馬寮史生七條已南保長也、姓金集、名百成、鍛冶鑄物師、幷銀金細工也、〈○下略〉

〔空穗物語 吹上之下〕こゝはかちや、しろかねのかねのかち廿人ばかりいて、よろづのものむまへ、おりびつなどつくる、

〔人倫訓蒙圖彙 五〕銀師（しろかね） 諸の金物これをつゝる、此中近世紙入の金物師、別に名乘簡板をいだしてこれをつくる、

〔延喜式 十七 内匠〕銀器

御飯笥一合〈徑六寸、深一寸七分、〉料、銀大二斤八兩、炭一石二斗、和炭二石、油三合五勺、長功日十六人、〈火工五人、轆轤二四〉

人、磨三人、夫四人、中功日十九人、工十四人、夫五人、短功日廿二人、工十六人、夫六人、

酒壺一合受一斗五升料、銀大七斤八兩、炭二石、和炭七斛五斗、油八合六勺、長功卅四人、火工十二人、鍛冶十六人、磨四人、夫十二人、中功卅九人、工廿六人、夫十三人、短功卅三人、工廿九人、夫十四人、杓一柄莖長一尺七寸、受三合、料、銀大十兩、和炭七斗、油七勺、長功四人、火工一人、磨三人、中功四人半、短功五人、○下略

〔今昔物語 二十八〕銀鍛冶延正蒙花山院勘當語第十三

今昔、銀ノ鍛冶ニ□ノ延正ト云フ者有ケリ、延利ガ父、惟明ガ祖父也、其ノ延正ヲ召シテ廳ニ被下ニケリ、○中略 延正本ヨリ物云ヒ也ケレバ、物云ヒノ德見タル者カナトゾ人云ケル、鍛冶ノ德ニウキ目ヲ見テ、物云ヒノ德ニテ被免ル奴カナトゾ、上下ノ人云ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔快元僧都記〕天文八年八月十三日、銀懸魚可被磨、奉行自小田原大草丹後守、玉繩太田兵庫助、蔭山圖書助、社中○鶴岡八幡相集畢、御殿八之懸魚、十七日迄銀師須田入道ヲ始而十六人シテ磨之、

〔古今金工便覽 下〕倚茂岡本氏、鐵屋源兵衛、世ニ鐵源ト稱ス、鐵屋傳兵衛弟子、初名敏行、又正榮ト銘スルモノアリ、近代獨歩トモ云ベキ名工ナリ、第一鐵物ヲ冶スコト、古來コノ右ニ出ルモノナシ、金銀赤銅四分一ナド、各堅ノ眞奇麗ナリ、安永九年沒ス、京師佛光寺室町住、

〔正德六年武鑑〕御腰物細工師同白銀師　二百俵十五人フチ下谷　田村平吉　二百俵十五人フチいはい町　安田又五郎　御太刀白銀師二百石下谷　松村金七

〔雍州府志 六土産〕金銀鍼　處々磨之、然四條南京極彌左衛門之所作爲佳、故鍼術人多取用之、

〔堺鑑 下土産〕甲鉢鍛冶

鍛冶宗鐵ト云ハ、昔ハ甲鉢ノ上手也シニ、千利休ノ比ヨリ、數奇屋金物細工ノ名人トナレリ、

〔寶暦集成綿綸錄 二十六〕寶暦三酉年八月

灰吹銀潰銀等、銀座之外他所ニ而賣買停止之旨前々相觸、銀道具下銀入用之者ハ、銀座ニ而可買請旨、去ル亥年も相觸候處、又々猥ニ相成候段相聞候、且町方ニ而、銀櫛笄其外銀器類等相用候之

銅鐵工
眞鍮工

旨相聞不埒候、以來右體之無益之銀道具拵候儀、一切致間鋪候、

右之趣、堅可相守、若內々ニ而賣買致候者於有之者、急度可申付候、

八月

〔庭訓往來〕可招居輩者、〇中略金銀銅細工、

〔鶴岡放生會職人歌合〕六番　左　銅細工

影ゑろきめぬきのたちのつかの間も月にのみこそみがゝれにけれ

はなれ行人の心のこはがねをからくりかねてねをのみぞなく

〔令義解一職員〕鍛冶司

正一人、掌下造二作銅鐵雜器之屬一、及鍛戸戸口名籍事上、〇中略鍛部廿人、〇中略鍛戸、

〔延喜式十七內匠〕白銅酒壺一合受二斗一料、白銅大廿斤、油五合、鐵三廷、炭卅斛、和炭一斛、信濃布一丈五尺、麻縄一了、伊豫砥一顆、長功五十人、中功五十五人、短功六十人、

白銅杓一柄加盤料、白銅大十兩、炭四斛、油一合、信濃布一丈、長功十人、中功十二人、短功十四人、

白銅風爐一具料、白銅大三斤、炭四斛、油一合五勺、信濃布七尺五寸、長功十人、中功十二人、短功十四人、〇下略

〔延喜式三十四木工〕鐵工

五寸刀子一枚料、鐵五兩、四寸已下、每一寸減二一兩一、長功四枚、中功三枚、短功二枚、〇中略

鍑切一枚長一尺廣一寸料、鐵二斤十五兩、長功三人、工一人夫二人中功四人、工一人夫二人半、短功五人、工三人夫二人、

轝鎹一隻莖三寸環六寸料、鐵十三兩、長功一人四隻、中功一人小半三隻、短功一人大半二隻、

鎹舌一枚長八寸廣九寸料、鐵七兩、長功三枚、中功二枚半、短功二枚、

一尺打合釘一隻料、鐵十四兩、長功五隻、中功四隻、短功三隻、〇中略

右雜釘工一人、所造依前件、但錯手者、毎一尺釘十隻、九寸十二隻、八寸十五隻、七寸廿隻、六寸廿五隻、五寸卅隻、四寸卅五隻、三寸卌隻、二寸半六十隻、釘座四枚、各充一人、其鐵三斤五兩充和炭一石、

〔續修東大寺正倉院文書三十六〕造東大寺司移内匠寮

銅鐵工肆人　大初位上山下黒麻呂　大初位上三宅庭萬呂　大初位下日佐首智久萬呂

无位朝妻望萬呂

以前人等、以今日午時到來、司家卽加撿領已訖、仍付返抄、故移、

天平勝寶二年五月廿五日　主典從七位上葛井連（○下略）

〔續修東大寺正倉院文書四十〕造鏡用度帳

東大寺　應鑄御鏡四面（各徑一尺　厚五分）（○中略）

單功一百廿四人（○中略）

鐵工一人（單三人）

共作夫二人（單卌人）（○中略）

三人鐵工共作（○中略）

天平寶字六年四月二日　主典正八位上安都宿禰雄足

〔續修東大寺正倉院文書二十九〕勞（紙背斷簡）

鐵工造東大寺司番上少初位上和久眞時（○年國郡中略）

以前人等、造東大寺并石山院所奉仕勞劇如件、

天平寶字六年八月廿七日　主典（○中略）

鐵工二人（造東大寺司番上一人　未還一人）

〔續修東大寺正倉院文書三十三〕造佛所作物帳斷簡（○中略）

和炭一百卅六斛銅作料

錢卅一貫四百八十四文銅工庸料

銅工八人、單功一千八百一人、一千三百卅四人別十八文、四百六十七人別十六文、

〔續修東大寺正倉院文書二十九〕作金堂所解文斷簡

作金堂所解　申應賜雜色人等物事

合伍拾伍人〔中略〕鐵工四人〇中略

卅九人預多衣服　十六人間應班給〇中略

一等　鐵工守小茨〇上日百卌七中略

右九人、一等各絁二匹、綿六屯、布三端、

〔吾妻鏡六〕文治二年二月廿五日癸酉、北條殿自去年在京、執行武家事之間、於事賢直、貴賤之所美談也、而或不善之者、稱北條殿下知、欲押取七條細工鎧、就訴申職事、被尋下之、仍北條殿殊驚騷、今日則陳謝之云云、　八月廿六日庚子、於蓮華王院領紀伊國由良庄、七條細工宗紀太構謀計、致濫妨之由、領家範季朝臣折紙幷院宣到來之間、今日令下知給之云云、

下　蓮花王院御領紀伊國由良庄官

可早停止銅細工字七條宗紀太妨事

右件御庄停止彼細工之謀計、任院宣領家可令知行庄務之狀如件、以下、

文治二年八月廿六日

〔新抄二〕文永二年閏四月十三日辛巳、前刑部權大輔家賴、以養子範顯補藏人、勤臨時祭舞人之處、範顯本秩工銅細　露顯之間、於範顯者除籍、被下使聽、於家賴被貶一諸云々、

〔雍州府志六土產〕銅　賣之者在處々、俗謂赤金、赤金屋吹之、〇中略　赤金器物、烏丸二條之北、幷下粟田口、

及五條東音羽橋邊造之、唐銅具七條油小路佛具屋造之、又或於下粟田亦造之、○中略

鍼鐵(ハリガネ) 五條高倉人家伸銅鐵如絲、是謂鍼鐵、以是纒諸物柄、又造網貼窻牖、又作籠爲蟲籠、是謂伏籠(フセゴ)、籠中置香爐、被衣服於籠外、薰之取其香、或作飼鳥蟲之籠、是謂蟲籠(ムシコ)、

〔藝備國郡志上安藝土産〕鐔 今府治之人法安、以銅鐵製刀劍之鐔、彼光人法安者能得鍛錬之妙也、到今以法安爲名、○中略

銅器 今府治之産、名銅蟲者能造銅盆、以學高麗佐波里之巧、今直以銅蟲盆爲號矣、

〔幕令拔抄八〕先達て問屋幷仲間組合差止候ニ付、是迄之銅細工人どもに不限、素人にても、勝手に細工可致旨觸れ渡候處、銅に携候者共、眞鍮吹職鐵物職之者ども之内、心得違、古銅類勝手に賣買致、吹潰候族も有之哉に相聞不埒之事に候、古銅之義は、前々觸渡候趣堅相守、是迄之通、銅吹屋古銅賣上人共江賣渡候哉、又は勝手に寄銅座へ直に可差出、右之外賣買吹潰候義等致間敷候、若心得違、猥賣買致、又は吹潰候者有之候はゞ、其品取上、急度可及沙汰候、

右之通、三鄕町中不洩様可觸知者也、

天保十三寅年八月廿六日

錫工 鉛工

〔人倫訓蒙圖彙六〕錫師(すずし) 錫、鉛を以て德利、鉢、茶壺等を造る、新町通二條の北、五條通所々住す、茶壺には惡し、茶にとたんの香ひうつりて惡し、

〔雍州府志六土産〕鉛○中略 新町二條北、及五條東、以鉛造數品物、工人稟鞴吹之、依模範粗作其形、而後以轆轤削磨其形、是謂錫挽、又稱錫屋、

〔天保十一年武鑑〕御錫師 本町二丁目 御錫屋安次郎

〔江戸總鹿子六〕錫道具師

駿河町二丁目 すゝや久左衛門 同理右衛門 下谷池はた 同淸左衛門 西紺屋町

飾工

同九左衞門

〔元祿五年板萬買物調方記〕京ニテ飾師

新町椹木町下ル　因幡　油小路上長者町下ル　泰阿彌　其外二條通東西寺町南北ニ、かざり細工おほし、

同南ばん薬刀　寺町綾小路角　烏子や十左衞門

同鷹の鈴師　三條はしひがし　明珍宗長　同しらかはばし　明珍三郎兵衞　丸太町新町西へ入丁

同鷹鉢師　ふや町松原下ル丁

同守の鈴師　三條はしひがし　德田市左衞門

江戸ニテかざり細工師

おけ町　鉢阿彌圖書　御幸町　飾や庄大夫　三河町　同吉阿彌　山しろかし　同七右衞門　大傳馬町三丁目　佛具作兵衞　ひもの町　飾や吉郎兵衞

大坂ニテかざり細工師

万かざり金物根本、御座船、諸廻船、并がらん、御書院の万かな物師、

いたちぼり山本町　平井市右衞門　心齋橋長ぼり　武村二郎右衞門　同　松田平左衞門　同　心齋橋すぢ　甚兵衞　北久寶町四丁目　鐵金物　清兵衞

〔天保十一年武鑑〕御飾棟梁

百石下谷金杉　體阿彌喜三郎　百石人形町　松井伊賀　五人フチ神田皆川町　丹阿彌大隅

御飾師

御彫物師、お玉か池、奈良安藝　御彫物師、新白銀丁、かんだ　奈良越前　やげんぼり　中井但馬　はま丁山ぶし井戸　白崎清六　神田皆川丁二丁メ　松田仁左衞門　八丁ぼりまつや丁　坂田清助　かぢばし御門の外　馬面金兵衞　芝神明丁うら

丁　藤田勘右衞門　京ばし弓丁　小細工次郞吉　神田お玉が池　新山藤三郎　日本ばしはくや丁　野原文七

〔書言字考節用集　器財七〕鍍金　滅金

〔名物六帖　器財五金製造〕銷金　耶郎代醉編、宋太宗詔、自二中宮一以下、衣服並不レ得下以レ金爲上レ飾、銷金、貼金、縷金、間金、戧金、圏金、解金、剔金、撚金、陷金、明金、泥金、榜金、背金、影金、闌金、盤金、織金、金線皆不レ許レ造、　鏒金　道生八牋、鏒金、以レ金鑠爲レ泥、數四塗抹火炙成レ赤、　鍍金　品字箋、鍍以二金箔一燒二入銀錆一、謂二之鍍金一、

〔倭訓栞　中編二十六米〕めつき　延喜式に滅金と見えたり、明の書に、磨薄を銷金といふが如し、金めつきは鍍金、ぎんめつきは鍍銀なりといへり、鍍は字彙に以レ金飾レ物也と見えたり、古へ金作りの太刀も皆めつきなりとぞ、

〔名物六帖　人品三坑冶鑄陶〕鍍金匠　銷金匠　會典

〔萬金産業袋　二目貫并縁頭小柄〕鍍金の仕やう、目貫、ふち、かしら共、惣じてめつきといふは、まづ右の鑄目貫をば、めつきにせんとおもはゞ、板のうへに松脂をのばし置、火にあたゝめ和らげ、右の目貫をならべ付て、それを小川の流の、瀦といふ所の小砂を、笊に付て、水をそゝぎ、いかにもつよく洗ふ、あらひ〳〵て、又炭粉とて、かた炭を粉にしたるをふりかけ、笊にてなをよくあらひ、洗のよき時、その板の脂に熱湯をかくれば、ひとりと目貫はなるゝを、五十七十、もしは百貳百にても、みな一ッに醋に入、目貫百ならば、汞の目貳匁計、その酢の中へいれてかきまはすに、銅のとき立のあかきをば、忽に色を變せさせる、それを布巾にてふきてかはかし置、されば目貫の表は、砂と炭粉にてよく磨たれば、右のごとく水銀うつりて白くなるに、目貫のうらは、型の土の油氣落ざるうへ、松脂の氣などの有ゆへにや、みぢんも水銀のうつる事なく、最前型ゟ取はなせし時のまゝにて有、扨その拭ひかはかしたる目貫、そのなりに應じ、金箔を切り、二枚也とも三枚なりとも、箔をかさね、その梅酢にてしろく色つきたるにあつるに、箔しみ〳〵として、みな目貫にすいつき、箔又さいせんの色にしろくなる、それを火鉢に火を熾し、かなあみをかけてあぶりたて、刷子に

て力をいれみがけば、すこしづゝ金の色出て來るを、あぶりてはみがき、以上にかく三度ばかりするにしたがひ、本ツの金色いづる事也、その金色うすしと思へば、黄柏を煎じ、その汁につけてあぶり、又付てはあぶり、かくのごとく、十度計もするに隨ひ、金色はなはだ濃なる也、それをそのまゝにて用ゆるあり、また古出といふには、あぶら火のうへを通し、ゆゑんをつけ、油の綿にてのごひとるに、彫劃の目へゆゑん殘りて、いづれには古く見ゆる、尤又古出にせざるも、皆油にてのごひ置、これ滅金の仕かた、右目貫にかぎらず、一切のめつきの仕やう、爰の通にて、尤よく出來る事、箔の重ねの厚きほど色こくなるは勿論也、されば世に、七度めつきなどいふも、みな箔のかさね、右の製作のその度をばいふなるべし、

〔裝劍奇賞五〕彫家傳方

鍍金方

先ツ地がねをよく〳〵磨き、梅醋にてはせさせ、砥粉に水銀を合せ摩付、其上へ金、又は銀箔にても、好む所を置、扨火にて焙、其色調ふ時、又砥粉、水銀をすり付、箔を置てあぶり、如此する事二三遍して後、砥粉ばかりにてよく〳〵磨き仕上る也、

又方

先滾灰汁にて、地がねをよく煮て、其上を枝炭にてみがき、金剛砂を以て、鏟にて能々みがき、梅醋に入レ灰汁ばらひして、金の粉を水銀にてよく合せて、是を右の地がねにすり付あぶる也、二度めには金の色出る、それを水に入て、針の胴を横にしてみがき、其上を櫛拂に灰を付、又々みがき、扨緑青にて煮、此上を色上をする也、

鍍金色上藥方

白焰消　緑礬　燒鹽各等分細末

右三味、天目の類に盛、水にてすり合せ、紙を覆ひ三日所置て用ふ、用法は色上んとおもふ所へ、此藥を付て焙る也、少し熱くなりし時、水にてあらふべし、○中略

鍍金古樣方

新物を古樣に見せんとおもふには、彫立たる地の所へ墨をぬり、其上に油を引く、但し色繪につかぬ樣にして、色繪のある所へは、海蘿にて泒粉を練合、筆にてぬり、杉葉にて幾回もふすべ、絹帮にてふききめ〳〵へ墨を入れ、蠟引して、上を眞薦を帮に包み、其上を打べし、即古樣となるなり、

〔裝劍奇賞三〕長常（華押略）一宮氏

柏屋忠八と稱して、滅金師の弟子なり、○下略

〔延喜式十七內匠〕年料五尺屛風骨五十帖料、○中略熟銅百卅二斤十三兩二分、卅九斤十三兩二分作眩金一千二百枚料、以十二兩充廿四枚、斤別加損分一兩、九十三斤鑄五分花釘一萬八千六百隻料、以一斤得二百隻、滅金百三兩四銖、五十兩、塗眩金料、以一兩充廿四枚、五十三兩四銖、塗花形釘料、以一兩充三百五十隻、滅銀廿五兩二分、（二分恐衍）鑄眩金料、以二分充二十四枚、水銀八十三兩二分二銖、廿五兩塗眩金料、卅九兩三分二銖塗釘料、十八兩三分合鍍滅料、鐵四廷、三廷鑄釘湯鑵料、一廷鑄釘押形固料、○中略單功二千八十四人、作骨工二百五十人、以一帖充五人、作眩金工千三百人、火作四百人、鑽磨四百人、鑄打堺瑩五百人、作花形釘四百卅四人、鑄六十二人、錯三百十人、塗瑩六十三人、夫百人、三年料几帳八基四尺四基、三尺四基、料、檜榑八材、○中略熟銅十四兩、滅金一兩一分、水銀二分、○中略單功七十七人、木作工卅人、漆塗工卅二人、作金物工十五人、

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡二季大祓橫刀八口、金裝二口、烏裝六口、其料鐵廿四斤、口別三斤熟銅四斤、練金一分、銀一兩、水銀一兩、

〔延喜式工事解一兵庫〕練金一分練ハ文ニ對スレバ、當ニ錬ニ作ルベシ、文ヲ散ズレバ燒練互ニ通用ス、

錬金ハ精金ナリ、今俗ノ言フ燒金金裝二柄ノ用ニシテ、各一錢二分五釐、滅金ト爲スベキ料ナリ、滅金トハ、金ヲ以テ磨屑シ、水銀ニ和シテ、以テ鍍金スベキ者ヲ言フ、今俗鍍金ヲ以テ、滅金ト稱スル者ハ誤ナリ、

〔名物六帖 人品三坑冶鑄陶〕金箔匠 同上會典 ○造金箔 珠璣藪 造錫箔 薫銀箔 共同上

〔諧聲品字箋 餶聲十五餶譜〕箔 簾也、又薄也、金銀銅厚之對也、又林薄、木曰林、草曰薄、又簾也、錫、鍾之極薄、故曰箔、薄典禮、帷薄之外不趨、六書正譌、別作箔非、

〔陳書 六後主〕太建十四年四月庚子、詔曰、朕臨御區宇、撫育黔黎、方欲康濟澆薄、蠲省繁費、奢僭乖衷、實宜防斷、應鏤金銀薄及庶物化生、土木人綵花之屬、及布帛幅尺、短狹輕疎者、幷傷財廢業、尤成蠹患、○中略詳爲條制、並皆禁絶、

〔七十一番歌合 中〕薄うち。。。

なんりやうにてうちいでわろき

〔人倫訓蒙圖彙 六〕薄師。。 壹歩の金を、四寸薄五百枚に打也、

〔雍州府志 六土產〕金銀薄 處々有之、凡倭俗以黄金壹錢壹分五厘爲方片金、是謂壹歩、合四片爲金子壹兩、壹歩金性爲上品、截少許載石盤上、隔紙以鐵槌緩々擣之、凡壹歩金分爲方四寸、薄五六百枚、百煉剛爲繞指之柔、又磨斧爲鍼、亦比打薄則未足爲奇也、凡打薄交字和須美則易打云、

〔續修東大寺正倉院文書 三十五〕作物雜工散役及官人上日解文

造香山藥師寺所別當貳人 主典正六位上彌努連奥麻呂、史生從七位下麻柄勝全麻呂、

單口捌伯肆拾肆人 八十五人將領、五百八十二人雜工、百卅八人仕丁、廿九人雇人、

作物

押金薄佛光一枚　功百九人 ○中略

押金薄菩薩光順幷懸玉　功卅六人 ○中略

以前三月中、作物幷雜工等散役及官人上日具件如前、謹解、

天平寶字六年四月一日　主典從六位上阿刀連酒主

〔續日本後紀 十一仁明〕承和九年五月乙未、勅、五月五日供節、四衛府六位官人已下裝束除甲冑飾之外、不

得レ用二金銀及薄泥一、五位已上、走馬之鞍并馬飾、不レ論二新舊一聽レ用二金銀一、但薄泥不レ在二聽限一、

〔延喜式木工三十四〕供神料

金裝太多利一基(基方二寸、柄長六寸、廣五分、厚二分、)料鐵八兩、金薄三枚、長功一人半、(工一人、夫半人、)中功二人、(工一人、夫半人、)短功三人、(工二人、夫一人、)

金裝麻笥一口(徑深各四寸、)料、鐵十二兩、金薄十枚、長功二人半、(工二人、夫半人、)中功三人、(工二人、夫一人、)短功四人、(工三人、夫一人、)

金裝加世比一枚(柄長一尺、手長八寸、廣各五分、厚各三分、)料、鐵一斤、金薄七枚、長功一人、(工大半二人、夫小半人、中功同上、)短功一人半、(工一人、夫半人、)

御贖料

金銀人像一枚、(長一尺、廣一寸、)料、鐵四兩、金薄銀薄各三枚、長功工一人、夫一人、廿枚、中功十八枚、短功十六枚、

木人像、(長八寸、廣八分、其面飾以二金銀一、)長功七十枚、中功六十枚、短功五十枚、(○中略)

鐵偶人卅六枚、(押金銀薄各十六枚、無レ飾四枚、)木偶人廿四枚、御輿形四具、插二幣帛一木廿四枚、

右每月晦日御贖料、中宮亦同、東宮押金銀薄鐵偶人各八枚、

〔長秋記〕長承三年十二月四日己卯、歸參間可レ被レ獻物等被二仰合一、齋院御料、下官(○源師時)之所レ圖、十五番繪二卷、有二堀川先朝御筆一、和寫也、予申云、裹二銀紙一被レ置二玉柳宮一矣、有二何事一哉、(○中略)退出、卽薄打給二銀十兩一、令レ延二薄樣一、明朝可二打出一者、

〔享保集成絲綸錄三十二〕寶永二酉年六月

一金銀箔之類、遣捨之道具、其外童子之持遊びなどには、遣不レ申筈に、前々被二仰出一之處、唐箔と申候而、銀をふすべ金箔之色に直し、右樣之類に遣候由に候間、向後唐箔拵出間敷候、近年眞鍮箔、銅箔、錫箔拵出候ニ付、遣捨之道具、童子之持遊び物類ハ、右眞鍮箔、錫箔を以、拵候樣可レ致候、此旨急度可二相觸一候、以上、

六月

〔天明集成絲綸錄四十四〕天明五巳年十二月

一銀箔之儀、銀座ゟ株札并箔下かね相渡、於京都職人共打立、世上江賣出候處、他國ニ而紛敷下かねを以、銀箔打立候もの有之由相聞候、右者京都箔方職人之外、於他所銀箔打立候儀者、難成事ニ付、一切致間敷候、

右之通安永四未年相觸候處近來又々猥ニ相成、灰吹銀潰銀等、銀座之外、他所ニ而猥ニ賣買いたし、銀箔之儀も、紛敷箔有之、別而尾州濃州勢州邊ニ而、銀箔隱打いたし候趣相聞、不屆ニ候、以來去未年相觸候趣急度相守、灰吹銀其外潰銀之類、銀座之外、堅賣買不致、銀箔之儀も京都之外、他所ニ而打立候儀、一切致間敷候、眞鍮箔、赤箔之儀も、京、大坂、伏見有來之外、他國ニ而打立候儀致間敷、銀箔、并眞鍮箔、赤箔共、夫々改方ニおゐて改之印いたし賣出候事ニ付、無印之箔類、賣買いたし候もの有之ニおゐてハ可申出、夫ニ付此度江戸本兩替町江、京都より之銀箔賣場一ヶ所相建候間、望之者ハ右賣場江罷越買請、紛敷銀箔堅賣買致間敷候、若心得違、灰吹銀、其外銀具潰銀之類、銀座并下買之者江不賣渡、紛敷筋於有之者、銀座ゟも相糺申立候筈ニ候間、賣ル者ハ勿論買取候者、且銀箔、眞鍮箔、赤箔共、隱打いたし候もの等於有之者、遂吟味急度咎可申付者也、

右之通可被相觸候

十二月

〔幕令拔抄一〕京都之外ニ而、銀箔打候義不相成旨、先年より觸書、七ヶ年已前寅年、爲取締京都銀箔中買定職白木屋源右衛門、なら屋次郎兵衛、銀箔方差配人之名目差免候ニ付而ハ、右兩人國々在町へ相廻り、銀箔隱打之者相糺可申間、此旨相心得べき樣觸置候處、右差配人之內、白木屋源右衛門義、老衰ニ付、願之通退役申渡、右跡役之義は、銀箔中買屋之中、鹽屋勘兵衛江銀箔差配人申渡候

間、此旨可相心得候、右之通、三郷町中〇大坂北組、南組、天滿組、可觸知者也、

文政七年申八月

〔享保集成絲綸錄 三十二〕元祿十一寅年三月

覺

一當座遣捨之諸色、金銀之箔用之儀停止之事、

附金銀之水引停止之事

一菓子入盃臺、金銀之箔停止之事、

一童子の持あそび物、遣捨之類、金銀之箔停止之事、〇中略

右之趣相守之、惣而無益之儀に金銀用申間敷事、

三月

〔武江年表 三〕元祿九年丙子 金銀箔座を定らる 寶永六年己丑三月、箔座酒運上御免、

〔德川禁令考 五十六 分銅 金銀箔〕元祿九子年六月

金銀箔賣買之儀ニ付御觸書

覺

一箔屋共所持來候看板、箔座江持參、箔座之燒印を取、向後出し置可申候、若箔打止候ハヾ、右之燒印箔座江返し可申事、

一箔打申候者共、箔出來候ハヾ、不殘箔座江持參致、御運上指出、箔座極印を受賣買可仕事、

一打箔屋共、向後上澄買申候ハヾ、上澄屋方江參リ、上澄包ニ仕、箔座封印有之上澄買取可申候、封印無之上澄、一切買申間敷事、

一上澄屋共、向後下金買申候ハヾ、下金屋方江參、箔座封印無之下金、一切買取申間敷候、上澄打立

申候ハヽ、箔座江致持參、御運上差出、箔座指圖之通、包分封印を請、其上箔屋共方江賣渡可申事、

一下金屋箔下金打立候ハヽ、箔座江致持參、御運上差出、箔座差圖之通、包分封印を取、上澄屋共方江賣渡可申候、封印無之下金賣出し申間敷候事、

一粉、梨地、金銀下金吹立候ハヽ、箔座江持參致候而、御運上差出、極印を取、箔座差圖之通、賣渡可申候、附、金具屋、白銀屋、錺屋共方江賣渡申候下金、可爲同前候、極印無之下金、一切賣出申間敷候事、

一粉梨地屋、金銀粉、梨地、下金買取申候ハヽ、下金屋方ニ而、箔座極印致置候下金、買取可申候、極印無之下金、一切遣間敷候、粉、梨地出來申候ハヽ、箔座江致持參、御運上差出、箔座封印を取、塗師蒔繪師共方江賣渡可申候、

一京都より下り申金銀箔、唐箔、粉、梨地之類、致請賣候もの、早々下り次第、箔座江致持參、御運上差出、箔座添判を取賣買可仕事、

以上

子六月

覺

一金銀箔細工致候者共ハ不及申、惣而箔類買候ハヽ、箔座極印致置候箔、買取可申候、印無之箔、一切遣申間敷事、

一塗師、蒔繪師、金銀粉、梨地屋、すり粉類買取申候ハヽ、箔座封印いたし置候粉、梨地之類、買取可申候、封印無之粉、梨地一切遣間敷事、

一金具屋、白銀師、錺屋、惣而金銀細工仕候者共、箔座極印致置候下金、買取可申候、極印無之下金、一切遣申間敷候、つぶし金銀類買取候もの有之候ハヽ、何程買取候由、箔座江相斷可申事、

以上

六月

〔享保集成絲綸錄三十二〕寶永二酉年閏四月

一金銀箔、上澄、粉、梨地、金具等、諸色之下かね、只今迄者所々ニ而致ニ商賣一猥ニ候間、向後箔座方ゟ賣出候筈ニ相究候、右之品々入用之節者、箔座方ゟ買取可レ申候、箔座之外、右之類商賣仕候者有レ之候共、買取申間敷候事、

一潰金銀、はづし金銀之類、金座銀座者各別、其外者箔座江賣渡可レ申候、金具屋、白銀屋、錺屋、彫物屋、惣而金銀之細工仕候者共、金銀之類入用之節者、向後箔座方ニ而買取可レ申候、兩替屋、小道具屋等ニ而、一切商賣仕間敷候事、

一今程仕懸置候、上澄、萬箔類、粉、梨地、未御運上不ニ差出一、印形不レ受候分ハ、箔座江致ニ持參一、差圖之通承印形を可レ受候、箔類之諸職人共、箔座定之通、彌相守改印形無レ之箔類、粉、梨地、金具等、一切商賣仕間敷候事、

閏四月

寶永六丑年三月

一箔座相止、箔運上も御免被レ成候由被ニ仰出一候、然上者向後箔、粉、梨地、其外職人細工ニ遣候下金之儀、前々のごとく下金賣買之儀、勝手次第ニ可レ仕候、此旨右筋之諸職人、幷下金商賣之者江も可ニ相觸一者也、

三月

〔日本書紀崇峻二十一〕元年、是歲、百濟國遣レ使、○中略幷獻ニ佛舍利、僧聆照、律師令威、惠衆、惠宿、道嚴、令開等、寺工太良未太文賈古子、鑪盤博士將德白昧淳、

〔古京遺文〕栗原寺鑪盤

寺壹院〇中略

和銅八年四月、敬以進上於三重寶塔七科鑪盤矣、仰願藉此功德、皇太子〇草壁神靈速證无上菩提果、〇中略

余〇狩谷望之往讀崇峻天皇紀、有鑪盤博士某、爾時無辨鑪盤是何物、今於是銘始得知之、七科卽七階猶云七層也、四天王寺本願緣起云、寶塔第一露盤、鏤金、亦謂露盤第一層也、本願緣起係後人僞託、然其出在一條帝時、故取證云、

〔續修東大寺正倉院文書三十五〕作物雜工散役及官人上日解文〇中略

鑄所別當貳人判官外從五位下上毛野公眞人　史生正八位下御杖連年繼

單口參仟捌伯拾肆人七十五人將領　百五十人仕丁　一千三百五十二人雜工　二千二百卅七人雇工

作物

作塔基打出像五十軀　功百十人

錯作銅菩薩像天衣幷座花　功百十六人

鑄作石山寺太子佛像一具　功六十四人

鑄作露盤蘤柄一枚　功四百十六人

鑄作露盤耳管二口　功四百人

鑄作石山寺磬一面　功十二人

鑄作露盤冠管一口　功二百九十六人

錯作露盤薄仙花八枚　功卅二人

錯作露盤伏鉢一口　功九十人

磨露盤伏盤一具　功二百五十五人

鐵工

錯作露盤鐸卌口　功百九十一人

錯作露盤管幷盤等　功二百卌一人

冶熟生銅一千五百六十斤、洗銅一千二百斤、　功二百廿八人

〔延喜式十七内匠〕内印一面料、熟銅大一斤八兩、白鑞大三兩、臈大三兩、○中略　長功七人、取○臈○様○工○二人、鑄二人、磨三人、

外印一面料、熟銅大一斤、白鑞大二兩、臈大二兩、○中略　長功七人、臈○工○二○人、鑄二人、磨三人、○中略

車榻一脚料、○中略　單工卌人、木工八人、漆七人、銅十六人、白○鑞○九人、

金彫工

金彫工ハ、彫物師ト稱ス、金屬ニ彫鏨ヲ施ス工人ニシテ、其技足利時代ノ頃ヨリ漸ク盛ナリ、而シテ其工人ニ在リテハ、後藤祐乘古今ニ冠絕シ、其家代々名手ヲ出セリ、中ニ金銀ノ細線ヲ以テ、人物花鳥ノ類ヲ鑿嵌スル術アリ、之ヲ象眼ト云フ、是亦專門ノ名工アリ、

名稱

〔一話一言一〕烏丸亞相職人歌仙　光廣卿撰

左　彫○物○師○

大やけの御用をきけば乘物もほりめになりていそぐかうがい

工人

〔雍州府志七土產〕雕鐫物　後藤祖祐乘、得雕鐫之巧、凡小刀柄、髮搔、目貫、是太刀刀一具之飾、而是謂三所物、不可一物而缺之者也、一所雕刻花木、則兩所又相同、自祐乘至宗乘光乘、爲巧手、特光乘與狩野越前守元信居處相近、交接又親、光乘欲雕花草或鳥獸、則先令元信畫其物、然依其樣而摸之鐫之、○中略元信之粉本、于今在祐乘末裔之家、祐乘所作之三所物、價至黃金三十枚、或五十片、其內赤銅魚子上雕人形鳥獸爲上品、草木次之、凡地紋有細點如魚子、是稱奈々古、

〔雍州府志 十陵墓〕後藤祐乘墓　在同寺〇千本蓮臺寺中光明院石藏坊、祐乘元美濃國之武人、而仕普廣院義敎公、一旦觸義敎公之忿怒、而使入獄舍、于時季夏暑氣逼肌而難堪、守獄者憐之、以桃實壹個與祐乘、祐乘大悅食其肉、爾後核面以小刀彫刻日吉二十一社幷猿六十六疋、其細密也、非言語之所及也、遂聞義敎公、公一覽之大爲奇、則免其罪使出獄舍、則命祐乘以金銀銅使造粧刀劍之具、是俗所謂目貫髮搔小柄也、是稱三所物、其所彫刻之花鳥人形、眞如生也、世人甚爲珍、前所謂桃核、今在常陸國、土人爲日吉社之神云、其次宗乘光乘、特爲傑作、祐乘與古法眼元信同時、家居亦相近、故欲雕刻人形花鳥、則先使元信寫其圖、而依其樣雕之、元信之粉本幷榮德之畫本、于今在末裔家、到今八代連綿、凡斯一家之所造、世謂家作、今見祐乘畫像之在末裔者、則著烏帽子蘇芳、然則祐乘始諱、而剃髮後、直以音呼之者乎、

〔裝劍奇賞 二〕彫工系譜

後藤家系

- 元祖 祐乘　稱四郎兵衛、任佐渡守、號瑞之法印、濃州人、以武仕普光院義敎公、永正九年壬申五月七日沒、七十三歲、一云七十八歲、追考諱正奥、
- 二代 宗乘　稱四郎兵衛、叙法眼位、永祿七年甲子八月六日沒、七十八歲、一云七十歲、諱武光、〇以下傍系略
- 三代 乘眞　諱吉久、稱四郎兵衛、永祿五年壬戌三月六日沒、五十一歲、一云二月六日、五十八歲、　妻後藤始
- 四代 光乘　諱光家、稱四郎兵衛、元和六年庚申三月十四日沒、九十二歲、
- 五代 德乘　諱光次、後改正家、稱四郎兵衛、寛永八年辛未十月十三日沒、八十二歲、一云八十四歲、或云天正九年辛巳、豐臣秀吉公賜食邑於其鄕云、　下後藤始
- 六代 榮乘　諱正光、稱四郎兵衛、元和三年丁巳四月四日沒、四十一歲、一云四十三歲、
- 七代 顯乘　諱正繼、一云正綱、稱理兵衛、寛文三年癸卯正月廿二日沒、七十八歲、即乘以幼少預家督看坊、
- 八代 即乘　諱光重、俗稱未詳、年十五、嗣家督、寛永八年辛未十一月十三日沒、三十二歲、一云二十八歲、

九代　程乗　諱光昌、稱二理兵衛一、或銘二晝乗一、廉乗以二幼少一預二家督一、看坊、延寶元年甲子九月十七日沒、七十歳、

十代　廉乗　諱光侶、稱二四郎兵衛一、十五嗣二家督一、寶永五年戊子十二月廿三日沒、八十二歳、

十一代　通乗　諱光壽、初稱二源之允一、後改二四郎兵衛一、寶仙乗子、享保六年辛丑十二月廿七日沒、五十三歳、

十二代　壽乗　諱光理、稱二四郎兵衛一、寬保二年壬戌二月九日沒、四十八歳、

十三代　延乗　諱光孝、稱二四郎兵衛一、天明四年甲辰九月十八日沒、六十四歳、葬二淺草今戸乗光寺一、日蓮宗也、

十四代　光守　四郎兵衛　初名光備、稱二吉五郎一、天明四年甲辰十二月家督、五十二歳、

京師後藤氏系譜

此系已ニ前ニ出ストイヘドモ、別ニコレヲ擧ルモノハ、見易カラシメンガ爲ナリ、上後藤ワカレテ數家ナリシガ、或ハ其嗣立ザルアリテ、今其盛ナルモノ八家アリ、其系左ノ如シ、

元乗 光乗弟 ─ 琢乗 諱光宗、元乗弟、 ─ 傳乗 諱光廣 ─ 乗巴 諱光俗 ─ 喜兵衛 諱光生 ─ 喜兵衛

長乗 俗稱二七兵衛一、徳乗弟、 ─ 立乗 諱光賴 ─ 海乗 諱光綱、稱二三郎四郎一、 ─ 隆乗 諱光定 ─ 光甫 稱二七郎兵衛一 ─ 光浪 稱二七郎兵衛一、沒後未レ立レ嗣、

覺乗 諱光信、長乗子、 ─ 演乗 諱光英、稱二勘兵衛一、 ─ 達乗 諱光房、稱二勘兵衛一、 ─ 實乗 諱光雅、稱二勘兵衛一、 ─ 玄乗 諱光令、稱二勘兵衛一、 ─ 光晴 勘兵衛

休乗 諱光忠、顯乗弟、 ─ 運乗 諱光如 ─ 就乗 諱光隆、稱二三郎右衛門一、 ─ 光舊 稱二源右衛門一 ─ 光之 稱二三郎右衛門一

光舊マデハ京住ナリシガ、光之江戸ヘ下リ、本家ニ居ラレケルガ、四五年前沒セラレテ、其家督今猶定ラズ、

林乗 諱光實、休乗子、 ─ 法乗 諱光方 ─ 文乗 諱光數 ─ 光長 稱二半左衛門一

寛乗 諱光利、程乗弟、 ─ 俊乗 諱光永、稱二八郎兵衛一、 ─ 快乗 諱光勝、稱二八郎兵衛一、 ─ 光興 稱二八郎兵衛一 ─ 光弘 稱二八郎兵衛一

般乗 諱光富、寛乗弟、 ─ 光黄 稱二七郎右衛門一 ─ 光品 稱二七郎右衛門一 ─ 光業 稱二梅三郎一 ─ 泰乗 諱光尙、廉乗弟、 ─ 乗與 諱光近 ─ 體乗 諱光寄、稱二

治左衛門一、 ─ 七五郎

〔後藤家雕鑑〕祐乘光乘、タガチホソク、ナドヤカニ丸メ也、宗乘德乘、目貫平メニテ、ブキヤウ也、
乘眞榮乘、タガチブトニ、モン高也、右古六代ト云、手風右ノ形ヲ以考可ㇾ知、
顯乘、卽乘　程乘　四郎兵衞　右今代也

家雕代々之事

祐乘

一七子地肉スクナキ事祐乘ヘ、七子地ニセン目有、裏表トモニ肉スクナシ、コマカニテ見事也、ツブノ頭立チ、竪ヨリスカシテ見レバウチ有、

一諸事コブリ也

一裏ニ肉置スクナキコト、但裏トモニ少肉有モアリ、

一耳カキニ切込有耳カキ、小刀ニテ切タル如シ、

一笄小ブリ也

一蕨手チイサシ

一柄笄之裏ニ肉ナク、板ノ如シ、

〔裝劍奇賞〕一總論

元祖○後藤祐乘より當代に至まで、目貫小刀柄笄より外彫事なし、但德乘の頃より、緣頭鐺など間見えたれども、至て稀なれば、必ず珍重すべし、近代古作の小刀柄笄の金紋などをはづして、緣頭又は緣、或は鐺にからくるものあり、又新に下地より彫、色繪、金紋、毛彫物も作らるゝ、あれども、甚希なる事なり、これ其作るべき所にあらざれども、或は據なき求などにて、はからざるに出來しものゝ、希に世に傳ふならん、

〔裝劍奇賞〕三彫工諸家名譜

宗與　横谷氏、名盛次、稱二次兵衛一、京新町武者小路住、寛永年中下二江戸一、正保年中被レ爲レ仰二付御彫物御用一、頂二戴御藏米貳百俵二十人扶持一、住二神田一、此曰二祖父宗與一、

上手なり、家風をよく得て、頗にがみある作也、

宗知　名次貞、稱二次兵衛一、宗與家督勤二御用一、貞享四年歿、

宗珉　(華押略)名友常、號二遯庵一、俗稱次兵衛、宗知家督勤二御用一、後辭二御扶持一、享保十八年歿、

横谷氏の中興にして、世に名人と稱す、よく家風を彫て、作にまぎるゝものあり、珉これをいとひ其名を後世にのこさん事をねがひて、探幽法印にたより、或は英一蝶にちなみて、下繪をもとめ、はじめて繪風鈒金といふものを創意して、遂に一家をなせり、是江府にて町彫といふものゝはじめ也、此翁の工の凡ならざる、其志高く、其畫趣淸淡にして、水碧に沙明なるに、遠山月を帶、連峯にほひをふくみて、其影倒に鑒がごとく、人爲の及ばざる風致なり、○中略

宗利

錺工なり、其銘を見るに、表に土佐國住明珍宗利、裏に神道五鐵錬と題す、鐵の冶至て上手なるものなり、

利治　奈良氏　稱二四郎兵衛一

江府に住す、手際淸楚にして氣象あり、上手といふべし、○中略

利壽　(華押略)奈良氏、太郎兵衛と稱す、江府本庄に住す、利永の弟子なり、名人、

其細工家風にも、横谷風にもあらず、草花鳥類等、甚ほらしく、世競ふて一流と稱美す、已前より緣のこしき、貳三分ある緣など、當時はやりし故、奈良風を擬する人多く、數品あれども、此人の手際に於ては、企及ぶべからざる奇巧あり、しかるを近年奈良彫のしほらしきものには、必ず利壽の銘を彫るもの見えたり、是燕石の玉に似たるたぐひにて、卞和氏の一顧に分るべし、

○中略

重義　埋忠氏

彥二郞と稱す、法橋位に叙し、明眞と號す、刀劔の銘には、家隆と切れり、此外他國に、埋忠を姓とする彫工あるは、皆此家の弟子筋なるべし、〇中略

乘意　奈良氏、江戶金吹町に住す、〇印略

此人初奈良太七と稱して、奈良善三弟子なり、一に一蠶堂永春といひ、後杉浦仙右衞門と改て、深川御屋敷に住すと、其彫工鍛錬精到、已に名人の域に到れり、奈良風の一變にて、肉合彫と云ものを創意せり、是を其師家にくらぶるに、所謂靑は藍より出て、藍よりも靑きの類にて、超凡の奇工なり、其鏨つき直にして氣力をふくみ、これを掌上に翫ば、其妙を視、これを刀劔に裝へば、其品を高する事、誠に名人の境といふべし、〇中略

光曉

濃州住光曉と銘あり、緣の天井まで金著にして、秋の野などを至て深彫にす、

光政　光仲

右共に上に同じ世に是を美濃彫といひ、或は美濃後藤などゝも稱する事詳ならず、但元祖祐乘此國の產なれば、もしくは其後胄などの支流にや知るべからず、今美濃彫といふは、商家よりいひ出せしなるべし、〇中略

直政　(花押略)柳川氏、後法名宗圓ト名ク、

三左衞門と稱す、江府神田の住、初め吉岡氏を師とし、後宗珉弟子となる、甚だ上手なり、但人物を彫る事をこのまず、其最長たる所は獅子也、是を橫谷獅子と賞して一流とせり、或は野馬等亦妙なり、其手際奇麗なる事、飾子に至るまで精到力あり、石ばしる瀧のあたりに、紅葉のさかりなるを望がごとく、見事にしてすごき所あり、尤珍重すべきものなり、〇中略

序克　(華押略)菊池氏

稲川直克弟子、江府下谷根岸住、柳川流にて、高彫の上手、毛彫は一流也、手際ものずきより、品(ヒン)の高きまで、よくとゝのひたる事、仰山にいへば、智勇兼備といふ心持ならん、

序光　(華押略)菊池氏、稱二伊右衛門一

序克(ソチカツ)弟子にして、江府神田に住せり、柳川流の毛彫に巧にして、甚うつくしくやはらかに、きれいなる彫也、恨くは、其勢頗るゆるめり、

長常　(華押略)一宮氏

柏屋忠八と稱して、滅金師の弟子なり、初め雪山と銘して、後越前大掾と受領を下され、一に含章子とも號し、京都狄屋町二條下ル所に住せり、此人の彫工の妙なる、實に天然といふべし、其初筝(タカンナ)或は土筆(ツクヽシ)、蝸牛、蛙等の生寫ものを好みて、人をして目を驚かしめ、次第に彫琢に自由を得て、縱横心のまゝに、龍或は獅子、又は人物など、時に臨み需に應じて彫出す事、奇々妙々、當世の神工といふべし、故に世の賞玩も亦大かたならず、いはゞ田毎の月のながめ異なれど、姨捨山のみね高き心もちより出て、其手際の自由に、趣の品高きまで、恐くは其右に出るものあるべからず、豈賞して且珍とせざらん、○中略

長兵衛　姓氏未レ詳　江戸馬喰町四丁目

菊を玄づめ彫にする事上手なるをもて、世に長兵衛菊と稱美す、其工今傳て三代也、○中略

久則　(華押略)遷塚氏、稱二文次一、江戸小石川住、水戸大學頭様御家中、なぐさみ彫也、

其細工至て精く、兩面の色繪分の一流、甚だ細密なるをあざやかに仕立られし所、外に及ぶものなし、近年贋物多く出れども、凡工の決して似得べき所にあらず、眞物は妙なるもの也、○中略

正敷　(華押略)奈良氏、正長弟子、江戸兩國駒留橋住、號二菊壽齋一

善二と稱し、初江戸にて正次といひ、中頃正幸と名乘後正敷と改、一に龜光(キクワウ)とも銘す、老後大坂に來り住す、蟠龍(アマリヨウ)を彫に妙を得て、一流をなせり、○中略

正恒　伊藤氏、稱二甚右衞門一、江戸神田住御鐔師一流元祖

細透鐔の作に於ては、獨歩の名工といふべし、○中略

正克

其住所未詳、其彫を以て推すに、京彫の上手と見ゆるなり、上京の人なるべし、○中略

正則　(華押略)平尾氏備後福山住人

地がねあつくてつつりとせし彫なり、江戸の町彫の心持にて、地磨地石目等をこのむ、いまだ納子地のものを見ず、○中略

信時　安堂氏

平七と稱す、尾州名護屋大津町の住人なり、赤銅地磨、高象眼むく入など、甚だ見事にして、結構なる事、蜀錦(ショクキン)にまされり、人あらそひて是をもとめ、たのみ來る人、門前に市をなすがごとし、生得一癖あるをのこにて、これをいとひ、のがれて京師に遊び、終に其名をかくせり、其作物たま〳〵に出れば、價必ず貴し、最もをしむべきは此人也、○中略

英秀　(華押略)大森氏、住所同上、(江戸淺草三軒町)今淺草柳橋ニ住ス、英昌弟子ニシテ、後子トナル、

喜惣次と稱す、世に大森一流と稱するは此人より盛なり、其彫琢岩をつんざく勢ありて、しかも甚奇麗也、四分一に浪などの深彫、至て見事に、又梨子地の深牡丹の類は、直似のならぬほどの妙あり、宗珉の一輪牡丹を擬して創意せられしものと見えたり、武者物殊に妙也、○下略

〔近世奇跡考〕二宗珉一輪牡丹目貫

宗珉、橫谷氏、名は友常、遯菴と號す、俗稱次兵衞、檜物町に住す、一輪牡丹の目貫と云は、世に一具の

名物也、傳へて云、寶永の頃、紀文、宗珉に牡丹の目貫をのぞみ、手附金十両をおくり、三年過るにいまだほらず、紀文待佗て、きりに催促せしが、其仕方宗珉が意にかなはずとて、手附金をもどしぬ、其後やゝ過てほり上りたるを、其頃紀文とならびたる富家某にあたふ、某金五十両を以て謝物とす、宗珉それより生涯一輪牡丹をほらず、ゆゑに世に一品の名物になりしとぞ、宗珉享保十八年夏身まかりぬ、

〔古今金工便覽 下〕義則 流義不レ知、關直吉、雙龍軒、奥州伊達産、江戸芝二本榎住、コノ人、江戸芝高輪泉岳寺山門ノカヾミ天井木地へ、赤銅ニテ丸龍ヲ彫刻ス、是江戸ノ一品ナルベシ、十八歳ニテ四國肥後長崎マデ巡國シ、廿一歳ニテ江戸ニキタル、何人ノ門ニモアラズ、

〔京都御役所向大概覺書 六〕彫物後藤之事

一貳拾人扶持　在江戸 後藤四郎兵衛　一百俵貳拾人扶持　同 同 利兵衛

上京後藤圖子 同 後乘　上京後藤圖子 同 就乘 〇下七人略

貳百五拾石後藤總中之もの共江被レ下之、且又右之者共之內、大名方ゟ知行取候者有レ之、

〔正德六年武鑑〕御彫物師

銀町三丁目 後藤四郎兵衛　下谷 後藤悅乘　下谷 後藤利兵衛　八丁堀

横谷宗知

御腰物細工師 〇中略

御彫物師

二百俵十人フチ下谷 尾崎藤右衛門　百俵十人フチ下谷 吉岡宗印　百俵

十人フチ下谷 吉岡理左衛門

〔天保十一年武鑑〕御彫物師

京橋一町目 後藤四郎兵衛　百俵廿人フチいづみばし通 後藤理兵衛　百五十俵四十

人フチ柳原岩井町 安田又五郎　御彫物師御七寶師 平田彥四郎

〔古今金工便覽 下〕義之 仙臺金工源七、初江戸芝口源助町住、此彫方、濱野政隨風ニテ手ツヨク、又別片切彫刀ナリ、後年肥後侯ニ抱ヘラレ屋敷ニ住居ス、獻上ニ成、銀大花入エ赤銅丸龍ヲホル、生涯ノ細工ナリ、〇中略

吉重 金家宗和門宗佐ト云人ニ畫ヲ學ブ、寛永ノ比、加州侯ヨリ五十俵賜リ、五郎作ト稱シ、兄ヲ次郎作ト云、加州彫ノ名人ナリ、コノ一流ノモノ、今モ吉重ヲ以テ氏トス、

製作

水戸彫（水戸彫ハ、古キハ地磨、高彫モツハラ工ム、今ハ斜子ヲマキ、江戸彫ヲウツシ出ス、奈良風當時流行向ヲ仕入ル、カノ地ニ矢田部何某トイフ商家アリ、引請テ京都ヘ持來リ商ス、彫師モ彌增ニ昌ンナリ、）

〔名物六帖 器財五 金製造〕鋄（ケホリ）（爾雅、鏤鋄也、郭云、刻鏤物爲鋄、鋄音蘇彗切、）　鈒花（ケボリノカラクサ）（品字箋、鈒猶敬也、雲南鑿花於錫器、謂之鈒花、○中略）　隱起（オキアケ）（史記索隱、白金三品、其一、龍文隱起、肉好皆圓、其二、肉好皆方、隱起馬形、其三、肉圓好方、皆爲隱起龜甲文、）　款（ホリコミ）　識（オキアゲ）（史記封禪書、鼎文鑄無款識、註、韋昭曰、款刻也、索隱曰、識猶表識、游宦紀聞、款識乃分二義、款謂陰字、是凹入者、刻畫成之、識是挺出者、輟耕錄、古器識居外而凸、款居內而凹、）　僊塞字（ホリコミ）（輟耕錄、三代用陰識、謂之僊塞字、其字凹入也、漢以來或用陽識、其字凸間有凹者、或用刀刻如鐫碑、按擧範、僊塞誤作匿竇、）　陰識（ホリコミ）　陽識（テキアゲ）（見上）　識紋（テキアケ）　款紋（ホリコミ）（同上）　款志（ホリコミ）（文昌雜錄、長安故宮闕前有唐肺石、形如人肺、亦有款志、但浸漶不可讀、）

〔裝劍奇賞 一〕總論

家彫、又は上代の作なる、小刀柄、笄の二所物は、必納子（ナヽコ）を蒔て地とす、納子蒔ざるは祝儀に佩べからざる事、猶鞍に海なきを用ると同例なり、石目（イシメ）地磨（ヂミガキ）は好事の風流にして、式日恒例の佩料には憚るべしといへり、左かれども近代は家彫にも納子を蒔ざるもの見えたり、但縁頭（フチカシラ）は其沙汰に及ばずと、（縁頭は小道具にあらず、切羽（セツパ）鎺（ハヾキ）等と同じく、刀裝の金具なり、納子を七子とよむ事、字義にはあたらず、其細點を蒔事、魚胎（ウヲノコ）に似たるをもて、名づけたるなるべし、魚を古語にナといへば、魚子（ナノコ）の義にて、ノをナといふは音便にて、古言に其例少からず、）

〔萬金產業袋 二 鐔之大概〕揔じて鍔（鐔とも）の形は、丸、角、なで角、木瓜、信玄もつくはう、なまこなり、菊鍔等、彫は、すかし、地彫、（置上とも）界彫、（片たがれにてほそくほる也）象眼、○中略彫には澤山の善五郎、これ近代の名細工、實人武者何によらず、こまかき事をすかし彫にほり得られし、されば繪といふとも及まじきの勢刀みゆる、又京にも柊彥なんどいふ細工人、これ當代の細工人なり、越前の喜內など、其外諸國の彫の名人、地彫をば得たる有、界（け）彫（ぼり）をば得たるあり、古代は猶更、當代の名さいく人も、繁花の都に數々なり、○中略又菊形のすかし鍔、十六英（えう）より廿四えう、三十六間なんどいふすかしの數あり、中古は是をよきさいくの上と思ひしに、近きころより細工出て、四十八間、六十四間などの英かずの菊鍔を仕だし、勿論すかしの手際なんど、昔の十六えう廿四えう位のさいくよりもはるかに

ぞ勝れり、よつてそのさいく人、われこそは菊鍔の名人、世にまたとあらじと自讃、ついに慢心の萌と成、すでに亂心至極せしに、爰に又ふしぎなりしは、其後また細工人出來て、右の四十八間六十四間を打こし、八拾間、今にては百間といふ迄を彫すかし出したり、然るに右の亂心の人、それをきゝ、その細工の手際を見て、己と我慢の心を變じ、本性に成し事、今眼前に見たる事也、扨此菊鍔、十六えうゟ廿四えう四十八えうと、みな重(ちやう)かたに割(わり)ばいかにも出來る、はやもう十七えう廿五えうと半にしては出來仕がたし、是二を四、四を八と割出して重々(でう)にわるゆへ也、唐鍔は大かたみな鍔うすくすかし彫にて、地紋、ひがき輪ちがひ等に、菊ぼたんの上紋あり、但もやうは此類にも限るべからず、人物、鳥獸、草花の類、界彫ざうがん、さまざま有べし、金鍔、銀鍔、紫銅(しやくどう)、四分一、眞鍮鍔、無地鍔、その品誠にかぞへがたし、

〔萬金產業袋二 目貫并緣頭小柄〕彫目貫は、まづ銅の板がねにて、鳥けだ物、魚貝、一ッ切の物の形、そのかたちに切て、うらゟ出し、たがねといふにて膨(ふくら)をうち出し、その物の肉を付て、扨表に直し、松脂に付て、出入をば錯子にてをろし、あるひは又打くぼめ、打ひらめして、其後鏨にて彫たつる鏨(たがね)に大ぶんの品有、又鏨にも段々の品有、みな手心の味ひにて、何匁鏨などとて、目にて極め用ゆ、その彫の小色の品、人形、魚鳥に、金銀、あかゞね、赤銅を遣ふ時は、銀蠟にてみな燒付といふにして、花のまべ、松の葉なんどを細くほる也、その彫の手際こそは、上にいふがごとく、上品下品の作者に有、但緣かしら 鐺(カシラ)は右目貫のごとく、型にてはならず、みな銅の板がねにて、緣ならば緣、鐺ならば鐺のなりにこしらへ、銅のうす延にて底をいるゝ、是みな銀蠟づけ也、小柄も又、赤銅、四分一、よしはまた鐵にても、小柄の板がねといふあれば、それにほらんと思ふ、その物の彫あげてゟ打出し、肉膨(あふくら)をつけ、右目貫の心にて彫あげ、よく彫あげてへりを取、うらをも付る、是いづれもみな銀蠟付ッ也、惣じて彫の事、ざうがん、けぼり地ぼり、地なゝこ、誠にその品尤多し、當世はふちの高さ薄きを好

工具

む、鑞はまた多くは角(つの)にす、その品には色しな有、

〔輶軒小錄〕小野毛人墓之事

比叡山の西麓に、高野といふ村あり、亦小野ともいふ、其山頂をふめば、鏘然として音有る處あり、慶長の比盜有りて、此をあばきけり、開き見れば、古き石槨なり、其中に銅碑あり、長一尺九寸九分、はゞ一寸九分、文字ありて凹入す、其表云、

飛鳥淨御原宮治天下天皇御朝、任大政官兼刑部大卿位大錦上、其裏に刻みて云、小野毛人朝臣之墓、營造歲次丁丑年十二月上旬卽葬と、凡四十八字筆法遒美にして、唐人の風度有り、別に白川石の如くなる石函ありて、此を納む、其處の寶幢寺といふ寺に安置す、

〔裝劍奇賞五〕彫家用具品目

凡彫工の用ふる所の道具、家々につかひ得て、其品一ならずといへども、いづれの家にも、必用のものをこゝに志るして、裝劍家の事を精くする一助に備ふるのみ、

按机(オシギ)　截筋(キリバシ)　燒鋏子(ヤイトコバシ)　鐵砧(カナトコ)　鐵砧盤(カナトコダイ)　鞴(フイガウ)

湯銅壺(ユドウコ)　冶銚(ヤチウ)銅色上ゲノ鍋也　甘堝(ルツボ)　大鎚(オホヅチ)中鎚小鎚　發口(ハグチ)　生下(キサゲ)

木鉢(キバチ)　礪盥(トギダラヒ)　砥(トイシ)有二數品一　夾剪(ハサミ)　柄拂(ツカハライ)　剪藁(キリワラ)

工巾(サイデ)細工方ニ用ル手ヌグヒナリ　胴摺刷(ドウズリバケ)　磨刷(ツヤトリバケ)　磨革(ツヤトリガハ)　煮洸水鍋(アクエナベ)

調色汁鍋(イロツケナベ)　木槌(キヅチ)　瓦爐(ヒチリン)　煮汁陶(ニシルドクリ)　大截鏨(オホキリタガネ)　鐵毛(チツノシラガ)針ガ子也

銅鐵規(ハガチノブンマハシ)　秤(ハカリ)　角切鑢(スミキリヤスリ)　分度(ブザシ)　兎手(ウサギノテ)　脂柱(ヤニバシラ)目貫、小刀柄、鐔、縁頭等、此柱ニ粘テ彫ルナリ、火ニヌタメテ取ハヅシヲスル也、脂ノ方、奥ニ出セリ、

嗌子(クハヘ)縁又頭ノ横ヲ彫ニ、此毛ノニハサミテ彫也、堅木ニテ作ル、又コレヲキヤトコトモ云フ、○中略

彫家所用鏨(タガネ)品目

滑刳　四分鏨　片截（此ハ宋珉ノ工夫ノタガ子也）　規目鏨　毛打鏨
側寄　透鏨　目打鏨　溝鏨　棗鏨　星鏨
男鏨　女鏨　魚子鏨　罫鏨　減鏨　石目鏨
象眼鏨　貫鏨　鱗鏨　露鏨　卦引鏨　肉側寄
肉鏨　襯打　苔打　岩石鏨　廉減鏨　凸起鏨
定鏨　入江鏨　繍紗石目　花石目　三方石目　梨子地石目
烏帽子石目

但鏨一品に、大小六七本より十本も有之て、都合百五六拾本より三百本までも用る也、

同

鑪子品目

大鑪　中鑪　小鑪　平鑪　角鑪　圓鑪
半月鑪　棗鑪　樋鑪　鱗鑪　鴫目鑪　中心鑪
線目鑪　苔鑪　刃薄鑪

右の外職方の用具猶多かるべしといへども、今記する所は必用の具にして、此餘は各の手馴工夫等に出て、通じ用るものにはあるべからず、もし此具を用てこれを工ば、彫得ずといふ事なかるべし、

〔人倫訓蒙圖彙〕五象眼師　鐙鍔小柄箸をはじめ、一切の金具にこれをなす、所々にあり、

象眼工

〔名物六帖〕器財五 五金製造　鈒鏤（正字通、六書故、細鐵ニ金銀一爲レ文曰ニ鈒鏤一、鈒鏤王家喩ニ銀貫金飾一也、）　瑑嵌（遵生八牋、今之巧匠僞ニ造夏商瑑嵌一、）　絲嵌（遵生八牋、雲雷絲嵌、）
細嵌（同上、夏嵌用ニ金銀一細ニ嵌雲雷紋片一、）　陷金（演繁露、鐵券其文於レ面鐫ニ陷金一、）　嵌金（居家必備）　嵌銀（同上）　鏝銀（正字通、鏝音晩、鐵質金銀文、今俗名ニ馬鞍一曰ニ鏝銀一）
事件、是也、品字箋、鏝之言陷也、以ニ金銀絲一陷ニ入鐵質一、作ニ花卉翎毛形一、卽今鏝酒匜與ニ鞍轡之鏝字一、徐曰、漢制乘輿馬金爻、註馬頭上如ニ金華一、亦象形據ニ徐說一、鏝或省作レ爻、然金鏝方釳、惟天子乘輿有レ之、宋志、百官鞍勒有ニ陷銀銜鐙一、卽今之鏝銀、元志誥作ニ錯銀一、鏝之細者曰ニ絲鏝一、片者曰ニ片鏝一、　陷銀　錯銀　絲鏝　片鏝（共見レ上）

〔倭訓栞前編十佐〕ざうがん　槊花にざうがんうす物と見え、侍中群要に、下襲夏象眼と見ゆ、うすもの丶名なりといへり、古今著聞にふた藍のざうが、又ふかみどりのざうがなどいへるも是成べし、刀劒の具などにいふは、藏嵌の字成べし、又鑲眼なりともいへり、

〔類聚名物考調度十一〕相嵌　ざうがん　象眼

今案、銅鐵器の文にざうがんの名有、俗には象眼と書は、細きによりて成べし、此文字出る所未考、相嵌を用べし、輟畊錄十七古銅器鑑識の事をいふに、余嘗見夏珊才、於銅上相嵌以金、其細如髮、夏器大抵皆然、歲久金脫、則成陰竅、以其刻畫者成凹也と見えしも、全く今の象眼のことなり、

〔秇苑日渉十二〕釽金

以金銀絲嵌銅鐵器、曰鋄金、曰陷銀、曰錯金、曰鈿金、曰鑲嵌、曰商嵌、曰相嵌、嵌罳器曰釽金釽銀、曰槍金、曰戧金、曰剗金、俗謂之沈金、

〔遵生八牋十四〕論宣銅倭銅爐瓶器皿

古無銅小香爐、卽博古圖爲帝王收藏、僅有一二遺式、後有小鬥爐、獸爐、博山爐、高二寸許者、不知漢唐人何人何用、想亦墓中物也、亦有中樣鼎爐、獸面脚桶爐、止可清供、不堪焚香手玩、近有潘銅打爐、名假倭爐、此匠幼爲浙人、被虜入倭、性最巧滑、習倭之技、在彼十年、其鏨嵌金銀倭花樣式的傳倭製、後以倭敗還省、在余〇高濂家數年、打造如倭尺內藏十件文具、摺疊剪刀、古人未有、其銅合子、途利筩、彝爐、花瓶、無一不妙、此眞倭物也、故其初出價高、煉銅鎏金、鏨嵌金銀花巧、精妙與倭無二、若近日吳歙之製、較潘似勝、但製度花巧、與古人彝鼎之義殊無取法、又如以黃銅去腥、假名鉤金、打造方圓鼎爐彝爐花紋、以博古圖爲式、外抹金葉、此等置之何地、惟可作神佛供也、初年潘銅似不可得、有則寶之、後世必有好尙之者、外如倭人鏨銅細眼罩蓋熏爐亦美、更有鎏金香盤、口面四傍、坐以四獸、上用鏨花透空罩蓋、用燒印香、雅有幽致、又若酒銚水礶吸水小銅中丞、抹金銅提、盔鐙、腰刀、鎗釵、五供養

蓮花架、紫銅湯壺、小鈸、小搭礶、罩合、檳榔合、石灰礶、利銹銅則、海螺鼻、銅鐃、銅鼓、供獻盤、棊碟子、鑒花金鏤鐵花銀鏤、鑒銀細花捲段、鑒金大小戒指、上嵌奇石、種々精妙、不能悉數、無地不有機巧、信哉、近日呉中僞造細腰小瓶、敞口大瓶、方圓大尊、花素短觶、雨雪金點、戟耳彝爐、細嵌金銀、碧瑱鼎爐、香奩犧尊、圖螭鎮紙、細嵌天鹿、辟邪象礶、水銀青綠、古鏡二寸、高小漢壺、方瓶鎏金、觀音彌勒、種々色樣、規式可觀、自多雅致、若出自徐守素者、精緻無讓、價與古値相半、其質料之精、摩弄之密、功夫所到、繼以歲月、亦非常品、忽々成者、置之高齋、可足清賞、不得於古具、此亦可以想見上古風神、孰云不足取也、此與惡品非同日語者、鑒家當共賞之、

〔裝劍奇賞三〕彫工諸家名譜

宗吉

象眼師なり、正保年間伏見より加州金澤に移る、祿百石を賜ひ、兵部と稱す、上手なり、

宗次 兵部弟子

次郎と稱す、加州金澤象眼工、

宗長 同上

九郎次と稱す、加州金澤象眼工、〇中略

重長

新七と稱す

重次 喜八郎と稱す、辻山城守弟子家、

右共に加州の象眼工なり〇中略

忠平

三郎兵衛と稱す、加州金澤象眼師也、正保の頃、伏見より彼地に移ると、祿五十俵を賜ふ、

忠清

庄太郎と稱す、加州金澤象眼工なり、〇中略

如竹（華押略）村上氏　江戸住増上寺新門前

其はじめは鐙の象眼師なり、其父も同是を業とす、此人の象眼に於ては一流といふべし、至て上手にして群を出づ、〇中略

政守（華押略）細野氏　京小川二條上ル

宗左衞門と稱し、毛彫象眼といふものを創意して一流をなし、高彫色繪等、各妙ならざる事なく、誠に工中の英物なり、

〔古今金工便覽下〕秀典（喜多川宗典、同ヤウニ銘ス、門入ナルカ、武者仙人生透シ丸形ノゴトク、象ガン入ルコト宗典ト同ジ、イヅレモ大形ナリ、其他少キチ柊屋ト稱ス、コノ作仕入モノ今ニアリテ新古アルベシ、當時ハ奥州會津ニテ仕出ス、〇中略）

如竹（村上氏、江戸芝新門前住、ハジメハ鐙ノ象ガン師ナリ、其父モ同ジクコレチ業トス、初仲矩ト銘ス、墨畫風竹金芥子象ガン火色入、蜻蛉蝶ノ高彫青貝入、）

〔雍州府志七土産〕鞍鐙〇中略　以ㇾ鐵製ㇾ鐙、以二金銀一細鏤二花鳥一是謂二藏含一中華所ㇾ謂鉗也、京師友眞友重等造ㇾ之、

〔萬金產業袋二鍔之大概〕ざうがんに三品あり、本ざうがんは、なめくりといふたがねにて、たとへば麻の葉、かごめなんどを細く彫て、それを平鏨（へしたがね）といふにて、一面にへして後、そのほり目へ金なりとも銀なりとも、はりがねにて埋め、上よりまた平鏨にてへしを懸る、これを本ざうがんといふ、又後入といふは、鍔のおもてに、あるひは笹または菊などをいれんとする時、その鍔の地を笹なり菊なりにうすくほり、それへ金の延（のべ）をその形に切いれて、是もまた右平鏨にて上をへすなり、これ古鍔に跡より象眼を入たき時、かくのごとく仕たりし事、則それが名となりて後入といふ、扨南蠻ざうがんといふは、鍔の地にたがねにて布目を切り、さて延ばりがね、金銀は勿論、うす銅

等までも、右の布目へ咬せて、上より平鑚にてよくへし〳〵て仕あぐる、以上これ三品、

〔藝備國郡志 上 安藝土產〕藏舍　在₂今府治₁、倭俗鐵器以₂金銀₁鏤₂刻鳥獸或花草₁、是名₂藏舍₁、此工人倣₂漢南阿蘭陀之製₁、極₂其細密₁、四方武人使₃彼飾₂兵器₁矣、

古事類苑

產業部十三

陶工 七寶工 併入

陶工ハ陶器ヲ造ル工人ヲ謂フナリ、陶器ニハ、土燒、石燒、瓷器等アリテ、之ヲ造ルノ術ハ既ニ神代ニ起レリ、サレド當時ノ物ハ、極メテ粗糙ニシテ、土燒ノ種類ニ屬セシガ、後外國ノ陶法漸ク傳ハルニ及ビテ、次第ニ其術ヲ改良セリ、大寶ノ制、朝廷ニ筥陶司アリテ、官ノ陶器幷ニ筥ヲ作ラシム、鎌倉足利ノ代ヨリ德川氏ノ初ニ亘ルノ間ニ於テハ、彼我工人ノ往來尠カラズ、諸國齊シク此業ノ發達ヲ觀ルニ至レリ、就中瀨戶燒、九谷燒、伊萬里燒等尤モ名アリテ、特ニ瀨戶ノ名稱ハ、遂ニ陶器ノ總稱ト爲ルニ至レリ、

七寶工ハ、銅器ニ種々ノ色彩ヲ燒付クル工人ニシテ、其製品ヲ七寶流シト云フ、之ヲ七寶ト稱スルハ、其彩色ノ美、金銀等ノ七寶ヲ以テ裝飾スルニ似タレバナリ、慶長年中、平田道仁、朝鮮ヨリ傳ヘシ所ニシテ、天保年中、尾張ノ人梶常吉、外國ノ製ニ係ル所ノ七寶ノ古器ヲ毀チテ其製法ヲ探リ、數年ノ工夫ヲ費シテ、又之ヲ製造スルノ術ヲ發明セリ、

〔倭名類聚抄二工商〕陶者 莊子云、陶者曰、我治埴、陶桃反 訓須惠毛乃豆久流 黏埴爲器者、俗云呼爲造手、陶者是乎、

〔箋注倭名類聚抄一男女〕按說文、陶再成丘也、夏書云、東至于陶丘、又云、匋瓦器也、二字不同、後假陶爲匋、匋字廢矣、按須惠毛乃、蓋居物之義、新撰字鏡、㼚訓須惠加萬、垂仁紀、有近江國鏡谷陶人、雄略紀、

初見

有新漢陶部高貴、陶部訓須惠川久利邊、○中略造手之名未聞、

〔和爾雅三人物〕陶人(スヱモノツクリ)陶者、陶工並同、

〔名物六帖人品三坑冶鑄陶〕土工(ヤキモノシ/カハラシ)曲禮、天子之六工、曰土工、金工、石工、木工、獸工、革工、典制六材、註、鄭玄曰、土工陶旋也、　陶人(ヤキモノシ)荀子性惡篇、陶人埏埴而爲器、註、陶人瓦工也、正字通、經字下、侯鯖錄、陶人爲器、有酒經、小頸、環口、修腹、可以盛酒、受一斗、○中略　甄者(スヤキシ)漢董仲舒傳、唯甄者之所爲、註、師古曰、甄者作瓦之人也、　陶工(ヤキモノシ)通典　瓦人(スヤキシ)遵生八牋　甄工(ヤキモノシ)南識志、陳沂琉璃塔記、文皇詔天下、盡甄工之能者、造五色琉璃、　陶家(チヤワンシ)書敍指南、燒窯家曰陶家、枚乘、大藏一覽引譬喩經云、假至陶家、睹母腹中作子、　燒窯家(ヤキモノシ)上見　窯戸(ヤキモノカフ)齊家寶要、磚擲法、須用高價與窯戸定做、會典、陵戸、海戸、墳戸、窯戸、羊戸、俱量留二三丁供役、　窯夫(ヤキモノシ)名山記、世宗、募窯夫穴地入城、　窯匠(ヤキモノシ)會典　黑窯匠(ヤキモノシ)蘇談、吳鯛、黑窯匠、　瓦匠(スヤキシ)會典○中略　陶器師(ヤキモノシ)義楚六帖、純陀陶器師、　瓦師(ヤキモノシ)大論、釋迦、文佛、先世作瓦師、法苑珠林、雖爲瓦師、手不掘地、亦不使人掘、唯取破墻崩岸鼠壤等土、和以爲器、成好無比、　陶師(ヤキモノシ)翻譯名義、引密嚴經云、陶師運輪杖、器成隨所用、

〔人倫訓蒙圖彙三〕燒物師(やきものし)　土器の燒物、茶碗、茶入、花入、壺、皿等、其品おほし、肥前の唐津をはじめとして、都におゐても所々にあり、御室(おむろ)、音羽(おとは)、御菩薩池(みぞろいけ)、粟田口等にあり、是を陶人(たうにん)と號す、陶(すゑものつくり)とよませたり、

〔人倫訓蒙圖彙三〕土器師(かわらけし)　むかし賀陽親王作はじめ給ふとかや、此御子細工に妙なるよし古物語にしるせり、都は嵯峨、旗枝、深草里につくる、大内にさゝぐる時は烏帽子裝束してまいるたり、

江戸淺草竹町作手彌右衛門、誠に上古よりの器物なり、

〔古事記上〕於出雲國之多藝志之小濱、造天之御舍、多藝志三字以音、而水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫、獻天御饗之時、禱白而、櫛八玉神化鵜入海底、咋出底之波邇、此二字以音、作天八十毘良迦、此三字以音、

〔日本書紀一神代〕一書曰、此時素戔嗚尊、下到於安藝國可愛之川上也、○中略素戔嗚尊、乃敎之曰、汝可以衆菓釀酒八甕、

〔日本書紀三神武〕戊午年九月戊辰、勅之曰、宜汝二人、○椎根津彥、弟猾、到天香山、潛取其巓土、而可來旋矣、基業成否、當以汝爲占、努力愼焉、○中略二人得至其山、取土來歸、於是天皇甚悅、乃以此埴造作八十平瓮、天

職司

工人

手抉八十枚、手抉此云二多衢餌離一嚴瓮、而陟二于丹生川上、用祭二天神地祇一、

〔東雅五人倫〕工タクミ〇中略 大己貴神、櫛八玉神をして、天八十毘良迦を作らしめられしと見えたれば、舊事紀、古事記等に、陶甄の工の如きも、天孫いまだ此國に天降まさぬ時より其事聞えし也、其後神武天皇、八十梟帥を打れし時、天香山社中土を取らしめられ、造二天平瓮八十枚幷嚴瓮一而祭二天神地祇一給ひしと見えしは、後に物部八十手所レ作祭神之物といふものにて、これら國史に陶工の事見えし始なり、されど陶の字讀てスヱといふ事の見えしは、崇神紀に、大田田根子を茅渟縣陶邑に求得らる、其母は陶津耳之女也と見えしぞ始めなるべき、スヱといふ義は不レ詳、

〔令義解一職員〕筥陶司

正一人、掌下筥陶器皿、謂器總名爲レ皿、木土器亦皆掌、其事上、佑一人、令史一人、使部六人、直丁一人、筥戸、

〔續修東大寺正倉院文書四十三〕筥陶司石山寺充二雜器一事

陶垸肆拾口　陶坏陸拾口　鹽坏陸拾口　片垸陸拾口　叩戸伍口　坏蓋研貳拾口已上前充

筥參拾合　後盤貳拾口已上物今充　折櫃參拾合　陶盤陸拾口　右物依レ無不レ充

天平寶字六年二月九日

正六位上行正林連黒人

〇按ズルニ、筥陶司ハ大同三年正月、大膳職ニ併セラル、事ハ官位部令制官職編ニ詳ナリ、

〔延喜式三十三大膳〕造器二人、一人木器、一人土器、月別所レ造折櫃卅合、平片坏八百口、其粮料、黒米日二升、鹽二勺、

〔延喜式三十九內膳〕作木器二人、一人贄殿、一人司家、作土器九人、月別一人所レ造折櫃卅合、土器七百八十口、大坏、中坏、窪坏、平坏、垸形、片盤、瓮、堝等類、作土器人充二商布九段一、埴料、器鍬九口、納舊請新、粮人別日黒米二升、鹽二勺、時服夏各絁四丈五尺、冬絁一疋三丈、綿四屯、

〔古事記中垂仁〕其大后比婆須比賣命之時、定二石祝作一、又定二土師部一、

〔古事記傳二十五〕土師部は波邇斯辨(ハニシベ)と訓べし、和名抄國々の郷名の土師、多く波爾之とあればなり、下に引が如し、又黄櫨は同書に波爾之とあるを、其木の弓を、此記に波士弓(ハジユミ)と云、書紀にも、訓注に波葺(ハジ)とある、此例を以見れば、土師をも古より波士とも云けむかし、さて斯(シ)とは土物(ハニモノ)を造る者と云ことにて爲(シ)の意なり、

〔日本書紀十四雄略〕十七年三月戊寅、詔土師連等、使進應盛朝夕御膳清器者、於是土師連祖吾笥、仍進攝津國來狹々村、山背國內村俯見村、伊勢國藤形村、及丹波但馬因幡私民部、名曰贄土師部、

○按ズルニ、倭名類聚抄國郡部ニ、土師ヲ以テ郷名トセルモノ多シ、河內國志紀丹北二郡、和泉國大鳥郡、上野國綠野郡、下野國足利郡、丹波國天田郡、因幡國八上郡、備前國邑久郡、阿波國名方西郡、筑前國穗浪郡、筑後國山本郡ノ下ニ見ユ、並ニ土師部ノ居住セシ地ナラン、

〔日本書紀十四雄略〕七年、天皇詔大伴大連室屋、命東漢直掬、以新漢陶部高貴、〈中略〉遷居于上桃原、下桃原、〈○大和國高市郡〉眞神原〈○河內國石川郡〉三所、

〔日本後紀二十四嵯峨〕弘仁六年正月丁丑、造瓷器生尾張國山田郡人、三家人部乙麻呂等三人、傳習成業、准雜生聽出身、

〔桂林漫錄下〕祥瑞

南京ノ陶器ニ、五良大輔吳祥瑞造ト銘ヲ書タルアリ、祥瑞ハ日本勢州松坂ノ陶工ナリ、入唐ノ間、彼邦ニテ製シタル物ナリト云フ、明ノ正德八年〈後柏原院永正十年ニ當ル〉歸國ノ時、李春亭ナル者送別ノ詩アリ、玉川翁ノ掌記ヨリ抄出シテ、同好ノ士ニ傳フ、

詩送居士五良大夫歸日本

敬將玉帛觀天顏、回首扶桑杳渺間、舡泊古鄞三佛地、杯傳新酒四明山、梅黄細雨江頭別、帆引清風海上還、明到賢王應有問、八方職貢溢朝班、

大明正德癸酉夏六月朔　　四明　李春亭

原本ハ、勢州丹生ノ神宮寺ニ藏ストナリ、

〔本朝陶器攷證三〕一祥瑞

陶器考附錄に、山田五郎大夫は、伊勢松坂の人なり、〇中略とあれども、五郎大夫が姓は伊藤にて、山田といふ事、いひ傳へも、古書にも所見なし、〇中略委しき事は、かねて松坂の長谷川六有に質問せし返書と、稻垣休叟が茶道筌蹄にて分明なるべし、

六有返書

祥瑞之事、御尋之趣承知仕候、かねて承り居候分申上候、元來伊藤五郎大夫と申て、松坂近在海邊之大口村住居之者にて、近來迄は伊藤と申家有之、則祥瑞之出所にて御座候、〇下略

〔堺鑑下〕堺舜慶

世間ニ堺舜慶トテ茶入ヲ持弄事ハ、此人根本當地ノ生ニテ、其後尾州瀨戶ニテ茶入ヲ燒、又伊勢ニテモ燒、故ニ其々ノ所ノ名ニヨリテ分アレドモ、根本此地ヨリ出タレバ一事也、其子孫利休時代迄堺ニ居住スト也、

〔本朝陶器攷證三〕一穎川、大黑町五條ノ南ニ住ス、陶工ニアラズ、好ンデ陶ヲナス、海老清ニ陶法ヲ學ビ、能ク唐物ヲ寫ス、印ナシ、赤繪ニテ、名又花押ヲ燒付タル物アリ、木米、道八、龜助、嘉助ノ徒、此人ニ陶法ヲ學ブ、

〔天保十一年武鑑〕御土器師　十五俵二人フチ　下谷坂本入谷　松井新左衞門

〔鶴梁文集續篇上紀事〕紀烈婦蓮月事

列婦蓮月、未詳其姓氏、京師賈人某妻也、美姿儀、性聰慧、習文墨、能和歌、又善陶、〇下略

〔海人の刈藻序〕ひえの峯の綠に思の色をそめかへ、鴨川の流に心の塵をそゝぎて、ある時は其麓

のかこかなるかげに隱れ、ある時は其水のいさぎよき渚にのがれつゝ、はにもこくさん〳〵のうつは物をつくり、是をなりはひとして、歌よむことをすける尼あり、名を蓮月となんいふ、皆人つくれる器のさとびたらぬ、よめる歌のみやびやかなるをめでゝ、いづこにかくれのがれても、たづね訪ふほどに、はて〳〵はいみじく世中をうるさがりて、やゝ都離れたる方になん移ろひにける、

〔海人の刈藻雜〕土もて花瓶を造りて

手すさびのはかなき物を持出てうるまの市にたつぞ侘しき

陶器名稱

〔倭名類聚抄十六調度〕瓦器類第二百四 瓦器一云陶器、陶音桃、瓦器、須惠宇都波毛乃、

〔箋注倭名類聚抄四瓦器〕按、須惠毛能居物之義、謂坏盌之屬可置之机上也、

〔東雅五人倫〕工タクミ○中略 陶器をスヱツキといひ、陶工をスヱツクリなどいふは、凡土器を作るには、旋盤に土をスヱテ造る故なりといふ、いかゞあるべき、

〔古事記傳二十三〕陶を須惠と云は、和名抄古本に、陶訓須惠毛乃とあり、居物の意なり、今本には、陶音桃、瓦器、須惠宇都波毛乃とあり、居器物の意なり、

〔類聚名義抄六阜〕陶音桃、タカ、スヱ物、

〔伊呂波字類抄太疊字〕陶器　〔同須雜物〕陶瓦器スヱモノ　陶器スヱツキ

〔字鏡集二阜〕陶スヱモノ　陶スヱ　匋同　淘同

〔類聚名物考調度十三〕土器

かはらけは、瓦笥也、藥かけて燒たるを陶器窰器ともいひ、素燒を土器といふ也、後世はおほくは訓にいはで、音を用ゐてどきといへるなり、

〔續古事談一王道后宮〕圓融院大井川ニ御幸アリケルニ、先少井寺ノ前ニ絹屋ヲタテヽ、オハシマス、

大入道殿（○藤原兼家）攝政ノ時御膳マウケラレケリ、茶垸ニテゾアリケル、其後御船ニタテマツリテ、トナセニオハシマシケリ、

〔嬉遊笑覽　二下器用〕此（○續古事談等）茶わんといふは、今俗に燒もの、また瀨戸物といふが如し、

〔江家次第　五二月〕春日祭

中關白（○藤原道隆）爲使、（○春日祭使）於兼時山崎家飮水、兼時依無土器、以茶垸獻之、

〔年々隨筆　四〕江家次第春日使のところに、中關白爲使、於兼時山崎家飮水、兼時依無土器、以茶垸獻之、關白有疑色、兼時得意乍給茶垸渡前云々、未用之由歟とあり、此比茶は僧家の物にて、ことなる法會の饗ならではこれを設くる事はなかりし物なるを、兼時が家に茶碗のありけむ、いぶかしき事なり、もし磁器の通稱にはあらじか、

〔十訓抄　十〕近くは德大寺の右のおとゞ、（○藤原公繼）打まかせては、いひ出でがたき女房のもとへ、獅子のかた作りける茶碗の枕を奉るとて、（○中略）

〔倭名類聚抄　十六瓦器〕瓷　唐韻云、瓷（疾資反、俗云、瓷器、之乃宇豆波毛乃、）瓦器也、

〔東雅　十一器用〕瓷シ　倭名鈔に唐韻を引て、瓷は瓦器也、俗に瓷器をいひて、シノウツハモノといふが如き是なり、其字の音をもて呼びしと見えたり、萬葉集抄には、靑丹吉（アヲニヨシ）奈羅（ナラ）といふ事を釋して、或說に崇神天皇の御代に、和珥（ワニ）武鍬（タケスキ）坂上（サカウエ）に鎭座せし忌瓮はアヲニ也、されば靑瓷吉那羅とは云ふ也と見えたり、もし此說の如くならむには、我國の瓷器、因り來る事既に久しくして、古の時にはニといひけり、後の俗よびてシと云ひしは、其字の音にはあらずして、ニといふ語の轉じたりけむも知るべからず、（古に瓦器といひしは、今俗にスヤキといふものゝ如くにして、淘汁を用ひず、瓷といふものは、淘汁を用ひしものをいふなり、）

〔天工開物　中〕白瓷（附靑瓷）

凡白土曰堊土、爲陶家精美器用、中國出惟五六處、（○中略）凡饒鎭白瓷銹用小港嘴泥漿、和桃竹葉灰

調成、似清泔汁、(泉郡瓷仙、用松毛水調泥漿、處郡青瓷鏽、未詳所出、)盛于缸內、凡諸器過鏽、先蕩其內外邊、用指一蘸塗弦、自然流遍、凡畫碗青料、總一味無名異、(漆匠煎油、亦用以收火色、)此物不生深土、浮生地面、深者堀下三尺卽止、各省直皆有之、亦辨認上料中料下料、用時先將炭火叢紅煆過、上者出火成翠毛色、中者微青、下者近土褐、上者每斤煆出、只得七兩、中下者以次縮減、如上品細料器及御器龍鳳等、皆以上料畫成、故其價每石値銀貳拾肆兩、中者半之、下者則十之三而已、凡饒鎭所用、以衢信兩郡山中者爲上料、名曰浙料、上高諸邑者爲中、豐城諸處者爲下也、凡使料煆過之後、以乳鉢極研、(其鉢底留粗、不轉鏽、)然後調畫水、調研時色如皂、入火則成青碧色、凡將碎器爲紫霞色杯者、用臙脂打濕、將鐵線紐一兜絡、盛碎器其中、炭火炙熱、然後以濕臙脂一抹卽成、凡宣紅器、乃燒成之後出火、另施工巧、微炙而成者、非世上硃砂能留紅質于火內也、(宣紅、元末已失傳、正德(明年號)中、歷試復造出、)

〔續修東大寺正倉院文書三十二〕瓷坏燒料薪橡三百七十四材(自山口運車六十七兩)
賃錢一貫四百七十四文(車別廿二文○中略)
瓷坏料土二千五十斤(自眉野運車五兩)

〔書言字考節用集七器財〕青磁(セイジ)。。(唐越州所出之磁器、源氏所謂祕色是矣、)

〔源氏物語若菜三十五〕わらはゝ、あをいろにすわうのかざみ、からあやのうへのはかま、あこめはやまぶきなるからのきをおなじさまにとゝのへたり、あかしの御かたのは、こと〴〵しからで、こうばいふたり、さくらふたり、あ。を。じ。のかぎりにて、あこめこくうすくうちめなどえならできせ給へり、

〔河海抄若菜十三〕あをじのかぎりにて　釋云、五位裝束也、青甆事也云々、青甆、是は茶碗名也、その色に似たる物也、

〔類聚名物考調度十三〕青瓷　せいじ

この瓷の青色なるを、古へことにもてあそびし事にて、秘色の盃などいひしはこの物也、今は青にせいじといへり、賞鑑家に七種の品ありて、時代をわかつ事也、七官、きぬた、天龍寺などの類ひなり、唐の時に、茶碗にもこの色をこのみしと見えて、茶經にも出せり、

〔名物六帖器財五柴傜瓷陶〕秘色侯鯖錄、今之秘色磁器、世言、錢氏有國、越州燒進、不得臣庶用之、故云秘色、陸龜蒙進越器詩云、九秋風露越窰開、奪得千峰秘色來、乃知唐已有秘色、非錢氏爲始、

〔五雜組物十二〕陶器柴窰最古、今人得其碎片、亦與金翠同價矣、蓋色既鮮碧、而質復瑩薄、可以裝飾玩具、而成器者、杳不可復見矣、世傳、柴世宗時燒造、所司請其色、御批云、雨過青天雲破處、這般顏色做將來、然唐時已有秘色。。陸龜蒙詩、九天風露越窰開、奪得千峰秘色來、惜今人無見之耳、余〇謝肇淛謂、洛中人有掘得漢唐時墓者、其中多有陶器、色但淨白、而形質甚粗、蓋至宋而後其製始精也、

〔嬉遊笑覽二下器用〕秘色とは、人巧の及びがたき色といふ義也、今青磁と稱するものなれども、質瑩薄と稱すべき青器こゝにわたらず、漢土にすら碎片も希なれば、こゝになきは理也、其色鮮碧にして、よの常なるとは異なるべし、猶この外に、定汝官哥の四種あり、みな宋の代の器なり、清の朱琰が陶說六卷あり、古今の陶器を論ずる事いと委し、其說に、陶器のこと太古よりありといへども、唐に至りて盛なり、諸州に是を作る、其內越州窯勝れたり、瓷器青くして茶を點るに茶色綠なる故、陸羽これを上とす、陸龜蒙が詩云々作れり、吳越錢氏の時、秘色と稱するものこれにもとづけり、後周世宗の時に燒ものを紫窯といふ、汴を都とす、唐の時、河南道に屬せし處なり、其地もとより陶に宜きゆゑ、宋の政和中、官窯といへるも、汴の地なり、汝もまた唐の時、河南道所管の州なり、傳へいふ、紫窯を燒く所司、器の式を請しに、世宗その狀に批して、雨過青天雲破處の顏色に倣せといへり、昔人云、實に紫窯はそら色にして、鏡の如く薄きこと紙のごとしとなむ、今も其碎片を得る者は、玩具の飾とすといへり、

〔源氏物語六末摘花〕き丁など、いたくそこなはれたるものから、としへにけるたちとかはらず、をしやりなどみだれねば、心もとなくて、ごたち四五人ゐたり、御だい、ひそくやうのもろこしのものなれど、人わろきに、なにのくさはひもなくあはれげなり、

〔河海抄三末摘花〕御だい、ひそくやうの、もろこしの物なれど、

御臺　秘色　今の茶椀様の物也

秘色事、今秘色磁器、世言、錢氏有國、越州燒進、不得臣庶用之、故云秘色、皆見陸龜蒙集、〇中略

今按、秘色は磁器也、越州よりたてまつる物也、其色翠青にして、殊にすぐれたり、仍是を秘藏して、尋常に不用之、故號秘色云々、

〔鹽尻三十一〕磁器にごすと稱する物あり、是我朝の俗語なり、昔趙子昂手書事よし、吾俗能書を手かきと云、此磁器麁薄なり、故に俗に手あしき燒ものをいふより、子昂をかへして昂子手といふ也、賢按、ごすとは、紺色の茶碗藥の色にして、變語也、

〔嬉遊笑覽二下器用〕呉洲手　萬寶全書染付のあしきを名付たり、手のよきを子昂といふ、其うらなれば、ごすでといふとぞ、新安手簡にも、ごすでは子昂を打返して、手のあしきを申ことゝ申候、是等も京都將軍の世の俗語と聞え候とあり、さることもあるべけれど、畫燒靑をゴスといふ、磁器の靑繪なり、よく製法して繪をかき、釉水かくれば靑色となれども、元と色黑きもの故、釉水かゝらぬ處は其色黑し、故に藍色の黑みある陶器なれば、ゴス手といひしを、謎の名のやうに取なしたるもの歟、

〔類聚名物考調度十三〕窰器〇　ようき　様器借字

案に、窰器或は様器に作るによつて、ためしと訓意より、漆器の事として、塗磨等の意といへる説有ども、窰器に疑ひなし、窰は字書に、窰與窯同、窯餘招反、音姚、燒瓦竈也、又作窨と見ゆ、〇中略今按に、

秘色窰器、是を此方の古へひそくのつきといへり、その燒製の法、秘密の故也、是則靑磁なり、今の製色も亦同じ、今俗に、靑磁にクワンエウと云有、是卽古の官窰にて、公儀にて用ひられし所なり、官用とも書べし、

〔書言字考節用集 七器財〕甆甌(ヤキモノ)瓦器也、出楚辭、陶器(スヱモノ)説文、瓦器曰陶、

〔名物六帖 器財箋五 器餙瓷陶〕磁器(ヤキモノ)五雜組、今俗語窰器、謂之磁器者、蓋河南磁州窰最多、故相沿名之、如銀稱朱提、墨稱隃麋之類也、 燒器(ヤキモノ)天工開物、景德鎭、此器從古及今爲燒器地、 舊磁(フルキヤキモノ)間情偶寄、舊磁可愛、人悉知之、茶甆、舊磁易裂可惜也、

〔倭訓栞 後編十七也〕やきもの 燒物の義、陶器をいへり、行基の和泉にてやかれたるを始とす、

〔書言字考節用集 七器財〕瀨戶陶(セトヤキモノ)尾州春部郡所出瓦器

〔南畝莠言 上〕今の陶器は、尾州の瀨戶よりおほく出る故に、なべての陶器を瀨戶物といふに同じ、

〔本朝陶器攷證 三〕一本邦上古ハ素ヤキナリ、藥ガヽリハ外國ノ物ヲ用ユ、鎌倉時代加藤四郞右衞門春慶、クスリガヽリヲ工夫セリ、去レドモ、仰向テ燒コトヲ知ラズ、是ロハゲノ手ナリ、榮西師ニ隨テ入宋シテ後、アヲムケテ燒、寬永マデハ、異國ヘ渡海スレバ、國々ノ陶器ヲ持歸リ、又外國ヨリモ船來リテ自由セリ、

〔陶器欒草〕靑瓷藥石事

一日本に靑磁の藥石所々にあり、此藥石、性は唐土の代赭石と同品也、本朝にては、播州三田、又は播州石寶殿、或は姬路の東、且は又肥前大河內より出す、是等は代赭石と同品にして、尤上品なり、其餘諸國にありといへども人是を知らず、右此石を碎き水干して、壹斗の中へ、水干の柞五升入よく交せ、水にて塗加減にして、諸器二三度づゝかけるなり、○中略

藥灰事

一藥灰ト云は、柞の皮灰之事なり、此灰は多く日向より出す、大阪灰問屋南堀江にあり、右の灰を

細末にするは、木の臼にて、水を少入よくこなし、土石同樣に水飛して用ゆ、且此藥の加減を見るは、先水を含し、灰を藥石兩品共素燒物に附て見る、是を切合と云、此加減見樣、幷仕法、口授ならでは傳へがたし、〇中略

赤交趾地土幷地藥事

一城州東山黑谷岡崎より出ル土(白サヘ土、淺黄土ト兩品あり)、上產とす、淺黄就中火に強し、又京六條遊行の土も可なり、其外諸國に出ス、攝州薩州より出もよろしきなり、何國の土にても、サラ〳〵としてチバリ少ク、新土のとき小石礫多く、水に和して速に解ける土は、必用て火に強シ、チバリ多きは、腐ツマリテ、燒上たる器物堅ク出來てイヤシ、分テ黑交趾は、土ニテは出來ぬものなり、畑土を用ユベシ、山土は火に弱ク、器に疵デキルナリ、右其地土を乾上テ、よく細ニハタキ、毛水嚢、或ハ銅フルヒニテ粕ヲ去、其土壹升に、眞砂子壹升合、水加減よくして器を造る也、扨造リタル器、次ノ日アタリ、生乾の所を削仕立ル也、但生シキト、乾キ過タルハ削兼ル也、其削上たる時に、直に地藥塗、干上て後素燒する也、〇中略

〔本朝陶器攷證 四〕一土〇瀨戸燒

紫土　白土　赤土　鼠色土　唐物に有土なり、濃薄あり、　淺黄土　濃薄あり　朱土　赤き藥を云、唐物にあり、　土器(カハラケ)色土　田土　ツクネ土　白色を云　緋底(ヒソコ)　緋(ヒ)色(イロ)　是は能燒て、赤色天然と出たるを云、　流土(コシツチ)　土を何遍も〳〵水飛していさせ、茶入に作る、是は上々の土と云なり、藤四郎春慶唐物にあり、　右十二品

一藥

青藥　濃薄色、茶入によつてかはるなり、　黄藥　濃薄色、上藥流れ飛藥あるなり、　柿藥　濃薄下藥にあり、一面に有もあり、　白藥　薩摩燒織部燒、捻貫手に有ものなり、　黒藥　濃

薄艶能とかはきたると有ものなり　胡麻藥　生海鼠藥、青江手などの上作物にあり、　沙羅藥　小砂の交る如くさら／＼と、地膚の見ゆるなり、　黄藥もの、凡手の類にあり、　蛇蝎藥　石龍子色の藥、唐物瀬戸焼にも有、　梨目藥　青梨子の實の如く、細かなる梨子地あり、　硼砂藥　黄藥なり、少し淡立てあしき藥なり、　飴藥　黒色、赤色、黄藥さま／＼の色あり、　茶藥　黄茶、青茶、色々さま／＼あり、　金氣藥　錆色を見る如く、黒みも赤みも有、　水藥　薄赤色の金氣藥を云、但火間または藥溜りの内にかゝる藥なり、大海芋の子等の茶入に必あるものなり、　梨地藥　銀梨地を見る如し、上作物にあり、　右十四品

藥の色はさま／＼に變ずるものなり、尤薄色濃色ありて、茶入ごとに替る事なり、唐物の茶入に此類多し、藤四郎作といふ、在唐の節、彼地にてさま／＼の茶入を焼、日本へも持歸り、世に弘めたり、或は唐の土を持歸り、瀬戸瓶子窰にて焼たる坏いへども、異國にては、萬の粉壺に用ゆと云、

〔樂焼秘嚢上〕土を製する法

一赤樂の土は、皇都黒谷籔の内、六條遊行の赤土を以て上等の產とす、然れども何國の赤土にても、黄色にさら／＼として、粘氣の無敷土をば用ゆべし、粘勝たる土は、肌つまりて焼上たる器物かたく、出來も惡し、質土の時に石礫を擇さつて水に和し用ゆ、又攝州勝間より出る土も可なり、

一黒樂の土は、山土を用ゆべからず、畑土を好とす、故如何となれば、山土は大に弱き故なればなり、黒樂の藥は甚だ強き物ゆへ、火に弱き土は用ゆべからず、製法前に同じ、畑土の色を論せず、火に強を要とす、

〔樂焼秘嚢下〕陶家用承須知

一唐土定粉、卽ち白粉なり、

一日の岡石は、皇都日の岡山より出る物なり、土石和軟の産物なり、
一生瀬石は、津の國生瀬村より出る藥石也、
一加茂川石は、皇兆加茂川に在、色黑く光彩ある石を用ゆるなり、
一玉は硝子の碎たるをいふ
一總じて玉を用ゆる藥は强きゆへ、常の內窰にては藥解す、內窰の廻り底にも穴をあけて、隨分火氣を烈しく、器物に直に火のあたるやうにすべし、藥强きゆへ、炭の白炭入てもくるしからざるなり、

唐石の事

一代赭石　瀬戶藥にて黑なる也
一ろかん石　黃瀬戶藥にて黃になる也
一寒水石　白高麗、又こもかへ藥也、　又黃土を少し加へ、赤からうらいなる也、
一けんすい石　井戶藥になる也
總じて石藥玉などは製す、容易ならず、むつかしきもの也、京大坂の陶師の方に製したるあり、是を調へて用ゆべし、

〔陶器藥草〕石燒物手數之事

一新石を水車にてハタキたるを水へおろし、其石土を上ゲ、素燒竈にてよき程に乾し、土舟ト云具へ入、足にて踏こなし、後玉土にして轆轤にて器に作る也、其器を一日へテ後、又轆轤に上て鐵箆にて削り、器高臺を作干乾ス也、日をへテよく乾きたるを素燒にす、其後繪などを附もあり、夫より上藥を掛、十二通ノ窰ノ場所に應じ、印墨を付乾し、香臺の緣の藥をハガス、是は燒上て後、高臺の燒附ざるため也、其器本窰の中へ、大ヌケ中ヌケ小トミト段々其器の藥の强弱に

應じ、前の圖の如くに窰に入也、〇圖略夫より窰の口を土にて氣の拔けぬ樣にトヅル後、大口へ火を掛る也、燒樣前の本窰の圖に出したれば今爰に略す、〇圖略拐石土を山より土器に造り終迄、手數凡六十度なり、其餘人足夥敷かゝるもの也、

錦燒の事

一錦燒物は、器を本燒にして、夫より人物山水花鳥草木心に應ずるものを畫て燒也、一唐土、一日岡石、一白玉、此三品を以て、種々の色を調合して用ゆ、〇中略

交趾燒事（今云樂燒）

一交趾燒は、第一地土の善惡の加減、次に燒時內外の竈の間に炭の配り樣肝要也、炭の平みにならぬ樣にすべし、滯ては火廻りあしく、窰は錦燒竈を用ゆといへドモ、亦少し違ふ所あり、依て末に樂燒の圖として出しぬ、〇圖略藥も錦燒の藥を用ゆ、是も末に種々の奇法を出し、樂燒一通自由に出來安キ事を詳に示ス、〇中略

素燒焚樣之事

一素燒スベキ器を日向ニ出シ、十分に乾し、前ニ云如ク窰の中に山形に積上、焚口の外にて割薪の細キヲ、小火にソロ〳〵ト隨分氣永に中の器を焙なり、十分に焚口外にて焚、焙程器に疵出來ス、最早竈の中の借蓋の上に手の附られぬ程に、あつくなりたる時、ソロ〳〵ト竈の中にいれて焚なり、大概火廻りたると思はゞ、又奥の方へ少しづゝ割薪をさし入焚也、最早半迄火廻りアカク成タラバ、借蓋の上に藁ヲ截ルなり、其藁に火移る也、（但是は下の火氣上に▢ア爲ナリ）最早借蓋迄火移リタル時、割薪を一圓ニ奥口共烈火に焚也、火十分に借蓋迄廻り、器コト〴〵ク火トナリタル時、下の火を曳て、其火を借蓋の上に一面に截捨置、次の日凉たる時取出スベシ、兎角素燒ハ手間取氣永く燒べき也、且飯鍊窰は借蓋におよばず、上に藁を敷たる計にてよし、亦下の火を

曳、上に載るにも及バザル也、割木は松の木に限ル、堅木は惡シ、

炭火素燒事

是は岡崎土の火に强キ物ならでは出キズ、茶碗の類厚手の品ハクルシカラズ、是は錦竈の外窰計にて直火にて燒也、燒樣は窰の中底へ炭を敷キ、火を少しバラリト並べ、其上に器を並べ、器の透間へ炭を入レ、亦器並べ、炭を入、所々へ火をいれて積重ル也、火ハ少ナキガヨロシ、次第に下より火をこり、上に廻る樣にすべし、掘マクリの器ハ、香臺見グルシキナルモノ也、マクリニスベキ器ハ、香臺土器ノ覆ヒシテ燒、炭火直ニ器に附カザル樣にする也、○中略

紅毛燒法事○○○○

一地土は、信樂、白繪土、水飛して干上ゲ、壹貫目、天草石土六百目、此貳品を合セヨク粉ナシ地土トス、此土ニテ器を造リ、素燒シ、土燒竈ニテ燒シメタル木地ニ、摸樣ヲ書テ、綿窰ニテ炭ニテ燒、或ハ焚窰ニテ燒、焚窰ハ、桶素燒之竈チ用ゆ、割木ハ、松ノ至テ宜キ節ノナキヤウニ、ホソキチ用ユ、松薪ヤキ多ケレバ器色變ズル也、亦並ノ紅毛燒、地土ハ何土ニテモ造、白繪土ヲ曳キ、燒シメニシテ、如前ニシテ燒也、是ハ下手ノ品ト知ベシ、

〔陶工秘錄〕瀨戶物造方○○○

一天草砥を石臼にいれて、能々舂碎き、粉にして泥齊になし、程よくかわかし煉置、轆轤にて陶器を造り、少し乾かし削り、素燒濟て、靑吳須を水にてときて書き、其上に上藥を掛る也、

〔陶器窰法書〕金燒附○○○

一金でゐ　壹匁　一すきほうゑや　貳匁

金はく、京萬壽寺通室町西へ入ル北つぼ門と申所に有り、金の代銀、時により相違も有、燒物に遣申金はく、土の壺やかぎり、外のはあしく、金箔隨分はだのよき淸水燒のうすひらたき鉢へ

人れ、水少し入れ、ゆびにてすりつぶす也、これをはくをけすといふ也、寺町通り經師や衆にたのみ、けしてもろふもよし、又淸水燒の燒付繪、るり繪、手間料いか程と極め、やとひ候てけしてもろふもよし、金箔高直成物故、先へ遣す事は無用也、

〔嬉遊笑覽二下器用〕此頃〇寛政は江戶にて白瓷器に金紺靑赤色などにて繪を燒付ること行はる、其法漆にて何にてもかき、しばらく乾して、金箔を押て燒く、靑色もその如くして、はな紺靑をふりかけて燒といへり、

〔名物六帖器財五箋鋪瓷陶〕哥窰 春風堂隨筆、哥窰、淺白斷紋、號百圾碎、宋時有章生一、生二兄弟、皆處州人、主龍泉之琉田窰、生之所陶、靑器純粹如美玉、爲世所貴、即官窰之類、生一所陶者色淡、故名哥窰、〇中略 百圾碎(クワンニウ)見前 碎器 天工開物、欲爲碎器、利刀過後日曬、極熱入淸水、一蘸而起、燒出自成裂文、千鐘粟則鑑醬捷點、褐色則老茶葉、煎水一抹、又古碎器日本國極珍重、眞者不惜千金、古香爐碎器、不知何代造、底有鐵釘、其釘掩光色不鏽、 裂文(クワンニウ)同上 冰紋(クワンニウ)閒情偶寄、哥窰之冰紋、 冰裂(クワンニウ)同上、冰裂碎紋有如哥窰美器、 碎紋(クワンニウ)見上

〔梅園日記四〕官窰

鹽尻に詩行葦朱傳曰、古器物欵識、欵ハ內ヘ切コミタル字、識ハ外ヘ鑄アゲタル字、磁器ノクワンニウモ欵入ナリとあり、按するに、磁器のクワンニウの文字、遊學往來に、纉乳、一本に鑽乳 尺素往來に、官用、 茶具備討集に、瑄瑤、 運步色葉集に、鏞窰とあり、さて君臺觀に、瑄瑤土ムラサキ色也、藥モウス紫色ニテヒヾキタルヲ云也、靑キ茶碗ニモヒヾキアリ、靑クワンニウト云也、又定州ヒヾトモ云也と見えて、碎紋あるをいひし也、今はきず有て、いまだわれはなれざるをいふは、碎紋よりうつり來ぬる誤なり、さて上に引ける文字は皆假借にて、正字は官窰なり、輟耕錄に、宋葉眞垣齋筆衡云、政和間、京師自置窰燒造、名官窰、 格物要論、華夷珍玩續考、並云、官窰器、宋修內司燒者、土脉細潤、色靑帶粉紅、濃淡不一、有蟹爪紋、有黑土者、謂之烏泥窰、僞者皆龍泉所燒者、無紋路、 博物要覽に、官窰色取粉靑爲上、淡白次之、油灰色、色之下也、など有を考ふべし、これ官窰は碎紋あるなり、さればクワンヨウの音便にて、クワンニヨウといへるより、後にはクワンニウと訛れる也、

〔本朝陶器考證 三〕一本邦ノ高取、アガ野、肥後、丹波、膳所、朝日、赤ハダハ、上作ナレバ諸器器用ナリ、瀬戸、備前、唐津、信樂、伊賀等ハ、茶入厚作ナリ、茶入ノナキ所ハ押テ知ベシ、

一若州、雲州、長州、石州ハ、鐵氣アルユヱ紫色ナリ、佐州ノ燒物至テカタシ、金氣ユヱナリ、

一山陰道ノ國々ハ、大旨朝鮮ニ似ル、九州路備前、信樂、常滑ハ、蠻物ニ似タリ、

一今利ハ唐土ノ風ナリ、元祖五郎七、五郎八ハ、山田五郎大夫則之ノ末ナリ、五郎大夫、呉ノ祥瑞ヨリ歸リテ、今利ニテ果タリト云、則之遠州〇小堀ノ命ヲ請テ大明ニ入ル時、友ヘ送リシ自作ノ詩アリ、古今利ト稱スル物ニ、アマカハ物多シ、

一織部燒、呂宋ト同ジ、織部燒ハ、呂宋沓ヲ形ニシテ織部ノ好ナリ、此以前ノ物ハ呂宋ノ製ナリ、呂宋ハ土堅ク藥ツヤアリ、織部ハ土藥トモ和ラカクツヤウスシ、

一志野ハ、元來呂宋ノ白藥ノ畫沓鉢ナリ、志野宗信ノ物數奇ニテ用ヒシヲ、今井宗久傳ヘシ由、名物記ニ出テ、唐モノト書ス、是ヲ尾州ニテ寫サセシナリ、

一古志野ト織部沓ハ、呂宋ノ沓鉢ナリ、志野ハ土和ラカク、藥ツヤウスシ、呂宋ハ藥ツヤツヨク、土白クカタシ、音カン〳〵タリ、

一伊賀、信樂、萩、備前、高取、唐津、瀬戸、今利、薩摩ヲ始メ、イヅレノモノモ、古物今渡トモ、南蠻國々ノ物、交ラザルナシ、

一諸燒物、古ト稱スルハ五百年以上、三四百年ハ只品ヲ云テヨシ、遠州以來後渡リ也、百年以來ヲ新渡ト云テヨシ、

一本邦ノ古キ窑ハ、瀬戸、備前、丹波、信樂ノ外ハ、ミナ慶長元和ノ頃、諸大名國土ヲ安ンジテ後、御世話アリテ國產ト成タルナリ、此以前ノモノハ、手本ニシタル外國ノ品ガ、其所ノ產ト間違タルナリ、元祿前後ヨリ、追々上手出來テ盛ニナリタリ、今程上手ノコトハ古代非ザルナリ、利休ガ

藥ヲ燒セルニ、日本ニ人ナキヲ以テ、朝鮮ヨリ來レル飴屋ニ申付、子ノ朝次郎ヲ唐ヘツカハシテ、天目ノ燒ブリヲ習セシニテ、萬事推察スベシ、古萩、古唐津、織部、志野ナドモ織部ゴロマデノ品ハ海外ノ品也、○中略

一丹波呂宋トヨク似タリ、呂宋ハ土堅ク藥ツヤアリ、底ニ萌黃藥ヲ吹出ス、和製ハ和ラカニシテ、底ニ萌黃藥ヲヌル、呂宋ノ丹波ニ間違ヒタル多シ、出來ブリヨク似タレバ、委ク見分ベシ、

一松本萩ハ、土和ラカク、藥スケ通ラズ、音和ラカナリ、呂宋ハ土白クシテ藥ニツヤアリ、蛇カツ、又ハシブ出、ツヤツヨク、音キン〳〵タリ、丹波出來ニ、松本ニ似タルモノアリ、黃土ナリ、

一高取ハ土赤ク、藥ニクハンニウアリ、呂宋ハ、土白黃色ニテ、クハンニウナク、見込ニウズアリ、

一瀨戶ノ內ニ、呂宋アリ、又金氣藥ニ黑ノナガレタル水指、茶ワン、茶入等アリ、何窑ト唱ユル中ニ入マヂレリ、

一織部ト呂宋ト相似タリ、呂宋ハ堅クツヤツヨシ、織部ハ和ラカニシテツヤウスシ、

一志野又同、呂宋ハ藥スケテツヤアリ、茶ワンノ底見コミニ、巴ト目三ツアリ、志野ハナシ、

〔陶器藥草〕陶器出所名

一行基燒　和泉國日本陶器ノ初　一瀨戶燒　伊勢尾張間　一備前燒　一萩燒　長門國　一肥後燒　一唐津燒　肥前國　一今利燒但染付多シ、是ハ石燒製也、　肥前國　一嬉シ野　肥前國　一アカノ燒　肥前唐津邊　一中津燒　豐後國織部時代　一薩摩燒　一伊賀燒　一伊勢燒　一瀨田燒　一信樂燒　一履(アシタ)燒是ハ信樂燒之內ノ一種名、寬文頃、　一久田燒　一樂燒　一尼燒　一妙修燒　一道樂燒　一御室燒　一淸水燒　一黑谷燒　一押小路燒　一難波燒　津國大坂　一相馬燒　奧州　一高原燒　津國大坂　一利休燒　瀨戶燒也　一織部燒瀨戶燒也、唐津織部ト云アリ、　一丹波燒　近代笹山ニ靑磁ヲ出ス　一朝

山城京燒

日燒　京宇治、遠州時代、　一田原燒　同　一墨染燒　京深草　一內竈物　同　一玄淸燒　一赤膚燒　大和郡山　一高取燒　筑前國　一皿山燒　同國近代　一御菩薩燒　京遠州時代　一三田燒但石燒製也　攝州　一水戶燒　一志度呂燒　一大樋燒　一久多仁燒　加州　一眞砂子燒　播州舞子濱　一明石燒　播州、俗ニホノボノ燒○下略

〔本朝陶器攷證六〕一今普通に京燒と云ハ、何窰なるや、押小路目利の方に聞合せたるに、以前いろいろと諸國の燒物をうつし、淸水、又ハ粟田などにて燒たる品々を、一體に京燒と唱候よし、夫ゆゑ、膳所丹波、或ハ高取肥後などをも申候よし、仁淸乾山みぞろ、淸水、粟田などハ、夫々の燒風ありて混ぜざるよし、されど右ハ大凡の事にて、其筋々の手曲、土藥を見分ざれバ、唯一通りに京燒とのみいひてハ、痒き所に手の屆かざるこゝちなるべし、既に京に、櫻井露山などいふ燒物あれど、知る人まれ也、其外諸國にも、新古の燒物、あまた有べけれど、むかしより用ひ來れる外ハ、左のみ穿鑿にも及ばざるべし、櫻井ハ櫻井三位殿の領地にて、西山崎なり、露山ハ西御門跡領內、洛東山科鄕の音羽村に窰あり、九條殿下の御筆にて、露山といふ額あるよし、これらハ賣物になければ、世に知る人まれなり、

〔雍州府志土產七〕磁器　今洛內外所々燒之、二條南押小路之製造稱內燒、家內設窰燒之謂也、淸水坂、音羽山、下粟田、御泥池、其外窰爐在所々、隨人之嗜好、而造諸品物、

樂燒

〔雍州府志土產七〕磁器○中略　豐臣秀吉公在聚樂城時、千利休招朝鮮人之造陶器者、使燒茶碗、利休取朝鮮之朝字、名朝次郞、其茶碗有赤黑二色、其底樂字突起取聚樂之樂字者也、依是號樂燒、又稱樂茶碗、今其子孫在聚樂邊燒之、然不及利休時之製、

〔樂吉左衞門家錄〕樂燒由緒書

一私先祖長次郞と申者燒物細工仕候處、聚樂之御代太閤樣江被爲召出、御目見江仕、燒物道具被

爲仰付、長次郎悴吉左衛門江樂之字之銘幷御茶碗屋と申儀被爲候、御目見江仕、御用相勤申候ニ付、自餘之者樂之字之銘打申儀、御免不被下候、則吉左衛門を代々通り名ニ仕來り申候、

一權現樣、台德院樣〇德川秀忠御代々江府江罷出、御目見江申上候、大猷院樣〇德川家光御代ニハ土井大炊頭樣、酒井雅樂頭樣御差圖ヲ以、江府ニ而御目見江申上候ニ付、御上洛之刻も京都ニ而御目見江申上候、其由緒ヲ以、御諸司樣兩御奉行樣御代々御禮相勤來申候、板倉內膳正樣、御在京之節、私由緒御尋被爲遊候ニ付、此趣書付指上申候、

一禁裏樣、法皇樣、其外御所司樣御用、前々御座候節者、被爲仰付相勤申候、今程相極り申御用ハ無御座候、依之勘使部屋へ年頭御禮罷出申候、

一小笠原佐渡守樣、小出淡路守樣、松前伊豆守樣、御在京之節、御用被仰付相勤申候、

一私細工ニ遣候土之儀ハ、東山岡崎邊之土遣ひ申候、以上、

正德六年丙申正月廿六日　油小路一條下ル町　長次郎五代め　樂燒吉左衛門入道宗入判

同　悴　吉左衛門判

御諸司代　水野和泉守樣　御奉行　山口安房守樣　諏訪肥後守樣

〔樂家陶彙〕樂燒代々樂燒トハ、聚樂燒ト云コトノ略語也、

飴也　朝鮮國人也、來朝シテ陶器ヲ造ル、卽樂燒家ノ元祖也、妻ハ日本人ニテ、後剃髮シ、男長治郎幼少ナルニヨリ、自ラ陶器ヲ造ル、是ヲ尼燒ト云、　飴也ガ宅ハ、上長者町西洞院東江入北側也、

初代長治郎　飴也ノ男、聚樂ノ土ヲ以テ茶器ヲ造ル、故ニ是ヲ樂燒ト云、長命寺中本滿寺ニ位牌アリ、元文三年午、年忌ニ當リテ、其玄孫左入茶碗ヲ多ク造リ、京田舍ノ茶人ニ送ル、

翠考、原本ニ元祿元年辰、享保十八丑、四十七年ニナルトアリ、年序甚ダ失ス、故ニ是ヲノセズシテ、俟後考ノミ、

二代吉左衛門　是ヨリ樂字ノ押印ヲ玉ハリテ陶器ニ押ス、翠云、世ニ二代目長治郎ト謂テ、二代目吉左衛門ト謂ズ、今原本ニヨリテ是ヲ寫ス、後人之ヲ可考訂、

三代吉左衛門　法名道入、明暦三申二月二十三日死、世ニ是ヲノンコウト云、山田ニシバラク住セシコトアリト云、ノンコウト稱スルコトハ、千ノ宗旦ヨリ、一重切ノ竹ノ花入ヲ切テ送リケル、其銘ヲノンコウト云シヲ、道入甚秘藏ヨリ、依テノンコウト稱ス、宗旦モ今日ハノンコウガ方ヘ行クナンド、度々云シコトアリトゾ、此花入、大阪茨屋安兵衛方ニアリト云々、

翠考、ノンコウト云コト、何ノ名タルコトヲ知ズ、宗旦元來活達ノ士ナレバ、偶然トシテ是ニ戯テ名付ル乎、又據所アツテ銘シテ贈リシヲ、誤讀テノンコウトセシ故ニ、ノチ〱ハ是ニ戯レテ呼ビナセシ乎、彼ノ白ウルリノ類ノ如クナルトキハ、深ク考ルモノ却テ痴ナルニチカシ、

四代吉左衛門　初名左兵衛、後改吉左衛門、剃髮シテ一入ト號ス、元祿九年子三月二十二日死ス、四十八才也、妻妙入、九十二才ニテ死ス、妙入ガ父ハ、熊谷宗間ト云、蒔繪師ニテ猪熊通ニ住居ス、故ニノンコウ死後、家督論ニナリタル時、一入ハ妻トトモニ、猪熊一條上ル町江引移リテ住居ス、此時樂燒御免式ヲ持退タルニ依テ、今ニ家藏セシト云フ、

五代吉左衛門　初名平四郎、後改吉左衛門、剃髮シテ宗入ト號ス、享保元年申九月三日、五十三才ニテ死ス、實ハ油小路二條上ル雁金屋三右衛門ノ男ナリ、妻ハ一入ノ女ナリ、此宗入代ヨリ、今ノ油小路ニ住ス、宗入花押〇花押略一入宗入幷一元トモニ勢州ニ下リ、陶器ヲ造リタルコトアリト云云、

六代吉左衛門　左入ト號ス、千ノ宗左ヨリ左ノ字ヲ貰ヒテ名ノル、元文四年未九月二十五日ニ死ス、智覺院左入日眞ト號ス、實ハ油小路二條東ヘ入、天和屋加兵衛二男ナリ、宗入ノ女於津殿ト云モノ、天和屋江嫁シテ生ム所ノ子ナレバ、宗入ノ孫ナリ、オツ、後ニ剃髮シテ妙通ト云、妻ハ丹

波川原地ノ者ナリ、 左入花押〇花押略

吉左衛門七代 初名宗吉、後改二又吉一、又改二宗僖一、宗入代ヨリ今ニ至、〇中略

一道樂 二代目長治郎時分ノ陰燒ナリ、

一宗味 ノンコウノ弟、庄右衛門ト云、室町一條上ル所ニ住シテ茶器ヲ造ル、〇中略絹布屋也

一一元 一入弟、幼名元右衛門、後改二彌兵衛一、剃髮シテ一元ト號ス、

脇窰

一中立賣 平兵衛 一玉水 半兵衛 一一條 久兵衛 一油屋 太兵衛

一油小路長者町東江入長兵衛、一入時代慰燒、一元一入養子不緣ニ付、小川通ニテ茶器ヲ作ル、左入代公義江申上、細工ヲ留ル、當時江戶ニ下リ住スル由、

〔本朝陶器攷證五〕一樂十代旦入書通

先達而長次郎印之事、御尋御二座候所、長次郎ニ印ハ無レ之候、只京燒と唱へ候、二代目聚樂之瓦ヲ被レ仰付候節、樂之印判豐公より拜領仕候以來、聚樂燒と唱へ申候、のんこうに拜領印ハ無レ之、印ニ大小有レ之候、拜領印ハ、二代目常慶と下拙、旦入紀御隱殿より拜領、御文字計りに御座候、長次郎は無印にて御座候、〇中略

本釜脇釜之事ハ、しかと難二相分一候得共、摑家之作物より申し出し候事之由、長次郎時代にも似よりの樂燒有レ之、二代目とも申がたく、尤長次郎燒とは、猶更申がたく、又宗味燒、古樂など丶書付御座候筋、いづれしかといたさゞる筋を脇窰物と申傳へ候、釜にてハ御座なく、窰にて候よし承り傳へ候、千家職方キマリ候は、古き事に御座候得共、中絕いたし候家有レ之、又啐啄宗匠御取立之家も御座候、釜師了保などハ、啐啄宗匠晚年、了々宗匠御取立之家ニ御座候、其時ニ上手之職人ニ御申付にて、覺々樣時代迄ハキマリ申さず候、御案內之通り、釜師などは夫是家も御座候、則利齊家な

どハ、原叟宗匠御取立ニ御座候、其外宗旦樣御時代より、隨身之家も御座候得共中絶仕り、外職人江御申付之義も御座候、天然樣にて、大半職方キマリ申候、彌助、春齊、了保ハ、啐啄宗匠晩年之御取立にて、新家ニ御座候、利居士御代より隨身は、御案內之通り拙家のみ、中村宗哲は、于今代々宗旦樣御代より相續仕候、其餘は時々之上手に御申付にて、しかとキマリ申さず候、覺々、如心、兩宗匠より、大凡はキマリ候事御座候、

〔本朝陶器攷證三〕文山

ノンコを燒、上手にて作造りよく、樂印至てよし、夫ゆゑに高直に賣れる、中には金百二十兩ばかりにうれたる品もあり、木魚香合は、とりわけ上作なり、前々よりのノンコ贋とは大に違ひ、作印とも至極の出來物なり、此頃にてハ、其手癖が分りたる故、道具屋も惡しゝと云、一入赤黑とも印付澤山にて、是も隨分よし、宗入赤印の有もあり、これら了入旦入とも、ノンコ、又一入宗入と極る、近來の作人なり、文政中專ら燒、

〔筆のすさひ上〕樂燒屋一入の妾は、南山城玉水の產なり、此妾の產みたる子を彌兵衛と云、宗入の弟なり、一入死去後妾と宗入との間睦からず、依て妾ハ幼少の兒を懷にして、在所玉水へ歸り、在所にて育上げ、成長に隨ひ樂燒を仕習はせ、玉水彌兵衛と云て、茶盌など燒しなり、後に名を一元と改む、一元の子二代目玉水彌兵衛なり、此彌兵衛の弟を任土齋と云、三代目を又玉水甚兵衛と云、四代目も又玉水甚兵衛と云ひ、後に樂翁と改名す、今は五代目のよしなり、

〔嬉遊笑覽二下器用〕戯に樂燒をして見むと思ハゞ、浪花人中田瀞龍子といふもの、享保十八年に著したる樂燒秘囊といふものあり、製法圖式委しく出たり、予〔喜多村信節〕もとより試みし事もなかりしが、文昌星像一軀を作りて出來ぬ、其內に茶碗圖式あり、のんど又のぞきといへるかた有、のぞきとは今も云へど、のんどは聞ざる名なり、形を人の咽喉になぞらへたるか、

〔本朝陶器攷證二〕一山城國仁和寺村、御室燒物仁淸之義左ニ、
御室燒と申は、往古之事にて不相分、當時ニても、田舍にて淸水燒ニ箔置候茶盌を、御室燒とて相用ひ候風說も有之、遠州〇小堀政一抔に御室茶盌と有之趣ニ候得共、御室燒と唱へ候土器燒候窰根元等不詳、御室山之續き、鳴瀧村より之支配場、字五番谷と申邊より、行基燒といふ器折々堀出し候得ば、若哉右行基燒之事にても可有御座哉、神龜三丙寅年、行基山崎に橋を造るとあり、左候はば其頃之義哉、行基菩薩は土器之始歟、陶職之筋にてハ專ら用るよし、御室門前竪町邊、往古土器職之者多く有之、世用之俗品を專ら燒出し候哉にて、安永之頃より、燒物師追々廢業、當時一軒も無之よし、由緖等も無御座、元何人燒始候事哉、村方ハ勿論、御室御所之筋にても、色々探索仕候得共、前文之外難相分候、

仁淸之義は、元丹波國野々村桑田郡か産にて、其姓名不分、寬文之頃歟、山城國愛宕郡御菩薩池村ニ住居して、茶器之類を好み、專ら茶器を燒出し、名印御菩薩、又ハみぞろ抔と有よし、年月不分、御室門前竪町へ引移候哉、御室家來山崎近江介住宅裏に、仁淸之窰跡とて有之、右邊町家之裏抔堀候得ば、仁淸在銘之破茶盌多く出候よし、仁淸俗名不相分、御室江引移り之後、同所裏へも參上仕候て、仁之字を賜ひしよし、其時仁淸と相改、四五代計り相續いたし、專ら茶器を燒、尤銘印ハ三通りも有之よし、器箱に、丹波國住人野々村播磨大掾藤原正廣入道仁淸と認有之品も候よし、北野天滿宮奉納之燒物にも、右之銘記し有之歟ニ風聞、寬文前後之人之由、此義ハしかと難相分、茶器のみにて、外世用之器ハ不燒候、尤當時子孫之筋無御座趣ニ相聞え申候、

〔雍州府志七土產〕磁器〇中略　近世仁和寺門前仁淸之所製造、是稱御室燒、始令狩野探幽幷永眞等畫其土上、依其畫樣而燒者多矣、

〔本朝陶器攷證二〕一山城國淸水燒

城州愛宕郡淸閑寺村領字丸山と申所、後代又茶盌坂とも云、

右初代總左衛門と申は、寛永十八巳年の頃より、前書之字丸山に住居、燒物渡世仕、其後九代相續罷在候處、追々衰微いたし、所持之窰文政二卯年之頃、大佛境内鐘鑄町丸屋佐兵衛と申者方へ相讓り、其節丸山より佐兵衛居宅裏へ窰引移し有之候所、猶又同人より、弘化四未年頃、同町丸屋卯兵衛と申者讓り受、當時所持仕る、右窰は、淸水五條燒物窰之元祖に付、窰元と唱へ候よし、○中略燒物初代は、如何やうの品、何人之好にて燒初め候事哉、相分りかね候得共、古代丸山にて陶器燒候窰、サヤロ差渡し漸四寸計之物に候よし、大きなる品は燒がたく、先荒土茶香茶盌樣之物、燒出し候事にても可ㇾ有ㇾ御座樣相聞え候得共、是迚も推察迄之義ニ付、憶ニ難ㇾ申上ㇾ候、○下略

〔京都御役所向大概覺書 六〕茶碗燒之事

淸水燒

一慈芳院門前町　淸水燒 音羽燒　井筒屋甚兵衛

一大佛鐘鑄町南組　音羽燒　音羽屋總左衛門

一淸水寺門前三町目　淸水燒　茶碗屋淸兵衛

右三軒、本竈致ㇾ所持、燒物商賣仕候、

〔陶器樂草〕本竈淸水五條粟田燒事

一城州淸水、或ハ大佛、又泉涌寺山ヨリ出ル土ニテ器ヲ造ルナリ、製法南京石土ト同ジ、窰ハ石燒窰ノ如シ、小ナル形ニ作、是ヲ御室竈トモ云、

粟田燒

〔陶器考附錄〕山城　粟田燒　元和寛永ノ頃、九右衛門ト云フモノ、專ラ西洋風ノ燒モノヲヤク、是粟田燒ノ初トイフ、其比ノ土取道ヲ今ニ九右衛門ノ圖子ト云、錦光山、寶山、帶山、東山ナド云フハ、カマノ名ニテ、燒人ノ名ニハアラズ、

乾山燒

〔本朝陶器攷證 二〕山城國粟田燒物之義

青蓮院御家領之内、山城國愛宕郡粟田口三條通蹴揚今道町江、寛永元年之頃、尾張國瀨戶と云所より、其性しれざる燒物師三文字屋九右衞門と申者、粟田之里へ來り居住し、專ら茶器を燒弘め候よし、夫より前、同町ニ陶工之者有無、段々探索いたし候得共不詳、九右衞門關東江御召、御茶盌御用相勤候ハ、三代將軍御治世中ニ候得共、舊記等無御座、初發年月不相分、同人陶工燒窰者、同町南側人家之裏、字華頂畑と云所ニ在、此窰連綿、當時同町燒物師一文字屋佐兵衞所持仕り、燒續き申候、

右九右衞門義ニ付、粟田青蓮院樣舊記ニ有之趣、左之通之由、

今道町ニ陶工有り、寛永元年ニ尾張國瀨戶と云所より、此粟田之里に來りて居住す、世に粟田燒と云是なり、茶人之弄翫する土器、祖母懷、藤四郎彫と云品々の磁器ハ、皆彼が先祖より造り出し有となん、此里にても、茶入、茶盌、猪口、鉢、香爐、或ハ禽獸虫魚、偶人之體を造る、巧にして誠に翫ぶべし、將軍家之御茶盌なども此家より奉るなり、近頃迄、土を建仁寺之東遊行と云所と、又神明之邊より、東岩倉山よりも取しが、今は其地絕て、元祿十年關東に願しかば、江州野洲郡南櫻村と云所にして山を給はり、今其所を以陶器之土とす、同里に陶工多し、されどもみな、九右衞門と云者之嫡流として、皆此家より出たり、

〔本朝世事談綺 二器用〕乾山燒 渡りに建山といふあり、これは異也、

尾形深省、嵯峨鳴瀧邊の土を以燒はじむ、鳴瀧山は王城の乾にあたれり、よつて乾山を名とす、深省は尾形光琳の弟にして、現存也、又詩文和歌を善す、

〔陶器考附錄〕山城　乾山　尾形氏、名異省、尙古ト號ス、陶器ヲ製スルハ世ノ知所、西洋ノ風ヲトレリ、極彩色モノ、內ニ、アマカワ出來ノ火入レ、フタオキ、鉢皿ルイニ、乾山ヲ燒付タルモノ多シ、

朝日燒 田原燒

〔京都御役所向大概覺書 六〕茶碗燒之事

乾山燒　　　乾山深省

一二條通寺町西江入ル町北側

右乾山燒物之儀、御室之西禰王寺村小堀仁右衛門御代官所御入木山之內ニ、深省持屋敷有之候、右燒物窰造作家業致度旨、元祿十二卯年、瀧川山城守、安藤駿河守在役之節相願、赦免申付候、右之場所京都ゟ西北ニ相當リ候故、右燒物之銘、乾山と付申候而、燒物商賣仕候處、右場所京都より道法相隔、不勝手之由ニ而、正德二辰年、右持屋鋪他所江讓渡し、其節窰潰し申候而、京住宅致、于今無退轉燒物商賣仕候由、窰之儀ハ三條下粟田口五條坂邊ニ數多有之ニ付、窰借り候而燒出し商賣仕候由、

〔陶器密法書〕右陶器傳法之書者、御室乾山工風之藥法也、乾山者、洛陽之住、以磁器爲業、其精工氣象、風流自以爲樂、可謂神手也、晩年蒙於准后宮之命、赴東武暫住根岸、製陶器、後又歸洛而終焉、有弟子清吾者、又妙手也、乾山藥法悉自書、以授清吾矣、又萬古之祖、姓沼波、稱吾左衛門、號弄山、千ノ如心齋之門人、好茶道、於洛之旅亭、與清吾交厚、臨于離別之期、懇望乾山自筆之書、而以還、弄山業益進矣、尙加工風、而終開萬古一流之業、普最鳴于世矣、至予既三世也、今將依尊命、難默止而寫自書傳法之一冊、以奉呈上、於爰撮其事、記于卷末畢矣、

寬政四壬子夏五月　　萬古堂三世 淺茅生隱士三阿誌 華押

〔本朝陶器攷證 二〕一山城國宇治朝日田原陶器

多羅尾久右衛門樣御代官所、城州宇治郡宇治鄕、惠心院門前東北手地名、字茶盌山、右ハ眞島村領之內にて、地所ハ鄕中產神下之離宮社地にて、禰宜酒波伊勢守差配除地面、則右字茶盌山と申所、窰跡有之、右邊之地所堀候得ば、土器之破抔出候よし、

深草燒

朝日山之燒銘ハ、離宮社後之山を朝日山と云、右地名を以朝日山燒と唱候哉のよし、初代慶長年中之頃、宇治町ニ住居、奧村次郎右衞門歟、又ハ藤作とも相聞え、四代計り相續き候所、慶安年中之頃相絕、子孫無御座候、其後土器師之者も無之、朝日山之銘之文字ハ、小堀遠州公之筆のよしにて、專ら茶器之類を燒候趣にて、種々燒立候よし、

離宮下之社に、寬永年中、奧村藤作之造り候、唐物うつし茶入茶盌神納有之、則朝日燒初代之樣にも申傳候、

朝日燒茶盌、宇治茶師上林味卜と申方に所持、向付皿十人前、宇治茶師星野宗以方ニ所持、右之外町内ニ中興迄相應ニ有之候所、他國より賞玩し追々買得、當時ハ土地ニすくなきよし、右之外巨細之事難相分候、

宇治田原燒之義、田原鄕中、其外段々承り合せ候得共、一切相分り申さず候、

〔日本山海名物圖會 四〕京深草陶器

人皇二十二代雄略天皇十七年に、土師連吾笥と云人、土器の細工人を、山城國伏見村に置る、由國史に見えたり、其時の細工人、今の世まで傳りて、伏見海道の土物さいく、西行行脚のすがた、或は狐牛のたぐひ、其外いろ〳〵の人形、うつは物等をつくりて家業とす、其由來久しき事成べし、庭訓にも、深草の土器師とあれば、久しき名物なる事知べし、

〔本朝陶器攷證 二〕一山城國深草陶器之儀左に

伏見領伏見砂川九町目　燒鹽屋權兵衞（年六十才計り）

右權兵衞方、先年より累代禁裏幷御堂上方へ左之品、

鼓土器一枚　口指渡し二寸八分計り、是は鼓之如き形にて土器なり、

土器三枚同斷　茶盌三同斷

右三品を一組と唱へ、代四匁計り、いづれも素燒物之由、

右調進御用勤來り、例年十二月、烏丸之上、町名不分、奧野九十九樣方へ向け、當時に持參す、右土ハ深草村領之内、字筆ヶ坂、同倉ヶ谷、此二ヶ所之土を取造り、窑ハ自宅ニ所持仕り、同人方ニ左之舊書所持

就御尋口上書

一私先祖出生、幷伏見江來住、土細工、燒鹽商賣職方之義、年暦左ニ記奉差上候、

先祖出生は、播州何之郡西方村、但郡付不分明、姫路より十里計西のよし、

右先祖は、其邊奧田村と申所にて住居仕候、仍之奧田氏、又平田氏とも申候、

伏見御城御用に付、先祖義、文祿二癸巳年、播州より伏見田町江罷越住居仕候、年暦今年迄百五十八年ニ相成申候、慶長年中、深草山之内、則今之瓦町之地ニ居所相極り申候、

燒鹽幷花形鹽、同土細工商賣渡世仕候者、右瓦町ニ住居之節より不絶仕來り、今年迄凡百三十餘年ニ相成候、

二代目權兵衞、寛永十九壬午年、瓦町より海道筋へ出、當宅ニ住居仕、今年迄凡百五年ニ相成申候、

禁裏樣、公方樣、御居蘇之具、土器細工一式、寛永年中より右御用被仰付、則今大路道三樣へ、是迄御吉例之通、一ヶ年も無滯累代差上來り、今年迄凡百四年ニ相成申候、

大嘗會御用之儀は、往古より相勤來り、吉田御家江累代差上候處、元文三戊午年、禁裏樣にて大嘗會被爲遊御行候節、寛延元戊辰年、禁裏樣にて大嘗會被爲遊御行候節、右兩度とも、御堂上藤浪樣江奉差上候、

御即位御用之義も、前々より被爲仰付、先祖より累代不絶相勤來候、

右之通ニ御座候

寛延二己巳年　　　　權助組直違橋九町目　燒物師權兵衞印

右之書付所持仕候迄にて、根元來由等不詳、權兵衞方、於深草村中興より子孫連綿と罷在者ニ御座候、於深草郷は、前書土器、其外人形茶器様之類燒出し候者、當時一人も無之、權兵衞方之外は、不殘瓦燒にて有之候、

右之趣相聞え、深草燒初發來由之譯、前文之外、承り傳居候者も無御座候、尤燒物に付、御朱印、又は由緒書等所持仕候者、一切無御座候、

一山城國、伏見人形燒物、深草燒初發由緒等之儀左ニ、

伏見人形燒物、深草燒兩様とも、燒初候年暦、幷何國如何様之者燒初候哉、窰有所、初て燒出し候人之子孫等、一切相分りかね候、浮說左之通ニ御座候、

伏見人形燒初め、人皇十一代垂仁天皇殉死之者を憐み、野見宿禰へ御尋有之、殉死を禁じ給ふ、此時宿禰之本國出雲國に、土を以て人形を造り候者有之、此者を召寄られ、土にて人形を造らせ、殉死之者之代りニ、土中へ埋られ候事有之趣、此年暦、當嘉永五子年迄、凡千七百餘年に相成ル、右人形造り候者、其頃住居之宿無之、東福寺領之内ニ小屋を建て住居仕罷在ル、依て右場所を當時、聞村と唱申候よし相聞ゆ、然れども人皇十一代之頃は、大和國に都有之候故、東福寺領に住居候と申義、疎漏之至と被存候、何分往古之事にて、右子孫も當時無御座、委細相分りかね、只前文之趣承り傳之義にて、慥ならず候得共、伏見人形燒物初發之趣に相聞え申候、

右出雲國より來り、人形燒初め候者之子孫ニ無之候得共、當時人形燒物渡世ニ仕候者、二十七軒有之候、名前左ニ、

伏見街道十町目　松葉屋平七　　東福寺門前三正寺町　北國屋八兵衞〇下略

〔兵範記〕仁安三年十一月二日己未、拔穗使入洛、又大嘗宮點地也、〇中略次〇中略居饗、當所出納備之、皆

幡枝燒

用レ机、下官(平信範)前備二樣器一、自餘皆深草器、八女六男居二折敷一、

〔東北院職人歌合〕六番　左　深草

月ゆへに內へもいらでとにたてばやう(〇う一本作く)のものとや人の見るらん

ひとめみしかはらけ色のきぬかづき我に契や深草の里

〔雍州府志七土產〕土器　北山幡枝土器村人、造二三度七度幷塞鼻等之器一、〇中略於二幡枝土器村一造レ之者、新年著二烏帽子蘇芳一獻二禁裏清所一、

〔本朝陶器攷證二〕一山城國幡枝村之方、承合せ候所左ニ、

近衞殿御家領城州愛宕郡幡枝村　御用土器師　丸大夫

此丸大夫は重役にて、禁裏御清所調進等仕候外、大夫名之者ハ、夫々堂上方江調進仕候、又ハ市中へも賣出し候、

藤大夫　與大夫　平大夫　仁大夫　彥大夫　三大夫　庄大夫　九大夫　孫大夫　門大夫

五郎大夫　平大夫　清大夫　權大夫　縫大夫　又大夫　杢大夫　外ニ平人新五郎、又此外ニ七人、以上當時二十六軒、此內平人ハ御用不二相勤一、土器市中賣歩行候、

右御用土器師之者、元嵯峨小倉山麓深草之里に居住して、禁裏御清所御用土器調進いたし罷在候處、應仁二年、東幡枝村江都合十八軒計り引移り、文明元年十二月三十日、村々江御觸流し有之、其後元龜年中、岩倉村領之內、禁裏御料木野芝を拜領す、依て木野村と唱へ、此所に居住す、應仁二年より嘉永五年迄、凡三百八十六年ニ相成候よし、

大夫名之者共は、嵯峨野々宮神職にて、土器は內職兼業之よし、每年四月中之亥之日、野々宮神祭之節ハ、右之大夫名之者共嵯峨江罷越、神事相勤候よしにて、代々子孫連綿と罷在候者ニ御座候、土器燒始候年號等相分りかね候、御朱印之義ハ、嵯峨野々宮社領十五石之御朱印之由、此寫を手

段仕候得共、地頭近衛殿江差上有之、手元ニ無御座趣にて、文言うつし取兼候、土器之外ハ燒物仕らず候、銘々自宅ニ窰有之燒出し候趣、右は幡枝村東之方、字庄田と申て小堀勝太郎樣御支配所ゟ堀出、右土を以造り候、○下略

大和

〔延喜式 二十四 主計〕大和國 行程一日

調、○中略 玉手土師坏五十口、間坏百口、贄土師竈廿八口、竈子卅四口、甑卅四口、瓮三百五十八口、片坏七十二口、

〔三十二番職人歌合〕十三番　右勝　火鉢うり

八重ざくら名におふ京のものなれば花がたにやくなら火鉢かな

二十九番　右勝　ひばちうり

風呂火鉢瓦灯ぬり桶みづこぼしよきあきなひとならの土かな○中略

右上の句の三句に、五種の家具をいだして、南都一境の土に功をつのれり、まことに土は萬物をのせたる德あり、さま〲につくりいだしやきなせる奈良の土、たいらの京へもいかばかりかのぼり侍らむ、

〔嬉遊笑覽 二下 器用〕土風爐ハ奈良をもとゝす、○中略 其内宗喜が造れるハ、ことに勝れて、茶人これを賞美す、洛陽集、奈良火鉢この手があらば二ッ欲し、自悦 今は江戸今戸にも、上手に造るもの出來たり、

赤膚燒

〔本朝陶器攷證 一〕和州赤膚燒

一天正慶長の頃、大和大納言秀長卿居召にて、尾州常滑村より與九郎と申者御召よせ、窰相立燒はじめ、其後京都より治兵衛と云燒物師下りて燒立、夫より近來松平甲斐守樣御隱居堯山翁、内々御世話有之候歟、何事やらん度々留窰に相成候よし、窰元ハ添下郡五條村と申所にて、土も五條山より取り候との事、其外委敷事ハ分りがたく候、

一福井雨洗より、郡山老職石澤條大夫江文通之返書、○中略燒物師當時治兵衞と申は、三代目ニ御座候よし申聞候、治兵衞祖父京都清水より參り燒はじめ候よし、夫迄は中絶之由是亦申聞候、何分にも委細之義ハ後音ニ可レ得二貴意一候、○中略五條山燒物師當時は三軒御座候、乍レ併窰元ハ治兵衞ニ御座候、十二月二十三日、條大夫、嘉永二年なり

〔府縣陶器沿革陶工傳統誌〕赤膚燒ハ大和國添下郡五條村ニ產ス、正保年間ニ在テハ、添下郡郡山ニ於テ製セリ、當時京師ノ陶工野々村仁清來テ窯ヲ開キ、法ヲ土人ニ傳フ、故ニ其製品仁清燒ニ類スルモノアリ、既ニシテ廢窯シ、寶曆十一年、郡山藩主柳澤甲斐守、命ジテ今ノ五條村ニ開窯シ、多ク酒器ヲ製セシム、土質白ク之ニ灰白釉ヲ襲フ、略松本萩ノ所製ニ類シ、裏面ニ赤膚山、又赤ハタノ印ヲ壓捺ス、

河內

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

太政官符諸國毎レ國有レ符

應レ造二新器一

河內國

御飯筥廿合　水平十合　水片坫廿口　大御手洗十八口　小御手洗九口　足下坏十六口　御鹽坏十六口　後盤八口　前下大盤十六口　片粥盤八口　大片坫卌六口　御手湯瓫十六口　片盤五十六口　御酒坏八口　間(ヘシ)坏廿口　大高坏卌口　枚次材八十口　次材高坏八十口　大比良加卅口○中略　已上御料

〔延喜式二十四主計〕河內國行程一日

調、○中略贄土師鋺形二百七十口、片盤二百七十六口、手洗盤廿二口、手湯瓫四百十三口、水椀八十八合、鍋二百口、大高盤五十口、粥盤十四合、酒盞三百廿口、汁漬坏六十口、中片坏八百六十一口、吐盤六

口、坏作土師酒盞七十六合、小高盤百卄四口、中片坏六百六口、

〔儀式 四〕踐祚大嘗祭儀

太政官符諸國（毎國有符）

應造新器

和泉國

御飯筥九合　池由加一口　由加十口　坏一口　油盤六口　油瓶二合　叩戸六口　油坏六口　已上御料

〔延喜式 二十四 主計〕和泉國（行程上二日、下一日）

調、（○中略）陶池由加三口、𤭖二口、𤭖百十口、缶百卅二合、由加十六口、脚短坏八十六口、酒壺八口、筥坏廿六口、多志羅加十二口、大山𤭖八口、叩瓫七十七口、水瓫九十二口、大𤭖十二口、洗盤廿口、中𤭖九十口、平瓶百十口、酒壺十四口、等呂須伎九十二口、缶蓋五十七口、高盤百四口、小𤭖九十八口、山𤭖二口、臼九十六口、水瓶九十九口、酒缶百六口、祭壺四百廿九口、短女坏九十二口、小坏百卅五口、𤭖八口、片盤百六口、燈盞十二口、

〔古事記 中 崇神〕僕者（○意富多多泥古）大物主大神、娶陶津耳命女活玉依毘賣生子、

〔古事記傳 二十三〕陶津耳命、陶は地名にて、神名式に、和泉國大鳥郡陶荒田神社ある此なり、今は陶器莊と云、（○中略）耳は尊稱にて上に例多し、此名舊事紀には大陶祇とあり、

〔日本書紀 五 崇神〕七年八月己酉、倭迹速神淺茅原目妙姬、穗積臣遠祖大水口宿禰、伊勢麻績君三人共同夢、而奏言、昨夜夢之、有一貴人、誨曰、以大田田根子命、爲祭大物主大神之主、亦以市磯長尾市、爲祭倭國魂神之主、必天下大平矣、天皇得夢辭、益歎於心、布告天下、求大田田根子、卽於茅渟縣陶邑、得大田田根子、而貢之、

〔三代實錄二清和〕貞觀元年三月四日庚申、遣左衞門少尉正六位下紀朝臣今影、右衞門大志從六位上櫻井田部連貞雄麻呂於河內和泉兩國、辨決陶山之爭、 四月廿一日丙午、河內和泉兩國、相爭燒陶伐薪之山、依朝使左衞門少尉紀今影等勘定、爲和泉國之地、

〔和泉名所圖會二大鳥郡〕陶器莊 昔は大村鄉深坂村、田園村、辻ノ村、大村、北村、府久田村、高藏村、岩室村をいふ、むかしは此地にて、陶器を多く作り出すゆへ名とす、日本紀崇神天皇七年の卷に曰、靈夢によつて、茅渟縣陶邑に於て、大田田根子を貢るとあり、又舊事紀、大己貴神天羽車大鷲に乘て、節渡縣茅渟の事なりに下行て、大陶祇女活玉依姫を妻とし往來給ふと云々、神代に此所陶氏の人ありて、則陶邑の號遺りしなり、又此鄕の人民陶器を作りて業とす、三代實錄曰、貞觀元年夏四月廿一日、河內和泉兩國陶器を燒く薪を伐る山を爭ふ、朝使左衞門少尉紀今影等考へ定て和泉國とす、今は此事絕て農家ばかりなり、折節には土中より陶器出る、予〇秋里湘夕も此へ赴きし時、高倉寺の住侶に、堀出したる陶器一つ貰ひ歸る、誠に奇雅にして、古代の相顯然たり、世に行基燒といふ古代の陶器あり、これらをいふか、此地は行基時代より遙に已前の陶器なり、神代よりともいひつべきものか、

行基燒

〔陶器樂草〕陶器出所名

一行基燒 和泉國、日本陶器ノ初、

〇按ズルニ、行基ノ陶器ヲ燒キシコト正史ニ傳ナシ、姑ク此ニ附記ス、

〔雍州府志七土產〕埴田焙爐具〇中略 古行基於河內國埴田陶器、始令人作磁器、盛遺骨、或納經卷、而藏土中、今偶有存者、世號行基壺、或稱行基燒、茶人取之、盛水插花、多懸壁爲席上之觀、此兩所如今也、燒埴田幷焙爐具而已、

湊燒

〔本朝陶器攷證二〕一泉州堺湊燒之義左ニ

設樂八三郎樣御代官所泉州大鳥郡湊村
土器師　火鉢屋吉右衛門　五十二三

右之者數代湊燒陶器渡世、子孫連綿と罷在候、根元燒始は、慶安年中之頃、京洛北御室村邊より引移り、湊燒を相始め候、元何人何れ之產、其外巨細難相分候、當時吉右衛門は、瀨戶物商人ニ御座候、窰之義ハ自宅裏ニ、昔より一ヶ所有之、品柄之義は土瓶、其外俗器類、又ハ盃、湯呑、重物、其外何品にても注文次第仕り、色ハ玉子色、空色、好次第仕るべきよし、由緒書其承り傳ハ無御座候よし、

〔府縣陶器沿革陶工傳統誌〕同國〇和泉大鳥郡湊村ニ土器ヲ製スルコト、其來ル尙シ、或ハ云フ、古ヘ僧行基陶器ノ法ヲ土人ニ敎フト、未ダ其果シテ然ルヤ否ヲ知ラズ、天正年間工人點茶家用ノ砂鍋ヲ造ル、砂鍋トハ爐灰ヲ盛ルノ器 無釉ノ土器ニシテ輕鬆雪白ナリ、今ニ至ッテ砂鍋ハ湊燒ヲ第一トス、延寶年間、上田吉左衛門雜種ノ土器及燒鹽ヲ製シ、一種ノ產物トナリ、文政中、五代ノ孫吉左衛門、始テ交趾風ノ薄滑釉ヲ施シ、自カラ御室燒ト唱フ、京都ノ御室燒トハ、陶質自ラ異リ、淡黃色、紅褐色、淺深綠色ノモノアリ、稍淡路燒ニ類シテ之ニ比スレバ、頗ル軟弱ナルノ一種ノ樂燒ナリ、世稱シテ湊燒ト云フ、輓近上田氏絕へ、砂鍋及ビ簔釉ノ法モ亦將ニ其傳ヲ失セントス、

攝津

〔延喜式 二十四 主計〕攝津國 行程一日

調、〇中略 陶燒瓮四口、脚短坏卅六合、宮坏二百七十二合、水椀卅九合、盞坏七十合、

難波燒

〔萬寶全書 八〕一難波燒物　津國大坂高津にて、延寶のころより初て燒なり、道具ハ無量の類多し、茶碗、水指、水こぼし、花生、卓香爐、藥鍋、土釜、其外數寄之小道具等色々あり、土色ハ鼠、淺黃、藥色ハ淺黃、藥くろきと靑色とうすき染付の繪あり、花生ハ牡丹葡萄等いろ／＼作り物を用、陶工の云、黑谷山の土を用て難波において燒と云々、

〔攝陽群談 十六 名物土產〕難波燒土器　同所〇高原ノ西道頓堀ノ川上ニアリ、茶器香器ノ類、幷ニ飲食炊煮ノ器物、及雜器ニ至マデ風流ヲ盡シ、尤隨所好燒之、

高原燒

〔萬寶全書七〕高原燒　攝津大坂小橋にて燒、難波燒より出所ふるし、道具の類、難波燒是に同じ、茶碗などには、高麗になるほどよく似たる物あり、

〔攝陽群談十六名物土產〕高原燒土器　東生郡高原ノ地ニアリ、茶器香器ノ類ヲ造リ燒之、高麗土器ニ劣ル事ナシ、好茶人專ラ設之、

〔茶家醉古襍一〕攝津　高原ヤキ、難波ヤキヨリ古シ、高麗ニ似タリ、高津ニテモ、延寶ゴロヨリヤクナリ、

菅原燒

〔攝陽群談十六名物土產〕菅原燒土器　天滿天神ニアリ、雜器ノ類隨所好造之、醬色ノ土器也、菅神靈廟ノ地ニ於テ以造之、菅原燒ト號タリ、

三田燒

〔本朝陶器攷證一〕攝州三田燒

一陶器山初發人神田宗兵衞と申人に御座候、此人兼て其心ざし有之所、肥前の國より太一郎定二郎と申職人參り、夫より燒はじむ、窰所は町續に三輪村の地、犬がふところと申所に候、

一青磁燒藥の義は、山方より半道ゆき、丑寅の方、香下村地所砥谷村と申所に紫石是あり、

一窰初發之義は、寛政十一年未十二月、當年迄五十年、其後北の方に、大原村地所に虫尾新田有之候、此所右神田宗兵衞所持に御座候、此所にも亦一窰出來申、當年迄三十ケ年に相成候、右宗兵衞九ケ年巳前病死、當時相續人十左衞門六十八歲、弘化五年〇嘉永元年申正月、

〔本朝陶器攷證三〕一穎川、大黑町五條ノ南ニ住ス、陶工ニアラズ、好ンデ陶ヲナス、〇中略木米、道八、龜助、嘉助ノ徒、此人ニ陶法ヲ學ブ、攝州三田ノ青瓷窰始ルトキ、龜助ヲツカハシテ致ヘシム、初メ木米ユカンコトヲ乞、穎川聞ズシテ龜助ヲツカハス、因テ曰、木米ハ巧作衆ニ秀ヅ、若シ行シメバ、三田ノ青瓷古器ニマギレント、後果シテ染付青瓷ノ製ヲ極メ、本邦ノ染付青瓷、唐方ニ勝ルノ法ヲ開ケリ、名人ノ先見タガハザルコト知ルベシ、

古曾部燒

〔嬉遊笑覽二下器用〕三田(サンダ)の青甕も同じ頃〇寬政より始まれり、三田は攝州兵庫の山の後に當れり、九喜家の領地なり、久喜長門守其頃の領主陶を作ることを心得られけるが、茸がりの折、其土と藥に用ふべき石とを見出されたりとなり、初の窰戸は、内髪屋逸年といへり、今は他の者引うけたりとぞ、

其石、栗色にして剃刀の砥の如きものなり、これに畫燒青を加ふるといへり、

〔薄園隨筆〕古曾部〇攝津窯は、其創設の年代を詳にせず、土人の口碑によれば、能因法師此地に來りて瓷器を製したるを始とす、然れども諸書に見る所なし、寬政三年、五十嵐信平といふもの陶窯を再興して、種々の器物を燒しより、古曾部窯の名世に聞え初めたり、

伊賀　伊賀燒

〔本朝陶器攷證二〕一伊賀國陶器

津藩前老職山中某隱居して幽翁と號す、微行して玄甲舍へも茶に來訪ありしちなみにて尋もらひしに、ふるき事は不分明のよし、左之通申來る、

伊賀燒古事之儀相調べ候處、往古之傳來雖(レ)相分、窰元之方、重に相しらべ候得共、一切古書留書等殘り申さず、尤往古よりは、三度程も中絶に及び候やう申傳候、然るに寬永十二亥年、領主より世話有之、京都陶工孫兵衞傳藏さし加へられ、君命にて水指數百三十三燒候て秘藏に相成申候、其時節よりハ、しかと連綿いたし、今に折々用向等申付られ候、丸柱村窰元職方等、夫々先達而以來、精々相調候得共、何分右之通、寬永より二百年來之義ならでは相分り申さず候、

伊勢

〔皇大神宮儀式帳〕土師器作物忌、無位麻績部春子女、父無位麻績部倭人、

右二人卜食定、補任之日、後家祓淸、年中五處神宮供奉職掌、朝夕御饌器三千二百六十口、御食神祭物御瓮卅二口、御巳曾岐卅二口、御與巳倍卅二口、御保止岐卅二口、御波佐布卅二口、御波志卅二口、御碓卅二口、御枳根卅二口、御箕卅二口、巳上朝夕御食之湯貴之神祭物、四百六十二口、大宮、荒祭宮、月讀宮、瀧祭宮、伊雜宮、并五處神宮料(所別各祭別、朝夕御饌各一具、)供給料水戸十二口、水眞利三百口、高佐良二百

卅口、片佐良三百六十口、酒坏四百五十口、已上人給料器一千二百六十二口、禰宜以下雜任物忌以上十三人給、三節祭別忌竈料竈戸卅二口、樽十五口、水戸十五口、保止岐十五口、奈戸九口、以上器八十七口、荒祭宮物忌給、忌竈戸三口、樽三口、保止岐十五口、奈戸三口、以上十二口、志摩國與伊勢國二國之神堺之神祭物、竈戸十二口、奈戸十二口、坏卅口、已上神祭物六十六口、度會宮進御食神祭物、御竈十五口、御竈戸十五口、御保止岐十五口、御奈戸十五口、御槽十五口、御波佐布十五口、御波志十五口、御碓十五口、御箕十五口、已上朝夕御饌湯貴神祭物百六十五口、同宮禰宜以下高宮物忌以上合六人給、忌竈戸十七口、樽九口、保止岐九口、奈戸十八口、水戸九口、以上器七十二口、同宮供給料、水戸十二口、水眞利六十口、高佐良卅二口、片佐良百廿口、以上供給料三百五十四口、同宮月別一度進上、一年料御食料之御水戸廿四口、御高佐良卅八口、御片佐良百廿口、御水眞利百廿口、御坏三百六十口、御保止岐十二口、以上御食料器六百八十四口、○中略

陶器作內人無位磯部主麻呂

右人卜食定、補任之日、後家祓清齋愼、供奉職掌陶器物、作進五所宮之雜器物合四百六十五口、御食料御酒缶九口、御𨁈六口、御波佐布六口、御比良加廿一口、御坏百廿口、已上御食料器物百六十二口、大宮、荒祭宮、瀧祭宮、瀧原宮、伊雜宮、幷五所之料者、祭時之奈保良比供給料、酒缶廿一口、酒坩六合、鹽春六口、鹽坏六十合、洗佐良六口、箸坩六十口、已上供給料器物百五十九口、止由氣宮仁進上、御食料御酒缶六合、御𨁈六口、御比良加十五口、御水麻利卅合、御波佐布六口、以上御食料器六十三口、供給料酒缶十五口、鹽春三口、酒坩六合、洗佐良六合、鹽坏卅合、箸坩卅口、已上供給料器九十口、志麻國與伊勢二國之神堺之海山神之祭物、此太神宮之禰宜內人物忌父等每祭之時、退入之湯貴御贄漁時祭用物缶十二口、坏卅口、已上神祭之物五十口、以前器六月祭料、九月十二月祭器亦同、

〔大神宮儀式解十八〕父無位麻績部倭人

萬古燒

下例九月に土師器作物忌一人父一人と見ゆ、父は物忌子を介保る職也、〇中略同式、〇延喜大神宮式凡云、物忌父死者、其子解任、子死者父亦解任、並非復任之限と見ゆ、今父子は絶たれば、かゝる沙汰に及ばず、さて右父子の稱絶たれば、物忌同父とはいはず、これらを土師長と稱び、又かも陶内人も分ちなく、其員も增し、陶土師の事に預る家合せて廿戶にあまり、有爾鄕宮物師長年寄などいふ住處は、昔の如く有爾鄕にて、世古村、簑村、吉祥寺村の邊に散住、その家々より老分を簡定て、件の物忌同父內人の職役をつとめしむ、これを宮物師といふよし也、古補任の樣はいかなりけん、物には見えねど、他の物忌父內人補任の例と同じかるべし、今の世他の內人物忌などの如く、一禰宜判任なく、一代權禰宜も兼ず、たゞ古よりの家すぢのみにてつとめ來れり、但長といふも古き世より見えて、雜例集永久四年九月廿四日、外宮禰宜等注進、當月十五日、由貴御料供物中、有爾村土師長造進種々忌物造入堝一口、幷長敢支近隨身宮川流沒事、〇中略と見ゆ、今も陶土師長等大小堝盆瓦已下の土器擔丁等をして荷しめ、有爾館に參著、十六日宮中に參りて、本宮別宮供用料禰宜內人物忌料の土器堝(大小あり)を渡し、忌物を堝に納て、例にまかせこれを分配り、(件の忌物は、外宮等もあり、上に引る永久四年注進を考べし、)十六日の夜、その宮々にて供る也、

〔大神宮儀式解十九〕今世土師方陶方皆長と稱ひて、其員も增し、各有爾鄕に住り、他の內人の如く一禰宜判任なく、又一代權禰宜も兼ず、たゞ古よりの家すぢのみにてつとめ來れり、

〔陶器考附錄〕伊勢　萬古燒　萬古燒ハ桑名ノ豪家ニテ寸方齋ト云、原叟宗佐ノ門人ニテ陶工ニアラズ、初メ樂ヲ燒、後西洋及交趾ヲ寫ス、茶ワン香合鉢皿類色々アリ、

〔本朝陶器攷證二〕一萬古燒

伊勢國射和の里に寓居したる、桑名山田の一族、山田彥四郎に聞合せたる返事、北勢桑名住人沼浪五左衞門、弄山と號す、此家代々茶事を嗜み、此者陶器を造る事を好み、慰に樂燒をいたし、其頃

安東燒

尾張

地頭へ相願ひ、小向村と申所にて山邊の土をいたゞき、色々うつし物等こしらへ、其後天明年中、江戸表へくだり、小梅村にて窰取立候事、御公儀御聞濟に相成、御成先御用、幷御數奇屋御用相勤候よしニ御座候、右あらましかねて愚父よりも承り居候、右五左衞門ハ、私祖父ニ御座候、

北勢龜山本宗寺願成和尙、桑名邊手よりの事ゆゑ、今の陶工萬古有節へ、直ニ聞合せもらひたる返書、

萬古燒系圖之義御尋候處、萬古と申候は、余〇萬古有節が家の先祖にては無御座候、仍而委敷事は承らず候、

〔本朝陶器攷證〕一伊勢國安東燒

一當地安東燒之儀、其後馬島露元方にて、出會之老人向へ承り合せ候所、爰許御用人服部十左衞門どの、下繪など染筆にて、燒はじめ候よし、燒物師は良助と申候よし、時代は安永天明年中、窰は織部山と申候、塔世川の上愛宕山の西と申事ニ御座候、

一休窰に相成候子細は、此所其頃爰元御勘定役人方、遊宴の場所に相成、妓婦など參り、夫等の事よりと申事ニ御座候、

一土は右山中の土にて燒候よし、格別年數相立候事にもなく候得ども、たしかに覺え候人も御座なく候、其內馬島氏御面會之節、御尋なさるべく候、是迄も他所より參られたる人之事故、委細に承知はある間敷と存候、併居宅は山より遠からざる所に御座候、あらまし承り候所如斯ニ御座候、

安東燒の休窰になりたるは、安東の二字東を安ンずと云文字ゆゑ、關東にての沙汰よろしからず候故、遠慮にて休窯に仰付られたりとも云と、露元物がたりのよし、

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

太政官符諸國〈毎國有符〉
應造新器
尾張國
甕瓱各八口　瓫五十口　高坏卅口　䍃十口　中坩十二口　短女坏四十口　御酒瓶八口
大瓱十二口　小坏十二口　飾瓱八口　䍃十六口　片坏卅口　酒垂八口　瓦碓八口　筥坏
卅口〈〇中略〉　已上人給料
〈延喜式 五 齋宮〉齋宮鋪設〈〇中略〉
酒卅甕〈甕別米三石七斗〉　酢五甕〈甕別三石七斗〉　醬六甕〈別大豆三石〉
右齋內親王初到之年、國司預割可納寮米大豆鹽等、造儲供之、若有甕破壞者、令尾張國供之、
〈延喜式 二十三 民部〉年料雜器
尾張國瓷器、大椀五合〈徑各九寸五分〉中椀五口〈徑各七寸〉小椀□口〈徑各六寸〉茶椀廿口〈各徑五寸〉盞五口〈各徑四寸七分〉中盤子十口〈徑各五寸〉小盤子五口〈徑各四寸五分〉花盤十口〈徑各五寸五分〉花形鹽杯十口〈徑各三寸〉䠀十口〈大四口、小六口、〇中略〉
右兩國〈〇尾張長門〉所進年料雜器、並依前件、其用度皆用正稅、
〈江家次第 八 七月〉七日乞巧奠事
內藏寮官持雜器奠物候於仙華門外、雜色以下傳取供之、〈〇中略〉北妻居酒坏一口、
以上並尾張青瓷、有朱漆華盤、
〈鹽尻 二〉一我尾州にて土器を燒は、熱田、瀨戶、萱津等也、其制其色同じからず、土產は、その風土に依て等しからざる事、是にてしるべきかも、
〈鹽尻 十〉一尾張東方瀨戶山あり、せとは海路磯近く、山と島の間をいふ、迫渡と書、我國愛知郡の海遠き地にせとの名はいかにして有ぞといふ人有、されば我州陶器の制、知多郡海邊より燒初て、

薪につきて、やう〳〵北の方に移とかや、初め知多の瀬戸より起りし名なるべし、

賢按、總じて陶器を瀬戸物といふは、此いわれなり、或は行基燒とも云、行基菩薩瀬戸物燒法を教給ふといふ、

〔鹽尻二十〕一我尾州東瀬戸村の窯器は、藤四郎某が制せしを上器とす、或人の曰、藤四郎とは略稱也、加藤四郎と云ひし、永平寺の開山道元禪師入宋の時、ともして異邦に至り、磁器の制を習得て歸り、剃髮して春慶と號せしとかや、或は泉州堺の人也と云、

〔古今名物類聚〕後堀河帝貞應二年、永平寺の開山道元禪師に隨て入唐し、唐土に在る事五年、陶器の法を傳得て、安貞元年八月歸朝す、唐土の土と藥とを携歸りて、初て尾州瓶子窰にて燒たるを唐物と稱す、倭土和藥にてやきたるを古瀬戸といふ、古瀬戸ハ總名なり、大形に出來たるを大瀬戸と云なり、此手小瀬戸に異なり、小瀬戸といふハ、小形に出來たるをいふ、此手大瀬戸に異なり、入唐以前やきたるを口兀(クチハゲ)厚手、堀出し手といふ、大名物ハ、古瀬戸、唐物なり、誠に唐土より渡たるものをバ漢といふ、是ハ重寶せぬものなり、唐物と混ずべからず、堀出し手といふハ、出來惡敷とて一窰土中に埋みたりしを、後に堀出したりとなり、一說には、遠州公〇小堀政一時代に堀出したるともいふ、總て入唐以前の作ハ、出來田夫(デンブ)にて下作に見ゆるなり、古瀬戸煎餅(せんべい)手といふあり、これハ何れの窰よりもいづる、窰のうちにて火氣つよくあたり、上藥かせ、地土ふくれ出來たるものなり、後唐の土すくなくなりたるによりて、和の土を合てやきたるを春慶といふ、春慶ハ藤四郎が法名なり、二代目の藤四郎作を眞中古物といふ、藤四郎作と唱るハ二代めをさすなり、元祖を古瀬戸と稱し、二代目を藤四郎と稱するハ、同名二人つゞきたる故、混せざるために唱分たるなり、藤四郎春慶も二代目なり、三代目藤次郎是を中古物といふ、金華山窰の作者なり、四代め藤三郎、是をも中古物といふ、破風窰の作者なり、黃藥といふも、破風窰より出たるものなり、正信春慶といふものあり、正信ハ何人なる事を詳にせず、又後時代春慶と稱するハ、堺春慶、吉野春慶な

り、

〔本朝陶器攷證 四〕瀬戸燒の事

一加藤四郎右衞門と云者、尾州瀬戸の里にてはじめて茶入を燒出せり、世に口兀手と云是なり、去かれども燒方の鍛鍊なく、口を下になして燒し故に、口に藥か丶らずして姿もあしく、手厚にて不格好なる物なり、其後渡唐して、燒物の法を相傳して歸り、一切の燒物に鞘を作り、底を下にして燒出す、夫ゆゑ藥も能く解け、土も和融して見事なり、藤四郎、順德院建暦中の人なり、入唐の傳記、永平寺にありと云、○中略 春慶、藤四郎法名なり、一體薄作りにて上作なり、唐物よりは一段上作にて、肩など刃の如く、姿無類なる物なり、

藤四郎春慶、總體春慶に類して、地藥さら〳〵と見ゆる物にて上品なり、

朝日春慶、一とせ美濃國朝日と云所にて、此一通りを燒ひろめたりと云、一說、本朝日域にかたどり、藥の色合に、去の丶めに朝日のかゞやくやうに火間ある故なりとも云、是見所の大事、功者の祕密なりと云、見事なる茶入、たぐひすくなき物なり、土淺黃色、但し古き故に薄赤く見ゆる、丸糸切尋常なり、

堺春慶、美濃國尾張の國境にて、窰を立燒出せしによつていふ、又泉の堺にて燒たりと云は證なし、或人云、堺春慶は、泉州堺の津に數代居住の人なり、尾州に趣き、瀬戸に於て茶器を製し、又伊勢に於ても製す、よつて堺春慶と呼ぶ、其子孫、利休居士の頃まで堺に居住しけるとなり、堺舜慶とも有、是亦不レ分明、

金氣春慶、藥立錆色の如く見ゆる、恰好細工よし、こし帶あり、堺春慶には劣りたる物なり、

瀬戸春慶、瀬戸窰の燒物故に云、朝日手作者にあらず、以後の燒物なり、去かれども春慶の手癖あるによつて云、

却合春慶、是は見る度に、心のはづむと云事なり、土黃色、口造尋常にて、糸切花奢なり、

伊勢春慶、是は尾張の境にて燒し故に、伊勢手と云のみ、春慶の作にはあらず、恰好似たる故、俗に春慶と云、上作にあらず、

飛藥、飛藥と云は、くすり多き故を以云、春慶と似たる物なり、土やはらかにて、下藥の銀沈み入りて、飛藥多し、尤細工は春慶めかず、

〔尾張名所圖會後編四春日井郡〕六作十作の事　永祿六年、信長公國中巡覽の節、瀨戸にて名家六作といへるを定めたまふ、また天正十三年、古田織部正重勝、名家十作といへるを定めらる、其名印とも左の如し、六作のうち、市右衞門の子孫今の加藤淸助なり、前にいへる吉左衞門、民吉、唐左衞門等、皆淸助の別家なり、〇印名略

〔尾張名所圖會後編四春日井郡〕祖母懷土　同村〇瀨戸村辰巳の方にあり、陶工の用ふる絕品の土にして、今官禁となり、猥に取る事あたはず、傳へ云、藤四郎が祖母、或時山野を見巡り、雨池洞といふ所にて、此土を得懷にして歸りし故に名づくといへるは、いかゞあらん、鹽尻に、祖母懷の土は當所のうちにあり、國禁にして命にあらざれば取事を得ず、或說に、祖母懷は土の名にあらず、地名なり、辨玉集に載る古竈のうちに、祖母懷竈此所をうばが懷といへり、上作竈なりと記せり、按るに此所よりよき土出たる故、やがて地名を土の名に負せしなるべし、

古窯跡　同村〇瀨戸村の山林馬ヶ城をはじめ所々にあり、其内藤四郎窯といひ傳ふるは、椿窯、峯出が根窯、守宮窯、禪長菴窯、朝日窯、細倉窯、古瀨戸窯三ヶ所、源氏窯なり、二代目藤五郎窯といへるは猫田窯、南洞窯、板屋窯の三ヶ所なり、三代目兎四郎窯は、茨迫間窯、古林窯、反窯、山脇窯等なり、此外小屋ヶ根窯、萱原窯、松留窯、保天嶺窯、水晶嶺窯、大垂窯あり、此大垂窯にて當所產土神へ獻せし高麗犬を燒しといひ傳ふ、又末社山神へ茶入を燒て奉納す、是を後世山神茶入といふ、此山神の境内

染付焼

に後茶入を埋め、其上に椋の木を植置しといふ、今其椋大樹となりて存せり、又源氏窯にて飛鳥川の茶入を焼き、朝日窯にて焼し茶入を、朝日春慶と稱す、

陶器土取場　同村〇（瀬戸村）の内所々にあり、奥印所洞（おくいんぞ）、高根、蜂欠、日ヶ嶽、反窯、五位塚、鳶ヶ根、梅の木、白地、小左定納等、此外も猶多し、かくの如く當所は陶器に用ふる土數品を出せり、近村にも出る所あれども、他産は細工に用ひがたしといへり、されば藤四郎在世より今に至り、六百餘年の星霜を經て、堀取し土いくばくならん、限りなかるべけれど、土の盡ざるは、實に陶器相應の土地といふべし、

當所は東南北に山嶽連り中央に瀬戸川流れ、村落はすべて山傍にあり、（北新開、南新開、宮脇島、郷島、洞島の五組に分れたり、）一村農商少なく、陶工のみ多くして、家居も他村に替り、石垣など磁器（イエゴロ、或ひハカマイメなどいへる、茶碗など焼立る時に用ふる室又壷様の物、）にて組立、瓦も多く赤津焼を用ふ、山の半腹に所せきまで、築立たる小窯（本業窯にして藤四郎窯とも云）丸窯（染付窯なり）は陶器の烟絶る事なく、日々の運送は、車馬或ひは歩にて荷ひ出すに、府下まで六里が程、朝より夕に至り引もきらず、城東一の繁華にして、農業のみの村立とは、又自其さまかはり、さして雅趣ある土地にはあらねど、風流好事の遊人は、必至るべきの一勝槩なり、

〔尾張名所圖會（後編四春日井郡）〕新製染付焼〇中略　當所の土ハ、陶器によく合て最上なれバ、古今種々の器物を焼試るに、一つとしてならすといふ事なし、されど往古より南京様の陶器を焼得る事なかりければ、是のみ陶工の嘆息なりしが、府下の藩士津金文左衛門胤臣の工夫にて、享和元酉年より焼試たるに、藥の加減などいまだ委しく得ざりしに、陶工加藤吉左衛門の二男民吉といふ者、土の調合焼方の秘奥を錬熟し焼初しが、其細工の絶妙、伊萬利唐津ハいふも更なり、唐製にもおさ／＼おとらぬほどの染付を焼出し、其後次第に窯數多くなりて、今ハ本業竈よりも染付の丸竈多し、是ひとへに民吉の功抜群にして、萬世不易の基を開けり、上よりも御褒美あらせられ、

常滑燒

民吉吉左衛門とともに永代苗字帶刀を免したまふ、民吉常に信仰せし太宰府の天滿宮を宅の後の山上に勸請し、左右に秋葉金毘羅の小祠あり、是を竈神と名づけ、當時の修驗泰澄院掌る、實に御國產の第一なれバ、村內に官舍ありて、燒立る器物を改め、而して後府下の瀨戶物會所へ出し、夫より三都及び諸國へ運送す、享和元年より、染付燒取締役加藤唐左衛門同淸助に命せらる、

瀨戶新窯製記

瀨戶之爲陶所也久矣、（陶所國語須惠登）陶所之爲瀨戶也、方語之急呼也、（猶木曾須惠賀波、今呼爲勢賀波）其地所出之物實遍海內、貴賤緇素不可一日無之、加以形質堅實顏色古雅、故天下呼萬方所出一切陶器、專稱曰瀨戶物焉、藤四郎春景以來其傳巳久、製造固多、至享和文化年間、春景裔孫加藤吉左衛門景高、始煉石爲坏、其子吉右衛門晴生與弟民吉保賢、又盡巧思造出秘色諸陶、可謂奪千峰翠矣、夫回靑者漢土猶且不產、遠資諸外蕃、況本邦伊萬瓶山諸窯乎、晴生等能識瀨戶有如此靈釉、而採用之、嗟春景之神、於陶必有知於數百載之前、然而留以貽後之人耶、今四方傳賞、賈鬻千萬、嘖々歎美、海外諸國館于崎陽、又往來于東都者、多錢購求、重載而歸云、晴生之子吉次郞請予記其事、因書此說與之、若夫春景事蹟、世皆知之、故不贅、

天保三年壬寅二月　　本藩　神野順藏世猷記

〔尾張名所圖會（前編六知多郡）〕常滑（とこなべ）燒（常滑村にて製する所にして、殊に大甕、酒壺、花瓶、及び茶器の類など、尤雅品にして、世人是を常滑燒とて賞美す、）古へ當國より陶器を多く出せる事、延喜式、朝野群載等にも見えて、古くより朝廷に貢獻し、當村は卽陶器濫觴の地也、今の世俗陶器を呼て瀨戶物といふ、こは當國春日井郡瀨戶村にて作る所の陶器、上品にして、且かも天下に普く流通し、燒出せる數も亦多ければ、なべてかく通稱するなるべし、（或說に、瀨戶とは海邊の稱にて、此常滑燒ことに古く、當所は海も近ければ、瀨戶燒、瀨戶物など號け初て、其稱の天下に瀰淪せしよし、されど何れか是なるといふことをしらず、）今も此邊の山中を堀れば、古陶器を得ること多し、是昔燒しもの丶地中に埋れて、全きもの尤稀也、たま〳〵

全きを得れば、世俗珠玉のごとくに珍重す、古へ當所にて造る物ハ、大小共にみな甕の類なりしが、百年已前よりハ、手作りの急燒茶器酒器などをも燒出して、好事家の求めに應ず、中にも近き頃長三郎及び白鷗(俗に八兵衛といふ)などいへる名工、かはる〴〵出て其人乏しからず、

〔尾張志十〕常滑(トコナメ)磁器

常滑四ヶ村にてやく、大甕小甕鉢皿壺酒器茶器等の品々を製す、府志に、古昔尾張出陶器、是濫觴之地也、至今俗呼甕器曰瀬戸物、瀬戸則海港之名也、常滑海港、故云爾とかけり、かくて瀬戸物とハ、海邊にて燒故名づけて、春日井郡の瀬戸村ハ、其燒物より起りし村名と聞えたり、されども尾張にて磁器をつくる事殊に古く、延喜式、朝野群載等に見えたれバ、彼唐四郎が瀬戸村に來りて燒しよりハはるか以前のことなり、

犬山燒

〔尾張名所圖會後編六丹羽郡〕犬山燒陶器　妙感寺の北の方、丸山といへる所に竈ありて製造す、赤畫青繪等なり、皿鉢盃茶碗壺類、そのほか種々あり、近年の新製なり、

〔成瀬家取調書〕犬山燒の濫觴ハ、寶暦年中、丹羽郡今井村に於て、飴色及黒色の陶器を燒出し、犬山燒と稱し、犬山窯印を捺して賣却したるに始る、其後文化七年、島屋宗九郎、犬山城東丸山に於て一窯を築き、御庭燒と呼ぶ陶器を燒しが、同十四年に至り、故ありて其窯を大島暉意に讓渡せり、因て暉意京都粟田より陶工を聘し、粟田類似の陶器を燒しが、其業萎靡として振ハざりしかバ、犬山城主成瀬正壽大にこれを遺憾に思ひ、天保の初年、春日井郡志段味村より陶工加藤清藏、水野宗兵衛を招きて、丸山に移住せしめ、又名古屋より畫工道平(初名逸兵衛)を聘し、初めて赤繪吳洲花紅葉などを描かしめ、一時其業振ひしも、幾くならずして、淸藏宗兵衛兩人の業又衰へしかバ、慶應の末尾、關作十郎兩人の窯を讓受、終に今日の盛なるに至らしめたり、

笹島燒

〔尾張名所圖會前編二愛智郡〕笹島燒磁器　廣井なる笹島にて製す、近來の新製にして、樂燒の摸樣さま

ざまに色どり、うつくしき陶器なり、

品野燒

〔尾張名所圖會後編四春日井郡〕品野燒　下品野に竈あり、本業の燒物にして、瀨戸赤津の如し、竈數五六ヶ所ありて、火鉢土瓶をはじめ、種々の品を燒出せり、

赤津燒

〔尾張名所圖會後編四春日井郡〕赤津燒　もと本業のみにして、瓶、半胴、擂鉢等を多く作り出せしが、瀨戸にて染付を燒はじめしより、こゝにても燒出して、ます〳〵繁昌なり、

九郎燒

〔瓢翁夜話二〕文化文政の頃、名古屋藩士に平澤九郎といふ數奇者あり、仕官の餘暇、茶碗茶入香合花生などの類を燒しが、自ら俗氣を脫して一種の雅致ありしかバ、人々これを九郎燒と呼て愛翫せしとぞ、されど一代にして其業を子孫に傳へず、又工人の傳習してこれを製するものなし、

豐樂燒

〔瓢翁夜話二〕大喜豐助ハ名古屋の人なり、其父高木豐助、自然翁豐樂と號し、陶器の製造を加藤豐八に就て學び、終に一家をなし、豐樂燒と稱す、其子豐助、故ありて母の姓を冒し、大喜と稱す、筆札及茶道を曲全に學び、俳句を吉原黃山に學ぶ、天保十三年十一月、尾張藩主の陶器師となる、德川齊莊親から豐樂の二字を揮毫せる額を賜ふ、爾來陶器に豐樂の二字を印す、其書ハ千宗室玄々齋の筆なり、弘化元年三月、陶器に漆彩することを發明し、遍く世上に知らる、安政五年十一月十三日死す、其子豐輔父業を繼ぐ、

〔尾張名所圖會前編二愛智郡〕隱里(カクレザト)　萬松寺の裏門の南をいふ、近きころ豐八といふ陶工、此里にて酒茶に用る樂燒の器物を作り初しが、其名高く世にもてはやせり、今ハその子豐助といふもの業をつぎ、亦大に上工の名を得たり、

織部燒

〔萬寶全書六〕織部燒　土藥ハ利休同前なり、形格合ハ尻膨にかぎらず、耳附の茶入に樣々の異風ものあり、古田氏物好の燒物なり、

鳴海手織部燒　此手の茶入、古田織部重勝、尾州鳴海において竈を立、其數六拾六燒せ、國々へひ

ろめ給ふとなり、則所の名を付て鳴海といふなり、土薄淺黄にて薄手に作り、見事成茶入なり、世間に類ひ稀にして高直也、

玄賓焼

〔陶器考附録〕尾張　玄賓焼　玄ヒンハ陳氏、既白ト號ス、書畫ヲ能ス、明末ノ人也、朱舜水ト共ニ亂ヲ避テ來ル、舜水ハ水戸公、既白ハ尾張公ヘ御預リ、尾州公ノ御客分ニテ陶工ニアラズ、玄賓手ヅカラ茶ワン百ヲヤキテ、名古屋ノ本願寺ヘ奉納セシ内、一ツ得タルヲミルニ、志乃藥黒畫尾張土ニテ、古清水ナランナド云來ル品也、コノ手ト堀ノ手ニ似タル品アリ、堀ノ手ハ、高タイヲアトニテ付タルモノ是ナリ、玄ヒンハ黄藥イビツナリノ高タイシンジャウナル作ブリノ方ナリ、今玄ヒントイフ白藥藍畫ノ品ハ、安南ノ上手モノナリ、

三河

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

太政官符諸國(每國有符)

應造新器

參河國

等呂須岐卅口　都婆波卅二口　多志良加八口　山坏小坏各六十口　巳豆佐瓼各六十口(中略)

巳上人給料

遠江志戸呂焼

〔本朝陶器攷證三〕遠江

一志戸呂焼　遠州好七窰ノ內、島物ト瀬戸ヲ寫ス薄作ナリ、呂宋ノ作振ヲ寫ス物モアリ、上作ノ茶入ハ丹波ニ成テアリ、土黄白薄赤砂利藥黒藥ニ黄ト淺黄ノウノ毛、黒、金氣、柹、黒鼠、萌黄、黒鼠ニ黄ノ胡麻藥出ル、極古キモノハ黒鼠ニ黄ノゴマ藥、砂利土ニテスコシ厚作ユヘ、古唐津ト云來ル赤土モアリ、

駿河賤機焼

〔本朝陶器攷證三〕駿河

武藏今戸燒

一賤機燒　交趾ヲ寫ス、萌黄藥白土、賤機ノ印アリ、

〔江戸名所圖會十七〕今戸燒　此邊甄者陶器匠ありて、是を產業とする家多し、世に今戸燒と稱す、

〔本朝陶器攷證二〕一江戸今戸燒
當時今戸の陶工、辨次郎と申者に相尋候所、同所燒物の義、已前ハ人形ほうろくなど、燒候のみにて、茶器の義ハ、漸文化文政の頃より、少々誰の好ともなく燒出し、京都樂燒の土を取よせ燒候よし、尤今戸燒と申て、人形、ほうろくなど燒はじめ候事も、いまだ百年にたらず候よし、其頃新六と云者、今戸の土にて、始て燒物いたしたるよし、當時にては燒物窰數、五十軒餘も有之候得ども、茶器の筋を燒候者ハ、右之辨次郎と外に一兩人のみのよし、是等も平日、茶器のみ燒候義にてハなく、ほうろく世用の品、瓦も燒候よし、茶器ハ注文次第燒候よし、尤茶器ハ右の通り、辨次郎外一兩人に限りたる事に御座候、風爐なども京師と違ひ、至て下直にて、金百疋、貳百疋、大極上にて三百疋位之由、元より人形、ほうろく、瓦等、誰かれとなく燒候事故、或ハ自分一代にて仕舞候家も有之、誰かれと申差別ハ、更に無之よしニ候、

近江

〔延喜式二十四主計〕近江國(行程上一日、下半日、)
調(○中略)缶六十口、酒壺八合、𤭯瓮四口、水椀四百八十合、大筥坏一千三百六十口、小筥坏百六十口、深坏六十口、麻笥盤廿四口、

〔日本書紀六垂仁〕三年三月、新羅王子天日槍來歸焉、(中略)一云、於是天日槍自菟道河泝、北入近江國吾名邑、暫住、(中略)是以近江國鏡谷陶人、則天日槍之從人也、

信樂燒

〔萬寶全書七〕信樂燒物　茶入、茶壺、水さし、水こぼし、花生等の類によき物あり、古きハ重寶に用、其外諸道具いろ〳〵多し、土色ハざんぐりとあらきめに小砂のやきはせあり、藥ハ鼠薄柹かハり有、

膳所燒

〔茶道筌蹄 四〕國燒之辨

信樂　至て上作ハ新二郎作にて、新の字の彫銘あり、但し新の字、折の樣に見ゆるなり、

〔近江國輿地志略 三十 志賀部〕信樂陶器　信樂勅旨村黄瀬村より出す、相傳福山といふ者あり、廢帝の詔を奉て、始て此地に於て磁器を作るといひ、勅書とて一通あり、是を見るに勅書にあらず、疑らくハ、近衛家此邊寓居の時の事を附會せられし書と見えたり、

〔瓢翁夜話 一〕古信樂といふものハ、弘安年間製せし所のものにて、極疎末なる種壺類に過ぎざりき、其後點茶の宗匠紹鷗、利休、宗旦、遠州など、工人に命じてつくらしめしより、これらの人の名を冠らせて稱美せらる、この外空中信樂、仁清信樂などいふものあり、是又空中仁清が信樂の土を以て諸器を製せしよりの名なり、

〔本朝陶器攷證 二〕一休齋燒

江州水口町に、凡三四十年前より、信樂燒物商店を出し、元來道具業の者にて、器物造り方心得居、をり〳〵信樂へ參り、細工いたし、此者休齋と號し、當時も水口町に矢張商店あるよし、尾州邊には、隨分持用人もありと云、余〇金森得水もをり〳〵見及びたり、尤休齋と彫銘あり、

〔陶器樂草〕履燒(アシタ)　是ハ信樂燒之内ノ一種ノ名、寛文頃、

〔萬寳全書 八〕履燒　是はあらき燒のうちにあり、水さしなどの底に、あしだのかた有なり、

〔茶道筌蹄 四〕國燒之辨

膳所 近江 遠州〇小堀政一時代なり、今ハ窰なし、遠州公の好にて燒しなり、宗旦時代より古し、

〔本朝陶器攷證 二〕一近江國膳所燒陶器之義、同所承り合せ候所、凡三四百年前二、膳所燒と申て有之趣にて、不㆓取留㆒相聞え候得ども、根元其外一切不㆓相分㆒候、中興、

膳所領江州滋賀郡膳所城下宮町瀬戸物渡世　小田原伊兵衛

右之者五六十ヶ年前、土器相好み、同領之内中之庄村、梅林山と申所より土を取り、茶器之類を専らこしらへ、梅林燒と唱へ、自宅之裏ニ窰を築、賣物ニ仕候所、間もなく死失、跡養ひ之悴、與次兵衛と申者、土器類好ます、窰を潰し畑ニ仕り、燒物仕らす、百姓を仕候事に御座候、

〔近江國輿地志略三十志賀郡〕國分陶器　これ國分村にてつくる所なり、或ハこれを膳所陶器ともいへり、中世斷絶す、其子孫大江村に住し、後京都粟田口に移住す、湖西陶器といへるハ、國分陶器の餘流なり、

比良燒

〔本朝陶器攷證二〕一江州比良燒　永樂保全より

昨年比良の神事に相まねかれ、湖水舟にて參り候、大津より八里計り有之、比良ヶ嶽の麓に御座候、比良燒は仁淸の門人に有之と申故、先左樣之ものかと存じ居候て、比良へ參り、同所之中村市郎右衛門と云、大津鍵五之出所にて、山林田地持にて、相應工面よき方なり、こゝに兩三夜宿り候、比良燒之事相尋候所、比良にて陶器出來候は、時代いつの頃と申事、相わかり申さす候得ども、茶碗山といふ小山あり、是より土を取出し候事のよし、又茶碗畑といふ田地あり、是は比良燒窰之有之候跡のよしと申され候故、夫は時代いつ頃、窰のありし事に候哉と相尋候所、在所にて慥なる舊記を尋ぬるに、外の事は不相分、地面之事は水帳より外により所無之、慶安時代之水帳に、茶碗畑も、皆田地と相成有之と、水帳之趣ニ候、凡陶器物製し候ハ、三百年前之事之樣、老人申居候、夫ハ比叡山三千坊之有之頃にて、此邊之田地之名ハ、皆其寺號坊之名を、今に田地之字に申候、其頃ハ高野山の麓のやうにて、賑々敷所なりしよし、今は甚さびしき所にて御座候、陶器を造り候とも、求る人之なき所にて、皿鉢茶碗等を造り候道理は無之候と、初而發明仕り候、さて是式之事にさへ、世上に申傳ふると、根元餘程相違仕候事ニ御座候、

美濃

〔延喜式二十四主計〕美濃國行程、上四日、下二日、

調、〇中略 瓱二口、瓱十六口、由加十二口、缶廿七口、酢瓶八十口、水椀廿五合、深坏卅四口、箸壺十四口、麻笥盤十四口、片盤卅六口、洗盤十二口、手白髮瓱四口、水鉢廿五口、瓱瓱四口、瓱十口、油瓱二口、大瓱七口、有蓋椀卅五合、高盤十七口、雜坏廿口、甘壺十一口、酒壺十口、臼六口、淸坏廿口、足下坏五十口、油坏卅六口、𤭯坏六十口、乳戸四口、𤮾瓫八口、𥨎瓱十口、後盤卅四口、酒坏卅八口、比太爲瓱五口、大盤卅五口、池由加一口、小坏十口、叩戸廿二口、

〔延喜式五齋宮〕年料供物〇中略

坩一口、陶椀卅口、臼二口、盤十口、已上美濃國充之〇中略　右水部司所請〇中略

池由加一口、由加四口、匜一口、瓱一口、缶二口、叩瓫四口、以上美濃國充之　右殿部司所請〇中略

凡諸國送納調庸、幷請受京庫雜物、積貯寮庫、支配雜用、〇中略 陶器六百九十六口、美濃

養老燒

〔美濃名細記十一土產〕一磁器ヤキモノ

出於土岐郡久尻、駄知、多治見、下洞、妻木、下石、笠原等、此邑中久尻或郡尻燒物釜久シク作之、久尻釜元祖加藤筑後ト稱ス、延喜式貢物出於此地歟、古瀬戸藤四郎燒出、尾州春日井郡瀬戸、妻木久尻燒等モ、都而瀬戸ト云、不破郡晝飯村、　寛政年中ニ燒物始ル　一土器本巣郡曾井邑

〔休翁閑話〕天保の末つ方、津島〇尾張海東郡に周吉といふ數奇者あり、性陶器を燒くことを好み、屢瀬戸へ赴きて窰を借受け、いろ〳〵の茶器類を燒けり、晩年美濃の養老山へ赴き、小き窰を築きて茶碗をやき、同所の菊水あたりに咲にほふ野菊のさまをゑがけり杉柾の曲物に入れて友人に分ち與へしが、ことの外見事なる出來にて、人々養老燒と稱して珍重したり、同所ハ山の名の美なるより、茶酒器の類をやかば、遊覽人も必ず一つ二つハ購求して歸るべきを、惜哉周吉の後、其遺志を繼ぐものなし、

陸奧會津燒

〔陶器考附錄〕奧州　會津燒　一白藥藍繪、白土ノ茶ワン水指ナド有、安南ノ風ヲ寫ス、新古アリ、土相馬ニ似ル、

相馬燒

〔陶器考附錄〕奧州　相馬燒　馬ノ畫アル茶ワン其外アリ、世人コレヲシル、

〔本朝陶器攷證一〕相馬燒

一奧州相馬宇田郡中村田町に住す、田代五郎左衞門信清、大守大膳亮義胤公御代、慶安元戊子年、大坂御加番御登りの時、浪人の身分にて御供ねがひ奉り、則御供相濟大坂へ登る、此時はじめて瀨戶燒稽古仰付られ、京都野村仁清の弟子となる、但是は御室燒の稽古なり、同孫三郎信通、後五左衞門と改む、大守長門守忠胤公御代、萬治二年再び京都へ登り、御室燒之傳を受る、五右衞門久信、淸次右衞門信定、淸次右衞門義信、淸次右衞門義淸、淸次右衞門孟雅、淸次右衞門淸治、當代淸次右衞門淸賢、淸賢物語に、窰は屋敷內に有、土は中村の北黑木村小野木村等の土を取て造る、黑木小野木、仙臺領堺なり、

加賀九谷燒

〔本朝陶器攷證一〕加州　九谷燒

一明曆元年六月二十六日、加州江沼郡九谷村にて始て燒出す、

大聖寺御二代飛驒守樣之御時、樂燒御好にて御手製あそばされ候、其頃御近臣之內、後藤三次郎と申仁、至て功者にて、御手傳いたし居られ候所、御前より仰付られ候には、其方高麗へ罷こし傳授を得、三年之內に罷歸り候樣仰付られ、夫より慶安三年、かの地へ罷越し候得ども、中々以傳授をゆるさず候故、色々思案いたし、先其國の住人と心を落つけ、聟入いたし候所、程なく一子出生致し候につき、漸傳授いたし候、夫より本國へ逃げ歸り候所、最早年數も六年相立、其上殿樣にも御逝去に相成、既に御臨終の時、三次郎と申者、此後罷歸り候とも、用事無之者に候得ば、左やう相心得候樣、御家老始夫々へ仰付られおかせられ候ゆゑ、右三次郎歸國いたし候所、御暇之身と相成候得ども、かの地にて自分も相好、骨折稽古いたし、私の長逗留にもこれなき事故、御評定之上、聊之御扶持下され、山籠り仰付られ候よし、夫より三次郎、幷田村權右衞門

と申者と兩人、九谷にて燒始候所、其頃畫工狩野守景、繪修行にあるき候よしにて九谷へ參り、下繪をかき候との事、後藤一代にて休窰に相成候、〇中略

一文政七申年、再び九谷に窰所を設、七月七日燒はじめ候所、一ヶ年にて相止み候、

一窰元は大聖寺吉田屋傳右衞門、職人は木越八兵衞と申者、

一文政八酉年、同郡山代新村領、字ハ越中谷と云所に、窰をこしらへ燒出し申候、尤窰元は、大聖寺宮本利八、職人は木越八兵衞、畫工は飯田八郎と申者にて候、只今は九谷高麗と相唱申候、〇中略

一九谷燒之義は、元來土燒に御座候得ども、火を强くかけ候事ゆゑ、鳴音石燒に同じと申候、

一當時贋物多く出申候、尤是は下地尾州燒九州燒などへ、九谷燒之模樣等を書候事に御座候得ば、能々御覽のうへ相分り申べく候、

右村役人等相調候得共、左かと分りかね候故、手續を以て郡奉行所手扣之所を承り合せ候事

〔金澤古蹟志〕箕柳祠碑

穴居抔飮邈矣、雖有神農昆吾換抔之製、不可得而徵焉、虞舜之起於陶、蓋陶之瞭然史傳者、而什器不苦窳之聖製、是與德相成者、不亦大矣哉、自我國祖〇前田利家奠都金澤、大氏無百爾之品物不該備焉、獨於甆器闕如、雖國初有九谷大樋晃野二三、嗚乎礙茶家流者、而距今一百五十餘稔、寥乎復靡繼也、假令善爲之、厘々之事、曷當萬分、況如樋晃、軟質不堪茅壘、以故古來納肥之唐津、今里、有田、暨京之清水諸窯器、而達諸加越能三州四民之常用者、每歲不下三十六七萬枚、加旃致幾百里程漕馳之力、姦商隨擅利、則其價貴騰、國費不可勝算焉、文化乙丑〇二年之冬、坊長龜田喜客平安時、窯戶巨擘青木來、字木米者、其聲名傾都下、尋睹其所製白瓷青瓷霽紅天藍、滋潤細膩之土脈、殆與華舶齎來之柴汝官哥高麗龍泉相亢、喜爲之忽然神動、即以介紹杏杖履可北否、來曰、我嘗雖南應紀公之聘、而紀中無可采良石土、空手而歸、然貴邦古者有九谷窯、良磁也、今倘土石依然、則古可復、業可擧、無之則賀猶紀、北亦

何之益、喜持此言而北歸、告之井成昌邑盛照兩府尹、怡國利之將興、令喜謀事、越走人于九谷之野、鑿取舊堊、而送之平安、來奇之曰、既有此堊、何不北、便以丙寅八月來本藩、埏埴設假窯試燒之、其磁味果彷彿乎九谷之古製、故約明年而去、明年丁卯四月再來、選畫陶地乎帝慶山麓、此時過徙成昌之職、然盛照弗忽其事、新府尹津正鄰亦是之、捐巨萬之貲、俾數百之土丁斷闢山麓、新築缸窯、連磚廠、監岡茂疊次二甲長、而寘十餘盤泥輪、造百器之甕杯、可謂開業之運至矣、其場周遭延袤雖裏爾、山環樹老、窯道之土階數十級、列火眼、闢火門、陶人上下來往於其左右傍、或脊碎白石而爲粉、澄之傾石井、或平坦處、盌碟罏壜諸磁坯鱗次之蔿筵、而爆燥日華、其他種々可見可愛、奇區別樣之一景況、恰爲小景德鎭境也、蓋來弗曾長磁術、亦該書與畫、乃遵金谷公之內旨、圖摶埴之、叙次一局而進呈、以倣唐英乾隆癸亥之掌故、其圖說明了云、爾後愈益勵摶埴之事、於是州內之石產土采、日多良壜、自石川縣之劍門、瀨木壂、氷紋土、自能美縣之青蚨磑、其餘羽龍之釉石、二叉之泑瑪瑙、育王之白灰、帝慶之黃泥、黃黑塊、紫泥累至、廼以之造諸器、凡可萬有七八千、今茲丁卯十月、窯竈落成、內之欲燒之、嗟此擧也、自今而縣不絕、則諒足建我三州(○加賀、能登、越中、)千百世之利矣、來喜爲之搬祠、欲祀風火僊靈、然風火字訓有時俗諱之者、故乞祠號乎予、換之以箕柳者、取義乎二星也、卽銘曰、

般盤周彝　雖寶何爲　維斯什器　氓食咸歸　奇哉創業　永垂國利　箕柳之鎭　降禎萬祺

文化四年丁卯冬十月　富田景周誌

〔加賀陶磁考草〕九谷燒(吸坂燒)

古九谷燒ニ三種アリ、一ハ白磁ニ、青、綠、紫、黃、赤色ノ彩釉ヲ以テ、狩野風ノ畫、或ハ紋樣ヲ施スモノナリ、二ハ硬質ノ土色ヲ帶タル素磁ニ、青、綠、紫、黃ノ彩釉ヲ以テ塗詰タル交趾藥、又ハ青九谷ト稱スルモノナリ、三ハ瀨戶風ノ世ニ滋藥ト稱スル釉藥ヲ以テ、抹茶器類ヲ製シ、吸坂燒ト稱スルモノタリ、吸坂燒ナルモノハ、九谷陶窯中、吸坂村ノ土石ヲ以テ製スルカ、別ニ其陶窯アル

カ、未ダ其詳ナルヲ得ル能ハズ、

大樋燒

〔本朝陶器大概抄〕加州大樋燒

一明曆二年、京都河原町に居住いたし燒始候よし、名ハ土師長二と申候、名ハ代々かはり候よし、

○中略

一始ハ京都にて、千家の好にて燒始候よし、

一加州樣御四代松雲院殿の御時、はじめて千家同道にて此國に下り候よし、夫より御召に相成、石川郡金澤大樋と申所に居住いたし候、窯所ハ今にかはり申さず候、

〔本朝陶器攷證三〕大樋

加州金澤城下大樋と云所なり、仙叟の時より燒、同人の好物手造の茶入などあり、今に燒なり、藥のやうにて至てかたし、一品ものなり、

若杉燒

〔加賀陶磁考草〕若杉窯

若杉陶窯ニ關スル文政二年ノ達書ヲ、左ニ掲グ、

加州能美郡於若杉村燒立候、石燒陶器相應ニ出來致シ候ニ付、來春ゟ他國入石燒陶器都而指留、若杉燒を以、御國用相辨候趣詮議之上、產物方年寄中へ相達、被承屆候之條、被得其意、早速夫夫可被申渡候、依而以後心得違之者有之、他國燒陶器舟積等を以、取扱候之義相顯候ば、其品取揚、咎メ可申付候、此段兼而可被申渡置候、以上、

十二月廿八日　產物方役所

按、此達書ハ、村井又兵衞長世、產物方目附タリシ時タリ、其後筭用場奉行ヨリ產物方兼帶ノ時、文政八年、及十一年ノ達書ハ左ノ如シ、

各支配所之內、陶器出來之ヶ所、且以前有之、當時退轉之ヶ所も可有之候間、右之委細可被書出

吉田屋燒

候、以上、

十月廿日　　御筭用場

他國出來陶器入津之義、指留置候得共、今年一作口錢三增倍取立、入津指解候條、此段夫々被ㇾ申渡、且著岸之浦々に而、右口錢取立、當十月中、產物方役所へ指出候樣、沼改人等江可ㇾ被ㇾ申渡ㇾ候、船積ニ而無ㇾ之取寄候分ハ、浦方口錢三增倍ニ相當リ候役銀取立、是又十月中可ㇾ被ㇾ指出ㇾ候、船積有無之義、取扱候ヶ所にて入念しらべ方可ㇾ有ㇾ之候、以上、

三月廿四日　　御筭用場

〔加賀陶磁考草〕吉田屋窯

按、粟生屋源右衛門ノ九谷陶器ニ功積アルハ、後段之ヲ詳說スベシ、然ルニ吉田屋窯ノ創立ニ盡力セシコト、始テ彌四郞ノ談ニ因テ之ヲ知ル、今又小松町奉行ノ文政六年七年ノ文書ニ依リ、彌此談ノ疑フベカラザルヲ證スルニ足レリ、因テ左ニ其二通ノ全文ヲ揭ス、

右之者、若杉陶器所始メ候節より罷越、竈焚藥懸等見習、相應ニ用立候處、前月上旬より、大聖寺御領九谷と歟申所ニ而、陶器竈取立候ニ付、其方被ㇾ罷越居ㇾ申由及ㇾ承候、彌罷越居候哉被ㇾ相糺、罷越居申候得ば、沙汰之限ニ候條、早々呼戻し、右職指構、他行可ㇾ被ㇾ指留ㇾ候、右風押移候而は、若杉陶器方手薄相成候間、早速可ㇾ被ㇾ相糺ㇾ候、以上、

小松中町あわ屋　源右衛門

十一月十七日　　御筭用場

富田九内殿

小松中町粟生屋　源右衛門

右之者、若杉陶器所始候節ゟ罷越、職方手習相應ニ用立候處、去月上旬ヨリ大聖寺御領九谷とか

申處江無斷罷越居、不屆之義ニ付呼戾、右職指構、他行留御申渡置候得共、今度御差解候條、此段申渡、尤以來心得違之義無之樣、嚴重可申渡旨、當廿二日御紙面之趣承知いたし、則申渡候、以上、

申八月晦日　　富田九內

御筭用場

越中瀨戶燒

〔越中陶磁考草〕瀨戶燒

瑞龍公、(加賀藩二代、諱利長、)文祿二年、彥右衞門ナル者ニ命ジテ、越中國ニ於テ、尾張瀨戶燒ニ類似ノ土ヲ見立、陶業ヲ營マセラルヽコト、越中上新川郡古文書ニ見エタリ、

上瀨戶村七兵衞所藏

越中於國中瀨戶燒之類、何方にても見立次第、其所にて可燒候者也、

文祿二年四月朔日 (○花押略)

せとやき　彥右衞門 (○中略)

下瀨戶村孫市所藏

急度申付候、越中廬見邊にて可燒瀨戶旨尤ニ候、草柴入用者、其所之手寄次第ニ可仕候、諸役捨免、若ふらち非義とも申つけ候者有之候バ、此方へ可申來候、急度可申付候、以上、

慶長五年七月十六日　　奧村藤主判

廬見せと孫市 (○中略)

下瀨戶村孫市所藏

上末野之內釋迦堂坂ニ、新瀨戶可被立、任理申付也、

一釜役之義、新瀨戶並ニ可指上候、

一釜場居屋敷共三拾間四方、永代御年貢郡役可有御赦免候、

一瀨戸物御用之儀、古瀨戸村同前可ㇾ相勤ㇾ者也、

寛永十七年十二月六日　　　印　葛巻隼人

瀨戸九右衞門方へ

〔本朝陶器攷證　一〕佐渡相川燒

佐渡相川燒

一當國燒物師之年號、幷窰所ゝらべ申候間、則書取、外に樂燒、近年出來いたし候故、相添申候、

相川金太郎燒、相川住人黑澤金太郎、年號何頃燒始候哉、寛永十二申年始て燒ひろめ、當時迄四代相傳專ら燒申候、

一燒始ハ、何人之好にて、何と申者細工いたし候哉、

西國の人より口傳を得て、初代金太郎、當國之土にて燒試候、以前ハ瓦燒をいたし候、代々金太郎と申候、

一窰ハ、何郡何村にて、何と云所に候哉、

雜太郡羽田村山之內、富士權現と申地名ニ候、

一土ハ、何山と云より出候哉、

同所、ふじ權現の山之土にて製し候、

一燒はじめ候人の子孫、今に相續き候哉、當時ハ名を何と申候哉、又代々の名前名乘等も承りたく候、

代々燒物に、佐金と彫付申候、

一細工人ハ、初代より窰ゝるしも有ㇾ之候哉、

別に窰ゝるしハいたさず候

一當時細工人何軒にて、名前何々と申候哉、

當時も一軒にて、子孫に傳申候、

一樂燒師

佐州相川南澤町住人伊藤甚兵衛、慶長の頃より、金銀山吹子の羽口師、文化年中、樂燒口傳を得て、茶器類、當時專ら燒出し候、追々隣國に相きこえ賣弘め申候、窖所ハ相川南澤町の內、下地土ハ金太郎同樣、ふじ權現の土を用ひ候、燒物に銘雲山とゑるす、通稱ハ羽甚と唱申候、

丹波

〔萬寶全書八〕丹波燒　中古眞壺に似たる壺あり、是をせんべ燒と云、今ハさたなし、

〔茶道筌蹄四〕國燒之辨

丹波　古丹波ハ太閤時代なり、山科ハ千家所持なり、元伯山科宗甫へ茶に行て、道にて求るゆゑ名付、當時ハ山中氏所持、

〔陶器考〕丹波

一遠州ノ茶具ヲ燒シムル所、イヅレモ茶碗ナキコトナシ、ノゴトク、內外白藥、ナダレ地藥萌黃ヲカクル茶ワント、黑ト澁マジリノ藥ニ、僞金ト淺黃ノ藥ヲ處々カケタル白土ノ茶ワントヲ、茶入ニ引合スニ、寸分違ハズ、センサクスルニ、色々ノモノヲ見出セリ、其品々左ニ記ス、土色、鼠、黃、白、赤、紫等ナリ、

一本山龜妙山〔ミ子〕ノ印アルモノハ、近來ノモノナリ、

一丹波ノ內底ニ、青キ水藥ヲ吹出シタルハ、呂宋ヲミ違タルナリ、水藥ヲカケタルハ丹波ナリ、

出雲

〔日本書紀六垂仁〕三十二年七月己卯、野見宿禰進曰、夫君王陵墓埋立生人、是不良也、豈得傳後葉乎、願今將議便事而奏之、則遣使者、喚上出雲國之土部壹佰人、自領土部等、取埴以造作人馬及種々物形、獻于天皇曰、自今以後、以是土物更易生人、樹於陵墓、爲後葉之法則、天皇於是大喜之、詔野見宿禰曰、汝之便議、寔洽朕心、則其土物始立于日葉酢媛命之墓、仍號是土物謂埴輪、亦名立物也、仍下令曰、自

今以後、陵墓必樹是土物、無傷人焉、天皇厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地、卽任土師職、因改本姓、謂土部臣、

布志名燒

〔出雲風土記島根郡〕大井濱、則有海鼠海松、又造陶器也、

〔本朝陶器攷證一〕雲州布志名燒

一雲陽意宇郡、布志名判官之家臣、淸和源氏末流船木與兵衞次村二十三代、船木與次兵衞村政、同郡福留村にて農家に交り、數代天目樂燒をいたし罷在候所、先祖之牌郭廢れむ事をなげき、寬永元戊辰年、古鄕布志名の鄕へ引越、實子三人陶器細工を家業となし、嫡子平八相續し、二男嘉介松江城澤某の家相續、後布志名へ引越、燒物師となり、與次兵衞事、三男之新藏召連れ、分家隱居致し、仍而此三家陶造の元祖なり、

樂山燒

〔本朝陶器攷證一〕雲州樂山燒

一元祖本國長門、倉崎權兵衞重義、此權兵衞ハ高麗左衞門弟子也、延寶五巳年、此方樣より長州樣へ御所望遊され、當國へ來る、樂山へ住居仰付られ、此所にて窰築立燒始め、其後引續元祿七戌年迄十八年、二代加田半六、此半六倉崎權兵衞弟子也、長州より連れ來る、尤權兵衞忰幼少にて陶工いたさず、仍て此半六へ傳授す、其後加田四代相續す、年月之れず、五代長岡住右衞門貞義、享和元年より文政十年迄二十七年相勤る、六代長岡住右衞門貞正、細工名空齋、文政十亥年より當年迄二十二年、右倉崎權兵衞燒始延寶五巳年より弘化五申年迄、總年數百七十年に相成、窰下地今に同所、尤倉崎重義より當國へ罷越し、傳書等于今所持いたし候、

右之通ニ御座候、嘉永元年申二月、長岡空齋、

播磨

〔延喜式二十四主計〕播磨國行程、上五日、下三日、

調、〇中略池由加五口、受二石五、中由加五口、受二石一、瓱二口、𤭖卅八口、小由加十六口、酒壺四合、缶一百七十五

口、著ゝ乳瓮十八合、洗盤七十七口、有ゝ柄大𤭯卅九口、大壺、中壺、各八合、負𤭯二口、大高盤九十九口、有ゝ柄中𤭯卅口、叩瓮八十七口、麻笥盤四口、大盤七十五合、臼卅六口、鉢卅二口、有ゝ柄酢𤭯廿口、無ゝ柄酢𤭯卅口、筥坏二百九十口、樣筥坏、凡坏、各八十口、椀五百五十合、片椀百五十二口、小𤭯廿口、小盤有ゝ蓋八十合、無ゝ蓋椀五十口、片盤六十七口、椀下𣚴、各五十口、深坏五十九口、大筥坏卅口、小筥坏、菜坏、各七十一口、甗坏八十合、燈盞八十口、

眞砂子燒

〔陶器藥草〕眞砂子燒　播州舞子濱

明石燒

〔三國茂三郎書上〕播州明石郡大藏谷村ハ、往昔明石燒ほの〴〵燒、朝霧燒など稱する、美名の良器を産出せしも、其後廢窯して製するものなし、文化年中、三國久八といふもの、本村狩口谷に於て窰を築き、種々の器物を燒て、大阪地方へ販賣せしより、再び明石燒の名世に聞ふ、

美作勝山燒

〔陶器考附錄〕美作　勝山燒　勝山ノ地ヲ喝(ヒノテ)ト云由、元祿ゴロノ領主三浦哲翁、陶工ヲ城中ニ召シテ茶具ヲ燒シム、自作ノモノモ有ヨシ、七八十年前マデ、城下ニ陶工有リ、今ハ絶タルト云、或曰、喝ハ勝山ノ城名也ト、

備前

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

太政官符諸國(每ゝ國有ゝ符)

應ゝ造ニ新器一

備前國

𤭯卅口　水戸卅口　都婆波六十口　瓫卅口　置盞卅口　酒垂卅口　盞十二口　𤭯卅口

筥瓶卅口　短女坏卅口　山坏卅口　片盤卅口　酒壺卅口　小坩卅口　瓦碓卅口　已豆伎卅口　已上人給料

〔延喜式二十四主計〕備前國(行程、上八日、下四日、)

調、○中略瓱一口、甕八口、由加八口、瓫六十六口、水瓫八十四口、𤮾瓫八口、陶瓫卅三口、御埦二百口、猿膝研十八合、小甕廿四口、𤭯十二口、臼廿四口、負瓺六口、水瓺、大酒瓺、平瓺、筥瓺、各廿四合、大壺廿四合、中壺卅二合、小壺六十合、酢瓺卅口、麻笥盤十六口、洗盤六十口、片盤二百十四口、椀四百六十合、片椀卅合、脚短坏廿六口、様足短坏二百八十口、筥坏四百廿六口、凡片坏一千五百六十口、

伊部燒

〔本朝陶器攷證 一〕備前國伊部陶五問五答

一問曰、備前國伊部燒物、往古發端の時代承り度候、餘り古事分り兼候ば、凡天正慶長頃より、當時窖之在所違ひ申さず候哉、伊部村の內、何と云所に窖有之候哉、何ヶ所にて候哉、

答曰、○中略此時、○垂仁朝禁殉死土師某、勅命によつて人形を造る、其所は邑久郡土師村にて造れり、今に於て細工せし所を細工原といひ傳ふ、其時代同郡礒上村の土を取、其土を以て作りし人形を以て殉死にかへ玉ふ、是其始なり、天皇○垂仁あつくめでさせ玉ひて、野見宿禰に土師の姓を玉はり、土師家には風折烏帽子直垂をゆるし玉ふ、されどいまだ作者の名なし、土師某とあり、其外須惠村釜ヶ原など云古跡あり、今の伊部より二里ばかり未申にあたる、伊部燒の窖跡なりと里人等はいひ傳ふるなり、此外村の戌亥にあたり、熊山といへるは、登り五十町の高山なり、此溪中にも窖跡あり、村の辰巳天正十年迄、下伊部村今浦伊部是なり、此所にも窖跡あり、○中略右にいふ窖所は所々にありて所定まらず、應永中今在る窖の在所に定る、村の南北西にあり、南の方榧原山の麓に一ヶ所南窖と號く、北の方不老山の麓に一ヶ所北窖と號く、西の方育王山の麓に一ヶ所西窖と號く、應永年中より今嘉永三年まで凡四百五十年、窖所不變、窖の口あけには、御當代國の大司より、奉行役出張ありて嚴重也、

問曰、世上に伊部燒と云は、凡紫色の土にて胡麻藥などあり、榎肌などと唱へ候、又一ト通り備前燒と云は、土色赤く上藥もうすく見え候、右伊部と云と、常の備前燒と云は、燒も別にして土

も違候哉、

答曰、世上に伊部燒と申、紫色の土に胡麻藥のかゝりたるは、神代大瓶等の燒方にて、今燒所國の大司より公に御獻上の品、人物、香爐、鳥獸の細工物、此燒方なり、榎肌とは、今あるざんぎり燒、こげ燒の類、茶器、花瓶是なり、神代神傳新古の違目はなけれど、伊部燒の妙として、年數長重に到れば、土色おさまり、古代の艶色をあらはしける、譬ば千歲の松は枝を垂れ、青白の苔を帶て、龍鱗にひとしく、良眼の利所是にあり、さて土色赤く藥も薄く見えたるは、神代より中燒と唱へたる赤き是なり、今坪類を專らに燒所、安永五年、大饗平十郎と云人、坪類、一升入、五升入、其外細かき坪類の寸法を究る、是名人なり、天明元年、角德利を始て造る者、木村庄八、是亦名人也、赤き色は錫(アメ)色と號け流行し、今以世上賞翫する所なり、備前燒と伊部燒と別に子細なし、元祖一德神の時は、備前とも伊部とも、いまだ名のなき昔なり、星霜隔りて、備前伊部と號けたり、吉備(ヨキツヘ)物を素盞烏尊に奉りしより、後吉備津國號し、其吉備三ヶ國に分る、伊部といふ文字は、垂仁天皇の御宇、人形を造り、三公、公卿の殉死にかへ、永世人命をすくひ奉りし明德によりて、人尹部(ヒトノツカサ)の透逸を造り、萬々歲目出度名產なりと賞し玉ひて、伊部燒といふ文字を玉はりぬ、後世村の名とはなれるなり、

〔春湊浪話下〕伊部陶器

國々に陶器を造り出す所多し、なかに當國〇備前の伊部より出るほど古きはなし、日本紀に、嚴瓮とも、忌瓮とも書て、是を神代卷には、イツヘと訓じ、崇神紀には、イムベと訓じ、舊事紀には、イハヒべと訓ず、兼方の說に、嚴瓮は、祭神の土器の總名とも見えたるものなり、孝靈天皇の御時に、吉備津彥の命と、若建吉備津彥命と、吉備國に向ひ給ひし時に、針間を道口として忌瓮を居と、舊事紀に見えたり、則今和氣郡伊部村といふ所にて是を作りければ、忌瓮といふ名、其所の名に殘り、陶

器をも今に作る成べし備前國を和名抄に、きびのみちのくちのくにと訓じたれば、針間とあれども、道の口といふは備前の事なるべし、

〔嬉遊笑覽〔二下器用〕〕備前の伊部邑、今陶器師の竈本と稱するものは森長十郎と云、森榮吉といふは別家なり、往昔の竈は、今の處より南にあたる近き處にありしとなり、いつの頃か地震に壞れて失ぬ、竈は山の腹に口を開く、其巾九間、それより山の内を穿つこと竪に長サ三十五間、其中にあまた土の柱ありて自ら陶器となりたり、かくの如き竈三口あり、これ今の竈なり、是を新山といふ、されども其始て開きし時より五百年餘に及ぶとなむ、舊窯の壞れたるも、此年數を經たる歟、土人言傳ふる古備前燒印の歌、古備前は松葉長元丁茂兵衞丸は宗伯十は茂右衞門、

〔和氣絹〔上〕〕伊部燒物茶入、水さし、水飜、香爐、花入、鉢、皿、壺、德利、水瓶、擂鉢、此外無類燒ものあり、釜四門有、各長貳十間に、二間宛に橫にしきりあり、一間々々に窓あり、或書に云、數奇道具には吉備前を用ゆ、上々の物には、白土に虹の如く成赤き筋あり、是をひだすきといふ、總じて當所の燒物には、諸色を入貯に少も損せず、暑氣の時分、鉢皿に生肴を盛り置に損ずる事遲し、これ當所燒物の奇妙なり、太閤秀吉公より、釜元へ知行、幷山林免役の御朱印、今に所持す、

長門

〔延喜式〔二十三式部〕〕年料雜器

長門國瓷器、大椀五合徑各九寸五分中椀十口、徑各七寸小椀十五口、徑各六寸茶椀廿口、徑各五寸花盤卅口、徑各五寸五分花形鹽坏十口、徑各三寸[illegible]十口、大四口、小六口、

右兩國〇尾張長門所進、年料雜器、並依前件、其用度皆用正稅、

萩燒
松本燒

〔鑑識錄〔甲〕〕萩

一萩長門萩燒、元祖ハ唐人也、順々其傳を燒、あら土に砂いらす、中土は小砂交り、其次はこし土也、其次は松本燒といふ、是は地名也、是ゟ釜替る、是迄は唐人也、今の釜は留かま也、殿様燒といふ、

〔本朝陶器攷證〔一〕〕長州萩燒

紀伊名草燒 男山燒

讃岐

一元祖高麗左衛門と申候、朝鮮の生れ李敬と申者なりしが、朝鮮御征伐之時、道しるべを致し候所、すぐ様當國中納言の君召つれられ、日本へ渡海仕り助八と申せしが、御歸國の後、其方何業仕候哉と御尋の所、半弓を射、又陶工をいたし候由を申上る、御悅少なからず、長く我國の寶にておはすれとて、長門の松本と云所へ家屋鋪を給はり、則今以其所にて製す、追々君の御印物等拜領仕、血脈相續いたし、當時新兵衛八世に相當り申候、山號を韓峯と申、俗に唐人山と申す、右高麗左衛門と申は、君より給りし名なり、氏は坂と申、是松本燒物本家筋に御座候、

〔雍州府志 七土産〕磁器〇中略 傳言、今長門國萩之所燒、是稱萩燒、是亦毛利輝元、自高麗招造陶器之人、是號高麗左衛門、今造之者其末流也云、

〔萬寶全書 七〕萩燒物之事 長門國なり、茶碗、水さし、水こぼし、卓香爐、古き物に重寶あり、其外の道具すくなし、土色鼠あさぎ、或は薄柹に白きはけ目のむらすぢの景あり、但し元萩にははけめなし、

〔桂林漫錄 下〕萩燒茶碗

長州侯ノ領内松本村ト云フ所ニテ製ス、彼藩中ニテハ松本燒ト稱ス、陶工三軒アリ、坂新兵衛、三輪十藏、林彌四郎ト云フ、何レモ高麗ノ種子ナリ、朝鮮征伐ノ時、擒トナリテ來リシ者ノ末葉ナリトゾ、今血脈ニテ相續セルハ坂家バカリナリト、彼國ノ人ニ聞ケリ、

〔紀伊續風土記 物産十二〕陶器 享和元酉年より、府下〇和歌山鈴丸十次郎家にて燒くものを名草燒といひ、又文政年中より、在田郡廣莊男山にて燒くものを男山燒といふ、又近年海部郡雜賀莊愛宕山の麓にて燒出す、其製男山燒に同じ、

〔延喜式 二十四主計〕讃岐國 行程、上十二日、下六日、

調、〇中略陶瓮十二口、水瓮十二口、瓫八口、壺十二合、大甂六合、有柄大甂十二口、有柄中甂八十五口、有

柄小瑳卅口、鉢六十口、垸卅合、麻笥盤五十口、大盤十二合、大高盤十二口、椀下盤卅口、椀三百卅口、瓼坏一百口、大筥坏三百廿口、小筥坏二千口、

高松燒

〔陶器考附録〕讃岐 高松燒 利兵衞ト云モノ、仁清ニ陶法ヲ習フ、コレヲ利兵衞燒トイフ、作ブリ仁清ニ似テ厚シ、安南ヲ寫タル茶ワン、朝センヲ寫タル茶ワンナドアリ、

一土白、薄赤、黄、　一藥白、淺黄、

伊豫砥部燒

〔愛媛面影四浮穴郡〕伊豫砥

砥山昔より砥石を出す、伊豫砥と名づく、名産也、此石の出る山をすべて砥部と云、又近世此山より掘出す石をもて陶器を製し、諸國に商ふ事夥し、俗に砥部燒と名く、

土佐尾戸燒

〔茶家酔古襍一〕土佐 尾土燒元祖松柏、是ヲ松柏ヤキト云、

〔尾戸燒物師談〕尾戸燒物

尾戸は、高知御城下士小路の名なり、寛永の頃、大守忠義君、大坂高津より松伯と云燒物師の上手を呼下し、燒物をやき習はせらる、土は城南石立郡の内能佐山にて取る、能佐山より外に土なし、尾戸燒、凡何形の物にても出來せずといふ事なしとなり、取別き茶碗の類、極めて良なり、年貢賀盃は尾土燒土器を三ッ重にして用ふ、土器に鶴龜松竹を畫き、或は壽の字などを燒付たり、或曰、尾戸或は尾土に作る、古記に大高坂郷小津村といふあり、然れば尾戸は小津の轉音にて、後に尾戸と書なせるか、

山崎平内を森田久右衞門弟子に被仰付、御國中土見分に被遣候、能佐山、石立山、なばり、野根山麓にあり、上藥は幡多郡藤村サンダと云所にある和らかなる石を取り用ふ、松伯時代の燒物を見るに、多くはサンダ藥を用ふ、其後筋野村にて、かたき石をとりはたき上藥にす、上品なり、

筑前

〔延喜式二十四主計〕筑前國去府(大宰府)行程一日

井戸燒 高取燒

謂、○中略大甕九口、小甕百九十五口、瓮一百九十五口、麻笥盤五十六口、水椀三百廿口、

〔筑前國續風土記 二十七 土產〕鷹取瓷器 鷹取燒は、朝鮮軍の時、加藤主計頭清正、彼國にて瓷器を製する者を連來り、肥後にて瓷器を作らしむ、其者の名を井戸新九郎と號せらる故、其製せし器を井戸燒と云、後に長政公○黑田より招て筑前に呼寄、家臣手塚水雪に命じ、水雪が居城鞍手郡鷹取にて瓷器を製せしむ、よつて鷹取燒と名付て今に是を稱す、慶長十九年の比より、鞍手郡内が磯と云所にて瓷器せり、長政公より八藏と云者に命じて燒しむ、其後忠之公の時、寬永七年の比、穗波郡合屋の中村の內、白旗山の麓に移りて燒物を製せり、寬文七年より、上座郡鼓村にて陶器を作る、其製精して高麗瓷器におとらず、今の陶工は新九郎が裔孫なり、

〔瓢翁夜話 二〕高取燒の始は、征韓の役、黑田長政に從て歸化せし韓人八藏と、加藤清正に從て歸化せし韓人新九郎の二人にして、八藏は新九郎の婿なりければ、長政わざ〱肥後より新九郎を呼寄て、陶器をこの二人に命じて造らしむ、この二人は、彼邦に於て名高き陶工なりしとぞ、世これらの造りし品を古高取と稱へて珍重せり、其後寬永中、長政の子息忠之、八藏及其子○八郎右衞門を小堀遠州の許へ遣し其敎を受しむ、これより高取燒の術一層妙境に入り、遂に國燒中、並ぶものなきに至れり、

〔茶道筌蹄 四〕國燒之辨

鷹取筑前燒 古鷹取と云は、太閤時代なり、唐物と同樣にて左糸切なり、

筑後 柳川燒

〔本朝陶器攷證 一〕筑後國柳川蒲池村土器師家長彥三郎家系

一天穗日命神孫出雲臣野見宿禰苗裔、宇庭嫡男古人、淸公弟淸英、桓武帝御宇延曆二十年、屬田村將軍征東夷、此時有軍功、於美濃國惠奈郡賜采地賞祿、自是以惠奈爲家號、

是より十二代の家譜、鎌倉三代足利公に從仕、及龍造寺鍋島家に扶持せられし事あれども、

陶器に用なく、其事繁多なれば省く、

文祿元年、朝鮮征伐之時、屬鍋島加賀守高麗渡海、其時在陣中、燒物師召捕、得燒物之口授、依之燒物師數輩遣肥前名護屋、以增田右衛門尉長盛、謁見秀吉公、獻從朝鮮持來燒物珍器等、訴燒物師等率來、公許之、於名護屋先牟多土鍋土器細工仕立、太閤獻上、最無比類手際也、公賞美厚、因則是鎭西名護屋之產物也、送帝都、自此時於九州名護屋可爲司御朱印頂戴、以老臣山中吉內家名被下、則家長彥三郎、神君樣始、利家公、秀長公、輝元公、隆景公御目見、獻土器、各有賞、自是肥前伊萬里高麗之燒物師居置、次第細工ヒロメ、燒物土器同前仕立、後高麗燒物師不殘御歸相成、其後太閤御歸洛、爲祝賀每年兩度上洛、於大阪伏見御城獻上牟田土鍋土器、是吉例也、于時慶長九年、筑後國賜田中兵部少輔吉政公、依之當國之產物撰、肥前國土器燒物、太閤以來將軍家江獻上ノ嘉例アルニ因テ、鍋島家江御所望、仍之當國江來ル、于時慶長九年十一月ナリ、肥前國燒物司役、弟右京亮方俱ヘ相讓ル、佐嘉郡藤木村ニ居住、總領ナルニ依テ、太閤御朱印系圖等所持致シ來ル、吉政公御目見ノ上、筑後國燒物司役、不可有相違ノ御書物被下置、三潴郡蒲池村ニ居住シ、獻上御用相勤ル、是ヨリ牟田土器土鍋、筑後ノ產物ト成ル、每歲春秋兩度獻上ノ品ニ定ル、然ルニ宗茂公〇立花奥州ヨリ御歸國御目見ス、其後宗茂公以御意、任先例領內燒物司役、不可有相違御判物被下置、主膳公ヨリ三池領分司役御判物被下置、御用相勤ル、家長彥三郎方親、同彥三郎方也、同彥三郎方道、同彥三郎方幸、同利兵衞方重、同彥三郎方義、同彥三郎方滿、同彥三郎方信、同彥三郎方敬、宗茂公ヨリ以來、御代々御判物頂戴、獻上御用相勤ル、方親ヨリ當代迄十代、

當主　家長彥三郎菅原方幸記之

〔立花家舊臣文書〕土器手際見事候間、於筑後之內司申付候、猶草野熊介可申者也、

慶長九年十一月十七日　吉政

土器師　家長彥三郎

牛田燒

〔筑後志略地〕半田土鍋　下妻郡水田村ノ製スル所、東都ヘ獻上ノ一品ナリ、

〔筑後志略地〕風呂前土器　上妻郡熊野村ノ製、是モ獻上ノ一品ナリ、

豐前上野燒

〔陶器考附錄〕豐前　上野燒　上野ハ、日用ノ雜器ヲ燒キタル唐人、コノ所ニテ茶具ヲ燒ク、コレヲ渡左衞門ト云フ、初メ八代ニテ燒、後コノ所ヘ來ルナリ、子孫渡唐ヲ氏トシ、豐前小倉侯ニ仕ヘ、今ニ渡唐五左衞門トイフテ燒モノヲナス、　一遠州政一〇小堀　茶具ヲ渡唐氏ニ燒シム、

肥前

〔肥前風土記佐嘉郡〕山川上有荒神、往來之人、半生半殺、於玆縣主等祖大荒田占問、于時有土蜘蛛大山田女狹山田女、二女子云、取下田村之土、作人形馬形、祭祀此神、必在應和、大荒田卽隨其辭祭此神、神歆此祭、遂應和之、

伊萬里燒

〔伊萬里陶器傳〕諸州數品有中にも、肥前國伊萬里燒と云を本朝第一とす、此窯凡十八ヶ所を上場とす、　大河內山　三河內山　和泉山　上幸平　本幸平　大樽　中樽　白川　稗古場　赤繪町　中野原　岩屋　中原　南河原上下二所　外尾　黑牟田　廣瀨　一ノ瀨　應法山

此內大河內は鍋島の御用、山三河內は平戶之御用山にして、他に貨賣する事を禁ず、伊萬里は商人の輻湊せる津にて、燒造るの場には非ず、凡松浦郡有田之內にして、其內中尾、三つの股、稗古場は同國の領違ひ、又廣瀨抔は靑磁物多くして上品なし、都合廿四五所には成共、十八ヶ所は泉山の脇にありて、是土の出る山也、

〔日本山海名產圖會五〕陶器

諸州數品有、中にも肥前國伊萬里燒と云を本朝第一とす、此窯山、凡十八ヶ所を上場とす、〇中略

埾土　泉山に出て、國中の名產、本朝他山に比類なし、中華は、中國の五六處にも出せり、是土にして土にあらず、石にして石にあらず、其性甚堅硬し、拳鑿をもつて打かき、金杵の添水、碓に是を舂

しむ、〔杵の幅一尺許、厚さ一尺五六寸、長さ一間半許、〕最水勢つよくかけて、碓の數多く連らね、よく末粉となりたるに、又他の土の柔軟なるを二三品和し合せて、家の內の溜池に漂し、度々拌通し、よく和したるを飯籮に漉し、又外の溜池へ移し、よく澄し、其上に浮たるものを細料とし、中を普通の上品に用ひ、底に下沈たるは取捨て不用、さて其水干の土を素燒窯の脊に塗附、內の火力を借りて吸乾かす、最これによき程を候ひみて搔き落し、重て清水に調和し、かの團子の如く粘和して、工人に與ふなり、是まで婦人の所爲なり、

造瓷坯器　凡瓷坯を造るに兩種あり、一には印器と云、方圓數品、瓶甕爐合の類、屛風燭臺の類にも及べり、是等は凡そ塑成して、或は兩に破り、或は兩に截り、又再び白泥を埏りて範に挾し、或はそのまゝに印を押すもあり、又おなじ土に銹水を和して塗り合、取付などもするなり、一には圓器といひて、凡大小億萬の杯盤は、人間日用の物にして、其數を造る事十に九なり、此圓器を造るには、先陶車を製す、其圓盤上下二ツにして、下の物少し大なり、眞中に眞木一根を竪て埋む事三尺許、高さ二尺許、上の車の眞中に土を置て造る也、〇中略

素燒の窯は家の內にあり、本窯は斜阜山岡の上に造りて、必平地にはなし、皆一窯宛一級高くし、內の廣さ凡三十坪、是を六つも連接して、悉く其接目に火氣の通する窓を開く、然れども火は窯ごとに焚也、〇中略

赤繪の物を錦樣と云て、五彩金銀を銹に施すこと、是一山の秘術として口外を禁ず、故に此に略す、是には、かの硝子銹を用ゆといへり、

總て南京燒の古器は、いまだ其白堊を得ざる時なるにや、土は土器土に似て甚軟なり、其上藥に硝子を加ふるゆへに、自ら缺損す、是を今虫喰出などゝ賞すれども、用に適しては今の物に劣れり、但回青(アヲエ)繪の上銹は、銹の上より書たる如見ゆるは、南京物の妙也とは云へ共、硝子藥の助なり

日本の青繪は、藥の下に沈みたるが如く見ゆるは、硝子を用ひざる故にして、是又適用の爲に勝れり、

〔嬉遊笑覽二下器用〕和蘭人は、萬國の產物を交易することを務とし、物の性質を見ることも委しきに、此方の伊末里の瓷器を賞して、海內第一といへりとぞ、殊に五郎七柳右衞門等が燒たるものは、まことに珍翫すべきものなるに、他國のよからぬ器物を貴ぶは、隣の糂汰のたぐひにひとし、

〔譚海十一〕いまり燒は肥前なり、いまりの柿右衞門といふが燒たる皿、稀にあるものなり、至て高價なり、世間に絕てなきものなり、故に珍重とす、錦手燒の類なる者なり、

〔本朝陶器攷證三〕唐津

一唐津燒、高麗左衞門ニ始ル、奥高麗ト稱スルモノハ、朝鮮忠淸道ノ西北ニ唐津監アリ、唐ノ船付ニテ此地ノ燒物ナリ、土藥ヲ見ルニ、朝センナリ、古唐津ハ似テ違ヘリ、

一朝鮮カラツニ二手アリ、土藥トモニ朝鮮ノ物アリ、朝鮮カラツナリ、唐津土朝鮮藥アリ、朝鮮藥唐津ヤキナリ、和訓同ジキ故ニ物ヲ一ツニシタル也、堀出シ唐津ノ內ヨリ、色々ノ燒物ヲ見出セリ、トトヤモアリ、

一日本、昔ハオモニ外國ノ燒ヲ用ユ、皆當座日用ニツカフ故ニ殘ル物マレナリ、唐津ハ元唐ヨリノ船付ナレバ、持來レル品ノ內、ワレユガミタル物ヲ、ハチ出シテ埋ミタルナリ、堀出シ唐津ノ內、朝鮮、南蠻、呂宋、井戶ノ下手物見ユ、此品々モ上手ノ物ハ知レドモ、下手モノヲ見知ラヌ故ナリ、其時ノハチモノ有故、今ニ古物ノ殘レルナリ、肥前ノ士、長崎詰ノ茶漬茶ワントテ、珠光青磁ヲ數持タルヲ近頃買來レリ、是ニテ古來外國ノ品ヲ用ヒタルコト明白ナリ、故ニ珠光青磁三島ノカケタルヲ堀出スナリ、

〔萬寶全書八〕一唐津燒物之事　肥前國なり、茶碗、水さし、水こぼし、花生、鉢皿、德利の類あり、其中に

平戸燒

古き茶碗花生に重寶の物あり、土色はざんぐりとすねたるやうにて、藥につや少し有、細かなるくはんゆう有、大方は色薄もよぎのあさぎにして、鼠がゝりなる色なり、又薄かき色に朱をさしたるやうなり、あかきたすき筋あり、かならずの事なり、總じて肥前燒の類、土かたくして何に用てもつよし、諸道具多き中に、茶碗、茶壺は別してすくなし、

〔茶道筌蹄四〕國燒之辨

唐津　遠州〇小堀政一時代古唐津は茶入なし、いにしへは茶碗のみ燒しなり、

〔茶家醉古襍一〕肥前唐津　古唐津、極古キヲ云、米斗、小眼繪唐津辻平戸等品々アリ、

〔松屋筆記六十二〕平戸燒の陶器

平戸燒のせともの は、もと三河内(カハチ)燒といへり、高麗國より、老嫗歸化て、肥前國平戸中野村に住居し陶器を造る、これを平戸燒とも中野燒とも呼て、其古器の今に存れるは、其體高麗にひとしく、いと古色にて、茶人殊に賞翫せり、老嫗後に松浦郡三河内村に移住す、男子一人ありて家業を繼、其子孫倘三河内村に今村某とて陶製の業怠らず、細工巧妙、天下にもてはやさゞるものなし、老嫗死後、三河内の山上に葬り、小祠を建て陶家の神とす、尾張の瀨戶燒は、この三河内の今村が家につかへし奴隷が、其法を得て燒始たる也、今は瀨戶燒大に行はれて、陶器を瀨戶物とさへ呼ことゝなりぬ、

〔本朝陶器攷證一〕肥前平戸

一平戸領早岐鄕三河内山陶器ノ草創ハ、慶長三年、朝鮮ヨリ御歸陣ノ節、松浦式部卿法印鎮信、熊川ノ陶器師巨關ト云者ヲ連レ歸リテ、平戸島中野村ニテ、始テ陶器ヲ製セシム、是ヲ中野燒ト云、其風ハ高麗ノ風ナリ、今其地ヲ稱シテ皿燒ト云、

一巨關ノ子三之丞ト云者、今ノ今村家ノ祖中野村土ノ宜キヲ得ザルヲ以、領内所々ニ移リ、日宇

村早岐ヨリ一里藤原山ト云所ニテ燒タリ、是ヲ藤原燒ト云、今至テ稀ナリ、風ハ三島手ノ如シ、

一慶安三年ヨリ今ノ三河內ニ移ル、三代ヲ彌次兵衞ト云、今村ヲ氏トス、法體シテ如猿ト云、是ヨリ南京風ノ白手ヲ染付テ燒、筑前ノ國竹原五郎七ト云者ニ學ブトモ云、五郎七燒ト云物、今アル物ハ、青磁等ノ上ニ青畫ナルモアリ、又白手ナルモアリ、如猿燒ト云テ賞スル物ハ、南京古染付ノ風アリ、然レバ染付ノ風ハ、五郎七ガ傳ノミニモアラズ、來船ノ唐人ニ習ヒ、アルイハ工風ヲナシ、互ニ其奇巧ヲ交意シテ成レルモノ歟、

一五郎七ト云者ハ、佐賀領南川原ニ至リ、其地ノ祖トナリ、今ニ於テ連綿ス、○中略

一朝鮮風、高麗手など、申候燒方と、只今之染付物風に相成候事は、何故にて候哉、何之年號頃より今之通に相成候哉、

高麗手は、朝鮮傳にて可有之候、又筑前之竹原五郎七と申者、佐賀領南川原に參り、白手の燒物を燒候ゆゑ、三之丞其燒を習度存じ、其弟子になり燒候よし、是が染付物之始と相見え申候、夫は三川內に皿山取立候より以前之事のよし、左候得ば、三川內にては、最初より染付物も燒候義と相見え申候、

一木原江永山などと申候ものは、三川內より分れ候物に候哉、

三川內より之分れにて可有之候得共、其儀はえかと相わかり申さず候、

熊川之產巨關、燒物製作仕候よしにて、朝鮮より召つれられ候よし申傳候、

〔甲子夜話三編二〕予○平戶藩主松浦清ガ領邑ニテ造ル陶器ハ、世ニハ平戶燒ト稱スレドモ、居城平戶ノ島ヨリハ十三里ヲ隔テ、領界早岐(ハイキ)ト云ヘル所ノ三川內(ミカハチ)ト云フ山里ニテ燒ナリ、コノ所ハ世ニ謂フ陶器今里(イマリ)燒ト稱スルモノヽ出ル隣境ナリ、今里モ亦平戶ノ比ニシテ裏海(イリウミ)ノ津ノ名ニテ、其陶ノ製作所ハ有田ト云ヘル山里ナリ、今里ノ津ヨリ賣出スユヱ、是亦斯ク云テ、還テ有田トハ呼バズ、

早岐ヲ平戸ト云ガ如シ、サテコノ今里早岐三川内ハ、境ヲ接シテ小山ヲ阻テタルノミナリ、然レバ領邑ハ殊ナレドモ、地所ハ同山里ト知ルベシ、又コノ三川内ノ陶工ヲ支配スル頭ヲ今村某コノ頭ハ彌次兵衛ト稱シキト云テ、代々カクノ如シ、○下略

龜山燒

〔本朝陶器攷證二〕一長崎龜山燒

龜山陶器の發端は、八幡町大神甚五平と申者、伊良林郷の山手、垣根山と云所にて、文化元年の頃より、紅毛人年ごと買歸る、水甕を燒そめ、同志の町人山田平兵衛、澤屋嘉右衛門、古賀嘉兵衛之三人有しに、水かめ利潤うすく候とて、此人々は外商賣に轉じ、甚五平一人、水甕等の類を燒たりしに、いつとなく龜山一種の窑所と相成、其後文化十一年、白燒を始め、南京渡り染付物等のうつしを、甚五平丹精して新製す、元來垣根山を、甕山又は瓶山などゝ申せしを、文政元年頃より、染付物に、龜山と銘書いたす、尤銘名なくても長崎にては、新渡と龜山製は見分出來候得ども、大阪其外國々にては、此差別相分りがたきよしにて、龜山銘書なき品は南京にまぎるゝよし、尤唯今にても無名の品もあり、窑數當時十三あり、初代大神甚五平は、南京うつし染付を重に燒立、二代目當時甚五平、染付物勿論、赤繪物、錦手、金襴手、吳州手、キピシヤウ等の類も注文に應じ燒立申候、唐人持渡り繪藥を公官へ願上、御拂直段を以て、一ヶ年買請御免に相成、染付物に用ひ、諸國と違ひ、染付物色合よろしく、新渡より上品に出來候品も多有之候、〆かるに近來は佐賀領有田山にて龜山と銘書をいたし、大阪邊へ仕出し候よし、去ながら繪藥色合薄く、尤下品に相見え候よし、右長崎村上聽松へ聞合せたる所、二代目大神甚五平へ承り糺し候段申來る、安政二年卯二月、

肥後八代燒

〔本朝陶器攷證一〕肥後八代燒

一享和三年、父上野東四郎代に、水戸中納言樣より、八代陶工傳來之儀、委細御承知なされ度との御事にて、書付指出候樣被仰付候節、先祖由來之儀、書記差上候所、則水戸樣江進せられ候御書

うつし、

八代陶工之由來

明主神宗之頃、朝鮮釜山海之城主ヲ尊益ト云、其子ヲ尊楷ト云、神宗萬曆四十二年、加藤主計頭清正、從朝鮮凱陣之時、日本ニ連レ來リ、暫ク肥前國唐津ニ滯留ス、其後尊楷朝鮮ニ渡リ、高麗ノ陶法ヲ傳テ再ビ歸朝ス、慶長七年、三齋忠興〇細川豐前ノ國入封ノ節、俸祿ヲ與ヘ家人トナシ、同國上野鄕ニテ陶器ヲ製セシム、則鄕名ヲ家名ニ免シ、尊楷ヲ改メ上野喜藏ト稱ス、其頃茶道ノ數奇者、小堀遠江守政一等モ茶器ヲ造ラシム、寬永九年、前羽林忠利、肥後國遷封ノ時、喜藏幷二子、三齋ニ從ヒ八代ニ來往ス、二子兩家ニ分レ、各家業ヲ勤ム、又正德ノ頃ニ至リ三家ト成ル、皆俸祿ヲ給テ陶器ヲ製ス、喜藏三子ノ內、一子ハ豐前ニ留リ、上野ノ鄕ニ在テ家業ヲ勤ム、今十時孫左衞門ト云、右之通ニ御座候、先祖喜藏儀、文祿元年之頃、唐津ニ渡海、今年迄二百五十七年、私迄七代、血脈相續仕居候、以上、

弘化五年正月　　上野野熊正英〇花押略

小代燒

〔本朝陶器攷證一〕肥後國小代燒

玉名郡南賀手永宮尾村住居、北小路又左衞門、葛城安左衞門、此兩人豐前之出生、細川公豐前小倉より肥後へ御入國之後、御跡を慕ひ奉り、肥後へ罷出候に付、三齋公より南賀手永の內、地方一町五反宛、兩人江被下置、名字帶刀被指免候、兩家代々御用承り候、窑元に御座候、兩人之居所小代山の麓にて、小代燒と云、小代某之城跡なり、此山之名ハ摺墨山と云、宮尾村之內、小名龍の原燒とも云、兩家住所、龍の原也、

薩摩燒

〔本朝陶器攷證三〕薩摩

一年古シ、同國ニ唐人町トテ、朝センノ人ノ末、一ト所ニ居テ、總髮ニテ燒モノヲ業トス、

一椀右衛門燒、(白土、白藥、黑ナダレ、小クハンニウ、)石州侯箱ニ入、此茶入ヲ得タリ、コノ手ノ茶入、遠州箱ノ品、上京ノ道正菴所藏ス、

一仲次窰、同所ニ藏スルヨシ、未此手ヲ得ズ、

一金繪モノ、色畫モノヽ內ニ、アマカワ渡リノモノ入交ル、

一茶入ノ下作ナル內ニ、尹部出來ノ青黑キ藥ノモノ入交ル、

一サツマトヽヤト云來ルモノハ、新ヤキノトヽヤニテ、琉球人唐ト交易シテ、サツマヘマハリ來タル品ナリト云、

一古薩摩トイヒ來ル、紫土青藥ニ、黃ノ流レタル平茶碗アリ、是安南ノスヽリ天目入交リタルナリ、

右餘、諸ヤキ物、世ニ知ル所ナレバ是ヲ省ク、

古薩摩、土こまかく、鉛色にて、ねんばりとする、藥薄黃色、黑藥、淺黃色、白藥もあり、蛇かつ藥あり、作も品よきものなり、小堀權十郎殿好、甫十と云瓢茶入有、茶入はあれど、茶碗、水指、すくなし、肥後さつまといふあり、同じ藥だちなれども、作形ともあしく、用ひず、

〔府縣陶器沿革陶工傳統誌〕慶長三年、義弘歸化ノ韓人朴平意等ヲ分ッテ、薩摩國日置郡串木野鄉ニ移ラシム、平意遂ニ下名村ニ築窯シ、高麗傳ノ陶器ヲ製造ス、同八年居ヲ伊集院鄉苗代川村ニ移シ、九年三月其地ニ築窯ス、是ニ於テ串木野ノ窯ハ廢絕ニ歸シタリ、(今其古跡ヲ元壺屋ト云、)當時製スル所ノモノモ、亦芳仲所製ノ品ト、大同小異ニシテ、飴色黑色等ノ諸器アリ、同十九年、義弘平意ヲ召シ、先導者ヲ隨ハシメ、製陶原土ヲ國內ニ搜索ス、平意左ノ數種ノ土石ヲ採テ復命ス、

一薩摩國川邊郡加世田鄉小湊村白砂　一同國同郡津貫村京ノ峯釉料石

一同國揖宿郡十二町內山白粘土　一同國同郡成川村白粘土

工具

一同國同郡高野ニバラ白土　　一同國同郡鹿籠村釉用楢木

義弘感賞シテ、直ニ苗代川ニ製陶場ヲ建設シ、平意ヲシテ陶器ヲ造ラシム、器成ル、義弘曰ク、善ク熊川(コムガヒ)朝鮮地名ノ製ニ似タリト、是ヨリ平意陶場ヲ統理シ、衆工ニ教フ、義弘其男忠恒ト屢臨見シ、意匠ヲ貸シテ茶器ヲ造リ、意ニ適スルモノニハ、捺印スルコト帖佐ノ例ニ同ジ、亦御判手ト稱セリ、闔村遂ニ陶埏ニ従事ス、是ヲ苗代川ノ創始トス、

〔續西遊記四〕高麗の子孫

薩州鹿兒島城下より七里西の方、ノシロコといふ所は、一郷皆高麗人なり、○中略翌日案内のもの來りて、高麗燒の細工物、幷びに竈を見物す、仰山なる事どもなり、此村半分は皆燒物師なり、朝鮮より傳へ來りし法を以て燒故に、白燒などは、實に高麗渡りのごとくにて、殊に見事なり、日本にて燒たるものとは見へず、夫故に上品の燒物は、大守よりの御用ものばかりにて、賣買を嚴敷禁せらる、これによりて、平人の手に入事なく、他國にてももてはやせることを見ず、余○橘南谿も案内者に賴みて求めけれども、白燒は得る事あたはず、やう〳〵黑燒の中の、上品の小猪口一つを得たり、これも余が遠國もの故に、內密にて得させたるなり、携へ歸りて今に秘藏す、其外は下品にて、質厚く色も薄黑く、烈火にかけても破るゝことなし、故に下品は土瓶などに多く造り出す、これは夥敷賣買して、薩隅日の三州は、大方民間にも此土瓶を用ゆ、猶大阪までもうり來りて、薩摩燒と稱して重寶とす、薩摩にては、ノシロコ燒のチヨカといふ、チヨカとは、茶家の心にて、土瓶の事なり、薩摩の方言なり、土瓶といひては知るものなし、

〔名物六帖器財二工匠利用〕陶竈(ヤキモノノカマ)宋書徐羨之傳、入ニ陶竈中一、自縊而死、　窯竈(ヤキモノノカマ)本草、嶺南人皆作ニ窯竈一、　瓷窰(ヤキモノノカマ)天工開物、眞開等郡瓷窰所レ出色、或黄滞寶光、　瓶窰(ヤキモノノカマ)同上、凡瓶窰燒ニ小器一、缸窰燒ニ大器一、山西、浙江、各分ニ缸窰、瓶窰一、餘省則合ニ一處一爲レ之、　缸窰(ヤキモノノオホカマ)見レ上

〔樂燒製法書〕黑陶窯

內窯徑六寸許、蓋アリ、蓋ニ一小孔アリ、外窯徑八寸許
右一窯ニ陶器一品ヅヽヲ燒ク、數品ヲ疊積スルヲ得ズ、

他色窯

內窯徑九寸許、蓋孔共ニ前ニ同ジ、外窯徑一尺二寸許
右一窯ニ陶器數品ヲ疊積シテ燒ク
二窯只大小ノ差アルノミ、粟田金窯ノ如ク、皆炭ヲ以テ燒ク、

素燒窯

粟田五條坂ノ製ニ同ジクシテ小ナリ、薪ハ松ヲ用フ、
窯內ニ用フル器械左ノ如シ
此ノ如キ〇圖略 三角形ノ端ニ、小尖アル物ヲ跗トナシテ陶器ヲ重積ス、此物大小長短數種アリ、小尖ハ陶器ニ痕ナカラシムル爲メナリ、
窯外ニ用フル器械左ノ如シ
窯蓋揚ゲ〇圖略、下同、 大小長短數種　陶器ヲ取出ス器　同　火箸　同　炭火ヲ搔キ進退スル器　同

成形方法

手指ヲ以テ器形ヲ造リ、剃刀ヲ以テ削リ成ス、但器形ニ依テハ、土型又木型ヲ用フ、
〔樂燒秘囊上〕外竈の圖〇圖略　外竈寸法 さしわたし一尺一二寸、たかさ九寸より一尺、但し三枚合せにして、鐵線にてまくべし、土の厚きほどよし、
內竈寸法 さし渡七八寸高さ四寸五分より五寸　土厚さ四分半より五分、うすきがよし、〇中略
內外竈成立の圖〇圖略　內竈外竈三四寸ばかり相去なり、此周へ火を入るなり、

〔名物六帖 器財二 工匠利用〕泥輪（杜預左傳註、陶家泥輪以能成器、文選註、鐵曰、鈞、作瓦輪者、按是窯工鏇土器名泥輪、支云瓦輪也、）　規車（杜詩、一氣轉洪鈞、註、鄭實云、鈞窯者造土器之規車、）　運鈞（升庵集、管子云、不明于前則、而欲出號令、猶立朝夕于運鈞之上、運鈞泥工圓轉之器也、）　旋盤（正字通、陶者之旋盤、）　旋牀（觀城遺言、作文要使心如旋牀、大事大圓成、小事小圓成、）　陶車（天工開物、陶車根埋土內、）　陶鈞（史記鄒陽傳、化於陶鈞之上、註、陶家名模下圓轉者爲陶、張晏云、陶冶鈞鏇也、作器下所轉者名鈞、）

〔類聚名物考 調度十一〕陶家輪　つちろくろ　土轆轤　運鈞　旊（周禮 中略）○管子、不明於前則、而欲出號令、猶立朝夕於運鈞之上、思ふに運鈞は、泥工圓轉之器と注せり、今俗には、土轆轤と云也、

燒繼

〔塵塚談 下〕陶器燒繼之事、寛政二戌年迄は、江戸に燒繼といふ事はしらざりしなり、京都には其頃燒繼有けるよし、近頃は江戸に燒繼を産業とするもの夥しく出來しなり、この故に瀨戸物屋商ひ薄く成しといふ程なり、

雜載

〔經濟問答秘錄 二十三 征權考〕近年諸藩陶器ヲ始メントスルハ、未ダ物情ヲ知ラザル故ナリ、舊來ノ地ハ已事無レドモ、今始テ興ス事勿レ、中途ニ廢スル事諸處ニ多シ、如何ノ事カ是職務ニ入レバ、其一村風俗不信ニ移リ、服食奢侈狡猾ニシテ、一日ノ賃ハ一夜ニ竭シ、更ニ餘積ト云事無ク、今日ヲ知テ明日ヲ知ラズ、少シ不潤凶歲ニモ及ベバ、上ニ難澁ノミ訟エ、又其收ル征稅ハ、農家七八段ノ租ニ比ベリ、其惡弊ノ餘涎近村迄滂流シ、大ニ國家淳美ノ妨ト爲ル、是習弊諸國ノ陶村統テ伴シク、此ヲ販フ大阪横堀ノ商人ニ至ルマデ、皆此風ニ化セラル、是意ヲ考エ、古來瀨戸村諸處ニ在ラバ、幽谷ノ山村ニ一處ニ鳩集スル事大ニ便利ナリ、尾州ハ三十年前迄、窯家無免札ユヘ、面々自意ニ燒シニ、凡四百戸ニ及ブ、由レ之官ヨリ其製物ヲ悉ク召シテ、其好惡ヲ覽テ其良工ヲ擇ミ、七十餘戸ト爲シ、免札ヲ賜フト聞ク、寔ニ下情ニ達スル良法ナリ、是製作ハ始坏燒ノ時ハ、一戸每ニ窯ヲ造テ面々燒ケドモ、重テ成就燒ノ時ハ、數十ノ窯竈ヲ一處ニ建テ、精惰貧富共ニ混ジテ、一回ニ燔クユヘ、縦精昏トイヘドモ、惰工一人ニ碍ラレ、竟ニ月日ヲ延スノ職業ナリ、庸吏ノ徒、天道ニ昧ク、明盧

ノ才諝無ク、征榷一潤ノ利ニ眼ヲ舐レテ、數副多ク燒クトキハ國益ト思ヘドモ、小ヲ見テ大ニ闇シ、貧工ノ輩、騷々ト製工スレバ、猥暴ニシテ其損傷破壞失墜甚多ク、空ク、土石竹木ヲ費スノミ、特ニ飮食奢靡ニ、給銀一日モ自國ニ留ラズ、諺云、燒石ニ水ヲ灌グト云者ニテ、勞シテ功ナシ、大舜河濱ニ陶製シ玉フニ一村化セラレ、其製物窳マズト云、今ニ於テモ畏敬ノ二字ヲ心ニ修メ、儉約ヲ守リ、天物ヲ暴殄スル所ニ氣付テ製作スルトキハ、隨分其製作擧テ上好ニシテ、估銀相倍スルノミナラズ、損傷破壞モ寡ク、大ニ國家ノ有益ト成ル事、今目前ニ見エシ事ナレドモ、其本ヲ正サズ、唯末ニ走ルユヘ、漏斗(ジヤウゴ)ニ水ヲ入ルニ異ラズ、由是免職ヲ十分二三ニ減耗シ、懶媮惡狀ノ遊札ヲ取揚ゲ、精昏ノ良民ニ與エ、度數ノ多キヲ欲セバ、倉卒ニ致サズ、從優ト製工スレバ、天物モ妄ニ暴殄セズ、價銀ハ相倍シ、且天心ニ協フユヘ、災害モ降ラズ、上ニ難澁ニナラズ、大ニ益有リ、是事全其鄉ノ宰尹里正ニ在ルベシ、

〔我衣〕瀨戶物店ハ、天和ヨリ正德迄ハ、靈巖島ニ、伏見屋六郎兵衞、伊勢屋淸左衞門、白子屋甚兵衞、坂本三右衞門、北川市郎兵衞、辻佐助、花澤淸右衞門、永澤傳左衞門、石橋伊兵衞、白子屋伊兵衞、(但白子屋甚兵衞ヨリ出ル)坂本茂兵衞、(三右衞門ヨリ出ル)伏見ヤ吉兵衞、(六郎兵衞ヨリ出ル)北川平右衞門、(一郎兵衞ヨリ出ル)松本次郎兵衞、(坂本三右衞門ヨリ出ル)

茅場町表通ニ、石橋長右衞門、久下田屋吉右衞門、永澤萬右衞門、備前ヤ久兵衞、萬町伊萬里屋、日本橋ニ、唐津屋樋口淸兵衞、南一町目伊萬里屋、常盤橋ニ、伊勢屋、伊萬里屋市兵衞、四五人アリ、

享保中ゴロヨリ、神田白銀町土手藏ニ、セト物店ムシロヲ敷テ出シタリ、夫ヨリ次第々々ニ繁昌シテ、江戶ニテ一番ノセト物店トナル、

瀨戶物町ニテ、ムカシ南京ヤキ唐モノヲ、瀨戶物屋ニテウリタリ、高麗ヤキ南京ヤキ瀨戶物一式ハ商賣セリ、靈岩島ヘ引コシテノチ、瀨戶物ヤ、唐物屋トワカリタリ、

〔嬉遊笑覽二下器用〕瓷器を湯にとをして用るも、漢土の法なり、博聞類纂十一新定器須下以沸湯泡過上用庶レ不レ脆云々、

〔本朝陶器攷證四〕一尾州瀬戸の泰澄院は、遠州秋葉山の役僧にて山伏なり、元祖藤四郎以來、瀬戸窯本の祈禱寺にて、今も燒物窯無事安全の加持を勤るよし、此寺の本尊は不動尊にて、則藤四郎の守り本尊なり、堂前に駒犬大小二頭あり、藤四郎作にて奇代の物なりと、當院に瀬戸の窯印あり、當住洗心洞逸齋より、福井兩洗へ寄贈のよし、

○

七寶工

〔倭訓栞中編志十一〕しつぽうながし　七寶流の義、大食窯也、典籍便覽に、以レ銅作レ身、用レ藥燒二成五色花一者、與二佛郎嵌一相似と見えたり、

〔名物六帖器財五箋飾瓷陶〕大食窯(シツポウナカシ)典籍便覽、以レ銅作レ身、用レ藥燒二成五色花一者、與二佛郎嵌一相似、嘗見二香爐、花瓶、合兒、盞子之類一、但可二婦人閨閣中用一、非二士大夫文房淸玩一也、又謂二之鬼國窯一、
鬼國窯(シツポウナカシ)見レ上

〔武江年表二〕正保三年丙戌　金工平田氏祖道仁卒、慶長中、朝鮮人より七寶流の法を傳へし人なり、

〔瓢翁夜話三〕七寶は、元來茶器には用ふべからざるものなれど、古渡のものは隨分雅味ありて、水指なんどに用ふるものあり、我邦のものにても、寬永ごろの製作は古渡の如く、濃き藥にて、かせたる所ありて面白し、當名古屋御城中、御上洛の間、襖の引手に七寶藥をながしいれたる所あれど、一種の雅味ありて俗ならざるは、名工の手際なるべし、己れ宗甫公政一小堀御好七寶形の引手に、七寶藥をながしみんとて、海東郡の七寶燒に誂へたれど面白からず、これは其人の氣韻によることゝ見えたり、

〔正德六年武鑑〕七寶御細工　御服物方御支配　十人ふち　ゆしま二丁目　平田長四郎

〔裝劍奇賞四〕彥四郎平田氏、江戸湯島六丁目御七寶工、

今七寶と稱するものは、はじめ海外より來る所にして、七寶とは此方にて名附しにて、正名あるものなるべし、隋帝の七寶碗といへるは、七種の寶玉なるべし、所謂七寶とは、金、銀、琉璃、頗梨、車渠、瑪瑙、珍珠の七種をいふ、但し此七種をあつめて工めると、おほよそをもて七寶と名附にやまらず、されば近世我邦に於て、これを作る人多しといへども、すべて此人におよぶものなし、此人の作れる所、舶來のものにもまされりといはんか、奇工といふべし、

〔裝劍奇賞七〕七寶

舶來のものは至て下品なり、但古渡には甚だ見事なるあれど、今得がたし、只江府平田氏の製、古渡にゆづらず、雲龍牡丹獅子等の作、殊に妙といふべし、

〔鐫工譜略〕道仁平田彥四郎、京師住、慶長年中、依ニ台命ニ朝鮮人ヨリ七寶ヲ流ス傳ヲ受、東都七寶ノ祖トス、御金具師也、正德三年死、就一道仁男、彥四郎、慶安五年死、就久三代目彥四郎、寛文十一年死、重賢四代目彥四郎、平田ト銘、本常ト云、寶暦年中死、就門五代目彥四郎、入道本常ト云、寶暦年中死、就行六代目市藏、明和七年死、就亮七代目市藏、下谷茅町住、文化十三年死、就春八代目友吉、後彥四郎、御彫物師兼帶トナル、上手、就將九代目良藏同當長厚、就門門、享保八年、七寶流シ傳受ヲ許ス、門人一人ニ限ル、武江淨ルリ坂住人ト銘ス、七寶流ノ事妙也、上方ニモ有トイヘドモ、中々オヨビガタシ、

〔七寶師平田家之系圖〕就將　九代目平田良藏、入道シテ平田彥乘ト云、天保年中之人、下谷茅町二町目之住、　春行　十代目

〔名古屋七寶燒の由來〕天保元年のころ、尾張國海東郡服部に梶常吉といふものあり、常に鍍金を業とす、一日實父市右衞門の家に歸り、元龜元年と記したる舊書中、七寶燒は、珊瑚、瑠璃、硨磲、瑪瑙、琥珀、瑇瑁、水晶の七種を以て製するより、七寶と云といへるを閲し、此器を製せんことを欲せり、偶名古屋の骨董商松岡屋嘉兵衞といへるものより、阿蘭陀燒と唱ふる支那製の銅器を購ひたるに、所謂七寶燒に類するを以て、これを毀ちて悉く其藥法製法を悟り、爾後研究すること五六

年、天保八年中、始めて徑五寸の七寶銅器を製し、金五兩を以てこれを鬻ぐ、これ常吉が七寶燒を製せし濫觴なり、尋て筆架、文鎮、緒締等種々の器物を製し、安政三年中、業を同郡遠嶋村林庄五郎といふものに授く、庄五郎又塚本貝助等數人に授くといふ、

〔小堀道具入日記〕波ノ長持御秘藏花入共

甫公〇小堀政一　一七寶釣舟

〔甲子夜話續編五〕天保三年壬辰三月廿三日、尾張大納言殿市谷御屋鋪御立寄〇徳川齊家之節、御座敷向御餝附、　書院上段床〇中略　香爐　七寶

産業部十四

漆工 彫漆工 澀墨塗 併入

起原

漆工ハ、漆器ヲ造ル工人ニシテ、ウルシヌリ、又ハ塗師ト稱ス、髹漆ノ術ハ、傳ヘテ景行天皇ノ皇子日本武尊ノ創ムル所ナリト云フ、大寶令ノ制ニテハ、漆部司ヲ置キテ、官ノ器物ヲ髹漆スルコトヲ掌ラシメ、市ニ鬻グ器ニハ、工人ノ名ヲ題セシメタリ、後世ニ至リテハ、此業益〻進ミ、京都、堺、奈良、及ビ江州日野、紀州根來、奥州會津等ノ地、尤モ著ル、

彫漆工ハ、金屬木具ニ漆ヲ厚堆シテ、之ニ彫刻ヲ施ス工人ナリ、彫漆ニハ堆朱堆黑等ノ數種アリテ、其術鎌倉以後ニ盛ナリ、

澀墨塗ハ板塀等ニ澀墨ヲ塗ル工人ナリ、漆工トハ全ク異ナレド、姑ク此ニ併載ス、

名稱

〔下學集 上 人倫〕塗師ヌシ 漆人

〔運歩色葉集 奴〕塗師ヌリシ

〔和爾雅 三 人物〕漆匠ヌシ 髹工 同

〔東北院職人歌合〕八番 左 塗師

我宿のゑぼうし絹をいかにせむぬる夜すくなき月の比哉

〔人倫訓蒙圖彙 六〕塗物師 一切塗色品々これをつくす、但佛塗師、鞘塗師別にあり、

〔伊呂波字類抄 宇 植物〕桼ウルシ 俗用漆 木汁可以髹二器物一也、俗用漆非也、漆者木名、亦作桼、俗作漆、餘倣此、

職司

本朝事始云、倭武皇子遊獵宇陀阿貴山、〇大和之時、以手牽折木枝、其木汁黒美、染手皇子之手、爰皇子召舍人床石足尼曰、此木汁塗干而可獻之、床石塗干而獻之、皇子大悅、取其木汁而令塗翫好之物、以床石足尼任於漆部官、

〔鋸屑譚〕世に相傳ふ、漆器は惟喬親王より始まると、今江州日野造漆椀、神祠あり、惟喬を祭るといふ、又勢州多氣郡人杓子を作る、祠あり、亦云惟喬靈、二説相符、雖不載實錄、固不誣焉、

〔令義解一職員〕漆部司

正一人、掌雜塗漆事、佑一人、令史一人、漆部廿人、使部六人、直丁一人、

〔令集解四職員〕漆部司

古記及釋云、別記云、漆部廿人之中、伴造七人、倭國經年役、免徭爲伴部、漆部爲品部、漆部十戸、經年毎戸役、免調役也、泥障二戸、革張一戸、右二色人等、臨時召役爲品部、取調免徭役、漆部、取調免徭役、但漆部伴部、並得考、

〔類聚國史百七職官〕平城天皇大同三年正月壬寅、詔曰云々、其畫工漆部二司、併內匠寮云々、

工人

〔續修東大寺正倉院文書二十九〕作金堂所解文斷簡

作金堂所解　申應賜雜色人等物事

合伍拾伍人〔中略〕〇漆工三人 丹工一人〇中略

卅九人預冬衣服　十六人間應班給〇中略

一等〇中略　丹工〇〇漆部枚人〇上日百六十中略

右九人一等各絁二匹、綿六屯、布三端、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

定內匠寮雜工數事

長上廿三人〇中略　漆塗二人〇中略　番上一百人〇中略　漆塗工十人〇中略

大同四年八月廿八日

〔山槐記〕安元元年八月十六日甲子、太上法皇〇後白河明年滿五十御算、仍公家可ㇾ被ㇾ行二賀禮一、〇中略出納盛道々細工見參無二懸紙一於柳營、道々細工見參、〇中略塗師造物所官人代中原有貞、

元暦元年八月廿二日戊寅

一通　大嘗會悠紀所定繪師幷雜工事〇中略

細工所〇中略漆工右衞門少尉源良直〇中略

一通　大嘗會主基所定繪師幷雜工事〇中略

細工所〇中略漆工右衞門少志中原永盛

〔快元僧都記〕天文四年三月十四日、今日奈良塗師七郎左衞門尉、小田原ニ住居久而、屋形恩顧事、亦年久者、廻廊蔀亦重縁等爲ㇾ可ㇾ塗〇鶴岡八幡宮上倉、此奉行者、九郎殿代太田亦三郎、番帳ニ載者也、

〔備前老人物語〕一織部殿〇古田茶湯さかりなりし時は、遠國よりも伏見へ登り、逗留して織部殿の手透をうかゞひ、茶湯所望せし也、織部殿の事、氣に合たる塗師の道惠といふ者、都に住みけるが、織部殿の餘勢によりて、茶湯も家業も上手なりと、京の人々ひたと譽そやしければ、其身も仕合もよく、自慢して居たりけり、

〔茶家酔古襍〕一漆工

道志石州(片桐)遠州(小堀政一)兩家定塗師　道喜同　道圓同

〔雍州府志〕七土産黒漆器　凡造二諸漆器一、是謂二塗師屋一、倭俗凡製二造萬物一之人、多以ㇾ師呼ㇾ之、佛師鑄物師之類是也、或又工人有二泰阿彌、幷淸阿彌等之稱號一、是古慈照院義政公退老後、在二東山東求堂一、聚二古畫古器一、以慰二心目一、或又隨二其所一ㇾ好、新製二諸品物一、至ㇾ今有ㇾ存者、是世謂二東山殿御物一、其製造多使二近侍同朋而從一

其事、其裔直爲家業、今某阿彌何阿彌是也、塗師之中、造椀具、折敷、膳、重箱等物、是謂家具屋、倭俗凡椀幷膳專稱家具、洛下道慧道志之製造是爲宜、又盛抹茶之漆器有數品、是稱棗屋、其茶器之形狀有似棗形者、故號之、又有稱藤重者、元檜井氏、而南京之漆工也、是漆工羽田氏之類也、至今藤巖十一代也、第七世人剃髮號藤重、特爲巧手、自玆後不稱檜井、從倭訓號藤重、是專製中次茶器、其圍五寸餘、高一寸半、徑一寸半、以轆轤削內外、函蓋中分之、故謂中次、其合縫緊密、而不令風濕浸抹茶、斯家又以漆補瓷、茶磁器之缺、又修罅漏、

〔茶道筌蹄 四〕同入〇茶 塗物之作者

藤重　藤重は姓也、名は藤巖と云、利休時代也、塗物は本業にあらず、慰みに仕たる也、名人なりし故、關東へ召出されて江戶に住す、其節亂世後にて、破損せし名器の繕ひを被仰付、其賞としてツクモの茶入を賜ふ、名物也、今に藤重の家藏なり、二代目より御袋師となる、子孫今に在り、

〔德川禁令考 四十五漆工〕享保十六亥年四月

塗師蒔繪師相觸候趣

覺

御塗物師　幸阿彌日向　栗本駿河　栗本忠次郎　奈良土佐　鈴木彌次兵衛　榎本又右衞門　圓阿彌丹後　菱田甚右衞門　太田百三郎

右ハ日光御修復御用ニ付、町中塗師繪蒔師、右九人之者ヨリ相觸次第無滯罷出、急度相勤可申候、

四月

〔天保十一年武鑑〕御塗師蒔繪師棟梁　御作事支配三人フチ神田新銀町　鈴木德兵衛　小普請方支配石町一丁メ　澤山孫四郎

御細工頭支配御蒔繪師幷塗師　十人フチ皆川町二丁目　幸阿彌言之丞　〇下略

〔延喜式(十七内匠)〕漆供御雜器

膳櫃一合、(長三尺三寸、深八寸五分、廣二尺三寸、)下案一脚、(長五尺四寸、廣二尺四寸、高一尺七寸、)並塗赤漆、料、漆一升二合、荏油四合、綿六兩、絁布各一尺二寸、炭一斗五升、功六人半、

手湯戸一口、(周五尺八寸五分、高二尺五寸五分、)蓋一枚(周三尺五分)料、漆三升、掃墨五合、貲布九尺、綿一斤四兩、絁布各一尺二寸、油二合、功五人大半、

水槽一口(周三尺五寸、高一尺二寸五分、)料、漆一升一合、貲布四尺、掃墨三合、綿十兩、絁布各一尺二寸、油二合、炭一斗、功二人、

手洗槽一口(周七尺一寸、高九寸、已上四種、木工寮所作、)料、漆二升五合、貲布八尺五寸、掃墨五合、綿一斤、絁布各一尺二寸、油二合、炭二斗、功四人、

大椀一口(徑八寸六分、深三寸、)料、漆一合七勺、貲布一尺、掃墨四勺、綿二兩、功半人、

中椀一口(徑七寸八分、深二寸、)料、漆一合四勺、貲布九寸、掃墨四勺、綿二兩、功半人、

盤一口(徑八寸)料、漆一合一勺、貲布五寸、掃墨三勺、功半人、

窪坏一口、(徑五寸、深一寸五分、)料、漆七勺、貲布三寸、掃墨二勺、功小半人、

朱漆器

臺盤一面(長八尺、廣三尺三寸三分、)料、漆一斗一升二合、朱沙一斤四兩、帛四尺、綿三斤十二兩、貲布二丈、調布六尺、掃墨二升、油二合、小麥一升、靑砥、伊豫砥、(其數隨用、下條不顯數者、亦准此、)炭一石、長功卅八人、中功卌四人、短功五十人、〇中略

酒海一合(受一斗五升、)料、漆一升六合、朱沙六兩、貲布五尺、絁布各二尺、綿八兩、掃墨二合、油一合、長功卅四人、中功卌人、短功卌六人、

花盤一口(徑九寸)料、漆一合五勺二撮、朱沙一分四銖、貲布九寸、絁布各二寸、綿三分、掃墨二勺、油一勺、長

費用

功一人大半、中功二人、短功二人小半、
飯椀一口径八寸料、漆一合二勺、朱沙一分、貲布五寸、絁布各一寸、綿三分、掃墨二勺、油一勺、炭一升、長功一人大半、中功二人、短功二人小半、
羹椀一口径七寸料、漆一合二勺、朱沙一分、貲布五寸、絁布各一寸、綿三分、掃墨二勺、油一勺、炭一升、長功一人小半、中功一人大半、短功二人、
鏨王○一本無王字子一口径七寸料、漆一合一勺、朱沙一分、貲布五寸、絁布各一寸、綿二分、掃墨一勺、油一勺、炭一升、長功一人、中功一人小半、短功一人大半、
盞一口径五寸料、漆一合○一本無一合二字七勺、朱沙一分、貲布二寸四分、絁布各一寸、綿二分、掃墨一勺、油一勺、炭一升、長功一人、中功一人小半、短功一人大半、○下略

〔大内氏實錄志十二〕一塗物代事
七寸より一尺三寸刀のつかさや地ぬり五十文、花ぬり五十文以上百文、一尺四寸より二尺のは、地ぬり花ぬりともに百五十文、貳尺壹寸より三尺のは、地ぬり、花ぬりともに三百文、
自餘のぬり物も、此じゆんきよたるべし、
右條々、かくの如く相定らるゝ、上は、價相當分、げんてうにほんそうすべき者也、あたひをば御法の如く下行せしむる處に、もしその職をおろそかにする族あらば、件のあつらへ物を、其ぬし出帶して、奉行所にて、ひはんをうけ、ぶどうれきせんたらば、たちまち可處罪科者也、仍下知如件、
文明十七年卯月廿日　　伴田大炊介在判

〔御作事方小請方塗師一式〕仕立蠟色布著より
漆　　手間
剉苧　貳分四厘　　壹厘三毛

布著	六分六厘	四厘五毛
地	壹匁三分二厘	八厘八毛
切粉	七分貳厘	貳厘六毛
請	四分貳厘	貳厘六毛
中塗	八分四厘	三厘五毛
村直	壹分貳厘	壹厘六毛
摺漆	壹分八厘	壹厘貳毛
上塗	壹匁七分	壹分七厘三毛

下地漆〆四目五分六厘、中塗之上より地堅メ剣苧粉壹分貳厘致候、

上塗漆壹匁七分

布著クシラ一尺　定之外、別段漆目四分八厘、手間代貳フン入候樣申出候ニ付、當時用、

手間〆四分三厘四毛

漆器名稱

〔書言字考節用集　器財七〕塗物(ヌリモノ)

〔名物六帖　器財五 髤飾瓷陶〕髤漆(ヌリモノ)

製作

〔令義解　九關市〕凡出賣者、勿爲行濫、○中略　漆器之屬者、各令題鑿造者姓名、

〔東大寺獻物帳〕御大刀壹佰口○中略　金漆銅作大刀一口○中略　銅漆作大刀一口○註略　銅金漆作大刀一口○中略

御弓壹佰張○中略　一張○長七尺二寸中略　黑漆纒糸　一張○長七尺二寸一分中略　黑漆　一張長七尺一寸二分○中略　背黑漆　腹赤漆

御箭壹佰具　爲漆靫一具○註略　赤漆桐木靫一具○下略

〔續修東大寺正倉院文書三十三〕造佛所作物帳斷簡

胡麻油一升香印井高座等漆塗調度

絁二尺漆絞料

帛一丈一尺雜用巾料

調綿五兩三分漆絞料

上總細布六尺香印則料

調布三丈二尺漆絞井鋼下雜巾等料〇下略

〔延喜式三十四木工〕年料

塗ㇾ鞘漆一升一合、絁一尺五寸、綿四兩、調布一尺五寸、已上絞漆料

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡御梓弓一張、〇註略、箭四具、〇註略、鞆一枚、功一人、其料、〇中略漆一合九勺二撮、塗ニ箭井鞆ニ料金漆一合、塗ㇾ箭料〇中略生絁五寸、調布五寸、白綿小二兩、已上絞漆料

〔倭名類聚抄十五膠漆具〕金漆　開元式云、台州有ニ金漆樹ニ、金漆、和名古之阿布良、

〔箋注倭名類聚抄五細工具〕唐六典戸部郎中貢賦注云、台州金漆、此所ㇾ引蓋其事、〇中略疑是今俗所ㇾ謂梨子地漆也、

〔延喜式工事解一兵庫〕生絁五寸、調布五寸、白綿小二兩、已上絞ㇾ漆料〇中略

按ズルニ生絁ハ以テ熟漆ヲ濾スベシ、調布ハ以テ生漆ヲ濾スベシ、白綿ハ共ニコレヲ用ユ、今ハ漆ヲ濾スニ草綿ヲ用ユ、此ハ草綿トナシテ見ルコト勿レ、即チ繭綿ニ成ル所ニシテ、今俗ノ言フ眞綿ナリ、近世漆濾ト言フ紙アリ、俗ニ吉野紙ト言フ、今ノ工人專ラコレヲ用テ、綿布ヲ用ル者ナシ、古ヘ漆ヲ濾スニ器アリ、職人歌合ノ畫ニ見ユル所、即チ古ヨリ傳ヘ來ル所ノ者ナルベシ、更ニ傳テ今モ亦コレヲ用フルコトアリ、今ノ工人紙ヲ以テ漆ヲ濾ス、故ニ此器ヲ用ヒズ、唯實漆家コレヲ用ユ、呼テ唐濾ト言、其布綿ヲ用テ生漆ヲ濾過ス、コレヲ綿濾ト言フ、古ノ遺法ナリ、

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡二季大祓横刀八口、金装二口、烏装六口、其料略○中漆八合、膠四両、已上縮料

〔延喜式工事解一兵庫〕漆八合

横刀一口ゴトニ、漆一合ヲ以テ柄鞘共ニ髹ルベキ料ナリ、柄ハ絲索ノ上、中漆ヲ加ヘ、再ビ花漆ス、鞘ハ丸漆三遍、中漆二遍、花漆一遍、及ビ鮫具ヲ髹ルコト下條ニ見ヘタリ、主税式太刀一口料、漆一合ナルトキハ、彼是髹法同ジ、然レバ其一合ヲ以テ三等ニ製シ用ユ、生漆ヲ以テ、丸漆及ビ烏装ノ鮫具ニ用ヒ、半熟漆ヲ以テ中漆トシ、熟漆ヲ以テ花漆トス、一合ハ即チ今ノ八勺ニ當ル、故ニ今ノ市中售ル所ノ已ニ水チ和シテ一製スル所ノ生漆チ用ルトキハ相充レリ、且ツ八口ノ料合セ、製スルトキハ耗損少シ、

〔延喜式四十九左右兵庫〕征箭五十隻、略○中造笴一日、初○漆○幷乾一日、中○漆○一日、乾一日、裁羽半日、次中漆大○大○恐衍一日、乾一日、花○漆○一日、乾一日、略○中著箭鏃一日、漆本三遍、毎遍乾一日、略○中著箭鏃一日、漆本三遍、毎遍乾一日、金漆箭鏃乾一日、

〔延喜式工事解二兵庫〕初漆幷乾一日

初漆ハ、生漆ヲ以テ箆ニ擦布スルナリ、其漆乾クコト速シ、故ニ幷テ一日ナリ、

中漆一日、乾一日、

中漆ハ、半熟漆ナリ、異邦ニ油漆ト謂フ、琴經、輟耕録等ニ見ヘタリ、此亦半熟ノ謂ナリ、其漆油チ和セズ、稠ニシテ緊チ取ル、髹スルコト稍厚シ、故ニ留メ乾スモ、亦一日ナリ、略○中

次中漆一日、乾一日、

前ノ中漆乾固ノ後、漆中ノ類ヲ磨去テ、再ビ髹スルナリ、故ニ次ノ中漆ト言フ、乾スコト前ノ如シ、

花漆一日、乾一日、

次ノ中漆乾固ノ後、漆類ヲ磨去テ花漆スルナリ、俗ニ言フ上塗ナリ、今モ亦花塗ノ称存ス、異邦コレチ桅ト言フ、說文ニ見ユ、蓋シ會意ノ字ナ

リ、後ノ字書、垸ノ字ト混シ注ス、誤ナリ、花トハ潤滑光明ノ謂ナリ、其漆ハ曝熱スル所ナリ、凡ソ漆ヲ製熟スル油多キトキハ、稀ニシテ漫ナリ、物ニ随テ増減アリ、又曝熱火熱ノ二種アリ、時ニ随フベシ、濾過スルトキハ、必ズ炭火ヲ用ユ、内匠式ニ、炭五升、漆ヲ絞ル料ト見ヘシ如キ是ナリ、

〔延喜式四十九 左右兵庫〕烏装横刀一口、中略鐫鞘裹革一日、元漆三遍、毎遍塗乾一日、中漆二遍、毎遍塗乾一日、中略差線幷纒柄中漆一日、柄鞘花漆一遍一日、

〔延喜式工事解二 兵庫〕元漆三遍毎遍塗乾一日（元當ニ丸ニ作ルベシ）

丸漆ハ灰漆ナリ、（考工記鄭注ニ云、丸漆ノ乾テ石ヲ以テコレヲ磨平スト是ナリ、又丸垸ト通ズ、説文ニ桼ヲ以テ灰ニ和シテ髹スルナリト云リ、灰ハ式ニ所謂ル焼土ナリ、）鞘ヲ塗ルコト三遍ナル者ハ、麁灰漆、中灰漆、細灰漆ナルベシ、（漆工ノ言ニ、麁灰ヲザト名ヅク、即チ地ナリ、麁土ノ謂ナリ、中灰ヲキリコト名ヅク、碾リ粉ノ略語ナリ、細灰ヲサビト名ヅク、サビチノ略語、即チ細土ノ謂ナリ、異邦ノ製同ジ、輟耕録ニ、灰ハ乃チ磚瓦ノ擣屑篩過シテ、麁中細ヲ分ツト云リ、琴経亦三等ノ灰漆ヲ載ス、古法ナルベシ、）丸漆一次幷ニ乾スコト一日、總テ三日ナリ、丸漆乾固シテ砥ヲ以テ磨治スベシ、（文中砥磨ノコト見ヘズ、然レドモ丸漆磨治セザレバ平齊害滑ナラズ、其乾スコト一日ナル者ハ磨スベキノ故ナリ、）

中漆二遍毎遍乾一日（毎遍ノ下塗ノ字有ルベシ、前條ノ例ノ如シ、）

中漆ハ糙漆ナリ、（前ニ見ユ、）毎遍ゴトニ塗乾スコト一日ナル者ハ、朝ニ一髹シ、留メ乾スコト一日、翌朝取出シ、漆中ノ蓓蕾ヲ磨去リ、復ビ髹シテ留ルコト前ノ如シ、（漆面磨セズシテ再ビ漆ル者ハ、年ヲ経テ乾燥スルニ至テ一髹ゴトニ解脱ス、故ニ輕磨セズンバアル可カラズ、）

〔和漢三才圖會三十一 庖厨具〕食机

食机之形有數品、中略其漆髹色正黒者名眞、和朱或辰砂名皆朱、（カイシュ）同用榜葛剌（ベンガラ）朱者、色不鮮明、用倭土朱者、又次之、和藍靛者、名青漆、（萌葱色也）朱帶黒色者、名髹朱、（ウルミ）下髹雌黄上引漆者、（黄微赤色）名春慶、

〔萬金産業袋三 塗師一通〕堅地蠟色、布著せ堅地らう色は、圓角の器物によらず、麻の切を引さき、布の耳を去り、うつは物相應に破り、せしめ漆にて、かさなりなきやうに著せてかはかし、そのうへに切粉さびとて有、是を布の目の隠るゝ程にさびを付てからし、扨さつま石とて、ぬしかたに用ゆ

る石、これにてざつととぎ、上へとの粉さび、とのことせしめを合せよくさびを付る、それを右の石にてよくとぎ、うへに墨一へん引、さび留によしの漆を篦にて引キ、はけにてよごき取からし、かしほ炭にて、水とぎに何べんもとぎ、隨分ふしなくして、又右の炭を粉にし、炭粉といふ、是を指につけて、何べんも〳〵もとぎ、わが心によきと思ふ時、又一へんすり漆してかはかし、さて上色らう色うるしをかけ、そのかはきたる時、また炭とぎして後、角粉(つのこ)を指のはらに付てみがく也、如此のぬりは至極の上品本堅地といふ也、

○花塗、つね黒ぬりといふは是也、木地板のはぎめ、あるひは木の節等を、紙を引さきにして糊粥(ひめのり)にて張り、地さび、とのことせしめは本式なれ共、にかわに砥の粉をいれ、刷毛にて引てからし、炭にて水とぎにとぐ、にかわさびなれば、ぬらす事ならず、一度々々に布巾にて拭ひ、よくとぎて、ふしなく思ふ時、またのりさびとて、ひめのりに砥の粉を合せ、へらにてむらなく引き、かはきて、とくさにてよくみがきて、上ぬりをかくる也、總體右のらう色うるし、また花ぬり漆とも、それ〳〵に漆屋で調合し置、扨此糊さびの事、昔は曾てなし、中古、漆とのり等分して、とのこを合せ遣ひしが、此頃は一向に糊計にて用ゆ、○中略

○朱塗、上品の下地は、らう色にかはる事なし、らう色にはすみをひくを、是にはひかずに、すり漆して、炭とぎいかにもよくしてのち、朱塗といふをとゝのへ、光明朱の至極色よきを合せ、よしの紙にてよく漉し、それにてむらなく、ふしなく、ぬりあぐるなり、堆朱、根來などとて、昔さいくに、上手の仕立たるには、はけ目ありながら、ぬり表少しもむらなく、誠上代物と見へて殊勝に覺ゆ、尤古物ながらも、下手に仕立たるには、筋たち、はけ目むさく見にくし、右の上品は、外のぬり上とちがひ、上ぬりのぬり捨をそのまゝ、用ゆる物なれば、至極刷毛づかひ手垂のいる事也、○中略

○陰光塗、近代の製作もの也、丸あんどう、靟(はんはり)のはねなどをぬる、本朱より色あさくうつくしく、誠べ

にのごとし、ぬりやうは秘訣なれども、あら〳〵これを記す、荏の油壹升に、密陀僧目三匁を入、炭火にかけてせんじ、七合計にも成ほどに煮つめて、あけてさまし、光明朱目拾匁に、右の合せ油壹合いれ、ぬるき炭火にかけてわかし、さめぬやうにして刷毛にてぬる、いかにも日中の炎天にはすべし、日の照つよく干はやければ、色よくしてねばりも出ず、ふくるゝ事なし、故にかならず雨天、あるひはくもりたる日にもぬるべからず、

白ちやん塗、もしは黄ちやんぬりも、赤ちやん等も、みな銘々わが家の傳受秘事なれば、一概ならねども、まづおほよそは、右の陰光の製法油にてぬる事なり、その内白ちやんには、井上長門が家の薄雪といふ白粉よし、白粉の目拾匁に、右の油壹合あまりいれぬる也、〇中略

右ぬしに用ゆる漆の品、紙粉(かみこ)糞(くそ)、切粉(きりこ)錆(さび)、さび漆、摺うるし、らう色、花ぬり、朱漆、黄漆、せいしつ、ための上ぬり、うるみ、しゆんけい、辨がら、磨炭等、みないづれも漆屋にて、それ〳〵に調合の方あつて製法し置なれば、そのぬりの品をいひつかはして、漆を調ゆべし、扨又てまへにて、朱漆に朱を合せ、又はせいしつ、黄うるし等を合せなば、みないづれもよしの紙にて、いく度も漉すべし、よしの紙をしぶ染にとゝのへをき、是をうは紙にして、そのうへにしろの漆こしを、何枚もかさね、右の調合色うるしをいれ、兩方ゟねぢて漉す也、うは紙をしぶに染る事は、紙よりこされいづる漆を、へらにてこそげとるに、しぶぞめの紙なれば、紙毯(けむくたつ)ことなく、漆ばかりよくとるゝがゆへ也、よしの紙しぶに染やうは、ひらたき鉢にしぶをいれ、よしの紙一帖にても、二帖にても、重ねながら、右のしぶへひたし、よく染りたる時、そのまゝにて取あげ、板にのせ日にほし、よく干あがりて、一枚づつへぐべし、尤しぶのみにもかぎらず、小ざいく、作ばな等につかふに、紅ぞめ青はな染に仕たき時あり、右の染やうにしてよろし、扨風呂のこしらへやう、指たる定法もなし、かさ高なる道具を製する家には、風呂をも大きにこしらへ、また小道具を取あつかふ家には、わづか成箱を用ひて

もすむ事也、されどもよく蓋の合口あひて、角々に透目なく、息のこもる箱ならでは漆かはかず、大きなるふろのうちには、何段も棚を釣て、そのたなのうへに割たけの簀などをこしらへをく、塗道具をいれんと思ふ時、まづ風呂のうちへ水をまき、多は火鉢に火をいれて内へいれをき、戸をかたくして干かす也、手ざいくなどにぬり物をして、釜鍋のうちへ入レて置てもかれるを見ては、すこしのまつらひにて事のすめるかと思へば、また至極大事のもの也、此ふろのかげんまかけは、その家に年久しくなれて、をしへず習ずして覺ゆる、又總じてぬり物をする時、紙帳をつるは、ぬりたる物の漆のかはかぬに、ごみ埃懸りては、大ぶんに手ぎはあしく、一向に仕なをさではならぬ事のみ多し、そのためにつる、外にさしたる事にもあらず、

〔御作事方小普請方塗師一式〕小普請方役所塗師方篇數

上塗者、仕立朧色、塗立朧也、〇中略

朱溜塗　箔下塗　仕立朧色は上塗同研摺染三篇　角彩色付

一濃溜塗　下地辨柄洒溢引摺漆上ぬり　一草掻合塗　溢墨引摺漆上塗　一木地辨柄塗

溢辨柄引摺漆貳篇上塗　一眞掻合塗　錆壹篇墨引摺漆上塗　一眞溜塗　錆壹篇中塗摺漆上塗

新木之節者、右之通御座候得共、御塗直元地荒御損等有之候節者、前書下地篇數御損ニ寄相用候、

一春奈塗　黄色引溢引摺漆上塗、新木之節ハ木地堅メ切粉地堅メ錆摺漆上塗、

一白桐油塗　右御用之節ハ、下地御繕等有之候ハヾ、小底錆いたし、白桐塗貳篇塗、下地宜節ハ白桐貳篇上塗、〇中略

天保十二丑年

御關船難波丸天神丸、御修復之節漆調合、　塗師方勇藏

産地

一刻苧合　瀬〆百目　刻苧貳十五目　麥粉見合
一地合調合　瀬〆百目　地之粉百拾四匁　朱拾目
一切粉合　瀬〆百目　砥之粉八拾壹匁八分　朱四拾三匁貳分　地粉五拾九匁四分
一請合　瀬〆百目　朱四拾七匁五分　砥ノ粉百七拾五匁
一朱塗合　朱百八拾貳匁　漆九拾目　朝戶油見合

〔御作事方定法〕四漆遣方
一仕立蠟色上塗漆仕候、津久井瀬〆漆江唐漆割合黑目申候、
一塗立蠟色幷花塗上塗漆、郡內瀬〆漆黑目申候、
一朱塗上漆吉野漆黑目申候
一下地漆、何塗ニ而も津久井秩父郡內三田古宮之類ニ而遣方仕候、
一塗師方ニ而光明朱遣申候
右之通御座候　塗師方

〔政談〕二某〇荻生徂徠ガ家ニ、父方ノ曾祖母ノ伊勢ニ而拵置タル朱塗ノ椀家具有、祖父ヨリ父ヘ傳ヘ、父ヨリ傳リテ今ニ有、百年餘モ朱色モ替コトナク、疵モ付ズ、其丈夫成コト甚シ、某田舍ニテ百姓ノ重箱坏拵ルヲ見タルニ、塗師不自由也、塗師一人ニテ上總國中ヲ方々雇レ步行テ細工スル也、一所ニ廿日モ卅日モ居テヌリ、又脇ヘ步行テ細工スル也、始仕掛テ來ルヌリ物ノ乾タル時分ヲ考テ來テ蒔繪ヲスル也、其漆モ別ニ買調置テヌラセ、下地ヲモカヽテ拵置タル故、何モ彼モ望ノ樣ニ拵テ、丈夫ナリ、

〔雍州府志〕七土產椀折敷　二條南北新町所製謂縹椀、黑漆上以縹色幷赤白之漆畫花鳥、臺盤謂膳、或謂折敷、元折板而敷之居椀具、故謂折敷、近世上品椀亦造之、此外方盆又圓盆亦造之、圖案中華所謂

棖、而倭俗稱臺者是也、重箱、提合、水風爐、張付障子緣、書院床緣、凡諸品物以漆塗之類無不有、

〔萬寶全書 八〕一堺大塗師、塗物 上手なり、棗中次、

一堺久庵、塗物 又さいか共云、木地に青貝入の道具あり、

一奈良塗、塗物 利休時代なり、春日臺といふ高臺有、

〔近江國輿地志略 三十 蒲生郡〕日野椀　日野仁正寺の出すところなり

〔日本山海名物圖會 三〕日光膳椀

下野國日光山、江戸より三十一里あり、此所より出る椀膳、堅地にてつよし、雜用に便りありとて諸人賞翫する也、心越禪師題詩、刀鋸删出方圓器、膠漆塗來金玉光、分與世間通貨寶、太平風雨拜君王、

〔日光山志 七〕春慶塗　指物細工、曲物類、挽物、栗山拶子、並曲桶、

〔櫻塢漫錄〕南部椀、又秀衡椀ともいふ、其始詳ならずと雖も、土人の口碑によれば、藤原秀衡の創意よりいでしものなりとぞ、其製內朱外黑にして、黑漆の上に朱を以て鶴花卉の類を描き、ところどころに金箔を押せり、その雅致あるを以て、尤も點茶家に愛翫せらる、又正法寺椀といふものあり、江刺郡正法寺の製なり、これ正平年間、僧無底、江刺郡黑石村に來り、正法寺を創建し、同寺に於て使用する所の食器をあまた製せしむ、後其器四方に傳播し、世人これを正法寺椀と稱して賞翫するに至れり、天正中、蒲生氏鄕の會津に封せらるゝや、南部椀に摸擬したる漆器を製せしむ、これ會津塗の始にして、其椀を薄椀といひ、其盆を薄盆といふ、

元祿中、江戸の漆工勘七、好て器物に青海波の漆畫をなし、ゝより、人呼て青海勘七といふ、近年寬哉の弟子是眞も、亦よく青海波を畫けり、

〔萬寶全書 八〕一根來物、塗物 香合折敷あり、紙をしめしてすりてみれば、紙に漆つくなり、書寫ぬり

工具

は、よく根來に似たれ共紙につかず、

〔嬉遊笑覽二下器用〕根來は、そのかみよき朱ぬりをしたる處なり、鷹筑波集に、折敷をばまつかい朱にや塗ぬらんねごろ法師はさぞな成佛、根來山破られて後、薩摩の田代根古へ行たる者あり、彼處(カシコ)よりは朱出る故緣ありて行たりけん、そこにて椀を作りて塗たるもの多しとなむ、

〔紀伊國續風土記物產七〕黑江椀同折敷類　名草郡五箇莊黑江村にて、二百年以前より澁地椀、及木具折敷類を製し出し諸國へ鬻ぐ、今は國として至らざる所なく、其製尤佳好なり、

〔倭名類聚抄十五漆工具〕髹筆　陸詞切韻云、髹(音休、漢語抄云、髹筆、波介、)以漆塗物也、

〔箋注倭名類聚抄五細工具〕廣韻作以漆塗器、史記貨殖傳正義引顏云、以漆塗物謂之髹、髤卽髹字、見漢書外戚傳注、

〔伊呂波字類抄波雜物〕髹筆(ハケ)漆塗器

〔壒囊抄一〕物ヲ塗ハケトハ何ノ字ゾ　髹筆ト書也

〔和漢三才圖會二十四百工具〕髹筆　刷毛　和名波介

按髹(音休)、髤同、髼同、以漆塗物也、俗爲刷毛、蓋刷(音說)拭也、掃也、以飯糊繼紙等用之、

〔倭名類聚抄十五漆工具〕掃墨　功程式云、掃墨一斗、合酒二升、膠二兩、(和名波伊須美)

〔箋注倭名類聚抄五細工具〕春田氏永年曰、兵庫寮式載造踐祚大嘗會神楯四枚、戟八竿料、掃墨一斗三升六合、膠一斤十二兩、酒六升八合、此云二兩者頗少、恐是二十兩之脫誤、愚謂、比兵庫寮式少膠、春田氏疑之宜矣、然若是二十兩、應云一斤四兩、必不云二十兩、或是一斤二兩之脫誤、

〔續修東大寺正倉院文書三十三〕造佛所作物帳斷簡

寶蓋二箇(各六角、裏徑九尺一寸、以金銀繪、)

用漆六斗七升七合　掃墨一斗八升四合(略〇下)

雜載

〔延喜式 左右兵庫 四十九〕修理挂甲一領料、漆四合、金漆七勺六撮、〇中略 掃墨一合、

〔延喜式工事解 兵庫 三〕掃墨一合

掃墨、卽チ松烟煤ナリ、前ニ見ユ其一合ヲ以テ漆ニ和シ、馬革ト札背トヲ黑漆スル料ナリ、

〔善隣國寶記 中〕永享十二年　答朝鮮書〇中略

日本國源　義敎〇中略

大紅漆木車椀大小計捌拾事　大紅漆淺方盆大小計貳拾事　紅漆黑漆雜色木桶貳箇

〇

彫漆工

〔人倫訓蒙圖彙 五〕堆朱雕　唐土にては、珍星張成其外數多の名人あり、日本にて彫はじめしは、下京邊に門入とて、其名四方に聞えたる名人ありし、その子孫佛光寺通東洞院西へ入ところに、堆朱屋二郎左衞門とて名人今もあり、彫の手ぎは、むかしの門入にはまさりなんと、みな人申あへり、江戸南大工町にあり、

〔下學集 器財 下〕剔金（ガツキン）　剔紅（ガツコウ）　圭璋（ケイシヤウ）　堆朱（ツイシユ）　堆紅（ツイコウ）　金絲（キンシ）

〔尺素往來〕堆朱、堆紅、盤紅、平紅、紅絲、堆烏、堆漆、金絲花、黑金、九連絲、珪璋、

〔名物六帖 器財五 器飾瓷陶〕雕紅（ツイシユ）同上（遵生八牋）宋人雕紅漆器、如宮中用盒、多以金銀爲胎、以朱漆厚堆至數十層、始刻人物樓臺花草等像、　剔紅（ツイシユ）居家必備、假剔紅用灰團起、外用朱漆漆之、故曰堆紅、但作劍環及香草者多、不甚直錢、今雲南大理府多有之、　假剔紅（ニセツイシユ）　堆紅（ニセツイシユ）與飾儷覽、堆紅假剔紅、以灰團起、又曰罩紅、　罩紅（ニセツイシユ）見上

〔君臺觀左右帳記〕一彫物之名少々

剔紅　色アカシ、地ニ水雲、ワチガヒ、ヒシナドホリテ、其上ニ屋形、花鳥ナドホリタル物アリ、盆、香合、食籠、印籠、藥品以下名チツカウト云、本地ハ黄ウルシ、

堆紅　色アカシ、イカニモ手フカクホリテ、ホリメニ、クロキカサ子ノスヂアリ、花鳥グリ〳〵ナドニ有ベシ、是チ堆紅ト云、本地同前、

堆朱　色アカシ、是ハ少手アサシ、ホリメニ、カサ子ノスジモナク、アカキバカリナリ、コレチツイ朱ト云、木地同前、

堆漆　色アカシ、是ハ地モナク、タッホリメモ、モンモ、同ヤウニアカシ、口傳アリ、一本堆朱つゞいこうのぐり〳〵に、あか地のきうるしみえず、

堆烏色クロシ、本地ノ黄ウルシナク、上ノ色ノゴトク、ホリメモ黒シ、口傳アリ、

紅花綠葉花鳥ナドホルニ、花鳥ヲ赤クシテ、木ノ枝葉ナドヲ青ウルシニアラ〱トホルナリ、是ヲコウクハリヨクヤフト云ナリ、

金糸色アカシ、イカニモ手フカクホルナリ、ホリメニ、色々カサネノ筋ヲ、イカニモオホクスルナリ、

黑金糸上ノ色クロシ、ホリメニ、是モカサネノ筋ヲ色々ニオホクスルナリ、

九連糸色アカシ、金糸ノ少手アサキヲ云ナリ、

桂漿色クロシ、地キウルシ、ホリメニ、アカタカサネノ筋三アリ、又地ヲ紅ニシテホリタルモノアリ、地紅ノヲケイシヤウト云、ツネノヨリハ、シヤウクワンナリ、

犀皮上ノ色クロシ、手アサクホルナリ、ホリメニアカク黄ナル筋アリ、四五ツアリ、グリ〱ニアリ、鳥花ヲホルハマレナリ、

存星ト云物有、赤モ黑キモアリ、デッキンノヤウニホリタル物也、稀也、

松皮上くろし、ほりめひろく黄なり、かされあり、大略曲々(グリ〱)にあり、花鳥などほる事なし、

作者

張成造　上々ノ堆紅ノ物、此作也、

楊茂造　是モ上作、少ヲトルベシ、

周明造　是モ楊茂同事ノ作者、ヲトルベカラズ、

〔槐記〕享保十二年閏正月廿三日、堆朱、堆紅、堆漆、紅花綠葉ト、ノ差別ヲ窺フ、イヅレモ時代コレアルモノナリ、堆朱ハ己ガホラント思フホド朱ヲヌリアゲテ、其漆朱ヲホリタルモノナリ、堆紅ハ底ニ朱ヲヌリテ、其上ニ漆ヲヌリテ、ソレヲホリテ、朱ノ處マデホリツメタルモノナリ、又一遍ハ朱、一遍ハ黃漆、一遍ハ黑漆ト次第シテヌリテ、ソレヲ彫レバ、色々ノ筋ガ出來ル、コレヲイカナル故ニカ堆漆ノ手ト云、其ヌリ樣ガラ、時代ガラ、エガラノコト、詳ニ遵生八牋ニ見ヘタリ、楊茂、張成ヲ世間ニ作ノ香合トテ、千年ニモ及ブ樣ニ云フ、明ノ萬曆時代ノ者ニテ上工ナリ、張成ハ細ナル工ヲ尊ミ、楊茂ハクワサリトシタルヲ尊ブ、

〔遵生八牋十四〕論剔紅倭漆雕刻鑲嵌器皿

高子曰、宋人雕紅漆器、如宮中用盒、多以金銀爲胎、以朱漆厚堆至數十層、始刻人物樓臺花草等像、刀法之工、雕鏤之巧、儼若畫圖、有錫胎者、有蠟地者、紅花黃地、二色炫觀、有用五色漆胎、刻法深淺、隨粧露色、如紅花綠葉黃心黑石之類、奪目可觀、傳世甚少、又等以朱爲地刻錦、以黑爲面刻花、錦地壓花、紅黑可愛、然多合製、而盤匣次之、合有蒸餅式、河西式、簾段式、三撞式、兩撞式、梅花式、鵞子式、大則盈尺、小則寸許、兩面俱花、盤有圓者、方者、腰樣者、有四入角者、有綠環樣者、有四角牡丹瓣者、匣有長方、四方、二撞三撞四式、元時有張成楊茂二家、技擅一時、但用朱不厚、漆多敲裂、若我朝（明）○（朱）永樂年、果園廠製、漆朱三十六遍爲足、時用錫胎木胎、雕以細錦者多、然底用黑漆針刻、（中略）○漆器惟倭稱最、而胎胚式製亦佳、（中略）○又如雕刻寶嵌紫檀等器、其費心思工本、亦爲一代之絕、但可取玩一時、恐久則膠漆力脫、或匣有潤籍伸縮、似不可傳、寧取雕刻傳摩可久、況今之鑲嵌在在皆是也、與周初製何天淵隔也、價亦低下、

〔秇苑日渉十二〕剔紅

剔紅、或謂之雕紅、卽雕漆也、僞造者曰堆紅、或謂之罩紅、俗通名堆朱（ツイシユ）、江戶有楊成者、世以善堆漆隸于官、余（○村瀨栲亭）嘗問其所業、曰、元有張成楊茂、周明、家世傳其法、其品目頗夥、曰剔紅、（紅漆爲地、以硃漆堆起三十餘層、刻人物樓臺花卉翎毛及連環、）曰堆紅、（硃漆黑漆層層堆起、刻痕有細黑絲繚繞、）曰堆烏、（黑漆中層層有細紅絲、多刻作連環、）曰堆漆、（全用黑漆、刻作連環及花卉、）曰桂漿、（黃漆爲地、以黑漆堆起、黑漆中有三層細紅絲、按席上腐談、有桂漿、詳見四皮條、）曰紅花綠葉、（用彩漆、刻花卉翎毛、）曰金絲、（黃黑硃漆重疊堆起、）曰剔金、（黃漆黑漆重疊堆起、）曰犀皮、或名松皮、（硃黃黑漆重疊堆起、罩以黑漆、刻連環、差淺且淺、）此其大略也、

西皮

西皮、或作犀皮、又作犀毗、俗謂之具梨（グリ）、黃黑朱漆重疊堆起、罩以黑漆、剔作連環者是也、一種以彩漆斑爛繪圓花兒而不剔者、亦名西皮、因話錄所載是也、俗謂之金麻塗（キンマヌリ）、按高宗幸張府節次略有犀皮合一

十具、乾淳御敎記有犀皮御座倚、席上腐談曰、漆器有所謂犀皮者、出西毘國、訛而爲犀皮、桂䕺者出扁䕺國、訛而爲桂䕺、以此推之、氈毦恐卽是渠搜國名、音同而字不同耳、西毘亦卽是織皮、國名、訛而爲西毗也、渠搜織皮出書禹貢、格古要論古犀毗說曰、古剔犀器皿、以滑地紫犀爲貴、底如仰瓦、光澤而堅薄、其色如膠棗色、俗謂之棗兒犀、亦有剔深峻者次之、福州舊做者、色黃滑地圓花兒者、謂之福犀、堅且薄亦難得、元朝嘉興府西塘楊滙新作者、雖重數多、剔得深峻者、其膏子少有堅者、但黃地子者、最易浮脫、通雅曰、宋漆有犀毗、卽史師比、借稱其雜采也、雲南棋礶香盤皆五色相疊、是其類矣、曾三異同話錄曰、髹器稱西皮者、世人誤以爲犀角之犀非也、乃西方馬韉、自黑而丹、自丹而黃、時復改易、五色相疊、馬鐙磨擦有凹處、粲然成文、遂以髹器倣爲之、

〔明和新增京羽二重三〕堆朱細工師

不明門通松原下ル町　青木六左衛門

〔正德六年武鑑〕御堆朱師　本材木町四丁目　堆朱陽成

〔天保十一年武鑑〕御靑貝堆朱彫物師　京ばし松川町　野村次郎兵衛　かんだ小柳町三丁目　堆朱楊成

〔嬉遊笑覽二下器用〕江戸鹿子、堆朱雕物師南大工町養淸とあり、こゝにて造るものは、皆似剔紅にして眞の製にあらず、古董家の說に、堆朱は雕めに段々の筋みゆるをよしとすといへれど、さやうの堆朱はあらず、同色の朱をかさぬるに筋のみゆべきやうもなし、必ず誤傳なり、筋の見ゆるは別物なり、

〔髹譜〕沈金

沈金、或は堆金といふ、茶具備討集に載る所は舶來の者なり、今も多く琉球にて製す、我國寬政年間、二宮擁鼻と云ふ者之を善くす、舶來も遠く及ばず、傳へ謂ふ、鼠齒を以て刃とし、髹漆の上に刻すと、

〔櫻塢漫錄〕寛政のころ、江戸に二宮桃亭といふものありて、巧に沈金を製せしが、元醫を職とする人故、その製作したるもの甚だ少し、予が家に傳ふる印匣に、枯木竹石の圖を彫たるものあるが、實に氣韻ある出來にて、畫もよく心得たる人と思はる、

〔萬寶全書 入〕一鎌倉雕 雕物 唐物に似たれども、内のくり日本物と見ゆる也、

一越前雕 雕物 右同類之物なり、○中略

一小田原雕 雕物 牡丹菊唐草紋大なり、ほりあさし、

〔櫻塢漫錄〕鎌倉彫は、四條帝の御宇、運慶の孫 康運の男 康圓、陳和卿と共に法華堂の佛具を彫りたるを始とす、鎌倉彫は、康圓より康譽 康勝の男 宗阿彌、淨阿彌相傳ふ、淨阿彌北條家の命により、寶戒寺の法具を彫刻し、五彩の繪具を以て塗る、これを木蘭塗といふ、これ鎌倉彫の變化したるものなりとぞ、

〔歴代大佛師譜 下〕法印康圓 康運男

大佛師系圖云、康圓、康運男、但馬法印、東寺佛師職補任、湛慶、三十三間中尊作之時之小佛師也、又湛慶譜云、小佛師二人者、康圓但馬法印、康勝法眼、湛慶孫也、

春村按に、此僧を甚慶孫といへるは、系圖の誤にて、實は甥なるべし、佛工系圖はた孫に係たれど、從ひがたし、

澀墨塗

〔塵塚談 上〕澀墨塗の事、荷擔桶に澁を入、灰炭を合せ、かつぎ歩行、板塀したみなどを、一坪に付何分と價を定めぬる事なり、此墨塗、安永天明の頃までは、江戸中に十七人有けるよし、近頃は三四百人にも成しよし也、

蒔繪工

蒔繪工ハ金銀粉ヲ漆器ニ撒キテ、鳥獸草木ノ象ヲ畫ク工人ヲ謂ヒ、其製品ヲ蒔繪ト稱ス、蒔繪ハ、漆器中ニ於テ、特ニ精巧美麗ナルモノニシテ、其製法ニ高蒔繪、平文、磨出、及ビ梨地、沃懸地等ノ數種アリ、奈良朝ノ頃ニハ、此技既ニ發達シ、一條天皇ノ時ニハ、僧奝然支那ニ赴キ、此器ヲ其主ニ贈リ、蒔繪ノ名、既ニ海外ニ著ル、足利氏ノ比ニハ、倭漆ノ名盛ニ支那ニ賞セラレ、彼國ノ工人之ニ擬シテ、殆ド其眞ニ迫ルモノアリト云フ、當時ノ名工ニハ、幸阿彌、五十嵐等アリ、德川氏ノ時ニ至リテハ、光悅光琳以下、名手甚多カリキ、

螺鈿工ハ、貝摺又ハ青貝師ト云フ、青貝即チ鰒ノ殼ヲ碎キ、之ヲ漆器ニ塗リ入ルヽ工人ニシテ、其法或ハ貝ニ代フルニ金銀ヲ以テスルモノアリ、之ヲ金貝(カナガヒ)ト云フ、此術ハ夙ニ發達シテ、奈良朝ノ頃ニハ、既ニ盛ナリシガ如シ、而シテ支那人ノ說ニ據ルモ、此術ハ我國ノ發明ニ係リテ、元明ノ頃、我ヨリ彼ニ傳ヘシモノナリト云フ、

名稱

〔下學集 人倫上〕蒔畫師(マキヱシ)

〔七十一番歌合 上〕廿七番　左　蒔繪士

ゑたへども我をば人の日にそへてうとくなしぢの絕まがちのみ

〔山槐記〕安元元年八月十六日甲子、太上法皇(〇後白河)明年滿二五十御算一、仍公家可レ被レ行二賀禮一、(〇中略)出納盛道々細工見參(無二懸紙一)於柳宮、

道々細工見參(〇中略)平文師清原貞安　蒔繪師清原則季

工人

〔玉海〕壽永三年(〇元曆元年)六月十七日甲戌、入レ夜光長來、去夜謁二賴盛卿一傳聞、法皇(〇後白河)去比、以二手輿一臨二幸蒔繪師家(眞戶)一、入二戶內一懸二尻於打板上一、有二御覽蔓繩調備之樣一、被レ仰二引出物可レ進之由一、(戯言也)然而蒔繪丸家貧、忽難レ得二其物一、然之間還御、其後存二眞實勅定之由一テ、捧二美麗蒔繪手筥於日上一參入、稱二御引出物之由一、而候二北面一之(〇之下恐脫二間字一)周防入道能盛竊誘退出了云々、昔雖二陽成花山之狂一、未レ聞レ如レ此之事一、法皇又輕

輕狂亂、雖不可勝計、未有此程之事、實運之盡給也、不可敢云々、

〔山槐記〕元曆元年八月廿二日戊寅

一通〇中略大嘗會悠紀所定繪師幷雜工事〇中略

細工所〇中略蒔繪工右衞門少志紀助正〇中略平文師散位淸原貞光〇中略

一通〇中略大嘗會主基所定繪師幷雜工事〇中略

蒔繪工中原末恒

〔古今著聞集十六興言利口〕坊門院〇土御門准母範子内親王に年比めしつかふ蒔繪師有けり、仰らるべき事有て、急度まいれと仰られたりければ、あさましき大假名にて御返事を申ける、

たゞいまこもちをまきかけて候へば、まきはて候てまいり候べしとかきたりけり、この文のことばゝ、あしさまによまれたり、こは何事の申やうぞとて、臺所の沙汰しける女房、其文見さしてなげたりける、是によりて、蒔繪師がもとへ、かさねていかにかやう成、狼藉のことばをば申ぞ、只今の程に、慥に參れと仰られければ、蒔繪師あはてふためき參りけるに、此御返事のやう、いかなる事也とて見せられければ、すべて申すごしたる事候はず、唯今御物をまきかけて候へば、蒔はて候て、まいりさぶらふべし、とこそ書て候へと申ければ、げにもさにて有けり、假名はよみなしと云事、誠におかしき事也、

〔管見記〕正和四年四月廿五日壬寅、日吉神社造替事、

大宮蒔繪師、佛成　平文師、光阿　二宮蒔繪師、助時　平文師、禪法　善法　聖眞子蒔繪師、稱覺　平文師、是法

心性　八王子蒔繪師、貞圓　平文師、行則　顯性　客人蒔繪師、貞惠　蓮月　平文師、見阿　十禪師蒔繪師、

國光　平文師、顯性　三宮蒔繪師、妙蓮　平文師、憲時　光守

〔蒔繪師傳上〕幸阿彌家系圖

道長 土岐四郎左衛門入道幸阿彌、文明十年十月十三日死、年七十一、法名宗月道長日輝居士、

宗金 法橋道清の子、大永七年十月十三日死、年七十一、

宗伯 法橋宗金の次子、弘治三年十月十三日死、年七十四、

長晏 久次郎、入道長清の子、慶長十五年十月廿五日死、年四十二、

長法 藤七郎、長晏の次子、元和四年十月十三日死、

長房 與次郎、後ニ與兵衛、入道長安の子、天和三年十月廿四日死、

正峰 八郎右衛門、一ニ四郎左衛門、

長孝 一ニ長好、正峰の嫡孫、

長輝

長賢 長輝の次子

道清 藤左衛門入道法橋道長の子、明應九年十月三日死、年六十、

宗正 彌三郎、宗金の長子、天文廿二年十月十三日死、年七十六、

長清 四郎左衛門入道法橋、宗伯の長子、慶長八年四月廿六日死、年七十五、

長善 藤十郎、後に四郎左衛門、長晏の子、慶長十八年十月四日死、年廿五、

長重 新次郎、後ニ與兵衛、長晏の三子、後長安、慶長四年二月廿一日死、年五十三、

長救 與惣次郎、後ニ與兵衛、始め長好、道、後ニ長救、享保八年死、年六十三、

道該 萬助、後ニ長救、早世、

長周

長行 長輝の長子

按ニ、幸阿彌家は、美濃の名族土岐氏の支族にして、蒔繪をもて、足利、織田、豐臣、德川の四氏に仕へ、俸祿を賜ひ、采地を賜ひ、又屋敷地を賜ひ、傳へて德川氏の末年に至る、其の家、世々の天皇御卽位の御調度に蒔繪するをもて、格式固より賤しからず、德川氏の時に當りては、御蒔繪師數人の上に座し、工人を指揮して蒔繪師の棟梁たり、ゑかして其の蒔繪は專土佐家の下畫を用ゐ、又狩野家の下畫をも用ゐて、品位高尙、髹技優美なり、眞に蒔繪の本流と稱すべし、されば自稱して本蒔繪といひ、民間の蒔繪を目して、町蒔繪と呼び、これを卑み、自いふ、世々の天皇御卽位の御調度を製する家なれば、濫に民間の需めに應じ、蒔繪を製すること能はずと、其の見識既に此の如くなれば、其の製作する所、亦自一見識ありて、高尙の技をあらはせり、かの美術鑑賞家が、足利時代、常憲院時代と稱し、貴重なる所の蒔繪は、多くは幸阿彌家の製する所なり、盛なりといふべし、然るに後年町蒔繪の一派なる、光悅、光琳、古滿、破笠の諸流行はれて、幸阿彌の末流大に衰へ、本蒔繪の

工人既に絶えんとし、隨ひて本蒔繪の調度、世に存する甚稀なるに至る、嘆すべきなり、

〔蒔繪師傳上〕幸阿彌道長一世

幸阿彌道長は、土岐氏、四郎左衞門と稱し、入道して幸阿彌といふ、子孫この稱をもて氏となす、應永十七年ニ生れ長じて足利義政公に仕へ、近習となり、近江國栗本郡におきて小知を賜ひ京師に住し、細工きゝ、蒔繪を仕習ふ、細工の名手なり、

〔蒔繪大全五〕時代描金は、太閤秀吉の時を指ていへり、圖樣粉等も古雅なる物也、其後光悦といふ雅人ありて、畫道に工なりし故、樣々風流なる圖を殘す、古流の中の雅物也、昔京師烏丸通に、描金の上手供數多ありて、其業力を爭ふ、依て烏丸物と云は、皆上品也、爰に朱雀の邊に、上手有て、異名を釋迦と云、亦是に劣ぬ者ありて、異名を提婆と云、其外春笑鹽見政誠、同二代の鹽見小兵衞友治等、皆描金を世々にして、當世迄其名あり、緖方光琳は、一風の雅物にて、世にまる所なり、

〔雍州府志六土產〕撒金具〇中略　蒔繪五十嵐、田付、山本等爲近世之巧手、〇中略　至近世酢屋、五十嵐、田付、原田、山本等五家互角巧、或新婦婚姻時、所携行蒔繪具、多於烏丸通二條北蒔繪町製之、是謂烏丸物、或謂祝言道具、倭俗婚姻謂祝言、

〔人倫訓蒙圖彙五〕蒔繪師　五十嵐、蝶屋、山本、田付、原田等の家あり、中にも五十嵐は、東山殿の時名人なり、將軍慈照院義政公蒔繪をおいし給ひて、五十嵐にかゝしめ給へり、今にいたつて時代物と稱し、東山殿御物と號して世上の寶となす、其樣比類なきものなり、重箱をはじめ、指物の下地師別にあつて、是を木地師といふなり、釘をもちゐず、膠にてこれをつくる也、下繪書外にあり、金銀の粉や、同切金師等外にあり、

〔加賀五十嵐家略系〕五十嵐信齋　此親不知、永祿中歿ス、義政公時代、　同甫齋　同道甫加賀御抱

初代　太閤時代當地ニ下リ、御用相勤、後京ニ還ル、　同道甫二代俗名喜三郎、微妙院御召ニヨリテ、當國ニ住居ヲ定ム、元祿十年六

月歿ス、　同宗兵衛三代　同宗兵衛四代　同宗平五代文政六年五月歿ス、　同宗平六代　同宗平七代

〔萬寶全書八〕一五十嵐、蒔繪京なり、蒔繪師なり、上手、太閤〇豐臣秀吉の時代か、〇中略

一長府、蒔繪太閤時代京蒔繪師なり、木地に蒔繪したるものあり、

〔正德六年武鑑〕御蒔繪師井塗師御細工方　二百五俵ふれ役皆川町　奈良八郎右衛門　皆川町　幸阿彌伊與　下谷長者町　逸阿彌又五郎　銀町一丁目　菱田甚右衛門　銀町一丁目　栗本源左衛門　皆川町　栗本左衛門　西がし　榎本又右衛門　皆川町　鈴木彌二郎兵衛　新ヤシキ　服部庄大夫　中ばし長や三げん　小幡十右衛門　京ばし一丁目　梅原七郎右衛門　かうじ町一丁目　古滿休伯　きた同心町　梶川彥兵衛　きた同心町　興津四郎大夫〇下略

〔天保十一年武鑑〕御塗師蒔繪師棟梁　御作事支配三人フチ神田新銀町　鈴木德兵衛　小普請方支配石町一丁目　澤山孫四郎

御細工所頭支配御蒔繪師井塗師　十人フチ皆川町二丁目　幸阿彌吉之丞　五十俵三人フチ皆川町三丁目　栗本豐次郎　四十俵二人フチ皆川町二丁目　菱田八十八　二百五俵二斗五升九合坂本町一丁目　奈良土佐　二十五俵二人フチ赤坂新町四丁目　榎本飛驒　五十俵二人フチ新石町壹丁目　栗本祐之丞　五十俵二人フチ皆川町二丁目　鈴木伊賀　神田永富町　圓阿彌筑前　上まき町　古滿久藏　新すきや町　大藤長十郎　かんだ三川町三丁目　關數馬　京ばし弓町　野村四郎右衛門　三人フチ日本ばし小杉町　堆朱平十郎　御貝口張師廿人フチ神田皆川町　太田百三郎　京ばし與作やしき　小林傳次郎　紀國ばし松村町　服部彌五郎

〔古滿氏系譜〕古滿休意

德川家光公ニ召レ、寬永十三年子十二月廿一日、御抱蒔繪師トナル、寬文三年卯九月廿九日死ス、

久藏安巨後、改二休伯一、江戸中橋ニ住シ、又龍屋新道ニ住ス、

德川綱吉公御代、天和元年酉十二月、父休意跡職仰付ラル、元祿十六年未九月、願之通麴町四町目ニ於テ、坪數百二十坪屋敷拜領、正德五年未八月十日死ス、

久藏（後改二休伯）

徳川家繼公御代、正徳五年未十二月、父休伯跡職仰付ラル、享保十七年子正月廿九日死ス、

久藏

徳川家重公御代、寶暦四年戌十一月十八日、父休伯跡職仰付ラル、同八年寅十月三日死ス、後改二休伯、

〔裝劍奇賞五〕德直 （華押略）宗田氏 稱二又兵衛、京柳馬場御池上ル石町ニ住ス、

此人納子を蒔事至て上手にして、大名島納子といふものを創意す、大名島納子とは、圖○圖略のごとく一筋は七子、一筋はみがき、又一筋は七子と、段々に蒔たるものにて、其七子の間をみがく事、至て手際ものなり、妙といふべし、此人の後、よくこれを作るものを見ず、實に一流なるかな、

〔裝劍奇賞六〕印籠工名譜

梶川 （華押略）稱二久次郎、梶川彦兵衛弟子、江戸中橋檜物町住、

印籠工、古今第一の名人、故に其價甚貴し、此作、重裏に刑部梨地、又平目梨地ともいふあり、殊に見事なり、元祖より今に至るまで、其名をおとさず、先は此工の名家といふべし、

古満休伯 江戸中橋住、御印籠蒔繪師、二代目久藏安巨トイヘリ、尤名人、

是又梶川と等しき名人なり、元祖より當代に至るまで、家聲を減せず、名家なるかな、

觀子破笠 江戸人

上手なり、此人の蒔繪には、必ず樂燒、又は堆朱、又は染角などをあしらひ仕立る事、甚だ風流なる物なり、是又一名家といふべし、○中略

春政 姓氏未詳 京師人

鹽見小兵衛の父といふ、蒔繪の上手なり、其名高し、

鹽見小兵衛政誠 京師住

磨出し蒔繪のもの多し、甚だ奇麗に上手なり、〇中略

法橋光琳　稱二勝六一號二青々堂一京師人、

光悦門人にして、風流の好士なり、畫をよくす、亦一家也、印籠は、光悦好のかたちなるよし、其蒔繪は所謂光琳風の繪にて、青貝かながひにて形を摸し、地を粉にてうづみ、内も梨地を用ひず、やはり金粉濃なり、銘は蓋のうらに、錐の尖にて引たるごとく、細々と其名をしるす、

清兵衛　大坂伏見町邊ニ住

甚だ上手にして、世に清兵衛のバラ印籠と稱して賞翫す、バラ印籠とは、重をバラ〳〵にして合すに、下を上の重に合し、裏をおもてに合しても、其工合しつくりとして、同じ鹽梅になるを以ていへるなり、余〇稻葉通龍弱冠の頃、江府へくだりし時、數奇屋川岸に住せる兒嶋新六といふ人、梶川古滿など、上作の江戸印籠を目利する事を口授せらるゝに、すべて上作のものを見極むるには、右バラ印籠の如く合せ見て、其肯綮を得るを以て、上印籠の約束とすべきよしを、敎へられしを承て、これを試に違ふ事なし、すべて此意を得て鑒識せば、十に八九まで謬る事なし、是商家の秘といへども、兒嶋氏の功者なりしほどを、世に告んがため、こゝにしるしぬ、此清兵衛、寶永の頃、關東へめされしに、不幸にして、箱根の宿にて病て沒せりと、〇中略

蒔繪師市大夫　加州金澤桶町住加州御扶持人、代々印籠師、

清水源四郎弟子にて、上手なり、加賀印籠とて一團ゑりやさしう奇麗に、蒔繪など甚だ巧に、玄ほらしきものなり、就中此人の作、別して勝れたるをもて名高し、世に翫ぶ加賀蒔繪の香合、多く此人の作なり、もとより茶人のきこえもあれば、其作の風雅ならん事おもふべし、

〔近世逸人畫史〕破笠、小川氏、名觀、字尙行、號卯觀子、一號夢中庵、東都人、善俳諧、又善繪事、其法土佐ヨリ出ヅ、芭蕉翁ノ肖像ヲ寫ス著名、花鳥尤モ精致、又漆器ヲ作ル、世ニ破笠細工ト稱ス、其製尤モ古

雅愛スベシ、

〔人倫訓蒙圖彙 六〕金粉師(きんふんし)　金銀をもつて粉をなす、蒔繪師これを用ゆ、

〔運歩色葉集 滿〕蒔繪

〔書言字考節用集 器財七〕蒔繪(マキヱ) 本朝俗細抹金銀為粉、撒漆器、作鳥獸草木之象、謂之蒔繪、支那所謂描畫又描金是也、

〔名物六帖 器財五 髹飾瓷陶〕描金(マキヱ)

〔倭訓栞 前編二十九 末〕まきゑ　描金をいふ、眞名伊勢物語に蒔繪と書り、宋史に日本の事を記して、蒔繪筥一合と見えたり、皇明文則に、宣德間嘗遣人至倭國、傳泥金畫漆之法而歸と見えたれば、蒔繪は我國を本とす、

〔日本風土記 二〕百工器械

描金匠最能巧置器皿、是以其爲貢物、其別工匠與中國庶幾也、

〔宋史 日本 四百九十一〕唐咸亨中、及開元二十三年、大暦十二年、建中元年、皆來朝貢、其記不載、太宗召見奝然、存撫之甚厚、賜紫衣、館于太平興國寺、〇中略二年隨台州寧海縣商人鄭仁德船歸其國、後數年仁德還、奝然遣其弟子喜因奉表來謝、〇中略又別啓貢佛經、納青木函、琥珀、青紅白水晶、紅黑木槵子念珠各一連、並納螺鈿花形平函、毛籠一納螺杯二口、葛籠一納法螺二口、染皮二十枚、金銀蒔繪筥一合納髮鬘二頭、又一合納參議正四位上藤佐理手書二卷、及進奉物數一卷表狀一卷、又金銀蒔繪硯一筥一合納金硯一、鹿毛筆、松煙墨、金銅水瓶、鐵刀、又金銀蒔繪扇筥一合、納檜扇二十枚、蝙蝠扇二枚、螺鈿梳函一對、其一納赤木梳二百七十、其一納龍骨十橛、螺鈿書案一、螺鈿書几一、金銀蒔繪平筥一合納白細布五匹、鹿皮籠一納貂裘一領、螺鈿鞍轡一副、銅鐵鐙、紅絲鞦泥障、倭畫屛風一雙、石流黃七百斤、

〔七修類藁 四十五〕倭國物

沿革

古有戧金而無泥金、有貼金而無描金灑金、有鐵銃而無木銃、有硬屏風而無軟屏風、有剔紅而無標霞彩漆、皆起自本朝、〔明〕○因東夷或貢或傳而有也、描金灑金浙之寧波、多倭國通使、因與情熟、言餂而得之、灑金尙不能如彼之國、故假倭扇亦寧波人造也、泥金彩漆標霞宣德間、遣人至彼傳其法、

〔安齋隨筆前編四〕一蒔繪　蒔くといふは、古の詞にては物を飾る事をマクと云、繪ガキ飾るゆへ蒔繪といふなり、蒔の字は備の字也、物の種を蒔く義は是にあはず、火威の鎧をシキメに蒔たる〔義經記にあり〕などゝ云も飾る事なり、マクと云は、マウクルと云の略語なるべし、

〔伊勢物語下〕三條のおほみゆきせし時、〔中略〕○右の馬の頭なりける人のをなん、青き苔をきざみて、まきゑのかたに、この歌をつけて奉りける、

　あかねどもいはにぞかふる色みえぬこゝろをみせんよしのなければ、となんよめりける、

〔竹取物語〕うるはしき家を作り給ひて、うるしをぬり、蒔繪し給ひて、屋のうへにはいとをそめていろ〱ふかせて、內々のしつらひにはいふべくもあらぬ綾織物に繪を書て、まごとにはりたり、

〔源氏物語東屋五十〕はかなきあそび物をせさせても、さまことに、やうをかしう、まきゑ、らてんのこまやかなる心ばへまさりてみゆる物をば、この御かたにとりかくして、〔下略〕○

〔貞丈雜記八調度〕一道具のかざりに、かながいと云事あり、かながいは金書也、金泥にて繪樣を書たるを云、今蒔繪と云物也、金貝と書たるもあり、金と青貝の事やうにも聞ゆれども、金書をかながいと云詞に付て、貝の字を假り用ひたる也、金と青貝とにて繪樣出したるは螺鈿と云也、されども切金と青貝にて、もやうすりたるを、俗に金貝と云るなるべし、

〔萬寶全書八〕蒔繪之物時代付目錄

一聖武時代、塗蒔繪唐物に似たり、至りて古代なる故、これを上代物と云、但し聖武時代の蒔繪物

にてはなし、されども東大寺などの經箱の身蓋等にかきたる物、世間に有て重寶と成、澤山なる物には非ず、

一上代物、時代物とは、後鳥羽院より以前を上代物と云、時代物とは、卽後鳥羽院の御代物をいふ、

一賴朝時代、後鳥羽院同時代なり、よつて時代物といふ、

一東山時代、時代物なり、此時代の蒔繪塗物梨地等、その外もろ〳〵の花香道具の類は、此東山殿〇足利義政時代、最上とするなり、

〔雍州府志土產六〕撒金具〇中略慈照院義政公嗜蒔繪器、硯筥、文臺、香合等、于今所殘、是謂東山殿御物、世人珍藏之、義政晩年閑居東山東求堂、故時稱東山殿、又或謂時代物、東山時代之謂也、然東山殿以前、高倉帝之時、既有撒金具、是爲上品、〇中略凡蒔繪具、高倉院時代之物今偶存、未知其以前始于何時也、

〔本朝世事談綺人事五〕蒔繪

梨地蒔繪は、高倉院の時代、偶あれども、その起所をしらず、上古の梨地は、土金といふものにて、金の位あし、專東山殿の頃よりの蒔繪すぐれたりとす、斯時分の器物を時代物と稱す、幸阿彌栗本兩家、奈良鈴木菱田榎本圓阿彌等を家とす、

〔蒔繪工程〕蒔繪の沿革

蒔繪の始詳ならざれども、聖武天皇の時、既に蒔繪ありしなり、かの奈良の寶庫に現存せる天皇の御太刀の鞘の末金鏤なるを見て知るべし、其の製は、今の研ぎ出し蒔繪のごとく、鳥獸草花を畫き、黑漆をぬりて研ぎだしたるものなり、孝謙天皇の時、平文、平脱文あり、これは今の金貝の如く、薄き金銀の板がねを嵌入せし漆器なり、醍醐天皇の時、蒔繪の業精巧にして、當時既に梨子地を製出せり、花山天皇の時、於幾倶知(おきぐち)を製出せり、これは蒔繪せし諸器の縁に銀、或は

鉛錫等を嵌入せしものなり、近衞天皇の時、禁中の諸器を金粉地にし、蒔繪螺鈿および五彩の硝子を嵌入せり、後鳥羽天皇の時、右衞少志紀助正および中原末恒等、蒔繪の妙手と稱せらる、源賴朝覇府を鎌倉に建つるにおよび、漆工其の地にあつまり、蒔繪を製出すること多し、仲恭天皇の時、京師亂あり、內匠寮漸衰へ、蒔繪をなす者亦稀なり、後花園天皇の時、明主工人を我國に來たし、蒔繪の術を學ばしむ、業成りて歸る、將軍足利義政漆器をこのみ、工人をして山水人物等の蒔繪を製せしむ、其の製極めて精巧なり、五十嵐某、當時の妙手と稱せらる、正親町天皇の時、天下大に亂れ、蒔繪の業また衰ふ、天正年間に至り、京師の工人、五十嵐道甫なる者、獨蒔繪に巧なり、後陽成天皇の時、豐臣氏干戈の餘暇、點茶をこのみ、漆器を製すること多し、中に蒔繪ものあり、頗精巧なり、後水尾天皇の時、德川氏天下を平治し、萬民業に安じ、蒔繪の業漸盛なり、本阿彌光悅當時の妙手と稱せらる、其の後古滿休伯、梶川某、山本春笑等輩出して、蒔繪の製、稍古に復せり、靈元天皇の延寶年間、八郞兵衞宗哲なるもの蒔繪を能くす、最やみ蒔繪に巧なり、東山天皇の元祿年間、蒔繪の業精巧なること、古今に冠絕せり、後人當時の蒔繪を稱して、常憲院時代蒔繪といふ、常憲院は、將軍德川綱吉公なり、其の頃の工人青海勘七なる者、一種の蒔繪を製す、卽金銀粉を用ゐざる漆繪なり、勘七波文をつくるに巧なり、世人これを青海波といふ、同天皇の寶永年間、緒方光琳なるもの、畫に巧にして蒔繪を能くす、其の製頗風致ありて、一家をなす、これを光琳蒔繪といふ、又鹽見小兵衞政誠なる者あり、研ぎ出し蒔繪に巧にして、當時の妙手と稱せらる、中御門天皇の時家原自仝といふ者あり、能く蒔繪の時代を鑑定するを以て、高貴の寵遇を得たり、天皇の寬政年間、古滿寬哉、井上白齋、原羊遊齋、阿波の人桃陽齋等輩出して、蒔繪の業愈進歩せり、然れども其の製、元祿年間のものに比すれば甚劣れり、光格天皇の安政年間、海外の貿易を開きしより、蒔繪の輸出、最盛に工人日に多し、然れども其の製、寬政年

種類

間のものに比すれば、劣りて質甚堅牢ならず、明治以後妙手の稱ある工人は、柴田是眞、小川松民の二子のみ、是眞子は光琳風に巧にして、松民子は、古物を摸造するに巧なり、

〔名物六帖器財五髹飾瓷陶〕泥金畫漆(タカマキヱ)。。。皇明文則、張汝弼楊義士傳、宣德間、嘗遣人至倭國、傳泥金畫漆之法、以歸、楊塤從習之、而自出己意、以五色金鈿、並施、不止舊法純用金也、故物色各稱、天眞爛然、倭人見之、亦齰指稱嘆、以爲不可及、

〔江次第記聞〕平文之事

兼良公説ハ、白膠ニ唐花ヲホリタルヲ云、又高蒔繪ニ對シテ、平蒔繪ノコトヲ云ト、古キ說也、又神道ニテハ、一日晴ノ胡粉繪ノコトヲモ平文ト云也、又衣服文ニ平文ト云コトアリ、此ハ今云武者人形ナドノ衣服ノ如ク、文ヲ金ニテ押タルヲ衣服ノ平文ト云ナリ、

〔貞丈雜記八調度〕一漆塗の鞍、手箱、硯箱等の類の蒔繪に平文(ヘイモン)といふ事、古書にみえたり、是は高蒔繪に對して云詞なり、高蒔繪は繪を高くをき上げにする也、平文は高くせずして、常の繪のごとく平に繪を書たる蒔繪の事を云也、

〔秇苑日涉十二〕漂霞彩漆

漂霞彩漆、即塡漆也、黑漆爲地、以金銀彩漆、描山水人物花卉翎毛、再髹以黑漆、磨揩出、其文者、俗謂之磨出摸金(トギダシマキエ)。。。

〔名物六帖器財五髹飾瓷陶〕撒金(ナシヂ)。。　砂金(ナシヂ)　灑金(ナシヂ)

〔倭訓栞中編十七〕なしぢ　梨地の義、撒金或は灑金とみゆ、又梫金も是也、

〔雍州府志六土產〕撒金具略○中　金銀粉其麁者撒漆器、是謂梨地、斑紋似梨皮之謂也、

〔安齋隨筆前編四〕一塵地。。　チリヂとよむなり、今は梨地といふ、金の粉をちらしたるが、塵ノ地ニ積りたるに似たるなり、平塵地といふは、金の粉を厚く滋く透間なきなり、平の字は平等の意なり、俗に平ヲ一面といふにおなじ、薄塵地といふは、金の粉を甚少く薄く散して、あら〳〵と透間

製作

多く見ゆるをいふ、是は凶事の時の太刀の鞘などに用るなり、

〔七十一番歌合〕廿七番　左　　蒔繪士

いかけ地のところ〴〵のきり金の光ことなる秋のよのつき

〔安齋隨筆前編四〕一沃懸地　是は漆に金泥を交て、一面にぬりたるなり、沃懸は、ソヽギカクルと讀て、金をとろかして沃ぎかけたるがごとし、今俗にすり梨地といふなり、

〔貞丈雜記八調度〕一うるしぬりの器に、いつかけと云事あり、金泥にてぬる事也、沃懸と書て、いかけとよむ也、イツカケト云ハ略シ、イカケト云ベキナリ、沃の字はそゝぐとよむ也、そゝぐとは水などを打かくる事也、金泥にてぬりたる體、金をとらかしてそゝぎかけたる樣なる故、いかけと云なり、水などを打かくる事を、古はいかくると云し也、枕草子に、白き水いかけさせよともいはぬにとあり、又源氏物語まき柱の巻火とりをさへさといかけとあり、是にて知るべし、太刀のさやにも鞍にも、手箱などの類にも、沃懸地と舊記にあるは、地を金泥にてぬりて、其上にかながいする也、かながいとは、まきゑのことなり、今の沃懸地を今はすりなし地といふ也、箱のはた、香盒のはたなどに、金泥ぬりたるをのみいつかけと覺たる人有、物のはたばかり金泥ぬるを云にはあらず、沃懸とは金泥をぬる物體のことなり、

〔類聚名物考調度十一〕沃懸地　いかけぢ

此事甚わかりがたし、さま〴〵の説有、まづ梨地の事成ともいひ、又は別にこのしかた有ともいひ、かた〴〵わかりがたし、思ふに、今俗に文庫椀などのふちに、金粉おくをいつかけといふ、卽此事也、沃はそゝぐと訓て、水をはじきかくる事也、さらば箔をそゝぎかけてぬる事故、すなはち金粉地の事にて、俗には粉地ともいふ、その上に蒔繪したる物古代のものには多きなり、沃懸鞍太刀など、みなこの事也、

〔蒔繪大全〕描金之次第○中略

先書様はいせ漆に朱を合せて錬り、吉野紙にて四五遍も漉す、此漆にて何にても下繪を付る、其上をむらなき様に炭にて磨ぐ、其上を繪漆とて和らかなる漆あり、是にて下繪通りをぬる、扨粉をまく、遅く蒔時は粉漆に染かぬる、殊四五月比、又は八九月の比は、書く間に漆乾くなり、花など數々あらば、先少々書て粉を蒔くべし、筆の毛のやはらかなるにて、よく箒掛て漆を埋むなり、其上を百日紅の炭にて輕く磨ぎて、群なき様にして、其上をとのこにて又琢く也、其後芳野漆にて粉の上を巾ひ、紙をよく和らげて漆をぬぐひ、片時風呂に入て又取出し、吉野漆にて巾ふ、如斯する事五七數度也、是迄は花にても、鳥にても、其條計なり、此上を上繪を書べし、ふちをくゝり、或は花のしべ、鳥ならば羽毛等を書て、粉をまく、乾て後よく箒、吉野にて摺り、前のごとくに砥の粉にてすり、角粉にて琢く、角粉は指の腹に付て、光の出るまでみがくべし、果して光り出る上を、木綿にてよく巾なり、是迄蒔繪一通りの事也、此上に或は梨子地金貝青貝等を遣ふ一段、次にしるす、

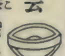
一高蒔繪は漆上げ錆あげ有り、先錆上げは砥の粉を蠟漆に雜て、下繪の通をむくりと上る、乾て砥にて磨く、(但し砥はかみそりど、ちいさきを割て用、)扨中塗とて澄うるしにて塗り、炭にて磨く、是より上は前のごとし、

一漆上げはいせ漆を蠟色漆に合て下繪を付る、隨分むくりと高く成様にもり上げて、乾かぬ間に銀ふんを振掛、筆にて箒かけて、漆を埋むべし、風呂へ入れよく乾きて炭にて磨ぎ、其上を吉野漆にて下繪の通り、割がきなども委く書て粉をまく、尤上々粉と云にしくはなし、よく乾て砥粉にて磨、角粉にて光を出す也、

一大摸様ならば錆上げ、小細の繪ならば漆上げ可レ然、又細き小草水の筋等は、三年も黏せたる吉野漆にて書なり、よく細き針金をならべたるごとくに、あざやかに分れよろし、此古き漆も黏漆とて、漆司の用意せる所也、

一光描金(ひかりなきゑ)は消し粉なり、粉は粉に落したるをいふ、消シ粉といふは粉にあらず、消し泥とて箔を鉢の中にして水にそゝぎ、指を以て摺消して泥となす、泥と粉とは初より各別のもの也、漆にて書て其上に蒔て磨かずしても光あり、依て名く、蒔て後は吉野にてすりみがくこと前に同じ、花ならば是も上繪を書て、粉をふり磨ぐ事同じ、砥のこにて琢くべし、○中略

一梨子地は粉のあら粉なり、品は前に出す、下を繪漆にて梨子粉を竹の管に入て、思ひのまゝに振なり、

〔萬金産業袋〕三蒔繪の仕樣總じてまきゑの事、もとは只一道にて、しかもまたその品多し、しかれども細工は上品下品とわかるとも、畢竟下をうるしにて書て、その漆の干加減を目利て粉を鈆は作字まく事なれば、手垂も手拙(つたな)も事は同じかるべきか、たとへば長持、簞子、御厨子棚などの大きなるには、から草から花等の花形、大ざはやかに仕たて、または印籠香合の類に至りては、目にも見わけがたき程に手をこめてかく事ぞかし、筆は上の卷にいふ所のまきゑ筆、猫毛、狸、こんくはいを用ひて、地ぬりをする、地塗とはぼたんの花をかく時は、まづぼたんの花なりを陽(べた)にぬり、しばらくかはかし、扨ねづみのひげ筆にて、右の花形のふちをくゝり、花のしべをほそく書わり、ふろへいれ、その漆のしゝ干したる時、取出し粉をまく也、まきやうは、唐綿を一つまみ程かためて丸くし、粉をよきころ綿にうつし、右のうるしのうへを、ずいぶんかろく指さきにてたゝくなり、手の輕き若き人の蒔たる粉は、金の光生て、しかも粉の目すくなく入ル、また老人の手の重く蒔たる粉は、ひかりあしくむらつく也、まきゑは此ふんのつかひやうこそ簡要なれ、あるひはさびあげ、高蒔繪、ふんだめ、とぎ出しなどいふも、みな地ぬりの漆のかげん、高まきゑは地ぬりにて置あげ、磨出しはふんのうへに漆をかけ、炭とぎにとぎ出したる也、扨爪盤(つゝはん)と云如此の物を、水牛にてこしらへ、左の大指の爪の上にはめて、これに繪うるしをいれ、右の季指(こゆび)をその畫道具にとく

と付て裁尺とし、筆を居てかく也、若輩ゟ眼鏡をかくるも、全體眼力のつくる業ゆへ、ひとつはまた至て細かき所作の手際なれば、少しにても筆の狂ひなく、揃せんがためなるべし、近代櫛かうがい、あるひはきせるのらう竹などに、けやけき蒔ゑはやり出て、しかも價下直なれば、何人の勘をつくるにや、蒔ゑうるしに樟腦をいるれば、漆のあしよはく、筆の自由になる事、たゞにかわか、ふのりゟなを安く、漆うすく付ゆへ、大分ふんの入、目ちがふ、本ふんならず、けしふんでいふん等にても、いかにも光よく、當然の景氣、素人の目にては、結句本ふんゟはすぐれたるやうに覺ゆる、けしふんでいふん、尤金は金ながら、もと箔にて製したるふんなれば、ふんめ壹匁にて、ねだんは大かた、本ふんもけしふんも同じ位か、まだ少し、けしふんの方が高直にも付ほどなれども、大ぶんにふんの延よく、本ふん目壹匁にて、さし櫛百枚出來る物なれば、右のけしふん泥ふんには、百五十枚も貳百枚も出來るがゆへ、草なる品には、みなこれを用ゆる也、銀ふん、或はしんちう、鉩でいふん、みなこれらも草なる品には用ゆる、いづれのふんいづれの蒔繪にても、書やう右の外に品なし、又かき合せ花塗の硯ぶた等に、色繪といふあり、朱うるしせいしつ黄うるし等にて、打付ヶ書に光琳のきく花薊なんどをかく、一ツ筆にてせいしつの中へも入レ、朱漆にもそめ、ゑのぐいく品にても筆一本にて濟ム、朱うるしの筆にて黄漆をつかふに、その朱と黄漆、ひとりとくま取に成て面白し、それにも所々に、一トむらづゝふんをもまく也、これ蒔繪ながら、まづ色繪と品わかちあり、尤繪のよきとあしきは、その銘々の手垂にあり、此外ふんだめ、活懸類も、うるしのかげんにてふんをまく、梨地金は段付にて、あらきと細かきをわかつ、蒔やう是も漆のうへに、梨地ふりといふに、なし地をいれ、下ぬりの漆のしゝ、干ロにまきよくからし、そのうへにまたなし地消といふ漆をうすくぬり、根からなし地をぬりけしてふろにいれ、よくかれての後、かしは炭にて水とぎに磨出す、ゆへに打見には、なし地の金はあらきやうに見ゆれども、撫て見てみぢんも、その

なし地の手にさはらぬにて知らぬべし、梨地段々品多し、銀なし地、これも見ては香色にさびて銀とは見へず、右のごとく漆にてぬりけし、とぎ出したるがゆへ也、

〔東大寺獻物帳〕金銀鈿莊唐大刀一口（刃身長二尺六寸四分、中略）鞘上末金鏤作

〔工藝志料七〕蒔畫

上古ノ蒔繪ノ今日ニ存スルモノハ、大和國ノ奈良ノ東大寺ニ藏スル所ノ、聖武天皇ノ太刀ヲ以テ最舊物ト爲ス、此ノ太刀ハ、天平勝寶八歲、（一千四百十六年）孝謙天皇ノ東大寺ニ納ル所ノ文書ニ、太刀一口鞘ノ上末金鏤ト記セルモノ、卽是ナリ、而シテ當時未蒔繪ノ名アラズ、其ノ製タルヤ、先黑漆ヲ以テ鞘ヲ塗リ、其ノ上ニ稜角アル（今ヤスリ粉トイフ）金末ヲ以テ、鳥獸花卉ヲ撒キ、再ビ黑漆ヲ以テ之ヲ塗リ、而シテコレヲ磨出セシモノナリ、（後世ニ所謂磨出シ蒔繪ノ製ノ如シ）其ノ形狀甚奇古ニシテ、粽術モ亦大ニ後世ノモノト異ナリ、又同寺ニ寄附スル所ノ獸形、蔦形、草形ノ平文ノ太刀アリ、當時精好ノ漆器ハ、多クハ金銀ノ平文（平文或ハ平脫文ト稱ス、方今金銀金貝ト稱スルモノニ同ジ、其ノ製薄キ金版ヲ以テ、種々ノ花草ヲ透雕シ、漆器ニ嵌スルナリ、當時ノモノ數品、今尙東大寺ノ寶庫中ニ傳レリ、）ニシテ、末金鏤甚尠シ、其技術ノ未精良ナラザリシコト、以テ見ルベシ、

〔延喜式十三圖書〕御佛名裝束

御持佛一龕、蒔繪案一脚（已上在內裏、便供奉、但寮供紙花香料、金銅花盤二口、火爐一口、）平文案二脚（一脚立左、奉案置餝物佛一基、水精塔形一基、一脚立右、牙作一基、）

〔續日本後紀十九仁明〕嘉祥二年十月癸卯、嵯峨太皇太后（仁明母后嘉智子）遣使奉賀天皇卅寶算也、其獻物、黑漆平文厨子十基、（盛綵帛、下略）

〔本朝文粹十四諷誦文〕淸愼公（實賴）奉爲村上天皇修諷誦文　菅三品（文時）

敬白請諷誦事三寶衆僧御布施（中略）

金銀蒔繪匣一合（花足机井下机○下略）

〔大鏡五太政大臣伊尹〕この花山院は、風流者にこそおはしましけれ、（○中略）御てうどもなどのけうらさこそ、えもいはず侍けれ、六宮のたえいり給へりし御誦經にせられたりし御すゞりのはこ見給へき、かいぶに蓬萊山、てながあしながなど、こがねしてまかせ給へりしこそ、かばかりのはこのうるしつき、まきゑのさま、くちをかれたりしやうなどの、いとめでたかりしなり、

〔榮花物語二十七衣珠〕おほみや（○一條后上東門院藤原彰子）この月（○萬壽三年正月）のうちにおぼしたゝせ給、（○中略）みづしどものまきゑには、みなほうもんをまかせ給へり、いはんかたなくみどころあり、たうとし、御ぢぶつのありさまなど、いふもおろかなり、

〔今昔物語二十四〕參河守大江定基送來讀和歌第四十八

今昔、大江定基朝臣參河守ニテ有ケル時、世中辛クシテ露食物無カリケル比、五月ノ霖雨シケル程、女ノ鏡ヲ賣リニ、定基朝臣ガ家ニ來タリケレバ、取入レテ見ルニ、五寸許ナル押覆ヒケル張筥ノ沃懸地ニ、黃ニ蒔ルヲ、陸奥紙ノ馥キニ裹テ有リ、（○下略）

〔小右記〕治安三年六月十七日己酉、蒔塗三人給祿、（一人絹三疋、二人各二疋、）今唐櫛筥櫛筥一雙硯筥等蒔了、

〔春記〕長暦四年（○長久元年）十一月廿三日甲戌、今日故中宮第一女宮著袴日也、（○中略）件御膳御臺六本、皆蒔繪也、又有大小盤等各四枚云々、同蒔繪有置口等、

〔中右記〕嘉承二年十一月廿五日丙子、先朝（○堀河）朝干飯方御調度一具被渡内、是御卽位日依可被具大極殿也、件御調度、内裏初新造之後、渡御之日行事所調進之、竹相蒔繪調度也、

大治四年三月廿七日、八幡璽御筥繪樣蒔海部之由、先日俗別當兼孝所申上也、而猶依不審、今一度可令實撿之由、付頭辨奏之處、仰云、（○崇德）入內殿臨時奉見之事有憚、只付先日申旨可令用海部之由所被仰下也、件旨下知行事左少辨了、但只用海水鳥松樹、不可蒔魚類之由所下知也、

〔兵範記〕仁安三年十二月十日丁酉

大嘗會悠紀所　注進　制御調度事

御冠筥二合白鑞置口螺鈿、赤地唐錦折立、菊蒔繪文〇中略　塗硯筥一合菊蒔繪螺鈿〇中略　掻上筥一合菊文蒔繪〇中略

三階御厨子一雙菊蒔繪螺鈿〇中略

仁安三年十二月十日　左史生中原國經上

〔禁秘御抄上〕朝餉

硯筥、螺鈿厨子二脚、非螺鈿、只近代蒔繪、或以薄押、〇中略凡御調度等、近代蒔蠻繪、白又以白薄押蠻繪、是無其謂、文只可在時議、堀河院御時蒔桐竹、蒔黃

〔室町殿行幸記〕永享九年十月廿一日行幸〇後花園

常御所御具足注文〇中略

御まくら二つい、沈まきゑ、〇中略　御鏡臺まきゑ、中に色々入、　御ゆするつき銀臺まきゑ　御さうし箱蒔繪、中に色々入、　御はぐろみの箱まき繪、中に色々入、　御はんざうだらひまきゑ　御あしのたらひまきゑ　御けんさん金臺まき繪〇中略　銀御ちやわん三大小、臺まきゑ、〇中略　御茶器一まき繪　御宏きろう一つい、まきゑ　御こうのはこまきゑ

〔戊子入明記〕應仁二年

渡唐御荷物色々御要脚〇中略

一龍御太刀　二振御鞘梨地、御紋雲□□□白減金御帶取、紫□箱朱、　一御硯箱　一梨地、御紋月水、水入岩白カ子、錐小刀黒柄御海水、　一御

扇箱　一黒地、上ニ龍蒔繪、御扇百本入、皆エリボ子、　一御書箱　一朱塗、御紋龍蒔繪、同御書裏紗、御書紙五枚、

〔善隣國寶記中〕文明四年壬辰遣朝鮮國書〇中略

別幅〇中略　蒔繪硯匣壹箇

〔秀嶺夜話〕東山殿〇足利義政時代に至り、蒔繪もことの外精巧のものいでしが、就中世に名高きは、御所の蔦の細道の文臺、法隆寺千鳥の文臺なり、これ皆東山殿の御物數奇にて、まかせ給ひしものなりとぞ、

〔槐記〕享保十一年十月廿日、御家〇近衛ニ物かわノ香合トテ、天下ノ名物アリ、何時ゾ御見セアルベシ、是ハ東山義政ノ重器ノ一ツナリシヲ、御先祖ヘ進上セラレシ物ナリ、形ハ二寸バカリニ、二寸五分バカリノスシアカニテ、甲ニ雛ノ雌雄ヲ銀カナガイニテ入、蓋ノウラニ鐘樓アリ、兩方ニ環アリテ緒ヲ付タリ、環付ヲ銀ニテ、一方ニ物、一方ニかわトアリ、古風ナル物數奇ナリ、此香合ト、牧溪ノ三幅對ト、時雨ト云名壺トヲ贈ラレシガ、掛物ト壺トハ先年ノ火事ニ燒失ス、香合バカリハ今ニ傳レリ、一旦後西院ヘ獻上セラレシヲ、御家ノ道具ナレバトテ、准后ヘ又進ゼラレシトナリ、是ニ付テ古キ蒔繪ノ道具ヲ源平ト云、其次ヲ東山ト云、其次ヲ信長太閤ナド云、家原自仝ハ、蒔繪ノ目利ハ、天下ニ並ビナキ者ナリシガ、毎ニ云、源平ト東山トハ、凡ソ三百年隔レリ、其間二百年ノ物ニソレ〲ノ次第アリ、是ヲ知ラザレバ目利ハナラズ、此香合ナド東山ヨリ御家ヘ獻ゼラルルニ、牧溪ト時雨ト皆古キ物ニナラベテ、此香合バカリ東山殿モノズキニテ、新ク拵テ、獻ゼラルベキヤウナシ、東山殿モ古キ物トテ重寶ノ餘リナレバ、其前百年モ以前ノ物ト見ヘタリト申ス、尤ナルコトナリ、

〔秀嶺夜話〕高臺寺蒔繪

高臺寺蒔繪とて、世人の賞翫するものは、東山高臺寺の須彌壇に施せる花筏の蒔繪なり、今これを棗、爐緣などにうつしてまかするに、甚優美にして、よろし、これは元高臺夫人〇豊臣秀吉夫人の好みに出しとなん、

〔瓢翁夜話二〕初音の御棚

工具

世に初音の御棚とていひはやすものは、わが隨龍公（光友〇尾張）の御簾中に、三代將軍家光公の御長女千代姬の御入輿の時、御祝の御道具とて、寛永十四年、幸阿彌十代の長重といへる蒔繪師に仰付られ、三年目に仕あげられたるものなり、繪樣は濃梨地に源氏初音の卷の、とし月をまつにひかれてふる人にけふうぐひすの初音きかせよ、といへる歌意よりとれりとぞ、其御道具は、

御厨子棚一　御書棚一　黑棚一　亂筥一　眉作筥一

〔蒔繪大全五〕描金之次第

描金の具は、第一金粉（上中青大燒同消各あり）鑢粉（金銀鐵銅）梨子地（未塵、平目、形部、同銀、〇中略）漆（ふうろし、よしの、ろいろ、いせ、せしめ、うはすみ、文字不詳、）朱（和朱、光明、辨柄、）青漆（井求黃、雌黃ノ青黛、）炭（百日紅さるすべり也、つばき、ほう、ちしや、）砥粉　角粉　筆（鼠、うさぎ、たぬき、）凡此中を不出、物に應じて是を用る、委は其道の傳得べし、

〔蒔繪工程〕蒔繪に用ゐる諸漆類

吉野漆　すり漆に用ゐるなり　梨子地漆　なしぢ平目の類に用ゐるなり　蠟色漆　蠟色塗に用ゐ、又紅がらを入れて繪漆に用ゐ、又灰ずみを入れて高蒔繪に用ゐる、　せしめ漆　下地に用ゐ、地鏽に用ゐる、　朱漆　朱漆はすべて色漆に用ゐる、

此の他、ため、上花、上中、生正味、塗立等の諸漆を用ゐるなり、

〔萬金產業袋三蒔繪の仕樣〕粉の品は、上々ぶん、上ふん、燒ぬき、江戸ふん、小判やすり粉、やきがねやすり粉、青ふん、銀ふん、けしふん、でいふん、ちうでい、しんちう等也、本粉の製しやうは、その地金、何にてもやすり粉にし、製し場には、あつきしぶ紙、つくり皮などをしき、うへには母衣のごとくなる物を、竹ほねにて紙張にこしらへ、その內に鋼鐵の小板盤をすへ、それに右の粉下地を置、同じくはがねの太き長サ五寸計のはりがねを橫にし、ひたもの向へ〳〵とまろばかす也、此所作、おとこの力にては、結句つよくてあしきにや、多くは女の所作とす、盤ゟ下にこぼるれば、兎の手にて

はきため〳〵、また盤のうへへうつし、右の針がねにて帆る、うさぎの手にてはく事、されば金は陰精にして重し、兎また陰分を司る獸なれば、金をはくには、兎の手を好む事、みぢんにても金氣を他に遯ず、よく寄るの妙有ゆへ、金商賣の家にては、皆兎の手を用ゆるとぞ、粉のふるひは、常の藥種ぶるひとは格別ちがひ、異形なるもの也、絹も精好の上品にて張ル、あるひは糯子の切なんどを用ゆるもあり、扨けんふんといふは、繪師、經師の製する、泥のけしやうに似たれども、右の泥は、箔を中指と無名指の腹にて鉢にすり付ヶ、數千べんを重ね、細末してつかふ、爰のふんのけし樣は、でい屑とて箔くずあり、それを一度に、何百何拾匁も消す事なれば、中々指さきにて消がたし、殊更泥くず、至極かさ高なる物なれば、手にて抓み、にかわに合せ、大きなる鉢へ手のひらにて摺つけ〳〵消す事也、ずいぶんけし〳〵てこまかく成し時、大ぶんに水をいれ、火にかけて膠氣をとる、常にかわづかひの泥とちがひ、みぢんにても、にかわ氣あつては漆に合ず、黑みいづる、よつて如此して、ずいぶんと膠氣をとる事也、でいふんといふも、製法は同じけれども、これは箔にて製するなれば、少シはけしふん〳〵は上品也、此外、江戸ふん、燒ぬきなどいふは、本ふんの製法にて、色のかはりたるまでの事、なし地、やすり粉は、みなやすりこ仕たて也、

〔蒔繪工程〕蒔繪に用ゐる金銀粉および金貝靑貝の類

上々粉　薄朱粉　燒金極微塵　燒金微塵　燒金花子　燒金微塵常　燒金常　靑粉　小判

微塵　小判極微塵　小判花子　小判微塵常　小判常　錫粉　赤銅粉　銀粉　銀極微塵

銀微塵　銀花子　銀微塵常　銀常

燒金刑部平目（平目梨子地の類に用ゐる）　同大一平目　同大二平目　同大三平目　同常三平目　同小三平目　同さき平目

〔萬金產業袋一〕まきゑ筆は漆にあふ事を專とす、右にいふ、たぬき、こんくわい、猫毛、ねづみの髭等

にてゆふ、一トしほをどりをよくかけて、元を麻糸にてくゝり、小軸大軸にいる、筆なり、ながくして置キ、繪漆にいれ、程よく引入引出してつかふ、狐、狸、猫毛は多く地塗につかひ、細繪、書わりには鼠をつかふ、

〔明和新增京羽二重三〕蒔繪筆
柳馬場二條下ル町　村田九郎兵衛　同通竹屋町上ル町　村田治兵衛

螺鈿工

〔山槐記〕元曆元年八月廿二日戊寅
一通　大嘗會主基所定繪師幷雜工事〇中略
螺鈿工右兵衞府生源重直

〔管見記〕正和四年四月廿五日、日吉神社造替事、
大宮貝摺安弘　二宮貝摺安弘　聖眞子貝摺安弘　八王子貝摺安弘　客人貝摺泉長　十禪師貝摺安弘　三宮貝摺安弘

〔七十一番歌合〕廿七番　貝磨
この太刀のさやは、ばくたいのかひが入べき、

〔人倫訓蒙圖彙五〕青貝師　青貝は二條川原町をはじめて、其外所々にてこれをするなり、これをかいとりて、諸のゑやうをつくり器につくるなり、塗師外にあつて、これをえて地をぬるなり、所所に住す、

〔伊呂波字類抄眞雜物〕螺鈿音電如音以寶飾器

〔書言字考節用集七器財〕鈿螺韵會、鈿金花飾也、　螺鈿見韵會、泊宅編、

〔名物六帖器財五髹飾瓷陶〕螺鈿正字通、說文鈿金華也、六書故金華爲飾田田然、螺鈿婦人首飾、以翡翠丹粉爲之、按螺鈿以海螺劈片爲飾、故曰螺鈿、正字通誤、　螺塡方勻泊宅編、螺塡器本出和國、物象百態頗極工巧、非若今市人所售者、按中國有螺塡、觀明人小說、似元明時傳自我國、方勻在宋紹聖後、而其言如此、則傳中國已六百餘年矣、　蜔嵌遵生八牋、有漆蠶、砂

金、蚫嵌、堆漆等製、又香几面、以金銀蚫嵌昭君圖、精甚、

〔倭訓栞前編三十七〕らでん　源氏に見ゆ、螺鈿の音也、俗にあをかひといふ是也、螺鈿劍は節會以下諸公事に、大臣公卿帶せり、雲客は節會の外は用ゐず、紫柤地に、孔雀、鸚鵡等を、螺鈿金貝にて摺れり、柄は水精瑠璃の飾、帶取は藍革紫革也、樋螺鈿は鞘は蒔繪にして、樋內を螺鈿にする也、蒔繪劍、螺鈿劍と通用して帶する由、峯關白の記に見えたり、

〔訓倭栞前編二〕あをがひ　青貝の義、螺鈿をいふ、泊宅編に、螺鈿器本出倭國と見えたり、

〔倭訓栞中編四〕かながひ　大雙紙にみゆ、金貝の義、石だゝみをかながひにて入と見えたり、金かながひ、銀かながひなどもいふめり、貝は青貝をいふ也、

〔秇苑日涉十二〕螺鈿

鈿音田、或作鎮鐲、婦人首飾曰花鈿、曰金鈿、以金銀嵌器物曰鈿金、以螺蛤曰鈿螺、說文曰、鈿金華也、方密之以謂副笄之副、乃如今之花鈿、所謂鎮蔽髻也、自魏有七鎮蔽髻、晉皇后十二鎮、隋志作鈿、六典、中尙書七日進金鈿七孔鍼、六書故曰、金華爲飾田田然、庾肩吾詩、紫鬢起照鏡、誰忍去金鈿、此皆首飾之鈿也、○中略　又字彙補曰、蚼音甸、帝城景物略曰、方信川之螺蚼、遵生八牋曰、宣德有塡漆器皿、有深霞砂金蚼、嵌堆漆等製、亦以新安方信川製爲佳、蓋鈿俗作甸、遂譌加虫傍耳、方勺泊宅編作螺塡、○中略　泊宅編曰、螺塡器、本出倭國、物象百態頗極工巧、非若今市人所售者、而今此方所製、殊不及漢渡者、蓋其所用螺蛤、品類不一、而佳者絕不產此方、故工雖有巧者、必取漢產螺蛤製之、法以螺片如紙、淹醯醋中一夕、螺乃始受刀、欲紅光者、以胭脂染其裏面、欲翠光者以黛綠、漢產螺、四向皆有光、國產者一面有光耳、一種厚、而白如膩者、最爲難得、五國故事曰、以綠鈿刷隔眼、糊以紅羅、綠鈿卽今所謂青貝也、

〔類聚名物考調度十一〕螺鈿　らでん　すりがい

螺鈿とは、今俗に云青貝にて、古きものには、かひすりたる鞍などいへるも、貝細工は、木地へほり

入て、地さびをして、上をすりみがきとぎ出せば、摺貝と云也、螺は介の名にて、鈿は字書にも、金華飾と有は、金貝蒔繪の事なり、青貝に金銀銅の切金入しをすべていひて、まづは螺字を本體とすれば、青貝細工と見てよし、又案に、螺鈿は、今俗にいふ青貝ふせ也、鈿は飾の事也、一切經の中に、大聖文珠師利佛刹功德莊嚴經卷中の、希麟音義七卷云、鈿飾、上堂練反、韻集云、以寶瑟鈿、以飾器物也、下昇織反、考聲云、椎飾也、文字典說修飾、古今正字從巾飤、聲音似と見えたり、

すりがひ

摺貝　すなはち、螺鈿裝也、今俗に青貝といふ、この介は、ふせてうへをぬりて、さてすり出す物故にかくいふならん、物には、貝すりたる調度なども見たり、

〔貞丈雜記〔八調度〕〕一螺鈿の事、螺は青貝、鈿は切金也、又青貝ばかりをも螺鈿と云なり、又古書に貝を摺るとあるも螺鈿の事也、金貝と云も螺鈿の俗稱也、金貝鞍〔太平記、建武式目追加、室町記〕等に見たり、金貝とて別にはあらざるべし、切金と青貝にて飾りたるなるべし、山岡浚明が名物考に云、螺鈿今俗に云青貝の事にて、古き物には、貝すつたる鞍などいへり、鈿は飾也と云り、されど螺鈿の本儀は青貝と切金也、壺井義知云、螺鈿本儀は金ト貝ニテアルベケレドモ、皆貝計ヲ用テ螺鈿ト云例也云々、鈿ハ玉篇ニ曰、徒練切、金花也、又鈿、字彙云、金華飾、又螺鈿云々、

〔安齋隨筆〔前編一〕〕一螺鈿　器物の飾に青貝をツケたるを云、鈿とばかりいふは、金にて華形などを作て付たる也、螺鈿といふは、金にて華形などを作る如く、螺貝にて華形などを作り貼る故、螺鈿と云、螺を鈿にするといふ事なり、金鈿と交て飾りたるは金螺鈿ともいふべき歟、器物の飾に貼るのみならず、笄などの頭に、金にて華形などを作りたるも鈿と云也、〇中略貞丈云、唐土の青貝は、色美ならず曇りて見へ、其製漆地より青貝高く出たる多し、琉球の青貝は、色美にて光彩强し、其製漆地と共に平也、貝を用るに、紅紫綠紺の色をわけてつかふ也、其細工唐人の及ばざる所也、

又日本の青貝は、鮑貝を用ふるゆへ、うね〳〵としたる理(キメ)見ゆる也、琉球貝うねうね見えず、琉球の青貝はヤコ貝といふ物を用ゆ、屋久ノ嶋より出る貝也、丸く細長し、青貝の色に光る所あり、白き所あり、白き所は巾着などの緒ジメの玉に作る物也と、薩摩人の談也、其人の所にかのヤコ貝を手水鉢にして置たりと云、大なる物也、

〔陔餘叢考 三十三〕螺塡

髹漆器用蚌蛤殼、鑲嵌象人物花草、謂之螺塡、呂藍衍言鯖謂、牂牁蠻國、其王號鬼王、其別帥曰羅殿、在貴州界內、世用其蛤飾器、謂之羅殿、此說非也、今貴州水西一帶、卽羅甸鬼國、余嘗官其地、皆崇山峻嶺、並無江河、安得有蚌蛤之屬、此器多出自廣東沿海一帶、按方勺泊宅編謂、螺塡器、本出倭國、而藍衍訛爲羅殿、而附會之誤矣、周密駕幸張府記、宋高宗幸張循王府、王所進有螺鈿盒十具、又癸辛雜識、王櫨詔賈似道、作螺鈿卓面屛風十副、圖賈相盛事、如鄂渚守城、鹿磯奏捷之類、賈相乃大喜、則螺塡當作螺鈿爲是、

〔蒔繪大全 五〕描金之次第

描金の具は、○中略 金貝(金銀錫切金) 羅電(アヲカイ)(青貝、赤貝、九穴、不滅、琉球、○中略) 凡此中を不出、物に應じて是を用る、委は其道の傳得べし、○中略

一金貝下地の繪を鑄あげにして、花などのしべをねうるしにて書、其上に金銀の金貝を張て、小刀の先にて、繪の外にあまりたるを製(たち)とる、又下繪に細筆なく、金貝の上に金の上繪をとるも同じ、磨様同じ、金貝のふちを漆にて書て粉をまく、左なくては金貝まくれやすきなり、

一切金はかな貝の細にしたる也、葉木岩山などならべ付ル、

一青貝は厚きは地鑄より先に付る、薄き貝は跡に付てもよし、貝の上を一面に漆にて塗込、砥にてとぎ出す也、其外描金前に同じ、

〔蒔繪工程〕蒔繪に用ゐる金銀粉および金貝靑貝の類

靑貝(以下螺鈿に用ゐる)　赤貝　九穴　不滅　琉球　鑢粉(金銀銅鐵あり)　金貝(以下金貝に用ゐる)　銀　金　貝(錫鉛の金貝もあり)

本ねぢ(即金貝にして、あつき方なり、研ぎ出し蒔繪に用ゐる、)　切金　並ねぢ(切金に用ゐる)　きめつけ(即蒔き金貝にして、下等の蒔繪に用ゐる、)

〔東大寺獻物帳〕螺鈿紫檀琵琶一面(綠地畫捍撥、納紫綾袋、淺綠臈纈裏、○中略)

螺鈿紫檀五絃琵琶一面(龜甲鈿捍撥、納紫綾袋、淺綠臈纈裏、)

螺鈿紫檀阮咸一面(綠地畫捍撥、納紫綾袋、淺綠臈纈裏、○中略)

圓鏡一面、重大七斤五兩、(徑一尺二寸九分、平螺鈿背、緋絁帶、漆皮箱、緋綾覆盛、)

〔權記〕長保六年(○寬弘元年)三月十六日庚子、樋螺鈿長劒、直八十石、道佛師康尙許、四天王像料也、

〔榮花物語(御賀二十)〕いろ〱のおりもの、にしきからあやなど、すべていろをかへ、てをつくしたり、

そでぐちには、しろがねこがねのおきぐち、ぬいもの、らでんをしたり、

〔類聚雜要抄(二)〕立調度例

長元二年四月二日庚寅、關白左大臣(○藤原賴通)移御白河院、御調度蒔繪螺鈿沃懸地、

〔水左記〕承保四年七月廿三日辛未、早旦參高倉殿、今日御逆修御念佛始也、(○中略)奉安三尺皆金色阿彌陀三尊像、(像有佛壇、彫唐牙象鑲螺鈿、○中略)又有前机立磐臺、皆鏤螺鈿也、

〔觀世音寺資財帳〕嘉保□年寶藏實錄日記

第十六韓櫃(○中略)　又別納螺鈿鞍骨一口(○中略)　別當覺命施入者

〔類聚雜要抄(一)〕仁和寺殿競馬行幸御膳幷御遊酒肴事(保延三年九月廿三日、伊與守忠隆奉行、)

御膳　御臺二本　大盤二枚　中盤一枚

已上紫檀地、菊螺鈿被鶴松蒔摺之、在伏輪、

〔吾妻鏡(九)〕文治五年九月十七日甲戌、寺塔已下注文曰、(衆徒注申之)

一關山中尊寺事〇中略

金色堂上下四壁內殿、皆金色也、堂內排三壇、悉螺鈿也、

〔蔭戒記〕正長元年八月十七日丁酉、今日被行稱光院五七日御法事、〇中略登御堂南面階徘徊、西面方依被儲殿上座也、御堂、東面之七間、此外有南北庇、合九間、相加東西庇奥五間、安置九體阿彌陀尊像、佛壇井柱等皆摺貝、天井有金銅金物、

〔雍州府志七土產〕青貝　螺鈿之所用、二條河原町人家磨之、賣漆匠家、阿蘭陀不滅貝、幷琉球貝、是螺鈿之上品也、古代器物、木地螺鈿、悉用斯貝、今多磨石决明、千里光貝而用之、古器多木質而不漆之、直施螺鈿、是謂木地螺鈿、高倉院時、既有此製、其始未知始于何時、

〔先民傳下〕青貝氏長兵衞、能爲螺鈿給食、前是邑〇長崎無此工、自長兵衞傳之華人、而後知造焉、

古事類苑

産業部十五

染工

名稱

染工ハ絲又ハ織物ヲ染ムル工人ヲ謂フ、而シテ紺ヲ以テ染ムルモノヲ紺掻ト云ヒ、紅ヲ以テ染ムルヲ紅師ト云ヒ、紫ヲ以テ染ムルヲ紫師ト云ヒ、此等ヲ總稱シテ染物師ト云フ、紺屋ハ本ハ紺掻ノ家ヲ謂ヘド、後ニハ汎ク染物師ノ家ヲモ謂ヘリ、大寶令ノ制、織部司ニ染戸アリ、内染司ニ染師アリ、又後ニハ染殿アリ、大宰府ニ染物所アリ、鎌倉幕府ニモ亦染殿アリキ、徳川幕府ノ時ニ至リテハ、各地織物ノ術大ニ開ケシヲ以テ、此術モ亦隨ヒテ大ニ進歩シ、各種ノ染法、盛ニ發明セラレタリ、凡ソ織物ハ絲ヲ染メテ後ニ織ルモノト、織リテ後ニ染ムルモノトノ別アレドモ、纈ハ織リテ後ニ之ヲ染ム、纈ニハ夾纈アリ、蠟纈アリ、後世之ヲ卷染、括染、又ハ絞(シボリ)ナド云ヒテ、頗ル巧妙ナルモノヲ出スニ至レリ、形付モ古クヨリアリシガ、徳川時代ニ及ビテハ、友禪、小紋等亦麗妙ノモノ多ク出デタリ、

織物ヲ練リ、又之ヲ張リ、之ヲ打ツ等ノ術アリ、又蠟引アリ、今因ミニ篇末ニ附載ス、

〔和爾雅 三人物〕染匠(ソメドノ)〇染人、染工並同、

〔易林本節用集 曾〕染物

〔京都土産 一〕染物　地染は水にもよるか、藍色等別て見事なり、絣板〆等、手際も宜敷、直段も下直なり、其内紅染司は烏丸上長者町小紅屋和泉掾、室町丸太町上ル中村屋善兵衞等、其染物師は、四條

職司工人

室町西折鍵屋作兵衛、同長刀鉾町飛驒屋藤兵衛抔、別而宜敷趣なり、扨又萬染物悉皆といふ看板所々に見ゆ、右は藍染等之一色にあらず、形付摸樣等、こと〴〵く皆染るといふ看板之由なり、

〔運歩色葉集古〕紺屋。。紺掻。。

〔雍州府志八古蹟〕悲田寺〇中略　如今紺屋爲染屋之通稱

〔人倫訓蒙圖彙六〕紺屋　紋付品々色摸樣を染る、當世茶屋染有、大夫染、吉長染等は別家にあり、これを染物屋。。。といふ、又菅原染、うこんぞめ是をなす、

〔人倫重寶記〕むかしの砂牟羅、中比の正平、吉長、友禪ぞめ、今の世の遠山、夕暮、ぼかし染ハ、奥のしのぶずり、蜀江のにしきにもまさりて、次第に紺屋も上手になれり、

〔雍州府志七土產〕紅梅〇中略　染家謂臙脂屋、〇中略　又唐染、遲遷染、佐羅佐染、紫染、梅染、茶染、紺屋染、茶屋染、吉長染等、各有染之家、茜染幷紫染者、山科多染家、

〔令義解一職員〕織部司
正一人、掌織錦綾紬羅、及雜染事、〇中略　染戶。。

〔令集解四職員〕織部司
穴云、雜染謂織所染物也、伴跡云、隨用此司受糸雜染耳、內染司爲供御也、然則此司在染戶、廣絁布等染耳、撿跡記無此文、〇中略　古記云、別記云、〇中略　緋染七十戶、役日無限、染絁無定、爲品部取調免徭役、藍染卅三戶、倭國廿九戶、近江國四戶、二戶出女三人役、餘戶每丁令採薪、爲品部免調役、以上釋無別織手等一二人在司上、多在國織進耳、

〔令義解一職員〕內染司謂此司無監使丁者、以官奴婢充、

正一人、掌供御雜染之屬、佑一人、令史一人、染。。師二人、使部六人、直丁一人、

〔令集解五職員〕內染司

釋云、以官奴婢充駈使丁也、古記與釋同、件云、古記云、此條內字者織部司職掌雜染事、故有內字耳、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

停止并減定諸司等才長上事（中略）

縫殿寮　染師二員　右並停止（中略）

以前被右大臣宣偁、奉勅、件司等才長上數停止并減定如件、永爲恒例、

大同三年十二月十五日

〔延喜式十五內藏〕雜染（中略）

紫染綾一百疋（中略）

右每年起二月一日至五月卅日、依件染畢、以寮仕丁充駈使、其染手二人各給橡帛衣一領、（別三丈）調布袴一腰、（別七尺）褌一條、（別六尺）染女四人各橡帛衣一領、襷一條、（長並同上）（中略）

藍染綾一百疋（中略）

右每年起六月一日至八月卅日染畢、亦以仕丁充駈使、其命婦以下駈使以上各賜祿、總調綿五十屯、供事藏部十人、染手一人、各給佐渡布衫一領、（別二丈七尺）染女六人、各調布衫一領、（別一丈六尺）襷一條、（別條六尺）仕丁二人商布衫一領、（別一段）

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符（中略）

衞卒二百人

右同前大宰府奏狀偁、此府者、九國二島之所輻湊、夷民往來、盜賊無時、追捕拷掠、可有其備、加以兵馬廿疋、飼丁草丁、貢上染物所、作紙所、大野城修理等、舊例皆以兵士宛、今商量、置此二百人、充件雜役、以年相替、免調庸、及給粮鹽資丁一同仕丁、（中略）

天長三年十一月三日

紺搔

〔拾芥抄中末諸名所〕染殿正親町北、京極西二丁、忠仁公家、或本、染殿、清和院同所、

〔倭訓栞中編十二曾〕そ。め。ど。の。染殿也、禁中にあり、絹布を染る所なり、染屋形とも見えたり、○中略

染殿井は當麻寺にあり、

〔空穗物語吹上之上〕これはそ。め。ど。の。、ごたち十人ばかり、女こども廿人ばかり、おほきなるかなへたてゝ、そめくさ色々にゝる、だいどもにだにすへて、手ごとに物どもすへたり、ふねどもにめのこどもをりたちて、そめくさあらへり、

〔吾妻鏡十五〕建久六年七月廿八日庚戌、武藏國染殿別當事、被㆑仰㆓付安房上野局㆒、

〔吾妻鏡十八〕建仁三年十二月十三日丁未、武藏國染殿別當、幕下將軍御計、以㆓上野局㆒爲㆓其職㆒云云、

〔吾妻鏡二十六〕貞應二年四月九日、以㆓女房上野局㆒被㆑補㆓染殿別當職㆒云云、

〔天保十一年武鑑〕御染物師　かんだ九軒町代地　加賀屋彌三郎

〔下學集上人倫〕紺搔（コンカキ）

〔撮壤集中衛藝〕紺搔（コウカキ）

〔庭訓往來〕可㆓招㆓居輩者㆒、○中略紺搔、染殿、

〔倭訓栞中編八古〕かうがき　紺搔也、職人歌合に見ゆ、今もこうやといへり、紺は藍を搔たてゝ染るもの也、庭訓に村紺搔も見えたり、紺を染るをりきするといふは、西國の通語也、力を出して染るもの故成べし、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕紺かきなどの職は、昔は皆女なり、職人歌合などはさらなり、いと近く貞享元祿までもえか有しは、人倫訓蒙圖彙にも女を畫けり、またむかしは、紺屋にはさまぐ\のそめせざりしなるべし、

〔源平盛衰記十九〕義朝首出獄事

彼首〔○源義朝〕ハ東ノ獄門ノ前ノ樗木ニ係タリケルヲ、紺五郎ト云紺掻ノ有ケルガ、下野守〔○義朝〕在生ノ時ハ、折々ニ參リテ、深ク憑申ケレバ、不便ノ者ニ被レ思ケルガ、其情ヲ忘レズ、〔○中略〕紺五郎申給テ、左ノ獄門ノ乾ノ角ニ墓ヲ築テ埋タリケルヲ、〔○下略〕

〔管見記〕正和四年四月廿五日、日吉神社造替事、

大宮〔○中略〕茜染。西願。紅染。四條。紺掻。尼蓮心

聖眞子〔○中略〕茜染淨圓　紅染四條　紺掻宗延

客人〔○中略〕茜染淨圓　紅染四條　紺掻上野

〔甲斐國志百一人物〕町方諸職人勤方

一紺屋屋敷六十七軒、〔新紺屋町四十三戸、元城屋町一戸、竪町一戸、久保町二戸、疊町壹戸、元三日町五戸、上横澤町二戸、西青沼町八戸、横近習町二戸、上一條町二戸、合六十七、〕諸役免許ナリ、新紺屋町與兵衛所藏武田家ノ印章三通、

朱印　追而召使之者共も、可レ爲二同前一者也、

尾張紺屋番子、他所へ不レ出候同役等、一切令二免許一者也、仍而如レ件、

天文十八年乙酉十一月十八日　田村孫七〔○二通略〕

〔慶長見聞集八〕雲藏こつじきの事

見しは今、雲藏と云若き者、江戸町に有けるが、神田町の眞行寺と云寺へ行、住持に逢て云けるは、それがし親こんかきにて身上かたのごとく送りしが、三年巳前に死わかれ、家跡職請取こんやを仕候が、いやしきゑよくにて、手にのり付、染物に身をよごし、冬は水づかひに手足ひえ、彼是いやなるわざにて心にそます、〔○下略〕

〔天保十一年武鑑〕御紺屋　北こんや丁　土屋五郎左衛門　神田明神下同ぼう丁　土屋內藏助

〔諸問屋再興調二〕乍レ恐以二書付一奉レ願上一候

一御府內紺屋拾壹組總代、壹番組之內南紺屋町家主彌兵衞、筑波町市五郎店松五郎、瀧山町芳吉店清右衞門煩ニ付代直太郎、上槇町彥兵衞店利右衞門、數寄屋町茂兵衞店藤兵衞、一同奉二申上一候、私共家業紺屋之儀者、享保六年丑十一月中、大岡越前守樣御勤役之節、御府內紺屋拾壹組ニ御定被二下置一御法度被二仰付一候ニ付、一同堅相守、尤藍瓶役錢是迄無滯相納、數年來家業永續仕、冥加至極難レ有仕合奉レ存候、然ル處去丑年諸組合停止被二仰付一候ニ付、相愼罷在候處、今般仲間組合再興被二仰出一候ニ付、何卒以二御慈悲一享保度之通、私共仲間取極申度奉二願上一候、尤御停止後、新規同渡世相始候者數多有レ之候得共、先々御觸之趣も不二相辨一候哉、猥ヶ間敷儀有レ之候間、享保度被二仰渡一候通、拾壹組仲間取極、取締方行屆候樣仕度候間、何卒格別之以二御慈悲一御聞濟被二成下置一候樣、偏ニ奉二願上一候、以上、

嘉永四辛亥年十月　　御府內紺屋總代 南紺屋町家主 願人 彌兵衞印〇下四人略

町年寄衆　御役所樣

起立相改、帳成書附有レ之候　五印
ハヽ、取調可二申聞一候、　附札

〔人倫重寶記〕紺屋の明後日(アサツテ)と名にたちて詐(ウソ)つく事の世話に引るゝもうたてな事也、たしなみ給へ、

〔京都御役所向大概覺書二〕洛中洛外藍染屋之事

一家數貳百三拾貳軒　但正德六申年改

內　貳百拾五軒　洛中　拾七軒　洛外

〔雍州府志八古蹟〕悲田寺　凡所レ在二洛內外一之紺屋、以二藍汁一染二衣服一者、號二靑屋(アヲヤ)一、又稱二藍屋一、如今紺屋爲二染屋

紅師 紫師

之通稱、其中青屋、元穢多之種類也、

〔秋苑日渉 三〕居兒○藍染家○中略
如洛肆藍染家、亦比之居戸、

〔人倫訓蒙圖彙 六〕紅師 紅粉屋にこれをそむる

〔人倫訓蒙圖彙 六〕紫師 此紫染一種これをなす、中にも上京石川屋其名高し、茜は山科名物也、又江戸紫の家、油小路四條の下にあり、

〔江戸總鹿子 五〕諸職諸商人有所
紫染や 本町貳丁目 芝增上寺片門前、其外所々に有之といへども、此所多有之、

〔諸問屋再興調 三〕寛政八辰年八月十五日
紫染屋共拾二人之內、茂兵衛江里紫根問屋被仰付候儀、年番名主共江申渡寫、

申渡

元濱町家主 茂兵衛
本銀町二丁目清吉店 次兵衛 ○中略

其方共願出候は、數年來紫染物渡世致し罷在候處、紫染草出方之義は、地廻り近在ニ而作出し候を里根と唱へ、一ヶ年作出し俵數、凡二千俵程ヅヽも出來之內、元方百姓共より時之相場を以買受、家業致來候處、近年右染草出方荷數少ク相成、年々高直ニ相成、右ニ准じ、紫染賃も引合不申候ニ付、自ラニ高直ニ相成、一體紫作出之俵數ハ、先年之通出來致候得共、近來外商賣人共、紫根作出し元方へ罷越、仕入金等相渡、其上銘々直段糴上候而買取、他國江積送候故、自然と直段引立、品數少相成候ニ付高直ニ成、家業取續難澁ニ付、其方共仲間拾二人ニ而、里根出方引受問屋相願之、年年豐凶有增平均相場を以買受、仲間一ヶ年遣用程は見積り致し除ケ置、餘計有之節は、他國より

注文申越候ハヽ、元直段ニ壹割之口錢取、賣渡遣、以前之通紫染直段も引下ケ可申旨、尤爲冥加、公儀御染物不依何品、壹ヶ年金貳拾兩迄之御染物は無代ニ而染上差出し、右代金程之御用無之節は、壹ヶ年金二十兩之積を以金納可致旨相願候間、其筋相糺候處、奥州南部より出候紫根を山紫根と唱、藥種屋共方ニ而、聊藥種ニ相用候品之由、里紫根は元來其方共在方へ紫根差遣し、最初作初、追々近在ニ而作り覺、當時壹ヶ年凡二千俵程ツヽも作出し、染草重ニ相用候由、勿論藥種屋方共ニ而も、差支候筋ニも不相聞候間、里紫根之儀は、以來往古之通、茂兵衛壹人問屋ト定、在方より不殘引受、外十壹人之者遣用者、元直段ニ而差遣、紫染屋共遣殘有之候節は、他國江遣候共、在方より引取候雜費計割懸ケ、紫根は元直段ニ而賣渡可遣、右ニ付御染物無代之冥加金不及差出、紫根望之節は、藥種問屋共藥種ニ相用候殘有之候ハヽ、元直段ニ而可買受、尤奥州南部より引取候運送賃ハ、割合を以て可差出遣、藥種屋共ニ而里紫根萬一入用之節ハ、其方共より元直段ニ而賣渡、在方より引取候諸入用は、別ニ割合を以て可受取候、右之通申渡候上は、御用御染物は猶更之儀、

一體之紫染代、是迄之半金にも引下可申候、

右被仰渡候趣、名主支配限、不洩樣申聞候樣、組々可申繼旨被仰渡奉畏候、以上、

辰八月　　町年寄

〔諸問屋再興調〕三　再興紫根問屋紫染屋　取調申上候書付

此度問屋組合之儀、文化以前之通再興被仰付、現在人數を以、追々取調之內、左ニ申上候、

一紫根問屋紫染屋　現在人數　拾六人

一紫染屋假組　同　拾人

是者寛政八辰年紫染屋之內壹人、紫根問屋拾壹人は、紫染屋ニ而、名前帳町年寄江差出し候

節、人數御定無之、增減町年寄方手限ニ而承屆來候處、丑年御改革之節御差止、

右は寬政度名前帳差出し候組合ニ御座候、其砌は元濱町家主茂兵衞壹人紫根問屋名前ニ有之候處、當時右問屋名目讓受候者無之、此度現在人數之者共在之より、紫根直引受仕來候趣、此度名主共書上候現在渡世人共、問屋再興被仰付可被下哉、名前之儀ハ、兼而被仰渡候通、私共方江取置、以來加入並名題替讓替等組合差添可願出旨申渡、且以後は町年寄手限承屆候義相改、外問屋向之通、其割々御內寄合ニ而伺之上進退可仕候、則差出候名前帳一袋二冊奉差上候、以上、

亥〇嘉永四年六月　館市右衞門〇以下三人江戶町年寄

喜多村彥右衞門

樽藤左衞門

中田鄉左衞門

〔諸問屋再興調十九〕安政六未年七月

紫根問屋紫染屋同假組與唱度願調　樽藤左衞門伺向方ゟ相談廻し

未七月廿七日向方ゟ相談廻し　ヒレ付末ニ記ス

紫根問屋紫染屋同假組與唱度願之儀ニ付奉伺候書付

樽藤左衞門

紫根問屋　紫染屋　行事　本石町十軒店　藤七地借　與兵衞　外壹人

紫染屋假組拾四人總代　新大坂町　權兵衞地借　淺次郎　外一人

右之者共相願候は、去ル亥年〇嘉永四年組合再興被仰出候節、古來ゟ渡世仕來候ものハ、紫根問屋紫染屋與申名目ニ而名前帳差出し、假組者、紫染屋假組與仕、名前帳差出し有之候處、右假組之もの

共、紫根直引受仕來候ニ付、問屋假組熟談之上、此度紫根問屋紫染屋假組與兩名相唱度旨、紫根問屋紫染屋行事、同假組之もの共連印相願之申候、右之通願出、熟談之上、名目唱替之義而已ニ有之何之差支筋も相見不申、外問屋向之振合ニ付、願之通可被仰付候哉、依之差出候願書相添、此段奉伺候、以上、

未七月　樽藤左衛門

向方ヒレ付　書面紫染屋假組之儀、紫根問屋紫染屋江及熟談、紫根直引受致し候上者、右問屋紫染屋假組與兩名相唱候而、振候儀も無御座候間、樽藤左衛門伺之通被仰渡可然哉ニ奉存候、

未七月　秋山六藏〇人下略　二

未八月四日差出

ヒレ付案　書面紫染屋假組之義、紫根直引受致し候上ハ、不相當之儀も無御座候間、御向方類役取調申上候通被仰渡可然哉ニ奉存候、

未八月　萩野政七〇下略　三

茶染師

〔人倫訓蒙圖彙 六〕茶染師　一切色々の茶、吉岡、檳榔子染等これをなす、室町一條の北に茶染師の名家あり、其外西洞院四條坊門より南にあり、

形付

〔諸問屋再興調 十一〕紺屋共舊記之寫

一安永九子年八月、拾壹番組之内、深川坂本代地町長助店平兵衛與申紺屋、小紋形付渡世仕候者、近所同渡世紺屋江も無届新規紺屋見世差出候、手近同所永代寺門前町太兵衛店忠七、同所三十三間堂町半四郎店源助、兩人之者共、渡世ニ差障り候ニ付、右平兵衛相手取、御月番牧野大隅守樣御番所へ、八月廿八日御訴訟申上、御裏書頂戴、直附御吟味ニ相成、右願書左之通、

乍恐以書付奉願上候

形彫

染色

染換樣

一紺屋仲間拾壹番組之內、行事深川永代寺門前町太兵衞店忠七、同所三拾三間堂町半四郎店源助奉ㇾ申上ㇾ候、私共仲ケ間之儀ハ、大岡越前守樣御勤役之節被ㇾ仰付ㇾ候通、壹番組ゟ十一番組迄御定被ㇾ下置ㇾ候趣、急度相守居候、其節仲間一統申合置候、新規商賣仕候歟、又者宅替仕候共、仲ケ間組合之者共江相談仕候而、近邊同渡世障り相成不ㇾ申場所へ差出申候樣對談仕置候處、此度深川坂本町代地町長助店平兵衞與申者、仲ケ間之者共江も相屆不ㇾ申、新規紺屋差出商賣仕候ニ付、前々ゟ仲ケ間定メ爲ㇾ申聞ㇾ候得共、一向承引不ㇾ仕、商賣仕候ニ付、是迄有來候同所之內紺屋共、商賣も薄く渡世難ㇾ相成、甚難儀至極仕候、依ㇾ之以ㇾ御慈悲ㇾ右平兵衞儀被ㇾ召出、近所障り相成不ㇾ申場所江宅替仕候樣被ㇾ爲ㇾ仰付ㇾ被ㇾ下置ㇾ候樣奉ㇾ願上ㇾ候、以上、

安永九子年八月廿八日

右之通御願申上候得バ、度々御吟味有ㇾ之、年番大行事、幷十一番組行事共不ㇾ殘被ㇾ召出、御吟味有ㇾ之候ニ付、仲間行事共一同、是迄仕來之趣申上候處、同年十二月廿七日、一件不ㇾ殘被ㇾ爲ㇾ召出、牧野大隅守樣於ㇾ御白洲ㇾ御裁許相濟、左之通、

御裁許之寫

深川坂本町代地町長助店紺屋　平兵衞

其方儀、○中略右場所之行事幷同渡世之者江も不ㇾ掛合、新規ニ紺屋相始候段、其方申分難ㇾ立、障り無ㇾ之外場所ニ而渡世致候は格別、今般相始候紺屋渡世相止メ候樣可ㇾ致候、

〔人倫訓蒙圖彙五〕形彫　一切染物の小紋紋所これをほり、染物や紺掻等これをもとむ、所々に住す、

〔伊呂波字類抄所疊字〕染色ソメイロ

〔八雲御抄三下雜物〕色　ゆるし紅紫歟　いまやう　あらぞめ　うづら　はすいろはうつろひやすしといへり

にび　かものはいろ　口なし　青　赤　櫻　花　空　下　紅

紅　まふりて（ふりはへと云もまりふりなり）　はす　うす　ゆふ　こぞめ　から

緑　ふか　あさ　わか　うつぼといふ物語にあり

紫　ゆはだ　わか　こ　うす

朱　まかにといふ

此外　あけ　くちば　口なし　山あひ　はなだ　もえぎ　ゑゐぞめなどいへり（是在二清輔抄一）

〔女重寶記五〕萬染色之名

藍海松茶（アキミルチヤ）　礪茶（トノチヤ）　黄唐茶　千齊茶　煤竹色　薄柹　晒柹（サレガキ）　濃柹（コガキ）　紗羅染　瑠璃紺　鳶色

空色　鶯茶　卵色　褐染（カチンゾメ）　麹塵染　萌黄　朽葉　媚茶　江戸茶　宗傳茶　憲法染（吉岡）　正平染　友禪染　吉長染　千草染　菅原染　朧染　御所染　加賀染　萬年染　八文字屋染　檳（ビン）榔子染（ラウジゾメ）　纐染（クヽシゾメ）　絞染　椛茶（カバチヤ）　暹羅染　鬱金染　鼠色　山鳩色　鳥羽色　淺黄　花色　似紫（ニセムラサキ）

栗梅　溢　桃色　霜降染　苅草染（カリヤスゾメ）　檜皮色（ヒハダイロ）　鵜目返（ウノメカヘシ）　唐染

〔手鑑模樣節用〕新古染色考說　附色譜

眞紅　緋　あかね（或はすはう染、又まがひ紅ともいふ、）　花いろ（古名はなだいろ）　あさぎ（正名うすはなだ）　升花いろ（三升所好、濃きをのしめ花いろと云、）　水淺黄（俗にのぞき色とも、又かめのぞきともいふ、）　そらいろ（又中（チウ）いろと號は、花いろよりうすく、あさぎよりこきゆゑに、間のいろといふ心を唱ふるなり、）　こん（古名深縹）　るりこん（一名かぢすばいろといふ）　紫（濃染）　あやめ（あゐがちたるをきゝやうといふ、赤みがちたるをあやめととなふ、）　紅碧（俗にべにかけそらいろといふ）　紅かけ花いろ（古藤ふたあゐ）　こん桔梗（赤みがちたるをこん藤いろといふ）　ふぢいろ（あゐふぢ、紅ふぢの二種あり、）　うこん（そこにあかみなきを黄染といふ）　銀すゝ竹（一說に宗佐所レ好といふ）　山ぶき茶（古名支子染）　しら茶（おりいろ染いろの差別により、濃薄の二種あり、）　黄茶（應永年中、闘茶といふ、世の人闘と亂の聲あひにたるをいみてもちゐざるよし、よつて今らんの茶の名たえたり、）　玉子（古名あさぎ）

びわ茶（俗にかはらけいろといふ）　くろ（上品をびんらうじぞめといふ、下ぞめあさぎなるを吉岡染といふ、）　黒とび　こげ茶　くろ茶（一名

けんぽういろ　黒紅梅（古名濃二藍、俗にくろべに、）　せん茶いろ　かちん（俗にこんけしといふ、あるひは□□染、又かついろと云は別種也、□）　とびいろ（古名ひはだいろ）　す丶竹　くり梅（當時通稱しくわん茶といふは、此いろとゑんしう茶の中間な染たり、）　くりかは茶（往古の烏皮（クリカハ）は、くろかは）　とびいろといへる事にて、今いふ八わた黒に同じ、　ひごす丶竹　百塩茶　丁子茶（香染ともいふ）　赤紅梅　も丶いろ（木或うすこうばい）

ときは色（一名しののめいろ）　櫻色　あらひ柿（又薄かうじといふ）　紅かば（一名紅かうじ、俗に紅うこんと云、）　しやれ柿（或はうすがき）

かきいろ　かばちや（天和のころ、そうてんがちやの名ありて、一時の流行たり、）　紅とび　やまと柿　ときがら茶　照柿（丹土（ニド）染、古名くちばいろ、）　遠州茶（元おりもの丶地いろにして、小堀遠州侯のこのみ給ふところと云、）　黄雀茶（キガラ）（古名きはちぞめ）　もえぎ（古名みどり）

松葉色（古名とくさいろ、寛政年中、あゐびろうどの名ありて、一時の流行たり、）　せいさい茶（當世さわらびと號）　あゐみる茶　みる色（俗にこんびちうと云）　鐵おなんど　藍墨茶（アヰズミ）（根津権現のさいれいのせつ、淺草にて三右衛門助七なんど爭ろんのをりから、そうはうわだんと丶のひたるしうぎにとて、このいろをあらたにそめさせ著そろへたりしよりあゐすみ茶の名こ丶にはじまれり、）　ひわもえぎ（古名淺みどり）　ひわ茶（古名をみなへし、鶯茶ともいふ、）　とくさいろ（一名青茶）　ぬれば色（或は青竹いろともいふ）　柳ねずみ（俗に豆がら茶）　草柳（當世通名梅幸茶）　笹の青（一名しら花いろ）

うら柳（古名青色）　利休茶（千家に見るところ、當代通用の色目に反す、いづれが是か非歟、）　勝軍色（カツイロ）（一名ぬるでなんどとも、又ゑぶりいろともいふ、）　沈香茶（トノチャ）

あゐとの茶　御召茶　御召おなんど　柳す丶竹　ねずみ（古名にぶいろ、こきつるばみ染といふ、）　こい鼠（俗にどぶれずみと云）　あゐねずみ　紅ねずみ　あゐなまかべ　生壁ねずみ　みなと鼠（此ごろ流行して、深川ねずみといふ、）

藤ねずみ　はと羽鼠　藤す丶竹　ぶどう鼠（古名えびぞめ、薄葡萄、葡萄の二種あり、）　紅けし鼠（古名くろがき）　おなんど　あゐおなんど　紅みなと　いは井茶　ろかう茶　こび茶　藍こび茶（一名りくわん茶）　きみる茶　高麗なんど　威光茶（或は柳茶とも云）　水がき（俗にときあさぎ）　桑茶　錫色（又當世ぎん鼠といふ）　柿兼房色（カケンボウ）

紅ひわいろ

〔女重寶記　一〕染様の事

女中の衣裝そめやうは、うへ〳〵方は、むかしが今にかはる事もなく、地あか、地白のぬひはく入、段子、繻珍、綸子、總がのこ、上代風にて、今の代にこれをきれば、屋敷がた、田舎風にて、京のかたにて

わらふ事なり、都の町風も時世にうつりかはりて、時々のはやりぞめも、五年か八年の間にみなすたり、中比の吉長の小色ぞめ、友禪ぞめの丸づくし、上京八文字屋ぞめの山みちす崎、下京ぞめのうちだしがのこ、今見ればはやふるめかしく初心なり、此ごろは地茶地白かたのもやう、やうやくはやり出たれども、これも又いつしかにすたるべし、時のはやりもやうは、大かた歌舞妓しばゐより出るなれば、これをこのみ著給ふも、破手にみえてあし、、

〔嬉遊笑覽二上服飾〕衣食住記享保初より天明に至る、六十餘歲の人の記なり、男女衣服流行の染色悉くあり、今その大略を錄す、享保の頃は、小袖の仕立丈長からず、丸袖にて袖口にこよりはりがねを入て、芥子ぐゝりにしやんと縫立、袖ぐり黑ずみたる茶、ゆきは短し、染色は黑とび、黑こび茶、ぎんすゝ竹などなり、元文の頃、丈長く袖少し大く、御服袖口とて、針かず少く縫、ゆき長く黑袖べり、色は檳榔子、くり梅、藍、みる茶、木賊色、寶曆の頃、袖口いよ〳〵ふとく、角袖にへり御納戸茶、身はゞ狹く、ふき女のふきの如し、染色は御納戸茶、千歲茶、ずゝ竹なり、明和の頃より、袖口廣く袷の如し、染はるり紺、こんぎゝやう、藍鼠、花色、安永天明の頃は、身はゞ廣く、借著したるが如し、染色ひわ茶、紫とびなり、小紋縞さまざま、服の地合等繁多なれば悉く擧がたし、たゞ一二を記す、享保頃、小紋花色の櫻、ぼうふり、あられ、輪違ひ、安永天明の初にまた流行る、元文にあふぎや染、上代ぞめ、豐後絞、市松染、寶曆ごろ、入子稻妻、あられ萬字、南京染、そらさ染、明和の頃、古手がへし鹿子、安永天明、青茶小紋、菊多摺、その外織物さま〳〵、大かた此頃まで、郡內、丹後、八丈、上田の類なり、

〔萬金產業袋四京染仕入物〕染物、總じて一切のもやう表を染物といふ、上の店上品、中店物中品、下京もの次物也、たけ四尺より四尺貳三寸五寸ぐらいまで、袖下貳尺ゟ貳尺貳三寸ぐらい迄、縮綿、紗綾、綸子類、地くろ、地紅、かの子上り縫入、縫なし、屋方風、町風、裾もやう、ゆふせん、すみ繪あがり、其外いろ品誠に數々多し、

〔古事記上〕其神主〇大國之嫡后須勢理毘賣命甚爲嫉妬、故其日子遲神和備氏、三字以音自出雲將上坐倭國而束裝立時、片御手者、繋御馬之鞍、片御足踏入其御鐙而歌曰、奴婆多麻能、久路岐美祁斯遠、麻都夫佐爾、登理與曾比、淤岐都登理、牟那美流登岐、波多多藝母、許禮婆布佐波受、幣都那美、曾邇奴岐宇氏、蘇邇杼理能、阿遠岐美祁斯遠、麻都夫佐邇、登理與曾比、淤岐都登理、牟那美流登岐、波多多藝母、許母布佐波受、幣都那美、曾邇奴棄宇氏、夜麻賀多爾、麻岐斯、阿多泥都岐、曾米紀賀斯流邇、斯米許呂母遠、麻都夫佐邇、登理與曾比、淤岐都登理、牟那美流登岐、波多多藝母、許斯與呂志、伊刀古夜能、伊毛能美許等、〇下略

〔日本書紀二十五孝德〕大化三年、是歳制七色一十三階之冠、一曰織冠、有大小二階、〇中略服色並用深紫、二曰繡冠、有大小二階、〇中略服色並同織冠、三曰紫冠、有大小二階、〇中略服色用淺紫、四曰錦冠、有大小二階、〇中略服色並用眞緋、五曰青冠、以青絹爲之、有大小二階、〇中略服色並用紺、六曰黑冠、以黑絹爲之、有大小二階、〇中略服色並用綠、〇下略

〔日本書紀三十持統〕七年正月壬辰、是日詔令天下百姓服黃色衣、奴皂衣、

〔令義解六衣服〕皇太子禮服〇中略黃丹衣、〇中略深紫紗褶、〇中略

親王禮服　一品〇中略深紫衣、〇中略深綠紗褶、〇中略

諸王禮服　一位〇中略深紫衣、〇中略深綠紗褶、〇中略二位以下五位以上、並淺紫衣、〇中略

諸臣禮服　一位〇中略深紫衣、〇中略深縹紗褶、〇中略三位以上淺紫衣、四位深緋衣、五位淺緋衣、〇中略

朝服　一品以下五位以上、並皂羅頭巾、衣色同禮服、〇中略六位深綠衣、七位淺綠衣、八位深縹衣、初位淺縹衣、〇中略

制服　无位謂庶人服制亦同也皆皂縵頭巾、黃袍、〇中略家人奴婢橡墨衣、謂橡、櫟木實也、以橡染緇、俗云橡衣也、〇中略

凡服色、白、黃丹、紫、蘇方、緋、紅、黃橡、纁、蒲萄、謂纁者三染絳也、蒲萄者、紫色之最淺者也、綠、紺、縹、桑、黃、揩衣、蓁、柴、橡、墨、如此之屬、

當色以下各兼二得服之一、

〔書言字考節用集服食六〕黃櫨染(ハジゾメ) 黃櫨染(クハウロゼン)天子御服、黃青色、

〔飾抄上〕一袍

麴塵 天子常着御、稱二黃櫨染一、

〔內安錄〕一山鳩は繪にて見る計なるに、越前屋彥四郎本鄕一丁目の飼鳥を見て、珍敷ものと思ひしに、桑山修理が咄には、修理の知行大和國にては食物にするよしを聞けり、石淸水臨時祭後度の出御、桐竹鳳凰の御袍を遙拜し、極﨟の袍を見れば、いかにも山鳩色とは、よく名付たると思はる、又肥前大村領民家の庭に、山鳩色なるものを筮に入て並べたるを見、何ぞと尋しに、醬油の麴也といふ、麴塵の色奇妙也、越前屋の飼鳥、大村領の麴を見て、漸發明せしはをかしかりき、關東もの衣文などをものしり顏にいふは、僻事多かるべし、

〔貞丈雜記裝束五〕一蒲萄(エビ)染(ゾメ)の事、中略按紫色ハ、今世京紫ト云色也、葡萄ハ今世江戶紫ト云色也、草花ノ色ニタトヘテ云ハヾ、花菖蒲(アヤメ)ノ花ハ紫也、杜若(カキツバタ)ノ花ハ蒲萄色(エビイロ)なり、京紫ハ赤氣がちなり、江戶紫ハ青氣がち也、蒲萄の事を今ハぶだうと云也、ぶだうの實は紫色なる故、紫色をえびぞめと云ふ也、濃紫(コムラサキ)ハ色黑し、是ハ一位の人の袍の色也、是ハ禁色とて、二位以下の人著る事禁制也、二位三位の人ハ、淺紫の袍を著す、此淺紫と云ハ黑からず、常に紫と云色にて、中紫の事也、右の淺紫よりもいろ薄き紫をえび染と云也、山家百首、水邊杜若といふ題を、源仲正のよめる、たれかすむ山下水のかきつばたむべえびぞめの色に咲けり、

〔羽倉考二〕衣色目愚考三條

緋與紅之分別幷赤キ色數品各別之事

緋。ハ茜ヲ以テ染メ、紅。ハ紅花ヲ以テ染ル事、延喜縫殿寮式ニ見エタレバ、差別分明ナリ、然ルニ中

古ニ至リテ、緋ノ衣ヲ染ルニ、外記史等ハ紅ヲ用フル由、䆄江入楚ニ見エタリ、然レドモ紅ヲ以テ染タラバ、緋ノ衣トハ云ベカラズ、紅ノ衣ト云ベシ、令ノ時ノ制ニ據レバ、緋ノ衣ヲ著ル者ハ、紅ノ衣ヲモ著ル事ヲ得ル故ニ、緋ノ衣ノ代ニ紅ノ衣ヲ用ヒタルナルベシ、凡赤キ色ノ中ニ、深蘇芳、中蘇芳、淺蘇芳、深緋、淺緋、韓紅、中紅、退紅、頳、纁、赤白ノ橡、樺、紅梅等ノ品アリ、先蘇芳ハ令ノ時淺深ノ別見エズ、式ニ三等ノ染法アリ、皆蘇芳ノ木ヲ以テ染ム、其深蘇芳ニハ帛一匹ヲ染ルニ大十兩ヲ用ヒ、中蘇芳ニハ大六兩ヲ用ヒ、淺蘇芳ニハ小三兩ヲ用フ、又緋ハ令ヨリ淺深ノ別アリ、式ノ染法、深緋ニハ帛一匹ヲ染ルニ、茜大廿五斤、紫草廿三斤ヲ用ヒ、淺緋ニハ茜大廿五斤バカリヲ用ヒテ紫草ヲ用ヒズ、又紅ハ令ノ時淺深ノ別見エズ、式ニ三等ノ染法アリ、皆紅花ヲ以テ染ム、其韓紅ニハ帛一匹ヲ染ルニ大六斤ヲ用ヒ、中紅ニハ貲布一端ヲ染ルニ大一斤四兩ヲ用ヒ、退紅ニハ帛一匹ヲ染ルニ小八兩ヲ用フ、又頳ハ二度染タル紅ナリ、爾雅ニ再染謂之頳、郭璞註ニ染赤トアリ、但本朝此色ヲ用フル事イマダ見及バズ、又纁ハ衣服令ニ出ヅ、三度染タル紅ナリ、爾雅ニ三染謂之纁トアリ、令ノ義解ニモ三染ノ義ヲ擧タリ、又赤白橡ハ令ニハ此名ナシ、式ニ染法アリ、帛一匹ヲ染ルニ黄櫨大七十斤、茜大五斤ヲ用フ、又樺ハ書典ニハイマダ見及バズ、當世染ル所別ニ一色アリ、令式ニハ見エズ、中古以來ノ裝束抄ニ紅梅ノ名アリ、但胡曹抄ニ紅ハ紅梅ヨリハ色濃ナリトアレバ、此紅梅ハ淺紅ノ類ナルベシ、赤キ色ノ大略如此シ、又朱、丹、纁、絳、深紅、淺紅、火色、今樣、聽シ色、赤色ノ類、緋紅等ト字ヲ別チ名ヲ異ニストイヘ共、別ニ此等ノ色アルニハアラズ、

〔貞丈雜記三小袖〕眞紅と云は、まことのべにぞめと云事也、あかねなどにて、べに染の似せ物ある故、ほんの紅染と云事を眞紅と云、〇中略

一ゆるし色と云は、紅の色を云也、深紅とて、紅の色をこく染て黒くなりたるは禁色也、禁色とは、平人の著る事を禁制せらるゝ也、其禁色に對して、常の紅染をゆるし色と云也、たれも著る事を

ゆるさる、心なり、

〔萬葉集 十一 古今相聞往來歌類〕寄物陳思

呉藍之、八鹽乃衣、朝旦、穢者雖爲、益希將見裳、

〔政事要略 六十七〕請禁深紅衣服奏議 三善淸行

臣淸行謹言、○中略 臣伏見、天安以往、男女貴賤衣袴、皆染以支子、貞觀以來、改以深紅之色、當時號之曰火色、轉相放口漸似緹緅、亦號之曰焦色、○中略 延喜七八年以後、京師盛好此服、朝雖施禁令、更亦舒緩、較年以來、彌增深濃、其尤甚者、以紅花廿斤染絹一疋、伏案、○中略 加以比年市廛之間、紅花增貴、一斤直錢一貫文、今以廿斤染絹一疋、則當用錢廿貫文、此則中民二家之產也、○中略

延喜十七年十二月廿五日　參議從四位上守宮內卿三善朝臣淸行

〔日本紀略 一醍醐〕延喜十八年三月十九日壬辰、仰撿非違使自來月一日可制止火色之由、但以紅花大一斤爲染絹一疋之色、給本樣、又仰彈正臺、

〔參考保元物語 一中〕官軍方々手分事

京師本、杉原本、鎌倉本並云、○中略 基盛安藝判官○ 其日ハ一斤染ノ絹ニ 京師本、杉原本、不載一斤染絹 白襖ノ狩衣、黑糸威ノ鎧ヲ著、○下略

〔安齋隨筆 前編 二〕一一斤染 保元物語の異本に、安藝判官は、一斤染の絹に白青の狩衣と見えたり、一斤染とは、紅大一斤を以て一疋の絹を染たるを云、是れ樣色なり、

〔山槐記〕治承三年三月三日辛酉、今日宇治一切經會也、○中略 左衞門權佐光長、茶染一斤染立烏帽子、○下略

〔書言字考節用集 六服食〕紅梅染 今云黑紅

〔雍州府志 七土產〕紅梅　以臙脂染絹帛、是謂茂美、染家謂臙脂屋、近世有稱中紅者、倭俗毎物其善惡以

上中下稱之、此色不及本朝茂美、故以中紅稱之、斯染色元是倣中華之方、而臙脂加蘇枋木汁槐花等者也、其價廉而難辨眞假、

〔本朝世事談綺 一衣服〕甚三紅（じんざもみ）

承應の頃、京長者町桔梗屋甚三郎といふもの、茜を以紅梅にひとしき色を染出す、又中紅（ちうもみ）と云、

〔貞丈雜記 三小袖〕一遠江あかねと云事、舊記にあり、遠江より出るあかね染の絹也、色あかし、茜と云草の根にて染る也、

〔筑前國續風土記 二十七土產〕茜染物　穗波郡山口村に茜谷と云所有、昔は此所にて茜を取て染、或は豐後より茜を買來ても染ける、寬文の末より、穗波郡飯塚村にて染む、其色鮮にして、久を經ても變せず、

〔倭訓栞 前編八久〕くりぞめ　日本紀に皂をよめり、涅染の義也、くり色といふも同義也、

〔延喜式 四十一彈正〕凡支子染深色、可濫黃丹者、不得服用、

〔法曹至要抄 中禁制〕一黃丹事

彈正式云、支子染深色可濫黃丹者、不聽服用、元慶五年十月十四日宣旨云、支子染深色可濫黃丹者、不得服用者、而年來以茜紅交染、尤濫其色、自今以後、茜若紅交染支子者、不論淺深、宜加制禁者、

案之、著件色之時、雖禁制、重近來之作法或稱欵多色、著用之、或號黃朽葉色、著用之、上下男女任意隨望、亦無禁制之、

〔貞丈雜記 三小袖〕一かげもえぎと云染色、舊記にあり、今とくさ色などと云類なるべし、宗五一册拔書に、かげもえぎと申て、こん屋にてそめ候、色々もんをつけて、もえぎくろみて染たる小袖にて候とあり、もえぎに黑みあらば、とくさ色の類なり、

〔貞丈雜記 三小袖〕一加賀梅そめと云は、加賀國より出ル梅染の絹也、梅染とは梅やまぶと云物にて

染る也、赤き色に黃みある色也、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事

一公方樣御服と申は、織物、色不レ定、御紋白きあや、又は綾つむぎを、地を色々に染、御紋むらさきなどに付候、其外加賀梅染、又しいなつむぎ、遠江あかねなどにて候、御うら前に申如くに候、

〔毛吹草三〕山城　梅染　加賀　黑梅染

〔守貞漫稿十九〕加賀染。。　加賀絹ノ無地黑染五所紋染ヲ專トス、五所紋、家々ノ定紋ニ係ラズ、立田川ニ楓、或ハ雪月花等、常ノ紋ノ大サニ種々ノ彩色染ニスル、男女羽折衣服ニモ用レ之、定紋モ求メニ應ジテ製レ之也、上輩士民往々用レ之ノミ、

高砂染。。　播ノ姬路等ニテ製レ之、縮緬、及紬、絹、木綿モ有レ之、二重形染ニテ色無レ定、濃淡ニ染、或ハ別色ノ濃淡モアリ、松ニ因アル形、或ハ尾上鐘ノ紋ヲ種々ニ摸染ス、蓋二重形ノ中ニ、松葉等種々小點ヲ列テ描キ、二重トモニ形ニ除レ之、故ニ濃淡二色ト、小點ノ摸樣、白ニテ三色ノ形トナル、

〔神代餘波〕御納戶染。。といへるは、花色の黑みある色なりしを、近き頃は空色と淺黃との間色にて匂へるをいへり、うつりかはるもあまりなる違ひなり、

。。かち色といふも、極上紺の濃く黑くなりたる色なり、さるを近年は空色と淺黃との間にて、匂ひやかならぬをいへり、さる物にあらず、紺に染て、臼にてつき、又そめて舂き、いくたびも〳〵しかすれば、黑くなりて、赤き光り出るものなり、かの夫木集に、播磨なる飾磨に作る藍畠のいつあながちの濃染をか見ん、飾摩なる市女がもてる褐布の色深くのみ人を戀ひつゝなど、こぞめとも色深くともあるにて、こき色なる事論に及ばず、むかしは黑染のうへに赤みを染て紛へたる事もありしを、今はその紛へ物をかちん染といひ、空色と淺黃との間色をかち染といひて、二色とするはをかしき事也、

〔貞丈雜記三小袖〕一かちん色と云ハ黒き色を云、古異國より褐布と云物を渡しけり、其色黒き色なりし故、黒色をかち色共かつ色とも云、褐の字をかつともかちともよむ故也、褐布ハ今の羅紗の類にて毛織也、かつともかちとも云を、勝負の勝と云事に取なして、昔ハ軍陣に專此色を用ひたりし也、かち色と云を、俗にかちん色と云也、

一、或説に、古播磨國飾磨の里にて、藍をこく染て、かち色にしたる染物を出しけり、古歌に、我戀ハしかまのかちにあらね共あひそめてこそこさハしらるれ、とよめるを本として、婚禮には必かちん色を用ると云へり、舊記には軍陣に用る事ハ見えたれ共、婚禮に用ると云事ハ見えず、こき色なる故、婚禮に用るも相應なる事なれバ用べき事也、されども此色に限て必用ると云法ハなし、

〔武江年表八〕弘化四年丁未　革色といふ染色、石垣しぼりといふ染摸樣はやる、

〔守貞漫稿十九〕近年江戸ニ風流ナル一種ノ染物アリ、地縮緬、唐毛綿、金巾、木綿、紬、太リ紬等、種々地色、專ラ革色、(蓋蒲革色ナリ、綠ニ黒チ含ム色也、)種々ノ形ヲ染除キ、其摸樣ニ唐藍ト茶色ヲ交ヘ彩アリ、(專ラ此二彩ノミ他色チ交ヘズ)或ハ鼠色ノ彩モアリ、又地色藍ナル物モアリ、其摸樣形チ密ナラズ、自ラ筆意存シ染ル也、

〔染物重寶記〕茶ぞめ惣名に品ある事

とうせいちや　がまちや　てうじちや　さうでんちや　こげちや　きやらちや　くりかはちや　もゝしほちや　すゝたけちや　てうせんすゝたけちや

右十色を濃ちやといふ

やなぎちや　うぐひす茶　白茶　すみるちや　すこぶちや

右五色を薄ちやといふ

からちや　きがらちや　むかしから茶　しゆすちや　くはちや

右五色を灰汁茶といふ

あいみるちや　なんど茶　せんざい茶　御召茶　金いろちや　茶びろうど

右六色花いろに下染をする也

あをちや

右一色はちくさ色に下染をする也

ひはちや　あいこぶちや

右二色はうすあさぎに下染をし、又青柳ちやはこいあさぎに染る、

右十色ともに下染茶といふ也

紺とびは下染花色に染る　あいとびは下染そら色に染る　中とび　あかとび　紫とび　黒とび　ひはたいろは下染なし

其外茶ぞめるいに、さま〴〵の品あれども、まぎらはしき色のぶんはしるさず、

〔安齋隨筆後編二〕香染。丁子染なり、丁子を濃く煎じ出して、其汁にて染めたるなり、是本式なり、然れども後には丁子を不用して似せ色を染也、今世俗に丁子茶と云色なり、源氏物語藤の裏葉の巻に、宰相殿は、ことし色ふかき御なほしぞ、丁子染のこがるゝまでしめり、こゝのあやなつかしきを云々、壺井義知が源氏裝束抄の頭書に、丁子染は香染とも云なり、或秘記曰、承元四年二月十四日、入夜仲基入道來談、古事、知足院殿〇藤原忠實仰に著直衣、以丁子染たる香の帷子著之云々、

〔賤のをだ卷〕一衣類の色も其比〇寶曆は丁子茶と云色流行出て、男女貴賤を論せず、賤者のひとつ布子さへ丁子茶に染て著たり、紙肩衣さへ其頃は丁子茶に染たりけり、

〔譚話浮世風呂三編下〕おいへとんだはなやかなお形さ、路考茶縮緬に一粒鹿子の黒裏で、〇下略

〔雍州府志七土產〕吉岡染　西洞院四條吉岡氏人、始染黒茶色、故謂吉岡染、倭俗每事如法行之、稱憲法、

斯染家吉岡祖、毎事如此、故世稱憲法染、此人得劍術、是稱吉岡流而行于今也、

〔京すゞめ三〕けんばう町（あやのこうぢさがる）中ごろけんばうの某とかや云もの、くろ茶染を仕出しけり、このゆゑにけんばう染といふとかや、この町に住ければ町の名とす、

〔篗の花上〕憲法染

明暦萬治の頃、京西洞院四條吉岡憲房といふ者始て染る、吉岡染とも云ふ、此人劍術を得たり、一流を窮め門弟あまたあり、房を法にあらためて、實名を以て法名とするといへる説、○以上見本朝世事談綺世みなこの説をもてしかりとす、思ふに毛吹草寛永十五年印本巻の四、山城名物をいへる條曰、吉岡染憲法染とあり、藥師通夜物語寛永二十年印本曰、りんずやさやに、羽二重を、けんぼう染に數をして、この二つの證をもて思へば、寛永に既に憲法といへる名あるをもて、明暦頃に始れるといふ説のひがことなるをしるべし、邇言便蒙抄巻の中、彩色門曰、憲法染、黒茶のことなり、近頃憲法吉岡とて兵術をもて世に鳴しもの有、此人始て染出せる故に、黒茶を憲法染とも、吉岡染ともいひならはせりとなり、世にいへる説の如くならば、吉岡憲法とこそいふべきを、さいはざるは、實名及法名にあらざるなり、

〔我衣〕寶暦五年ノ比ヨリ、江戸町々男女煤竹色ノ小袖ハヤル、羽織モ帷子ヒトヘ物、何レモ煤竹ナリ、

〔貞丈雜記三小袖〕村濃（ムラゴ）と云ハ、地をば薄くして、所々に村雲のごとく、何色にても、色を濃く染る也、紺むらごと云ハ、紺色にて村濃をしたる也、濃き所の端々ハ煙のごとくはつす也、紫のむらごならば、地をうすむらさきにして、所々コキ紫にするなり、すそごと云ハ、何色にても、上の方の色をうすくして、すその方をバ濃く染たるを云也、鎧の紅すそご、紫すそごも右の心也、

〔本朝世事談綺 一衣服〕朧染

寛文のころ、上京祐乘坊の辻子紺屋新右衛門と云ものはじめて染る、此者箕面の富突に詣ず、群集の中にて、一の富の札を拾ひ得たり、歡喜身にあまり、宅にかへる折から、初春の月色、古人千金にもかへじと云けんも、かゝる時をやと、行々ふと此染を工夫し染出す、世間甚賞して、大きに利を得て富貴す、辨天の加護による物か、箕面寺は、攝州豊島郡にあり開山役小角彫刻の像一尺三寸の辨才天なり、毎年正月七日富修行す、是一の富也、

〔好色二代男 五〕彼岸參りの女不思議

十八九なる大振袖の娘、〇中略上には褊縞絹を空色にして、墨繪の山水、朱印を紋に附けて、曙染の裏を、貝の口に紐合し帶に、〇下略

〔武江年表 七〕寛政十二年庚申　堆朱染衣類行はる

〔大和物語 下〕そめどのゝ內侍といふいますかりけり、それをよし有のおとゞ〇右大臣源と申けるなん、ときどきすみ給ける、物をよくし給ければ、御ぞどもをなんあづけさせ給けるに、あやどもをおほくつかはしたりければ、雲鳥のもんのあやをやそむべきと聞えたりしを、ともかくものたまはせねば、えなんつかうまつらぬ、さだめうけ給はらんと申奉りければ、おとゞ御返事に、

雲とりの綾の色をもおもほえず人をあひみで年のへぬれば、となむのたまへりける、

〔本朝世事談綺 一衣服〕御所染

寛永のころ、女院の御所にて好ませられ、おほくの絹を染させられ、宮女官女下つかたまでに賜る、此染京田舍にはやりて御所染と云、

〔萬金產業袋 四衣物〕平御所染、地しろにして、總地はな色かたに、てり柿、黑がき、もえぎなどの小色を所々にいれ染る、ひがきに菊、龍田川等の形、これを上方にては地しろ染といふ、また右の小色な

しに染るもあり、あるひは形をねずみ、ゑろ茶、黄ちや等の一色に染るもあり、また地染り、名物あふぎや染の類もあり、是等は近代の出來事なり、

〔一話一言十二〕池田氏筆記

一上代染ノコト、此染元來京高臺寺座敷天井ヲウツシタル也、初メノ名太閤染ト云、又高臺寺染ト云、後ニ上代染ト云シトゾ、右天井ハ角ナル細キ木ヲ四方ニ組ミ、赤青色々ニヌリタルモノ也、尤古風ナルモノナリ、

〔武江年表四〕元文五年庚申　石疊の染摸樣はやる、市松形といふ、歌舞妓役者佐野川市松好みて著したるなり、

〔本朝世事談綺一衣服〕千彌染

寶永のころ、中村千彌といふ芝居者、はじめて此染をきたり、むらさき色にして、大絞りにそめたる也、

〔松下庵隨筆〕染色の事

千彌染　女形中村千彌、享保二年江戸中村座へ下りし時、紫の大絞りの染羽織を仕著せに出したり、是を千彌染といふ、

〔柳亭記下〕千彌染

土佐掾正勝淨瑠璃、佐月十二段のうち、新染色、上略そまぬ人にもあゐ見る茶、そひふし染の川竹の、心をわけて木目染、アイといふさへいさましき、禿名によるせん彌ぞめ、から染、京べに、くち葉色云々、安永年間川柳點、暦摺、祖母さまの袖つゝておく千彌染廢れたるを知らず、孫女にゆづらん〻と思ふ、老女の情をいひしなり、

〔本朝世事談綺一衣服〕伊豫染

備前の大守御好にてはじめて染る、御近習此染を著す、

〔武江年表七〕文化十四年丁丑　伊豫染といふ染物はやる伊豫染とは、いよ簾に比したる名なるべし、

〔譚話浮世風呂三編下〕おかべ　先刻通つた人も立派な事さ、髪が上方風で、化粧まですつぱり上方さ、鼠色縮緬だつけが、伊豫染に黒裏さ、〇中略そりやアさうと、一面に伊豫染だの、おいへ　アイサ、路考茶か、鼠か、伊豫染さ、みんな昔流行たさうだが、段々流行返るのだ、おかべ　さうさ、染色も案じ盡す物だから、一人ひねつた人が有て、昔物を見付出すと子、今の目には珍らしいから、サア能はと云て、一人著い、二人著いして、流行出すのさ、しかし丁子茶から見ては、今の鼠や、路考茶は、近頃の物だッサ、いよ染はよつぽど大むかしはやつた物だが、相かはらず廢らねへ居て、今又すつと流行のださうさ、私等が内の婆さんが話したつけ、そりやア能がなぜあんなに上方風を嬉しがるだらうか、氣がしれねへよ、

〔本朝世事談綺一衣服〕友泉染。。

友泉は繪師なり、かれが書所を摸して染たるなり、尤墨繪にて書たるも有、友泉は祇園町に住す、

〔籆の花上〕友禪染

今世に行はるゝ染に、友禪ばかりとて、花草などに彩色せるをいふ、昔よりの説に、友禪は繪師なり、かれが書く所を寫し染たるなり、尤黒繪にかきたるも有などいへり、されど友禪染といへるは、草花の類を丸くしたるなり、そは女重寶記卷の一、染やうのことをいへる條に曰、中頃の吉長の小色ぞめ、友禪染の丸づくし、伊勢家雜記卷の二曰、ゆうせん染とて竹を丸くし、或は梅が枝をまどかにして摸樣とするは、ゆうせんとやらん申せし畫師が書そめしを、衣服のもやうとしてゆうせん染と申なり、これこの文にて、友禪の丸もやうなることしるべし、貞享四年印本女用訓蒙圖彙卷の四に、丸もやうくさ〳〵を載せたり、そのかみ行はれたるを見るべし、

〔嬉遊笑覽 二上服飾〕花の丸盡しの摸樣を友禪染といふ松落葉古今ぶしに、いなり參の振袖ゆかし、ゆふぜんもやうでそんれハへ、又其頃の草子どもに、友禪がうき世繪の扇のことあまたみゆ、高平春卜が著したる粉本の縮圖の末に、友禪が畫あり、其說に云、友禪はその姓氏不詳、衣服扇面疊紙の繪をなす、都鄙遠近友禪摸樣といひならはす、布上に濃淡の繪具を施す、水に流し洗ふに、すこしも繪具の落ることとなし、畫法の外に重寶を得たりといへり、又女用鑑に、こゝに友禪といふ繪法師ありけらし、一流を扇に書出せしかば、貴賤の男女喜悅の眉うるはしく、丹花の唇をほころばせり、是によりて衣服のひな形を作りて、吳服師に與へし由いへり、此說の如く、友禪は法師なれば、扇また疊紙などにはかきもすべし、衣服の上繪まではいかゞなり、衣服の畫は友禪が筆をまねて友禪もやうといひしなるべし、友禪が畫を見しに、天和貞享頃のさまなり、落欵に風城東友禪齋筆とあり、

〔貞丈雜記 三小袖〕一茶屋染之事、昔のあし手摸樣なり、たとへば、我見ても久しくなりぬ住吉の岸の姬松幾世經ぬらんと云歌を、歌繪になせば、我見ても久しくなりぬと云字を縫て、住吉の社のていを書き染、岸の姬松と云字を縫て、松を書き染るなるべし、茶屋辻とて、間々にかのこを入て書き染たるもあり、ともにあし手もやうなるべし、

〔萬金產業袋 四夏物〕茶屋染、中古は專ら此染を好みし、右のだて染より出たるもやうにて、多くは柹、あゐらう、もえぎ等にて、細書仕たてのもやう、本土やなどいふは、誠に瀨戶物の南京の本渡りを見る如く、手をつくしたるそめやう、げにも至てしほらしきもやうがらなり、しかし此頃は廢れり、

〔萬金產業袋 四夏物〕平伊達染、覆ひ紙付にせず、地白、地淺黃、薄柹にして、友善と茶屋染との間のもやうなり、これ古代より公家武家の用ひらるゝ、所、かきあいらうの細がき入、翠簾のかうほね、しの

ぶにあみ笠、梅にもじ入等の類のもやう、いかにも尋常に香車なるを詮とす、

〔賤のをだ巻〕翁が〇森山孝盛竹馬の比〇延享頃ハ、扇屋染とて、丸く四角團扇六角ひしなどに形を交へ、其中に花鳥唐草の類を色入にして、さま〳〵美しく染たり、子供の著べきものにて專ら用ひたり、多分絹也けり、貴賤共に子供は大分扇屋染也、今の板じめの類也、又横竪筋違に筋を立て、其内に玉を大小いくらも交へ染たるを、歌舞妓役者の中村傳九郎が著たりとて、傳九郎染といひ、石疊は若衆形の佐の川市松が著たりとて、市松と云ひ、うづまきは市村龜藏が著たりとて、龜藏小紋といふ、横に雨ふり是にいろ〳〵の筋を染たるを、嵐小六が著たりとて、小六染と云ふて、呉服屋者も多くかの染の品を持來りて、人々の最負最負に、其染をとゝのへ用ひたり、

其品々の流行して後は、餘り誰もめにとめず、親和染とて唐様書の三井孫之允與カが筆跡をうつして、からやうをちらし、篆書などを交へて、親和染親和は實名其子親孝とて、ことの外流行たり、安永明和の比なるべし、

〔名家略傳一〕和泉屋甚助

和泉屋甚助一號を太申といへり〇中略

美成云、太申もとより文學にうとかりしかば、文雅に虚名を求むといへども、さては芳を千載に傳へんことの難きをしりて、せめては臭を万世に遺さんとの微意にや、太申の名を弘めたき餘りに、太申染といふを作り出し、かねてなじみ通へる吉原の遊女巴屋の豐里といへるに著せ、錦繪といふものに、その染を著たるまゝの姿をゑがゝせ、または戲場にて中村傳九郎が衣裳にもあたへ、かくては太申染もあまねく世に弘まりしならんとおもひて、呉服屋の見せに行て、太申染やあると尋るに、その家なる手代、太申染といふ名をしらず、いかなる形ぞといへるに、太申云、太申太申かくの如き紋なるよしいふに、そは世に傳九郎染と云ものとぞ答けるとかや、

〔松下庵隨筆〕傳九郎染　七代目中村勘三郎の弟、中村傳九郎が著たる大小の玉の摸樣なり、
龜藏小紋　九代目市村羽左衞門、初め龜藏と呼しころ、著たる渦卷の摸樣なり、
柏筵の壽の字摸樣　二代目市川團十郎、正德五年の春、中村座坂東一壽曾我の狂言に、曾我の五郎を勤め、虎屋永閑が淨瑠理にて、虛無僧の出の時著たる編笠と、壽の字の摸樣なり、
暫の中形摸樣　二代目市川團十郎より、しばらくの役に用ひ來りし鶴菱繋の摸樣なり、此外團十郎は二代より八代まで、種々好の摸樣ある中に、最も名高きものは福牡丹、〇ぬ、三升格子、龍門の鯉、荒磯鯉、瓢簞摸樣、三筋に蝙蝠、

〔守貞漫稿十九〕小紋ハ形染也、極細密ノ物ニテ、三都トモニ男子ハ祉袴必ズ用レ之、夏ノ單羽折地、絽、絹、龍文ノ類用レ之、袷羽折ニモ與レ之島ヲ交ヘ用フ、又男女晴略ノ衣服ニシ、無地文付ノ下着ニハ、小紋ヲ專トス、
鮫小紋　圖ノ如ク略〇圖縱橫正列スルヲ行儀鮫ト云、亂レ連ルヲ亂レザメト云、行儀、亂通ジテ通シ小紋ト云、三都トモ用レ之コト前言ノ如クナリシガ、今ハ上下ニ用ヒテ羽折ニ用レ之稀也、京坂頃日廢シ、江戸ハ廢テ十餘年ヲ經、
大納言　此形江戸ニ用ヒズ、京坂モ天保初流布ス、大坂豪富加島屋某初テ專用レ之テヨリ行ル、故ニ一名加島屋小紋トモ云、
重ネ菊　是ハ江戸ニテ天保中大ニ行ル、小點ヲ列ネテ菊形トス、故ニ累菊ト云、又臼ノ目形、雷盆形、相似レ之タリ、是等ハ上下ニ用ヒズ、羽折ト男女ノ衣服ノミ、
臼ノ目　鮫小紋以下、地黑或ハ憲法色等茶モアリ、小紋白、或ハ鼠、又ハ淺木、又淡茶等、總テ地色濃、小紋淡色也、京坂先年ヨリ今ニ至リテ、小紋白ヲ專用ス、江戸モ天保中、小紋白、或ハ極淡色、其後漸クニ濃ク、今ハ地極濃キ色ニテ、小紋ワヅカニ淡ナル、遠見ニハ無地歟ト見ユルヲ流布トス、多ク

纐纈 夾纈 蠟纈

ハ地黒小紋濃鼠也、地黒小紋鼠ヲ三都トモニチヅミガヘシト云、鮫、大納言形、累菊、臼ノ目、今ハ廢シテ不ㇾ用ㇾ之、今用定ル流布小紋無ㇾ之、唯細密ノ小紋種々ヲ用フ、

〔小紋手鑑〕鱗がた　七寶形　あられ　伊豫すだれ　瀧　青海波　ぐり〳〵　きねがた　さやがた　ねぢ梅　亀甲　立わく　いちまつ　菱形　杢目　千筋　折鷹　朽木形　あみ形　籠目　さめ　將碁駒　矢筈　くつわ　瓢　やなぎ　櫻　紅葉　石竹　菊　わらび　てふ　千鳥　しのぶ　笹　鶴　貝　茶筌

〔本朝世事談綺一衣服〕大久保小紋

大久保家の御召に、御好みありて染させられしゆへ名付、

〔本朝世事談綺一衣服〕暹羅染。。。

暹羅は國の名也、日本より凡三千四百里と云、此國よりわたりたる染物を摸して、日本にて染る、又華布と云、中華より渡るを唐華布と云也、唐ざらさは洗へども文采落ず、和染は落る也、又和染を唐へわたすに、洗ふに文采落ず、よつて珍とすと云、唐染、唐にてはおつる也、其所の水による物なり、

〔人倫訓蒙圖彙六〕沙室師　沙羅紗、沙室、霜降等、これ別家なり、

○按ズルニ、更紗ノ事ハ、布帛篇ニ載セタリ、參看スベシ、

〔新撰字鏡頁〕纈 下列反、入、結ㇾ帛以染得ㇾ色也、由波太、

〔倭名類聚抄十五膠漆具〕革　説文云、革 古核反、和名都久利加波、今案有二蘇枋革、黄櫨革、紫革、褐革、緋革、纈革等名一、纈讀二由波太一、是夾纈之纈字也、 獸皮去ㇾ毛也、

〔箋注倭名類聚抄五細工具〕按波多、織機之名、古轉謂二布帛一爲二波多一、古事記栽二赤幡一、神功紀千繒高繒、訓二千八多、多加八多一、天武紀羅訓二宇須八多一、本書綺訓二加牟波多一、又訓二服部一爲二波登利一、織部之義也、由是由比之省、由波多謂下結二布帛一染上之爲ㇾ文也、卽源氏物語謂屋卷所ㇾ言括染、今俗絞染是也、

〔倭名類聚抄 十二 錦綺〕夾纈　東宮切韻釋氏曰、纈(胡結反、夾纈此間云加宇介知、)結帛爲文綵也、孫愐曰、繒之有夾花也、

〔箋注倭名類聚抄 三 錦綺〕纈訓由波太、見細工具革條、天智紀同訓、按演繁露引唐語林云、玄宗時、柳婕妤妹適趙氏、性巧慧、使工鏤板爲雜花象之、而爲夾纈、因婕妤生日獻王皇后、上見而賞之、因勅宮中依樣製之、當時甚秘、後漸出偏於天下、夾纈又見續日本後紀承和七年紀、西宮記女裝束、扶桑略記、作纈纈、又按纈今俗呼志保利者、夾纈蓋今俗呼板志米者是也、

〔事物紀原 十 布帛雜事〕纈

事始曰、夾纈子造、二儀實錄曰、秦漢間有之、不知何人造、陳梁間貴賤通服之、潘氏紀聞譚曰、唐代宗寶應二年、吳皇后將合祔南宗陵、啓舊堂、衣服繒綵如撮染成花鳥之狀、玄宗柳婕妤妹適趙氏、性巧、因使工鏤板爲雜花、打爲夾纈、初獻皇后一匹、代宗賞之、勅宮中依樣製造、當時甚秘、後漸出偏天下、此似始爲夾纈之制也、

〔慧琳一切經音義 五十〕攝大乘論二

絞纈(賢結反、案纈以綵縛繒染之、解綵成文曰纈、今謂西國有淡澀汁點之成纈、如此方蠟點纈也、)

〔類聚名義抄 糸六〕纈(音頡 ユハタ)　夾纈(俗云カウケチ)

〔伊呂波字類抄 加 雜物〕纐纈(カウケツ 亦作交纈、結帛爲文綵也、)　〔同 久 雜物〕纈(クヽリ)

〔古今和歌集 五 秋〕二條の后の東宮のみやす所と申しける時に、御屛風に龍田川に紅葉流れたるかたを、かけりけるを題にてよめる、　業平朝臣

ちはやぶる神代もきかず立田川から紅にみづくゝるとは

〔古今和歌集打聞 五〕河の面は紅のくゝり染の如く見えて、えもいはれず面白きけしきをみて、いとめづらしき事ども有と云、神代の傳へにも、いまだ聞ぬと也、いと〳〵ほめたるあまり也、後の說共は、河に散しきたる紅葉の下を、水のくゞりて流るゝを、紅に水のくゞるとよめりと

いへれど、紅は體なき物にて、それをくゞるとはいひがたし、或家の傳に、泳にあらず、絞也と云ぞよき、絞とは絹を紅のくゝり染にせし、それに見なせる也、六帖に、木葉皆から紅にくゝるとて霜のあやにもおきまさる哉、とよめるも、絞染なればこそ、霜のあやにもといへ、且此歌くゞるにあらぬ證は、水と云詞も見えず、よてくゝり染てふことを、よめると思定むべし、

〔運歩色葉集 賀〕黄纐纈

〔尺素往來〕爲室内之飾、○中略 金襴、金紗、金羅、金段、段綿、段子、纐纈等之法被、打敷、水引、

〔倭訓栞 前編三十五 由〕ゆはた 纐纈をよめり、日本紀、和名抄に見ゆ、延喜式に夾纈とす、孫愐が説に、纐絹之有夾花也といへり、結機の義なるべし、延喜式に二目纐、三目纐と見えたり、源氏にいふくくりぞめ、今世のしぼりぞめ是也、鹿子とじ、菊とぢとするは誤也といへり、ゆはだのきぬ、ゆはだのひもなどもよめり、柏木のゆはだ染てふ紫とよめるは、顯注に、柏木は兵衛也、彼府の太刀の緒は紫革也、和名抄に纐革ともありと見えたり、延喜式に衛府舎人刀緒、左兵衛深緑、右兵衛深緑纐と見えたり、新撰字鏡に纐をゆはたとよめり、東鑑に纐纈源五盛安あり、頼朝公常にいふ、吾首不斷者池殿之恩、吾髪不剃者盛安之忠と是也、

〔貞丈雜記 三小袖〕一纐纈と云ハ、くゝし染の事也、今時しぼり染といふ物也、大しぼりを云なるべし、纐纈の二字を、きくとぢとよむハあやまり也、くゝしぞめとよむ字なり、

〔裝束色彙 三〕纐纈

纐纈ノ二字、ユハタ、又ハクヽリゾメト訓ズ、字書ニモ纐繁纈染爲文也トアリ、今俗ニイフシボリ是ナリ、本ヨリ色ノ字ニハアラズ

〔萬葉集 十六有由緣雜歌〕昔有老翁、號曰竹取翁也、○中略 即作歌一首幷短歌、

緑子之、若子蚊見庭、○中略 頸著之、童子蚊見庭、結幡之、袂著衣、服我矣、○下略

〔萬葉集略解十六〕結幡は、結は纈、幡は機也、纐纈をゆはだといふは略也、ゆふはたといふぞ正しかる、絹布を糸もて結くゝりて染れば也、はたは機して織たるをすべていふ、

〔袖中抄十五〕ゆはだ

かしはぎのゆはだそむてふむらさきのあはんあはじはひのこゝろに

顯昭云、ゆはだとは纈字をよめり、〇中略纈字をば字書にくゝるともよめり、詩にも苔纈とつくれり、又纐纈と申も文に可付歟、黄纐纈といふは黄なるをいふ也、玉篇には纈の字をば斑也と訓せり、又かしはぎのゆはだそむてふむらさきのといふは、かしはぎとは、兵衛のつかさをいふ、かの府のたちのをは紫革也、〇下略

〔日本書紀二十七天智〕六年閏十一月丁酉、以錦十四匹、纈十九匹、〇中略賜椽磨〇耽羅使等、

〔魏志三十東夷〕景初二年〇文帝六月、倭女王遣大夫難升米等詣郡求詣天子朝獻、太守劉夏遣吏將送詣京都、其年十二月、詔書報倭女王曰、制詔親魏倭王卑彌呼、帶方太守劉夏遣使送汝大夫難升米、次使都市牛利、奉汝所獻男生口四人、女生口六人、斑布二匹二丈以到、

〔太平御覽八百十五布帛〕魏志曰、景初中、賜倭女王絳地交龍錦五疋、紺地勾文錦三疋、倭獻暴文雜錦二十疋、

〔令義解六衣服〕內親王禮服　一品、〇中略蘇方深淺紫綠纈裙、〇中略

內命婦禮服　一位、〇中略蘇方深淺紫綠纈裙、謂下條云、綠縹纈紕裙、此條无紕字、即知五色交綵以爲纈文也、〇中略三位以上、淺紫衣、蘇方淺紫深淺綠纈裙、〇中略

朝服〇中略六位以下初位以上、〇中略衣色准男夫、〇中略縹纈紕裙、初位去纈、〇中略

制服　宮人、〇中略綠縹紺纈、謂三色纈各得特用、不得交色以爲纈、其不纈深淺者、即得通服耳、

〔東大寺獻物帳〕山水夾纈屛風十二疊各六扇、高五尺、廣一尺八寸、碧絁背、染木畫帖、烏油釘、揩布袋

一疊面紫目交纈背紅夾纈緣緋絁接羃

一疊面背夾纈緣紅夾纈接羃

一疊面紫目交夾纈緣背夾纈緣緋絁接羃

一疊面背白橡臈纈緣緋絁接羃

一疊面紫目交臈纈緣背紅臈纈緣緋絁接羃

一疊面紫目交臈纈緣背夾纈緣緋絁接羃

一疊面夾纈緣背白橡臈纈緣緋絁接羃

一疊面紅臈纈緣背皂目交臈纈緣緋絁接羃

一疊面紅臈纈緣背滅紫臈纈緣緋絁接羃

一疊面夾纈緣背紅臈纈緣緋絁接羃

一疊面背夾纈緣紅臈纈接羃

一疊面紫目交臈纈緣背夾纈緣紅臈纈接羃

庵室草木鶡夾纈屏風七疊各六扇　高五尺　廣一尺八寸　碧絁背　染木畫帖　烏油釘　揩布袋

一疊面白橡目交臈纈緣背皂臈纈緣緋絁接羃

一疊面背夾纈緣緋絁接羃

一疊面紫目交臈纈緣背夾纈緣紅臈纈接羃

一疊面背白橡臈纈紅臈纈接羃

一疊面背夾纈緣紅臈纈接羃

一疊面紫目交臈纈緣背夾纈緣緋絁接羃

一疊面夾纈緣背白橡臈纈緣緋絁接羃

○中略

鷹鳥夾纈屏風四疊 各六扇高五尺廣一尺八寸碧絁背染木畫帖烏油釘揩布袋

一疊 面夾纈緣背紫目交臈纈緣緋絁接扇

一疊 面山納緣背白橡臈纈緣緋絁接扇

一疊 面背夾纈緣紅臈纈接扇

一疊 面夾纈緣背白橡臈纈緣緋絁接扇

鷹鶴夾纈屏風一疊 六扇高五尺廣一尺八寸碧絁背染木畫帖烏油釘面夾纈緣背皂臈纈緣緋絁接扇揩布袋

古人鳥夾纈屏風四疊 各六扇高五尺廣一尺八寸碧絁背染木畫帖烏油釘揩布袋

一疊 面紫臈纈緣背夾纈緣緋絁接扇

一疊 面背山納緣緋臈接扇

一疊 面背夾纈緣緋臈接扇

一疊 面背減紫臈纈緣緋絁接扇

鳥草夾纈屏風十疊 各六扇高五尺廣一尺八寸碧絁背染木畫帖烏油釘揩布袋

一疊 面紫山納緣背緋臈纈緣緋絁接扇

一疊 面紫山納背緋臈纈緣緋絁接扇

一疊 面雲納綾緣背緋夾纈緣緋絁接扇

一疊 面紫臈纈緣背夾纈緣紅臈纈接扇

一疊 面背夾纈緣紅臈纈接扇

一疊 面紫臈纈緣背夾纈緣紅臈纈接扇

一疊 面紫臈纈緣背夾纈緣紅臈纈接扇

一疊 面背夾纈緣紅臈纈接扇

二疊並面背紫夾纈縁紅臈纈接扇

臈纈屏風十疊各六扇 高五尺五寸 廣一尺九寸 緋背 染木畫帖 漆鐵打揩布袋 碁

一疊面背紅臈纈縁紫山納接扇

二疊並面背紅臈纈縁紫山納接扇

一疊面紅臈纈縁背青臈纈縁紫山納接扇

一疊面背青臈纈縁紫山納接扇

一疊面背緋臈纈縁紅臈纈接扇

二疊並面背緋臈纈縁紅臈纈接扇

一疊面紫臈纈縁背青臈纈縁紅臈纈接扇

一疊面背□臈纈縁接扇

〔法隆寺獻物帳〕御帶壹條 中略

右並盛漆革箱、又盛紅緑綢地高麗錦、淺緑臈纈裏袋、又緑地高麗錦、緑纈裏帊敷机、又羅夾纈單帊覆、二幅 長六尺八寸

〔多度寺伽藍縁起〕押纈帶肆條 各長一丈一尺四寸

〔皇大神宮儀式帳〕一月讀宮遷奉裝束 中略 青甲纈錦御衣四領 長二尺

〔延喜式 十四 縫殿〕裁縫功程 中略

二目纈帛一疋、一目纈減半 長功日十四人、中功日十七人、短功日廿人、

〔延喜式 十四 縫殿〕雜染用度 中略

纈帛一疋、藍半圍、黃蘗大二斤、

〔延喜式 十五 内藏〕諸祭幣帛 中略

取染

鹿島香取祭〇中略物忌人別夾纈帛、淺綠帛、各三丈、已上裝物紫纈帛三丈、〇中略
使等裝束〇中略夾纈、紅臈纈、支子帛各一疋、〇中略
枚岡社　夾纈絁三丈五尺〇中略
奉諸陵幣〇中略　夾纈臈纈帛、各二疋二丈、別各一丈四尺〇中略　已上陵十所料〇中略
夾纈臈纈帛、各一疋三丈八尺、別各一丈四尺〇中略　已上墓七所料

〔江家次第正月二〕大臣大饗
裝束〇中略　鷹飼錦帽子　紫纈狩衣　白布袴

〔江家次第抄二〕大臣家大饗
紫纈狩衣　括染也、大饗鷹飼括用事、雄括雌括アリ、大饗雄括也云々、

〔太平記十二〕千種殿幷文觀僧正奢侈事附解脱上人事
數百騎ヲ相隨ヘテ、内野北山邊ニ打出テ、追出犬、小鷹狩ニ日ヲ暮シ給フ、其衣裳ハ豹虎皮ヲ行縢ニ裁チ、金襴纐纈ヲ直垂ニ縫ヘリ、賤服貴服謂之僭上、僭上無禮國凶賊也ト、孔安國ガ誡ヲ不耻ケルコソウタテケレ、

〔貞丈雜記三小袖〕一とり染といふ染樣の事、眞鏡犬追物記に云、犬射素襖に、とり染とて、五色に細筋をおしよせにしぼり染にする事也云々、筋は横筋也、おしよせとは間をせばくする也、一あかとり染の事、古今著聞集にあかとり染の水干と云ことあり、赤色に細筋をおしよせて、しぼり染にしたるをいふなるべし、右の犬射素襖のとりぞめに付て考たるなり

〔古今著聞集十二博弈〕後鳥羽院御時、伊豫おふでらの嶋といふ所に、天竺の冠者といふもの有けり、〇中略かの冠者あかとりぞめの水干に、なつ毛のむかばきをはきて、〇下略

〔世事百談〕手綱染

斜に筋を染めたるを手綱染といひ、世俗に小六染などもいへり、正しくは取染といふが本名なり、諸書當用抄に、手綱はとり染にいたし候、まづ手綱の先壹尺ばかり萌黃、それより一寸ほどづつ淺黃白萌黃に横筋をつけ染め候、腹帶同前、また弓馬聞書に、とり染手綱、本色(不定尺)五寸ばかり一色に染めて、又一寸づゝ段々に三つばかりいろ／＼に染め候て、又五寸ばかり一色に染むるなり、色は何にてもくるしからず、このとり染め、はれの時、軍陣のときならでは不用候、小笠原備前入道宗信傳なり、また上覽抄に、手綱はかちんにて、筋を一寸まだらに可付、これをとり染めといふと見えたり、かゝればもととり染めといふを、手綱にその染を用ふるからに手綱染とはいへり、さて小六染といふよしは、嵐小六といふ俳優の好みて、常にこの染を專ら用ひたれば、とり染をやがて小六染といひならはしたり、石疊を市松といふも、佐の川市松が好み用ひたる故なり、猶そめ色に、路考茶、大和柿の類もみな俳優より出でたり、すべて物の名の俗稱は、轉化してあらぬことになり行くこと少からず、

〔後は昔物語〕延享二丑か三寅かの顏見世かと覺ゆ、(○中略)其時中村座へは嵐小六初下り也、(○中略)小六が野郎帽子の紫の所は、紅と草の汁とをかさねてすりて、むらさき色にこち付たる物なりき、奥村文角政信が繪かと覺ゆ、畫の上に書たる發句に、かほみせや鶴の巣ごもり小六染とあり、其時は鶴菱紋を小六染といふにやとおもひしが、後に思へば、去ばらぐの菱付の定式の形なり、其後左り卷を小六染と云そめて流行せしは、其翌年か翌々年か、いづれ乙(○乙恐丁誤)卯の年なり、

〔守貞漫稿十九〕取り染　古名也、今俗京坂ニテダンダラ染ト云、段斑ダンマダラノ略ナリ、江戸ニテ手綱染ト云、馬ノ手綱ニ多クアル形故也、

古ノ取染ハ數彩ヲ押寄セタル横節染ヲ云、今製モ數彩ナルモアレドモ、多クハ白地藍筋也、白ト藍ト同ジ大サニ横筋染也、

巻染

〔貞丈雜記 三小袖〕一まきぞめと云ハ、絹にても布にてもかたく巻て、其上を細き緒にてかたく巻て、何色にても染て後、巻たる緒をとけバ、巻たるあとは白くなる也、紅巻染の事、裝束の部に記ス、同事也、夫木抄に、家集藤花、源仲正の歌に、藤浪のよらはれぬればむらさきのまきぞめきたる松かとぞ見る云々、此歌の心、藤のつるが松によれて巻付き花さきたる體が、紫の巻ぞめの衣を著たる様に見ゆる也、

目染

〔倭訓栞 前編三十二〕めぞめ　源氏に見ゆ、目染の義、今の鹿子などの類にや、江次第にも、齋王の事に目染裳見え、信範記に御廐舍人目染帷と見ゆ、

〔源氏物語 三十八鈴虫〕花づくゑのおほひなど、をかしきめぞめもなつかしうきよらなるにほひそめつけられたる心ばえめなれぬさまなり、

〔西宮記 臨時四〕女裝束　朝拜供奉女房、○中略執翳、摺唐衣、比禮、目染裳、簪如ㇾ常、

〔春記〕長暦三年十一月七日甲午、今日初御㆓○後朱雀南殿㆒、○中略女房八人在㆓御後㆒、今日内侍已下不ㇾ簪、只著㆓目染裳㆒、是例事也、

目結鹿子

〔和漢三才圖會 二十七絹布〕纐音結　夾纈　和名加宇介知　今云鹿ノ子○中略

按紅夾纈倍留加乃古有㆓紫黑淺葱茶色數品㆒、細密結㆓括縮㆒、大者如㆓乳頭㆒、小者如㆓丁子頭㆒而染ㇾ之、全無㆓空處㆒者名㆓撮纈㆒、俗云比豆多有㆓山水花鳥㆒者名㆓道盧㆒、如㆓麻文㆒者名㆓麻纈㆒、蓋鹿皮文略似、故名㆓鹿子㆒、其地綾子爲ㇾ上、紗綾、縠次ㇾ之、

〔貞丈雜記 三小袖〕一目結と云、其形⊡如ㇾ此、目の形の如く也、是をいくらもちらし、又ハならべて染る也、是を染るにハ、絹をつまみあげ、糸にて結て、染て後糸をとけバ、糸のあたりたる所ハ白く成て、右の如く目の様になる故、目結と云也、右の目結の染物、白星まだらにありて、鹿の子の毛皮に似たる故、かのことも云也、かのこは鹿の子也、又佐々木氏の家の紋を、よつめゆひと云も、右の目ゆひを四ツ並べたる故、四ツ目結と云也、○中略

一しげめゆひとハ、滋目結と書く也、目結をしげく染たるを云也、滋目結の鐙直垂などゝ云ハ此事也、○中略

一目結(メユヒ)、鹿子(カノコ)事、一物に非ず、伊勢貞順豹文書に二品に見えたり、目結(俗ニ云鹿ノ子ト云形ノ如クナルヲナラベテ染タル也、總體ニ染ルナリ、今ノ行義アラレノ如シ、)鹿子(俗ニ云カノコノ如クシテ、所々ニチラシ染タルナリ、タトヘバツシガ花ノ如シ、)共ニくゝし染なれども、此差別あり、

〔嬉遊笑覧二上服飾〕古へ衣にもやうをつくるは、くゝし、又は摺こみ、板しめなどにて有しなり、くゝしは纐纈にて、今いふしぼりなり、目ゆひと云は鹿子なり、四ッ目の紋など云は、四ッ目結なり、纐纈は、板じめにもしたるにや、事物紀原、纈と擧て、事始曰、夾纈徹子造、二儀實錄曰、秦漢間有之、不知何人造、陳梁間貴賤通服之、潘氏紀聞譚曰、唐代宗、寶應二年、呉皇后將合祔肅宗陵、啓舊堂、衣服綃綵如撮染(ツカミソムル)、成花鳥之狀、香祖筆記云、潘氏紀聞に、唐明皇柳婕妤妹適趙氏、性巧慧、鏤板爲雜花、打爲夾纈、代宗賞之、命宮中依樣製造とあれば、唐の時より板じめにもしたるなり、又辻といひしは、つぢが花をそめし故なり、

〔守貞漫稿十九〕目結　昔ノメユヒト云ハ、今ノ京坂ニ云、有松絞リ、江戸ニ云、ムキミ絞リノ類歟、東海道鳴海驛西ニ有松村アリ、此邊多製之、其村賣之店數戸アリ、故ニ有松トモ、又ナルミシボリトモ、京坂ニテノ稱也、江戸ニテムキミ絞リト云ハ、蛤、バカ、アサリ等、殼ヲ去リタルヲ賣ル、是ヲムキミト云、此紋白地幽ニ藍色アルコト、ムキミ多ク器ニ盛ルノ形ニ似タリ故ニ名トス、又記號ニ四ツ目結、今俗略テ四ツ目ト云者、乃チ昔ノ目結四ケヲ描キタル也、又木綿ニ目結シタルヲムキミ、或ハ有松絞リト云、縮緬ニ目結シタルヲ鹿子ト云ナルベシ、縮緬ノ鹿子絞リハ、緋ヲ專トシ、淺葱次之、他色稀也、木綿絞リハ紺ヲ專トシ、他色無之、又鹿子ハ結糸ヲ解去レドモ、猶縮テ伸ビズ、木綿絞リハ聊縮タレドモ、大略ニ伸タリ、又鹿子ニモ數種アル歟、京坂ニテヒツタ鹿子ト云ハ、江戸ニ

有松絞

云總鹿子ナルベシ、全體ニ絞リテ、餘所ナキヲ云ナルベシ、

〔雍州府志七土產〕結鹿子　凡以絲緊聚結絹帛爲紋、而後染所好之色、日乾後解其絲、則所期之紋現存、其跡如麑之皮紋、是總號鹿子目結、一領衣服悉有此紋、謂總鹿子、所々有紋、謂村鹿子、是則婦人之業、而是稱鹿子結、此外摺繪、縫箔、縊物、志保利染等、各有其家而存矣、

〔我衣〕寛文年中ニ至テハ、總鹿子ノ小袖ヲ著ス、地白綸子、或ハ紺緋紫ノ結鹿子總地ニセリ、

〔松下庵隨筆〕小大夫鹿子　貞享元祿の頃、伊藤小大夫といふ女形、江戸にて此鹿子を染させて著たり、京大坂にては、これを江戸鹿子といふ、

〔本朝世事談綺一衣服〕小大夫鹿子

貞享元祿のはじめ、伊藤小大夫といふかぶきもの、江戸にて此かのこぞめを著たり、江戸中に此そめかのこはやる、又京大坂にはやりて、江戸かのこと云、

大夫鹿子

貞享のころ、京西洞院四條藤屋善右衛門と云もの始て染る、ゆひかのこのごとくに、紺屋形を以染るものなり、今以かたびらなど、龜相なるは此かのこなり、又結鹿子は、古來よりの物也、說文に纈、繫繒染爲文、

〔尾張志五〕有松纐木綿

有松村にてつくる、木綿をさらし、藍又紅等にてくゝり染をなし、いろ〳〵の文をなす、殊にうるはしく奇麗なれど、綿布のいやしきにより、高貴の人の用に備へがたし、されども當村東海道の筋なれば、旅人よく知りて傳ふる故、京江戸其外諸國にてもよく知りて、有松絞を名物とす、

〔尾張名所圖會前編六愛智郡〕有松纐纈記

纐纈之起也、其來久矣、奈良朝既染服御之物、和州龍田法隆寺中、今猶藏孝謙帝之褥云、又記予令式

散見于六帖、古今諸歌選裁錄不一、我尾張國有松里以是得名者、自慶長年間始、蓋竹田庄九郎之祖、自英比郷移居有松、以此爲業、敬公〇徳川義直受茅社入國、出迎獻采檘、公喜復其宅地、自是嗣公始入國、迎拜獻檘以爲常、子孫相承已二百年、其法逾精、其徒逾多、街衢相連、屋舍相接、戸々懸纈絹綿布、粲爛鮮麗、恰如花柳競媚楓菊駢列、行旅止歩、買者不絶、〇中略　己未之夏　神野世猷文徽甫

〔東海道名所圖會三〕名産有松絞鳴海より壹里計り東にあり、細き木綿を風流に絞りて、紅藍に染て商ふ也、此市店十餘軒あり、旅行の人及び諸國へ商ふ、

板

〔守貞漫稿十九〕板ジメト云ハ、縮緬紅染ニモ、其他絹木綿トモニ紅藍何ニテモ製之、薄キ板ニ紋ヲ彫リ、縮メン以下固ク挾之ミ、染之ニ板形ノ如ク白ク染除ク也、蓋前ノ紙形ニ紺屋糊ヲ以テ染タル如ク、染後鮮ナラズ、八方ニ染色ニジミテ、又一種ヲナセリ、蓋紙形染ハ極細及二色染、其他自由ヲナス、板〆ハ唯一色ノ中形ノミ、

染法

〔七十一番歌合上〕四番　左　紺搔

壺こうの只一しほのそら色に光そへたる秋の夜の月

〔古今和歌集一春〕寛平の御時后の歌合によめる　源宗于朝臣

常盤なる松のみどりも春くれば今一しほの色まさりけり

〔古事記傳九〕八鹽折之酒、書紀に八醖酒ヤシホヲリノサケと書り、醖は醸酒なりとも、久醸也とも字書に注せり、〇中略さて新撰字鏡に、酸、志保留とあり、酸は醸ノ俗字と見ゆ、さて醸は説文に厚酒也と註せり、此に依らば厚酒を造るを志保留とは云るにや、志保留は卽志本袁留の切まりたる言にて、幾度も折返し醸意なるべし、さて物を絞ると云も、此より出たることと、又物ノ色を染る度數を、一しほ二しほと云も、本ト同意にて、其は理を略る言ならむ、

〔爾雅註疏四釋器〕一染謂之縓、註、今之紅也、再染謂之赬、註、染ノ赤、三染謂之纁、註、纁絳也、〇中略疏、別ニ衆色之名ニ也、一染謂ニ之縓ヿ者、此述ニ染絳法ヿ也、一染一入色名ニ縓、今之紅也、

〔東北院職人歌合〕七番　左　紺搔

うとくなる人の心の花淺黃いくしほそめて色あがるらん

〔延喜式十四縫殿〕雜染用度

黃櫨綾一疋、櫨十四斤、蘇芳十一斤、酢二升、灰三斛、薪八荷、帛一疋、紫草十五斤、酢一升、灰一斛、薪四荷、

黃丹綾一疋、紅花大十斤八兩、支子一斗二升、酢一斗、麩五升、藁四圍、薪一百八十斤、(准二生木一所レ定、餘皆准レ此、)帛一疋、紅花大七斤、支子九升、酢七升、麩四升、藁三圍、薪一百廿斤、羅一疋、(用度同レ帛、)絲一絇、紅花大二斤八兩、支子三升、酢二升三合、麩二升、藁一圍、薪六十斤、

深紫綾一疋、(綿紬、絲紬、東絁亦同、)紫草卅斤、酢二升、灰二石、薪三百六十斤、帛一疋、紫草卅斤、酢一升、灰一石八斗、薪三百斤、羅一疋、紫草卅斤、酢一升、灰二石、薪三百斤、絞紗一疋、紫草十五斤、酢三合、灰四斗六升、薪一百廿斤、絲一絇、紫草十七斤、酢二合、灰二斗五升、薪六十斤、貲布一端、紫草五十斤、酢一升、灰一石二斗、薪二百卅斤、葛布一端、紫草廿三斤、酢二合、灰一斗七升、薪六十斤、

淺紫綾一疋、(綿紬、絲紬、東絁亦同、)紫草五斤、酢二升、灰五斗、薪六十斤、帛一疋、紫草五斤、酢一升五合、灰五斗、薪六十斤、羅一疋、(用度同レ帛、)絞紗一疋、紫草五斤、酢六合、灰一斗二升、薪六十斤、纈帛一疋、紫草五斤、酢一升、灰二斗五升、薪六十斤、絲一絇、紫草五斤、酢三合、灰一斗、薪三十斤、貲布一端、紫草七斤、酢八合、灰一斗八升、薪六十斤、葛布一端、紫草七斤、酢六合、灰一斗五升、薪六十斤、

深滅紫綾一疋、紫草八斤、酢一升、灰一石、薪百廿斤、帛一疋、紫草八斤、酢一升、灰一石、薪百廿斤、絲一絇、紫草八斤、酢二合、灰三斗、薪九十斤、

中滅紫綾一疋、紫草八斤、酢八合、灰八斗、薪九十斤、帛一疋、紫草八斤、酢七合、灰七斗、薪九十斤、絲一絇、紫草七斤、酢一合、灰一斗五升、薪廿斤、

淺滅紫絲一絇、紫草一斤、灰一升、薪三斤、

深緋綾一疋、(綿紬、絲紬、東絁亦同、)茜大卅斤、紫草卅斤、米五升、灰三石、薪八百卅斤、帛一疋、茜大廿五斤、紫草廿三

斤、米四升、灰二石、薪六百斤、貲布一端、（四丈）茜大十六斤、紫草十四斤、米三升、灰一石五斗、薪三百六十斤、
葛布一端、茜大七斤、米八合、灰四斗、薪九十斤、紫草七斤、
淺緋綾一疋、（綿紬、東絁、貲布亦同、）茜大卅斤、米五升、灰二石、薪三百六十斤、帛一疋、茜大廿五斤、米四升、灰二石、薪三百六十斤、葛布一端、茜大十斤、米一升、灰四斗、薪九十斤、
深蘇芳綾一疋、蘇芳大一斤、酢八合、灰三斗、薪一百廿斤、帛一疋、蘇芳大十兩、酢七合、灰二斗、薪六十斤、
纈帛一疋、蘇芳大十兩、酢七合、灰二斗、薪六十斤、絲一絇、蘇芳小十三兩、酢二合、灰六斗、薪廿斤、
中蘇芳綾一疋、蘇芳大八兩、酢六合、灰二斗、薪九十斤、帛一疋、蘇芳大六兩、酢三合、灰一斗五升、薪卅斤、
絲一絇、蘇芳大二兩、酢一合、灰五升、薪廿斤、
淺蘇芳綾一疋、蘇芳小五兩、酢一合、灰八升、薪六十斤、帛一疋、蘇芳小三兩、酢五勺、灰五升、薪卌斤、絲一絇、蘇芳小一兩、酢三勺、灰二升、薪廿斤、
葡萄綾一疋、紫草三斤、酢一合、灰四升、薪卌斤、帛一疋、紫草一斤、酢一合、灰二升、薪廿斤、
韓紅花綾一疋、紅花大十斤、酢一斗、麩一斗、藁三圍、薪一百八十斤、帛一疋、紅花大六斤、酢六升、麩六升、藁二圍、薪一百廿斤、羅一疋、紅花大七斤、酢七升、麩五升、藁二圍半、薪一百五十斤、紗一疋、紅花大二斤、酢二升、麩二升、藁大半圍、薪卅斤、絲一絇、紅花大一斤、酢七合、麩二升、藁半圍、薪卅斤、貲布一端、紅花大四斤、酢一升二合、藁一圍、薪六十斤、細布一端、紅花大五斤、酢六升、藁二圍、薪百五十斤、調布准此、
中紅花貲布一端、紅花大一斤四兩、酢八合、藁一圍、薪卅斤、
退紅帛一疋、紅花小八兩、酢一合、藁半圍、薪卅斤、絲一絇、紅花小二兩二分、酢三勺、藁小半圍、薪廿斤、細布一端、紅花大四兩、酢二合、藁半圍、薪卅斤、調布一端、紅花大十四兩、酢一合六勺、藁半圍、薪卅斤、
深支子綾一疋、紅花大十二兩、支子一斗、酢五合、藁半圍、薪卅斤、帛一疋、紅花大八兩、支子七升、酢四合、藁半圍、薪卅斤、絲一絇、紅花小一斤、支子三升、酢一合五勺、藁小半圍、薪廿斤、

黄支子綾一疋、支子一斗、薪卌斤、帛一疋、支子八升、薪廿斤、絲一絇、支子三升、薪廿斤、

浅支子綾一疋、支子二升、紅花小三兩、酢一合、藁半圍、薪卌斤、帛一疋、支子三升、紅花小三兩、酢八勺、藁小半圍、薪六斤、絲一絇、支子七合、紅花小一兩、酢五勺、藁小半圍、薪三斤、

橡綾一疋、東絁亦同搗橡二斗五升、茜大二斤、灰七升、薪二百廿斤、帛一疋、搗橡一斗五升、茜大二斤、灰五升、薪二百廿斤、絲一絇、搗橡六升、茜大六兩、灰二升、薪卌斤、

赤白橡綾一疋、綿紬、絲紬、東絁亦同、黄櫨大九十斤、灰三石、茜大七斤、薪七百廿斤、帛一疋、黄櫨大七十斤、茜大五斤、灰二石、薪六百斤、絲一絇、黄櫨大五斤、灰一斗三升、茜大五兩、薪卌斤、貲布一端、黄櫨大十五斤、灰三斗五升、茜大一斤八兩、薪一百廿斤、

青白橡綾一疋、綿紬、絲紬、東絁亦同、苅安草大九十六斤、紫草六斤、灰三石、薪八百卌斤、帛一疋、苅安草大七十二斤、紫草四斤、灰二石、薪六百六十斤、絲一絇、苅安草大二斤、紫草一斤、灰七升、薪廿斤、貲布一端、苅安草大卌八斤、紫草五斤、灰一石一斗、薪六十斤、

深緑綾一疋、綿紬、絲紬、東絁亦同、藍十圍、苅安草大三斤、灰二斗、薪二百卌斤、帛一疋、貲布亦同藍十圍、苅安草大二斤、灰一斗、薪一百廿斤、絲一絇、藍三圍、苅安草大九兩、薪六十斤、

中緑綾一疋、綿紬、絲紬、東絁亦同、藍六圍、黄蘗大二斤、薪九十斤、帛一疋、藍五圍、黄蘗大一斤八兩、薪卌斤、絲一絇、藍一圍、黄蘗大九兩、薪卌斤、

浅緑綾一疋、藍半圍、黄蘗二斤八兩、帛一疋、藍半圍、黄蘗大二斤、纈帛一疋、藍半圍、黄蘗大二斤、絲一絇、藍小半圍、黄蘗大二斤、

青緑帛一疋、藍四圍、黄蘗二斤、薪廿斤、

青浅緑絲一絇、黄浅緑絲亦同藍小半圍、黄蘗八兩、

深縹綾一疋、藍十圍、薪六十斤、帛一疋、藍十圍、薪一百廿斤、絲一絇、藍四圍、薪卌斤、貲布一端、乾藍二斗、

灰一斗、薪卅斤、

中縹綾一疋、藍七圍、薪九十斤、帛一疋、藍五圍、薪六十斤、絲一絇、藍二圍、薪卅斤、

次縹帛一疋、藍四圍、薪六十斤、絲一絇、藍一圍大半、薪廿斤、

淺縹綾一疋、藍一圍、薪卅斤、帛一疋、藍半圍、薪卅斤、絲一絇、藍大半圍、薪廿斤、

深藍色絲一絇、藍一圍小半、黃蘗十四兩、薪廿斤、

中藍色絲一絇、藍一圍、黃蘗十四兩、薪廿斤、

淺藍色綾一疋、藍半圍、黃蘗八兩、帛一疋、藍半圍、黃蘗八兩、纈帛一疋、藍半圍、黃蘗八兩、絲一絇、藍小半圍、黃蘗八兩、

白藍色絲一絇、藍小半圍、黃蘗七兩、

深黃綾一疋、(東絁、綿紬、絲紬、亦同、)苅安草大五斤、灰一斗五升、薪六十斤、帛一疋、苅安草大三斤、灰八升、薪卅斤、絲一絇、苅安草大一斤、灰三斗、薪廿斤、

淺黃綾一疋、(綿紬、絲紬、東絁亦同、)苅安草大三斤八兩、灰一斗二升、薪卅斤、帛一疋、苅安草大二斤、絲一絇、苅安草大十一兩、灰二升、薪廿斤、

〔延喜染鑑〕黃櫨綾一疋　櫨大十四斤　蘇芳大十一斤　酢二升　灰三斛　薪八荷

此記灰三斛者、不應于櫨蘇芳之斤數、今染試者灰也、用三㪷而足焉、㪷斛之字、恐傳寫之謬歟、

世黃櫨染名者、屬黃非赤色、疑若以櫨一種染、於是試除蘇芳而染者如斯、以照于前、

黃櫨染考

本邦天子之服也、累世有用黃櫨染袍、而禁臣下服矣、世稱黃櫨染者、其色屬黃者也、又按式內黃櫨綾之染草、有多用蘇芳也、用蘇芳則必當有赤色矣、於是用縫殿式黃櫨綾之染草、染試一疋綾、其色果赤黃色、與世稱者甚遠焉、○中略

橡綾一疋（四位凶服黍二色紫一）　搗橡二斗五升

茜大斤　灰七升　薪二百廿斤

按橡字書作實爲皁斗、柞卽橡也、其房可以染黑也、凡謂橡之染黑也、如此則此稱橡者、似非其本色、蓋令義解僧尼令曰、木蘭黃橡也、式內唯稱橡無黃字、而有赤白橡及靑白橡、意者其唯稱橡者卽黃橡也、○中略

右若干色者、以式內所記之綾帛及染草、分爲四十分、以其一分染試之、且不拘入之數、偏隨染汁之竭、但深蘇芳淺藍色者、全染帛一疋、中綠者染試帛半疋者、

〔延喜式十五內藏〕雜染

紫染綾一百疋、（深紫廿疋、淺紫八十疋料、）絹一百六十疋、（深紫卅疋、淺紫一百廿疋料、）帛卌疋、（淺紫纈料、）絲二百絇、（深紫、淺紫各七十絇、深滅紫、淺滅紫、中滅紫各廿絇料、）錢十二貫文、篩廿口、（料絹一疋二丈、口別四尺、）佫二百六十二口、（料庸布卅二段二丈一尺、口別三尺五寸、）糟二斛八斗、（染手等料、）席廿枚、（染手座料、）絲八絇四兩、酢二斛七斗、薬二百十三圍小半、薪七百廿一荷、灰百五斛六斗、水瓱桶四口、水桶十三口、杓十二柄、（大四小八、已上官物、）紫草一萬五千四百卌斤、（寮物、）

右每年起二月一日、至五月卅日、依件染畢、以寮仕丁充駈使、其染手二人各給橡帛衣一領、（別三丈）調布袴一腰、（別七尺）褌一條、（別六尺）染女四人、各橡帛衣一領、襷一條、（長並同上）但纈料絲准量所須充、

藍染綾一百疋、（深綠、淺綠、淺縹、藍色各十疋、中綠、深縹、中縹各廿疋料、）絹四百疋、（深綠、靑綠、次綠各廿疋、中綠、深縹、中縹、淺縹各卅疋、藍色百廿疋、淺綠五十疋、纈淺縹、藍色各廿五疋料、）東帛六十疋、（深綠、紺各卅疋料、）絲六百絇、（深綠、中綠、次綠、深縹、中縹各五十絇、紺淺綠、黃淺綠、淺縹、白縹各卅絇、黑綠七十絇、次縹九十絇、深藍色、中藍色、淺藍色、白藍色各十絇料、）貲布八十端、（深綠、深縹各卅端料、）錢卅六貫文、絞帷二條、（料絁二丈四尺、別一丈二尺、）槽杷二條、（料商布二段、）佫二口、（料商布二丈、）押帷二條、（料調布二丈五尺）水篩二口、（料調布二丈八尺）薬三百圍、黃蘗大七百卅四斤六兩三銖、（縫殿絹染料）眞木灰八斛、灰十二斛、苅安草二百卌圍、水瓱麻筒三口、水麻筒五口、杓十五柄、（大五、小十、）席十枚、折薦十五枚、（官人并命婦已下座料）白

米九斛六斗、命婦以下料 黒米七斛二斗、仕丁料 鹽五斗六升八合、海藻大一百九十一斤四兩、糟二斛八斗八合、

右每年起六月一日至八月卅日染畢、亦以仕丁充駈使、其命婦以下駈使以上各賜祿、總調綿五十屯、供事藏部十人、染手一人、各給佐渡布衫一領、別二丈七尺 染女六人、各調布衫一領、別一丈六尺 襷一條、褌一條、條別六尺 仕丁二人商布衫一領、別一段 其染物者、預錄用度申省請受、寮允屬各一人、專當撿挍、染訖貯收寮庫、依宜出用、染法並見縫殿式

駕輿丁褶料、大纈紫絹十五疋四尺、染料紫草四百五十斤、寮物 酢一斗五合、灰三斛七斗五升、薪廿二荷、已上官物 具錄申省、

〔諸藝小鏡 六〕にごんぞめ　鐵のせんくず八十目、ふし二十目合て、布袋にいれ、かまに水を入、其中へ袋を入て、何にても染る地をかまへいれ煮るなり、

しやれがき　下ぞめを梅にてどぶ色にそめて、其上に石灰を水にてときて、それにつけておけば、梅の上色の赤みぬけて、され色になるなり、下染の淺深にて好次第なり、

黒ちや染　ゆえんを二てう程すり、まめのこをうすくのべて、下染をこいあさぎに染、まめのこにすみ少宛入て、何返も色の付まで染るなり、色能ころに、はりてしいしをかけ、其上に水をさいさいかけ、四五返も水ばりをすべし、色よくて落ざるなり、

ねずみ色　くるみを丸ながら黒燒にして、粉にして大豆のこにてときて、地を張て、はけにて引べし、

水色淺黄　わせわらのあくをたれ、三升の中へくさぎの實一升入、一升五合に、せんじつめ、みをひしぎ、しるをこして染るなり、

紺染　八月の末九月の比のあゐのはくき共にかり、葉を取て、くきばかりを一ひろ一尺のなは

にて結び、それ一束に水を手桶一つ半程入て、一桶程にせんじて、はをもみ出して染るなり、色は好次第幾度も染べし、

茶染　しぶきをせんじ、七八返染て、米のすを盃一つ入、鐵のせんくずをひき、茶一ふくほどせんじ、水三升程をにやかし、其中へ青みやうばん、らうはを半兩、粉にして入まぜ、合酢と前の二色ながら半分あてに入、能合て地を入染て、黒みを付度ときは、又あをみやうばんを加へ染るなり、染しまひに、ひさらきのあくを引べし、又しぶきの汁に青みやうばんを入、下地をそめ、椿のあくをおさへにかくるなり、江戸茶ハ下をいかにもうすく一反染るなり、こい茶ハ、二反三反にて椿のあくをかくるなり、みるちやハ、一端にかりやす一は程せんじ、椿のあくをせんじ、其汁にて紙を染、かう色にならバ、石灰を茶一ふく程入て取あげあらふべし、青み付度ハ、から竹の葉、茶の生葉をせんじて上を染るなり、

すゝ竹　下地をねずみに染て、上をもゝかはのせんじ汁にて染るなり、色をこくしたき時ハ、下染をこくし、上染をいく度もすべし、ほす時にしぼるべからず、むらに成なり、

ほんむらさき　下を椿のあくにて染、紫の根一頭をぬる湯にてもみだして、一端を五頭程の根にて染べし、紅粉をおろしてそれをわかし、にへたるうちに染るなり、一頭にて染てハ、又あくをかへるなり、二頭目よりうすへ入てつき、ぬるゆにてべにをおとし、わかして染るなり、色黒めば酢をさすべし、

似せむらさき　すはう一斤、常に染るごとくにせんじ、みやうばんを粉にして入、桶へ入て、一日一夜静なる所にていさせ置、うはずみを取て、それにて下染をしてほし、本汁にたばこのはひを一合入て、よくかきまぜて染るなり、ほしてみやうばんの粉一匁をあつ湯に入、かきまぜ染べし、

くれなゐつかひやう　くれなゐハ、二百目水につけ、冬ハ十二三日も、夏ハ五六日なり、其後布袋

に入て、水にて六返ばかり黄汁を取べし、汁多くハ七八度も取なり、黄汁すくなくバ四五反とるなり、其後本の花を玉四つにして、二日ねさせて後、いれ物一つへ玉一つ宛入置バ、さはらのあくをいかにもぐら〳〵とにたて、、玉二つにかけて玉をつきくづし、二尺五寸のあさ布を折かへし袋にして、くづし玉を入、竹のすの上にてもみ出し、其花の汁を前の殘し置たる二つの玉へかけつくして、又袋に入もみ出しぞく布四つへ皆々つけべし、但花汁一升程の中へ、米のすを茶びさく三つ程づゝ入べし、一束おろすあくハ、わせわら二十把たきて、あくを三升程取、三升のあくをくら〳〵とわかしてぞく布へ一つかけ、しぼり出して、べにを又よのぞく布へかくるなり、四つのぞくを前の如くかけ〳〵すれバ、初のぞくハ白く成なり、四つのぞく皆しろ地、其べにの上に有きを取てわきの入物に置、前の白く成たるぞくをべにを入、米の酢を加へそめれバ、又べにつくなり、黄を取たる跡のあげくのべに一はい半程に、梅ずを蛤に一つ程さすべし、梅ずきくも有、又きかぬも有、其加減能見べし、

〔染物早指南〕一素鼠　灰墨少々　はひずみハ、水ばかりにてハ急にそめりがたけれバ、酢にてゆるめおく事なり、　明ばん水　豆汁

二藍氣鼠　灰墨少々　唐藍同斷　めうばん水　豆汁

三湊鼠　唐藍　蘇枋　墨ボッチリ　からし水　豆汁

四藍鼠　唐藍　墨ボッチリ　石灰水　豆汁

五唐土鼠　もゝ皮うすくして一遍引

六茶氣鼠　蘇枋　唐藍　もゝ皮　からし水へ入る

七藤ねずみ　蘇枋水等分　唐藍少々　鐵漿ボッチリ　もゝ皮少々　石灰水へ入る

八葡萄鼠　蘇枋六遍　もゝ皮四遍　鐵漿水等分

九玄め鼠　かりやす　鐵漿
十濃ねずみ　墨ボッチリ　石灰水〇下略

〔染物重寶記〕色上染なをし藍のふん

花色のうへは　あいみるちや　せんざい茶　茶びろうど　おめしちや　江戸なんど　黒によし

ちくさ色のうへはあいとびによし、其外はないろと同じ事也、花いろちくさともに　あか茶　うす茶　あくちやにあしゝ

あさぎのうへは、諸色茶るいとび色るいによし、紋付摸様にも染べし、糊のあくにていろぬけて、白地にまがふなり、

色上染なをし黄のふん

うこん　紅うこん　くちば色は、日にさらせば、色ぬけるゆへに、うす茶、下染ちやにも大がいよし、紅ぬきし黄も同じ事也

きがら茶、くは茶は色ぬけざるゆへ右の茶にあしゝ、　茶びろうど　せんざいちやに大がい染るなり　すべて黄いろのうへは、飛色るいに色あしく、　むらさきとび　あやめ　あいにそまらず　茶るいにして、玄ゆみ見ゆる事あり、さらさるいによろし、

もへぎに二色あり、かゝりやすもへぎは、色ぬきて、なんどちや、あい見るちや、せんざいちや、金いろ茶、ちやびろうどによし、

きはだもへぎは、色よきなんどちやにならず、せんざい茶、あひみるちや、茶びろうどに大がいよし、びんろうじよし、とび色にくろみて大わろし、

色上染なをし赤のふん

本紅（もみ）のうへは色ぬかずに、とびいろるいによし、但シむらさきとびにあしゝ色ぬきして、こい茶るいに大よし、うす茶大がいよし、　ねずみ、ふぢいろ、白茶にあしゝ、下染ちやに染れば、色あしくて地よはるなり、

中紅は色ぬかずに、とび色るいに大よし、色ぬきすれば、いづれの色にもよし、

もゝいろ、かうばい色は、あくうち、うこん氣なきゆへ、あいにそめても地よはる事なし、

こいちやるい、とびいろるいによし、白ちや、柳ちや、ねずみ、藤色、すみる茶、なんど茶ニ大がい

梅やしぶぞめ、あかつちぞめのうへは、何いろにもあしゝ、○中略

○○張もの心得の事

むらさき、ふぢいろ、あやめ、灰汁（あく）ちやるい、夏日かず立しのりにてはれば、色むらできるものなり、

○○糊をき心得の事

うす茶、藤いろるい、灰のりつよきはわろし、うこん、紅うこん、きからちや、くは茶るいもちのりよし、はいのりは紋もやうのあがりあしゝ、

あいぞめやものは、灰のりつよきよし、

きぬるい茶下に、いけのりわろし、右はりのりをきの事は、素人の用なきことながら、あがりあしければ、染先の亀相となり、又は悉皆取次のなんぎと成事あり、たがいに心得べきため也、

〔農業全書 三草六〕茜根（あかね）

染様は、先ひさゝき柴の日當に生じうるはしきを、男の一荷取よせ灰にやき、晴たる夜の星を見る様に、火のちら〳〵とあるを、火の消る程に少水をうち、さて其灰をこしきにをし付、たぎりたる湯を、たご一荷かけ、あくにたれて用ゆべし、あくをこくする事は染る地によるべし、　同じくあくかふ數の事は、丹後紬一疋、あかね一貫五百目水八升、六十五尺は、京紬同じく一貫三百目、水

前に同じ、五十五しほ、ほつけん一貫二百目、水七升六十しほ、絹ねりの類一貫目、水五升、三十五しほ、十九木綿、越後九百目、水六升三十五しほ、ふさしりがひ、六百目水七升廿五しほ、　あかね、かし様前の年、九十月に掘たるならば、明る日染る宵より水に漬、明る日流川にて、しるの濤ほど洗ひ上て煎ずべし、九月ほりたるは、二夜かすべし、をそく掘たる程、段々此考へにてかす物なり、　同じく煎じ様、いづれも十二釜に煎ずる物なり、泉酷とぬるでの木を入て煎ずべし、若黑あかきいろ出來る事あり、其時はせんじからをばあげて、煎じ汁を染桶に汲入、あつき中に染べし、いきの出ぬ樣に、ふたをよくすべし、かくのごとくして、度をかさね煎じ出す物なり、其煎ずる間は、染物をば漬てをくなり、かくのごとく九しほ染、三しほは釜の中にて染るなり、十二番ともに、染樣同前なり、　同じく酷のさし加減、あかね染の大秘事とて、口傳する事なし、されども水二升に、一盃入るとある時は、凡さしかげんを考へて、少の物をたび〳〵加減して染て心見たらば、手の下にしるしを見るべし、　扨そめ上ては しぼりて、かげに干べし、少しめり氣ある中にたゝみて、ぬり桶などに入て、一夜をくべし、一夜に三度もたゝみかへたるよし、若又いづみ酷に鹽氣ある事あり、杉原紙に熱き飯を包み、酢の中に入をきて、半時ばかりして取上れば、鹽其まゝぬくるもの也、

〔有德院殿御實紀附錄十七〕古製の染色は、延喜式縫殿の部に其法少し見ゆるといへども、今それをもてわきまへがたし、また往昔の布帛染革もて、ものゝぐの飾に用ひしものまゝあれど、これも年をへて色變りそこなはれて、其世のさまのたしかにしりがたしとて、內藏式に載し染草の分量をたゞさせたまひ、それにたがはず製し出すべしと仰出され、小納戶浦上彌五左衞門直方奉りて、後藤縫殿助服所〇吳に命じ、享保十四年より吹上の園中に染殿を開き、年々あまたそめ出しけるが、後にはみな習熟して、黃櫨染よりはじめ、紫、紅、二藍、葡萄、朽葉、山藍、縹、綠の類、みな古色に少しもたがふことなく染出しけり、その中に茜染は、むかし山城國山科の里にて、もはら染けるが、

いつしか茜草の製法を失ひて、此頃は蘇芳もて染しを茜染と名付、世にひさぐことゝはなりぬ、然るにまことの茜染はいかなる風雨霜露に逢といへども色かはらず、蘇芳にて染るも、打みたる處は劣らずといへども、年をふるか、風雨霜露にあへば、色かならず變ずといへり、さればむかしより、武器には多く茜染を用ひしなり、これも染工等に命せられて、しば〳〵こゝろみられけれど御旨に應せず、其後貝原好古（黑田右衞門佐綱政家人）がしるしたる農業全書の中に、その染法をくはしくのせければ、これによりさらに御考どもあり、はたして古製のごとく染出しければ、盛慮にかなひ、永壽丸といへる御船の記號旗をもそめて試らるゝに、年をへて風雨にあへども色かはらざりければ、後は布帛はさらなり、矢羽竹などまでもそめられける、また其頃山城國八幡山よりいづる菖蒲皮をも命せられしに、少しもたがはず染出しければ、御甲冑のよそひにも是を用ひ玉へり、かくて京よりも染工どもあまた召れて、種々のもの染けるが、後にはいと盛になりて、縫殿式の染色、半にすぎてそめ出しければ、この服色をあつめ帖とせられ、式内染鑑（一名延喜染鑑）となづけて、後の證とせられしが、今猶奥の御文庫にあり、

摺法

〔倭訓栞中編十〕しのぶずり　日本紀に蓁揩（ハリズリ）延喜式に小松ずり、小草ずりなど見えたれば、しのぶ草の形をすり付たる成べしといへり、伊勢物語にも、

春日野の若紫のすり衣しのぶのみだれかぎりしられず、とよめり、しのぶ草を紫の根にて摺つけたる也、さるをみちのくのしのぶもぢずりとつゞくるは、陸奥國に信夫郡ある故也、信夫郡に石ありて、岡部と云所の田中にあり、いつの比か、岡より落といふ、しのぶ草のかたしたる紋あるをすり付る物也といへるは非なるべし、もぢずりといへるも、右のしのぶ草のかたを亂れすりたるをいふ也、とぞ、されど東鑑にも、信夫毛地摺千端と見えたれば、信夫を地名とするも一説なるべけれ、公忠家集に、東にくだる人に、白き物を青きものしてすりて、火うちを入て贈るとて、

うち見ては思ひ出やと我宿の忍ぶ草してすれる也けり、是はやまあゐもてすれる衣といひ、はぎは花ずりなどいへる類なるべしといへり、されど新千載集には、朱雀院の御時、藤原親盛が、から物の使にまかりけるに、金の火うちに沈のほくちを、しのぶずりの袋に入てつかはすとて讀侍ける、權中納言敦忠とありて、上句、うちつけにおもひやいづと故郷のとあり下句同じ、

〔貞丈雜記 三小袖〕一すり衣の事、しのぶもぢずり、花すり衣など、歌にもよめり、これは板に草木花鳥などの形を彫刻みて、ひめのりを布に包みて、その木がたの上を打て、のりを付るハ絹布のすべりうごかぬ爲也、のりをあさ〳〵と付置て、その上に布又は絹などをかけて、よくおしつくればゞ、木かたの所高くなる也、それを藍の葉又は色々の花を銘々に布に包みて、布絹などの面を摺れば、草木花鳥の繪あらはるゝ也、

〔延喜式 四十一彈正〕凡揩染成文衣袴者、並不得著用、但縁公事所著、幷婦女衣裙不在禁限、

〔延喜式 十四縫殿〕裁縫功程 〇中略

榛摺帛一疋、長功日大半、中功日一人小半、短功日二人、

青摺布一端、長功日少半、中功日大半、短功日一人、

〔古事記 下仁德〕其臣 〇口子臣 服著紅紐青摺衣、

〔萬葉集 九雜歌〕見河內大橋獨去娘子歌

紅(クレナヰノ)赤裳(アカモ)數十(スソ)引(ヒキ)、山藍(ヤマアヰ)用(モテ)、摺衣(スレルキヌ)服而(キテ)、直獨(タヾヒトリ)、伊渡爲兒者(イワタラスコハ)、若草乃(ワカクサノ)、夫香有良武(ツマカアルラム)、〇下略

〔古今和歌集 十三戀〕題しらず　讀人しらず

戀しくばしたにを思へむらさきのねずりの衣色にいづなゆめ

〇按ズルニ、摺衣ノ事ハ、冠服部祭服篇及ビ冠服雜載篇ニ載セタリ、宜シク參看スベシ、

〔古今和歌集 十四戀〕題しらず　かはらの左大臣 〇源融

染料

陸奥の忍ぶもぢずり誰ゆへに亂れむと思我ならなくに

〔東遊雜記 一〕六日、〇天明八年六月 桑折の驛出立して、再び福島休み忍摺の古跡所へ立寄、〇中略 土人の云、文字摺岩、古しへは山のうへに有しに、大雨の節倒ひ落て、石面の平なる方は下となりて、土中に有りと云、福島に古しへの紋なりとて、錦石の形を石匠に彫刻させて、藏する家あり、埒もなきものながら、所の人は珍らしきものに覺へ居る事也、福島止宿の夜、沼崎長右衛門と云人と、終夜物語て、此邊の名所舊跡の事を聞しに、此人才子にて和歌をよみ、文も有る人なり、玄かも豪家にて權代役と號して、福島市中にての長なり、此人の物語に、文字摺石は、後世の僞物にして、彼地に雅なる石の有りしを、幸に旅人など、古歌によりて文字摺石の事を尋ぬれば、彼石をおしへしにより、いつとなく名所となりし事也、文字摺と云事は、往古は奥羽の地至て邊鄙なる故に、染るといふ事は更に知らざりし事にて、石面の平かなるに、色よき草花を並べおき、其うへに藤布をあふせかけて、夫をまたきめよき丸キ石にて、うへより摺りて、草花のいろ〳〵の色を、布に摺りうつせしもの也、何れの石をさして、文字摺といふべきにはあらず、信夫郡古しへよりある所の平なる石は、皆々文字摺石也、今にても是より數十里奥羽の界筋にては、乏家のもの染代をいとひ、右のへりにして、白布にもやうを摺付る地もあると、物語りなり、

〔倭名類聚抄 十四調度〕染色具第百八十四 四聲字苑云、染以物取彩色也、色者五彩之總名也、

〔古事記 上〕故其日子遲神和備氐、三字以音 自出雲將上坐倭國而、〇中略 歌曰、〇中略 夜麻賀多爾、麻岐斯、阿多泥都岐、曾米紀賀斯流邇、斯米許呂母遠、〇下略

〔古事記傳 十一〕阿多尼都伎は、茜舂かと契冲云り、信に然聞ゆるを、赤根を阿多尼と云むことは、聊心ゆかず、若は草書にかと書るを、多と誤れるにやあらむ、〇中略 曾米紀賀斯流邇は、染木之汁になり、染木とは、卽上の茜にて、其を搗たる汁にといふなり、さて茜は草なるを、木と云るは、物

染るには、今世に木草ともに、凡ては染草と云如く、古は草をも凡て染木と云しか、本は植物の總名にて、草にもわ契沖は、茜を木と云むこといかゞなれば、若は阿多尼は、皮を剝て染物する木ノ名にて、それ〳〵を染木と云るにやとしいへりたりしか、波岐、平岐、須々伎、余母岐、布々伎など、草にも伎といふ名の多かるは、木と云ことにもや、

〔倭名類聚抄 十四 染色具〕蘇枋　蘇敬本草注云、蘇枋音方、俗音須方、人用染色也、

黄櫨　文選注云、櫨落胡反、和名波邇之、今之黄櫨木也、

蘗　兼名苑云、黄蘗、補麦反一名黄木、和名岐波太

梔子　唐韻云、梔音支梔子木實、可染黄色者也、今按醫家書等用支子二字、和名久知奈之

橡　唐韻云、橡徐兩反、上聲之重、和名都流波美、櫟實也、

茜　兼名苑注云、茜蘇見反、和名阿加禰、可以染緋者也、

紫草　本草云、紫草和名無良散岐兼名苑云、一名茈莀紫戾二音今案玉篇等、茈即古紫字也、

紅藍　辨色立成云、紅藍久禮乃阿井呉藍同上本朝式云、紅花俗用之

藍藍澱附　唐韻云、藍魯甘反染草也、澱音殿、和名阿井之流、藍澱也、本草云、木藍堪作澱也、木藍和名都波岐阿井蓼藍多天阿井見本草、

黄草　辨色立成云、加伊奈本朝式云、刈安草

鴨頭草　楊氏漢語鈔云、鴨頭草、都岐久佐辨色立成云、押赤草

赤莧　本草注云、莧又有赤莧、和名阿加比由莖葉純紫、不堪食之、

○按ズルニ、染料ト爲ス草木ノ詳ナル事ハ、植物部木篇及ビ草篇ニ載セタリ、宜シク參看スベシ、

〔江戸買物獨案内 上〕寶曆十辰年をしやうこに御もとめ可被下候、染よふの事は、袋紙にくわしく志るす、

大傳馬鹽町へ所替仕候
いせやゑい七製
金元祖早染草所
神田橋もとは元町二丁目

染賃

〔近年諸藝方賣買代物事〕一べにの代
御はかまの染ちんは一兩、別紅の代四百文宛、御小袖御裏分、上は八百、中は四百文、其外は代によて染之、〇中略
一こんやの代
あさぎは百廿文、ひやうもんは百五十文、二ゑ物かちんまじり三百文、まき八百、或は一貫、ひやうもんは代不定、
一そめ物の代おもてばかり
かけもへぎ　梅ぞめ　倉谷物
小野物以下色々、上は一貫五百四百、中は一貫、下は一貫より内ニ入、

工具

〔倭名類聚抄十四裁縫具〕模　唐韻云、模莫胡反、俗語加太岐、法也、形也、
〔箋注倭名類聚抄六裁縫具〕廣韻同、按説文、模、法也、禮記内則注、模、象也、孫氏本之、以爲染布帛之模範者轉注也、尚書大傳、績乎其猶模繡也、注、模、所孫文章之範者、卽是義、按縫殿寮式新嘗祭小齋諸司靑摺衫、有模飯料米、
〔延喜式十四縫殿〕新嘗祭小齋諸司靑楷布衫三百十二領、〇中略模飯料、米二斗四升八勺、
三年一度雜物〇中略
染槽四隻、各長一丈槽二口、一口受一石、一口受二五斗、水瓱麻笥四口、水麻笥五口、各受三斗、轆轤杓五柄、大三、小二、叩戸五口、
右御服染作所雜物依前件
〔勢陽五鈴遺響布藝郡二〕白子〇中略産物ハ索餅、紺屋ニ用ユル染形紙ヲ諸州ニ鬻グ、

練張

〔守貞漫稿十九〕小紋染ハ美濃紙ヲ十枚バカリ、柿澀ヲ以テ重之、是ニ紋ヲ極細ニモ穿ツ、此形工伊セノ白子村ニ多シ、諸國ニ携出テ賣之、近世ハ諸國城邑ノ地ニ製之、三都ニテハ京坂早ク、江戸遲ク出テ、江戸名工出テ京坂ニ勝アリ、

同ク美濃紙ヲ澀重子ニシテ、粗ナル紋ヲ穿チタルヲ中形トモ、小紋ニ對スルノ言也、夜具等ニハ大形ヲ用フレドモ、大形ト云名ハ未聞之、

〔倭名類聚抄十四染色具〕柃灰　蘇敬曰、又有柃灰、柃音靈　燒柃木葉作之、並入染用、今案俗所謂椿灰等是也、

〔延喜式十五内藏〕奉諸陵幣略〇中練染用度、略〇中椿灰二石七斗、

〔倭名類聚抄十四染色具〕灰汁　辨色立成云、灰汁阿久　淋、阿久太流、音林、

〔箋注倭名類聚抄六染色具〕汁灰見内藏寮式、略〇中阿久太流、上音林、本草綱目冬灰條、今人以灰淋汁、取𪊲浣衣、浸藍靛染青色、辨色立成、淋灰訓阿久太流、爲允、下總本標目下有淋灰附三字、

〔倭名類聚抄十二絹布〕練　蔣魴切韻云、練郎甸反、和名禰利岐沼、熟絹也、

〔延喜式十四縫殿〕練絁用度

絁十疋、絹亦同、稾五圍、薪百廿斤、絲卅絇、稾四圍、薪六十斤、

〔貞丈雜記五裝束〕一搔練カイネリ之事、源氏物語初音の卷に、ひかりなく黑きかいねりのさひ〴〵しくはりたる云々、略〇中搔練と云は、ねらざる生スヾシの絹に對して、練たる絹を搔練と云也、

〔法中裝束抄〕法中裝束之事

一鈍色白裳付香染事

問云、鈍色ノ名目、幷其所用如何、　答、略〇中白裳ハ必練テ粉ヲ付張ニセル也、但清華ノ僧、生ノ裳ヲ著ル常事歟、是ハ可爲別儀、從僧乃至承仕ノ著用モ練タル白裳而已、

〔今昔物語二十四〕大江朝綱家尼直詩讀語第廿七

瑩

打

今昔、村上天皇ノ御代ニ大江朝綱ト云博士有ケリ、〇中略朝綱ノ二條ノ家ニ行カムト云テ其家ニ行ニケリ、〇中略丑寅方ヨリ尼一人出來、〇中略卯モ尼ハ何者ニテ有シゾト問バ、尼己ハ故宰相殿ノ物張ニテナム侍リシ、〇下略

〔人倫訓蒙圖彙六〕練物張物師　絹を練る家、張物をなす、一切の染物、又は洗濯物これをはるなり、

〔貞丈雜記五装束〕一瑩ミガク瑩ノ字ヲ略シ用ユ又ゑうす瑩ノ字ヲエウトヨム、ヨウト云ニ似タリ、とも云は、張たる絹を貝にてすりて光りを出すを云也、

〔延喜式十四縫殿〕三年一度雜物〇中略

瑩板二枚各長三尺五寸、廣二尺四寸、〇中略　右中宮御服所料、依前件、

〔枕草子五〕いみじくやうしたるしろききぬに、かた木のかたしにかきたるおり物のからぎぬの上にきたるは、まことにめづらしき中に、〇下略

〔雅亮装束抄一〕かべしろのおもては、れいの木丁のやうにて、うらはしろくやうして、ひもは、おもてはすはうながら、こきうちなからをあはせてあり、

〔貞丈雜記五装束〕一装束に打と云事あり、紅の打衣などの類也、是は砧キヌタにて打て光を出したる也、後世は板引イタビキにかへても、古の儀にまかせて打といふ也、單とて、装束の下に著る單は、春冬はフクサ張、夏秋は板引を用るなり、

〔女官飾鈔一〕うちぎぬの事　紅の綾をうちて、かさねられ候、おさなひ人は濃きうち衣也、〇中略こきうちきとは紫の打たるを云也、

〔源氏物語二十八野分〕ひんがしの御かたへ、これよりぞわたり給、けさのあさきむなるうちとけわざにや、ものたちなどするねびごたち、おまへにあまたして、ほそびつめく物に、わたひきかけてまさぐるわか人共もあり、いときよらなるくちばのうすもの、いまやう色のになくうちたるなど、ひきちらしたまへり、

板引

〔貞丈雜記 五裝束〕一板引といふは、うるしぬりの板に、絹に糊を付てはり付て能ほして引はなせば、光出る也、蠟をぬりたるが如し、平絹も綾も板引にスルナリ

一引倍支(ヒヘギ)とも、ひへぎとも云は、板引の事也、板にはりて引へがす故、引へぎと云、

蠟引

〔享保集成絲綸錄 三十六〕元祿三午年三月

覺

一染物之地合、幷艶能く見世可ㇾ申ため蠟抔引候由相聞候、總而左樣之手くろ箇間敷義、向後一切仕間敷候、若相背者於ㇾ在ㇾ之は、急度曲事に可ㇾ申付候間、町々に罷在候呉服屋紺屋共江申きかせ、此旨堅可ㇾ相守者也、

三月

右者、急度被ㇾ仰出ニ而者無之由也、

湯熨

〔人倫訓蒙圖彙 六〕湯熨(ゆのしや)や　一切の染物地に、ちゞみのあるをのべちゞめするなり、又つや付、木目つけ、同じ類なり、

雜載

〔萬葉集 七譬喩歌〕寄ㇾ絲

河內女之(カフチメノ)、手染之絲乎(テソメノイトヲ)、絡反(クリカヘシ)、片絲爾雖ㇾ有(カタイトニアレド)、將ㇾ絕跡念也(タエムトオモヘヤ)、

〔源氏物語 五十三手習〕かの人のいひつけしことなどを、染いそぐを見るにつけても、あやしくめづらかなることゝちすれど、かけてもいひ出られず、

〔諸問屋再興調 八〕寬政三亥年十二月手形帳書拔

一私共儀、藍玉在々賣掛錢ニ而請取候分、邊土之分は金銀ニ引替候儀難ㇾ相成、江戸表江積取申度候得共、當九月中在方ゟ江戸表江當分錢差出申間敷旨御觸御座候ニ付、右錢積取申度段奉ㇾ願候處、在々にて請取候分、便船等ニ而積廻し、紛敷儀も有ㇾ之候而は如何ニ付、在々紺屋共染代錢

少々宛、其最寄町場等ニ而金銀ニ引替置候樣、兼而問屋共ゟ掛合遣取立ニ相廻候節、金銀ニ而請取候ハヽ、假令邊土たり共、少々宛之兩替は、其最寄在方ニ而も不ㇾ相成ㇾ筋者無ㇾ之候間、右體之儀ハ、問屋共如何樣にも勘辨可ㇾ致事に候、先達而錢相場下直ニ而難儀之段者、諸問屋共度々願出候程之儀ニ有ㇾ之、漸々御世話を以、右相場も引上候樣相成、商人共難ㇾ有儀ニ有ㇾ之、在々ゟ錢相廻候儀、當分被ㇾ差留ㇾ候儀ハ、錢相場引立候爲之儀も有ㇾ之處、却而右體之儀申立候儀ハ、錢相場之響等も不ㇾ相辨ㇾ目先之勝手而已を申立候段、如何之至候、依ㇾ之願之趣不ㇾ及ㇾ御沙汰ㇾ訴狀御返し被ㇾ成事ニ請取ㇾ候、爲ㇾ後日ㇾ仍如ㇾ件、

亥十二月六日

本八町堀貳丁目忠兵衞店　庄三郎阿州住宅ニ付代
藍玉問屋行事　名前虫喰不ㇾ知印
同所三丁目忠右衞門店　新助阿州住宅ニ付代　同斷　喜兵衞印

〔染物重寶記〕染物匂ひを去る事
何色にてもにほひあり、別して黑に匂ひあり、夜風に一夜あつれば、にほひさるなり、

革工

革工ハ獸類ノ皮ヲ製スル工人ナリ、而シテ其製シタル革ヲ以テ、種々ノ器物ヲ造ルノ術ハ、夙ク神代ノ時ニ起レリ、

名稱

〔和爾雅〕三 人物 皮匠(カハダイク)

〔人倫訓蒙圖彙〕六 滑革師(なめしかわし)　革は所々の穢多これを造る、革師これを求めて、馬具、銀袋(かねぶくろ)、蒲團、枕等、是をつくる、毛革をもつて作るを毛革師といふ、各春日通東洞院の西にあり、

初見

〔日本書紀〕一 神代 一書曰、〇中略 天照大神謂ニ素戔嗚尊ㇾ曰、汝猶有ニ黑心ㇾ、不ㇾ欲ニ與ㇾ汝相見ㇾ、乃入ニ于天石窟ㇾ而閉ㇾ

職司工人

著磐戸焉、於是天下恒闇、無復晝夜之殊、故會八十萬神於天高市而問之時、有高皇産靈之息思兼神云者、有思慮之智、乃思而白曰、宜圖造彼神之象而奉招禱也、故卽以石凝姥爲冶工、採天香山之金、以作日矛、又全剝眞名鹿之皮、以作天羽鞴、〇下略

〔令義解一職員〕大藏省

典履二人、掌縫作靴履鞍具、謂此爲賞賜、不關供御、百濟手部、狛部、謂並是得考者也、檢校百濟手部、百濟手部十人、掌雜縫作事、典革一人、掌雜革染作、檢校狛部、狛部六人、掌雜革染作、〇中略百濟戸、狛戸、

〔令集解四職員〕大藏省

釋云、別記云、並得考、穴云、此司典履、內藏典履等別何、答二司並各作同物、同充供御也、其染作皮自此司入內藏耳、釋云、內藏爲供御也、此省爲人給也、古記云、典履典革爲長上、〇中略古記及釋云、別記云、忍海戸狛人五戸、竹志戸狛人七戸、合十二戸、役日無限、但年料牛皮廿張以下令作、村村狛人三十戸、宮部狛人十四戸、大狛染六戸、右五色人等爲品部、免調役也、紀伊國在狛人百濟人新羅人幷卅八戸、年料牛皮十張、鹿皮麕皮令作、但取調庸、免雜徭、百濟手部十戸、在京八戸、右京二戸、一番役五人、月料履一人十六兩、令縫、爲雜戸、免調役也、百濟戸十一戸、臨時免役、爲雜戸、免調役、

〔令義解一職員〕內藏寮

典履二人、掌縫作靴履鞍具、謂此爲供御也、及檢校百濟手部、百濟手部十人、掌雜縫作事、〇中略百濟戸、

〔享祿本類聚三代格四〕太政官符

定內匠寮雜工數事〇中略

番上一百人〇中略　革宮工四人〇中略

大同四年八月廿八日

〔日本書紀十五仁賢〕六年、是歲日鷹吉士還自高麗、獻工匠須流枳奴流枳等、今倭國山邊郡額田邑熟皮高

麗、是其後也、

〔日本書紀通證二十仁賢〕須流枳、奴流枳、蓋人名、熟皮高麗、仁徳紀、韋訓之加波、此訓比利、蓋韓語也、孰、熟本字、會典有熟皮匠、

〔甲斐國志百一人物一〕在郷諸職人

一革屋之事　萬力筋孫右衛門、中郡筋助衛門、萬力筋善次郎、大石和筋總十郎、西郡筋清九郎、北山筋與九郎、同七衛門、逸見筋勘助、

右者此八人之革屋自前々諸役並田地役御免之由申事ニ候間、重而御理申上、御意次第可申付候、其内之儀ハ、此者共役等之儀御用捨尤候、自前々之墨付共有之間如此候、以上、

文祿四三月十三日　　右近大輔　忠吉押　淺野家老

六筋之御代官衆　御給人衆中○略

北山筋宇津谷村革多

一革多七衛門屋敷三百坪、並家役被成御赦免之旨被仰出者也、如件、

天正廿年辰二月十日　　井上梅雲齋　榮秀押

革名稱

〔倭名類聚抄十五膠漆具〕革　説文云、革古核反、和名都久利加波、今案有蘇枋革、黄櫨革、紫革、褐革、緋纈革等名、○中略獸皮去毛也、

〔令義解三賦役〕凡諸國貢獻物者、○略註皆盡當土所出、其金銀珠玉、皮革羽毛、錦罽羅穀紬綾、謂罽者、氈之屬、即毛布也、

種類

〔革究圖考〕新革アラカハ　阿良加波とは、素改め更る義也、説文に其毛を治め去りて、是を革め更るなりと云、意相似たり、温古要覧に洗革とあれども、新革と洗革とは異なるべし、洗の字を用るは、水に浸して釋し製せばなり、世に鹿の革を以て水に浸し、雨露水濕を受て緊く堅からざらしむるを、洗革と云なんど、古を考ざる誤説なり、延喜式に、洗革一百張、又女鞍を造る料、挂甲を修理する料等、皆是を用ゆとみえたり、保元平治物語、平家物語、源平盛衰記、太平記等に、洗革威の鎧と見えたるは是なり、武雜記に、力革は白滑たるべしと見えたれば、天文永祿の頃、既

に洗革の名は亡びて、白滑とは云るなるべし、(温古究囊に、洗革の既、文によりて物によらざるは誤れりと云、)按に、阿良加波に洗字を用ゆるは安穏ならぬにや、新皮と書てこそ然るべきにや、新なるの儀にて、あら皮は新しき皮と云べき略語ならん、洗革は染革の名にて、混じて論ずるは癖事也、洗革の說は、安齋先生の考證を以て是とすべし、平義器談、軍器考標義、軍用記、武器考證、其外諸書に見えたり、素洗革と云は、薄紅にて染たる革にて威したる鎧を洗革と云事は、緋の革を洗ひ禿したる心なり、參考保元物語、京師本、杉原本、半井本等には、義朝が幼少の子供殺さるゝ時、兵其袖を濡す中にも、波多野十郎が赤革威(京師本には緋威とあり)の鎧の袖、洗革にやなりぬらんと云事見えたり、(印板の平治物語にはこの事なし)是涙にて赤革緋威の革洗はれて色薄くなり、洗革になりぬべしと云意なり、近世の說に、洗革といふは、革のこわらぬ藥を水に入て洗たる革なりと云は妄說也と見ゆ、(以上伊勢貞丈說)是洗革といふは、薄紅の革の證とすべし、兵ども大勢並居たるに、波多野が鎧ばかり洗革にやなりぬらんと云は、薄紅を洗革と云べきこと明白し、日本紀天智天皇六年の條に、桃花布をあら染布と讀しむ、是も洗染と云ことにて、紅を洗ひて薄く桃の花色になりたる意也、桃染布、衣服令に桃染衫と見ゆ、萬葉集に桃染褐とみえ、延喜彈正式に桃花布衫と見ゆ、江家次第に荒染とあり、皆倶に退紅を云るなり、洗染は洗染るの略語なれども、諸の色を云ずして、退紅に限りて洗革とはいふなりとぞ、此阿良加波といふは、牛馬鹿などの皮を製れるなり、主稅寮式に、太刀の緒の料、鹿の洗革一條とみゆるは、新皮の事にはあらず、

〔革究圖考〕滑革。。　究は皮革を柔になす也、滑すはなめらかにするなり、諸の色を以て染て光彩瑩滑にせる義也、古き書に滑革と云るは、皆色染の洗革をいふなり、俗に白滑鹿滑革など云るは、近き世の謂なり、唐土には鞹と云、なめすと訓ず、論語の注及び說文に、鞹は毛を去る皮なりと注して、韋の字の注と同じうせるは、いまだ足ざるに似たり、徐氏が曰、鞹は皮の其毛を去り、染て是を

瑩くを華鞹と謂と、詳の説なり、爰を以て考れば、鞹の洗革なる事を知るべし、字書に曰、革の字注に、徐氏の説を引て、染て是を瑩くを革といふとあるは、鞹と革と通じ用ゆればなり、粗は柔革なりとみえしは、是もまた鞹と同かるべきにや、

〔安齋隨筆後編五〕一煉革。。を製する方　牛の革を煉るなり、長門牛を最とす、膠を薄く煎じて、冷して其膠水に牛革を浸して、心まで水の透りたる時とり揚げて、樫木の盤のうへにのべしきて、鐵の槌にてむらなく打つなり、打てば薄くなるなり、三日の間打ちて後、表裏に石灰をまぶしてすり付け、日に乾すなり、是を以て鎧の札をつくり、又煉鐔にするなり、革を厚くするは、革二枚、或は三枚重ねて打てば、一つに付て厚くなるなり、盤樫木の切口の方に革を置て打つなり、右鎧工岩井某が傳なり、貞丈按に、煉革冬月寒中に製せば、革の性強くして虫を生ずる事あるまじきなり、夏月の製はいまだ乾かざる時、革腐る故、性弱くして虫生ずる事あるべし、亦按に、革乾たる時、泥鰻の肉をすり付て乾すべし、或は泥鰻を燒て、其烟りにてふすべたるがよし、すべて軍器は如此すべし、虫を生ずる事なし、

〔延喜式十五内藏〕諸國年料供進○中略雜。。染革一百六十張、紫革卌張、緋革卌張、纈革卌張、畫革廿張、白革卅張、洗。。革一百張、已上盛二漆韓櫃三合一、○中略牛皮廿四張、赤木廿材、有二増減一、○中略右太宰府所レ進、

〔延喜式四十九左右兵庫〕修二理挂甲一領一料、○中略洗革四張半、

〔延喜式工事解三兵庫〕洗革四張半

洗革トハ鹿皮ノ毛ヲ去テ半熟スル者ナリ、今俗ノ鹿滑革ト言フ者ナリ

〔貞丈雜記十四皮類〕一天平。。韋。と云は、白韋にかき色に地をして、白くもやうを出たる韋也、其もやう不動明王の像、八幡の二字梵字、天平十二年八月の七字を付る也、是は甲冑の飾に用べき爲に作りたる韋なるが故、冑のまびさし、耳袖のかむりの板などを包む程づゝにかこみを書て、其内にも

やうを付る也、此韋肥後國八代郡より出る也、板木にてもやうをおしたる也、染たるか如し、（もやうの所は白し、牡丹唐草に獅子あり、丸の内に梵字あり、又不動明王の像あり、）

一正平韋も、白韋に地をかき色に、白く紋を出す、板木を以てもやうを付る也、もやうは唐草獅子などを付、正平六年六月一日の八字、もやうの内所々にあり、天平韋に似たる韋也、是も肥後國八代郡より出る也、古より八代郡に天平韋の板傳りて、韋にもやうをおして出しけるが、不動明王の像、八幡の二字梵字等を付る故、それを憚りて、中比より商賣をとめられしを、鎮西將軍懷良親王、八代郡高田に御座ありし時、南朝の（此時天子兩人在て、南朝北朝と分れて合戰あり、太平記に見ゆ、）正平年中に、（正平は、南朝後村上院の年號、）別の板をきざませられて、商買する事をば御免ありしによりて、正平御免韋と名付たりと云、ただ御免韋と云あり、正平御免韋とは別也、

〔革究圖考〕畫韋（エカハ）。。天平韋　正平韋　延喜内藏寮式に、畫韋二十張と見ゆ、（軍器考補正に、甲冑の所々包める色韋は、皆各其名こそありつらめど、聞もつたへずとあれども、延喜式にみえし畫韋と云もの是なるべし、）此畫韋といふもの種々の文あるべし、畫韋と云は總ての名にて、其文に倚て名をまうけ、何々の畫韋とは云なるべし、天平韋、正平韋と云は、古にありて畫韋と云し物なるべし、天平韋、正平韋といへる名は、近き世の俗に出る所にして、古書には聞えず、近來造り出せるものは、不動尊像、獅子牡丹などの古の文に倣て製すれども、古の製に比すれば殊に拙なく、鐙造るべき料には充がたし、菊地佐々傳記附錄に曰、天平韋の板、肥後國八代古閑橋の邊にあり、土人の說に、天平韋は中に天平十二年八月とありて、不動像及び八幡の二字幷梵字等あり、神佛の像ある故、商買を忌憚りけるに、征西將軍懷良親王、八ッ代の高田にましましける時にて、南朝の正平年中に別板を彫りて給ふ、是より御許を得たりとて、正平御免韋と稱す、此板には、正平六年六月朔日とあり、諸國正平染の權輿なり、（武林原始にも是を引きたり、）軍器考に曰、正平韋といふ物、異邦より來れるとも、又南朝の朝廷にて染させられしを、

嘉慶の頃、鹿苑院公方〇足利義滿へ、紀伊國矢田の庄より其板あまた進せられしとも云、異朝の物なりと云事心得ず、南朝の號にして、其六年には南北一統して、北朝觀應の號を止められ、天下悉く正平六年と號す、再南北分れて、南朝は終に亡びさせ給ひしかど、其號は空く此韋に止りぬ、紀伊國は從來南朝の領させ給ひし所なれば、後に此物彼國より出しなど云事、さもありぬべし、軍器考補正に云、肥後國より染出す物を肥後韋と云、天平十二年八月と云文字を今に染たり、いかなる故にや、餘りに舊(古)まさりし年號にあるにや、往古の染様ならんには、脇盾を包む韋も染付あるべきに、年の號は古にて、此包料なきは不審し、安齋先生の軍器考頭書に、正平御免韋は、即ち今の正平韋なり、此外に御免韋と云ものあり、赤黒色に白く文を出せる染革なり、紫に白文あるは錦革とて、室町將軍の御物に用ひし故、常人の用ることを禁せらる、赤黒色に白文あるは御免にて誰も用る也、其色紫に似するといへども、正しき錦革に非ざる故御免也とみえたり、

〔雍州府志七土產〕菖蒲革、八幡山下大谷染之、傳言、準神功皇后征三韓之鎧威、而以革染之、故名高麗勝武、也、源義家朝臣奉勅伐東夷時、祈石清水八幡宮、從大谷獻高麗勝武、義家悅爲鎧威立軍功、故歷代幕下稱此革、其後豐臣秀吉公征朝鮮時、傚神后嘉兆、詣石清水、祈戰利、且使陪臣木下半助吉政徵勝武革、卽獻高麗勝武革、秀吉公賜書嘉之、其書今在矣、當時名爲菖蒲革者、以仲夏節染成之故歟、

〔裝劍奇賞六〕天平革正平革　肥後國八代古閑橋のほとりにて製、元鎧の威の料に供ふ、天平十二年八月と題す、當時交易せざりしを、後賣買をゆるされしゆゑ、御免革ともいへり、又正平南朝年號六年六月一日と題せるなり、是を正平革と名く、

菖蒲革　城州男山の麓にて往昔染る所にして、是も鎧の威に用ふ、菖蒲は、勝武の義を音に借てこれを祝せる也、

〇〇御免革　地を紫に染て、圖略〇圖のごとき菊の形をおきたるもの也、其様の天平革に似たるをも

製作

て、これを御免革と稱して賣買す、異の御免革とは別なり、

姫路革　播州姫路にて製す、五色あり、いづれも一葉の葵と散櫻の極印あり、大さ壹尺三寸に、七寸五分あり、紅革のものは、此中にて高直なり、

〔毛吹草三〕肥後　御免革（錦革ノ如シ、武具又鞦ノ沓等ニ用之、）

〔續日本紀三十六光仁〕寶龜十一年八月庚戌、勅、今聞諸國甲、稍經年序、悉皆多不中用、（○中略）自今以後、諸國所造年料甲冑、皆宜用革、即依前例、毎年進様、但前造鐵甲、不可徒爛、毎經三年、依舊修之、

〔類聚三代格十二〕太政官符

應禁斷櫝皮韉事

右被右大臣宣偁、奉勅、牛之爲用、在國切要、負重致遠、其功實多、今聞無頼之流、爭事驕侈、殺剝斑櫝、競用鞍韉及胡簶等之具、爲弊尤甚、事須禁絶、若有違犯、科違勅罪、主司阿容、亦與同罪、

延暦廿三年十二月廿一日

〔延喜式十五内藏〕牛皮一張、（長六尺五寸、廣五尺五寸、）除毛一人、除膚肉一人、浸水潤釋一人、曝涼踏柔四人、

染皺文革一張、（長廣同上、）採樫皮一人、合和麹鹽染造四人、

鹿皮一張、（長四尺五寸、廣三尺、）除毛曝涼一人、除膚宍浸釋一人、削暴和臑㨨乾一人半、

染皂革一張、（長廣同上、）燒柔熏烟一人、染造二人、

〔延喜式十七内匠〕年料革筥廿合、就中衾筥四合、（○註略）衣筥六合、（○註略）釼緒筥一合、（○註略）巾筥二合、（○註略）唾巾筥二合、（○註略）櫛筥四合、（○註略）刀子筥一合、（○註略）料、牛皮十張、（各長八尺已上、下七尺以上、）鹿皮十張、（各長五尺已上、）漆六斗六升四合、熟麻廿斤七兩、（搔縄料）帛一丈五尺、石見庸綿廿二斤十兩、播墨二斗四合、黏料信濃調布四端二丈五尺、小麥二斗四合、伊豫砥五顆、青砥四枚、橡絁一疋三丈、（革筥工三人衣袴料）苧四斤九兩、（縫料）絹六尺四寸、油三升三合、鐵二挺、（皮焼并皮刀料）調布八尺八寸、炭九斛二斗五升、和炭二斛二斗三升、歩板六枚、（筥形料）單功七百

六十一人、工七百十人、夫五十一人、

〔延喜式十七内匠〕馬瑙御腰帶一條六道料、馬革一條、長七尺、廣六寸、縫料生絲一分、拭料調布五寸、入革厤料苧小一兩、張革繩料麻小七兩、黏料米一合、作革料油一合、鹽三合、糟三升、染料酢一合、漆三勺、炭五升、銙具石一顆、方四寸〇下略

〔貞丈雜記八調度〕一敷皮(シキカハ)と引敷(ヒツシキ)と替る事、敷皮は鹿の毛皮にて作る、うらに白布を作る、へりはゑやうぶ皮也、緒なし、敷く時毛の方を上にして敷也、引敷は羚羊(カモシカ)の皮にて作る、鹿の皮をも用ゆ、作樣大體敷皮の如し、是は緒を付て、毛の方を外にして、うらの布の方を腰にあて、緒を前にて結ぶ也、腰につけたるまゝにて敷也、其時布の方は上になり、毛の方は地に付也、腰の緒をときて敷くとも同じ事也、敷皮引敷の事は、犬追物類鏡に委くしるし置也、

〔雍州府志八古蹟〕悲田寺　古在京師、今在東三條、〇中略東三條南有天部村、此處與悲田寺爲一雙、然此處屠人而專剝牛馬皮爲革、以此張太鼓、又以此革縫草鞋底、每日出市中、携小宮入鍼幷絲革補履破、此天部悲田寺共號穢多、元剝取牛馬皮、故觸穢多、因稱穢多、或號皮(カハ)太、太字倭俗助語之詞也、

〔彈左衞門一件〕覺　淺草彈左衞門一件〇中略

一御役目相勤之儀は、御厩江御用次第、御おひ綱指上申候、其外御陣太鼓、幷時之御太鼓、御陣御用之皮類、御用次第差上候事、〇中略

右之趣、此度御尋ニ付奉書上、前度寫指上候古證文、毛頭相違無御座候、以上、

享保十年巳九月　淺草彈左衞門

〔雍州府志七土產〕革匠　以革製諸品物、是謂革屋、造蹈皮幷革袴、及革頭巾、革道服、多在三條通、又以不去毛之皮造物、是謂毛皮屋、在春日通西、

〔人倫訓蒙圖彙六〕足袋師　革足袋は、鹿の滑革をかいとりてこれを造る、此家羽織袴等、革にてこ

雜載

れをつくる、燻革此所に造る、紫革、黒革、菖蒲革は、外に染てあり、三條通御幸町より西の方に多く住す、

〔雍州府志七土産〕植虎皮 以虎毛插他皮、其紋采不與眞虎皮相違、是謂植虎。。。屋、插其毛猶植草木、故稱之、在烏丸二條北、

〔毛吹草三〕山城 鹿切革細工

〔七十一番歌合上〕十番 右 かはかはふ

いけはぎの皮かはふ時ながむればあかはだかにもすめる月哉

明治四十一年十月十二日印刷
明治四十一年十月十五日發行

神宮司廳

（白石製本所　製本）

昭和七年一月五日印刷
昭和七年一月十日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者　和田助一

發行所　東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所　東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社
振替口座東京　八九六〇番
電話小石川(85)　一〇五四番　三二六九番

單式印刷株式會社印刷